

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	佐呂間町 上湧別町 厚岸町 弟子屈町	乳幼児 (道の基準)	90	*平成20年10月から入院の対象年齢を拡大 入 院: 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外: 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護世帯に属する者は含まない) *佐呂間町、釧路町、剣淵町、遠軽町については、小学生の入院は償還払いとする)	・0歳から3歳に達する日の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円 ・3歳以上の者 1割負担(ただし市民税非課税世帯は初診時一部負担金を負担) 【自己負担限度額】 44,400円	・0歳から3歳に達する日の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円 ・3歳以上の者 1割負担(ただし市民税非課税世帯は初診時一部負担金を負担) 【自己負担限度額】 12,000円	対象外	道内の医療機関等	平成19年 8月診療分
北海道	枝幸町 浜中町 利尻町 利尻富士町								平成19年 10月診療分
北海道	鶴居村								平成20年 4月診療分
北海道	15市町※1								平成20年 8月診療分
北海道	下川町 美深町 湧別町 興部町 雄武町 釧路町								平成20年 10月診療分
北海道	えりも町								平成21年 4月診療分
北海道	剣淵町 中川町 遠軽町								平成21年 8月診療分
北海道	士別市 三笠市 月形町 中富良野町 大空町 日高町								平成22年 8月診療分
北海道	礼文町								平成22年 10月診療分
北海道	美唄市 砂川市 由仁町								平成23年 8月診療分
北海道	音威子府村								平成23年 10月診療分
北海道	歌志内市 天塩町								平成24年 4月診療分
北海道	上富良野町 斜里町								平成24年 8月診療分
北海道	東神楽町								平成24年 10月診療分
北海道	名寄市 富良野市 占冠村								平成25年 8月診療分
北海道	標津町								平成26年 4月診療分
北海道	南富良野町 浦河町								平成26年 8月診療分

※1 芦別市・赤平市・紋別市・滝川市・北広島市・上ノ国町・せたな町・奈井江町・新十津川町・愛別町・豊富町・小清水町・滝上町・平取町・標茶町

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	猿払村	乳幼児 (道の基準)	90	*道の基準どおり 入院：12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・0歳から3歳に達する日の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円 ・3歳以上の者 1割負担(ただし市民税非課税世帯は初診時一部負担金を負担) 【自己負担限度額】 44,400円	・0歳から3歳に達する日の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円 ・3歳以上の者 1割負担(ただし市民税非課税世帯は初診時一部負担金を負担) 【自己負担限度額】 12,000円	対象外	道内の医療機関等	平成27年 4月診療分
北海道	佐呂間町	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	91	*道の基準の初診時一部負担金について町が助成 1. 3歳に達する日の属する月の末日までの者 2. 市民税非課税世帯の3歳以上6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	道内の医療機関等	平成19年 8月診療分
北海道	上湧別町	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	91	*平成20年10月から入院の対象年齢を拡大 *道の基準の初診時一部負担金について町が助成 1. 3歳に達する日の属する月の末日までの者 2. 市民税非課税世帯の3歳以上12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (小学生の入院外除く)	なし				
北海道	厚岸町	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	92	*道の基準の所得制限の非該当者について町が助成 6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	○ 0歳から3歳未満…初診時一部負担金 (医科580円、歯科510円) ○ 3歳を超え6歳未満…1割負担 (ただし、市民税非課税世帯は初診時一部負担金を負担) 【自己負担限度額】 入院外…12,000円 入院…44,400円				
北海道	浜中町	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	92	*道の乳幼児医療の年齢を拡大し医療費の助成を実施 入院：12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 入院外：6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	1割負担(ただし、市民税非課税世帯は初診時一部負担金を負担) 医科580円、歯科510円 【自己負担限度額】 入院外…12,000円 入院…44,400円		対象外	道内の医療機関等	平成19年 10月診療分
北海道	鶴居村	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について村が助成 6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	道内の医療機関等	平成20年 4月診療分
北海道		児童・生徒医療費助成事業 (道の事業の上乗せ分)	92	*道の乳幼児医療の所得制限による非該当者について村が助成 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 *道の乳幼児医療の対象年齢を拡大し、医療費の助成を実施 6歳に達した日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以降の最初の3月31日までにある者					
北海道	北広島市	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	91	*道の基準の1割負担者について、初診時一部負担金のみの負担とする 3歳以上6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金のみの 医科580円 歯科510円		対象外	道内の医療機関等	平成20年 8月診療分
北海道	紋別市	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	91	*平成20年10月から入院の対象年齢を拡大 *道の基準の1割負担者について、初診時一部負担金のみの負担とする 3歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者(小学生の入院外除く)	初診時一部負担金のみの 医科580円 歯科510円				
北海道	上ノ国町	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	91	*平成20年10月から入院の対象年齢を拡大 *道の基準の初診時一部負担金について町が助成 ・3歳に達する日の属する月の末日までの者 ・市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上12歳に達する日以降の最初の3月31日までの者(小学生の入院外除く)	なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
北海道	せたな町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*平成20年10月から入院の対象年齢を拡大 *道の基準の自己負担分について町が助成 対象年齢は道の基準どおり	なし		対象外		平成20年 8月診療分
北海道	新十津川町 小清水町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*平成20年10月から入院の対象年齢を拡大 *道の基準の自己負担分について町が助成 ・6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ・市民税非課税世帯の12歳に達する日以降の最初の3月31日までの者(小学生の入院外除く)	なし				
北海道	新十津川町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*道の基準の所得制限の非該当者について町が助成 対象年齢は道の基準どおり	なし				
北海道	北海道	特定疾患治療	83	*国が行う特定疾患治療研究事業の制度を拡大(対象疾病の拡大) *平成13年4月診療分から受託している事業について、法別番号の変更 下垂体機能障害、突発性難聴、溶血性貧血、ステロイドホルモン産生異常症、シェーグレン症候群、難治性 肝炎の治療を要する者 83.01.601.4・・・自己負担なし(非課税世帯及び重症認定者) 83.01.602.2・・・自己負担あり	所得に応じて負担上限額を設定 入 院:月23,100円限度 入院外:月11,550円限度 ただし、非課税世帯の者及び重症認定者は 自己負担なし		食事標準 負担額を助成	道内の 医療機関等	平成20年 10月診療分
北海道	北海道	ウイルス性 肝炎進行 防止対策・ 橋本病 重症患者対策 医療給付事業	83	*平成17年10月診療分から受託している事業について、法別番号の変更 ウイルス性肝炎、橋本病の治療を要する者 83.01.601.4・・・自己負担なし(非課税世帯) 83.01.602.2・・・自己負担あり	入 院:月40,200円限度 入院外:月12,000円限度 ただし、非課税世帯の者は自己負担なし		対象外		
北海道	美深町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外		
北海道	湧別町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 対象年齢は道の基準どおり	なし				
北海道		乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*道の乳幼児医療の入院外の対象年齢を拡大 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者		・課税世帯は1割負担 【自己負担限度額】 12,000円 ・非課税世帯は自己負担 なし			
北海道	せたな町 (*)	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*平成20年8月診療分から受託している乳幼児医療(道の基準)について、道の対象年齢を拡大 入 院:12歳以上15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし				
北海道	小清水町 (*)	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*平成20年8月診療分から受託している乳幼児医療(道の基準)について、道の対象年齢を拡大 入 院:12歳以上15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳以上15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外		
北海道	下川町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 対象年齢は道の基準どおり	なし		対象外		
北海道			92	*道の乳幼児医療の入院外の対象年齢を拡大 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者		なし			
北海道	美深町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*平成20年10月診療分から受託している乳幼児医療について、入院の対象年齢を拡大 (6歳まで→12歳まで) 入 院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし				
北海道			92	*道の乳幼児医療の入院外の対象年齢を拡大 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者		なし			

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
北海道	上ノ国町 （＊）	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	91	*平成21年8月から対象年齢を拡大 *道の基準の自己負担分について町が助成 課税・非課税者 ・3歳に達する日の属する月の末日までの者 非課税者 ・3歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者（小学生の入院外除く） ↓ 道の基準どおり	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成21年 8月診療分
北海道		乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	92	*平成20年8月診療分から受託している乳幼児医療（道の基準）について、道の対象年齢を拡大 入 院：12歳以上18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：6歳以上18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者					
北海道	剣淵町	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	道内の 医療機関等	
北海道		乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	92	*道の基準の所得制限の非該当者について町が助成 6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者					
北海道	中川町	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 課税・非課税者 ・3歳に達する日の属する月の末日までの者 非課税者 ・3歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者（小学生の入院外除く）	なし		対象外	道内の 医療機関等	
北海道	遠軽町	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 課税・非課税者 ・3歳に達する日の属する月の末日までの者 非課税者 ・3歳以上6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし				
北海道	北海道 （＊）	小児慢性 特定疾患治療	84	*平成13年4月診療分から受託している事業について法別番号の変更 （52.01.601.1→84.01.601.3） 肝疾患のうち慢性肝炎、骨疾患のうち先天性疾患（奇形、変形、欠損を含む）、後天性四肢関節変形・拘縮、骨・関節化膿性疾患、脊椎・骨髄疾患、骨・関節腫瘍性疾患（悪性を除く）、骨系統疾患、骨端症	非課税世帯の者 自己負担なし 課税世帯の者 所得に応じて負担上限額を設定 月11,500円限度	非課税世帯の者 自己負担なし 課税世帯の者 所得に応じて負担上限額を設定 月5,750円限度 *薬局・訪問での負担なし	食事標準 負担額を助成	道内の 医療機関等	平成21年 10月診療分
北海道		ウイルス性肝炎 進行防止対策 ・ 橋本病重症 患者対策医療	83	*平成17年10月診療分から受託している事業について、入院の自己負担額を変更 （入院自己負担額：月40,200円→月44,400円） ウイルス性肝炎、橋本病の治療を要する者 83.01.601.4・・・自己負担なし（非課税世帯） 83.01.602.2・・・自己負担あり	入 院：月44,400円限度 入院外：月12,000円限度 ただし、非課税世帯の者は自己負担なし	対象外			
北海道	上湧別町 ↓ 湧別町	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	91	*平成21年10月5日から湧別町と合併。湧別町の助成内容及び実施機関番号を適用する。 *道の基準の自己負担分について町が助成 1. 3歳に達する日の属する月の末日までの者 2. 市民税非課税世帯の3歳以上12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（小学生の入院外除く） ↓ *道の対象者と同じに変更 *道の基準の自己負担分について町が助成 入 院：12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成21年 11月診療分
北海道		乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	92	*道の乳幼児医療の入院外の対象年齢を拡大 入院外：6歳に達した日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者		・課税世帯は1割負担 【自己負担限度額】 12,000円 ・非課税世帯は自己負担なし	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
北海道	士別市 中富良野町 大空町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担金について市町が助成 対象年齢は道の基準と同じ	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成22年 8月診療分
北海道	日高町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*道の基準の1割負担者について、初診時一部負担金のみの負担とする 3歳以上6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金のみ 医科580円 歯科510円				
北海道	士別市	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*道の乳幼児医療の年齢を拡大し医療費の助成を実施 入 院:12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし				
北海道	中富良野町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*道の乳幼児医療の年齢を拡大し医療費の助成を実施 入 院:12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *道の乳幼児医療の所得制限による非該当者について町が助成 15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし				
北海道	奈井江町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 課税・非課税者 ・3歳に達する日の属する月の末日までの者 非課税者 ・3歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者(小学生の入院外除く)	なし				
北海道		乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*道の乳幼児医療の入院外の対象年齢を拡大 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *道の乳幼児医療の所得制限による非該当者について町が助成 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	・1割負担 【自己負担限度額】 44,400円 ・3歳に達する日の属する月の末日までの者は自己負担なし	・課税世帯は1割負担 【自己負担限度額】 12,000円 ・3歳に達する日の属する月の末日までの者及び非課税世帯は自己負担なし			
北海道	新十津川町 (*)	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*平成20年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 入 院:12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *道の乳幼児医療の所得制限による非該当者について町が助成 入院・入院外とも12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成22年 10月診療分
北海道	浜中町	乳幼児 (道の基準に 上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 対象年齢は道の基準と同じ	なし				
北海道			92	*平成19年10月診療分から受託している乳幼児医療について、自己負担額を変更 (1割負担→自己負担なし) *道の乳幼児医療の年齢を拡大し医療費の助成を実施 入 院:12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし				
北海道	愛別町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 1. 3歳に達する日の属する月の末日までの者 2. 町民税非課税世帯の3歳以上12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者(小学生の入院外除く)	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成23年 4月診療分
北海道			92	*道の乳幼児医療の入院の対象年齢を拡大 入院:12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・課税世帯は1割負担 【自己負担限度額】 44,400円 ・非課税世帯は自己負担なし				

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
北海道	由仁町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 対象年齢は道の基準どおり	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成23年 8月診療分
北海道			92	*道の乳幼児医療の年齢を拡大し医療費の助成を実施 入 院:12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *道の乳幼児医療の所得制限による非該当者について町が助成 15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	道の乳幼児医療の所得 制限による非該当者は1 割負担 【自己負担限度額】 44,400円 それ以外は自己負担なし	道の乳幼児医療の所得 制限による非該当者は1 割負担 【自己負担限度額】 12,000円 それ以外は自己負担なし			
北海道	新十津川町 (*)	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*平成22年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (入院外:12歳まで→15歳まで) *道の乳幼児医療の年齢を拡大し医療費の助成を実施 入 院:12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *道の乳幼児医療の所得制限による非該当者について町が助成 入院・入院外とも12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成23年 8月診療分
北海道	中川町 (*)	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*平成21年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 *道の基準の自己負担分について町が助成 課税・非課税者 ・3歳に達する日の属する月の末日までの者 非課税者 ・3歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者(小学生の入院外除く) ↓ 入 院:12歳に達する日の属する月の末日までの者 入院外:6歳に達する日の属する月の末日までの者					
北海道		乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*道の乳幼児医療の年齢を拡大し医療費の助成を実施 入 院:12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *道の乳幼児医療の所得制限による非該当者について町が助成 15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし				
北海道	奈井江町 (*)	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 *道の基準の自己負担分について町が助成 課税・非課税者 ・3歳に達する日の属する月の末日までの者 非課税者 ・3歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者(小学生の入院外除く) ↓ 入 院:12歳に達する日の属する月の末日までの者 入院外:6歳に達する日の属する月の末日までの者	なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
北海道	奈井江町 （＊）	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	92	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大し、自己負担額を変更 （12歳まで→15歳まで、1割負担→自己負担なし） *道の乳幼児医療の年齢を拡大し医療費の助成を実施 入 院：12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *道の乳幼児医療の所得制限による非該当者について町が助成 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成23年 8月診療分
北海道	歌志内市	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	91	*道の基準の自己負担分について市が助成 対象年齢は道の基準と同じ	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成24年 4月診療分
北海道			92	*道の乳幼児医療の入院の対象年齢を拡大 入 院：12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *道の乳幼児医療の所得制限による非該当者について市が助成 15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし				
北海道	滝川市	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	91	*道の基準の自己負担分について市が助成 6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成24年 4月診療分
北海道	北広島市	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	91	*道の基準の自己負担分について市が助成 課税世帯の3歳以上6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金のみ 医科580円 歯科510円				
北海道			92	*道の乳幼児医療の入院の対象年齢を拡大 入院：12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	*課税世帯は1割負担 【自己負担限度額】 44,400円 ・非課税世帯は初診時一 部負担金のみ 医科 580円 歯科 510円				
北海道	音威子府村	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	91	*道の基準の自己負担分について市が助成 入 院：12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし				
北海道			92	*道の乳幼児医療の年齢を拡大し医療費の助成を実施 入 院：12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 *道の乳幼児医療の所得制限による非該当者について村が助成 15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし				
北海道	天塩町	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	91	*道の基準の自己負担分について市が助成 1.6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までにいる者 2.市民税非課税の12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者（小学生の入院外除く）	なし				
北海道			92	*道の乳幼児医療の年齢を拡大し医療費の助成を実施 入 院：12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし				

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	佐呂間町	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	92	*道の乳幼児医療の年齢を拡大し医療費の助成を実施 入 院:12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 *道の乳幼児医療の所得制限による非該当者について町が助成 15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の医療機関等	平成24年 4月診療分
北海道		乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	91	*平成19年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (課税世帯:3歳まで→12歳までに拡大、非課税世帯:6歳まで→12歳までに拡大) *道の基準の自己負担分について町が助成 入 院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし				
北海道	浜中町	乳幼児	92	*平成22年10月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→15歳までに拡大) 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入 院:12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし				
北海道	滝上町	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 入 院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の医療機関等	平成24年 5月診療分
北海道		乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	92	*道の乳幼児医療の入院・入院外の対象年齢を拡大 入 院:13歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし				
北海道	上富良野町	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の医療機関等	平成24年 8月診療分
北海道	斜里町	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 入 院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし				
北海道	斜里町	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	92	*道の乳幼児医療の入院の対象年齢を拡大 入院:12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の医療機関等	平成24年 8月診療分
北海道	赤平市	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について市が助成 入院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし				
北海道			92	*道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入院:12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
北海道	砂川市	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について市が助成 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成24年 8月診療分
北海道	湧別町 (*)	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*平成20年10月診療分から受託している乳幼児医療について、入院についても対象とし、入院外の対象年齢を拡大 (入院:対象外→12歳から15歳までに拡大、入院外:12歳まで→15歳までに拡大) *道の乳幼児医療の入院外の対象年齢を拡大 入 院:12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	*課税世帯は1割負担 〔自己負担限度額〕 44,400円 *非課税世帯は自己負担 なし	*課税世帯は1割負担 〔自己負担限度額〕 12,000円 *非課税世帯は自己負担 なし			
北海道	鶴居村	乳幼児	92	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→15歳までに拡大) 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入 院:12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし				
北海道	東神楽町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 入 院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成24年 10月診療分
北海道			92	*道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入 院:12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者					
北海道	大空町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*道の乳幼児医療の入院外の対象年齢を拡大 入院外:6歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者		なし	対象外	道内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
北海道	愛別町 (*)	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*平成23年4月診療分から受託した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (1,3歳に達する日の属する月の末日までの者、2町民税非課税世帯の3歳以上12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者(小学生の入院外除く)→入院:12歳まで、入院外:6歳までに拡大) *道の基準の自己負担分について町が助成 入 院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし				
北海道			92	*平成23年4月診療分から受託した乳幼児医療について、入院外を助成の対象とする *道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入 院:12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *道の乳幼児医療の所得制限による非該当者について町が助成15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者					
北海道	剣淵町 (*)	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*平成21年8月診療分から受託した乳幼児医療について、入院の対象年齢を拡大 (6歳まで→12歳までに拡大) *道の基準の自己負担分について町が助成 入 院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
北海道	剣淵町 （＊）	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	92	*平成21年8月診療分から受託した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大 （6歳まで→12歳までに拡大） *道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入 院：6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *道の乳幼児医療の所得制限による非該当者について町が助成 入院外：12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
北海道	下川町 （＊）	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	92	*平成21年4月診療分から受託した乳幼児医療について、入院を助成の対象とし、入院外の対象年齢を拡大 （12歳まで→15歳までに拡大） *道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入院・入院外ともに6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （小学生：入院除く） *道の乳幼児医療の所得制限による非該当者について町が助成 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし				
北海道	紋別市	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	92	*道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入 院：12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科580円 歯科510円	初診時一部負担金 医科580円 歯科510円	対象外	道内の 医療機関等	平成25年 8月診療分
北海道	富良野市	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	91	*道の基準の自己負担金について市が助成 ・3歳に達する日の属する月の末日までの者 ・市民税非課税世帯の3歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者（小学生：入院外除く）	なし				
北海道	占冠村	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	91	*道の基準の自己負担分について村が助成 入院：12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし				
北海道		乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	92	*道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入 院：12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし				
北海道	中川町 （＊）	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	92	*平成23年8月診療分から受託した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 *道の乳幼児医療の年齢を拡大し医療費の助成を実施 （12歳まで→18歳までに拡大） 入 院：12歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし				
北海道	せたな町 （＊）	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	92	*平成20年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （入 院：15歳まで→18歳までに拡大） （入院外：12歳まで→15歳までに拡大） 入 院：12歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日ま での者 入院外：6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日ま での者	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成26年 1月診療分
北海道	標津町	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 入 院：12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成26年 4月診療分
北海道			92	*道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入 院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日 までの者 入院外：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日ま での者 *所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日（誕生日の前日）以後の 最初の3月31日までの者					

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	美深町（＊）	乳幼児（道の事業の上乗せ分）	92	*平成21年4月診療分から受託している乳幼児医療について、入院を助成の対象とし、入院外の対象年齢を拡大（12歳まで→15歳までに拡大） *道の乳幼児医療の年齢を拡大し医療費の助成を実施 入 院：12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *道の乳幼児医療の所得制限による非該当者について町が助成 15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の医療機関等	平成26年4月診療分
北海道	剣淵町（＊）	乳幼児（道の事業の上乗せ分）	92	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大（12歳まで→15歳までに拡大） *道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入 院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する最初の3月31日までの者 *道の乳幼児医療の所得制限による非該当者について町が助成 15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者			対象外	道内の医療機関等	平成26年4月診療分
北海道	小清水町	乳幼児	91	*平成20年8月診療分から受託している乳幼児医療について、入院の対象年齢を拡大（6歳まで→12歳までに拡大） 道の基準の自己負担分について町が助成 入院：12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の医療機関等	平成26年4月診療分
北海道			92	*平成20年10月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（6歳まで→15歳までに拡大） 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 入 院：12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の医療機関等	
北海道	新十津川町	乳幼児	92	*平成23年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大（12歳まで→15歳までに拡大） 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 入 院：12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の医療機関等	
北海道	美唄市	乳幼児（道の事業の上乗せ分）	91	*道の基準の自己負担分について市が助成 6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の医療機関等	平成26年8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	美瑛市	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	92	*道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成26年 8月診療分
北海道	芦別市	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について市が助成 6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者					
北海道	名寄市	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について市が助成 入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者					
北海道		乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	92	*道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 (小学生は入院のみ)					
北海道	南富良野町	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 入院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者					
北海道		乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	92	*道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から22歳に達する最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から22歳に達する最初の3月31日までの者 *所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における22歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者					
北海道	日高町	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	92	*道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入院:12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者					
北海道	奈井江町 (*)	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	92	*平成23年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) *道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入院:12歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 *道の乳幼児医療の所得制限による非該当者について町が助成 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者					
北海道	大空町 (*)	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	92	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院を助成の対象とし、入院外の対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) *道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入院:12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者					

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	湧別町（＊）	乳幼児（道の事業の上乗せ分）	92	＊平成24年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象者を拡大し、自己負担を変更（入院：課税世帯は1割負担（自己負担限度額44,400円）、非課税世帯は自己負担なし→自己負担なしに変更） （入院外：課税世帯は1割負担（自己負担限度額12,000円）、非課税世帯は自己負担なし→自己負担なしに変更） ＊道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入 院：12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ＊道の乳幼児医療の所得制限による非該当者について町が助成 15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の医療機関等	平成26年8月診療分
北海道	日高町（＊）	乳幼児（道の事業の上乗せ分）	91	＊平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、入院の対象者年齢を拡大し、自己負担を変更（6歳まで→12歳までに拡大） （課税世帯：初診時一部負担金を負担→自己負担なしに変更） ＊道の基準の自己負担について町が助成 入 院：12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者					
北海道	北海道（＊）	特定疾患治療（既認定者）	83	＊国が行う特定疾患治療研究事業の制度を拡大（対象疾病の拡大） ＊平成20年10月診療分から助成内容を変更した特定疾患治療について、自己負担額を変更及び食事療養費の負担額を変更 （食事標準負担額を助成→食事標準負担額の1/2を助成に変更） 突発性難聴、溶血性貧血、ステロイドホルモン産生異常症、シェーグレン症候群、難治性肝炎の治療を要する者（劇症肝炎及びウイルス性肝炎（B・C型）を除く） 83.01.601.4：既認定者（平成29年12月31日まで）	所得の階層別及び治療状況に応じて負担上限額を設定 ・既認定者：月2,500～20,000円を限度 ・上限額を下回る場合は2割負担 ・自己負担上限額管理票を発行することにより累計額が負担上限額に達した場合は上限額以上の自己負担はなし		食事標準負担額の1/2を助成	道内の医療機関等	平成27年1月診療分
北海道		特定疾患治療（新規認定者）	83	＊国が行う特定疾患治療研究事業の制度を拡大（対象疾病の拡大） ＊平成20年10月診療分から助成内容を変更した特定疾患治療について、自己負担額を変更及び食事療養費の負担額を変更 （食事標準負担額を助成→助成対象外に変更） 突発性難聴、溶血性貧血、ステロイドホルモン産生異常症、シェーグレン症候群、難治性肝炎の治療を要する者（劇症肝炎及びウイルス性肝炎（B・C型）を除く） 83.01.602.2：新規認定者	所得の階層別及び治療状況に応じて負担上限額を設定 ・新規認定者：月2,500～30,000円を限度 ・上限額を下回る場合は2割負担 ・自己負担上限額管理票を発行することにより累計額が負担上限額に達した場合は上限額以上の自己負担はなし		対象外		
北海道	猿払村	乳幼児（道の事業の上乗せ分）	92	＊道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 1 15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者（小学生：入院除く） 2 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者（小中学生：歯科外来除く）	・0歳から3歳に達する日の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円 ・3歳以上の者 1割負担（ただし市民税非課税世帯は初診時一部負担金を負担） 【自己負担限度額】 44,400円	・0歳から3歳に達する日の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円 ・3歳以上の者 1割負担（ただし市民税非課税世帯は初診時一部負担金を負担） 【自己負担限度額】 12,000円	対象外	道内の医療機関等	平成27年4月診療分
北海道	歌志内市（＊）	乳幼児	92	＊平成24年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） 入 院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日までの者 ＊道の乳幼児医療の所得制限による非該当者について市が助成 18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	道内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
北海道	占冠村 （＊）	乳幼児	92	*平成25年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） 入 院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日までの者 *道の乳幼児医療の所得制限による非該当者について市が助成 18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成27年 4月診療分
北海道	北広島市 （＊）	乳幼児	92	*平成24年4月診療分から受託している乳幼児医療について、助成の対象を変更 （入院外：助成対象外→助成対象に変更） 入 院：12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達した日以後の最初の4月1日から12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	課税世帯 総医療費の1割 （限度額44,400円） 非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	課税世帯 総医療費の1割 （限度額12,000円） 非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円			
北海道	標津町 （＊）	乳幼児	92	*平成26年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） 入 院：12歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以降の 最初の3月31日までの者	なし				
北海道	留萌市 和寒町 増毛町 小平町 苫前町 羽幌町 初山別村 中頓別町 津別町 新冠町 新ひだか町	乳幼児	90	* 道の基準どおり 入院：12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	1 3歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の 末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 2 市（町・村）民税非課税 世帯の3歳以上12歳に達 する日（誕生日の前日） 以後の最初の3月31日ま での者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 3 3歳以上12歳に達す る日（誕生日の前日）以 後の最初の3月31日まで の者 1割相当負担金 月44,400円限度	1 3歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の 末日までの者 *入院と同様 2 市（町・村）民税非課税 世帯の3歳以上6歳に達 する日（誕生日の前日） 以後の最初の3月31日ま での者 *入院と同様 3 3歳以上6歳に達する 日（誕生日の前日）以後 の最初の3月31日までの 者 1割相当負担金 月12,000円限度	対象外	道内の 医療機関等	平成27年 8月診療分
北海道	月形町 和寒町 小平町 苫前町 羽幌町 初山別村 中頓別町 津別町 新冠町	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	91	* 道の基準の自己負担分について町が助成 入院：12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	月形町 新冠町	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	92	* 道の乳幼児医療の年齢を拡大し医療費の助成を拡大 入院:12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の医療機関等	平成27年 8月診療分
北海道	和寒町 羽幌町 初山別村 津別町			* 道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する最初の3月31日までの者 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者					
北海道	小平町 苫前町 中頓別町			* 道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日までの者 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者					
北海道	浦臼町	乳幼児	90	* 道の基準どおり 入院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 外来:6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	1 3歳に達する日の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 3 3歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月44,400円限度	1 3歳に達する日の属する月の末日までの者 *入院と同様 2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *入院と同様 3 3歳以上6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月12,000円限度	対象外	道内の医療機関等	平成27年 10月診療分
北海道		乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	91	* 道の基準の自己負担分について町が助成 入院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 外来:6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし				
北海道		乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	92	* 道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入院:12歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 外来:6歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし				

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
北海道	今金町	乳幼児	90	*道の基準どおり 入院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 外来:6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	1 3歳に達する日の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 3 3歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月44,400円限度	1 3歳に達する日の属する月の末日までの者 *入院と同様 2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 3 3歳以上6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月12,000円限度	対象外	道内の 医療機関等	平成28年 4月診療分
北海道		乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし				
北海道		乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	92	*道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし				
北海道		岩内町	乳幼児	90	*道の基準どおり 入院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 外来:6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	1 3歳に達する日の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 3 3歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月44,400円限度			
北海道	富良野市 (*)		乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	91	*平成25年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (3歳まで→6歳までに拡大) 6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 市民税非課税世帯の3歳以上12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者(小学生:入院外除く)	なし			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
北海道	せたな町 （＊）	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	92	*平成26年1月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大し、道の基準の所得制限による非該当者について町が助成 （入院外：15歳まで→18歳までに拡大） 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 入 院：12歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成28年 4月診療分
北海道	滝上町 （＊）	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	92	*平成24年5月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大し、道の基準の所得制限による非該当者について町が助成 （15歳まで→18歳までに拡大） 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 入 院：12歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし				
北海道	日高町 （＊）	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	92	*平成26年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （入院外12歳まで→15歳までに拡大） 入 院：12歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし				
北海道	浜中町 （＊）	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	92	*平成24年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 入 院：12歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし				
北海道	利尻富士町	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし				
北海道		乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	92	*道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する最初の3月31日までの者 外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する最初の3月31日までの者 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし				
北海道	初山別村 （＊）	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	92	*平成27年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） 入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日までの者 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし				

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
北海道	旭川市 網走市 当別町	乳幼児	90	*道の基準どおり 入 院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	1 3歳に達する日の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上12歳に達する以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 3 3歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月44,400円限度	1 3歳に達する日の属する月の末日までの者 *入院と同様 2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *入院と同様 3 3歳以上6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月12,000円限度	対象外	道内の 医療機関等	平成28年 8月診療分
北海道									
北海道	旭川市	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について市が助成 課税・非課税者 3歳に達する日の属する月の末日までの者 非課税者 入 院:3歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:3歳以上6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし				
北海道				92	*道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	課税世帯 総医療費の1割 (限度額44,400円) 非課税世帯 自己負担なし			
北海道	網走市	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	91		入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 (課税世帯の3歳以上6歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者を除く)	なし			
北海道				92	入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし			
北海道	留萌市 厚岸町	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	91		*道の乳幼児医療の自己負担分について市及び町が助成 入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし			
北海道	留萌市	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	92	所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者(小学生の入院外除く)					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	芦別市	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	92	*道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成28年 8月診療分
北海道	富良野市	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	92	所得制限による道の「乳幼児医療費助成事業」の非該当者における6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者					
北海道	当別町	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	91	入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円			
北海道			92	入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし				
北海道	岩内町	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	92	*道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入院外:6歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者		非課税世帯 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円 課税世帯 1割負担 (限度額12,000円)			
北海道	豊富町	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 入 院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし				
北海道			92	*道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する最初の3月31日までの者 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者					
北海道	芦別市 (*)	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	91	*平成26年8月診療分から受託している乳幼児医療について、入院の対象年齢を拡大 (6歳まで→12歳までに拡大) *道の乳幼児医療の対象者を拡大 入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
北海道	赤平市 (＊)	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*平成24年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 入 院:12歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の 最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成28年 8月診療分
北海道	新十津川町 (＊)	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*平成26年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 入 院:12歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の 最初の3月31日までの者					
北海道	厚岸町 (＊)	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*平成19年8月診療分から受託している乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大し自己負担分を助成 *道の乳幼児医療の対象者を拡大 (6歳まで→12歳までに拡大) 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の 最初の3月31日までの者 *所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における12歳に達する日(誕生日の前日)以後の 最初の3月31日までの者					
北海道	別海町	乳幼児	90	*道の基準どおり 入 院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	1 3歳に達する日の属 する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 2 市(町・村)民税非課税 世帯の3歳以上12歳に達 する日以後の最初の3月 31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 3 3歳以上12歳に達す る日以後の最初の3月31 日までの者 1割相当負担金 月44,400円限度	1 3歳に達する日の属 する月の末日までの者 *入院と同様 2 市(町・村)民税非課税 世帯の3歳以上6歳に達 する日以後の最初の3月 31日までの者 *入院と同様 3 3歳以上6歳に達する 日以後の最初の3月31日 までの者 1割相当負担金 月12,000円限度	対象外	道内の 医療機関等	平成28年 10月診療分
北海道									
北海道		乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし				
北海道			92	*道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する最初の3月31日までの者 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最 初の3月31日までの者					
北海道		利尻町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 入 院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし			
北海道	92			*道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日までの者 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最 初の3月31日までの者					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	美瑛町 白糠町	乳幼児	90	*道の基準どおり 入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	1 3歳に達する日の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 3 3歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月44,400円限度	1 3歳に達する日の属する月の末日までの者 *入院と同様 2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *入院と同様 3 3歳以上6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月12,000円限度	対象外	道内の医療機関等	平成29年 4月診療分
北海道		乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし				
北海道	美瑛町	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	92	*道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし				
北海道	白糠町	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	92	*道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし				
北海道	上富良野町	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	92	*道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 (ただし、非課税世帯の者に限る)	なし				
北海道	上富良野町 (*)	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	91	*平成24年8月診療分から受託している乳幼児医療について、入院の非課税世帯の対象年齢を拡大 (入院の非課税世帯については、6歳に達する日→12歳に達する日) 6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 (ただし、入院の非課税世帯については、12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者)					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
北海道	利尻富士町 （＊）	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	92	*平成28年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） 入 院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日 （誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日 （誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日 （誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成29年 4月診療分
北海道	夕張市	乳幼児	90	*道の基準どおり 入 院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	1 3歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の 末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 2 市（町・村）民税非課税 世帯の3歳以上12歳に達 する日（誕生日の前日） 以後の最初の3月31日ま での者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 3 3歳以上12歳に達す る日（誕生日の前日）以 後の最初の3月31日まで の者 1割相当負担金 月57,600円限度	1 3歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の 末日までの者 ＊入院と同様 2 市（町・村）民税非課税 世帯の3歳以上6歳に達 する日（誕生日の前日） 以後の最初の3月31日ま での者 ＊入院と同様 3 3歳以上6歳に達する 日（誕生日の前日）以後 の最初の3月31日までの 者 1割相当負担金 月14,000円限度	対象外	道内の 医療機関等	平成29年 8月診療分
北海道		乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 入 院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし				
北海道		乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	92	*道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入 院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の 最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の 最初の3月31日までの者	なし				
北海道	東川町	乳幼児	90	*道の基準どおり 入 院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 入院外：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	1 3歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の 末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 2 市（町・村）民税非課税 世帯の3歳以上12歳に達 する日（誕生日の前日） 以後の最初の3月31日ま での者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 3 3歳以上12歳に達す る日（誕生日の前日）以 後の最初の3月31日まで の者 1割相当負担金 月57,600円限度	1 3歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の 末日までの者 ＊入院と同様 2 市（町・村）民税非課税 世帯の3歳以上6歳に達 する日（誕生日の前日） 以後の最初の3月31日ま での者 ＊入院と同様 3 3歳以上6歳に達する 日（誕生日の前日）以後 の最初の3月31日までの 者 1割相当負担金 月14,000円限度			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
北海道	東川町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成29年 8月診療分
北海道		乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし				
北海道	釧路町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし				
北海道		乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*道の基準の所得制限の非該当者について町が助成 6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 (所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者)	なし				
北海道	76市町村 ※2 (*)	乳幼児 (道の基準)	90	*受託している乳幼児医療について、自己負担限度額を変更 (入 院:44,000円→57,600円、入院外:12,000円→14,000円) 入 院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	*0歳から3歳に達する日 の属する月の末日まで の者 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円 *3歳以上の者 1割負担(ただし市民税 非課税世帯は初診時一 部負担金を負担) 【自己負担限度額】 57,600円	*0歳から3歳に達する日 の属する月の末日まで の者 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円 *3歳以上の者 1割負担(ただし市民税 非課税世帯は初診時一 部負担金を負担) 【自己負担限度額】 14,000円			
北海道	旭川市 (*)	乳幼児 (道の基準の 上乗せ分)	92	*平成28年8月診療分から受託している乳幼児医療について、課税世帯の自己負担限度額を変更 (入 院:44,000円→57,600円、入院外:12,000円→14,000円) 入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日 までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日ま での者	課税世帯 総医療費の1割 (限度額57,600円) 非課税世帯 自己負担なし	課税世帯 総医療費の1割 (限度額14,000円) 非課税世帯 自己負担なし			
北海道	網走市 (*)	乳幼児 (道の基準の 上乗せ分)	92	*平成28年8月診療分から受託している乳幼児医療について、入院外の自己負担限度額を変更 (入院外:12,000円→14,000円) 入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日 までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日ま での者	なし	総医療費の1割 (限度額14,000円)			
北海道	北広島市 (*)	乳幼児 (道の基準の 上乗せ分)	92	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、課税世帯の自己負担限度額を変更 (入院:44,000円→57,600円、入院外:12,000円→14,000円) 入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日 までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日ま での者	課税世帯 総医療費の1割 (限度額57,600円) 非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	課税世帯 総医療費の1割 (限度額14,000円) 非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円			

※2 旭川市、網走市、留萌市、美幌市、芦別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、富良野市、北広島市、当別町、上ノ国町、せたな町、今金町、岩内町、奈井江町、由仁町、月形町、浦臼町、新十津川町、東神楽町、愛別町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、増毛町、小平町、苦前町、羽幌町、初山別村、天塩町、猿払村、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、大空町、津別町、斜里町、清水町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、雄武町、平取町、日高町、新冠町、新ひだか町、浦河町、えりも町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町及び標津町

※2 旭川市、網走市、留萌市、美瑛市、芦別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、富良野市、北広島市、当別町、上ノ国町、せたな町、今金町、岩内町、奈井江町、由仁町、月形町、浦臼町、新十津川町、東神楽町、愛別町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、天塩町、猿払村、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、大空町、津別町、斜里町、小清水町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、雄武町、平取町、日高町、新冠町、新ひだか町、浦河町、えりも町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町及び標津町

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	岩内町（＊）	乳幼児（道の事業の上乗せ分）	92	*平成28年8月診療分から受託している乳幼児医療について、入院外における課税世帯の自己負担限度額を変更（入院外:12,000円→14,000円） 入院外:6歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者		課税世帯 1割負担 （限度額14,000円） 非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円			
北海道	由仁町（＊）	乳幼児（道の事業の上乗せ分）	92	*平成23年8月診療分から受託している乳幼児医療について、所得制限による非該当者の自己負担限度額を変更（入院:44,000円→57,600円、入院外:12,000円→14,000円） 入 院:12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *道の乳幼児医療の所得制限による非該当者について町が助成 15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	道の乳幼児医療の所得制限による非該当者は1割負担 【自己負担限度額】 57,600円 それ以外は自己負担なし	道の乳幼児医療の所得制限による非該当者は1割負担 【自己負担限度額】 14,000円 それ以外は自己負担なし			
北海道	愛別町（＊）	乳幼児（道の事業の上乗せ分）	92	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大（15歳→18歳までに拡大） *道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入 院:12歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *道の乳幼児医療の所得制限による非該当者について町が助成18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の医療機関等	平成29年8月診療分
北海道	猿払村（＊）	乳幼児（道の事業の上乗せ分）	92	*平成27年4月診療分から受託している乳幼児医療について、3歳以上の自己負担限度額を変更（入 院:44,000円→57,600円、入院外:12,000円→14,000円） 1 15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者 （小学生:入院除く） （小中学生:歯科外来除く） 2 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 （小中学生:歯科外来除く）	*0歳から3歳に達する日の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円 *3歳以上の者 1割負担（ただし市民税非課税世帯は初診時一部負担金を負担） 【自己負担限度額】 57,600円	*0歳から3歳に達する日の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円 *3歳以上の者 1割負担（ただし市民税非課税世帯は初診時一部負担金を負担） 【自己負担限度額】 14,000円			
北海道	鷹栖町	乳幼児（道の基準）	90	* 道の基準どおり 入院:12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 * 小学生は償還払い	1 3歳に達する日の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 2 市（町・村）民税非課税世帯の3歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 3 3歳以上12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月57,600円限度	1 3歳に達する日の属する月の末日までの者 *入院と同様 2 市（町・村）民税非課税世帯の3歳以上6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *入院と同様 3 3歳以上6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月14,000円限度	対象外	道内の医療機関等	平成30年4月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
北海道	鷹栖町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 *小学生は償還払い	なし		対象外	道内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
北海道	比布町	乳幼児 (道の基準)	90	*道の基準どおり 入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	1 3歳に達する日の属 する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 2 市(町・村)民税非課税 世帯の3歳以上12歳に達 する日以後の最初の3月 31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 3 3歳以上12歳に達す る日以後の最初の3月31 日までの者 1割相当負担金 月57,600円限度	1 3歳に達する日の属 する月の末日までの者 *入院と同様 2 市(町・村)民税非課税 世帯の3歳以上6歳に達 する日以後の最初の3月 31日までの者 *入院と同様 3 3歳以上6歳に達する 日以後の最初の3月31日 までの者 1割相当負担金 月14,000円限度			
北海道	比布町	乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし				
北海道		乳幼児 (道の事業の 上乗せ分)	92	*道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入 院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の 最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の 最初の3月31日までの者 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最 初の3月31日までの者	なし				
北海道	上川町	乳幼児 (道の基準)	90	*道の基準どおり 入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	1 3歳に達する日の属 する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 2 市(町・村)民税非課税 世帯の3歳以上12歳に達 する日以後の最初の3月 31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 3 3歳以上12歳に達す る日以後の最初の3月31 日までの者 1割相当負担金 月57,600円限度	1 3歳に達する日の属 する月の末日までの者 *入院と同様 2 市(町・村)民税非課税 世帯の3歳以上6歳に達 する日以後の最初の3月 31日までの者 *入院と同様 3 3歳以上6歳に達する 日以後の最初の3月31日 までの者 1割相当負担金 月14,000円限度			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	上川町	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	91	*道の基準の自己負担分について町が助成 入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の医療機関等	平成30年 4月診療分
北海道		乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	92	*道の乳幼児医療の対象年齢を拡大 入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし				
北海道	北広島市 (*)	乳幼児 (道の基準の上乗せ分)	92	*平成29年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (入院外:12歳まで→15歳までに変更) 入院:12歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	課税世帯 総医療費の1割 (限度額57,600円) 非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	課税世帯 総医療費の1割 (限度額14,000円) 非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円			
北海道	佐呂間町 (*)	乳幼児 (道の基準の上乗せ分)	92	*平成24年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) *道の乳幼児医療の年齢を拡大し医療費の助成を実施 入院:12歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 *道の乳幼児医療の所得制限による非該当者について町が助成 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし				
北海道	鶴居村 (*)	乳幼児 (道の基準の上乗せ分)	92	*平成24年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院:12歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 入院外:6歳に達した日以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者					

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	北海道の基準法別(93)	ひとり親	93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父 ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童 ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度 4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様 2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様 3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道	札幌市	ひとり親	95	「北海道の基準」とおり	非課税世帯の児童及び母又は父 課税世帯の7歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の7歳に達する日以後の最初の4月1日からの児童及び母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	非課税世帯の児童 課税世帯の7歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の7歳に達する日以後の最初の4月1日からの児童 1割相当負担金 月3,000円限度(院内処方は6,000円)	対象外		
北海道	函館市	ひとり親	95	○「北海道の基準」 ○20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童及びその母又は父(母又は父は入院のみ) ※訪問看護は平成30年10月診療分からレセプト請求可	非課税世帯の児童及び母又は父 課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の3歳以上の児童及び母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	非課税世帯の児童 課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の3歳以上の児童 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
北海道	小樽市	ひとり親	95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父 ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の 末日までの母又は父の扶養を受けている児童 ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の 末日までの児童を扶養する母又は父	非課税世帯の児童 及び 母又は父 課税世帯の12歳に達す る日(誕生日の前日)の 以後の最初の3月31日ま での児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の12歳に達す る日(誕生日の前日)の 以後の最初の4月1日か らの児童 及び 母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度(多数 回該当44,400円)	非課税世帯の児童 課税世帯の3歳に達する 日(誕生日の前日)の属 する月の末日までの児 童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の3歳以上の児 童 1割相当負担金 月18,000円限度 非課税世帯の母又は父 1割相当負担金 限度額なし	対象外	道内の 医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道	旭川市	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	「北海道の基準」のとおり	非課税世帯 及び 課税 世帯の3歳に達する日 (誕生日の前日)の属す る月の末日までの者 自己負担なし 課税世帯3歳以上の者 1割相当負担金から初診 時一部負担金を除いた 額 月57,600円限度(多数 回該当44,400円)	非課税世帯 及び 課税 世帯の3歳に達する日 (誕生日の前日)の属す る月の末日までの者 自己負担なし 課税世帯3歳以上の者 1割相当負担金から初診 時一部負担金を除いた 額 月18,000円限度	対象外		
北海道	室蘭市	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道	釧路市	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	○3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 ○非課税世帯の児童 ○非課税世帯の母又は父(入院のみ)	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	帯広市	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	○6歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童 ○非課税世帯の児童 ○非課税世帯の母又は父(入院のみ)	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童の母又は父(外来) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の 末日までの児童を扶養する母又は父(外来)	なし	課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度 非課税世帯 自己負担なし ※ 歯科外来は助成なし	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	北見市	ひとり親	95	「北海道の基準」とおり	非課税世帯の児童及び母又は父 課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの児童及び母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	非課税世帯の児童 課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの児童 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道	夕張市	ひとり親	93	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	対象外		
北海道			94	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	岩見沢市	ひとり親	93	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	対象外		
北海道			94	○入院:15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○外来:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	網走市	ひとり親	93	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	対象外		
北海道			94	○入院:15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○外来:3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 ○非課税世帯の児童及び母又は父	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(外来) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(外来)	なし	非課税世帯 自己負担なし 課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道	留萌市	ひとり親	93	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	対象外		
北海道	苫小牧市	ひとり親	95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父 ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童 ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父	非課税世帯の児童及び母又は父 課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの児童及び母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	非課税世帯の児童及び母又は父 課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの児童及び母又は父 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	稚内市	ひとり親	95	○「北海道の基準」 ○両親の死亡、行方不明等により他の家族で養育されている児童 及び 養育している三親等以内の親族	非課税世帯の児童 及び 母又は父 課税世帯の15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの児童 及び 母又は父 1割相当負担金 月24,600円限度	非課税世帯の児童 及び 母又は父 課税世帯の15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの児童 及び 母又は父 1割相当負担金 月8,000円限度	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道	美瑛市	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道	芦別市	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	江別市	ひとり親	95	「北海道の基準」のとおり	非課税世帯の児童 及び 母又は父 課税世帯の12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの児童 及び 母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	非課税世帯の児童 課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの児童 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道	赤平市	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	紋別市	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	○課税世帯の3歳以上15歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
北海道	士別市	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	名寄市	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道			94	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	三笠市	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道	根室市	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	○3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 ○非課税世帯の児童 ○非課税世帯の母又は父(入院のみ)	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	千歳市	ひとり親	95	「北海道の基準」のとおり	非課税世帯の児童及び母又は父 課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの児童及び母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	非課税世帯の児童 課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの児童 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道	滝川市	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	○6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	砂川市	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	○6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	歌志内市	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	深川市	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	富良野市	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	○6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○非課税世帯の児童 ○非課税世帯の母又は父(入院のみ)	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	登別市	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	恵庭市	ひとり親	95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父 ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童 ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父	非課税世帯の児童及び母又は父 課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの児童及び母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	非課税世帯の児童及び母又は父 課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの児童 1割相当負担金 月18,000円限度 課税世帯の母又は父 2割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道	伊達市	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道	北斗市	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道			94	「北海道の基準」のとお	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(外来) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(外来) ○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者の児童及び母又は父	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	北広島市	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道			94	○6歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童	北広島市内の保険医療機関を受診した場合 自己負担なし 北広島市外の保険医療機関を受診した場合 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	北広島市内の保険医療機関を受診した場合 自己負担なし 北広島市外の保険医療機関を受診した場合 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
北海道	石狩市	ひとり親	95	「北海道の基準」のとお	非課税世帯の児童及び母又は父 課税世帯の7歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の7歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの児童及び母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	非課税世帯の児童 課税世帯の7歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の7歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの児童 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	当別町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道			94	○入院:18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:課税世帯の3歳以上6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
北海道	新篠津村	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道	松前町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道			94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	福島町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道			94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	知内町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道			94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	木古内町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道			94	「北海道の基準」のとお	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	七飯町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道			94	「北海道の基準」のとお	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(外来) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(外来) ○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者の児童 及び 母又は父	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	鹿部町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道			94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	森町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道			94	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	八雲町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	長万部町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道			94	「北海道の基準」のとおり	15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童及び母又は父 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
北海道			95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(外来) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(外来)	なし	初診時一部負担金 医科580円 歯科510円	対象外		
北海道	江差町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	上ノ国町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	厚沢部町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	○課税世帯の児童 ○課税世帯の母又は父(入院のみ)	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
北海道			95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童 ○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者における20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(入院のみ)	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
北海道	乙部町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道	奥尻町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道	せたな町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	○課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月からの児童 ○課税世帯の母又は父(入院のみ)	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
北海道	今金町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	島牧村	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道	寿都町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道	黒松内町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道			94	○非課税世帯の児童 ○非課税世帯の母又は父(入院のみ)	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(外来) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(外来) ○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者(所得額830万円未満の者に限る)における20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 ○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者(所得額830万円未満の者に限る)における20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父	1割相当負担金 月57,600円限度(多数 回該当44,400円)	非課税世帯 自己負担なし 課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道	蘭越町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道			94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童及び 母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度(多数 回該当44,400円)	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道	ニセコ町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道			94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	真狩村	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道	留寿都村	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道			94	○課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月からの児童 ○課税世帯の母又は父(入院のみ)	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
北海道			95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童の母又は父(歯科外来除く) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(歯科外来除く) ○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者の児童	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	非課税世帯の母又は父 初診時一部負担金 医科 580円 課税世帯の母又は父 1割相当負担金 月18,000円限度 所得制限非該当者の児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	喜茂別町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道	京極町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道	倶知安町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道			94	○課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
北海道	共和町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道			94	○3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 ○非課税世帯の児童及び母又は父	なし	基本利用料の負担なし (訪問看護のみ)	対象外		
北海道			95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者	3歳未満 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 3歳以上 1割相当負担金 月57,600円限度(多数 回該当44,400円)	3歳未満 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 3歳以上 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道	岩内町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道	泊村	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道			94	「北海道の基準」のとお	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者 ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(外来) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(外来)	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	神恵内村	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道			94	○課税世帯の15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○非課税世帯の者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(外来) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(外来) ○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者	15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし それ以外の者 1割相当負担金 月57,600円限度(多数 回該当44,400円)	非課税世帯の母又は父及び15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 課税世帯の母又は父及び15歳に達する日(誕生日の前日)以降の最初の4月1日からの児童 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道	積丹町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道	古平町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	仁木町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道			95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者	課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯(3歳未満除く)1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯(3歳未満除く)の児童 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道	余市町	ひとり親	95	○「北海道の基準」のとおり ○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者	非課税世帯の児童及び母又は父 課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の3歳以上の児童及び母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	非課税世帯の児童 課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の3歳以上の児童 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道	赤井川村	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道	南幌町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	○12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	奈井江町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道			94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○非課税世帯の児童 ○非課税世帯の母又は父(入院のみ)	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの児童 及び 20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの児童 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道	上砂川町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(外来) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(外来)	なし	非課税世帯 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円 課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道	由仁町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	長沼町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	栗山町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし ※栗山町内(5890021長沼地域訪問看護ステーションを含む)の医療機関等に限る	対象外		
北海道	月形町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	浦臼町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道			94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	新十津川町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	「北海道の基準」のとおり	非課税世帯 及び 課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 自己負担なし 課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月からの者 1割相当負担金から初診時一部負担金を除いた額 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	非課税世帯 及び 課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 自己負担なし 課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月からの者 1割相当負担金から初診時一部負担金を除いた額 月18,000円限度	対象外		
北海道			95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者	3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 自己負担なし 3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月からの者 1割相当負担金から初診時一部負担金を除いた額 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 自己負担なし 3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月からの者 1割相当負担金から初診時一部負担金を除いた額 月18,000円限度	対象外		
北海道	妹背牛町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○非課税世帯の児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	秩父別町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道	雨竜町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道	北竜町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	沼田町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道	幌加内町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	鷹栖町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道	東神楽町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道			94	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者	15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道	当麻町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道			94	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○非課税世帯の15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	比布町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道			94	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	愛別町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道			94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	上川町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道			94	○課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○非課税世帯の児童 ○非課税世帯の母又は父(入院のみ)	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(外来) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(外来)	なし	非課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度 課税世帯 2割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道	東川町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道	美瑛町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道	上富良野町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道			94	○6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○住民税所得割非課税世帯の児童 ○住民税所得割非課税世帯の母又は父(入院のみ)	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道	中富良野町	ひとり親	94	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	南富良野町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道			95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(外来) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(外来)	なし	非課税世帯 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円 課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道	占冠村	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	「北海道の基準」のとおり	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	和寒町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童 ○20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(入院)	15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童及び母又は父 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円	15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円	対象外		
北海道			95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童 ○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者における20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(入院)	15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童及び母又は父 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円	15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円	対象外		
北海道	剣淵町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道	下川町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	美深町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道	音威子府村	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	中川町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道			94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	増毛町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道	小平町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道	苫前町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道			94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	羽幌町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道			94	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	初山別村	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道			94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	遠別町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道	天塩町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道	幌延町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道	猿払村	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道	浜頓別町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道	中頓別町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道	枝幸町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道	豊富町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道			94	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	礼文町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道			94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	利尻町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道			94	○3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	利尻富士町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	大空町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道			94	「北海道の基準」のとおり	非課税世帯の児童及び母又は父 15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童及び母又は父 1割相当負担金の1/2を助成 月28,800円限度	非課税世帯の児童 15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童 1割相当負担金の1/2を助成 月9,000円限度	対象外		
北海道	美幌町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	「北海道の基準」のとおり	3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 非課税世帯の児童及び母又は父 自己負担なし 上記以外の児童及び母又は父 1割相当負担金の1/2を助成 月28,800円限度	3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 非課税世帯の児童 自己負担なし 上記以外の児童 1割相当負担金の1/2を助成 月9,000円限度	対象外		
北海道	津別町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(外来) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(外来)	なし	非課税世帯 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円 課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道	斜里町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	○入院:15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○非課税世帯の児童及び母又は父(母又は父:入院のみ)	自己負担なし	自己負担なし	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	清里町	ひとり親	93	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道			94	○3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 ○非課税世帯の児童 ○非課税世帯の母又は父(入院のみ)	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	小清水町	ひとり親	93	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	対象外		
北海道			94	○3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 ○非課税世帯の児童 ○非課税世帯の母又は父(入院のみ)	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者	3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 自己負担なし 3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月からの児童及び母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 自己負担なし 3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月からの児童 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道									
北海道	訓子府町	ひとり親	93	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	対象外		
北海道			94	○課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
北海道			95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者	15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 上記以外の児童及び母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 上記以外の児童 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道	置戸町	ひとり親	93	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	対象外		
北海道			94	○課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	佐呂間町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道			95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(外来) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(外来)	なし	課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度 非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
北海道	遠軽町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	○3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 ○非課税世帯の児童 ○非課税世帯の母又は父(入院のみ)	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(外来) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(外来)	なし	課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度 非課税世帯 自己負担なし	対象外		
北海道	湧別町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	○3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 ○非課税世帯の児童 ○非課税世帯の母又は父(入院のみ)	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(外来) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(外来)	なし	課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度 非課税世帯 自己負担なし	対象外		
北海道	滝上町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道	興部町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(外来) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(外来)	なし	非課税世帯 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円 課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道	西興部村	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	「北海道の基準」のとおり	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	雄武町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道			94	○課税世帯の3歳以上18歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
北海道			95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(外来) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(外来) ○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童	18歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	非課税世帯 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円 課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道	豊浦町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	洞爺湖町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	壮瞥町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者で15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	白老町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道	安平町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	○課税世帯の3歳以上18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
北海道			95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(外来) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(外来)	なし	非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	北海道	厚真町	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道			94	○世帯合計所得240万円以下の課税世帯の3歳以上18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○世帯合計所得240万円以下の課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(入院) ○世帯合計所得240万円以下の課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童 ○世帯合計所得240万円以下の課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(入院)	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
北海道			95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(外来) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(外来) ○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者	所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者 6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者又は20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの扶養を受けている者及び母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 非課税世帯及び世帯合計所得240万円以下の課税世帯の者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 上記以外の者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道	むかわ町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道			94	○課税世帯の3歳以上6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
北海道	平取町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道	日高町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道			94	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	新冠町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道			94	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	新ひだか町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道	浦河町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道	様似町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道			94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	えりも町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおりに	「北海道の基準」のとおりに	「北海道の基準」のとおりに	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道			95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(外来) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(外来)	なし	1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道	音更町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおりに	「北海道の基準」のとおりに	「北海道の基準」のとおりに	対象外		
北海道			94	○課税世帯の15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童(小中学生:入院のみ) ○非課税世帯の児童 ○非課税世帯の母又は父(入院のみ)	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(外来) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(外来)	なし	非課税世帯の母又は父 自己負担なし 課税世帯の母又は父 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道	士幌町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおりに	「北海道の基準」のとおりに	「北海道の基準」のとおりに	対象外		
北海道			94	○課税世帯の15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○非課税世帯の児童 ○非課税世帯の母又は父(入院のみ)	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	上士幌町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおりに	「北海道の基準」のとおりに	「北海道の基準」のとおりに	対象外		
北海道			94	○課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○非課税世帯の児童 ○非課税世帯の母又は父(入院のみ)	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	鹿追町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおりに	「北海道の基準」のとおりに	「北海道の基準」のとおりに	対象外		
北海道	新得町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおりに	「北海道の基準」のとおりに	「北海道の基準」のとおりに	対象外		
北海道	清水町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおりに	「北海道の基準」のとおりに	「北海道の基準」のとおりに	対象外		
北海道	芽室町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおりに	「北海道の基準」のとおりに	「北海道の基準」のとおりに	対象外		
北海道			94	○入院:課税世帯の15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○外来:課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○非課税世帯の児童 ○非課税世帯の母又は父(入院のみ)	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者における12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者までの者 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者までの者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道	中札内村	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおりに	「北海道の基準」のとおりに	「北海道の基準」のとおりに	対象外		
北海道			94	「北海道の基準」のとおりに	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	更別村	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道			94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	大樹町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	広尾町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者 ○北海道基準に準ずる母又は父(通院)	15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童及び母又は父 「北海道の基準」のとおり	15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 非課税世帯の母又は父 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の母又は父 15歳に達する日(誕生日の前日)以降の最初の4月1日からの児童 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道	幕別町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	池田町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	○非課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 ○非課税世帯の母又は父(入院のみ)	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	豊頃町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○非課税世帯の児童 ○非課税世帯の母又は父(入院のみ)	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの母又は父	なし	自己負担なし	対象外		
北海道	本別町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○非課税世帯の児童 ○非課税世帯の母又は父(入院のみ)	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	足寄町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	○課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○非課税世帯の15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	陸別町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道			94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの児童 及び 母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度(多数 回該当44,400円)	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの児童 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道	浦幌町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道	釧路町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	○6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○6歳以上の非課税世帯の者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者における6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	厚岸町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	浜中町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童 「北海道の基準」のとおり	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童 「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道	標茶町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(外来) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(外来) ○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者	非課税世帯または3歳未満 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯(3歳未満除く) 1割相当負担金 月57,600円限度(多数 回該当44,400円)	非課税世帯または3歳未満 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯(3歳未満除く) 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道	弟子屈町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	鶴居村	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道			94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
北海道			95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度(多数 回該当44,400円)	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
北海道	白糠町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	「北海道の基準」のとおり	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 非課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 及び 母又は父 自己負担なし 上記以外の児童 「北海道の基準」のとおり	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 非課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童 「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道	別海町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			94	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			95	○北海道基準に準ずる母又は父(通院)	なし	非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月		
					入院	入院外					
北海道	中標津町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の 医療機関等	平成30年 8月診療分		
北海道			95	○北海道基準に準ずる母又は父(通院)	なし	非課税世帯の母又は父 初診時一部負担金 医科 580円 課税世帯の母又は父 1割相当負担金 月18,000円限度 ※母又は父は歯科外来 対象外	対象外				
北海道	標津町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外				
北海道			94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外				
北海道			95	○北海道基準に準ずる母(通院)	なし	非課税世帯 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円 課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外				
北海道	羅臼町	ひとり親	93	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外				
北海道	北海道の基準 法別(45)	重度	45	1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る) ※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準 2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下) 3 精神手帳1級(入院医療を除く) * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の 属する月の末日までの 者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 2 市(町・村)民税非課税 世帯の3歳以上の者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 3 3歳以上の者 1割相当負担金 月57,600円限度(多数 回該当44,400円)	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の 属する月の末日までの 者 * 入院と同様 2 市(町・村)民税非課税 世帯の3歳以上の者 * 入院と同様 3 3歳以上の者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外				
北海道	札幌市	重度	47	「北海道の基準」のとおり	非課税世帯 及び 課税世帯の7歳に達する 日(誕生日の前日)以後 の最初の3月31日までの 者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の7歳に達する 日(誕生日の前日)以後 の最初の4月1日からの 者 1割相当負担金 月57,600円限度(多数 回該当44,400円)	非課税世帯 及び 課税世帯の7歳に達する 日(誕生日の前日)以後 の最初の3月31日までの 者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の7歳に達する 日(誕生日の前日)以後 の最初の4月1日からの 者 1割相当負担金 月3,000円限度 (院内処方は6,000 円)	対象外				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	函館市	重度	47	○「北海道の基準」のとお ○医師意見書において1～3級の障害者手帳を申請中の者 ○知的障がい者のIQ50以下の者 ○身体障がい者3級（内部障害を除く）の者 ※訪問看護は平成30年10月診療分からレセプト請求可	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道	小樽市	重度	47	○「北海道の基準」のとお	非課税世帯 及び 課税世帯の12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月57,600円限度（多数回該当44,400円）	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道	旭川市	重度	45	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道			46	「北海道の基準」のとお	非課税世帯 及び 課税世帯の3歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの者 自己負担なし 課税世帯3歳以上の者 1割相当負担金から初診時一部負担金を除いた額 月57,600円限度（多数回該当44,400円）	非課税世帯 及び 課税世帯の3歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの者 自己負担なし 課税世帯3歳以上の者 1割相当負担金から初診時一部負担金を除いた額 月18,000円限度	対象外		
北海道	室蘭市	重度	45	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道			47	○60歳以上の身体障がい者3級（内部障害を除く）の者 ○60歳以上の身体障がい者4級下肢障害（1、3、4号）、音声機能障害 及び 言語機能又はそしゃく機能障害の者 ○知的障がい者のIQ50以下の者 ○精神福祉手帳1級の者（入院のみ） ○60歳以上の精神福祉手帳2級の者 ○国民年金法別表1級の者 ○60歳以上の国民年金法別表2級の者	非課税世帯 及び 課税世帯の3歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の3歳以上の者 1割相当負担金 月57,600円限度（多数回該当44,400円）	非課税世帯 及び 課税世帯の3歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の3歳以上の者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道	釧路市	重度	45	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道			46	○3歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの者 ○非課税世帯の者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	帯広市	重度	45	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道			46	○課税世帯の6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○非課税世帯の者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	北見市	重度	47	「北海道の基準」とおり	非課税世帯及び課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	非課税世帯及び課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道	夕張市	重度	45	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	対象外		
北海道			46	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	岩見沢市	重度	45	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	対象外		
北海道			46	○入院:15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○外来:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	網走市	重度	45	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	対象外		
北海道			46	○非課税世帯の3歳以上の者 ○3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 ○課税世帯の3歳以上15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者(入院・訪問看護のみ)	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	留萌市	重度	45	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	対象外		
北海道	苫小牧市	重度	47	○「北海道の基準」とおり ○知的障がい者のIQ50以下の者 ○身体障がい者3級(内部障害を除く)の者	非課税世帯及び課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	非課税世帯及び課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道	稚内市	重度	47	「北海道の基準」とおり	非課税世帯及び課税世帯の15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月24,600円限度	非課税世帯及び課税世帯の15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月8,000円限度	対象外		
北海道	美唄市	重度	45	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	対象外		

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	芦別市	重度	45	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道			46	「北海道の基準」のとお	15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし	15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし	対象外		
北海道	江別市	重度	47	「北海道の基準」のとお	非課税世帯及び課税世帯の12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	非課税世帯及び課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道	赤平市	重度	45	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道			46	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	紋別市	重度	45	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道			46	○課税世帯の3歳以上15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
北海道	士別市	重度	45	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道			46	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	名寄市	重度	45	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道			46	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	三笠市	重度	45	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道	根室市	重度	45	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道			46	○課税・非課税世帯:3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 ○非課税世帯:3歳以上の者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	千歳市	重度	47	「北海道の基準」のとお	非課税世帯及び課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	非課税世帯及び課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道	滝川市	重度	45	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道			46	○6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	砂川市	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道			46	○6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	歌志内市	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	深川市	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	富良野市	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○非課税世帯 ○6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	登別市	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			47	○知的障がい者のIQ50以下の者	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道	恵庭市	重度	47	○「北海道の基準」のとおり ○身体障がい者3級(内部障害を除く)	非課税世帯及び 課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円) 身体障がい者3級(外部障害)の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 2割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	非課税世帯及び 課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月18,000円限度 身体障がい者3級(外部障害)の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 2割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道	伊達市	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道	北斗市	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	「北海道の基準」のとおり	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			47	○身体障がい者3級(内部障害を除く) ○身体障がい者4級 ○知的障がい者のIQ65以下 ○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	北広島市	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○6歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童	北広島市内の保険医療機関を受診した場合 自己負担なし 北広島市外の保険医療機関を受診した場合 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	北広島市内の保険医療機関を受診した場合 自己負担なし 北広島市外の保険医療機関を受診した場合 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
北海道	石狩市	重度	47	「北海道の基準」のとおり	非課税世帯 及び 課税世帯の7歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の7歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月57,600円限度（多数回該当44,400円）	非課税世帯 及び 課税世帯の7歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の7歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の 医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道	当別町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○入院：18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：課税世帯の3歳以上6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
北海道	新篠津村	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道	松前町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	福島町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	知内町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			47	○身体障がい者3級（内部障害を除く） ○知的障がい者のIQ50以下	18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 非課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月57,600円限度（多数回該当44,400円）	18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 非課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道			木古内町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外
北海道					46	「北海道の基準」のとおり	自己負担なし	自己負担なし	対象外

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	七飯町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道			46	「北海道の基準」のとおり	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			47	○身体障がい者3級(内部障害を除く) ○身体障がい者4級(内部障害のみ) ○知的障がい者のIQ50以下 ○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	鹿部町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	森町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	八雲町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道	長万部町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	「北海道の基準」のとおり	15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 課税世帯の15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 課税世帯の15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
北海道	江差町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			47	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者で精神手帳1級の者(入院のみ)	自己負担なし		対象外		
北海道	上ノ国町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	厚沢部町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○課税世帯の3歳以上の者	1割相当負担金 月8,000円限度	1割相当負担金 月8,000円限度	対象外		
北海道			47	○身体障がい者3級(内部障害を除く) ○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者	非課税世帯及び課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月からの者 1割相当負担金 月8,000円限度	非課税世帯及び課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月からの者 1割相当負担金 月8,000円限度	対象外		
北海道	乙部町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道	奥尻町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	せたな町	重度	45	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道			46	○課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月からの者	1割相当負担金 月22,200円限度	1割相当負担金 月6,000円限度	対象外		
北海道	今金町	重度	45	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	対象外		
北海道			46	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	島牧村	重度	45	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	対象外		
北海道			47	○身体障がい者3級(内部障害を除く)	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	対象外		
北海道	寿都町	重度	45	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	対象外		
北海道	黒松内町	重度	45	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	対象外		
北海道			46	○非課税世帯の者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			47	○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者(所得額830万円未満の者に限る)の者	1割相当負担金 月57,600円限度(多数 回該当44,400円)	1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道	蘭越町	重度	45	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	対象外		
北海道			46	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			47	○精神手帳1級(入院医療) ○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月57,600円限度(多数 回該当44,400円)	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道									
北海道	ニセコ町	重度	45	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	対象外		
北海道			46	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	真狩村	重度	45	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	対象外		
北海道	留寿都村	重度	45	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	対象外		
北海道			46	○課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月からの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
北海道			47	○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
北海道	喜茂別町	重度	45	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	対象外		
北海道	京極町	重度	45	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	対象外		
北海道	倶知安町	重度	45	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	対象外		
北海道			46	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	共和町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道			46	○3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 ○非課税世帯の者	なし	基本利用料の負担なし (訪問看護のみ)	対象外		
北海道			47	○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者	3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 3歳以上の者 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 3歳以上の者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道	岩内町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道	泊村	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	「北海道の基準」のとおり	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			47	○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	神恵内村	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○課税世帯の15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○非課税世帯の者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			47	○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者	15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし それ以外の者 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし それ以外の者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道	積丹町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道	古平町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道	仁木町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			47	○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道	余市町	重度	47	○身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る) ○重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下) ○精神手帳1級(入院医療を除く) ○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者 ○後期高齢者医療制度に移行できるが移行していない者	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道	赤井川村	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道	南幌町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	奈井江町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道			46	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○非課税世帯の者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			47	○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道	上砂川町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	由仁町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	長沼町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	栗山町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし ※栗山町内(5890021長沼地域訪問看護ステーションを含む)の医療機関等に限る	対象外		
北海道	月形町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道	浦臼町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	新十津川町	重度	45	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外	道内の医療機関等	平成30年8月診療分
北海道			46	「北海道の基準」のとお	非課税世帯及び課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 自己負担なし 課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月からの者 1割相当負担金から初診時一部負担金を除いた額 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	非課税世帯及び課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 自己負担なし 課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月からの者 1割相当負担金から初診時一部負担金を除いた額 月18,000円限度	対象外		
北海道			47	○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者	3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 自己負担なし 3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月からの者 1割相当負担金から初診時一部負担金を除いた額 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 自己負担なし 3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月からの者 1割相当負担金から初診時一部負担金を除いた額 月18,000円限度	対象外		
北海道	妹背牛町	重度	45	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道		重度	46	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	秩父別町	重度	45	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道	雨竜町	重度	45	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道	北竜町	重度	45	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道		重度	46	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道		重度	47	○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	沼田町	重度	45	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道	幌加内町	重度	45	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道	鷹栖町	重度	45	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道	東神楽町	重度	45	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道		重度	46	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道		重度	47	○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者	15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	当麻町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道		重度	46	「北海道の基準」のとおり	非課税世帯の20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 及び 課税世帯の15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 非課税世帯の20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の翌1日からの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	非課税世帯の20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 及び 課税世帯の15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 非課税世帯の20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の翌1日からの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道	比布町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○課税・非課税世帯:15歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 ○非課税世帯:15歳以上の者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	愛別町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	上川町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○非課税世帯 及び 課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			47	○知的障がい者のIQ55以下の者	非課税世帯 及び 課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	非課税世帯 及び 課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道									
北海道	東川町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道	美瑛町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道	上富良野町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○住民税所得割非課税世帯の者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	中富良野町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	南富良野町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	占冠村	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道			46	「北海道の基準」のとおり	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			47	○身体障がい者3級(内部障害を除く) ○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	和寒町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			47	○後期高齢者医療保険非加入者 ○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者	15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
北海道	剣淵町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道	下川町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	美深町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			47	○3ヶ月超の精神入院	自己負担なし	なし	対象外		
北海道	音威子府村	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	中川町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			47	○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	増毛町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道	小平町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道	苫前町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	羽幌町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	初山別村	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	遠別町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道	天塩町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道	幌延町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道	猿払村	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道	浜頓別町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	中頓別町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道	枝幸町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道	豊富町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	礼文町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道	利尻町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	利尻富士町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道	大空町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	「北海道の基準」のとおり	課税・非課税世帯:15歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 非課税世帯:15歳以上の者 自己負担なし 上記以外の者 1割負担の1/2助成 月28,800円限度	課税・非課税世帯:15歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 非課税世帯:15歳以上の者 自己負担なし 上記以外の者 1割負担の1/2助成 月9,000円限度	対象外		
北海道	美幌町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	「北海道の基準」のとおり	課税・非課税世帯:3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 非課税世帯:3歳以上の者 自己負担なし 上記以外の者 1割負担の1/2助成 月28,800円限度	課税・非課税世帯:3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 非課税世帯:3歳以上の者 自己負担なし 上記以外の者 1割負担の1/2助成 月9,000円限度	対象外		
北海道	津別町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	斜里町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者(小中学生は入院のみ) ○非課税世帯の者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	清里町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○課税・非課税世帯:3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 ○非課税世帯:3歳以上の者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	小清水町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道			46	○課税・非課税世帯:3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 ○非課税世帯:3歳以上の者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			47	○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者	3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 自己負担なし 3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月からの者 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 自己負担なし 3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月からの者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道	訓子府町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
北海道			47	○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者	15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道	置戸町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○課税世帯の3歳以上6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
北海道	佐呂間町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道	遠軽町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○課税・非課税世帯:3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 ○非課税世帯:3歳以上の者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	湧別町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○課税・非課税世帯:3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 ○非課税世帯:3歳以上の者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	滝上町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道	興部町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道	西興部村	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道	雄武町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○課税世帯の3歳以上の者から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
北海道			47	○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	豊浦町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道			46	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			47	○知的障がい者のIQ50以下の者	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 非課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 非課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道	洞爺湖町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	壮瞥町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			47	○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	白老町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道	安平町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○課税世帯の3歳以上18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
北海道	厚真町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○世帯合計所得240万円未満の課税世帯の者 ○課税世帯の3歳以上6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
北海道			47	○知的障がい者のIQ50以下の者 ○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者	非課税世帯、世帯合計所得240万円未満の課税世帯の者及び課税世帯の3歳以上6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	非課税世帯、世帯合計所得240万円未満の課税世帯の者及び課税世帯の3歳以上6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	むかわ町	重度	45	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外	道内の医療機関等	平成30年8月診療分
北海道			46	○課税世帯の3歳以上6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
北海道	平取町	重度	45	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道	日高町	重度	45	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道			46	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	新冠町	重度	45	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道			46	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	新ひだか町	重度	45	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道	浦河町	重度	45	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道	様似町	重度	45	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道			46	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	えりも町	重度	45	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道			47	○身体障がい者3級(内部障害を除く)	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道	音更町	重度	45	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道			46	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者(小中学生は入院のみ) ○非課税世帯の者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	士幌町	重度	45	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道			46	○課税・非課税世帯:15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○非課税世帯:15歳以上の者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	上士幌町	重度	45	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道			46	○課税・非課税世帯:18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○非課税世帯:18歳以上の者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	鹿追町	重度	45	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道	新得町	重度	45	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道	清水町	重度	45	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道	芽室町	重度	45	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外		
北海道			46	○課税世帯の12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者(小学生は入院と訪問看護のみ) ○非課税世帯の者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			47	○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者における12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	中札内村	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道			46	「北海道の基準」のとおり	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			47	○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	更別村	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	大樹町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	広尾町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			47	○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者	15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月57,600円限度（多数回該当44,400円）	15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道	幕別町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	池田町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○非課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			47	○精神手帳1級により対象になった18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	なし	対象外		
北海道	豊頃町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○非課税世帯の者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	本別町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○非課税世帯の者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	足寄町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○非課税世帯の15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○課税世帯の6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	陸別町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道			46	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			47	○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道	浦幌町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道	釧路町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○6歳以上の非課税世帯の者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			47	○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者における6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	厚岸町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	浜中町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			47	○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道	標茶町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			47	○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道	弟子屈町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○課税世帯の3歳以上の者	月28,800円限度(多数回該当22,200円)	なし	対象外		

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	鶴居村	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道			46	「北海道の基準」のとおり	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
北海道			47	○後期高齢者医療保険非加入者 ○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
北海道	白糠町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○非課税世帯の者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	別海町	重度	45	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			46	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			47	○精神手帳1・2級(入院医療)	15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 【非課税世帯】 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 【課税世帯】 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	なし	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	中標津町	重度	45	「北海道の基準」のとおりに	「北海道の基準」のとおりに	「北海道の基準」のとおりに	対象外		
北海道	標津町	重度	45	「北海道の基準」のとおりに	「北海道の基準」のとおりに	「北海道の基準」のとおりに	対象外		
北海道			46	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	羅臼町	重度	45	「北海道の基準」のとおりに	「北海道の基準」のとおりに	「北海道の基準」のとおりに	対象外		
北海道	北海道の基準法別(90)	乳幼児	90	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 *扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 3 3歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月57,600円限度	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 *入院と同様 2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 *入院と同様 3 3歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道	札幌市	乳幼児	92	○入院:15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:7歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	【小学1年生まで】 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 【小学2年生から中学生まで】 非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
北海道	函館市	乳幼児	92	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ※訪問看護は平成30年10月診療分からレセプト請求可	非課税世帯及び3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯(3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者除く) 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	非課税世帯及び3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯(3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者除く) 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	小樽市	乳幼児	92	○12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	非課税世帯 及び 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯(3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者を除く) 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道	室蘭市	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			92	○入院:非課税世帯の12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:非課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
北海道	釧路市	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	帯広市	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯及び未就学児童 自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○外来:非課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	助成なし	自己負担なし	対象外		
北海道	北見市	乳幼児	92	○入院:15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯 及び 未就学児 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯(未就学児を除く) 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
北海道	岩見沢市	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)後の最初の4月1日から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	苫小牧市	乳幼児	92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯及び未就学児 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯(未就学児を除く) 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道	稚内市	乳幼児	92	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
北海道	江別市	乳幼児	92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
北海道	根室市	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道	千歳市	乳幼児	92	○入院:15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:9歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯及び未就学児 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯(未就学児を除く) 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	非課税世帯及び未就学児 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯(未就学児を除く) 総医療費の2割 月18,000円限度	対象外		
北海道	深川市	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	登別市	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			92	○入院:非課税世帯の12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:非課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	恵庭市	乳幼児	92	○入院：15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	【未就学児】 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 【小学生・中学生】 （非課税世帯） 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 （課税世帯） 1割相当負担金 月57,600円限度（多数 回該当44,400円）	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の 医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道	伊達市	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			92	○入院：非課税世帯の12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：非課税世帯の6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
北海道	北斗市	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	石狩市	乳幼児	92	○入院：15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：7歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における7歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	【小学1年生まで】 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 【小学2年生から中学生まで】 （非課税世帯） 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 （課税世帯） 1割相当負担金 月57,600円限度（多数 回該当44,400円）	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
北海道	新篠津村	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道	松前町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	福島町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	知内町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	木古内町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	七飯町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	鹿部町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	森町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	八雲町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	長万部町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	江差町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	厚沢部町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
北海道	乙部町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院:課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	奥尻町	乳幼児	90	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道			92	6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	助成なし	非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道	島牧村	乳幼児	90	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	対象外		
北海道			92	○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者(小学生は入院のみ)	1割相当負担金 月57,600円限度(多数 回該当44,400円)	1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道	寿都町	乳幼児	90	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯 1割相当負担金 月57,600円限度(多数 回該当44,400円)	非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道	黒松内町	乳幼児	90	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	対象外		
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者(所得額830万円未満の者に限る)における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	蘭越町	乳幼児	90	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	対象外		
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	ニセコ町	乳幼児	90	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	対象外		
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	真狩村	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	留寿都村	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	喜茂別町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	京極町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯 1割相当負担金 月57,600円限度(多数 回該当44,400円)	非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道	倶知安町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院:課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	共和町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	泊村	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	神恵内村	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	積丹町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道	古平町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	仁木町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	余市町	乳幼児	92	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	課税世帯(3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者除く) 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円) 非課税世帯及び3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	課税世帯(3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者除く) 1割相当負担金 月18,000円限度 非課税世帯及び3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道	赤井川村	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	南幌町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	【中学生・高校生】 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円) 【小学生まで】 自己負担なし	【中学生・高校生】 1割相当負担金 月18,000円限度 【小学生まで】 自己負担なし	対象外		
北海道	上砂川町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	長沼町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象		
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象		

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	栗山町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし ※栗山町内(5890021長沼地域訪問看護ステーションを含む)の医療機関等に限る	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし ※栗山町内(5890021長沼地域訪問看護ステーションを含む)の医療機関等に限る	対象外		
北海道	妹背牛町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	秩父別町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	雨竜町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者(外来は中学生まで)	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	北竜町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	沼田町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	幌加内町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	当麻町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	遠別町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	幌延町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	浜頓別町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の医療機関等	平成30年8月診療分
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	礼文町	乳幼児	91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日までの者 ○入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	美幌町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯 及び 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 自己負担なし 課税世帯(3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者除く) 1割負担の1/2助成 月28,800円限度	非課税世帯 及び 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 自己負担なし 課税世帯(3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者除く) 1割負担の1/2助成 月9,000円限度	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯 自己負担なし 課税世帯 1割負担の1/2助成 月28,800円限度	非課税世帯 自己負担なし 課税世帯 1割負担の1/2助成 月9,000円限度	対象外		
北海道	清里町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	訓子府町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院:課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	置戸町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道			91	○課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月から6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者(小中学生は入院のみ)	非課税世帯及び未就学児 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯(未就学児を除く) 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
北海道	西興部村	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	豊浦町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	洞爺湖町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	壮瞥町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	白老町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	安平町	子ども	90	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道			91	○入院:課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
北海道	厚真町	乳幼児	90	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり	対象外		
北海道			91	○入院:課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (世帯合計所得240万円以下の世帯) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 (上記以外) 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	【3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月から6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者】 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 【6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者】 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
北海道			92	○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者(外来は未就学まで)	【6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者】 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 【6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者】 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	【6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者】 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	むかわ町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道			91	○課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月から6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:非課税世帯の6歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯及び6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯(18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者) 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
北海道	様似町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	音更町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者(小学生は入院のみ)	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:非課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者(小学生以上は入院のみ)	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	士幌町	乳幼児	92	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	上士幌町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	鹿追町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道			91	○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	新得町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	清水町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	芽室町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：非課税世帯の6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者（外来は未就学児まで）	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	中札内村	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	更別村	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	大樹町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	広尾町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	幕別町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	池田町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	豊頃町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	本別町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	足寄町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院:6歳に達する日(誕生日の前日)の以後最初の3月31日までの者 ○入院:非課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)の以後最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯 自己負担なし 課税世帯 1割相当負担金 月57,600円限度(多数 回該当44,400円)	非課税世帯 自己負担なし 課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道	陸別町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	浦幌町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道			91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	標茶町	乳幼児	92	○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者(小学生は入院のみ)	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道	中標津町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		
北海道	羅臼町	乳幼児	90	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外		

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	雄武町	乳幼児	91	○入院：課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来：課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月から6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の医療機関等	平成30年8月診療分
北海道			92	○入院：12歳に達した日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以降の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外		
北海道	旭川市(＊)	乳幼児	92	*平成29年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、入院外における対象年齢を拡大、入院外における課税世帯の自己負担限度額を変更(入院外：12歳まで→15歳まで)(入院外：14,000円→18,000円) ○入院：12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○入院外：6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯 自己負担なし 課税世帯 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	非課税世帯 自己負担なし 課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道	網走市(＊)	乳幼児	92	*平成29年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、入院外における自己負担限度額を変更(入院外：14,000円→18,000円) ○入院：12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○入院外：6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道	士別市(＊)	乳幼児	92	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、入院外における対象者を拡大(入院外：12歳まで→15歳まで) ○入院：12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○入院外：6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	北広島市(＊)	乳幼児	91	*平成24年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、自己負担の内容を変更 ○6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	市内の保険医療機関を受診した場合 自己負担なし 市外の保険医療機関を受診した場合 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円		対象外		
北海道			92	*平成30年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、入院外における自己負担限度額を変更(入院外：14,000円→18,000円) ○入院：12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○入院外：6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道	岩内町(＊)	乳幼児	92	*平成29年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、入院外における課税世帯の自己負担限度額を変更(入院外：14,000円→18,000円) 入院外：6歳に達する日以後の最初の4月1日から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	助成なし	非課税世帯 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円 課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	由仁町 (*)	乳幼児	92	*平成29年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、入院外における所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者の自己負担限度額を変更 (入院外:14,000円→18,000円) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	自己負担なし 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	平成30年 8月診療分
北海道	上富良野町 (*)	乳幼児	91	*平成29年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象を変更 (非課税世帯→住民税所得割非課税世帯) ○住民税所得割非課税世帯:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者(小学生は入院のみ) ○課税世帯:6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道			92	*平成29年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象を変更 (非課税世帯まで→住民税所得割非課税世帯) ○入院:住民税所得割非課税世帯の12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:住民税所得割非課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	猿払村 (*)	乳幼児	92	*平成29年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、自己負担限度額を変更 (入院外:14,000円→18,000円) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 (小中学生:歯科外来除く) ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 (小中学生:歯科外来除く)	非課税世帯及び3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯(3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者除く) 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	非課税世帯及び3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯(3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者除く) 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外		
北海道	湧別町 (*)	乳幼児	92	*平成26年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳まで) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	厚岸町 (*)	乳幼児	92	*平成28年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (12歳まで→18歳までに拡大) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外		
北海道	留萌市 (*)	乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	92	*平成28年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における12歳→所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳、入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者、外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	平成30年 10月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月	
					入院	入院外				
北海道	長万部町 (*)	重度	46	*平成30年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、自己負担なしの対象年齢を拡大 (15歳→18歳までに拡大) 「北海道の基準」とおり	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円		対象外	道内の 医療機関等	平成30年 12月診療分	
北海道		乳幼児	92	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (15歳→18歳までに拡大) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 (所得制限あり)	なし		対象外	道内の 医療機関等		
北海道		ひとり親	94	*平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、自己負担なしの対象年齢を拡大 (15歳→18歳までに拡大) 「北海道の基準」とおり	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの母子・父子家庭又は父母のいない児童 自己負担なし 18歳に達する日(誕生日の前日)以降最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母子・父子家庭又は父母のいない児童(学校に通学)及び20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養している母子・父子家庭の者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの母子・父子家庭又は父母のいない児童 自己負担なし 18歳に達する日(誕生日の前日)以降最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母子・父子家庭又は父母のいない児童(学校に通学) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の 医療機関等		
北海道										
北海道		天塩町	重度心身障害者 (道の事業の上乗せ分)	46	「北海道の基準」に該当する18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の 医療機関等	平成31年 4月診療分
北海道				47	所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の 医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	天塩町	ひとり親家庭等 (道の事業の上乗せ分)	94	「北海道の基準」に該当する18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	平成31年 4月診療分
北海道			95	所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	
北海道	札幌市 (*)	重度心身障がい者 (道の事業の上乗せ分)	47	*平成30年8月診療分から受託している重度心身障がい者医療について、対象年齢を拡大(7歳→8歳に拡大) 「北海道の基準」のとおり	非課税世帯及び課税世帯の8歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の8歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月57,600円限度 (多数回該当44,400円)	非課税世帯及び課税世帯の8歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の8歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月3,000円限度 (院内処方は6,000円)	対象外	道内の医療機関等	
北海道		子ども (道の事業の上乗せ分)	92	*平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大(入院外:7歳→8歳に拡大) ○入院:15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:8歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯及び課税世帯の8歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の8歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 課税世帯 1割相当負担金 月57,600円限度 (多数回該当44,400円)	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の医療機関等	
北海道		ひとり親家庭等 (道の事業の上乗せ分)	95	*平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大(7歳→8歳に拡大) 「北海道の基準」のとおり	非課税世帯の児童及び母又は父 課税世帯の8歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の8歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの児童及び母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度 (多数回該当44,400円)	非課税世帯の児童 課税世帯の8歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の8歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの児童 1割相当負担金 月3,000円限度 (院内処方は6,000円)	対象外	道内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	釧路市（＊）	重度心身障がい者等 （道の事業の上乗せ分）	46	*平成30年8月診療分から受託している重度心身障がい者等医療について、対象年齢を拡大 （3歳→6歳に拡大） ○「北海道の基準」のうち ○6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○非課税世帯の者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	平成31年 4月診療分
北海道		乳幼児 （道の事業の上乗せ）	91	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （3歳→6歳に拡大） ○6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	
北海道		ひとり親家庭等 （道の事業の上乗せ分）	94	平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大 （3歳→6歳に拡大） ○「北海道の基準」のうち ○6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○非課税世帯の者（ひとり親家庭の母又は父は入院のみ）	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	
北海道	富良野市（＊）	重度心身障害者 （道の事業の上乗せ分）	46	*平成30年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大 （入院：6歳→15歳に拡大） ○「北海道の基準」のうち ○非課税世帯の者 ○入 院：15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○入院外：6歳に達する日（誕生日の前日）以降の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	
北海道		子ども （道の事業の上乗せ分）	91	*平成28年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大 （入院：6歳→12歳までに拡大） ○入 院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○入院外：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	
北海道		子ども （道の事業の上乗せ分）	92	*平成28年8月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大及び所得制限の解除 （入院： ー12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者、所得制限による道の「乳幼児医療費助成事業」の非該当者における6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者→所得制限による道の「乳幼児医療費助成事業」の非該当者における12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者（小学生は入院のみ）に拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者（小学生は入院のみ）	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	
北海道		ひとり親家庭等 （道の事業の上乗せ分）	94	*平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、入院の対象年齢を拡大 （入院：6歳→15歳に拡大） ○「北海道の基準」のうち ○非課税世帯の者（ひとり親家庭の母又は父は入院のみ） ○入 院：15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○入院外：6歳に達する日（誕生日の前日）以降の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	恵庭市 (*)	重度心身障害者 (道の事業の上乗せ分)	47	*平成30年8月診療分から受託している重度心身障がい者医療について、自己負担を変更 (6歳→9歳までに拡大) ○「北海道の基準」のとおり ○身体障がい者3級(内部障害を除く)	非課税世帯及び課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の身体障がい者3級(外部障害)で15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 2割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円) 上記以外の者 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	非課税世帯及び課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の身体障がい者3級(外部障害)で9歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 2割相当負担金 月18,000円限度 上記以外の者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	平成31年 4月診療分
北海道		乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	92	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (外来:6歳→9歳までに拡大) ○入院:15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○入院外:9歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯及び課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	非課税世帯及び課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から9歳に達する日(誕生日の前日)以降最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	
北海道	石狩市 (*)	重度心身障害者 (道の事業の上乗せ分)	47	*平成30年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、自己負担を変更 (7歳→8歳に変更) 「北海道の基準」のとおり	非課税世帯及び課税世帯の8歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の8歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	非課税世帯及び課税世帯の8歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の8歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	石狩市 (*)	子ども (道の事業の上乗せ分)	92	*平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (外来:7歳→8歳に拡大) ○入院:15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:8歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における8歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	8歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 8歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯 1割相当負担金 月57,600円限度 (多数回該当44,400円)	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の医療機関等	平成31年 4月診療分
北海道		ひとり親家庭等 (道の事業の上乗せ分)	95	*平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、自己負担を変更 (7歳→8歳に変更) 「北海道の基準」のとおり	非課税世帯及び課税世帯の8歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の8歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの児童及び母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度 (多数回該当44,400円)	非課税世帯の児童 課税世帯の8歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の8歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの児童 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	
北海道		子ども (道の事業の上乗せ分)	92	*平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (12歳→15歳までに拡大) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯 1割相当負担金 月57,600円限度 (多数回該当44,400円)	非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	
北海道		重度心身障害者 (道の事業の上乗せ分)	46	平成30年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、自己負担を変更 (入院:月22,200円限度→月28,800円限度(多数回該当22,000円) 入院外:月6,000円限度→月9,000円限度) ○「北海道の基準」のとおり ○課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月からの者	1割相当負担金 月28,800円限度 (多数回該当22,200円)	1割相当負担金 月9,000円限度	対象外	道内の医療機関等	
北海道		乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	92	*平成24年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大及び所得制限の解除 (15歳→18歳、所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者に拡大) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	小清水町（＊）	子ども（道の事業の上乗せ分）	92	*平成26年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大（15歳→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	平成31年 4月診療分
北海道	新得町（＊）	乳幼児（道の事業の上乗せ分）	92	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（15歳→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	
北海道	芽室町（＊）	重度心身障害者（道の事業の上乗せ分）	46	*平成30年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、課税世帯の対象年齢を拡大（入院12歳→15歳、外来6歳→15歳までに拡大） ○課税世帯の15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○非課税世帯の者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	
北海道		重度心身障害者（道の事業の上乗せ分）	47	*平成30年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（12歳→15歳までに拡大） ○所得制限による道の「重度心身障害者医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	
北海道	芽室町（＊）	子ども（道の事業の上乗せ分）	92	*平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、課税世帯の外来の対象年齢を拡大（6歳→15歳） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	
北海道		ひとり親家庭等（道の事業の上乗せ分）	94	*平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、課税世帯の外来の対象年齢を拡大（6歳→15歳までに拡大） ○課税世帯の15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○非課税世帯の児童 ○非課税世帯の母又は父（入院のみ）	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	
北海道		ひとり親家庭等（道の事業の上乗せ分）	95	*平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、入院の対象年齢を拡大し、自己負担を変更（12歳→15歳までに拡大） ○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	八雲町	重度心身障がい者 (道の事業の上乗せ分)	46	○「北海道の基準」に該当する18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	令和元年 8月診療分
北海道		ひとり親家庭等 (道の事業の上乗せ分)	94	○「北海道の基準」に該当する18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	
北海道	鷹栖町	重度心身障がい者 (道の事業の上乗せ分)	46	○「北海道の基準」に該当する6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	
北海道		子ども (道の事業の上乗せ分)	92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	
北海道		ひとり親家庭等 (道の事業の上乗せ分)	94	○「北海道の基準」に該当する6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	
北海道	興部町	子ども (道の事業の上乗せ分)	91	○入院:市民税課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:市民税課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月から6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の医療機関等	
北海道		子ども (道の事業の上乗せ分)	92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の医療機関等	
北海道	豊浦町	ひとり親家庭等 (道の事業の上乗せ分)	95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	
北海道	清水町	ひとり親家庭等 (道の事業の上乗せ分)	94	○「北海道の基準」に該当する18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	
北海道	小樽市 (*)	乳幼児	92	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児医療について、入院の対象年齢を拡大(12歳～15歳までに拡大) ○入院:15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯及び12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月57,600円限度 (多数回該当44,400円)	非課税世帯及び3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯(3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者を除く) 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	美瑛市（＊）	乳幼児（道の事業の上乗せ分）	92	*平成26年8月診療分から受託している乳幼児医療について、外来の対象年齢を拡大（→6歳から12歳までに拡大） 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者の対象年齢を拡大（6歳→12歳までに拡大） ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	令和元年 8月診療分
北海道	木古内町（＊）	乳幼児（道の事業の上乗せ分）	92	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（15歳→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	
北海道	八雲町（＊）	子ども（道の事業の上乗せ分）	91	*平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、入院の対象年齢を拡大（6歳→12歳までに拡大） 「北海道の基準」とおり	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	
北海道		子ども（道の事業の上乗せ分）	92	*平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、入院の対象年齢を拡大（→12歳～18歳までに拡大） 外来の対象年齢を拡大（→6歳～18歳までに拡大） 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者の対象年齢を拡大（6歳→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	
北海道	鷹栖町（＊）	子ども（道の事業の上乗せ分）	91	*平成30年4月診療分から受託している子ども医療について、入院の対象年齢を拡大（6歳→12歳までに拡大） ○入院：「北海道の基準」に該当する12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：「北海道の基準」に該当する6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	
北海道	豊浦町（＊）	重度心身障がい者（道の事業の上乗せ分）	47	*平成30年8月診療分から受託している重度心身障がい者医療について、対象者を拡大（→所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者） ○知的障がい者のIQ50以下の者 ○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 非課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月57,600円限度（多数回該当44,400円）	18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 非課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	日高町（＊）	重度心身障害者 （道の事業の上乗せ分）	46	*平成30年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、入院の対象年齢を拡大 （15歳→18歳までに拡大） ○入院：「北海道の基準」に該当する18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：「北海道の基準」に該当する15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	令和元年 8月診療分
北海道		乳幼児 （道の事業の上乗せ分）	92	*平成28年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、入院の対象年齢を拡大 （15歳→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	
北海道		ひとり親家庭等 （道の事業の上乗せ分）	94	*平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、入院の対象年齢を拡大 （15歳→18歳までに拡大） ○入院：「北海道の基準」に該当する18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：「北海道の基準」に該当する15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	
北海道	鹿追町（＊）	乳幼児 （道の事業の上乗せ分）	92	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （15歳→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	
北海道	標茶町（＊）	重度心身障害者	47	*平成30年8月診療分から受託している重度障がい者医療について、公費番号の一律化 （→「北海道の基準」のとおり） ○「北海道の基準」のとおり ○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の医療機関等	
北海道		乳幼児	92	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児医療について、公費番号の一律化 （→「北海道の基準」のとおり） ○「北海道の基準」のとおり ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者（小学生は入院のみ）	「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり	対象外	道内の医療機関等	
北海道		ひとり親家庭等	95	*平成30年8月診療分から受託しているひとり親医療について、公費番号の一律化 （→「北海道の基準」のとおり） ○「北海道の基準」のとおり ○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者	非課税世帯の児童及び母又は父 課税世帯の3歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の3歳以上の児童及び母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度 （多数回該当44,400円）	非課税世帯の児童及び母又は父 課税世帯の3歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の3歳以上の児童及び母又は父 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	標茶町	重度	45	*平成30年8月診療分から受託している重度障がい者医療について、制度変更に伴い取扱いを終了				令和元年7月診療分までの取扱い	
北海道		乳幼児	90	*平成26年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度変更に伴い取扱いを終了					
北海道		ひとり親	93	*平成30年8月診療分から受託しているひとり親医療について、制度変更に伴い取扱いを終了					
北海道	音更町（＊）	乳幼児 （道の事業の上乗せ分）	92	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児医療について、入院外の対象者を拡大 （非課税世帯の6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者→6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者（課税世帯は小学生のみ中学生は非課税世帯のみ）） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者（中学生は非課税世帯のみ） ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者	自己負担なし	非課税世帯 及び 課税世帯の6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 課税世帯の6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和元年8月診療分
北海道	厚沢部町（＊）	重度心身障害者 （道の事業の上乗せ分）	46	*平成30年8月診療分から受託している重度心身障がい者医療について、自己負担を変更 （1割相当負担金→18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日まで自己負担額なし） ○「北海道の基準」とおり ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者	18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月8,000円限度	18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月8,000円限度	対象外	道内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	厚沢部町 (*)	重度心身障害者 (道の事業の上乗せ分)	47	*平成30年8月診療分から受託している重度心身障がい者医療について、自己負担を変更 (初診時一部負担金、1割相当負担金→18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日まで自己負担額なし) ○身体障がい者3級(内部障害を除く) ○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	令和元年 8月診療分
北海道					非課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	非課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円			
北海道		乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	91	平成30年8月診療分から受託している乳幼児医療について、自己負担を変更 (初診時一部負担金→自己負担額なし) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	
北海道		乳幼児 (道の事業の上乗せ分)	92	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象者を拡大し、自己負担を変更 (15歳→18歳、初診時一部負担金→自己負担額なし) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	
北海道		ひとり親家庭等 (道の事業の上乗せ分)	94	*平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、自己負担を変更 (初診時一部負担金→18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日まで自己負担額なし) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童 ○課税世帯の母又は父(入院のみ)	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	
					課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童及び課税世帯の母又は父 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円			

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	厚沢部町（＊）	ひとり親家庭等（道の事業の上乗せ分）	95	*平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、自己負担を変更（初診時一部負担金→18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日まで自己負担額なし） ○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童 ○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から20歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童 ○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者における20歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父（入院のみ）	18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から20歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から20歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の医療機関等	令和元年 8月診療分
北海道	森町（＊）	重度心身障害者（道の事業の上乗せ分）	46	*平成30年8月診療分から受託している重度心身障がい者医療について、対象年齢を拡大（15歳→18歳までに拡大） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	
北海道		乳幼児（道の事業の上乗せ分）	92	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（15歳→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	
北海道		ひとり親家庭等（道の事業の上乗せ分）	94	*平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、対象年齢を拡大（15歳→18歳までに拡大） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	
北海道	苫小牧市（＊）	乳幼児	92	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児医療について、入院の対象年齢を拡大（12歳→15歳までに拡大） ○入院：15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯及び未就学児 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯（未就学児を除く） 1割相当負担金 月57,600円限度 （多数回該当44,400円）	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の医療機関等	令和2年 2月診療分
北海道	鹿追町	重度心身障害者（道の事業の上乗せ分）	46	○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	
北海道		ひとり親家庭等（道の事業の上乗せ分）	94	○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	
北海道	滝川市	子ども（道の事業の上乗せ分）	92	○外来：非課税世帯の6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から12歳に達する日（誕生日の前日）以後の3月31日までの者		初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円		道内の医療機関等	令和2年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	月形町（＊）	乳幼児等（道の事業の上乗せ分）	92	*平成27年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象年齢を拡大（15歳→18歳） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日まで ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	令和2年4月診療分
北海道	札幌市（＊）	重度心身障がい者（道の事業の上乗せ分）	47	*平成31年4月診療分から助成内容を変更した重度心身障がい者医療について、自己負担を変更（8歳→9歳） 「北海道の基準」とおり	非課税世帯 及び 課税世帯の9歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	非課税世帯 及び 課税世帯の9歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の医療機関等	令和2年4月診療分
北海道					課税世帯の9歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月57,600円限度 （多数回該当44,400円）	課税世帯の9歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月3,000円限度 （院内処方は6,000円）			
北海道		子ども（道の事業の上乗せ分）	92	*平成31年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（入院外：8歳→9歳） ○入院：15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：9歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	【小学3年生まで】 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 【小学4年生から中学生まで】 非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯 1割相当負担金 月57,600円限度 （多数回該当44,400円）	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の医療機関等	令和2年4月診療分
北海道		ひとり親家庭等（道の事業の上乗せ分）	95	*平成31年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療について、自己負担を変更（8歳→9歳） 「北海道の基準」とおり	非課税世帯の児童 及び 母又は父 課税世帯の9歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	非課税世帯の児童 課税世帯の9歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円			
北海道					課税世帯の9歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの児童及び母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度 （多数回該当44,400円）	課税世帯の9歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの児童 1割相当負担金 月3,000円限度 （院内処方は6,000円）	対象外	道内の医療機関等	令和2年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
北海道	沼田町 （＊）	乳幼児 （道の事業の 上乗せ分）	92	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （15歳→18歳） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の 医療機関等	令和2年 4月診療分
北海道	石狩市 （＊）	重度心身障害者 （道の事業の 上乗せ分）	47	*平成31年4月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、自己負担を変更 「北海道の基準」のとおり	非課税世帯 及び 課税 世帯の12歳に達する日 （誕生日の前日）以後の 最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の12歳に達する 日（誕生日の前日）以 後の最初の4月1日から の者 1割相当負担金 月57,600円限度 （多数回該当44,400 円）	非課税世帯 及び 課税 世帯の12歳に達する日 （誕生日の前日）以後の 最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の12歳に達す る日（誕生日の前日）以 後の最初の4月1日から の者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の 医療機関等	令和2年 4月診療分
北海道									
北海道			子ども （道の事業の 上乗せ分）	92	*平成31年4月診療分から助成内容を変更している子ども医療について、対象年齢を拡大 （入院外：8歳→12歳） ○入院：15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	【小学6年生まで】 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 【中学生】 非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯 1割相当負担金 月57,600円限度 （多数回該当44,400 円）	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の 医療機関等
北海道		ひとり親家庭 （道の事業の 上乗せ分）	95	*平成31年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療について、自己負担を変更 （8歳→12歳） 「北海道の基準」のとおり	非課税世帯の児童及び 母又は父 課税世帯の12歳に達す る日（誕生日の前日）以 後の最初の3月31日まで の児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の12歳に達する 日（誕生日の前日）以 後の最初の4月1日から の児童及び母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度 （多数回該当44,400 円）	非課税世帯の児童 課税世帯の12歳に達す る日（誕生日の前日）以 後の最初の3月31日まで の児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の12歳に達する 日（誕生日の前日）以 後の最初の4月1日から の児童 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の 医療機関等	令和2年 4月診療分
北海道									

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	泊村（＊）	乳幼児（道の事業の上乗せ分）	92	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（15歳→18歳） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	令和2年4月診療分
北海道	美瑛町（＊）	乳幼児（道の事業の上乗せ分）	92	*平成29年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（15歳→18歳） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	令和2年4月診療分
北海道	清水町	重度心身障害者（道の事業の上乗せ分）	46	○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	令和2年6月診療分
北海道	函館市	子ども	90	*平成30年8月診療分から受託している法別「92」について、令和2年8月診療分から「90」「91」「92」に変更し拡大 「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外	道内の医療機関等	令和2年8月診療分
北海道		子ども（道の事業の上乗せ分）	91	○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：非課税世帯の6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：課税世帯の3歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	
北海道		ひとり親家庭等	93	*平成30年8月診療分から受託している法別「95」について、令和2年8月診療分から「93」「94」に変更し拡大（法別「95」の廃止） 「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	「北海道の基準」のとお	対象外	道内の医療機関等	
北海道		ひとり親家庭等（道の事業の上乗せ分）	94	○入院：「北海道の基準」のとお ○外来：非課税世帯の20歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの児童 ○外来：課税世帯の3歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの児童	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	
北海道	砂川市	乳幼児等（道の事業の上乗せ分）	92	○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	対象外	非課税世帯 自己負担なし 課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和2年8月診療分
北海道	美唄市	重度心身障がい者（道の事業の上乗せ分）	46	12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	令和2年8月診療分
北海道		ひとり親家庭等（道の事業の上乗せ分）	94	12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	新篠津村	重度心身障害者 (道の事業の上乗せ分)	46	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	令和2年 8月診療分
北海道		重度心身障害者 (道の事業の上乗せ分)	47	所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	
北海道		ひとり親家庭等 (道の事業の上乗せ分)	94	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	
北海道		ひとり親家庭等 (道の事業の上乗せ分)	95	所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	
北海道		乳幼児等 (道の事業の上乗せ分)	91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	
北海道		乳幼児等 (道の事業の上乗せ分)	92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ※上記のうち主たる生計を維持している者等は除く	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	
北海道	興部町	重度心身障害者 (道の事業の上乗せ分)	46	課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の翌月から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の医療機関等	令和2年 8月診療分
北海道		ひとり親家庭等 (道の事業の上乗せ分)	94	課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の翌月から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の医療機関等	
北海道	函館市 (*)	子ども	92	*平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢及び自己負担額を変更。 (対象年齢:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者→(入院)12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者、(外来)6歳に達する日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) (自己負担:入院:自己負担1割負担→自己負担なし、入院外:非課税世帯の自己負担 初診時一時負担金→自己負担なし) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	非課税世帯 自己負担なし 課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和2年 8月診療分
北海道	砂川市 (*)	重度心身障害者	46	*平成30年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について非課税世帯の対象年齢を拡大(入院・入院外) (6歳→12歳) ○6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○非課税世帯の12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の医療機関等	令和2年 8月診療分
北海道		ひとり親家庭等	94	*平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について非課税世帯の対象年齢を拡大(入院・入院外) (6歳→12歳) ○6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○非課税世帯の12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の医療機関等	
北海道		乳幼児等	91	*平成24年8月診療分から受託している乳幼児等医療について非課税世帯の入院の対象年齢を拡大 (6歳に達する日以後の最初の3月31日まで→6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日まで) ○入院:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○入院:非課税世帯の6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の医療機関等	

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月	
					入院	入院外				
北海道	小樽市 （＊）	重度	47	*平成30年8月診療分から受託している重度心身障がい者医療について、課税世帯の自己負担額（入院外）の初診時一部負担金対象年齢を拡大（3歳→6歳） ○「北海道の基準」とおり	○非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ○課税世帯 ・12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ・12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月57,600円限度（多数回該当44,400円）	○非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ○課税世帯 ・6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ・6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の 医療機関等	令和2年 8月診療分	
北海道										
北海道										
北海道	小樽市 （＊）	ひとり親	95	*平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、課税世帯の自己負担額（入院外）の初診時一部負担金対象年齢を拡大（3歳→6歳） ○「北海道の基準」とおり	○非課税世帯の児童及び 母又は父 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ○課税世帯の12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ○課税世帯の12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの児童 及び 母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度（多数回該当44,400円）	○非課税世帯の児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ○非課税世帯の母又は父 1割相当負担金 限度額なし ○課税世帯の6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ○課税世帯の6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの児童 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の 医療機関等	令和2年 8月診療分	
北海道										

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
北海道	小樽市 （＊）	乳幼児等	92	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、課税世帯の自己負担額(入院外)の初診時一部負担金対象年齢を拡大(3歳→6歳) ○入院:15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	○非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ○課税世帯 ・12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ・12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月57,600円限度 (多数回該当44,400円)	○非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ○課税世帯 ・6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ・6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者の者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の 医療機関等	令和2年 8月診療分
北海道									
北海道	稚内市 （＊）	重度心身障害者	47	*平成30年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について初診時一部負担金の対象年齢を拡大、備考を追加 (初診時一部負担金対象年齢:15歳→18歳) (備考:高等学校の定時制又は通信制の第4学年に在学している方は19歳) 「北海道の基準」とおり	非課税世帯 及び 課税世帯の18歳(※1)に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の18歳(※1)に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月24,600円限度 ※1:高等学校の定時制又は通信制の第4学年に在学している方は19歳	非課税世帯 及び 課税世帯の18歳(※1)に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の18歳(※1)に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月8,000円限度 ※1:高等学校の定時制又は通信制の第4学年に在学している方は19歳	対象外	道内の 医療機関等	令和2年 8月診療分
北海道									
北海道		乳幼児等	92	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について対象年齢を拡大、備考を追加(15歳→18歳) (備考:高等学校の定時制又は通信制の第4学年に在学している方は19歳) ○18歳(※1)に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ※1:高等学校の定時制又は通信制の第4学年に在学している方は19歳	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円		対象外	道内の 医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
北海道	稚内市 （＊）	ひとり親家庭等	95	*平成30年8月診療分から受託している医療について対象年齢を拡大、備考を追加 （15歳→18歳） （備考：高等学校の定時制又は通信制の第4学年に在学している方は19歳） ○「北海道の基準」 ○両親の死亡、行方不明等により他の家族で養育されている児童 及び 養育している三親等以内の親族	非課税世帯の児童 及び 母又は父 課税世帯の18歳（※1）に 達する日（誕生日の前 日）以後の最初の3月31 日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	非課税世帯の児童 及び 母又は父 課税世帯の18歳（※1）に 達する日（誕生日の前 日）以後の最初の3月31 日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の 医療機関等	令和2年 8月診療分
北海道					課税世帯の18歳（※1）に 達する日（誕生日の前 日）以後の最初の4月1日 からの児童 及び 母又は 父 1割相当負担金 月24,600円限度 ※1：高等学校の定時制 又は通信制の第4学年 に在学している方は19歳	課税世帯の18歳（※1）に 達する日（誕生日の前 日）以後の最初の4月1日 からの児童 及び 母又は 父 1割相当負担金 月8,000円限度 ※1：高等学校の定時制 又は通信制の第4学年 に在学している方は19歳			
北海道	足寄町 （＊）	重度心身障害者	46	*平成30年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について対象年齢を拡大 （課税世帯の6歳に達する日以後の最初の3月31日まで→15歳まで） ○15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の 医療機関等	令和2年 8月診療分
北海道		ひとり親家庭等	94	*平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について対象年齢を拡大 （課税世帯の6歳に達する日以後の最初の3月31日まで→15歳まで） ○15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の 医療機関等	
北海道		乳幼児等及び児童	91	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児等及び児童医療について、対象年齢（入院）を拡大 （入院：（課税世帯）6歳に達する日以後の最初の3月31日まで→12歳まで） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）の以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）の以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の 医療機関等	
北海道			92	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児等及び児童医療について、課税世帯の自己負担額変更、対象者拡大 （課税世帯自己負担額：（入院）1割相当負担金 月57600円限度（多数回該当44400円）→なし、（外来）1割相当負担金 月18000円限度→なし） （対象者：所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者	自己負担なし		対象外	道内の 医療機関等	
北海道	函館市	ひとり親家庭等	95	平成30年8月診療分から受託している法別「95」について、令和2年8月診療分から法別「93」「94」に変更したことから取扱いを終了				令和2年7月診療分までの取扱い	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	江別市 (*)	子ども	92	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児医療について、名称を変更、対象年齢を拡大及び自己負担を変更 (乳幼児医療→子ども医療)(対象 入院:12歳→15歳、入院外:6歳→9歳)(自己負担 入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者:(非課税世帯)初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円(課税世帯)1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)を追加、外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から9歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者(非課税世帯)初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円(課税世帯)1割相当負担金 月18,000円限度を追加) ○入院:15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:9歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	○12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ○12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ・非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ・課税世帯 1割相当負担金 月57,600円限度 (多数回該当44,400円)	○6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ○6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から9歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ・非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ・課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和2年 8月診療分
北海道	根室市 (*)	こども	92	*平成30年8月診療分から受託しているこども医療について入院外の対象年齢を拡大(入院外:12歳→18歳) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯 1割相当負担金 月57,600円限度 (多数回該当44,400円)	非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和2年 8月診療分
北海道	当別町 (*)	子ども	92	*平成28年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、名称を変更し入院外の助成を開始(乳幼児等医療→子ども医療) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の医療機関等	令和2年 8月診療分
北海道		重度心身障がい者	46	*平成30年8月診療分から受託している重度心身障がい者医療について入院外の対象年齢を拡大(6歳→12歳) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:3歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円			
北海道		ひとり親家庭等	94	*平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について入院外の対象年齢を拡大(6歳→12歳に拡大) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:3歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円			

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
北海道	留寿都村 （＊）	重度心身障がい者	46	*平成30年8月診療分から受託している重度心身障がい者医療について、自己負担額を変更（初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円→15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者：自己負担なし、15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者：初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円） 課税世帯の3歳に達する日（誕生日の前日）の翌月からの者	○15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし ○15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	○15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし ○15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の 医療機関等	令和2年 8月診療分
北海道			47	*平成30年8月診療分から受託している重度心身障がい者医療について、自己負担額を変更（初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円→15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者：自己負担なし、15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者：初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円） 所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者	○15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし ○15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	○15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし ○15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円			
北海道		ひとり親家庭等	94	*平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、自己負担額を変更（初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円→15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者：自己負担なし、15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者：初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円） ○課税世帯の3歳に達する日（誕生日の前日）の翌月からの児童 ○課税世帯の母又は父（入院のみ）	○15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし ○15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	○15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし ○15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円			
北海道					○課税世帯の母又は父 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	○課税世帯の母又は父 対象外			
北海道	本別町 （＊）	乳幼児等	92	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について所得制限の解除 （対象者：所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者を追加） ・入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日までの者 ・入院外：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日までの者 ・所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の 医療機関等	令和2年 8月診療分
北海道	名寄市 （＊）	重度心身障害者	46	*平成30年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について入院外の対象年齢を拡大 （6歳→12歳） 12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の 医療機関等	令和2年 10月診療分
北海道		ひとり親家庭等	94	*平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について入院外の対象年齢を拡大 （6歳→12歳） 12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の 医療機関等	令和2年 10月診療分
北海道		乳幼児等	92	*平成26年8月診療分から受託している乳幼児等医療について入院外の対象年齢を拡大及び変更（6歳→12歳） ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者	自己負担なし		対象外	道内の 医療機関等	令和2年 10月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	豊富町（＊）	重度心身障害者	46	*平成30年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について対象年齢を拡大 (15歳→18歳) 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	令和2年 11月診療分
北海道		ひとり親家庭等	94	*平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について対象年齢を拡大 (15歳→18歳) 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者					
北海道		乳幼児等	92	*平成28年8月診療分から受託している乳幼児等医療について対象年齢を拡大 (15歳→18歳) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日までの者 ○入院外:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者					
北海道	島牧村	重度心身障害者	46	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の医療機関等	令和3年 4月診療分
北海道		ひとり親家庭等	94						
北海道		子ども	91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者					
北海道	幌延町	重度心身障がい者	46	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の医療機関等	令和3年 4月診療分
北海道			47	所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者					
北海道		ひとり親家庭等	94	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童					
北海道			95	所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	札幌市（＊）	重度心身障がい者 （道の事業の上乗せ分）	47	*令和2年4月診療分から助成内容を変更した重度心身障がい者医療について対象年齢を拡大（9歳→12歳） 「北海道の基準」のとおり	非課税世帯 及び 課税世帯の12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月57,600円限度 （多数回該当44,400円）	非課税世帯 及び 課税世帯の12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月3,000円限度 （院内処方は6,000円）	対象外	道内の医療機関等	令和3年4月診療分
北海道		ひとり親家庭等	95	*令和2年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について対象年齢を拡大（9歳→12歳） 「北海道の基準」のとおり	非課税世帯の児童 及び 母又は父 課税世帯の12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの児童 及び 母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度 （多数回該当44,400円）	非課税世帯の児童 課税世帯の12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの児童 1割相当負担金 月3,000円限度 （院内処方は6,000円）			
北海道		子ども	92	*令和2年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について外来対象年齢を拡大、一部負担金の対象年齢を拡大（9歳→12歳） ○入院：15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯 及び 課税世帯の12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月57,600円限度 （多数回該当44,400円）	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
北海道	島牧村 (＊)	重度心身障害者	47	＊平成30年8月診療分から受託した重度心身障害者医療について自己負担額を変更(18歳まで自己負担なしへ) 身体障がい者3級(内部障害を除く)	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 非課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月57,600円限度 (多数回該当44,400円)	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 非課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
北海道									
北海道		子ども	92	＊平成30年8月診療分から受託した子ども医療について、対象年齢を拡大、自己負担額を撤廃 (所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者→入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者) (1割相当負担金月57,600円限度(多数回該当44,400円)・1割相当負担金月18,000円限度→18歳まで自己負担なしへ) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし				
北海道									
北海道	津別町 (＊)	重度心身障害者	46	＊平成30年8月診療分から受託した重度心身障害者医療について対象年齢を拡大(15歳→18歳) 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
北海道		ひとり親家庭等	94	＊平成30年8月診療分から受託したひとり親家庭等医療について対象年齢を拡大(15歳→18歳) 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし				
北海道		子ども	92	＊平成27年8月診療分から受託した子ども医療について助成範囲対象年齢を拡大(15歳→18歳) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者	自己負担なし				
北海道	浦幌町 (＊)	こども	92	＊平成30年8月診療分から受託した乳幼児医療について事業名を「こども」に変更し、対象年齢を拡大(15歳→18歳) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の 医療機関等	令和3年 4月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	ニセコ町	重度心身障害者	47	○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和3年 8月診療分
北海道		ひとり親家庭等	95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童及び母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童 1割相当負担金 月18,000円限度			
北海道	清里町	ひとり親家庭等	95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(外来) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(外来)	対象外	非課税世帯 自己負担なし 課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和3年 8月診療分
北海道	釧路市	子ども	92	○12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者(入院のみ)	自己負担なし	対象外	対象外	道内の医療機関等	令和3年 8月診療分
北海道	新ひだか町	重度心身障がい者	46	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の医療機関等	令和3年 8月診療分
北海道			47	○精神手帳1級の12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者(入院医療)					
北海道		ひとり親家庭等	94	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童					
北海道		子ども	91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者					
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「子ども医療給付事業」の非該当者					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	紋別市 (*)	重度心身障害者	46	*平成30年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について対象年齢を拡大(15歳→18歳) ○課税世帯の3歳以上18歳(※1)に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ※1:高等学校の定時制の課程又は通信制の課程の第4学年に在学している者は19歳	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円		対象外	道内の医療機関等	令和3年 8月診療分
北海道		ひとり親家庭等	94	*平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について対象年齢を拡大(15歳→18歳) ○課税世帯の3歳以上18歳(※1)に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ※1:高等学校の定時制の課程又は通信制の課程の第4学年に在学している者は19歳					
北海道		子ども	92	*平成25年8月診療分から受託している子ども医療について対象年齢を拡大(15歳→18歳) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳(※1)に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳(※1)に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ※1:高等学校の定時制の課程又は通信制の課程の第4学年に在学している者は19歳					
北海道	ニセコ町 (*)	こども	92	*平成30年8月診療分から受託しているこども医療について所得制限を解除 ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者	自己負担なし		対象外	道内の医療機関等	令和3年 8月診療分
北海道	安平町 (*)	重度心身障害者	46	*平成30年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について対象年齢を拡大し、自己負担を撤廃(課税世帯の3歳以上→削除) (初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円→自己負担なし) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の医療機関等	令和3年 8月診療分
北海道		ひとり親家庭等	94	*平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について対象年齢を拡大し、自己負担を撤廃(課税世帯の3歳以上→削除) (初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円→自己負担なし) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童					
北海道		子ども	91	*平成30年8月診療分から受託している子ども医療について対象年齢を拡大し、自己負担を撤廃(課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月から→削除) (初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円→自己負担なし) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者					
北海道			92	*平成30年8月診療分から受託している子ども医療について自己負担を撤廃(初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円→自己負担なし) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
北海道	釧路市 （＊）	重度心身障害者	46	*平成31年4月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について入院の対象者を拡大 （課税世帯の6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者（入院のみ）を追加） ○6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○非課税世帯の者 ○課税世帯の6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者（入院のみ）	自己負担なし		対象外	道内の 医療機関等	令和3年 8月診療分
北海道		ひとり親家庭等	94	*平成31年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について入院の対象者を拡大 （課税世帯の6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者（入院のみ）を追加） ○6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童 ○6歳以上の非課税世帯の者 ○課税世帯の6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童（入院のみ） ○非課税世帯の母又は父（入院のみ）					
北海道		子ども	91	*平成31年4月診療分から一部変更した乳幼児等医療について事業名を「子ども」へ変更及び入院の対象者を拡大（6歳→12歳まで） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者					
北海道	新ひだか町 （＊）	子ども	90	※平成27年8月診療分から受託している乳幼児等医療について事業名を「子ども」へ変更 ○「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり		対象外	道内の 医療機関等	令和3年 8月診療分
北海道	釧路町 （＊）	重度心身障害者	46	*平成30年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について入院の対象者を拡大（課税世帯の6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者（入院のみ）を追加） ○6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○6歳以上の非課税世帯の者 ○課税世帯の6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者（入院のみ）	自己負担なし		対象外	道内の 医療機関等	令和3年 8月診療分
北海道		ひとり親家庭等	94	*平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について入院の対象者を拡大（課税世帯の6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童（入院のみ）を追加） ○6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童 ○6歳以上の非課税世帯の者 ○6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童（入院のみ）					
北海道		子ども	90	*平成29年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について事業名を「子ども」へ変更並びに入院の対象者を拡大（18歳まで）及び小学生の償還払いを現物給付化 ○「北海道の基準」のとおり	「北海道の基準」のとおり				
北海道			91	*平成29年8月診療分から一部変更した乳幼児等医療について事業名を「子ども」へ変更並びに入院の対象者を拡大 （入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者を追加） *道の基準の自己負担分について町が助成 ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし				
北海道			92	*平成29年8月診療分から一部変更した乳幼児等医療について事業名を「子ども」へ変更並びに入院の対象者を拡大 （12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者（入院のみ）を追加） ○12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者（入院のみ） ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	北見市（＊）	子ども	92	＊平成30年8月診療分から受託した子ども医療について対象者を拡大、自己負担の変更（外来：6歳～12歳まで） （入院外・未就学児→非課税世帯及び未就学児、課税世帯（未就学児を除く）1割相当負担金月18,000円限度）を追加 ○入院：15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯及び未就学児 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯（未就学児を除く） 1割相当負担金 月57,600円限度 （多数回該当44,400円）	非課税世帯及び未就学児 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯（未就学児を除く） 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和3年8月診療分
北海道	壮瞥町（＊）	重度心身障害者	46	＊平成30年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について対象年齢を拡大（15→18歳まで） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の医療機関等	令和3年8月診療分
北海道			47	＊平成30年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について対象年齢を拡大（15→18歳まで） ○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者					
北海道		ひとり親家庭等	94	＊平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について対象年齢を拡大（15→18歳まで） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童					
北海道			95	＊平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について対象年齢を拡大（15→18歳まで） ○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者で18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童					
北海道		子ども	92	＊平成30年8月診療分から受託している乳幼児医療について、名称を「子ども」に変更し、対象年齢を拡大（15→18歳まで） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者					
北海道	南幌町	重度心身障がい者	47	○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者	自己負担なし		対象外	道内の医療機関等	令和4年4月診療分
北海道		ひとり親家庭等	95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者					
北海道	恵庭市（＊）	重度心身障害者	47	※平成31年4月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について入院外の自己負担額対象年齢を拡大（9→12歳まで） ○「北海道の基準」とおり ○身体障がい者3級（内部障害を除く）	非課税世帯及び課税世帯の6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月57,600円限度 （多数回該当44,400円） 課税世帯の身体障がい者3級（外部障害）の15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 2割相当負担金 月57,600円限度（多数回該当44,400円）	非課税世帯及び課税世帯の6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月18,000円限度 課税世帯の身体障がい者3級（外部障害）の12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 2割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和4年4月診療分
北海道					【未就学児】 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 【小学生・中学生】 （非課税世帯） 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 （課税世帯） 1割相当負担金 月57,600円限度（多数回該当44,400円）	【未就学児】 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 【小学生】 （非課税世帯） 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 （課税世帯） 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和4年4月診療分
北海道		子ども	92	※平成31年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について入院外の対象年齢を拡大（9→12歳まで） ○入院：15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者					

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	上富良野町 (*)	重度心身障害者	46	※平成30年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について対象年齢を拡大(6歳→15歳まで) ○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○住民税所得割非課税世帯の者	自己負担なし		対象外	道内の医療機関等	令和4年 4月診療分
北海道		ひとり親家庭等	94	※平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について対象年齢を拡大(6歳→15歳まで) ○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○住民税所得割非課税世帯の児童 ○住民税所得割非課税世帯の母又は父(入院のみ)	自己負担なし		対象外	道内の医療機関等	令和4年 4月診療分
北海道		子ども	91	※平成30年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について所得制限解除(住民税所得割非課税世帯→削除) 入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 外来:6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の医療機関等	令和4年 4月診療分
北海道			92	※平成30年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について所得制限解除(住民税所得割非課税世帯→削除) (所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者追加) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者	自己負担なし		対象外	道内の医療機関等	令和4年 4月診療分
北海道	芦別市 (*)	重度心身障害者	46	※平成30年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について対象年齢を拡大(15→18歳まで) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の医療機関等	令和4年 4月診療分
北海道		ひとり親家庭等	94	※平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について対象年齢を拡大(15→18歳まで) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童					
北海道		子ども	92	※平成28年8月診療分から受託している乳幼児等医療について名称を変更し、対象年齢を拡大及び所得制限解除(乳幼児→子ども)(15→18歳) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
北海道	南幌町 （＊）	重度心身障がい者	46	※平成30年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について対象年齢を拡大（12→18歳まで） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
北海道		ひとり親家庭等	94	※平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について対象年齢を拡大（12→18歳まで） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童					
北海道		児童生徒等	92	※平成30年8月診療分から受託している児童生徒等医療について、12歳以上の自己負担をなしへ （中学生・高校生 入院：1割相当負担金 月57,600円限度（多数回該当44,400円） 外来：1割相当負担金 月18,000円限度→自己負担なし） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ※上記のうち主たる生計を維持している者及び一定の所得がある場合は除く	自己負担なし				
北海道	上ノ国町	重度心身障害者等	47	○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者	18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし		対象外	道内の 医療機関等	令和4年 8月診療分
北海道					非課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円				
北海道					課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月57,600円限度 （多数回該当44,400円）	課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月18,000円限度			
北海道		ひとり親家庭等	95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者	18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし				
北海道					上記以外の児童 及び 母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度 （多数回該当44,400円）	上記以外の児童 1割相当負担金 月18,000円限度			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	積丹町	子ども	91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の医療機関等	令和4年 8月診療分
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者					
北海道	妹背牛町	ひとり親家庭等	95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(外来) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(外来)	対象外	非課税世帯 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円 課税世帯 総医療費の1割 月57,600円限度	対象外	道内の医療機関等	令和4年 8月診療分
北海道	鹿追町	ひとり親家庭等	95	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(外来) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(外来)	対象外	非課税世帯 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円 課税世帯 総医療費の1割 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和4年 8月診療分
北海道	羅臼町	重度心身障害者等	46	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の医療機関等	令和4年 8月診療分
北海道		ひとり親家庭等	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童					
北海道		子ども	91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者					
北海道			92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
北海道	函館市 （＊）	ひとり親家庭等	94	*令和2年8月から受託しているひとり親家庭等医療について対象者を拡大 （入院外・課税世帯の3歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの児童→課税世帯の20歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの児童） 「北海道の基準」とおり	自己負担なし		対象外	道内の 医療機関等	令和4年 8月診療分
北海道		子ども	91	*令和2年8月に助成内容を変更した子ども医療について、入院外の課税世帯の対象年齢の拡大（3歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日まで→6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日まで） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし				
北海道			92	*令和2年8月に助成内容を変更した子ども医療について、入院外の自己負担を変更 （非課税世帯自己負担なし、課税世帯1割相当負担金月18,000円限度→自己負担なし） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし			
北海道	小樽市 （＊）	重度心身障害者	47	*令和2年8月から助成内容を変更した重度心身障害者医療について入院外自己負担を変更 （課税世帯の小学生まで（12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者）に係る自己負担額を初診時一部負担金へ変更） 「北海道の基準」とおり	○非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ○課税世帯 ・12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ・12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月57,600円限度 （多数回該当44,400円）	○非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ○課税世帯 ・12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ・12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の 医療機関等	令和4年 8月診療分
北海道		ひとり親家庭等	95	*令和2年8月から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について入院外自己負担を変更 （課税世帯の小学生まで（12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者）に係る自己負担額を初診時一部負担金へ変更） 「北海道の基準」とおり	○非課税世帯の児童 及び 母又は父 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ○課税世帯の12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ○課税世帯の12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの児童 及び 母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度 （多数回該当44,400円）	○非課税世帯の児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ○非課税世帯の母又は父 1割相当負担金 限度額なし ○課税世帯の12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ○課税世帯の12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの児童 1割相当負担金 月18,000円限度			
北海道		こども	92	*令和2年8月から助成内容を変更したこども医療について、入院外自己負担を変更 （課税世帯の小学生まで（12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者）に係る自己負担額を初診時一部負担金へ変更） ○入院：15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	○非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ○課税世帯 ・12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ・12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月57,600円限度 （多数回該当44,400円）	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
北海道	網走市 (＊)	重度心身障がい者	46	*平成30年8月から受託している重度心身障がい者医療について、対象範囲を拡大 (15歳までの自己負担をなしへ・非課税世帯の3歳以上の者/3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者/課税世帯の3歳以上15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者(入院・訪問看護のみ)→非課税世帯の者/15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者へ) 「道の基準」のうち ○非課税世帯の者 ○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の 医療機関等	令和4年 8月診療分
北海道		ひとり親家庭等	94	*平成30年8月から受託しているひとり親家庭等医療について、対象範囲を拡大 (15歳までの自己負担をなしへ・外来3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童→15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童) ○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○非課税世帯の児童及び 母又は父					
北海道		こども	91	*平成28年8月に受託しているこども医療について、所得制限を解除 (「課税世帯の3歳以上6歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者を除く」を削除) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし				
北海道			92	*平成29年8月に受託しているこども医療について、対象範囲を拡大し外来自己負担額の変更 (所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者を追加) (総医療費の1割(限度額14,000円)→自己負担なし) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者					
北海道	美幌市 (＊)	重度心身障がい者	46	*令和2年8月から受託している重度心身障がい者医療について対象年齢を拡大 (12→15歳まで) ○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の 医療機関等	令和4年 8月診療分
北海道		ひとり親家庭等	94	*令和2年8月から受託しているひとり親家庭等医療について対象年齢を拡大 (12→15歳まで) ○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童					
北海道		子ども	92	*令和元年8月に助成内容を変更した乳幼児等医療について名称を子ども医療に変更し、対象年齢を拡大 (入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者を追加、外来:12歳→15歳まで) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者					

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月		
					入院	入院外					
北海道	和寒町 (*)	重度心身障害者	46	*平成30年8月から受託している重度心身障害者医療について年齢を拡大 (15→18歳まで) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の 医療機関等	令和4年 8月診療分		
北海道			47	*平成30年8月から受託している重度心身障害者医療について自己負担の年齢区分を変更 (15→18歳) ○後期高齢者医療保険非加入者 ○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円						
北海道		ひとり親家庭等	94	*平成30年8月から受託しているひとり親家庭等医療について自己負担の年齢区分を変更 (15→18歳) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童 ○20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(入院)	18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円						
北海道					母又は父 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円	(対象外)					
北海道					95	*平成30年8月から受託しているひとり親家庭等医療について自己負担の年齢区分を変更 (15→18歳) ○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童 ○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者における20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(入院)				18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円	
北海道										母又は父 初診時一部負担金 医科580円 歯科510円	(対象外)
北海道		こども	92	*平成27年8月に受託しているこども医療について、対象年齢を拡大 (15→18歳まで) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者	自己負担なし						

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	置戸町（＊）	子ども	91	＊平成30年8月診療分から受託している子ども医療について対象年齢を拡大し、自己負担額を変更（課税世帯の3歳に達する日（誕生日の前日）の翌月から6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者→入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者/外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者） （初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円→自己負担なし） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の医療機関等	令和4年 8月診療分
北海道			92	＊平成30年8月診療分から受託している子ども医療について対象年齢を拡大し、自己負担額を変更（入院：15歳→18歳まで） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者					
北海道		重度心身障がい者	46	＊平成30年8月診療分から受託している重度心身障がい者医療について自己負担なしの対象年齢を拡大（18歳まで） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者					
北海道		ひとり親家庭等	94	＊平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について自己負担なしの対象年齢を拡大（18歳まで） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者					
北海道	士幌町（＊）	重度心身障がい者	46	＊平成30年8月診療分から受託している重度心身障がい者医療について対象年齢を拡大（15→18歳まで） ○課税・非課税世帯：18歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの者 ○非課税世帯：18歳以上の者	自己負担なし		対象外	道内の医療機関等	令和4年 8月診療分
北海道		ひとり親家庭等	94	＊平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について対象年齢を拡大（15→18歳まで） ○課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童 ○非課税世帯の児童 ○非課税世帯の母又は父（入院のみ）					
北海道		乳幼児等	92	＊平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について対象年齢を拡大（15→18歳まで） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者					
北海道	豊頃町（＊）	ひとり親家庭等	95	＊平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について対象者を拡大し、自己負担額を変更（母又は父の入院外について北海道基準へ拡大） （外来：自己負担なし→非課税世帯の母又は父 自己負担なし/課税世帯の母又は父 1割相当負担金（月18,000円限度）） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父（外来） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から20歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父（外来）	対象外	非課税世帯の母又は父 自己負担なし 課税世帯の母又は父 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和4年 8月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
北海道	岩内町 （＊）	乳幼児等	92	*平成30年8月から助成内容を変更している乳幼児等医療について入院を対象とし、対象年齢を拡大（12歳→18歳まで） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯 初診時一部負担金 内科580円 歯科510円 課税世帯 1割相当負担金 月57,600円限度	非課税世帯 初診時一部負担金 内科580円 歯科510円 課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の 医療機関等	令和4年 8月診療分
北海道	積丹町	重度心身障がい者	46	○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の 医療機関等	令和4年 8月診療分
北海道			47	○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者	18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 入院： 月57,600円限度 （多数回該当44,400円） 入院外：月18,000円限度				
北海道		ひとり親家庭等	94	○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし				
北海道			95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童 ○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父（入院のみ）	18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし それ以外の者 1割相当負担金 月57,600円限度 （多数回該当44,400円）	自己負担なし			
北海道	留萌市 （＊）	乳幼児等	92	*平成30年10月から助成内容を変更した乳幼児医療について対象年齢を拡大（15歳→18歳まで） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者	自己負担なし		対象外	道内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
北海道	富良野市 （＊）	重度心身障害者	46	*平成31年4月に助成内容を変更した重度心身障害者医療について課税世帯の入院外を対象とし、対象年齢を拡大（15→18歳まで） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○非課税世帯の者	自己負担なし		対象外	道内の 医療機関等	令和4年 12月診療分
北海道		ひとり親家庭等	94	*平成31年4月に助成内容を変更したひとり親家庭等医療について課税世帯の小中学生の入院外を対象とし、対象年齢を拡大（15→18歳まで） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童 ○非課税世帯の児童 ○非課税世帯の母又は父（入院のみ）					
北海道		子ども	92	*平成31年4月から助成内容を変更した子どもの医療について、小中学生の入院外を対象とし、対象年齢を拡大（15→18歳まで） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	函館市	ひとり親家庭等	95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者	自己負担なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年4月診療分
北海道	函館市（＊）	子ども	92	*令和4年8月に助成内容を変更した子ども医療について、所得制限を解除し、対象年齢を拡大（15→18歳まで） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年4月診療分
北海道	大空町（＊）	乳幼児等	92	*平成26年8月に助成内容を変更した乳幼児等医療について所得制限を解除 ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年4月診療分
北海道	鷹栖町（＊）	子ども	92	*令和元年8月に受託した子ども医療について対象年齢を拡大（15→18歳まで） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年4月診療分
北海道		重度心身障がい者	46	*令和元年8月に受託した重度心身障がい者医療について対象年齢を拡大（15→18歳まで） ○6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年4月診療分
北海道		ひとり親家庭等	94	*令和元年8月に受託したひとり親家庭医療について対象年齢を拡大（15→18歳まで） ○6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年4月診療分
北海道	羽幌町（＊）	重度心身障がい者	46	*平成30年8月に受託した重度心身障がい者医療について対象年齢を拡大（15→18歳まで） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年4月診療分
北海道		乳幼児等	92	*平成27年8月に受託した乳幼児等医療について対象年齢を拡大（15→18歳まで） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者					
北海道		ひとり親家庭等	94	*平成30年8月に受託したひとり親家庭医療について対象年齢を拡大（15→18歳まで） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童					
北海道	浜頓別町（＊）	子ども	92	*平成30年8月に受託した子ども医療について対象年齢を拡大（15→18歳まで） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年4月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	中札内村（＊）	乳幼児及び児童	92	*平成30年8月に受託した乳幼児及び児童医療について対象年齢を拡大（15→18歳まで） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年4月診療分
北海道	広尾町（＊）	乳幼児等	92	*平成30年8月に受託した乳幼児及び児童医療について名称を乳幼児等に変更し、対象年齢を拡大（15→18歳まで） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年4月診療分
北海道	広尾町（＊）	重度心身障がい者	46	*平成30年8月に受託した重度心身障がい者医療について対象年齢を拡大（15→18歳まで） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年4月診療分
北海道	広尾町（＊）	重度心身障がい者	47	*平成30年8月に受託した重度心身障がい者医療について自己負担の年齢範囲を拡大（15→18歳） ○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者	18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし	18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 （入院） 月57,600円限度（多数回該当44,400円） （入院外）月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和5年4月診療分
北海道	広尾町（＊）	ひとり親家庭等	94	*平成30年8月に受託したひとり親家庭医療について対象年齢を拡大（15→18歳まで） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童	自己負担なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年4月診療分
北海道	広尾町（＊）	ひとり親家庭等	95	*平成30年8月に受託したひとり親家庭医療について自己負担の年齢範囲を拡大（15→18歳） ○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者 ○北海道基準に準ずる母又は父（通院）	18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童及び母又は父 「北海道の基準」とおり	18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 非課税世帯の母又は父 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の母又は父 18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの児童 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和5年4月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	芽室町（＊）	子ども	92	＊平成31年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年4月診療分
北海道	芽室町（＊）	重度心身障害者	46	＊平成31年4月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○非課税世帯の者	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年4月診療分
北海道	芽室町（＊）	重度心身障害者	47	＊平成31年4月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年4月診療分
北海道	芽室町（＊）	ひとり親	94	＊平成31年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童 ○非課税世帯の児童 ○非課税世帯の母又は父（入院のみ）	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年4月診療分
北海道	芽室町（＊）	ひとり親	95	＊平成31年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年4月診療分
北海道	共和町（＊）	子ども	92	＊平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年4月診療分
北海道	栗山町（＊）	重度心身障害者	46	＊平成30年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、入院外の対象医療機関を拡大（栗山町内の医療機関等→道内の医療機関等に拡大） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	栗山町（＊）	子ども	91	＊平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象医療機関を拡大（栗山町内の医療機関等→道内の医療機関等に拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年4月診療分
北海道	栗山町（＊）	子ども	92	＊平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象医療機関を拡大（栗山町内の医療機関等→道内の医療機関等に拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年4月診療分
北海道	栗山町（＊）	ひとり親家庭等	94	＊平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、入院外の対象医療機関を拡大（栗山町内の医療機関等→道内の医療機関等に拡大） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年4月診療分
北海道	当麻町（＊）	重度心身障害者	46	＊平成30年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、自己負担なしの対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） 「北海道の基準」とおり	非課税世帯の20歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの者 及び 課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 非課税世帯の20歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の翌月1日からの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月57,600円限度（多数回該当44,400円）	非課税世帯の20歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの者 及び 課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 非課税世帯の20歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の翌月1日からの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和5年4月診療分
北海道	当麻町（＊）	子ども	92	＊平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年4月診療分
北海道	当麻町（＊）	ひとり親家庭等	94	＊平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童 ○非課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から20歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年4月診療分
北海道	長万部町（＊）	乳幼児等	92	＊平成30年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、所得制限を廃止 ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	（医科・歯科）なし （訪問看護）1割相当負担金 課税世帯：月18,000円限度 非課税世帯：月8,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和5年4月診療分
北海道	広尾町（＊）	重度心身障害者	47	＊令和5年4月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、制度変更（北海道の基準による所得制限設定）に伴い「47012109」の取扱いを終了				令和5年7月診療分までの取扱い	
北海道	釧路町（＊）	重度心身障害者	47	＊平成30年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、制度変更に伴い取扱いを終了				令和5年7月診療分までの取扱い	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
北海道	釧路町（＊）	ひとり親家庭等	95	＊平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、制度変更に伴い取扱いを終了				令和5年7月診療分までの取扱い	
北海道	旭川市（＊）	重度心身障害者	46	＊平成30年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、自己負担なしの対象年齢を拡大（3歳まで→15歳までに拡大） 「北海道基準」とおり	非課税世帯及び課税世帯の15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者の自己負担なし 課税世帯の15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者の1割相当負担金から初診時一部負担金を除いた額 月57,600円限度（多数回該当44,400円）	非課税世帯及び課税世帯の15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者の自己負担なし 課税世帯の15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者の1割相当負担金から初診時一部負担金を除いた額 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和5年8月診療分
北海道	旭川市（＊）	子ども	91	＊平成28年8月診療分から受託している子ども医療について、外来診療の対象年齢を拡大（3歳まで→6歳までに拡大） 「北海道基準」とおり	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	令和5年8月診療分
北海道	旭川市（＊）	子ども	92	＊平成30年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、所得制限を廃止し、自己負担分を全額助成 ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者の ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者の ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者の	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	令和5年8月診療分
北海道	旭川市（＊）	ひとり親家庭等	94	＊平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、自己負担なしの対象年齢を拡大（3歳まで→15歳までに拡大） 「北海道基準」とおり	非課税世帯及び課税世帯の15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者の自己負担なし 課税世帯の15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者の1割相当負担金から初診時一部負担金を除いた額 月57,600円限度（多数回該当44,400円）	非課税世帯及び課税世帯の15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者の自己負担なし 課税世帯の15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者の1割相当負担金から初診時一部負担金を除いた額 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和5年8月診療分
北海道	美唄市（＊）	重度心身障がい者	46	＊令和4年8月診療分から助成内容を変更した重度心身障がい者医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者の	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年8月診療分
北海道	美唄市（＊）	子ども	92	＊令和4年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者の ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者の ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者の	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年8月診療分
北海道	美唄市（＊）	ひとり親家庭等	94	＊令和4年8月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	士別市（＊）	重度心身障がい者	46	＊平成30年8月から受託している重度心身障がい者医療の、非課税世帯における指定訪問看護利用時の月額上限を設定 ○15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○非課税世帯の15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者（訪問看護に限る）	なし	なし （訪問看護） 1割相当負担金 月3,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和5年 8月診療分
北海道	士別市（＊）	ひとり親家庭等	94	＊平成30年8月から受託しているひとり親家庭等医療の、非課税世帯における指定訪問看護利用時の月額上限を設定 ○15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○非課税世帯の15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者（訪問看護に限る）	なし	なし （訪問看護） 1割相当負担金 月3,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和5年 8月診療分
北海道	千歳市（＊）	重度心身障害者	47	＊平成30年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、初診時一部負担金のみ徴収の対象年齢を拡大 （6歳まで→12歳までに拡大） 「北海道基準」とおり	非課税世帯及び課税世帯の12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月57,600円限度（多数回該当44,400円）	非課税世帯及び課税世帯の12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和5年 8月診療分
北海道	千歳市（＊）	子ども	92	＊平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、初診時一部負担金のみ徴収の対象年齢を拡大 （9歳まで→12歳までに拡大） ○入院：15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯及び課税世帯の12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月57,600円限度（多数回該当44,400円）	12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の医療機関等	令和5年 8月診療分
北海道	千歳市（＊）	ひとり親家庭等	95	＊平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、初診時一部負担金のみ徴収の対象年齢を拡大 （6歳まで→12歳までに拡大） 「北海道基準」とおり	非課税世帯の児童及び母又は父 課税世帯の12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの児童及び母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度（多数回該当44,400円）	非課税世帯の児童 課税世帯の12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの児童 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和5年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	滝川市（＊）	重度心身障害者	46	＊平成30年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（6歳まで→15歳までに拡大） ○15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年8月診療分
北海道	滝川市（＊）	子ども	91	＊平成24年4月診療分から受託している子ども医療について、入院医療の自己負担なしの対象年齢を拡大（6歳まで→12歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年8月診療分
北海道	滝川市（＊）	子ども	92	＊令和2年4月診療分から受託している子ども医療について、所得制限を廃止、対象年齢を拡大し、自己負担分を全額助成（12歳まで→15歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和5年8月診療分
北海道	滝川市（＊）	ひとり親家庭等	94	＊平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大（6歳まで→15歳までに拡大） ○15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年8月診療分
北海道	砂川市（＊）	重度心身障害者	46	＊令和2年8月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（6歳まで→12歳までに拡大） ○12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年8月診療分
北海道	砂川市（＊）	子ども	91	＊令和2年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、制度名を変更、所得制限を廃止し、入院医療の対象年齢を拡大（6歳まで→12歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年8月診療分
北海道	砂川市（＊）	子ども	92	＊令和2年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、制度名を変更、所得制限を廃止し、自己負担分を全額助成 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	令和5年8月診療分
北海道	砂川市（＊）	ひとり親家庭等	94	＊令和2年8月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大（6歳まで→12歳までに拡大） ○12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年8月診療分
北海道	登別市（＊）	子ども	92	＊平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、入院医療の対象者及び対象年齢を拡大（非課税世帯・15歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：非課税世帯の6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	1 非課税世帯の者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 2 課税世帯の者 1割相当負担金 月57,600円限度	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の医療機関等	令和5年8月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	余市町（＊）	重度心身障害者	47	＊平成30年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者の一部を新設法別45,46に移行し、18歳までの自己負担分を全額助成 ○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者 ○後期高齢者医療制度に移行できるが移行していない者	18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯 1割相当負担金 月57,600円限度	18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 非課税世帯 ＊入院と同様 課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和5年8月診療分
北海道	余市町（＊）	子ども	92	＊平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、制度名を子ども医療に変更、対象者の一部を新設法別90,91に移行、対象年齢を拡大し、自己負担分を全額助成（15歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年8月診療分
北海道	余市町（＊）	ひとり親家庭等	95	＊平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象者の一部を新設法別93,94に移行し、18歳までの自己負担分を全額助成 ○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者	18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童 総医療費の1割 月57,600円限度 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度	18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童 総医療費の1割 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和5年8月診療分
北海道	中富良野町（＊）	重度心身障害者	46	＊平成30年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年8月診療分
北海道	中富良野町（＊）	乳幼児等	92	＊平成22年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年8月診療分
北海道	中富良野町（＊）	ひとり親家庭等	94	＊平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年8月診療分
北海道	洞爺湖町（＊）	重度心身障がい者	46	＊平成30年8月診療分から受託している重度心身障がい者医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	洞爺湖町（＊）	子ども	92	＊平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年8月診療分
北海道	洞爺湖町（＊）	ひとり親家庭等	94	＊平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年8月診療分
北海道	釧路市（＊）	重度心身障がい者	46	＊令和3年8月診療分から助成内容を変更した重度心身障がい者医療について、通院医療の対象年齢を拡大（6歳まで→15歳までに拡大） ○15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○非課税世帯の者 ○15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者（入院のみ）	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年8月診療分
北海道	釧路市（＊）	子ども	92	＊令和3年8月診療分から受託している子ども医療について、所得制限を廃止し、小学生・中学生の通院医療を助成対象に拡大 ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和5年8月診療分
北海道	釧路市（＊）	ひとり親家庭等	94	＊令和3年8月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、通院医療の対象年齢を拡大（6歳まで→15歳までに拡大） ○15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童 ○非課税世帯の児童 ○15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童（入院のみ） ○非課税世帯の母又は父（入院のみ）	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年8月診療分
北海道	根室市（＊）	重度心身障害者	46	＊平成30年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（3歳まで→18歳までに拡大） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ＊18歳に達する日以後の最初の3月31日において学校教育法に規定する高等学校に在学していた者であって、その翌日以後、引き続き高等学校等に在学している者を含む ○非課税世帯の者	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年8月診療分
北海道	根室市（＊）	こども	92	＊令和2年8月診療分から助成内容を変更したこども医療について、所得制限を廃止し、自己負担分を全額助成 ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ＊18歳に達する日以後の最初の3月31日において学校教育法に規定する高等学校に在学していた者であって、その翌日以後、引き続き高等学校等に在学している者を含む	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和5年8月診療分
北海道	根室市（＊）	ひとり親家庭等	94	＊平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大（3歳まで→18歳までに拡大） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童 ＊18歳に達する日以後の最初の3月31日において学校教育法に規定する高等学校に在学していた者であって、その翌日以後、引き続き高等学校等に在学している者を含む ○非課税世帯の児童 ○非課税世帯の母又は父（入院のみ）	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	乙部町（＊）	こども	92	＊平成30年8月診療分から受託しているこども医療について、所得制限を廃止し、外来診療の対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の医療機関等	令和5年 8月診療分
北海道	斜里町（＊）	重度心身障害者	46	＊平成30年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○非課税世帯の者	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年 8月診療分
北海道	斜里町（＊）	子ども	92	＊平成24年8月診療分から受託している子ども医療について、所得制限を廃止、外来診療を助成対象とし、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和5年 8月診療分
北海道	斜里町（＊）	ひとり親家庭等	94	＊平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大（入院：15歳まで→18歳まで、外来：6歳まで→18歳までに拡大） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童 ○非課税世帯の児童及び母又は父（母又は父：入院のみ）	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年 8月診療分
北海道	広尾町（＊）	ひとり親家庭等	95	＊令和5年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、所得制限を設定（北海道の基準に準拠） ○北海道基準に準ずる母又は父（通院）	対象外	非課税世帯の母又は父 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の母又は父 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和5年 8月診療分
北海道	余市町	重度心身障害者	45	1 身体障がい者1～3級（3級は内部障害に限る） ※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準 2 重度の知的障がい者（IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下） 3 精神手帳1級（入院医療を除く） ＊扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 （※北海道の基準）	1 3歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 2 市（町・村）民税非課税世帯の3歳以上の者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 3 3歳以上の者 1割相当負担金 月57,600円限度（多数回該当44,400円）	1 3歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの者 ＊入院と同様 2 市（町・村）民税非課税世帯の3歳以上の者 ＊入院と同様 3 3歳以上の者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和5年 8月診療分
北海道	余市町	重度心身障害者	46	○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年 8月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	余市町	子ども	90	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 (※北海道の基準)	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 3 3歳以上12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月57,600円限度	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの者 * 入院と同様 2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 * 入院と同様 3 3歳以上6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和5年 8月診療分
北海道	余市町	子ども	91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年 8月診療分
北海道	余市町	ひとり親家庭等	93	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父 ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの母又は父の扶養を受けている児童 ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父 * 扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外 (※北海道の基準)	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 2 市(町・村)民税非課税世帯の者(3歳以上の児童及び母又は父) 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月57,600円限度 4 課税世帯の母又は父 総医療費の1割 月57,600円限度(多数回該当44,400円)	1 3歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童 * 入院と同様 2 市(町・村)民税非課税世帯の3歳以上の児童 * 入院と同様 3 課税世帯の3歳以上の児童 総医療費の1割 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和5年 8月診療分
北海道	余市町	ひとり親家庭等	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年 8月診療分
北海道	白老町	重度心身障がい者	46	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年 8月診療分
北海道	白老町	乳幼児等	91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年 8月診療分
北海道	白老町	乳幼児等	92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者までの者	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年 8月診療分
北海道	白老町	ひとり親家庭等	94	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年 8月診療分
北海道	えりも町	重度心身障がい者	46	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年 8月診療分
北海道	えりも町	乳幼児等	91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	えりも町	乳幼児等	92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年 8月診療分
北海道	えりも町	ひとり親家庭等	94	○15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年 8月診療分
北海道	えりも町 (*)	重度心身障がい者	47	*平成30年8月診療分から受託している重度心身障がい者医療について、所得制限を一部廃止し、対象者を拡大(15歳まで所得制限なし) ○身体障がい者3級(内部障害を除く) ○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」及び町単独「身体障がい者3級(内部障害を除く)」の非該当者における15歳に達する日(誕生日)以後の最初の3月31日までの者	15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 なし 15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 「北海道の基準」とおり		対象外	道内の医療機関等	令和5年 8月診療分
北海道	えりも町 (*)	ひとり親家庭等	95	*平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、所得制限を一部廃止し、対象者を拡大(15歳まで所得制限なし) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童を扶養又は監護する母又は父(外来) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から20歳に達する日(誕生日の前日)の属する月の末日までの児童を扶養する母又は父(外来) ○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日(誕生日)以後の最初の3月31日までの児童	母又は父 対象外 児童 なし	母又は父 1割相当負担金 月18,000円限度 児童 なし	対象外	道内の医療機関等	令和5年 8月診療分
北海道	根室市	こども	91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年 8月診療分
北海道	乙部町	重度心身障がい者	46	○課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の医療機関等	令和5年 8月診療分
北海道	乙部町	ひとり親家庭等	94	○課税世帯の3歳に達する日(誕生日の前日)の翌月から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の医療機関等	令和5年 8月診療分
北海道	斜里町	重度心身障害者	47	○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年 8月診療分
北海道	斜里町	ひとり親家庭等	95	○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童及び母又は父(母又は父:入院のみ)	児童 なし 母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度 (多数回該当 44,400円)	児童 なし 母又は父 対象外	対象外	道内の医療機関等	令和5年 8月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	釧路町（＊）	重度心身障害者	46	＊令和3年8月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、通院医療の助成対象年齢を拡大 （6歳まで→18歳までに拡大） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○非課税世帯の者	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年8月診療分
北海道	釧路町（＊）	子ども	92	＊令和3年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、通院医療を助成対象とし、対象年齢を拡大 （6歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年8月診療分
北海道	釧路町（＊）	ひとり親家庭等	94	＊令和3年8月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、通院医療の助成対象年齢を拡大 （6歳まで→18歳までに拡大） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童 ○非課税世帯の児童 ○非課税世帯の母又は父（入院のみ）	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年8月診療分
北海道	訓子府町（＊）	重度心身障害者	46	＊平成30年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） ○課税世帯の3歳に達する日（誕生日の前日）の翌日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の医療機関等	令和5年8月診療分
北海道	訓子府町（＊）	重度心身障害者	47	＊平成30年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、初診時一部負担金のみ徴収の対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） ○所得制限による道の「重度心身医療給付事業」の非該当者	18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月57,600円限度 （多数回該当44,400円）	18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和5年8月診療分
北海道	訓子府町（＊）	子ども	92	＊平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の医療機関等	令和5年8月診療分
北海道	訓子府町（＊）	ひとり親家庭等	94	＊平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） ○課税世帯の3歳に達する日（誕生日の前日）の翌日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の医療機関等	令和5年8月診療分
北海道	訓子府町（＊）	ひとり親家庭等	95	＊平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、初診時一部負担金のみ徴収の対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） ○所得制限による道の「ひとり親家庭等医療給付事業」の非該当者	18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 上記以外の児童及び母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度 （多数回該当44,400円）	18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 上記以外の児童 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和5年8月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	美深町（＊）	乳幼児等	92	＊平成26年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年 8月診療分
北海道	安平町（＊）	子ども	92	＊令和3年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、所得制限を廃止 ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年 8月診療分
北海道	足寄町（＊）	重度心身障害者	46	＊令和2年8月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年 10月診療分
北海道	足寄町（＊）	子ども	92	＊令和2年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児及び児童医療について、制度名を子ども医療に変更し、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年 10月診療分
北海道	足寄町（＊）	ひとり親家庭等	94	＊令和2年8月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年 10月診療分
北海道	岩見沢市（＊）	重度心身障害者	46	＊平成30年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（入院：15歳まで→18歳まで、外来：12歳まで→18歳までに拡大） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年 10月診療分
北海道	岩見沢市（＊）	子ども	92	＊平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大（入院：15歳まで→18歳まで、外来：12歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年 10月診療分
北海道	岩見沢市（＊）	ひとり親家庭等	94	＊平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大（入院：15歳まで→18歳まで、外来：12歳まで→18歳までに拡大） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年 10月診療分
北海道	幕別町（＊）	重度心身障害者	46	＊平成30年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年 10月診療分
北海道	幕別町（＊）	子ども	92	＊平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年 10月診療分
北海道	幕別町（＊）	ひとり親家庭等	94	＊平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年 10月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	大樹町（＊）	重度心身障害者	46	＊平成30年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年10月診療分
北海道	大樹町（＊）	乳幼児及び児童	92	＊平成30年8月診療分から受託している乳幼児及び児童医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年10月診療分
北海道	大樹町（＊）	ひとり親家庭等	94	＊平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童	なし		対象外	道内の医療機関等	令和5年10月診療分
北海道	美幌町（＊）	重度心身障害者	46	＊平成30年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、課税世帯の自己負担なしの対象年齢を拡大（3歳まで→15歳までに拡大） 「北海道の基準」とおり	非課税世帯の者 課税世帯の15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 上記以外の者 1割負担の1/2助成 月28,800円限度	非課税世帯の者 課税世帯の15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 上記以外の者 1割負担の1/2助成 月9,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和6年2月診療分
北海道	美幌町（＊）	子ども	91	＊平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、課税世帯の自己負担なしの対象年齢を拡大（入院：3歳まで→12歳まで、外来：3歳まで→6歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年2月診療分
北海道	美幌町（＊）	子ども	92	＊平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、課税世帯の者の自己負担分を全額助成 ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年2月診療分
北海道	美幌町（＊）	ひとり親家庭等	94	＊平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、課税世帯の自己負担なしの対象年齢を拡大（3歳まで→15歳までに拡大） 「北海道の基準」とおり	非課税世帯の児童及び母又は父 課税世帯の15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童及び母又は父 1割相当負担金の1/2助成 月28,800円限度	非課税世帯の児童 課税世帯の15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童 1割相当負担金の1/2助成 月9,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和6年2月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	札幌市（＊）	重度心身障がい者	47	＊令和3年4月診療分から助成内容を変更した重度心身障がい者医療について、課税世帯の初診時一部負担金のみ徴収の対象年齢を拡大（12歳まで→15歳までに拡大） ○「北海道の基準」とおり	非課税世帯及び課税世帯の15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月57,600円限度 （多数回該当44,400円）	非課税世帯及び課税世帯の15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月3,000円限度 （院内処方は6,000円）	対象外	道内の医療機関等	令和6年4月診療分
北海道	札幌市（＊）	子ども	92	＊令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、通院医療の対象年齢を拡大し、入院医療の自己負担を初診時一部負担金のみに変更（12歳まで→15歳までに拡大） ○15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の医療機関等	令和6年4月診療分
北海道	札幌市（＊）	ひとり親家庭等	95	＊令和3年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、課税世帯の初診時一部負担金のみ徴収の対象年齢を拡大（12歳まで→15歳までに拡大） ○「北海道の基準」とおり	非課税世帯の児童及び母又は父 課税世帯の15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの児童及び母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度 （多数回該当44,400円）	非課税世帯の児童 課税世帯の15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの児童 1割相当負担金 月3,000円限度 （院内処方は6,000円）	対象外	道内の医療機関等	令和6年4月診療分
北海道	帯広市（＊）	子ども	90	＊平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、制度名を子ども医療に変更（乳幼児医療→子ども医療） ○「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり		対象外	道内の医療機関等	令和6年4月診療分
北海道	帯広市（＊）	子ども	91	＊平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、制度名を子ども医療に変更（乳幼児医療→子ども医療） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯及び未就学児童 自己負担なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年4月診療分
北海道	帯広市（＊）	子ども	92	＊平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、制度名を子ども医療に変更、所得制限を廃止、対象年齢を拡大し、入院医療を助成対象に変更（12歳まで→15歳までに拡大）（乳幼児医療→子ども医療） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	未就学児童 自己負担なし 上記以外の者 1割相当負担金 月57,600円限度	未就学児童及び非課税世帯の小学生 自己負担なし 上記以外の者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和6年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	江別市（＊）	子ども	92	＊ 令和2年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、通院医療の対象年齢を拡大（9歳まで→15歳までに拡大） ○15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	○12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ○12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ・非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ・課税世帯 1割相当負担金 月57,600円限度 （多数回該当44,400円）	○6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ○6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ・非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ・課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和6年4月診療分
北海道	石狩市（＊）	子ども	92	＊ 令和2年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、通院医療の対象年齢を拡大し、入院医療の自己負担を初診時一部負担金のみに変更（12歳まで→15歳までに拡大） ○15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の医療機関等	令和6年4月診療分
北海道	石狩市（＊）	重度心身障害者	47	＊ 令和2年4月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、初診時一部負担金のみ徴収の対象年齢を拡大（12歳まで→15歳までに拡大） 「北海道の基準」とおり	非課税世帯及び課税世帯の15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月57,600円限度 （多数回該当44,400円）	非課税世帯及び課税世帯の15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和6年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	石狩市（＊）	ひとり親家庭等	95	＊令和2年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、初診時一部負担金のみ徴収の対象年齢を拡大（12歳まで→15歳までに拡大） 「北海道の基準」とおり	非課税世帯の児童及び母又は父 課税世帯の15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの児童及び母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度 （多数回該当44,400円）	非課税世帯の児童 課税世帯の15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの児童 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和6年4月診療分
北海道	雨竜町（＊）	乳幼児、児童及び生徒	92	＊平成30年8月診療分から受託している乳幼児、児童及び生徒医療について、通院医療の対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年4月診療分
北海道	東川町（＊）	子ども	92	＊平成29年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年4月診療分
北海道	上富良野町（＊）	重度心身障害者	46	＊令和4年4月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○住民税所得割非課税世帯の者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年4月診療分
北海道	上富良野町（＊）	子ども	92	＊令和4年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年4月診療分
北海道	上富良野町（＊）	ひとり親家庭等	94	＊令和4年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童 ○住民税所得割非課税世帯の児童 ○住民税所得割非課税世帯の母又は父（入院のみ）	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年4月診療分
北海道	下川町（＊）	重度心身障害者	46	＊平成30年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年4月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	下川町（＊）	乳幼児等	92	＊平成25年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年4月診療分
北海道	下川町（＊）	ひとり親家庭等	94	＊平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年4月診療分
北海道	猿払村（＊）	子ども	92	＊平成30年8月診療分から助成内容の変更をした子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者（小中学生・高校生：歯科外来除く） ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者（小中学生・高校生：歯科外来除く）	非課税世帯及び3歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 歯科 580円 歯科 510円 課税世帯（3歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの者除く） 1割相当負担金 月57,600円限度（多数回該当44,400円）	非課税世帯及び3歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 歯科 580円 歯科 510円 課税世帯（3歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの者除く） 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和6年4月診療分
北海道	大空町（＊）	重度心身障害者	46	＊平成30年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、自己負担なしの対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○「北海道の基準」とおり	課税・非課税世帯：18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 非課税世帯：18歳以上の者 自己負担なし 上記以外の者 1割負担の1/2助成 月28,800円限度	課税・非課税世帯：18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 非課税世帯：18歳以上の者 自己負担なし 上記以外の者 1割負担の1/2助成 月9,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和6年4月診療分
北海道	大空町（＊）	子ども	92	＊令和5年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年4月診療分
北海道	大空町（＊）	ひとり親家庭等	94	＊平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、自己負担なしの対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○「北海道の基準」とおり	非課税世帯の児童及び母又は父 18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童及び母又は父 1割負担の1/2助成 月28,800円限度	非課税世帯の児童 18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童 1割負担の1/2助成 月9,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和6年4月診療分
北海道	音更町（＊）	子ども	90	＊平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、制度名を子ども医療に変更（乳幼児医療→子ども医療） 「北海道の基準」とおり	「北海道の基準」とおり		対象外	道内の医療機関等	令和6年4月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	音更町（＊）	子ども	91	＊平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、制度名を子ども医療に変更（乳幼児医療→子ども医療） ○12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者（小学生は入院のみ）	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年4月診療分
北海道	音更町（＊）	子ども	92	＊令和元年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、制度名を子ども医療に変更し、課税世帯及び所得制限による非該当者に係る通院医療の対象年齢を拡大（12歳まで→15歳までに拡大）（乳幼児医療→子ども医療） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	非課税世帯 及び 課税世帯の6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 課税世帯の6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和6年4月診療分
北海道	別海町（＊）	重度心身障害者	46	＊平成30年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大し、訪問看護の自己負担をなしに変更（15歳まで→18歳までに拡大）（訪問看護自己負担：1割→なしに変更） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年4月診療分
北海道	別海町（＊）	重度心身障害者	47	＊平成30年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、自己負担なしの対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○精神手帳1・2級（入院医療）	18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 【非課税世帯】 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 【課税世帯】 1割相当負担金 月57,600円限度 （多数回該当44,400円）	対象外	対象外	道内の医療機関等	令和6年4月診療分
北海道	別海町（＊）	子ども	91	＊平成28年10月診療分から受託している子ども医療について、訪問看護の自己負担をなしに変更（訪問看護自己負担：1割→なしに変更） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年4月診療分
北海道	別海町（＊）	子ども	92	＊平成28年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大し、訪問看護の自己負担をなしに変更（15歳まで→18歳までに拡大）（訪問看護自己負担：1割→なしに変更） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年4月診療分
北海道	別海町（＊）	ひとり親家庭等	94	＊平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大し、訪問看護の自己負担をなしに変更（15歳まで→18歳までに拡大）（訪問看護自己負担：1割→なしに変更） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年4月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	砂川市（＊）	重度心身障害者	46	＊令和5年8月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大し、訪問看護の自己負担をなしに変更 (12歳まで→18歳までに拡大) (訪問看護自己負担:1割→なしに変更) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年4月診療分
北海道	砂川市（＊）	子ども	91	＊令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、訪問看護の自己負担をなしに変更 (訪問看護自己負担:1割→なしに変更) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年4月診療分
北海道	砂川市（＊）	子ども	92	＊令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大し、訪問看護の自己負担をなしに変更 (12歳まで→18歳までに拡大) (訪問看護自己負担:1割→なしに変更) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年4月診療分
北海道	砂川市（＊）	ひとり親家庭等	94	＊令和5年8月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大し、訪問看護の自己負担をなしに変更 (12歳まで→18歳までに拡大) (訪問看護自己負担:1割→なしに変更) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年4月診療分
北海道	仁木町（＊）	乳幼児等	92	＊平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年4月診療分
北海道	札幌市（＊）	重度心身障がい者	47	＊令和6年4月診療分から助成内容を変更した重度心身障がい者医療について、精神手帳1級者の入院医療を助成対象に拡大 1 身体障がい者1～3級(3級は内部障害に限る) ※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準 2 重度の知的障がい者(IQおおむね35以下、身障者にあてはIQおおむね50以下) 3 精神手帳1級 ＊扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	非課税世帯の者及び課税世帯の15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月57,600円限度 (多数回該当44,400円)	非課税世帯の者及び課税世帯の15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月3,000円限度 (院内処方は6,000円)	対象外	道内の医療機関等	令和6年8月診療分
北海道	札幌市（＊）	ひとり親家庭等	95	＊令和6年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、非課税世帯の母又は父の通院医療を助成対象に拡大 「北海道の基準」とおり	非課税世帯の児童及び母又は父 課税世帯の15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの児童及び母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度 (多数回該当44,400円)	非課税世帯の児童及び母又は父 課税世帯の15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日からの児童 1割相当負担金 月3,000円限度 (院内処方は6,000円)	対象外	道内の医療機関等	令和6年8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	伊達市（＊）	子ども	92	＊平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大し、所得制限を廃止（15歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯の者及び課税世帯の3歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の3歳以上の者 1割相当負担金 月57,600円限度 （多数回該当44,400円）	非課税世帯の者及び課税世帯の3歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の3歳以上の者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和6年8月診療分
北海道	小樽市（＊）	重度心身障害者	47	＊令和4年8月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、自己負担額を変更（課税世帯の初診時一部負担金のみ徴収の対象年齢を12歳まで→18歳までに拡大） ○「北海道の基準」とおり	○非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ○課税世帯 ・18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ・18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月57,600円限度（多数回該当44,400円）	○非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ○課税世帯 ・18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ・18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和6年8月診療分
北海道	小樽市（＊）	こども	92	＊令和4年8月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大し、入院医療の自己負担を初診時一部負担金のみに変更（入院：15歳まで→18歳までに拡大） （外来：12歳まで→18歳までに拡大） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の医療機関等	令和6年8月診療分
北海道	小樽市（＊）	ひとり親家庭等	95	＊令和4年8月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、自己負担額を変更（課税世帯の初診時一部負担金のみ徴収の対象年齢を12歳まで→18歳までに拡大） ○「北海道の基準」とおり	○非課税世帯の児童及び母又は父 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ○課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ○課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの児童及び母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度（多数回該当44,400円）	○非課税世帯の児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ○非課税世帯の母又は父 1割相当負担金 限度額なし ○課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ○課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの児童 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和6年8月診療分
北海道	室蘭市（＊）	子ども	92	＊平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大し、所得制限を廃止（15歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯の者及び課税世帯の3歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の3歳以上の者 1割相当負担金 月57,600円限度 （多数回該当44,400円）	非課税世帯の者及び課税世帯の3歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の3歳以上の者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和6年8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	北見市（＊）	重度心身障害者	47	＊平成30年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、自己負担額を変更（課税世帯の初診時一部負担金のみを対象年齢を6歳まで→18歳までに拡大） 「北海道の基準」とおり	非課税世帯の者及び課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月57,600円限度 （多数回該当44,400円）	非課税世帯の者及び課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和6年8月診療分
北海道	北見市（＊）	子ども	92	＊令和3年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大し、自己負担を初診時一部負担金のみに変更 （入院：15歳まで→18歳までに拡大） （外来：12歳まで→18歳までに拡大） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の医療機関等	令和6年8月診療分
北海道	北見市（＊）	ひとり親家庭等	95	＊平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について自己負担額を変更（課税世帯の初診時一部負担金のみを対象年齢を6歳まで→18歳までに拡大） 「北海道の基準」とおり	非課税世帯の児童及び母又は父 課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの児童及び母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度 （多数回該当44,400円）	非課税世帯の児童 課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの児童 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和6年8月診療分
北海道	網走市（＊）	重度心身障がい者	46	＊令和4年8月診療分から助成内容を変更した重度心身障がい者医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○非課税世帯の者 ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年8月診療分
北海道	網走市（＊）	こども	92	＊令和4年8月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年8月診療分
北海道	網走市（＊）	ひとり親家庭等	94	＊令和4年8月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童 ○非課税世帯の児童及び母又は父	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年8月診療分
北海道	苫小牧市（＊）	子育て支援	92	＊令和元年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、制度名を子育て支援医療に変更、対象年齢を拡大し、所得制限を廃止（乳幼児等医療→子育て支援医療） （入院：15歳→18歳まで、外来：6歳→18歳までに拡大） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	非課税世帯及び未就学児 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯（未就学児を除く） 1割相当負担金 月57,600円限度 （多数回該当44,400円）	非課税世帯及び未就学児 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯（未就学児を除く） 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和6年8月診療分
北海道	深川市（＊）	重度心身障がい者	46	＊平成30年8月診療分から受託している重度心身障がい者医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	深川市（＊）	子ども	92	＊平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年 8月診療分
北海道	深川市（＊）	ひとり親家庭等	94	＊平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年 8月診療分
北海道	登別市（＊）	子ども	92	＊令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、所得制限を廃止し、通院医療の対象年齢を拡大（入院18歳・外来15歳まで→入院・外来18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	1 非課税世帯の者及び課税世帯の3歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 2 課税世帯の3歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の翌月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月57,600円限度 （多数回該当44,400円）	1 非課税世帯の者及び課税世帯の3歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 2 課税世帯の3歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の翌月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和6年 8月診療分
北海道	当別町（＊）	重度心身障がい者	46	＊令和2年8月診療分から助成内容を変更した重度心身障がい者医療について、通院医療の対象年齢を拡大（12歳まで→18歳までに拡大） ○入院：18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：課税世帯の3歳以上18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の医療機関等	令和6年 8月診療分
北海道	当別町（＊）	子ども	92	＊令和2年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、通院医療の対象年齢を拡大し、所得制限を廃止（12歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の医療機関等	令和6年 8月診療分
北海道	当別町（＊）	ひとり親家庭等	94	＊令和2年8月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、通院医療の対象年齢を拡大（12歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：課税世帯の3歳以上18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の医療機関等	令和6年 8月診療分
北海道	京極町	重度心身障がい者	46	○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年 8月診療分
北海道	京極町	子ども	91	○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年 8月診療分
北海道	京極町	ひとり親家庭等	94	○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年 8月診療分
北海道	京極町（＊）	子ども	92	＊平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について制度名を変更し、自己負担分を全額助成（乳幼児等医療→子ども医療） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	倶知安町（＊）	重度心身障がい者	46	＊平成30年8月診療分から受託している重度心身障がい者医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の医療機関等	令和6年 8月診療分
北海道	倶知安町（＊）	子ども	92	＊平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の医療機関等	令和6年 8月診療分
北海道	倶知安町（＊）	ひとり親家庭等	94	＊平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○課税世帯の3歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	対象外	道内の医療機関等	令和6年 8月診療分
北海道	美幌町（＊）	重度心身障害者	46	＊令和6年2月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、課税世帯の自己負担なしの対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） 「北海道の基準」とおり	非課税世帯の者 課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 上記以外の者 1割負担の1/2助成 月28,800円限度	非課税世帯の者 課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 自己負担なし 上記以外の者 1割負担の1/2助成 月9,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和6年 8月診療分
北海道	美幌町（＊）	子ども	92	＊令和6年2月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大し、所得制限を廃止（15歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年 8月診療分
北海道	美幌町（＊）	ひとり親家庭等	94	＊令和6年2月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、課税世帯の自己負担なしの対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） 「北海道の基準」とおり	非課税世帯の児童及び母又は父 課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童及び母又は父 1割相当負担金の1/2助成 月28,800円限度	非課税世帯の児童 課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童 自己負担なし 上記以外の児童 1割相当負担金の1/2助成 月9,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和6年 8月診療分
北海道	白老町（＊）	重度心身障害者	46	＊令和5年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年 8月診療分
北海道	白老町（＊）	子ども	92	＊令和5年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年 8月診療分
北海道	白老町（＊）	ひとり親家庭等	94	＊令和5年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	弟子屈町	こども	91	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年 8月診療分
北海道	弟子屈町	こども	92	○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年 8月診療分
北海道	弟子屈町	ひとり親家庭等	94	○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年 8月診療分
北海道	弟子屈町 (*)	重度心身障害者	46	*平成30年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、18歳までの者の通院医療を助成対象とし、18歳までの者の自己負担分を全額助成 「北海道の基準」とおり	18歳に達する日(誕生日の前日)以後最初の3月31日までの者 自己負担なし 上記以外の課税世帯の者 月28,800円限度(多数回該当22,200円)	18歳に達する日(誕生日の前日)以後最初の3月31日までの者 自己負担なし 上記以外の者 対象外	対象外	道内の医療機関等	令和6年 8月診療分
北海道	様似町 (*)	重度心身障がい者	46	*平成30年8月診療分から受託している重度心身障がい者医療について、18歳以下の者の訪問看護の自己負担を「なし」に変更 (訪問看護自己負担:1割→なしに変更) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし (訪問看護) なし	なし (訪問看護) なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年 8月診療分
北海道	様似町 (*)	乳幼児等	91	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、訪問看護の自己負担を「なし」に変更 (訪問看護自己負担:1割→なしに変更) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし (訪問看護) なし	なし (訪問看護) なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年 8月診療分
北海道	様似町 (*)	乳幼児等	92	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、訪問看護の自己負担を「なし」に変更 (訪問看護自己負担:1割→なしに変更) ○入院:12歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○外来:6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者	なし (訪問看護) なし	なし (訪問看護) なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年 8月診療分
北海道	様似町 (*)	ひとり親家庭等	94	*平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、18歳以下の児童の訪問看護の自己負担を「なし」に変更 (訪問看護自己負担:1割→なしに変更) ○18歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの児童	なし (訪問看護) なし	なし (訪問看護) なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	木古内町（＊）	乳幼児等	92	令和元年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、所得制限を廃止 ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	自己負担なし	自己負担なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年8月診療分
北海道	岩見沢市（＊）	子ども	92	* 令和5年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、所得制限を廃止 ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年10月診療分
北海道	名寄市（＊）	重度心身障害者	46	* 令和2年10月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（12歳まで→18歳までに拡大） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年10月診療分
北海道	名寄市（＊）	乳幼児等	92	* 令和2年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、対象年齢を拡大（12歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年10月診療分
北海道	名寄市（＊）	ひとり親家庭等	94	* 令和2年10月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大（12歳まで→18歳までに拡大） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年10月診療分
北海道	由仁町（＊）	重度心身障がい者	46	* 平成30年8月診療分から受託している重度心身障がい者医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年10月診療分
北海道	由仁町（＊）	由仁っ子	92	* 平成30年8月から助成内容を変更した由仁っ子医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者 1割相当負担金 月57,600円限度（多数回該当44,400円）	なし 所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和6年10月診療分
北海道	由仁町（＊）	ひとり親家庭等	94	* 平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年10月診療分
北海道	長沼町（＊）	重度心身障害者	46	* 平成30年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、食事療養費の助成を終了 ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年10月診療分
北海道	長沼町（＊）	乳幼児等	91	* 平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、食事療養費の助成を終了 ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年10月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	長沼町（＊）	乳幼児等	92	＊平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、食事療養費の助成を終了 ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年10月診療分
北海道	長沼町（＊）	ひとり親家庭等	94	＊平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、食事療養費の助成を終了 ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年10月診療分
北海道	江別市（＊）	子ども	92	＊令和6年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、所得制限を廃止 ○15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	○12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ○12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ・非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ・課税世帯 1割相当負担金 月57,600円限度 （多数回該当44,400円）	○6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ○6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ・非課税世帯 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 ・課税世帯 1割相当負担金 月18,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和6年10月診療分
北海道	釧路市（＊）	重度心身障がい者	46	＊令和5年8月診療分から助成内容を変更した重度心身障がい者医療について、通院医療の助成対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○非課税世帯の者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年11月診療分
北海道	釧路市（＊）	子ども	92	＊令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、通院医療の助成対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年11月診療分
北海道	釧路市（＊）	ひとり親家庭等	94	＊令和5年8月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、通院医療の助成対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童 ○非課税世帯の児童 ○非課税世帯の母又は父（入院のみ）	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和6年11月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	長万部町（＊）	乳幼児等	91	○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 （訪問看護の自己負担：1割負担→負担なしへ変更）	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和7年 2月診療分
北海道	長万部町（＊）	乳幼児等	92	○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 （訪問看護の自己負担：1割負担→負担なしへ変更）	なし	なし	対象外	道内の医療機関等	令和7年 2月診療分
北海道	札幌市（＊）	子ども	92	○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 （年齢：15歳まで→18歳までに拡大）	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 （訪問看護） 1割相当負担金 月3,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和7年 4月診療分
北海道	札幌市（＊）	重度心身障がい者	47	1 身体障がい者1～3級（3級は内部障害に限る） ※内部障害とは、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫・肝臓の機能障害を持つ者のみ道基準 2 重度の知的障がい者（IQおおむね35以下、身障者にあつてはIQおおむね50以下） 3 精神手帳1級 （課税世帯の初診時一部負担金のみ徴収の年齢：15歳まで→18歳までに拡大） ＊扶養義務者に一定の所得がある場合は対象外	非課税世帯 及び 課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月57,600円限度 （多数回該当44,400円）	非課税世帯 及び 課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月3,000円限度 （院内処方は6,000円） （訪問看護） 1割相当負担金 月3,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和7年 4月診療分
北海道	札幌市（＊）	ひとり親家庭等	95	○「北海道の基準」のとおり （課税世帯の初診時一部負担金のみ徴収の児童の年齢：15歳まで→18歳までに拡大）	非課税世帯の児童 及び 母又は父 課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの児童 及び 母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度 （多数回該当44,400円）	非課税世帯の児童 及び 母又は父 課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの児童 及び 母又は父 1割相当負担金 月3,000円限度 （院内処方は6,000円） （訪問看護） 1割相当負担金 月3,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和7年 4月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	石狩市（＊）	重度心身障害者	47	「北海道の基準」のとおり （課税世帯の初診時一部負担金のみ徴収の年齢：15歳まで→18歳までに拡大）	非課税世帯 及び 課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者の初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者の1割相当負担金 月57,600円限度 （多数回該当44,400円）	非課税世帯 及び 課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者の初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者の1割相当負担金 月18,000円限度 （訪問看護） 1割相当負担金 課税世帯：月18,000円限度 非課税世帯：月8,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和7年 4月診療分
北海道	石狩市（＊）	子ども	92	○18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 （年齢：15歳まで→18歳までに拡大） ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 （年齢：15歳まで→18歳までに拡大）	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 （訪問看護） 1割相当負担金 課税世帯：月18,000円限度 非課税世帯：月8,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和7年 4月診療分
北海道	石狩市（＊）	ひとり親家庭等	95	「北海道の基準」のとおり （課税世帯の初診時一部負担金のみ徴収の児童の年齢：15歳まで→18歳までに拡大）	非課税世帯の児童 及び 母又は父 課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童の初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの児童 及び 母又は父 1割相当負担金 月57,600円限度 （多数回該当44,400円）	非課税世帯の児童 課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの児童の初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの児童の1割相当負担金 月18,000円限度 （訪問看護） 1割相当負担金 課税世帯：月18,000円限度 非課税世帯：月8,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和7年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
北海道	恵庭市（＊）	重度心身障害者	47	○「北海道の基準」とおり ○身体障がい者3級（内部障害を除く） （年齢 入院：15歳から→18歳からに拡大 入院外：12歳から→15歳からに拡大）	非課税世帯及び課税世帯の6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金 月57,600円限度（多数回該当44,400円） 課税世帯の身体障がい者3級（外部障害）の18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 2割相当負担金 月57,600円限度（多数回該当44,400円）	非課税世帯及び課税世帯の6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 課税世帯の6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 1割相当負担金（月18,000円限度） 課税世帯の身体障がい者3級（外部障害）の15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 2割相当負担金（月18,000円限度） （訪問看護） 課税世帯の身体障がい者3級（外部障害）の15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日からの者 2割相当負担金 月18,000円限度 上記以外の者 1割相当負担金 課税世帯：月18,000円限度 非課税世帯：月8,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和7年 4月診療分
北海道	恵庭市（＊）	子ども	92	○入院：18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 （年齢：15歳まで→18歳までに拡大） ○外来：15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 （年齢：12歳まで→15歳までに拡大）	【未就学児】 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 【小学生・中学生・高校生年代】 （非課税世帯） 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 （課税世帯） 1割相当負担金 月57,600円限度 （多数回該当44,400円）	【未就学児】 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 【小学生・中学生】 （非課税世帯） 初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 （課税世帯） 1割相当負担金（月18,000円限度） （訪問看護） 18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 1割相当負担金 課税世帯：月18,000円限度 非課税世帯：月8,000円限度	対象外	道内の医療機関等	令和7年 4月診療分
北海道	紋別市（＊）	子ども	92	○入院：12歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳（※1）に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○外来：6歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の4月1日から18歳（※1）に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 ○所得制限による道の「乳幼児医療給付事業」の非該当者における18歳（※1）に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者 （所得制限を廃止） ※1：高等学校の定時制の課程又は通信制の課程の第4学年に在学している者は19歳	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円	初診時一部負担金 医科 580円 歯科 510円 （訪問看護） 1割相当負担金（月8,000円限度）	対象外	道内の医療機関等	令和7年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
青森県	横浜町	重度心身 障害医療	80	1. 身体障害者手帳1級、2級又は3級に該当する者 (3級に該当する者にあつては、心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能の 障害を有する者に限る) 2. 愛護手帳「A」に該当する者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級に該当する者 4. 前1・2・3については、手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満である者及び平成16年9月30日以前に第4 条の規定により受給者証等の交付を受けた者とする。また、生活保護法による被保護者(停止中を除く)を除 く。	課税世帯は1割負担 (ただし、非課税世帯は自己負担なし)		対象外	県内の 医療機関等	平成19年 10月診療分
青森県		乳幼児医療	81	1. 入院については、小学校就学の始期に達するまでの者(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)と する 2. 入院外については、4歳に達する日の属する月の末日までとする 3. 生活保護法の適用を受けている者は、対象としない	4歳以上の幼児は、医療 機関ごとに1日につき500 円	なし			
青森県		ひとり親 家庭等医療	82	・ひとり親家庭の父又は母及び児童(18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者)並びに父母のな い児童であつて、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者	○ 児童は自己負担なし ○ 父又は母の医療費は、保険医療機関等ごと に1月につき1,000円				
青森県	東北町	乳幼児	81	・0歳から小学校就学前までの者 (満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成20年 5月診療分
青森県	おいらせ町	重度心身 障害者医療	80	1. 身体障害者手帳1級、2級又は3級に該当する者 (3級に該当する者にあつては、心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能の 障害を有する者に限る) 2. 愛護手帳「A」に該当する者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級に該当する者 4. 前1・2・3については、手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満である者及び平成16年9月30日以前に第4 条の規定により受給者証等の交付を受けた者とする。また、生活保護法による被保護者(停止中を除く)を除 く。	・課税世帯は1割負担 ・非課税世帯は自己負担なし		対象外	県内の 医療機関等	平成20年 10月診療分
青森県	三沢市	乳幼児	81	0歳児から小学校就学前までの者(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	4歳児以上は医療機関ごと に1日500円	なし			
青森県	東北町 (*)	乳幼児 ・ 小学生	81	*平成20年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の年齢拡大 (小学生まで→中学生までに拡大) 入 院:0歳から小学校就学前までの者(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) 入院外:0歳から中学校就学前までの児童(満12歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)	なし				
青森県	藤崎町	乳幼児	81	4歳未満の乳幼児(4歳に達する日の属する月までの者) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成21年 4月診療分
青森県		重度心身障害者	80	1. 身体障害者手帳1級、2級又は3級に該当する者(3級に該当する者にあつては、心臓、じん臓若しくは呼吸 器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能の障害を有する者に限る。) 2. 愛護手帳「A」に該当する者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級に該当する者 4. 前1・2・3については、手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満である者及び平成16年9月30日以前に第4 条の規定により受給者証等の交付を受けた者とする。また、生活保護法による被保護者(停止中を除く。)及 び高齢者の医療の確保に関する法律第55条に規定する居住地特例の取扱いに準じ、病院・社会福祉施設等 に入所等する前の居住地が青森県に属しない市区町村である者を除く。	・課税世帯は1割負担 ・非課税世帯は自己負担なし				
青森県		ひとり親	82	ひとり親家庭の児童(18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者)並びに父母のいない児童であつ て、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者	なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
青森県	七戸町	乳幼児	81	0歳児から小学校就学前の6歳児(満6歳の誕生日後の3月31日受診分まで)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成21年 4月診療分
青森県	東北町 (*)	乳幼児・小学生 中学生・高校生	81	*平成20年5月診療分から受託している乳幼児医療について、入院外の年齢拡大 (中学生まで→高校生までに拡大) 入 院:0歳から小学校就学前までの者(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) 入院外:0歳から高校在学中の者(満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)					
青森県	おいらせ町	乳幼児	81	4歳未満の乳幼児(4歳に達する日の属する月の月末までの者) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成21年 10月診療分
青森県	七戸町 (*)	乳幼児・ 子ども	81	*平成21年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (6歳まで→15歳までに拡大) 0歳から15歳までの者(満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成21年 12月診療分
青森県	蓬田村	乳幼児 児童	81	0歳から中学校卒業の終期に達するまでの者(中学校卒業の3月末までの者) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成22年 9月診療分
青森県	三沢市 (*)	乳幼児	81	*平成20年10月診療分から受託している乳幼児医療について入院の自己負担額を変更 (4歳児以上は医療機関ごとに1日500円→自己負担なし) 0歳児から小学校就学前までの者(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成23年 2月診療分
青森県	佐井村	乳幼児・ 児童	81	中学校卒業の終期に達するまでの者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成23年 4月診療分
青森県		ひとり親	82	ひとり親家庭の父又は母及び児童(18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童であって、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者	・児童は自己負担なし ・父又は母の医療費は、医療機関ごとに1月につき1,000円 *薬局での自己負担なし(父、母及び児童)				
青森県	六ヶ所村	乳幼児等	81	0歳児から中学校卒業年度の3月31日までの間にある者	なし	食事標準 負担額を助成			
青森県		ひとり親	82	ひとり親家庭の父又は母及び児童(18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童であって、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者	・児童は自己負担なし ・父又は母の医療費は、医療機関ごとに1月につき1,000円 *薬局での自己負担なし(父、母及び児童)				
青森県	つがる市	乳幼児 及び 子ども	81	0歳児から15歳までの者(満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	なし		対象外		
青森県	むつ市	乳幼児	81	0歳児から小学校就学前の6歳児(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
青森県	平川市	乳幼児	81	0歳児から4歳未満の乳幼児(満4歳に達する日の属する月の月末までの者)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成23年 4月診療分
青森県	平内町	乳幼児・ 子ども	81	0歳児から15歳までの者(満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)					
青森県	板柳町	乳幼児	81	4歳未満の乳幼児(4歳に達する日の属する月までの者) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成23年 5月診療分
青森県	横浜町 (*)	乳幼児・子ども	81	*平成19年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、入院外の年齢拡大(4歳に達する日の属する月の末日まで→中学校就学前までに拡大) 1. 入院については、小学校就学の始期に達するまでの者(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)とする 2. 入院外については、中学校就学前までとする 3. 生活保護法の適用を受けている者は、対象としない	4歳以上の幼児は、医療 機関ごとに1日につき500 円	なし	対象外	県内の 医療機関等	平成23年 7月診療分
青森県	平川市	ひとり親 家庭等	82	ひとり親家庭の児童(18歳に達した日以後における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童であつて、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者。	なし		対象外	県内の医療機関等	平成23年 8月診療分
青森県	五戸町	ひとり親 家庭等	82	ひとり親家庭の父又は母及び児童(18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童であつて、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者。	・児童…自己負担なし ・父又は母…保険医療機関等(薬局を除く)ごとに、1 月につき1,000円				
青森県	風間浦村	乳幼児・ 児童・生徒	81	乳幼児・児童・生徒(出生から中学校卒業の終期に達するまでの者)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成23年 10月診療分
青森県		ひとり親 家庭等	82	ひとり親家庭の父又は母及び児童(18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童であつて、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者	・児童は自己負担なし ・父又は母の医療費は、医療機関等ごとに1月につ き1,000円				
青森県	東北町	ひとり親 家庭等	82	ひとり親家庭の児童(18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童であつて、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者	なし				
青森県	五戸町	重度心身 障害者	80	次のア～ウいずれかの障害者手帳の交付を受けた者であつて、ア～ウ各号に規定する等級の手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満の者(ただし、平成16年9月30日以前に重度心身障害者医療費受給者となった者については、当該手帳交付時の年齢は問わない)。 ア.身体障害者手帳1～3級 (3級にあつては、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸いずれかの機能障害に限る) イ.愛護手帳「A」 ウ.精神障害者保健福祉手帳1級	受給者証記載の「一部負担金の割合」が 0割…自己負担なし 1割…総医療費の1割				
青森県	七戸町	ひとり親 家庭等	82	ひとり親家庭の児童(18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童であつて、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成23年 11月診療分
青森県	おいらせ町 (*)	乳幼児 ・子ども	81	*平成21年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (4歳未満→小学校就学の始期に達するまでに拡大) 小学校就学の始期に達するまでの者 (満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)					
青森県	鶴田町	乳幼児	81	0歳から小学校就学前の6歳までの者(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成23年 12月診療分
青森県		ひとり親	82	ひとり親家庭の児童(18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童であつて、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者					
青森県	蓬田村	ひとり親	82	ひとり親家庭の児童(18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童であつて、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者					
青森県	深浦町	乳幼児	81	0歳から小学校就学前までの者 (満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成23年 12月診療分
青森県		ひとり親	82	ひとり親家庭の児童(18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童であつて、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者					
青森県	つがる市	ひとり親	82	ひとり親家庭の児童(18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童であつて、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
青森県	中泊町	乳幼児	81	0歳から小学校就学前までの者 (満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)	なし		対象外		
青森県		ひとり親 家庭等	82	ひとり親家庭の児童(18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童であつて、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者					
青森県	六戸町	乳幼児	81	出生から満4歳に達する日の属する月の月末までの者 (各月の一日生まれは満4歳誕生日の前日までの者)					
青森県	大間町	子ども	81	0歳から中学校までの者 (満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)					
青森県		ひとり親 家庭等	82	ひとり親家庭等の児童(18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童であつて、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者					
青森県	三戸町	重度心身 障害者	80	1.身体障害者手帳1級、2級又は3級(3級にあつては、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能障害に限る) 2.愛護手帳「A」 3.精神障害者健康福祉手帳1級 4.前1.2.3については手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満である者及び平成16年9月30日以前に受給者証等の交付を受けた者とする。また、生活保護法による被保険者(停止中を除く)を除く。	・課税世帯は1割負担 ・非課税世帯は自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成24年 4月診療分	
青森県		乳幼児	81	出生から満4歳に達する日の属する月の月末までの者 (各月の一日生まれは満4歳誕生日の前日までの者)	なし	食事標準 負担額を助成			
青森県		ひとり親 家庭等	82	ひとり親家庭の児童(18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童であつて、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者	なし	食事標準 負担額を助成			
青森県	三沢市 (＊)	子ども	81	*平成20年10月診療分から受託している乳幼児医療について制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→15歳までに拡大) 0歳から15歳に達した日以後の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	対象外			
青森県	風間浦村 (＊)	ひとり親 家庭等医療費	82	*平成23年10月診療分から受託しているひとり親家庭等医療費について、対象者を縮小 (ひとり親家庭の父又は母及び児童並びに父母のない児童→ひとり親家庭の児童及び父母のない児童へ変更) ひとり親家庭の児童(18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童であつて、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者					
青森県	外ヶ浜町	乳幼児 ・ 児童	81	0歳から小学校卒業前までの者 (満12歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成24年 5月診療分
青森県	藤崎町 (＊)	乳幼児・子ども 医療費	81	*平成21年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大、また、食事療養費の負担額を変更 (4歳まで→12歳までに拡大) (食事療養費は助成対象外→食事標準負担額を助成に変更) 出生から中学校就学の始期に達するまでの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない)	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成24年 6月診療分
青森県	野辺地町	乳幼児 ・ 子ども	81	1.0歳から小学校就学前までの者(乳幼児) 2.小学校1年から中学校卒業(3年)の3月末までの者(子ども) 3.他の法令等による公費負担医療制度の対象となる者である場合、当該制度を優先して適用する 4.生活保護法の適用を受けている者は対象としない	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成24年 7月診療分
青森県	横浜町 (＊)	子ども	81	*平成23年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児・子ども医療について、制度名を変更し、対象年齢の拡大と入院の自己負担を変更、また、入院の所得制限を撤廃 (入院:就学前まで、入院外:12歳まで→入院・入院外ともに15歳までに拡大) (入院の自己負担額:4歳以上は500円/日→自己負担なし) (入院の所得制限:あり→なし) 1.入院・入院外ともに中学校卒業の終期に達するまでの者(中学校卒業の3月末までの者) 2.生活保護法の適用を受けている者は、対象としない					
青森県		ひとり親家庭等 医療費	82	*平成19年10月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、子ども医療の対象年齢拡大に伴い、対象者の変更 ひとり親家庭の父又は母及び児童(中学校卒業後の4月1日から18歳に達した日以降の3月31日までの者)並びに父母のない児童であつて、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者					
					・児童は自己負担なし ・父又は母の医療費は、保険医療機関等ごとに1月につき1,000円				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
青森県	田舎館村 板柳町	ひとり親 家庭等医療費	82	ひとり親家庭等の児童(18歳に達した日以後における最初の3月31日以前の者)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成24年 8月診療分
青森県	六戸町	ひとり親 家庭等医療費	82	ひとり親家庭等の児童(18歳に達した日以後における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童であって、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者。					
青森県	おいらせ町	ひとり親 家庭等医療費	82	ひとり親家庭の児童(18歳に達した日以後における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童であって、医療保険各法の被扶養者である者。 ただし、生活保護法の適用を受けている者を除く。					
青森県	平内町	ひとり親 家庭等医療費	82	ひとり親家庭の児童 (18歳に達した日以降における最初の3月31日までの者)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成24年 10月診療分
青森県	おいらせ町 (＊)	乳幼児 子ども	81	*平成23年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児・子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校就学の始期に達するまで→15歳までに拡大) 満15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者(中学校修了までの者) ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない					
青森県	六戸町	重度心身 障害者	80	1.身体障害者手帳1級、2級又は3級に該当する者(3級に該当する者にあつては、心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能の障害を有する者に限る。) 2.愛護手帳「A」に該当する者 3.精神障害者保健福祉手帳1級に該当する者 4.前1・2・3については、手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満である者及び平成16年9月30日以前に六戸町重度心身障害者医療費助成条例第4条の規定により受給者証等の交付を受けた者とする。また、生活保護法による被保護者(停止中を除く。)&及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条に規定する居住地特例の取扱いに準じ、病院・社会福祉施設等に入所等する前の居住地が青森県に属しない市区町村である者を除く。	課税世帯は1割負担 非課税世帯は自己負担なし		対象外	県内の 医療機関等	平成25年 1月診療分
青森県	今別町	乳幼児	81	0歳から4歳未満の乳幼児 (満4歳に達する日の属する月の月末までの者)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
青森県		ひとり親 家庭等	82	ひとり親家庭の児童(18歳に達した日以後における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童であって、医療保険各法の被扶養者である者 ただし、生活保護法の適用を受けている者を除く					
青森県	田舎館村	乳幼児	81	0歳から小学校就学前までの者 (満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで。ただし、生活保護法の適用を受けている者を除く)					
青森県	三戸町 (＊)	乳幼児	81	*平成24年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢の拡大 (満4歳まで→小学校就学前までに拡大) 0歳から小学校就学前までの者 (満6歳の誕生日後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成25年 7月診療分
青森県	外ヶ浜町 (＊)	乳幼児 ・ 児童	81	*平成24年5月診療分から受託している乳幼児・児童医療について対象年齢の拡大 (満12歳まで→満15歳までに拡大) 0歳から中学校卒業前までの者 (満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)	なし		対象外		
青森県	五戸町	乳幼児	81	0歳児から小学校就学前の6歳までの者 (満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない	なし		対象外	県内の 医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
青森県	今別町 （＊）	乳幼児・ 児童	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 （満4歳に達する日の属する月の月末まで→中学校卒業年度の3月31日まで） 0歳から中学校卒業年度の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成25年 7月診療分
青森県	藤崎町 （＊）	乳幼児・ 子ども	81	*平成24年6月診療分から助成内容を変更した乳幼児・子ども医療について、対象年齢を拡大 （12歳まで→中学校卒業までに拡大） 出生から中学校を卒業する日の属する月の末日までの間にある者	なし		食事標準 負担額を助成		
青森県	深浦町 （＊）	乳幼児	81	*平成23年12月診療分から受託した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （小学校就学前まで→中学校就学の始期までに拡大） 出生から中学校就学の始期に達するまでの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない）	なし		対象外		
青森県	青森市	重度心身 障害者	80	次の1～3のいずれかの障害者手帳の交付を受けた小学校卒業前までの者（満12歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで。ただし、生活保護法の適用を受けている者を除く。） 1.身体障害者手帳1級、2級及び3級（3級にあっては、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸の機能障害に限る。） 2.愛護手帳「A」 3.精神障害者保健福祉手帳1級	課税世帯は1割負担 非課税世帯は自己負担なし		対象外	県内の 医療機関等	平成25年 8月診療分
青森県		子ども	81	入 院：小学校卒業前までの者（満12歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで。ただし、生活保護法の適用を受けている者を除く。） 入院外：小学校就学前までの者（満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで。ただし、生活保護法の適用を受けている者を除く。）	なし				
青森県		ひとり親 家庭等	82	ひとり親家庭の児童及び父母のいない児童で、小学校卒業前までの者（満12歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで。ただし、生活保護法の適用を受けている者を除く。）	なし				
青森県	野辺地町	重度心身 障害者	80	1.身体障害者手帳1級、2級又は3級に該当する者（3級に該当する者にあっては、心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能の障害を有する者に限る。） 2.愛護手帳「A」に該当する者 3.精神障害者保健福祉手帳1級に該当する者 4.前途については、手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満である者及び平成16年9月30日以降に第4条の規定により受給者証等の交付を受けた者とする。また、生活保護法（停止中を除く。）及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条に規定する居住地特例の取扱いに準じ、病院・社会福祉施設に入所する前の居住地が青森県に属しない市区町村である者を除く。	課税世帯は1割負担 非課税世帯は自己負担なし		対象外	県内の 医療機関等	
青森県		ひとり親 家庭等	82	ひとり親家庭の父又は母及び児童（18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者）並びに父母のいない児童であって、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者。	児童は自己負担なし 父又は母の医療費は医療機関ごとに 1月につき1,000円 （薬局での自己負担なし）				
青森県	東北町 （＊）	乳幼児・小学生・ 中学生・高校生	81	*平成21年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児・小学生・中学生・高校生医療について、入院の対象年齢を拡大 （小学校就学前まで→高校生までに拡大） 入院・入院外ともに0歳から高校在学中の者（満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで） （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない）	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成26年 4月診療分
青森県	横浜町 （＊）	子ども	81	*平成24年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （中学校卒業まで→高校卒業までに拡大） 1. 入院・入院外ともに高校卒業の終期に達するまでの者（高校卒業の3月末までの者） 2. 生活保護法の適用を受けている者は、対象としない	なし		対象外	県内の 医療機関等	
青森県	板柳町 （＊）	乳幼児	81	*平成23年5月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （4歳まで→小学校就学前までに拡大） 0歳から小学校就学前までの者 （満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで） ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成26年 5月診療分
青森県	五戸町 （＊）	乳幼児等	81	*平成25年7月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、入院の対象年齢を拡大 （小学校就学前まで→中学校卒業までに拡大） 入 院：0歳から中学校を卒業する日の属する月の末日までの間にある者 入院外：0歳から小学校就学前の6歳までの者（満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで） （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない）	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成26年 7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
青森県	三沢市	ひとり親家庭等	82	ひとり親家庭等の児童(18歳に達した日以後における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童であって、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者。	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成26年 8月診療分
青森県	階上町	乳幼児	81	0歳から小学校就学前までの者(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者を除く)	なし				
青森県		ひとり親家庭等	82	ひとり親家庭等の児童(18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童であって、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者。	なし				
青森県	黒石市	乳幼児	81	0歳から小学校就学前までの者 (満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで。ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない。)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成26年 10月診療分
青森県		ひとり親家庭等	82	ひとり親家庭等の児童 (18歳に達した日以後における最初の3月31日以前の者)	なし		対象外		
青森県	東北町	重度心身障害者	80	1.身体障害者手帳1級、2級又は3級に該当する者(3級に該当する者にあつては、心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能の障害を有する者に限る。) 2.愛護手帳「A」に該当する者 3.精神障害者保健福祉手帳1級に該当する者 4.前1・2・3については、手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満である者及び平成16年9月30日以前に第4条の規定により受給者証等の交付を受けた者とする。また、生活保護法による被保護者(停止中を除く。)及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条に規定する居住地特例の取り扱いに準じ、病院・社会福祉施設等に入所等する前の居住地が青森県に属しない市区町村であるものを除く。	課税世帯は1割負担 非課税世帯は自己負担なし		対象外		
青森県	三戸町 (＊)	ひとり親家庭等	82	*平成24年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、食事標準負担額の助成内容を変更(食事標準負担額を助成→助成対象外に変更) ひとり親家庭の児童(18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者)並びに父母のいない児童であつて、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者	なし		対象外		
青森県	平川市 (＊)	乳幼児	81	*平成23年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (4歳まで→6歳までに拡大) 0歳児から小学校就学前の6歳児(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成26年 11月診療分
青森県	六戸町 (＊)	乳幼児 子ども	81	*平成24年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (4歳まで→中学校卒業までに拡大) 出生から中学校卒業年度の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成27年 2月診療分
青森県	五所川原市	乳幼児	81	0歳から小学校就学前の6歳までの者 (満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成27年 4月診療分
青森県	田子町	乳幼児・子ども	81	0歳から中学校卒業年度の3月31日までの間にある者 田子町在住で青森県立田子高等学校に在学中の者	なし		対象外		
青森県		ひとり親家庭等	82	ひとり親家庭等の児童 (18歳に達した日以降における最初の3月31日までの者)			対象外		
青森県	中泊町 (＊)	乳幼児・子ども	81	*平成24年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→中学校卒業前までに拡大) 0歳から中学校卒業前までの者 (満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)	なし		対象外	県内の 医療機関等	
青森県	鶴田町 (＊)	乳幼児・子ども	81	*平成23年11月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→小学校卒業前までに拡大) 0歳から小学校卒業前までの者 (満12歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
青森県	外ヶ浜町	ひとり親家庭等医療	82	ひとり親家庭の児童(18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者)並びに父母のいない児童であつて、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成27年5月診療分
青森県	南部町	重度心身障害者医療	80	1. 身体障害者手帳1級、2級又は3級に該当する者(3級に該当する者にあつては、心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能の障害を有する者に限る。) 2. 愛護手帳「A」に該当する者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級に該当する者 4. 前述については、手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満である者及び平成16年9月30日以前に第4条の規定により受給者証等の交付を受けた者とする。また、生活保護法による被保護者(停止中を除く。)及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条に規定する居住地特例の取扱いに準じ、病院・社会福祉施設等に入所等する前の居住地が青森県に属しない市区町村である者を除く。	・課税世帯は1割負担 ・非課税世帯は自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	平成27年6月診療分
青森県	南部町	乳幼児医療 子ども医療	81	*0歳から中学校卒業の3月末までの者	なし		対象外	県内の医療機関等	
青森県		ひとり親家庭等医療費	82	*ひとり親家庭の児童または父母のいない児童 (18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者)					
青森県	青森市 (*)	重度心身障害者医療費	80	*平成25年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大 (小学校卒業前までの者→中学校3年生までに拡大) *以下のいずれかの手帳保持者で中学校3年生までの者。ただし、生活保護法の適用者を除く。 1.身体障害者手帳1級、2級及び3級(3級にあっては、心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸の機能障害に限る) 2.愛護手帳A 3精神障害者保健福祉手帳1級	課税世帯は1割負担 非課税世帯は自己負担なし				
青森県		子ども医療	81	*平成25年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (入院は小学校卒業前までの者、入院外は小学校就学前までのもの→中学校3年生までに拡大) 中学校3年生までの者。ただし、生活保護法の適用者を除く。	なし				
青森県		ひとり親家庭等医療費	82	*平成25年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大 (小学校卒業前までの者→中学校3年生までに拡大) *以下のいずれかに該当する者で中学校3年生までの者。ただし、生活保護法の適用者を除く。 1.ひとり親家庭の児童(15歳に達した日以後最初の3月31日まで) 2.父母のいない児童(15歳に達した日以後最初の3月31日まで) 3.父又は母が重度心身障害者の家庭の児童(15歳に達した日以後最初の3月31日まで)	なし				
青森県	階上町 (*)	乳幼児・子ども医療費	81	*平成26年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (小学生就学前までの者→中学校就学時までに拡大) 0歳から満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない。)	なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
青森県	鯺ヶ沢町	子ども医療	81	0歳から小学校卒業前までの者 (満12歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成27年 9月診療分
青森県		ひとり親家庭 等医療費	82	ひとり親家庭の児童(18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童であつて、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者					
青森県	三沢市	重度心身 障害者医療費	80	1.身体障害者手帳1級、2級又は3級(3級にあつては、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能障害に限る。) 2.愛護手帳「A」 3.精神障害者保健福祉手帳1級 4.前1・2・3については、手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満である者及び平成16年9月30日以前に受給者証等の交付を受けた者とする。また、生活保護法による被保険者(停止中を除く。)を除く。	課税世帯は1割負担 非課税世帯は自己負担なし		対象外	県内の 医療機関等	平成27年 10月診療分
青森県	大鰐町	重度心身 障害者医療	80	1.身体障害者手帳1級、2級又は3級(3級にあつては、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能障害に限る) 2.愛護手帳「A」 3.精神障害者健康福祉手帳1級 4.前1.2.3については手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満である者及び平成16年9月30日以前に受給者証等の交付を受けた者とする。 また、生活保護法による被保険者(停止中を除く)を除く。	課税世帯は1割負担 非課税世帯は自己負担なし				
青森県		乳幼児医療	81	0歳から小学就学前の6歳までの者 (満6歳の誕生日後の3月31日受診分まで)	なし				
青森県		ひとり親 家庭等医療	82	ひとり親家庭の児童(18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童であつて、医療保険法の被保険者又は被扶養者である者	なし				
青森県	三戸町 (＊)	乳幼児等 医療	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大、また、食事療養費の負担額を変更 (小学校就学前まで→中学校卒業前までに拡大) (食事標準負担額を助成→助成対象外に変更) 0歳から中学校卒業前までの者 (満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)	なし				
青森県	板柳町 (＊)	乳幼児医療費 子ども医療費	81	*平成26年5月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→小学校卒業前までに拡大) 0歳から小学校卒業前までの者 (満12歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成28年 4月診療分
青森県	田舎館村 (＊)	乳幼児 子ども	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→中学校卒業まで拡大) 0歳から中学校卒業までの者 (満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない。)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成28年 6月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
青森県	西目屋村	こども	81	0歳から高校卒業までの者 (満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成28年 7月診療分
青森県		ひとり親 家庭等医療	82	ひとり親家庭等の児童 (満18歳に達した日以後における最初の3月31日以前の者)					
青森県	十和田市	ひとり親 家庭等医療費	82	ひとり親家庭の児童(18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童であつて、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成28年 8月診療分
青森県	五戸町 (＊)	乳幼児等	81	*平成26年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→中学校卒業までに拡大) 0歳から中学校を卒業する日の属する月の末日までの間にある者 (ただし、生活保護の適用を受けている者は対象としない)	なし				
青森県	十和田市	子ども	81	0歳から中学校卒業前までの者 (満15歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成28年 9月診療分
青森県	十和田市	重度心身 障害者医療	80	1.身体障害者手帳1級、2級又は3級(3級にあっては心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能障害に限る) 2.愛護手帳「A」 3.精神障害者保健福祉手帳1級 4.前1.2.3については手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満である者及び平成16年9月30日以前に受給者証等の交付を受けた者とする。また、生活保護法による被保護者(停止中の者を除く)を除く。	課税世帯は1割負担 非課税世帯は自己負担なし		対象外	県内の 医療機関等	平成28年 10月診療分
青森県	鯉ヶ沢町 (＊)	子ども	81	*平成27年9月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校卒業前まで→中学校卒業までに拡大) 0歳から中学校卒業まで者 (満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成29年 4月診療分
青森県	外ヶ浜町 (＊)	乳幼児 児童	81	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児・児童医療について、対象年齢を拡大 (中学校卒業前まで→高校卒業までに拡大) 0歳から高校卒業までの者 (満18歳の誕生日後の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない。)					
青森県	佐井村 (＊)	乳幼児 児童	81	*平成23年4月診療分から受託している乳幼児・児童医療について、対象年齢を拡大 (中学校卒業の終期に達するまで→高校卒業までに拡大) 0歳から高校卒業までの者 (満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
青森県	平川市（＊）	子ども	81	*平成26年11月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（小学校就学前まで→小学校卒業前までに拡大） 0歳から小学校卒業前までの者（満12歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで） （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない。）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成29年8月診療分
青森県	弘前市	子ども	81	0歳から中学校卒業前までの者（満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成29年10月診療分
青森県	七戸町	重度心身障害者医療	80	1.身体障害者手帳1級2級又は3級（3級にあつては心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能障害に限る） 2.愛護手帳「A」 3.精神障害者保健福祉手帳1級 4.前1.2.3については手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満である者及び平成16年9月30日以前に受給者証等の交付を受けた者とする。また、生活保護法による被保護者（停止中の者を除く。）及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条に規定する居住地特例の取扱いに準じ、病院・社会福祉施設等に入所等する前の居住地が青森県に属しない市区町村である者を除く。	課税世帯は1割負担 非課税世帯は自己負担なし				
青森県	深浦町（＊）	子ども	81	*平成25年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（中学校就学の始期まで→中学校卒業までに拡大） 0歳から中学校卒業までの者（ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年4月診療分
青森県	八戸市	乳幼児等医療費	81	入 院：0歳から高校卒業前までの者（18歳に到達する日以後の最初の3月31日まで） 入院外：0歳から小学校就学前の6歳までの者（満6歳の誕生日後の3月31日受診分まで）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成30年1月診療分
青森県		ひとり親家庭等医療費	82	ひとり親家庭の児童（18歳に到達する日以後の最初の3月31日まで）					
青森県	新郷村	乳幼児等医療費	81	0歳から中学校卒業前までの者（満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成30年4月診療分
青森県		ひとり親家庭等医療費	82	ひとり親家庭の児童（18歳に到達する日以後の最初の3月31日まで）					
青森県	深浦町（＊）	子ども	81	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（中学校卒業まで→高校卒業前までに拡大） 0歳から高校卒業前までの者（満18歳の誕生日後の3月31日受診分まで） （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない）					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
青森県	大鰐町（＊）	子ども	81	*平成27年10月診療分から受託している子ども医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大（小学校就学前まで→中学校卒業前までに拡大） 0歳から中学校卒業前までの者 （満15歳の誕生日後の3月31日受診分まで）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成30年4月診療分
青森県	中泊町（＊）	乳幼児・子ども	81	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児・子ども医療について、対象年齢を拡大（中学校卒業前まで→高校卒業前まで） 0歳から高校卒業前までの者 （満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで） （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない）					
青森県	平川市（＊）	子ども	81	*平成29年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（小学校卒業前まで→中学校卒業前までに拡大） 0歳から中学校卒業前までの者 （満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで） （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない。）					
青森県	板柳町（＊）	乳幼児・子ども	81	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大（小学校卒業前まで→中学校卒業前までに拡大） 0歳から中学校卒業前までの者 （満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで） （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない。）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成30年6月診療分
青森県	平川市（＊）	ひとり親家庭等	82	*平成23年8月診療分から受託しているひとり親家庭等について、対象者を拡大（ひとり親家庭の児童（18歳に達した日以後における最初の3月31日以前の者）並びに父母のいない児童→ひとり親家庭の父又は母及び児童（18歳に達した日以後における最初の3月31日以前の者）並びに父母のいない児童） ひとり親家庭の父又は母及び児童（18歳に達した日以後における最初の3月31日以前の者）並びに父母のいない児童であって、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者	・児童は自己負担なし ・父又は母の医療費は、医療機関ごとに1月につき1,000円（薬局での自己負担なし）		対象外	県内の医療機関等	平成30年8月診療分
青森県	階上町	重度心身障害者	80	1.身体障害者手帳1級、2級又は3級（3級にあっては心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸の機能障害に限る） 2.療育（愛護）手帳「A」 3.精神障害者保健福祉手帳1級 4.前1.2.3については手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満である者及び平成16年9月30日以前に受給者証等の交付を受けた者とする。また、生活保護法による被保護者（停止中の者を除く。）及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条に規定する居住地特例の取扱いに準じ、病院・社会福祉施設等に入所する前の居住地が青森県に属しない市区町村である者を除く。	課税世帯は1割負担 非課税世帯は自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	平成30年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
青森県	南部町（＊）	乳幼児・子ども	81	*平成27年8月診療分から受託している乳幼児・子ども医療費について、対象年齢を拡大（中学校卒業の3月末までの者→高校卒業の3月末までの者に拡大） *0歳から高校卒業の3月末までの者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成30年10月診療分
青森県	八戸市（＊）	子ども	81	*平成30年1月診療分から受託している乳幼児等医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大（入院外：小学校就学前の6歳までの者→中学校卒業前までの者に拡大） 入 院：0歳から高校卒業前までの者（18歳に到達する日以後の最初の3月31日まで） 入院外：0歳から中学校卒業前までの者（満15歳の誕生日後の3月31日受診分まで）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成31年1月診療分
青森県	東通村	乳幼児・子ども	81	0歳から中学校卒業前までの者（満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成31年4月診療分
青森県		ひとり親家庭等	82	ひとり親家庭等の児童（18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者）	なし		対象外	県内の医療機関等	
青森県	五所川原市	ひとり親家庭等	82	ひとり親家庭等の児童（18歳に達した日以後における最初の3月31日以前の者）	なし		対象外	県内の医療機関等	令和元年8月診療分
青森県	五所川原市（＊）	子ども	81	*平成27年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、入院の対象年齢を拡大（入院：小学校就学前の6歳までの者→中学校卒業前までの者に拡大） 入 院：0歳から中学校卒業前までの者（満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで） 入院外：0歳から小学校就学前の6歳までの者（満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで）	なし		対象外	県内の医療機関等	令和元年10月診療分
青森県	藤崎町（＊）	ひとり親	82	*平成21年4月診療分から受託しているひとり親医療について、食事療養費の助成内容を変更（対象外→食事標準負担額を助成） ひとり親家庭の児童（18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者）並びに父母のない児童であって、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成30年11月診療分
青森県	つがる市（＊）	乳幼児及びすこやか	81	*平成23年4月診療分から受託している乳幼児及び子ども医療費について、制度名を変更（乳幼児及び子ども→乳幼児及びすこやか） 0歳児から15歳までの者（満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで）	なし		対象外	県内の医療機関等	令和2年4月診療分
青森県	蓬田村（＊）	乳幼児児童	81	*平成22年9月診療分から受託している乳幼児・児童医療について、対象年齢を拡大（中学校卒業の終期に達するまでの者→高校卒業前までの者） 0歳から高校卒業前までの者（満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで） （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし		対象外	県内の医療機関等	令和2年4月診療分
青森県	今別町（＊）	乳幼児・子ども	81	*平成25年7月診療分から受託している乳幼児・児童医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大（中学校卒業年度の3月31日まで→高校卒業前まで） 0歳から高校卒業前までの者（満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで）	なし		対象外	県内の医療機関等	令和2年4月診療分
青森県	三戸町（＊）	乳幼児等医療	81	*平成27年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、対象年齢を拡大（中学校卒業前まで→高校卒業前まで） 0歳から高校卒業前までの者（満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで） （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない。）	なし		対象外	県内の医療機関等	令和2年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
青森県	むつ市	ひとり親家庭等	82	ひとり親家庭等の児童 (18歳に達した日以後における最初の3月31日以前の者)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
青森県	五所川原市 (*)	子ども	81	*令和元年10月診療分から受託している子ども医療費について、外来の対象年齢を拡大 (外来:小学校就学前の6歳までの者→中学校卒業前までの者) 入院:外来ともに、0歳から中学校卒業前までの者(満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
青森県	鶴田町 (*)	乳幼児・子ども	81	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児・子ども医療費について、対象年齢を拡大 (小学校卒業前までの者→中学校卒業前までの者) 0歳から中学校卒業前までの者(満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 10月診療分
青森県	平内町 (*)	乳幼児・子ども医療費	81	*平成23年4月診療分から受託している乳幼児・子ども医療費について対象年齢を拡大。 (15歳→18歳) 0歳児から18歳までの者(満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
青森県	黒石市 (*)	乳幼児	81	*平成26年10月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (0歳から6歳までの者→0歳から15歳までの者) 0歳から中学校卒業前までの者 (満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで。ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない。)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
青森県	板柳町 (*)	乳幼児・子ども医療費	81	*平成30年6月診療分から助成内容を変更した乳幼児・子ども医療費について対象年齢を拡大。 (中学校卒業前まで→高校卒業前までの者) 0歳児から高校卒業前までの者(満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) ただし、生活保護法の適用を受けているものは対象としない。	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 6月診療分
青森県	大間町 (*)	子ども	81	*平成24年4月診療分から受託している子ども医療について、食事療養費の助成内容を変更 (対象外→食事標準負担額を助成に変更) 0歳から中学校までの者 (満15歳の誕生日後の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない)	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和3年 6月診療分
青森県	つがる市 (*)	ひとり親家庭等医療費	82	*平成23年12月診療分から受託しているひとり親家庭等医療費について対象者を拡大。 (ひとり親家庭の父または母を追加) ひとり親家庭の父または母及び児童(18歳に達した日以降における最初の3月31日以前の者)並びに父母のない児童	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 8月診療分
青森県	藤崎町 (*)	子ども医療	81	*平成25年7月診療分から助成内容を変更している乳幼児・子ども医療について、制度名を変更。(乳幼児・子ども医療→子ども医療) 出生から中学校を卒業する日の属する月の末日までの間にある者	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年 1月診療分
青森県	黒石市	重度心身障害者医療	80	1.身体障害者手帳1級、2級又は3級(3級にあっては心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸の機能障害に限る) 2.療育(愛護)手帳「A」 3.精神障害者保健福祉手帳1級 4.前1.2.3については手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満である者及び平成16年9月30日以前に受給者証等の交付を受けた者とする。また、生活保護法による被保護者(停止中の者を除く。)及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条に規定する居住地特例の取扱いに準じ、病院・社会福祉施設等に入所等する前の居住地が青森県に属しない市区町村である者を除く。	課税世帯は1割負担 非課税世帯は自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 2月診療分
青森県	弘前市	ひとり親家庭等医療	82	ひとり親家庭等の児童 (18歳に達した日以後における最初の3月31日以前の者)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 4月診療分
青森県	田子町	重度心身障害者医療	80	1.身体障害者手帳1級、2級又は3級(3級にあっては心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸の機能障害に限る) 2.療育(愛護)手帳「A」 3.精神障害者保健福祉手帳1級 4.前1.2.3については手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満である者及び平成16年9月30日以前に受給者証等の交付を受けた者とする。また、生活保護法による被保護者(停止中の者を除く。)及び高齢者の医療の確保に関する法律第55条に規定する居住地特例の取扱いに準じ、病院・社会福祉施設等に入所等する前の居住地が青森県に属しない市区町村である者を除く。	課税世帯は1割負担 非課税世帯は自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 4月診療分
青森県	大鰐町 (*)	子ども医療	81	*平成30年4月診療分から助成内容を変更している子ども医療について対象者を拡大。 (中学校卒業前まで→高校卒業前までに拡大) 0歳から高校卒業前までの者 (満18歳の誕生日後の3月31日受診分まで)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 4月診療分
青森県	鶴田町 (*)	乳幼児・子ども医療費	81	*令和2年10月診療分から助成内容を変更している乳幼児・子ども医療について対象者を拡大。 (中学校卒業前まで→高校卒業前までに拡大) 0歳から高校卒業前までの者 (満18歳の誕生日後の3月31日受診分まで)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 6月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
青森県	六ヶ所村（＊）	乳幼児等医療費	81	*平成23年4月診療分から受託している乳幼児等医療について対象者を拡大。 （中学校卒業前まで→高校卒業前までに拡大） 0歳から高校卒業前までの者 （満18歳の誕生日後の3月31日受診分まで）	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年4月診療分
青森県	十和田市（＊）	子ども医療費	81	*平成28年9月診療分から受託している子ども医療について対象者を拡大。 （中学校卒業前まで→高校卒業前までに拡大） 0歳から高校卒業前までの者 （満18歳の誕生日後の3月31日受診分まで）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
青森県	つがる市（＊）	乳幼児及びすこやか	81	*令和2年4月診療分から受託内容を変更している乳幼児及びすこやか医療について対象年齢を拡大。 （15歳まで→18歳までに拡大） 0歳から18歳までの者 （満18歳の誕生日後の3月31日受診分まで）	なし	なし	対象外	県内の医療機関	令和5年4月診療分
青森県	むつ市（＊）	子ども	81	*平成23年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大。 （6歳まで→18歳までに拡大） 0歳から18歳までの者 （満18歳の誕生日後の3月31日受診分まで）	なし	なし	対象外	県内の医療機関	令和5年4月診療分
青森県	階上町（＊）	乳幼児・子ども	81	*平成27年8月診療分から受託内容を変更している乳幼児・子ども医療について対象年齢を拡大。 （中学校卒業前まで→高校卒業前までに拡大） 0歳から高校卒業前までの者 （満18歳の誕生日後の3月31日受診分まで）	なし	なし	対象外	県内の医療機関	令和5年4月診療分
青森県	弘前市（＊）	子ども	81	*平成29年10月診療分から受託している子ども医療について対象者を拡大。 （中学校卒業前まで→高校卒業前までに拡大） 0歳から高校卒業前までの者 （満18歳の誕生日後の3月31日受診分まで）	なし	なし	対象外	県内の医療機関	令和5年4月診療分
青森県	黒石市（＊）	子ども	81	*令和3年4月診療分から受託内容を変更している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大。 （15歳まで→18歳までに拡大） 0歳から18歳までの者 （満18歳の誕生日後の3月31日受診分まで）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
青森県	三沢市（＊）	子ども	81	*平成24年4月診療分から助成内容を変更している子ども医療について対象者を拡大。 （中学校卒業前まで→高校卒業前までに拡大） 0歳から高校卒業前までの者 （満18歳の誕生日後の3月31日受診分まで） （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年7月診療分
青森県	五所川原市（＊）	子ども	81	*令和2年8月診療分から助成内容を変更している子ども医療について対象者を拡大。 （中学校卒業前まで→高校卒業前までに拡大） 0歳から高校卒業前までの者 （満18歳の誕生日後の3月31日受診分まで）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
青森県	東通村（＊）	乳幼児・子ども	81	*平成31年4月診療分から受託している乳幼児・子ども医療について対象者を拡大。 （中学校卒業前まで→高校卒業前までに拡大） 0歳から高校卒業前までの者 （満18歳の誕生日後の3月31日受診分まで）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
青森県	七戸町（＊）	ひとり親家庭等	82	*平成23年10月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について対象者を拡大。 （児童→父又は母及び児童に拡大） （ひとり親家庭の児童（18歳に達した日以後における最初の3月31日以前の者）並びに父母のない児童→ひとり親家庭の父又は母及び児童（18歳に達した日以後における最初の3月31日以前の者）並びに父母のない児童） ひとり親家庭の父又は母及び児童（18歳に達した日以後における最初の3月31日以前の者）並びに父母のない児童であって、医療保険各法の被保険者又は被扶養者である者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
青森県	平川市（＊）	子ども	81	*平成30年4月診療分から助成内容を変更している子ども医療について対象者を拡大。 （中学校卒業前まで→18歳までに拡大） 0歳から18歳までの者 （満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで） （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない。）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年9月診療分
青森県	鰺ヶ沢町（＊）	子ども	81	*平成29年4月診療分から受託内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （中学校卒業前まで→高校卒業前までに拡大） 0歳から高校卒業前までの者 （満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
青森県	田舎館村（＊）	乳幼児・子ども	81	＊平成28年6月診療分から受託内容を変更した乳幼児・子ども医療について、対象年齢を拡大（中学校卒業前まで→高校卒業前までに拡大） 0歳から高校卒業前までの者（満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで） （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年4月診療分
青森県	風間浦村（＊）	乳幼児・児童・生徒	81	＊平成23年10月診療分から受託している乳幼児・児童・生徒医療について、対象年齢を拡大（中学校卒業前まで→18歳までに拡大） 0歳から18歳までの者（満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年4月診療分
青森県	おいらせ町（＊）	乳幼児・子ども	81	＊平成24年10月診療分から受託内容を変更した乳幼児・子ども医療について、対象年齢を拡大（中学校卒業前まで→高校卒業前までに拡大） 0歳から高校卒業前までの者（満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで） （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年4月診療分
青森県	大間町（＊）	子ども	81	＊令和3年6月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（中学校まで→18歳までに拡大） 0歳から18歳までの者（満18歳の誕生日後の3月31日受診分まで） （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない）	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年4月診療分
青森県	藤崎町（＊）	子ども医療	81	＊令和4年1月診療分から制度名を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（中学校卒業前まで→18歳までに拡大） 0歳から18歳までの者（満18歳の誕生日後の3月31日受診分まで）	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年4月診療分
青森県	佐井村（＊）	子ども医療	81	＊平成29年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児・児童医療について、制度名を変更（乳幼児・児童→子ども） 0歳から18歳までの者※高校在学要件を排除（満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年4月診療分
青森県	青森市（＊）	子ども	81	＊平成27年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（中学校3年生まで→高校3年生までに拡大） 高校3年生までの者。ただし、生活保護法の適用者を除く。	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年10月診療分
青森県	青森市（＊）	ひとり親家庭等	82	＊平成27年8月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大（中学校3年生まで→高校3年生までに拡大） ＊以下のいずれかに該当する者で高校3年生までの者。ただし、生活保護法の適用者を除く。 1. ひとり親家庭の児童（18歳に達した日以後最初の3月31日まで） 2. 父母のいない児童（18歳に達した日以後最初の3月31日まで） 3. 父又は母が重度心身障害者の家庭の障害者でない父又は母及び児童（18歳に達した日以後最初の3月31日まで）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年10月診療分
青森県	野辺地町（＊）	乳幼児・子ども	81	＊平成24年7月診療分から受託している乳幼児・子ども医療について、対象年齢を拡大（中学校卒業（3年）の3月末まで→18歳到達の年度末までに拡大） 1.0歳から小学校就学前までの者（乳幼児） 2.小学校1年から18歳到達の年度末までの者（子ども） 3.他の法令等による公費負担医療制度の対象となる者である場合、当該制度を優先して適用する 4.生活保護法の適用を受けている者は対象としない	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年10月診療分
青森県	八戸市（＊）	子ども	81	＊平成31年1月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（入院外：中学校卒業前までの者→高校卒業前までの者に拡大） 0歳から高校卒業前までの者（18歳に到達する日以後の最初の3月31日まで）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
青森県	青森市	重度心身障害者	80	＊平成27年8月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、子ども医療の所得制限撤廃及び対象年齢拡大に伴い、「80020019」の取扱い終了				令和6年9月診療分までの取扱い	
青森県	六戸町 （＊）	乳幼児・ 子ども	81	出生から高校卒業年度の3月31日までの間にある者 （年齢：中学校卒業まで→高校卒業までに拡大）	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分
青森県	七戸町 （＊）	乳幼児・ 子ども	81	18歳までの者（満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで） （年齢：15歳まで→18歳までに拡大）	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
宮城県	仙台市	子ども	83	0歳から未就学児(6歳到達年度末)まで (生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年12月診療分
宮城県	仙台市	子ども	83	小学校1年生から中学校3年生(15歳到達年度末)まで (生活保護法の適用を受けている者は対象外)	1回の入院につき10日目までは1日500円(11日目以降はなし)	初診時500円 再診時なし ※調剤は初診時自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年12月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
秋田県	県内 各市町村	高齢者 身体障害者	72	65歳以上の身障手帳4～6級所持者 *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成22年 8月診療分
秋田県		重度心身 障害(児)者	73	身障手帳1～3級所持者又は療育手帳(A)所持者 *訪問看護は対象外	なし				
秋田県		乳幼児	74	6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童 *訪問看護は対象外	・0歳児及び住民税非課税世帯 自己負担なし ・上記以外の乳幼児 自己負担分の1/2 (上限:1レセプト 1,000円/月)				
秋田県		ひとり親 (母子)	75	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童 *訪問看護は対象外	なし				
秋田県		ひとり親 (父子)	76						
秋田県	秋田市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 入 院:0歳から未就学児 入院外:0歳から1歳 *訪問看護は対象外	・0歳 自己負担なし ・1歳以上 自己負担分の1/2 (上限:1レセプト 1,000円/月)				
秋田県	潟上市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 入 院:0歳から未就学児 入院外:0歳から2歳に達した最初の3月31日までの者 *訪問看護は対象外					
秋田県	能代市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 入 院:0歳から未就学児 入院外:第3子以降の0歳から未就学児 *訪問看護は対象外					
秋田県	仙北市 八郎潟町 大潟村	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ *訪問看護は対象外					
秋田県	由利本荘市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 小学3年生までの児童 *訪問看護は対象外	なし				
秋田県	にかほ市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 小学6年生までの児童 *訪問看護は対象外	なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
秋田県	北秋田市 湯沢市 横手市 小坂町 藤里町 三種町 八峰町 東成瀬村 美郷町	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成22年 8月診療分
秋田県	大仙市	乳幼児 (県の事業の) の拡大部分	80	県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 小学校6年生まで *市が定める所得制限あり *訪問看護は対象外	なし				
秋田県	男鹿市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 入 院:0歳から未就学児 入院外:0歳から2歳 *訪問看護は対象外	なし				
秋田県	五城目町 羽後町	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	県の基準により自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ *訪問看護は対象外	なし				
秋田県	井川町	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	県基準の乳幼児医療の受給資格を有していない者で、小学校1年生から6年生までの児童の歯科受診 *訪問看護は対象外	なし				
秋田県	大館市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 入 院:0歳から未就学児 入院外:0歳から2歳 *訪問看護は対象外	・0歳 自己負担なし ・1歳以上 自己負担分の1/2 (上限:1レセプト 1,000円/月)				
秋田県		ひとり親 (県の事業の 上乗せ分)		県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ *訪問看護は対象外	なし				
秋田県	上小阿仁村	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ *訪問看護は対象外	なし				
秋田県		高齢身体障害者 (県の事業の 上乗せ分)		対象年齢無しの身障手帳4～6級所持者 *訪問看護は対象外	自己負担分の1/2 (上限:1レセプト 1,000円/月)				
秋田県	大潟村 (＊)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象者を拡大し、自己負担額を変更 (県の基準の所得制限者のみ→県の基準により自己負担額が発生する者に対しても医療費の助成を実施) (1歳以上は一部負担金の1/2を自己負担→自己負担額なし) 県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成23年 8月診療分
秋田県	羽後町 (＊)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象者を拡大 (県の基準により自己負担額が発生する者のみ→県の基準の所得制限者に対しても医療費の助成を実施) 県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ *訪問看護は対象外	なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
秋田県	12市町村 ※1	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	81	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、新たに法別番号を設定 県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ(小学6年生まで) *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成24年 8月診療分
秋田県	美郷町	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	81	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、新たに法別番号を設定 県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 0歳から未就学児 *訪問看護は対象外	なし				
秋田県	県内 各市町村 (秋田市及び 由利本荘市 除く) (*)	乳幼児	74	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→小学生までに拡大) 乳幼児及び小学校修了年度の3月31日までの間にある児童 *訪問看護は対象外	・0歳児及び住民税非課税世帯 自己負担なし ・上記以外の乳幼児及び小学生 自己負担分の1/2 (上限:1レセプト 1,000円/月)				
秋田県	由利本荘市 (*)	乳幼児	74	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→小学生までに拡大) 乳幼児及び小学校修了年度の3月31日までの間にある児童 *訪問看護は対象外	・0歳児、住民税非課税世帯及び小学4年生から6年生の入院 自己負担なし ・上記以外の乳幼児及び小学生 自己負担分の1/2 (上限:1レセプト 1,000円/月)	・0歳児及び住民税非課税世帯 自己負担なし ・上記以外の乳幼児及び小学生 自己負担分の1/2 (上限:1レセプト 1,000円/月)			
秋田県	大館市 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、入院の対象年齢を拡大 (未就学児→小学生までに拡大) 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 入 院:0歳から小学6年生 入院外:0歳から2歳 *訪問看護は対象外	・0歳—自己負担なし ・1歳以上—自己負担分の1/2 (上限:1レセプト 1,000円/月)				
秋田県	潟上市 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (入院:未就学児、入院外:2歳まで→入院・入院外ともに小学生までに拡大) 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ(小学6年生まで) *訪問看護は対象外	・0歳—自己負担なし ・1歳以上—自己負担分の1/2 (上限:1レセプト 1,000円/月)				
秋田県	大仙市 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象者を変更 (県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者→県の基準の所得制限者のみに変更) 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ(小学6年生まで) *市が定める所得制限あり *訪問看護は対象外	なし				
秋田県	北秋田市 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象者を変更し、対象年齢を拡大、また患者負担額を変更 (県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者→県の基準の所得制限者のみに変更) (6歳まで→中学生3年生までに拡大) (患者負担額なし→中学生の入院外のみ患者負担ありに変更) 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 中学3年生まで *訪問看護は対象外	なし	・小学生—自己負担なし ・中学生—自己負担分の1/2 (上限:1レセプト 1,000円/月)			
秋田県	湯沢市 横手市 (*)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→小学生までに拡大) 県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ(小学6年生まで) *訪問看護は対象外	なし				

※1 大仙市、北秋田市、男鹿市、小坂町、上小阿仁村、藤里町、五城目町、大湯村、羽後町、東成瀬村、三種町、八峰町

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
秋田県	男鹿市 (＊)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象者を変更し、対象年齢を拡大 (県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者→県の基準の所得制限者のみに変更) (入院:未就学児まで→小学生まで、入院外:2歳まで→未就学児までに拡大) 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 入 院:0歳から小学6年生 入院外:0歳から未就学児 *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成24年 8月診療分
秋田県	仙北市 八郎潟町 (＊)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→小学生までに拡大) 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ(小学6年生まで) *訪問看護は対象外	・0歳一自己負担なし ・1歳以上一自己負担分の1/2 (上限:1レセプト 1,000円/月)				
秋田県	小坂町 東成瀬村 三種町 (＊)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象者を変更し、対象年齢を拡大 (県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者→県の基準の所得制限者のみに変更) (6歳まで→中学3年生までに拡大) ・県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ(小学6年生まで) ・県の基準の対象年齢を拡大 中学1年生から中学3年生まで *訪問看護は対象外	なし				
秋田県	上小阿仁村 (＊)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象者を変更し、対象年齢を拡大 (県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者→県の基準の所得制限者のみに変更) (6歳まで→小学生までに拡大) 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ(小学6年生まで) *訪問看護は対象外	なし				
秋田県	藤里町 八峰町 (＊)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象者を変更し、対象年齢を拡大 (県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者→県の基準の所得制限者のみに変更) (6歳まで→小学生までに拡大) 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ(小学6年生まで) *訪問看護は対象外	なし				
秋田県	五城目町 (＊)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象者を変更し、対象年齢を拡大 (県の基準の自己負担額が発生する者→県の基準の所得制限者に変更) (6歳まで→小学生までに拡大) 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ(小学6年生まで) *訪問看護は対象外	なし				
秋田県	井川町 (＊)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を変更 (小学1年生から6年生まで→中学1年生から中学3年生までに変更) 県基準の乳幼児医療の受給資格を有していない者で、中学1年生から中学3年生までの生徒の歯科受診 *訪問看護は対象外	なし				
秋田県	大潟村 羽後町 (＊)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成23年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象者を変更し、対象年齢を拡大 (県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者→県の基準の所得制限者のみに変更) (6歳まで→小学生までに拡大) 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ(小学6年生まで) *訪問看護は対象外	なし				
秋田県	美郷町 (＊)	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象者を変更し、対象年齢を拡大、また患者負担額を変更 (県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者→県の基準の所得制限者のみに変更) (6歳まで→小学生までに拡大) (患者負担額なし→小学生のみ患者負担額ありに変更) 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ(小学6年生まで) *訪問看護は対象外	・未就学児一自己負担なし ・小学生一自己負担分の1/2 (上限:1レセプト 1,000円/月)				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
秋田県	北秋田市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成24年8月診療分から受託している乳幼児医療について、中学生の入院外の自己負担額を変更 （患者負担額の1/2（上限：1レセプト1,000円/月）→中学生の入院外のみ1,000円まで全額自己負担に変更） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 中学3年生まで *訪問看護は対象外	なし	・小学生-自己負担なし ・中学生-1,000円まで全 額自己負担 （上限：1レセプト 1,000 円/月）	対象外	県内の 医療機関等	平成24年 10月診療分
秋田県	上小阿仁村 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成24年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （小学生まで→中学3年生までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
秋田県	秋田市 （＊）	乳幼児	74	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （6歳まで→小学生までに拡大） 乳幼児及び小学校修了年度の3月31日までの間にある児童 *訪問看護は対象外		・0歳児及び住民税非課税世帯 自己負担なし ・上記以外の乳幼児及び小学生 自己負担分の1/2 （上限：1レセプト 1,000円/月）	対象外	県内の 医療機関等	平成25年 8月診療分
秋田県	井川町 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象者を拡大 （中学校1年生から中学校3年生の生徒の歯科受診→中学3年生までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 県の基準の対象年齢を拡大 中学3年生まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	
秋田県	井川町	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	81	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、新たに法別番号を設定 県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ（小学6年生まで） *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	
秋田県	にかほ市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （小学6年生まで→中学3年生までに拡大） ・県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者 ・県の基準の対象年齢を拡大 中学3年生まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成26年 4月診療分
秋田県	大潟村 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成24年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （小学6年生まで→中学3年生までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 県の基準の対象年齢を拡大 中学3年生まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成26年 8月診療分
秋田県	由利本荘市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大） 県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生するものに対し医療費の助成を実施 県の基準の対象年齢を拡大 中学校3年生まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成27年 4月診療分
秋田県	藤里町 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成24年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 県の基準の対象年齢を拡大 中学校3年生まで *訪問看護は対象外	なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
秋田県	八峰町（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	*平成24年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （小学6年生まで→中学3年生までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 県の基準の対象年齢を拡大 中学3年生まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成27年 4月診療分
秋田県	鹿角市	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、新たに法別番号を設定 中学1年生から中学3年生までの生徒に対し医療費の助成を実施 県の交付要綱による乳幼児及び小学生の基準を準用 *訪問看護は対象外	*住民税非課税世帯 自己負担なし *上記以外 自己負担分の1/2 （上限：1レセプト 1,000円/月）		対象外		
秋田県	八郎潟町	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	81	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、新たに法別番号を設定 県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ（小学6年生まで） *訪問看護は対象外	なし		対象外		
秋田県	大仙市（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	*平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 県の基準の対象年齢を拡大 中学校3年生まで *市が定める所得制限あり *訪問看護は対象外	なし		対象外		平成27年 8月診療分
秋田県	北秋田市（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	*平成24年10月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、自己負担額の変更 （中学生の入院外のみ1,000円まで全額自己負担→全額助成に変更） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 中学校3年生まで *訪問看護は対象外	なし		対象外		
秋田県	横手市（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ（小学校6年生まで） *訪問看護は対象外	なし		対象外		
秋田県		ひとり親 （県の事業の上乗せ分）		*県の基準に対対象を拡大 ひとり親家庭の児童の親に対し医療費の助成を実施 *訪問看護は対象外	なし		対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
秋田県	八郎潟町（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	*平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大、また患者負担額を変更 （小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） （1歳以上は一部負担金の1／2を自己負担→全額助成に変更） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 県の基準の対象年齢を拡大 中学校3年生まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	平成27年 8月診療分
秋田県	羽後町（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	*平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 県の基準の対象年齢を拡大 中学校3年生まで *訪問看護は対象外	なし		対象外		
秋田県	潟上市	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	81	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、新たに法別番号を設定 県の基準の自己負担が発生する者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ（小学6年生まで） *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年 4月診療分
秋田県	潟上市（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大し、自己負担額を変更 （小学生まで→中学3年生までに拡大） （1歳以上一部負担金の1/2を自己負担→自己負担なしに変更） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 県の基準の対象年齢を拡大 中学3年生まで *訪問看護は対象外					
秋田県	男鹿市（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	*平成24年8月診療分から受託内容を変更している乳幼児医療について、実施機関番号「80.05.015.6」を廃止				平成28年7月診療分までの取扱い	
秋田県	県内各市町村（＊）	乳幼児	74	*平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （小学生まで→中学3年生までに拡大） 乳幼児及び中学校修了年度の3月31日までの児童 *訪問看護は対象外 *所得制限あり	・0歳児及び住民税非課税世帯 自己負担なし ・上記以外の乳幼児及び小中学生 自己負担分の1/2 （上限：1レセプト 1,000円/月）		対象外	県内の医療機関等	平成28年 8月診療分
秋田県	大館市（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	*平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （小学生まで→中学3年生までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 入 院：0歳から中学3年生 入院外：0歳から2歳 *訪問看護は対象外	・0歳—自己負担なし ・1歳以上—自己負担分の1/2 （上限：1レセプト 1,000円/月）				
秋田県	鹿角市（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	*平成27年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （中学3年生まで→18歳までに拡大） 県の交付要綱による乳幼児及び小中学生の基準を準用 18歳に達する日以降の最初の3月31日まで *訪問看護は対象外	・住民税非課税世帯 自己負担なし ・上記以外 自己負担分の1/2 （上限：1レセプト 1,000円/月）				
秋田県	潟上市（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	81	*平成28年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （小学6年生まで→中学3年生までに拡大） 県の基準の自己負担が発生する者に対し医療費の助成を実施 中学3年生まで *訪問看護は対象外	なし				
秋田県	9市町村※2（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	81	*平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （小学6年生まで→中学3年生までに拡大） 県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 中学3年生まで *訪問看護は対象外					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
秋田県	湯沢市（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	80	*平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大し、対象者を変更（小学6年生→中学3年生までに拡大） 県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成 県の基準の所得制限者に対し入院のみ医療費の助成を実施 所得制限者：入院のみ中学3年生まで全額助成 *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年8月診療分
秋田県	横手市（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	80	*平成27年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（小学校6年生まで→中学3年生までに拡大） 県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 中学3年生まで *訪問看護は対象外					
秋田県	能代市（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	80	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（小学6年生まで→中学3年生までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し助成を実施 中学3年生まで *訪問看護は対象外	・0歳—自己負担なし ・1歳以上—自己負担分の1/2（上限：1レセプト 1,000円/月）				
秋田県	仙北市（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	80	*平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（小学6年生まで→中学3年生までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し助成を実施 中学3年生まで *訪問看護は対象外					
秋田県	小坂町（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	80	*平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（中学3年生まで→18歳までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 18歳に達する日以降の最初の3月31日まで *訪問看護は対象外					
秋田県	五城目町（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	80	*平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（小学6年生まで→中学3年生までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 中学3年生まで *訪問看護は対象外	なし				
秋田県	八郎潟町 井川町（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	81	*平成27年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（小学6年生まで→中学3年生までに拡大） 県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 中学3年生まで *訪問看護は対象外					
秋田県	美郷町（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	80	*平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大し、自己負担額を変更（小学6年生まで→中学3年生までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 中学3年生まで *訪問看護は対象外					
秋田県			81	*平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（0歳から未就学児→小学6年生までに拡大） 県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 小学6年生まで *訪問看護は対象外	なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
秋田県	三種町（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	80	*平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（中学3年生まで→18歳までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 18歳に達する日以降の最初の3月31日まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年8月診療分
秋田県			81	*平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（小学6年生まで→中学3年生までに拡大） 県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 中学3年生まで *訪問看護は対象外					
秋田県	八峰町（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	80	*平成27年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（中学3年生まで→18歳までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 18歳に達する日以降の最初の3月31日まで *訪問看護は対象外					
秋田県			81	*平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（小学6年生まで→中学3年生までに拡大） 県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 中学3年生まで *訪問看護は対象外					
秋田県	藤里町（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	80	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大（中学校3年生まで→18歳までに拡大） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 18歳に達する日以降の最初の3月31日まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	平成29年4月診療分
秋田県	上小阿仁村（＊）	高齢身体障害者（県の事業の上乗せ分）	80	*平成22年8月診療分から受託している高齢身体障害者医療（県の事業の上乗せ分）について、自己負担額を変更（自己負担分の1/2（上限：1レセプト 1,000円/月）→住民税所得割非課税世帯は自己負担なし） 65歳未満の身障手帳4～6級所持者 *訪問看護は対象外	・住民税所得割非課税世帯自己負担なし ・上記以外 自己負担分の1/2（上限：1レセプト 1,000円/月）		対象外	県内の医療機関等	平成29年8月診療分
秋田県	北秋田市（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	80	*平成27年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大し、自己負担額を変更（中学3年生まで→18歳までに拡大） ・県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 18歳に達する日以降の最初の3月31日まで *訪問看護は対象外	・中学生までー自己負担なし ・上記以外ー500円まで全額自己負担（上限：1レセプト 500円/月）		対象外	県内の医療機関等	平成30年8月診療分
秋田県	にかほ市（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	80	*平成26年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大（中学3年生まで→18歳までに拡大） ・県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者 ・県の基準の対象年齢を拡大 18歳に達する日以降の最初の3月31日まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	
秋田県	能代市（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	80	*平成28年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大（中学3年生まで→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ・県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 18歳に達する日以降の最初の3月31日まで （15歳に達する日以降の最初の4月1日から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者については住民税所得割非課税世帯） *訪問看護は対象外	・0歳及び市民税所得割非課税世帯の15歳に達する日の翌日以降における最初の4月1日から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者自己負担なし ・上記以外 窓口負担額の1/2（上限：1レセプト 1,000円/月）		対象外	県内の医療機関等	平成31年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
秋田県	井川町（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	*平成25年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （中学3年生まで→18歳までに拡大） ・県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 18歳に達する日以降の最初の3月31日まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	平成31年 4月診療分
秋田県	にかほ市（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	*県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者 18歳に達する日以降の最初の3月31日まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	令和元年 8月診療分
秋田県		ひとり親 （県の事業の上乗せ分）		*県の基準に対してお客を拡大 ひとり親家庭の児童の親に対し医療費の助成を実施 *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	
秋田県	上小阿仁村（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	*平成25年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （中学3年生まで→18歳まで） ・県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者 *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	
秋田県	八郎潟町（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	*平成27年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （中学3年生まで→18歳まで） ・県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 満15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者（ただし社会保険各法の本人は除く） *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	
秋田県	東成瀬村（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	*平成24年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （中学3年生まで→18歳まで） ・県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 満15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者 *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	
秋田県	秋田市（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	*平成22年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、入院外対象年齢を拡大 （入院外：0歳から1歳まで→未就学児まで） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 入 院：0歳から未就学児 入院外：0歳から未就学児 *訪問看護は対象外	・0歳 自己負担なし ・1歳以上の未就学児 自己負担分の1/2 （上限：1レセプト 1,000円/月）		対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
秋田県	大仙市（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	*平成27年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大、備考を削除 （対象年齢：中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日まで） （備考：市が定める所得制限あり→削除） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 県の基準の対象年齢を拡大 18歳に達した日以後の最初の3月31日まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	
秋田県	湯沢市（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、所得制限者の対象範囲を拡大 （入院のみ中学3年生まで→中学3年生まで） 県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 所得制限者：中学3年生まで全額助成 *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	
秋田県	美郷町（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、中学生の自己負担額を変更。 （中学生まで→自己負担分の1/2（上限：1レセプト 1000円/月）→なし） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 中学3年生まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	
秋田県	美郷町（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	81	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （小学6年生まで→中学校3年生まで） 県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 中学校3年生まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
秋田県	五城目町（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （中学3年生→18歳に達した日以後の最初の3月31日） 18歳に達した日以後の最初の3月31日まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
秋田県	秋田市（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	*令和2年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （未就学児まで→幼児（小学校1年生の7月31日まで）） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 *訪問看護は対象外	*0歳 自己負担なし *1歳以上の幼児（小学校1年生の7月31日まで） 自己負担分の1/2 （上限：1レセプト 1,000円/月）		対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
秋田県	男鹿市（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	*平成28年8月診療分以降廃止としていた「80.05.015.6」を再開 *県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 中学3年生まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	令和3年 8月診療分
秋田県			81	*平成24年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （小学6年生まで→中学校3年生まで） 県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 中学3年生まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	令和3年 8月診療分
秋田県	美郷町（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	*令和2年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （中学校3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日まで） *高校生等（満18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある児童） *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	令和3年 8月診療分
秋田県	由利本荘市（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	*平成27年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について対象年齢を拡大 （中学校3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日まで） *県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成 *県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 *18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者 *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	令和3年 10月診療分
秋田県	北秋田市（＊）	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	80	*平成30年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、自己負担額なしに変更 （15歳に達した日以後の最初の4月1日から、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者（上限：500円/レセプト→なし）） *県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 18歳に達する日以降の最初の3月31日まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 4月診療分
秋田県	鹿角市	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	81	*平成27年8月診療分から受託している乳幼児医療について、新たに法別番号を設定 *県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 *対象年齢は県の基準と同じ（中学3年生まで） *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 8月診療分
秋田県	仙北市	乳幼児 （県の事業の上乗せ分）	81	*平成22年8月診療分から受託している乳幼児医療について、新たに法別番号を設定 *県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 *対象年齢は県の基準と同じ（中学3年生まで） *訪問看護は対象外					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
秋田県	鹿角市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象者を変更し、自己負担額を変更 （県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者→県の基準の所得制限者のみ） （・住民税非課税世帯自己負担なし・左記以外自己負担分の1/2（上限：1レセプト 1,000円/月）→なし） ・県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 ・18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者 *訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和4年 8月診療分
秋田県	潟上市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成28年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （中学校3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日まで） ・県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 ・18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者 *訪問看護は対象外	なし				
秋田県	男鹿市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*令和3年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （中学校3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日まで） ・県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 ・18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者 *訪問看護は対象外	なし				
秋田県	仙北市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大し、自己負担額を変更 （中学校3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日まで） （県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者→県の基準の所得制限者のみ） （・0歳—自己負担なし・1歳以上—自己負担分の1/2（上限：1レセプト 1,000円/月）→なし） ・県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 ・18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者 *訪問看護は対象外	なし				
秋田県	大潟村 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成26年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （中学校3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日まで） ・県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 ・18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者 *訪問看護は対象外	なし				
秋田県	羽後町 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成27年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （中学校3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日まで） ・県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 ・18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者 *訪問看護は対象外			対象外	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
秋田県	能代市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*平成31年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象者を拡大 （15歳に達する日以降の最初の4月1日から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者については 市民税所得割非課税世帯→18歳に達した日以降の最初の3月31日まで） ・県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 ・18歳に達する日以降の最初の3月31日まで *訪問看護は対象外	・0歳及び市民税所得割非課税世帯の15歳に達する 日の翌日以降における最初の4月1日から18歳に 達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 自己負担なし ・上記以外 窓口負担額の1/2（上限：1レセプト 1,000円/月）				
秋田県	湯沢市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	*令和2年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 （中学校3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日まで） ・県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成 ・県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 ・18歳に達した日以後の最初の3月31日まで *訪問看護は対象外	なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
秋田県	能代市（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	81	＊平成31年4月診療分から受託している乳幼児医療について、新たに法別番号を設定 ・県の基準の自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 ・対象年齢は県の基準と同じ（中学3年生まで） ＊訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
秋田県	秋田市（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	80	＊令和3年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（幼児（小学校1年生の7月31日まで）→幼児（小学校1年生の7月31日まで）及び18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 ＊訪問看護は対象外	・0歳 自己負担なし ・1歳以上小学1年生の7月31日まで 自己負担分の1/2 （上限：1レセプト 1,000円/月） ・満15歳に達した日の翌日以降における最初の4月1日から18歳に達した日以後の最初の3月31日まで（非課税世帯：自己負担なし、課税世帯：上限：1レセプト 1,000円/月）		対象外	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
秋田県	大館市（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	80	＊平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者） 県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 婚姻している者、社会保険各法の本人は対象から除く ＊訪問看護は対象外	・0歳—自己負担なし ・1歳以上—自己負担分の1/2 （上限：1レセプト 1,000円/月）		対象外	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
秋田県	横手市（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	80	＊平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者） ・県の基準の所得制限者及び自己負担額が発生する者に対し医療費の助成を実施 ・18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ＊訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
秋田県	能代市（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	80	＊令和4年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、自己負担額なしに変更 ・県の基準の所得制限者に対し医療費の助成を実施 ・18歳に達する日以降の最初の3月31日まで ＊訪問看護は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
秋田県	県内各市町村（※）	高齢者身体障害者	72	＊平成22年8月診療分から受託している高齢者身体障害者医療について、助成範囲に訪問看護を追加 ・高齢身体障害者で、65歳以上の身体障害者手帳4～6級所持者（全額助成） ＊訪問看護を追加（訪問看護は対象外→対象）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
秋田県		重度心身障害（児）者	73	＊平成22年8月診療分から助成内容を変更している重度心身障害（児）者医療について、対象者を拡大 ・重度心身障害（児）者で、身体障害者手帳1～3級所持者又は療育手帳（A）所持者（全額助成） ・重度心身障害（児）者で、精神障害保健福祉手帳1級所持者かつ自立支援医療（精神通院）所持者（全額助成・精神病床への入院は対象外。） ＊訪問看護を追加（訪問看護は対象外→対象）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
秋田県		乳幼児	74	＊平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（中学3年生→18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大） ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 ＊訪問看護を追加（訪問看護は対象外→対象）	・0歳児及び住民税所得割非課税世帯の児童：自己負担なし ・上記以外の児童：自己負担分の1/2（上限：1レセプト1レセプト 1,000円/月）	・0歳児及び住民税所得割非課税世帯の児童：自己負担なし ・上記以外の児童：自己負担分の1/2（上限：1レセプト1レセプト 1,000円/月）	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
秋田県		ひとり親（母子）	75	＊平成22年8月診療分から受託しているひとり親（母子）医療について、助成対象に訪問看護を追加 ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（全額助成） ＊訪問看護を追加（訪問看護は対象外→対象）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
秋田県		ひとり親（父子）	76	＊平成22年8月診療分から受託しているひとり親（父子）医療について、助成対象に訪問看護を追加 ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（全額助成） ＊訪問看護を追加（訪問看護は対象外→対象）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
秋田県	秋田市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*令和5年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準拡大に伴い実施機関番号「80050016」の取扱い終了				令和6年7月診療分までの取扱い	
秋田県	大館市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*令和5年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準拡大に伴い実施機関番号「80050040」の取扱い終了				令和6年7月診療分までの取扱い	
秋田県	鹿角市 (※)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*令和4年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・満15歳に達した日以後の最初の4月1日から満18歳に達した日以後最初の3月31日までにある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。)(全額助成) *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
秋田県			81	*令和4年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大(中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
秋田県	由利本荘市 (※)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*令和3年10月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
秋田県	潟上市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*令和4年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準拡大に伴い実施機関番号「80050115」の取扱い終了				令和6年7月診療分までの取扱い	
秋田県	潟上市 (※)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	81	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大(中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
秋田県	大仙市 (※)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*令和2年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・満15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。) *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
秋田県	大仙市 (※)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	81	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県	北秋田市 (※)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*令和4年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・15歳に達した日以後の最初の4月1日から、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。) *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県			81	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県	湯沢市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*令和4年10月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準拡大に伴い実施機関番号「80050149」の取扱い終了				令和6年7月診療分までの取扱い	
秋田県	湯沢市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	81	*令和4年10月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、新たに法別番号を設定 県の基準の自己負担が発生する者に対し医療費の助成を実施 対象年齢は県の基準と同じ(18歳まで) *訪問看護についても対象	なし	なし	対象外	道内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県	男鹿市 (※)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*令和4年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・高校生等(満15歳に達した日以後の最初の4月1日から、満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある者。)(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。) *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県			81	*令和3年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県	にかほ市 (※)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*令和元年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県	にかほ市 (※)	ひとり親 (県の事業の上乗せ分)	80	*令和元年8月診療分から受託しているひとり親医療について、助成対象に訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象) ・県の要綱に該当するひとり親家庭の児童の親に対し医療費の助成を実施	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
秋田県	横手市 (※)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*令和5年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 ・15歳に達する日以後最初の4月1日から18歳に達する日以後最初の3月31日までの者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。) *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県	横手市 (※)	ひとり親 (県の事業の上乗せ分)	80	*平成27年8月診療分から受託しているひとり親医療について、訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象) ・県の実施要綱に該当するひとり親家庭の児童の親に対し医療費の助成を実施	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県	能代市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*令和5年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準拡大に伴い実施機関番号「80050180」の取扱い終了				令和6年7月診療分までの取扱い	
秋田県	能代市 (※)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	81	*令和5年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県	仙北市 (※)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*令和4年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・満15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。)(全額助成) *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県			81	*令和4年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県	小坂町 (※)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・15歳に達した日以後の最初の4月1日から、18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。)(全額助成) *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県			81	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
秋田県	上小阿仁村 (※)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*令和元年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、助成範囲を拡大及び県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・15歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日から、18歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。)(全額助成) *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	・住民税所得割課税世帯の65歳未満の身障手帳4～6級所持者:自己負担分の1/2 (上限:1レセプト 1,000円/月) ・住民税所得割非課税世帯の65歳未満の身障手帳4～6級所持者:自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県	上小阿仁村 (※)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	81	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県	藤里町 (※)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*平成29年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・満15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から、18歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。)(全額助成) *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県			81	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県	五城目町 (※)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*令和3年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・満15歳に達した日の翌日以降における最初の4月1日から、18歳に達した日以降最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。) *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県			81	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
秋田県	八郎潟町 (※)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*令和元年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・満15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から、満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。) *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県			81	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県	井川町 (※)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*平成31年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・満15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から、18歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。) *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県	井川町 (※)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	81	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県	大潟村 (※)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*令和4年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・満15歳に達した日の翌日以降における最初の4月1日から、18歳に達した日以降最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。) *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県			81	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県	羽後町 (※)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*令和4年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・満15歳に達した日の翌日以降における最初の4月1日から、18歳に達した日以降最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。) *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県			81	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
秋田県	東成瀬村 (※)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*令和元年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・満15歳に達した日の翌日以降における最初の4月1日から、18歳に達した日以降最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。) *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県			81	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県	美郷町 (※)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*令和3年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・高校生等(満15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から、満18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある児童)(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。) *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県			81	*令和2年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県	三種町	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準拡大に伴い実施機関番号「80051121」の取扱い終了				令和6年7月診療分までの取扱い	
秋田県	三種町 (※)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	81	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県	八峰町 (※)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、県の基準の拡大に伴う対象者の変更 ・満15歳に達した日の翌日以後における最初の4月1日から、18歳に達した日以後最初の3月31日までの間にある者(令和6年7月までに交付された受給者証のうち、有効期限が到来していないもの。) *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
秋田県			81	*平成28年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象年齢・助成範囲を拡大 (中学3年生まで→18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大) ・県の基準の自己負担額が発生する乳幼児・小中高生等に対し全額助成を実施 *訪問看護を追加 (訪問看護は対象外→対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
秋田県	男鹿市	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	乳幼児医療について、県の基準拡大に伴い実施機関番号「80050156」の取扱い終了。				令和7年3月診療分までの取扱い	
秋田県	藤里町	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	乳幼児医療について、県の基準拡大に伴い実施機関番号「80050644」の取扱い終了。				令和7年3月診療分までの取扱い	
秋田県	上小阿仁村 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	80	県の基準の拡大に伴う対象者の変更 65歳未満の身障手帳4～6級所持者（全額助成）	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福島県	飯館村	乳幼児	80	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成19年2月診療分
		ひとり親家庭	81	ひとり親家庭の父又は母及びその児童並びに父母の不在児童であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である者	・月額1,000円(世帯単位)		食事標準負担額を助成		
		重度心身障害者	82	1. 身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身障手帳所持者」という。)であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 2. 療育手帳の交付を受けている者(以下「療育手帳所持者」という)であって、その障害程度がAの者 3. 身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は免疫の機能障害を有する者に限る)の者 4. 療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 5. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「保健福祉手帳所持者」という)であって、その障害等級が1級の者 6. 保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者、又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者	① 保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担 ② 上記①以外は自己負担なし	なし	対象外		
	金山町	乳幼児	80	小学校就学前まで(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない)	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成19年4月診療分
	昭和村	乳幼児	80	小学校就学前まで(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない)	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成19年5月診療分
	大玉村	子育て支援医療費	80	年齢15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成19年10月診療分
	昭和村(＊)	子育て支援医療	80	*平成19年5月診療分から受託済みの乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢の拡大 (6歳まで→15歳までに拡大) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成20年4月診療分
	磐梯町	乳幼児医療	80	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし				
		ひとり親家庭	81	ひとり親家庭の父又は母及びその児童並びに父母の不在児童であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である者	・月額1,000円(世帯単位)				
	小野町	乳幼児医療	80	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成20年10月診療分
	小野町(＊)	乳幼児医療及び小学生入院医療	80	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、入院の対象年齢を拡大 (6歳まで→12歳までに拡大) 入院:0歳から中学校就学前までの者(満12歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) 入院外:0歳から小学校就学前までの児童(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	なし				
		飯館村(＊)	乳幼児	80	*平成19年2月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→12歳までに拡大) 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護世帯に属する者は含まない)				
	本宮市	乳幼児医療及び小学生医療	80	0歳から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成21年1月診療分
	川俣町	こども医療	80	0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)			食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成21年4月診療分
	古殿町	乳幼児及び小学生	80	0歳から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし				
	平田村	乳幼児及び児童	80	0歳から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)					
	南会津町	乳幼児	80	0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない。)					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福島県	国見町	子ども医療	80	0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない。)	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成21年10月診療分
	三春町	子育て医療	80	0歳から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない。)					
	古殿町(＊)	乳幼児医療及び児童・生徒医療	80	*平成21年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢の拡大(12歳まで→15歳までに拡大) 0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない。)					
	檜枝岐村	乳幼児	80	0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない。)	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成22年4月診療分
	本宮市(＊)	子ども	80	*平成21年1月診療分から受託している乳幼児及び小学生医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大(12歳まで→15歳までに拡大) 0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない。)					
	磐梯町(＊)	乳幼児及び児童	80	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児について、制度名を変更し対象年齢を拡大(6歳まで→12歳までに拡大) 0歳から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない。)					
	平田村(＊)	こども	80	*平成21年4月診療分から受託している乳幼児及び児童医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(12歳まで→15歳までに拡大) 0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない。)					
	下郷町	子ども医療	80	0歳から中学校を卒業する月の末日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成22年10月診療分
	三春町(＊)	子育て支援医療	80	*平成21年10月診療分から受託している子育て支援医療について、対象年齢を拡大(12歳まで→15歳までに拡大) 0歳から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属するものは含まない)					
	小野町(＊)	子ども医療	80	*平成20年10月診療分から受託している乳幼児医療及び小学生入院医療について、制度名を変更し入院及び入院外の対象年齢を拡大 (入院:12歳まで、入院外:6歳まで→入院・入院外ともに中学校修了前までに拡大) 入院・入院外:0歳から中学校修了前までの者(満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)					
	南会津町(＊)	子ども医療	80	*平成21年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大(6歳まで→15歳までに拡大) 0歳から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属するものは含まない)					
	飯館村(＊)	乳幼児等	80	*平成20年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大(12歳まで→15歳までに拡大) 0歳から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属するものは含まない)					
	磐梯町(＊)	乳幼児及び児童	80	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児及び児童について、対象年齢を拡大(12歳まで→15歳までに拡大) 0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない。)	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成23年4月診療分
	会津若松市	子ども医療	80	入 院:0歳から中学校修了までの間にある者(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外:0歳から小学校3年生修了までの間にある者(9歳に達する日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない。)	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成23年10月診療分
	大玉村(＊)	子育て支援医療	80	*平成19年10月診療分から受託している子育て支援医療について、対象年齢を拡大(15歳まで→18歳までに拡大) 18歳となる日の次の3月31日までの間にある者					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福島県	只見町	子ども	80	0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (満15歳に達する日以後の最初の3月31日以前から翌月の初日以後も引き続き入院している場合には、その退院の日までにある者)。 ただし、当該退院の日が満18歳に達する日の属する月の末日を経過している場合には、満18歳に達する日の属する月の末日までにある者。 (生活保護法の規定による被保護世帯及び重度障害者医療費助成事業、ひとり親家庭医療費助成事業の対象となっている者は含まない。)	なし		未就学児のみ 食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成24年 4月診療分
	小野町 (*)	子ども	80	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		食事標準 負担額を助成		
	須賀川市 鏡石町 天栄村 柳津町	こども	80	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成24年 10月診療分
	双葉町 浪江町	子ども	80	0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない) *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 ただし、21,000円以上となった場合は、償還払いとする					
	二本松市	子ども	80	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)					
	北塩原村	乳幼児 及び児童	80	出生の日から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)					
	富岡町	乳幼児 及び子ども	80	0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない) *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 ただし、21,000円以上となった場合は、償還払いとする					
	大熊町	乳幼児 及び子ども	80	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない) *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 ただし、21,000円以上となった場合は、償還払いとする					
	会津美里町	乳幼児、児童 及び生徒	80	0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)					
	会津若松市 (*)	子ども	80	*平成23年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (入院:15歳まで、入院外:9歳まで→入院・入院外ともに18歳までに拡大) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)					
	本宮市 (*)	子ども	80	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福島県	国見町（＊）	子ども	80	*平成21年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）	なし				平成24年10月診療分
	川俣町（＊）	子ども	80	*平成21年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
	下郷町（＊）	子ども	80	*平成22年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大（義務教育修了まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
	檜枝岐村（＊）	乳幼児	80	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
	只見町（＊）	子ども	80	*平成24年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯及び重度障害者医療費助成事業、ひとり親家庭医療費助成事業の対象となっている者は含まない）					
	磐梯町（＊）	子ども	80	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児及び児童医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
	金山町（＊）	乳幼児及び子ども	80	*平成19年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大（6歳まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
	昭和村（＊）	子育て支援	80	*平成20年4月診療分から助成内容を変更した子育て支援医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
	古殿町（＊）	乳幼児及び児童・生徒等	80	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児及び児童・生徒医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
	平田村（＊）	こども	80	*平成22年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福島県	三春町（＊）	子育て支援	80	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した子育て支援医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成24年10月診療分
	飯館村（＊）	乳幼児等	80	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
	南会津町（＊）	子ども	80	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
	猪苗代町	乳幼児及び児童	80	満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法による保護を受けている者及び児童福祉法に基づく措置により医療費の支給を受けている者を除く）	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成25年4月診療分
	西会津町	子育て	80	*0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）	なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	平成26年3月診療分
	矢吹町	こども	80	*0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）					
	川内村	乳幼児及びこども	80	*18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない） *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 ただし、21,000円以上となった場合は、償還払いとする					
	会津若松市 本宮市 国見町 川俣町 下郷町 磐梯町 南会津町（＊）	子ども	80	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療機関等を拡大（県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
	須賀川市 鏡石町 天栄村 柳津町（＊）	こども	80	*平成24年10月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等を拡大（県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）					
	二本松市（＊）	子ども	80	*平成24年10月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大（県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
	大玉村（＊）	子育て支援	80	*平成23年10月診療分から助成内容を変更した子育て支援医療について、対象医療機関等を拡大（県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福島県	檜枝岐村（＊）	乳幼児	80	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象医療機関等を拡大 （県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）	なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	平成26年3月診療分
	只見町（＊）	子ども	80	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療機関等を拡大 （県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯及び重度障害者医療費助成事業、ひとり親家庭医療費助成事業の対象となっている者は含まない）					
	北塩原村（＊）	乳幼児及び児童	80	*平成24年10月診療分から受託している乳幼児及び児童医療について、対象医療機関等を拡大 （県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）					
	猪苗代町（＊）	乳幼児及び児童	80	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児及び児童医療について、対象医療機関等を拡大 （県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法による保護を受けている者及び児童福祉法に基づく措置により医療費の支給を受けている者を除く）					
	金山町（＊）	乳幼児及び子ども	80	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児及び子ども医療について、対象医療機関等を拡大 （県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
	昭和村三春町（＊）	子育て支援	80	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した子育て支援医療について、対象医療機関等を拡大 （県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
	古殿町（＊）	乳幼児及び児童・生徒等	80	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児及び児童・生徒等医療について、対象医療機関等を拡大 （県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
	平田村（＊）	こども	80	*平成24年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大 （県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
	小野町（＊）	子ども	80	*平成24年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療機関等を拡大 （県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
	富岡町大熊町（＊）	乳幼児及び子ども	80	*平成24年10月診療分から受託している乳幼児及び子ども医療について、対象医療機関等を拡大 （県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない） *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 ただし、21,000円以上となった場合は、償還払いとする					
	双葉町浪江町（＊）	子ども	80	*平成24年10月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大 （県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない） *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 ただし、21,000円以上となった場合は、償還払いとする					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福島県	飯館村（＊）	乳幼児等	80	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、対象医療機関等を拡大（県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大） ・0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）	なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	平成26年3月診療分
	会津美里町（＊）	乳幼児、児童及び生徒	80	*平成24年10月診療分から受託している乳幼児、児童及び生徒医療について、対象医療機関等を拡大（県内の医療機関等→全国の医療機関等に拡大） ・0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）					
	広野町	乳幼児及び児童医療	80	*満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない） *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 ただし、21,000円以上となった場合は、償還払いとする	なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	平成26年4月診療分
	只見町	ひとり親家庭	81	ひとり親家庭の父又は母及びその児童並びに父母のない児童であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である者	・月額1,000円（世帯単位）		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成28年4月診療分
		重度心身障害者	82	1. 身体障害者手帳の交付を受けている者（以下「身障手帳所持者」という。）であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 2. 療育手帳の交付を受けている者（以下「療育手帳所持者」という。）であって、その障害程度がAの者 3. 身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は免疫の機能障害を有する者に限る）の者 4. 療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 5. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「保健福祉手帳所持者」という。）であって、その障害等級が1級の者 6. 保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者、又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者	① 保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担 ② 上記①以外は自己負担なし	なし	対象外		
	会津坂下町	乳幼児及び児童	80	*18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）	なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	平成28年12月診療分
	檜葉町	乳幼児及び子ども	80	*18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない） *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 ただし、21,000円以上となった場合は、償還払いとする					
	湯川村 葛尾村	子ども医療	80	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）	なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	平成29年4月診療分
	玉川村	乳幼児及び子ども医療	80	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）	なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福島県	会津若松市	ひとり親家庭	81	ひとり親家庭の父又は母及びその児童並びに父母のない児童であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である者	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成29年10月診療分
		重度心身障がい者	82	1.身体障害者手帳の交付を受けている者（以下「身障手帳所持者」という。）であって、その障害等級が2級以上の者 2.身障手帳所持者であって、その障害等級が3級の者（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫又は肝臓の機能障害を有する者に限る。） 3.療育手帳の交付を受けている者（以下「療育手帳所持者」という。）であって、その障害の程度がAの者 4.療育手帳所持者であって、その障害の程度がBの者でかつ身障手帳所持者 5.精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「保健福祉手帳所持者」という。）であって、その障害等級が1級の者 6.保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級の者で、かつ身障手帳所持者又は療育手帳所持者	①保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ②上記①以外は自己負担なし	なし	対象外		
	湯川村	ひとり親家庭	81	ひとり親家庭の父又は母及びその児童並びに父母のない児童であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である者	・月額1,000円（世帯単位）		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成30年8月診療分
		重度心身障害者	82	1.身体障害者手帳の交付を受けている者（以下「身障手帳所持者」という。）であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 2.療育手帳の交付を受けている者（以下「療育手帳所持者」という。）であって、その障害程度がAの者 3.身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫又は肝臓の機能障害を有する者に限る。）の者 4.療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 5.精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「保健福祉手帳所持者」という。）であって、その障害等級が1級の者 6.保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者	①保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ②上記①以外は自己負担なし	なし	対象外		
	昭和村	ひとり親家庭	81	ひとり親家庭の父又は母及びその児童並びに父母のない児童であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である者	・月額1,000円（世帯単位）		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成30年10月診療分
	昭和村	重度心身障害者	82	1.身体障害者手帳の交付を受けている者（以下「身障手帳所持者」という。）であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 2.療育手帳の交付を受けている者（以下「療育手帳所持者」という。）であって、その障害程度がAの者 3.身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級の者（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は免疫の機能障害を有する者に限る） 4.療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 5.精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「保健福祉手帳所持者」という。）であって、その障害等級が1級の者 6.保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者、又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者	①保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ②上記①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成31年2月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福島県	川内村	ひとり親家庭医療	81	ひとり親家庭の父又は母及びその児童並びに父母のない児童であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である者	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成31年 4月診療分
		重度心身障害者医療	82	1. 身体障害者手帳の交付を受けている者（以下「身障手帳所持者」という。）であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 2. 療育手帳の交付を受けている者（以下「療育手帳所持者」という。）であって、その障害程度がAの者 3. 身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級の者（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫の機能障害を有する者に限る。） 4. 療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 5. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「保健福祉手帳所持者」という。）であって、その障害等級が1級の者 6. 保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者	①保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ②上記①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	南会津町	重度心身障害者	82	1. 身体障害者手帳の交付を受けている者（以下「身障手帳所持者」という。）であって、その障害程度等級が2級以上の者 2. 身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級の者（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫又は肝臓の機能障害を有する者に限る。） 3. 療育手帳の交付を受けている者（以下「療育手帳所持者」という。）であって、その障害程度がAの者 4. 療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 5. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「保健福祉手帳所持者」という。）であって、その障害等級が1級の者 6. 保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者	①保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ②上記①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
	石川町	子ども	80	0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）	なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	令和2年 10月診療分
	南会津町	ひとり親家庭	81	ひとり親家庭の父又は母及びその児童並びに父母のない児童であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である者	月額1,000円 （世帯単位）		対象外	県内の医療機関等	令和2年 11月診療分
	田村市	乳幼児及び児童	80	0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）	なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	令和3年 2月診療分
	喜多方市	子ども	80	0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）	なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	令和3年 4月診療分
	白河市	こども医療費助成	80	0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）	なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	令和3年 8月診療分
		重度心身障害者医療	82	市の区域内に住所を有する次の重度心身障害者。 （その他、市条例で定める住所地特例者も対象） 1. 身体障害者手帳の交付を受けている者（以下「身障手帳所持者」という。）であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 2. 療育手帳の交付を受けている者（以下「療育手帳所持者」という。）であって、その障害程度がAの者 3. 身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級の者（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸若しくは小腸、免疫又は肝臓の機能障害を有する者に限る。） 4. 療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 5. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「保健福祉手帳所持者」という。）であって、その障害程度等級が1級の者 6. 保健福祉手帳所持者であって、その障害程度等級が2級又は3級の者かつ身障手帳所持者又は療育手帳所持者	①保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ②上記①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福島県	柳津町	重度心身障害者医療	82	1. 身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身障手帳所持者」という。)であって、その障害程度等級が1級、2級又は3級(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫又は肝臓の機能障害を有する者に限る。)の者 2. 療育手帳の交付を受けている者(以下「療育手帳所持者」という。)であって、その障害程度がAの者 3. 療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 4. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「保健福祉手帳所持者」という。)であって、その障害等級が1級の者 5. 保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者、又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者	①保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ②上記①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年8月診療分
	西郷村	重度心身障害者医療	82	村の区域内に住所を有する次の重度心身障害者。 (その他、村条例で定める住所地特例者も対象) 1. 身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身障手帳所持者」という。)であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 2. 療育手帳の交付を受けている者(以下「療育手帳所持者」という。)であって、その障害程度がAの者 3. 身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級の者(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸若しくは小腸、免疫又は肝臓の機能障害を有する者に限る。) 4. 療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 5. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「保健福祉手帳所持者」という。)であって、その障害程度等級が1級の者 6. 保健福祉手帳所持者であって、その障害程度等級が2級又は3級の者かつ身障手帳所持者又は療育手帳所持者	①保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ②上記①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年8月診療分
	泉崎村	重度心身障害者医療	82	村の区域内に住所を有する次の重度心身障害者。 (その他、村条例で定める住所地特例者も対象) 1. 身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身障手帳所持者」という。)であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 2. 療育手帳の交付を受けている者(以下「療育手帳所持者」という。)であって、その障害程度がAの者 3. 身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級の者(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸若しくは小腸、免疫又は肝臓の機能障害を有する者に限る。) 4. 療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 5. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「保健福祉手帳所持者」という。)であって、その障害程度等級が1級の者 6. 保健福祉手帳所持者であって、その障害程度等級が2級又は3級の者かつ身障手帳所持者又は療育手帳所持者	①保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ②上記①以外は自己負担なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和3年8月診療分
	中島村	重度心身障害者医療	82	村の区域内に住所を有する次の重度心身障害者。 (その他、村条例で定める住所地特例者も対象) 1. 身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身障手帳所持者」という。)であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 2. 療育手帳の交付を受けている者(以下「療育手帳所持者」という。)であって、その障害程度がAの者 3. 身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級の者(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫又は肝臓の機能障害を有する者に限る。) 4. 療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 5. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「保健福祉手帳所持者」という。)であって、その障害程度等級が1級の者 6. 保健福祉手帳所持者であって、その障害程度等級が2級又は3級の者かつ身障手帳所持者又は療育手帳所持者	①保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ②上記①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福島県	矢吹町	重度心身障害者医療	82	1. 身体障害者手帳の交付を受けている者（以下「身障手帳所持者」という。）であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 2. 療育手帳の交付を受けている者（以下「療育手帳所持者」という。）であって、その障害程度がAの者 3. 身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級の者（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は免疫の機能障害を有する者に限る） 4. 療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 5. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「保健福祉手帳所持者」という。）であって、その障害等級が1級の者 6. 保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者、又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者	①保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ②上記①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年8月診療分
	会津美里町	重度心身障がい者医療	82	1. 身体障害者手帳の交付を受けている者（以下「身障手帳所持者」という。）であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 2. 療育手帳の交付を受けている者（以下「療育手帳所持者」という。）であって、その障害程度がAの者 3. 身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫又は肝臓の機能障害を有する者に限る。）の者 4. 療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 5. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「保健福祉手帳所持者」という。）であって、その障害等級が1級の者 6. 保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級の者で、かつ、身障手帳所持者又は療育手帳所持者	①保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ②上記①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年8月診療分
	田村市	ひとり親家庭	81	ひとり親家庭の父又は母及びその児童並びに父母のない児童であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である者	月額1,000円（世帯単位）		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和3年11月診療分
	会津美里町	ひとり親家庭	81	ひとり親家庭の父又は母及びその児童並びに父母のない児童であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である者	月額1,000円（世帯単位）		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和3年11月診療分
	三島町	乳幼児及び子ども	80	0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者（ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）	なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	令和4年4月診療分
		ひとり親家庭	81	ひとり親家庭の父又は母及びその児童並びに父母のない児童であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である者	月額1,000円（世帯単位）		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年4月診療分
	浅川町	乳幼児・子ども医療	80	0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者（ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない）	なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	令和4年4月診療分
	南会津町	妊産婦医療	83	母子手帳の交付を受けた妊産婦であって、妊娠の届出が受理された日の属する月の初日から出産（流産及び死産を含む）した日の属する月の翌月の末日まで。ただし、他の医療費助成（生活保護、重度心身障害者医療費、ひとり親家庭医療費等）を受けている者を除く。	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福島県	三島町	重度心身障害者医療	82	1.身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身障手帳所持者」という。)であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 2.療育手帳の交付を受けている者(以下「療育手帳所持者」という。)であって、その障害程度がAの者 3.身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級の者(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は免疫の機能障害を有する者に限る) 4.療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 5.精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「保健福祉手帳所持者」という。)であって、その障害等級が1級の者 6.保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者、又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者	①保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ②上記①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年8月診療分
	金山町	重度心身障害者医療	82	1.身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身障手帳所持者」という。)であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 2.療育手帳の交付を受けている者(以下「療育手帳所持者」という。)であって、その障害程度がAの者 3.身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫又は肝臓の機能障害を有する者に限る。)の者 4.療育手帳所持者であって、その障害程度がBで、かつ、身障手帳所持者 5.精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「保健福祉手帳所持者」という。)であって、その障害等級が1級の者 6.保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ、身障手帳所持者又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ、療育手帳所持者	①保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ②上記①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年8月診療分
	田村市	重度心身障害者医療	82	市の区域内に住所を有する次の重度心身障害者。(その他、市条例で定める住所地特例者も対象) 1.身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身障手帳所持者」という。)であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 2.療育手帳の交付を受けている者(以下「療育手帳所持者」という。)であって、その障害程度がAの者 3.身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫又は肝臓の機能障害を有する者に限る。)の者 4.療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 5.精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「保健福祉手帳所持者」という。)であって、その障害等級が1級の者 6.保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級かつ身障手帳所持者又は療育手帳所持者	①保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ②上記①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年8月診療分
	浅川町	重度心身障害者医療	82	1.身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身障手帳所持者」という。)であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 2.療育手帳の交付を受けている者(以下「療育手帳所持者」という。)であって、その障害程度がAの者 3.身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級の者(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫又は肝臓の機能障害を有する者に限る。) 4.療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 5.精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「保健福祉手帳所持者」という。)であって、その障害等級が1級の者 6.保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者、又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者	①保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ②上記①以外は自己負担なし	なし	入院時食事標準負担額の1/2	県内の医療機関等	令和4年8月診療分
	郡山市	こども医療	80	0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	令和4年7月診療分
	泉崎村	こども医療	80	0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	令和5年2月診療分
	中島村	こども医療	80	0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	令和5年2月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福島県	下郷町	ひとり親家庭医療	81	ひとり親家庭の父又は母及びその児童並びに父母のない児童であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である者	月額1,000円（世帯単位）		食事標準負担額を助成	県内の医療機関	令和5年4月診療分
	下郷町	重度心身障害者医療	82	(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定に基づき、身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身障手帳所持者」という。)であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 (2) 福島県療育手帳制度要綱(昭和49年2月1日付け49児第15号福島県厚生部長通知)に定める療育手帳の交付を受けている者(以下「療育手帳所持者」という。)であって、その障害程度がAの者 (3) 身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫又は肝臓の機能障害を有する者に限る。)の者 (4) 療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定に基づき精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「保健福祉手帳所持者」という。)であって、その障害等級が1級の者 (6) 保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者、又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者	①保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ②上記①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関	令和5年4月診療分
	北塩原村	重度心身障害者医療	82	1. 身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身障手帳所持者」という。)であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 2. 療育手帳の交付を受けている者(以下「療育手帳所持者」という。)であって、その障害程度がAの者 3. 身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級の者 (心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は免疫の機能障害を有する者に限る) 4. 療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 5. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「保健福祉手帳所持者」という。)であって、その障害等級が1級の者 6. 保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者、又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者	①保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ②上記 ①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関	令和5年4月診療分
	棚倉町	妊産婦医療	83	妊娠4か月となる日の属する月の初日から出産(流産及び死産を含む。)の日の属する月の翌月の末日までの間にある者で、町内に住所を有する者 ただし、生活保護受給者、重度心身障害者医療費及びひとり親家庭医療費の助成対象者を除く	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関	令和5年4月診療分
	磐梯町	重度心身障害者医療	82	(1)身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身障手帳所持者」という。)であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 (2)療育手帳の交付を受けている者(以下「療育手帳所持者」という。)であって、その障害程度がAの者 (3)身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫又は肝臓の機能障害を有する者に限る)の者 (4)療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 (5)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「保健福祉手帳所持者」という。)であって、その障害等級が1級の者 (6)保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者、又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者	①保健福祉手帳の交付を受けている方が、精神障害による疾患で入院した場合は、自己負担あり ②上記①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福島県	会津坂下町	重度心身障害者医療費助成事業	82	1.身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身障手帳所持者」という。)であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 2.療育手帳の交付を受けている者(以下「療育手帳所持者」という。)であって、その障害程度がAの者 3.身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級の者(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は免疫の機能障害を有する者に限る) 4.療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 5.精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「保健福祉手帳所持者」という。)であって、その障害等級が1級の者 6.保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者、又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者	① 保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ② 上記①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	三春町	重度心身障がい者医療	82	町の区域内に住所を有する次の重度心身障がい者。(その他、町条例で定める住所地特例者も対象) (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定に基づき、身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身障手帳所持者」という。)であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 (2) 福島県療育手帳制度要綱(昭和49年2月1日付け49児第15号福島県厚生部長通知)に定める療育手帳の交付を受けている者(以下「療育手帳所持者」という。)であって、その障害程度がAの者 (3) 身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫又は肝臓の機能障害を有する者に限る。)の者 (4) 療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定に基づき精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている在宅者(以下「保健福祉手帳所持者」という。)であって、その障害等級が1級の者 (6) 保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者、又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者	① 保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ② 上記①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	棚倉町	重度心身障害者医療	82	1.身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身障手帳所持者」という。)であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 2.療育手帳の交付を受けている者(以下「療育手帳所持者」という。)であって、その障害程度がAの者 3.身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫、又は肝臓の機能障害を有する者に限る)の者 4.療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 5.精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(以下「保健福祉手帳所持者」という。)であって、その障害等級が1級の者 6.保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者、又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者	① 保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ② 上記①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	小野町	重度医療	82	1.身体障害者手帳所持者1級、2級 2.療育手帳保持者A 3.身体障害者手帳所持者3級(心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、肝臓、小腸、免疫の機能障害) 4.療育手帳所持者Bで身体障害者手帳所持者 5.精神保健福祉手帳所持者1級 6.精神保健福祉手帳所持者2級、3級であって身体障害者手帳所持者 7.精神保健福祉手帳所持者2級、3級であって療育手帳所持者	① 精神保健福祉手帳所持者が精神障害による疾患で入院した場合は対象外 ② 上記①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	棚倉町	こども医療	80	0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者(ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし	なし	食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	令和5年10月診療分
	浅川町	ひとり親家庭医療	81	ひとり親家庭の父又は母及びその児童並びに父母のない児童であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である者	月額1,000円(世帯単位)		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年11月診療分
	会津美里町(*)	ひとり親家庭	81	*令和3年11月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、自己負担額を廃止 ひとり親家庭の父又は母及びその児童並びに父母のない児童であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である者	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年11月診療分
	西郷村	こども医療	80	0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者(ただし、生活保護法の規定による被保護世帯に属する者は含まない)	なし	なし	食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	令和6年2月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福島県	石川町	ひとり親家庭医療	81	ひとり親家庭の父又は母及びその児童並びに父母のない児童であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である者	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
	葛尾村	重度心身障害者医療	82	1.身体障害者手帳の交付を受けている者（以下「身障手帳所持者」という。）であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 2.療育手帳の交付を受けている者（以下「療育手帳所持者」という。）であって、その障害程度がAの者 3.身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級の者（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は免疫の機能障害を有する者に限る） 4.療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 5.精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「保健福祉手帳所持者」という。）であって、その障害等級が1級の者 6.保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者、又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者	① 保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ② 上記①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
	鏡石町	重度心身障害者医療	82	1. 身体障害者手帳の交付を受けている者（以下「身障手帳所持者」という。）であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 2. 療育手帳の交付を受けている者（以下「療育手帳所持者」という。）であって、その障害程度がAの者 3. 身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級の者（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫又は肝臓の機能障害を有する者に限る） 4. 療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 5. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「保健福祉手帳所持者」という。）であって、その障害等級が1級の者 6. 保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者、又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者	① 保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ② 上記①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
	猪苗代町	重度心身障害者医療	82	1. 身体障害者手帳の交付を受けている者（以下「身障手帳所持者」という。）であって、その障害程度等級が1級、2級又は3級（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫又は肝臓の機能障害を有する者に限る）の者 2. 療育手帳の交付を受けている者（以下「療育手帳所持者」という。）であって、その障害程度がAの者 3. 療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 4. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「保健福祉手帳所持者」という。）であって、その障害等級が1級の者 5. 保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者、又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者	① 保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ② 上記①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
	平田村	重度心身障がい者医療	82	1. 身体障害者手帳の交付を受けている者（以下「身障手帳所持者」という。）であって、その障害程度等級が1級又は2級の者 2. 療育手帳の交付を受けている者（以下「療育手帳所持者」という。）であって、その障害程度がAの者 3. 身障手帳所持者であって、その障害程度等級が3級の者（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、免疫又は肝臓の機能障害を有する者に限る） 4. 療育手帳所持者であって、その障害程度がBかつ身障手帳所持者 5. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「保健福祉手帳所持者」という。）であって、その障害等級が1級の者 6. 保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ身障手帳所持者、又は保健福祉手帳所持者であって、その障害等級が2級又は3級で、かつ療育手帳所持者	① 保健福祉手帳所持者の精神障害疾患による入院に係る費用は自己負担あり ② 上記①以外は自己負担なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
	田村市（＊）	ひとり親家庭	81	令和3年11月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療について、自己負担額を変更 ひとり親家庭の父又は母及びその児童並びに父母のない児童であって、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である者	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年 11月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
茨城県	県内 各市町村	小児慢性 特定疾患治療	52	*国が行う小児慢性特定疾患治療研究事業の制度を拡大(対象基準の拡大) 18歳未満の者(認定後は20歳未満まで延長) 慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、膠原病、神経・筋疾患等	所得に応じて負担上限を設定 ただし、重症認定者等は自己負担なし		食事標準負担額 を助成	全国の 医療機関等	平成18年 4月診療分
	県内 各市町村	乳幼児	81	0歳児			対象外	県内の 医療機関等	平成18年 7月診療分
			82	1・2歳児(3歳に達する日の前日の属する月の末日まで)					
			89	3歳以上小学校入学前(満6歳に達した日以後最初の3月31日まで)					
		父子家庭の者	87	1. 18歳未満の児童とその父 2. 20歳未満の一定の障害児 (児童扶養手当施行令別表第1該当)及び高校在学者を監護している父子家庭の父とその児童	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円 月2回限度	対象外		
		母子家庭の者	88	1. 18歳未満の児童を監護している母子家庭の母と児童 2. 20歳未満の一定の障害児 (児童扶養手当施行令別表第1該当)及び高校在学者を監護している母子家庭の母とその児童 3. 前1及び2に定める父母のいない児童					
		重度心身障害者	83	1. 身体障害者手帳1・2級・3級内部障害者 2. IQ35以下の者 3. 身体障害者手帳3級かつIQ50以下の者 4. 特別児童扶養手当1級支給児童 5. 障害年金等1級受給権者	なし		標準負担額の1/2を 助成(平成19年3月 まで)平成19年4月 以降は全額自己負担		
		高齢重度障害者 (65歳以上)	85						
	古河市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	90	県の乳幼児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 (対象者は小学校6年生まで)	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円 月2回限度	対象外	県内の 医療機関等	平成18年 10月診療分
			92	小学校6年生まで					
	つくば市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	90	県の乳幼児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 (対象者は0歳児から5歳児)	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円 月2回限度	対象外	県内の 医療機関等	平成19年 4月診療分
	神栖市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	90	県の乳幼児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 (対象年齢は県と同じ、0歳から未就学児までの者)	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成20年 1月診療分
			92	小学生、中学生までの児童生徒(所得制限なし)					
	県内 各市町村	妊産婦	86	母子保健法(昭和40年法律第141号)第15条に規定する妊娠の届出のあった日の属する月の初日から出産 (流産を含む)のあった日の属する月の翌月の末日に達するまでの者(母子家庭の母子、父子家庭の子及び 重度心身障害者等に掲げる者を除く)	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600 円、月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成20年 4月診療分
	取手市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	90	県の乳幼児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 (対象年齢は県と同じ、0歳から未就学児までの者)					
	土浦市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	90	県の乳幼児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 (対象年齢は県と同じ、0歳から未就学児までの者)	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600 円、月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成20年 7月診療分
	鹿嶋市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	92	*県の乳幼児医療の年齢拡大 小学生・中学生までの児童生徒(所得制限あり)	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成20年 10月診療分
	守谷市	すこやか医療 (県の事業の 上乗せ分)	90	県の乳幼児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 (対象年齢は県と同じ、0歳から未就学児までの者)	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成21年 1月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
茨城県	東海村	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	90	県の乳幼児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 (対象年齢は県と同じ、0歳から未就学児までの者)	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成21年 1月診療分
			92	満6歳に達した日の翌日以降における最初の学年(小学校又は特別支援学校の小学部の学年をいう)から満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの間にある者					
	県内 各市町村	小児慢性 特定疾患治療	52	*平成18年4月診療分から受託している事業について、食事療養費を助成対象外とする 県内に居住する小学校入学後から18歳未満の者(所得制限を設ける) 継続申請は20歳未満	現行どおり 15,000円以内/月	現行どおり ○院内処方の場合 15,000円以内/月 ○院外処方の場合 医療機関5,000円以内/月 薬局10,000円以内/月	対象外	全国の 医療機関等	平成21年 4月診療分
	龍ヶ崎市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	90	県の乳幼児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 (0歳児から未就学児までの者)	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
	常陸太田市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	90	県の乳幼児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 (0歳児から未就学児までの者)	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
			92	小学校・中学校までの児童生徒(所得制限なし)					
	東海村	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	92	満12歳に達した日の翌日以降における最初の学年から満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの間にある者。(小学生～中学生拡大)	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし			
		重度心身障害者 (県の事業の上乗せ分)	95	県の基準の所得超過者について助成 (ただし、1,000万円以下の所得の者に限る。)	なし				
	城里町	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	90	県の乳幼児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 (0歳児から未就学児までの者)	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし			
			92	満6歳に達した日の翌日以降における最初の学年(小学校又は特別支援学校の小学部の学年をいう。)から満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの間にある者					
	筑西市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	90	県の乳幼児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 (0歳児から未就学児までの者)	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし			
	日立市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	90	出生の日から6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者で、県のマル福制度非該当(所得超過)である者	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円 月2回限度 ・調剤は対象外	対象外	県内の 医療機関等	平成21年 7月診療分
		障害者 (県の事業の上乗せ分)	95	1.療育手帳Bのかた 2.厚生年金法等障害年金1級相当のかた 3.特別児童扶養手当2級、障害児童福祉手当又は特別障害者手当を受けているかた 4.日立市障害福祉施設に在籍しているかた 5.日立市特別福祉手当を受けている65歳以上のかた	なし				
	常総市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	90	出生の日から6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者で、県の乳幼児医療福祉制度非該当(所得超過)である者	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成21年 10月診療分
		乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	92	満6歳に達した日の翌日以降における最初の学年から小学校3年の学年の終わりまでの間にある者(小学校3年生であれば年齢は問わない)					
	阿見町	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	90	出生の日から6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者で、県の乳幼児医療福祉制度非該当(所得超過)である者	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし			
	城里町 (*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	92	*平成21年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢の拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 満6歳に達した日の翌日以降における最初の学年(小学校又は特別支援学校の小学部の学年をいう。以下同じ。)から満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの間にある者					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
茨城県	守谷市	すこやか医療 (県の事業の上乗せ分)	92	小学生就学児童	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成22年 1月診療分
	牛久市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	90	*県の乳幼児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 出生の日から6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者			対象外	県内の 医療機関等	平成22年 4月診療分
	桜川市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	90	*県の乳幼児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 出生の日から6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者					
		父子・母子 家庭 (県の事業の上乗せ分)	91	*県の父子家庭・母子家庭医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 なお、父子・母子家庭の者であって乳幼児に該当する場合は、父子・母子家庭を優先する。 ＜県における基準(父子家庭)＞ 1. 18歳未満の児童とその父 2. 20歳未満の一定の障害児 (児童扶養手当施行令別表第1該当)及び高校在学者を監護している父子家庭の父とその児童 ＜県における基準(母子家庭)＞ 1. 18歳未満の児童を監護している母子家庭の母と児童 2. 20歳未満の一定の障害児 (児童扶養手当施行令別表第1該当)及び高校在学者を監護している母子家庭の母とその児童 3. 前1及び2に定める父母のいない児童	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし			
		重度心身 障害者 (県の事業の上乗せ分)	95	*県の乳幼児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 ＜県における基準＞ 1. 身体障害者手帳1・2級・3級内部障害者 2. IQ35以下の者 3. 身体障害者手帳3級かつIQ50以下の者 4. 特別児童扶養手当1級支給児童 5. 障害年金等1級受給権者	なし				
	大洗町	未就学児 (県の事業の上乗せ分)	90	*県の乳幼児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 出生の日から6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までの間にある者	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし			
		重度心身 障害者 (県の事業の上乗せ分)	95	県の所得基準を超え、町独自の所得基準内(届出日又は7月1日現在において、その者若しくはその者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は重度心身障害者等の扶養義務者で主としてその者の生計を維持するものの前年の所得が、1000万円以上のときは対象外)である重度心身障害者	なし				
	稲敷市	乳幼児	90	県の乳幼児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 (対象年齢は県と同じ、0歳から未就学児までの者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成22年 7月診療分
		小学校 中学校	92	満6歳に達した日の翌日以降における最初の学年から満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの間にある者					
	水戸市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	92	9歳の誕生日の前日以後の最初の4月1日から12歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日までにある方(小学校4年生から小学校6年生まで)(所得制限は県と同じ)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成22年 10月診療分
	高萩市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	90	県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 小学校3年生修了までの者					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
茨城県	大子町	乳幼児 (県の事業の 上乘せ分)	90	県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 出生の日から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成22年 10月診療分
		乳幼児 (県の事業の 上乘せ分)	92	小学校4年生から中学校3年生まで 9歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者(所得制限 なし)					
		妊産婦 (県の事業の 上乘せ分)	96	県のマル福制度非該当(所得超過)である者					
	阿見町	乳幼児 (県の事業の 上乘せ分)	92	小学校4年生から小学校6年生まで(所得制限なし)					
	坂東市	乳幼児 (県の事業の 上乘せ分)	90	県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 小学校3年生修了までの者					
		乳幼児 (県の事業の 上乘せ分)	92	小学校4年生の学年から小学校6年の学年の終わりまでの間にある者(年齢は問わない)					
	笠間市	乳幼児 (県の事業の 上乘せ分)	92	小学4年生から6年生修了までの者(公費負担者番号 83、87、88の受給者を除く。) (所得制限は県と同じ)					
	県内 各市町村	小児	80	*平成18年7月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大。また、新たに 法別番号を設定 7歳以上から小学校3年生まで(満9歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで)					
	日立市	小児 (県の事業の 上乘せ分)	90	*平成21年7月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大 (6歳まで→9歳までに拡大) 県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳から9歳まで					
	土浦市	小児 (県の事業の 上乘せ分)	90	*平成20年7月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大 (6歳まで→9歳までに拡大) 県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳から9歳まで					
		小児 (県の事業の 上乘せ分)	90	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大 (6歳まで→9歳までに拡大) 県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳から9歳までの小児					
	古河市	小児 (県の事業の 上乘せ分)	92	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を変更 (7歳から12歳まで → 10歳から15歳までに変更) 10歳から15歳までの小児					
		小児 (県の事業の 上乘せ分)	90	*平成21年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大 (未就学児まで→小学校3年生までに拡大) 県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳から小学校3年生まで					
	常総市	小児 (県の事業の 上乘せ分)	92	*平成21年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大 (小学校1年生から小学校3年生→小学校4年生から小学校6年生までに拡大) 小学校4年生から小学校6年の学年の終わりまでの間にある者					
		小児 (県の事業の 上乘せ分)	90	*平成21年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大 (6歳まで→9歳までに拡大) 県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳から9歳まで					
	常陸太田市 龍ヶ崎市	小児 (県の事業の 上乘せ分)	90	*平成21年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大 (6歳まで→9歳までに拡大) 県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳から9歳まで					
	阿見町	小児 (県の事業の 上乘せ分)	90	*平成21年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大 (6歳まで→9歳までに拡大) 県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳から9歳まで					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
茨城県	大洗町 牛久市 桜川市	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大 (6歳まで→9歳までに拡大) 県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳から9歳まで	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成22年 10月診療分
	東海村	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成21年1月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大 (6歳まで→9歳までに拡大) 県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳から9歳まで					
		小児 (県の事業の上乗せ分)	92	*平成21年1月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を変更 (小学校1年生から中学校卒業まで → 小学校4年生から中学校卒業までに変更) 小学校4年生から中学校卒業まで					
	鹿嶋市	小児 (県の事業の上乗せ分)	92	*平成20年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大 (小学校1年生から中学校3年生→小学校4年生から中学校3年生までに拡大) 小学生・中学生までの児童生徒〔所得制限あり(県に準じた所得制限)〕					
	神栖市	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成20年1月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大 (6歳まで→9歳までに拡大) 県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳から9歳まで					
		小児 (県の事業の上乗せ分)	92	*平成20年1月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を変更 (小学校1年生から中学校3年生 → 小学校4年生から中学校3年生に変更) 小学生、中学生までの児童生徒(所得制限なし)					
	守谷市	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成21年1月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大 (6歳まで→9歳までに拡大) 県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳から9歳までの小児					
		小児 (県の事業の上乗せ分)	92	*平成21年1月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を変更 (小学校1年生から小学校6年生 → 小学校4年生から小学校6年生に変更) 小学校4年生から小学校6年生					
	城里町	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成21年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大 (未就学児まで→9歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大) 県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 出生の日から9歳に達する日以後の最初の3月31日まで					
		小児 (県の事業の上乗せ分)	92	*平成21年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を変更 (6歳に達した以後の最初の4月1日から→9歳に達した以後の最初の4月1日からに変更) 満9歳に達した以後の最初の4月1日以後の者から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者					
	稲敷市	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成22年7月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大 (6歳まで→9歳までに拡大) 県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳から9歳まで					
		小児 (県の事業の上乗せ分)	92	*平成22年7月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を変更 (小学1年生から中学3年生まで→小学4年生から中学3年生までに変更) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条に定める学齢児童及び学齢生徒〔小児(出生の日から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)を除く〕					
	筑西市	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成21年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大 (6歳まで→9歳までに拡大) 県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳から9歳まで					
	県内 各市町村 (*)	小児	80	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大 (7歳以上から小学校3年生まで(満9歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで)→満7歳に達する月の初日から満9歳に達した日以後最初の3月31日までの者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度			
		乳幼児	89	*平成18年7月診療分から受託している乳幼児医療について、対象者を拡大 (3歳以上小学校入学前(満6歳に達した日以後最初の3月31日まで)→3歳以上7歳に達する日の前月の末日まで)					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
茨城県	境町	小児 (県の事業の 上乗せ分)	90	県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 ・小学校3年生まで(県のマル福制度非該当(所得制限超過)である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成23年 4月診療分
		小児 (県の事業の 上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から中学校3年の学年の終わりまでの間にある者					
	行方市	小児 (県の事業の 上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から小学校6年の学年の終わりまでの間にある者(満12歳まで)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成23年 7月診療分
	鉾田市	小児 (県の事業の 上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から小学校6年の学年の終わりまでの間にある者(年齢は問わない)					
	石岡市	小児 (県の事業の 上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から小学校6年生の学年の終わりまでの間にある者(満12歳) ただし、第3子以降の児童に限る	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成23年 10月診療分
	那珂市	小児 (県の事業の 上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から小学校6年生の学年の終わりまでの間にある者(満12歳まで)					
	つくば みらい市	小児 (県の事業の 上乗せ分)	90	県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 小学校3年生まで(県のマル福制度非該当(所得制限超過)である者)					
		小児 (県の事業の 上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から小学校6年生の学年の終わりまでの間にある者(満12歳まで)					
	結城市	小児 (県の事業の 上乗せ分)	90	県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 小学校3年生まで(県のマル福制度非該当(所得制限超過)である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成24年 4月診療分
		小児 (県の事業の 上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から小学校6年生の学年の終わりまでの間にある者(満12歳まで)					
	牛久市 筑西市 桜川市	小児 (県の事業の 上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から中学校3年の学年の終わりまでの間にある者(年齢は問わない)					
	龍ヶ崎市	小児 (県の事業の 上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から小学校6年生の学年の終わりまでの間にある者(満12歳まで)					
	県内 各市町村	小児	84	*平成18年7月診療分から受託している乳幼児医療(法別81、82、89)及び平成22年10月診療分から受託して いる小児医療(法別80)の実施機関番号を法別(84)に統一 満9歳に達した日以後最初の3月31日までの者	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成24年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
茨城県	土浦市	小児 (県の事業の 上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者(年齢15歳まで)	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成24年 10月診療分
	茨城町 下妻市 五霞町	小児 (県の事業の 上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から小学校6年生の学年の終わりまでの間にある者(年齢12歳まで)					
	守谷市	妊産婦 (県の事業の 上乗せ分)	96	県のマル福制度非該当(所得超過)である者					
	かすみ がうら市	小児 (県の事業の 上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者(年齢15歳まで)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成25年 1月診療分
	北茨城市	乳幼児 (県の事業の 上乗せ分)	90	県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 小学校3年生まで(県のマル福制度非該当(所得制限超過)である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
		小児 (県の事業の 上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から小学校6年生の学年の終わりまでの間にある者 (満12歳まで)					
	古河市	妊産婦 (県の事業の 上乗せ分)	96	県のマル福制度非該当(所得超過)である者					
	龍ヶ崎市 (*)	小児 (県の事業の 上乗せ分)	92	*平成24年4月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者					
	守谷市 (*)	小児 (県の事業の 上乗せ分)	92	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者					
	阿見町 (*)	小児 (県の事業の 上乗せ分)	92	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者					
	大洗町	小児 (県の事業の 上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者 (満15歳まで)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成25年 7月診療分
	常陸大宮市	小児 (県の事業の 上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から小学校6年生の学年の終わりまでの間にある者 (年齢は問わない)					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
茨城県	ひたちなか市	小児 (県の事業の上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から小学校6年生の学年の終わりまでの間にある者(年齢12歳まで)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成25年 9月診療分
	取手市	小児 (県の事業の上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から小学校6年生の学年の終わりまでの間にある者(年齢は問わない)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成25年 10月診療分
	河内町	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳児から小学校3年生の学年の終わりまでの間にある者(県のマル福制度非該当(所得制限超過)である者)					
			92	小学校4年生の学年から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者(年齢15歳まで)					
		父子・母子家庭 (県の事業の上乗せ分)	91	18歳から20歳まで					
		妊産婦 (県の事業の上乗せ分)	96	県のマル福制度非該当(所得超過)である者					
	八千代町	小児 (県の事業の上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から小学校6年生の学年の終わりまでの間にある者(年齢12歳まで)					
	つくば市	小児 (県の事業の上乗せ分)	92	小学校4年生の学年から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者(年齢15歳まで)					
	小美玉市	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳児から小学校3年生の学年の終わりまでの間にある者(県のマル福制度非該当(所得制限超過)である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成26年 4月診療分
			92	小学校4年生の学年から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者(年齢は問わない)					
	石岡市	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳児から小学校3年生の学年の終わりまでの間にある者(県のマル福制度非該当(所得制限超過)である者)					
	潮来市	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳児から小学校3年生の学年の終わりまでの間にある者(県のマル福制度非該当(所得制限超過)である者)					
			92	小学校4年生の学年から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者(年齢は問わない)					
	行方市	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	県の小児医療福祉制度の所得制限者に対し医療費の助成を実施 0歳児から小学校3年生の学年の終わりまでの間にある者(県のマル福制度非該当(所得制限超過)である者)					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
茨城県	石岡市（＊）	小児 （県の事業の上乗せ分）	92	*平成23年10月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大 （第3子以降の児童に限り小学校6年生まで→小学校6年生までに拡大） 小学校4年生の学年から小学校6年生の学年の終わりまでの間にある者（満12歳まで）	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成26年 4月診療分
	結城市（＊）	小児 （県の事業の上乗せ分）	92	*平成24年4月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大 （小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 小学校4年生の学年から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者（満15歳まで）					
	行方市（＊）	小児 （県の事業の上乗せ分）	92	*平成23年7月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大 （小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 小学校4年生の学年から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者（年齢は問わない）					
	鉾田市（＊）	小児 （県の事業の上乗せ分）	92	*平成23年7月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大 （小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 小学校4年生の学年から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者（満15歳まで）					
	水戸市 下妻市 茨城町 鹿嶋市 八千代町 五霞町 かすみがうら市 鉾田市 笠間市	小児 （県の事業の上乗せ分）	90	県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 中学校1年生から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者（所得制限あり）	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成26年 10月診療分
	古河市 大子町	小児 （県の事業の上乗せ分）	94	県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 高校生の年齢に相当する者（所得制限なし）					
	県内 各市町村（＊）	小児	84	*平成24年10月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大 （入 院：9歳まで→15歳までに拡大） （入院外：9歳まで→12歳までに拡大） 入 院：満15歳に達した日以後最初の3月31日までの者 入院外：満12歳に達した日以後最初の3月31日までの者					
	日立市 土浦市 古河市 龍ヶ崎市 常陸太田市 大洗町 東海村 神栖市 阿見町 牛久市 守谷市 城里町 稲敷市 筑西市 桜川市（＊）	小児 （県の事業の上乗せ分）	90	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について対象年齢を拡大 （9歳まで→15歳までに拡大） 0歳から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者 （県の小児医療福祉制度非該当である者）					
	石岡市 潮来市 行方市（＊）	小児 （県の事業の上乗せ分）	90	*平成26年4月診療分から受託している小児医療について対象年齢を拡大 （9歳まで→15歳までに拡大） 0歳から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者 （県の小児医療福祉制度非該当である者）					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
茨城県	結城市 （＊）	小児 （県の事業の 上乗せ分）	90	*平成24年4月診療分から受託している小児医療について対象年齢を拡大 （9歳まで→15歳までに拡大） 0歳から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者 （県の小児医療福祉制度非該当である者）	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成26年 10月診療分
	常総市 （＊）	小児 （県の事業の 上乗せ分）	90	*平成22年10診療分から助成内容を変更した小児医療について対象年齢を拡大 （9歳まで→12歳までに拡大） 0歳から小学校6年生の学年の終わりまでの間にある者 （県の小児医療福祉制度非該当である者）					
	高萩市 大子町 坂東市 （＊）	小児 （県の事業の 上乗せ分）	90	*平成22年10月診療分から受託している小児医療について対象年齢を拡大 （9歳まで→15歳までに拡大） 0歳から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者 （県の小児医療福祉制度非該当である者）					
	北茨城市 （＊）	小児 （県の事業の 上乗せ分）	90	*平成25年4月診療分から受託している小児医療について対象年齢を拡大 （9歳まで→12歳までに拡大） 0歳から小学校6年生の学年の終わりまでの間にある者 （県の小児医療福祉制度非該当である者）					
	取手市 （＊）	小児 （県の事業の 上乗せ分）	90	*平成20年4月診療分から受託している小児医療について対象年齢を拡大 （6歳まで→15歳までに拡大） 0歳から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者 （県の小児医療福祉制度非該当である者）					
	河内町 小美玉市 （＊）	小児 （県の事業の 上乗せ分）	90	*平成25年10月診療分から受託している小児医療について対象年齢を拡大 （9歳まで→15歳までに拡大） 0歳から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者 （県の小児医療福祉制度非該当である者）					
	境町 （＊）	小児 （県の事業の 上乗せ分）	90	*平成23年4月診療分から受託している小児医療について対象年齢を拡大 （9歳まで→15歳までに拡大） 0歳から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者 （県の小児医療福祉制度非該当である者）					
	つくば市 （＊）	小児 （県の事業の 上乗せ分）	90	*平成19年4月診療分から受託している小児医療について対象年齢を拡大 （5歳まで→15歳までに拡大） 0歳から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者 （県の小児医療福祉制度非該当である者）					
	つくば みらい市 （＊）	小児 （県の事業の 上乗せ分）	90	*平成23年10月診療分から受託している小児医療について対象年齢を拡大 （9歳まで→15歳までに拡大） 0歳から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者 （県の小児医療福祉制度非該当である者）					
		県内 各市町村 （日立市及び 高萩市除く） （＊）	小児 （県の事業の 上乗せ分）	92	*県の事業（84.08.***.＊）の拡大に伴い、実施機関番号（92.08.***.＊）を廃止			平成26年9月診療分までの取扱い	
	県内 各市町村	小児慢性 （国の事業の 上乗せ分）	60	県内に居住する中学校入学後から18歳未満の者（所得制限を設ける） 継続申請は20歳未満	15,000円以内/月	○院内処方の場合 15,000円以内/月 ○院外処方の場合 医療機関5,000円以内 /月 薬局10,000円以内/月	対象外	県内の 医療機関等	平成27年 1月診療分
	那珂市	小児 （県の事業の 上乗せ分）	90	*県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 中学校1年生から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者（所得制限あり）	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月	
					入院	入院外				
茨城県	ひたちなか市	小児 (県の事業の 上乘せ分)	90	*県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 中学校1年生から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者(入院外のみ)(所得制限あり)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成27年 4月診療分	
	結城市	小児 (県の事業の 上乘せ分)	94	*県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(所得 制限なし)						
	常陸太田市	小児 (県の事業の 上乘せ分)	94	*県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(所得制 限なし)						
	鹿嶋市	小児 (県の事業の 上乘せ分)	94	*県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(所得制 限なし)						
	稲敷市	小児 (県の事業の 上乘せ分)	94	*県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (所得制限なし)						
	県内 各市町村 (*)	小児慢性 特定疾患治療	52	*児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、小児慢性特定疾患治療(国が行う小児慢性特定疾患治療研究事業の制度拡大分)については、平成26年12月診療分までの取扱い。					平成26年12月診療分までの取扱い	
	日立市 (*)	小児 (県の事業の 上乘せ分)	90	*平成26年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について入院外の年齢対象を拡大 (入院外:小学校6年生→中学校3年生までに拡大) 0歳から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成27年 10月診療分	
	常陸大宮市	小児 (県の事業の 上乘せ分)	90	*県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 中学校1年生から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者(所得制限あり)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし				
	筑西市	小児 (県の事業の 上乘せ分)	94	*県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 高校生の年齢に相当する者(所得制限なし)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成28年 4月診療分	
	境町	マル境 (県の事業の 上乘せ分)	94	*県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 16歳から20歳の年齢に相当する者(所得制限なし) 19歳から20歳の年齢に該当する者については、学校教育法及び国民年金法に規定する学生である者(所得 制限あり))	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし				
	県内 各市町村 (*)	小児	84	*平成26年10月診療分から受託内容を変更した小児医療について、所得制限を緩和 入 院: 満15歳に達した日以後最初の3月31日までの者(所得制限あり) 入院外: 満12歳に達した日以後最初の3月31日までの者(所得制限あり)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成28年 10月診療分	
			86	*平成20年4月診療分から受託している妊産婦医療について、所得制限を緩和 母子保健法(昭和40年法律第141号)第15条に規定する妊娠の届出のあった日の属する月の初日から出産 (流産を含む)のあった日の属する月の翌月の末日に達するまでの者(母子家庭の母子、父子家庭の子及び 重度心身障害者等に掲げる者を除く)						
		妊産婦	96	県のマル福制度非該当(所得超過)である者	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等		
		那珂市	妊産婦 (県の事業の 上乘せ分)	94						*県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(所得制 限なし)
		牛久市	小児 (県の事業の 上乘せ分)	94						*県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(所得制 限なし)
小美玉市	小児 (県の事業の 上乘せ分)	94	*県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(所得制 限なし)							

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
茨城県	水戸市 （＊）	小児 （県の事業の 上乗せ分）	90	*平成26年10月診療分から受託している小児医療について、県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 また、所得制限を緩和 （県の小児医療福祉制度で対象とならない就学前までの子どもを対象者に追加） （所得制限を緩和） 就学前までの子ども及び中学校1年生から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者 （所得制限あり）	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成28年 10月診療分
	那珂市 （＊）	小児 （県の事業の 上乗せ分）	90	*平成27年1月診療分から受託している小児医療について、対象年齢等を拡大 （中学校1年生から中学校3年生まで→0歳から中学校3年生までに拡大） 0歳から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者（所得制限なし） （県の小児医療福祉制度非該当者である者）					
	龍ヶ崎市 常総市	小児 （県の事業の 上乗せ分）	94	*県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（所得制限なし）	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成29年 4月診療分
	日立市 桜川市	小児 （県の事業の 上乗せ分）	94	*県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（所得制限なし）	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成29年 10月診療分
	潮来市	妊産婦 （県の事業の 上乗せ分）	96	県のマル福制度非該当（所得超過）である者	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし			
	坂東市	小児 （県の事業の 上乗せ分）	94	*県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（所得制限なし）	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成29年 12月診療分
	利根町	小児 （県の事業の 上乗せ分）	90	県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 入院外:中学校1年生から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者（所得制限なし）	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
		小児 （県の事業の 上乗せ分）	94	県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（所得制限なし）					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
茨城県	県内 各市町村 （＊）	小児	84	*平成28年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、入院の対象年齢を拡大 （入 院：満15歳→満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者に拡大） 入 院：0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者（所得制限あり） 入院外：0歳から満12歳に達した日以後最初の3月31日までの者（所得制限あり）	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成30年 10月診療分
	城里町 埴町 筑西市 （＊）	小児 （県の事業の 上乘せ分）	90	*平成26年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大 （満15歳→満18歳に拡大） 0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者 （県の小児医療福祉制度非該当である者）	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし			
	北茨城市 （＊）	小児 （県の事業の 上乘せ分）	90	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大 （満15歳→満18歳に拡大） 0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者 （県の小児医療福祉制度非該当である者）	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし			
	結城市 高萩市 取手市 大洗町 東海村 神栖市 潮来市 阿見町 行方市 （＊）	小児 （県の事業の 上乘せ分）	90	*平成26年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大 （満15歳→満18歳に拡大） 0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者 （県の小児医療福祉制度非該当である者）	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし			
	茨城町 八千代町 下妻市 五霞町 （＊）	小児 （県の事業の 上乘せ分）	90	*平成26年10月診療分から受託している小児医療について、入院外の対象年齢を拡大 （満15歳→満18歳に拡大） 入院外：満12歳に達した日以降最初の4月1日から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者（所得制限あり）		医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし			
	鉾田市 （＊）	小児 （県の事業の 上乘せ分）	90	*平成26年10月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大 （満13歳から満15歳→0歳から満18歳に拡大） 0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者 （県の小児医療福祉制度非該当である者）	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
茨城県	古河市 龍ヶ崎市 常陸太田市 大子町 牛久市 稲敷市 坂東市 桜川市 小美玉市 (＊)	小児 (県の事業の 上乘せ分)	90	*平成26年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大 (満15歳→満18歳に拡大) 0歳から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成30年 10月診療分
	日立市 (＊)	小児 (県の事業の 上乘せ分)	90	*平成27年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大 (満15歳→満18歳に拡大) 0歳から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし			
	鹿嶋市 (＊)	小児 (県の事業の 上乘せ分)	90	*平成26年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大 (満13歳から満15歳→0歳から満18歳に拡大) 0歳から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし			
	利根町 (＊)	小児 (県の事業の 上乘せ分)	90	*平成30年4月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大 (入院外:満13歳から満15歳→0歳から満18歳に拡大) 0歳から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし			
	常総市 (＊)	小児 (県の事業の 上乘せ分)	90	*平成26年10月診療分から助成内容を変更した小児医療についての対象年齢を拡大 (満12歳まで→満18歳までに拡大) 0歳から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし			
	石岡市 守谷市 (＊)	小児 (県の事業の 上乘せ分)	90	*平成26年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、入院の対象年齢を拡大 (入院:満15歳まで→満18歳までに拡大) 入 院:0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者 入院外:0歳から満15歳に達した日以後最初の3月31日までの者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし			
	那珂市 (＊)	小児 (県の事業の 上乘せ分)	90	*平成28年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、入院の対象年齢を拡大 (入院:満15歳まで→満18歳までに拡大) 入 院:0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者 入院外:0歳から満15歳に達した日以後最初の3月31日までの者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし			
	境町 (＊)	マル境 (県の事業の 上乘せ分)	94	*平成28年4月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を変更 (満16歳から→18歳に達した日以降最初の4月1日からに変更) 満18歳に達した日以降最初の4月1日から満20歳に達した日以後最初の3月31日までの者(学校教育法及び 国民年金法に規定する学生である者(所得制限あり))	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし			
	県内 各市町村 (境町、古河 市を除く)	小児 (県の事業の 上乘せ分)	94	*県の事業(84.08.****)の拡大に伴い、実施機関番号(94.08.****)を(90.08.****)に統一				平成30年9月診療分までの取扱い	
	古河市 (＊)	マル古 (県の事業の 上乘せ分)	94	*平成26年10月診療分から受託している小児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (→満18歳に達する日以後の最初の4月1日から満20歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (学校教育法に規定する学生である者(所得制限あり))に拡大) *県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(所 得制限なし) 満18歳に達する日以後の最初の4月1日から満20歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(学 校教育法に規定する学生である者(所得制限あり))	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成27年 6月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月	
					入院	入院外				
茨城県	古河市（＊）	マル古（県の事業の上乗せ分）	94	*平成27年6月診療分から助成内容を変更したマル古について、対象年齢を変更（県の小児医療福祉制度で対象とならない満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(所得制限なし)→対象外） 満18歳に達する日以後の最初の4月1日から満20歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(学校教育法に規定する学生である者(所得制限あり)) ・平成30年3月31日をもって終了、ただし、平成30年度は経過措置として、平成29年度内に19歳に到達したもので、今年度も対象要件を満たす者のみ申請により資格を持つことが可能	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成30年10月診療分	
	美浦村	小児（県の事業の上乗せ分）	90	*県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（所得制限なし）	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成31年4月診療分	
		妊産婦（県の事業の上乗せ分）	96	県のマル福制度非該当(所得超過)である者	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等		
	河内町（＊）	小児（県の事業の上乗せ分）	90	*平成26年10月診療分から助成内容変更した小児医療について、対象年齢を拡大（満15歳→満18歳に拡大） 0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者（県の小児医療福祉制度非該当である者）	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等		
	那珂市（＊）	小児（県の事業の上乗せ分）	90	*平成30年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、入院外の対象年齢を拡大（満15歳→満18歳に拡大） 0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者（県の小児医療福祉制度非該当である者）	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等		
	古河市	マル古（県の事業の上乗せ分）	94	*平成30年10月診療分から助成内容を変更したマル古について、経過措置期間終了に伴い取扱いを終了。						平成31年3月診療分までの取扱い
	県内各市町村（＊）	重度心身障害者	83	*平成18年7月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者を拡大（→精神障害者保健福祉手帳1級保持者） 1. 身体障害者手帳1・2級・3級内部障害者 2. IQ35以下の者 3. 身体障害者手帳3級かつIQ50以下の者 4. 特別児童扶養手当1級支給児童 5. 障害年金等1級受給権者 6. 精神障害者保健福祉手帳1級保持者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成31年4月診療分	
	水戸市（＊）	小児（県の事業の上乗せ分）	90	*平成28年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大し、所得制限を緩和（入院：就学前までの子ども及び中学校1年生から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者→18歳までに拡大） （入院外：就学前までの子ども及び中学校1年生から中学校3年生の学年の終わりまでの間にある者→15歳までに拡大） （所得制限あり→所得制限なしに変更） ・入院：0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者（所得制限なし） ・入院外：0歳から満15歳に達した日以後最初の3月31日までの者（所得制限なし） （県の小児医療福祉制度非該当である者）	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和元年10月診療分	
	石岡市（＊）	小児（県の事業の上乗せ分）	90	*平成30年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、入院外の対象年齢を拡大（入院外：満15歳まで→満18歳までに拡大） ・入院：0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者 ・入院外：0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者（県の小児医療福祉制度非該当である者）	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等		
	かすみがうら市（＊）	小児（県の事業の上乗せ分）	90	*平成26年10月診療分から受託している小児医療について、所得制限を廃止し、対象年齢を拡大（中学1年生から中学校3年生→0歳から中学校3年生に拡大） （所得制限あり→所得制限なしに変更） ・0歳から中学3年生までの者（所得制限なし） （県の小児医療福祉制度非該当である者）	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
茨城県	笠間市（＊）	小児（県の事業の上乗せ分）	90	*平成26年10月診療分から受託している小児医療福祉制度について、対象年齢を拡大（中学校3年生の学年の終わりまで→満18歳に達した日以後最初の3月31日まで） *県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 満12歳に達した日以後最初の4月1日から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者（所得制限あり）		医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 4月診療分
	常陸大宮市（＊）	小児（県の事業の上乗せ分）	90	*平成27年10月診療分から受託している小児医療福祉制度について、対象年齢を拡大（中学校3年生の学年の終わりまで→満18歳に達した日以後最初の3月31日まで） *県の小児医療福祉制度で対象とならない者に対して医療費の助成を実施 満12歳に達した日以後最初の4月1日から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者（所得制限あり）		医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	
	日立市	妊産婦（県の事業の上乗せ分）	96	県のマル福制度非該当（所得超過）である者	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 4月診療分
	水戸市	小児慢性（国の事業の上乗せ分）	60	*国が行う小児慢性特定疾病医療制度の対象基準の拡大 水戸市に居住する満12歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（所得制限あり） 継続申請は20歳未満	15,000円以内/月	○院内処方の場合 15,000円以内/月 ○院外処方の場合 医療機関5,000円以内/月 薬局10,000円以内/月	対象外	県内の医療機関等	令和2年 4月診療分
	県内各市町村（＊）	小児慢性（国の事業の上乗せ分）	60	*平成27年1月診療分から受託している小児慢性特定疾患治療研究事業の制度拡大事業について対象者の居住地を変更（県内に居住→県内（水戸市を除く）に居住） 県内（水戸市を除く）に居住する満12歳に達する日以後の最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（所得制限あり） 継続申請は20歳未満	15,000円以内/月	○院内処方の場合 15,000円以内/月 ○院外処方の場合 医療機関5,000円以内/月 薬局10,000円以内/月	対象外	県内の医療機関等	令和2年 4月診療分
	水戸市（＊）	小児（県の事業の上乗せ分）	90	*令和元年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大（入院外：15歳まで→18歳まで） 0歳から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（県の小児医療福祉制度非該当である者）	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 10月診療分
	土浦市（＊）	小児（県の事業の上乗せ分）	90	*平成26年10診療分から助成内容を変更した小児医療について対象年齢を拡大（15歳まで→18歳まで） 0歳から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（県の小児医療福祉制度非該当である者）	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 10月診療分
	日立市	ひとり親（県の事業の上乗せ分）	91	県のマル福制度非該当（所得超過）である者	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
茨城県	神栖市	ひとり親家庭 (県の事業の上乗せ分)	91	県のひとり親家庭医療福祉制度非該当(所得超過)である者	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 7月診療分
		重度心身 障害者 (県の事業の上乗せ分)	95	県の重度心身障害者医療福祉制度非該当(所得超過)である者	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和3年 7月診療分
	守谷市 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成30年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大 (外来:15歳まで→18歳までに拡大) 入院外:0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 10月診療分
	ひたちなか市 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成27年4月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大 (中学校3年生→高校3年生に拡大) 12歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(入院外のみ)(所得制限あり)			対象外	県内の 医療機関等	
	かすみがうら市 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*令和元年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
	つくば みらい市 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成26年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
	つくば市 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成26年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 0歳から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (県の小児医療福祉制度非該当である者)	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
	下妻市	妊産婦(県の事業の上乗せ分)	96	県のマル福制度非該当(所得超過)である者	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
茨城県	下妻市（＊）	小児 （県の事業の上乗せ分）	90	*平成30年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大し、所得制限を廃止（所得制限あり→所得制限なしに変更） （入院：12歳から15歳→0歳から満18歳） （入院外：12歳から18歳→0歳から満18歳） 入院：0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者 入院外：0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
	八千代町（＊）	小児 （県の事業の上乗せ分）	90	*平成30年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大し、所得制限を廃止（所得制限あり→所得制限なしに変更） （入院：12歳から15歳→0歳から満18歳） （入院外：12歳から18歳→0歳から満18歳） 入院：0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者 入院外：0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
	つくばみらい市	妊産婦（県の事業の上乗せ分）	96	県のマル福制度非該当（所得超過）である者	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関	令和5年 4月診療分
	五霞町（＊）	小児 （県の事業の上乗せ分）	90	*平成30年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大し、所得制限を廃止（所得制限あり→所得制限なしに変更） （入院：12歳～15歳→0～18歳） （入院外：12歳～18歳→0～18歳） 入院：0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者 入院外：0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 4月診療分
	八千代町	妊産婦（県の事業の上乗せ分）	96	県のマル福制度非該当（所得超過）である者	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 6月診療分
	笠間市	ひとり親 （県の事業の上乗せ分）	91	県のひとり親家庭医療福祉制度非該当（所得超過）である者	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 7月診療分
		重度心身障害者 （県の事業の上乗せ分）	95	県の重度心身障害者医療福祉制度非該当（所得超過）である者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年 7月診療分
		妊産婦 （県の事業の上乗せ分）	96	県のマル福制度非該当（所得超過）である者	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 7月診療分
	笠間市（＊）	小児 （県の事業の上乗せ分）	90	*令和2年4月診療分から助成内容を変更した小児医療福祉制度について、対象年齢を拡大と所得制限を廃止 （満12歳に達した日以後最初の4月1日から→0歳からに拡大） （所得制限あり→所得制限なしに変更） *0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者 （県の小児医療福祉制度非該当者であるもの）	医療機関毎に 1日300円 月3000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
茨城県	常陸大宮市	妊産婦 (県の事業の上乗せ分)	96	県のマル福制度非該当(所得超過)である者	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
	茨城町 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成30年10月診療分から助成内容を変更した小児医療福祉制度について、対象年齢を拡大及び所得制限を廃止 (満12歳に達した日以後最初の4月1日から→0歳からに拡大) (所得制限あり→所得制限なしに変更) *0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者 (県の小児医療福祉制度非該当者であるもの)	医療機関毎に 1日300円 月3000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
	常陸大宮市 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*令和2年4月診療分から助成内容を変更した小児医療福祉制度について、対象年齢を拡大及び所得制限を廃止 (満12歳に達した日以後最初の4月1日から→0歳からに拡大) (所得制限あり→所得制限なしに変更) *0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者 (県の小児医療福祉制度非該当者であるもの)	医療機関毎に 1日300円 月3000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
	ひたちなか市 (*)	小児 (県の事業の上乗せ分)	90	*令和3年10月診療分から助成内容を変更した小児医療福祉制度について、対象年齢を拡大及び所得制限を廃止 (満12歳に達した日以後最初の4月1日から→0歳からに拡大) (所得制限あり→所得制限なしに変更) *0歳から満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者 (県の小児医療福祉制度非該当者であるもの)	医療機関毎に 1日300円 月3000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
	土浦市	妊産婦 (県の事業の上乗せ分)	96	県のマル福制度非該当(所得超過)である者	医療機関毎に 1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に 1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
	県内 各市町村 (*)	重度心身障害者	83	*平成31年4月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象者を拡大 (「身体障害者手帳3級又は4級かつ精神障害者保健福祉手帳2級の者」及び「知能指数50以下かつ精神障害者保健福祉手帳2級の者」を追加) 1.身体障害者手帳1・2級の交付を受けた者 2.身体障害者手帳3級の内部障害の交付を受けた者 3.知能指数が35以下と判断された者 4.身体障害者手帳3級又は4級の交付を受け、かつ知能指数50以下と判断された者 5.障害年金1級に該当された方 6.特別児童扶養手当1級の対象となった者 7.精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者 8.身体障害者手帳3級又は4級の交付を受け、かつ精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けた者 9.知能指数50以下と判断され、かつ精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けた者	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
	県内 各市町村 (*)	高齢重度障害者 (65歳以上)	85	*平成18年7月診療分から受託している高齢重度障害者医療について、対象者を拡大 (「身体障害者手帳3級又は4級かつ精神障害者保健福祉手帳2級の者」及び「知能指数50以下かつ精神障害者保健福祉手帳2級の者」を追加) 1.身体障害者手帳1・2級の交付を受けた者 2.身体障害者手帳3級の内部障害の交付を受けた者 3.知能指数が35以下と判断された者 4.身体障害者手帳3級又は4級の交付を受け、かつ知能指数50以下と判断された者 5.障害年金1級に該当された方 6.特別児童扶養手当1級の対象となった者 7.精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた者 8.身体障害者手帳3級又は4級の交付を受け、かつ精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けた者 9.知能指数50以下と判断され、かつ精神障害者保健福祉手帳2級の交付を受けた者	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
茨城県	北茨城市	妊産婦 (県の事業の 上乘せ分)	96	県のマル福制度非該当(所得超過)である者	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分
茨城県	かすみがうら 市	妊産婦 (県の事業の 上乘せ分)	96	県のマル福制度非該当(所得超過)である者	医療機関毎に1日300円 月3,000円限度	医療機関毎に1日600円 月2回限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
栃木県	県内各市町	特定疾患治療	51	*国が行う特定疾患治療研究事業の制度を拡大(対象疾病の拡大)	所得に応じて負担上限を設定 ただし、重症認定者等は自己負担なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	平成12年 9月診療分
	県内各市町	小児慢性特定疾患治療	52	*国が行う小児慢性治療研究事業の制度を拡大(対象範囲の拡大) 18歳未満の者(治療を要する場合は20歳未満まで延長)	なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	
	宇都宮市	小児慢性特定疾患治療	52	*国が行う小児慢性治療研究事業の制度を拡大(対象範囲の拡大) 18歳未満の者(治療を要する場合は20歳未満まで延長)	なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	
	県内各市町	乳幼児	60	3歳未満の乳幼児(3歳に達する日の属する月までの者) *国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担分がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成18年 4月診療分
	宇都宮市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	小学校6年生までの者	なし		食事標準負担額を助成	市内の医療機関等	平成20年 10月診療分
	21市町※1	乳幼児	60	*平成18年4月診療分から受託している乳幼児医療について、食事療養費の負担額変更 (食事標準負担額を助成→助成対象外) 3歳未満の乳幼児(3歳に達する日の属する月までの者) *国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担分がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成22年 4月診療分
	那須塩原市 (*)	こども医療 (県の事業の上乗せ分)	80	3歳到達月の翌月から6歳到達後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	那須塩原市・大田原市・那須町の医療機関等	
	宇都宮市 (*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*平成20年10月診療分から受託している乳幼児医療について、食事療養費の負担額変更 小学校6年生までの者	なし		対象外	市内の医療機関等	
	日光市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	3歳に達する日の属する月の翌月から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	日光市内の医療機関等	平成24年 4月診療分
	芳賀町 (*)	乳幼児	60	*平成18年4月診療分から受託している乳幼児医療について、食事療養費の負担額変更 (食事標準負担額を助成→助成対象外) 3歳未満の乳幼児(3歳に達する日の属する月までの者) *国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担分がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし		対象外	県内の医療機関等	
※1 栃木県内27市町中、真岡市、さくら市・茂木町・市貝町・芳賀町・高根沢町については、食事標準負担額を引き続き助成対象とする。									

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月	
					入院	入院外				
栃木県	宇都宮市	重度心身障がい者	81	・身体障がい者手帳1・2級の人と同程度の障がいのある方 *身体障がい者手帳3・4級と同程度の障がいがあり、知能指数が36以上50以下(療育手帳B1)を併せて持つ方 ・知能指数が35以下(療育手帳A・A1・A2)の方 *身体障がい者手帳3・4級と同程度の障がいがあり、知能指数が36以上50以下(療育手帳B1)を併せて持つ方 注: 小学校6年生までは、こども医療で対応	なし		対象外	県内の医療機関等	平成24年 10月診療分	
	芳賀町	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	3歳以上(3歳に達する日の属する月の翌月から)中学生まで *3事業の優先順位は①重度心身障害者②ひとり親家庭等③乳幼児の順	なし		対象外	町内の医療機関等		
		重度心身障害者	81	1. 身体障害者手帳1・2級または療育手帳A1・A2の者 2. 3歳以上(3歳に達する日の属する月の翌月から)中学生まで *3事業の優先順位は①重度心身障害者②ひとり親家庭等③乳幼児の順						
		ひとり親家庭等	82	1. ひとり親家庭の児童または養育者が養育する児童 2. 3歳以上(3歳に達する日の属する月の翌月から)中学生まで *3事業の優先順位は①重度心身障害者②ひとり親家庭等③乳幼児の順						
	宇都宮市 (*)	こども (県の事業の上乗せ分)	80	*平成22年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大 (市内の医療機関等→県内の医療機関等) 小学校6年生までの者	なし		対象外	県内の医療機関等		
	栃木市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	3歳に達する日の属する月の翌月から12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等		
	佐野市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	3歳に達する日の属する月の翌月から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	佐野市内の医療機関等		
	小山市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	満3歳に達する日の属する月の翌月から満12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 *国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担分がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし		対象外	小山市内の医療機関等		
	日光市	重度心身障害者	81	1.身体障害者手帳1級・2級の方 2.知能指数が35以下の知的障がいの方(療育手帳A1・A2) 3.身体障害者手帳3級・4級であって、かつ知能指数が50以下の知的障がい者と判定された方 *中学校3年生までは、こども医療で対応	なし		対象外	県内の医療機関等		
	野木町	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	3歳に達する日の属する月の翌月から12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	野木町、小山市、下野市、上三川町内の医療機関等(上三川町内の歯科を除く。)		平成25年 4月診療分
	那須烏山市 (*)	乳幼児	60	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、食事標準負担額の助成を拡大 (食事標準負担額助成対象外→食事標準負担額助成対象に拡大) 3歳未満の乳幼児(3歳に達する日の属する月までの者) *国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担分がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等		
	日光市 (*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*平成24年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象医療機関等を拡大 (日光市内の医療機関等→県内の医療機関等に拡大) 3歳に達する日の属する月の翌月から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等		
	足利市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	3歳に達する日の属する月の翌月から6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	足利市内の医療機関等		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月			
					入院	入院外						
栃木県	岩舟町	こども (県の事業の上乗せ分)	80	3歳に達する日の属する月の翌月から12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成25年9月診療分			
	市貝町	こども (県の事業の上乗せ分)	80	満3歳に達する日の属する月の翌月から満6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	芳賀郡市内(真岡市、市貝町、芳賀町、益子町、茂木町)を所在地とする保険医療機関等	平成25年11月診療分			
	鹿沼市	こども (県の事業の上乗せ分)	80	3歳に達する日の属する月の翌月から6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	市内の医療機関等	平成26年4月診療分			
	大田原市	こども (県の事業の上乗せ分)	80	3歳に達する日の属する月の翌月から6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	那須郡市内(大田原市・那須塩原市・那須町)の医療機関等				
	那須町	こども (県の事業の上乗せ分)	80	3歳に達する日の属する月の翌月から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	町内の医療機関等				
	日光市 (*)	こども (県の事業の上乗せ分)	80	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(15歳まで→18歳までに拡大) 3歳に達する日の属する月の翌月から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等				
	野木町 (*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象医療機関等を拡大(壬生町の協力医療機関を追加) 3歳に達する日の属する月の翌月から12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	野木町、小山市、下野市、上三川町内の医療機関等(上三川町内の歯科を除く。)及び壬生町の協力医療機関				
	下野市	こども (県の事業の上乗せ分)	80	3歳に達する日の属する月の翌月から6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成26年7月診療分			
	鹿沼市 (*)	こども (県の事業の上乗せ分)	80	*平成26年4月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等を拡大(鹿沼市内の医療機関等→鹿沼市内及び旧西方町の医療機関等に拡大) 3歳に達する日の属する月の翌月から6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	鹿沼市内及び旧西方町の医療機関等				
	栃木市 (*)	こども (県の事業の上乗せ分)	80	*平成25年4月診療分から受託しているこども医療について、対象年齢を拡大(12歳まで→15歳までに拡大) 3歳に達する日の属する月の翌月から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成26年10月診療分			
	県内各市町	特定医療費 (既認定者)	90	国が行う特定医療費(指定難病)の制度を拡大(対象疾病の拡大)	・自己負担上限額を限度として医療費の2割まで ・受診した複数の医療機関等の自己負担額を全て合算した上で自己負担限度額を適用		食事標準負担額の1/2を助成	県内の医療機関等	平成27年1月診療分			
		特定医療費 (新規認定者)	90				対象外					
	県内各市町 (*)	特定疾患治療研究事業	51	*難病の患者に対する医療等に関する法律の制定に伴い、特定疾患(国が行う特定疾患治療研究事業の制度拡大部分)については、平成26年12月診療分までの取扱い。					平成26年12月診療分までの取扱い			
	県内各市町 (宇都宮市を除く) (*)	小児慢性特定疾患治療研究事業	52	*児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、小児慢性特定疾患治療(国が行う小児慢性特定疾患治療研究事業の制度拡大部分)については、平成26年12月診療分までの取扱い。								
	宇都宮市 (*)	小児慢性特定疾患治療研究事業	52	*児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、小児慢性特定疾患治療(国が行う小児慢性特定疾患治療研究事業の制度拡大部分)については、平成26年12月診療分までの取扱い。								

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
栃木県	真岡市	こども (県の事業の上乗せ分)	80	学童期のこども (小学校就学から12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成27年 4月診療分
	那須烏山市	こども (県の事業の上乗せ分)	80	学齢期のこども (義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)			食事標準負担額を助成		
	上三川町	児童 (県の事業の上乗せ分)	80	学齢期の児童 (義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)			対象外		
	壬生町	こども (県の事業の上乗せ分)	80	学齢期のこども (義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)			対象外		
	那珂川町	こども (県の事業の上乗せ分)	80	学齢期のこども (義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)			対象外		
	19市町 ※2 (*)	乳幼児	60	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (3歳に達する日の属する月までの者→6歳に達する日以降の最初の3月31日までに拡大) 6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 *国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし		対象外		
	真岡市 さくら市 茂木町 市貝町 高根沢町 (*)	乳幼児	60	*平成18年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (3歳に達する日の属する月までの者→6歳に達する日以降の最初の3月31日までに拡大) 6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 *国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし		食事標準負担額を助成		
	那須烏山市 (*)	乳幼児	60	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (3歳に達する日の属する月までの者→6歳に達する日以降の最初の3月31日までに拡大) 6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 *国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし		食事標準負担額を助成		
	栃木市 (*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*平成26年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、栃木県が実施する子ども医療の助成対象年齢の拡大に伴い対象年齢を変更 (3歳に達する日の属する月の翌月から15歳に達する日以降の最初の3月31日まで→学齢期のこどもに変更) 学齢期のこども (小学校就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし		対象外		
	佐野市 (*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、栃木県が実施する子ども医療の助成対象年齢の拡大に伴い対象年齢を変更 (3歳に達する日の属する月の翌月から15歳に達する日以降の最初の3月31日まで→学齢期のこどもに変更) 学齢期のこども (小学校就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし		対象外	市内の医療機関等	
※2 栃木県内25市町中、真岡市・さくら市・茂木町・市貝町・高根沢町・那須烏山市以外。									

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月	
					入院	入院外				
栃木県	小山市 (＊)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、栃木県が実施する子ども医療の助成対象年齢の拡大に伴い対象年齢を変更 (3歳に達する日の属する月の翌月から12歳に達する日以降の最初の3月31日まで→学童期のこどもに変更) 学童期のこども (小学校就学から12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) *国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担分がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし		対象外	市内の医療機関等	平成27年 4月診療分	
	日光市 (＊)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*平成26年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、栃木県が実施する子ども医療の助成対象年齢の拡大に伴い対象年齢を変更 (3歳に達する日の属する月の翌月から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで→小学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者に変更) 小学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等		
	芳賀町 (＊)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*平成24年10月診療分から受託している乳幼児医療について、栃木県が実施する子ども医療の助成対象年齢の拡大に伴い対象年齢を変更 (3歳以上(3歳に達する日の属する月の翌月から)中学生まで→学齢期のこどもに変更) 学齢期のこども (小学校就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) *3事業の優先順位は①重度心身障害者②ひとり親家庭等③乳幼児の順	なし		対象外	町内の医療機関等		
	野木町 (＊)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*平成26年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、栃木県が実施する子ども医療の助成対象年齢の拡大に伴い対象年齢を変更し、対象医療機関等を拡大 (3歳に達する日の属する月の翌月から12歳に達する日以降の最初の3月31日まで→学童期のこどもに変更) (野木町、小山市、下野市、上三川町内の医療機関等(上三川町内の歯科を除く。))及び壬生町の協力医療機関→県内の医療機関等に拡大) 学童期のこども (小学校就学から12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし		対象外	県内の医療機関等		
	那須町 (＊)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*平成26年4月診療分から受託している乳幼児医療について、栃木県が実施する子ども医療の助成対象年齢の拡大に伴い対象年齢を変更 (3歳に達する日の属する月の翌月から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで→小学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までに変更) 小学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	町内の医療機関等		
	足利市 鹿沼市 大田原市 那須塩原市 下野市 市貝町 (＊)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*県の事業(60.09.***.*)の対象年齢の拡大に伴い、県の事業へ移行するため取扱いを終了					平成27年3月診療分までの取扱い	
	下野市	こども (県の事業の上乗せ分)	80	学齢期のこども(義務教育就学から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成27年 7月診療分	
	宇都宮市 鹿沼市	こども (県の事業の上乗せ分)	80	学齢期のこども(義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年 4月診療分	
	さくら市	児童 (県の事業の上乗せ分)	80	義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		食事標準負担額を助成			
	塩谷町	こども (県の事業の上乗せ分)	80	義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
栃木県	野木町 (*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (学童期のこども→学齢期のこども) 学齢期のこども (小学校就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成28年 4月診療分
	那須町 (*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	平成27年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象医療機関等を拡大 (町内の医療機関等→県内の医療機関等) 小学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外		
	市貝町	こども (県の事業の上乗せ分)	80	学齢期のこども(義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成28年 7月診療分
	栃木市	重度心身 障害者	81	1.身体障害者手帳1級・2級の方 2.知能指数35以下の方(療育手帳がA1・A2) 3.身体障害者手帳が3級・4級かつ知能指数50以下の方 *中学校3年生までは、こども医療で対応	なし		対象外	県内の 医療機関	平成29年 4月診療分
	真岡市	こども (県の事業の上乗せ分)	80	学齢期のこども(義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし		食事標準 負担額を助成		
	高根沢町	こども (県の事業の上乗せ分)	80	学齢期のこども(義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
	益子町	こども (県の事業の上乗せ分)	80	学齢期のこども(義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成30年 10月診療分
	足利市	こども (県の事業の上乗せ分)	80	学齢期のこども(義務教育就学から満15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成31年 4月診療分
	那須塩原市	こども (県の事業の上乗せ分)	80	学齢期のこども(義務教育就学から満15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし		対象外	県内の 医療機関等	
	茂木町	こども (県の事業の上乗せ分)	80	学齢期のこども(義務教育就学から満15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし		対象	県内の 医療機関等	
		ひとり親家庭	82	満15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童がいるひとり親家庭の保護者	なし		対象外	県内の 医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月	
					入院	入院外				
栃木県	下野市（＊）	こども（県の事業の上乗せ分）	80	*平成27年7月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大（15歳→18歳に拡大） 義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成31年4月診療分	
	芳賀町（＊）	こども（県の事業の上乗せ分）	80	*平成27年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大（町内の医療機関等→県内の医療機関等） 学齢期のこども（義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内の医療機関等		
	芳賀町	重度心身障害者	81	*平成24年10月診療分から受託している重度心身障害者医療について、制度変更に伴い取扱いを終了						平成31年3月診療分までの取扱い
		ひとり親家庭等	82	*平成24年10月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、制度変更に伴い取扱いを終了						
	小山市（＊）	こども（県の事業に上乗せ分）	80	*平成27年4月診療分から助成内容を変更しているこども医療について、対象年齢を拡大し、対象医療機関等を拡大（12歳→15歳に拡大） 義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和元年10月診療分	
	佐野市（＊）	こども（県の事業の上乗せ分）	80	*平成27年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大（市内の医療機関等→県内の医療機関等） 学齢期のこども（小学校就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内の医療機関等	令和2年4月診療分	
	日光市（＊）	重度心身障がい者	81	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障がい者医療について、子ども医療助成から重度心身障がい者医療費助成に移行する年齢の変更（18歳になって最初の4月1日から→中学1年生（満12歳になって最初の4月1日）） 1.身体障害者手帳1級・2級の方 2.知能指数が35以下の知的障がいの方（療育手帳A1・A2） 3.身体障害者手帳3級・4級であって、かつ知能指数が50以下の知的障がい者と判定された方 *小学校6年生までは、こども医療で対応	なし		対象外	県内の医療機関等	令和2年4月診療分	
	宇都宮市（＊）	こども（県の事業に上乗せ分）	80	*平成28年4月診療分から受託内容を変更しているこども医療について、対象年齢を拡大（学齢期のこども（義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）→義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） 義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分	
	大田原市	こども（県の事業に上乗せ分）	80	学齢期のこども（義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分	
	佐野市（＊）	こども（県の事業に上乗せ分）	80	*令和2年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大（15歳→18歳） 義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分	
	壬生町（＊）	こども（県の事業に上乗せ分）	80	*平成27年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大（5歳→18歳） 義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分	
	栃木市（＊）	重度心身障害者	81	*平成29年4月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象者を追加（精神障がい者保健福祉手帳1級の方を追加） 1.身体障害者手帳1級・2級の方 2.知能指数35以下の方（療育手帳がA1・A2） 3.身体障害者手帳が3級・4級かつ知能指数50以下の方 4.精神障がい者保健福祉手帳1級の方 *中学校3年生までは、こども医療で対応	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分	
	宇都宮市（＊）	重度心身障害者	81	*平成24年10月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象者を追加（精神障がい者保健福祉手帳1級の方を追加） ・身体障がい者手帳1・2級の人と同程度の障がいのある方 *身体障がい者手帳3・4級と同程度の障がいがあり、知能指数が36以上50以下（療育手帳B1）を併せて持つ方 ・知能指数が35以下（療育手帳A・A1・A2）の方 *身体障がい者手帳3・4級と同程度の障がいがあり、知能指数が36以上50以下（療育手帳B1）を併せて持つ方 ・精神障がい者保健福祉手帳1級の方 注：小学校6年生までは、こども医療で対応	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
栃木県	足利市（＊）	こども（県の事業に上乗せ分）	80	*平成31年4月診療分から受託しているこども医療について、対象年齢を拡大（15歳→18歳） 義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	栃木市（＊）	こども	80	*平成27年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大（15歳に達する日以降の最初の3月31日まで→18歳に達する日以降の最初の3月31日まで） 学齢期のこども （義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年1月診療分
	宇都宮市（＊）	こども（県の事業の上乗せ分）	80	学齢期のこども （義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ↓ （中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	足利市（＊）	こども（県の事業の上乗せ分）	80	学齢期のこども （義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ↓ （中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	栃木市（＊）	こども（県の事業の上乗せ分）	80	学齢期のこども （義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ↓ （中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	佐野市（＊）	こども（県の事業の上乗せ分）	80	学齢期のこども （義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ↓ （中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	鹿沼市（＊）	こども（県の事業の上乗せ分）	80	学齢期のこども （義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ↓ （中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	小山市（＊）	こども（県の事業の上乗せ分）	80	学齢期のこども （義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ↓ （中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	真岡市（＊）	こども（県の事業の上乗せ分）	80	学齢期のこども （義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ↓ （中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		食事標準負担額を助成	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	大田原市（＊）	こども（県の事業の上乗せ分）	80	学齢期のこども （義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ↓ （中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	那須塩原市（＊）	こども（県の事業の上乗せ分）	80	学齢期のこども （義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ↓ （中学校就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	さくら市（＊）	こども（県の事業の上乗せ分）	80	学齢期のこども （義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ↓ （中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		食事標準負担額を助成	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	那須烏山市（＊）	こども（県の事業の上乗せ分）	80	学齢期のこども （義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ↓ （中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		食事標準負担額を助成	県内医療機関等	令和5年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
栃木県	下野市 (＊)	こども(県の事業の上乗せ分)	80	学齢期のこども (義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ↓ (中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	日光市 (＊)	こども(県の事業の上乗せ分)	80	学齢期のこども (義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ↓ (中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	上三川町 (＊)	こども(県の事業の上乗せ分)	80	学齢期のこども (義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ↓ (中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	益子町 (＊)	こども(県の事業の上乗せ分)	80	学齢期のこども (義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ↓ (中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	茂木町 (＊)	こども(県の事業の上乗せ分)	80	学齢期のこども (義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ↓ (中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし		食事標準負担額を助成	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	市貝町 (＊)	こども(県の事業の上乗せ分)	80	学齢期のこども (義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ↓ (中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし		食事標準負担額を助成	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	芳賀町 (＊)	こども(県の事業の上乗せ分)	80	学齢期のこども (義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ↓ (中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	壬生町 (＊)	こども(県の事業の上乗せ分)	80	学齢期のこども (義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ↓ (中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	野木町 (＊)	こども(県の事業の上乗せ分)	80	学齢期のこども (義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ↓ (中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	塩谷町 (＊)	こども(県の事業の上乗せ分)	80	学齢期のこども (義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ↓ (中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	高根沢町 (＊)	こども(県の事業の上乗せ分)	80	学齢期のこども (義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ↓ (中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし		食事標準負担額を助成	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	那須町 (＊)	こども(県の事業の上乗せ分)	80	学齢期のこども (義務教育就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ↓ (中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	那珂川町 (＊)	こども(県の事業の上乗せ分)	80	学齢期のこども (義務教育就学から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ↓ (中学校就学から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
栃木県	宇都宮市（＊）	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること（ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること） ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること（ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること）	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	足利市（＊）	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること（ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること） ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること（ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること）	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	栃木市（＊）	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること（ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること） ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること（ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること）	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	佐野市（＊）	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること（ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること） ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること（ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること）	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	鹿沼市（＊）	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること（ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること） ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること（ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること）	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	小山市（＊）	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること（ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること） ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること（ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること）	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
栃木県	真岡市（＊）	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること（ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること） ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること（ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること）	なし		食事標準負担額を助成	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	大田原市（＊）	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること（ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること） ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること（ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること）	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	矢板市（＊）	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること（ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること） ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること（ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること）	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	那須塩原市（＊）	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること（ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること） ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること（ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること）	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	さくら市（＊）	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること（ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること） ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること（ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること）	なし		食事標準負担額を助成	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	那須烏山市（＊）	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること（ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること） ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること（ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること）	なし		食事標準負担額を助成	県内医療機関等	令和5年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
栃木県	下野市 (＊)	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること) ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	日光市 (＊)	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること) ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	上三川町 (＊)	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること) ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	益子町 (＊)	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること) ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	茂木町 (＊)	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること) ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし		食事標準負担額を助成	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	市貝町 (＊)	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること) ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること(ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること)	なし		食事標準負担額を助成	県内医療機関等	令和5年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
栃木県	芳賀町（＊）	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること（ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること） ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること（ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること）	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	壬生町（＊）	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること（ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること） ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること（ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること）	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	野木町（＊）	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること（ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること） ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること（ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること）	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	塩谷町（＊）	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること（ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること） ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること（ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること）	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	高根沢町（＊）	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること（ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること） ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること（ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること）	なし		食事標準負担額を助成	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	那須町（＊）	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること（ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること） ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること（ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること）	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
栃木県	那珂川町（＊）	乳幼児	60	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること（ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること） ↓ 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※国の公費負担医療制度が適用される場合又は生活保護に該当する場合は、国の制度又は生活保護が優先されること（ただし、国の制度又は生活保護で自己負担がある場合は、その自己負担分を助成対象とすること）	なし		対象外	県内医療機関等	令和5年4月診療分
	矢板市	こども（県の事業に上乗せ分）	80	中学生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
	真岡市	小学生	80	＊平成27年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、現行小学生相当が使用している「80.09.009.5」の取り扱いについては、令和5年3月31日まで				令和5年3月診療分までの取扱い	
	鹿沼市	重度心身障害	81	1.身体障害者手帳1・2級又は同程度の障がいのある方 2.療育手帳のA1・A2又は知能指数が35以下と判定された方 3.身体障害者手帳3・4級及び同程度の障がいであって、療育手帳がB1又は知能指数が50以下と判定された障がいを重複している方 4.精神障害者保健福祉手帳1級の方 上記の障がいをもつ65歳未満の方が現物給付対象者 ＊高校3年生までは、こども医療優先	なし		対象外	鹿沼市内の医療機関等（医科、調剤）	令和5年10月診療分
	小山市	重度心身障がい者	81	・身体障害者手帳1・2級と同程度の障がいのある者 ・知能指数が35以下の者（療育手帳A1・A2） ・身体障害者手帳3・4級と同程度の障がいがあり、かつ知能指数が50以下（療育手帳B1）の者 ・精神障害者保健福祉手帳1級の者 ※小学校6年生までは、こども医療で対応	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
栃木県	下野市	重度心身障がい者	81	・身体障がい者手帳1級・2級の方と同程度の障害のある方 ・療育手帳A1・A2または、知能指数35以下の判定を受けた方 ・身体障がい者手帳3級・4級と同程度の障がいがあり、知能指数50以下の判定を受けた方 ・精神障がい者保健福祉手帳1級の方 ※高校3年生までは、こども医療優先	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年4月診療分
栃木県	那珂川町	ひとり親	82	配偶者のない者であって、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を現に扶養している者及びその児童 ※高校3年生まではこども医療優先	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年4月診療分
栃木県	那珂川町	妊産婦	83	母子保健法(昭和40年法律第141号)第15条の規定による妊娠の届出が、受理された日の属する月の初日(ただし、妊娠の届出が受理された日の属する月の初日以前についても明らかに妊娠に起因する産科的疾病のため受療した場合は、その受療日)から、出産(流産及び死産を含む)した日の属する月の翌月末日までの女子 ※高校3年生まではこども医療優先	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	県内各市町村	特定疾患治療	51	*国が行う特定疾患治療研究事業の制度を拡大(対象疾病の拡大)	所得に応じて負担上限を設定 ただし、重症認定者等は自己負担なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	平成12年 9月診療分
	川口市	重度心身障害者	82	1. 65歳未満の身体障害者手帳1級・2級・3級・療育手帳A 2. 65歳以上で老人保健法施行令で定める障害の認定を受けた者 *1医療機関(総合病院は1診療科目)の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)	なし		対象外	川口市及び鳩ヶ谷市内の医療機関等	平成19年 4月診療分
		ひとり親家庭	83	18歳未満(障害者は20歳未満)の児童及び母又は父又は療育者 *1医療機関(総合病院は1診療科目)の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)					
		乳幼児	81	小学校就学前まで(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *1医療機関(総合病院は1診療科目)の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)					
	鳩ヶ谷市	乳幼児	81	*1医療機関(総合病院は1診療科目)の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)	なし		食事標準負担額の1/2を助成	市内の医療機関等	平成19年 10月診療分
	春日部市	こども医療	81	7歳の誕生日までの末日までとする (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *1医療機関(総合病院は1診療科目)の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)	なし		食事標準負担額を助成	市内の医療機関等	
	寄居町	こども医療費支給事業	81	入 院:0歳児から15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者 入院外:0歳児から中学校就学前までの児童 *1医療機関(総合病院は1診療科目)の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)	なし		食事標準負担額を助成	町内の医療機関等	
	和光市	乳幼児	81	*6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *入院は対象外(償還払い) *1医療機関(総合病院は1診療科目)の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)		なし		市内の医療機関等	平成19年 10月診療分
		重度心身障害者	82	1. 身体障害者手帳1級～3級の人 2. 療育手帳 OA、A、Bの人 3. 身体障害者手帳4級の一部 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、老人保健受給者又は高齢者受給者は、対象としない) *入院は対象外(償還払い) *1医療機関(総合病院は1診療科目)の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)					
		ひとり親	83	母子、父子、養育者家庭で18歳に達する年度末までの児童(20歳未満の障害のある児童)と保護者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *入院は対象外(償還払い) *1医療機関(総合病院は1診療科目)の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)		医療機関ごとに1,000円まで(ただし、保険薬局での自己負担なし) *非課税世帯は自己負担なし			
	川島町	子育て支援医療	81	入 院:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *1医療機関(旧総合病院は1診療科目)の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則全額償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う) *21年1月診療分から川越市の医療機関について拡大	なし		食事標準負担額を助成	川越市、川島町及び比企管内(東松山市、吉見町、滑川町、鳩山町、嵐山町、小川町、ときがわ町、東秩父村)に所在する協定医療機関等	平成20年 1月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月	
					入院	入院外				
埼玉県	志木市	乳幼児	81	6歳に達した日の属する年度の末日までにある者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *入院は対象外(償還払い) *1医療機関(総合病院は1診療科目)の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上の場合は、原則全額償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)		なし		志木市、和光市、朝霞市、新座市の4市内に所在する医療機関等	平成20年 4月診療分	
		重度心身障害者	82	1. 身体障害者手帳 1級～3級の者 2. 療育手帳 ○A、A、Bの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *入院は対象外(償還払い) *1医療機関(総合病院は1診療科目)の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上の場合は、原則全額償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)		なし		志木市、和光市、朝霞市、新座市の4市内に所在する医療機関等		
		ひとり親家庭	83	1. 18歳に達した日の属する年度の末日までにある者及びその父、母又は養育者 2. 20歳未満で、「志木市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則」に定める程度の障害の状態にある者及びその父、母又は養育者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *入院は対象外(償還払い) *1医療機関(総合病院は1診療科目)の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上の場合は、原則全額償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)		医療機関ごとに1,000円まで負担 *非課税世帯は負担なし *薬局での自己負担なし	志木市、和光市、朝霞市、新座市の4市内に所在する医療機関等			
	本庄市 美里町 神川町 上里町	乳幼児	81	小学校就学前までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *1医療機関(総合病院は1診療科目)の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上の場合は、原則全額償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)	なし		食事標準負担額を助成	本庄市、美里町、神川町、上里町の1市3町内に所在する協定医療機関等		
	狭山市	こども医療費支給事業	81	0歳児から小学校3年生まで	なし		食事標準負担額を助成	市内の医療機関等	平成20年 10月診療分	
	久喜市	子ども医療費支給事業	81	入 院:0歳児から15歳到達年度末まで 入院外:0歳児から小学校就学前まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)	なし		食事標準負担額を助成	市内の医療機関等		
	さいたま市	子育て支援	81	6歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない)	なし		食事標準負担額の1/2を助成	市内の医療機関等		平成21年 4月診療分
		心身障害者	82	1.身体障害手帳1級～3級の者 2. 療育手帳 ○A、A、Bの者 3. 65歳以上で、埼玉県後期高齢者医療広域連合が認定した者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない)	なし		食事標準負担額の1/2を助成 ※生活療養費は助成対象外 ただし、厚生労働大臣が定める者について、食事の提供たる療養が行なわれた場合は1/2を助成	市内の医療機関等		
		ひとり親家庭等	83	母子・父子・養育者家庭等で、18歳に達する年度末までの児童(20歳未満の障害のある児童)と保護者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない)	なし					
	川口市 (*)	子ども医療	81	*平成19年4月診療分から受託している乳幼児医療について制度名を変更 小学校就学前まで(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *1医療機関(総合病院は1診療科目)の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)	なし		対象外	川口市及び鳩ヶ谷市内の医療機関等		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	東松山市	こども医療	81	満15歳に到達する日以後の最初の3月31日まで(中学校終了前まで) *1医療機関(総合病院は1診療科目)の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)	なし		食事標準負担額を助成	東松山市及び比企管内(川島町、吉見町、滑川町、鳩山町、嵐山町、小川町、ときがわ町、東秩父村)に所在する協定医療機関等	平成21年4月診療分
	狭山市(*)	こども医療	81	*平成20年10月診療分から受託しているこども医療について、対象年齢の拡大(小学校3年生まで→小学校4年生までに拡大) 小学校4年生修了時まで	なし		食事標準負担額を助成	市内の医療機関等	
	鳩ヶ谷市	重度心身障害者	82	1. 65歳未満の身体障害者手帳1級・2級・3級 2. 療育手帳 OA、A、Bの者 3. 65歳以上で埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた者 *1医療機関(総合病院は1診療科目)の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが支払基金に請求された場合は、通常に処理を行う)	なし		対象外	川口市及び鳩ヶ谷市内の医療機関等	
		ひとり親	83	ひとり親家庭等の18歳到達後の年度末までの児童(障害のある児童は20歳未満)とその母(父)又は養育者 *1医療機関(総合病院は1診療科目)の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが支払基金に請求された場合は、通常に処理を行う)					
	鳩山町	こども医療	81	満15歳に到達する日以後の最初の3月31日まで(中学校終了前まで) *1医療機関(総合病院は1診療科目)の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)	なし		食事標準負担額を助成	町内の医療機関等	
埼玉県	志木市(*)	子ども医療費(児童)	81	*平成20年4月診療分から受託している子ども医療費(乳幼児)(81.11.028.0)と区別し、対象年齢を拡大の上、子ども医療費(児童)として新たに実施機関番号(81.11.228.6)を設定 ・小学校1年生の7月から小学校6年生の年度末まで (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない) *入院は対象外(償還払い) *1医療機関(総合病院は1診療科目)の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上の場合は、原則全額償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)		なし		志木市、朝霞市、和光市、新座市の4市内に所在する医療機関等	平成21年7月診療分
	志木市(*)	子ども医療費(乳幼児)	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について制度名を子ども医療費(乳幼児)へ変更 ・6歳に達した日の属する年度の末日までにある者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *入院は対象外(償還払い) *1医療機関(総合病院は1診療科目)の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上の場合は、原則全額償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)					
	志木市(*)	ひとり親家庭	83	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、子ども分の自己負担額を廃止 1. 18歳に達した日の属する年度の末日までにある者及びその父、母又は養育者 2. 20歳未満で、「志木市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則」に定める程度の障害の状態にある者及びその父、母又は養育者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *入院は対象外(償還払い) *1医療機関(総合病院は1診療科目)の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上の場合は、原則全額償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)		対象世帯の父、母または養育者について、医療機関ごとに1,000円まで負担 *非課税世帯は負担なし *薬局での自己負担なし			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	本庄市（＊）	子ども医療	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢の拡大（小学校就学前まで→中学校就学前までに拡大） 中学校就学前までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない） *1医療機関（総合病院は1診療科目）の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上の場合は、原則全額償還払いとする （ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う）	なし		食事標準負担額を助成	本庄市、美里町、神川町、上里町の1市3町内に所在する協定医療機関等	平成21年7月診療分
	美里町（＊）	こども医療	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢の拡大（小学校就学前まで→中学校就学前までに拡大） 中学校就学前までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない） *1医療機関（総合病院は1診療科目）の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上の場合は、原則全額償還払いとする （ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う）					
	さいたま市（＊）	子育て支援	81	*平成21年4月診療分から受託している子育て支援医療について、対象年齢を拡大（6歳に達した日以降の最初の3月31日まで→中学校卒業年度の3月31日までに拡大） 中学校卒業年度の3月31日までの間にある者	なし		食事標準負担額の1/2を助成	市内の医療機関等	平成21年10月診療分
	入間市	子ども医療	81	0歳から小学校就学前の3月31日まで	なし		食事標準負担額を助成	市内の医療機関等	
	鳩ヶ谷市（＊）	子ども医療	81	*平成19年4月診療分から受託している乳幼児医療について制度名の変更 小学校就学前まで（満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで） （ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない） *1医療機関（総合病院は1診療科目）の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする （ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う）	なし		対象外	川口市及び鳩ヶ谷市内の医療機関等	
	春日部市	重度心身障害者医療	82	1.身体障害手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者 3.65歳以上で、埼玉県後期高齢者医療広域連合が認定した者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない）	なし		食事標準負担額の1/2を助成	市内の医療機関等	
	越谷市	重度心身障害者	82	1.身体障害者手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない） *1医療機関（総合病院は1診療科目）の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする （ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う）	なし		対象外	市内の医療機関等	平成22年1月診療分
	朝霞市	こども医療	81	小学校6年生までの子ども （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない） *入院は対象外（償還払い） *1医療機関（総合病院は1診療科目）の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする （ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う）	なし			朝霞・志木・新座・和光市内の医療機関等	
		重度心身障害者	82	1.65歳未満の身体障害者手帳1・2・3級 2.療育手帳 ○Ａ・Ａ・Ｂ所持者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない） *入院は対象外（償還払い） *1医療機関（総合病院は1診療科目）の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする （ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う）					
		ひとり親家庭等	83	18歳未満（障害者は20歳未満）の児童及び母又は父又は養育者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない） *入院は対象外（償還払い） *1医療機関（総合病院は1診療科目）の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする （ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う）					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	久喜市（＊）	子ども医療	81	*平成20年10月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大（小学校就学前まで→小学校卒業年度末までに拡大） 入 院：0歳児から15歳到達年度末まで 入院外：0歳児から小学校卒業年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする （ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う）	なし		食事標準負担額を助成	市内の医療機関等	平成22年1月診療分
	行田市	子ども	81	入 院：15歳に達する日以後最初の3月31日まで 入院外：中学校就学前まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする （ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う） *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②子ども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし		食事標準負担額を助成	市内の医療機関等	
		重度心身障害者	82	1.身体障害者手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者 *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする （ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う） *15歳に達する日以後最初の3月31日までの者については、子ども医療において食事療養費を助成する *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②子ども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし		対象外	市内の医療機関等	
		ひとり親	83	母子家庭・父子家庭・養育者家庭・父または母に一定の障がいのある親と子（18歳に達する年度の末日まで。 ただし、一定の障がいのある児童は20歳未満） *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする （ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う） *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②子ども医療③ひとり親家庭等医療の順	1,200円/日 *薬局での自己負担なし *市民税非課税者は負担金免除	1,000円/月 *薬局での自己負担なし *市民税非課税者は負担金免除	対象外	市内の医療機関等	
	(新)加須市	子育て支援	81	*平成22年3月23日に加須市・騎西町・北川辺町・大利根町が合併 0歳から15歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする （ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う）	なし		食事標準負担額を助成	(新)加須市内の協力医療機関等	平成22年4月診療分
	上尾市	こども	81	未就学児 *2事業の優先順位は①こども医療②ひとり親家庭等医療の順	なし		食事標準負担額を助成	市内の指定医療機関等	
		ひとり親	83	ひとり親家庭の父もしくは母又は養育者及び児童（18歳に達した日の属する年度の末日までにある者及び20歳未満で規則で定める程度の障害の状態にある者） *2事業の優先順位は①こども医療②ひとり親家庭等医療の順					
	(新)久喜市	子ども	81	*平成22年3月23日に久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷲宮町が合併 *旧久喜市は平成20年10月診療分から受託済み（合併する3町について、平成22年4月診療分より取扱い） 入 院：0歳児から15歳到達年度末まで 入院外：0歳児から12歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする （ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う）	なし		食事標準負担額を助成	(新)久喜市内の医療機関等	
	狭山市（＊）	こども	81	*平成21年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大（小学校4年生まで→小学校5年生までに拡大） 小学校5年生修了時まで	なし		食事標準負担額を助成	市内の医療機関等	
入間市（＊）	子ども	81	*平成21年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大（小学校就学前まで→入院：小学校3年生、入院外：小学校1年生までに拡大） 入 院：小学校3年生修了時まで 入院外：小学校1年生修了時まで	なし		食事標準負担額を助成	市内の医療機関等		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	川島町（＊）	子育て支援	81	*平成20年1月診療分から受託している子育て支援医療について、入院外の対象年齢を拡大（12歳まで→15歳までに拡大） 入院：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則全額償還払いとする （ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う） *平成21年1月診療分から川越市の協定医療機関等について拡大	なし		食事標準負担額を助成	川越市、川島町及び比企管内（東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、吉見町、鳩山町、東秩父村）に所在する協定医療機関等	平成22年4月診療分
	鳩山町（＊）	こども	81	*平成21年4月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等の拡大 満15歳に到達する日以後の最初の3月31日まで（中学校修了前まで） *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする （ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う）	なし		食事標準負担額を助成	鳩山町及び比企管内（東松山市・滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町・川島町・吉見町・東秩父村）に所在する医療機関等 ＊町内を除く比企管内については医科・薬局のみ	
	杉戸町	こども	81	入院：0歳児から12歳到達年度末まで 入院外：0歳児から小学校就学前まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	町内の指定医療機関等（医科・歯科・調剤）	平成22年6月診療分
	滑川町	こども	81	0歳から15歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする （ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う）	なし		食事標準負担額を助成	滑川町及び比企管内（東松山市、比企郡、東秩父村）に所在する協定医療機関等	平成22年7月診療分
	小川町	こども	81	0歳から15歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする （ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う）	なし		食事標準負担額を助成	小川町及び比企管内（東松山市、比企郡、東秩父村）に所在する協定医療機関等	
	神川町	こども	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について制度名を変更し、対象年齢を拡大（就学前まで→15歳までに拡大） 0歳から15歳到達年度末まで	なし		食事標準負担額を助成	本庄市及び児玉郡内の協定医療機関等	
	上里町	こども	81	*1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする （ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う）	なし		食事標準負担額を助成		
	戸田市	重度心身障害者	82	1.身体障害者手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○ A 、 A 、 B の者 3. 65歳以上で、埼玉県後期高齢者医療広域連合が認定した者	なし		食事標準負担額を助成	戸田市及び蕨市の協定医療機関等	平成22年9月診療分
	所沢市	子ども	81	9歳に達した日の属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする （ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う） *2事業の優先順位は①子ども医療②ひとり親家庭等医療の順	なし		食事標準負担額を助成	市内の医療機関等	平成22年10月診療分
		ひとり親	83	母子家庭・父子家庭・養育者家庭・父または母に一定の障がいのある親と子（18歳に達する年度の末日まで。 ただし、一定の障がいのある児童は20歳未満） *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする （ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う） *2事業の優先順位は①子ども医療②ひとり親家庭等医療の順	なし		対象外	市内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	深谷市	こども	81	入 院:0歳児から15歳到達年度末まで 入院外:0歳児から中学校就学前まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)	なし		食事標準負担額を助成	市内の協力医療機関等	平成22年 10月診療分
	ときがわ町	こども	81	0歳児から15歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う) *訪問看護は対象外	なし		食事標準負担額を助成	ときがわ町及び比企管内(東松山市・滑川町・嵐山町・小川町・川島町・吉見町・鳩山町・東秩父村)に所在する協力医療機関等	
	春日部市 (*)	こども	81	*平成19年4月診療分から受託しているこども医療について、入院の対象年齢を拡大するとともに、食事負担額の助成内容を変更 (入院:7歳の誕生日の末日まで→満15歳到達後の最初の3月31日までに拡大) (食事標準負担額の1/2を助成→助成対象外に変更) 入 院:満15歳到達後の最初の3月31日まで 入院外:7歳の誕生日の末日まで(1日生まれの場合は前月の末日まで)	なし		対象外	市内の医療機関等	
		重度心身障害者医療	82	*平成21年10月診療分から受託している重度心身障害者医療について、食事標準負担額の助成内容を変更 (食事標準負担額の1/2を助成→助成対象外に変更) 1. 身体障害手帳1級～3級の者 2. 療育手帳 ○A、A、Bの者 3. 65歳以上で、埼玉県後期高齢者医療広域連合が認定した者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない)	なし		対象外	市内の医療機関等	
	上尾市 (*)	こども	81	*平成22年4月診療分から受託しているこども医療について、対象年齢を拡大 (未就学児→15歳に達する日以後最初の3月31日までに拡大) 15歳に達する日以後最初の3月31日までのこども こども医療・ひとり親家庭等医療の優先順位は①こども医療②ひとり親家庭等医療の順	なし		食事標準負担額を助成	市内の医療機関等	平成22年 11月診療分
	鳩山町 (*)	こども医療	81	*平成22年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、歯科の対象医療機関等の拡大 (町内の医療機関等→町内及び比企管内に所在する医療機関等へ拡大) 満15歳に到達する日以後の最初の3月31日まで(中学校修了前まで) *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)	なし		食事標準負担額を助成	鳩山町及び比企管内(東松山市・滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町・川島町・吉見町・東秩父村)に所在する医療機関等	
	滑川町 (*)	こども	81	*平成22年7月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関を拡大 (熊谷市医師会所属の医科医療機関を追加) 0歳から15歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)	なし		食事標準負担額を助成	・滑川町及び比企管内(東松山市、比企郡、東秩父村)に所在する協定医療機関等 ・熊谷市医師会所属の医科医療機関	
	滑川町 (*)	こども	81	*平成22年7月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関を拡大 (熊谷市薬剤師会所属の保険調剤薬局を追加) 0歳から15歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)	なし		食事標準負担額を助成	・滑川町及び比企管内(東松山市、比企郡、東秩父村)に所在する協定医療機関等 ・熊谷市医師会所属の医科医療機関 ・熊谷市薬剤師会所属の保険調剤薬局	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	鴻巣市	こどもの医療	81	15歳に達する日以後最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こどもの医療の順	なし		食事標準負担額を助成	市内の医療機関等	平成23年1月診療分
		重度心身障害者医療	82	15歳に達する日以後最初の3月31日まで 1.身体障害者手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者 *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こどもの医療の順	なし				
		ひとり親家庭等医療	83	母子家庭・父子家庭・養育者家庭・父または母に一定の障がいのある家庭の子(15歳に達する日以後最初の3月31日まで) *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こどもの医療の順	なし				
	和光市(＊)	乳幼児・子ども	81	*平成19年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢の拡大(6歳→12歳まで拡大) 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *入院は対象外(償還払い) *1医療機関(平成22年3月以前の旧総合病院は1診療科目)の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②乳幼児・子ども医療(6歳就学前)③ひとり親家庭等医療④乳幼児・子ども医療(小学1年～6年)の順	なし				
	和光市(＊)	ひとり親	83	*平成19年10月診療分から受託しているひとり親医療について、乳幼児医療の対象年齢拡大(未就学→小学校修了前まで)及び制度名の変更(→乳幼児・子ども医療)に伴う自己負担の変更 母子、父子、養育者家庭で18歳に達する年度末までの児童(20歳未満の障害のある児童)と保護者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *入院は対象外(償還払い) *1医療機関(総合病院は1診療科目)の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②乳幼児・子ども医療(6歳就学前)③ひとり親家庭等医療④乳幼児・子ども医療(小学1年～6年)の順	医療機関ごとに1,000円まで(ただし、保険薬局での自己負担なし) *非課税世帯は自己負担なし *乳幼児・子ども医療対象年齢(小学校修了前まで)の児童は自己負担なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	熊谷市	こども	81	15歳に達する日以後最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする （ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う） *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども③ひとり親の順	なし		食事標準負担額を助成	市内の医療機関等	平成23年 4月診療分
		重度心身障害者	82	市内に住所を有し、65歳未満で社会保険に加入し、次のいずれかに該当している者 1.身体障害者手帳1級～3級の者 2.療育手帳　〇Ａ、Ａ、Ｂの者 （施設入所者は市外に住所がある場合あり） *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする （ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う） *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども③ひとり親の順	なし				
		ひとり親	83	母子家庭・父子家庭・養育者家庭・父または母に一定の障がいのある親と子（18歳に達する年度の末日まで。 ただし、一定の障がいのある児童は20歳未満） *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする （ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う） *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども③ひとり親の順	なし				
	東秩父村	こども	81	0歳児から15歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする （ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う）	なし		食事標準負担額を助成	比企管内（東秩父村、東松山市及び比企郡内）に所在の協力医療機関	
	行田市（＊）	子ども	81	*平成22年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢の拡大（入院外：中学校就学前→15歳に達する日以後最初の3月31日まで） 15歳に達する日以後最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする （ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う） *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②子ども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし		食事標準負担額を助成	市内の医療機関等	
	春日部市（＊）	重度心身障害者医療	82	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、調剤薬局に係る受託内容を一部変更 調剤薬局における特定疾病療養受療証（マル長）対象分薬剤等については助成対象外とする 1.身体障害手帳1級～3級の者 2.療育手帳　〇Ａ、Ａ、Ｂの者 3.65歳以上で、埼玉県後期高齢者医療広域連合が認定した者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない） 4.調剤薬局における特定疾病療養受療証（マル長）対象分薬剤等については対象外	なし		対象外		
	狭山市（＊）	こども	81	*平成22年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大（小学校5年生まで→中学校3年生までに拡大） 中学校3年生修了時まで	なし		食事標準負担額を助成		
	入間市（＊）	子ども	81	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大（小学校1年生まで→小学校2年生までに拡大） 入　院：小学校3年生修了時まで 入院外：小学校2年生修了時まで	なし		食事標準負担額を助成		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	志木市 (＊)	子ども医療費 (児童・生徒)	81	*平成21年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療費(児童)助成事業を子ども医療費(児童・生徒)助成事業として対象年齢を拡大 (小学校6年生の年度末→中学校3年生の年度末まで) ・小学校1年生の7月から中学校3年生の年度末まで (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない) *入院は対象外(償還払い) *1医療機関(平成22年3月以前の旧総合病院は1診療科目)の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上の場合は、原則全額償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)		なし		志木市、朝霞市、和光市、新座市の4市内に所在する医療機関等	平成23年 4月診療分
	和光市 (＊)	乳幼児・子ども	81	*平成23年1月診療分から助成内容を変更した乳幼児・子ども医療について、対象医療機関を拡大 (和光市以外の朝霞地区3市(朝霞市、志木市、新座市)の医療機関等を追加) 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *入院は対象外(償還払い) *1医療機関(平成22年3月以前の旧総合病院は1診療科目)の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②乳幼児・子ども医療(6歳就学前)③ひとり親家庭等医療④乳幼児・子ども医療(小学1年～6年)の順		なし		・和光市、朝霞市、志木市、新座市の医療機関等	
		重度心身障害者	82	*平成19年10月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象医療機関を拡大 (和光市以外の朝霞地区3市(朝霞市、志木市、新座市)の医療機関等を追加) 1. 身体障害者手帳1級～3級の人 2. 療育手帳 ○A、A、Bの人 3. 身体障害者手帳4級の一部 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、老人保健受給者又は高齢者受給者は、対象としない) *入院は対象外(償還払い) *1医療機関(平成22年3月以前の旧総合病院は1診療科目)の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②乳幼児・子ども医療(6歳就学前)③ひとり親家庭等医療④乳幼児・子ども医療(小学1年～6年)の順		なし			
		ひとり親	83	*平成23年1月診療分から助成内容を変更したひとり親医療について、対象医療機関を拡大 (和光市以外の朝霞地区3市(朝霞市、志木市、新座市)の医療機関等を追加) 母子、父子、養育者家庭で18歳に達する年度末までの児童(20歳未満の障害のある児童)と保護者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *入院は対象外(償還払い) *1医療機関(平成22年3月以前の旧総合病院は1診療科目)の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②乳幼児・子ども医療(6歳就学前)③ひとり親家庭等医療④乳幼児・子ども医療(小学1年～6年)の順		医療機関ごとに1,000円まで(ただし、保険薬局での自己負担なし) *非課税世帯は自己負担なし *乳幼児・子ども医療対象年齢(小学校修了前まで)の児童は自己負担なし			
	滑川町 (＊)	こども	81	*平成22年11月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (15歳到達年度末まで→18歳到達年度末まで) 0歳から18歳到達年度末まで (ただし、婚姻している者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者は除く) *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)	なし		食事標準負担額を助成	・滑川町及び比企管内(東松山市、比企郡、東秩父村)に所在する協定医療機関等 ・熊谷市医師会所属の医科医療機関 ・熊谷市薬剤師会所属の保険調剤薬局	
	寄居町 (＊)	こども医療費支給事業	81	*平成19年10月診療分から受託しているこども医療費支給事業について、対象年齢の拡大 (入院外:中学校就学前まで→15歳に達する日以後最初の3月31日まで) 入 院:0歳児から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:0歳児から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)	なし		食事標準負担額を助成	町内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	幸手市	子ども	81	入 院:0歳児から満15歳到達年度末まで 入院外:0歳児から満12歳到達年度末まで *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	なし		対象外	市内の 協力医療機関等	平成23年 7月診療分
		重度心身障害者	82	1.身体障害者手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○A 、 A、 Bの者 3. 後期高齢者医療制度の障害認定者 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順					
		ひとり親家庭等	83	母子家庭・父子家庭・療育者家庭・父または母に一定の障がいのある親と子(18歳に達する年度の末日まで。 ただし、一定の障がいのある児童は、20歳未満) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順					
	坂戸市	こども	81	入 院:0歳児から15歳到達年度末まで 入院外:0歳児から6歳到達年度末まで	なし		対象外	坂戸市内及び 鶴ヶ島市内の 協力医療機関等	平成23年 10月診療分
	鶴ヶ島市	こども	81	入 院:0歳児から15歳到達年度末まで 入院外:0歳児から6歳到達年度末まで	なし		対象外	鶴ヶ島市内及び 坂戸市内の 協力医療機関等	
	杉戸町	重度心身障害者	82	・身体障害者手帳1～3級の者 ・療育手帳 ○A 、 A、 Bの者 ・埼玉県後期高齢者医療広域連合より障害認定を受けている者 *訪問看護は対象外 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし		対象外	杉戸町の 協力医療機関等	
		ひとり親家庭等	83	母子家庭・父子家庭・養育者家庭・父または母に一定の障害のある親と子(児童が18歳に達する年度の末日まで。 ただし、一定の障がいのある児童は20歳になるまで) *訪問看護は対象外 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療③ひとり親家庭等医療の順					
	吉見町	こども	81	0歳児から15歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う) *2事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療の順	なし		対象外	比企郡内、 東松山市内及び 東秩父村内の 協力医療機関等	
		重度心身障害者	82	・身体障害者手帳1～3級の者 ・療育手帳 ○A 、 A、 Bのいずれかを有している者のうち0歳児から15歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う) *2事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療の順					
	所沢市 (＊)	子ども	81	*平成22年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大し、食事療養費の負担額変更、優先順位の変更 (9歳まで→15歳までに拡大)(食事標準負担額を助成→助成対象外に変更) 15歳に達した日の属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う) *2事業の優先順位は①ひとり親家庭等の医療②子ども医療の順	なし		対象外	市内の 医療機関等	
ひとり親		83	*平成22年10月診療分から受託しているひとり親家庭等の医療について、優先順位の変更 (①子ども医療②ひとり親家庭等の医療→①ひとり親家庭等の医療②子ども医療に変更) 母子家庭・父子家庭・養育者家庭・父または母に一定の障がいのある親と子(18歳に達する年度の末日まで。 ただし、一定の障がいのある児童は20歳未満) *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う) *2事業の優先順位は①ひとり親家庭等の医療②子ども医療の順						

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	春日部市（＊）	重度心身障害者	82	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、医科に係る受託内容を一部変更 （調剤薬局における特定疾病療養受療証（マル長）対象分薬剤等については助成対象外とする →医科における特定疾病療養受療証（マル長）対象分（全国健康保険協会埼玉支部）についても助成対象外とする） 1.身体障害手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者 3.65歳以上で、埼玉県後期高齢者医療広域連合が認定した者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない） 4.医科（全国健康保険協会埼玉支部）及び調剤薬局における特定疾病療養受療証（マル長）対象分薬剤等については対象外	なし		対象外	市内の医療機関等	平成23年 10月診療分
	坂戸市 鶴ヶ島市（＊）	こども	81	*平成23年10月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関の拡大 （坂戸市内及び鶴ヶ島市内の協力医療機関等→坂戸市内及び鶴ヶ島市内の協力医療機関等及び日高市の一部協力医療機関へ拡大） 入 院：0歳児から15歳到達年度末まで 入院外：0歳児から6歳到達年度末まで	なし		対象外	・坂戸市内及び鶴ヶ島市内の協力医療機関等 ・日高市の一部協力医療機関	
	蓮田市	こども	81	入 院：0歳児から15歳到達年度末まで 入院外：0歳児から12歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする （ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う）	なし		対象外	市内の協力医療機関等	平成24年 1月診療分
	東松山市	重度心身障害者	82	1.身体障害者手帳1級～3級の人 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの人 3.身体障害者手帳4級の一部 （ただし、生活保護法の適用を受けている者、老人保健受給者又は高齢者受給者は、対象としない） *1医療機関の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *2事業の優先順位は①こども医療②重度心身障害者医療の順	なし		対象外	東松山市及び比企管内（滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町、東秩父村）に所在する協定医療機関等	平成24年 4月診療分
	新座市	こども	81	中学校3年生までのこども *入院は対象外（償還払い） *1医療機関の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *2事業の優先順位は①ひとり親家庭等医療②こども医療の順			なし		
		ひとり親家庭等	83	18歳（一定の障害がある児童は20歳）未満の児童及び母、父又は養育者 *入院は対象外（償還払い） *1医療機関の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *2事業の優先順位は①ひとり親家庭等医療②こども医療の順					
	毛呂山町	こども	81	0歳児から15歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		対象外	毛呂山町及び越生町に所在の協定医療機関等	
	川島町	重度心身障害者	82	・身体障害者手帳1～3級の者 ・療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者 ・埼玉県後期高齢者医療広域連合より障害認定を受けている者 *訪問看護は対象外 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	比企郡内、東松山市、東秩父村内及び川越市内に所在の協力医療機関等	
		ひとり親家庭等	83	母子家庭・父子家庭・養育者家庭・父または母に一定の障害のある親と子（児童が18歳に達する年度の末日まで。ただし、一定の障がいのある児童は20歳になるまで） *訪問看護は対象外 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		食事標準負担額を助成		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	本庄市 (*)	子ども	81	*平成21年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学校就学前まで→15歳までに拡大) 15歳到達後最初の3月31日まで (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上の場合は、原則全額償還払いとする	なし		食事標準 負担額を助成	本庄市、児玉郡内に 所在する協定医療機 関等	
	入間市 (*)	子ども	81	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校2年生まで→小学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに小学校3年生修了時まで	なし		食事標準 負担額を助成	市内の 医療機関等	
	美里町 (*)	こども	81	*平成21年7月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (中学校就学前まで→中学校卒業までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上の場合は、原則全額償還払いとする	なし		食事標準 負担額を助成	本庄市、児玉郡内に 所在する協定医療機 関等	
	鳩ヶ谷市 ↓ 川口市	子ども	81	*平成23年10月11日から川口市と合併。平成24年4月診療分から川口市の助成内容及び実施機関番号を適用する。 *ただし、子ども医療の助成内容は変更なし 小学校就学前まで(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		対象外	川口市及び 旧鳩ヶ谷市内の 医療機関等	平成24年 4月診療分
		重度心身 障害者	82	*平成23年10月11日から川口市と合併。平成24年4月診療分から川口市の助成内容及び実施機関番号を適用する。 1. 65歳未満の身体障害者手帳1級・2級・3級 2. 療育手帳 OA、A、Bの者 3. 65歳以上で埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた者 *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする ↓ 1. 65歳未満の身体障害者手帳1級・2級・3級・療育手帳A 2. 65歳以上で老人保健法施行令で定める障害の認定を受けた者 *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする					
		ひとり親 家庭	83	*平成23年10月11日から川口市と合併。平成24年4月診療分から川口市の助成内容及び実施機関番号を適用する。 ひとり親家庭等の18歳到達後の年度末までの児童(障害のある児童は20歳未満)とその母(父)又は養育者 *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする ↓ 18歳未満(障害者は20歳未満)の児童及び母又は父又は養育者 *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	杉戸町（＊）	こども	81	*平成22年6月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関の変更 （町内の指定医療機関等→町内の指定医療機関等及び幸手市の協力医療機関に変更） 入 院：0歳から12歳到達年度末まで 入院外：0歳から小学校就学前まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	町内の指定医療機関等及び幸手市の協力医療機関	平成24年5月診療分
		重度心身障害者	82	*平成23年10月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象医療機関の変更 （町内の指定医療機関等→町内の指定医療機関等及び幸手市の協力医療機関に変更） ・身体障害者手帳1～3級の者 ・療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者 ・埼玉県後期高齢者医療広域連合より障害認定を受けている者 *訪問看護は対象外 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療③ひとり親家庭等医療の順					
		ひとり親家庭等	83	*平成23年10月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象医療機関の変更 （町内の指定医療機関等→町内の指定医療機関等及び幸手市の協力医療機関に変更） 母子家庭・父子家庭・養育者家庭・父または母に一定の障害のある親と子（児童が18歳に達する年度の末日まで。ただし、一定の障がいのある児童は20歳になるまで） *訪問看護は対象外 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療③ひとり親家庭等医療の順					
	杉戸町（＊）	こども	81	*平成22年6月診療分から受託しているこども医療について、入院外の対象者を拡大 （小学校就学前まで→小学校修了までに拡大） 入院・入院外ともに小学校修了まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	町内の指定医療機関等及び幸手市の協力医療機関	平成24年6月診療分
	草加市	こども	81	入 院：0歳児から満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外：0歳児から満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こどもの医療の順	なし		対象外	市内の協力医療機関等	
		重度心身障害者	82	1. 65歳未満の身体障害者手帳1級・2級・3級 2. 療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者 *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こどもの医療の順	なし		食事標準負担額の1/2を助成		
		ひとり親家庭等	83	母子家庭・父子家庭・養育者家庭・父または母に一定の障害のある親と子（児童が18歳に達する年度の末日まで。ただし、一定の障がいのある児童は20歳になるまで） *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こどもの医療の順	1,200円/日 *市民税非課税者は負担金免除	1,000円/月 *薬局での自己負担なし *市民税非課税者は負担金免除	食事標準負担額の1/2を助成		
	日高市	子ども	81	12歳に達した日に属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		食事標準負担額を助成	日高市・飯能市に所在の協力医療機関等	平成24年7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	春日部市（＊）	重度心身障害者	82	*平成23年10月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、医科に係る受託内容を一部変更 (医科における特定疾病療養受療証(マル長)対象分(全国健康保険協会埼玉支部)についても助成対象外とする) →医科における特定疾病療養受療証(マル長)対象分について、全国健康保険協会埼玉支部以外分も助成対象外とする) 1.身体障害手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者 3. 65歳以上で、埼玉県後期高齢者医療広域連合が認定した者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) 4.医科(全国健康保険協会)及び調剤薬局における特定疾病療養受療証(マル長)対象分薬剤等については対象外	なし		対象外	市内の医療機関等	平成24年7月診療分
	川越市	こども	81	入 院:15歳に達する日以後最初の3月31日まで 入院外:12歳に達する日以後最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は原則償還払いとする *2事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療の順	なし		対象外	市内の医療機関等	平成24年10月診療分
		重度心身障害者	82	1. 身体障害者手帳1級～4級の者(ただし4級は市県民税非課税者のみ) 2. 療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者 3. 埼玉県後期高齢者医療広域連合の障害認定者 4. 75歳以上の市長認定者 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成(70歳以上は12,000円未満) 21,000円以上(70歳以上は12,000円以上)となった場合は原則償還払いとする *2事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療の順	なし		食事標準負担額の1/2を助成		
	加須市	重度心身障害者	82	15歳に達した日以降最初の3月31日(中学校卒業)まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子育て支援医療の順	なし		食事標準負担額を助成	市内の協力医療機関等	
		ひとり親家庭等	83	15歳に達する日以後最初の3月31日までの児童 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子育て支援医療の順	なし				
	深谷市	重度心身障害者	82	1. 身体障害者手帳1・2・3級の者 2. 療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は原則償還払いとする *2事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療の順	なし		食事標準負担額を助成 ※生活療養標準負担額の療養環境は対象外	深谷市及び熊谷市の協力医療機関等	
	新座市	重度心身障がい者	82	1. 75歳未満(後期高齢者医療制度加入者以外)の身体障害者手帳1級～3級の者 2. 療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者 *入院は対象外 *1医療機関の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障がい者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし			新座・朝霞・志木・和光市内に所在の協力医療機関等	
久喜市	重度心身障害者	82	1. 身体障害者手帳1級～3級の者 2. 療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は原則償還払いとする *訪問看護は対象外 *2事業の優先順位は①重度心身障害者医療②子ども医療の順	なし		対象外	市内の協力医療機関等		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	富士見市 三芳町	こども	81	満15歳到達後の最初の年度末日まで *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	富士見市・ふじみ野市・三芳町内に所在の協力医療機関等	平成24年 10月診療分
		重度心身障害者	82	1. 70歳未満の身体障害者手帳1級～3級の者 2. 療育手帳 ○A、A、Bの者 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし				
		ひとり親家庭等	83	母子家庭・父子家庭・養育者家庭・父または母に一定の障がいの親と子 (満18歳到達後の最初の年度末日まで。ただし、一定の障がいの児童は20歳未満) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	1,200円/日 *非課税世帯は負担金免除 *中学3年生までの児童は負担金免除 (満15歳到達後の最初の年度末日)	医療機関毎に1,000円/月まで *薬局での自己負担はなし *非課税世帯は負担金免除 *中学3年生までの児童は負担金免除 (満15歳到達後の最初の年度末日)			
	ふじみ野市	こども	81	入院・通院ともに中学校就学の終期に達するまでの者 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	ふじみ野市・富士見市・三芳町内に所在の協力医療機関等	
		重度心身障害者	82	1. 70歳以下の身体障害者手帳1級～3級の者 2. 療育手帳 ○A、A、Bの者 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし				
		ひとり親家庭等	83	母子家庭・父子家庭・養育者家庭・父または母に一定の障がいの親と子 (満18歳到達後の最初の年度末日まで。ただし、一定の障がいの児童は20歳未満) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	1,200円/日 *非課税世帯は負担金免除 *中学校の終期に達するまでの者は負担金免除 (満15歳到達後の最初の年度末日)	医療機関毎に1,000円/月まで *薬局での自己負担はなし *非課税世帯は負担金免除 *中学校の終期に達するまでの者は負担金免除 (満15歳到達後の最初の年度末日)			
	滑川町	重度心身障害者	82	1. 身体障害者手帳1級～3級の者 2. 療育手帳 ○A、A、Bの者 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は原則償還払いとする *2事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療の順	なし		食事標準負担額を助成 ※生活療養費は対象外	比企管内(滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町、東秩父村、東松山市)及び熊谷市内に所在の協力医療機関等	
	松伏町	こども	81	0歳から15歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は原則償還払いとする	なし		対象外	町内に所在の協力医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	熊谷市（＊）	こども	81	*平成23年4月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関を拡大（市内の医療機関等→熊谷市、深谷市、行田市に所在の協力医療機関等へ拡大） 15歳に達する日以後最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども③ひとり親の順	なし		食事標準負担額を助成	熊谷市、深谷市、行田市に所在の協力医療機関等	平成24年10月診療分
	川口市（＊）	子ども	81	*平成21年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について対象年齢を拡大（小学校就学前まで→15歳までに拡大） 15歳年度末（中学校3年生）までの児童（ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない） *1医療機関（総合病院は1診療科目）の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		対象外	川口市内の医療機関等	
	行田市（＊）	子ども	81	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療機関を拡大（市内の医療機関等→行田市及び熊谷市内の医療機関等へ拡大） 15歳に達する日以後最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②子ども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし		食事標準負担額を助成	行田市及び熊谷市内の医療機関等	
	本庄市（＊）	子ども	81	*平成24年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療機関を拡大（本庄市、児玉郡内に所在する協定医療機関等→本庄市、児玉郡内、深谷市及び寄居町に所在の指定医療機関等へ拡大） 15歳到達後最初の3月31日まで（ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない） *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上の場合は、原則全額償還払いとする	なし		食事標準負担額を助成	本庄市、児玉郡内、深谷市及び寄居町に所在の指定医療機関等	
	深谷市（＊）	こども	81	*平成22年10月診療分から受託しているこども医療について、入院外の対象年齢と対象医療機関を拡大（中学校就学前まで→15歳までに拡大） （市内の協力医療機関等→深谷市、熊谷市、寄居町、本庄市、美里町、上里町、神川町に所在の協力医療機関等へ拡大） 入院入院外ともに0歳児から15歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		食事標準負担額を助成	深谷市、熊谷市、寄居町、本庄市、美里町、上里町、神川町に所在の協力医療機関等	
	坂戸市 鶴ヶ島市（＊）	こども	81	*平成23年10月診療分から受託しているこども医療について、入院外の対象年齢を拡大（6歳到達年度末→15歳までに拡大） 入院・入院外ともに0歳児から15歳到達年度末まで	なし		対象外	・坂戸市及び鶴ヶ島市に所在の協力医療機関等 ・日高市の一部協力医療機関等	
	美里町（＊）	こども	81	*平成24年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関を拡大（本庄市、児玉郡内に所在する協定医療機関等→本庄市、児玉郡、深谷市及び寄居町に所在の協力医療機関等へ拡大） 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで（ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない） *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上の場合は、原則全額償還払いとする	なし		食事標準負担額を助成	本庄市、児玉郡、深谷市及び寄居町に所在の協力医療機関等	
	神川町 上里町（＊）	こども	81	*平成22年7月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関を拡大（本庄市及び児玉郡内の協定医療機関等→本庄市、児玉郡、深谷市及び寄居町に所在の協力医療機関等へ拡大） 0歳から15歳到達後最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上の場合は、原則償還払いとする	なし		食事標準負担額を助成	本庄市、児玉郡、深谷市及び寄居町に所在の協力医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	寄居町（＊）	こども	81	*平成23年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関を拡大（町内の医療機関等→寄居町、深谷市、本庄市、美里町、上里町、神川町に所在の協力医療機関等へ拡大） 0歳児から15歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上の場合は、原則償還払いとする	なし		食事標準負担額を助成	寄居町、深谷市、本庄市、美里町、上里町、神川町に所在の協力医療機関等	平成24年10月診療分
	幸手市（＊）	子ども	81	*平成23年7月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大（12歳まで→15歳までに拡大） 入院・入院外ともに0歳児から15歳到達年度末まで *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	なし		対象外	市内の協力医療機関等	
	草加市（＊）	こども	81	*平成24年6月診療分から受託しているこども医療について、入院外の対象年齢を拡大（満6歳→満15歳までに拡大） 入院・入院外ともに0歳児から満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	市内に所在の協力医療機関等	平成24年11月診療分
	戸田市	こども	81	15歳に達した日の属する年度の末日まで *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療（未就学児）③ひとり親家庭等医療④こども医療（就学児）	なし		食事標準負担額を助成	戸田市及び蕨市内に所在の協力医療機関等	平成25年1月診療分
		ひとり親家庭等	83	ひとり親家庭等の父又は母 両親がいない児童などを養育している養育者 ひとり親家庭等の児童又は養育者に養育されている児童で、18歳に達した日の属する年度の末日（障害がある児童は20歳未満）までの者 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療（未就学児）③ひとり親家庭等医療④こども医療（就学児）					
	北本市	こども	81	15歳に達した日に属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	北本市内に所在の協力医療機関等	
		重度心身障害者	82	1.身体障害者手帳1・2・3級の者 2.療育手帳 ○A、A、Bの所持者のうち、0歳児から15歳到達年度末までの者 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順					
		ひとり親家庭等	83	母子家庭・父子家庭・養育者家庭・父又は母に一定の障害のある家庭の子のうち、0歳児から15歳到達年度末までの者 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順					
	白岡市	こども	81	0歳児から15歳到達年度末まで *訪問看護は対象外	なし		対象外	白岡市内に所在の指定医療機関等	
	秩父市	こども	81	入院・通院ともに15歳に達した日に属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	秩父郡市内（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）に所在の協力医療機関等	平成25年4月診療分
		重度心身障害者	82	1.70歳未満の身体障害者手帳1・2・3級 2.療育手帳 ○A、A、Bの所持者 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順					
		ひとり親家庭等	83	18歳年度末（障害者は20歳未満）までの児童及び母又は父又は養育者 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
埼玉県	蕨市	重度心身 障害者	82	1.身体障害者手帳1・2・3級 2.療育手帳 ○A、A、B、Cの所持者	なし		対象外	蕨市・戸田市内に所 在の協力医療機関等	平成25年 4月診療分
	三郷市	こども	81	入院・通院ともに15歳に達した日に属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は原則償還払いとする	なし		対象外	三郷市内に所在の協 力医療機関等	
	鳩山町	重度心身 障害者	82	1.75歳未満の身体障害者手帳1・2・3級 2.療育手帳 ○A、A、Bの所持者 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *2事業の優先順位は①こども医療②重度心身障害者医療の順	なし		対象外	東松山市・比企管内 に所在の協力医療機 関等	
	横瀬町	こども	81	入院・通院ともに15歳に達した日に属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	秩父郡市内(秩父市、 横瀬町、皆野町、長 瀬町、小鹿野町)に所 在の協力医療機関等	
		重度心身 障害者	82	1.身体障害者手帳1・2・3級 2.療育手帳 ○A、A、Bの所持者 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順					
		ひとり親 家庭等	83	18歳年度末(障害者は20歳未満)までの児童及び母又は父又は養育者 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順					
	皆野町	こども	81	入院・通院ともに15歳に達した日に属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	秩父郡市内(秩父市、 横瀬町、皆野町、長 瀬町、小鹿野町)に所 在の協力医療機関等	
		重度心身 障害者	82	1.70歳未満の身体障害者手帳1・2・3級 2.療育手帳 ○A、A、Bの所持者 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順					
		ひとり親 家庭等	83	18歳年度末日(障害者は20歳未満)までの児童及び母又は父又は養育者 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順					
	長瀬町	こども	81	入院・通院ともに15歳に達した日に属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	秩父郡市内(秩父市、 横瀬町、皆野町、長 瀬町、小鹿野町)に所 在の協力医療機関等	
		重度心身 障害者	82	1.身体障害者手帳1・2・3級 2.療育手帳 ○A、A、Bの所持者 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順					
		ひとり親 家庭等	83	18歳年度末(障害者は20歳未満)までの児童及び母又は父又は養育者 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	小鹿野町	こども	81	入院・通院ともに15歳に達した日に属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	秩父郡市内(秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町)に所在の協力医療機関等	平成25年 4月診療分
		重度心身障害者	82	1.身体障害者手帳1・2・3級 2.療育手帳 ○A、A、Bの所持者 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順					
		ひとり親家庭等	83	18歳年度末(障害者は20歳未満)までの児童及び母又は父又は養育者 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順					
	川越市 (*)	こども	81	*平成24年10月診療分から受託しているこども医療について、優先順位の変更 (①重度心身障害者医療②こども医療→①こども医療②重度心身障害者医療に変更) 入 院:15歳に達する日以後最初の3月31日まで 入院外:12歳に達する日以後最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *2事業の優先順位は①こども医療②重度心身障害者医療の順	なし		対象外	市内の 医療機関等	
		重度心身障害者	82	*平成24年10月診療分から受託している重度心身障害者医療について、食事療養費の負担額、優先順位の変更 (食事標準負担額を助成→助成対象外に変更) (①重度心身障害者医療②こども医療→①こども医療②重度心身障害者医療に変更) 1.身体障害者手帳1級～4級の者(ただし4級は市県民税非課税者のみ) 2.療育手帳 ○A、A、Bの者 3.埼玉県後期高齢者医療広域連合の障害認定者 4.75歳以上の市長認定者 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成(70歳以上は12,000円未満) 21,000円以上(70歳以上は12,000円以上)となった場合は、原則償還払いとする *2事業の優先順位は①こども医療②重度心身障害者医療の順					
	春日部市 (*)	こども	81	*平成22年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について入院外の対象年齢を拡大 (7歳の誕生日の末日まで(1日生まれの場合は前月の末日まで)→15歳到達後の最初の3月31日までに拡大) 15歳到達後の最初の3月31日まで(中学校修了) *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		対象外	市内の 医療機関等	
	新座市 (*)	こども	81	*平成24年4月診療分から受託しているこども医療について対象年齢を拡大 (中学校3年生までのこども→高校3年生までのこどもに拡大) 高校3年生までのこども(高校に通っていない場合でも親の扶養であれば対象) *入院は対象外(償還払い) *1医療機関の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障がい者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順				新座・朝霞・志木・和光市内に所在の協力医療機関等	
	久喜市 (*)	子ども	81	*平成22年4月診療分(旧久喜市は平成20年10月診療分から受託し平成22年1月診療分から助成内容を変更)から受託している子ども医療について入院外の対象年齢を拡大し、対象医療機関等を拡大 (0歳児から12歳到達年度末まで→0歳児から15歳到達年度末までに拡大) (訪問看護を追加) 0歳から15歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *2事業の優先順位は①重度心身障害者医療②子ども医療の順	なし		食事標準負担額を助成	久喜市内に所在の指定協力医療機関等	
重度心身障害者		82	*平成24年10月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象医療機関等を拡大 (訪問看護を追加) 1.身体障害者手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○A、A、Bの者 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *2事業の優先順位は①重度心身障害者医療②子ども医療の順	なし		対象外			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	日高市（＊）	子ども	81	*平成24年7月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 （12歳に達した日に属する年度末まで→15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者及び当該日を超えて中学校等に在学する者に拡大） 0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者及び当該日を超えて中学校等に在学する者 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		食事標準負担額を助成	日高市・飯能市に所在の協力医療機関等	平成25年4月診療分
	川島町（＊）	子育て支援	81	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した子育て支援医療について対象医療機関等を拡大 （川越市、川島町及び比企管内に所在する医療機関等→坂戸市、鶴ヶ島市、比企郡、東松山市、東秩父村及び川越市内に所在の協力医療機関等に拡大） 0歳から15歳到達年度末まで *訪問看護は対象外 *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子育て支援医療の順	なし		食事標準負担額を助成	坂戸市、鶴ヶ島市、比企郡、東松山市、東秩父村及び川越市内に所在の協力医療機関等	
		重度心身障害者	82	*平成24年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象医療機関等を拡大 （川越市、川島町及び比企管内に所在する医療機関等→坂戸市、鶴ヶ島市、比企郡、東松山市、東秩父村及び川越市内に所在の協力医療機関等に拡大） 1.身体障害者手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○A、A、Bの者 3.埼玉県後期高齢者医療広域連合より障害認定を受けている者 *訪問看護は対象外 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子育て支援医療の順	なし		対象外		
		ひとり親家庭等	83	*平成24年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大 （川越市、川島町及び比企管内に所在する医療機関等→坂戸市、鶴ヶ島市、比企郡、東松山市、東秩父村及び川越市内に所在の協力医療機関等に拡大） 母子家庭・父子家庭・養育者家庭・父または母に一定の障害のある親と子 （児童が18歳に達する年度の末日まで） （ただし、一定の障がいのある児童は20歳になるまで） *訪問看護は対象外 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子育て支援医療の順	なし		食事標準負担額を助成		
	入間市（＊）	子ども	81	*平成24年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （小学校3年生まで→15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大） 0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし		食事標準負担額を助成	市内の医療機関等	
	宮代町	こども	81	入院・通院ともに15歳に達する日以後の最初の3月31日まで *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	宮代町内に所在の協力医療機関等	平成25年6月診療分
		重度心身障害者	82	1.身体障害者手帳1・2・3級 2.療育手帳 ○A、A、Bの所持者 3.65歳以上の方で障害の状態にある旨の埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けている方 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順					
		ひとり親家庭等	83	18歳に達した日の属する年度の末日まで（障害のある方は20歳未満）の児童及び母又は父又は養育者 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	杉戸町 (*)	こども	81	*平成24年6月診療分から助成内容を変更したこども医療について対象年齢を拡大 (小学校修了まで→中学校修了までに拡大) 入院・入院外ともに中学校修了まで *訪問看護は対象外 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし		対象外	町内の指定医療機関等 及び幸手市の協定医療機関等	平成25年 6月診療分
	越生町	こども	81	入院・通院ともに18歳に達した日に属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は原則償還払いとする	なし		食事標準 負担額を助成	越生町・毛呂山町 区域内に所在の協力 医療機関等	平成25年 7月診療分
	朝霞市 (*)	こども	81	*平成22年1月診療分から受託しているこども医療について対象年齢を拡大 (通院のみ小学校6年生までの子ども→通院のみ中学校3年生までの子どもに拡大) 中学校3年生までの子ども *入院は対象外(償還払い) *1医療機関の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし			朝霞・志木・新座・和 光市内の医療機関等	平成25年 8月診療分
	越谷市	こども	81	入院・通院ともに15歳に到達した年度の3月31日まで *こども医療と重度心身障害者医療の間に優先順位はなし	なし		対象外	越谷市内に 所在の協力医療機関 等	平成25年 10月診療分
	熊谷市 (*)	こども	81	*平成24年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関を拡大 (熊谷市、深谷市、行田市に所在の協力医療機関→熊谷市、深谷市、行田市、寄居町に所在の協力医療機 関等へ拡大) 0歳児から15歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし		食事標準 負担額を助成	熊谷市、深谷市、行 田市、寄居町に所在 の協力医療機関等	
	和光市 (*)	乳幼児・ 子ども	81	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児・子ども医療について対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *入院は対象外(償還払い) *1医療機関の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②乳幼児・子ども医療(6歳就学前)③ひとり親家庭等医療④乳 幼児・子ども医療(小学1年～中学3年)の順	なし			和光市・朝霞市・志木 市・新座市内の医療 機関等	
	ときがわ町 (*)	こども	81	*平成22年10月診療分から受託しているこども医療について対象医療機関を拡大 (比企管内に所在の協定医療機関→比企管内及び入間郡(毛呂山町・越生町)に所在の協定医療機関等へ 拡大) 0歳児から15歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *訪問看護は対象外	なし		食事標準 負担額を助成	比企管内及び入間郡 (毛呂山町・越生町) に所在の協定医療機 関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	鳩山町（＊）	こども	81	*平成22年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関を拡大（比企管内に所在の協定医療機関→比企管内及び入間郡（毛呂山町・越生町）に所在の協定医療機関等並びに坂戸市及び鶴ヶ島市に所在の協定を結んだ保険薬局へ拡大） 満15歳に到達する日以後の最初の3月31日まで（中学校修了前まで） *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *2事業の優先順位は①こども医療②重度心身障害者医療の順	なし		食事標準負担額を助成	比企管内及び入間郡（毛呂山町・越生町）に所在の協定医療機関等並びに坂戸市及び鶴ヶ島市に所在の協定を結んだ保険薬局	平成25年10月診療分
		重度心身障害者	82	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象医療機関を拡大（比企管内に所在の協定医療機関→比企管内及び入間郡（毛呂山町・越生町）に所在の協定医療機関等並びに坂戸市及び鶴ヶ島市に所在の協定を結んだ保険薬局へ拡大） 1.75歳未満の身体障害者手帳1・2・3級 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの所持者 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *2事業の優先順位は①こども医療②重度心身障害者医療の順	なし		対象外	比企管内及び入間郡（毛呂山町・越生町）に所在の協定医療機関等並びに坂戸市及び鶴ヶ島市に所在の協定を結んだ保険薬局	
	寄居町（＊）	こども	81	*平成24年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関を拡大（寄居町、深谷市、本庄市、美里町、上里町、神川町に所在の協定医療機関等→寄居町、深谷市、本庄市、美里町、上里町、神川町、熊谷市内に所在の協定医療機関等へ拡大） 0歳児から15歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		食事標準負担額を助成	寄居町、深谷市、本庄市、美里町、上里町、神川町、熊谷市内に所在の協定医療機関等	
	志木市（＊）	子ども（乳幼児）	81	*平成21年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療費（乳幼児）について、対象医療機関等を拡大（志木市、朝霞市、和光市、新座市に所在の保険医療機関等→志木市、朝霞市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町に所在の保険医療機関等に拡大） （訪問看護を追加） 6歳に達した日の属する年度の末日までにある者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない） *入院は対象外（償還払い） *1医療機関の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②子ども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし				平成25年12月診療分
		子ども（児童・生徒）	81	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療費（児童・生徒）について、対象医療機関等を拡大（志木市、朝霞市、和光市、新座市に所在の保険医療機関等→志木市、朝霞市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町に所在の保険医療機関等に拡大） （訪問看護を追加） ・小学校1年生の7月から中学校3年生の年度末まで （ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない） *入院は対象外（償還払い） *1医療機関の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②子ども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし			志木市、朝霞市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町に所在の保険医療機関等	
		重度心身障害者	82	*平成20年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象医療機関等を拡大（志木市、朝霞市、和光市、新座市に所在の保険医療機関等→志木市、朝霞市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町に所在の保険医療機関等に拡大） （訪問看護を追加） 1.身体障害者手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない） *入院は対象外（償還払い） *1医療機関の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②子ども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	志木市（＊）	ひとり親家庭等	83	*平成21年7月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大（志木市、朝霞市、和光市、新座市に所在の保険医療機関等→志木市、朝霞市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町に所在の保険医療機関等に拡大）（訪問看護を追加） 1.18歳に達した日の属する年度の末日までにある者及びその父、母又は養育者 2.20歳未満で、「志木市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則」に定める程度の障害の状態にある者及びその父、母又は養育者（ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない） *入院は対象外（償還払い） *1医療機関の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②子ども医療③ひとり親家庭等医療の順		対象世帯の父、母または養育者について、医療機関ごとに1,000円まで負担 *非課税世帯は負担なし *薬局での自己負担なし		志木市、朝霞市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町に所在の保険医療機関等	平成25年12月診療分
	蕨市	こども	81	入院・通院ともに15歳に達した日の属する年度末まで *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし		食事標準負担額を助成	蕨市・戸田市内に所在の協力医療機関等	平成26年1月診療分
		ひとり親家庭等	83	18歳の年度末（障害者は20歳未満）までの児童及び母又は父又は養育者 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし		対象外		
	日高市	ひとり親家庭等	83	入院・通院ともに母子家庭・父子家庭・養育者家庭・父または母に一定の障がいのある親と子（18歳に達する年度の末日まで。ただし、一定の障がいのある児童は20歳未満） *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *2事業の優先順位は①ひとり親家庭等医療②子ども医療の順	医療機関ごと一人につき1,200円/日 *中学3年生までの児童（0歳児から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者及び当該日を越えて中学校等に在学する者）及び住民税非課税者は自己負担なし	医療機関ごと一人につき1,000円/月 *中学3年生までの児童（0歳児から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者及び当該日を越えて中学校等に在学する者）及び住民税非課税者は自己負担なし *薬局での自己負担はなし	対象外	日高市及び飯能市に所在の協力医療機関等	
	川越市（＊）	こども	81	*平成25年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、入院外の対象年齢を拡大（12歳に達する日以後最初の3月31日まで→15歳に達する日以後最初の3月31日までに拡大） 15歳に達する日以後最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *2事業の優先順位は①こども医療②重度心身障害者医療の順	なし		対象外	市内の医療機関等	
	上尾市（＊）	こども	81	*平成22年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、食事標準負担額の助成内容を変更（食事標準負担額を助成→助成対象外に変更） 15歳に達する日以後最初の3月31日までのこども *2事業の優先順位は①ひとり親家庭等医療②こども医療の順	なし		対象外	市内に所在の指定医療機関等	
		ひとり親家庭等	83	*平成22年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、食事標準負担額の助成内容を変更（食事標準負担額を助成→食事標準負担額の1/2を助成に変更） ひとり親家庭の父もしくは母又は養育者及び児童（18歳に達した日の属する年度の末日までにある者及び20歳未満で規則で定める程度の障害の状態にある者） *2事業の優先順位は①ひとり親家庭等医療②こども医療の順			食事標準負担額の1/2を助成		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	桶川市	こども	81	入院・通院ともに15歳に達する日以後最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	桶川市内に所在する協力医療機関等	平成26年 4月診療分
		重度心身障害者	82	1.身体障害者手帳1級～3級の所持者 2.療育手帳　○A・A・Bの所持者 3.65歳以上で一定の障害があると埼玉県後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた者 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順					
		ひとり親家庭等	83	18歳未満(障害者は20歳未満)の児童及び母、父又は養育者 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順					
	鳩山町 (＊)	こども	81	*平成25年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大 (比企管内及び入間郡(毛呂山町・越生町)に所在の協定医療機関等並びに坂戸市及び鶴ヶ島市に所在の協定を結んだ保険薬局→比企管内、入間郡(毛呂山町・越生町)及び坂戸市・鶴ヶ島市に所在の協定医療機関等へ拡大) 満15歳に到達する日以後の最初の3月31日まで(中学校修了前まで) *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *2事業の優先順位は①こども医療②重度心身障害者医療の順	なし		食事標準負担額を助成	比企管内、入間郡(毛呂山町・越生町)及び坂戸市・鶴ヶ島市に所在の協定医療機関等	
		重度心身障害者	82	*平成25年10月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象医療機関等を拡大 (比企管内及び入間郡(毛呂山町・越生町)に所在の協定医療機関等並びに坂戸市及び鶴ヶ島市に所在の協定を結んだ保険薬局→比企管内、入間郡(毛呂山町・越生町)及び坂戸市・鶴ヶ島市に所在の協定医療機関等へ拡大) 1.75歳未満の身体障害者手帳1・2・3級 2.療育手帳　○A、A、Bの所持者 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *2事業の優先順位は①こども医療②重度心身障害者医療の順					
	蓮田市 (＊)	こども	81	*平成24年1月診療分から受託しているこども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 入院・入院外ともに0歳児から15歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		対象外	市内の協力医療機関等	
	飯能市	子ども	81	入院・通院ともに12歳に達する日以後最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする					なし

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	さいたま市（＊）	子育て支援	81	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した子育て支援医療について、食事療養費の負担額の変更（食事標準負担額の1/2を助成→助成対象外に変更） 中学校卒業年度の3月31日までの間にある者	なし		対象外	市内の医療機関等	平成27年1月診療分
		心身障害者	82	*平成21年4月診療分から受託している心身障害者医療について、食事療養費の負担額の変更及び、対象者の変更 （食事標準負担額の1/2を助成→助成対象外に変更） （対象者に「4.精神障害者保健福祉手帳1級の者（ただし入院費用のうち精神病床に係わる入院費用は助成の対象外）」、「5.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに心身障害者となった者は、助成の対象外」を追加） 1.身体障害手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者 3.65歳以上で、埼玉県後期高齢者医療広域連合が認定した者（ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない） 4.精神障害者保健福祉手帳1級の者 （ただし、入院費用のうち精神病床に係わる入院費用は、助成の対象外） 5.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに心身障害者となった者は、助成の対象外	なし		対象外		
		ひとり親家庭等	83	*平成21年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、食事療養費の負担額の変更（食事標準負担額の1/2を助成→助成対象外に変更） 母子・父子・養育者家庭等で、18歳に達する年度末までの児童（20歳未満の障害のある児童）と保護者（ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない）	なし		対象外		
	羽生市	子ども	81	入院・通院とともに15歳に達した日に属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障がい者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順（ただし、中学3年生までの児童については①重度心身障がい者医療②子ども医療③ひとり親家庭等医療の順）	なし		食事標準負担額を助成	市内に所在の協力医療機関等	平成27年1月診療分
		重度心身障がい者	82	1.身体障害者手帳1級～3級の所持者及び4級所持者の一部 2.療育手帳 ○Ａ・Ａ・Ｂの所持者 3.精神保健福祉手帳1級所持者及び2級所持者の一部 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障がい者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順（ただし、中学3年生までの児童については①重度心身障がい者医療②子ども医療③ひとり親家庭等医療の順）	なし		対象外 （ただし、15歳に達した日に属する年度末までは食事療養標準負担額を助成）		
		ひとり親家庭等	83	18歳未満（障がい者は20歳未満）の児童及び母、父又は養育者 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障がい者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順（ただし、中学3年生までの児童については①重度心身障がい者医療②子ども医療③ひとり親家庭等医療の順）	医療機関ごと一人につき1,200円/日 *中学3年生までの児童及び住民税非課税者は自己負担なし *薬局での自己負担はなし	医療機関ごと一人につき1,000円/月 *中学3年生までの児童及び住民税非課税者は自己負担なし *薬局での自己負担はなし	食事標準負担額を助成		
	深谷市（＊）	重度心身障害者	82	*平成24年10月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者の変更 （対象者に精神障害者保健福祉手帳1級の者を追加、ただし精神病床に係る入院費用は助成の対象外。また、平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに重度心身障害者となった者は助成の対象外） 1.身体障害手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者 （ただし、精神病床に係る入院費用は、助成の対象としない） 4.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに重度心身障害者となった者は、助成の対象外 *医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *2事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療の順	なし		食事標準負担額を助成 ※生活療養標準負担額の療養環境は対象外	深谷市の協力医療機関等	平成27年1月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	埼玉県 (*)	特定疾患	51	*平成12年9月診療分から受託している特定疾患について、難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に伴い、食事標準負担額の助成内容を変更し、対象医療機関等を変更 (食事標準負担額を助成→助成対象外に変更) (全国の医療機関等→県内の医療機関等に変更)	所得に応じて負担上限を設定 (0円～30,000円)		対象外	県内の医療機関等	平成27年 1月診療分
	川越市 (*)	重度心身障害者	82	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象者の変更 (対象者に精神障害者保健福祉手帳1級の者を追加。ただし、精神病床に係る入院費用は助成対象外。) 1. 身体障害者手帳1級～4級の者(ただし4級は市県民税非課税者のみ) 2. 療育手帳 ○A、A、Bの者 3. 埼玉県後期高齢者医療広域連合の障害認定者 4. 75歳以上の市長認定者 5. 精神障害者保健福祉手帳1級の者 (精神病床に係る入院費用は助成対象外) *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成(70歳以上は12,000円未満) 21,000円以上(70歳以上は12,000円以上)となった場合は原則償還払いとする *2事業の優先順位は①こども医療②重度心身障害者医療の順	なし		対象外	市内の医療機関等	
	熊谷市 (*)	重度心身障害者	82	*平成23年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者の変更 (対象者に精神障害者保健福祉手帳1級の者を追加。また、入院費用は全額償還払いとする。) 市内に住所を有し、65歳未満で社会保険に加入し、次のいずれかに該当している者 1. 身体障害者手帳1級～3級の者 2. 療育手帳 ○A、A、Bの者 (施設入所者は市外に住所がある場合あり) 3. 精神障害者保健福祉手帳1級の者 *入院は対象外(償還払い) *1医療機関の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども③ひとり親の順	なし			市内の医療機関等	
	川口市 (*)	重度心身障害者	82	*平成19年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者の変更 (対象者に精神障害者保健福祉手帳1級の者を追加、ただし、後期高齢者医療制度加入者以外の精神病床入院費用は助成対象外。また、平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに障害者手帳の交付を受けた者は助成対象外。) 1. 65歳未満の身体障害者手帳1級・2級・3級・療育手帳 ○A、A、Bの者 2. 65歳以上で老人保健法施行令で定める障害の認定を受けた者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級の者 (後期高齢者医療制度加入者以外の精神病床入院費用は助成対象外) 4. 平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに障害者手帳の交付を受けた者は助成対象外 *1医療機関(総合病院は1診療科目)の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)	なし		対象外	市内の医療機関等	
	行田市 (*)	重度心身障害者	82	*平成22年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者の変更 (対象者に65歳未満の年齢要件の追加。また、精神障害者保健福祉手帳1級の者を追加。ただし、精神病床に係る入院費用は助成対象外。) 65歳未満で次の要件に該当する心身障害者となった者 1. 身体障害者手帳1級～3級の者 2. 療育手帳 ○A、A、Bの者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級の者 (精神病床に係る入院費用は助成対象外) *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う) *15歳に達する日以後最初の3月31日までの者については、子ども医療において食事療養費を助成する *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②子ども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし		対象外	市内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	秩父市（＊）	重度心身障害者	82	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者の変更（対象者に精神障害者保健福祉手帳1級の者を追加。ただし、精神病床に係る入院費用は助成対象外。また、平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに手帳を取得した者は助成対象外。） 1.70歳未満の身体障害者手帳1・2・3級 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの所持者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者（精神病床に係る入院費用は助成対象外） 4.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに手帳を取得した者は助成対象外 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	秩父郡市内（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）に所在の協力医療機関等	平成27年1月診療分
	東松山市（＊）	重度心身障害者	82	*平成24年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者の変更（対象者について、身体障害者手帳4級の一部を削除。精神障害者保健福祉手帳1級の者を追加。ただし、精神病床に係る入院費用は助成対象外。また、平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに障害者手帳を取得した者は助成対象外。） 1.身体障害者手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者（精神病床に係る入院費用は助成対象外） 4.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに障害者手帳を取得した者は、助成対象外 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *2事業の優先順位は①こども医療②重度心身障害者医療の順	なし		対象外	東松山市及び比企管内（滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町、東秩父村）に所在する協定医療機関等	
	春日部市（＊）	重度心身障害者	82	*平成25年2月診療分から受託内容を変更した重度心身障害者医療について、対象者の変更（対象者に精神障害者保健福祉手帳1級の者を追加。ただし、精神病床に係る入院費用は助成対象外。また、平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに重度心身障害者となった者は助成対象外。） 1.身体障害者手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者 3.65歳以上で、埼玉県後期高齢者医療広域連合が認定した者（ただし、生活保護法の適用を受けているものは、対象としない） 4.精神障害者保健福祉手帳1級の者（精神病床に係る入院費用は助成対象外） 5.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに重度心身障害者となった者は、助成対象外	なし		対象外	市内の医療機関等	
	鴻巣市（＊）	重度心身障害者医療	82	*平成23年1月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者の変更（対象者に精神障害者保健福祉手帳1級の者を追加。ただし、精神病床に係る入院費用は助成対象外。） 15歳に達する日以後最初の3月31日まで 1.身体障害者手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者（精神病床に係る入院費用は助成対象外） *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする （ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う） *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こどもの医療の順	なし		食事標準負担額を助成	市内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	草加市 (*)	重度心身障害者	82	*平成24年6月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者の変更 (対象者に精神障害者保健福祉手帳1級の者を追加。ただし、精神病床への入院費用は助成対象外。) 1.65歳未満の身体障害者手帳1級・2級・3級 2.療育手帳 ○A、A、Bの者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者 (精神病床に係る入院費用は助成対象外) *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		食事標準負担額の1/2を助成	市内に所在の協力医療機関等	平成27年 1月診療分
	越谷市 (*)	重度心身障害者	82	*平成22年1月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者の変更 (対象者に精神障害者保健福祉手帳1級の者を追加。ただし、精神病床に係る入院費用は助成対象外。また、平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに重度心身障害者となった者は助成対象外。) 1.身体障害者手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○A、A、Bの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない) 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者 (精神病床に係る入院費用は助成対象外) 4.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに重度心身障害者となった者は助成対象外 *1医療機関(総合病院は1診療科目)の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)	なし		対象外	市内の医療機関等	
	蕨市 (*)	重度心身障害者	82	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者の変更 (対象者に精神障害者保健福祉手帳1級の者を追加。ただし、精神病床に係る入院費用は助成対象外。また、平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに手帳を取得した者は助成対象外。) 1.身体障害者手帳1・2・3級 2.療育手帳 ○A、A、B、Cの所持者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者 (精神病床に係る入院費用は助成対象外) 4.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに手帳を取得した者は助成対象外	なし		対象外	蕨市・戸田市内に所在の協力医療機関等	
	朝霞市 (*)	重度心身障害者	82	*平成22年1月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者の変更 (対象者に65歳未満の精神障害者保健福祉手帳1級の者を追加。また、平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに手帳を取得した者は助成対象外。) 1.65歳未満の身体障害者手帳1・2・3級 2.療育手帳 ○A、A、B所持者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない) 3.65歳未満の精神障害者保健福祉手帳1級の者 (精神疾患に係る入院費は助成対象外) 4.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに手帳を取得した者は助成対象外 *入院は対象外(償還払い)		なし		朝霞・志木・新座・和光市内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	志木市 (*)	重度心身障害者	82	*平成25年12月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象者の変更 (対象者に65歳未満の精神障害者保健福祉手帳1級の者を追加。また、平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに手帳を取得した者は助成対象外。) 1.身体障害者手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○A、A、Bの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) 3.65歳未満の精神障害者保健福祉手帳1級の者 (精神疾患に係る入院費は助成対象外) 4.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに手帳を取得した者は助成対象外 *入院は対象外(償還払い) *1医療機関の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②子ども医療③ひとり親家庭等医療の順		なし		志木市、朝霞市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町に所在の保険医療機関等	平成27年1月診療分
	和光市 (*)	重度心身障害者	82	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象者の変更 (対象者に精神障害者保健福祉手帳1級の者を追加。また、平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに心身障害者となった者は助成対象外。) 1.身体障害者手帳1級～3級の人 2.療育手帳○A、A、Bの人 3.身体障害者手帳4級の一部 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、老人保健受給者又は高齢者受給者は、対象としない) 4.精神障害者保健福祉手帳1級の者 (精神病床に係る入院費は助成対象外) 5.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに心身障害者となった者は助成対象外 *入院は対象外(償還払い) *1医療機関(平成22年3月以前の旧総合病院は1診療科目)の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②乳幼児・子ども医療(6歳就学前)③ひとり親家庭等医療④乳幼児・子ども医療(小学1年～6年)の順		なし		和光市、朝霞市、志木市、新座市の医療機関等	
	新座市 (*)	重度心身障がい者	82	*平成24年10月診療分から受託している重度心身障がい者医療について、対象者の変更 (対象者に精神障がい者保健福祉手帳1級の者を追加。また、平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに重度心身障がい者となった者は助成対象外。) 1.75歳未満(後期高齢者医療制度加入者以外)の身体障害者手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○A、A、Bの者 3.精神障がい者保健福祉手帳1級の者 (精神疾患に係る入院費は助成対象外) 4.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに重度心身障がい者となった者は、助成の対象外 *入院は対象外 *1医療機関の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障がい者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順		なし		新座・朝霞・志木・和光市内に所在の協力医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	桶川市 （＊）	重度心身障害者	82	*平成26年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者の変更（対象者に精神障害者保健福祉手帳1級の者を追加。ただし、精神病床に係る入院費用は助成対象外。また、平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに手帳を取得した者は助成対象外。） 1.身体障害者手帳1級～3級の所持者 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの所持者 3.65歳以上で一定の障害があると埼玉県後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた者 4.精神障害者保健福祉手帳1級の者（精神病床に係る入院費用は助成対象外） 5.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに手帳を取得した者は助成対象外 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	桶川市内に所在する協力医療機関等	平成27年 1月診療分
	久喜市 （＊）	重度心身障害者	82	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象者の変更（対象者に精神障害者保健福祉手帳1級の者を追加。ただし、精神病床に係る入院費用は助成対象外。また、平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに手帳交付を受けた者は助成対象外。） 1.身体障害者手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者（精神病床に係る入院費用は助成対象外） 4.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに手帳交付を受けた者は助成対象外 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *2事業の優先順位は①重度心身障害者医療②子ども医療の順	なし		対象外	久喜市内に所在の指定協力医療機関等	
	北本市 （＊）	重度心身障害者	82	*平成25年1月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者の変更（対象者に精神障害者保健福祉手帳1級の者を追加。ただし、精神病床に係る入院費用は助成対象外。） 0歳児から15歳到達年度末までの次の者が対象 1.身体障害者手帳1・2・3級の者 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者（精神病床に係る入院費用は助成対象外） *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	北本市内に所在の協力医療機関等	
	富士見市 （＊）	重度心身障害者	82	*平成24年10月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者の変更（対象者に精神障害者保健福祉手帳1級の者を追加。ただし、精神病床に係る入院費用は助成対象外。また、平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに重度心身障害者となった者は助成対象外。） 1.70歳未満の身体障害者手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者（精神病床に係る入院費用は助成対象外） 4.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに重度心身障害者となった者は助成対象外 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	富士見市・ふじみ野市・三芳町内に所在の協力医療機関等	
	ふじみ野市 （＊）	重度心身障害者	82	*平成24年10月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者の変更（対象者に精神障害者保健福祉手帳1級の者を追加。ただし、精神病床に係る入院費用は助成対象外。また、平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに重度心身障害者となった者は助成対象外。） 1.70歳以下の身体障害者手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者（精神病床に係る入院費用は助成対象外） 4.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに重度心身障害者となった者は助成対象外 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	ふじみ野市・富士見市・三芳町内に所在の協力医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	三芳町（＊）	重度心身障害者	82	*平成24年10月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者の変更 (対象者に精神障害者保健福祉手帳1級の者を追加。ただし、精神病床に係る入院費用は助成対象外。また、平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに重度心身障害者となった者は助成対象外。) 1.70歳未満の身体障害者手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○A、A、Bの者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者 (精神病床に係る入院費用は助成対象外) 4.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに重度心身障害者となった者は助成対象外 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	富士見市・ふじみ野市・三芳町内に所在の協力医療機関等	平成27年1月診療分
	滑川町（＊）	重度心身障害者	82	*平成24年10月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者の変更 (対象者に精神障害者保健福祉手帳1級の者を追加。また、平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに手帳を取得した者は助成対象外。) 1.身体障害者手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○A、A、Bの者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者 4.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに手帳を取得した者は助成対象外 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は原則償還払いとする *2事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療の順	なし		食事標準負担額を助成 ※生活療養費は対象外	比企管内(滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町、東秩父村、東松山市)及び熊谷市内に所在の協力医療機関等	
	川島町（＊）	重度心身障害者	82	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象者の変更 (対象者に精神障害者保健福祉手帳1級の者を追加。ただし、精神病床に係る入院費用は助成対象外。また、平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに手帳を取得した者は助成対象外。) 1.身体障害者手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○A、A、Bの者 3.埼玉県後期高齢者医療広域連合により障害認定を受けている者 4.精神障害者保健福祉手帳1級の者 (精神病床に係る入院費用は助成対象外) 5.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに手帳を取得した者は助成対象外 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子育て支援医療の順	なし		対象外	坂戸市、鶴ヶ島市、比企郡、東松山市、東秩父村及び川越市内に所在の協力医療機関等	
	鳩山町（＊）	重度心身障害者	82	*平成26年4月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象者の変更 (対象者に精神障害者保健福祉手帳1級の者を追加。ただし、精神疾患に係る入院費用は助成対象外。また、平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに重度心身障害者となった者は助成対象外。) 1.75歳未満の身体障害者手帳1・2・3級 2.療育手帳 ○A、A、Bの所持者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者 (精神疾患に係る入院費用は助成対象外) 4.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに重度心身障害者となった者は助成対象外 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *2事業の優先順位は①こども医療②重度心身障害者医療の順	なし		対象外	比企管内、入間郡(毛呂山町・越生町)及び坂戸市・鶴ヶ島市に所在の協定医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	横瀬町（＊）	重度心身障害者	82	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者の変更（対象者に精神障害者保健福祉手帳1級の者を追加。ただし、精神病床に係る入院費用は助成対象外。また、平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに心身障害者となった者は助成対象外。） 1.身体障害者手帳1・2・3級 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの所持者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者（精神病床に係る入院費用は助成対象外） 4.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに心身障害者となった者は助成対象外 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	秩父郡市内（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）に所在の協力医療機関等	平成27年1月診療分
	皆野町（＊）	重度心身障害者	82	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者の変更（対象者に精神障害者保健福祉手帳1級の者を追加。また、平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに重度心身障害者となり、手帳を取得した者は助成対象外。） 1.70歳未満の身体障害者手帳1・2・3級 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの所持者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者 4.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに心身障害者となり、手帳を取得した者は助成対象外 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	秩父郡市内（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）に所在の協力医療機関等	
	長瀬町（＊）	重度心身障害者	82	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者の変更（対象者に精神障害者保健福祉手帳1級の者を追加。ただし、精神病床に係る入院費用は助成対象外。また、平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに重度心身障害者となった者は助成対象外。） 1.身体障害者手帳1・2・3級 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの所持者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者（精神病床に係る入院費用は助成対象外） 4.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに重度心身障害者となった者は助成対象外 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	秩父郡市内（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）に所在の協力医療機関等	
	小鹿野町（＊）	重度心身障害者	82	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者の変更（対象者に精神障害者保健福祉手帳1級の者を追加。ただし、精神病床に係る入院費用は助成対象外。また、平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに重度心身障害者となった者は助成対象外。） 1.身体障害者手帳1・2・3級 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの所持者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者（精神病床に係る入院費用は助成対象外） 4.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに重度心身障害者となった者は助成対象外 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	秩父郡市内（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）に所在の協力医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	宮代町（＊）	重度心身障害者	82	*平成25年6月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者の変更 (対象者に精神障害者保健福祉手帳1級の者を追加。ただし、精神病床に係る入院費用は助成対象外。また、平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに手帳を取得した者は助成対象外。) 1.身体障害者手帳1・2・3級 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの所持者 3.65歳以上の方で障害の状態にある旨の埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けている方 4.精神障害者保健福祉手帳1級の者 (精神病床に係る入院費用は、助成の対象外) 5.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに手帳を取得した者は助成対象外 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	宮代町内に所在の協力医療機関等	平成27年 1月診療分
	幸手市（＊）	重度心身障害者	82	*平成23年7月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者の変更 (対象者に精神障害者保健福祉手帳1級の者を追加。ただし、精神病床に係る入院費用は助成対象外。また、平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに重度心身障害者となった者は助成対象外。) 1.身体障害者手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者 3.後期高齢者医療制度の障害認定者 4.精神障害者保健福祉手帳1級の者 (精神病床に係る入院費用は助成対象外) 5.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに重度心身障害者となった者は助成対象外 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	なし		対象外	市内の協力医療機関等	
	杉戸町（＊）	重度心身障害者	82	*平成24年5月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象者の変更 (対象者に精神障害者保健福祉手帳1級の者を追加。ただし、精神病床に係る入院費用は助成対象外。また、平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに心身障害者となった者は助成対象外。) 1.身体障害者手帳1～3級の者 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者 3.埼玉県後期高齢者医療広域連合より障害認定を受けている者 4.精神障害者保健福祉手帳1級の者 (精神病床に係る入院費用は助成対象外) 5.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに心身障害者となった者は助成対象外 *訪問看護は対象外 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし		対象外	町内の指定医療機関等及び幸手市の協力医療機関	
	本庄市	重度心身障害者	82	1.75歳未満の身体障害者1・2・3級 2.療育手帳 ○Ａ・Ａ・Ｂ 3.精神障害者保健福祉手帳1級 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *2事業の優先順位は①重度心身障害者医療②子ども医療の順	なし		対象外 (ただし、中学卒業 (15歳になった後の 3月31日)までは入院時食事療養標準負担額を助成)	児玉郡市内(本庄市・上里町・美里町・神川町)に所在の協力医療機関等	平成27年 4月診療分
	毛呂山町	重度心身障害者	82	75歳未満の社会保険加入者で、次のいずれかの手帳の所持者 1.身体障害者手帳1・2・3級 2.養育手帳 ○Ａ・Ａ・Ｂ 3.精神障害者保健福祉手帳1級 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *2事業の優先順位は①こども医療②重度心身障害者医療の順	なし		対象外	毛呂山町・越生町内に所在の協力医療機関等	
	越生町	重度心身障害者	82	1.身体障害者手帳1～3級 2.療育手帳 ○Ａ・Ａ・Ｂ 3.精神障害者保健福祉手帳1級 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *2事業の優先順位は①こどもの医療②重度心身障害者医療の順	なし		対象外	越生町・毛呂山町内に所在の協力医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	日高市	重度心身障がい者	82	1.70歳未満の身体障害者手帳1・2・3級 2.養育手帳 ○A・A・B 3.精神障害者保健福祉手帳1級 4.長期高額疾病(人工透析)は除く *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障がい者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	なし		対象外	日高市及び飯能市内に所在の協力医療機関等	平成27年4月診療分
	美里町 神川町 上里町	重度心身障害者	82	1.75歳未満の身体障害者1・2・3級 2.療育手帳 ○A・A・B 3.精神障害者保健福祉手帳1級 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *2事業の優先順位は①重度心身障害者医療②子ども医療の順	なし		対象外 (ただし、中学卒業(15歳になった後の3月31日)までは入院時食事療養費標準負担額を助成)	児玉郡市内(本庄市・上里町・美里町・神川町)に所在の協力医療機関等	
	川越市 (*)	重度心身障害者	82	*平成27年1月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象者の変更 (平成27年4月1日以降に65歳以上で新たに身体障害者手帳等の交付を受けた者は助成対象外) 1.身体障害者手帳1級～4級の者(ただし4級は市県民税非課税者のみ) 2.療育手帳 ○A、A、Bの者 3.埼玉県後期高齢者医療広域連合の障害認定者 4.75歳以上の市長認定者 5.精神障害者保健福祉手帳1級の者 (精神病床に係る入院費用は助成対象外) 6.平成27年4月1日以降に65歳以上で新たに身体障害者手帳等の交付を受けた者は助成対象外 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成(70歳以上は12,000円未満) 21,000円以上(70歳以上は12,000円以上)となった場合は、原則償還払いとする *2事業の優先順位は①こども医療②重度心身障害者医療の順	なし		対象外	市内の医療機関等	
	熊谷市 (*)	ひとり親家庭等	83	*平成23年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、助成内容の変更 (入院費用は全額償還払いとする) 母子家庭・父子家庭・養育者家庭・父または母に一定の障がいのある親と子(18歳に達する年度の末日まで。 ただし、一定の障がいのある児童は20歳未満) *入院は対象外(償還払い) *1医療機関の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし			市内の医療機関等	
	鴻巣市 (*)	重度心身障害者	82	*平成27年1月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、食事標準負担額の助成内容を変更 (食事標準負担額を助成→助成対象外に変更) 15歳に達する日以後最初の3月31日まで 1.身体障害者手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○A、A、Bの者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者 (精神病床に係る入院費用は助成対象外) *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こどもの医療の順	なし		対象外	市内の医療機関等	
		こども	81	*平成23年1月診療分から受託しているこどもの医療について、食事標準負担額の助成内容を変更 (食事標準負担額を助成→助成対象外に変更) 15歳に達する日以後最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こどもの医療の順	なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	鴻巣市（＊）	ひとり親家庭等	83	*平成23年1月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、食事標準負担額の助成内容を変更（食事標準負担額を助成→助成対象外に変更） 母子家庭・父子家庭・養育者家庭・父または母に一定の障がいのある家庭の子（15歳に達する日以後最初の3月31日まで） *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする （ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う） *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こどもの医療の順	なし		対象外	市内の医療機関等	平成27年 4月診療分
	深谷市（＊）	こども	81	*平成24年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、食事標準負担額の助成内容を変更（食事標準負担額を助成→助成対象外に変更） 入院・入院外ともに0歳児から15歳到達年度末まで *医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		対象外	深谷市、熊谷市、寄居町、本庄市、美里町、上里町、神川町に所在の協力医療機関等	
		重度心身障害者	82	*平成27年1月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、食事標準負担額の助成内容を変更（食事標準負担額を助成→助成対象外に変更） 1.身体障害手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者 （ただし、精神病床に係る入院費用は、助成の対象としない） 4.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに重度心身障害者となった者は、助成の対象外 *医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *2事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療の順	なし			深谷市の協力医療機関等	
	草加市（＊）	重度心身障害者	82	*平成27年1月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象者の変更（平成27年4月1日以降に65歳以上で新たに障害者手帳を交付された者は助成対象外） 1.65歳未満の身体障害者手帳1級・2級・3級 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者（精神病床に係る入院費用は助成対象外） 4.平成27年4月1日以降に65歳以上で新たに障害者手帳を交付された者は助成対象外 *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		食事標準負担額の1/2を助成	市内に所在の協力医療機関等	
	飯能市（＊）	子ども	81	*平成26年7月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢の拡大（12歳まで→15歳までに拡大） 入院・通院ともに15歳に達する日以後最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		食事標準負担額を助成	飯能市・日高市内に所在する協力医療機関等	
	吉見町（＊）	こども	81	*平成23年10月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等を拡大（比企郡内、東松山市内及び東秩父村内の協力医療機関等→比企郡内、東松山市内、東秩父村内、鴻巣市内及び北本市内の協力医療機関等） 0歳児から15歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする （ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う） *2事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療の順	なし		対象外	比企郡内、東松山市内、東秩父村内、鴻巣市内及び北本市内の協力医療機関等	平成27年 5月診療分
重度心身障害者		82	*平成23年10月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象医療機関等を拡大（比企郡内、東松山市内及び東秩父村内の協力医療機関等→比企郡内、東松山市内、東秩父村内、鴻巣市内及び北本市内の協力医療機関等） ・身体障害者手帳1～3級の者 ・療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂのいずれかを有している者のうち0歳児から15歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする （ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う） *2事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療の順	なし		対象外	比企郡内、東松山市内、東秩父村内、鴻巣市内及び北本市内の協力医療機関等		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	嵐山町	こども	81	入院・通院ともに15歳に達した日に属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *訪問看護は対象外	なし		食事標準負担額を助成	比企管内（滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町、東秩父村、東松山市）に所在の協力医療機関等	平成27年10月診療分
	鳩山町（*）	こども	81	*平成26年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、食事標準負担額の助成内容を変更（食事標準負担額を助成→助成対象外に変更） 満15歳に到達する日以後の最初の3月31日まで（中学校修了前まで） *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *2事業の優先順位は①こども医療②重度心身障害者医療の順	なし		対象外	比企管内、入間郡（毛呂山町・越生町）及び坂戸市・鶴ヶ島市に所在の協定医療機関等	
	川島町（*）	子育て支援	81	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した子育て支援医療について対象医療機関等を拡大（坂戸市、鶴ヶ島市、比企郡、東松山市、東秩父村及び川越市内に所在の協力医療機関等→坂戸市、鶴ヶ島市、比企郡、東松山市、東秩父村、川越市、鴻巣市、北本市、桶川市、上尾市及び伊奈町内に所在の協力医療機関等に拡大） 0歳から15歳到達年度末まで *訪問看護は対象外 *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子育て支援医療の順	なし		食事標準負担額を助成	坂戸市、鶴ヶ島市、比企郡、東松山市、東秩父村、川越市、鴻巣市、北本市、桶川市、上尾市及び伊奈町内に所在の協力医療機関等	平成27年11月診療分
		重度心身障害者	82	*平成27年1月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象医療機関等を拡大（坂戸市、鶴ヶ島市、比企郡、東松山市、東秩父村及び川越市内に所在の協力医療機関等→坂戸市、鶴ヶ島市、比企郡、東松山市、東秩父村、川越市、鴻巣市、北本市、桶川市、上尾市及び伊奈町内に所在の協力医療機関等に拡大） 1.身体障害者手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○A、A、Bの者 3.埼玉県後期高齢者医療広域連合により障害認定を受けている者 4.精神障害者保健福祉手帳1級の者（精神病棟に係る入院費用は助成対象外） 5.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに手帳を取得した者は助成対象外 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子育て支援医療の順	なし		対象外	坂戸市、鶴ヶ島市、比企郡、東松山市、東秩父村、川越市、鴻巣市、北本市、桶川市、上尾市及び伊奈町内に所在の協力医療機関等	
		ひとり親家庭等	83	*平成25年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大（坂戸市、鶴ヶ島市、比企郡、東松山市、東秩父村及び川越市内に所在の協力医療機関等→坂戸市、鶴ヶ島市、比企郡、東松山市、東秩父村、川越市、鴻巣市、北本市、桶川市、上尾市及び伊奈町内に所在の協力医療機関等に拡大） 母子家庭・父子家庭・養育者家庭・父または母に一定の障害のある親と子（児童が18歳に達する年度の末日まで） （ただし、一定の障がいのある児童は20歳になるまで） *訪問看護は対象外 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子育て支援医療の順	なし		食事標準負担額を助成	坂戸市、鶴ヶ島市、比企郡、東松山市、東秩父村、川越市、鴻巣市、北本市、桶川市、上尾市及び伊奈町内に所在の協力医療機関等	
	寄居町（*）	こども	81	*平成25年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢と対象地域を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） （寄居町、深谷市、本庄市、美里町、上里町、神川町、熊谷市内に所在の協定医療機関等→寄居町、深谷市、本庄市、美里町、上里町、神川町、熊谷市、東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町及び東秩父村内に所在の協定医療機関等へ拡大） 0歳児から18歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		食事標準負担額を助成	寄居町、深谷市、本庄市、美里町、上里町、神川町、熊谷市、東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町及び東秩父村内に所在の協定医療機関等	平成27年12月診療分
	坂戸市	重度心身障害者	82	・身体障害者手帳1・2・3級 ・療育手帳 ○A、A、Bの者 ・精神障害者保健福祉手帳1級の者 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	坂戸市及び鶴ヶ島市内に所在の協力医療機関等並びに日高市の一部協力医療機関	平成28年1月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	坂戸市	ひとり親家庭等	83	・18歳未満（一定の障害者は20歳未満）の児童及び母、父又は養育者 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	坂戸市及び鶴ヶ島市内に所在の協力医療機関等並びに日高市の一部協力医療機関	平成28年 1月診療分
	鶴ヶ島市	重度心身障害者	82	・身体障害者手帳1・2・3級 ・療育手帳 ○A、A、Bの者 ・精神障害者保健福祉手帳1級の者（ただし、精神病床に係る入院費用は助成対象外） *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順					
		ひとり親家庭等	83	・18歳未満（障害者は20歳未満）の児童及び母、父又は養育者 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順					
	坂戸市 鶴ヶ島市（*）	こども	81	*平成24年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、助成限度額を変更（助成額の上限なし→21,000円未満を助成に変更） 入院・入院外ともに0歳児から15歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする					
	吉川市	子ども	81	15歳に達した日に属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		対象外	吉川市内に所在の協力医療機関等	平成28年 4月診療分
	嵐山町	重度心身障害者	82	1.身体障害者手帳1級・2級・3級所持者 2.療育手帳 ○A、A、B所持者 3.65歳以上で埼玉県後期高齢者医療広域連合または町長の認定を受けている者 4.精神障害者保健福祉手帳1級（精神病床に係る入院費用は助成対象外） *訪問看護は対象外 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *2事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療の順	なし		食事標準負担額を助成 ※生活療養費は対象外	比企管内（滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町、東秩父村、東松山市）に所在の協力医療機関等	
	東秩父村（*）	こども	81	*平成23年4月診療分から受託しているこども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） 0歳児から18歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする （ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う）	なし		食事標準負担額を助成	比企管内（東秩父村、東松山市及び比企郡内）に所在の協力医療機関	
	長瀬町（*）	こども	81	*平成25年4月診療分から受託しているこども医療について、対象年齢を拡大し、対象医療機関等を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） 0歳児から18歳到達年度末まで（秩父郡市（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）に所在の協力医療機関等→秩父郡市（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）、深谷市及び寄居町に所在の協力医療機関等に拡大） *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	秩父郡市（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）、深谷市及び寄居町に所在の協力医療機関等	平成28年 10月診療分
		重度心身障害者	82	*平成27年1月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象医療機関等を拡大（秩父郡市（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）に所在の協力医療機関等→秩父郡市（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）、深谷市及び寄居町に所在の協力医療機関等に拡大） 1.身体障害者手帳1・2・3級 2.療育手帳○A、A、Bの所持者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者（精神病床に係る入院費用は助成対象外） 4.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに重度心身障害者となった者は助成対象外 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順					
		ひとり親家庭等	83	*平成25年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大（秩父郡市（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）に所在の協力医療機関等→秩父郡市（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）、深谷市及び寄居町に所在の協力医療機関等に拡大） 18歳年度末（障害者は20歳未満）までの児童及び母又は父又は養育者 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月	
					入院	入院外				
埼玉県	嵐山町	ひとり親家庭等	83	・18歳年度末まで(一定の障害者は20歳未満)の児童及び母、父又は養育者 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし		食事標準負担額を助成	比企管内(滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町、東秩父村、東松山市)に所在の協力医療機関等	平成29年1月診療分	
	白岡市	重度心身障害者	82	1.65歳未満の身体障害者手帳1級・2級・3級の者 2.療育手帳○A、A、Bの者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者 *訪問看護は対象外 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *2事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療の順			対象外	市内の協力医療機関等		
	熊谷市(＊)	こども	81	*平成25年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大し、事業の優先順位及び食事療養費の助成内容を変更(15歳まで→18歳までに拡大) 0歳児から18歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順			食事標準負担額を助成(ただし、15歳に達した最初の3月31日まで)	熊谷市、深谷市、行田市、寄居町に所在の協力医療機関等		
	白岡市(＊)	こども	81	*平成25年1月診療分から受託しているこども医療について、対象年齢を拡大し、助成内容を変更(15歳まで→18歳までに拡大) 0歳児から18歳到達年度末まで *訪問看護は対象外 *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *2事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療の順			対象外	市内の指定医療機関等		
	入間市	ひとり親家庭等	83	・18歳年度末まで(一定の障害者は20歳未満)の児童及び母、父又は養育者 *2事業の優先順位は①ひとり親家庭等医療費②子ども医療費の順	なし	食事標準負担額を助成	市内の協力医療機関等	平成29年4月診療分		
	横瀬町 皆野町 小鹿野町(＊)	こども	81	*平成25年4月診療分から受託しているこども医療について、対象年齢を拡大(15歳まで→18歳までに拡大) 入院・通院ともに18歳に達した日の属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし	対象外	秩父郡市内(秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町)に所在の協力医療機関等			
	埼玉県	特定疾患	51	*平成27年1月診療分から助成内容を変更した特定疾患について、実施機関番号「88.11.037.4」の新規認定(変更)に伴い、実施機関番号「51.11.602.8」の取扱いを終了					平成29年9月診療分までの取扱い	
	埼玉県	特定疾患	88	*平成27年1月診療分から助成内容を変更した特定疾患について、実施機関番号を新規設定(変更) 埼玉県特定疾患等医療給付事業実施要綱に基づき独自に行っている県単独疾患の認定者		所得に応じて負担上限を設定(難病法施行令に準じる)		対象外	県内の医療機関等	平成29年10月診療分
	入間市	重度心身障害者	82	1.身体障害者手帳1・2・3級の者 2.療育手帳○A・A・Bの者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者(精神病床に係る入院費用は助成対象外) 4.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに重度心身障害者となった者は助成対象外 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 *2事業の優先順位は①ひとり親家庭等医療費②重度心身障害者医療費③子ども医療費の順		なし		対象外	市内の協力医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	深谷市（＊）	こども	81	*平成27年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大（15歳到達年度末まで→18歳到達年度末まで） 入院・入院外ともに、0歳児から18歳到達年度末まで *医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		対象外	深谷市、熊谷市、寄居町、本庄市、美里町、上里町、神川町に所在の協力医療機関等	平成29年10月診療分
	春日部市	ひとり親家庭等	83	*18歳年度末まで（一定の障害者は20歳未満）の児童及び母、父又は養育者 *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	市内の協力医療機関等	平成30年1月診療分
	久喜市	ひとり親家庭等	83	*18歳年度末まで（一定の障害者は20歳未満）の児童及び母、父又は養育者 *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		食事標準負担額を助成		
	蓮田市	ひとり親家庭等	83	*18歳年度末まで（一定の障害者は20歳未満）の児童及び母、父又は養育者 *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成21,000円以上となった場合は、原則償還払い *2事業の優先順位は①ひとり親家庭等医療②こども医療の順	なし		対象外	市内の協力医療機関等	平成30年4月診療分
	桶川市（＊）	こども	81	*平成26年4月診療分から受託しているこども医療について、対象年齢を拡大（15歳に達する日→18歳に達する日） 入院・通院ともに満18歳に達する日以後最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	桶川市内に所在する協力医療機関等	
	吉見町（＊）	重度心身障害者	82	*平成27年5月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象者の変更（療育手帳○Ａ、Ａ、Ｂのいずれかを有している者のうち0歳児から15歳到達年度末まで→、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを有している者） ・身体障害者手帳1～3級の者 ・療育手帳○Ａ、Ａ、Ｂ、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを有している者 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする （ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う） *2事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療の順	なし		対象外	比企郡内、東松山市内、東秩父村内、鴻巣市内及び北本市内の協力医療機関等	平成30年7月診療分
	川越市（＊）	重度心身障害者	82	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、一部負担金限度額を変更（前期高齢者の助成限度額は、保険診療の一部負担金12,000円未満→18,000円未満） 1.身体障害者手帳1級～4級の者（ただし4級は市県民税非課税者のみ） 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者 3.埼玉県後期高齢者医療広域連合の障害認定者 4.75歳以上の市長認定者 5.精神障害者保健福祉手帳1級の者（精神病床に係る入院費用は助成対象外） 6.平成27年4月1日以降に65歳以上で新たに身体障害者手帳等の交付を受けた者は助成対象外 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成（70歳以上は18,000円未満） 21,000円以上（70歳以上は18,000円以上）となった場合は、原則償還払いとする *2事業の優先順位は①こども医療②重度心身障害者医療の順	なし		対象外	市内の医療機関等	平成30年8月診療分
	春日部市（＊）	重度心身障害者	82	*平成24年7月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、医科に係る受託内容を一部変更（医科における特定疾病療養受療証（マル長）対象分（全国健康保険協会）については助成対象外とする→削除） 1.身体障害者手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者 3. 65歳以上で、埼玉県後期高齢者医療広域連合が認定した者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない）	なし		対象外	市内の医療機関等	平成25年2月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	行田市（＊）	子ども	81	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳に達する日→18歳に達する日） 18歳に達する日以後最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする （ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う） *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②子ども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし		食事標準負担額を助成	行田市及び熊谷市内の医療機関等	平成30年 10月診療分
	北本市（＊）	こども	81	*平成25年1月診療分から受託しているこども医療について、対象者の変更（15歳に達した日→18歳に達した日） 18歳に達した日に属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	北本市内に所在の協力医療機関等	
		ひとり親家庭等	83	*平成25年1月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象者の変更（15歳に達した日→18歳に達した日） 母子家庭・父子家庭・養育者家庭・父又は母に一定の障害のある家庭の子のうち、0歳児から18歳到達年度末までの者とその親 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし				
		重度心身障害者	82	*平成27年1月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象者の変更（15歳到達年度→18歳到達年度） 0歳児から18歳到達年度末までの次の者が対象 1.身体障害者手帳1～3級の者 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者（精神病床に係る入院費用は助成対象外） *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし				
	秩父市（＊）	こども	81	*平成25年4月診療分から受託しているこども医療について、対象者の変更（15歳に達した日→18歳に達した日） 18歳に達した日に属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	秩父郡市内（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）に所在の協力医療機関等	
	狭山市	心身障害者	82	1.身体障害者手帳1～3級 2.療育手帳○Ａ・Ａ・Ｂ 3.精神障害者保健福祉手帳1級（精神病床に係る入院費用は助成対象外） *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *2事業の優先順位は、①こども医療、②心身障害者医療の順	なし		対象外	市内の協力医療機関等	平成31年 1月診療分
	越谷市（＊）	こども	81	*平成25年10月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関を拡大（→埼玉県立小児医療センター） 入院・通院ともに15歳に到達した年度の3月31日まで *こども医療と重度心身障害者医療の間に優先順位はなし	なし		対象外	越谷市内に所在の協力医療機関等及び埼玉県立小児医療センター	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	伊奈町	子ども	81	18歳に達した日に属する年度末まで *1医療機関の入院外で月21,000円未満を助成 *3事業の優先順位は、①重度心身障害者医療、②ひとり親家庭等医療、③こども医療の順		なし		町内の協力医療機関等	
		重度心身障害者	82	・65歳未満の身体障害者手帳1～3級 ・療育手帳○A・A・B ・精神障害者保健福祉手帳1級 *1医療機関の入院外で月21,000円未満を助成 *3事業の優先順位は、①重度心身障害者医療、②ひとり親家庭等医療、③こども医療の順		なし		町内の協力医療機関等	
		ひとり親家庭等	83	18歳未満(障害者は20歳未満)の児童及び母又は父又は養育者 *1医療機関の入院外で月21,000円未満を助成 *3事業の優先順位は、①重度心身障害者医療、②ひとり親家庭等医療、③こども医療の順		なし		町内の協力医療機関等	
	本庄市 (*)	子ども	81	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(15歳→18歳に拡大) 18歳到達後最初の3月31日まで (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上の場合は、原則全額償還払いとする	なし		食事標準負担額を助成	本庄市、児玉郡内、深谷市及び寄居町に所在の協力医療機関等	平成31年 4月診療分
	鴻巣市 (*)	重度心身障害者	82	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象者を変更(15歳に達する日以後最初の3月31日まで→年齢の指定なし) 1.身体障害者手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○A、A、Bの者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者 (精神病床に係る入院費用は助成対象外) *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こどもの医療の順	なし		食事標準負担額を助成	市内の医療機関等	
	美里町 (*)	こども	81	*平成24年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大(満15歳→満18歳に拡大) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上の場合は、原則全額償還払いとする	なし		食事標準負担額を助成	本庄市、児玉郡、深谷市及び寄居町に所在の協力医療機関等	
	神川町 (*)	こども	81	*平成24年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大(満15歳→満18歳に拡大) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上の場合は、原則償還払いとする	なし		食事標準負担額を助成	本庄市、児玉郡、深谷市及び寄居町に所在の協力医療機関等	
	上里町 (*)	こども	81	*平成24年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大(満15歳→満18歳に拡大) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上の場合は、原則償還払いとする	なし		食事標準負担額を助成	本庄市、児玉郡、深谷市及び寄居町に所在の協力医療機関等	
	春日部市 (*)	こども	81	*平成25年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、助成額の変更及び対象医療機関を拡大(1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成→なし、市内の協力医療機関等→市内の協力医療機関等及び埼玉県立小児医療センター) 15歳到達後の最初の3月31日まで(中学校修了)	なし		対象外	市内の医療機関等及び埼玉県立小児医療センター	
		ひとり親家庭等	83	*平成30年1月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、助成額の変更及び対象医療機関を拡大(1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成→なし、市内の協力医療機関等→市内の協力医療機関等及び埼玉県立小児医療センター) ・18歳年度末まで(一定の障害者は20歳未満)の児童及び母、父又は養育者 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	市内の協力医療機関等及び埼玉県立小児医療センター	令和元年 5月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	狭山市	ひとり親家庭等	83	1.入院・通院ともに、ひとり親家庭等の18歳に達した日の属する年度末まで(一定の障害がある20歳に達した日の属する年度末)の児童とその児童を養育している父・母又は養育者 *3事業の優先順位は①ひとり親家庭等医療②こども医療③重度心身障害者医療の順	なし		食事標準負担額を助成 (ただし、15歳に達した日の属する年度末まで)	狭山市の指定医療機関等 (医科・歯科・薬局・訪問看護ステーション)	令和2年 1月診療分
	三郷市	重度心身障害者	82	1.身体障害者手帳1～3級 2.療育手帳○A・A・B 3.精神障害者保健福祉手帳1級 ※平成27年4月1日から65歳以上で新規に上記手帳を取得したかたを除く。 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *2事業の優先順位は、①こども医療、②重度心身障害者医療の順	なし		対象外	三郷市の協力医療機関等 (医科・歯科・薬局・訪問看護ステーション)	
	春日部市 (*)	こども	81	*令和元年5月診療分から助成内容を変更したこども医療について入院の対象年齢を拡大 (入院:満15歳到達後の最初の3月31日まで→満18歳到達後の最初の3月31日まで) 入院:満18歳到達後の最初の3月31日まで 入院外:満15歳到達後の最初の3月31日まで	なし		対象外	市内の医療機関等及び埼玉県立小児医療センター	令和2年 4月診療分
	草加市 (*)	こども	81	*平成24年11月診療分から助成内容を変更したこども医療について入院の対象年齢を拡大 (入院:満15歳到達後の最初の3月31日まで→満18歳到達後の最初の3月31日まで) 入院:満18歳到達後の最初の3月31日まで 入院外:満15歳到達後の最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	市内に所在の協力医療機関等	
	鴻巣市 (*)	こども	81	*平成27年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (15歳に達する日以後最初の3月31日まで→18歳に達する日以後最初の3月31日まで) 入院・入院外ともに18歳に達する日以後最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こどもの医療の順	なし		対象外	市内の医療機関等	
		ひとり親家庭等	83	*平成27年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、対象年齢制限の撤廃 (15歳に達する日以後最初の3月31日まで→対象年齢制限の撤廃) 母子家庭・父子家庭・養育者家庭・父または母に一定の障がいのある家庭の子 *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こどもの医療の順	なし		対象外	市内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	吉見町	ひとり親家庭等	83	18歳到達年度末(障害者は20歳未満)までの児童及び母又は父又は養育者 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常どおりに処理を行う) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし		対象外	比企郡内、東松山市内、東秩父村内、鴻巣市内及び北本市内の協力医療機関等	令和2年 8月診療分
	吉見町 (*)	こども	81	*平成27年5月診療分から助成内容を変更したこども医療について対象年齢を拡大 (15歳到達年度末まで→18歳到達年度末まで) 入院・入院外ともに18歳に達する日以後最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う) *2事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療の順	なし		対象外	比企郡内、東松山市内、東秩父村内、鴻巣市内及び北本市内の協力医療機関等	令和2年 8月診療分
	ときがわ町	重度心身障害者	82	・65歳未満の身体障害者手帳1、2、3級のいずれか ・療育手帳○A・A・B所持者 ・精神障害者保健福祉手帳1級 ・後期高齢者医療障害認定対象者 (ただし65歳以上新規手帳取得者を除く) *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *2事業の優先順位は、①こども医療、②重度心身障害者医療の順	なし		対象外	比企郡、東松山市、東秩父村内に所在の協力医療機関等	令和2年 10月診療分
	新座市	こども	81	*平成25年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を引き下げ (高校3年生までのこども→中学校3年生までのこどもに引き下げ) 中学校3年生までのこども *入院は対象外(償還払い) *1医療機関の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障がい者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし			新座・朝霞・志木・和光市内に所在の協力医療機関等	令和3年 4月診療分
	嵐山町 (*)	こども	81	*平成27年10月診療分から受託したこども医療について、対象年齢を拡大 (15歳到達年度末まで→18歳到達年度末までに拡大) 入院・通院ともに18歳に達した日に属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *訪問看護は対象外	なし	なし	食事標準 負担額を助成	比企管内(滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町、東秩父村、東松山市)に所在の協力医療機関等	令和3年 10月診療分
	飯能市 (*)	こども	81	*平成27年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (15歳到達年度末まで→18歳到達年度末までに拡大) 入院・通院ともに18歳に達する日以後最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		食事標準 負担額を助成	飯能市・日高市内に所在する協力医療機関等	令和4年 4月診療分
	北本市 (*)	重度心身障害者	82	*平成30年10月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、年齢制限の撤廃及び現物給付範囲に関する備考を追加 (0歳児から18歳到達年度末までの次の者が対象→削除) (備考:下記※部分について追加) 1.身体障害者手帳1～3級の者 2.療育手帳 ○A、A、Bの者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者 (精神病床に係る入院費用は助成対象外) ※70歳未満・・・1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする ※70歳以上75歳未満・・・1医療機関の入院15,000円未満・入院外月8,000円未満を助成 ※入院15,000円以上・入院外月8,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *特定疾病療養受療証(マル長)に係る調剤薬局分は現物給付対象外 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	北本市内に所在の協力医療機関等	令和4年 4月診療分
	川島町 (*)	子育て支援	81	*平成27年11月診療分から助成内容を変更した子育て支援医療について、対象年齢を拡大 (15歳到達年度末まで→18歳到達年度末までに拡大) 入 院:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則全額償還払いとする	なし		食事標準 負担額を助成	坂戸市、鶴ヶ島市、比企郡、東松山市、東秩父村、川越市、鴻巣市、北本市、桶川市、上尾市及び伊奈町内に所在の協力医療機関等	令和4年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	八潮市	こども	81	満15歳に達する日以降の最初の3月31日まで *2事業の優先順位は①こども医療②重度心身障害者医療の順	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	八潮市	重度	82	1.身体障害者手帳1級・2級・3級の者 2.療育手帳 ○A、A、Bの者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者 (精神病床に係る入院費用は助成対象外) 4.65歳以上で、埼玉県後期高齢者医療広域連合が認定した者 5.65歳以上で新たに障害者手帳を交付された者は助成対象外 *2事業の優先順位は①こども医療②重度心身障害者医療の順	なし		食事標準負担額の1/2を助成	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	所沢市	重度	82	70歳未満で次の要件に該当する者 1.身体障害手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○A、A、Bの者 3.65歳以上で、埼玉県後期高齢者医療広域連合が認定した者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) 4.精神障害者保健福祉手帳1級の者 (ただし、入院費用のうち精神病床に係る入院費用は、助成の対象外) 5.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに心身障害者となった者は、助成の対象外 *マル長の調剤は、現物の対象外 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順		なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	上尾市	重度	82	1.身体障害手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○A、A、Bの者 3.65歳以上で、埼玉県後期高齢者医療広域連合が認定した者 (ただし、生活保護法の適用を受けているものは、対象としない) 4.精神障害者保健福祉手帳1級の者 (精神病床に係る入院費用は助成対象外) 5.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに重度心身障害者となった者は、助成対象外 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		食事標準負担額の1/2を助成	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	蓮田市	重度	82	1.身体障害者手帳1・2・3級および4級1種(視覚障害、内部障害に限る)をお持ちの方 2.養育手帳(みどりの手帳)○A・A・Bをお持ちの方 3.精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方(ただし、精神病床への入院費用は助成対象外) 4.65歳以上の方で埼玉県後期高齢者医療広域連合の下記に定める障害等級の認定を受けた方 精神障害者保健福祉手帳1・2級の方 身体障害者手帳4級の方…音声・言語機能の著しい障害、肢体不自由(下肢)の一部 ※平成27年1月1日以降、上記1.～5.に該当する等級の手帳を初めて取得したときの年齢が65歳以上の場合は対象外となります。 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療費②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	寄居町	重度	82	1.身体障害者手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○A、A、Bの者 3.後期高齢者医療制度の障害認定者 4.精神障害者保健福祉手帳1級の者 (精神病床に係る入院費用は助成対象外) 5.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに重度心身障害者となった者は助成対象外 *ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない *社会保険加入者については透析に係る調剤分の現物給付を実施しない。 *2事業の優先順位は①こども医療②重度心身障害者医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
	松伏町	重度	82	1.身体障害者手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○A、A、Bの者 3.65歳以上で、埼玉県後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた者 4.精神障害者保健福祉手帳1級の者 (精神病床に係る入院費用は、助成対象外) 5.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに心身障害者となった者は、助成の対象外 *2事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
	吉川市	重度	82	1.身体障害者手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○A、A、Bの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない) 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者 (精神病床に係る入院費用は助成対象外) 4.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに重度心身障害者となった者は助成対象外 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
	さいたま市 (*)	子育て支援	81	*平成27年1月診療分から助成内容を変更した子育て支援医療について、対象医療機関等を拡大 (市内の医療機関等→県内の医療機関等) 中学校卒業年度の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
	川越市 (*)	こども	81	*平成26年1月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大 (市内の医療機関等→県内の医療機関等) 15歳に達する日以後最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *2事業の優先順位は①こども医療②重度心身障害者医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
	熊谷市 (*)	こども	81	*平成29年1月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大、食事療養費対象外へ (熊谷市、深谷市、行田市、寄居町に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等) 0歳児から18歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
	川口市 (*)	子ども	81	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について対象医療機関等を拡大 (川口市内の医療機関等→県内の医療機関等) 15歳年度末(中学校3年生)までの児童 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *1医療機関(総合病院は1診療科目)の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
	行田市 (*)	子ども	81	*平成30年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療機関等を拡大 (行田市及び熊谷市内の医療機関等→県内の医療機関等) 18歳に達する日以後最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②子ども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	秩父市 (*)	こども	81	*平成30年10月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等を拡大 (秩父郡市内(秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町)に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等) 18歳に達した日に属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
	所沢市 (*)	子ども	81	*平成23年10月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大 (市内の医療機関等→県内の医療機関等) 15歳に達した日の属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う) *2事業の優先順位は①ひとり親家庭等の医療②子ども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
	飯能市 (*)	こども	81	*令和4年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大 (飯能市・日高市内に所在する協力医療機関等→県内の医療機関等) 入院・通院とともに18歳に達する日以後最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		食事標準 負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
	加須市 (*)	子育て支援	81	*平成22年3月23日に加須市・騎西町・北川辺町・大利根町が合併、子育て支援医療について対象医療機関を拡大 (加須市内の医療機関等→県内の医療機関等) 0歳から15歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)	なし		食事標準 負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
	本庄市 (*)	子ども	81	*平成31年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療機関等を拡大 (本庄市、児玉郡内、深谷市及び寄居町に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等) 18歳到達後最初の3月31日まで (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上の場合は、原則全額償還払いとする	なし		食事標準 負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
	東松山市 (*)	こども医療	81	*平成21年4月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等を拡大 (東松山市及び比企管内(川島町、吉見町、滑川町、鳩山町、嵐山町、小川町、ときがわ町、東秩父村)に所在する協定医療機関等→県内の医療機関等) 満15歳に到達する日以後の最初の3月31日まで(中学校終了前まで) *1医療機関(総合病院は1診療科目)の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)	なし		食事標準 負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
	春日部市 (*)	こども	81	*令和2年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について対象医療機関等を拡大 (市内の医療機関等及び埼玉県立小児医療センター→県内の医療機関等) 入院：満18歳到達後の最初の3月31日まで 入院外：満15歳到達後の最初の3月31日まで	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
	狭山市 (*)	こども	81	*平成23年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大、備考を追加 (市内の医療機関等→県内の医療機関等) 中学校3年生修了時まで *市外：21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		食事標準 負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
	羽生市 (*)	子ども	81	*平成27年1月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大 (市内に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等) 入院・通院とともに15歳に達した日に属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障がい者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順(ただし、中学3年生までの児童については①重度心身障がい者医療②子ども医療③ひとり親家庭等医療の順)	なし		食事標準 負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
	鴻巣市 (*)	こども	81	*令和2年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大 (市内の医療機関等→県内の医療機関等) *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こどもの医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	深谷市（＊）	こども	81	*平成29年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大（深谷市、熊谷市、寄居町、本庄市、美里町、上里町、神川町に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等） 入院・入院外ともに、0歳児から18歳到達年度末まで *医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	上尾市（＊）	こども	81	*平成26年1月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大、対象医療機関等を拡大（15歳→18歳） （市内に所在の指定医療機関等→県内の医療機関等） 18歳に達する日以後最初の3月31日までのこども *2事業の優先順位は①ひとり親家庭等医療②こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	草加市（＊）	こども	81	*令和2年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について対象医療機関等を拡大、21000円以上償還払いを現物給付化 （市内に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等） 入院：満18歳到達後の最初の3月31日まで 入院外：満15歳到達後の最初の3月31日まで *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	越谷市（＊）	こども	81	*平成31年1月診療分から助成内容を変更しているこども医療について、対象医療機関を拡大（越谷市内に所在の協力医療機関等及び埼玉県立小児医療センター→県内の医療機関等） 入院・通院ともに15歳に到達した年度の3月31日まで *こども医療と重度心身障害者医療の間に優先順位はなし	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	蕨市（＊）	こども	81	*平成26年1月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大（蕨市・戸田市内に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等） 入院・通院ともに15歳に達した日の属する年度末まで *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	戸田市（＊）	こども	81	*平成25年1月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大（戸田市及び蕨市内に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等） 15歳に達した日の属する年度の末日まで *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療（未就学児）③ひとり親家庭等医療④こども医療（就学児）	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	入間市（＊）	子ども	81	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療機関等を拡大（市内の協力医療機関等→県内の医療機関等） 0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	朝霞市（＊）	こども	81	*平成25年8月診療分から受託しているこども医療について対象医療機関等を拡大、入院を現物給付化（朝霞・志木・新座・和光市内の医療機関等→県内の医療機関等） 中学校3年生までの子ども *1医療機関の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	志木市（＊）	子ども（乳幼児）	81	*平成25年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療費（乳幼児）について、対象医療機関等を拡大、入院を現物給付化（志木市、朝霞市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町に所在の保険医療機関等→県内の医療機関等） 6歳に達した日の属する年度の末日までにある者（ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない） *1医療機関の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②子ども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
		子ども（児童・生徒）	81	*平成25年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療費（児童・生徒）について、対象医療機関等を拡大、入院を現物給付化（志木市、朝霞市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町に所在の保険医療機関等→県内の医療機関等） ・小学校1年生の7月から中学校3年生の年度末まで（ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない） *1医療機関の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②子ども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし		対象外		
	和光市（＊）	乳幼児・子ども	81	*平成25年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児・子ども医療について対象医療機関等を拡大、入院を現物給付化（和光市・朝霞市・志木市・新座市内の医療機関等→県内の医療機関等） 15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者（ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない） *1医療機関の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②乳幼児・子ども医療（6歳就学前）③ひとり親家庭等医療④乳幼児・子ども医療（小学1年～中学3年）の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	新座市（＊）	こども	81	*令和3年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大、入院を現物給付化（新座・朝霞・志木・和光市内に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等） 中学校3年生までのこども *1医療機関の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障がい者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	桶川市（＊）	こども	81	*平成30年4月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等を拡大、マル長調剤分を償還払いへ（桶川市内に所在する協力医療機関等→県内の医療機関等） 入院・通院ともに満18歳に達する日以後最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする マル長調剤分は償還払い *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	久喜市（＊）	子ども	81	*平成25年4月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大（久喜市内に所在の指定協力医療機関等→県内の医療機関等） 0歳から15歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *2事業の優先順位は①重度心身障害者医療②子ども医療の順	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	北本市（＊）	こども	81	*平成30年10月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等の拡大（北本市内に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等） 18歳に達した日に属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	富士見市（＊）	こども	81	*平成24年10月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等を拡大、償還払い範囲を設定（富士見市・ふじみ野市・三芳町内に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等） 満15歳到達後の最初の年度末日まで 21000円以上は償還払い *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	ふじみ野市（＊）	こども	81	*平成24年10月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等を拡大、償還払い範囲を設定（ふじみ野市・富士見市・三芳町以外:21000円以上は償還払い） 入院・通院ともに中学校就学の終期に達するまでの者 *市内・富士見市・三芳町以外:21000円以上は償還払い *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	三郷市（＊）	こども	81	*平成25年4月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等を拡大（三郷市内に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等） 入院・通院ともに15歳に達した日に属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は原則償還払いとする	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	蓮田市（＊）	こども	81	*平成26年4月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等を拡大（市内の協力医療機関等→県内の医療機関等） 入院・入院外ともに0歳児から18歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	伊奈町（＊）	子ども	81	*平成31年4月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等を拡大、入院を現物給付化、食事療養費を1/2助成 （町内の協力医療機関等→県内の医療機関等） 18歳に達した日に属する年度末まで *1医療機関の入院外で月21,000円未満を助成 *3事業の優先順位は、①重度心身障害者医療、②ひとり親家庭等医療、③こども医療の順	なし		食事標準負担額の1/2を助成	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	三芳町（＊）	こども	81	*平成24年10月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等を拡大、償還払い範囲を設定（富士見市・ふじみ野市・三芳町内に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等） 満15歳到達後の最初の年度末日まで *21000円以上は償還払い *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	坂戸市（＊）	こども	81	*平成28年1月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大、食事療養費を1/2助成 （坂戸市及び鶴ヶ島市内に所在の協力医療機関等並びに日高市の一部協力医療機関→県内の医療機関等） （食事療養費：対象外→1/2助成） 入院・入院外ともに0歳児から15歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		食事標準負担額の1/2を助成	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	毛呂山町（＊）	こども	81	*平成24年4月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等を拡大（毛呂山町及び越生町に所在の協定医療機関等→県内の医療機関等） 0歳児から15歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	越生町（＊）	こども	81	*平成25年7月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等を拡大（越生町・毛呂山町区域内に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等） 入院・通院ともに18歳に達した日に属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は原則償還払いとする	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	鶴ヶ島市（＊）	こども	81	*平成28年1月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大（坂戸市及び鶴ヶ島市内に所在の協力医療機関等並びに日高市の一部協力医療機関→県内の医療機関等） 入院・入院外ともに0歳児から15歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	日高市（＊）	子ども	81	*平成25年4月診療分から受託しているこども医療について、対象年齢を拡大（日高市・飯能市に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等） 0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者及び当該日を超えて中学校等に在学する者 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	滑川町（＊）	こども	81	*平成23年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大（・滑川町及び比企管内（東松山市、比企郡・東秩父村）に所在する協定医療機関等・熊谷市医師会所属の医科医療機関・熊谷市薬剤師会所属の保険調剤薬局→県内の医療機関等） 0歳から18歳到達年度末まで （ただし、婚姻している者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者は除く） *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする （ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う） *生活療養費は対象外	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	嵐山町（＊）	こども	81	*令和3年10月診療分から受託内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大（比企管内（滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町、東秩父村、東松山市）に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等） 入院・通院ともに18歳に達した日に属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *訪問看護は対象外	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	小川町（＊）	こども	81	*平成22年7月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等を拡大（小川町及び比企管内（東松山市、比企郡、東秩父村）に所在する協定医療機関等→県内の医療機関等） 0歳から15歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする （ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う）	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	ときがわ町（＊）	こども	81	*平成25年10月診療分から受託内容を変更したこども医療について対象医療機関を拡大（比企管内及び入間郡（毛呂山町・越生町）に所在の協定医療機関等→県内の医療機関等） 0歳児から15歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *訪問看護は対象外	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	川島町（＊）	子育て支援	81	*令和4年4月診療分から助成内容を変更した子育て支援医療について、対象医療機関等を拡大、訪問を追加（坂戸市、鶴ヶ島市、比企郡、東松山市、東秩父村、川越市、鴻巣市、北本市、桶川市、上尾市及び伊奈町内に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等） 入 院：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則全額償還払いとする	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	吉見町（＊）	こども	81	*令和2年8月診療分から助成内容を変更したこども医療について対象医療機関等を拡大（比企郡内、東松山市内、東秩父村内、鴻巣市内及び北本市内の協力医療機関等→県内の医療機関等） 入院・入院外ともに18歳に達する日以後最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする （ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う） *2事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	鳩山町（＊）	こども	81	*平成26年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大、対象医療機関等を拡大（比企管内、入間郡（毛呂山町・越生町）及び坂戸市・鶴ヶ島市に所在の協定医療機関等→県内の医療機関等） （15歳→18歳） 満18歳に到達する日以後の最初の3月31日まで（中学校修了前まで） *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *2事業の優先順位は①こども医療②重度心身障害者医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	横瀬町 皆野町 小鹿野町（＊）	こども	81	*平成29年4月診療分から受託内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大（秩父郡市内（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等） 入院・通院ともに18歳に達した日の属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	長瀬町（＊）	こども	81	*平成28年10月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等を拡大（秩父郡市（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）、深谷市及び寄居町に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等） 0歳児から18歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	東秩父村（＊）	こども	81	*平成28年4月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等を拡大（比企管内（東秩父村、東松山市及び比企郡内）に所在の協力医療機関→県内の医療機関等） 0歳児から18歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする（ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う）	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	美里町（＊）	こども	81	*平成31年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大（本庄市、児玉郡、深谷市及び寄居町に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで （ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない） *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上の場合は、原則全額償還払いとする	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	神川町（＊）	こども	81	*平成31年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大（本庄市、児玉郡、深谷市及び寄居町に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上の場合は、原則償還払いとする	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	上里町（＊）	こども	81	*平成31年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大（本庄市、児玉郡、深谷市及び寄居町に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上の場合は、原則償還払いとする	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	寄居町（＊）	こども	81	*平成27年12月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大（寄居町、深谷市、本庄市、美里町、上里町、神川町、熊谷市、東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町及び東秩父村内に所在の協定医療機関等→県内の医療機関等） 0歳児から18歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	宮代町（＊）	こども	81	*平成25年6月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等を拡大、償還払い範囲を設定（宮代町内に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等） 入院・通院ともに15歳に達する日以後の最初の3月31日まで *21,000円以上の場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	白岡市（＊）	こども	81	*平成29年1月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等を拡大、訪問を追加（市内の指定医療機関等→県内の医療機関等） 0歳児から18歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *2事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	幸手市（＊）	子ども	81	*平成24年10月診療分から受託内容を変更している子ども医療について、対象医療機関等を拡大（市内の協力医療機関等→県内の医療機関等） 入院・入院外ともに0歳児から15歳到達年度末まで *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	杉戸町（＊）	こども	81	*平成25年6月診療分から助成内容を変更したこども医療について対象医療機関等を拡大（町内の指定医療機関等及び幸手市の協定医療機関等→県内の医療機関等） 入院・入院外ともに中学校修了まで *訪問看護は対象外 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	松伏町（＊）	こども	81	*平成24年10月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等を拡大（町内に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等） 0歳から15歳到達年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は原則償還払いとする	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	吉川市（＊）	子ども	81	*平成28年4月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等を拡大（吉川市内に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等） 15歳に達した日に属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	さいたま市（＊）	心身障害者	82	*平成27年1月診療分から受託内容を変更した心身障害者医療について、対象医療機関等を拡大（市内の医療機関等→県内の医療機関等） 1.身体障害者手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者 3.65歳以上で、埼玉県後期高齢者医療広域連合が認定した者（ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない） 4.精神障害者保健福祉手帳1級の者（ただし、入院費用のうち精神病床に係わる入院費用は、助成の対象外） 5.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに心身障害者となった者は、助成の対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	川越市（＊）	重度心身障害者	82	*平成30年8月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象医療機関等を拡大、助成対象外範囲を追加（市内の医療機関等→県内の医療機関等） 1.身体障害者手帳1級～4級の者（ただし4級は市県民税非課税者のみ） 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者 3.埼玉県後期高齢者医療広域連合の障害認定者 4.75歳以上の市長認定者 5.精神障害者保健福祉手帳1級の者（精神病床に係る入院費用は助成対象外） 6.平成27年4月1日以降に65歳以上で新たに身体障害者手帳等の交付を受けた者は助成対象外 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成（70歳以上は18,000円未満） 21,000円以上（70歳以上は18,000円以上）となった場合は、原則償還払いとする *マル長調剤分については現物給付対象外 *2事業の優先順位は①こども医療②重度心身障害者医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	熊谷市（＊）	重度心身障害者	82	*平成27年1月診療分から受託内容を変更した重度心身障害者医療について、対象医療機関等を拡大、入院を現物給付化現物給付対象者範囲を追加（市内の医療機関等→県内の医療機関等） 市内に住所を有し、65歳未満で社会保険に加入し、次のいずれかに該当している者 1.身体障害者手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者（施設入所者は市外に住所がある場合あり） 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者 *入院は対象外（償還払い） *1医療機関の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする （ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う） *特定疾病受給者証に係る透析調剤分は現物給付対象外 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども③ひとり親の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	川口市（＊）	重度心身障害者	82	*平成27年1月診療分から受託内容を変更した重度心身障害者医療について、対象医療機関等の変更（市内の医療機関等→県内の医療機関等） 1.65歳未満の身体障害者手帳1級・2級・3級・療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者 2.65歳以上で老人保健法施行令で定める障害の認定を受けた者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者（後期高齢者医療制度加入者以外の精神病床入院費用は助成対象外） 4.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに障害者手帳の交付を受けた者は助成対象外 *1医療機関（総合病院は1診療科目）の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする （ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う）	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	行田市（＊）	重度心身障害者	82	*平成27年1月診療分から受託内容を変更した重度心身障害者医療について、対象医療機関等の拡大（市内の医療機関等→県内の医療機関等） 65歳未満で次の要件に該当する心身障害者となった者 1.身体障害者手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者（精神病床に係る入院費用は助成対象外） *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする （ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う） *15歳に達する日以後最初の3月31日までの者については、子ども医療において食事療養費を助成する *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②子ども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	秩父市（＊）	重度心身障害者	82	*平成27年1月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象医療機関等を拡大、現物給付対象外範囲を追加 （秩父郡市内（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等） 1.70歳未満の身体障害者手帳1・2・3級 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの所持者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者 （精神病床に係る入院費用は助成対象外） 4.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに手帳を取得した者は助成対象外 *70歳未満：1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *70歳以上75歳未満：外来8,000円・入院15,000円までを現物給付 *マル長の調剤は、現物給付対象外 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
	加須市（＊）	重度心身障害者	82	*平成27年1月診療分から受託内容を変更した重度心身障害者医療について、対象医療機関等を拡大 （市内の協力医療機関等→県内の医療機関等） 1.身体障害者手帳1級～3級の所持者 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの所持者 3.65歳以上で一定の障害があると埼玉県後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた者 4.精神障害者保健福祉手帳1級の者 （精神病床に係る入院費用は助成対象外） 5.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに手帳を取得した者は助成対象外 *15歳に達する日以後最初の3月31日までの者については、食事療養費を助成する] *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子育て支援医療の順	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
	本庄市（＊）	重度心身障害者	82	*平成27年4月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象医療機関等を拡大、助成対象外範囲を追加 （児玉郡市内（本庄市・上里町・美里町・神川町）に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等） 1.75歳未満の身体障害者1・2・3級 2.療育手帳 ○Ａ・Ａ・Ｂ 3.精神障害者保健福祉手帳1級 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *特定疾病療養受給者証所持者で、人工透析を受けられている方の薬局分（院外処方）については、現物給付の対象外（償還払い）とする *2事業の優先順位は①重度心身障害者医療②子ども医療の順	なし		対象外 （ただし、中学卒業（15歳になった後の3月31日）までは入院時食事療養標準負担額を助成）	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
	東松山市（＊）	重度心身障害者	82	*平成27年月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象医療機関の拡大、現物給付対象外範囲を追加 （東松山市及び比企管内（滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町、東秩父村）に所在する協定医療機関等→県内の医療機関等） 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者 （精神病床に係る入院費用は助成対象外） 4.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに障害者手帳を取得した者は、助成対象外 *70歳未満：1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする 70歳以上：18,000円未満を現物給付として助成 *人工透析を受けている方の院外処方分の調剤費については、現物給付対象外（償還払い）とする *2事業の優先順位は①こども医療②重度心身障害者医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
	春日部市（＊）	重度心身障害者	82	*平成25年2月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象医療機関等の拡大、現物給付対象外範囲を設定 （市内の医療機関等→県内の医療機関等） 1.身体障害者手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者 3. 65歳以上で、埼玉県後期高齢者医療広域連合が認定した者 *マル長の調剤分は、現物給付の対象外とする （ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない）	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	狭山市 (*)	心身障害者	82	*平成31年1月診療分から助成内容を変更した心身障害者医療について、対象医療機関等を拡大 (市内の協力医療機関等→県内の医療機関等) 1.身体障害者手帳1～3級 2.療育手帳○A・A・B 3.精神障害者保健福祉手帳1級 (精神病床に係る入院費用は助成対象外) *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *2事業の優先順位は、①こども医療、②心身障害者医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
	羽生市 (*)	重度心身障がい者	82	*平成27年1月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象医療機関等を拡大、現物給付対象外範囲を追加、食事療養費の助成内容を変更 (市内に所在の医療機関等→県内の医療機関等) 1.身体障害者手帳1級～3級の所持者及び4級所持者の一部 2.療育手帳 ○A・A・Bの所持者 3.精神保健福祉手帳1級所持者及び2級所持者の一部 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *マル長調剤分は現物給付の対象としない。 *3事業の優先順位は①重度心身障がい者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順(ただし、中学3年生までの児童については①重度心身障がい者医療②子ども医療③ひとり親家庭等医療の順)	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
	鴻巣市 (*)	重度心身障害者	82	*平成31年4月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象医療機関等を拡大 (市内の医療機関等→県内の医療機関等) 1.身体障害者手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○A、A、Bの者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者 (精神病床に係る入院費用は助成対象外) *1医療機関の入院・入院外別で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こどもの医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
	深谷市 (*)	重度心身障害者	82	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象医療機関等を拡大、現物給付対象外範囲を追加 (深谷市の協力医療機関等→県内の医療機関等) 1.身体障害者手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○A、A、Bの者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者 (ただし、精神病床に係る入院費用は、助成の対象としない) 4.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに重度心身障害者となった者は、助成の対象外 *医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *マル長調剤分については現物給付の対象としない *2事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
	草加市 (*)	重度心身障害者	82	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象医療機関等を拡大、21000円以上償還払いを現物給付へ (市内に所在の医療機関等→県内の医療機関等) 1.65歳未満の身体障害者手帳1級・2級・3級 2.療育手帳 ○A、A、Bの者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者 (精神病床に係る入院費用は助成対象外) 4.平成27年4月1日以降に65歳以上で新たに障害者手帳を交付された者は助成対象外 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		食事標準負担額の1/2を助成	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	越谷市 (＊)	重度心身障害者	82	*平成27年1月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象医療機関等の拡大、現物給付対象外範囲を追加 (市内の医療機関等→県内の医療機関等) 1.身体障害者手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない) 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者 (精神病床に係る入院費用は助成対象外) 4.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに重度心身障害者となった者は助成対象外 *1医療機関(総合病院は1診療科目)の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *マル長調剤分については現物給付の対象としない (ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う)	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
	蕨市 (＊)	重度心身障害者	82	*平成27年1月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象医療機関等を拡大、現物給付対象外範囲を追加 (蕨市・戸田市内に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等) 1.身体障害者手帳1・2・3級 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂ、Ｃの所持者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者 (精神病床に係る入院費用は助成対象外) 4.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに手帳を取得した者は助成対象外 *マル長調剤分は、現物給付の対象としない	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
	戸田市 (＊)	重度心身障害者	82	*平成27年9月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象医療機関等を拡大 (戸田市及び蕨市の協定医療機関等→県内の医療機関等) 1.身体障害者手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者 3. 65歳以上で、埼玉県後期高齢者医療広域連合が認定した者	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
	入間市 (＊)	重度心身障害者	82	*平成27年1月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象医療機関等を拡大 (市内の医療機関等→県内の医療機関等) 1.身体障害者手帳1・2・3級の者 2.療育手帳○Ａ・Ａ・Ｂの者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者 (精神病床に係る入院費用は助成対象外) 4.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに重度心身障害者となった者は助成対象外 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 *2事業の優先順位は①ひとり親家庭等医療費②重度心身障害者医療費③子ども医療費の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
	朝霞市 (＊)	重度心身障害者	82	*平成27年1月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象医療機関等を拡大、入院を現物給付化、現物給付対象外範囲を追加 (朝霞・志木・新座・和光市内の医療機関等→県内の医療機関等) 1.65歳未満の身体障害者手帳1・2・3級 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂ所持者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない) 3.65歳未満の精神障害者保健福祉手帳1級の者 (精神疾患に係る入院費は助成対象外) 4.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに手帳を取得した者は助成対象外 *マル長適用の薬局分については、現物給付を実施しない。	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
	志木市 (＊)	重度心身障害者	82	*平成27年1月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象医療機関等を拡大、入院を現物給付化、現物給付対象外範囲の追加 (志木市、朝霞市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町に所在の保険医療機関等→県内の医療機関等) 1.身体障害者手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) 3.65歳未満の精神障害者保健福祉手帳1級の者 (精神疾患に係る入院費は助成対象外) 4.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに手帳を取得した者は助成対象外 *1医療機関の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *特定疾病療養受給者証所持者で、人工透析を受けられている方の薬局分(院外処方)については、現物給付の対象外とする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②子ども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	和光市（＊）	重度心身障害者	82	＊平成27年1月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象医療機関等を拡大、入院を現物給付化、現物給付対象外範囲を追加（和光市、朝霞市、志木市、新座市の医療機関等→県内の医療機関等） 1.身体障害者手帳1級～3級の人 2.療育手帳○Ａ、Ａ、Ｂの人 3.身体障害者手帳4級の一部 （ただし、生活保護法の適用を受けている者、老人保健受給者又は高齢者受給者は、対象としない） 4.精神障害者保健福祉手帳1級の者 （精神病床に係る入院費は助成対象外） 5.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに心身障害者となった者は助成対象外 ＊1医療機関（平成22年3月以前の旧総合病院は1診療科目）の入院外で月21,000円未満を助成、21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする （ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う） ＊マル長調剤分は現物給付の対象としない ＊3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②乳幼児・子ども医療（6歳就学前）③ひとり親家庭等医療④乳幼児・子ども医療（小学1年～6年）の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	新座市（＊）	重度心身障がい者	82	＊平成27年1月診療分から受託している重度心身障がい者医療について、対象医療機関等を拡大、入院を現物給付化（新座・朝霞・志木・和光市内に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等） （対象者に精神障がい者保健福祉手帳1級の者を追加。また、平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに重度心身障がい者となった者は助成対象外。） 1.75歳未満（後期高齢者医療制度加入者以外）の身体障害者手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者 3.精神障がい者保健福祉手帳1級の者 （精神疾患に係る入院費は助成対象外） 4.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに重度心身障がい者となった者は、助成の対象外 ＊1医療機関の入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする ＊3事業の優先順位は①重度心身障がい者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	桶川市（＊）	重度心身障害者	82	＊平成27年1月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象医療機関等を拡大、現物給付対象外範囲を追加（桶川市内に所在する協力医療機関等→県内の医療機関等） 1.身体障害者手帳1級～3級の所持者 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの所持者 3.65歳以上で一定の障害があると埼玉県後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた者 4.精神障害者保健福祉手帳1級の者 （精神病床に係る入院費用は助成対象外） 5.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに手帳を取得した者は助成対象外 ＊70歳未満:1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする 70歳以上75歳未満:外来8,000円、入院15,000円の上限額を設ける ＊マル長調剤分は現物給付の対象としない ＊3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	久喜市（＊）	重度心身障害者	82	＊平成27年1月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象医療機関等を拡大（久喜市内に所在の指定協力医療機関等→県内の医療機関等） 1.身体障害者手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者 （精神病床に係る入院費用は助成対象外） 4.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに手帳交付を受けた者は助成対象外 ＊1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする ＊2事業の優先順位は①重度心身障害者医療②子ども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	北本市 (*)	重度心身障害者	82	*令和4年4月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象医療機関等を拡大 (北本市内に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等) 1.身体障害者手帳1～3級の者 2.療育手帳 ○A、A、Bの者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者 (精神病床に係る入院費用は助成対象外) ※70歳未満・…1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする ※70歳以上75歳未満・…1医療機関の入院15,000円未満・入院外月8,000円未満を助成 ※入院15,000円以上・入院外月8,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *特定疾病療養受療証(マル長)に係る調剤薬局分は現物給付対象外 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
	富士見市 (*)	重度心身障害者	82	*平成27年1月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者医療機関等を拡大、現物給付対象外範囲を追加、食事療養費を現物給付化 (富士見市・ふじみ野市・三芳町内に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等) 1.70歳未満の身体障害者手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○A、A、Bの者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者 (精神病床に係る入院費用は助成対象外) 4.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに重度心身障害者となった者は助成対象外 *70歳未満:1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする 70歳以上75歳未満:外来8,000円、入院15,000円の上限額を設ける *特定疾病療養受療証(マル長)に係る調剤薬局分は現物給付の対象外 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
	ふじみ野市 (*)	重度心身障害者	82	*平成27年1月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象医療機関等を拡大、現物給付対象外範囲を追加 (ふじみ野市・富士見市・三芳町内に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等) 1.70歳以下の身体障害者手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○A、A、Bの者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者 (精神病床に係る入院費用は助成対象外) 4.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに重度心身障害者となった者は助成対象外 *市内(富士見市・三芳町含む):上限額を設定しない 市内(富士見市・三芳町含む)以外:21,000円の上限額を設ける *透析調剤については、現物給付の対象外とする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
	三郷市 (*)	重度心身障害者	82	*令和2年1月診療分から受託した重度心身障害者について、対象医療機関等を拡大 (三郷市の協力医療機関等(医科・歯科・薬局・訪問看護ステーション)→県内の医療機関等) 1.身体障害者手帳1～3級 2.療育手帳○A・A・B 3.精神障害者保健福祉手帳1級 ※平成27年4月1日から65歳以上で新規に上記手帳を取得したかたを除く。 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *マル長調剤分は、現物給付対象外 *2事業の優先順位は、①こども医療、②重度心身障害者医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
	伊奈町 (*)	重度心身障害者	82	*平成31年4月診療分から受託した重度心身障害者について、対象医療機関等を拡大、入院を現物給付化、食事療養費を1/2助成 (町内の医療機関等→県内の医療機関等) ・65歳未満の身体障害者手帳1～3級 ・療育手帳○A・A・B ・精神障害者保健福祉手帳1級 *1医療機関の入院外で月21,000円未満を助成 *3事業の優先順位は、①重度心身障害者医療、②ひとり親家庭等医療、③こども医療の順	なし		食事標準負担額の1/2を助成	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	三芳町（＊）	重度心身障害者	82	＊平成27年1月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象医療機関等を拡大、現物給付対象外範囲を追加 （富士見市・ふじみ野市・三芳町内に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等） 1.70歳未満の身体障害者手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者 （精神病床に係る入院費用は助成対象外） 4.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに重度心身障害者となった者は助成対象外 ＊市内（富士見市・ふじみ野市を含む）：上限額を設定しない 市内以外：21,000円未満を助成、 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする ＊マル長調剤分は現物給付の対象としない ＊3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	坂戸市（＊）	重度心身障害者	82	＊平成28年1月診療分から受託した重度心身障害者について、対象医療機関等を拡大 （坂戸市及び鶴ヶ島市内に所在の協力医療機関等並びに日高市の一部協力医療機関→県内の医療機関等） ・身体障害者手帳1・2・3級 ・療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者 ・精神障害者保健福祉手帳1級の者 ＊1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする ＊3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	毛呂山町（＊）	重度心身障害者	82	＊平成27年4月診療分から受託した重度心身障害者について、対象医療機関等を拡大、現物給付対象外範囲を追加 （毛呂山町・越生町内に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等） 75歳未満の社会保険加入者で、次のいずれかの手帳の所持者 1.身体障害者手帳1・2・3級 2.養育手帳 ○Ａ・Ａ・Ｂ 3.精神障害者保健福祉手帳1級 ＊1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする ＊マル長調剤分は現物給付の対象外 ＊2事業の優先順位は①こども医療②重度心身障害者医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	越生町（＊）	重度心身障害者	82	＊平成27年4月診療分から受託した重度心身障害者について、対象医療機関等を拡大 （越生町・毛呂山町内に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等） 1.身体障害者手帳1～3級 2.療育手帳 ○Ａ・Ａ・Ｂ 3.精神障害者保健福祉手帳1級 ＊1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする ＊マル長調剤分は現物給付の対象外 ＊2事業の優先順位は①こどもの医療②重度心身障害者医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	鶴ヶ島市（＊）	重度心身障害者	82	＊平成28年1月診療分から受託した重度心身障害者について、対象医療機関等を拡大 （坂戸市及び鶴ヶ島市内に所在の協力医療機関等並びに日高市の一部協力医療機関→県内の医療機関等） ・身体障害者手帳1・2・3級 ・療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者 ・精神障害者保健福祉手帳1級の者（ただし、精神病床に係る入院費用は助成対象外） ＊1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする ＊3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	日高市（＊）	重度心身障がい者	82	＊平成27年4月診療分からした重度心身障害者医療について、対象医療機関等を拡大、現物給付対象外範囲を追加 （日高市及び飯能市内に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等） 1.70歳未満の身体障害者手帳1・2・3級 2.療育手帳 ○Ａ・Ａ・Ｂ 3.精神障害者保健福祉手帳1級 4.長期高額疾病（人工透析）は除く ＊1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする ＊市外現物給付は、15歳到達後、最初の3月31日まで支給対象とする。 市内現物給付（飯能市含む）の対象年齢の上限は、70歳到達月末（ただし、1日生まれは前月末）とする ＊3事業の優先順位は①重度心身障がい者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	滑川町（＊）	重度心身障害者	82	＊平成27年1月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象医療機関等を拡大、現物給付対象外範囲を追加 （比企管内（滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町、東秩父村、東松山市）及び熊谷市内に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等） 1.身体障害者手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者 4.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに手帳を取得した者は助成対象外 ＊1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は原則償還払いとする ＊マル長調剤分は現物給付の対象外 ＊2事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療の順	なし		食事標準負担額を助成 ※生活療養費は対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	嵐山町（＊）	重度心身障害者	82	＊平成28年4月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者について、対象医療機関等を拡大、現物給付対象外範囲を追加、食事療養費の助成内容を変更 （比企管内（滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町、東秩父村、東松山市）に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等） 1.身体障害者手帳1級・2級・3級所持者 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂ所持者 3.65歳以上で埼玉県後期高齢者医療広域連合または町長の認定を受けている者 4.精神障害者保健福祉手帳1級 （精神病床に係る入院費用は助成対象外） ＊訪問看護は対象外 ＊1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする ＊マル長調剤分は現物給付の対象としない ＊2事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	ときがわ町（＊）	重度心身障害者	82	＊令和2年10月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象医療機関等を拡大 （比企郡、東松山市、東秩父村内に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等） ・65歳未満の身体障害者手帳1、2、3級のいずれか ・療育手帳○Ａ・Ａ・Ｂ所持者 ・精神障害者保健福祉手帳1級 ・後期高齢者医療障害認定対象者 （ただし65歳以上新規手帳取得者を除く） ＊1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする ＊2事業の優先順位は、①こども医療、②重度心身障害者医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	川島町（＊）	重度心身障害者	82	＊平成27年1月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象医療機関等を拡大、訪問を追加 （坂戸市、鶴ヶ島市、比企郡、東松山市、東秩父村、川越市、鴻巣市、北本市、桶川市、上尾市及び伊奈町内に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等） 1.身体障害者手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者 3.埼玉県後期高齢者医療広域連合により障害認定を受けている者 4.精神障害者保健福祉手帳1級の者 （精神病棟に係る入院費用は助成対象外） 5.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに手帳を取得した者は助成対象外 ＊1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする ＊3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子育て支援医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	吉見町（＊）	重度心身障害者	82	*平成27年5月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象医療機関等を拡大（比企郡内、東松山市内、東秩父村内、鴻巣市内及び北本市内の協力医療機関等→県内の医療機関等） ・身体障害者手帳1～3級の者 ・療育手帳○Ａ、Ａ、Ｂ、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを有している者 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする （ただし、21,000円以上のレセプトが基金に請求された場合は、通常に処理を行う） *2事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	鳩山町（＊）	重度心身障害者	82	*平成27年1月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象医療機関等の拡大（比企管内、入間郡（毛呂山町・越生町）及び坂戸市・鶴ヶ島市に所在の協定医療機関等→県内の医療機関等） 1.75歳未満の身体障害者手帳1・2・3級 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの所持者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者 （精神疾患に係る入院費用は助成対象外） 4.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに重度心身障害者となった者は助成対象外 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *2事業の優先順位は①こども医療②重度心身障害者医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	横瀬町（＊）	重度心身障害者	82	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象医療機関等を拡大（秩父郡市内（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等） 1.身体障害者手帳1・2・3級 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの所持者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者 （精神病床に係る入院費用は助成対象外） 4.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに心身障害者となった者は助成対象外 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	皆野町（＊）	重度心身障害者	82	*平成27年1月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象医療機関等を拡大（秩父郡市内（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等） 1.70歳未満の身体障害者手帳1・2・3級 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの所持者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者 4.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに心身障害者となり、手帳を取得した者は助成対象外 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	長瀬町（＊）	重度心身障害者	82	*平成28年10月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象医療機関等を拡大（秩父郡市（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）、深谷市及び寄居町に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等） 1.身体障害者手帳1・2・3級 2.療育手帳○Ａ、Ａ、Ｂの所持者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者 （精神病床に係る入院費用は助成対象外） 4.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに重度心身障害者となった者は助成対象外 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	小鹿野町（＊）	重度心身障害者	82	*平成27年1月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象医療機関等を拡大（秩父郡市内（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等） 1.身体障害者手帳1・2・3級 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの所持者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者 （精神病床に係る入院費用は助成対象外） 4.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに重度心身障害者となった者は助成対象外 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	美里町 神川町 (*)	重度心身障害者	82	*平成27年5月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象医療機関等を拡大、現物給付対象外範囲を追加、食事療養費助成年齢の拡大 (児玉郡市内(本庄市・上里町・美里町・神川町)に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等) 1.75歳未満の身体障害者1・2・3級 2.療育手帳 ○A・A・B 3.精神障害者保健福祉手帳1級 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *マル長調剤分は現物給付の対象外 *2事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療の順	なし		対象外 (ただし、18歳までは入院時食事療養標準負担額を助成)	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
	上里町 (*)	重度心身障害者	82	*平成27年5月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象医療機関等を拡大、食事療養費助成年齢の拡大 (児玉郡市内(本庄市・上里町・美里町・神川町)に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等) 1.75歳未満の身体障害者1・2・3級 2.療育手帳 ○A・A・B 3.精神障害者保健福祉手帳1級 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *2事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療の順	なし		対象外 (ただし、18歳までは入院時食事療養標準負担額を助成)	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
	宮代町 (*)	重度心身障害者	82	*平成27年1月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象医療機関等を拡大、現物給付対象外範囲を追加 (宮代町内に所在の協力医療機関等→県内の医療機関等) 1.身体障害者手帳1・2・3級 2.療育手帳 ○A、A、Bの所持者 3.65歳以上の方で障害の状態にある旨の埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けている方 4.精神障害者保健福祉手帳1級の者 (精神病床に係る入院費用は、助成の対象外) 5.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに手帳を取得した者は助成対象外 *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
	白岡市 (*)	重度心身障害者	82	*平成29年1月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象医療機関等を拡大、現物給付対象外範囲を追加、訪問を追加 (市内の医療機関等→県内の医療機関等) 1.65歳未満の身体障害者手帳1級・2級・3級の者 2.療育手帳○A、A、Bの者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者 *70歳未満:1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする 70歳以上75歳未満:外来8,000円入院15,000円未満を助成 *長期高額疾病(マル長)関係の薬局分については、現物給付の対象としない *2事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
	幸手市 (*)	重度心身障害者	82	*平成27年1月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象医療機関等を拡大 (市内の医療機関等→県内の医療機関等) 1.身体障害者手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○A、A、Bの者 3.後期高齢者医療制度の障害認定者 4.精神障害者保健福祉手帳1級の者 (精神病床に係る入院費用は助成対象外) 5.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに重度心身障害者となった者は助成対象外 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
	杉戸町 (*)	重度心身障害者	82	*平成27年1月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象医療機関等を拡大 (町内の指定医療機関等及び幸手市の協力医療機関→県内の医療機関等) 1.身体障害者手帳1～3級の者 2.療育手帳 ○A、A、Bの者 3.埼玉県後期高齢者医療広域連合より障害認定を受けている者 4.精神障害者保健福祉手帳1級の者 (精神病床に係る入院費用は助成対象外) 5.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに心身障害者となった者は助成対象外 *訪問看護は対象外 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	川越市（＊）	ひとり親家庭等	83	母子家庭・父子家庭・養育者家庭・父または母に一定の障がいのある親と子（18歳に達する年度の末日まで。ただし、一定の障がいのある児童は20歳未満） 21,000円の上限額を設ける（21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く） ＊3事業の優先順位は、①重度心身障害者医療②ひとり親家庭医療費③こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年 1月診療分
	東松山市（＊）	ひとり親家庭等	83	母子家庭・父子家庭・養育者家庭・父または母に一定の障害のある親と子（児童が18歳に達する年度の末日まで。ただし、一定の障がいのある児童は20歳になるまで） 21,000円の上限額を設ける（21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く） ＊3事業の優先順位は①こども医療②重度心身障害者医療③ひとり親家庭等医療費の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年 1月診療分
	深谷市（＊）	ひとり親家庭等	83	母子家庭・父子家庭・養育者家庭・父または母に一定の障がいのある親と子（18歳に達する年度の末日まで。ただし、一定の障がいのある児童は20歳未満） ＊親または養育者については現物給付の対象としない。 ＊外来・入院共、市民税非課税者および18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童は負担金免除 21,000円の上限額を設ける（21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く） ＊3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療費③こども医療の順	自己負担額を設定する（入院（日額）1200円	自己負担額を設定する（通院（月額）1000円※調剤免除）	対象外	県内の医療機関等	令和5年 1月診療分
	八潮市（＊）	ひとり親家庭等	83	母子家庭・父子家庭・養育者家庭・父または母に一定の障がいのある親と子（18歳に達する年度の末日まで。ただし、一定の障害のある児童は20歳未満） 21,000円の上限額を設ける（21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く） ＊3事業の優先順位は①こども医療②重度心身障害者医療③ひとり親家庭等医療費の順	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年 1月診療分
	三郷市（＊）	ひとり親家庭等	83	18歳年度末まで（一定の障害者は20歳未満）の児童及び母、父又は養育者 マル長調剤分は、国保・社保については現物給付対象外 21,000円の上限額を設ける（21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く） ＊3事業の優先順位は①こども医療②重度心身障害者医療③ひとり親家庭等医療費の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年 1月診療分
	毛呂山町（＊）	ひとり親家庭等	83	母子・父子・養育者家庭等で、18歳に達する年度末までの児童（20歳未満の障害のある児童）と保護者（ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない） 21,000円の上限額を設ける（21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く） ＊3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順 ただし未就学児は子ども医療が優先される	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年 1月診療分
	越生町（＊）	ひとり親家庭等	83	母子・父子・養育者家庭等で、18歳に達する年度末までの児童（20歳未満の障害のある児童）と保護者（ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない） 21,000円の上限額を設ける（21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く） ＊3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療費③こども医療の順	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年 1月診療分
	滑川町（＊）	ひとり親家庭等	83	母子・父子・養育者家庭等で、18歳に達する年度末までの児童（20歳未満の障害のある児童）と保護者（ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない） ＊入院時食事療養費は補助対象だが、生活療養費は対象外とする 21,000円の上限額を設ける（21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く） ＊マル長調剤分は現物給付の対象外 ＊3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療③ひとり親家庭等医療費の順	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年 1月診療分
	小川町（＊）	ひとり親家庭等	83	母子・父子・養育者家庭等で、18歳に達する年度末までの児童（20歳未満の障害のある児童）と保護者（ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない） 21,000円の上限額を設ける（21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く） ＊2事業の優先順位は①こども医療②ひとり親家庭等医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年 1月診療分
	ときがわ町（＊）	ひとり親家庭等	83	母子家庭・父子家庭・養育者家庭・父または母に一定の障害のある親と子（児童が18歳に達する年度の末日まで） 21,000円の上限額を設ける（21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く） ＊訪問看護は対象外 ＊3事業の優先順位は①こども医療②重度心身障害者医療③ひとり親家庭等医療費の順	なし		対象外	県内の医療機関等（訪問看護ステーション除く）	令和5年 1月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	鳩山町（＊）	ひとり親家庭等	83	18歳年度末(障害者は20歳未満)までの児童及び母又は父又は養育者 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療③ひとり親家庭等医療費の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年 1月診療分
	寄居町（＊）	ひとり親家庭等	83	母子・父子・養育者家庭等で、18歳に達する年度末までの児童(20歳未満の障害のある児童)と保護者(ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①ひとり親家庭等医療②こども医療③重度心身障害者医療の順	なし		食事標準 負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年 1月診療分
	白岡市（＊）	ひとり親家庭等	83	母子・父子・養育者家庭等で、18歳に達する年度末までの児童(20歳未満の障害のある児童)と保護者(ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年 1月診療分
	松伏町（＊）	ひとり親家庭等	83	母子家庭・父子家庭・養育者家庭・父または母に一定の障がいのある親と子(18歳に達する年度の末日まで。ただし、一定の障がいのある児童は20歳未満) 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療③ひとり親家庭等医療の順	自己負担額を設定する (入院(日額)1200円)	自己負担額を設定する (通院(月額)1000円※調剤免除)	対象外	県内の医療機関等	令和5年 1月診療分
	吉川市（＊）	ひとり親家庭等	83	母子・父子・養育者家庭等で、18歳に達する年度末までの児童(20歳未満の障害のある児童)と保護者(ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療費③こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年 1月診療分
	越谷市（＊）	ひとり親家庭等	83	18歳に達する年度の末日までの児童(一定の障がいのある児童は20歳未満)及び当該児童を養育する母子家庭・父子家庭・父または母が一定の障がいの状態にある家庭の父または母、養育者 *こども医療、重度心身障害者医療、ひとり親家庭等医療費の間に優先順位はなし	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年 1月診療分
	美里町（＊）	こども	81	*令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大(訪問看護) 0歳から15歳到達後最初の3月31日まで【平成31年3月診療分まで】 0歳から18歳到達後最初の3月31日まで【平成31年4月診療分から】 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *2事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年 1月診療分
	上里町（＊）	こども	81	*令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大(訪問看護) 0歳から15歳到達後最初の3月31日まで【平成31年3月診療分まで】 0歳から18歳到達後最初の3月31日まで【平成31年4月診療分から】 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *2事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年 1月診療分
	三芳町（＊）	こども	81	*令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、現物給付限度額療症の変更 市内(富士見市・三芳町含む):上限額を設定しない→21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) 満15歳到達後の最初の年度末日まで *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年 1月診療分
	行田市（＊）	重度心身障害者	82	*令和4年10月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、備考を追加 65歳未満で次の要件に該当する心身障害者となった者 1.身体障害者手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○A、A、Bの者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者 (精神病床に係る入院費用は助成対象外) *18歳に達する日以後最初の3月31日までの者については、子ども医療において食事療養費を助成する 21,000円の上限額を設ける(21,001円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) マル長透析調剤分については、現物給付の対象外とする。 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療の順③子ども医療	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年 1月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	加須市（＊）	重度心身障害者	82	*令和4年10月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、備考を追加 1.身体障害者手帳1級～3級の所持者 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの所持者 3.65歳以上で一定の障害があると埼玉県後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた者 4.精神障害者保健福祉手帳1級の者 (精神病床に係る入院費用は助成対象外) 5.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに手帳を取得した者は助成対象外 *15歳に達する日以後最初の3月31日までの者については、食事療養費を助成する 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) マル長適用時の院外処方による調剤を現物給付の対象としない *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子育て支援医療の順	なし		食事標準負担額を一部助成	県内の医療機関等	令和5年1月診療分
	蓮田市（＊）	重度心身障害者	82	*令和4年10月診療分から受託している重度心身障害者医療について、備考を追加 1.身体障害者手帳1・2・3級および4級1種(視覚障害、内部障害に限る)をお持ちの方 2.養育手帳(みどりの手帳)○Ａ・Ａ・Ｂをお持ちの方 3.精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方(ただし、精神病床への入院費用は助成対象外) 4.65歳以上の方で埼玉県後期高齢者医療広域連合の下記に定める障害等級の認定を受けた方 精神障害者保健福祉手帳1・2級の者 ・身体障害者手帳4級の方…音声言語機能の著しい障害、肢体不自由(下肢)の一部 ※平成27年1月1日以降、上記1.～5.に該当する等級の手帳を初めて取得したときの年齢が65歳以上の場合は対象外となります。 21,000円未満(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) 人工透析を受けている方の院外処方の調剤費については、現物給付対象外とする。 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療費②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年1月診療分
	坂戸市（＊）	重度心身障害者	82	*令和4年10月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、備考を追加 ・身体障害者手帳1・2・3級 ・療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者 ・精神障害者保健福祉手帳1級の者 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) 自市の後期高齢者医療保険以外の健康保険に加入している者については、長期高額疾病に係る調剤は支給しない。 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年1月診療分
	鶴ヶ島市（＊）	重度心身障害者	82	*令和4年10月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、備考を追加 ・身体障害者手帳1・2・3級 ・療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者 ・精神障害者保健福祉手帳1級の者(ただし、精神病床に係る入院費用は助成対象外) 21,000円未満(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) 自市の後期高齢者以外の健康保険に加入している者については、高額疾病に関わる調剤分は償還払いとする。 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順長期	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年1月診療分
	熊谷市（＊）	ひとり親家庭等	83	*平成27年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大、入院を現物給付化 (熊谷市の指定医療機関等→県内の医療機関等) 母子家庭・父子家庭・養育者家庭・父または母に一定の障がいのある親と子(18歳に達する年度の末日まで。ただし、一定の障がいのある児童は20歳未満) 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) 3事業の優先順位は、①重度心身障害者医療②ひとり親③こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年1月診療分
	川口市（＊）	ひとり親家庭等	83	*平成19年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大 (川口市の医療機関等→県内の医療機関等) 18歳になった歳の年度末(高校3年生の歳まで)(障害者は20歳未満)の児童及び母又は父又は養育者 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は ①重度心身障害者医療②子ども医療(0歳～6歳)未就学児③ひとり親家庭等医療の順 ④子ども医療(小学生～中学生)	なし		対象外	県内の医療機関等 (訪問看護ステーション除く)	令和5年1月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	行田市 (*)	ひとり親家庭等	83	*平成22年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大、食事療養費、自己負担の免除 (行田市の医療機関等→県内の医療機関等) (18歳未満の自己負担を免除、食事療養費を助成) 母子家庭・父子家庭・養育者家庭・父または母に一定の障がいのある親と子(18歳に達する年度の末日まで。 ただし、一定の障がいのある児童は20歳未満) 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療	自己負担額を設定する (入院(日額)1200円)	自己負担額を設定する (通院(月額)1000円※調剤免除)	対象外	県内の医療機関等	令和5年 1月診療分
	秩父市 (*)	ひとり親家庭等	83	*平成25年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大 (秩父郡市内(秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町)の協力医療機関等→県内の医療機関等) 18歳年度末(障害者は20歳未満)までの児童及び母又は父又は養育者 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年 1月診療分
	所沢市 (*)	ひとり親家庭等	83	*平成22年10月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大 (所沢市の協力医療機関等→県内の医療機関等) 母子家庭・父子家庭・養育者家庭・父または母に一定の障がいのある親と子(18歳に達する年度の末日まで。 ただし、一定の障がいのある児童は20歳未満) 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年 1月診療分
	加須市 (*)	ひとり親家庭等	83	*平成24年10月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大 (加須市の協力医療機関等→県内の医療機関等) 15歳に達する日以後最初の3月31日までの児童 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子育て支援医療の順	なし		食事標準 負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年 1月診療分
	春日部市 (*)	ひとり親家庭等	83	*令和元年5月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大、備考を追加 (春日部市の協力医療機関等・埼玉県小児医療センター→県内の医療機関等) 18歳年度末まで(一定の障害者は20歳未満)の児童及び母、父又は養育者 *マル長の調剤分は、現物給付の対象外とする。	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年 1月診療分
	狭山市 (*)	ひとり親家庭等	83	*令和2年1月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大、備考を追加 (狭山市の指定医療機関等→県内の医療機関等) 入院・通院ともに、ひとり親家庭等の18歳年度末(一定の障害がある20歳未満)までの児童とその児童を養育している父・母又は養育者 市内:限度額なし 市外:21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①ひとり親家庭等医療②子ども医療③重度心身障害者医療の順	なし		食事標準 負担額を助成(15歳 到達年度末まで)	県内の医療機関等	令和5年 1月診療分
	羽生市 (*)	ひとり親家庭等	83	*平成27年1月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大、食事療養費を対象外へ (羽生市の協力医療機関等→県内の医療機関等) (食事標準負担額を助成→対象外) 18歳未満(障がい者は20歳未満)の児童及び母、父又は養育者 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障がい者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	自己負担額を設定する (入院(日額)1200円 ※児童(0～15歳年度末)	自己負担額を設定する (通院(月額)1000円 ※児童(0～15歳年度末)、調剤免除)	対象外	県内の医療機関等	令和5年 1月診療分
	鴻巣市 (*)	ひとり親家庭等	83	*令和2年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大 (鴻巣市の指定医療機関等→県内の医療機関等) 【令和2年3月診療分まで】 母子家庭・父子家庭・養育者家庭・父または母に一定の障がいのある家庭の子(15歳に達する日以後最初の3月31日まで) 【令和2年4月診療分～】 母子家庭・父子家庭・養育者家庭・父または母に一定の障がいのある家庭の子 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子どもの医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年 1月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	上尾市 (*)	ひとり親家庭等	83	*平成26年1月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大 (上尾市の指定医療機関等→県内の医療機関等) ひとり親家庭の父もしくは母又は養育者及び児童(18歳に達した日の属する年度の末日までにある者及び20歳未満で規則で定める程度の障害の状態にある者) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		食事標準負担額の助成1/2を助成	県内の医療機関等	令和5年1月診療分
	草加市 (*)	ひとり親家庭等	83	*平成24年6月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大、21000円以上償還払いを現物給付、自己負担なしへ (草加市の協力医療機関等→県内の医療機関等) (現物給付対象限度額 21,000円→限度なし) (自己負担 入院:1,200円/日 外来1,000円/月→なし) 母子家庭・父子家庭・養育者家庭・父または母に一定の障害のある親と子(児童が18歳に達する年度の末日まで。ただし、一定の障がいのある児童は20歳になるまで) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こどもの医療の順	なし		食事標準負担額の1/2を助成	県内の医療機関等	令和5年1月診療分
	蕨市 (*)	ひとり親家庭等	83	*平成26年1月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大、食事療養費を助成 (蕨市・戸田市の協力医療機関等→県内の医療機関等) (食事療養費:対象外→助成) 18歳の年度末(障害者は20歳未満)までの児童及び母又は父又は養育者 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年1月診療分
	戸田市 (*)	ひとり親家庭等	83	*平成25年6月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大 (蕨市・戸田市の協力医療機関等→県内の医療機関等) ひとり親家庭等の父又は母 両親がいない児童などを養育している養育者 ひとり親家庭等の児童又は養育者に養育されている児童で、18歳に達した日の属する年度の末日(障害がある児童は20歳未満)までの者 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療(未就学児)③ひとり親家庭等医療④こども医療(就学児)	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年1月診療分
	入間市 (*)	ひとり親家庭等	83	*平成29年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大 (入間市の協力医療機関等→県内の医療機関等) 18歳年度末まで(一定の障害者は20歳未満)の児童及び母、父又は養育者 *3事業の優先順位は①ひとり親家庭等医療費②重度心身障害者医療費③子ども医療費の順	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年1月診療分
	朝霞市 (*)	ひとり親家庭等	83	*平成22年1月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大、入院を現物給付化 (朝霞・志木・新座・和光市の医療機関等→県内の医療機関等) 18歳未満(障害者は20歳未満)の児童及び母又は父又は養育者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない) 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年1月診療分
	志木市 (*)	ひとり親家庭等	83	*平成25年12月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大、入院を現物給付化 (志木市、朝霞市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町の医療機関等→県内の医療機関等) 1.18歳に達した日の属する年度の末日までにある者及びその父、母又は養育者 2.20歳未満で、「志木市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則」に定める程度の障害の状態にある者及びその父、母又は養育者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③乳幼児・子ども医療の順	自己負担額を設定する (入院(日額)1200円)	自己負担額を設定する (通院(月額)1000円※調剤免除)	対象外	県内の医療機関等	令和5年1月診療分
	和光市 (*)	ひとり親家庭等	83	*平成23年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大、入院を現物給付化、備考を追加 (和光市・朝霞市・志木市・新座市の医療機関等→県内の医療機関等) 母子、父子、養育者家庭で18歳に達する年度末までの児童(20歳未満の障害のある児童)と保護者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない) *現物給付の対象年齢:70歳未満(70歳到達月末まで) 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②乳幼児・子ども医療(6歳就学前)③ひとり親家庭等医療④乳幼児・子ども医療(小学1年～中学3年)の順	自己負担額を設定する (入院(日額)1200円)	自己負担額を設定する (通院(月額)1000円※調剤免除)	対象外	県内の医療機関等	令和5年1月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	新座市 (*)	ひとり親家庭等	83	*平成24年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大、入院を現物給付化、備考を追加 (新座・朝霞・志木・和光市の協力医療機関等→県内の医療機関等) 18歳(一定の障害がある児童は20歳)未満の児童及び母、父又は養育者 *現物給付の対象年齢:70歳未満(69歳の末日まで) *3事業の優先順位は①重度心身障がい者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	自己負担額を設定する (入院(日額)1200円)	自己負担額を設定する (通院(月額)1000円※調剤免除)	対象外	県内の医療機関等	令和5年 1月診療分
	桶川市 (*)	ひとり親家庭等	83	*平成26年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大、備考を追加 (桶川市の協力医療機関等→桶川市の協力医療機関等) 18歳未満(障害者は20歳未満)の児童及び母、父又は養育者 *マル長調剤分は現物給付の対象としない。 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年 1月診療分
	久喜市 (*)	ひとり親家庭等	83	*平成30年1月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大 (久喜市内の指定協力医療機関→県内の医療機関等) 18歳年度末まで(一定の障害者は20歳未満)の児童及び母、父又は養育者 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		食事標準 負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年 1月診療分
	北本市 (*)	ひとり親家庭等	83	*平成30年10月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大 (北本市の協力医療機関→県内の医療機関等) 母子家庭・父子家庭・養育者家庭・父又は母に一定の障害のある家庭の子のうち、0歳児から18歳到達年度末までの者とその親 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年 1月診療分
	富士見市 (*)	ひとり親家庭等	83	*平成24年10月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大 (富士見市・ふじみ野市・三芳町内の協力医療機関→県内の医療機関等) 母子家庭・父子家庭・養育者家庭・父または母に一定の障がいのある親と子 (満18歳到達後の最初の年度末日まで。ただし、一定の障がいのある児童は20歳未満) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	自己負担額を設定する (入院(日額)1200円※中学生及び非課税者免除) ※15歳年度末まで免除。 その他免除者は受給証に記載	自己負担額を設定する (通院(月額)1000円※中学生及び非課税者免除) ※調剤及び15歳年度末まで免除。その他免除者は受給証に記載	対象外	県内の医療機関等	令和5年 1月診療分
	ふじみ野市 (*)	ひとり親家庭等	83	*平成24年10月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大、自己負担なし、備考の追加 (ふじみ野市・富士見市・三芳町の協力医療機関等→県内の医療機関等) (自己負担 入院:1,200円/日 外来1,000円/月→なし) 母子家庭・父子家庭・養育者家庭・父または母に一定の障がいのある親と子 (満18歳到達後の最初の年度末日まで。ただし、一定の障がいのある児童は20歳未満) 市内(富士見市・三芳町含む):上限額を設定しない 県内:21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年 1月診療分
	蓮田市 (*)	ひとり親家庭等	83	*平成30年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大 (蓮田市の協力医療機関→県内の医療機関等) 18歳年度末まで(一定の障害者は20歳未満)の児童及び母、父又は養育者 21,000円未満(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療費②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年 1月診療分
	伊奈町 (*)	ひとり親家庭等	83	*平成31年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大、入院を現物給付化、食事療養費を助成 (伊奈町の協力医療機関→県内の医療機関等) (食事療養費:対象外→1/2助成) 18歳未満(障害者は20歳未満)の児童及び母又は父又は養育者 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	なし		食事標準 負担額の1/2を助成	県内の医療機関等	令和5年 1月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	三芳町 (*)	ひとり親家庭等	83	*平成24年10月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大、自己負担なし (富士見市・ふじみ野市・三芳町の協力医療機関等→県内の医療機関等) (自己負担 入院:1,200円/日 外来1,000円/月→なし) 母子家庭・父子家庭・養育者家庭・父または母に一定の障がいのある親と子 (満18歳到達後の最初の年度末日まで。ただし、一定の障がいのある児童は20歳未満) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年 1月診療分
	坂戸市 (*)	ひとり親家庭等	83	*平成28年1月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大、食事療養費を助成 (坂戸市及び鶴ヶ島市の協力医療機関等 日高市の松本内科胃腸科→県内の医療機関等 (食事療養費:対象外→1/2助成) 18歳未満(一定の障害者は20歳未満)の児童及び母、父又は養育者 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		食事標準 負担額の1/2を助 成	県内の医療機関等	令和5年 1月診療分
	鶴ヶ島市 (*)	ひとり親家庭等	83	*平成28年1月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大 (坂戸市及び鶴ヶ島市の協力医療機関等 日高市の松本内科胃腸科→県内の医療機関等) 18歳未満(障害者は20歳未満)の児童及び母、父又は養育者 21,000円未満(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年 1月診療分
	日高市 (*)	ひとり親家庭等	83	*平成26年1月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大、備考を追加 (日高市・飯能市の協力医療機関等→県内の医療機関等) 入院・通院ともに母子家庭・父子家庭・養育者家庭・父または母に一定の障がいのある親と子(18歳に達する年度の末日まで。ただし、一定の障がいのある児童は20歳未満) *県内現物給付は、15歳到達後、最初の3月31日まで支給対象とする。 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障がい者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	自己負担額を設定する (入院(日額)1200円)	自己負担額を設定する (通院(月額)1000円※調 剤免除)	対象外	県内の医療機関等	令和5年 1月診療分
	嵐山町 (*)	ひとり親家庭等	83	*平成29年1月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大 (比企管内(滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町、東秩父村、東松山市)の協力医療機関等→県内の医療機関等) 18歳年度末まで(一定の障害者は20歳未満)の児童及び母、父又は養育者 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし		食事標準 負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年 1月診療分
	川島町 (*)	ひとり親家庭等	83	*平成27年11月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大 (坂戸市、鶴ヶ島市、比企郡、東松山市、東秩父村、川越市、鴻巣市、北本市、桶川市、上尾市及び伊奈町の協力医療機関等→県内の医療機関等) 母子家庭・父子家庭・養育者家庭・父または母に一定の障害のある親と子 (児童が18歳に達する年度の末日まで) (ただし、一定の障がいのある児童は20歳になるまで) 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①ひとり親家庭等医療 ②重度心身障害者医療 ③子育て支援医療の順	なし		食事標準 負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年 1月診療分
	吉見町 (*)	ひとり親家庭等	83	*令和2年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大 (比企郡、東松山市、東秩父村、鴻巣市及び北本市の協力医療機関等→県内の医療機関等) 18歳年度末(障害者は20歳未満)までの児童及び母又は父又は養育者 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年 1月診療分
	横瀬町 (*)	ひとり親家庭等	83	*平成25年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大、備考を追加 (秩父郡市(秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町)の協力医療機関等→県内の医療機関等) 18歳年度末(障害者は20歳未満)までの児童及び母又は父又は養育者 上限額21,000円(21000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) 70歳以上高齢者:限度なし *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年 1月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	皆野町（＊）	ひとり親家庭等	83	*平成25年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大、備考を追加（秩父郡市（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）の協力医療機関等→県内の医療機関等） 18歳年度末日（障害者は20歳未満）までの児童及び母又は父又は養育者 上限額21,000円（21000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く） 70歳以上高齢者：限度なし *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		助成なし	県内の医療機関等	令和5年1月診療分
	長瀬町（＊）	ひとり親家庭等	83	*平成28年10月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大（秩父郡市（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）、深谷市及び寄居町の協力医療機関等→県内の医療機関等） 18歳年度末（障害者は20歳未満）までの児童及び母又は父又は養育者 21,000円の上限額を設ける（21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く） *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		助成なし	県内の医療機関等	令和5年1月診療分
	小鹿野町（＊）	ひとり親家庭等	83	*平成25年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大、備考を追加（秩父郡市（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）の協力医療機関等→県内の医療機関等） 18歳年度末（障害者は20歳未満）までの児童及び母又は父又は養育者 上限額21,000円（21000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く） 70歳以上高齢者：限度なし *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		助成なし	県内の医療機関等	令和5年1月診療分
	宮代町（＊）	ひとり親家庭等	83	*平成25年6月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大、備考の追加（宮代町の協力医療機関等→県内の医療機関等） 18歳に達した日の属する年度の末日まで（障害のある方は20歳未満）の児童及び母又は父又は養育者 21,000円の上限額を設ける（21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く） *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし		助成なし	県内の医療機関等	令和5年1月診療分
	幸手市（＊）	ひとり親家庭等	83	*平成23年7月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大（幸手市の協力医療機関→県内の医療機関等） 母子家庭・父子家庭・養育者家庭・父または母に一定の障がいのある親と子（18歳に達する年度の末日まで。ただし、一定の障がいのある児童は、20歳未満） *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	なし		助成なし	県内の医療機関等	令和5年1月診療分
	杉戸町（＊）	ひとり親家庭等	83	平成24年5月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大（杉戸町の指定医療機関等及び東埼玉総合病院→県内の医療機関等） 母子家庭・父子家庭・養育者家庭・父または母に一定の障害のある親と子（児童が18歳に達する年度の末日まで。ただし、一定の障がいのある児童は20歳になるまで） *訪問看護は対象外 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし		助成なし	県内の医療機関等（訪問看護ステーション除く）	令和5年1月診療分
	さいたま市（＊）	ひとり親家庭等	83	*平成27年1月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大（さいたま市の協定医療機関→県内の医療機関等） 母子・父子・養育者家庭等で、18歳に達する年度末までの児童（20歳未満の障害のある児童）と保護者（ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない） *3事業の優先順位は①心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子育て支援医療の順	なし		助成なし	県内の医療機関等	令和5年1月診療分
	飯能市	重度心身障害者医療	82	1.65歳未満の身体障害者手帳1・2・3級 2.療育手帳○A、A、Bの者 3.精神障害者保健福祉手帳1級 4.65歳以上75歳未満で後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けているもの 21,000円の上限額を設ける（21,001円に入院時食事療養費・生活療養費を除く） *マル長適用時の院外処方による調剤は現物の対象外 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②子ども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
		ひとり親家庭等医療	83	入院・通院ともに18歳に達した日の属する年度末までの児童（市長が定める程度の障害の状態にある児童は20歳未満）及び父または母または養育者 21,000円の上限額を設ける（21,001円に入院時食事療養費・生活療養費を除く） *18歳に達した日の属する年度末までの児童は子ども医療給付事業が優先されます *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②子ども医療③ひとり親家庭等医療の順	自己負担額を設定する（入院（日額）1200円※非課税世帯免除）	自己負担額を設定する（通院（月額）1000円※非課税世帯・調剤免除）	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	羽生市（＊）	こども医療費	81	*令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢の拡大（15歳年度末まで→18歳年度末に拡大） 入院・通院ともに18歳に達した日に属する年度末まで21,000円の上限額を設ける（21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く） *3事業の優先順位は①重度心身障がい者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
		ひとり親家庭等	83	*令和5年1月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療について、自己負担免除年齢の拡大（15歳年度末まで→18歳年度末に拡大） 18歳未満（障がい者は20歳未満）の児童及び母、父又は養育者 21,000円の上限額を設ける（21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く） *3事業の優先順位は①重度心身障がい者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	自己負担額を設定する（入院(日額)1200円 *児童（0～18歳年度末）	自己負担額を設定する（通院(月額)1000円 *児童（0～18歳年度末）、調剤免除）	対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
	久喜市（＊）	こども医療費	81	*令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢の拡大（15歳年度末まで→18歳年度末に拡大） 0歳から18歳到達年度末まで21,000円の上限額を設ける（21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く） *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
	三郷市（＊）	こども医療費	81	*令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢の拡大（15歳年度末まで→18歳年度末に拡大） 0歳から18歳到達年度末まで21,000円の上限額を設ける（21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く） *3事業の優先順位は①こども医療②重度心身障害者医療③ひとり親家庭等医療の順	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
	小川町（＊）	こども医療費	81	*令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢の拡大（15歳年度末まで→18歳年度末に拡大） 0歳から18歳到達年度末まで21,000円の上限額を設ける（21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く） *2事業の優先順位は①こども医療②ひとり親家庭等医療の順	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
	ときがわ町（＊）	こども医療費	81	*令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢の拡大（15歳年度末まで→18歳年度末に拡大） 0歳児から18歳到達年度末まで *訪問看護は対象外 *21,000円の上限額を設ける（21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く） *3事業の優先順位は①こども医療②重度心身障害者医療③ひとり親家庭等医療費の順	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等（訪問看護ステーション除く）	令和5年4月診療分
	富士見市（＊）	ひとり親家庭等医療費	83	*令和5年1月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、自己負担免除年齢の撤廃（15歳年度末まで→自己負担なし） 18歳未満（障がい者は20歳未満）の児童及び母、父又は養育者 21,000円の上限額を設ける（21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く） *3事業の優先順位は①重度心身障がい者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年6月診療分
	加須市（＊）	子育て支援医療	81	*令和4年10月診療分から助成内容を変更した子育て支援医療について、対象年齢の拡大（15歳年度末まで→18歳年度末に拡大） 0歳から18歳到達年度末まで21,000円の上限額を設ける（21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く） *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子育て支援医療の順	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年7月診療分
		重度心身障害者医療	82	*令和4年10月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、食事療養費の助成対象年齢の拡大（15歳年度末まで→18歳年度末に拡大） 1.身体障害者手帳1級～3級の所持者 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの所持者 3.65歳以上で一定の障害があると埼玉県後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた者 4.精神障害者保健福祉手帳1級の者（精神病床に係る入院費用は助成対象外） 5.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに手帳を取得した者は助成対象外 *18歳に達する日以後最初の3月31日までの者については、食事療養費を助成する マル長適用時の院外処方による調剤を現物給付の対象としない 21,000円の上限額を設ける（21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く） *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子育て支援医療の順	なし	なし	食事標準負担額を一部助成	県内の医療機関等	令和5年7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	加須市（＊）	ひとり親家庭等医療費	83	＊令和5年1月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、現物給付対象者の拡大及び自己負担金の変更 現物給付の拡大：（15歳年度末まで→ひとり親家庭等の18歳年度末までにある児童（一定の障がいがある児童は20歳未満まで）とその母（父）または養育者） 自己負担金を控除する年齢の拡大：（15歳年度末まで→18歳年度末に拡大） ひとり親家庭等の18歳年度末までにある児童（一定の障がいがある児童は20歳未満まで）とその母（父）または養育者 21,000円の上限額を設ける（21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く） ＊3事業の優先順位は①重度心身障がい者医療②ひとり親家庭等医療③子育て支援医療の順	自己負担額を設定する（入院（日額）1200円 ※（非課税世帯、0～18歳年度末及び調剤は自己負担免除）	自己負担額を設定する（通院（月額）1000円 ※（非課税世帯、0～18歳年度末及び調剤は自己負担免除）	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年7月診療分
	狭山市（＊）	子ども医療費	81	＊令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢の拡大（15歳年度末まで→18歳年度末に拡大） 0歳から18歳到達年度末まで 現物給付対象限度額 市内：限度額なし 市外：21,000円の上限額を設ける（21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く） ＊3事業の優先順位は①ひとり親家庭等医療②こども医療③重度心身障害者医療の順	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年10月診療分
	狭山市（＊）	心身障害者医療費	82	＊令和4年10月診療分から助成内容を変更した心身障害者医療について食事療養費の拡大（対象外→全額助成（18歳到達年度末まで）） 1.身体障害者手帳1～3級 2.療育手帳○Ａ・Ａ・Ｂ 3.精神障害者保健福祉手帳1級（精神病床に係る入院費用は助成対象外） ＊3事業の優先順位は①ひとり親家庭等医療②こども医療③重度心身障害者医療の順	なし	なし	食事標準負担額を助成（18歳到達年度末まで）	県内の医療機関等	令和5年10月診療分
	狭山市（＊）	ひとり親家庭等医療費	83	＊令和5年1月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、食事療養費の対象年齢の拡大（15歳年度末まで→18歳年度末に拡大） 入院・通院ともに、ひとり親家庭等の18歳年度末（一定の障害がある20歳未満）までの児童とその児童を養育している父・母又は養育者 現物給付対象限度額 市内：限度額なし 市外：21,000円の上限額を設ける（21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く） ＊3事業の優先順位は①ひとり親家庭等医療②こども医療③重度心身障害者医療の順	なし	なし	食事標準負担額を助成（18歳到達年度末まで）	県内の医療機関等	令和5年10月診療分
	杉戸町（＊）	子ども医療費	81	＊令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、現物給付限度額の変更及び福祉3事業の優先順位の変更 （限度額なし→21,000円の上限額を設ける（21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く）） （3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療③ひとり親家庭等医療の順→①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順） 入院・入院外ともに中学校修了まで 21,000円の上限額を設ける（21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く） ＊訪問看護は対象外 ＊3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	なし	なし	対象外	県内の医療機関等（訪問看護ステーション除く）	令和5年10月診療分
	杉戸町（＊）	重度心身障害者医療費	82	＊令和4年10月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、福祉3事業の優先順位の変更 （3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療③ひとり親家庭等医療の順→①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順） 1.身体障害者手帳1～3級の者 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者 3.埼玉県後期高齢者医療広域連合より障害認定を受けている者 4.精神障害者保健福祉手帳1級の者（精神病床に係る入院費用は助成対象外） 5.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに心身障害者となった者は助成対象外 ＊訪問看護は対象外 ＊3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	なし	なし	対象外	県内の医療機関等（訪問看護ステーション除く）	令和5年10月診療分
	杉戸町（＊）	ひとり親家庭等医療費	83	＊令和5年1月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、福祉3事業の優先順位の変更 （3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療③ひとり親家庭等医療の順→①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順） 母子家庭・父子家庭・養育者家庭・父または母に一定の障害のある親と子（児童が18歳に達する年度の末日まで。ただし、一定の障がいのある児童は20歳になるまで） ＊訪問看護は対象外 ＊3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	なし	なし	対象外	県内の医療機関等（訪問看護ステーション除く）	令和5年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	毛呂山町（＊）	子ども医療費	81	* 令和4年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢の拡大（15歳年度末まで→18歳年度末に拡大） 0歳児から18歳到達年度末まで *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順 ただし未就学児は子ども医療が優先される	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年10月診療分
	杉戸町（＊）	ひとり親家庭等	83	* 令和5年10月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、現物給付限度額の変更 限度額なし→21,000円の上限額を設ける（21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く） 母子家庭・父子家庭・養育者家庭・父または母に一定の障害のある親と子（児童が18歳に達する年度の末日まで。ただし、一定の障がいのある児童は20歳になるまで） 21,000円の上限額を設ける（21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く） *訪問看護は対象外 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	なし	なし	対象外	県内の医療機関等 （訪問看護ステーション除く）	令和6年1月診療分
	松伏町（＊）	ひとり親家庭等	83	* 令和5年1月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、自己負担額の免除 （入院（日額）1,200円、通院（月額）1,000円→自己負担額なし） 母子家庭・父子家庭・養育者家庭・父または母に一定の障がいのある親と子（18歳に達する年度の末日まで。ただし、一定の障がいのある児童は20歳未満） 21,000円の上限額を設ける（21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く） *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年1月診療分
	小川町	重度心身障害者	82	1.身体障害者手帳1・2・3級所持者 2.療育手帳○Ａ、Ａ、Ｂ所持者 3.精神障害者保健福祉手帳1級所持者 70歳未満：21,000円未満（21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く） 70歳以上：外来8,000円未満、入院15,000円未満（入院時食事療養費・生活療養費を除く） *平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに重度心身障害者になった者は助成対象外 *人工透析を受けている方の院外処方の調剤費については、現物給付の対象外 *精神障害者保健福祉手帳1級所持者の精神病床への入院は助成対象外 *3事業の優先順位は①子ども医療②重度心身障害者医療③ひとり親家庭等医療の順	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年4月診療分
	東秩父村	重度心身障害者	82	1.65歳未満の身体障害者手帳1・2・3級所持者 2.療育手帳○Ａ、Ａ、Ｂ所持者 3.精神障害者保健福祉手帳1級所持者 21,000円の上限額を設ける（21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く） *マル長調剤分は現物給付の対象外 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年4月診療分
	東秩父村	ひとり親家庭等	83	18歳未満（障害者は20歳未満）の児童及び母又は父又は養育者 21,000円の上限額を設ける（21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く） *マル長調剤分は現物給付の対象外 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年4月診療分
	川越市（＊）	こども	81	* 令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢の拡大（15歳年度末まで→18歳年度末に拡大） 入院・通院ともに18歳に達した日に属する年度末まで 21,000円の上限額を設ける（21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く） *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年4月診療分
	春日部市（＊）	こども	81	* 令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、外来の対象年齢を拡大（外来15歳年度末→18歳年度末に拡大） 入院・通院ともに18歳に達した日に属する年度末まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年4月診療分
	上尾市（＊）	こども	81	* 令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、外来の対象年齢を拡大（外来15歳年度末→18歳年度末に拡大） 入院・通院ともに18歳に達した日に属する年度末まで *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年4月診療分
	草加市（＊）	こども	81	* 令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、外来の対象年齢を拡大（外来15歳年度末→18歳年度末に拡大） 入院・通院ともに18歳に達した日に属する年度末まで *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	越谷市 (*)	こども	81	* 令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢の拡大(15歳年度末まで→18歳年度末に拡大) 入院・通院ともに18歳に達した日に属する年度末まで *こども医療、重度心身障害者医療、ひとり親家庭等医療費の間に優先順位はなし	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
	蕨市 (*)	こども	81	* 令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢の拡大(15歳年度末まで→18歳年度末に拡大) 入院・通院ともに18歳に達した日に属する年度末まで *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
	朝霞市 (*)	こども	81	* 令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢の拡大(15歳年度末まで→18歳年度末に拡大) 入院・通院ともに18歳に達した日に属する年度末まで 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
	八潮市 (*)	こども	81	* 令和4年10月診療分から受託しているこども医療について、対象年齢の拡大及び食事療養費を助成対象外に変更 (15歳年度末まで→18歳年度末に拡大) (食事標準負担額を助成→対象外) 入院・通院ともに18歳に達した日に属する年度末まで 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①子ども医療②重度心身障害者医療③ひとり親家庭等医療の順	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
	富士見市 (*)	こども	81	* 令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢の拡大(15歳年度末まで→18歳年度末に拡大) 入院・通院ともに18歳に達した日に属する年度末まで 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
	ふじみ野市 (*)	こども	81	* 令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢の拡大(15歳年度末まで→18歳年度末に拡大) 入院・通院ともに18歳に達した日に属する年度末まで 市内(富士見市・三芳町含む):上限額を設定しない 県内:21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
	三芳町 (*)	こども	81	* 令和5年1月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢の拡大(15歳年度末まで→18歳年度末に拡大) 入院・通院ともに18歳に達した日に属する年度末まで 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
	日高市 (*)	子ども	81	* 令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢の拡大(15歳年度末まで→18歳年度末に拡大) 入院・通院ともに18歳に達した日に属する年度末まで 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障がい者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順 ただし乳幼児(0歳から6歳の未就学児)は子ども医療が一位	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
	日高市 (*)	重度心身障がい者	82	* 令和4年10月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象年齢の拡大及び現物給付対象額の変更 (市外:15歳年度末 市内:70歳到達月まで→市内・市外ともに年齢制限なし) (現物給付対象額:21,000円未満→70歳未満:21,000円未満 70歳以上75歳未満:外来8,000円未満、入院15,000円未満) 1.身体障害者手帳1・2・3級 2.療育手帳OA、A、B 3.精神障害者保健福祉手帳1級 4.長期高額疾病(人工透析)は除く 市内・市外ともに年齢制限なし 70歳未満:21,000円未満(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) 70歳以上75歳未満:外来8,000円未満、入院15,000円未満(15,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障がい者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	日高市 (＊)	ひとり親家庭等	83	＊ 令和5年1月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、対象年齢の拡大及び自己負担額の撤廃 (県内:15歳到達月→年齢制限なし) (自己負担 入院:1,200円/日 外来1,000円/月→なし) 入院・通院ともに母子家庭・父子家庭・養育者家庭・父または母に一定の障がいのある親と子(18歳に達する年度の末日まで。ただし、一定の障がいのある児童は20歳未満) 県内現物給付は、年齢制限なし 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) ＊3事業の優先順位は①重度心身障がい者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
	嵐山町 (＊)	こども	81	＊ 令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大 (医科・歯科・調剤→医科・歯科・調剤・訪問看護ステーション) 入院・通院ともに18歳に達した日に属する年度末まで 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) ＊3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
	嵐山町 (＊)	重度心身障害者	82	＊ 令和4年10月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象医療機関等を拡大 (医科・歯科・調剤→医科・歯科・調剤・訪問看護ステーション) 1.身体障害者手帳1・2・3級所得者 2.療育手帳〇A、A、B所得者 3.65歳以上で埼玉県後期高齢者医療広域連合または町長の認定を受けている者 4.精神障害者保健福祉手帳1級 (精神病床に係る入院費用は助成対象外) 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) ＊マル長調剤分は現物給付の対象としない ＊3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
	嵐山町 (＊)	ひとり親家庭等	83	＊ 令和5年1月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大 (医科・歯科・調剤→医科・歯科・調剤・訪問看護ステーション) 18歳年度末まで(一定の障害者は20歳未満)の児童及び母、父又は養育者 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) ＊3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
	東秩父村 (＊)	こども	81	＊ 令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大 (医科・歯科・調剤→医科・歯科・調剤・訪問看護ステーション) 入院・通院ともに18歳に達した日に属する年度末まで 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) ＊3事業の優先順位は①重度心身障がい者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
	宮代町 (＊)	こども	81	＊ 令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢の拡大 (外来15歳年度末→18歳年度末に拡大) 入院・通院ともに18歳に達した日に属する年度末まで 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) ＊3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
	杉戸町 (＊)	こども	81	＊ 令和5年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢の拡大 (15歳年度末まで→18歳年度末に拡大) 入院・通院ともに18歳に到達した年度の3月31日まで 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) ＊訪問看護は対象外 ＊3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等 (訪問看護ステーション除く)	令和6年 4月診療分
	松伏町 (＊)	こども	81	＊ 令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢の拡大 (15歳年度末まで→18歳年度末に拡大) 入院・通院ともに18歳に達した日に属する年度末まで 21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) ＊3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
	新座市 (＊)	ひとり親家庭等	83	令和5年1月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、自己負担金の撤廃 (自己負担 入院:1,200円/日 外来1,000円/月)→(自己負担 なし) 入院・通院ともに母子家庭・父子家庭・養育者家庭・父又は母に一定の障がいのある親と子(18歳に達する年度の末日まで。ただし、一定の障がいのある児童は20歳未満) ＊21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) ＊3事業の優先順位は①重度心身障がい者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 6月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	戸田市 (＊)	こども	81	*令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢の拡大(15歳年度末まで→18歳年度末に拡大) 入院・通院ともに18歳に達した日に属する年度末まで *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②こども医療(未就学児)③ひとり親家庭等医療④こども医療(就学児)	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年7月診療分
	新座市 (＊)	こども	81	*令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢の拡大(15歳年度末まで→18歳年度末に拡大) 入院・通院ともに18歳に達した日に属する年度末まで *21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障がい者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年7月診療分
	志木市 (＊)	こども	81	*令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢の拡大(15歳年度末まで→18歳年度末に拡大) 入院・通院ともに18歳に達した日に属する年度末まで *21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③乳幼児・子ども医療の順	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年7月診療分
	志木市 (＊)	ひとり親家庭等	83	*令和5年1月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について自己負担金の撤廃(自己負担 入院:1,200円/日 外来1,000円/月)→(自己負担 なし) 1.18歳に達した日の属する年度の末日までにある者及びその父、母又は養育者 2.20歳未満で、「志木市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則」に定める程度の障害の状態にある者及びその父、母又は養育者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③乳幼児・子ども医療の順	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年7月診療分
	吉川市 (＊)	子ども	81	令和4年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(15歳年度末まで→18歳年度末に拡大) 入院・通院ともに18歳に達した日に属する年度末まで *1医療機関の入院・入院外で月21,000円未満を助成 21,000円以上となった場合は、原則償還払いとする *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
	さいたま市 (＊)	子育て支援	81	令和4年10月診療分から助成内容を変更した子育て支援医療について、対象年齢の拡大(15歳年度末まで→18歳年度末に拡大) 18歳に達した日に属する年度末まで *3事業の優先順位は①心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子育て支援医療の順	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年10月診療分
	幸手市 (＊)	子ども	81	令和4年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢の拡大(15歳年度末まで→18歳年度末に拡大) 18歳に達した日に属する年度末まで *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年10月診療分
	坂戸市 (＊)	こども	81	令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢の拡大(15歳年度末まで→18歳年度末に拡大) 18歳に達した日に属する年度末まで *21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし	なし	食事標準負担額の1/2を助成	県内の医療機関等	令和6年10月診療分
	所沢市 (＊)	子ども	81	令和4年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢の拡大(15歳年度末まで→18歳年度末に拡大) 18歳に達した日に属する年度末まで *21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年10月診療分
	川口市 (＊)	子ども	81	令和4年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢の拡大(15歳年度末まで→18歳年度末に拡大) 18歳に達した日に属する年度末まで(ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない) *21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は ①重度心身障害者医療②子ども医療(0歳～6歳)未就学児③ひとり親家庭等医療④子ども医療(小学生～高校生年代)の順	なし	なし	対象外	県内の医療機関等 (訪問看護ステーション除く)	令和6年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	川口市 (＊)	重度心身障害者	82	令和4年10月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象医療機関等を拡大(訪問看護) (医科・歯科・調剤→医科・歯科・調剤・訪問看護ステーション) 1.65歳未満の身体障害者手帳1級・2級・3級・療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者 2.65歳以上で老人保健法施行令で定める障害の認定を受けた者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者 (後期高齢者医療制度加入者以外の精神病床入院費用は助成対象外) 4.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに障害者手帳の交付を受けた者は助成対象外 *21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②子ども医療(0歳～6歳)未就学児③ひとり親家庭等医療④子ども医療(小学生～高校生年代)の順	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 10月診療分
	鶴ヶ島市 (＊)	こども	81	令和4年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢の拡大 (15歳年度末まで→18歳年度末に拡大) 18歳に達した日に属する年度末まで (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない) *21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 10月診療分
	入間市 (＊)	子ども	81	令和4年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢の拡大 (15歳年度末まで→18歳年度末に拡大) 18歳に達した日に属する年度末まで *3事業の優先順位は①ひとり親家庭等医療費②重度心身障害者医療費③子ども医療費の順	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年 10月診療分
	和光市 (＊)	ひとり親家庭等	83	令和5年1月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療費について自己負担金の撤廃及び3事業の優先順位の変更 (自己負担 入院:1,200円/日 外来1,000円/月→なし) 母子、父子、養育者家庭で18歳に達する年度末までの児童(20歳未満の障害のある児童)と保護者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない) *21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *現物給付の対象年齢:70歳未満(70歳到達月末まで) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 10月診療分
	和光市 (＊)	子ども	81	令和4年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢の拡大及び3事業の優先順位の変更 (15歳年度末まで→18歳年度末に拡大) 18歳に達した日に属する年度末まで(ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない) *21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 10月診療分
	和光市 (＊)	重度心身障害者	82	令和4年10月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、3事業の優先順位の変更 1.身体障害者手帳1級～3級の者 2.療育手帳○Ａ、Ａ、Ｂの者 3.身体障害者手帳4級の者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、老人保健受給者又は高齢者受給者は、対象としない) 4.精神障害者保健福祉手帳1級の者 (精神病床に係る入院費は助成対象外) 5.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに心身障害者となった者は助成対象外 *マル長調剤分は現物給付の対象としない。 *21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②ひとり親家庭等医療③子ども医療の順	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 10月診療分
	新座市 (＊)	重度心身障がい者	82	令和4年10月診療分から助成内容を変更した重度心身障がい者について、対象者の変更 1.75歳未満(後期高齢者医療制度加入者以外)の身体障害者手帳1級～3級の者 2.療育手帳 ○Ａ、Ａ、Ｂの者 3.精神障がい者保健福祉手帳1級の者 (精神疾患に係る入院費は助成対象外) 4.平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに重度心身障がい者となった者は、助成の対象外 *マル長調剤分は現物給付の対象としない。 *21,000円の上限額を設ける(21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く) *3事業の優先順位は①重度心身障がい者医療②ひとり親家庭等医療③こども医療の順	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
埼玉県	飯能市（＊）	ひとり親家庭等医療	83	令和5年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について自己負担金の撤廃（自己負担 入院：1,200円/日 外来1,000円/月→なし） 入院・通院ともに18歳に達した日の属する年度末までの児童（市長が定める程度の障害の状態にある児童は20歳未満）及び父、母または養育者 *21,000円の上限額を設ける（21,000円に入院時食事療養費・生活療養費を除く） *18歳に達した日の属する年度末までの児童は子ども医療給付事業が優先 *3事業の優先順位は①重度心身障害者医療②子ども医療③ひとり親家庭等医療の順	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和7年1月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
千葉県	県内 各市町村	乳幼児	83	入院・入院外ともに小学校3年生まで	・0番台及び200番台・・・0円 ・100番台・・・200円/日 ・300番台・・・300円/日 ・400番台・・・0円又は200円/日又は300円/日 ※薬局は自己負担なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成24年 3月診療分
	香取市 （＊）	乳幼児	83	*平成24年3月診療分から受託している乳幼児医療について、自己負担額を変更。それに伴い、実施機関番号（100番台）を新規設定。 入院・入院外ともに小学校3年生まで	・0番台、200番台及び400番台・・・0円 ・100番台・・・200円/日 ※薬局は自己負担なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成24年 8月診療分
	県内 各市町村 （＊）	乳幼児 （県の基準）	83	*平成24年3月診療分から受託している乳幼児医療について、入院の対象年齢を拡大 （小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大） 入 院：中学校3年生まで 入院外：小学校3年生まで	・0番台及び200番台・・・0円 ・100番台・・・200円/日 ・300番台・・・300円/日 ・400番台・・・0円又は200円/日又は300円/日 ※薬局での自己負担なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成24年 12月診療分
	成田市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療（県の基準）について、入院外の対象年齢を拡大。それに伴い、実施機関番号（200番台）を新規設定。 （小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大） 入 院：中学校3年生まで 入院外：中学校3年生まで	・0番台及び200番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/日 ※薬局での自己負担なし				
	東庄町 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療（県の基準）について、入院外の対象年齢を拡大。それに伴い、実施機関番号（200番台）を新規設定。 （小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大） 入 院：中学校3年生まで 入院外：中学校3年生まで	・0番台、200番台及び400番台・・・0円 ※薬局での自己負担なし				
	大網白里町 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療（県の基準）について、入院外の対象年齢を拡大。それに伴い、実施機関番号（300番台）を新規設定。 （小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大） 入 院：中学校3年生まで 入院外：小学校6年生まで	・0番台、200番台及び400番台・・・0円 ・300番台・・・300円/日 ※薬局での自己負担なし				
	船橋市 松戸市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療（県の基準）について、入院外の対象年齢を拡大 （小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大） 入 院：中学校3年生まで 入院外：小学校6年生まで	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/日 ※薬局での自己負担なし				
	市川市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療（県の基準）について、入院外の対象年齢を拡大 （小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大） 入 院：中学校3年生まで 入院外：中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 ※薬局での自己負担なし				
	浦安市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療（県の基準）について、入院外の対象年齢を拡大 （小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大） 入 院：中学校3年生まで 入院外：中学校3年生まで	・0番台及び200番台・・・0円 ・100番台・・・200円/日 ・400番台・・・0円又は200円/日 ※薬局での自己負担なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
千葉県	我孫子市 佐倉市 四街道市 八街市 印西市 富里市 神崎町 多古町 芝山町 木更津市 富津市 袖ヶ浦市 香取市 (＊)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大(小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入 院: 中学校3年生まで 入院外: 中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/日 ※薬局での自己負担なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成24年 12月診療分
	白井市 (＊)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大(小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大) 入 院: 中学校3年生まで 入院外: 小学校6年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 ※薬局での自己負担なし				
	酒々井町 栄町 (＊)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大(小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大) 入 院: 中学校3年生まで 入院外: 小学校6年生まで	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/日 ※薬局での自己負担なし				
	大多喜町 (＊)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大(小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大) 入 院: 中学校3年生まで 入院外: 小学校6年生まで	・0番台、200番台及び400番台・・・0円 ※薬局での自己負担なし				
	御宿町 (＊)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大(小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入 院: 中学校3年生まで 入院外: 中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 ※薬局での自己負担なし				
	君津市 いすみ市 (＊)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大(小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入 院: 中学校3年生まで 入院外: 中学校3年生まで	・0番台、200番台及び400番台・・・0円 ※薬局での自己負担なし				
	市原市 (＊)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大(小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入 院: 中学校3年生まで 入院外: 中学校3年生まで	・0番台及び200番台・・・0円 ・100番台・・・200円/日 ・400番台・・・200円/日(0歳は負担額0円) ※薬局での自己負担なし				
	横芝光町 (＊)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大(小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入 院: 中学校3年生まで 入院外: 中学校3年生まで	・200番台及び400番台・・・0円 ※薬局での自己負担なし				
	船橋市 (＊)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大し、自己負担額を変更。それに伴い、実施機関番号(300番台)を新規設定。 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) (「83.12.404.0」の自己負担200円→300円に変更) (「83.12.104.6」を平成25年7月31日で廃止) 入 院: 中学校3年生まで 入院外: 中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成25年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
千葉県	四街道市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、自己負担額を変更。それに伴い、実施 機関番号(200番台)を新規設定。 （「83.12.417.2」の自己負担200円→0円に変更） （「83.12.117.8」を平成25年7月31日で廃止） 入 院：中学校3年生まで 入院外：中学校3年生まで	・0番台、200番台及び400番台・・・0円 *薬局での自己負担なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成25年 8月診療分
	松戸市 酒々井町 栄町 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療（県の事業に上乗せ）について、入院外の対象年 齢を拡大 （小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/日 *薬局での自己負担なし				
	旭市 一宮町 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療（県の事業に上乗せ）について、入院外の対象年 齢を拡大 （小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし				
	睦沢町 長柄町 長南町 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療（県の事業）について、入院外の対象年齢を拡大 （小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台、200番台及び400番台・・・0円 *薬局での自己負担なし				
	長生村 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療（県の事業）について、入院外の対象年齢を拡大 （小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし				
	御宿町 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療（県の事業に上乗せ）について、「83.12.462.8」の 対象年齢を拡大 （小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし				
	銚子市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療（県の基準）について、入院外の対象年齢を拡大 （小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大） 入 院：中学校3年生まで 入院外：中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台・・・300円/日 ※薬局での自己負担なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成25年 12月診療分
	市川市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、実施機関番号「83.12.406.5」の対象年 齢を縮小 （中学校3年生まで→就学前までに縮小） 入 院：中学校3年生まで（実施機関番号「83.12.406.5」は、就学前まで） 入院外：中学校3年生まで（実施機関番号「83.12.406.5」は、就学前まで）	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 ※薬局での自己負担なし				
流山市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療（県の基準）について、入院外の対象年齢を拡大 （小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大） 入 院：中学校3年生まで 入院外：小学校6年生まで	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/日 ※薬局での自己負担なし					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
千葉県	鎌ヶ谷市 (＊)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大(小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 ※薬局での自己負担なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成26年4月診療分
	千葉市 (＊)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大。それに伴い、実施機関番号(500番台)を新規設定。 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 ・500番台・・・500円/日 *500番台は入院外の小学校4年生から中学校3年生を対象 *薬局は自己負担なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成26年8月診療分
	柏市 (＊)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大し、自己負担額を変更。それに伴い、実施機関番号(300番台)を新規設定。 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) (「83.12.109.5」を平成26年7月31日で廃止) (「83.12.409.9」の自己負担200円→300円に変更) 入院・入院外ともに中学校3年生まで (入院外の小学校4年生から中学校3年生については、所得制限あり)	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし				
	長生村 (＊)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成25年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、実施機関番号(400番台)を新規設定。 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし				
	館山市 茂原市 (＊)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大(小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大) 入 院: 中学校3年生まで 入院外: 小学校6年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし				
	東金市 (＊)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大(小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/日 *薬局での自己負担なし				
	八千代市 山武市 (＊)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大(小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし				
	南房総市 (＊)	乳幼児 (県の基準)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、実施機関番号(400番台)を廃止 (「83.12.481.8」を平成26年7月31日で廃止) 入 院: 中学校3年生まで 入院外: 小学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし				
	大網白里市 (＊)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大(小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台、200番台及び400番台・・・0円 ・300番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし				
	習志野市 (＊)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大(小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大) 入 院: 中学校3年生まで 入院外: 小学校6年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成26年12月診療分
	流山市 (＊)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成25年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大(小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/日 *薬局での自己負担なし				
	九十九里町 (＊)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、入院外の対象年齢を拡大(小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
千葉県	茂原市 （＊）	子ども （県の事業に 上乗せ）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療（県の事業に上乗せ）について、入院外の対象年齢を拡大 （小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成27年 4月診療分
	大多喜町 （＊）	子ども （県の事業に 上乗せ）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療（県の事業に上乗せ）について、入院外の対象年齢を拡大 （小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台、200番台及び400番台・・・0円 *薬局での自己負担なし				
	鋸南町 （＊）	子ども （県の事業に 上乗せ）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療（県の事業）について、入院外の対象年齢を拡大 （小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし				
	野田市	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大し、自己負担額を変更 実施機関番号（300番台）の新規認定に伴い旧実施機関番号を廃止 ※「83.12.113.7」を平成27年7月31日で廃止					平成27年7月診療分までの取扱い
	八街市	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大し、自己負担額を変更 実施機関番号（300番台）の新規認定に伴い旧実施機関番号を廃止 ※「83.12.118.6」を平成27年7月31日で廃止					
	いすみ市	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大し、自己負担額を変更 実施機関番号（300番台）の新規認定に伴い旧実施機関番号を廃止 ※「83.12.282.0」を平成27年7月31日で廃止					
	野田市 八街市 いすみ市 （＊）	乳幼児 （県の事業の 上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から受託している乳幼児医療について、実施機関番号（300番台）を新規設定 入院及び入院外：0歳から中学校3年生まで	300番台・・・300円/日 *薬局は自己負担なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成27年 8月診療分
	習志野市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大 （小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし				
	野田市 （＊）				・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日 *薬局は自己負担なし				
	白子市 （＊）				・0番台・・・0円 ・300番台・・・300円/日 *薬局での自己負担なし				
	匝瑳市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大 （小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで		・0番台、200番台及び400番台・・・0円 *薬局での自己負担なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
千葉県	銚子市	重度心身 障害者	81	身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 身体障害者手帳3級 療育手帳Bの1	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円／日 400番台・・・300円／日	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円／回 400番台・・・300円／回 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成27年 8月診療分
	市川市 木更津市			身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 身体障害者手帳3級かつ療育手帳Bの1	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円／日 400番台・・・300円／日	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円／回 400番台・・・300円／回 *薬局は自己負担なし			
	船橋市			身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 65歳以上で新規手帳取得者	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円／日	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円／回 *薬局は自己負担なし			
	館山市			身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A *身体障害者手帳3・4級、療育手帳Bの1、Bの2 (*)は、償還払対応	0番台・・・0円 100番台・・・300円／日	0番台・・・0円 100番台・・・300円／回 *薬局は自己負担なし			
	松戸市 茂原市 東金市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 四街道市 八街市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 白子町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町			身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A	0番台・・・0円 100番台・・・300円／日	0番台・・・0円 100番台・・・300円／回 *薬局は自己負担なし			
	野田市			身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 身体障害者手帳3級 療育手帳Bの1 知能指数50以下 精神手帳1級	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円／日 400番台・・・300円／日	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円／回 400番台・・・300円／回 *薬局は自己負担なし			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
千葉県	成田市 多古町	重度心身 障害者	81	身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A	0番台・・・0円 300番台・・・200円／日	0番台・・・0円 300番台・・・200円／回 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成27年 8月診療分
	佐倉市 袖ヶ浦市			身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円／日 400番台・・・300円／日	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円／回 400番台・・・300円／回 *薬局は自己負担なし			
	旭市			身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A *身体障害者手帳3級(体幹で歩行困難) *身体障害者手帳3級(心臓、腎臓、呼吸器) *身体障害者手帳3級かつ療育手帳Bの1 *精神手帳1級 (*)は、償還払対応	0番台・・・0円 100番台・・・300円／日	0番台・・・0円 100番台・・・300円／回 *薬局は自己負担なし			
	習志野市			身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 精神手帳1級	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円／日 400番台・・・300円／日	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円／回 400番台・・・300円／回 *薬局は自己負担なし			
	我孫子市			身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下 精神手帳1級	0番台及び500番台・・・0円 300番台・・・200円／日 400番台・・・200円／日	0番台及び500番台・・・0円 300番台・・・200円／回 400番台・・・200円／回 *薬局は自己負担なし			
	浦安市			身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 65歳以上で新規手帳取得者 身体障害者手帳3級かつ療育手帳Bの1 身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下 精神手帳1級	0番台、200番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円／日 400番台・・・300円／日	0番台、200番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円／回 400番台・・・300円／回 *薬局は自己負担なし			
	印西市			身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 65歳以上で新規手帳取得者 身体障害者手帳3級かつ療育手帳Aの2又はBの1 身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下 精神手帳1級	0番台及び500番台・・・0円 300番台・・・200円／日 400番台・・・200円／日	0番台及び500番台・・・0円 300番台・・・200円／回 400番台・・・200円／回 *薬局は自己負担なし			
	香取市			身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A *身体障害者手帳3級かつ療育手帳Bの1 (*)は、償還払対応	0番台・・・0円 100番台・・・300円／日	0番台・・・0円 100番台・・・300円／回 *薬局は自己負担なし			
	神崎町			身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A	0番台・・・0円 100番台・・・300円／日 400番台・・・300円／日	0番台・・・0円 100番台・・・300円／回 400番台・・・300円／回 *薬局は自己負担なし			
	東庄町			身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A	0番台及び200番台・・・0円	0番台及び200番台・・・0円 *薬局は自己負担なし			
	陸沢町 長生村 長柄町			身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 65歳以上で新規手帳取得者	0番台、200番台及び400番台・・・0円	0番台、200番台及び400番台・・・0円 *薬局は自己負担なし			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月			
					入院	入院外						
千葉県	千葉市	重度心身障害者	81	身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 身体障害者手帳3級（内部障害） 療育手帳Bの1 精神手帳1級	0番台・・・0円 100番台・・・300円／日	0番台・・・0円 100番台・・・300円／回 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成27年10月診療分			
	鴨川市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大（小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台、200番台及び400番台・・・0円 *薬局での自己負担なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成28年4月診療分			
	市原市	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、自己負担額を変更 実施機関番号（300番台）の新規認定に伴い旧実施機関番号を廃止 ※「83.12.180.6」を平成28年7月31日で廃止					平成28年7月診療分までの取扱い			
	睦沢町	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	*平成25年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、自己負担額を変更 実施機関番号（300番台）の新規認定に伴い旧実施機関番号を廃止 ※「83.12.254.9」を平成28年7月31日で廃止								
	市原市（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から受託している乳幼児医療について、実施機関番号（300番台）を新規設定 入院及び入院外：1歳から中学校3年生まで	・300番台・・・300円／日		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成28年8月診療分			
	睦沢町（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から受託している乳幼児医療について、実施機関番号（300番台）を新規設定 入院及び入院外：0歳から中学校3年生まで								
	白井市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大（小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円／日 *薬局での自己負担なし							
	館山市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	*平成26年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大（小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで								
	南房総市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	*平成26年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大（小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで								
	睦沢町	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	*平成28年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、自己負担額を変更 実施機関番号（200番台）の新規（再開）認定に伴い旧実施機関番号を廃止 ※「83.12.354.7」を平成29年7月31日で廃止						平成29年7月診療分までの取扱い		
	茂原市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、所得制限を撤廃し、実施機関番号（400番台）を新規設定（所得制限あり→所得制限なし） 入院・入院外ともに中学校3年生まで（所得制限なし）	・0番台・・・0円 ・300番台・・・300円／日 ・400番台・・・300円／日	・0番台・・・0円 ・300番台・・・300円／回 ・400番台・・・300円／回 *薬局での自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成29年8月診療分			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
千葉県	陸沢町（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	*平成28年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、自己負担額を変更し、実施機関番号の新設（再開） 実施機関番号（200番台）を新設（再開） 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台、200番台及び400番台・・・0円 *薬局での自己負担なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成29年8月診療分
	白子町（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	*平成27年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、所得制限を撤廃し、実施機関番号（400番台）を新規設定（所得制限あり→所得制限なし） 入院・入院外ともに中学校3年生まで（所得制限なし）	・0番台・・・0円 ・300番台・・・300円/日 ・400番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台・・・300円/回 ・400番台・・・300円/回 *薬局での自己負担なし			
	勝浦市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大（小学校3年生まで→中学校3年生まで） 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台、200番台及び400番台・・・0円 *薬局での自己負担なし				
	多古町（＊）	子ども	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担額を変更。それに伴い、実施機関番号（200番台）を新規設定、実施機関番号（100番台）を廃止（「83.12.133.5」を平成30年3月31日で廃止） 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・0番台、200番台及び400番台・・・0円		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成30年4月診療分
	銚子市（＊）	子ども	83	*平成25年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、所得制限を撤廃し、実施機関番号（400番台）を新規設定（所得制限あり→所得制限なし） 入院・入院外ともに中学校3年生まで（所得制限なし）	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日				
	鋸南町（＊）	子ども（県の事業に上乗せ）	83	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の所得制限を撤廃（所得制限あり→所得制限なし） 入院・入院外ともに中学校3年生まで（所得制限なし）	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日				
	館山市（＊）	重度心身障害者	81	*平成27年8月診療分から助成している重度心身障害者医療について、対象者の拡大に伴い、実施機関番号（400番台、500番台）を新規設定 身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A （65歳以上で新規にいずれかに該当した者は、該当前に身体障害者手帳3・4級、療育手帳Bの1、Bの2のいずれかに該当していた者） （所得制限あり）	0番台及び500番台・・・0円 100番台及び400番台・・・300円/日	0番台及び500番台・・・0円 100番台及び400番台・・・300円/回 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成30年8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月	
					入院	入院外				
千葉県	野田市 （＊）	子ども （県の事業に 上乗せ）	83	平成27年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、0歳から3歳(4歳に達する日の属する月の月末まで(1日生まれの場合は誕生日の前月末まで))までの入院・入院外の自己負担額を廃止。それに伴い、実施機関番号(200番台)を新規設定 入院・入院外ともに中学校3年生まで	0番台及び200番台・・・0円 300番台及び400番台・・・300円/日	0番台及び200番台・・・0円 300番台及び400番台・・・300円/回 *薬局は自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成30年 8月診療分	
	市川市 （＊）	子ども （県の事業に 上乗せ）	83	*平成25年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、小学校1年生から小学校3年生までの所得制限を廃止、それに伴い実施機関番号「83.12.406.5」の対象年齢を拡大 （小学校1年生から中学校3年生については所得制限あり→小学校4年生から中学校3年生については所得制限あり、就学前まで→小学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで （小学校4年生から中学校3年生については、所得制限あり）	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回 *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等		
	柏市 （＊）	子ども （県の事業に 上乗せ）	83	*平成26年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、所得制限を撤廃 （入院外の小学校4年生から中学校3年生については、所得制限あり→所得制限なし） 入院・入院外ともに中学校3年生まで （所得制限なし）	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回 *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等		
	富里市 （＊）	子ども （県の事業に 上乗せ）	83	*平成24年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担額を変更し、実施機関番号300番台を新規設定、実施機関番号100番台を廃止。 （「83.12.121.0」を令和元年7月31日で廃止） 入院・入院外ともに中学3年生まで （所得制限なし）	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回 *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和元年 8月診療分	
	山武市 （＊）	子ども （県の事業に 上乗せ）	83	*平成26年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担額を変更し、実施機関番号200番台を新規設定、実施機関番号300番台を廃止。 （「83.12.385.1」を令和元年7月31日で廃止） 入院・入院外ともに中学校3年生まで （所得制限なし）	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等		
	東金市 （＊）	子ども （県の事業に 上乗せ）	83	平成26年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担額を変更し、実施機関番号300番台を新規設定(再開)、実施機関番号100番台を廃止。 （「83.12.143.4」を令和元年7月31日で廃止） 入院・入院外ともに中学校3年生まで （所得制限なし）	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回 *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等		
	市川市 （＊）	子ども （県の事業に 上乗せ）	83	平成30年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、小学校4年生から中学校3年生までの所得制限を廃止し、実施機関番号「83.12.406.5」の対象年齢を拡大 （小学校4年生から中学校3年生については所得制限あり→所得制限なし） 入院・入院外ともに中学校3年生まで （所得制限なし）	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回 *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等		
	白井市 （＊）	子ども （県の事業に 上乗せ）	83	平成28年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、小学校1年生から中学校3年生までの所得制限を廃止し、実施機関番号「83.12.420.6」の対象年齢を拡大 （小学校1年生から中学校3年生については所得制限あり→所得制限なし） 入院・入院外ともに中学校3年生まで （所得制限なし）	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回 *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等		
	銚子市	重度心身 障害者	81	平成27年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、実施機関番号「81124364」、「81125361」の取扱いは終了。					令和元年7月診療分までの取扱い	
	銚子市 （＊）	重度心身 障害者	81	*平成27年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者を縮小。 （身体障害者手帳3級、療育手帳Bの1→削除） 身体障害者手帳1・2級 療育手帳〇A、A	・0番台・・・0円 ・100番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・100番台・・・300円/回 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和元年 8月診療分	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
千葉県	館山市（＊）	重度心身障害者	81	*平成30年8月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、一部所得制限を新設 身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A (65歳以上で新規に身体障害者手帳1・2級、療育手帳○A、Aのいずれかに該当した者は、該当前に身体障害者手帳3・4級、療育手帳Bの1、Bの2のいずれかに該当していた者) (所得制限あり)	・0番台及び500番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・300円/日	・0番台及び500番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・300円/回 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和元年8月診療分
	習志野市	重度心身障害者	81	平成27年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、実施機関番号「81124026」、「81125023」の取扱いを終了。				令和2年7月診療分までの取扱い	
	千葉市（＊）	子ども (県の事業に上乗せ)	83	*平成26年8月診療分から助成内容を変更している子ども医療について、300番台、400番台、500番台の調剤の自己負担を変更。 (自己負担*薬局は自己負担なし→300番台及び400番台:(調剤)300円/回、500番台:(調剤)500円/回) 入院・入院外ともに中学生まで	・0番台・・・0円*薬局は自己負担なし ・300番台、400番台・・・300円/日*調剤300円/回 ・500番台・・・500円/日*調剤500円/回 *500番台は入院外の小学校4年生から中学校3年生を対象		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和2年8月診療分
	銚子市（＊）	重度心身障害者	81	*令和元年8月診療分から助成内容を変更している重度心身障害者医療について、対象者を拡大 (精神手帳1級を追加) 身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 身体障害者手帳3級 療育手帳Bの1 精神手帳1級	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円/日 400番台・・・300円/日	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円/回 400番台・・・300円/回 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年8月診療分
	市川市 木更津市（＊）	重度心身障害者	81	*平成27年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者を拡大 (精神手帳1級を追加) 身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 身体障害者手帳3級かつ療育手帳Bの1 精神手帳1級	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円/日 400番台・・・300円/日	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円/回 400番台・・・300円/回 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年8月診療分
	船橋市（＊）	重度心身障害者	81	*平成27年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者を拡大 (精神手帳1級を追加) 身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 65歳以上で新規手帳取得者 精神手帳1級	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円/日	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円/回 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年8月診療分
	館山市（＊）	重度心身障害者	81	*令和元年8月診療分から助成内容を変更している重度心身障害者医療について、対象者を拡大 (精神手帳1級を追加) 身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A *身体障害者手帳3・4級、療育手帳Bの1、Bの2 (*)は、償還払対応 精神手帳1級	0番台・・・0円 100番台・・・300円/日	0番台・・・0円 100番台・・・300円/回 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
千葉県	松戸市 茂原市 東金市 柏市 勝浦市 市原市 流山市 八千代市 鴨川市 鎌ヶ谷市 君津市 富津市 四街道市 八街市 白井市 富里市 南房総市 匝瑳市 山武市 いすみ市 大網白里市 酒々井町 栄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 白子町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町 (*)	重度心身障害者	81	*平成27年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者を拡大 (精神手帳1級を追加) 身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 精神手帳1級	0番台・・・0円 100番台・・・300円／日	0番台・・・0円 100番台・・・300円／回 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
	成田市 多古町 (*)	重度心身障害者	81	*平成27年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者を拡大 (精神手帳1級を追加) 身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 精神手帳1級	0番台・・・0円 300番台・・・200円／日	0番台・・・0円 300番台・・・200円／回 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
	佐倉市 袖ヶ浦市 (*)	重度心身障害者	81	*平成27年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者を追加 (精神手帳1級を追加) 身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 身体障害者手帳3級かつ知能指数50以下 精神手帳1級(令和2年8月診療分から対象者を拡大)	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円／日 400番台・・・300円／日	0番台及び500番台・・・0円 100番台・・・300円／回 400番台・・・300円／回 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
千葉県	旭市（＊）	重度心身障害者	81	*平成27年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、現物給付対象者を拡大（償還払い対象:精神手帳1級→現物給付へ） 身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 精神手帳1級 *身体障害者手帳3級（体幹で歩行困難） *身体障害者手帳3級（心臓、腎臓、呼吸器） *身体障害者手帳3級かつ療育手帳Bの1（＊）は、償還払対応	0番台・・・0円 100番台・・・300円／日	0番台・・・0円 100番台・・・300円／回 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年8月診療分
	香取市	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成24年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、実施機関番号「83121830」の取扱いは終了。				令和2年7月診療分までの取扱い	
	香取市（＊）	重度心身障害者	81	*平成27年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者を拡大（精神手帳1級を追加） 身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 精神手帳1級 *身体障害者手帳3級かつ療育手帳Bの1（＊）は、償還払対応	0番台・・・0円 100番台・・・300円／日	0番台・・・0円 100番台・・・300円／回 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年8月診療分
	神崎町（＊）	重度心身障害者	81	*平成27年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者を拡大（精神手帳1級を追加） 身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 精神手帳1級	0番台・・・0円 100番台・・・300円／日 400番台・・・300円／日	0番台・・・0円 100番台・・・300円／回 400番台・・・300円／回 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年8月診療分
	東庄町（＊）	重度心身障害者	81	*平成27年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者を拡大（精神手帳1級を追加） 身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 精神手帳1級	0番台及び200番台・・・0円	0番台及び200番台・・・0円 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年8月診療分
	睦沢町 長生村 長柄町（＊）	重度心身障害者	81	*平成27年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者を拡大（精神手帳1級を追加） 身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 65歳以上で新規手帳取得者 精神手帳1級	0番台、200番台及び400番台・・・0円	0番台、200番台及び400番台・・・0円 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
千葉県	流山市（＊）	重度心身障害者	81	*平成27年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について対象者の拡大に伴い、実施機関番号(81.12.410.9 81.12.510.6)を新たに設定。 身体障害者手帳1・2級 療育手帳○A、A 精神手帳1級 (精神障害者保健福祉手帳2級所持者で助成の対象となっている者が65歳以降に等級変更により1級となった場合)	0番台及び500番台・・・0円 100番台及び400番台・・・300円/日	0番台及び500番台・・・0円 100番台及び400番台・・・300円/回 *薬局は自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年8月診療分
	香取市（＊）	子ども医療	83	*平成24年12月診療分から受託内容を変更した子ども医療について、実施機関番号(83.12.383.6)を追加し、400番台の一部負担金を変更。 (400番台:200円→300円) 入院:中学校3年生まで 入院外:中学校3年生まで	0番台・・・0円 300番台・・・300円 400番台・・・300円/日	0番台・・・0円 300番台・・・300円 400番台・・・300円 *薬局は自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和2年8月診療分
	我孫子市（＊）	子ども医療	83	*平成24年12月診療分から受託内容を変更した子ども医療について、実施機関番号(83.12.311.7)を追加し、400番台の一部負担金を変更。 (400番台:200円→300円) 入院:中学校3年生まで 入院外:中学校3年生まで	0番台・・・0円 100番台・・・200円 300番台・・・300円 400番台・・・300円/日	0番台・・・0円 100番台・・・200円 300番台・・・300円 400番台・・・300円 *薬局は自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和2年8月診療分
	野田市（＊）	子ども	83	*平成30年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、6歳(就学前)までの入院・入院外自己負担額を廃止。それに伴い、200番台対象者を6歳(就学前)まで拡大し、400番台未就学児の自己負担額を廃止。 (自己負担額欄備考:*未就学児までは自己負担なし) 入院・入院外ともに中学校3年生まで	0番台及び200番台・・・0円 300番台及び400番台・・・300円/日 *未就学児までは自己負担なし	0番台及び200番台・・・0円 300番台及び400番台・・・300円/回 *薬局は自己負担なし *未就学児までは自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和2年8月診療分
	館山市 木更津市 松戸市 野田市 佐倉市 旭市 我孫子市 鴨川市 鎌ヶ谷市 四街道市 袖ヶ浦市 八街市 白井市 富里市 匝瑳市 香取市 山武市 大網白里市 酒々井町 九十九里町 芝山町 横芝光町 大多喜町 御宿町 鋸南町	ひとり親医療	85	ひとり親家庭の親とその児童、父母のいない児童とその養育者	0番台・・・0円 100番台・・・300円/日	0番台・・・0円 100番台・・・300円/回 *薬局は自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和2年11月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
千葉県	千葉市 流山市 多古町 東庄町	ひとり親医療	85	ひとり親家庭の親とその児童、父母のいない児童とその養育者	0番台、200番台 ・・・0円／日	0番台、200番台 ・・・0円／回 *薬局は自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和2年 11月診療分
	柏市	ひとり親医療	85	ひとり親家庭の親とその児童、父母のいない児童とその養育者	0番台、200番台・・・0円 100番台・・・300円／日	0番台、200番台・・・0円 100番台・・・300円／回 *薬局は自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和2年 11月診療分
	成田市 印西市 栄町 神崎町	ひとり親医療	85	ひとり親家庭の親とその児童、父母のいない児童とその養育者	0番台・・・0円 300番台・・・200円／日	0番台・・・0円 300番台・・・200円／回 *薬局は自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和2年 11月診療分
	南房総市	ひとり親医療	85	ひとり親家庭の親とその児童、父母のいない児童とその養育者	0番台、400番台 ・・・0円 100番台、500番台 ・・・300円／日	0番台、400番台・・・0円 100番台、500番台 ・・・300円／回 *薬局は自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和2年 11月診療分
	茂原市 東金市 勝浦市 市原市 君津市 富津市 いすみ市 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長柄町 長南町	ひとり親医療	85	ひとり親家庭の親とその児童、父母のいない児童とその養育者	0番台・・・0円 100番台・・・300円／日	0番台・・・0円 100番台・・・300円／回 *薬局は自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
	船橋市	ひとり親医療	85	ひとり親家庭の親とその児童、父母のいない児童とその養育者	0番台・・・0円 100番台・・・300円／日	0番台・・・0円 100番台・・・300円／回 *薬局は自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和3年 8月診療分
	館山市 (＊)	子ども (県の事業の 上乗せ分)	83	*平成28年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、新たに自己負担区分を追加 入院・入院外ともに中学校3年生まで	・400番台・・・300円／日	・400番台・・・300円／日 *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和3年 8月診療分
	大網白里市 (＊)	子ども (県の事業の 上乗せ分)	83	*平成26年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、300番台の対象年齢を変更、自己負担額を変更 (小学校4年生以上→0歳から中学校3年生まで) (・0番台、200番台及び400番台・・・0円 300番台・・・300円／日→0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円／日) 入院・入院外ともに中学校3年生まで ※「83.12.244.0」を令和3年7月31日で廃止	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円／日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円／日 *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和3年 8月診療分
	南房総市 (＊)	子ども (県の事業の 上乗せ分)	83	*平成26年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療(県の基準)について、廃止した実施機関番号(400番台)を再度設定 (「83.12.481.8」を令和3年8月1日から設定) 対象:中学校3年生まで	・400番台・・・300円／日	・400番台・・・300円／日 *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和3年 8月診療分
	習志野市 八千代市 市川市 浦安市 銚子市	ひとり親医療	85	ひとり親家庭の親とその児童、父母のいない児童とその養育者	0番台・・・0円 100番台・・・300円／日	0番台・・・0円 100番台・・・300円／回 *薬局は自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和3年 11月診療分
	野田市 (＊)	子ども (県の事業の 上乗せ分)	83	*令和2年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、廃止した番号(100番台)を再度設定、200番台の対象年齢を変更、400番台の自己負担額を変更 (「83.12.113.7」を令和4年8月1日から設定) (200番台:0歳から就学前児童→0歳から小学6年生までに拡大) (400番台:300円／日(回)→0円又は200円(小学1年生から小学6年生0円、中学生200円)) 入院・入院外ともに中学3年生まで	・0番台・・・0円 ・100番台・・・200円 ・200番台・・・0円 ・400番台・・・0円または 200円／日	・0番台・・・0円 ・100番台・・・200円 ・200番台・・・0円 ・400番台・・・0円または 200円／日 *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和4年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
千葉県	野田市	子ども (県の事業の 上乗せ分)	83	*令和2年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、実施機関番号「83.12.313.3」の取扱いとは令和4年7月31日まで				令和4年7月診療分までの取扱い	
	松戸市 (＊)	ひとり親医療	85	*令和2年11月診療分から受託しているひとり親医療について、実施機関番号「85.12.308.1」を追加し、100番台の対象者を変更。 ひとり親家庭の親とその児童、父母のいない児童とその養育者 *100番台は保護者のみ *300番台は課税世帯の児童	0番台・・・0円 100番台・・・300円 300番台・・・200円／日	0番台・・・0円 100番台・・・300円 300番台・・・200円／回 *薬局は自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和4年 11月診療分
	市川市 (＊)	ひとり親医療	85	令和3年11月診療分から受託しているひとり親医療について、市町村民税所得割課税世帯に対する自己負担額を変更し、実施機関番号「85.12.206.7」を新設。 (「85.12.106.9」は令和5年3月31日で廃止)	0番台・・・0円 200番台・・・0円／日	0番台・・・0円 200番台・・・0円／回 *薬局は自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
	千葉市 (＊)	子ども (県の事業の 上乗せ分)	83	令和2年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 *第3子以降の自己負担を無料化 →第3子以降の子に「83122010」又は「83128017」を新設	・200番台・・・0円 ・800番台・・・0円	・200番台・・・0円 ・800番台・・・0円	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
	神崎町 (＊)	子ども (県の事業の 上乗せ分)	83	平成24年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 *自己負担を無料化 →「83122283」を新設	・200番台・・・0円	・200番台・・・0円	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
	御宿町 (＊)	子ども (県の事業の 上乗せ分)	83	平成25年8月診療分から受託している子ども医療について、 *自己負担を無料化 →「83122622」を新設	・0番台、200番台・・・0円	・0番台、200番台・・・0円	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
	鋸南町 (＊)	子ども (県の事業の 上乗せ分)	83	平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 *自己負担を無料化 →「83122697」を新設	・0番台、200番台・・・0円	・0番台、200番台・・・0円	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
	千葉市 (＊)	子ども (県の事業の 上乗せ分)	83	令和2年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 *月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし *第3子以降の自己負担を無料化 →第3子以降の子に「83122010」又は「83128017」を新設 *処方せんによる調剤薬局での自己負担額を無料化 →現行の調剤薬局での自己負担額「83123018:300円」、「83124016:300円」及び「83125013:500円」を全て自己負担なし(入院及び通院は現行どおり自己負担あり) (高校1年生から高校3年生までは給付対象外)	・0番台・・・0円 ・200番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円／日、 ・800番台・・・0円	・0番台・・・0円 ・200番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円／回、調剤薬局0円 ・500番台 ・・・通院のみ500円／日、 調剤薬局0円 ・800番台・・・0円	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
	習志野市 (＊)	子ども (県の事業の 上乗せ分)	83	平成27年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 *月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし *高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円／日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円／回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
	八千代市 (＊)	子ども (県の事業の 上乗せ分)	83	平成26年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 *月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし *高校1年生から高校3年生まで入院のみ「償還払い」、通院は助成対象外	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円／日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円／回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
	船橋市 (＊)	子ども (県の事業の 上乗せ分)	83	平成25年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 *月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし *高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円／日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円／回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
千葉県	鎌ヶ谷市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成26年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/回	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	市川市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成30年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/回	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	浦安市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成24年12月診療分から受託している子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし（すべて自己負担0円） ＊小学1年生以上の自己負担を無料化 →「83121079」を廃止 →現行の「83124073」の自己負担を200円→0円（高校1年生から高校3年生までは給付対象外）	・0番台、200番台・・・0円 ・400番台・・・200円→0円/日 ・100番台を廃止	・0番台、200番台・・・0円 ・400番台・・・200円→0円/回 ・100番台を廃止	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	松戸市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成25年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台 ・・・200円/日	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台 ・・・200円/回	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	柏市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成30年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/回	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	流山市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成26年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台 ・・・200円/日	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台 ・・・200円/回	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	我孫子市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	令和2年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊小学生所得制限「あり」→「なし」 →「83121111」を廃止 ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/日 ・100番台を廃止	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/回 ・100番台を廃止	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	野田市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	令和4年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし（すべて自己負担0円） ＊中学生の自己負担を無料化 →「83121137」を廃止 →現行の「83124131」の自己負担を200円→0円（高校1年生から高校3年生までは給付対象外）	・0番台、200番台・・・0円 ・400番台・・・0円又は200円→0円/日 ・100番台を廃止	・0番台、200番台・・・0円 ・400番台・・・0円又は200円→0円/回 ・100番台を廃止	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	成田市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成24年12月診療分から受託している子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし →「83122150」を廃止 ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台及び200番台・・・0円 ・100番台及び400番台 ・・・200円/日 ・200番台を廃止	・0番台及び200番台・・・0円 ・100番台及び400番台 ・・・200円/回 ・200番台を廃止	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	佐倉市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成24年12月診療分から受託している子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし（高校1年生から高校3年生までは給付対象外）	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台 ・・・200円/日	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台 ・・・200円/回	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
千葉県	四街道市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成25年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「給付対象外」→「給付対象・現物給付」対象拡充 →所得制限「あり」 →「83123174」を新設（再開）	〔中学3年生まで〕 ・0番台、200番台及び400番台・・・0円 〔高校生〕 ・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日	〔中学3年生まで〕 ・0番台、200番台及び400番台・・・0円 〔高校生〕 ・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	八街市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成27年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	印西市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成24年12月診療分から受託している子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/日	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/回	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	白井市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	令和元年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	富里市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	令和元年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	酒々井町（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成25年8月診療分から受託している子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで入院のみ「償還払い」、通院は助成対象外	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/日	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/回	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	栄町（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成25年8月診療分から受託している子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/日	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円/回	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	神崎町（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成24年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊県基準の月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし（すべて自己負担0円） ＊自己負担を無料化 →「83121287」を廃止、「83122283」を新設 →現行の「83124289」の自己負担を200円→0円 ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台、200番台・・・0円 ・400番台・・・200円→0円/日 ・100番台を廃止	・0番台、200番台・・・0円 ・400番台・・・200円→0円/回 ・100番台を廃止	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	多古町（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし（すべて自己負担0円） ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	東庄町（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成24年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし（すべて自己負担0円） ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	銚子市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
千葉県	旭市 （＊）	子ども （県の事業の上乗せ分）	83	平成25年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
	東金市 （＊）	子ども （県の事業の上乗せ分）	83	令和元年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで入院のみ助成対象「償還払い」、通院は助成対象外	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
	大網白里市 （＊）	子ども （県の事業の上乗せ分）	83	令和3年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
	九十九里町 （＊）	子ども （県の事業の上乗せ分）	83	平成26年12月診療分から受託している子ども医療について、 ＊県基準の月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
	芝山町 （＊）	子ども （県の事業の上乗せ分）	83	平成24年12月診療分から受託している子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台 ・・・200円/日	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台 ・・・200円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
	茂原市 （＊）	子ども （県の事業の上乗せ分）	83	平成29年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
	一宮町 （＊）	子ども （県の事業の上乗せ分）	83	平成25年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
	睦沢町 （＊）	子ども （県の事業の上乗せ分）	83	平成29年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし（すべて自己負担0円） ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」	・0番台、200番台及び 400番台・・・0円	・0番台、200番台及び 400番台・・・0円	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
	長生村 （＊）	子ども （県の事業の上乗せ分）	83	平成26年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
	白子町 （＊）	子ども （県の事業の上乗せ分）	83	平成29年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
千葉県	長柄町（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成25年8月診療分から受託している子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし（すべて自己負担0円） ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	長南町（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成25年8月診療分から受託している子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし（すべて自己負担0円） ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	勝浦市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成29年8月診療分から受託している子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし（すべて自己負担0円） ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	御宿町（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成25年8月診療分から受託している子ども医療について、 ＊自己負担を無料化 →「83123620」を廃止、「83122622」を新設 →現行の「83124628」の自己負担を300円→0円 ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」	・0番台、200番台・・・0円 ・400番台・・・300円→0円／日 ・300番台を廃止	・0番台、200番台・・・0円 ・400番台・・・300円→0円／回 ・300番台を廃止	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	館山市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	令和3年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「給付対象外」→「給付対象・現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円／日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円／回	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	鴨川市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成28年4月診療分から受託している子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし（すべて自己負担0円） （高校1年生から高校3年生までは給付対象外）	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	鋸南町（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし（すべて自己負担0円） ＊自己負担を無料化 →「83123695」を廃止、「83122697」を新設 →現行の「83124693」の自己負担を300円→0円 ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台、200番台・・・0円 ・400番台・・・300円→0円／日 ・300番台を廃止	・0番台、200番台・・・0円 ・400番台・・・300円→0円／回 ・300番台を廃止	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	木更津市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成24年12月診療分から受託している子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし （高校1年生から高校3年生までは給付対象外）	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円／日	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円／回	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	富津市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成24年12月診療分から受託している子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし （高校1年生から高校3年生までは給付対象外）	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円／日	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円／回	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	袖ヶ浦市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成24年12月診療分から受託している子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「給付対象外」→「給付対象・現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円／日	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台・・・200円／回	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	市原市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成28年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし （高校1年生から高校3年生までは給付対象外）	〔乳幼児〕 ・0番台、200番台及び400番台・・・0円 〔1歳以上〕 ・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円／日	〔乳幼児〕 ・0番台、200番台及び400番台・・・0円 〔1歳以上〕 ・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円／回	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	南房総市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	令和3年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「給付対象外」→「給付対象・現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円／日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円／回	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象医療機関等		受託開始年月
					入院	入院外				
千葉県	いすみ市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成27年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等		令和5年8月診療分
	香取市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	令和2年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台・・・300円/回	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等		令和5年8月診療分
	匝瑳市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成27年8月診療分から受託している子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし（すべて自己負担0円） ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等		令和5年8月診療分
	山武市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	令和元年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし（すべて自己負担0円） ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等		令和5年8月診療分
	横芝光町（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	平成24年12月診療分から受託している子ども医療について、 ＊月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし（すべて自己負担0円） →「83120865」を新設 ＊高校1年生から高校3年生まで「償還払い」→「現物給付」対象拡充	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	・0番台、200番台及び400番台・・・0円	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等		令和5年8月診療分
	浦安市	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	＊平成24年12月診療分から受託している子ども医療について、小学1年生以上の自己負担を無料化に伴い「83121079」の取扱いを終了。					令和5年7月診療分までの取扱い	
	我孫子市	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	＊令和2年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、小学生に係る所得制限を廃止したことに伴い「83121111」の取扱いを終了。					令和5年7月診療分までの取扱い	
	野田市	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	＊令和4年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、中学生の自己負担を無料化に伴い「83121137」の取扱いを終了。					令和5年7月診療分までの取扱い	
	神崎町	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	＊平成24年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担を無料化に伴い「83121287」の取扱いを終了。					令和5年7月診療分までの取扱い	
	御宿町	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	＊平成25年8月診療分から受託している子ども医療について、自己負担の無料化に伴い「83123620」の取扱いを終了。					令和5年7月診療分までの取扱い	
	鋸南町	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	＊平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担を無料化に伴い「83123695」の取扱いを終了。					令和5年7月診療分までの取扱い	
	成田市	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	＊平成24年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担を無料化に伴い「83122150」の取扱いを終了。					令和5年7月診療分までの取り扱い	
	木更津市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 ＊就学前まで自己負担を無料化 →「83122762」を新設	・200番台・・・0円	・200番台・・・0円	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等		令和5年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
千葉県	大多喜町 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	平成27年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 *月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし *高校生1年生から3年生の現物給付を開始（9月末まで償還払い）	・0番台、200番台及び 400番台・・・0円	・0番台、200番台及び 400番台・・・0円	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
	御宿町 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	令和5年8月診療分から受託している子ども医療について、 *月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし *高校生1年生から3年生の現物給付を開始（9月末まで償還払い）	・0番台、200番台及び 400番台・・・0円	・0番台、200番台及び 400番台・・・0円	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
	木更津市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	令和5年8月診療分から受託している子ども医療について、 *助成対象年齢及び現物給付の拡大（中学3年生⇒高校生3年生まで） *就学前までの自己負担を無料化 →「83.12.276.2」を新設	[0歳～就学前] ・0番台・・・0円 ・100番台・・・中止 ・200番台・・・0円 ・400番台・・・200円→0円 /日 [小学生～中学生→高校生] ・0番台・・・0円 ・100番台・・・200円/日 ・400番台・・・200円/日	[0歳～就学前] ・0番台・・・0円 ・100番台・・・中止 ・200番台・・・0円 ・400番台・・・200円→0円 /回 [小学生～中学生→高校生] ・0番台・・・0円 ・100番台・・・200円/回 ・400番台・・・200円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
	君津市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	平成24年12月診療分から受託している子ども医療について、 *月額上限を導入 →通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし *助成対象年齢及び現物給付の拡大（中学3年生⇒高校生3年生まで）	・0番台、200番台及び 400番台・・・0円	・0番台、200番台及び 400番台・・・0円	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
	富津市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	令和5年8月診療分から受託している子ども医療について、 *助成対象年齢及び現物給付の拡大（中学3年生⇒高校生3年生まで）	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台 ・・・200円/日	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台 ・・・200円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
	市原市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 *助成対象年齢及び現物給付の拡大（中学3年生⇒高校生3年生まで）	[乳幼児] ・0番台、200番台及び 400番台・・・0円 [1歳以上] ・0番台・・・0円 ・300番台及び400番 台・・・300円/日	[乳幼児] ・0番台、200番台及び 400番台・・・0円 [1歳以上] ・0番台・・・0円 ・300番台及び400番 台・・・300円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
	市川市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	*令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 現物給付の拡大（中学3年生まで ⇒ 高校生3年生まで） 入 院：高校3年生まで 入院外：高校3年生まで （所得制限なし） ・通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 11月診療分
	佐倉市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	*令和5年8月診療分から受託している子ども医療について、 助成対象及び現物給付の拡大（中学3年生まで ⇒ 高校生3年生まで） 入 院：高校3年生まで 入院外：高校3年生まで ・通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台 ・・・200円/日	・0番台・・・0円 ・100番台及び400番台 ・・・200円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 11月診療分
	八千代市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	*令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 助成対象及び現物給付の拡大（中学3年生まで ⇒ 高校生3年生まで） 入 院：高校3年生まで 入院外：高校3年生まで ・通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 11月診療分
	白井市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	83	*令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、 現物給付の拡大（中学3年生まで ⇒ 高校生3年生まで） 入 院：高校3年生まで 入院外：高校3年生まで （所得制限なし） ・通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/日	・0番台・・・0円 ・300番台及び400番台 ・・・300円/回	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和5年 11月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
千葉県	浦安市	ひとり親医療	85	令和3年11月診療分から受託しているひとり親医療について、実施機関番号「85.12.207.5」を新設（市町村民税所得割課税世帯を親と子で区分し、子（満18歳以下）の自己負担額を無料に変更） 18歳の対象期間は、満18歳の誕生日以降の最初の3月31日まで（ただし、4月1日生まれば、18歳に達する前日まで） ひとり親家庭の親とその児童、父母のいない児童とその養育者	0番台・・・0円 100番台・・・300円／日 200番台・・・0円	0番台・・・0円 100番台・・・300円／回 200番台・・・0円 *薬局は自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年4月診療分
	鴨川市	ひとり親医療	85	令和2年11月診療分から受託しているひとり親医療について、実施機関番号「85.12.266.1」を新設（市町村民税所得割課税世帯を親と子で区分し、子（満18歳以下）の自己負担額を無料に変更） 18歳の対象期間は、満18歳の誕生日以降の最初の3月31日まで（ただし、4月1日生まれば、18歳に達する前日まで） ひとり親家庭の親とその児童、父母のいない児童とその養育者	0番台・・・0円 100番台・・・300円／日 200番台・・・0円	0番台・・・0円 100番台・・・300円／回 200番台・・・0円 *薬局は自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年4月診療分
	横芝光町	ひとり親医療	85	令和2年11月診療分から受託しているひとり親医療について、実施機関番号「85.12.286.9」を新設（市町村民税所得割課税世帯を親と子で区分し、子（満18歳以下）の自己負担額を無料に変更） 18歳の対象期間は、満18歳の誕生日以降の最初の3月31日まで（ただし、4月1日生まれば、18歳に達する前日まで） ひとり親家庭の親とその児童、父母のいない児童とその養育者	0番台・・・0円 100番台・・・300円／日 200番台・・・0円	0番台・・・0円 100番台・・・300円／回 200番台・・・0円 *薬局は自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年4月診療分
	鴨川市（*）	子ども医療	83	* 令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳（高校生世代）までに拡大） 高校生世代（高校生のほか、就学者や学生でない者を含む。）の助成対象期間は、16歳になる年度の4月1日から満18歳の誕生日以降の最初の3月31日までの間にある者（ただし、4月1日生まれば、18歳に達する前日まで） 入院・入院外ともに18歳（高校生世代）まで ※通院6回目以降及び入院11日目以降自己負担なし（すべて自己負担0円）	0番台・・・0円 200番台・・・0円 400番台・・・0円	0番台・・・0円 200番台・・・0円 400番台・・・0円	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年4月診療分
	野田市（県の事業の上乗せ分）	子ども	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、実施機関番号（83125138）を新設し、対象年齢を拡大。 （15歳まで→18歳まで） *0歳から18歳に達する日以後最初に到来する3月31日まで（ただし4月1日生まれば、18歳に達する前日まで） *0番台は、0歳から18歳に達する日以後最初に到来する3月31日まで（ただし4月1日生まれば、18歳に達する前日まで）（令和6年8月診療分から拡大） *200番台、400番台は、0歳から15歳に達する日以後最初に到来する3月31日まで（ただし4月1日生まれば、15歳に達する前日まで） *500番台は、15歳から18歳に達する日以後最初に到来する3月31日まで（ただし4月1日生まれば、18歳に達する前日まで）（令和6年8月診療分から新設）	*0番台、200番台及び400番台・・・0円／日 *500番台・・・500円／日 *入院11日目以降自己負担なし	*0番台、200番台及び400番台・・・0円／回 *500番台・・・500円／回 *通院6回目以降自己負担なし *薬局は自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
	いすみ市（県の事業の上乗せ分）	子ども	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、400番台の自己負担額を変更。それに伴い実施機関番号（83122820）を復活及び実施機関番号（83123828）を取扱い終了（400番台 自己負担額 300円→0円） *0歳から18歳に達する日以後最初に到来する3月31日まで（ただし4月1日生まれば、18歳に達する前日まで） ・所得制限なし *200番台は実施機関番号復活（令和6年8月診療分から復活） *300番台は取扱い終了（令和6年7月31日取扱い終了） *400番台は自己負担額変更（令和6年8月診療分から変更）	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
	いすみ市（県の事業の上乗せ分）	子ども	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担額の変更（市町村独自基準に変更）に伴い、「83123828」の取扱いを終了。 *実施機関番号 83123828を削除				令和6年7月診療分までの取扱い	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
千葉県	いすみ市 (県の事業の上乗せ分)	ひとり親	85	令和3年4月診療分から受託しているひとり親医療について、実施機関番号(85122828)の新設(市町村民税所得割課税世帯を親と子とで区分し、子(高校生相当まで)の自己負担額を無料に変更) ひとり親家庭の親とその児童、父母のいない児童とその養育者 *「高校生相当」の対象期間は、18歳に達した日以後の最初の3月31日まで。ただし、4月1日生まれは、18歳に達する前日まで。 *0番台は、市町村民税所得割非課税世帯 *100番台は、市町村民税所得割課税世帯の親、高校生相当超の子 *200番台は、市町村民税所得割課税世帯の0歳から高校生相当までの子(令和6年8月診療分から新設)	・0番台、200番台・・・0円 ・100番台・・・300円/日	・0番台、200番台・・・0円 ・100番台・・・300円/回 *薬局は自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
	千葉市 (県の事業の上乗せ分)(*)	子ども	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢の拡大(中学3年生→高校生相当まで) *18歳に達した日以後の最初の3月31日まで。ただし、4月1日生まれは、18歳に達する前日まで。 *0番台は、市民税の所得割非課税者 *200番台は、第3子以降、児童手当特例給付の所得制限限度額未滿の者 *300番台は、児童手当特例給付の所得制限限度額未滿の者 *400番台は、児童手当特例給付の所得制限限度額超過の者 *800番台は、第3子以降、児童手当特例給付の所得制限限度額超過の者	・0番台、200番台及び800番台・・・0円/日 ・300番台、400番台・・・300円/日 *入院11日目以降自己負担なし	・0番台、200番台及び800番台・・・0円/回 ・300番台、400番台・・・300円/回 *通院6回目以降自己負担なし *薬局は自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
	千葉市 (県の事業の上乗せ分)	子ども	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、実施機関番号「83123018」及び「83124016」の事業内容と統合したため、実施機関番号「83125013」の取扱いを終了。 (実施機関番号「83123018」及び「83124016」の通院の対象年齢は0歳から小学3年生まで、実施機関番号「83125013」の通院の対象年齢は小学4年生から中学3年生までであったが、実施機関番号「83123018」及び「83124016」の対象年齢を0歳から高校生相当まで拡大)				令和6年7月診療分までの取扱い	
	浦安市 (県の事業の上乗せ分)(*)	子ども	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、現物給付の拡大(中学3年生→高校生相当まで) *18歳に達した日以後の最初の3月31日まで。ただし、4月1日生まれは、18歳に達する前日まで。	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
	東庄町 (県の事業の上乗せ分)(*)	子ども	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、現物給付の拡大(中学3年生→高校生相当まで) *18歳に達した日以後の最初の3月31日まで。ただし、4月1日生まれは、18歳に達する前日まで。	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
	東金市 (県の事業の上乗せ分)(*)	子ども	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、現物給付の拡大(中学3年生→高校生相当まで) *18歳に達した日以後の最初の3月31日まで。ただし、4月1日生まれは、18歳に達する前日まで。	・0番台・・・0円 ・300番台、400番台・・・300円/日 *入院11日目以降自己負担なし	・0番台・・・0円 ・300番台、400番台・・・300円/回 *通院6回目以降自己負担なし *薬局は自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
	九十九里町 (県の事業の上乗せ分)(*)	子ども	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、現物給付の拡大(中学3年生→高校生相当まで) *18歳に達した日以後の最初の3月31日まで。ただし、4月1日生まれは、18歳に達する前日まで	・0番台・・・0円 ・300番台、400番台・・・300円/日 *入院11日目以降自己負担なし	・0番台・・・0円 ・300番台、400番台・・・300円/回 *通院6回目以降自己負担なし *薬局は自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
千葉県	長南町 (県の事業の上乗せ分) (*)	子ども	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、現物給付の拡大 (中学3年生→高校生相当まで) *18歳に達した日以後の最初の3月31日まで。ただし、4月1日生まれは、18歳に達する前日まで。	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
	富里市 (県の事業の上乗せ分) (*)	子ども	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、現物給付の拡大 (中学3年生→高校生相当まで) *18歳に達した日以後の最初の3月31日まで。ただし、4月1日生まれは、18歳に達する前日まで。	・0番台・・・0円 ・300番台、400番台・・・300円/日 *入院11日目以降自己負担なし	・0番台・・・0円 ・300番台、400番台・・・300円/回 *通院6回目以降自己負担なし *薬局は自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
	茂原市 (県の事業の上乗せ分) (*)	子ども	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、現物給付の拡大 (中学3年生→高校生相当まで) *18歳に達した日以後の最初の3月31日まで。ただし、4月1日生まれは、18歳に達する前日まで。	・0番台・・・0円 ・300番台、400番台・・・300円/日 *入院11日目以降自己負担なし	・0番台・・・0円 ・300番台、400番台・・・300円/回 *通院6回目以降自己負担なし *薬局は自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
	一宮町 (県の事業の上乗せ分) (*)	子ども	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、現物給付の拡大 (中学3年生→高校生相当まで) *18歳に達した日以後の最初の3月31日まで。ただし、4月1日生まれは、18歳に達する前日まで。	・0番台・・・0円 ・300番台、400番台・・・300円/日 *入院11日目以降自己負担なし	・0番台・・・0円 ・300番台、400番台・・・300円/回 *通院6回目以降自己負担なし *薬局は自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
	睦沢町 (県の事業の上乗せ分) (*)	子ども	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、現物給付の拡大 (中学3年生→高校生相当まで) *18歳に達した日以後の最初の3月31日まで。ただし、4月1日生まれは、18歳に達する前日まで。	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
	長生村 (県の事業の上乗せ分) (*)	子ども	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、現物給付の拡大 (中学3年生→高校生相当まで) *18歳に達した日以後の最初の3月31日まで。ただし、4月1日生まれは、18歳に達する前日まで。	・0番台・・・0円 ・300番台、400番台・・・300円/日 *入院11日目以降自己負担なし	・0番台・・・0円 ・300番台、400番台・・・300円/回 *通院6回目以降自己負担なし *薬局は自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
	芝山町 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢の拡大 (400番台 中学3年生→高校生相当まで) *0番台、100番台は0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで。(ただし、4月1日生まれは、15歳に達する前日まで) *400番台は、0歳から18歳に達した日以後の最初の3月31日まで。(ただし、4月1日生まれは、18歳に達する前日まで) *0番台、100番台の中学生が高校生相当年齢に達したら、400番台に全員移行。	・0番台・・・0円 ・100番台・・・200円/日 400番台の中学生相当年齢まで・・・200円/日 400番台の高校生相当年齢・・・300円/日 ・入院11日目以降自己負担なし	・0番台・・・0円 ・100番台・・・200円/回 400番台の中学生相当年齢まで・・・200円/回 400番台の高校生相当年齢・・・300円/回 ・薬局は自己負担なし ・通院6回目以降自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年 10月診療分
	山武市	ひとり親	85	令和2年11月診療分から受託しているひとり親医療について、実施機関番号「85122851」を新設 (市町村民税所得割課税世帯を親と子で区分し、子(高校生相当まで)の自己負担額を無料に変更) ひとり親家庭の親とその児童、父母のいない児童とその養育者 *「高校生相当」の対象期間は、18歳に達した日以後の最初の3月31日まで。ただし、4月1日生まれは、18歳に達する前日まで。 *0番台は、市町村民税所得割非課税世帯 *100番台は、市町村民税所得割課税世帯の親 *200番台は、市町村民税所得割課税世帯の0歳から高校生相当までの子(令和6年11月診療分から新設)	0番台・・・0円 100番台・・・300円/日 200番台・・・0円	0番台・・・0円 100番台・・・300円/回 200番台・・・0円 *薬局は自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年 11月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別		自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
千葉県	酒々井町（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	83	令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、現物給付の拡大（中学3年生→高校生相当まで） ＊18歳に達した日以後の最初の3月31日まで。ただし4月1日生まれは、18歳に達する前日まで	・0番台…0円 ・100番台、400番台…200円/日 入院11日目以降は自己負担なし	・0番台…0円 ・100番台、400番台…200円/回 通院6回目以降自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関	令和7年1月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月	
					入院	入院外				
東京都	東京都	特定疾患 (特定疾患治療研究事業に準ずるもの)	51	*国が行う特定疾患治療研究事業の制度を拡大(対象疾病の拡大)	所得に応じて負担上限を設定 ただし、重症認定者等は自己負担なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	平成12年 3月診療分	
			82	人工透析を必要とする腎不全	高額所得者は1万円(その他はなし)		対象外	都内の医療機関等		
	東京都	小児慢性疾患	82	*国が行う小児慢性特定疾患治療研究事業の制度を拡大(年齢の拡大(20歳まで延長)) 内分泌疾患(下垂体小人症を除く)、糖尿病、先天性代謝異常(軟骨異栄養症除く)、神経・筋疾患	なし		対象外	都内の医療機関等		
	東京都	大気汚染関連疾病医療	82	対象疾病(慢性気管支炎、気管支喘息、喘息性気管支炎、肺気腫)にかかっている18歳未満の者で、東京都内に引き続き1年以上(3歳未満の者は6ヵ月以上)住所を有する者 慢性気管支炎、気管支喘息、喘息性気管支炎、肺気腫						
	東京都	被爆者の子に対する医療	82	被爆者の実子で、次の障害を伴う疾病にかかり、6ヵ月以上の医療を必要とする者への助成 (造血機能障害、肝臓機能障害、細胞増殖機能障害、内分泌腺機能障害、脳血管障害、循環機能障害、腎臓機能障害、水晶体混濁による眼機能障害、呼吸器機能障害、運動器機能障害、潰瘍を伴う消化機能障害)						
	東京都	小児精神病医療	82	満18歳未満の者で、精神障害で入院を要する疾病及び精神障害に付随する軽易な傷病等に該当する者 (20歳未満まで延長可能)						
	東京都	東京都	B型・C型ウイルス肝炎入院医療費	85	B型又はC型ウイルス肝炎に罹患し、都内に住所を有している期間が引き続き1年以上であって、入院治療を受ける者への助成 *B型・C型ウイルス肝炎入院医療費助成制度は、平成19年9月30日までとする。ただし、経過措置として、平成19年9月30日現在の 認定患者の方は、更新申請に基づき、平成22年9月30日まで医療費助成を行う。	1医療機関毎に、44,400円/月 ※ 非課税世帯は自己負担なし		対象外	都内の医療機関等	平成14年 11月診療分
	東京都	C型ウイルス肝炎インターフェロン治療(※1)	86	*上記のB型・C型ウイルス肝炎入院医療費(法別85)を廃止し、新たに創設 ・都内に1年以上住所を有する者で、C型肝炎のインターフェロン治療を要する者	1医療機関毎に、入院・入院外別に月35,400円まで (ただし、保険薬局での自己負担なし) *非課税世帯は自己負担なし		対象外	都内の医療機関等	平成19年 10月診療分	
	東京都	精神通院医療	93	精神疾患を理由として通院による精神医療を継続的に要する者	なし		食事標準負担額を助成	都内の医療機関等	平成12年 10月診療分	
	東京都	結核一般医療	93	肺結核、肺外結核						
		都内 各区市町村	大気汚染関連 疾病医療	82	【対象疾病】 気管支ぜん息及びその続発症(18歳未満の者は、気管支ぜん息の他に、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気しゅ及びそれらの続発症) 【医療費助成の対象者】 次の要件を全て満たす者が助成対象者となります。 ①現に対象疾病にかかっている者(慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気しゅ及びそれらの続発症については18歳未満の者に限る) ②東京都内に引き続き1年(3歳未満は6ヵ月)以上住所を有する者 ③医療保険に加入している者 ④喫煙していない者	なし		対象外	都内の医療機関等	平成20年 8月診療分
※1 東京都については、現在受託しているB型・C型ウイルス肝炎入院医療費助成制度「管掌85」を廃止し、新たにC型ウイルス肝炎インターフェロン治療医療費助成制度を創設したこと。										
現行のB型・C型ウイルス肝炎入院医療費助成制度は、平成19年9月30日までとする。ただし、経過措置として、平成19年9月30日現在の認定患者の方は、更新申請に基づき、平成22年9月30日まで医療費助成を行う。										

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
東京都	東京都	心身障害者	80	1. 身体障害者手帳1、2級(内部障害者＝心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害については3級を含む) 2. 愛の手帳1度・2度に該当する所得制限基準額以下の者 (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外)	○住民税課税者 入 院:1割 (負担上限44,400円) 入院外:1割 (負担上限12,000円) ○住民税非課税者 自己負担なし		対象外	都内の医療機関等	平成21年 4月診療分 (※4)
	都内 各区市町村	ひとり親家庭等	81	1. ひとり親家庭等の母又は父(父又は母が障害の状態にある場合を含む) 2. 両親がいない児童などを養育している養育者 3. ひとり親家庭等の児童又は養育者に養育されている児童で18歳に達した年度の末日(障害がある場合は、20歳未満)までの者 (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外)	○住民税課税者 入 院:1割 (負担上限44,400円) 入院外:1割 (負担上限12,000円) ○住民税非課税者 自己負担なし				
		乳幼児	88	義務教育就学前までの乳幼児 (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外) 法別88、実施機関番号200・800番台	なし				
		義務教育 就学児	88	小学校一年生から中学校三年生までの、義務教育就学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の年度末までの者) (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外) 法別88、実施機関番号100・300・400・500番台	○実施機関番号100・400番台 自己負担2割				
					○実施機関番号300・500番台 自己負担なし				
		精密健康診査 (妊産婦・乳幼児)	87	次の健康診査において、診断確定のための精密健康診査を行う必要があると判断された者 ・妊婦・・・医療機関での健康診査 ・乳児・・・区市町村において実施する集団健康診査又は医療機関での健康診査。 東京都において実施する先天性代謝異常等検査 ・1歳6か月児・・・区市町村において実施する1歳6か月児健康診査 ・3歳児・・・区市町村において実施する3歳児健康診査	なし		対象外	都内の委託契約を締結した専門医療機関	
	特別区及び八王子市	妊娠高血圧症候群等医療	87	妊娠により入院を必要とする次の疾病及びその続発症にかかっている者で、認定基準を満たし、医療機関に入院して治療を受ける必要のある者。 1. 前年の所得税額が30,000円以下の世帯に属する者 2. 1以外で入院見込み期間が26日以上のある者 【対象疾病】 ・妊娠高血圧症候群及びその関連疾患 ・糖尿病 ・貧血 ・産科出血 ・心疾患	なし		対象外	都内の医療機関等	
	東京都 (特別区及び八王子市を除く市町村)	妊娠高血圧症候群等医療	87	・妊娠高血圧症候群及びその関連疾患 ・糖尿病 ・貧血 ・産科出血 ・心疾患	なし		対象外	都内の医療機関等	
	29市町村 (※2)	義務教育 就学児	88	*平成21年4月診療分から受託している事業について自己負担額の変更 (入院・入院外:医療費の2割→入院:自己負担なし、入院外:1回につき200円) 小学校一年生から中学校三年生までの、義務教育就学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の年度末までの者) (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外) 法別88、実施機関番号100・400番台	○実施機関番号100・400番台 入 院:自己負担なし 入院外:1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の医療機関等	平成21年 10月診療分
	12市町村 (※3)		88	*平成21年10月診療分からの自己負担額の変更に伴い、補助金算定上区別するため、新たに実施機関番号を設定 対象者は都の事業と同じ 法別88、実施機関番号700番台	自己負担なし				
	武蔵野市 府中市 (*)		88	*平成21年4月診療分から受託している事業について対象者の拡大 都の事業の所得制限による対象外の者について助成 法別88、実施機関番号500番台	自己負担なし				
	西東京市 福生市 (*)		88	*平成21年4月診療分から受託している事業について対象者の拡大 都の事業の所得制限による対象外の者について助成 法別88、実施機関番号400番台	入 院:自己負担なし 入院外:1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)				
※2 東京都内39市町村(ただし、武蔵野市・府中市・日の出町・檜原村・奥多摩町・利島村・新島村・三宅村・御蔵島村・八丈町を除く)									
※3 武蔵野市・府中市・日の出町・檜原村・奥多摩町・大島町・利島村・新島村・神津島村・三宅村・御蔵島村・八丈町									
※4 東京都の医療費等助成事業においては、平成21年5月提出分(4月診療分)から月遅れ分を含めての取扱い。									

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月	
					入院	入院外				
東京都	千代田区	高校生等	88	*平成21年4月診療分から受託している乳幼児医療費助成事業及び義務教育就学児医療費助成事業について、対象年齢を拡大し、新たに実施機関番号を設定 (中学3年生まで→18歳までに拡大) 15歳に達した日以降の最初の4月1日から18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者 法別88、実施機関番号(600番台)新規設定	なし		対象外	区内の 医療機関等	平成24年 10月診療分	
	大島町	義務教育 就学児	88	*平成21年4月診療分から受託している乳幼児医療費助成事業及び義務教育就学児医療費助成事業について、対象者を拡大し、新たに実施機関番号を設定 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 小学校一年生から中学校三年生までの、義務教育就学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の年度末までの者) (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外) 法別88、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の 医療機関等		
	東京都	難病 (経過措置)	83	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成の法制度に移行しない法別51の都単独疾患 (経過措置)	所得に応じて負担上限を設定 (1,000円～20,000円)		食事標準 負担額の 1/2を助成	都内の 医療機関等	平成27年 1月診療分	
		難病 (本則)	83	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成の法制度に移行しない法別51の都単独疾患 (本則)	所得に応じて負担上限を設定 (1,000円～30,000円)		対象外			
		人工透析	82	現行制度上、公費51と人工透析を合併した者のうち、特定疾病療養受療証を有し、人工透析を必要とする腎不全に該当している既認定者。 (全額助成により上位所得者の自己負担分10,000円も助成)	自己負担なし		対象外			
	東京都 (*)	特定疾患 (特定疾患治療研究事業に準ずるもの)	51	*難病の患者に対する医療等に関する法律の制定に伴い、特定疾患(国が行う特定疾患治療研究事業の制度拡大分)については、平成26年12月診療分までの取扱い。					平成26年12月診療分までの取扱い	
	国立市	義務教育 就学児	88	*平成21年4月診療分から受託している義務教育就学児医療費助成事業について、対象者を拡大し、新たに実施機関番号を設定 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 小学校一年生から小学校三年生までの義務教育就学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から9歳に達する日以後の年度末までの者) (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外) 法別88、実施機関番号400番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円 (ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	平成27年 10月診療分	
	神津島村	義務教育 就学児	88	*平成21年4月診療分から受託している義務教育就学児医療費助成事業について、対象者を拡大し、新たに実施機関番号を設定 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 小学校一年生から中学校三年生までの義務教育就学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の年度末までの者) (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外) 法別88、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	平成28年 4月診療分	
	八王子市	義務教育 就学児	88	*平成21年4月診療分から受託している義務教育就学児医療費助成事業について、対象者を拡大し、新たに実施機関番号を設定 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 小学校一年生から中学校三年生までの義務教育就学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の年度末までの者) (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外) 法別88、実施機関番号400番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	平成28年 7月診療分	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
東京都	調布市 国分寺市	義務教育 就学児	88	*平成21年4月診療分から受託している義務教育就学児医療費助成事業について、対象者を拡大し、新たに実施機関番号を設定 (都の事業の所得制限による対象外の者を助成) 小学校一年生から小学校三年生までの義務教育就学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から9歳に達する日以後の年度末までの者) (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外) 法別88、実施機関番号400番台	入院: 自己負担なし 入院外: 1回につき200円 (ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	平成29年 10月診療分
	調布市 日野市	義務教育 就学児	88	*平成21年4月診療分から受託している義務教育就学児医療費助成事業について新たに実施機関番号を設定 法別88、実施機関番号700番台	自己負担なし		対象外	都内の 医療機関等	
	都内 各区市町村	大気汚染関連 疾病医療	82	18歳以上(生年月日が平成9年4月1日以前)の者 ア 都内に引き続き住所を有する者 イ 気管支ぜん息及びその続発症にかかっている者 ウ 医療保険各法により医療に関する給付を受けている者 エ 喫煙していない者	月6,000円限度		対象外	都内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
	国立市 (*)	義務教育 就学児	88	*平成27年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、対象年齢を拡大 (小学校三年生まで→小学校六年生までに拡大) 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 小学校一年生から小学校六年生までの義務教育就学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から12歳に達する日以後の年度末までの者) (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外) 法別88、実施機関番号400番台	入院: 自己負担なし 入院外: 1回につき200円 (ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	平成30年 10月診療分
	東京都 (*)	心身障害者	80	*平成21年4月診療分から受託している心身障害者医療について、負担上限を変更 (入院: 44,400円→57,600円(多数回該当 44,400円) 入院外: 12,000円→14,000円) 1.身体障害者手帳1、2級(内部障害者＝心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害については3級を含む) 2.愛の手帳1度・2度に該当する所得制限基準額以下の者 (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外)	○住民税課税者 入院: 1割 負担上限57,600円(多数回該当 44,400円) 入院外: 1割 負担上限14,000円 ○住民税非課税者 自己負担なし		対象外	都内の 医療機関等	平成30年 8月診療分
	都内 各区市町村 (*)	ひとり親 家庭等	81	*平成21年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、負担上限を変更 (入院: 44,400円→57,600円(多数回該当 44,400円) 入院外: 12,000円→14,000円) 1.ひとり親家庭等の母又は父(父又は母が障害の状態にある場合を含む) 2.両親がいない児童などを養育している養育者 3.ひとり親家庭等の児童又は養育者に養育されている児童で18歳に達した年度の末日(障害がある場合は、20歳未満)までの者 (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外)	○住民税課税者 入院: 1割 負担上限57,600円(多数回該当 44,400円) 入院外: 1割 負担上限14,000円 ○住民税非課税者 自己負担なし		対象外	都内の 医療機関等	
	多摩市 (*)	義務教育 就学児	88	*平成21年4月診療分から受託している義務教育就学児医療費助成事業について、対象者を拡大し、新たに実施機関番号を設定 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 小学校一年生から中学校三年生までの義務教育就学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外) 法別88、実施機関番号400番台	入院: 自己負担なし 入院外: 1回につき200円 (ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	平成31年 4月診療分
	東京都 (*)	心身障害者	80	平成30年8月診療分から助成内容を変更した心身障害者医療について、負担上限を変更 (入院外: 14,000円→18,000円) 1.身体障害者手帳1、2級(内部障害者＝心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害については3級を含む) 2.愛の手帳1度・2度に該当する所得制限基準額以下の者 (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外) 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者	○住民税課税者 入院: 1割 負担上限57,600円(多数回該当 44,400円) 入院外: 1割 負担上限18,000円 ○住民税非課税者 自己負担なし		対象外	都内の 医療機関等	令和元年 8月診療分
	都内 各区市町村 (*)	ひとり親 家庭等	81	平成30年8月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、負担上限を変更 (入院外: 14,000円→18,000円) 1.ひとり親家庭等の母又は父(父又は母が障害の状態にある場合を含む) 2.両親がいない児童などを養育している養育者 3.ひとり親家庭等の児童又は養育者に養育されている児童で18歳に達した年度の末日(障害がある場合は、20歳未満)までの者 (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外)	○住民税課税者 入院: 1割 負担上限57,600円(多数回該当 44,400円) 入院外: 1割 負担上限18,000円 ○住民税非課税者 自己負担なし		対象外	都内の 医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
東京都	三鷹市	義務教育就学児	88	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、対象者を拡大し、新たに実施機関番号を設定 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 (所得制限あり→所得制限なし) 小学校一年生から小学校六年生までの義務教育就学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外) 法別88、実施機関番号400番台	入院: 自己負担なし 入院外: 1回につき200円 (ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の医療機関等	令和元年 10月診療分
	小金井市	義務教育就学児	88	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、対象者を拡大し、新たに実施機関番号を設定 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 (所得制限あり→所得制限なし) 小学校一年生から小学校三年生までの義務教育就学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外) 法別88、実施機関番号400番台	入院: 自己負担なし 入院外: 1回につき200円 (ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の医療機関等	
	三宅村	義務教育就学児	88	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、対象者を拡大し、新たに実施機関番号を設定 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 (所得制限あり→所得制限なし) 小学校一年生から中学校三年生までの義務教育就学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外) 法別88、実施機関番号500番台	自己負担なし		対象外	都内の医療機関等	
	調布市	義務教育就学児	88	*平成29年10月診療分から助成内容を変更している義務教育就学児医療費助成事業について、対象年齢を拡大 (小学校三年生まで→小学校六年生までに拡大) *都の事業の所得制限による対象外の者を助成 小学校一年生から小学校六年生までの義務教育就学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外) 法別88、実施機関番号400番台	入院: 自己負担なし 入院外: 1回につき200円 (ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の医療機関等	
	狛江市	義務教育就学児	88	※平成21年10月診療分から助成内容を変更している義務教育就学児医療費助成事業について、対象者を拡大し、新たに実施機関番号を設定 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 小学校一年生から小学校二年生までの義務教育就学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から8歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外) 法別88、実施機関番号400番台	入院: 自己負担なし 入院外: 1回につき200円 (ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の医療機関等	令和2年 10月診療分
	瑞穂町	義務教育就学児	88	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、対象者を拡大し、新たに実施機関番号を設定 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 (所得制限あり→所得制限なし) 小学校一年生から中学校三年生までの義務教育就学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外) 法別88、実施機関番号400番台	入院: 自己負担なし 入院外: 1回につき200円 (ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の医療機関等	令和2年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
東京都	町田市	義務教育就学児	88	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、対象者を拡大し、新たに実施機関番号を設定 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 (所得制限あり→所得制限なし) 小学校一年生から中学校三年生までの義務教育就学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外) 法別88、実施機関番号400番台	入院: 自己負担なし 入院外: 1回につき200円 (ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の医療機関等	令和3年 4月診療分
	小笠原村	義務教育就学児	88	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、対象者を拡大し、新たに実施機関番号を設定 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 小学校1年生から中学校3年生までの義務教育就学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外) 法別88、実施機関番号400番台	入院: 自己負担なし 入院外: 1回につき200円 (ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の医療機関等	令和3年 10月診療分
	小笠原村 (*)	乳幼児	88	*平成21年4月診療分から受託している事業について対象者を拡大 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 (所得制限あり→所得制限なし) 義務教育就学前までの乳幼児 (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外) 法別88、実施機関番号200番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和3年 10月診療分
	小金井市 (*)	義務教育就学児	88	*令和元年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、対象年齢を拡大 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 (小学3年生まで→小学6年生まで) 小学1年生から小学6年生までの義務教育就学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外) 法別88、実施機関番号400番台	入院: 自己負担なし 入院外: 1回につき200円 (ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の医療機関等	令和3年 10月診療分
	武蔵野市	高校生等	88	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、対象者を拡大し、新たに実施機関番号を設定 市内に住民登録がある高校生等 (15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者) (ただし、生活保護法による保護を受けている子ども、児童福祉施設等に入所している子ども及び児童福祉法に規定する里親に委託されている子どもは対象外) 法別88、実施機関番号600番台	なし		対象外	市内の医療機関等	令和4年 4月診療分
	青梅市	義務教育就学児	88	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、所得制限を撤廃し、新たに実施機関番号を設定 小学校一年生から中学校三年生までの義務教育就学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者) (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外) 法別88、実施機関番号500・700番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和4年 10月診療分
	八丈町	義務教育就学児	88	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、所得制限を撤廃し、新たに実施機関番号を設定 小学校一年生から中学校三年生までの義務教育就学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者) (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外) 法別88、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和4年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
東京都	国分寺市 (＊)	義務教育就学児	88	*平成29年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、対象年齢を拡大(小学一年生～小学三年生→小学一年生～中学三年生に拡大) 小学校一年生から中学校三年生までの義務教育就学期にある児童(6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) 法別88、実施機関番号400番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円 (ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の医療機関等	令和4年 10月診療分
	狛江市 (＊)	義務教育就学児	88	*令和2年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、対象年齢を拡大(小学一年生～小学二年生→小学一年生～小学六年生に拡大) 小学校一年生から小学校六年生までの義務教育就学期にある児童(6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) 法別88、実施機関番号400番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円 (ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の医療機関等	令和4年 10月診療分
	三鷹市 (＊)	義務教育就学児	88	*令和元年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、対象年齢を拡大(小学一年生～小学六年生→小学一年生～中学三年生に拡大) 小学校一年生から中学校三年生までの義務教育就学期にある児童(6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) 法別88、実施機関番号400番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円 (ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の医療機関等	令和4年 10月診療分
	八丈町 (＊)	乳幼児	88	*平成21年4月診療分から受託している事業について対象者を拡大 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 (所得制限あり→所得制限なし) 法別88、実施機関番号200番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和4年 10月診療分
	あきる野市	義務教育就学児	88	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、所得制限及び通院時にかかる一部負担金(200円)を撤廃し、新たに実施機関番号を設定 小学校一年生から中学校三年生までの義務教育就学期にある児童 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 (6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者) (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外) 法別88、実施機関番号500番台、700番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年 4月診療分
	小平市	義務教育就学児	88	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、所得制限を撤廃し、新たに実施機関番号を設定 小学校一年生から小学校三年生までの義務教育就学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者) (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外) 法別88、実施機関番号400番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円 (ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の医療機関等	令和5年 4月診療分
	昭島市	義務教育就学児	88	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、所得制限を撤廃し、新たに実施機関番号を設定 小学校一年生から中学校三年生までの義務教育就学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者) (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外) 法別88、実施機関番号400番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円 (ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の医療機関等	令和5年 4月診療分
	調布市 (＊)	義務教育就学児	88	*令和元年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業の所得制限外部分について、所得制限及び通院時にかかる一部負担金(200円)を撤廃、対象年齢を拡大し、新たに実施機関番号を設定 小学校一年生から中学校三年生までの義務教育就学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者) (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外) 法別88、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
東京都	千代田区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	中央区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	港区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	新宿区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	文京区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	台東区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	墨田区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	江東区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	品川区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
東京都	目黒区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	大田区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	世田谷区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	渋谷区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	中野区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	杉並区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	豊島区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	北区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	荒川区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
東京都	板橋区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
	練馬区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
	足立区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
	葛飾区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
	江戸川区	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
	八王子市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号100番台	入院: 自己負担なし 入院外: 1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
	立川市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号100番台	入院: 自己負担なし 入院外: 1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
	武蔵野市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台、700番台	なし		対象外	都内の 医療機関等	令和5年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
東京都	三鷹市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号100番台、400番台	入院: 自己負担なし 入院外: 1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	青梅市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号100番台	入院: 自己負担なし 入院外: 1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	府中市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台、700番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	昭島市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号100番台、400番台	入院: 自己負担なし 入院外: 1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	調布市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台、700番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	町田市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号100番台	入院: 自己負担なし 入院外: 1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	小金井市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号100番台	入院: 自己負担なし 入院外: 1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	小平市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号100番台	入院: 自己負担なし 入院外: 1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	日野市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号100番台	入院: 自己負担なし 入院外: 1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
東京都	東村山市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号100番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	国分寺市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号100番台、400番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	国立市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号100番台、400番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	福生市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号100番台、400番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	狛江市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号100番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	東大和市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号100番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	清瀬市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号100番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	東久留米市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号100番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	武蔵村山市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号100番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
東京都	多摩市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号100番台、400番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	稲城市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号100番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	羽村市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号100番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	あきる野市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台、700番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	西東京市	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号100番台、400番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	瑞穂町	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号100番台、400番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	日の出町	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台、700番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	大島町	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台、700番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	利島村	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台、700番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
東京都	新島村	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台、700番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	神津島村	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台、700番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	三宅村	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台、700番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	御蔵島村	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台、700番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	八丈町	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号500番台、700番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	青ヶ島村	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号100番台	入院: 自己負担なし 入院外: 1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	小笠原村	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号100番台、400番台	入院: 自己負担なし 入院外: 1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	国立市(＊)	義務教育就学児	88	*平成30年10月から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、対象年齢を拡大 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 小学校一年生から中学校三年生までの義務教育学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者) (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外) 法別88、実施機関番号400番台	入院: 自己負担なし 入院外: 1回につき200円 (ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分
	調布市(＊)	義務教育就学児	88	*令和元年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業の所得制限内部分について、所得制限及び通院時にかかる一部負担金(200円)を撤廃し、対象年齢を拡大 都の事業の所得制限による対象外の者を助成 小学校一年生から中学校三年生までの義務教育学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者) (ただし、生活保護法による保護を受けている者は、対象外) 法別88、実施機関番号700番台	入 院: 自己負担なし 入院外: 1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く) →自己負担なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月	
					入院	入院外				
東京都	千代田区	高校生等	88	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した高校生等医療費助成事業について、実施機関番号「89.13.501.6」の新設に伴い、実施機関番号「88.13.601.5」の取り扱いは令和5年3月31日まで				令和5年3月診療分までの取扱い		
	武蔵野市	高校生等	88	*令和4年4月診療分から助成内容を変更した高校生等医療費助成事業について、実施機関番号「89.13.526.3」「89.13.726.9」の新設に伴い、実施機関番号「88.13.626.2」の取り扱いは令和5年3月31日まで				令和5年3月診療分までの取扱い		
	立川市	義務教育就学児	88	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した事業について、実施機関番号「88.13.125.5」の取り扱いは令和5年9月30日まで				令和5年9月診療分までの取扱い		
	立川市	高校生等	89	*令和5年4月診療分から実施している事業について、実施機関番号「89.13.125.4」の取り扱いは令和5年9月30日まで				令和5年9月診療分までの取扱い		
	三鷹市	義務教育就学児	88	*令和4年10月診療分から助成内容を変更した事業について、実施機関番号「88.13.127.1」、「88.13.427.5」の取り扱いは令和5年9月30日まで				令和5年9月診療分までの取扱い		
	三鷹市	高校生等	89	*令和5年4月診療分から実施している事業について、実施機関番号「89.13.127.0」、「89.13.427.4」の取り扱いは令和5年9月30日まで				令和5年9月診療分までの取扱い		
	日野市	高校生等	89	*令和5年4月診療分から実施している事業について、実施機関番号「89.13.135.3」の取り扱いは令和5年9月30日まで				令和5年9月診療分までの取扱い		
	瑞穂町	義務教育就学児	88	*令和2年10月診療分から助成内容を変更した事業について、実施機関番号「88.13.151.1」、「88.13.451.5」の取り扱いは令和5年9月30日まで				令和5年9月診療分までの取扱い		
	日野市	義務教育就学児	88	*平成29年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、 ・所得制限を撤廃し実施機関番号を新たに設定 小学校1年生から中学校3年生までの、義務教育就学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。 ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 実施機関番号:500番台		なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年10月診療分
		高校生等	89	*令和5年4月診療分から受託している高校生等医療費助成事業について、 ・所得制限及び通院時に係る一部負担金(200円)を撤廃し、実施機関番号を新たに設定 高校生等(15歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 実施機関番号:500番台・700番台		なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年10月診療分
瑞穂町	義務教育就学児	88	*令和2年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、 ・通院時に係る一部負担金(200円)を撤廃し、実施機関番号を新たに設定 小学校1年生から中学校3年生までの、義務教育就学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。 ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 実施機関番号:500番台・700番台		なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年10月診療分	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
東京都	三鷹市	義務教育就学児	88	*令和4年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、 ・所得制限の撤廃及び自己負担額の変更を行い、この都の基準を超えた部分に係る実施機関番号を新たに設定 小学校1年生から中学校3年生までの、義務教育就学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者を除く。) 実施機関番号:500番台・700番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年10月診療分
		高校生等	89	*令和5年4月診療分から受託している高校生等医療費助成事業について、 ・所得制限の撤廃及び自己負担額の変更を行い、この都の基準を超えた部分に係る実施機関番号を新たに設定 高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者を除く。) 実施機関番号:500番台・700番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年10月診療分
	立川市	義務教育就学児	88	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、 ・所得制限の撤廃及び自己負担額の変更を行い、この都の基準を超えた部分に係る実施機関番号を新たに設定 小学校1年生から中学校3年生までの、義務教育就学期にある児童 (6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者を除く。) 実施機関番号:500番台・700番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年10月診療分
		高校生等	89	*令和5年4月診療分から受託している高校生等医療費助成事業について、 ・所得制限の撤廃及び自己負担額の変更を行い、この都の基準を超えた部分に係る実施機関番号を新たに設定 高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者を除く。) 実施機関番号:500番台・700番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年10月診療分
	武蔵村山市	義務教育就学児	88	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、 ・所得制限の撤廃を行い、この都の基準を超えた部分に係る実施機関番号を新たに設定 (6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者。ただし、生活保護法による保護を受けている者及び施設等に入所している者を除く。) 実施機関番号:400番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の医療機関等	令和5年10月診療分
	檜原村	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者を除く。) 法別89、実施機関番号500番台、700番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年10月診療分
	奥多摩町	高校生等	89	都内区市町村に住民登録がある高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者を除く。) 法別89、実施機関番号500番台、700番台	なし		対象外	都内の医療機関等	令和5年10月診療分
	小金井市(*)	高校生等	89	*令和5年4月診療分から受託している高校生等医療費助成事業について、対象を拡大(所得制限なし)。 法別89、実施機関番号400番台	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の医療機関等	令和5年10月診療分
	小金井市(*)	義務教育就学児	88	*令和3年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、対象年齢を拡大 ・都の事業の所得制限を超えた部分(所得制限による対象外の者を助成) 小学校1年生から中学校3年生までの義務教育就学児(小学校6年生まで→中学校3年生まで) (6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者。ただし、生活保護法による保護を受けている者及び施設等に入所している者を除く。) 実施機関番号 400番台(番号変更なし)	入院:自己負担なし 入院外:1回につき200円 (ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の医療機関等	令和5年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
東京都	八王子市	高校生等	89	令和5年4月診療分から受託している高校生等医療費助成事業について、所得制限を撤廃し、東京都の基準を超えた部分に係る実施機関番号を新たに設定 高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者。ただし、生活保護法による保護を受けている者及び施設等に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号400番台	入院: 自己負担なし 入院外: 1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の医療機関等	令和6年4月診療分
	東村山市	義務教育就学児	88	平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、所得制限を撤廃し、東京都の基準を超えた部分に係る実施機関番号を新たに設定 義務教育就学期にある児童(6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者。ただし、生活保護法による保護を受けている者及び施設等に入所している者等を除く。) 法別88、実施機関番号400番台	入院: 自己負担なし 入院外: 1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の医療機関等	令和6年4月診療分
	稲城市	義務教育就学児	88	平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、所得制限を撤廃し、東京都の基準を超えた部分に係る実施機関番号を新たに設定 義務教育就学期にある児童(6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者。ただし、生活保護法による保護を受けている者及び施設等に入所している者等を除く。) 法別88、実施機関番号400番台	入院: 自己負担なし 入院外: 1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の医療機関等	令和6年4月診療分
	稲城市	高校生等	89	令和5年4月診療分から受託している高校生等医療費助成事業について、所得制限を撤廃し、東京都の基準を超えた部分に係る実施機関番号を新たに設定 高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者。ただし、生活保護法による保護を受けている者及び施設等に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号400番台	入院: 自己負担なし 入院外: 1回につき200円(ただし調剤・訪問は除く)		対象外	都内の医療機関等	令和6年4月診療分
	狛江市(＊)	義務教育就学児	88	令和4年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、対象年齢を拡大(12歳→15歳に拡大) 義務教育就学期にある児童(6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別88、実施機関番号: 400番台	なし	1回につき200円 (ただし調剤・訪問は除く)	対象外	都内の医療機関等	令和6年10月診療分
	小平市(＊)	義務教育就学児	88	令和5年4月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、対象年齢を拡大(9歳→15歳に拡大) 義務教育就学期にある児童(6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別88、実施機関番号: 400番台	なし	1回につき200円 (ただし調剤・訪問は除く)	対象外	都内の医療機関等	令和6年10月診療分
	昭島市	義務教育就学児	88	令和5年4月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、一部負担金を撤廃し、新たに実施機関番号を設定 義務教育就学期にある児童(6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者。ただし、生活保護法による保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別88、実施機関番号: 500番台、700番台	なし	なし	対象外	都内の医療機関等	令和6年10月診療分
	昭島市	高校生等	89	令和5年4月診療分から受託している高校生等医療費助成事業について、一部負担金を撤廃し、新たに実施機関番号を設定 高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号: 500番台、700番台	なし	なし	対象外	都内の医療機関等	令和6年10月診療分
	昭島市	義務教育就学児	88	令和5年4月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、実施機関番号「88135306」、「88137302」の新設に伴い、実施機関番号「88131305」、「88134309」の取扱い終了					令和6年9月診療分までの取扱い
	昭島市	高校生等	89	令和5年4月診療分から受託している高校生等医療費助成事業について、実施機関番号「89135305」、「89137301」の新設に伴い、実施機関番号「89131304」、「89134308」の取扱い終了					令和6年9月診療分までの取扱い

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
東京都	武蔵村山市	義務教育就学児	88	令和5年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、一部負担金を撤廃し、新たに実施機関番号を設定 義務教育就学期にある児童(6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者。ただし、生活保護法による保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別88、実施機関番号:500番台、700番台	なし	なし	対象外	都内の医療機関等	令和6年10月診療分
	武蔵村山市	高校生等	89	令和5年4月診療分から受託している高校生等医療費助成事業について、所得制限及び一部負担金を撤廃し、新たに実施機関番号を設定 高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号:500番台、700番台	なし	なし	対象外	都内の医療機関等	令和6年10月診療分
	武蔵村山市	義務教育就学児	88	令和5年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、実施機関番号「88135462」、「88137468」の新設に伴い、実施機関番号「88131461」、「88134465」の取扱い終了				令和6年9月診療分までの取扱い	
	武蔵村山市	高校生等	89	令和5年4月診療分から受託している高校生等医療費助成事業について、実施機関番号「89135461」、「89137467」の新設に伴い、実施機関番号「89131460」の取扱い終了				令和6年9月診療分までの取扱い	
	清瀬市	義務教育就学児	88	平成21年10月から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、所得制限を撤廃し、新たに実施機関番号を設定 義務教育就学期にある児童(6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者。ただし、生活保護法による保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別88、実施機関番号:400番台	なし	1回につき200円 (ただし調剤・訪問は除く)	対象外	都内の医療機関等	令和6年10月診療分
	清瀬市	高校生等	89	令和5年4月から受託している高校生等医療費助成事業について、所得制限を撤廃し、新たに実施機関番号を設定 高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号:400番台	なし	1回につき200円 (ただし調剤・訪問は除く)	対象外	都内の医療機関等	令和6年10月診療分
	東大和市	義務教育就学児	88	平成21年10月から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、所得制限及び一部負担金を撤廃し、新たに実施機関番号を設定 義務教育就学期にある児童(6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者。ただし、生活保護法による保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別88、実施機関番号:500番台、700番台	なし	なし	対象外	都内の医療機関等	令和6年10月診療分
	東大和市	高校生等	89	令和5年4月診療分から受託している高校生等医療費助成事業について、所得制限及び一部負担金を撤廃し、新たに実施機関番号を設定 高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号:500番台、700番台	なし	なし	対象外	都内の医療機関等	令和6年10月診療分
	東大和市	義務教育就学児	88	平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、実施機関番号「88135439」、「88137435」の新設に伴い、実施機関番号「88131438」の取扱い終了				令和6年9月診療分までの取扱い	
	東大和市	高校生等	89	令和5年4月診療分から受託している高校生等医療費助成事業について、実施機関番号「89135438」、「89137434」の新設に伴い、実施機関番号「89131437」の取扱い終了				令和6年9月診療分までの取扱い	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
東京都	瑞穂町	高校生等	89	令和5年4月診療分から受託している高校生等医療費助成事業について、一部負担金を撤廃し、新たに実施機関番号を設定 高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号:500番台、700番台	なし	なし	対象外	都内の医療機関等	令和6年10月診療分
	瑞穂町	高校生等	89	令和5年4月診療分から受託している高校生等医療費助成事業について、実施機関番号「89135511」、「89137517」の新設に伴い、実施機関番号「89131510」、「89134514」の取扱い終了				令和6年9月診療分までの取扱い	
	青ヶ島村	義務教育就学児	88	平成21年10月診療分から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、所得制限を撤廃し、新たに実施機関番号を設定 義務教育就学期にある児童(6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者。ただし、生活保護法による保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別88、実施機関番号:400番台	なし	1回につき200円 (ただし調剤・訪問は除く)	対象外	都内の医療機関等	令和6年10月診療分
	青ヶ島村	高校生等	89	令和5年4月診療分から受託している高校生等医療費助成事業について、所得制限を撤廃し、新たに実施機関番号を設定 高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別89、実施機関番号:400番台	なし	1回につき200円 (ただし調剤・訪問は除く)	対象外	都内の医療機関等	令和6年10月診療分
	青ヶ島村(＊)	乳幼児	88	平成21年4月診療分から受託している乳幼児医療費助成事業について、所得制限を撤廃 乳幼児(6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別88、実施機関番号:200番台	なし	なし	対象外	都内の医療機関等	令和6年10月診療分
	東久留米市	義務教育就学児	88	平成21年10月から助成内容を変更した義務教育就学児医療費助成事業について、所得制限を撤廃し、新たに実施機関番号を設定 義務教育就学期にある児童(6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者。ただし、生活保護法による保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 法別88、実施機関番号:400番台	なし	1回につき200円 (ただし調剤・訪問は除く)	対象外	都内の医療機関等	令和6年10月診療分
東京都	青梅市	高校生等	89	高校生等医療費助成事業について、所得制限を撤廃し実施機関番号を新たに設定 1.高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 2.所得制限内(都の基準)の実施機関番号は継続利用。 法別89、実施機関番号:400番台	なし	1回につき200円 ※調剤・訪問看護の自己負担なし	対象外	都内の医療機関等	令和7年4月診療分
東京都	町田市	高校生等	89	高校生等医療費助成事業について、所得制限を撤廃し実施機関番号を新たに設定 1.高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 2.所得制限内(都の基準)の実施機関番号は継続利用。 法別89、実施機関番号:400番台	なし	1回につき200円 ※調剤・訪問看護の自己負担なし	対象外	都内の医療機関等	令和7年4月診療分
東京都	小平市	高校生等	89	高校生等医療費助成事業について、所得制限を撤廃し実施機関番号を新たに設定 1.高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。ただし、生活保護を受けている者及び措置により施設に入所している者等を除く。) 2.所得制限内(都の基準)の実施機関番号は継続利用。 法別89、実施機関番号:400番台	なし	1回につき200円 ※調剤・訪問看護の自己負担なし	対象外	都内の医療機関等	令和7年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
神奈川県	横浜市	重度障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級の者 2.IQ(知能指数)35以下の者 3.身体障害者手帳3級かつIQ(知能指数)50以下の者 4.精神障害者手帳1級の者(入院外のみ) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	横浜市	小児	81	入院:9歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:9歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外) *1歳児以上は所得制限あり *10歳から15歳までは償還払い	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	横浜市	ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (養育者とは父母が死亡した児童を養育する者等) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	川崎市	重度障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級の者 2.療育手帳A判定(IQ(知能指数)35以下)の者 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1(IQ(知能指数)50以下)の者 4.精神障害者手帳1級の者(入院外のみ) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	川崎市	小児	81	小学校2年生までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療助成対象者、ひとり親家庭等医療費助成対象者及び児童福祉法に基づく措置による医療対象者等は対象外) *1歳児以上は所得制限あり	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	川崎市	ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母と養育されている児童 2.養育者及び養育者が養育する児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者、ただし、中程度以上の障害を有する者及び高等学校等に在学中の者は20歳未満) (ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療助成対象者及び児童福祉法に基づく措置による医療対象者等は対象外) *ひとり親及び扶養義務者等の所得制限あり	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	川崎市	小児ぜん息患者	88	小児ぜん息(気管支ぜん息又はぜん息性気管支炎)と診断された20歳未満の児童で、川崎市内に引き続き1年以上(3歳未満は6か月以上)住所を有している者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者及び公害健康被害の補償等に関する法律による認定を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	市内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	川崎市	成人ぜん息患者	89	以下の条件すべてに該当する者 1.本市の区域内に引き続き1年以上の住所を有する満20歳以上の者 2.各種健康保険等の加入者又は後期高齢者医療加入者 3.気管支ぜん息にかかっている者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、法令・条例により、同等以上の助成等を受けることができる者及び制度申請後において喫煙をする者は対象外)	気管支ぜん息に係る医療費の1割		対象外	市内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	相模原市	重度障害者	80	1.身体障害者の1級・2級の者 2.IQ(知能指数)35以下の者 3.身体障害者手帳3級かつIQ(知能指数)が50以下の者 4.精神障害者保健福祉手帳の1級・2級の者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	相模原市	小児	81	小学校6年生までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外) *1歳児以上は所得制限あり	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
神奈川県	相模原市	ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (養育者とは父母が死亡した児童を養育する者等) (ただし、生活保護法の適用を受けている者及び重度障害者医療費助成対象者は対象外) *所得制限あり	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	横須賀市	重度障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級の者 2.IQ(知能指数)35以下の者 3.身体障害者手帳3級かつIQ(知能指数)50以下の者 4.精神障害者手帳1級の者(入院外のみ) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	横須賀市	小児	81	12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	横須賀市	ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (養育者とは、父母が死亡した児童を養育する者等)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	平塚市	重度障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級・3級の者 2.児童相談所又は知的障害者更生相談所においてIQ(知能指数)が40以下と判定された者 3.身体障害者手帳4級かつ児童相談所又は更生相談所においてIQ(知能指数)が50以下と判定された者 4.精神障害者保健福祉手帳1級の者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	平塚市	小児	81	12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、ひとり親家庭等医療費助成対象者、重度障害者医療費助成対象者及び児童福祉法に基づく措置による医療対象者等は対象外) *就学児から所得制限あり	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	平塚市	ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者、ただし、一定の障害がある者及び高等学校(通信教育を含む)に在学している者は20歳未満) (養育者とは、父母が死亡した児童を養育する者等) (ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療費助成対象者及び児童福祉法に基づく措置による医療対象者等は対象外) *所得制限あり	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	鎌倉市	障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級・3級・4級の一部の者 2.療育手帳A1・A2・B1の者 3.精神福祉手帳1級・2級の者 4.障害基礎年金1級・2級の者 *下線が引いてある等級の対象者は本人のみ、下線が引いていない等級の対象者は、本人、配偶者、同一世帯一親等の者の所得制限あり	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	鎌倉市	小児	81	小学校6年生までの者 *就学児から所得制限あり	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	鎌倉市	ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (養育者とは父母が死亡した児童を養育する者等)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
神奈川県	藤沢市	障がい者等	80	1.身体障がい者手帳1級・2級・3級の者 2.精神障がい者保健福祉手帳1級・2級の者 3.IQ(知能指数)50以下の者 (65歳以上の者は身体障がい者手帳の4級の一部及びねたきりの者も対象)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	藤沢市	乳幼児	81	入院:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外) *中学生は所得制限あり(旧児童手当所得制限に準ずる)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
神奈川県	藤沢市	ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (養育者とは父母が死亡した児童を養育する者等) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	小田原市	重度障害者	80	1.身体障害者手帳の1級・2級の者 2.IQ(知能指数)35以下の者 3.身体障害者手帳の3級かつIQ(知能指数)50以下の者 4.精神障害者保健福祉手帳1級の者(入院外のみ) (ただし、他の医療助成(生活保護、施設入所等)の適用を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	小田原市	乳幼児	81	入院:15歳に達した日以降の最初に到達する3月31日までの者 入院外:12歳に達した日以降の最初に到達する3月31日までの者 (ただし、他の医療助成(生活保護、施設入所等)の適用を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	小田原市	ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者、ただし、規則別表1で定める程度の障害の状態にある者及び規則に定める学校に在学している者は20歳未満) (養育者とは父母が死亡した児童を養育する者等) (ただし、他の医療助成(生活保護、施設入所等)の適用を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	茅ヶ崎市	重度障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級の者 2.療育手帳A1・A2(IQ(知能指数)35以下)の者 3.精神障害者手帳1級の者 4.身体障害者手帳3級かつIQ(知能指数)50以下(療育手帳B1) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	茅ヶ崎市	小児	81	小学校3年生までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	茅ヶ崎市	ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (養育者とは父母が死亡した児童を養育する者等) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	逗子市	重度障がい者	80	1.身体障害者手帳1級・2級の者 2.IQ(知能指数)35以下の者 3.身体障害者手帳3級かつIQ(知能指数)50以下の者 4.精神障害者手帳1級の者(入院外のみ) (ただし、生活保護法の適用を受けている者及び平成27年10月以降新規手帳取得者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	逗子市	小児	81	入院:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障がい者医療費助成対象者、ひとり親家庭等医療費助成対象者及び施設入所者は対象外) *1歳以上は所得制限あり	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	逗子市	ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が扶養する児童	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	三浦市	重度心身障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級の者 2.IQ(知能指数)35以下の者 3.身体障害者手帳3級かつIQ(知能指数)50以下の者 4.精神障害者手帳1級の者(入院外のみ) (ただし、生活保護法の適用を受けている者及び65歳以上の新規手帳交付者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
神奈川県	三浦市	乳幼児	81	小学校5年生までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	三浦市	ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者、ただし、身体障害者手帳1から3級と4級(一部)と同等の障害がある者及び高等学校等に在学する者は20歳未満) (養育者とは父母が死亡した児童を養育する者等) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	秦野市	重度心身障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級の者 2.知的障害者A1・A2の者 3.身体障害者3級かつIQ(知能指数)50以下の者 4.筋ジストロフィーの身体障害者 5.精神障害者手帳1級の者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、65歳以上で新たに障がい者に認定された者及び本人の所得が一定以上ある者(特別障害者手当の所得制限に準ずる)は助成の対象外))	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	秦野市	乳幼児	81	10歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	秦野市	ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (養育者とは父母が死亡した児童を養育する者等)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	厚木市	心身障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級・3級の者 2.IQ(知能指数)50以下(療育手帳A1からB1)の者 3.精神障害者手帳1級の者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外) *年齢制限及び所得制限あり	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	厚木市	子ども	81	15歳に達する日の属する月の末日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、児童福祉法その他の法令による措置により公費負担施設に入所している者、里親等に委託されている者、心身障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	厚木市	ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者、ただし、政令の定める程度の障害の状態にある者は20歳未満) (養育者とは、父母が死亡した児童を養育する者等) (ただし、生活保護法の適用を受けている者、施設に入所している者、里親等に委託されている者、心身障害者医療費助成対象者及び子ども医療費助成対象者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	大和市	心身障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級の者 2.療育手帳A1・A2の者 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1の者 4.精神障害者手帳1級の者(入院外のみ) (ただし、生活保護法の適用を受けている者、65歳以上で新たに障がい者に認定された者及び本人の所得が一定以上ある者(特別障害者手当の所得制限に準ずる)は助成の対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	大和市	乳幼児	81	中学校卒業までの者 (ただし、生活保護法による保護を受けている者及び他公費を受けている者は対象外) *1歳以上は所得制限あり	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	大和市	ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者、ただし、一定の障害がある者及び学校教育法に規定する高等学校などに在学している者は20歳未満) (養育者とは父母が死亡した児童を養育する者等)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
神奈川県	伊勢原市	重度心身障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級の者 2.療育手帳A1・A2の者(IQ(知能指数)35以下の者) 3.身体障害者手帳3級かつIQ(知能指数)50以下の者 4.精神障害者保健福祉手帳1級の者(入院外のみ) (ただし、生活保護法の適用を受けている者、65歳以上で新たに障がい者に認定された者及び本人の所得が一定以上ある者(特別障害者手当の所得制限に準ずる)は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	伊勢原市	小児	81	小学校4年生までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、ひとり親家庭等医療費助成制度対象者及び重度心身障害者医療費助成制度対象者は対象外) *1歳以上は所得制限あり	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	伊勢原市	ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (養育者とは父母が死亡した児童を養育する者等) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	海老名市	障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級・3級の者 2.療育手帳又はこれに相当する手帳を所持する者 3.精神障害者保健福祉手帳1級・2級の者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	海老名市	子ども	81	中学校卒業までの者 (ただし、生活保護法の適用を受ける者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	海老名市	ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者家庭の養育者と児童 (児童とは18歳までの者、ただし、障害がある者及び高等学校等に在学する者は20歳未満) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外) *所得制限あり	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	座間市	重度心身障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級の者 2.療育手帳A1・A2の者 3.精神障害者手帳1級の者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	座間市			1.身体障害者手帳3級の者 2.療育手帳B1の者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	1割負担	1割負担	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	座間市	小児	81	小学校を卒業する年の年度末までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外) *1歳以上は所得制限あり	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	座間市	ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者、ただし、特別児童扶養手当、定時・通信制等高校課程通学中の場合は20歳未満まで) (養育者とは、父母が死亡した児童を養育する者等)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	南足柄市	重度障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級の者 2.療育手帳A1・A2の者及びIQ(知能指数)35以下の者 3.身体障害者手帳3級かつIQ(知能指数)50以下の者 4.精神保健福祉手帳1級の者(入院外のみ) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外) *所得制限あり	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	南足柄市	小児	81	10歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外) *1歳以上は所得制限あり	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	南足柄市	ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が扶養する児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (養育者とは父母が死亡した児童等を養育する者) (ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療費助成対象者及び小児医療費助成対象者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
神奈川県	綾瀬市	重度障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級の者 2.療育手帳A1・A2又はIQ(知能指数)35以下の者 3.身体障害者手帳3級かつIQ(知能指数)50以下の者 4.精神障害者保健福祉手帳1級の者 (ただし、平成23年7月1日以降に65歳以上で上記対象者となった者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	綾瀬市	小児	81	12歳に達する日の属する月の末日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外、また、保険診療以外の医療費、育成医療や小児特定疾患等の公費医療給付制度を受けられる医療費は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	綾瀬市	ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者(里親及び小規模住居型児童養育事業を行う者を除く)及び養育者が扶養する児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	葉山町	心身障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級の者 2.療育手帳IQ(知能指数)35以下の者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者 4.身体障害者手帳3級かつIQ(知能指数)50以下の者 (ただし、65歳以上で重度障害者になった者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	葉山町	小児	81	12歳に達する日の属する月の末日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	葉山町	ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (養育者とは父母が死亡した児童を養育する者等)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	寒川町	重度障害者等	80	1.身体障害者手帳1級・2級の者 2.身体障害者手帳内部機能障害3級の者 3.療育手帳A1・A2・B1の者 4.知的障害者かつIQ(知能指数)50以下の者 5.精神障害者保健福祉手帳1級の者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、65歳以上で初めて重度障害者等となった者及び前年の所得が特別障害者手当の所得基準以上の者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	寒川町	小児	81	12歳に達する日の属する月の末日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	寒川町	ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者、ただし、重・中程度の障害のある者は20歳未満) (養育者とは父母が死亡した児童を養育する者等)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	大磯町	重度心身障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級・3級・4級(平成26年4月以降手帳取得した者は対象外)の者 2.療育手帳A1・A2・B1の者 3.精神障害者手帳1級・2級の者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、平成26年4月以降に65歳以上で新たに上記対象者となった者及び平成26年10月以降一定の所得を超える者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	大磯町	乳幼児	81	入院:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、児童福祉法に基づく措置による医療受給者、重度心身障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外) *1歳以上は所得制限あり	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	大磯町	ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者、ただし、特別児童扶養手当の政令に定める程度の障害にある者及び高等学校等に在学する者は20歳未満) (養育者とは、父母が死亡した児童を養育する者等) (ただし、生活保護法の適用を受けている者、児童福祉法に基づく措置による医療受給者及び重度心身障害者医療費助成対象者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
神奈川県	二宮町	障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級・3級・4級(平成24年9月30日以前に認定)の者 2.療育手帳A1からB1の者 3.精神障害者保健福祉手帳1級・2級の者 (ただし、平成24年10月1日以降に65歳以上で新たに上記対象者となった者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年3月診療分
	二宮町	小児	81	15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、児童福祉法に基づく措置による医療受給者、障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年3月診療分
	二宮町	ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が扶養する児童 (児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者、ただし、規則で定める程度の障害の状態にある者及び規則で定める学校に在学している者は20歳未満) (養育者とは父母が死亡した児童を養育する者等)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年3月診療分
	中井町	重度心身障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級の者 2.療育手帳A1・A2の者 3.身体障害者手帳3級かつIQ(知能指数)50以下の者 4.精神障害者手帳1級の者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年3月診療分
	中井町	乳幼児	81	15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年3月診療分
	中井町	ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (養育者とは父母が死亡した児童を養育する者等) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年3月診療分
	大井町	重度障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級の者 2.療育手帳Aの者 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1の者 4.精神障害者手帳1級の者(入院外のみ) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年3月診療分
	大井町	乳幼児	81	12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年3月診療分
	大井町	ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童 (児童とは18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者) (養育者とは父母が死亡した児童を養育する者等) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年3月診療分
	松田町	重度障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級の者 2.療育手帳A等級の者(児童相談所又は更生相談所にてIQ(知能指数)35以下の判定) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1の者(同上の判定機関において、IQ(知能指数)50以下の判定) 4.精神障害者保健福祉手帳1級の者(入院外のみ) (ただし、生活保護法の適用を受けている者、65才以上で新たに上記対象者となった者及び前年の所得が特別障害者手当における所得限度額を超える者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年3月診療分
	松田町	小児	81	中学校卒業までの者 (ただし、生活保護の適用を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年3月診療分
	松田町	ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (養育者とは父母が死亡した児童を養育する者等)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年3月診療分
	山北町	重度障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級の者 2.IQ(知能指数)35以下の者 3.身体障害者手帳3級かつIQ(知能指数)50以下の者 4.精神障害者保健福祉手帳1級の者 (ただし、65才以上で新たに上記対象者となった者は対象外) *所得制限あり	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年3月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
神奈川県	山北町	小児	81	中学校卒業までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	山北町	ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (養育者とは父母が死亡した児童を養育する者等) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外) *所得制限あり	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	開成町	重度障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級の者 2.療育手帳A判定IQ(知能指数)35以下の者 3.身体障害者手帳3級かつIQ(知能指数)50以下の者 4.精神障害者保健福祉手帳1級の者(入院外のみ) (ただし、平成25年4月以降65歳以上で認定を受けた者及び平成25年8月以降、一定の所得額を上回る者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	開成町	乳幼児	81	小学校を卒業する年の年度末までの者 *3歳以上は所得制限あり	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	開成町	ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭等の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者、ただし、規則に定める学校に通っている者は20歳未満) (養育者とは父母が死亡し又は監護しない児童を養育する者等)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	箱根町	重度障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級の者 2.IQ(知能指数)35以下の者 3.身体障害者手帳3級かつIQ(知能指数)50以下の者 4.精神障害者保健福祉手帳1級の者(入院外のみ) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	箱根町	小児	81	中学校卒業までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	箱根町	ひとり親	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者、ただし、障害がある者は20歳未満)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	真鶴町	重度障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級の者 2.IQ(知能指数)35以下の者 3.身体障害者手帳3級かつIQ(知能指数)50以下の者 4.精神障害者手帳1級の者(入院外のみ) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	真鶴町	小児	81	15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	真鶴町	ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (養育者とは父母が死亡した児童を養育する者等) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	湯河原町	重度障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級の者 2.療育手帳A1・A2相当の者 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1相当の者 4.精神障害者手帳1級の者(入院外のみ) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
神奈川県	湯河原町	乳幼児	81	入院:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	湯河原町	ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者、ただし、中度以上の障がい有する者及び通信高等学校在学の者は20歳未満)	1日につき100円	通院1回につき200円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	愛川町	障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級・3級の者 2.IQ(知能指数)50以下の者 3.精神障害者手帳1級の者(入院外のみ) (ただし、生活保護法の適用を受けている者、本町以外の市町村又は特別区から医療費の支給を受けることができる者及び65才以上で新たに上記対象者となった者は対象外) *所得制限あり	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	愛川町	小児	81	15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、児童福祉法に基づく措置により医療を受給している者、障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	愛川町	ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者、ただし、一定程度の障害の状態にある者及び高等学校等に在学する者は20歳未満) (養育者とは父母が死亡した児童を養育する者等) (ただし、生活保護法の適用を受けている者、児童福祉法に基づく措置により医療を受給している者及び障害者医療費助成対象者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	清川村	重度障害者	80	1.身体障害者手帳1級・2級・3級の者 2.療育手帳A1・A2・B1の者 3.精神障害者手帳1級の者(入院外のみ) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	清川村	小児	81	15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、児童福祉法に基づく措置により医療を受給している者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	清川村	ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童 2.養育者及び養育者が養育する児童 (児童とは満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者、ただし、規則で定める障害の状態である者は20歳未満)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
	川崎市 (*)	小児	81	*平成28年3月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (小学校2年生まで→小学校3年生まで拡大) 小学校3年生までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療費助成対象者、ひとり親家庭等医療費助成対象者及び児童福祉法に基づく措置による医療対象者等は対象外) *1歳児以上は所得制限あり	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 4月診療分
	平塚市 (*)	小児	81	*平成28年3月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療費助成対象者、ひとり親家庭等医療費助成対象者及び児童福祉法に基づく措置による医療対象者等は対象外) *就学児から所得制限あり	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 4月診療分
	川崎市 藤沢市 厚木市 小田原市 開成町	類似老人	41	老人医療費の審査支払に関する契約の解約に伴い、平成28年3月31日付けで取扱い終了					平成28年3月診療分までの取扱い

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
神奈川県	三浦市（＊）	乳幼児	81	*平成28年3月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（小学校5年生まで→小学校6年生まで拡大） 小学校6年生までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年4月診療分
	大井町（＊）	小児	81	*平成28年3月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（12歳まで→15歳までに拡大） 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年4月診療分
	小田原市（＊）	乳幼児	81	*平成28年3月診療分から受託している乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大（入院外、12歳まで→15歳までに拡大） 15歳に達する日以降の3月31日までの者 （ただし、他の医療助成（生活保護、施設入所等）の適用を受けている者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年10月診療分
	秦野市（＊）	乳幼児	81	*平成28年3月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（10歳まで→12歳までに拡大） 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年10月診療分
	伊勢原市（＊）	小児	81	*平成28年3月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（10歳まで→12歳までに拡大） 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者、ひとり親家庭等医療費助成制度対象者及び重度心身障害者医療費助成制度対象者は対象外） *1歳以上は所得制限あり	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年10月診療分
	横浜市（＊）	小児	81	*平成28年3月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大し、自己負担額の変更（小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大） 小学校6年生までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし	小学校4年生以上小学校6年生までの者 1回につき500円 （ただし市民税非課税者を除く） *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成29年4月診療分
	川崎市（＊）	小児	81	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大し、自己負担額の変更（小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大） 小学校6年生までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療費助成対象者、ひとり親家庭等医療費助成対象者及び児童福祉法に基づく措置による医療対象者等は対象外） *1歳児以上は所得制限あり	なし	小学校4年生以上小学校6年生までの者 1回につき500円 （ただし市民税所得割非課税者を除く） *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成29年4月診療分
	寒川町（＊）	小児	81	*平成28年3月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 中学校3年生までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成29年4月診療分
	三浦市（＊）	乳幼児	81	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大（小学校6年生まで→中学校1年生まで拡大） 中学校1年生までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成29年4月診療分
	綾瀬市（＊）	小児	81	*平成28年3月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 中学校3年生までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外、また、保険診療以外の医療費、育成医療や小児特定疾患等の公費医療給付制度を受けられる医療費は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成29年7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
神奈川県	鎌倉市（＊）	小児	81	*平成28年3月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大（小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 中学校3年生までの者 *就学児から所得制限あり	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成29年10月診療分
	南足柄市（＊）	小児	81	*平成28年3月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大（小学校4年生まで→中学校3年生（ただし、中学生は保護者の所得が市民税均等割非課税相当の場合）までに拡大） 中学校3年生までの者（ただし、中学生は保護者の所得が市民税均等割非課税相当の場合） （ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外） *1歳以上は所得制限あり	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成29年10月診療分
	茅ヶ崎市	小児	81	平成28年3月診療分から受託している小児医療について、実施機関番号（900番台）を新規設定し、対象年齢の拡大及び入院外の自己負担額を設定 小学校4年生から小学校6年生までの者 所得制限あり	なし	1回につき500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成30年4月診療分
	横須賀市（＊）	小児	81	*平成28年3月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大し、所得制限を撤廃（小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない。） 所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成30年4月診療分
	三浦市（＊）	小児	81	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大（中学校1年生まで→中学校3年生までに拡大） 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない。）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成30年4月診療分
	南足柄市（＊）	小児	81	*平成29年10月診療分から助成内容を変更している小児医療について、対象者の変更（保護者の所得が市民税均等割非課税相当の場合に限る。→就学援助世帯（準要保護世帯）と同等の場合に限る。） 中学校3年生までの者（ただし、中学生は就学援助世帯（準要保護世帯）と同等の場合に限る。） （生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外） *1歳以上は所得制限あり	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成30年7月診療分
	開成町（＊）	小児	81	*平成28年3月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大（小学校を卒業する年の年度末までの者→中学校を卒業する年の年度末までの者） 中学校を卒業する年の年度末までの者 *3歳以上は所得制限あり	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成30年9月診療分
	相模原市	小児	81	*平成28年3月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大。また中学1年生～3年生までの養育者が市民税非課税の者以外について自己負担額の設定に伴い、実施機関番号（81.14.910.6）を新規設定 中学3年生までの者（15歳に達する日以降の最初の3月31日を過ぎても、中学校に在学している場合は、18歳に達する日の属する月の月末まで） （生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外） *1歳児以上は所得制限あり	なし	1回につき500円 （中学校1年生から3年生、ただし養育者が市民税非課税の者を除く） *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成30年10月診療分
	座間市（＊）	小児	81	*平成28年3月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大（小学校6年生までの者→中学校3年生までの者） 中学3年生まで（満15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外） *1歳以上は所得制限あり	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成30年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
神奈川県	葉山町（＊）	小児	81	*平成28年3月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大（12歳に達する日以降の最初の3月31日までの者→15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成30年12月診療分
	茅ヶ崎市（＊）	重度障害者	80	*平成28年3月診療分から受託している重度障害者医療について、対象者を変更（→65歳以上で新たに対象障害となった者は対象外） 1.身体障害者手帳1級・2級の者 2.療育手帳A1・A2（IQ（知能指数）35以下）の者 3.精神障害者保健福祉手帳1級の者 4.身体障害者手帳3級かつIQ（知能指数）50以下（療育手帳B1） （ただし、生活保護法の適用を受けている者、65歳以上で新たに上記対象障害となった者は対象外、経過措置として平成30年12月までに対象となっている65歳以上の者は、対象障害に変更がなければ、引き続き対象となる。）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成31年1月診療分
	横浜市（＊）	小児	81	*平成29年4月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大（小学6年生まで→中学3年生までに拡大） 中学3年生までの者 （生活保護法の適用を受けている者は対象外） *1歳児以上は所得制限あり	なし	小学校4年生以上中学校3年生までの者 1回につき500円 （ただし市民税非課税者を除く） *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成31年4月診療分
	藤沢市（＊）	小児	81	*平成28年3月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大（入院外：12歳→15歳に拡大） 15歳に達する年の属する年度末までの者 （生活保護法の適用を受けている者は対象外） （中学生は所得制限あり（新児童手当所得制限に準ずる））	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成31年4月診療分
	大井町（＊）	小児	81	*平成28年4月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大（15歳→18歳に拡大） 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成31年4月診療分
	秦野市（＊）	小児	81	*平成28年10月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大（12歳→15歳に拡大） 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成31年4月診療分
	南足柄市（＊）	小児	81	*平成30年7月診療分から助成内容を変更している小児医療について、入院外の対象者を拡大（小学校6年生までの入院と通院及び中学校3年生までの入院。（中学生の通院は就学援助世帯（準要保護世帯）と同等の場合に限る。）→中学校3年生まで） 中学校3年生までの者 （生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外） *1歳以上は所得制限あり	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和元年10月診療分
	逗子市（＊）	小児	81	*平成28年3月診療分から助成内容を変更している小児医療について、入院外の対象者を拡大（入院外：12歳まで→15歳まで） 0歳～15歳まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者） （ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障がい者医療費助成対象者、ひとり親家庭等医療費助成対象者及び施設入所者は対象外） *1歳以上は所得制限あり	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和元年10月診療分
	茅ヶ崎市（＊）	小児	81	*平成30年4月診療分から受託している小児医療について、対象者を拡大（小学校6年生まで→中学校3年生まで） 小学校4年生～中学校3年生までの者（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで） （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし	小学校4年生以上中学校3年生までの者 1回につき500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和元年10月診療分
	平塚市（＊）	小児	81	*平成28年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象者を拡大（就学時から所得制限あり→抹消） 0歳～15歳まで （15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者） （ただし、生活保護法の適用を受けている者、ひとり親家庭等医療費助成対象者、重度障害者医療費助成対象者及び児童福祉法に基づく措置による医療対象者等は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年1月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
神奈川県	伊勢原市（＊）	小児	81	*平成28年10月診療分から助成内容を変更している小児医療について、対象年齢を拡大（12歳→15歳） 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者、ひとり親家庭等医療費助成制度対象者及び重度心身障がい者医療費助成制度対象者は対象外） ＊1歳以上は所得制限あり	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年10月診療分
	大磯町（＊）	小児	81	*平成28年3月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、制度名を変更、入院外の対象年齢を拡大、所得制限を撤廃（乳幼児医療→小児医療）（12歳→15歳） 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者、児童福祉法に基づく措置による医療受給者、ひとり親家庭等医療費助成制度対象者及び重度心身障がい者医療費助成制度対象者は対象外） *所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年10月診療分
	横浜市（＊）	小児	81	*平成31年4月診療分から受託内容を変更している小児医療について、所得制限を一部撤廃、自己負担を追加（1歳以上は所得制限あり→3歳以上は所得制限あり）（自己負担：【1歳～2歳】通院1回500円（月額上限なし）（ただし、保護者の所得が児童手当旧基準以上の場合に限る）※薬局での自己負担なしを追加） 0歳～中学3年生までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外） ＊3歳以上は所得制限あり	なし	【1歳～2歳】 通院1回500円（月額上限なし） （ただし、保護者の所得が児童手当旧基準以上の場合に限る） ＊薬局での自己負担なし 【小学4～中学3年生までの者】 1回につき500円（ただし、保護者の所得が非課税の場合を除く） ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
	寒川町（＊）	小児	81	*平成29年4月診療分から受託内容を変更している小児医療について、所得制限を撤廃（1歳以上は所得制限あり→抹消） 中学校3年生までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
	湯河原町（＊）	ひとり親家庭等	85	*平成28年3月診療分から受託内容を変更しているひとり親家庭等医療について、自己負担を廃止（自己負担：（入院）1日につき100円→なし、（入院外）通院1回につき200円＊薬局での自己負担なし→なし） ひとり親家庭の父又は母及び児童（児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者、ただし、中度以上の障がい有する者及び通信高等学校在学の者は20歳未満）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
	南足柄市（＊）	小児医療	81	*令和元年10診療分から受託内容を変更している小児医療について、所得制限を撤廃（1歳以上は所得制限あり→所得制限なし） 中学校卒業までの入院と通院について助成。 （ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外） *所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分
	松田町（＊）	小児医療	81	*平成28年3月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大（中学校卒業まで→満18歳の誕生日の最初の3月31日まで） 満18歳の誕生日以降の最初の3月31日まで （ただし、生活保護の適用を受けている者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分
	湯河原町（＊）	小児医療	81	*平成28年3月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大（通院：12歳→15歳） 入・通院：0歳～15歳まで （15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者） ただし、生活保護受給世帯は除く	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分
	鎌倉市（＊）	小児医療	81	中学校3年生までの者 ＊就学児から所得制限あり→＜記述消去＞	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分
	伊勢原市（＊）	小児医療	81	*令和2年10月から助成内容を変更した小児医療について、所得制限を変更（1歳以上は所得制限あり→小学生以上は所得制限あり） 0歳から15歳までの者 （15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者） （ただし、生活保護法の適用を受けている者、ひとり親家庭等医療費助成制度対象者及び心身障害者医療費助成制度対象者は対象外） ＊小学生以上は所得制限あり	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
神奈川県	藤沢市 (*)	小児	81	*平成31年4月診療分から受託している小児医療について、すべての対象者について所得制限なし ・入院、入院外ともに15歳に達する年の属する年度末までの者。 ただし、中学生の助成は所得制限あり(新児手当所得制限に準ずる) →すべての対象者について所得制限なし。 *生活保護法の適用を受けている者は対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 4月診療分
	大和市 (*)	小児	81	*平成28年3月診療分から受託している小児医療について、所得制限を廃止 ・中学卒業までの者。 (ただし、生活保護法による保護を受けている者及び他公費を受けている者は対象外) *1歳以上は所得制限あり→所得制限なしへ変更	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 4月診療分
	座間市 (*)	小児	81	*平成30年10月診療分から受託している小児医療について、所得制限を廃止 0歳から中学3年生まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外) *1歳以上所得制限あり→抹消	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 4月診療分
	逗子市 (*)	小児医療	81	*令和元年10月診療分から受託している小児医療について、対象年齢拡大及び所得制限を廃止 0歳～18歳まで (18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者、婚姻した者は対象外) (ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障がい者医療費助成対象者、ひとり親家庭等医療費助成対象者及び施設入所者は対象外) *所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 4月診療分
	大磯町 (*)	こども医療	81	*令和2年10月診療分から受託している小児医療について、名称変更し対象年齢拡大 0歳～18歳までの通院・入院 (18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) (ただし、生活保護法の適用を受けている者、児童福祉法に基づく措置による医療受給者、重度心身障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象は対象外) *所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 4月診療分
	箱根町 (*)	小児医療	81	*平成28年3月診療分から受託している小児医療について、対象年齢拡大 0歳から18歳までの者 (18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 4月診療分
	山北町 (*)	小児	81	*平成28年3月診療分から受託している小児医療について、対象年齢拡大 (0歳～15歳まで→0歳～18歳まで) 0歳～18歳まで (18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) (ただし、生活保護法による保護を受けている者及び他公費を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 6月診療分
	茅ヶ崎市 (*)	小児医療	81	*令和元年10月診療分から受託している小児医療について、所得制限・入院外の自己負担撤廃に伴い実施 機関番号:81149080は使用しない。 (実施機関番号:81140089へ統括) 0歳～中学3年生まで (15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 7月診療分
	綾瀬市 (*)	小児医療	81	*平成29年7月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大 0歳～18歳 (18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) (ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外、また、保険診療以外の医療費、育成医療や小児特定疾患等の公費医療給付制度を受けられる医療費は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 7月診療分
	中井町 (*)	小児医療	81	*平成28年3月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 0歳から18歳までの者 (18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 7月診療分
	横浜市 (*)	小児医療	81	*令和3年4月診療分から受託している小児医療について、所得制限・入院外の自己負担撤廃に伴い実施機 関番号(一部負担金あり)81144511～81144685は使用しない。 0歳～中学3年生までの者 (ただし、生活保護法の提要を受けている者は対象外) *所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
神奈川県	大和市（＊）	子ども	81	＊ 令和5年4月診療分から受託している小児医療について、年齢を中学卒業まで→高校卒業相当年齢までに拡大、名称を小児医療→子ども医療に変更 ・ 高校卒業相当年齢までの者（自身を監護する者がいない者も含む） （ただし、生活保護法の適用を受けている者及び他公費を受けている者は対象外） ＊ 所得制限なし（所得制限撤廃は令和5年4月診療分から実施）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
	海老名市（＊）	子ども	81	＊ 平成28年3月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大（中学校卒業まで→18歳までへ拡大） 満18歳に達した日以後最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者、児童福祉法に基づく措置により医療を受給している者、障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年9月診療分
	川崎市（＊）	小児	81	＊ 平成29年4月診療分から助成内容を変更した小児医療について、所得制限を撤廃し、対象年齢を拡大（小学校6年生まで→中学3年生までへ拡大（一部負担金あり）） （1歳児以上は所得制限あり→所得制限なし） 0歳～中学3年生 （ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療助成対象者、ひとり親家庭等医療費助成対象者及び児童福祉法に基づく措置による医療対象者は対象外） ＊ 所得制限撤廃し、対象者は原則現物給付	なし	小学校4年生以上の者 1回につき500円 （ただし市民税所得割非課税者を除く） ＊ 薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年9月診療分
	愛川町（＊）	小児	81	＊ 平成28年3月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者、児童福祉法に基づく措置により医療を受給している者、障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年9月診療分
	真鶴町（＊）	小児	81	＊ 平成28年3月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大（15歳→18歳へ拡大） 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年10月診療分
	座間市（＊）	小児	81	＊ 令和5年4月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大（15歳→18歳へ拡大） 0歳から満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年10月診療分
	葉山町（＊）	小児	81	＊ 平成30年12月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までへ拡大） 0歳～18歳まで （18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） （生活保護法の適用を受けている者、児童福祉法に基づく措置により医療を受給している者、重度障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外） ＊ 所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年10月診療分
	開成町（＊）	小児	81	＊ 平成30年9月診療分から助成内容を変更した小児医療について、所得制限を撤廃し、対象年齢を拡大（15歳→18歳へ拡大） 18歳に到達した日以後の最初の3月31日（高校3年生相当）までの者 ＊ 所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年10月診療分
	伊勢原市（＊）	小児	81	＊ 令和4年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、所得制限を撤廃 0歳～15歳までの者 （15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者） （ただし、生活保護法による適用を受けている者、ひとり親家庭等医療費助成制度対象者及び心身障害者医療費助成対象者は対象外） ＊ 所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年10月診療分
	横須賀市（＊）	小児	81	＊ 平成30年4月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大（15歳→18歳へ拡大） 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない。） ＊ 所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
神奈川県	小田原市（＊）	小児	81	＊平成28年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、所得制限を撤廃 0歳～15歳まで (15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) (生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外) ＊所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 10月診療分
	三浦市（＊）	小児	81	＊平成30年4月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大(15歳→18歳へ拡大) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象としない。)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 10月診療分
	秦野市（＊）	小児	81	＊平成31年4月診療分から助成内容を変更した小児医療について、所得制限を撤廃 0歳～中学校3年生まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (生活保護法の適用を受けている者は対象外) ＊所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 10月診療分
	厚木市（＊）	子ども	81	＊平成28年3月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大(15歳→18歳へ拡大) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、児童福祉法そのほかの法令による措置により公費負担施設に入所している者、里親等に委託されている者、心身障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 10月診療分
	寒川町（＊）	小児	81	＊令和3年4月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大(15歳→18歳へ拡大) 0歳～18歳まで (18歳に達する日以後の最初の3月末日までにある者) (生活保護法の適用を受けている人、重度障害者医療費助成及びひとり親家庭等医療費助成を受けることができる人、児童福祉施設に入所している人、里親に託されている人は対象外) ＊所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 10月診療分
	清川村（＊）	小児	81	＊平成28年3月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大(15歳→18歳へ拡大) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、児童福祉法に基づく措置により医療を受給している者は対象外) ＊所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 10月診療分
	鎌倉市（＊）	小児	81	＊令和4年4月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大(15歳→18歳へ拡大) 18歳までの者 ＊所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 10月診療分
	南足柄市（＊）	小児	81	＊令和4年4月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大(中学校卒業→高校卒業までへ拡大) 高校卒業までの入院と通院について助成 (ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療費助成対象者、ひとり親家庭等医療費助成対象者、婚姻している者は対象外) ＊所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 11月診療分
	平塚市（＊）	小児	81	＊令和2年1月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大(15歳→18歳へ拡大) 0歳～18歳まで (18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (就学、就労等の状況に関わらず、生年月日を基準とする) (ただし、生活保護法の適用を受けている者、ひとり親家庭等医療費助成制度対象者、重度障害者医療費助成対象者及び児童福祉法に基づく措置による医療対象者等は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 12月診療分
	藤沢市（＊）	小児	81	＊令和5年4月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大 (15歳→18歳へ拡大) 0歳～18歳まで (18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ＊すべての対象者について所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
神奈川県	二宮町（＊）	こども	81	＊平成28年3月診療分から受託している小児医療について、対象年齢を拡大及び名称を変更（15歳→18歳へ拡大） （小児医療→こども医療へ変更） 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者、児童福祉法に基づく措置による医療受給者、障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年4月診療分
	川崎市	小児ぜん息患者	88	＊平成28年3月診療分から実施している事業について、実施機関番号「88.14.500.8」の取り扱いは令和6年3月31日まで（ただし、現存受給者への措置として、令和8年3月31日までは、従来どおり医療費の助成等が受けられるように、現行制度を2年間継続する経過措置を設ける。）				令和6年3月診療分までの取扱い （経過措置：令和8年3月診療分まで）	
	川崎市	成人ぜん息患者	89	＊平成28年3月診療分から実施している事業について、実施機関番号「89.14.500.7」の取り扱いは令和6年3月31日まで（ただし、現存受給者への措置として、令和8年3月31日までは、従来どおり医療費の助成等が受けられるように、現行制度を2年間継続する経過措置を設ける。）				令和6年3月診療分までの取扱い （経過措置：令和8年3月診療分まで）	
	茅ヶ崎市（＊）	小児	81	＊令和5年7月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大（15歳→18歳へ拡大） 0歳～18歳まで （18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ＊所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年7月診療分
	相模原市（＊）	こども	81	＊平成30年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大及び入院外の自己負担額有りの対象年齢を拡大 （小児医療→こども医療） （15歳まで→18歳までへ拡大） （自己負担 入院外：1回につき500円 中学生→中学生以上に変更） 0歳～18歳まで （18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者） （生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外） ＊15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者は所得制限あり。	なし	1回につき500円 （中学生以上、ただし養育者が市民税非課税の者を除く） ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
	小田原市（＊）	子ども	81	＊令和5年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大及び名称を変更（15歳→18歳へ拡大） （小児医療→子ども医療へ変更） 0歳～18歳まで（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） （生活保護法の適用を受けている者、重度障害者医療費助成対象者及びひとり親家庭等医療費助成対象者は対象外） ＊所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年10月診療分
	伊勢原市（＊）	こども	81	＊令和5年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大及び名称を変更（15歳→18歳へ拡大） （小児医療→こども医療へ変更） 0歳～18歳まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者） （ただし、生活保護法による適用を受けている者、ひとり親家庭等医療費助成制度対象者及び心身障害者医療費助成制度対象者は対象外） ＊所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年10月診療分
	秦野市（＊）	こども	81	＊令和5年10月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大及び名称を変更（15歳→18歳へ拡大） （小児医療→こども医療へ変更） 0歳～18歳まで（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるもの） （生活保護法の適用を受けている者は対象外） ＊所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年10月診療分
	相模原市（＊）	重度障害者	80	＊平成28年3月診療分から受託している重度障害者医療について、年齢制限を設ける。 1.身体障害者の1級・2級の者 2.IQ（知能指数）35以下の者 3.身体障害者手帳3級かつIQ（知能指数）が50以下の者 4.精神障害者保健福祉手帳の1級・2級の者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外） （65歳以上（65歳の誕生日の前日以降）で新規に受給対象となる障害者手帳の交付を受けた者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
神奈川県	湯河原町（＊）	小児医療	81	*令和4年4月診療分から助成内容を変更した小児医療について、対象年齢を拡大（15歳→18歳へ拡大） 入・通院:0歳～18歳まで （18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ただし、生活保護受給世帯は除く	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 1月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	新潟市・長岡市を除く市町村	老人医療	60	1. 65歳から70歳に達する日の属する月の末日までの者で、常時ひとり暮らしの状態にある者『ひとり暮らし老人』	高齢者の医療の確保に関する法律で定める一部負担金		対象外	県内の医療機関等	平成23年4月診療分
	長岡市		60	2. 65歳から70歳に達する日の属する月の末日までの者で、3か月以上にわたって常時が床し、日常生活における基本的な動作が困難で他の介助を必要とする状態にあり、かつ、その状態が継続すると認められる者『ねたきり老人』			減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成		
	新潟市・出雲崎町を除く市町村	重度心身障害者	61	1. 知事が交付する療育手帳の交付を受け、障害の程度「A」と判定されている者『重度知的障害者』 2. 身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳の交付を受け、障害の等級が1級、2級又は3級の者『重度身体障害者』 3. 2と同程度以上の障害を有し、知事の承認を受けて市町村長が認定する者	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 （月4回を限度） 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成 （生活療養費は償還払い）		
	出雲崎町		61	1. 知事が交付する療育手帳の交付を受け、障害の程度「A」と判定されている者『重度知的障害者』 2. 身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳の交付を受け、障害の等級が1級、2級又は3級の者『重度身体障害者』 3. 2と同程度以上の障害を有し、知事の承認を受けて市町村長が認定する者（ただし、1歳未満の者を除いた者）					
	新潟市・出雲崎町を除く市町村	ひとり親家庭等	64	1. ひとり親家庭の父又は母及び児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童。ただし、一定以上の障害を有する場合は20歳未満の者） 2. 養育者及び養育者が養育する児童（養育者とは、父母が死亡した児童を養育する者等）			0歳児：減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成		
	出雲崎町		64	1. ひとり親家庭の父又は母及び児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童。ただし、一定以上の障害を有する場合は20歳未満の者） 2. 養育者及び養育者が養育する児童（養育者とは、父母が死亡した児童を養育する者等）（ただし、1歳に達した月の末日までの者は除く。）					
	16市町村※1	子どもの医療	65	入 院：満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外：満3歳に達する日の属する月の月末まで （3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで）			減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成		
	長岡市 柏崎市	子どもの医療 （県の事業の上乗せ分）	90	入 院：満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外：満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで （3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで）					
	上越市	子どもの医療 （県の事業の上乗せ分）	90	入 院：満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外：満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで					
	新発田市 小千谷市	子どもの医療 （県の事業の上乗せ分）	90	入 院：満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外：満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで （3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで）					
	十日町市	子どもの医療 （県の事業の上乗せ分）	90	満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで					
	村上市 魚沼市 弥彦村	子どもの医療 （県の事業の上乗せ分）	90	満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで					
	阿賀野市	子どもの医療 （県の事業の上乗せ分）	90	入 院：満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外：満9歳に達する日以後の最初の3月31日まで （3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで）					
※1 三条市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、佐渡市、南魚沼市、胎内市、田上町、阿賀町、湯沢町、津南町、刈羽村、粟島浦村									

※1 三条市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、佐渡市、南魚沼市、胎内市、田上町、阿賀町、湯沢町、津南町、刈羽村、粟島浦村

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
新潟県	胎内市 田上町 聖籠町	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ分)	90	満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に 530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付 を受けた者に対し、 食事標準負担額を 助成	県内の 医療機関等	平成23年 4月診療分
	関川村	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ分)	90	満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで			0歳児:減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負 担額を助成		
	三条市 見附市	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ分)	90	入 院:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)			対象外		
	燕市 佐渡市 湯沢町	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ分)	90	満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで			減額認定証の交付 を受けた者に対し、 食事標準負担額を 助成		
	妙高市	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ分)	90	入 院:満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで					
	五泉市	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ分)	90	入 院:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満9歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)			対象外		
	阿賀町 津南町 刈羽村 粟島浦村	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ分)	90	満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで					
	糸魚川市	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ分)	90	入院外:満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)		医療機関毎に 530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし			
	加茂市	子どもの医療 (県の事業の 上乗せ分)	90	入 院:満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に 530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	対象外		
子どもの医療 (県の事業の 上乗せ分)		91	県基準の入院自己負担額及び食事標準負担額を助成 入 院:満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし		食事標準負担額を 助成			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	南魚沼市	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで (入院・入院外・所得制限等なし)	医療機関毎に 1,200円／日	医療機関毎に 530円／日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成23年 4月診療分
		子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	91	県基準の自己負担額を助成 入院・入院外:満5歳に達する日の属する月の月末まで	なし	なし			
	出雲崎町	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円／日	医療機関毎に 530円／日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負担額を助成		
		子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	91	県基準の自己負担額を助成 0歳児	なし	なし			
	新潟市	老人医療	60	1.65歳から70歳に達する日の属する月の末日までの者で、常時ひとり暮らしの状態にある者『ひとり暮らし老人』 2.65歳から70歳に達する日の属する月の末日までの者で、3か月以上にわたって常時が床し、日常生活における基本的な動作が困難で他の介助を必要とする状態にあり、かつ、その状態が継続すると認められる者『ねたきり老人』	高齢者の医療の確保に関する法律で定める一部負担金		対象外		
		重度心身障がい者	61	1.新潟県知事又は新潟市長が発行する療育手帳の交付を受け、障害の程度「A」と判定されている者『重度知的障害者』 2.身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳の交付を受け、障害の等級が1級、2級又は3級の者『重度身体障害者』 3.1及び2と同程度以上の障害を有するもので、新潟市長が認定した者	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に 530円/日 (月4回を限度) ・薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成 (生活療養費は償還払い)		
		ひとり親家庭等	64	1.ひとり親家庭の父又は母及び児童(児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者。ただし、一定以上の障害を有する場合は20歳未満の者) 2.養育者及び養育者が養育する児童(養育者とは、死亡等により父母が監護しない児童を養育する者)			減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成		
		こども医療	90	入 院:出生した日から12歳に達した日以後の最初の3月31日までの者 入院外:出生した日から9歳に達した日以後の最初の3月31日までの者					
	見附市 (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、入院の対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 入 院:満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に 530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成23年 9月診療分
	新発田市 (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大 (6歳まで→12歳までに拡大) 入 院、入院外ともに満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円／日	医療機関毎に 530円／日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負担額を助成		
	柏崎市 (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大 (6歳まで→9歳までに拡大) 入 院:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満9歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)			減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	燕市 (*)	子どもの医療	65	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、実施機関番号の統合(県基準(65.15.027.8)→県基準の上乗せ分(90.15.027.7)に統合) 入 院: 満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外: 満3歳に達する日の属する月の月末まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児: 減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成24年4月診療分
		子どもの医療(県の事業の上乗せ分)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、実施機関番号の統合により食事療養費の負担額を変更(対象外→0歳児で減額認定証の交付を受けた者に対し食事標準負担額を助成) 満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで			0歳児: 減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成		
	上越市 (*)	子どもの医療(県の事業の上乗せ分)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大(12歳まで→15歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成		
	小千谷市 (*)	子どもの医療(県の事業の上乗せ分)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大(6歳まで→12歳までに拡大) 満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児: 減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成		
	糸魚川市 (*)	子どもの医療(県の事業の上乗せ分)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、入院・入院外の対象年齢を拡大(入院: 18歳まで、入院外: 6歳まで→12歳までに拡大) 入 院: 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外: 満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成24年6月診療分
	胎内市 (*)	子どもの医療(県の事業の上乗せ分)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、対象年齢を拡大(12歳まで→15歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成24年7月診療分
	15市町村※2 (*)	子どもの医療	65	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、対象年齢を拡大(入院: 満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで→満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)に拡大) (入院外: 満3歳に達する日の属する月の月末まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)→満3歳に達する日の属する月の月末まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)に拡大) 入 院: 満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外: 満3歳に達する日の属する月の月末まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児: 減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成24年9月診療分
	長岡市 (*)	子どもの医療(県の事業の上乗せ分)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について対象年齢を拡大(3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳まで→満15歳までに拡大) 入 院: 満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外: 満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成		
	三条市 (*)	子どもの医療(県の事業の上乗せ分)	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、県基準の対象年齢の拡大による変更(3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)を削除 入院外: 満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで		医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし			
	柏崎市 (*)	子どもの医療(県の事業の上乗せ分)	90	*平成23年9月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大(3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳まで→満15歳までに拡大) 入 院: 満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外: 満9歳に達する日以後の最初の3月31日まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成		

※2 三条市、加茂市、見附市、糸魚川市、妙高市、五泉市、佐渡市、南魚沼市、胎内市、田上町、湯沢市、津南町、刈羽村、粟島浦村及び阿賀町

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	新発田市（＊）	子どもの医療（県の事業の上乗せ分）	90	*平成23年9月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大（満12歳まで→満15歳までに拡大） 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） 薬局での自己負担なし	0歳児：減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成24年9月診療分
	小千谷市（＊）	子どもの医療（県の事業の上乗せ分）	90	*平成24年4月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大（満12歳まで→3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳までに拡大） 満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで （3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） 薬局での自己負担なし	0歳児：減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成		
	加茂市（＊）	子どもの医療（県の事業の上乗せ分）	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大（入院外：満6歳まで（3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳まで）→満15歳までに拡大） 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） 薬局での自己負担なし	対象外		
	見附市（＊）	子どもの医療（県の事業の上乗せ分）	90	*平成23年9月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、県基準の対象年齢の拡大による変更（（3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで）を削除） 入 院：満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外：満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） 薬局での自己負担なし	対象外		
	村上市 魚沼市（＊）	子どもの医療（県の事業の上乗せ分）	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、対象年齢を拡大（満12歳まで→3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳までに拡大） 満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで （3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） 薬局での自己負担なし	0歳児：減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成		
	妙高市（＊）	子どもの医療（県の事業の上乗せ分）	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大（満12歳まで→満15歳までに拡大） 入院・入院外ともに満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成		
	五泉市（＊）	子どもの医療（県の事業の上乗せ分）	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、対象年齢を拡大（入院：満12歳まで、入院外：満9歳まで（3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳まで）→満15歳までに拡大） 入院・入院外ともに満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） 薬局での自己負担なし	対象外		
	阿賀野市（＊）	子どもの医療（県の事業の上乗せ分）	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、入院・入院外の対象年齢を拡大（入院：満12歳まで、入院外：満9歳まで（3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳まで）→満15歳までに拡大） 入院・入院外ともに満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） 薬局での自己負担なし	0歳児：減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成		
	佐渡市（＊）	子どもの医療（県の事業の上乗せ分）	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、対象年齢を拡大（満12歳まで→満15歳までに拡大） 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） 薬局での自己負担なし	対象外		
	燕市（＊）	子どもの医療（県の事業の上乗せ分）	90	*平成24年4月診療分から受託している子どもの医療について、入院・入院外（3人以上の子を有する保護者である場合）の対象年齢を拡大（入 院：満12歳まで→満15歳までに拡大） （入院外：満12歳まで→3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳までに拡大） 入 院：満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外：満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで （3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） 薬局での自己負担なし	0歳児：減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成		
	聖籠町（＊）	子どもの医療（県の事業の上乗せ分）	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、対象年齢を拡大（満12歳まで→満15歳までに拡大） 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	弥彦村（＊）	子どもの医療（県の事業の上乗せ分）	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、対象年齢を拡大（満12歳まで→満15歳までに拡大） 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） 薬局での自己負担なし	0歳児：減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成24年9月診療分
	田上町（＊）	子どもの医療（県の事業の上乗せ分）	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、入院の対象年齢を拡大（満12歳まで→満15歳までに拡大） 入 院：満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外：満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成		
	湯沢町（＊）	子どもの医療（県の事業の上乗せ分）	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、対象年齢を拡大（満12歳まで→満15歳までに拡大） 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） 薬局での自己負担なし	対象外		
	新潟市（＊）	こども	90	*平成23年4月診療分から受託しているこども医療について、入院の対象年齢を拡大（入院：満12歳まで→満15歳までに拡大） 入 院：15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者 入院外：9歳に達した日以後の最初の3月31日までの者	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成		
	五泉市（＊）	子どもの医療（県の事業の上乗せ分）	90	*平成24年9月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、食事標準負担額の助成を拡大（入院時食事療養標準負担額助成対象外→減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成に拡大） 入院・入院外ともに満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） ※薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成24年11月診療分
	県内各市町村（＊）	老人医療	60	*平成25年4月診療分から訪問看護を対象とする *対象者については、既に受託している各市町村の対象者を参照		療養費の1割		県内の指定訪問看護ステーション	平成25年4月診療分
	県内各市町村（＊）	重度心身障害者	61	*平成25年4月診療分から訪問看護を対象とする *対象者については、既に受託している各市町村の対象者を参照					
	県内各市町村（＊）	ひとり親家庭等	64	*平成25年4月診療分から訪問看護を対象とする *対象者については、既に受託している各市町村の対象者を参照					
	16市町村（＊）※3	子どもの医療	65	*平成25年4月診療分から訪問看護を対象とする *対象者については、既に受託している各市町村の対象者を参照		指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円			
	県内各市町村（新潟市除く）（＊）	子どもの医療（県の事業の上乗せ分）	90	*平成25年4月診療分から訪問看護を対象とする *対象者については、既に受託している各市町村の対象者を参照					
	新潟市（＊）	こども医療	90	*平成25年4月診療分から訪問看護を対象とする *対象者については、既に受託している各市町村の対象者を参照					
	南魚沼市 出雲崎町（＊）	子どもの医療（県の事業の上乗せ分）	91	*平成25年4月診療分から訪問看護を対象とする *対象者については、既に受託している各市町村の対象者を参照		なし			
	十日町市（＊）	子どもの医療（県の事業の上乗せ分）	90	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、入院・入院外の対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） 満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） *薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
※3 三上市、加茂市、見附市、糸魚川市、妙高市、五泉市、佐渡市、南魚沼市、胎内市、燕市、田上町、湯沢町、津南町、刈羽村、粟島浦村及び阿賀町									

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	燕市	子どもの医療	65	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について平成25年3月31日廃止 入 院：満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外：満3歳に達する日の属する月の月末まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児：減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成25年3月31日廃止
	魚沼市 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	90	*平成24年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (満12歳まで→満15歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児：減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成25年4月診療分
						指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	田上町 (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成24年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大 (満12歳まで→満15歳までに拡大) 入院・入院外ともに満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	新潟市 (*)	こども	90	*平成24年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (入院：満15歳まで、入院外：満9歳まで→3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳までに拡大) 入 院：15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者 入院外：9歳に達した日以後の最初の3月31日までの者 (3人以上の子を有する保護者にあつては、18歳に達した日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成25年9月診療分
						指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	柏崎市 (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成24年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大 (満9歳まで→満12歳に拡大) 入院：満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外：満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	三条市 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	90	*平成24年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大 (満6歳まで→満9歳まで) 入 院：満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	南魚沼市 (*)	子ども	65	*平成24年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大 (3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳まで→2人以下の子を有する保護者にあつても満15歳までに拡大) 入院・入院外ともに満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで(ただし、2人以下の子を有する保護者にあつては、入院外の3歳から12歳は、法別90で助成)	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成25年 9月診療分
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	関川村 (*)	子ども	90	*平成23年4月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から受託している子どもの医療について、対象年齢を拡大 (入院・入院外ともに、満15歳まで→3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	加茂市 見附市 糸魚川市 粟島浦村 (*)	子どもの医療	65	*平成24年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、3人以上の子を有する保護者にあつては、対象年齢を拡大 (満15歳まで→満18歳に拡大) 入院:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外:満3歳に達する日の属する月の月末まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	五泉市 (*)	子どもの医療	65	*平成24年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、3人以上の子を有する保護者にあつては、対象年齢を拡大 (満15歳まで→満18歳に拡大) 入院:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外:満3歳に達する日の属する月の月末まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	刈羽村 (*)	子どもの医療	65	*平成24年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、3人以上の子にかかる保護者の範囲及び対象年齢を拡大 (入院:3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳まで→3人以上の子を監護または扶養している保護者にあつては、満18歳に拡大) (入院外:3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳まで→3人以上の子を監護または扶養している保護者にあつては、満18歳に拡大) 入院:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで(3人以上の子を監護または扶養している保護者にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外:満3歳に達する日の属する月の月末まで(3人以上の子を監護または扶養している保護者にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	長岡市 (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成24年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大 (満6歳まで→満9歳までに拡大) 入院:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外:満9歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	小千谷市 村上市 （＊）	子どもの医療 （県の事業の 上乗せ分）	90	*平成24年9月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大 （満12歳まで→満15歳までに拡大） 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 （月4回を限度） 薬局での自己負担なし	0歳児：減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成25年 9月診療分
						指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	加茂市 （＊）	子どもの医療 （県の事業の 上乗せ分）	90	*平成24年9月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から助成内容を変更した子どもの医療について、入院の対象年齢を拡大 （満15歳まで→満18歳までに拡大） 入 院：満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外：満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 （月4回を限度） 薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
		子どもの医療 （県の事業の上乗せ分）	91	*平成23年4月診療分から受託している子どもの医療について、入院の対象年齢を拡大 （満15歳まで→満18歳までに拡大） 県基準の入院自己負担額及び食事標準負担額を助成 入 院：満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
	見附市 （＊）	子どもの医療 （県の事業の上乗せ分）	90	*平成24年9月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から助成内容を変更した子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大 （満6歳まで→満9歳までに拡大） 入 院：満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外：満9歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 （月4回を限度） 薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	阿賀野市 （＊）	子ども （県の事業の上乗せ分）	90	*平成24年9月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から助成内容を変更した子ども医療について、3人以上の子を有する保護者にあつては、対象年齢を拡大 （満15歳まで→3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳までに拡大） 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで（3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 （月4回を限度） 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	粟島浦村 （＊）	子ども （県の事業の上乗せ分）	90	*平成23年4月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 （満15歳まで→満18歳に拡大） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に530円/日 （月4回を限度） 薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	湯沢町（＊）	子どもの医療 （県の事業の上乗せ分）	90	＊平成24年9月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から受託している子どもの医療について、対象年齢を拡大 （満15歳まで→満18歳に拡大） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 （月4回を限度） 薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成25年 11月診療分
						指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 ＊1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	胎内市（＊）	子どもの医療	65	＊平成24年9月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から助成内容を変更した子どもの医療について、3人以上の子を有する保護者にあつては、対象年齢を拡大 （満15歳まで→満18歳までに拡大） 入 院：満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで（3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで） 入院外：満3歳に達する日の属する月の月末まで（3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 （月4回を限度） 薬局での自己負担なし	0歳児：減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成26年 4月診療分
						指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 ＊1日に2回以上訪問を行った場合も250円	県内の指定訪問看護ステーション		
	出雲崎町（＊）	子どもの医療 （県の事業の上乗せ分）	90	＊平成23年4月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から受託している子どもの医療について、対象年齢を拡大 （満15歳まで→満18歳までに拡大） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 （月4回を限度） 薬局での自己負担なし	0歳児：減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 ＊1日に2回以上訪問を行った場合も250円	県内の指定訪問看護ステーション		
	関川村（＊）	子どもの医療 （県の事業の上乗せ分）	90	＊平成25年9月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大 （3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳まで→2人以下の子を有する保護者にあつても満18歳までに拡大） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 （月4回を限度） 薬局での自己負担なし	0歳児：減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 ＊1日に2回以上訪問を行った場合も250円	県内の指定訪問看護ステーション		
	13市町村（＊） ※4	老人医療	60	＊平成23年4月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から受託している老人医療について、平成26年4月以降の国の高齢者医療制度の見直しに伴い、対象年齢を拡大し、自己負担を変更 （既存対象者：1割→1割（75歳の誕生日前日まで（経過措置））に変更） （新規対象者：1割→2割に変更） 1.65歳から70歳に達する日の属する月の末日までの者で、常時ひとり暮らしの状態にある者「一人暮らし老人」 2.65歳から70歳に達する日の属する月の末日までの者で、3か月以上にわたって常時が床し、日常生活における基本的な動作が困難で他の介助を必要とする状態にあり、かつ、その状態が継続すると認められる者「寝たきり老人」 ＊既存対象者については、75歳の誕生日前日まで経過措置を行う	既存対象者（平成26年3月31日までに受給資格を得たもの） 1割⇒75歳の誕生日前日まで（経過措置） 新規対象者（平成26年4月1日以降に受給資格を得たもの） 2割	対象外	県内の医療機関等		
						同上（療養費）	県内の指定訪問看護ステーション		
※4 村上市、新発田市、阿賀野市、聖籠町、五泉市、田上町、小千谷市、十日町市、柏崎市、刈羽村、上越市、妙高市、佐渡市									

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月		
					入院	入院外					
新潟県	14市町村 (*) ※5	老人医療	60	*平成23年4月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から受託している老人医療について、平成26年4月以降の国の高齢者医療制度の見直しに伴い、自己負担を変更(1割→2割に変更) 1.65歳から70歳に達する日の属する月の末日までの者で、常時ひとり暮らしの状態にある者「一人暮らし老人」 2.65歳から70歳に達する日の属する月の末日までの者で、3か月以上にわたって常時が床し、日常生活における基本的な動作が困難で他の介助を必要とする状態にあり、かつ、その状態が継続すると認められる者「寝たきり老人」	2割		対象外	県内の医療機関等	平成26年4月診療分		
						2割		県内の指定訪問看護ステーション			
	新潟市 (*)	老人医療	60	*平成23年4月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から受託している老人医療について、平成26年4月以降の国の高齢者医療制度の見直しに伴い、対象年齢を拡大し、自己負担を変更(既存対象者:1割→1割(75歳の誕生日前日まで(経過措置)))に変更(新規対象者:1割→2割に変更) 1.65歳から70歳に達する日の属する月の末日までの者で、常時ひとり暮らしの状態にある者「一人暮らし老人」 2.65歳から70歳に達する日の属する月の末日までの者で、3か月以上にわたって常時が床し、日常生活における基本的な動作が困難で他の介助を必要とする状態にあり、かつ、その状態が継続すると認められる者「寝たきり老人」 *既存対象者については、75歳の誕生日前日まで経過措置を行う	既存対象者(平成26年3月31日までに受給資格を得たもの) 1割⇒75歳の誕生日前日まで(経過措置) 新規対象者(平成26年4月1日以降に受給資格を得たもの) 2割		対象外	県内の医療機関等	平成26年4月診療分		
						同上(療養費)		県内の指定訪問看護ステーション			
	長岡市 (*)	老人医療	60	*平成23年4月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から受託している老人医療について、平成26年4月以降の国の高齢者医療制度の見直しに伴い、自己負担を変更(既存対象者:1割→1割(75歳の誕生日前日まで(経過措置)))に変更(新規対象者:1割→2割に変更) 1.65歳から70歳に達する日の属する月の末日までの者で、常時ひとり暮らしの状態にある者「一人暮らし老人」 2.65歳から70歳に達する日の属する月の末日までの者で、3か月以上にわたって常時が床し、日常生活における基本的な動作が困難で他の介助を必要とする状態にあり、かつ、その状態が継続すると認められる者「寝たきり老人」 *既存対象者については、75歳の誕生日前日まで経過措置を行う	既存対象者(平成26年3月31日までに受給資格を得たもの) 1割⇒75歳の誕生日前日まで(経過措置) 新規対象者(平成26年4月1日以降に受給資格を得たもの) 2割		減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等			
						同上(療養費)		県内の指定訪問看護ステーション			
	阿賀町 (*)	老人医療	60	*平成23年4月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から受託している老人医療について、平成26年4月以降の国の高齢者医療制度の見直しに伴い、自己負担を変更(既存対象者:1割→1割(満70歳に達する日の属する月の末日まで(経過措置)))に変更(新規対象者:1割→2割に変更) 1.65歳から70歳に達する日の属する月の末日までの者で、常時ひとり暮らしの状態にある者「一人暮らし老人」 2.65歳から70歳に達する日の属する月の末日までの者で、3か月以上にわたって常時が床し、日常生活における基本的な動作が困難で他の介助を必要とする状態にあり、かつ、その状態が継続すると認められる者「寝たきり老人」	既存対象者(平成26年3月31日までに受給資格を得たもの) 1割⇒満70歳に達する日の属する月の末日まで(経過措置) 新規対象者(平成26年4月1日以降に受給資格を得たもの) 2割		対象外	県内の医療機関等			
						同上(療養費)		県内の指定訪問看護ステーション			
	※5 関川村、粟島浦村、胎内市、三条市、加茂市、燕市、弥彦村、見附市、出雲崎町、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町、糸魚川市										

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	津南町 (*)	子どもの医療	65	*平成24年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、3人以上の子を有する保護者にあつては対象年齢を拡大(満15歳まで→満18歳までに拡大)	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成26年 4月診療分
				入 院:満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外:満3歳に達する日の属する月の月末まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)		指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
		子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成23年4月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から受託している子どもの医療について、対象年齢を拡大(満15歳まで→満18歳までに拡大) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) 薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	糸魚川市 (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成24年6月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大(満12歳まで→満15歳に拡大) 入 院:満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) 薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成26年 6月診療分
						指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	新潟市 (*)	重度障がい者	61	*平成23年4月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から受託している重度心身障がい者医療について、対象者を拡大し、制度名を変更(精神障害者保健福祉手帳1級所持者を対象)	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) *薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成(生活療養費は償還払い)	県内の医療機関等	平成26年 9月診療分
				1 新潟県知事又は新潟市長が発行する療育手帳の交付を受け、障害の程度「A」と判定されている者『重度知的障害者』 2 身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳の交付を受け、障害の等級が1級、2級又は3級の者『重度身体障害者』 3 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障がいの等級が1級の者 4 1から3と同程度以上の障害を有するもので、新潟市長が認定した者		指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	柏崎市 (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成25年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、2人以下の子を有する保護者にあつては、対象年齢を拡大(満12歳まで→満15歳に拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) *薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	見附市 (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成25年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大(満9歳まで→満15歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	胎内市 （＊）	子どもの医療 （県の事業の上乗せ分）	90	＊平成24年7月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大 （満15歳まで→満18歳までに拡大） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 （月4回を限度） ＊薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成26年 9月診療分
						指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 ＊1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	燕市 （＊）	子どもの医療 （県の事業の上乗せ分）	90	＊平成24年9月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から助成内容を変更した子どもの医療について、入院外の2人以下の子を有する保護者にあつては、対象年齢を拡大 （満12歳まで→満15歳までに拡大） 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 （月4回を限度） ＊薬局での自己負担なし	0歳児：減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 ＊1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	阿賀町 （＊）	子どもの医療	65	＊平成24年9月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から助成内容を変更した子どもの医療について、3人以上の子を有する保護者にあつては、対象年齢を拡大 （満15歳まで→満18歳までに拡大） 入院：満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで （3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで） 入院外：満3歳に達する日の属する月の月末まで （3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 （月4回を限度） ＊薬局での自己負担なし	0歳児：減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 ＊1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
		子どもの医療 （県の事業の上乗せ分）	90	＊平成23年4月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から受託している子どもの医療について、対象年齢を拡大 （満15歳まで→満18歳までに拡大） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 （月4回を限度） ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 ＊1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	糸魚川市 （＊）	子どもの医療 （県の事業の上乗せ分）	90	＊平成26年6月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から助成内容を変更した子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大 （満15歳まで→満18歳までに拡大） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 （月4回を限度） 薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 ＊1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	五泉市 （＊）	子どもの医療 （県の事業の上乗せ分）	90	＊平成24年11月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大 （満15歳まで→満18歳までに拡大） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成26年9月診療分
						指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 ＊1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	聖籠町	子どもの医療 （県の事業の上乗せ分）	91	県基準の自己負担額における入院外の月2回目から4回目を助成 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで		医療機関毎に530円/日（月の1回目のみ）		県内の医療機関等	平成27年4月診療分
	妙高市 （＊）	子どもの医療 （県の事業の上乗せ分）	90	＊平成24年9月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大 （満15歳まで→満18歳に拡大） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） ＊薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成27年6月診療分
						指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 ＊1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	佐渡市	子どもの医療 （県の事業の上乗せ分）	91	＊県基準の入院自己負担額を助成 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし		対象外	県内の医療機関等	平成27年9月診療分
	新潟市 （＊）	こども	90	＊平成25年9月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から助成内容を変更したこども医療について、対象を拡大 （入院：満15歳まで→満18歳まで、入院外：満9歳→満12歳まで） 入院：満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外：満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで （3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで）	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 ＊1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	村上市 （＊）	子どもの医療 （県の事業の上乗せ分）	90	＊平成25年9月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大 （満15歳まで→満18歳までに拡大） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） 薬局での自己負担なし	0歳児：減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 ＊1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	魚沼市	子どもの医療 （県の事業の上乗せ分）	91	＊県基準の入院自己負担額を助成 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで （子ども医療費助成事業「90150236」の対象者については、平成28年4月1日以降）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成27年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	長岡市（＊）	子どもの医療（県の事業の上乗せ分）	90	＊平成25年9月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から助成内容を変更した子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大（満9歳まで→満12歳までに拡大） 入院、入院外ともに満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで（3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成27年10月診療分
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 ＊1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	三条市（＊）	子どもの医療（県の事業の上乗せ分）	90	＊平成25年9月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大（入院外：満9歳まで→満12歳まで） 入院、入院外ともに満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） 薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年4月診療分
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 ＊1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	新発田市	子どもの医療（県の事業の上乗せ分）	91	＊県基準の入院自己負担額を助成 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年4月診療分
	三条市（＊）	子どもの医療	90	＊平成27年10月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から助成内容を変更した子どもの医療について、法別65廃止に伴い、3人以上の子を有する保護者にあつては、対象年齢を拡大し、食事療養費の対象を変更（3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳までに変更） （対象外→0歳児：減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成に変更） 満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで（3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） 薬局での自己負担なし	0歳児：減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 ＊1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	加茂市（＊）	子どもの医療	90	＊平成25年9月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から助成内容を変更した子どもの医療について、法別65廃止に伴い、3人以上の子を有する保護者あつては、入院外の対象年齢を拡大。（入院外：3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳までに変更） 入院：満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外：満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで（3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） 薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 ＊1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	見附市 (*)	子どもの医療	90	*平成26年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、法別65廃止に伴い、3人以上の子を有する保護者にあつては、対象年齢を拡大し、食事療養費の対象を変更 (3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳までに変更) (対象外→0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成に変更) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで (3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成28年4月診療分
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	糸魚川市 (*)	子どもの医療	90	*平成26年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、法別65廃止に伴い、食事療養費の対象を変更 (対象外→0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成に変更) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	南魚沼市 (*)	子どもの医療	90	*平成23年4月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から受託している子どもの医療について、法別65廃止に伴い、対象年齢を拡大し、食事療養費の対象を変更 (満12歳まで→満15歳までに変更) (対象外→0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	田上町 (*)	子どもの医療	90	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、入院の対象年齢を拡大 (入院:満15歳まで→満18歳までに拡大) 入 院:満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	湯沢町 (*)	子どもの医療	90	*平成25年11月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、法別65廃止に伴い、食事療養費の対象を変更 (対象外→0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成に変更) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	津南町 (*)	子どもの医療	90	*平成26年4月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、法別65廃止に伴い、食事療養費の対象を変更 (対象外→0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成に変更) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に 530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負 担額を助成	県内の 医療機関等	平成28年 4月診療分
						指定訪問看護事業者ごと に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を 行った場合も250円		県内の 指定訪問 看護 ステーション	
	刈羽村 (*)	子どもの医療	90	*平成23年4月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から受託している子どもの医療について法別65廃止に伴い、対象年齢を拡大し、食事療養費の対象を変更 (満15歳まで→満18歳までに拡大) (対象外→0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成に変更) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に 530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負 担額を助成	県内の 医療機関等	
						指定訪問看護事業者ごと に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を 行った場合も250円		県内の 指定訪問 看護 ステーション	
	粟島浦村 (*)	子どもの医療	90	*平成25年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、法別65廃止に伴い、食事療養費の対象を変更 (対象外→0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成に変更) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に 1,200円/日	医療機関毎に 530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証 の交付を受けた者 に対し、食事標準負 担額を助成	県内の 医療機関等	
						指定訪問看護事業者ごと に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を 行った場合も250円		県内の 指定訪問 看護 ステーション	
	三条市 加茂市 見附市 糸魚川市 妙高市 五泉市 佐渡市 南魚沼市 胎内市 田上町 湯沢町 津南町 刈羽村 粟島浦村 阿賀町 (*)	子どもの医療	65	県の医療費助成事業補助金の交付金化に伴い、実施機関番号「65.15.***」を廃止 (「90.15.***」へ事務継承)					平成28年3月診療分までの取扱

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	阿賀野市（＊）	子どもの医療	90	＊平成25年9月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から助成内容を変更した子どもの医療について、2人以下の子を有する保護者にあつては、対象年齢を拡大（満15歳まで→満18歳までに拡大） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成28年4月診療分
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 ＊1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	新潟市	妊産婦	92	生計が同一の世帯全員が所得税非課税である妊産婦であつて、受給資格認定申請書を提出した日の翌月1日から出産した日の翌月末日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） 薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年9月診療分
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 ＊1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	上越市（＊）	子どもの医療	90	＊平成24年4月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大（満15歳まで→満18歳までに拡大） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 ＊1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	佐渡市（＊）	子どもの医療	90	＊平成24年9月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大（満15歳まで→満18歳までに拡大） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） 薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 ＊1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
			91	＊平成27年9月診療分から受託した子ども医療における県基準の入院自己負担額の助成について、対象年齢を拡大（満15歳まで→満18歳までに拡大） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし		対象外	県内の医療機関等	
	湯沢町	子どもの医療（県の事業の上乗せ分）	91	＊県基準の自己負担額を助成 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年10月診療分
						なし		県内の指定訪問看護ステーション	
	粟島浦村	子どもの医療（県の事業の上乗せ分）	91	＊県基準の自己負担額を助成 満5歳に達する日の属する月の月末まで	なし		対象外	県内の医療機関等	
								県内の指定訪問看護ステーション	
	阿賀町	子どもの医療（県の事業の上乗せ分）	91	＊県基準の自己負担額を助成 満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし		対象外	県内の医療機関等	
						なし		県内の指定訪問看護ステーション	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	長岡市（＊）	重度障害者	61	＊平成23年4月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分）から受託した重度心身障害者医療について、制度名を変更し、対象者を変更（精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の等級が1級の者を追加） 1.知事が交付する療育手帳の交付を受け、障害の程度「A」と判定されている者『重度知的障害者』 2.身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳の交付を受け、障害の等級が1級、2級又は3級の者『重度身体障害者』 3.精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の等級が1級の者 4.3と同程度以上の障害を有し、知事の承認を受けて市町村長が認定する者	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成28年9月診療分
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 ＊1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
		子どもの医療	90	＊平成27年10月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から助成内容を変更した子どもの医療について、入院の対象年齢を拡大（入院：満12歳まで→満15歳までに拡大） 入 院：満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外：満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで （3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成28年10月診療分
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 ＊1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	三条市（＊）	子どもの医療	90	＊平成28年4月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から助成内容を変更した子どもの医療について、入院の対象年齢を拡大（入院：満12歳まで→満15歳までに拡大） 入 院：満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外：満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで （3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） 薬局での自己負担なし	0歳児：減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 ＊1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	加茂市（＊）	子どもの医療	90	＊平成28年4月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から助成内容を変更した子どもの医療について、入院外の2人以下の子を有する保護者にあつては、対象年齢を拡大（満15歳まで→満18歳までに拡大） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） 薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年12月診療分
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 ＊1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	加茂市	妊産婦	92	妊娠届出年月日（医療機関で妊娠の確認できた日）から、出産した日の属する月の翌月末日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成29年3月診療分
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 ＊1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	長岡市	妊産婦	92	「市民税非課税世帯」若しくは「市民税均等割のみ課税世帯」である妊産婦であって、母子健康手帳の交付を受けた月の翌月1日から、出産した月の翌月末日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成29年4月診療分
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	魚沼市（*）	子どもの医療	90	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大（満15歳まで→満18歳までに拡大） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） 薬局での自己負担なし	0歳児：減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	田上町（*）	子どもの医療	90	*平成27年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大（満15歳まで→満18歳までに拡大） *入院自己負担額を助成 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで （重度心身障害者医療費助成事業「61150231」の受給者及びひとり親家庭等医療費助成事業「64150238」の受給者で一定の障害の状態である子どもについては、20歳未満の子ども）	なし		対象外	県内の医療機関等	
	弥彦村（*）	子どもの医療	90	*平成28年4月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から助成内容を変更した子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大（入院外：満15歳まで→満18歳までに拡大） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成29年9月診療分
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	十日町市	子どもの医療（県の事業の上乗せ分）	91	*平成24年9月診療分（訪問看護は平成25年4月診療分から対象）から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢拡大し、食事療養費の対象を拡大（満15歳まで→満18歳までに拡大） （食事療養費：0歳児まで→満18歳までに拡大） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	十日町市	子どもの医療（県の事業の上乗せ分）	91	*県基準の入院の自己負担額を助成 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし		対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	新潟市・長岡市・出雲崎町を除く県内各市町村 ※6 (*)	重度心身障害者	61	*平成23年4月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から受託している重度心身障害者医療について、対象者を拡大 (精神障害者保健福祉手帳1級所持者を追加) 1. 知事が交付する療育手帳の交付を受け、障害の程度「A」と判定されている者『重度知的障害者』 2. 身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳の交付を受け、障害の等級が1級、2級、又は3級の者『重度身体障害者』 3. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の等級が1級の者 4. 3と同程度以上の障害を有し、知事の承認を受けて市町村長が認定する者	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成 (生活療養費は償還払い)	県内の医療機関等	平成29年 9月診療分
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	出雲崎町 (*)	重度心身障害者	61	*平成23年4月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から受託している重度心身障害者医療について、対象者を拡大 (精神障害者保健福祉手帳1級所持者を追加) 1. 知事が交付する療育手帳の交付を受け、障害の程度「A」と判定されている者『重度知的障害者』 2. 身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳の交付を受け、障害の等級が1級、2級、又は3級の者『重度身体障害者』 3. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の等級が1級の者 4. 3と同程度以上の障害を有し、知事の承認を受けて市町村長が認定する者 (ただし、1歳未満の者を除いた者)	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成 (生活療養費は償還払い)	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	胎内市	妊産婦	92	妊産婦医療費助成受給者証の交付申請した月の翌月初日から、出産した月の翌月末日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成29年 10月診療分
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	長岡市 (*)	子どもの医療	90	*平成28年10月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大 (入院外:満12歳まで→満15歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	柏崎市 (*)	子どもの医療	90	*平成26年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、入院の対象年齢を拡大 (入院:満15歳まで→満18歳に拡大) 入院:満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成29年 9月診療分
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	

※6 上越市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、見附市、村上市、糸魚川市、妙高市、五泉市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、十日町市、胎内市、燕市、聖籠町、弥彦村、田上町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村、粟島浦村及び阿賀町

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	加茂市 (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	91	*平成25年9月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から助成内容を変更した子どもの医療について、助成内容を拡大 (入院外:対象外→入院外:満1歳までに拡大) 入 院:満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満1歳に達する月の末日まで	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成30年 4月診療分
						なし		県内の指定訪問看護ステーション	
	南魚沼市 (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	91	*平成23年4月診療分(訪問看護は平成25年4月診療分から対象)から受託している子どもの医療について、対象年齢を拡大 (満5歳まで→満6歳までに拡大) *県基準の自己負担額を助成 満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし		県内の医療機関等	
						なし		県内の指定訪問看護ステーション	
	五泉市	妊産婦	92	妊娠届を提出した日の翌月1日から、出産した日の属する月の翌月末日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成30年 6月診療分
						指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	小千谷市 (*)	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	90	*平成25年9月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大 (満15歳まで→満18歳までに拡大) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成30年 7月診療分
						指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	上越市	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	91	*県基準の自己負担額を助成 小学校就学前の児童	なし		対象外	県内の医療機関等	平成30年 9月診療分
						なし		県内の指定訪問看護ステーション	
	糸魚川市	子どもの医療 (県の事業の上乗せ分)	91	*県基準の入院の自己負担額を助成 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし		対象外	県内の医療機関等	平成30年 10月診療分
	三条市 (*)	子どもの医療	90	*平成28年10月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大 (入院外:満12歳まで(3人以上の子を有する保護者にあつては、満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)→満15歳まで(子どもが2人までの家庭の中学生については所得制限あり)に拡大) 入 院:満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで(子どもが2人までの家庭の中学生については所得制限あり)	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	燕市	妊産婦	92	妊娠届を提出した日から、出産した日の属する月の翌月末日まで	なし	なし	標準負担額減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成31年 4月診療分
						なし		県内の指定訪問看護ステーション	
	新潟市（＊）	子ども	90	＊平成27年9月診療分から助成内容を変更した子どもの医療のについて、対象年齢を拡大（入院外：満12歳→満15歳に拡大） 入院：満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで 入院外：満15歳に達する日以降の最初の3月31日まで （3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで）	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） ＊薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者毎に1日250円 ＊1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	燕市（＊）	子ども	90	＊平成26年9月診療分から助成内容を変更した子どもの医療のについて、対象年齢を拡大（満15歳→満18歳に拡大） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） ＊薬局での自己負担なし	0歳児：減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者毎に1日250円 ＊1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	聖籠町（＊）	子ども	91	＊平成27年4月診療分から受託している子どもの医療のについて、対象年齢を拡大（満15歳→満18歳に拡大） 満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで		医療機関毎に530円/日（月の1回目のみ）		県内の医療機関等	
	上越市	妊産婦	92	妊娠届を提出した日の翌月1日または、転入日から、出産（流産）した月の翌月末日まで	なし	なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和元年 9月診療分
						なし		県内の指定訪問看護ステーション	
	妙高市	子ども（県の事業の上乗せ分）	91	＊県基準の自己負担額を助成 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和元年 10月診療分
						なし		県内の指定訪問看護ステーション	
	三条市（＊）	子どもの医療	90	＊平成30年10月診療分から助成内容を変更した子どもの医療のについて、所得制限を廃止（子どもが2人までの家庭の中学生については所得制限あり→所得制限なし） 入院：満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外：満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） 薬局での自己負担なし	0歳児：減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 ＊1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	阿賀町（＊）	子どもの医療（県の事業の上乗せ分）	91	＊平成28年10月診療分から受託している子どもの医療について、対象年齢を拡大（満6歳→満15歳までに拡大） 満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和元年 5月診療分
						なし		県内の指定訪問看護ステーション	
	阿賀野市	子どもの医療（県の事業の上乗せ分）	91	入院：満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで ＊下記の事業の入院における自己負担を助成 ・子ども医療費助成事業（90.15.021.0） ・ひとり親家庭等医療費助成事業（64.15.0212） ・重度心身障害者医療費助成事業（61.15.021.5）	なし		対象外	県内の医療機関等	令和2年 4月診療分
	弥彦村	妊産婦	92	妊産婦医療費助成の申請が認定された日の翌日から、出産（流産・死産）した日の属する月の翌月末日まで（転出は転出日まで）	医療機関毎に1日1,200円	医療機関毎に1日530円 月4回限度 ＊薬局での自己負担なし	標準負担額減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 ＊1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	出雲崎町（＊）	子どもの医療（県の事業の上乗せ分）	91	＊平成25年4月診療分から助成内容を更新した子どもの医療について、対象年齢を拡大（0歳児→満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで） 県基準の自己負担額を助成 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで ・重度心身障害者医療費助成及びひとり親家庭等医療費助成を受給している者を含む	なし	なし	0歳児：減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
						なし		県内の指定訪問看護ステーション	
	新発田市（＊）	子どもの医療（県の事業の上乗せ分）	90	＊平成24年9月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大（満15歳まで→満18歳まで） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） 薬局での自己負担なし	0歳児：減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
			91	＊平成28年4月診療分から受託している子どもの医療について、対象年齢を拡大（満15歳まで→満18歳まで） 県基準の入院自己負担額を助成 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで ・重度心身障害者医療費助成及びひとり親家庭等医療費助成を受給している者を含む	なし		対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	魚沼市	妊産婦	92	妊娠を届け出た日（転入者は転入の届をした日）から、出産した月の翌月末日まで	なし	なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和2年 5月診療分
						なし		県内の指定訪問看護ステーション	
	阿賀町（＊）	子ども医療（県の事業の上乗せ分）	91	＊令和元年5月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大（満15歳→満18歳） ＊県基準の自己負担額を助成 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 4月診療分
						なし		県内の指定訪問看護ステーション	
	五泉市（＊）	妊産婦	92	＊平成30年6月診療分から受託している妊産婦医療について、助成期間を拡大（妊娠届を提出した日の翌月1日から→妊娠届を提出した日から） 妊娠届を提出した日から、出産した日の属する月の翌月末日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） 薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 6月診療分
						指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 ＊1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	見附市（＊）	子どもの医療	90	＊平成28年4月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大（満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで（3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）→満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで） 0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） 薬局での自己負担なし	0歳児：減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和2年 7月診療分
						指定訪問看護事業者毎に1日につき250円 ＊1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	十日町市（＊）	子どもの医療	91	＊平成29年9月診療分から受託している子どもの医療について、入院外自己負担額の助成を拡大（入院外：対象外→入院外：満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで、外来自己負担額：対象外→なし） 入院：満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外：満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 9月診療分
						なし		県内の指定訪問看護ステーション	
	上越市（＊）	子どもの医療	91	＊平成30年9月診療分から受託している子どもの医療について、市民税非課税世帯の対象年齢を拡大（対象者：小学校就学前の児童→小学校就学前の児童（「市民税非課税世帯」は小学校卒業の年の3月31日まで） 小学校就学前の児童（「市民税非課税世帯」は小学校卒業の年の3月31日まで）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 9月診療分
						なし		県内の指定訪問看護ステーション	
	津南町	子ども	91	入院：満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	対象外	対象外	県内の医療機関等	令和2年 10月診療分
	魚沼市（＊）	子どもの医療	90	＊平成29年4月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、食事療養費の対象年齢を拡大（食事療養費 0歳児：減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成→減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和3年 1月診療分
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 ＊1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
		子どもの医療	91	＊平成29年4月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、医療費に係る一部負担金及び訪問看護ステーションに係る一部負担金を全額助成（一部負担金：入院外（対象外）→なし、訪問の行を追加） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで （重度心身障害者医療費助成事業「61150231」の受給者及びひとり親家庭等医療費助成事業「64150238」の受給者で一定の障害の状態である子どもについては、20歳未満の子ども）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
						なし		県内の指定訪問看護ステーション	
	柏崎市	妊産婦	92	妊産婦医療費助成受給者証の交付申請をした日から出産した月の翌月末日まで	医療機関ごとに1200円/日	医療機関毎に530円/日 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和3年 2月診療分
						指定訪問看護事業者毎に250円/日		県内の指定訪問看護ステーション	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	阿賀野市	妊産婦	92	妊娠届出した月の翌月初日から出産(流産)した月の翌月末日まで	医療機関ごとに1200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) 薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
						指定訪問看護事業者毎に250円/日		県内の指定訪問看護ステーション	
	南魚沼市(*)	子ども医療	90	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大(満15歳→満18歳) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	新潟市(*)	子ども医療	90	*平成31年4月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大(満15歳まで→満18歳までに拡大) (3人以上の子を有する保護者にあつては、満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで→多子世帯の制度廃止) 満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	医療機関ごとに1200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	南魚沼市	妊産婦	92	妊産婦医療費助成受給者証の交付申請をした日から出産した月の翌月末日まで		なし		県内の医療機関等	令和3年6月診療分
						なし		県内の指定訪問看護ステーション	
	三条市(*)	子ども医療	90	*令和元年10月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大(満15歳まで→満18歳までに拡大) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) 薬局での自己負担なし	0歳児:減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和3年8月診療分
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	関川村	妊産婦	92	妊娠届が提出された日から、出産した月の翌月末まで	医療機関ごとに1200円/日	医療機関毎に530円/日(月4回を限度) 薬局での自己負担なし		県内の医療機関等	令和3年10月診療分
						指定訪問看護事業者毎に250円/日		県内の指定訪問看護ステーション	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	村上市	妊産婦	92	母子健康手帳の交付を受けた日の翌日から、出産した月の翌月末日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	保険者発行の標準負担額減額認定証の交付を受けている者のみ助成	県内の医療機関等	令和4年 4月診療分
						指定訪問看護事業者毎に250円/日		県内の指定訪問看護ステーション	
	長岡市 (*)	子どもの医療	90	*平成29年10月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大(満15歳まで→満18歳までに拡大) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1,200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年 4月診療分
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	柏崎市 (*)	子どもの医療	90	*平成29年9月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、入院外の対象年齢を拡大(満15歳まで→満18歳に拡大) 入院:18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関ごとに1200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年 4月診療分
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 *1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	三条市	妊産婦	92	登録申請をされた日から出産された月の翌月末日まで	医療機関ごとに1200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
						指定訪問看護事業者毎に250円/日		県内の指定訪問看護ステーション	
	妙高市	妊産婦	92	母子手帳の交付日から出産した月の翌月末日まで	なし	なし	標準負担額減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
						なし		県内の指定訪問看護ステーション	
	弥彦村	子ども医療	91	*県基準の自己負担額を助成 0歳から18歳になった最初の3月31日まで	なし	なし	標準負担額減額認定証の交付を受けた者に対し食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
						なし		県内の指定訪問看護ステーション	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	弥彦村（＊）	妊産婦	92	*令和2年4月診療分から受託している妊産婦医療について、対象期間の拡大及び自己負担を変更（出産（流産・死産）した日の属する月の翌末日まで→出産（流産・死産）した月より3か月後の月末まで）（入院：医療機関毎に1日1,200円→なし）（外来：医療機関毎に1日530円（月4回限度）→なし）（訪問：指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円→なし） *妊産婦医療費助成の申請が認定された日の翌日から、出産（流産・死産）した月より3か月後の月末まで	なし	なし	標準負担額減額認定証の交付を受けた者に対し食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
						なし		県内の指定訪問看護ステーション	
	粟島浦村（＊）	子どもの医療（県の事業の上乗せ分）	91	*平成28年10月診療分から受託している子どもの医療（県の事業の上乗せ分）について、対象年齢を拡大（満5歳に達する日の属する月の月末まで→満18歳に達した日以後の最初の3月末日まで） 満18歳に達した日以後の最初の3月末日まで	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
	新発田市	妊産婦	92	妊娠届出した月の翌月初日から出産（流産）した日の翌月末日まで	医療機関ごとに1200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） 薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 4月診療分
						指定訪問看護事業者毎に250円/日		県内の指定訪問看護ステーション	
	聖籠町（＊）	子ども	90	*平成24年9月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、対象年齢を拡大（満15歳→満18歳までに拡大） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関毎に1200円/日	医療機関毎に530円/日（月4回を限度） 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年 4月診療分
		子ども	91	*平成31年4月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、2歳までの対象を拡大（0～2歳→入院、入院外とも一部負担金を無償化） 入院：満2歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外：①満2歳に達する日以後の最初の3月31日まで ②満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（①を除く）	なし	①なし ②医療機関毎に530円/日（月の1回目のみ）	対象外	県内の医療機関等	令和5年 4月診療分
	新潟市	妊産婦	92	平成28年9月診療分から受託している妊産婦医療について、対象患者の所得制限撤廃、給付始期及び入院における食事療養費の一部を助成対象に変更する。 （生計が同一の世帯全員が非課税である妊産婦 → 新潟市に住民登録のある妊産婦） （認定申請書の提出日の翌月初日から → 認定申請書の提出日から） （入院食事療養費対象外 → 標準負担額減額認定証の交付を受けた者に対し食事標準負担額を助成） 新潟市に住民票登録のある妊産婦であって、認定申請書の提出日から出産した日の翌月末日まで	医療機関ごとに1200円/日	医療機関ごとに530円/日（月4回を限度） 薬局での自己負担なし	標準負担額減額認定証の交付を受けた者に対し食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年 4月診療分
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 ※1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	燕市	子ども医療	91	*県基準の自己負担額を助成 入院：満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年 9月診療分
	燕市（＊）	子ども医療	90	*平成31年4月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、入院における食事療養費に係る給付対象の年齢制限を撤廃。 （食事療養費 0歳児：標準負担額減額認定証の交付を受けた者に対し食事標準負担額を助成⇒年齢制限なしに変更） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関ごとに1200円/日	医療機関ごとに530円/日（月4回を限度） 薬局での自己負担なし	標準負担額減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年 9月診療分
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 ※1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	上越市（＊）	子ども医療	91	*令和2年9月診療分から助成内容変更した子どもの医療について、市民税非課税世帯の対象年齢を拡大 対象者：小学校就学前の児童（「市民税非課税世帯」は小学校卒業の年の3月31日まで）→小学校就学前の児童（「市民税非課税世帯」は高校卒業の年の3月31日まで） 小学校就学前の児童（「市民税非課税世帯」は高校卒業の年の3月31日まで）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 9月診療分
						なし		県内の指定訪問看護ステーション	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	五泉市	子ども医療	91	* 県基準の自己負担額を助成 入院: 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	対象外	対象外	県内の医療機関等	令和5年 10月診療分
	糸魚川市	妊産婦	92	母子健康手帳の交付日から出産した月の翌々月末日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 10月診療分
						なし		県内の指定訪問看護ステーション	
	小千谷市	子ども医療	91	* 県基準の自己負担額を助成 0歳から18歳になった最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 10月診療分
						なし		県内の指定訪問看護ステーション	
	小千谷市	妊産婦	92	市長が妊娠届を受理した日から出産(流産・死産含む。)した日の属する月の翌月末日まで	なし	なし	標準負担額減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年 10月診療分
						なし		県内の指定訪問看護ステーション	
	長岡市 (*)	妊産婦	92	* 平成29年4月診療分から受託している妊産婦医療について、対象患者の所得制限撤廃する。 (「市民税非課税世帯」若しくは「市民税均等割のみ課税世帯」である妊産婦 → 長岡市に住民票のある妊産婦) 長岡市に住民票のある妊産婦であって、母子健康手帳の交付を受けた月の翌月1日から、出産した月の翌月末日まで	医療機関ごとに1200円/日	医療機関ごとに530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	標準負担額減額認定証の交付を受けた者に対し食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年 10月診療分
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 ※1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	糸魚川市 (*)	子ども医療	90	* 平成28年4月診療分から助成内容を変更した子どもの医療について、入院における食事療養費に係る給付対象の年齢制限を撤廃。 (食事療養費 0歳児: 標準負担額減額認定証の交付を受けた者に対し食事標準負担額を助成⇒年齢制限なしに変更) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	医療機関ごとに1200円/日	医療機関ごとに530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	標準負担額減額認定証の交付を受けた者に対し食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年 10月診療分
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 ※1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	糸魚川市 (*)	子ども医療	91	* 平成30年10月診療分から受託している子どもの医療について、入院のみであった自己負担全額助成を入院外も対象に拡大 * 県基準の自己負担額を助成 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 10月診療分
						なし		県内の指定訪問看護ステーション	
	阿賀野市 (*)	子どもの医療	91	* 令和2年4月診療分から受託している子どもの医療について、入院のみであった自己負担全額助成を入院外及び指定訪問看護も対象に拡大 ※下記の事業の自己負担を助成 ・子ども医療費助成事業(90.15. 021.0) ・ひとり親家庭等医療費助成事業(64.15. 021.2) ・重度心身障害者医療費助成事業(61.15. 021.5)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
						なし		県内の指定訪問看護ステーション	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
新潟県	胎内市 (*)	妊産婦	92	平成29年10月診療分から受託している妊産婦医療について、対象患者の受給対象開始日を変更して拡大 (妊産婦医療費助成受給者証の交付申請した月の翌月初日から → 妊娠届出をした日から) 妊娠届出をした日から出産した日の翌月末日まで	医療機関毎に1200円/日	医療機関毎に530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	減額認定証の交付を受けた者に対し、食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年 7月診療分
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 ※1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	妙高市 (*)	子ども医療	91	令和元年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (満15歳→満18歳に拡大) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 10月診療分
						なし		県内の指定訪問看護ステーション	
	村上市	子ども	91	満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	対象外	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分
	村上市 (*)	妊産婦	92	母子健康手帳の交付を受けた日の翌日から、出産した月の翌月末日まで (自己負担額:入院 1,200円/日→なし)	なし	医療機関ごとに530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	保険者発行の標準負担額減額認定証の交付を受けている者のみ助成	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 ※1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	聖籠町	妊産婦	92	母子健康手帳の交付を受けた月の翌1日から、出産(流産)した月の翌月末日まで *他の医療費助成制度(県親64、県障61、生保12等)に該当する場合はそちらが優先	医療機関ごとに1,200円/日	医療機関ごとに530円/日 (月4回を限度) 薬局での自己負担なし	標準負担額減額認定証の交付を受けた者に対し食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分
						指定訪問看護事業者ごとに1日につき250円 ※1日に2回以上訪問を行った場合も250円		県内の指定訪問看護ステーション	
	聖籠町 (*)	子ども	91	満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで (自己負担額の助成について、入院、入院外ともに満2歳まで→入院、入院外ともに満18歳までに拡大)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
富山県	県内各市町村	妊産婦	82	妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血、心疾患及び切迫早産に罹患している妊産婦のうち、市町村長が妊産婦医療費受給資格登録申請書を受理した日の属する月の初日から出産した日の属する月の翌末日までの者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成31年4月診療分
		18歳以下ひとり親家庭等	83	・母子家庭の母とその児童 ・父子家庭の父とその児童 ・父母のない児童とその養育者 ・DV防止法による保護命令を受けた父又は母とその児童 (児童とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	富山市	乳幼児・こども	81	満15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	富山市内、滑川市、舟橋村、上市町及び立山町の医療機関等(0歳は県内の医療機関等)	
		心身障害者(0～59歳以下重度)(60～64歳以下重度)	84	・身障手帳1・2級所持者 ・療育手帳A所持者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		高齢者(65歳～74歳軽度)	85	・身障手帳4級の一部または5・6級所持者 ・療育手帳B所持者または知的障害者 ・3か月以上ねたきりで常時介護を要すると市町村が認定した者	1割	1割	対象外	県内の医療機関等	
	高岡市 氷見市 砺波市 南砺市	乳幼児・こども	81	満15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市及び射水市の医療機関等(0歳は県内の医療機関等)	
	高岡市 魚津市 氷見市 滑川市 黒部市 砺波市 小矢部市 南砺市 射水市 舟橋村 上市町 立山町 入善町 朝日町	心身障害者(65歳未満重度)	84	・身障手帳1・2級所持者 ・療育手帳A所持者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	高岡市 魚津市 氷見市 滑川市 黒部市 砺波市 小矢部市 南砺市 射水市 舟橋村 上市町 立山町 入善町 朝日町	高齢者(65歳～69歳軽度)	85	・身障手帳4級の一部または5・6級所持者 ・療育手帳B所持者または知的障害者 ・3か月以上ねたきりで常時介護を要すると市町村が認定した者	2割	2割	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
富山県	魚津市	乳幼児・こども	81	満15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	魚津市及び黒部市の医療機関等、厚生連滑川病院、県リハビリテーション病院・こども支援センター(0歳は県内の医療機関等)	平成31年 4月診療分
	滑川市	乳幼児・こども	81	満15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	富山市、滑川市、舟橋村、上市町及び立山町の医療機関等、黒部市民病院、富山労災病院(0歳は県内の医療機関等)	
	黒部市	乳幼児・こども	81	満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	黒部市、魚津市、入善町及び朝日町の医療機関等、県リハビリテーション病院・こども支援センター、県立中央病院、富山市民病院(富山市医師会急患センター除く)、富山大学附属病院(0歳は県内の医療機関等)	
	小矢部市	乳幼児・こども	81	・入院:満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで ・外来:満15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市及び射水市の医療機関等(0歳は県内の医療機関等)	
	射水市	乳幼児・こども	81	満15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市及び射水市の医療機関等、富山大学附属病院、富山県立中央病院、富山県リハビリテーション病院・こども支援センター(0歳は県内の医療機関等)	
	舟橋村 上市町 立山町	乳幼児・こども	81	満15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	富山市、滑川市、舟橋村、上市町及び立山町の医療機関等(0歳は県内の医療機関等)	
	入善町 朝日町	乳幼児・こども	81	満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	黒部市、入善町及び朝日町の医療機関等(0歳は県内の医療機関等)	
	小矢部市 (*)	乳幼児・こども	81	*平成31年4月診療分から受託している乳幼児・こども医療について、対象医療機関等を拡大 (高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市及び射水市の医療機関等→高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市及び射水市の医療機関等、富山大学附属病院、富山県立中央病院、富山県リハビリテーション病院・こども支援センター) ・入院:満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで ・外来:満15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市及び射水市の医療機関等、富山大学附属病院、富山県立中央病院、富山県リハビリテーション病院・こども支援センター(0歳は県内の医療機関等)	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
富山県	魚津市（＊）	乳幼児・子ども	81	平成31年4月から受託している乳幼児・子ども医療について、対象医療機関等を拡大（魚津市及び黒部市の医療機関等、厚生連滑川病院、県リハビリテーション病院・子ども支援センター→魚津市及び黒部市の医療機関等、厚生連滑川病院、県リハビリテーション病院・子ども支援センター、富山大学附属病院、富山県立中央病院、あさひ総合病院）満15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	魚津市及び黒部市の医療機関等、厚生連滑川病院、県リハビリテーション病院・子ども支援センター、富山大学附属病院、富山県立中央病院、あさひ総合病院（0歳は県内の医療機関等）	令和2年4月診療分
	滑川市（＊）	乳幼児・子ども	81	*平成31年4月診療分から受託している乳幼児・子ども医療について、対象年齢を拡大（満15歳→満18歳）満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	富山市、滑川市、舟橋村、上市町及び立山町の医療機関等、黒部市民病院、富山労災病院（0歳は県内の医療機関等）	令和2年4月診療分
	魚津市（＊）	乳幼児・子ども	81	*令和2年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児・子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大）・満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	魚津市及び黒部市の医療機関等、厚生連滑川病院、県リハビリテーション病院・子ども支援センター、富山大学附属病院、富山県立中央病院、あさひ総合病院（0歳は県内の医療機関等）	令和3年10月診療分
	富山市（＊）	乳幼児・子ども	81	*平成31年4月診療分から受託している乳幼児・子ども医療について、対象医療機関等を拡大（富山市内、滑川市、舟橋村、上市町及び立山町の医療機関等（0歳は県内の医療機関等）→県内の医療機関等に拡大）・満15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分
	高岡市 水見市 砺波市 南砺市（＊）	乳幼児・子ども	81	*平成31年4月診療分から受託している乳幼児・子ども医療について、対象医療機関等を拡大（高岡市、水見市、砺波市、小矢部市、南砺市及び射水市の医療機関等（0歳は県内の医療機関等）→県内の医療機関等に拡大）・満15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分
	黒部市（＊）	乳幼児・子ども	81	*平成31年4月診療分から受託している乳幼児・子ども医療について、対象医療機関等を拡大（黒部市、魚津市、入善町及び朝日町の医療機関等、県リハビリテーション病院・子ども支援センター、県立中央病院、富山市民病院（富山市医師会急患センター除く）、富山大学附属病院（0歳は県内の医療機関等）→県内の医療機関等に拡大）・満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分
	射水市（＊）	乳幼児・子ども	81	*平成31年4月診療分から受託している乳幼児・子ども医療について、対象医療機関等を拡大（高岡市、水見市、砺波市、小矢部市、南砺市及び射水市の医療機関等、富山大学附属病院、富山県立中央病院、富山県リハビリテーション病院・子ども支援センター（0歳は県内の医療機関等）→県内の医療機関等に拡大）・満15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分
	舟橋村 上市町 立山町（＊）	乳幼児・子ども	81	*平成31年4月診療分から受託している乳幼児・子ども医療について、対象医療機関等を拡大（富山市、滑川市、舟橋村、上市町及び立山町の医療機関等（0歳は県内の医療機関等）→県内の医療機関等に拡大）・満15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分
	入善町 朝日町（＊）	乳幼児・子ども	81	*平成31年4月診療分から受託している乳幼児・子ども医療について、対象医療機関等を拡大（黒部市、入善町及び朝日町の医療機関等（0歳は県内の医療機関等）→県内の医療機関等に拡大）・満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
富山県	小矢部市（＊）	乳幼児・子ども	81	*平成31年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児・子ども医療について、対象医療機関等を拡大（高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市及び射水市の医療機関等、富山大学附属病院、富山県立中央病院、富山県リハビリテーション病院・子ども支援センター（0歳は県内の医療機関等）→県内の医療機関等に拡大） ・入院：満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで ・外来：満15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分
	滑川市（＊）	乳幼児・子ども	81	*令和2年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児・子ども医療について、対象医療機関等を拡大（富山市、滑川市、舟橋村、上市町及び立山町の医療機関等、黒部市民病院、富山労災病院（0歳は県内の医療機関等）→県内の医療機関等に拡大） ・満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分
	魚津市（＊）	乳幼児・子ども	81	*令和3年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児・子ども医療について、対象医療機関等を拡大（魚津市及び黒部市の医療機関等、厚生連滑川病院、県リハビリテーション病院・子ども支援センター、富山大学附属病院、富山県立中央病院、あさひ総合病院（0歳は県内の医療機関等）→県内の医療機関等に拡大） ・満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分
	射水市（＊）	乳幼児・子ども	81	*令和4年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児・子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ・満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	高岡市（＊）	子ども	81	*令和4年4月診療分から受託している子ども医療について、令和5年4月1日より対象年齢を拡大「中学3年生まで→18歳となって最初の3月31日まで」	なし	なし	なし	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
	氷見市（＊）	子ども	81	*令和4年4月診療分から受託している子ども医療について、令和5年4月1日より対象年齢を拡大「0歳～15歳（中学3年生）まで→18歳（高校3年生相当）まで」 ※満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	なし	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
	砺波市（＊）	子ども	81	*令和4年4月診療分から受託している子ども医療について、令和5年4月1日より対象年齢を拡大「中学校第3学年の終了前まで→18歳になる年の年度末まで」	なし	なし	なし	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
	小矢部市（＊）	子ども	81	*令和4年4月診療分から受託している子ども医療について、令和5年4月1日より対象年齢を拡大 通院「満15歳年度末まで→満18歳年度末まで」 入院「満18歳年度末まで」（変更なし）	なし	なし	なし	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
	南砺市（＊）	子ども	81	*令和4年4月診療分から受託している子ども医療について、令和5年4月1日より対象年齢を拡大「満15歳年度末まで（中学3年生）→満18歳年度末まで（高校生世代）」	なし	なし	なし	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
	舟橋村（＊）	子ども	81	*令和4年4月診療分から受託している子ども医療について、令和5年4月1日より対象年齢を拡大「満15歳に達した日以後の最初の3月31日まで →満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで」	なし	なし	なし	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
	上市町（＊）	子ども	81	*令和4年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（満15歳→満18歳に拡大） ・満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年10月診療分
	立山町（＊）	子ども	81	満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（15歳まで → 18歳までに拡大） ・立山町に住所を有する者 ・生活保護法の規定による保護を受けていない者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
石川県	県内 各市町	心身障害者 (65歳未満)	85	1. 身体障害者(児) 身体障害者手帳の交付を受けた者であって、その障害程度が1級から3級の障害認定を受けた者 2. 知的障害者(児) 療育手帳の交付を受けた者であって、その障害程度がA及びBの総合判定を受けた者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成19年 8月診療分
	輪島市	こども	88	出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし *他の公費負担医療制度との併用は不可 *他の公費負担医療制度による自己負担金は償還 払いにより助成		対象外	輪島市内の医療機関 等及び穴水町の指定 医療機関等	平成26年 11月診療分
	県内 各市町 (金沢市 を除く)	小児慢性 特定疾病医療 (経過措置)	82	国が行う小児慢性特定疾病医療の制度を拡大(対象基準の拡大) 国の認定基準を満たさない者のうち、就学後から18歳未満の者 (治療が必要な場合は20歳未満まで延長)	所得に応じて負担上限を設定 (0～10,000円)		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成27年 1月診療分
		小児慢性 特定疾病医療 (原則)	82	国が行う小児慢性特定疾病医療の制度を拡大(対象基準の拡大) 国の認定基準を満たさない者のうち、就学後から18歳未満の者 (治療が必要な場合は20歳未満まで延長)	所得に応じて負担上限を設定 (0～15,000円)		食事標準 負担額の 1/2を助成		
	金沢市	小児慢性 特定疾病医療 (経過措置)	82	国が行う小児慢性特定疾病医療の制度を拡大(対象基準の拡大) 国の認定基準を満たさない18歳未満の者 (治療が必要な場合は20歳未満まで延長)	所得に応じて負担上限を設定 (0～10,000円)		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	
		小児慢性 特定疾病医療 (原則)	82	国が行う小児慢性特定疾病医療の制度を拡大(対象基準の拡大) 国の認定基準を満たさない18歳未満の者 (治療が必要な場合は20歳未満まで延長)	所得に応じて負担上限を設定 (0～15,000円)		食事標準 負担額の 1/2を助成		
	能美市	子ども	88	0歳から18歳到達後最初の3月31日までの間にある者 (ひとり親家庭医療制度に該当する児童を含む)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成27年 4月診療分
	金沢市	子育て支援	89	出生の日から満15歳になった後の最初の3月31日までの間にある者	医療機関毎に 1か月1,000円	医療機関毎に 1日500円まで *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成27年 7月診療分
		ひとり親家庭等	91	母子・父子家庭の児童、並びに父母のいない児童で18歳になった後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、重・中程度の障害のある児童は20歳未満)					
	白山市	子ども	88	0歳から18歳到達後最初の3月31日までの間にある者 (ひとり親家庭等医療制度に該当する20歳未満で児童扶養手当法施行令で定める程度の障害の状態にある 子を含む)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成27年 8月診療分
	小松市	こども	88	0歳から18歳到達後最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成27年 10月診療分
		ひとり親	90	18歳から20歳未満で児童扶養手当法施行令で定める程度の障がいの状態にある者					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
石川県	加賀市	こども	88	0歳から18歳到達後最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成27年10月診療分
		ひとり親	90	0歳から18歳到達後最初の3月31日までの間にある者及び20歳未満で児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)に規定する程度の障害にある者					
	珠洲市	子ども	88	0歳から満18歳到達後最初の3月31日までの間にある者					
		ひとり親	90	母子・父子家庭の児童、並びに父母のいない児童で18歳到達後最初の3月31日までの間にある者(ただし、重・中程度の障害のある児童は20歳未満)					
	川北町	こども	88	0歳から18歳到達後最初の3月31日までの間にある者(ひとり親家庭等医療制度に該当する20歳未満で児童扶養手当法施行令で定める程度の障害の状態にある子を含む)					
	宝達志水町	こども	88	0歳から18歳到達後最初の3月31日までの間にある者					
		ひとり親	90	ひとり親家庭等において0歳から18歳になった後の最初の3月31日までの間にある者(ただし、重・中程度の障害のある児童は20歳未満)					
	金沢市(*)	小児慢性特定疾病医療(経過措置)	82	*平成27年1月診療分から受託している小児慢性特定疾病医療について、対象年齢を縮小(18歳未満の者→15歳に達する日以後最初の3月31日を越えた者から18歳未満の者に縮小)15歳に達する日以後最初の3月31日を越えた者から18歳未満の者(15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者は全て、金沢市子育て支援医療費対象)	所得に応じて負担上限を設定(0～10,000円)		食事標準負担額を助成		
		小児慢性特定疾病医療(原則)	82	*平成27年1月診療分から受託している小児慢性特定疾病医療について、対象年齢を縮小(18歳未満の者→15歳に達する日以後最初の3月31日を越えた者から18歳未満の者に縮小)15歳に達する日以後最初の3月31日を越えた者から18歳未満の者(15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者は全て、金沢市子育て支援医療費対象)	所得に応じて負担上限を設定(0～15,000円)		食事標準負担額の1/2を助成		
	かほく市	子ども	88	0歳から18歳到達後最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年1月診療分
		ひとり親家庭等	90	ひとり親家庭等において、20歳未満で児童扶養手当法施行令で定める程度の障害の状態にある者					
	野々市市	子育て支援	89	0歳から15歳到達後最初の3月31日までの間にある者	医療機関毎に1か月1,000円	医療機関毎に1日500円まで *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年1月診療分
		ひとり親家庭等	91	15歳到達後最初の4月1日から18歳到達後最初の3月31日までの間にある者(ただし、中程度以上の障害のある児童の場合は、20歳になる誕生日の前日まで)					
	津幡町	子ども	89	0歳から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者及びひとり親家庭(父母のいない者を含む)で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(ただし、一定の障害の状態にある者については、20歳到達月の月末まで)	医療機関毎に1か月1,000円	医療機関毎に1日500円まで *薬局での自己負担なし			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
石川県	内灘町	子ども	88	0歳から6歳到達後最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年1月診療分
			89	6歳に到達後最初の4月1日から18歳に到達後最初の3月31日までの間にある者	医療機関毎に1か月1,000円	医療機関毎に1日500円まで *薬局での自己負担なし			
		ひとり親家庭等	91	6歳に到達後最初の4月1日から18歳到達後最初の3月31日までの間にある者 (ただし、政令で定める程度の障害の場合は20歳到達前の日まで)	医療機関毎に1か月1,000円	医療機関毎に1日500円まで *薬局での自己負担なし			
	輪島市 (*)	こども	88	*平成26年11月診療分から受託しているこども医療について、対象医療機関等を拡大 (輪島市内の医療機関及び穴水町の指定医療機関→県内の医療機関等に拡大)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年10月診療分
	穴水町	子ども	88	0歳から18歳到達後最初の3月31日までの間にある者	なし				
	輪島市 (*)	こども	88	*平成28年1月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) ・0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者					
	能登町	子ども ・ ひとり親家庭等	88	0歳から18歳到達後最初の3月31日までの間にある者					
	羽咋市	子ども ・ ひとり親家庭等	88	0歳から18歳到達後最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年11月診療分
	中能登町	子ども	88	0歳から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成29年11月診療分
		ひとり親	88	母子・父子家庭等の児童及び父母のいない児童で0歳から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者					
	津幡町 (*)	子ども	89	*平成28年1月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、ひとり親家庭(父母のいない者を含む)で一定の障害の状態にある者については、20歳到達月の月末まで)	医療機関毎に1か月1,000円	医療機関毎に1日500円まで *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成31年4月診療分
	野々市市 (*)	子育て支援	89	*平成28年1月診療分から受託している子育て支援医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	医療機関毎に1か月1,000円	医療機関毎に1日500円まで *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	
ひとり親家庭等		91	*平成28年1月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を変更 (15歳到達後最初の4月1日から18歳到達後最初の3月31日まで(ただし、中程度以上の障害のある児童の場合は、20歳になる誕生日の前日まで)→中程度以上の障害のある児童で18歳になった日以後の最初の4月1日から、20歳になる誕生日の前日までに変更) ・中程度以上の障害のある児童で、18歳になった日以後の最初の4月1日から、満20歳になる誕生日の前日までの者						

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
石川県	金沢市 (*)	心身障害者	85	*平成19年8月1日から受託している心身障害者医療費助成事業について、対象を変更及び現物給付の年齢制限を撤廃 (対象:1.身体障害者(児)身体障害者手帳の交付を受けた者であって、その障害程度が1級から3級の障害認定を受けた者 2. 知的障害者(児)療育手帳の交付を受けた者であって、その障害程度がA及びBの総合判定を受けた者→身体障害者手帳1級・2級・3級、4級(65歳以上で以下の者:(1)音声・言語機能に著しい障害を持つ者、(2)両下肢のすべての指を欠く者、(3)一下肢の機能に著しい障害を持つ者、(4)一下肢の足関節以上を欠く者)、療育手帳A・BⅠ(入院)・BⅡ(入院)、精神障害者保健福祉手帳1級を交付されている患者) ・身体障害者手帳1級・2級・3級、4級(65歳以上で以下の者:(1)音声・言語機能に著しい障害を持つ者、(2)両下肢のすべての指を欠く者、(3)一下肢の機能に著しい障害を持つ者、(4)一下肢の足関節以上を欠く者) ・療育手帳A・BⅠ(入院)・BⅡ(入院) ・精神障害者保健福祉手帳1級を交付されている患者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和2年 10月診療分
	七尾市 羽咋市 志賀町 中能登町 (*)	心身障害者	85	*平成19年8月1日から受託している心身障害者医療費助成事業について、対象を変更及び備考を追加 (対象:1.身体障害者(児)身体障害者手帳の交付を受けた者であって、その障害程度が1級から3級の障害認定を受けた者 2. 知的障害者(児)療育手帳の交付を受けた者であって、その障害程度がA及びBの総合判定を受けた者→身体障害者手帳1級・2級・3級、療育手帳A・BⅠ・BⅡ、精神障害者保健福祉手帳1級を交付されている患者) (備考:※65歳以上は償還払いを追加) ・身体障害者手帳1級・2級・3級 ・療育手帳A・BⅠ・BⅡ ・精神障害者保健福祉手帳1級を交付されている患者 ※65歳以上は償還払い	なし		対象外	県内の医療機関等	令和2年 10月診療分
	小松市 輪島市 珠洲市 加賀市 かほく市 白山市 能美市 川北町 津幡町 内灘町 宝達志水町 穴水町 能登町 (*)	心身障害者	85	*平成19年8月1日から受託している心身障害者医療費助成事業について、対象を変更及び現物給付の年齢制限を撤廃 (対象:1.身体障害者(児)身体障害者手帳の交付を受けた者であって、その障害程度が1級から3級の障害認定を受けた者 2. 知的障害者(児)療育手帳の交付を受けた者であって、その障害程度がA及びBの総合判定を受けた者→身体障害者手帳1級・2級・3級、療育手帳A・BⅠ・BⅡ、精神障害者保健福祉手帳1級を交付されている患者) ・身体障害者手帳1級・2級・3級 ・療育手帳A・BⅠ・BⅡ ・精神障害者保健福祉手帳1級を交付されている患者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和2年 10月診療分
	野々市市 (*)	心身障害者	85	*平成19年8月1日から受託している心身障害者医療費助成事業について、対象を変更及び現物給付の年齢制限を撤廃 (対象:1.身体障害者(児)身体障害者手帳の交付を受けた者であって、その障害程度が1級から3級の障害認定を受けた者 2. 知的障害者(児)療育手帳の交付を受けた者であって、その障害程度がA及びBの総合判定を受けた者→身体障害者手帳1級・2級・3級、4級(住民税非課税世帯)、療育手帳A・BⅠ・BⅡ、精神障害者保健福祉手帳1級を交付されている患者) ・身体障害者手帳1級・2級・3級、4級(住民税非課税世帯) ・療育手帳A・BⅠ・BⅡ ・精神障害者保健福祉手帳1級を交付されている患者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和2年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
石川県	七尾市	子ども	88	0歳から18歳到達後最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
	志賀町	子ども	88	0歳から18歳到達後最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外		
	羽咋市（＊）	心身障害者	85	*令和2年10月診療分から受託内容を変更している心身障害者医療費助成事業について、現物給付範囲を拡大 （備考:※65歳以上は償還払いの追加の記載を削除） ・身体障害者手帳1級・2級・3級 ・療育手帳A・BⅠ・BⅡ ・精神障害者保健福祉手帳1級を交付されている患者	なし	なし	なし	県内の医療機関	令和3年4月診療分
	志賀町（＊）	心身障害者	85	*令和2年10月診療分から受託内容を変更している心身障害者医療費助成事業について、現物給付範囲を拡大 （備考:※65歳以上は償還払いを追加の記載を削除） ・身体障害者手帳1級・2級・3級 ・療育手帳A・BⅠ・BⅡ ・精神障害者保健福祉手帳1級を交付されている患者	なし	なし	なし	県内の医療機関	令和3年4月診療分
	能美市（＊）	心身障害者	85	*令和2年10月診療分から助成内容を変更した心身障害者医療費助成事業について、対象を拡大 （精神障害者保険福祉手帳2級を追加） ・身体障害者手帳1級・2級・3級 ・療育手帳A・BⅠ・BⅡ ・精神障害者保健福祉手帳1級 ・精神障害者保健福祉手帳2級を交付されている患者	なし	なし	なし	県内の医療機関等	令和3年10月診療分
	内灘町	ひとり親家庭等	90	0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 （※障がいのある児童は20歳到達の前日まで）	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年1月診療分
	内灘町（＊）	子ども	88	*平成28年1月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 （6歳到達後最初の3月31日までの→18歳に達する日以後の最初の3月31日まで） 0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年1月診療分
		子ども	89	*平成28年1月診療分から受託している子ども医療について、88.17.468.5の対象年齢の拡大に伴い、89.17.468.4は令和3年12月診療分までの取扱い。				令和3年12月診療分までの取扱い	
		ひとり親家庭等	91	*平成28年1月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、90.17.468.1の新設に伴い、91.17.468.0は令和3年12月診療分までの取扱い。				令和3年12月診療分までの取扱い	
	津幡町	子ども	88	*平成31年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担の廃止に伴い、実施機関番号「88.17.464.4」を新設。 （「89.17.464.3」は令和5年3月診療分まで） （入院 1,000円/レセプト、通院 500円/日、調剤 0円 → なし） ・0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（ただし、ひとり親家庭（父母のいない者を含む）で一定の障害の状態にある者については、20歳到達月の月末まで）	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
	金沢市	ひとり親家庭等	91	*平成27年7月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、自己負担廃止に伴い、91.17.402.9は令和5年9月診療分までの取扱い。				令和5年9月診療分までの取扱い	
	野々市市	子育て支援	89	*平成31年4月診療分から助成内容を変更した子育て支援医療について、自己負担廃止に伴い、89.17.457.7は令和5年9月診療分までの取扱い。				令和5年9月診療分までの取扱い	
	野々市市	ひとり親家庭等	91	*平成31年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、自己負担廃止に伴い、91.17.457.3は令和5年9月診療分までの取扱い。				令和5年9月診療分までの取扱い	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
石川県	金沢市	子育て支援	88	*平成27年7月診療分から受託している子育て支援医療について、入院分の自己負担廃止に伴い、対象年齢を拡大し、入院分のみとして実施機関番号「88.17.402.4」を新設。 (15歳まで→18歳までに拡大) 入院:出生の日から満18歳になった後の最初の3月31日までの間にある者	なし	—	対象外	県内の医療機関等	令和5年 10月診療分
	金沢市 (*)	子育て支援	89	*平成27年7月診療分から受託している子育て支援医療について、入院分の新設に伴い、通院・調剤のみの対象に変更。 出生の日から満15歳になった後の最初の3月31日までの間にある者。	—	医療機関毎に1日500円まで*薬局での自己負担なし	—	県内の医療機関等	令和5年 10月診療分
	金沢市	ひとり親家庭等	90	*平成27年7月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、自己負担廃止に伴い、実施機関番号「90.17.402.0」を新設。 母子・父子家庭の児童、並びに父母のいない児童で18歳になった後の最初の3月31日までの間にある者(ただし、重・中程度の障害のある児童は20歳未満)	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年 10月診療分
	野々市市	子育て支援	88	*平成31年4月診療分から助成内容を変更した子育て支援医療について、自己負担廃止に伴い、実施機関番号「88.17.457.8」を新設。 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者。	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年 10月診療分
	野々市市	ひとり親家庭等	90	*平成31年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、自己負担廃止に伴い、実施機関番号「90.17.457.4」を新設。 中程度以上の障害のある児童で、18歳になった日以後の最初の4月1日から、満20歳になる誕生日の前日までの者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福井県	福井市 小浜市	子ども	80	中学校3年生までの者 (ただし、母子家庭等医療費助成受給者及び重度障害者(児)医療費助成受給者は対象外)	500円/日 (1医療機関あたり 月8日まで) *未就学児は自己負担なし	500円/月 (1医療機関あたり) *未就学児は自己負担なし *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成30年 4月診療分
	敦賀市 大野市 鯖江市 越前市 池田町 越前町	子ども	80	中学校3年生までの者 (ただし、ひとり親家庭等医療費助成受給者及び重度障害者(児)医療費助成受給者は対象外)			食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	
	勝山市 南越前町 美浜町 おおい町	子ども	80	中学校3年生までの者 (ただし、ひとり親家庭等医療費助成受給者及び重度障害者(児)医療費助成受給者は対象外)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	
	あわら市 坂井市 永平寺町 若狭町	子ども	83	中学校3年生までの者 (ただし、ひとり親家庭等医療費助成受給者及び重度障害者(児)医療費助成受給者は対象外)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	
	高浜町	子ども	80	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、ひとり親家庭等医療費助成受給者及び重度障害者(児)医療費助成受給者は対象外)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	
	福井市 小浜市	母子家庭等	81	・ひとり親家庭の子(中学校3年生までの者)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	
	敦賀市 大野市 勝山市 鯖江市 越前市 池田町 南越前町 越前町 美浜町 おおい町	ひとり親家庭等	81	・ひとり親家庭の子(中学校3年生までの者)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	
	あわら市 坂井市 永平寺町 若狭町	ひとり親家庭等	83	・ひとり親家庭の子(中学校3年生までの者)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	
	高浜町	ひとり親家庭等	81	・ひとり親家庭の子(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	
	福井市	重度障害者(児)	82	・身体障害者手帳1級～3級の所持者 ・療育手帳A、Bの一部の所持者 ・精神障害者保健福祉手帳1、2級の所持者で、かつ自立支援医療(精神通院)受給者(通院のみ) (中学校3年生までの者)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福井県	敦賀市 大野市 勝山市 鯖江市 越前市 池田町 南越前町 越前町 美浜町	重度障害者(児)	82	・身体障害者手帳3級以上の所持者 ・療育手帳B1以上の所持者 ・精神障害者保健福祉手帳2級以上の所持者で、かつ自立支援医療(精神通院医療)受給者(中学校3年生までの者)	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成30年 4月診療分
	小浜市	重度障害者(児)	82	・身体障害者手帳3級以上の所持者及び療育手帳に医療費助成該当の記載のある方 ・身体障害者手帳4級の所持者 ・精神障害者保健福祉手帳2級以上の所持者で、かつ自立支援医療(精神通院医療)受給者(中学校3年生までの者)	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
	あわら市 坂井市 永平寺町 若狭町	重度障害者(児)	83	・身体障害者手帳3級以上の所持者 ・療育手帳B1以上の所持者 ・精神障害者保健福祉手帳2級以上の所持者で、かつ自立支援医療(精神通院医療)受給者(中学校3年生までの者)	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
	高浜町	重度障害者(児)	82	・身体障害者手帳3級以上の所持者 ・療育手帳B1以上の所持者 ・精神障害者保健福祉手帳2級以上の所持者で、かつ自立支援医療(精神通院医療)受給者(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
	おおい町	重度障害者(児)	82	・身体障害者手帳4級以上の所持者 ・療育手帳B2以上の所持者 ・精神障害者保健福祉手帳3級以上の所持者で、かつ自立支援医療(精神通院医療)受給者(中学校3年生までの者)	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
	南越前町 (*)	子ども	80	*平成30年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大(中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、ひとり親家庭等医療費助成受給者及び重度障害者(児)医療費助成受給者は対象外)	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成30年 6月診療分
		ひとり親家庭等	81	*平成30年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大(中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ・ひとり親家庭の子(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
		重度障害者(児)	82	*平成30年4月診療分から受託している重度障害者(児)医療について、対象年齢を拡大(中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ・身体障害者手帳3級以上の所持者 ・療育手帳B1以上の所持者 ・精神障害者保健福祉手帳2級以上の所持者で、かつ自立支援医療(精神通院医療)受給者(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福井県	おおい町（＊）	子ども	80	＊平成30年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 （中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者。なお、義務教育終了後に学業のため転出した場合でも保護者が町内に住所を有する場合も対象） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者。なお、義務教育終了後に学業のため転出した場合でも保護者が町内に住所を有する場合も対象 （婚姻している者及び他の市町の医療費助成制度の対象者は除く） （ひとり親家庭等医療費助成受給者及び重度障害者（児）医療費助成受給者は対象外）	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成31年 4月診療分
		ひとり親家庭等	81	＊平成30年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大 （中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者。なお、義務教育終了後に学業のため転出した場合でも保護者が町内に住所を有する場合も対象） ・ひとり親家庭の子（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者。なお、義務教育終了後に学業のため転出した場合でも保護者が町内に住所を有する場合も対象 ＊婚姻している者及び他の市町の医療費助成制度の対象者は対象外）	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
		重度障害者（児）	82	＊平成30年4月診療分から受託している重度障害者（児）医療について、対象年齢を拡大 （中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者。なお、義務教育終了後に学業のため転出した場合でも保護者が町内に住所を有する場合も対象） ・身体障害者手帳4級以上の所持者 ・療育手帳B2以上の所持者 ・精神障害者保健福祉手帳3級以上の所持者で、かつ自立支援医療（精神通院医療）受給者 （18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者。なお、義務教育終了後に学業のため転出した場合でも保護者が町内に住所を有する場合も対象 ＊婚姻している者及び他の市町の医療費助成制度の対象者は対象外）	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
	勝山市（＊）	子ども	80	＊平成30年4月診療分から受託している子ども医療費助成事業について、対象年齢を拡大 （中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、ひとり親家庭等医療費助成受給者及び重度障害者（児）医療費助成受給者は対象外）	なし	なし	対象	県内の医療機関等	令和2年 9月診療分
		ひとり親家庭等	81	＊平成30年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療費助成事業について、対象年齢を拡大 （中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ・ひとり親家庭の子（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし	なし	対象	県内の医療機関等	
		重度障害者（児）	82	＊平成30年4月診療分から受託している重度障害者（児）医療費助成事業について、対象年齢を拡大 （中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ・身体障害者手帳3級以上の所持者 ・療育手帳B1以上の所持者 ・精神障害者保健福祉手帳2級以上の所持者で、かつ自立支援医療（精神通院医療）受給者 （18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし	なし	対象	県内の医療機関等	
	美浜町（＊）	子ども	80	＊平成30年4月診療分から受託している子ども医療費助成事業について、対象年齢を拡大 （中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、ひとり親家庭等医療費助成受給者及び重度障害者（児）医療費助成受給者は対象外）	なし	なし	対象	県内の医療機関等	令和2年 9月診療分
		ひとり親家庭等	81	＊平成30年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療費助成事業について、対象年齢を拡大 （中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ・ひとり親家庭の子（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし	なし	対象	県内の医療機関等	
		重度障害者（児）	82	＊平成30年4月診療分から受託している重度障害者（児）医療費助成事業について、対象年齢を拡大 （中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ・身体障害者手帳3級以上の所持者 ・療育手帳B1以上の所持者 ・精神障害者保健福祉手帳2級以上の所持者で、かつ自立支援医療（精神通院医療）受給者 （18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし	なし	対象	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福井県	大野市	子ども	80	*平成30年4月診療分から受託している子ども医療費助成事業について、対象年齢を拡大し、自己負担額を変更。それに伴い、実施機関番号(100番台、700番台)を廃止し、(0番台)を新規設定。 20歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、福井県内の大学等通学者以外、ひとり親家庭等医療費助成受給者及び重度障害者(児)医療費助成受給者は対象外)	なし	なし	対象	県内の医療機関等	令和2年 10月診療分
	敦賀市 (*)	子ども	80	*平成30年4月診療分から受託している子ども医療費助成事業について、対象年齢を拡大 (中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、結婚した場合、進学等で敦賀市に住所登録がない場合、ひとり親家庭等医療費助成受給者及び重度障害者(児)医療費助成受給者は対象外)	500円/日 (1医療機関あたり 月8日まで) *未就学児は自己負担なし	500円/月 (1医療機関あたり) *未就学児は自己負担なし *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の医療機関等	令和2年 10月診療分
		ひとり親家庭等	81	*平成30年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療費助成事業について、対象年齢を拡大 (中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ・ひとり親家庭の子(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の医療機関等	令和2年 10月診療分
		重度障害者(児)	82	*平成30年4月診療分から受託している重度障害者(児)医療費助成事業について、対象年齢を拡大 (中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ・身体障害者手帳3級以上の所持者 ・療育手帳判定時に当該制度の認定を受けた療育手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳2級以上の所持者で、かつ自立支援医療(精神通院医療)受給者 (18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の医療機関等	令和2年 10月診療分
	越前市 (*)	子ども	80	*平成30年4月診療分から受託している子ども医療費助成事業について、対象年齢を拡大 (中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、ひとり親家庭等医療費助成受給者及び重度障害者(児)医療費助成受給者は対象外)	500円/日 (1医療機関あたり 月8日まで) *未就学児は自己負担なし	500円/月 (1医療機関あたり) *未就学児は自己負担なし *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の医療機関等	令和2年 10月診療分
		ひとり親家庭等	81	*平成30年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療費助成事業について、対象年齢を拡大 (中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ひとり親家庭の子(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の医療機関等	令和2年 10月診療分
		重度障害者(児)	82	*平成30年4月診療分から受託している重度障害者(児)医療費助成事業について、対象年齢を拡大 (中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ・身体障害者手帳3級以上の所持者 ・療育手帳B1以上の所持者 ・精神障害者保健福祉手帳2級以上の所持者で、かつ自立支援医療(精神通院医療)受給者 (18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の医療機関等	令和2年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福井県	大野市 （＊）	子ども	80	*平成30年4月診療分から受託している子ども医療費助成事業について、対象年齢を拡大し、自己負担額を変更。それに伴い、実施機関番号（100番台、700番台）を廃止し、（0番台）を新規設定。 （中学校3年生までの者→20歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） 20歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、福井県内の大学等通学者以外、ひとり親家庭等医療費助成受給者及び重度障害者（児）医療費助成受給者は対象外）	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和2年 10月診療分
		ひとり親家庭等	81	*平成30年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療費助成事業について、対象年齢を拡大（中学校3年生までの者→20歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ・ひとり親家庭の親と子 ・一人暮らしの寡婦 （20歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和2年 10月診療分
		重度障害者（児）	82	*平成30年4月診療分から受託している重度障害者（児）医療費助成事業について、対象年齢を拡大（中学校3年生までの者→20歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ・身体障害者手帳3級以上の所持者 ・療育手帳B1以上の所持者 ・精神障害者保健福祉手帳2級以上の所持者で、かつ自立支援医療（精神通院医療）受給者 （20歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和2年 10月診療分
	鯖江市 （＊）	子ども	80	*平成30年4月診療分から受託している子ども医療費助成事業について、対象年齢を拡大（中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （ただし、ひとり親家庭等医療費助成受給者及び重度障害者（児）医療費助成受給者は対象外）	500円/日 （1医療機関あたり 月8日まで） *未就学児は自己負担なし	500円/月 （1医療機関あたり） *未就学児は自己負担なし *薬局での自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和2年 10月診療分
		ひとり親家庭等	81	*平成30年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療費助成事業について、対象年齢を拡大（中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ひとり親家庭の子（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和2年 10月診療分
		重度障害者（児）	82	*平成30年4月診療分から受託している重度障害者（児）医療費助成事業について、対象年齢を拡大（中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） ・身体障害者手帳3級以上の所持者 ・療育手帳B1以上の所持者 ・精神障害者保健福祉手帳2級以上の所持者で、かつ自立支援医療（精神通院医療）受給者 （18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和2年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福井県	あわら市 (*)	子ども	83	*平成30年4月診療分から受託している子ども医療費助成事業について、対象年齢を拡大 (中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和2年 10月診療分
		ひとり親家庭等	83	*平成30年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療費助成事業について、対象年齢を拡大 (中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ひとり親家庭の子(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和2年 10月診療分
		重度障害者(児)	83	*平成30年4月診療分から受託している重度障害者(児)医療費助成事業について、対象年齢を拡大 (中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ・身体障害者手帳3級以上の所持者 ・療育手帳B1以上の所持者 ・精神障害者保健福祉手帳2級以上の所持者で、かつ自立支援医療(精神通院医療)受給者 (18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和2年 10月診療分
	永平寺町 (*)	子ども	83	*平成30年4月診療分から受託している子ども医療費助成事業について、対象年齢を拡大 (中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和2年 10月診療分
		ひとり親家庭等	83	*平成30年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療費助成事業について、対象年齢を拡大 (中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ひとり親家庭の子(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和2年 10月診療分
		重度障害者(児)	83	*平成30年4月診療分から受託している重度障害者(児)医療費助成事業について、対象年齢を拡大 (中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ・身体障害者手帳3級以上の所持者 ・療育手帳B1以上の所持者 ・精神障害者保健福祉手帳2級以上の所持者で、かつ自立支援医療(精神通院医療)受給者 (18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和2年 10月診療分
	坂井市 (*)	子ども	83	*平成30年4月診療分から受託している子ども医療費助成事業について、対象年齢を拡大 (中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ひとり親家庭の子(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和2年 10月診療分
		ひとり親家庭等	83	*平成30年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療費助成事業について、対象年齢を拡大 (中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ひとり親家庭の子(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和2年 10月診療分
		重度障害者(児)	83	*平成30年4月診療分から受託している重度障害者(児)医療費助成事業について、対象年齢を拡大 (中学校3年生までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ・身体障害者手帳3級以上の所持者 ・療育手帳B1以上の所持者 ・精神障害者保健福祉手帳2級以上の所持者で、かつ自立支援医療(精神通院医療)受給者 (18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和2年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福井県	越前町（＊）	子ども	80	*平成30年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大する。 （中学校3年生までの者→高校生相当まで（＝満18歳になる年の年度末まで）） 高校生相当まで（＝満18歳になる年の年度末まで） ※働いている方、結婚している方を含む	500円/日 （1医療機関あたり 月8日まで） *未就学児は自己負担なし	500円/月 （1医療機関あたり） *未就学児は自己負担なし *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和3年 10月診療分
		ひとり親家庭等	81	*平成30年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大する。 （中学校3年生までの者→高校生相当まで（＝満18歳になる年の年度末まで）） ひとり親家庭の子（高校生相当まで（＝満18歳になる年の年度末まで））	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和3年 10月診療分
		重度障害者（児）	82	*平成30年4月診療分から受託している重度障害者（児）医療について、対象年齢を拡大する。 （中学校3年生までの者→高校生相当まで（＝満18歳になる年の年度末まで）） ・身体障害者手帳3級以上の所持者 ・療育手帳B1以上の所持者 ・精神障害者保健福祉手帳2級以上の所持者で、かつ自立支援医療（精神通院医療）受給者 （高校生相当まで（＝満18歳になる年の年度末まで））	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和3年 10月診療分
	福井市（＊）	子ども	80	*平成30年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大する。 （中学校3年生までの者→高校生相当まで（＝満18歳になる年の年度末まで）） 高校生相当まで（＝満18歳になる年の年度末まで） ※働いている方、結婚している方を含む	500円/日 （1医療機関あたり 月8日まで） *未就学児は自己負担なし	500円/月 （1医療機関あたり） *未就学児は自己負担なし *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
		ひとり親家庭等	81	*平成30年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大する。 （母子家庭等医療→ひとり親家庭等医療） （中学校3年生までの者→高校生相当まで（＝満18歳になる年の年度末まで）） ひとり親家庭の子（高校生相当まで（＝満18歳になる年の年度末まで））	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
		重度障害者（児）	82	*平成30年4月診療分から受託している重度障害者（児）医療について、対象年齢を拡大する。 （中学校3年生までの者→高校生相当まで（＝満18歳になる年の年度末まで）） ・身体障害者手帳3級以上の所持者 ・療育手帳B1以上の所持者 ・精神障害者保健福祉手帳2級以上の所持者で、かつ自立支援医療（精神通院医療）受給者 （高校生相当まで（＝満18歳になる年の年度末まで）の者）	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
	小浜市（＊）	子ども	80	*平成30年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大する。 （中学校3年生までの者→高校生相当まで（＝満18歳になる年の年度末まで）） 高校生相当まで（＝満18歳になる年の年度末まで） ※働いている方、結婚している方を含む	500円/日 （1医療機関あたり 月8日まで） *未就学児は自己負担なし	500円/月 （1医療機関あたり） *未就学児は自己負担なし *薬局での自己負担なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
		母子家庭等	81	*平成30年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大する。 （中学校3年生までの者→高校生相当まで（＝満18歳になる年の年度末まで）） ひとり親家庭の子（高校生相当まで（＝満18歳になる年の年度末まで））	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
		重度障害者（児）	82	*平成30年4月診療分から受託している重度障害者（児）医療について、対象年齢を拡大する。 （中学校3年生までの者→高校生相当まで（＝満18歳になる年の年度末まで）） ・身体障害者手帳3級以上の所持者 ・療育手帳B1以上の所持者 ・精神障害者保健福祉手帳2級以上の所持者で、かつ自立支援医療（精神通院医療）受給者 （高校生相当まで（＝満18歳になる年の年度末まで））	なし	なし	食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福井県	若狭町（＊）	子ども	83	*平成30年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大する。 (中学校3年生までの者→18歳年度末まで) 18歳年度末までの者 ※働いている方、結婚している方を含む	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年8月診療分
		ひとり親家庭等	83	*平成30年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大する。 (中学校3年生までの者→18歳年度末まで) ひとり親家庭の子(18歳年度末までの者)	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年8月診療分
		重度障害者(児)	83	*平成30年4月診療分から受託している重度障害者(児)医療について、対象年齢を拡大する。 (中学校3年生まで→18歳年度末まで) ・身体障害者手帳3級以上の所持者 ・療育手帳B1以上の所持者 ・精神障害者保健福祉手帳2級以上の所持者で、かつ自立支援医療(精神通院医療)受給者(18歳年度末までの者)	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和4年8月診療分
	越前町	子ども	80	*令和3年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療費助成事業について、自己負担額を変更し、新規実施機関番号(0番台)を設定。 ・0歳から高校生相当まで(=満18歳になる年の年度末まで)※働いている方、結婚している方を含む	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
	越前町	子ども	80	* 令和3年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療費助成事業について、自己負担額を変更による新規実施機関番号設定。実施機関番号【80.18.113.4及び80.18.713.1】を廃止。※令和5年3月診療分までの取扱い。				令和5年3月診療分までの取扱い	
	越前市	子ども	80	* 令和2年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療費助成事業について、自己負担額を変更し、新規実施機関番号(0番台)を設定。 ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者(ただし、ひとり親家庭等医療費助成受給者及び重度障害者(児)医療費助成受給者は対象外)	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
	鯖江市	子ども	80	* 令和2年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療費助成事業について、自己負担額を変更し、新規実施機関番号(0番台)を設定。 ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者(ただし、ひとり親家庭等医療費助成受給者及び重度障害者(児)医療費助成受給者は対象外)	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
	越前市	子ども	80	* 令和2年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療費助成事業について、自己負担額を変更による新規実施機関番号設定。実施機関番号【80.18.108.4及び80.18.708.1】を廃止。※令和5年3月診療分までの取扱い。				令和5年3月診療分までの取扱い	
	鯖江市	子ども	80	* 令和2年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療費助成事業について、自己負担額を変更による新規実施機関番号設定。実施機関番号【80.18.106.8及び80.18.706.5】を廃止。※令和5年3月診療分までの取扱い。				令和5年3月診療分までの取扱い	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福井県	福井市	子ども	80	* 令和4年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担額を変更。それに伴い、実施機関番号(100番台、700番台)を廃止し、(0番台)を新規設定。 (入院:500円/日→なし) (入院外:500円/月→なし) 高校生相当(満18歳になる年の年度末まで)までの者 (ただし、ひとり親家庭等医療費助成受給者及び重度障害者(児)医療費助成受給者は対象外)	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和7年1月診療分
	福井市	子ども	80	* 令和4年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療費助成事業について、自己負担額変更による新規実施機関番号設定。実施機関番号【80.18.101.9及び80.18.701.6】を廃止。				令和6年12月診療分までの取扱い	
	敦賀市	子ども	80	* 子ども医療費助成事業について、自己負担額を変更による新規実施機関番号設定に伴い、実施機関番号「80181027」及び「80187024」の取扱い終了。				令和7年3月診療分までの取扱い	
	敦賀市	子ども	80	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、結婚した場合、進学等で敦賀市に住所登録がない場合、ひとり親家庭等医療費助成受給者及び重度障害者(児)医療費助成受給者は対象外)	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和7年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
山梨県	県内各市町村	乳幼児	81	入 院:義務教育就学前。(満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外:5歳未満児。(満5歳に達する日の属する月末まで) *生活保護を受けている世帯に属する者、ひとり親家庭医療費助成事業対象者及び老人医療費支給対象者を除く *市町村によっては、対象年齢を拡大している	なし		対象外	県内の医療機関等	平成20年4月診療分
		ひとり親家庭等	82	1. ひとり親家庭の父又は母及び児童 2. 配偶者のない養育者及びその養育者が養育する父母のいない児童 3. 父母のいない児童 *児童:18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者 *生活保護を受けている者、施設入所者、里親に委託されている者、重度心身障害者医療費助成対象者を除く					
		重度心身障害者	83	1. 身体障害者手帳1級、2級、3級を所持する者 2. 療育手帳Aを所持する者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級、2級を所持する者 4. 国民年金法による障害等級1級、2級あるいは、これに相当する障害のある者 5. 特別児童扶養手当を受給している児童 *生活保護を受けている者を除く					
	県内各市町村	老人医療	41	*対象者等の拡大(現行は家族のみ受託) 本人及び訪問看護に係る医療について現物給付の対象とする	患者1割負担(非課税世帯のみ対象)				
	甲府市 中央市 昭和町 (*)	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 入 院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成20年4月診療分
	忍野村 鳴沢村 小菅村 丹波山村 南部町 道志村 (*)	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 入 院:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	
	甲府市	老人医療	41	*県の基準の対象者の拡大 県の基準の非課税世帯(患者1割負担)以外の一般世帯について拡大を図る	2割		対象外	県内の医療機関等	
	南アルプス市 甲斐市 (*)	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 入 院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成21年4月診療分
	北杜市 (*)	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 入 院:9歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:9歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	
	身延町 市川三郷町 (*)	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 入 院:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	
	上野原市 (*)	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 入 院:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成22年1月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
山梨県	富士川町	乳幼児	81	*平成22年3月8日に増穂町・諏沢町が合併。町名を富士川町とし新たな実施機関番号81.19.110.8を設定。 入 院:義務教育就学前。(満6歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外:5歳未満児。(満5歳に達する日の属する月末まで) *生活保護を受けている世帯に属する者、ひとり親家庭医療費助成事業対象者、重度心身障害者医療費助成事業対象者及び老人医療費支給対象者を除く *市町村によっては、対象年齢を拡大している	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成22年 4月診療分
		ひとり親 家庭等	82	*平成22年3月8日に増穂町・諏沢町が合併。町名を富士川町とし新たな実施機関番号82.19.110.7を設定。 1. ひとり親家庭の父又は母及び児童 2. 配偶者のない養育者及びその養育者が養育する父母のいない児童 3. 父母のいない児童 *児童:18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者 *生活保護を受けている者、施設入所者、里親に委託されている者、重度心身障害者医療費助成対象者を除く					
		重度心身 障害者	83	*平成22年3月8日に増穂町・諏沢町が合併。町名を富士川町とし新たな実施機関番号83.19.110.6を設定。 1. 身体障害者手帳1級、2級、3級を所持する者 2. 療育手帳Aを所持する者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級、2級を所持する者 4. 国民年金法による障害等級1級、2級あるいは、これに相当する障害のある者 5. 特別児童扶養手当を受給している児童 *生活保護を受けている者を除く					
		老人医療	41	*平成22年3月8日に増穂町・諏沢町が合併。町名を富士川町とし新たな実施機関番号41.19.110.7を設定。 *対象者等の拡大(現行は家族のみ受託) 本人及び訪問看護に係る医療について現物給付の対象とする	患者1割負担 (非課税世帯のみ対象)		対象外	県内の 医療機関等	
	富士河口湖町 (＊)	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 入 院:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成22年 4月診療分
	西桂町 (＊)	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 入 院:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成22年 6月診療分
	富士川町 (＊)	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 入 院:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成22年 9月診療分
	山梨市 (＊)	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 入 院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成23年 4月診療分
	韮崎市 山中湖村 (＊)	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 入 院:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	
	甲州市 (＊)	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 入 院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	
	都留市 (＊)	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 入 院:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成24年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
山梨県	富士吉田市（＊）	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 入 院:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成24年12月診療分
	大月市（＊）	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 入 院:12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成25年4月診療分
	笛吹市（＊）	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 入 院:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成25年4月診療分
	県内各市町村（＊）	重度心身障害者	83	*平成20年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、助成方法を現物給付方式から自動償還方式へ変更することに伴い、実施機関番号(83.19.****)の審査支払に関する契約を終了				平成26年11月診療分から適用	
	身延町市川三郷町（＊）	子育て支援	81	*平成21年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 入 院:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成27年10月診療分
	昭和町（＊）	子育て支援	81	*平成20年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 入 院:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)					
	忍野村（＊）	こども	81	*平成20年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 入 院:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)					
	甲府市（＊）	すこやか子育て	81	*平成20年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 入 院:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年1月診療分
	南アルプス市（＊）	子ども	81	*平成21年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 入 院:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外:15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外)					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月	
					入院	入院外				
山梨県	道志村（＊）	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） 入 院：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年4月診療分	
	鳴沢村（＊）	子ども	81	*平成20年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） 入 院：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年6月診療分	
	富士河口湖町（＊）	子ども	81	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） 入 院：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）						
	県内各市町村（＊）	老人医療	41	平成25年3月31日をもって県単独老人医療費助成制度の廃止に伴い、実施機関番号（41.19.***）の審査支払に関する契約終了					平成29年2月診療分から適用	
	南アルプス市（＊）	子ども	81	*平成28年1月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） 入 院：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成29年4月診療分	
	山梨市（＊）	乳幼児	81	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院の対象年齢を拡大し、助成対象外の者についても拡大（入 院：12歳まで→15歳までに拡大） 入 院：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者、重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費助成を受けている者、児童福祉施設に入所及び里親に委託されている者は対象外）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成26年10月診療分	
	大月市（＊）	乳幼児	81	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院の対象年齢を拡大（入院：12歳まで→15歳までに拡大） 入 院：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成26年4月診療分	
	北杜市（＊）	乳幼児	81	*平成21年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大（9歳まで→15歳までに拡大） 入 院：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年1月診療分	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
山梨県	甲州市 （＊）	乳幼児	81	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大（12歳まで→15歳までに拡大） 入 院：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成26年4月診療分
	中央市 （＊）	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大（12歳まで→15歳までに拡大） 入 院：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成27年10月診療分
	南部町 （＊）	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） 入 院：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成29年10月診療分
	富士川町 （＊）	乳幼児	81	*平成22年9月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） 入 院：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成27年10月診療分
	甲斐市 （＊）	乳幼児	81	平成21年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について一部対象年齢を拡大 入院：12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 外来：12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外 *重度心身障がい児医療制度の適用を受けている者は入院、外来ともに15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年4月診療分
	韮崎市 （＊）	子ども	81	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳→18歳に拡大） 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで （生活保護法の適用を受けている者及び婚姻している者は対象外）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成31年4月診療分
	丹波山村 （＊）	子ども	81	*平成20年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳→18歳に拡大） 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで （生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし		対象外	県内の医療機関等	
	上野原市 （＊）	子ども	81	*平成22年1月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳→18歳に拡大） 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで （生活保護法の適用を受けている者及び婚姻している者は対象外）	なし		対象外	県内の医療機関等	
	都留市 （＊）	すこやか子育て	81	平成24年4月診療分から助成内容を変更したすこやか子育て医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、重度心身障害者医療費助成対象者、ひとり親家庭医療費助成対象者、婚姻している者、生活保護法による医療扶助を受けている者を除く）	なし		対象外	県内の医療機関等	令和元年11月診療分
	大月市 （＊）	子育て支援	81	平成26年4月診療分から助成内容を変更した子育て支援医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） 入 院：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者及び婚姻している者は対象外）	なし		対象外	県内の医療機関等	令和元年12月診療分
	富士吉田市 （＊）	子育て応援	81	平成24年12月診療分から助成内容を変更した子育て応援医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） 入 院：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者及び婚姻している者は対象外）	なし		対象外	県内の医療機関等	令和2年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
山梨県	早川町（＊）	子育て支援	81	平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大（乳幼児医療→子育て支援医療） （入 院：6歳→18歳 入院外：5歳→18歳） 入 院：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
	北杜市（＊）	乳幼児	81	*平成28年1月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） 入 院：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし		対象外	県内の医療機関等	令和3年10月診療分
	甲斐市（＊）	こども	81	*平成28年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大（12歳まで→18歳までに拡大） 入 院：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分
	西桂町（＊）	子ども	81	*平成22年6月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） 入 院：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分
	山梨市（＊）	子ども	81	*平成26年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） 入 院：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分
	甲州市（＊）	子ども	81	*平成26年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） 入 院：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分
	中央市（＊）	子ども	81	*平成27年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） 入 院：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	昭和町（＊）	子ども	81	*平成27年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） 入 院：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
	笛吹市（＊）	子ども	81	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） 入 院：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年11月診療分
	小菅村（＊）	乳幼児	81	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） 入 院：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年4月診療分
	山中湖村（＊）	乳幼児	81	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） 入 院：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)								令和7年4月現在	
都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
長野県	県内 各市町村	特定疾患治療	51	*国が行う特定疾患治療研究事業の制度を拡大(対象疾病の拡大) 溶血性貧血、汎発性血管内血液凝固	所得に応じて負担上限を設定 ただし、重症認定者等は自己負担なし		食事標準 負担額を助成	全国の 医療機関等	平成12年 10月診療分
	長野県	ウイルス肝炎 (抗ウイルス療法)	80	入院・入院外ともにフィブリノゲン製剤、非加熱血液凝固第Ⅷ(第8)・第Ⅸ(第9)因子製剤の使用歴を証明された患者以外の重症患者 ・1年以内で治療予定期間に即した期間＝国庫補助対象	なし		対象外	長野県内の 医療機関等	平成26年 1月診療分
				入院・入院外ともにフィブリノゲン製剤、非加熱血液凝固第Ⅷ(第8)・第Ⅸ(第9)因子製剤の使用歴を証明された患者 ・1年以内で治療予定期間に即した期間＝国庫補助対象	課税世帯者の所得に応じた負担額 但し、国庫補助事業の限度額(10,000円または20,000円)を上限とする 重症患者は自己負担なし		食事標準 負担額を助成		
				入院・入院外ともにフィブリノゲン製剤、非加熱血液凝固第Ⅷ(第8)・第Ⅸ(第9)因子製剤の使用歴を証明された患者以外 ・1年を超える部分＝国庫補助対象外(県単独分)	10,000円または20,000円 ※医療機関と薬局を通算 重症患者は自己負担なし		対象外		
				入院・入院外ともにフィブリノゲン製剤、非加熱血液凝固第Ⅷ(第8)・第Ⅸ(第9)因子製剤の使用歴を証明された患者 ・1年を超える部分＝国庫補助対象外(県単独分)	課税世帯者の所得に応じた負担額 但し、国庫補助事業の限度額(10,000円または20,000円)を上限とする 重症患者は自己負担なし		食事標準 負担額を助成		
		ウイルス肝炎 (抗ウイルス療法以外)	81	フィブリノゲン製剤、非加熱血液凝固第Ⅷ(第8)・第Ⅸ(第9)因子製剤の使用歴を証明された患者以外 ・県単独補助対象者として1年を限度として給付し、知事が必要と認めた場合は、期間を更新することができる。 (入院のみ対象)	課税世帯者の所得に応じた負担額 重症患者は自己負担なし		食事標準 負担額を助成		
				入院・入院外ともにフィブリノゲン製剤、非加熱血液凝固第Ⅷ(第8)・第Ⅸ(第9)因子製剤の使用歴を証明された患者 ・県単独補助対象者として1年を限度として給付し、知事が必要と認めた場合は、期間を更新することができる。	課税世帯者の所得に応じた負担額 重症患者は自己負担なし		食事標準 負担額を助成		
	長野県	特定疾病 (原則)	81	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成の法制度に移行しない法別51の県単独事業 (原則)	所得に応じて負担上限を設定 (0円～30,000円)		対象外	県内の 医療機関等	平成27年 1月診療分
		特定疾病 (経過措置)	81	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成の法制度に移行しない法別51の県単独事業 (経過措置)	所得に応じて負担上限を設定 (0円～20,000円)		食事標準 負担額の 1/2を助成		
		長野県 (*)	特定疾患治療 研究事業	51	*難病の患者に対する医療等に関する法律の制定に伴い、特定疾患(国が行う特定疾患治療研究事業の制度拡大分)については、平成26年12月診療分までの取扱い。				平成26年12月診療分までの取扱い

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
長野県	長野県（＊）	ウイルス肝炎（抗ウイルス療法）	80	平成26年1月診療分から受託しているウイルス肝炎医療（抗ウイルス療法）について、食事療養費の負担額を変更 （食事療養費：助成対象→助成対象外） 入院・入院外ともにフィブリノゲン製剤、非加熱血液凝固第Ⅷ（第8）・第Ⅸ（第9）因子製剤の使用歴を証明された患者 ・1年以内で治療予定期間に即した期間＝国庫補助対象	課税世帯者の所得に応じた負担額 但し、国庫補助事業の限度額（10,000円または20,000円）を上限とする 重症患者は自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	平成30年 4月診療分
			80	平成26年1月診療分から受託しているウイルス肝炎医療（抗ウイルス療法）について、食事療養費の負担額を変更 （食事療養費：助成対象→助成対象外） 入院・入院外ともにフィブリノゲン製剤、非加熱血液凝固第Ⅷ（第8）・第Ⅸ（第9）因子製剤の使用歴を証明された患者 ・1年を超える部分＝国庫補助対象外（県単独分）	課税世帯者の所得に応じた負担額 但し、国庫補助事業の限度額（10,000円または20,000円）を上限とする 重症患者は自己負担なし		対象外		
		ウイルス肝炎（抗ウイルス療法以外）	81	平成26年1月診療分から受託しているウイルス肝炎医療（抗ウイルス療法以外）について、食事療養費の負担額を変更 （食事療養費：助成対象→助成対象外） フィブリノゲン製剤、非加熱血液凝固第Ⅷ（第8）・第Ⅸ（第9）因子製剤の使用歴を証明された患者以外 ・県単独補助対象者として1年を限度として給付し、知事が必要と認めた場合は、期間を更新することができる。 （入院のみ対象）	課税世帯者の所得に応じた負担額 重症患者は自己負担なし		対象外		
			81	平成26年1月診療分から受託しているウイルス肝炎医療（抗ウイルス療法以外）について、食事療養費の負担額を変更 （食事療養費：助成対象→助成対象外） 入院・入院外ともにフィブリノゲン製剤、非加熱血液凝固第Ⅷ（第8）・第Ⅸ（第9）因子製剤の使用歴を証明された患者 ・県単独補助対象者として1年を限度として給付し、知事が必要と認めた場合は、期間を更新することができる。	課税世帯者の所得に応じた負担額 重症患者は自己負担なし		対象外		
	長野市	乳幼児等	83	出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外	県内の医療機関等	平成30年 8月診療分
		母子家庭の母子等及び父子家庭の父子	85	ひとり親家庭等の児童（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		心身障害者	87	1 身体障害者手帳1～4級 2 療育手帳A1・A2・B1 3 特別児童扶養手当1・2級 4 精神障害者福祉手帳1・2級 5 身体障害者手帳5級、療育手帳B2で所得税非課税世帯 ※以上の1～5に該当する児童（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
	松本市	乳幼児等	83	入院：出生した日から15歳に達する日以降の最初の3月31日まで 通院：出生した日から15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	食事標準負担額の1/2を助成		
		ひとり親家庭等	85	ひとり親家庭の児童（15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者）	1レセプト500円	1レセプト500円	食事標準負担額の1/2を助成		
		障害者	87	1 身体障害者手帳1～4級 2 療育手帳A1～A2及びB1 3 特別児童手当1・2級 4 精神障害者保健福祉手帳1～2級（通院のみ） の児童（15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者）	1レセプト500円	1レセプト500円	食事標準負担額の1/2を助成		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
長野県	上田市	児童	83	出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外	県内の医療機関等	平成30年 8月診療分
		母子家庭の母子等 父子家庭の父子	85	1 母子家庭等 2 父子家庭 の 出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		障害者	87	1 身体障害者手帳1級～3級 2 特別児童扶養手当1級受給者 3 療育手帳A1～A2及びB1～B2 4 精神障害者保健福祉手帳1級・2級 の 出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
	岡谷市	乳幼児等	83	【入院・入院外】 出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	食事標準負担額を助成		
		ひとり親家庭等	85	【入院・入院外】 ひとり親家庭等の児童(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	食事標準負担額を助成		
		障がい者	87	【入院・入院外】 1 特別児童扶養手当1級・2級の児童 (15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) 2 身体障害者手帳1～3級および4級以下で常時介護を要する児童 (15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) 3 養育手帳A1～A2及びB1 (15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) 【入院外】 4 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の児童 (15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	食事標準負担額を助成		
	飯田市	子ども	83	出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		母子家庭等	85	ひとり親家庭の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		障害者	87	1 身体障害者手帳1～3級 2 養育手帳A1～A2及びB1 3 精神障害者保健福祉手帳1級(入院外) 4 精神障害者保健福祉手帳2級及び精神通院該当者(自立支援医療の精神通院のみ) の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
長野県	諏訪市	乳幼児・児童	83	入 院:出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成30年 8月診療分
		ひとり親家庭等	85	ひとり親家庭の児童(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	食事標準負担額を助成		
		障がい者	87	1 身体障害者手帳1～3級 2 療育手帳A1・A2・B1 3 精神保健福祉手帳1級・2級 4 特別児童扶養手当1級・2級の児童(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	食事標準負担額を助成		
	須坂市	乳幼児等	83	出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	食事標準負担額の1/2を助成		
		母子家庭等/父子家庭	85	ひとり親家庭の児童(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	食事標準負担額の1/2を助成		
		障害者	87	1 身体障害者手帳1～3級 2 療育手帳A1～A2及びB1 3 精神障害者保健福祉手帳1級・2級 4 特別児童扶養手当1級・2級の児童(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	食事標準負担額の1/2を助成		
	小諸市	乳幼児等	83	入院:出生した日から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		ひとり親家庭等	85	・母子家庭の子 ・父母のいない児童 ・父子家庭の子 (18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 ただし、18歳に達する日以降は高校等に在学している者)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		障がい者	87	・身体障害者手帳1～3級 ・療育手帳A1・A2・B1 ・精神保健福祉手帳1・2級 ・特別児童扶養手当1・2級対象 の児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
	伊那市	乳幼児等	83	入 院:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		ひとり親家庭等	85	ひとり親家庭の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		障がい者	87	1 身体障害者手帳1～3級 2 養育手帳A1～A2及びB1 3 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
長野県	駒ヶ根市	子ども	83	入 院:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外	県内の 医療機関等	平成30年 8月診療分
		母子・父子	85	母子及び父子家庭の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		障がい者	87	1 身体障害者手帳1～4級 2 養育手帳A1～A2及びB1～B2 3 精神障害者保健福祉手帳1～3級の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
	中野市	乳幼児等	83	出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	1レセプト500円	1レセプト500円	食事標準負担額の1/2を助成		
		ひとり親家庭等	85	母子・父子家庭の児童及び父母のいない児童(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)	1レセプト500円	1レセプト500円	食事標準負担額の1/2を助成		
		重度心身障がい者	87	1 身体障害者手帳1～4級(4級の場合は所得税非課税世帯のみ) 2 療育手帳A1～B2(B2の場合は特別障害者手当の所得制限内の者のみ) 3 精神障害者保健福祉手帳1～3級(3級は市民税非課税世帯のみ) 上記の手帳を所持している児童(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)※入院及び食事療養費は対象外	1レセプト500円	1レセプト500円	食事標準負担額の1/2を助成		
	大町市	乳幼児・児童	83	出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		ひとり親家庭等	85	ひとり親家庭の児童(出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		障がい者	87	身体障害者手帳1級～4級 療育手帳A1・A2・B1・B2 精神保健福祉手帳1級・2級 特別児童扶養手当1級・2級 国民年金の障害基礎年金1級・2級 自立支援受給者証(精神通院) (出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
	飯山市	乳幼児等	83	入 院:出生した日から15歳に達する日以降の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		ひとり親家庭等	85	ひとり親家庭の児童(15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		障がい者	87	1 身体障害者手帳1～3級 2 療育手帳A1～A2及びB1 3 精神障害者保健福祉手帳1～3級の児童(15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
長野県	茅野市	こども	83	出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	食事標準負担額を助成	県内の 医療機関等	平成30年 8月診療分
		母子家庭等 (父子家庭・父母のいない児童含む)	85	ひとり親家庭の児童(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	食事標準負担額を助成		
		心身障害者	87	1 特別児童扶養手当1・2級の児童(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) 2 身体障害者手帳1～3級の児童(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) 3 療育手帳A1～A2及びB1の児童(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) 4 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の児童(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円(精神障害者保健福祉手帳1級・2級の児童は対象外)	1レセプト500円	食事標準負担額を助成(精神障害者保健福祉手帳1級・2級の児童は対象外)		
	塩尻市	乳幼児等	83	出生の日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		母子・父子家庭等	85	1 配偶者のいない方またはこれに準ずる父または母が扶養する児童 2 配偶者が重度の障害により長期間労働能力を失っている父または母が扶養する児童 3 父母のいない児童 (15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		障がい者	87	1 身体障害者手帳1～4級を持つ児童 2 療育手帳を持つ児童 3 精神障害者保健福祉手帳を持つ児童 4 特別児童扶養手当に該当する障がい児 (15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
	千曲市	乳幼児等	83	出生の日から満15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		母子家庭の母子等 父子家庭の父子	85	母子家庭の児童・父子家庭の児童及び父母のいない児童(満15歳に達する日以降の最初の3月31日まで)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		障害者	87	1 身体障害者手帳1～4級 2 養育手帳A1～A2及びB1 3 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の児童 (15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	1レセプト500円(ただし、精神障害者保健福祉手帳1級・2級は対象外)	1レセプト500円	対象外		
	佐久市	乳幼児等	83	入 院:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		ひとり親家庭等	85	ひとり親家庭等の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		障がい等	87	1 身体障害者手帳1～3級 2 養育手帳A1～A2及びB1 3 精神障害者保健福祉手帳1級・2級 上記1、2、3の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
長野県	佐久穂町	乳幼児等	83	出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	1レセプト500円	1レセプト500円	なし	県内の医療機関等	平成30年 8月診療分
		ひとり親家庭等	85	ひとり親家庭の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	なし		
		重度障がい	87	1 身体障害者手帳1～3級 2 養育手帳A1～A2及びB1 3 精神障害者保健福祉手帳1～3級の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	なし		
	小海町	乳幼児等	83	出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外		
		母子家庭の母子、父子家庭の父子	85	母子家庭の子(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) 父子家庭の子(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外		
		心身障害者	87	1 身体障害者手帳1～3級 2 療育手帳A1～A2及びB1 3 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外		
	川上村	乳幼児等	83	出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		ひとり親家庭等	85	ひとり親家庭の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		障がい者	87	1 身体障害者手帳1～3級 2 養育手帳A1～B2 3 精神障害者保健福祉手帳1～3級の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
	南牧村	乳幼児及び児童	83	入 院: 出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外: 出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト300円	1レセプト300円	食事標準負担額を助成		
		母子家庭の母子等	85	ひとり親家庭の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト300円	1レセプト300円	食事標準負担額を助成		
		障害者	87	1 身体障害者手帳1～3級 2 養育手帳A1～A2及びB1 3 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト300円	1レセプト300円	食事標準負担額を助成		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
長野県	南相木村	乳幼児・児童	83	出生した日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外	県内の医療機関等	平成30年 8月診療分
		ひとり親家庭等	85	ひとり親家庭の児童(満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者)	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外		
		障がい者	87	1 身体障害者手帳1～4級 2 療育手帳A1～B2 3 精神障害者保健福祉手帳1級～4級 4 自立支援医療(精神通院)受給者の児童(満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者)	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外		
	北相木村	乳幼児等	83	入 院:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		ひとり親家庭等	85	ひとり親家庭の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		障がい者	87	1 身体障害者手帳1～3級 2 養育手帳A1～A2及びB1 3 入院・通院・・・精神障害者保健福祉手帳1級 の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
	軽井沢町	児童	83	所得制限:制限なし(18歳に達した最初の3月31日まで)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		ひとり親	85	所得制限:児童扶養手当の所得制限に準じた額(親・子) (子については、18歳に達した最初の3月31日まで)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		障がい	87	所得制限:特別障害者手当の所得制限に準じた額 障害区分:身障手帳1・2・3、4級、精神手帳1、2・3級、療育手帳A1・A2・B1、国民年金法施行令表該当者、特別児童扶養手当1・2級、特定指定難病・特定疾患患者 (18歳に達した最初の3月31日まで)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
	御代田町	こども	83	出生した日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		ひとり親家庭等	85	ひとり親家庭の児童(満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		障害者	87	1 身体障害者手帳1～4級 2 療育手帳A1～A2及びB1 3 精神保健福祉手帳1～3級 4 精神障害で障害基礎年金を受給している 上記に該当する児童(満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
長野県	立科町	乳幼児児童	83	乳幼児：出生の日から満6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 児童：満6歳に達した日以降最初の4月1日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外	県内の医療機関等	平成30年 8月診療分
		母子家庭の母子等 父子家庭の父子	85	母子家庭等の児童：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 父子家庭の児童：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		障害者	87	ア 身体障害者手帳1～3級 イ 療育手帳A1～A2及びB1 ウ 精神障害保健福祉手帳所持者の児童（18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの者）	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
	長和町	乳幼児及び児童	83	入 院：出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外：出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外		
		母子家庭等 ・ 父子家庭	85	(1)配偶者のない女子に扶養されている18歳未満の児童等 (2)18歳未満(18歳以上20歳未満の高等学校等に在学)の父母のいない児童 配偶者のない男子に扶養されている18歳未満の児童等	なし	なし	対象外		
		障がい者	87	1 身体障害者手帳1～3級 2 養育手帳 3 精神障害者保健福祉手帳 所持者の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）	なし	なし	対象外		
	東御市	乳幼児等	83	出生した日から15歳に達する日以降の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		ひとり親家庭等	85	ひとり親家庭の児童（15歳に達する日以降の最初の3月31日まで）	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		障がい者	87	下記1～3に該当する児童（15歳に達する日以降の最初の3月31日まで） 1 身体障害者手帳1～3級及び4級の1号、3号、4号等国民年金法施行令別表該当者 2 療育手帳A1～A2及びB1～B2 3 精神障害者保健福祉手帳1級～3級（3級は入院外のみ対象）	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
	青木村	乳幼児・児童	83	入院：出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		母子家庭の母子等 父子家庭の父子	85	入院：ひとり親家庭の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		障害者	87	①入院：身体障害者手帳1～3級 ②入院：療育手帳A1～A2及びB1 ③通院のみ：精神障害者保健福祉手帳1級 自立支援医療精神通院のみ：精神障害者保健福祉手帳2級 （①②③ともに18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
長野県	坂城町	子ども	83	出生した日から18歳到達後の年度末まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外	県内の医療機関等	平成30年 8月診療分
		母子等、父子	85	1.母子の子(18歳未満) 2.父母のいない児童(18歳未満) 3.父子の子(18歳未満) ※子どもが高等学校等に在学している場合は在学証明書等を提出することにより、18歳になった最初の3月31日まで有効期間延長)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		障がい者(児)	87	1.身体障害者手帳1～3級 2.療育手帳A1～B2 3.精神保健手帳(精神科入院適用外) 4.自立支援医療(通院)受給者(精神科入院適用外) ※18歳になった最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
	下諏訪町	乳幼児等	83	入院・入院外:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	1レセプト500円	1レセプト500円	食事標準負担額を助成		
		母子家庭の母子等、父子家庭の父子	85	母子家庭等、父子家庭の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	食事標準負担額を助成		
		障害者	87	①身体障害者手帳 1級～3級 ②療育手帳 A1～A2及びB1 ③特別児童扶養手当該当 ④精神障害者福祉手帳1,2級(入院は助成しない)の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	食事標準負担額を助成		
	富士見町	乳幼児及び児童等	83	出生の日から満18歳に達した日以降の最初の3月31日まで	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外		
		母子家庭の母子等 父子家庭の父子	85	配偶者のない女子(男子)に扶養されている、18歳未満の児童又は18歳から18歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童で高等学校等に在学若しくは在校中の者	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外		
		障害者	87	1 特別児童扶養手当1級該当者 2 身体障害者手帳1～3級所持者 3 療育手帳A1、A2、B1所持者 4 精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者 5 国民年金別表の障害程度1級9、10、11号該当者 上記1～5に該当する者のうち、満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外		
	原村	乳幼児等	83	出生した日から18歳に達する日以後の3月31日まで	なし	なし	対象外		
		ひとり親家庭等	85	ひとり親家庭の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	なし	なし	対象外		
		障がい者	87	1 身体障害者手帳1～3級 2 養育手帳A1～A2及びB1 3 精神障害者保健福祉手帳1級・2級 4 ウイルス肝炎受給者証所持者 5 特定疾患受給者証所持者 の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	なし	なし	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
長野県	辰野町	乳幼児等	83	出生した日または転入日から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外	県内の医療機関等	平成30年 8月診療分
		ひとり親家庭等	85	ひとり親家庭の児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		障がい者	87	・身体障害者手帳1～3級 ・療育手帳A1・A2 B1・B2 ・精神障害者保健福祉手帳1級・2級※外来のみ の児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
	箕輪町	乳幼児・児童	83	出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		母子・父子家庭等	85	母子・父子家庭等の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者、18歳以上20歳未満の高等学校その他町長が定める施設に在学・在校中の者)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		障がい者	87	1 身体障害者手帳1～3級(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) 2 療育手帳A1～A2及びB1～B2(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) 3 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
	飯島町	子育て支援	83	出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外		
		母子・父子家庭等	85	母子・父子家庭等の児童 (18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	なし	なし	対象外		
		障がい者	87	1 身体障害者手帳1～3級 2 療育手帳A1・A2・B1 3 精神障害者保健福祉手帳1級・2級 上記手帳を取得している児童 (18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	なし	なし	対象外		
	南箕輪村	乳幼児等	83	出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		ひとり親家族等	85	ひとり親家族の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		障がい者	87	1 身体障害者手帳1級～3級の児童 2 療育手帳A1～A2 B1～B2の児童 3 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の児童 ※児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
長野県	中川村	乳幼児等	83	入 院:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成30年 8月診療分
		ひとり親家庭等	85	ひとり親家庭の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	なし	なし	対象外		
		障がい者	87	1 身体障害者手帳1～4級 2 養育手帳A1～A2及びB1 3 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	なし	なし	対象外		
	宮田村	子ども(乳幼児)	83	入 院:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外		
		母子父子	85	1.配偶者のいない方に扶養されている児童 2.父母のいない児童 これらに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童	なし	なし	対象外		
		障がい者	87	1.身障手帳3級以上をお持ちの方 2.療育手帳B1以上をお持ちの方 3.指定難病助成事業該当 4.精神手帳1・2級該当 通院のみ(2級該当者は非課税、自立支援医療機関のみ) 5.特別児童扶養手当1・2級該当する方 これらに該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの障がい児	なし	なし	対象外		
	木曽町	児童	83	出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(下記に該当する者を除く。)	なし	なし	対象外		
		母子家庭の母子 父子家庭の父子	85	母子(父子)家庭の母(父)に扶養されている児童及び父母のいない児童(所得要件あり) (出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童)	なし	なし	対象外		
		障害者	87	以下に該当する児童(所得要件あり) 1. 身障手帳1級、2級、3級 2. 療育手帳A1、A2、B1、B2 3. 精神保健福祉手帳1級、2級、3級 (出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童)	なし	なし	対象外		
	上松町	乳幼児・児童	83	入 院:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		母子家庭の母子 父子家庭の父子	85	母子家庭の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) 父子家庭の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		障がい者	87	1 身体障害者手帳1～3級 2 療育手帳B2以上に該当する者 3 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第2条第1項に規定する者 4 特定疾患治療研究事業及び先天性血液凝固因子障害等治療研究事業、難病患者に対する医療等に関する法律に基づく特定疾病支給対象者 5 精神障害者保健福祉手帳所持者 6 精神の障害の程度が国民年金法施行令、厚生年金保険法施行令別表に該当する者の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
長野県	南木曾町	乳幼児等	83	入院:出生した日から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外	県内の医療機関等	平成30年 8月診療分
		母子家庭・父子家庭等の子	85	入院:出生した日から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外		
		障がい者(児)	87	入院:出生した日から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外		
	木祖村	乳幼児等	83	入院:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外		
		母子父子家庭の子	85	母子父子家庭の児童(18歳未満又は20歳未満で高等学校等卒業まで)	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外		
		障がい者	87	1 身体障害者手帳1～3級 2 養育手帳A1～B2 3 精神障害者保健福祉手帳1級～3級の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外		
	王滝村	乳幼児	83	入院:出生の日から中学校就学中の生徒 入院外:出生の日から中学校就学中の生徒	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		母子父子家庭	85	ひとり親家庭の児童(15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		心身障害者	87	1 身体障害者手帳 1級～6級 2 療育手帳A1・A2及びB1・B2 3 精神保健福祉手帳1級～3級(15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
	大桑村	乳幼児等	83	入院:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		ひとり親家庭等	85	ひとり親家庭の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		障がい者	87	1 身体障害者手帳1～3級 2 養育手帳A1～A2及びB1 3 精神障害者保健福祉手帳1級・2級・3級の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
長野県	筑北村	乳幼児等	83	入 院:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外	県内の 医療機関等	平成30年 8月診療分
		母子・父子	85	ひとり親家庭の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		障がい者	87	1 身体障害者手帳1～3級 2 養育手帳A1～A2及びB1 3 精神障害者保健福祉手帳1級・2級 (全て18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
	麻績村	乳幼児等	83	出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		ひとり親家庭等	85	1.ひとり親家庭で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 2.父母のいない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		障がい者	87	下記1から5で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 1. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する障害児で障害の程度が1級の者 2. 身体障害者手帳1級から3級の者 3. 身体障害者手帳4級に該当し、かつ日常生活において常時介護を必要とする状態にある者 4. 国民年金法に規定する障害基礎年金受給者 5. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
	生坂村	乳幼児等	83	入 院:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		ひとり親家庭等	85	ひとり親家庭の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		障がい者	87	1 身体障害者手帳1～3級 2 養育手帳A1～A2及びB1～B2 3 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
	山形村	子ども	83	入 院:出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		母子家庭等	85	ひとり親家庭の児童(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		重度心身障害者	87	1 身体障害者手帳1～3級 2 療育手帳A1～A2及びB1～B2 3 精神障害者保健福祉手帳1～3級の児童(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
長野県	朝日村	乳幼児・児童	83	入 院:出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外	県内の医療機関等	平成30年 8月診療分
		母子・父子・父母のいない児童	85	ひとり親家庭の児童(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		重度心身障害者(児)	87	1 身体障害者手帳1～3級 2 療育手帳A1～A2及びB1～B2 3 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の児童(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
	安曇野市	乳幼児等	83	出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者(入院・入院外とも)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		ひとり親家庭等	85	1 母子家庭の子 2 父母のいない児童 3 父子家庭の子のうち、資格取得日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者(入院・入院外とも)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		障がい者	87	1 身体障害者手帳1～3級 2 療育手帳A1、A2、B1、B2のうち、資格取得日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者(入院・入院外とも) 3 精神障害者保健福祉手帳1級のうち、資格取得日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者(入院外のみ) 4 精神障害者保健福祉手帳2級のうち、資格取得日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者(自立支援通院(精神)のみ)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
	池田町	乳幼児等	83	出生した日から18歳に達する以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	なし		
		ひとり親家庭等	85	1 母子家庭の子 2 父母のいない児童 3 父子家庭の子の児童(18歳に達する以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	なし		
		障がい者	87	次の1-5に該当する児童(18歳に達する以後の最初の3月31日までの者) 1 身体障害者手帳1～6級(4～6級は要常時介護のみ) 2 療育手帳A1～A2及びB1～B2 3 精神保健福祉手帳1～2級 4 特別児童扶養手当1級～2級 5 自立支援医療受給者(精神通院医療)(公費負担対象分のみ)	1レセプト500円	1レセプト500円	なし		
	松川村	乳幼児等	83	18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		母子家庭の母子等 父子家庭の父子	85	ひとり親家庭等の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		障害者	87	・身体障害者手帳 1～3級 ・療育手帳A1、A2、B1、B2 ・精神障害者保健福祉手帳 1級、2級 を所持する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
長野県	白馬村	子ども	83	出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外	県内の医療機関等	平成30年 8月診療分
		母子家庭の母子等又は父子家庭の父子等	85	ひとり親家庭及び父母のない児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		障がい者	87	1 身体障害者手帳1～3級 2 療育手帳A1～A2及びB1 3 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
	小谷村	乳幼児等	83	入 院:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		母子家庭の子 父子家庭の子	85	母子家庭の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) 父子家庭の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		障がい者	87	1 身体障害者手帳1～3級 2 療育手帳A1～A2及びB1 3 精神障害者保健福祉手帳1級～2級の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
	松川町	乳幼児等	83	入院・入院外:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外		
		ひとり親家庭等	85	ひとり親家庭の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外		
		障がい者	87	1 身体障害者手帳1～3級 2 療育手帳A1～A2及びB1 3 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外		
	高森町	子ども	83	入 院:出生または転入日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生または転入日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		ひとり親家庭等	85	ひとり親家庭等の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		障がい者	87	1 身体障害者手帳1～3級 2 療育手帳A1～A2及びB1 3 精神障害者保健福祉手帳1～2級の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
長野県	阿南町	乳幼児等	83	入院:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外	県内の医療機関等	平成30年 8月診療分
		ひとり親家庭等	85	ひとり親家庭の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外		
		障がい者	87	1 身体障害者手帳1～3級 2 療育手帳A1～A2及びB1 の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外		
	阿智村	乳幼児等	83	入院:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外		
		ひとり親家庭等	85	ひとり親家庭の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外		
		重度心身障害者	87	1 身体障害者手帳1～3級 2 養育手帳A1～A2及びB1 3 精神障害者保健福祉手帳1級・2級 の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外		
	平谷村	乳幼児等	83	入院:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外		
		ひとり親家庭等	85	ひとり親家庭の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	なし	なし	対象外		
		障がい者	87	1 身体障害者手帳1～4級 2 養育手帳A1～A2及びB1 3 精神障害者保健福祉手帳1級・2級 の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	なし	なし	対象外		
	根羽村	乳幼児等	83	入院、入院外:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外		
		ひとり親家庭等	85	入院、入院外:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外		
		障がい者	87	1 身体障害者手帳1～4級 2 養育手帳A1～A2及びB1 3 精神障害者保健福祉手帳1級・2級 の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
長野県	下條村	乳幼児	83	入院：出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 入院外：出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外	県内の医療機関等	平成30年 8月診療分
		母子家庭	85	ひとり親家庭の児童（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外		
		重度心身障害者	87	1 身体障害者手帳1～4級 2 養育手帳A1～A2及びB1 3 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の児童（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外		
	売木村	乳幼児・児童	83	出生の日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外		
		母子家庭等 父子家庭等	85	母子・父子家庭等の児童 （18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者）	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外		
		障害者	87	1、身体障害者手帳1～3級 2、療育手帳A1～B1 3、精神障害者保健福祉手帳1級・2級 4、自立支援医療受給者証の交付を受けている者 上記1～4の児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者）	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外		
	天龍村	乳幼児・児童	83	出生の日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外		
		母子家庭 父子家庭	85	母子・父子家庭の児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日まで）	なし	なし	対象外		
		障がい者	87	1.身体障害者手帳3級以上に該当する 2.療育手帳B1以上に該当する 3.精神障害者保健福祉手帳1級2級に該当する 上記の児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日まで）	なし	なし	対象外		
	泰阜村	乳幼児等	83	入 院：出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外：出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト300円	1レセプト300円	食事標準負担額を 助成		
		ひとり親等	85	ひとり親家庭の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）	1レセプト300円	1レセプト300円	食事標準負担額を 助成		
		障がい者	87	1 身体障害者手帳1～3級 2 養育手帳A1～A2及びB1 3 精神障害者保健福祉手帳1級・2級 （2級は自立支援医療精神通院のみ） の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）	（精神以外） 1レセプト300円	1レセプト300円	食事標準負担額を 助成		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
長野県	喬木村	乳幼児	83	入 院：出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外：出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外	県内の医療機関等	平成30年 8月診療分
		母子家庭の母子等 父子家庭の父子	85	母子家庭の母子等及び父子家庭の父子の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外		
		障害者	87	1 身体障害者手帳1～3級 2 養育手帳A1～A2及びB1 3 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外		
	豊丘村	乳幼児・児童	83	入 院：出生した日から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで 入院外：出生した日から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外		
		ひとり親家庭等	85	ひとり親家庭の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外		
		障がい児	87	1 身体障害者手帳1～4級 2 養育手帳A1～A2及びB1 3 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者）	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外		
	大鹿村	乳幼児等	83	入 院：出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外：出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外		
		母子・父子家庭等	85	ひとり親家庭の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外		
		重度心身障害者	87	1 身体障害者手帳1～4級 2 養育手帳A1～A2及びB1 3 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外		
	小布施町	乳幼児等	83	入院：出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外：出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト300円	1レセプト300円	小学生未満は、食事標準負担額を助成		
		ひとり親家庭等	85	ひとり親家庭の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）	1レセプト300円	1レセプト300円	食事標準負担額を助成		
		障がい児	87	1 身体障害者手帳1～3級 2 療育手帳A1～A2及びB1 3 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）で、通院のみ	1レセプト300円	1レセプト300円	食事標準負担額を助成		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
長野県	高山村	乳幼児等	83	出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	食事標準負担額の1/2を助成	県内の医療機関等	平成30年 8月診療分
		ひとり親家庭等	85	ひとり親家庭の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	食事標準負担額の1/2を助成		
		障害者	87	1 身体障害者手帳1～3級 2 精神手帳1級・2級 3 療育手帳A1～A2及びB1～B2 の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	食事標準負担額の1/2を助成 ※精神手帳1級・2級は通院のみ		
	山ノ内町	こども	83	入院、入院外 18歳に到達後最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	小学校就学前まで 食事標準負担額の2分の1を助成		
		母子家庭等父子家庭の子	85	母子家庭等及び父子家庭の子で18歳未満又は20歳未満高等学校等卒業まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		障害者(児)	87	1.身体障害者手帳1～3級、2.療育手帳A1、A2及びB1、3.精神障害者保健福祉手帳1級、2級(通院のみ)の児童で18歳到達後最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
	木島平村	乳幼児及び児童等	83	出生の日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		母子家庭及び父子家庭	85	母子の子及び父子の子で、満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		障害者	87	身体障害者1～3級、療育手帳A1～B2、精神保健福祉手帳1～3級の満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
	野沢温泉村	乳幼児等	83	入院:出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		ひとり親家庭等	85	ひとり親家庭の児童(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		障がい者	87	1 身体障害者手帳1～3級の児童 2 養育手帳A1～A2及びB1～B2の児童 3 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の児童 ※いずれも15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
長野県	信濃町	乳幼児等	83	出生から18歳に到達する日以降の最初の3月31日までの間の者	1レセプト500円	1レセプト500円	食事標準負担額の1/2を助成	県内の医療機関等	平成30年 8月診療分
		ひとり親家庭等	85	ひとり親家庭の児童(18歳に到達する日以降の最初の3月31日までの間の者)	1レセプト500円	1レセプト500円	食事標準負担額の1/2を助成		
		障がい者	87	1 身体障害者手帳1～4級 2 養育手帳A1～A2及びB1 3 精神障害者保健福祉手帳1級・2級(1級通院のみ、2級自立支援医療精神通院のみ対象)の児童(18歳に到達する日以降の最初の3月31日までの間の者)	1レセプト500円	1レセプト500円	食事標準負担額の1/2を助成		
	飯綱町	乳幼児等	83	出生の日から満18歳に達する日以降最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		ひとり親家庭等	85	①ひとり親家庭の児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日まで) ②父母のない児童(18歳に達する日以降最初の3月31日まで)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		障害者	87	①特別扶養手当1級・2級 ②身体障害者手帳1級～3級 ③療育手帳A1～B1 ④精神保健福祉手帳1級～3級(通院のみ)の児童(18歳に達する日以降最初の3月31日まで)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
	小川村	乳幼児等	83	入院:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		母子家庭の子及び父子家庭の子	85	ひとり親家庭の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
		障がい者	87	1 身体障害者手帳1～3級 2 療育手帳A1～B2 3 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外		
	栄村	乳幼児等	83	出生の日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者及び18歳以上20歳未満で高等学校その他村長が認める施設に在学若しくは在校中の者(入院、入院外とも)	なし	なし	食事標準負担額を助成		
		ひとり親家庭等	85	ひとり親家庭の児童(18歳未満の者)(入院、入院外とも)	なし	なし	食事標準負担額を助成		
		障がい者	87	1.身体障害者手帳1～3級(入院、入院外とも) 2.療育手帳A1、A2、B1(入院、入院外とも) 3.精神障害者保健福祉手帳1級(入院外のみ)、2級(自立支援医療・精神通院の入院外のみ) 上記1～3の児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	食事標準負担額を助成		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
長野県	飯山市 (*)	乳幼児等	83	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象年齢を拡大 (15歳→18歳に拡大) 18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外	県内の医療機関等	平成31年 4月診療分
		ひとり親家庭等	85	*平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等について、対象年齢を拡大 (15歳→18歳に拡大) ひとり親家庭の18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外	県内の医療機関等	
		障がい者	87	*平成30年8月診療分から受託している障がい者医療について、対象年齢を拡大 (15歳→18歳に拡大) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの以下に該当する者 1 身体障害者手帳1～3級 2 療育手帳A1～A2及びB1 3 精神障害者保健福祉手帳1～3級	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外	県内の医療機関等	
	阿智村 (*)	乳幼児等	83	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、自己負担額を変更 (300円→なし) 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		ひとり親家庭等	85	*平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等について、自己負担額の変更 (300円→なし) ひとり親家庭の18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		重度心身障害者	87	*平成30年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、自己負担額の変更 (300円→なし) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの以下に該当する者 1 身体障害者手帳1～3級 2 養育手帳A1～A2及びB1 3 精神障害者保健福祉手帳1級・2級	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	下條村 (*)	乳幼児	83	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象年齢を拡大 (15歳→18歳に拡大) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外	県内の医療機関等	
		父母子家庭	85	*平成30年8月診療分から受託している父母子家庭医療について、対象年齢を拡大 (15歳→18歳に拡大) ひとり親家庭の18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外	県内の医療機関等	
		重度心身障害者	87	*平成30年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大 (15歳→18歳に拡大) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの以下に該当する者 1 身体障害者手帳1～4級 2 養育手帳A1～A2及びB1 3 精神障害者保健福祉手帳1級・2級	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外	県内の医療機関等	
	泰阜村 (*)	乳幼児等	83	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大し食事療養費の取扱いを変更 (対象者: 15歳→18歳に拡大、食事療養費: 対象→対象外) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	1レセプト300円	1レセプト300円	対象外	県内の医療機関等	
	根羽村 (*)	乳幼児等	83	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、自己負担を変更 (300円→なし) 入院、入院外: 出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和元年 5月診療分
		ひとり親家庭等	85	*平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、自己負担を変更 (300円→なし) 入院、入院外: 出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
長野県	根羽村（＊）	障がい者	87	*平成30年8月診療分から受託している障がい者医療について、自己負担を変更（300円→なし） 1 身体障害者手帳1～4級 2 養育手帳A1～A2及びB1 3 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和元年5月診療分
	野沢温泉村（＊）	乳幼児等	83	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象年齢を拡大（15歳→18歳に拡大） 出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外	県内の医療機関等	令和元年8月診療分
		ひとり親家庭等	85	*平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大（15歳→18歳に拡大） ひとり親家庭等の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外	県内の医療機関等	
		障がい者	87	*平成30年8月診療分から受託している障がい者医療について、対象年齢を拡大（15歳→18歳に拡大） 1 身体障害者手帳1～3級の児童 2 療育手帳A1～A2及びB1～B2の児童 3 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の児童 ※いずれも18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外	県内の医療機関等	
	大町市（＊）	乳幼児・児童	83	平成30年8月から受託している乳幼児・児童医療について、対象年齢を拡大（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで→18歳に達する日以後の最初の3月31日まで） 出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外	県内の医療機関等	令和2年4月診療分
		ひとり親家庭等	85	平成30年8月から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで→18歳に達する日以後の最初の3月31日まで） ひとり親家庭の児童（出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外	県内の医療機関等	
		障がい者	87	平成30年8月から受託している障がい者医療について、対象年齢を拡大（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで→18歳に達する日以後の最初の3月31日まで） 身体障害者手帳1級～4級 療育手帳A1・A2・B1・B2 精神保健福祉手帳1級・2級 特別児童扶養手当1級・2級 国民年金の障害基礎年金1級・2級 自立支援受給者証（精神通院） （出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外	県内の医療機関等	
	王滝村（＊）	乳幼児等	83	平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、入院・入院外の対象年齢を拡大（中学校就学中の生徒→18歳に達する日以降の最初の3月31日まで） 出生の日から18歳に達する日以降の3月31日まで	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外	県内の医療機関	
		母子家庭等	85	平成30年8月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象年齢を拡大（15歳に達する日以降の最初の3月31日→18歳に達する日以降の最初の3月31日） ひとり親家庭の児童 （18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者）	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外	県内の医療機関	
		障がい者	87	平成30年8月診療分から受託している障がい者医療について、対象年齢を拡大（15歳に達する日以降の最初の3月31日→18歳に達する日以降の最初の3月31日） 1. 身体障害者手帳 1級～6級 2. 療育手帳A1・A2及びB1・B2 3. 精神保健福祉手帳1級～3級 （18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者）	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外	県内の医療機関	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
長野県	朝日村（＊）	乳幼児・児童	83	平成30年8月から受託している乳幼児・児童医療について、対象年齢を拡大 （15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） 出生した日から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外	県内の医療機関	令和2年 4月診療分
		母子・父子・父母のいない児童	85	平成30年8月から受託している母子・父子・父母のいない児童医療について、対象年齢を拡大 （15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） ひとり親家庭の児童 （18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者）	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外	県内の医療機関	
		重度心身障害者（児）	87	平成30年8月から受託している重度心身障害者（児）医療について、対象年齢を拡大 （15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） 1 身体障害者手帳1～3級 2 療育手帳A1～A2及びB1～B2 3 精神障害者保健手帳1級～2級 （18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者）	1レセプト500円	1レセプト500円	対象外	県内の医療機関	
	東御市（＊）	乳幼児等	83	*平成30年8月から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大。 （15歳→18歳） 出生した日から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	1レセプトあたり500円	1レセプトあたり500円	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
		ひとり親家庭等	85	*平成30年8月から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大。 （15歳→18歳） ひとり親家庭の児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日まで）	1レセプトあたり500円	1レセプトあたり500円	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
		障がい者	87	*平成30年8月から受託している障がい者医療について、対象年齢を拡大。 （15歳→18歳） 下記1～3に該当する児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日まで） 1 身体障害者手帳1～3級及び4級の1号、3号、4号等国民年金法施行令別表該当者 2 療育手帳A1～A2及びB1～B2 3 精神障害者保健福祉手帳1級～3級（3級は入院外のみ対象）	1レセプトあたり500円	1レセプトあたり500円	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
	松本市（＊）	乳幼児等	83	*平成30年8月から受託している乳幼児等医療について、対象年齢を拡大。 （15歳→18歳） 入 院：出生した日から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで 入院外：出生した日から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	1レセプトあたり500円	1レセプトあたり500円	食事標準負担額の1/2を助成	県内の医療機関等	令和4年 4月診療分
		ひとり親家庭等	85	*平成30年8月から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大。 （15歳→18歳） ひとり親家庭等の児童：18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	1レセプトあたり500円	1レセプトあたり500円	食事標準負担額の1/2を助成	県内の医療機関等	令和4年 4月診療分
		障害者	87	*平成30年8月から受託している障害者医療について、対象年齢を拡大。 （15歳→18歳） 1 身体障害者手帳1～4級 2 療育手帳A1～A2及びB1 3 特別児童手当1・2級 4 精神障害者保健福祉手帳1～2級（通院のみ） の児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日まで）	1レセプトあたり500円	1レセプトあたり500円	食事標準負担額の1/2を助成	県内の医療機関等	令和4年 4月診療分
	塩尻市（＊）	乳幼児等	83	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、入院・入院外対象年齢を拡大 （15歳→18歳） 入 院：出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外：出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプトあたり500円	1レセプトあたり500円	対象外	県内の医療機関等	令和4年 4月診療分
		ひとり親	85	*平成30年8月診療分から受託しているひとり親医療について、入院・入院外対象年齢を拡大 （15歳→18歳） 入 院：出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外：出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプトあたり500円	1レセプトあたり500円	対象外	県内の医療機関等	令和4年 4月診療分
		障がい者	87	*平成30年8月診療分から受託している障がい者医療について、入院・入院外対象年齢を拡大 （15歳→18歳） 入 院：出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外：出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプトあたり500円	1レセプトあたり500円	対象外	県内の医療機関等	令和4年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
長野県	安曇野市 (*)	乳幼児等	83	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象年齢を拡大 (15歳→18歳) 入 院:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプトあたり500円	1レセプトあたり500円	対象外	県内の医療機関等	令和4年 4月診療分
		ひとり親家庭等	85	*平成30年8月から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大。 (15歳→18歳) 入 院:ひとり親家庭等に該当した月の初日から18歳に達する誕生日、または在学証明書を提出した場合、18歳に達する日以降の最初の3月31日まで 入院外:ひとり親家庭等に該当した月の初日から18歳に達する誕生日、または在学証明書を提出した場合、18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	1レセプトあたり500円	1レセプトあたり500円	対象外	県内の医療機関等	令和4年 4月診療分
		重度心身障がい者	87	*平成30年8月から受託している重度心身障がい者医療について、対象年齢を拡大。 (15歳→18歳) 入 院:手帳を取得した月の初日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:手帳を取得した月の初日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプトあたり500円	1レセプトあたり500円	対象外	県内の医療機関等	令和4年 4月診療分
	駒ヶ根市 (*)	子ども	83	*平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大し自己負担額を変更 (入院外:出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで→出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) (自己負担額:1レセプト500円→なし) 入 院:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 8月診療分
		母子・父子	85	*平成30年8月診療分から受託している母子・父子家庭等医療について、対象を拡大し、自己負担額を変更 (母子及び父子家庭の児童→母子家庭、父子家庭及び父母なし家庭の児童) (自己負担額:1レセプト500円→なし) 母子家庭、父子家庭及び父母なし家庭の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 8月診療分
		障がい者	87	*平成30年8月診療分から受託している重度心身障がい者医療について、自己負担額を変更 (自己負担額:1レセプト500円→なし) 1 身体障害者手帳1～4級 2 養育手帳A1～A2及びB1～B2 3 精神障害者保健福祉手帳1～3級の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 8月診療分
	南箕輪村 (*)	乳幼児等	83	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児医療について、自己負担額を変更 (自己負担額:1レセプト500円→なし) 出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 8月診療分
		ひとり親家族等	87	*平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、自己負担額を変更 (自己負担額:1レセプト500円→なし) ひとり親家族の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 8月診療分
		障がい者	85	*平成30年8月診療分から受託している重度心身障がい者医療について、自己負担額を変更 (自己負担額:1レセプト500円→なし) 1 身体障害者手帳1級～3級の児童 2 療育手帳A1～A2 B1～B2の児童 3 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の児童 ※児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
長野県	伊那市 (*)	乳幼児等	83	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大し自己負担額を変更 (入院外:出生した日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで→出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) (自己負担額:1レセプト500円→なし) 入 院:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 8月診療分
		ひとり親家庭等	85	*平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、自己負担額を変更 (自己負担額:1レセプト500円→なし) ひとり親家庭の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 8月診療分
		障がい者	87	*平成30年8月診療分から受託している重度心身障がい者医療について、自己負担額を変更 (自己負担額:1レセプト500円→なし) 1 身体障害者手帳1～3級 2 養育手帳A1～A2及びB1 3 精神障害者保健福祉手帳1級・2級 の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 8月診療分
	大桑村 (*)	乳幼児等	83	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児医療について、自己負担額を変更 (自己負担額:1レセプト500円→なし) 入 院:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 8月診療分
		ひとり親家庭等	85	*平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、自己負担額を変更 (自己負担額:1レセプト500円→なし) ひとり親家庭の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 8月診療分
		障がい者	87	*平成30年8月診療分から受託している重度心身障がい者医療について、自己負担額を変更 (自己負担額:1レセプト500円→なし) 1 身体障害者手帳1～3級 2 養育手帳A1～A2及びB1 3 精神障害者保健福祉手帳1級・2級・3級 の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 8月診療分
	箕輪町 (*)	乳幼児・児童	83	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児医療について、自己負担額を変更 (自己負担額:1レセプト500円→なし) 出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 8月診療分
		母子・父子家庭等	85	*平成30年8月診療分から受託している母子・父子家庭等医療について、自己負担額を変更 (自己負担額:1レセプト500円→なし) 母子・父子家庭等の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者、18歳以上20歳未満の高等学校その他町長が定める施設に在学・在校中の者)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 8月診療分
		障がい者	87	*平成30年8月診療分から受託している重度心身障がい者医療について、自己負担額を変更 (自己負担額:1レセプト500円→なし) 1 身体障害者手帳1～3級(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) 2 養育手帳A1～A2及びB1～B2(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) 3 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
長野県	辰野町（＊）	乳幼児等	83	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、自己負担(入院・外来)を変更(500円→なし) 出生した日または転入日から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年8月診療分
	辰野町（＊）	ひとり親家庭等	85	*平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、自己負担(入院・外来)を変更(500円→なし) ひとり親家庭の児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年8月診療分
	辰野町（＊）	障がい者	87	*平成30年8月診療分から受託している障がい者医療について、自己負担(入院・外来)を変更(500円→なし) ・身体障害者手帳1～3級 ・療育手帳A1・A2 B1・B2 ・精神障害者保健福祉手帳1級・2級※外来のみ の児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年8月診療分
	上田市（＊）	乳幼児等	83	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、入院、入院外の対象年齢を15歳まで→18歳までに拡大 入 院:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト 当たり 500円	1レセプト 当たり 500円	対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
		母子家庭等の母子、 父子家庭の父子	85	*平成30年8月診療分から受託している母子家庭等、父子家庭医療について、入院、入院外の対象年齢を15歳まで→18歳までに拡大 入 院:区分の取得日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:区分の取得日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト 当たり 500円	1レセプト 当たり 500円	対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
		障害者	87	*平成30年8月診療分から受託している障害者医療について、入院、入院外の対象年齢を15歳まで→18歳までに拡大 1.身体障害者手帳1級・2級・3級 2.特別児童扶養手当1級受給者 3.療育手帳A1・A2・B1・B2 4.精神障害者保健福祉手帳1級・2級の手帳等交付者のうち、 入 院:区分の取得日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:区分の取得日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト 当たり 500円	1レセプト 当たり 500円	対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
	岡谷市（＊）	乳幼児等	83	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、15歳まで→18歳までに拡大 【入院・入院外】 出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	1レセプト あたり 500円	1レセプト あたり 500円	食事標準 負担額を支給	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
		ひとり親家庭等	85	*平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、15歳まで→18歳までに拡大 ひとり親家庭の子(18歳に達する日の属する月の末日まで) ただし高等学校等に在学している場合は、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト あたり 500円	1レセプト あたり 500円	食事標準 負担額を支給	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
		障がい者	87	*平成30年8月診療分から受託している障がい者医療について、15歳まで→18歳までに拡大 【入院・入院外】 1.特別児童扶養手当1・2級の者(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) 2.身体障害者手帳1級～3級および4級以下で常時介護を要する者 (18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) 3.療育手帳A1・A2およびB1の者(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) 【入院外】 4.精神障害者保健福祉手帳1・2級の者(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト あたり 500円	1レセプト 当たり 500円	食事標準 負担額を支給	県内の医療機関等	令和5年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
長野県	諏訪市（＊）	乳幼児・児童	83	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児・児童医療について、15歳まで→18歳までに拡大 入院：出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外：出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプトあたり 500円	1レセプトあたり 500円	食事標準負担額を支給	県内の医療機関等	令和5年 4月診療分
		ひとり親家庭等	85	*平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、15歳まで→18歳までに拡大 ひとり親家庭の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）	1レセプトあたり 500円	1レセプトあたり 500円	食事標準負担額を支給	県内の医療機関等	令和5年 4月診療分
		障がい者	87	*平成30年8月診療分から受託している障がい者医療について、15歳まで→18歳までに拡大 1.身体障害者手帳1級～3級 2.療育手帳A1・A2・B1 3.精神保健福祉手帳1・2級 4.特別児童扶養手当1級・2級の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）	1レセプトあたり 500円	1レセプトあたり 500円	食事標準負担額を支給	県内の医療機関等	令和5年 4月診療分
	須坂市（＊）	乳幼児等	83	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、15歳まで→18歳までに対象年齢を拡大 出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプトあたり 500円	1レセプトあたり 500円	食事標準負担額の1/2を助成	県内の医療機関等	令和5年 4月診療分
		母子家庭等/ 父子家庭	85	*平成30年8月診療分から受託している母子家庭等/父子家庭医療について、15歳まで→18歳までに対象年齢を拡大 ひとり親家庭の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）	1レセプトあたり 500円	1レセプトあたり 500円	食事標準負担額の1/2を助成	県内の医療機関等	令和5年 4月診療分
		障害者	87	*平成30年8月診療分から受託している障害者医療について、15歳まで→18歳までに対象年齢を拡大 1.身体障害者手帳1級～3級 2.療育手帳A1～A2及びB1 3.精神障害者保健福祉手帳1・2級 4.特別児童扶養手当1級・2級の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）	1レセプトあたり 500円	1レセプトあたり 500円	食事標準負担額の1/2を助成	県内の医療機関等	令和5年 4月診療分
	千曲市（＊）	乳幼児	83	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児医療について、15歳まで→18歳までに拡大 出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプトあたり 500円	1レセプトあたり 500円	対象外	県内の医療機関等	令和5年 4月診療分
		母子家庭の母子等 父子家庭の父子	85	*平成30年8月診療分から受託している母子家庭の母子等父子家庭の父子医療について、15歳まで→18歳までに拡大 母子家庭の児童・父子家庭の児童及び父母のいない児童（出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	1レセプトあたり 500円	1レセプトあたり 500円	対象外	県内の医療機関等	令和5年 4月診療分
		障害者	87	*平成30年8月診療分から受託している障害者医療について、15歳まで→18歳までに拡大 1.身体障害者手帳1級～4級 2.療育手帳A1～A2及びB1 3.精神障害者保健福祉手帳1・2級 （出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	1レセプトあたり 500円（精神障害者保健福祉手帳1・2級は対象外）	1レセプトあたり 500円	対象外	県内の医療機関等	令和5年 4月診療分
	麻績村（＊）	乳幼児等	83	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、自己負担（入院・外来）を500円から0円に変更 出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 4月診療分
		ひとり親家庭等	85	*平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、自己負担（入院・外来）を500円から0円に変更 1.ひとり親家庭で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 2.父母のいない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 4月診療分
		障がい者	87	*平成30年8月診療分から受託している障がい者医療について、自己負担（入院・外来）を500円から0円に変更 下記の1から5で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 1.特別児童扶養手当等の支給に関する法律に規定する障害児で障害の程度が1級の者 2.身体障害者手帳1級から3級の者 3.身体障害者手帳4級に該当し、かつ日常生活において常時介護を必要とする状態にある者 4.国民年金法に規定する障害基礎年金受給者 5.精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
長野県	山形村（＊）	子ども	83	*平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、15歳まで→18歳までに拡大 入 院：出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外：出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト 当たり 500円	1レセプト 当たり 500円	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		母子家庭等	85	*平成30年8月診療分から受託している母子家庭等医療について、15歳まで→18歳までに拡大 ひとり親家庭の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）	1レセプト 当たり 500円	1レセプト 当たり 500円	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
		重度心身障害者	87	*平成30年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について、15歳まで→18歳までに拡大 1.身体障害者手帳1級～3級 2.療育手帳A1～A2及びB1～B2 3.精神障害者保健福祉手帳1～3級の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）	1レセプト 当たり 500円	1レセプト 当たり 500円	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
	飯山市（＊）	乳幼児等	83	*平成31年4月診療分から受託している乳幼児医療について、自己負担（入院・外来）を 500円から0円に変更 入 院：出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外：出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 6月診療分
	飯山市（＊）	ひとり親家庭等	85	*平成31年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、自己負担（入院・外来）を 500円から0円に変更 ひとり親家庭の児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者）	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 6月診療分
	飯山市（＊）	障がい者	87	*平成31年4月診療分から受託している障害者医療について、自己負担（入院・外来）を 500円から0円に変更 1.身体障害者手帳1～3級 2.療育手帳A1～A2及びB1 3.精神障害者保健福祉手帳1～3級の児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者）	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 6月診療分
	青木村（＊）	乳幼児等	83	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、自己負担（入院・外来）を 500円から0円に変更 入院：出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
	青木村（＊）	ひとり親家庭等	85	*平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、自己負担（入院・外来）を 500円から0円に変更 入院：ひとり親家庭の児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者）	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
	青木村（＊）	障害者	87	*平成30年8月診療分から受託している障害者医療について、自己負担（入院・外来）を500円から0円に変更 ①入院：身体障害者手帳1～3級 ②入院：療育手帳A1～A2及びB1 ③通院のみ：精神障害者保健福祉手帳1級 自立支援医療精神通院のみ：精神障害者保健福祉手帳2級 （①②③ともに18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
	長野市（＊）	子ども	83	*平成30年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに変更） 出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト あたり 500円	1レセプト あたり 500円	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 1月診療分
	長野市（＊）	母子家庭の母子等及び父子家庭の父子	85	*平成30年8月診療分から受託している母子家庭の母子等及び父子家庭の父子医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） ひとり親家庭等の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）	1レセプト あたり 500円	1レセプト あたり 500円	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 1月診療分
	長野市（＊）	心身障害者	87	*平成30年8月診療分から受託している心身障害者医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） 1.身体障害者手帳1～4級 2.養育手帳A1・A2・B1 3.特別児童扶養手当1・2級 4.精神障害者保健福祉手帳1・2級 5.身体障害者手帳5級、療育手帳B2で所得税非課税世帯 ※以上の1～5に該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）	1レセプト あたり 500円	1レセプト あたり 500円	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 1月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
長野県	茅野市（＊）	こども	83	*平成30年8月診療分から受託しているこども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） 出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプトあたり 500円	1レセプトあたり 500円	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
	茅野市（＊）	母子家庭等 （父子家庭・父母のいない児童含む）	85	*平成30年8月診療分から受託している母子家庭等（父子家庭・父母のいない児童含む）医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ひとり親家庭の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）	1レセプトあたり 500円	1レセプトあたり 500円	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
	茅野市（＊）	心身障害者	87	*平成30年8月診療分から受託している心身障害者医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） 1 特別児童扶養手当1・2級の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者） 2 身体障害者手帳1～3級の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者） 3 療育手帳A1～A2及びB1の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者） 4 精神障害者保健福祉手帳1級・2級の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）	1レセプトあたり 500円 （精神障害者保健福祉手帳1級・2級の児童は対象外）	1レセプトあたり 500円	食事標準負担額を助成（精神障害者保健福祉手帳1級・2級の児童は対象外）	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
	王滝村（＊）	乳幼児等	83	*令和2年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、自己負担額を変更（500円→0円） 出生の日から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
	王滝村（＊）	母子家庭等	85	*令和2年4月診療分から助成内容を変更した母子家庭等医療について、自己負担額を変更（500円→0円） ひとり親家庭の児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
	王滝村（＊）	障がい者	87	*令和2年4月診療分から助成内容を変更した障がい者医療について、自己負担額を変更（500円→0円） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの以下に該当する者 1 身体障害者手帳1～6級 2 養育手帳A1・A2及びB1・B2 3 精神保健福祉手帳1級～3級	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
	下條村（＊）	乳幼児	83	*平成31年4月診療分から受託している乳幼児医療について、自己負担額を変更（300円→0円） 出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
	下條村（＊）	父母子家庭	85	*平成31年4月診療分から受託している父母子家庭医療について、自己負担額を変更（300円→0円） ひとり親家庭の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
	下條村（＊）	重度心身障害者	87	*平成31年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、自己負担額を変更（300円→0円） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの以下に該当する者 1 身体障害者手帳1～4級 2 養育手帳A1～A2及びB1 3 精神障害者保険福祉手帳1級・2級の児童	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
	山ノ内町（＊）	こども	83	*平成30年8月診療分から受託しているこども医療について、自己負担額を変更（500円→0円） 18歳到達後最初の3月31日まで	なし	なし	小学校就学前まで 食事標準負担額の2分の1を助成	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
	山ノ内町（＊）	母子家庭等 父子家庭の子	85	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、自己負担額を変更（500円→0円） 母子家庭等及び父子家庭の子で18歳未満又は20歳未満高等学校等卒業まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
	山ノ内町（＊）	障害者（児）	87	*平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、自己負担額を変更（500円→0円） 1.身体障害者手帳1～3級、 2.療育手帳A1、A2及びB1、 3.精神障害者保健福祉手帳1級、2級（通院のみ）の児童で18歳到達後最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
長野県	飯田市 (※)	子ども	83	平成30年8月診療分から受託している子ども医療について自己負担額を変更 (自己負担額:1レセプト500円→300円) 出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1レセプト あたり 300円	1レセプト あたり 300円	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
	飯田市 (※)	母子家庭等	85	平成30年8月診療分から受託している母子家庭等医療について自己負担額を変更 (自己負担額:1レセプト500円→300円) ひとり親家庭の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	1レセプト あたり 300円	1レセプト あたり 300円	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
	飯田市 (※)	障害者	87	平成30年8月診療分から受託している障害者医療について自己負担額及び対象者を変更 1身体障害者手帳1級～3級 2療育手帳A1～A2及びB1 3精神障害者保健福祉手帳1級～2級(入院外) 4精神障害者保健福祉手帳3級及び精神通院該当者(自立支援医療の精神通院のみ)の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (自己負担額:1レセプト500円→300円) (2「養育手帳」を「療育手帳」へ変更) (3精神障害者保健福祉手帳1級から1～2級へ変更(令和3年8月から)) (4精神障害者保健福祉手帳2級及び3級及びへ変更(令和3年8月から))	1レセプト あたり 300円	1レセプト あたり 300円	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
	中野市 (※)	乳幼児等	83	平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について対象年齢を拡大及び自己負担額を変更 出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者 (「15歳年度末まで」→「18歳年度末」まで) (自己負担額:1レセプト500円→なし)	なし	なし	食事標準負担額の 1/2を助成	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
	中野市 (※)	ひとり親家庭等	85	平成30年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について対象年齢を拡大及び自己負担額を変更 母子父子家庭の児童及び父母のいない児童(出生した日から18歳誕生日月までの間にある者) (「15歳年度末まで」→「18歳誕生日月」まで) (自己負担額:1レセプト500円→なし)	なし	なし	食事標準負担額の 1/2を助成	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
	中野市 (※)	重度心身障がい者	87	平成30年8月診療分から受託している重度心身障がい者医療について対象年齢を拡大及び自己負担額を変更 以下の手帳を所持している児童(出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者) ・身体障害者手帳1級～4級(4級の場合は所得税非課税世帯のみ) ・療育手帳A1～B2(B2の場合は特別障害者手当の所得制限内の者のみ) ・精神障害者保健福祉手帳1～3級(3級は市民税非課税世帯のみ。また、入院及び食事療養費は対象外) (「15歳年度末まで」→「18歳年度末」まで) (自己負担額:1レセプト500円→なし)	なし	なし	食事標準負担額の 1/2を助成	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
長野県	上松町 (※)	乳幼児・児童	83	平成30年8月診療分から受託している乳幼児・児童医療について対象年齢を拡大及び自己負担額を変更 入院：出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外：出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで (自己負担額：1レセプト500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
	上松町 (※)	ひとり親家庭	85	平成30年8月診療分から受託している母子家庭の母子及び父子家庭の父子の医療について事業名を変更及び自己負担額を変更 母子家庭の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) 父子家庭の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (母子家庭の母子及び父子家庭の父子の医療→ひとり親家庭) (自己負担額：1レセプト500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
	上松町 (※)	障がい者	87	平成30年8月診療分から受託している障がい者医療について自己負担額を変更 1身体障害者手帳1級から3級 2養育手帳B2以上に該当する者 3特別児童扶養手当等の支給に関する法律第2条第1項に規定する者 4特定疾患治療研究事業及び先天性血液凝固因子障害等治療研究事業、難病患者に対する医療等に関する法律に基づく特定疾病支給対象者 5精神障害者保健福祉手帳所持者 6精神の障害の程度が国民年金法施行令、厚生年金法施行令別表に該当する者の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (自己負担額：1レセプト500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
	大鹿村 (※)	乳幼児等	83	平成30年8月診療分から受託している乳幼児等医療について自己負担額を変更 入院：出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外：出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで (自己負担額：1レセプト300円→なし)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
	大鹿村 (※)	母子・父子家庭等	85	平成30年8月診療分から受託している母子・父子家庭等医療について自己負担額を変更 ひとり親家庭の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (自己負担額：1レセプト300円→なし)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
	大鹿村 (※)	重度心身障害者	87	平成30年8月診療分から受託している重度心身障害者医療について自己負担額を変更 1身体障害者手帳1級～4級 2療育手帳A1～A2及びB1 3精神障害者保健福祉手帳1級・2級の児童 (18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (自己負担額：1レセプト300円→なし)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
長野県	松本市 (※)	乳幼児等	83	*令和4年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、自己負担額を変更 (自己負担額:1レセプト500円→なし) 入 院:出生した日から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで 入院外:出生した日から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで	なし	なし	食事標準負担額の 1/2を助成	県内の 医療機関等	令和7年 1月診療分
	松本市 (※)	ひとり親家庭等	85	*令和4年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、自己負担額を変更 (自己負担額:1レセプト500円→なし) ひとり親家庭等の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	なし	なし	食事標準負担額の 1/2を助成	県内の 医療機関等	令和7年 1月診療分
	松本市 (※)	障害者	87	*令和4年4月診療分から助成内容を変更した障害者医療について、自己負担額を変更 (自己負担額:1レセプト500円→なし) 1 身体障害者手帳1～4級 2 療育手帳A1～A2及びB1 3 特別児童扶養手当1、2級 4 精神障害者保健福祉手帳1～2級(通院のみ)の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	なし	なし	食事標準負担額の 1/2を助成	県内の 医療機関等	令和7年 1月診療分
	長野市 (※)	子ども	83	出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分
	長野市 (※)	母子家庭の母子等及び父子家庭の父子	85	ひとり親家庭等の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分
	長野市 (※)	心身障害者	87	1 身体障害者手帳1～4級 2 療育手帳A1・A2・B1 3 特別児童扶養手当1級・2級 4 精神障害者保健福祉手帳1・2級 5 身体障害者手帳5級、療育手帳B2で所得税非課税世帯 ※以上の1～5に該当する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分
	高山村 (※)	乳幼児等	83	出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	食事標準負担額の 1/2を助成	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分
	高山村 (※)	ひとり親家庭等	85	ひとり親家庭等の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	食事標準負担額の 1/2を助成	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
長野県	高山村 (※)	障害者	87	1 身体障害者手帳1～3級 2 精神手帳1級・2級 3 療育手帳A1・A2・B1・B2 ※以上の1～3に該当する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	食事標準負担額の1/2を助成	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分
	小川村 (※)	乳幼児等	83	出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分
	小川村 (※)	母子家庭の子及び父子家庭の子	85	ひとり親家庭の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分
	小川村 (※)	障がい者	87	1 身体障害者1～3級 2 療育手帳A1～B2 3 精神障害者保健福祉手帳1級～2級 ※以上の1～3に該当する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分
	木島平村 (※)	乳幼児等	83	出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分
	木島平村 (※)	ひとり親家庭等	85	母子父子家庭の児童及び父母のいない児童(出生した日から18歳誕生月末までの間にある者) (制度名:母子家庭及び父子家庭→ひとり親家庭等) (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分
	木島平村 (※)	重度心身障がい者	87	1 身体障害者手帳1～3級 2 療育手帳A1～B2 3 精神障害者保健福祉手帳1～3級 ※以上の1～3に該当する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
長野県	野沢温泉村 (※)	乳幼児等	83	出生した日から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分
	野沢温泉村 (※)	ひとり親家庭等	85	ひとり親家庭等の児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分
	野沢温泉村 (※)	障がい者	87	1 身体障害者手帳1～3級 2 療育手帳A1～A2及びB1～B2 3 精神障害者保健福祉手帳1級・2級 ※以上の1～3に該当する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分
	松川村 (※)	乳幼児等	83	18歳に達する日以後の最初の3月31日まで (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分
	松川村 (※)	母子家庭の母子等・父子家庭の父子	85	ひとり親家庭等の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分
	松川村 (※)	障害者	87	1 身体障害者手帳1～3級 2 療育手帳 A1、A2、B1、B2 3 精神障害者保健福祉手帳 1級、2級 ※以上の1～3に該当する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分
	塩尻市 (※)	乳幼児等	83	出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童 (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の医療機関	令和7年 4月診療分
	塩尻市 (※)	母子・父子家庭等	85	1 配偶者のいない方またはこれに準ずる父または母が扶養する児童 2 配偶者が重度の障害により長期間労働能力を失っている父または母が扶養する児童 3 父母のいない児童 (18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の医療機関	令和7年 4月診療分
	塩尻市 (※)	障がい者	87	1 身体障害者手帳1～4級 2 療育手帳 3 精神障害者保健福祉手帳 4 特別児童扶養手当 ※以上の1～4に該当する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の医療機関	令和7年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
長野県	安曇野市 (※)	乳幼児等	83	出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分
	安曇野市 (※)	ひとり親家庭等	85	ひとり親家庭等に該当した月の初日から18歳に達する誕生日(子)、または在学証明書を提出した場合、18歳に達する日以降の最初の3月31日まで(子) (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分
	安曇野市 (※)	重度心身障がい者	87	1 身体障害者手帳1～3級 2 療育手帳A1～A2及びB1～B2 3 精神障害者保健手帳1～2級 ※以上の1～3に該当する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分
	生坂村 (※)	乳幼児等	83	出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分
	生坂村 (※)	ひとり親家庭等	85	ひとり親家庭等の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分
	生坂村 (※)	障がい者	87	1 身体障害者手帳1～3級 2 療育手帳A1～A2及びB1～B2 3 精神障害者保健福祉手帳1級・2級 ※以上の1～3に該当する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分
	山形村 (※)	子ども	83	出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分
	山形村 (※)	母子家庭等	85	ひとり親家庭の児童(出生した日から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分
	山形村 (※)	重度心身障害者	87	1 身体障害者手帳1～3級 2 療育手帳A1～A2及びB1～B2 3 精神障害者保健福祉手帳1～3級 ※以上の1～3に該当する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
長野県	朝日村 (※)	乳幼児・児童	83	出生した日から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の医療機関	令和7年 4月診療分
	朝日村 (※)	母子・父子・父母のいない児童	85	ひとり親家庭等の資格を取得した日～18歳に達する日以降の最初の3月31日まで (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の医療機関	令和7年 4月診療分
	朝日村 (※)	重度心身障害者(児)	87	1 身体障害者手帳1～3級 2 療育手帳A1～A2及びB1～B2 3 精神障害者保健手帳1～2級 ※以上の1～3に該当する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の医療機関	令和7年 4月診療分
	高森町 (※)	子ども	83	出生または転入日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分
	高森町 (※)	ひとり親家庭等	85	ひとり親家庭等の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分
	高森町 (※)	障がい者	87	1 身体障害者手帳1～3級 2 療育手帳A1～A2及びB1 3 精神障害者保健福祉手帳1～2級 ※以上の1～3に該当する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分
	豊丘村 (※)	乳幼児・児童	83	出生した日から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで (自己負担額:300円→なし)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分
	豊丘村 (※)	ひとり親家庭等	85	ひとり親家庭等の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (自己負担額:300円→なし)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分
	豊丘村 (※)	障害児	87	1 身体障害者手帳1～4級 2 療育手帳A1～A2及びB1 3 精神障害者保健福祉手帳1級・2級 ※以上の1～3に該当する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (自己負担額:300円→なし)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
長野県	筑北村 (※)	乳幼児等	83	出生した日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分
	筑北村 (※)	母子・父子	85	ひとり親家庭等の児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分
	筑北村 (※)	障害者	87	1 身体障害者手帳1～3級 2 療育手帳A1～B1 3 精神障害者保健福祉手帳1～3級 ※以上の1～3に該当する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) (自己負担額:500円→なし)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分
	南木曾町 (※)	乳幼児	83	出生した日から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで (自己負担額:300円→なし)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分
	南木曾町 (※)	母子家庭・父子家庭の子	85	出生した日から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで (自己負担額:300円→なし)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分
	南木曾町 (※)	障がい者 (児)	87	出生した日から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで (自己負担額:300円→なし)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
静岡県	県内各市町	特定疾患治療	51	*国が行う特定疾患治療研究事業の制度を拡大(対象疾病の拡大)	所得に応じて負担上限を設定		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	平成12年10月診療分
	浜松市	重度心身障害者	85	身体障害者手帳1級、2級、3級、療育手帳A及びBの一部、精神障害者保健福祉手帳1級の方、特別児童扶養手当1級及び2級の対象児童	1医療機関あたり500円/日(最大10日・上限5,000円)	1医療機関あたり500円/月 *薬局を除く	対象外	浜松市内の医療機関等	平成30年10月診療分
		母子家庭等	84	20歳を迎える前日の属する月までの間にある児童がいる母子家庭の母と子・父子家庭の父と子、または父母のいない子で、所得税の非課税世帯。 *所得税課税となっている世帯でも「寡婦(夫)控除」のみなし適用をして、所得税非課税世帯と判定された場合は対象	1医療機関あたり500円/月 *薬局を除く		対象外	浜松市内の医療機関等 (訪問看護ステーションを除く)	
	県内各市町	特定疾患治療研究	86	・平成12年10月診療分から受託している特定疾患治療について、名称を変更のうえ、実施機関番号を新規設定(変更) *静岡県が指定した対象疾患の認定者 (対象疾患: 橋本病、突発性難聴)	所得に応じて負担上限を設定 (難病法施行令に準じる)		対象外	県内の医療機関等	
	県内各市町	特定疾患治療	51	*平成12年10月診療分から受託している特定疾患治療について、実施機関番号「86.22.602.4」の新規設定(変更)に伴い、「51.22.602.5」(自己負担あり)の取扱いを終了					平成30年9月診療分までの取扱い

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月	
					入院	入院外				
愛知県	県内各市町村	小児慢性特定疾患治療	52	*国が行う小児慢性治療研究事業の制度を拡大 18歳未満の者(治療が必要な場合は20歳未満まで延長)	所得に応じて負担上限を設定		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	平成15年10月診療分	
	名古屋市	特定疾患	51	*国が行う特定疾患治療研究事業の制度を拡大(対象疾病の拡大) ・18歳未満の児童(治療が必要な場合は20歳到達月末日まで延長) ・下垂体機能障害、ネフローゼ症候群等	所得に応じて負担上限を設定 ただし、重症認定者等は自己負担なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	平成12年4月診療分	
	愛知県(*)	特定疾患医療給付	91	*平成15年10月診療分から受託している事業について法別番号の変更 (51.23.601.6→91.23.601.8) 血清肝炎(疾患番号181)、肝硬変(疾患番号183)	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成21年10月診療分	
			91	*平成15年10月診療分から受託している事業について法別番号の変更 (51.23.602.4→91.23.602.6) 血清肝炎(疾患番号181)、肝硬変(疾患番号183)	生計中心者の所得(課税年額)に応じて患者一部負担限度額を設定(一部公費負担)	生計中心者の所得(課税年額)に応じて患者一部負担限度額を設定(一部公費負担)*薬局・訪問での負担なし				
	名古屋市(*)	特定疾患医療給付	91	*国が行う特定疾患治療研究事業の制度を拡大(対象疾病の拡大) *平成12年4月診療分から受託している事業について法別番号の変更 (51.23.609.9→91.23.609.1) ネフローゼ症候群(受給者番号74****)、突発性難聴(受給者番号75****)	なし		-	県内の医療機関等	平成22年10月診療分	
				*国が行う特定疾患治療研究事業の制度を拡大(対象疾病の拡大) *平成12年4月診療分から受託している事業について法別番号の変更 (51.23.610.7→91.23.610.9) ネフローゼ症候群(受給者番号74****)、突発性難聴(受給者番号75****)	生計中心者の所得(市民税額)に応じて患者一部負担限度額を設定(一部公費負担)	生計中心者の所得(市民税額)に応じて患者一部負担限度額を設定(一部公費負担)*薬局・訪問での負担なし				
	愛知県(*)	特定疾患医療給付	91	*難病の患者に対する医療等に関する法律施行に伴い、平成21年10月診療分から実施機関番号を変更した特定疾患医療給付事業について、医療給付事業の内容変更のため一部実施機関番号を廃止 (91.23.601.8) 血清肝炎(疾患番号181)、肝硬変(疾患番号183) ※平成27年10月診療分から「91.23.602.6」へ						平成27年9月診療分までの取扱い
		特定疾患医療給付	91	*平成21年10月診療分から実施機関番号を変更した特定疾患医療給付事業について自己負担額及び食事療養費の変更 (91.23.602.6) 血清肝炎(疾患番号181)、肝硬変(疾患番号183)	世帯の市町村民税に応じて階層区分を決定し、自己負担上限月額を設定 (2,500～30,000円) 自己負担上限月額については、受診した医療機関等の一部負担額を合算する		対象外	県内の医療機関等	平成27年10月診療分	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
三重県	四日市市	子ども	81	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外	四日市市内の医療機関等	平成30年 4月診療分
	名張市	子ども	81	6歳に達する日以降の最初の3月31日まで *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外	伊賀市及び名張市内の医療機関等	
		一人親家庭等	82	母子、父子家庭及び父母のいない児童(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外	伊賀市及び名張市内の医療機関等	
	川越町	子ども	81	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 *所得制限なし (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	食事標準負担額を助成	四日市市、桑名市、川越町、朝日町、木曽岬町及び菰野町の医療機関等	
		障がい者	80	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 *所得制限なし (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	食事標準負担額を助成	四日市市、桑名市、川越町、朝日町、木曽岬町及び菰野町の医療機関等	
		一人親家庭等	82	母子、父子家庭及び父母のいない児童(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限なし (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	食事標準負担額を助成	四日市市、桑名市、川越町、朝日町、木曽岬町及び菰野町の医療機関等	
	伊賀市	子ども	81	6歳に達する日以降の最初の3月31日まで *所得制限なし (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外	伊賀市及び名張市内の医療機関等	
		一人親家庭等	82	母子、父子家庭及び父母のいない児童(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外	伊賀市及び名張市内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
三重県	津市	障がい者	80	小学校就学前までの者 ・身体障害者手帳1級～3級 ・療育手帳A、B1 ・IQ50以下 ・精神障害者保健福祉手帳1級、2級（通院のみ、2級は半額助成） *所得制限あり （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	市内の 医療機関等	平成30年 9月診療分
		子ども	81	小学校就学前までの者 *所得制限あり （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外		
		一人親家庭等	82	小学校就学前までの者 ・父母が婚姻を解消した ・父または母が死亡した ・父または母に重度の障がい（国民年金の障害等級1級程度）がある ・父または母の生死が明らかでない ・父または母から1年以上遺棄されている ・父または母が1年以上拘禁されている ・母が婚姻によらないで懐胎した ・父または母が配偶者からの暴力（DV）被害で避難している *所得制限あり （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外		
	亀山市	障がい者	80	小学校就学前までの者 ・身体障害者手帳1級～4級 ・療育手帳A、B1 ・IQ50以下 ・精神障害者保健福祉手帳1級（通院のみ） *所得制限なし （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	食事標準 負担額を助成 ※ただし、住民税非 課税世帯で標準負 担額減額認定証を 提示した場合のみ	市内の 医療機関等	
		子ども	81	小学校就学前までの者 *所得制限なし （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	食事標準 負担額を助成 ※ただし、住民税非 課税世帯で標準負 担額減額認定証を 提示した場合のみ		
		一人親家庭等	82	小学校就学前までの者 ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	食事標準 負担額を助成 ※ただし、住民税非 課税世帯で標準負 担額減額認定証を 提示した場合のみ		
	鳥羽市	障がい者	80	小学校就学前までの者 ・身体障害者手帳1級～3級 ・療育手帳A、B1 ・IQ50以下 ・精神障害者保健福祉手帳1級、2級（通院のみ、2級は半額助成） *所得制限あり （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	鳥羽市、志摩市、伊 勢市、玉城町、度会 町、大紀町及び南伊 勢町の医療機関等	
		子ども	81	小学校就学前までの者 *所得制限なし （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外		
		一人親家庭等	82	小学校就学前までの者 ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
三重県	志摩市	障がい者	80	小学校就学前までの者 ・身体障害者手帳1級～3級 ・療育手帳A、B1 ・IQ50以下 ・精神障害者保健福祉手帳1級、2級(通院のみ) *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外	鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町の医療機関等	平成30年 9月診療分
		子ども	81	小学校就学前までの者 *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外		
		一人親家庭等	82	小学校就学前までの者 ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外		
	伊勢市	障がい者	80	小学校就学前までの者 ・身体障害者手帳1級～4級 ・IQ50以下 ・療育手帳A、B1 ・精神障害者保健福祉手帳1級(通院のみ) *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外	鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町の医療機関等	
		子ども	81	小学校就学前までの者 *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外		
		一人親家庭等	82	小学校就学前までの者 ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外		
	玉城町	障がい者	80	小学校就学前までの者 ・身体障害者手帳1級～4級 ・療育手帳A、B1 ・IQ50以下 ・精神障害者保健福祉手帳1級(通院のみ) *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外	鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町の医療機関等	
		子ども	81	小学校就学前までの者 *所得制限なし (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外		
		一人親家庭等	82	小学校就学前までの者 ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限なし (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
三重県	度会町	障がい者	80	小学校就学前までの者 ・身体障害者手帳1級～4級 ・療育手帳A、B1 ・IQ50以下 ・精神障害者保健福祉手帳1級(通院のみ) *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外	鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町の医療機関等	平成30年 9月診療分
		子ども	81	小学校就学前までの者 *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外		
		一人親家庭等	82	小学校就学前までの者 ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外		
	大紀町	障がい者	80	小学校就学前までの者 ・身体障害者手帳1級～4級 ・療育手帳A、B1 ・IQ50以下 ・精神障害者保健福祉手帳1級(通院のみ) *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	食事標準 負担額を助成 ※ただし、限度額適用・標準負担額減額認定証の提示により標準負担額が減額されている者に限る	鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町の医療機関等	
		子ども	81	小学校就学前までの者 *所得制限なし (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	食事標準 負担額を助成 ※ただし、限度額適用・標準負担額減額認定証の提示により標準負担額が減額されている者に限る		
		一人親家庭等	82	小学校就学前までの者 ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	食事標準 負担額を助成 ※ただし、限度額適用・標準負担額減額認定証の提示により標準負担額が減額されている者に限る		
	南伊勢町	障がい者	80	小学校就学前までの者 ・身体障害者手帳1級～3級 ・IQ70以下 ・精神障害者保健福祉手帳1級 *所得制限なし (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外	鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町の医療機関等	
		子ども	81	小学校就学前までの者 *所得制限なし (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外		
		一人親家庭等	82	小学校就学前までの者 ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 ・一人親家庭等の母又は父に養育されている児童 *所得制限なし (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
三重県	朝日町	障がい者	80	小学校就学前までの者 ・身体障害者手帳1級～4級 ・IQ50以下 ・療育手帳A、B1 ・精神障害者保健福祉手帳1級(通院のみ) *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外	四日市市、桑名市、川越町、朝日町、木曽岬町及び菰野町の医療機関等	平成30年9月診療分
		子ども	81	小学校就学前までの者 *所得制限なし (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外		
		一人親家庭等	82	小学校就学前までの者 ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外		
	桑名市	障がい者	80	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・身体障害者手帳1級～4級 ・療育手帳A及びB1(IQ50以下) ・精神障害者保健福祉手帳1級、2級 *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和元年9月診療分
		子ども	81	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		一人親家庭等	82	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	鈴鹿市	障がい者	80	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・身体障害者手帳1級～3級 ・療育手帳A及びB1 ・精神障害者保健福祉手帳1級(通院のみ) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		子ども	81	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		一人親家庭等	82	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
三重県	尾鷲市	子ども	81	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和元年 9月診療分
		一人親家庭等	82	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	熊野市	障がい者	80	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・身体障害者手帳1級～3級 ・IQ35以下又は療育手帳A ・身体障害者手帳4級(IQ50以下)、または療育手帳B1 ・精神障害者保健福祉手帳1級(通院のみ) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等 (訪問看護ステーション除く)	
		子ども	81	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等 (訪問看護ステーション除く)	
		一人親家庭等	82	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等 (訪問看護ステーション除く)	
	いなべ市	障がい者	80	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・身体障害者手帳1級～4級 ・療育手帳A及びB1又はIQ50以下 ・精神障害者保健福祉手帳1級(通院のみ) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		子ども	81	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		一人親家庭等	82	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
三重県	木曽岬町	障がい者	80	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・身体障害者手帳1級～4級 ・療育手帳A、B1、B2(IQ70以下) ・精神障害者保健福祉手帳1級(通院のみ) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和元年 9月診療分
		子ども	81	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		一人親家庭等	82	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	東員町	障がい者	80	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・身体障害者手帳1級～4級 ・療育手帳A、BもしくはIQ70以下 ・精神障がい者保健福祉手帳1級(通院のみ) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		子ども	81	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		一人親家庭等	82	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	菰野町	障がい者	80	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・身体障害者手帳1級～4級 ・療育手帳A、B1又はIQ50以下 ・精神障害者保健福祉手帳1級(通院のみ) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		子ども	81	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		一人親家庭等	82	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・一人親家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
三重県	多気町	障がい者	80	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・身体障害者手帳1級～5級 ・IQ70以下 ・精神障害者保健福祉手帳1級(通院のみ) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和元年 9月診療分
		子ども	81	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限なし (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		一人親家庭等	82	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	明和町	障がい者	80	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・身体障害者手帳1級～4級 ・療育手帳A、B1、B2(IQ70以下) ・精神障害者保健福祉手帳1級(通院のみ) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		子ども	81	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		一人親家庭等	82	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	大台町	障がい者	80	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・身体障害者手帳1級～4級 ・IQ50以下 ・療育手帳A、B1 ・精神障害者保健福祉手帳1級(通院のみ) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		子ども	81	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		一人親家庭等	82	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
三重県	紀北町	障がい者	80	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・身体障害者手帳1級～3級 ・IQ35以下又は療育手帳A ・身体障害者手帳4級でIQ50以下又は療育手帳B1 ・精神障害者保健福祉手帳1級(通院のみ) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和元年 9月診療分
		子ども	81	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		一人親家庭等	82	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	御浜町	障がい者	80	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・身体障害者手帳1級～3級 ・IQ50以下 ・療育手帳A、B1 ・精神障害者保健福祉手帳1級(通院のみ) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等 (訪問看護ステーション除く)	
		子ども	81	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等 (訪問看護ステーション除く)	
		一人親家庭等	82	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等 (訪問看護ステーション除く)	
	紀宝町	障がい者	80	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・身体障害者手帳1級～3級 ・IQ50以下 ・精神障害者保健福祉手帳1級(通院のみ) *所得制限なし (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象	県内及び和歌山県新宮市内の医療機関等 (訪問看護ステーション除く) ※新宮市内は被用者保険分のみ対象	
		子ども	81	・未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限なし (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象	県内及び和歌山県新宮市内の医療機関等 (訪問看護ステーション除く) ※新宮市内は被用者保険分のみ対象	
		一人親家庭等	82	未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限なし (生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象	県内及び和歌山県新宮市内の医療機関等 (訪問看護ステーション除く) ※新宮市内は被用者保険分のみ対象	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
三重県	四日市市（＊）	子ども	81	平成30年4月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大（四日市市内→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） *所得制限あり （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和元年 9月診療分
	伊賀市（＊）	子ども	81	平成30年4月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大（伊賀市及び名張市内→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） *所得制限なし （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		一人親家庭等	82	平成30年4月診療分から受託している一人親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大（伊賀市及び名張市内→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	名張市（＊）	子ども	81	平成30年4月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大（伊賀市及び名張市内→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） *所得制限あり （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		一人親家庭等	82	平成30年4月診療分から受託している一人親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大（伊賀市及び名張市内→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	川越町（＊）	障がい者	80	平成30年4月診療分から受託している障がい者医療について、対象医療機関等を拡大（四日市市、桑名市、川越町、朝日町、木曾岬町及び菰野町→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） ・身体障害者手帳1級～4級 ・療育手帳A、B1 ・精神障害者保健福祉手帳1級（通院のみ） *所得制限なし （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
		子ども	81	平成30年4月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大（四日市市、桑名市、川越町、朝日町、木曾岬町及び菰野町→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） *所得制限なし （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
		一人親家庭等	82	平成30年4月診療分から受託している一人親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大（四日市市、桑名市、川越町、朝日町、木曾岬町及び菰野町→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限なし （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
	亀山市（＊）	障がい者	80	平成30年9月診療分から受託している障がい者医療について、食事療養費を変更し、対象医療機関等を拡大（食事標準負担額を助成→対象外）（市内→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） ・身体障害者手帳1級～4級 ・療育手帳A、B1 ・IQ50以下 ・精神障害者保健福祉手帳1級（通院のみ） *所得制限なし （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
三重県	亀山市（＊）	子ども	81	平成30年9月診療分から受託している子ども医療について、食事療養費を変更し、対象医療機関等を拡大（食事標準負担額を助成→対象外）（市内→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） *所得制限なし （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和元年9月診療分
		一人親家庭等	82	平成30年9月診療分から受託している一人親家庭等医療について、食事療養費を変更し、対象医療機関等を拡大（食事標準負担額を助成→対象外）（市内→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） ・一人親家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	津市（＊）	障がい者	80	平成30年9月診療分から受託している障がい者医療について、対象医療機関等を拡大（市内→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） ・身体障害者手帳1級～3級 ・療育手帳A、BⅠ ・IQ50以下 ・精神障害者保健福祉手帳1級、2級 *所得制限あり （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		子ども	81	平成30年9月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大（市内→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） *所得制限あり （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		一人親家庭等	82	平成30年9月診療分から受託している一人親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大（市内→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） ・父母が婚姻を解消した ・父または母が死亡した ・父または母に重度の障がい（国民年金の障害等級1級程度）がある ・父または母の生死が明らかでない ・父または母から1年以上遺棄されている ・父または母が1年以上拘禁されている ・母が婚姻によらないで懐胎した ・父または母が配偶者からの暴力（DV）被害で避難している *所得制限あり （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	伊勢市（＊）	障がい者	80	平成30年9月診療分から受託している障がい者医療について、対象医療機関等を拡大（鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） ・身体障害者手帳1級～4級 ・IQ50以下 ・療育手帳A、BⅠ ・精神障害者保健福祉手帳1級（通院のみ） *所得制限あり （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		子ども	81	平成30年9月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大（鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） *所得制限あり （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		一人親家庭等	82	平成30年9月診療分から受託している一人親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大（鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） ・一人親家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
三重県	鳥羽市 (*)	障がい者	80	平成30年9月診療分から受託している障がい者医療について、対象医療機関等を拡大 (鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町→県内) 未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・身体障害者手帳1級～3級 ・療育手帳A、B1 ・IQ50以下 ・精神障害者保健福祉手帳1級、2級(通院のみ、2級は半額助成) *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和元年 9月診療分
		子ども	81	平成30年9月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大 (鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町→県内) 未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限なし (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		一人親家庭等	82	平成30年9月診療分から受託している一人親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大 (鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町→県内) 未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	志摩市 (*)	障がい者	80	平成30年9月診療分から受託している障がい者医療について、対象医療機関等を拡大 (鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町→県内) 未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・身体障害者手帳1級～3級 ・療育手帳A、B1 ・IQ50以下 ・精神障害者保健福祉手帳1級、2級(通院のみ、2級は半額助成) *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		子ども	81	平成30年9月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大 (鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町→県内) 未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		一人親家庭等	82	平成30年9月診療分から受託している一人親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大 (鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町→県内) 未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・一人親家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	朝日町 (*)	障がい者	80	平成30年9月診療分から受託している障がい者医療について、対象医療機関等を拡大 (四日市市、桑名市、川越町、朝日町、木曽岬町及び菟野町→県内) 未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・身体障害者手帳1級～4級 ・IQ50以下 ・療育手帳A、B1 ・精神障害者保健福祉手帳1級(通院のみ) *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		子ども	81	平成30年9月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大 (四日市市、桑名市、川越町、朝日町、木曽岬町及び菟野町→県内) 未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) *所得制限なし (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		一人親家庭等	82	平成30年9月診療分から受託している一人親家庭医療について、対象医療機関等を拡大 (四日市市、桑名市、川越町、朝日町、木曽岬町及び菟野町→県内) 未就学児(6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者) ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり (生活保護受給者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
三重県	玉城町（＊）	障がい者	80	平成30年9月診療分から受託している障がい者医療について、対象医療機関等を拡大（鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） ・身体障害者手帳1級～4級 ・療育手帳A、B1 ・IQ50以下 ・精神障害者保健福祉手帳1級（通院のみ） *所得制限あり （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和元年9月診療分
		子ども	81	平成30年9月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大（鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） *所得制限なし （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		一人親家庭等	82	平成30年9月診療分から受託している一人親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大（鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） ・一人親家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限なし （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	度会町（＊）	障がい者	80	平成30年9月診療分から受託している障がい者医療について、対象医療機関等を拡大（鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） ・身体障害者手帳1級～4級 ・療育手帳A、B1 ・IQ50以下 ・精神障害者保健福祉手帳1級（通院のみ） *所得制限あり （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		子ども	81	平成30年9月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大（鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） *所得制限あり （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		一人親家庭等	82	平成30年9月診療分から受託している一人親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大（鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） ・一人親家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	大紀町（＊）	障がい者	80	平成30年9月診療分から受託している障がい者医療について、食事療養費を変更し、対象医療機関等を拡大（食事標準負担額を助成→対象外）、（鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） ・身体障害者手帳1級～4級 ・療育手帳A、B1 ・IQ50以下 ・精神障害者保健福祉手帳1級（通院のみ） *所得制限あり （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		子ども	81	平成30年9月診療分から受託している子ども医療について、食事療養費を変更し、対象医療機関等を拡大（食事標準負担額を助成→対象外）、（鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） *所得制限なし （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
三重県	大紀町（＊）	一人親家庭等	82	平成30年9月診療分から受託している一人親家庭等医療について、食事療養費を変更し、対象医療機関等を拡大（食事標準負担額を助成→対象外）、（鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） ・一人親家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和元年 9月診療分
	南伊勢町（＊）	障がい者	80	平成30年9月診療分から受託している障がい者医療について、対象医療機関等を拡大 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） （鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町→県内） ・身体障害者手帳1級～3級 ・IQ70以下 ・精神障害者保健福祉手帳1級 *所得制限なし （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		子ども	81	平成30年9月診療分から受託している子ども医療について、対象医療機関等を拡大 （鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） *所得制限なし （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		一人親家庭等	82	平成30年9月診療分から受託している一人親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大 （鳥羽市、志摩市、伊勢市、玉城町、度会町、大紀町及び南伊勢町→県内） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 ・一人親家庭等の母又は父に養育されている児童 *所得制限なし （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	四日市市（＊）	子ども	81	*令和元年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大、所得制限なしに変更、小・中学生の対象医療機関を設定（対象者：6歳→15歳、所得制限あり→所得制限なし、対象医療機関：県内の医療機関等→6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者：県内の医療機関等、小学生及び中学生…四日市市、菰野町、朝日町、川越町の医療機関等） 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 *所得制限なし （生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者：県内の医療機関等 小学生及び中学生：四日市市及び菰野町、朝日町、川越町の医療機関等	令和2年 9月診療分
	四日市市（＊）	子ども	81	*令和2年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、小・中学生の対象医療機関を拡大（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者：県内の医療機関等、小学生及び中学生：四日市市、菰野町、朝日町、川越町の医療機関等→県内の医療機関等に拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者 *所得制限なし（生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	川越町（＊）	子ども	81	*令和元年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大、小・中学生の対象医療機関を設定 （対象者：6歳→15歳（15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者）） （対象医療機関等：県内の医療機関等→未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者）県内の医療機関等、小学生及び中学生（15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者）は、川越町、四日市市、菰野町、朝日町、桑名市、木曽岬町の医療機関等） 15歳（15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） *所得制限なし（生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者：県内の医療機関等 小学生及び中学生（15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者）：川越町、四日市市、菰野町、朝日町、桑名市、木曽岬町の医療機関等	令和3年 9月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
三重県	明和町（＊）	障がい者	80	＊令和元年9月診療分より受託している障がい者医療について、対象者を拡大。 （精神障害者保健福祉手帳2級（通院のみ自己負担分の2分の1を助成）を追加） 未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者） ・身体障害者手帳1級～4級 ・療育手帳A、B1、B2（IQ70以下） ・精神障害者保健福祉手帳1級（通院のみ） ・精神障害者保健福祉手帳2級（通院のみ自己負担分の2分の1を助成） ＊所得制限あり（生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年9月診療分
	鈴鹿市（＊）	障がい者	80	＊令和元年9月診療分から受託している障がい者医療費助成の対象年齢を拡大 （未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者）→中学校3年生までの者（15歳に達する日以降の最初の3月31日まで）に拡大） 中学校3年生までの者（15歳に達する日以降の最初の3月31日まで） ・身体障害者手帳1級～3級 ・療育手帳A及びB1 ・精神障害者保健福祉手帳1級（通院のみ） ＊所得制限あり（生活保護を受けている者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年9月診療分
		子ども	81	＊令和元年9月診療分から受託している子ども医療費助成の対象年齢を拡大 （未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者）→中学校3年生までの者（15歳に達する日以降の最初の3月31日まで）に拡大） 中学校3年生までの者（15歳に達する日以降の最初の3月31日まで） ＊所得制限あり（生活保護を受けている者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
		一人親家庭等	82	＊令和元年9月診療分から受託している一人親家庭等医療費助成の対象年齢を拡大 （未就学児（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者）→中学校3年生までの者（15歳に達する日以降の最初の3月31日まで）に拡大） 中学校3年生までの者（15歳に達する日以降の最初の3月31日まで） ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 ＊所得制限あり（生活保護を受けている者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
	川越町（＊）	子ども	81	＊令和3年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、小・中学生の対象医療機関等を拡大 （対象医療機関等：川越町、四日市市、菰野町、朝日町、桑名市、木曽岬町の医療機関等 → 小学生及び中学生（15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者）県内の医療機関等 ＊所得制限なし（生活保護受給者は対象外）	なし	なし	対象	6歳に達する日以降の最初の3月31日までの者：県内の医療機関等 小学生及び中学生（15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者）：川越町、四日市市、菰野町、朝日町、桑名市、木曽岬町の医療機関等 → 県内の医療機関等	令和5年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
三重県	桑名市（＊）	子ども	81	* 令和元年9月診療分から受託している子ども医療費について、対象年齢を拡大（6歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年9月診療分
	桑名市（＊）	一人親家庭等	82	* 令和元年9月診療分から受託している一人親家庭等医療費について、対象年齢を拡大（6歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年9月診療分
	名張市（＊）	子ども	81	* 令和元年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療費について、対象年齢を拡大（6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年9月診療分
	名張市（＊）	一人親家庭等	82	* 令和元年9月診療分から助成内容を変更した一人親家庭等医療費について、対象年齢を拡大（6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年9月診療分
	菰野町（＊）	障がい者	80	* 令和元年9月診療分から受託している障がい者医療費について、対象年齢を拡大（6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年9月診療分
	菰野町（＊）	子ども	81	* 令和元年9月診療分から受託している子ども医療費について、対象年齢を拡大（6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年9月診療分
	菰野町（＊）	一人親家庭等	82	* 令和元年9月診療分から受託している一人親家庭等医療費について、対象年齢を拡大（6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年9月診療分
	御浜町（＊）	障がい者	80	* 令和元年9月診療分から受託している障がい者医療費について、対象医療機関等を拡大（三重県内全域の医科・歯科医療機関及び保険薬局→三重県内全域+和歌山県新宮市の医科・歯科医療機関及び保険薬局） ・6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内+和歌山県新宮市の医科・歯科医療機関及び保険薬局	令和5年9月診療分
	御浜町（＊）	子ども	81	* 令和元年9月診療分から受託している子ども医療費について、対象医療機関等を拡大（三重県内全域の医科・歯科医療機関及び保険薬局→三重県内全域+和歌山県新宮市の医科・歯科医療機関及び保険薬局） ・6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内+和歌山県新宮市の医科・歯科医療機関及び保険薬局	令和5年9月診療分
	御浜町（＊）	一人親家庭等	82	* 令和元年9月診療分から受託している一人親家庭等医療費について、対象医療機関等を拡大（三重県内全域の医科・歯科医療機関及び保険薬局→三重県内全域+和歌山県新宮市の医科・歯科医療機関及び保険薬局） ・6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内+和歌山県新宮市の医科・歯科医療機関及び保険薬局	令和5年9月診療分
	伊賀市（＊）	子ども	81	* 令和元年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療費について、対象年齢を拡大（6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年9月診療分
	伊賀市（＊）	一人親家庭等	82	* 令和元年9月診療分から助成内容を変更した一人親家庭等医療費について、対象年齢を拡大（6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年9月診療分
	四日市市（＊）	子ども	81	令和3年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
津市（＊）	障がい者	80	令和元年9月診療分から助成内容を変更した障がい者医療について、対象年齢を拡大（6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
三重県	津市（＊）	子ども	81	令和元年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
	津市（＊）	一人親家庭等	82	令和元年9月診療分から助成内容を変更した一人親家庭等医療について、対象年齢を拡大（6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
	亀山市（＊）	障がい者	80	令和元年9月診療分から助成内容を変更した障がい者医療について、対象年齢を拡大（6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
	亀山市（＊）	子ども	81	令和元年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
	亀山市（＊）	一人親家庭等	82	令和元年9月診療分から助成内容を変更した一人親家庭等医療について、対象年齢を拡大（6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
	伊勢市（＊）	障がい者	80	令和元年9月診療分から助成内容を変更した障がい者医療について、対象年齢を拡大（6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
	伊勢市（＊）	子ども	81	令和元年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
	伊勢市（＊）	一人親家庭等	82	令和元年9月診療分から助成内容を変更した一人親家庭等医療について、対象年齢を拡大（6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
	紀宝町（＊）	障がい者	80	令和元年9月診療分から助成内容を変更した障がい者医療について、対象年齢を拡大（6歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象	県内及び和歌山県新宮市の医療機関等（訪問看護ステーション除く） ※新宮市内は被用者保険分のみ対象	令和6年9月診療分
	紀宝町（＊）	子ども	81	令和元年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（6歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象	県内及び和歌山県新宮市の医療機関等（訪問看護ステーション除く） ※新宮市内は被用者保険分のみ対象	令和6年9月診療分
	紀宝町（＊）	一人親家庭等	82	令和元年9月診療分から助成内容を変更した一人親家庭等医療について、対象年齢を拡大（6歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象	県内及び和歌山県新宮市の医療機関等（訪問看護ステーション除く） ※新宮市内は被用者保険分のみ対象	令和6年9月診療分
	志摩市（＊）	障がい者	80	令和元年9月診療分から助成内容を変更した障がい者医療について、対象年齢を拡大（6歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
	志摩市（＊）	子ども	81	令和元年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（6歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
	志摩市（＊）	一人親家庭等	82	令和元年9月診療分から助成内容を変更した一人親家庭等医療について、対象年齢を拡大（6歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査又は事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
三重県	玉城町（＊）	障がい者	80	令和元年9月診療分から助成内容を変更した障がい者医療について、対象年齢を拡大 （6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
	玉城町（＊）	子ども	81	令和元年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
	玉城町（＊）	一人親家庭等	82	令和元年9月診療分から助成内容を変更した一人親家庭等医療について、対象年齢を拡大 （6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
	川越町（＊）	子ども	81	令和5年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （15歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
	度会町（＊）	障がい者	80	令和元年9月診療分から助成内容を変更した障がい者医療について、対象年齢を拡大 （6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
	度会町（＊）	子ども	81	令和元年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
	度会町（＊）	一人親家庭等	82	令和元年9月診療分から助成内容を変更した一人親家庭等医療について、対象年齢を拡大 （6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
	南伊勢町（＊）	障がい者	80	令和元年9月診療分から助成内容を変更した障がい者医療について、対象年齢を拡大 （6歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
	南伊勢町（＊）	子ども	81	令和元年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （6歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
	南伊勢町（＊）	一人親家庭等	82	令和元年9月診療分から助成内容を変更した一人親家庭等医療について、対象年齢を拡大 （6歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
	木曽岬町（＊）	障がい者	80	令和元年9月診療分から助成内容を変更した障がい者医療について、対象年齢を拡大 （6歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
	木曽岬町（＊）	子ども	81	令和元年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （6歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
	木曽岬町（＊）	一人親家庭等	82	令和元年9月診療分から助成内容を変更した一人親家庭等医療について、対象年齢を拡大 （6歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
	大紀町（＊）	障がい者	80	令和元年9月診療分から助成内容を変更した障がい者医療について、対象年齢を拡大 （6歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分
	大紀町（＊）	子ども	81	令和元年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （6歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年9月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
三重県	大紀町 (*)	一人親家庭等	82	令和元年9月診療分から助成内容を変更した一人親家庭等医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 9月診療分
	鈴鹿市 (*)	障がい者	80	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (年齢:15歳まで→18歳までに拡大) ・身体障害者手帳1級～3級 ・療育手帳A及びB1 ・精神障害者保健福祉手帳1級(通院のみ) *所得制限あり(生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分
	鈴鹿市 (*)	子ども	81	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (年齢:15歳まで→18歳までに拡大) *所得制限なし(生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分
	鈴鹿市 (*)	一人親家庭等	82	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (年齢:15歳まで→18歳までに拡大) ・母子家庭又は父子家庭の児童 ・父母のいない児童 *所得制限あり(生活保護を受けている者は対象外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	大津市	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	大津市	重度心身障害者(児)	41	1. 身体障害者手帳所持者 (1) 身体障害1・2級のもの (2) 身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり:500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	大津市	65～74歳老人	42	・「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	大津市	母子家庭	43	次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり:500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	大津市	父子家庭	44	5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり:500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	大津市	ひとり暮らし寡婦	45	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり:500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。
※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	大津市	ひとり暮らし高齢寡婦	46	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 57,600円 (多数回該当 44,400円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	大津市	子ども	40	小学校1年生から小学校6年生	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算)	レセプト1件あたり:500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	大津市	重度心身障害者(児)	47	1. 身体障害者手帳所持者 (1) 身体障害1・2級のもの (2) 身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり:500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	大津市	母子家庭等	49	・18歳に達する日の属する年度の末日を経過したもので20歳未満の高等学校在学中の者を扶養する母と該当者、 ・身障1～3級又は知的障害重度～軽度で18歳以上65歳未満の者の介護のため就労できない母子家庭の母と該当者	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり:500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	大津市	精神障害者(児)	70	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 3. 県の所得制限にかかった者 *所得制限あり	助成対象外	なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	大津市	精神障害者(児)	71	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 3. 県の所得制限にかかった者 *所得制限あり	助成対象外	なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。
※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	彦根市	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	彦根市	子ども医療	40	小学校1年生から小学校3年生までの児童(9歳到達最初の3月31日までの子ども)	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	彦根市	重度心身障害者(児)	41	1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級の者 (2)身体障害3級かつ知的障害中度の者 2. 知的障害重度の者 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級の者 *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	彦根市	重度心身障害者(児)			18歳到達後最初の3月31日までの助成対象者はなし				
滋賀県	彦根市	65～74歳老人	42	・「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者及び対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう。	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保険法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保険法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保険法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保険法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	彦根市	母子家庭	43	次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	彦根市	父子家庭	44						令和3年4月診療分※1
滋賀県	彦根市	ひとり暮らし寡婦	45	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
 ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。
 ※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	彦根市	ひとり暮らし高齢寡婦	46	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 57,600円 (多数回該当 44,400円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	彦根市	重度心身障害者(児)	47	1. 身体障害者手帳所持者 身体障害3級のもの 2. 県制度では所得超過だが、市制度では所得限度額未満のもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	彦根市	重度心身障害者(児)	47		18歳到達後最初の3月31日までの助成対象者はなし				令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	彦根市	65～74歳老人	48	65歳から74歳で、身体障害者手帳4級または療育手帳中度のもの	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 57,600円 (多数回該当 44,400円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
 ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。
 ※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	彦根市	精神障害者(児)	70	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり	助成対象外	なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	長浜市	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	長浜市	重度心身しょうがい者(児)	41	1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級の者 (2)身体障害3級かつ知的障害中度の者 2. 知的障害重度の者 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級の者 *所得制限あり	【県】 (低所得者) 自己負担なし *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持するもの) (低所得者以外) 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) 【市】 上記負担額を市が負担するため自己負担なし	【県】 (低所得者) 自己負担なし *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持するもの) (低所得者以外) レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない 【市】 上記負担額を市が負担するため自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	長浜市	65～74歳老人	42	・「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保険法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保険法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保険法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保険法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	長浜市	母子家庭	43	次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでない者 4. 配偶者から遺棄されている者	【県】 (低所得者) 自己負担なし *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者) (低所得者以外) 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) 【市】 上記負担額を市が負担するため自己負担なし	【県】 (低所得者) 自己負担なし *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者) (低所得者以外) レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない 【市】 上記負担額を市が負担するため自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	長浜市	父子家庭	44	5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができない者 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている者 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない者 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり					令和3年 4月診療分 ※1

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
 ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。
 ※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	長浜市	ひとり暮らし寡婦	45	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり	【県】 (低所得者) 自己負担なし *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持するもの) (低所得者以外) 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) 【市】 上記負担額を市が負担するため自己負担なし	【県】 (低所得者) 自己負担なし *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持するもの) (低所得者以外) レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない 【市】 上記負担額を市が負担するため自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	長浜市	ひとり暮らし高齢寡婦	46	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 ※限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:一般】 ひと月あたり 57,600円 (多数回該当 44,400円) 【区分:低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保険法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保険法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:一般】 ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) 【区分:低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保険法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保険法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	長浜市	重度心身しょうがい者	47	身体障害者手帳所持者で、身体障害3・4級のもの ただし、4級は、高齢者の医療の確保に関する法律50条第1項第2号に定める被保険者に該当する程度の者 精神障害者保健福祉手帳所持者で、1級のもの *所得制限あり	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	長浜市	精神しょうがい者(児)	70	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり	助成対象外	なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	近江八幡市	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	近江八幡市	子ども医療	40	就学から15歳到達後最初の3月31日まで(中学校卒業まで)	助成対象外	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。
※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	近江八幡市	重度心身障害者(児)	41	1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *子ども医療費助成の併用者は自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	近江八幡市	重度心身障害者(児)	47	1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *子ども医療費助成の併用者は自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	近江八幡市	心身障害者(児)(Y)	47	1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害3級のもの (2)身体障害4級かつ知的障害中度のもの 2. 特別児童扶養手当支給対象児童で2級のもの	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *子ども医療費助成の併用者は自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	近江八幡市	65～74歳老人	42		【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	近江八幡市			・「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう					令和3年4月診療分※1

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。
※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	近江八幡市	母子家庭	43	次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *子ども医療費助成の併用者は自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	近江八幡市	母子家庭	49	4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの					令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	近江八幡市	父子家庭	44	7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり(法別番号49はなし)					令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	近江八幡市	ひとり暮らし寡婦	45	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	近江八幡市	ひとり暮らし高齢寡婦	46	次のいずれにも該当するもの (1)母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること (2)ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること (3)65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:一般】 ひと月あたり 57,600円(多数回該当 44,400円) 【区分:低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:一般】 ひと月あたり 18,000円(年間14.4万円) 【区分:低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	近江八幡市	精神障害者(児)	70	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり	助成対象外	なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	近江八幡市	精神障害者(児)	71	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者	助成対象外	なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	東近江市	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
 ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。
 ※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	東近江市	子ども医療費助成	40	小学1年生～中学3年生(6歳に達する日の翌以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算)	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	東近江市	重度心身障害者(児)	41	1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	東近江市	65～74歳老人	42	・「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	東近江市	母子家庭	43	次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	東近江市	父子家庭	44	5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	東近江市	ひとり暮らし寡婦	45	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	東近江市	ひとり暮らし高齢寡婦	46	次のいずれにも該当するもの (1)母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること (2)ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること (3)65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 57,600円 (多数回該当 44,400円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	東近江市	心身障害者(児)	47	1. 身体障害者手帳所持者で身体障害3・4級のもの 2. 知的障害中程度のもの *所得制限あり	助成対象外	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	東近江市	精神障害者(児)	70	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり	助成対象外	なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	草津市	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	草津市	子ども医療	40	小学1～3年生(6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から9歳に達する日以後の最初の3月31日の間にある者。以下同じ)	なし	レセプト1件あたり 500円 ※調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	草津市	重度心身障害者(児)	41	1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))および課税世帯に属する小学1年～3年生を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	草津市	65～74歳老人	42	・「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	草津市	母子家庭	43	次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) ※低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))および課税世帯に属する小学1～3年生を除く	レセプト1件あたり 500円 ※調剤レセプトには適用しない ※低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	草津市	父子家庭	44	5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) ※低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 ※調剤レセプトには適用しない ※低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	草津市	ひとり暮らし寡婦	45	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) ※低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 ※調剤レセプトには適用しない ※低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。
※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
滋賀県	草津市	ひとり暮らし高齢 寡婦	46	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3・65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 57,600円 (多数回該当 44,400円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	草津市	重度心身障害者 (児)	47	1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1～3級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害軽度から最重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限なし *法別番号41に該当する者を除く	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))および課税世帯に属する小学1～3年生を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	草津市	精神障害者(児)	70	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり	助成対象外	なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	草津市	精神障害者(児)	71	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限なし *法別番号70に該当する者を除く	助成対象外	なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	守山市	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)		なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。
※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	守山市	子ども		小学1年生から3年生まで	なし	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	守山市	重度心身障害者(児)	41	1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり	【(低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))の場合)】 なし 【低所得者を除く】 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *本人住民税非課税かつ配偶者または扶養義務者が課税の場合、自己負担分を市が助成	【(低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))の場合)】 なし 【低所得者を除く】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *本人住民税非課税かつ配偶者または扶養義務者が課税の場合、自己負担分を市が助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	守山市	65～74歳老人	42	・「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
滋賀県	守山市	母子家庭	43	次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり *43・44・49の対象者のうち、自己負担「有」かつ小学1年生から3年生までの者	【(低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))の場合)】 なし 【本人が市独自の自己負担金判定表の額を超える場合】 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) 【本人が市独自の自己負担判定表の額を超えないまたは同額で、本人または扶養義務者が課税の場合】 なし *自己負担分を市が助成。 【43・44・49の対象者のうち、自己負担「有」かつ小学1年生から3年生までの場合】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない	【(低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))の場合)】 なし 【本人が市独自の自己負担金判定表の額を超える場合】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	守山市	父子家庭	44	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり	【(低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))の場合)】 なし 【低所得者を除く】 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *本人住民税非課税かつ配偶者または扶養義務者が課税の場合、自己負担分を市が助成	【(低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))の場合)】 なし 【低所得者を除く】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *本人住民税非課税かつ配偶者または扶養義務者が課税の場合、自己負担分を市が助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	守山市	ひとり暮らし寡婦	45	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり	【(低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))の場合)】 なし 【低所得者を除く】 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *本人住民税非課税かつ配偶者または扶養義務者が課税の場合、自己負担分を市が助成	【(低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))の場合)】 なし 【低所得者を除く】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *本人住民税非課税かつ配偶者または扶養義務者が課税の場合、自己負担分を市が助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。
※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	守山市	ひとり暮らし高齢寡婦	46	次のいずれにも該当するもの (1)母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること (2)ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること (3)65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：課税】 ひと月あたり 57,600円 (多数回該当 44,400円) 【区分：非課税】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：課税】 ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) 【区分：非課税】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	守山市	重度心身障害者(児)	47	1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの (3)身体障害3級のもの 2. 知的障害重度または中度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1・2級のもの *所得制限あり *本人・配偶者・扶養義務者の所得制限判定が県基準を超過しているが、本人の所得が市基準以内の場合の者	【本人住民税非課税の場合】 なし 【本人住民税課税の場合】 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算)	【本人住民税非課税の場合】 なし 【本人住民税課税の場合】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	守山市	ひとり暮らし高齢寡婦・65～74歳老人	48	次のいずれにも該当するもの (1)母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること (2)ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること (3)65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり *本人・配偶者・扶養義務者の所得制限判定が県基準を超過しているが、本人の所得が市基準以内の場合の者 *配偶者や扶養義務者は非課税であるが、本人が譲渡所得により課税となり、譲渡所得を除くと非課税となる場合の者	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：課税】 ひと月あたり 57,600円 (多数回該当 44,400円) 【区分：非課税】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：課税】 ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) 【区分：非課税】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
 ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。
 ※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
滋賀県	守山市	母子家庭等	49	次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり *43・44・49の対象者のうち、自己負担「有」かつ小学1年生から3年生までの者 *本人・配偶者・扶養義務者の所得制限判定が県基準を超過しているが、本人の所得が市基準以内の場合の者	【本人が市独自の自己負担判定表の額を超えない、または同額の場合】なし 【本人が市独自の自己負担判定表の額を超えない、または同額の場合】なし 【本人が市独自の自己負担判定表の額を超えない、または同額の場合】なし 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) 【43・44・49の対象者のうち、自己負担「有」かつ小学1年生から3年生までの者の場合】なし	【本人が市独自の自己負担判定表の額を超えない、または同額の場合】なし 【本人が市独自の自己負担判定表の額を超えない、または同額の場合】なし レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない 【43・44・49の対象者のうち、自己負担「有」かつ小学1年生から3年生までの者の場合】レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	守山市	精神障害者(児)	70	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり	助成対象外	なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	守山市	精神障害者(児)	71	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限なし *本人・配偶者・扶養義務者の所得制限判定が県基準を超過しているが、本人の所得が市基準以内の場合の者	助成対象外	なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	栗東市	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	栗東市	子ども	40	小学校1年生から小学校3年生まで(6歳到達後の最初の4月1日から9歳到達後の最初の3月31日まで)	なし	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	栗東市	重度心身障害者(児)	41	1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))および小学校1年生～小学校3年生を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
 ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。
 ※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
滋賀県	栗東市	65～74歳老人	42	・「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	栗東市	母子家庭	43	次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))および小学校1年生～小学校3年生を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	栗東市	父子家庭	44	5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	栗東市	ひとり暮らし寡婦	45	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
 ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。
 ※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	栗東市	ひとり暮らし高齢寡婦	46	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 ※限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 57,600円 (多数回該当 44,400円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 ※限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	栗東市	心身障害者(児)	47	1. 身体障害者手帳3級所持者 2. 知的障害中度のもの *所得制限あり *居住要件あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))および小学校1年生～小学校3年生を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	栗東市	精神障害者(児)	70	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり	助成対象外	なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分＜精神疾患にかかる通院医療＞を助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	野洲市	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	野洲市	子ども医療	40	小学校1年生から3年生	なし	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
 ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。
 ※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	野洲市	重度心身障害者（児）	41	1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの ※所得制限あり	【県＋市制度】 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) ただし、市が負担のため自己負担はなし 【県制度】 *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者)) 自己負担なし	【県＋市制度】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない ただし、市が負担のため自己負担はなし 【県制度】 *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者)) 自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	野洲市	65～74歳老人	42	・「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	野洲市	母子家庭	43	次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの	【県＋市制度】 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) ただし、市が負担のため自己負担はなし 【県制度】 *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者)) 自己負担なし	【県＋市制度】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない ただし、市が負担のため自己負担はなし 【県制度】 *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者)) 自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	野洲市	父子家庭	44	5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり	【県＋市制度】 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) ただし、市が負担のため自己負担はなし 【県制度】 *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者)) 自己負担なし	【県＋市制度】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない ただし、市が負担のため自己負担はなし 【県制度】 *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者)) 自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。
※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
滋賀県	野洲市	ひとり暮らし寡婦	45	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり	【県＋市制度】 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) ただし、市が負担のため自己負担はなし 【県制度】 *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者)) 自己負担なし	【県＋市制度】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない ただし、市が負担のため自己負担はなし 【県制度】 *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者)) 自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	野洲市	ひとり暮らし高齢寡婦	46	次のいずれにも該当するもの (1)母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること (2)ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること (3)65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 57,600円 (多数回該当 44,400円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	野洲市	市・重度心身障害者	47	1. 身体障害者手帳所持者であり、身体障害3級のもの 2. 県の所得制限額を超えるもの	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
 ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。
 ※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
滋賀県	野洲市	市・65～74歳老人	48	・県制度対象者を除く市民税均等割のみ課税世帯の65歳から69歳老人及び70歳～74歳老人 ・ねたきり老人、ひとり暮らし老人 *所得制限あり	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 57,600円 (多数回該当 44,400円) *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	野洲市	市・母子家庭等	49	県の所得制限額を超えるもの	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	野洲市	精神障害者(児)	70	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり	助成対象外	なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分＜精神疾患にかかる通院医療＞を助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	野洲市	市・精神障害者(児)	71	県の所得制限額を超えるもの	助成対象外	なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分＜精神疾患にかかる通院医療＞を助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	湖南市	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	湖南市	重度心身障害者(児)	41	1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
 ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。
 ※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
滋賀県	湖南市	65～74歳老人	42	・「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	湖南市	母子家庭	43	次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	湖南市	父子家庭	44	5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	湖南市	ひとり暮らし寡婦	45	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
 ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。
 ※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
滋賀県	湖南市	ひとり暮らし高齢 寡婦	46	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示 した場合は下記自己負 担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 57,600円 (多数回該当 44,400円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度 額が上記よりも低い場合 は、各保健法に定める額 を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾 病)に係る高額療養費の 特例に該当する場合の 自己負担限度額は月額 10,000円。(慢性腎不全 のうち70歳未満の上位所 得者については20,000 円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示 した場合は下記自己負 担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度 額が上記よりも低い場合 は、各保健法に定める額 を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関 等及び岐阜県内の対 象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	湖南市	精神障害者(児)	70	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の 支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当 する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり	助成対象外	なし *自立支援医療費(精神 通院医療)の自己負担分 ＜精神疾患にかかる通 院医療＞を助成	対象外	県内の保険医療機関 等及び岐阜県内の対 象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	湖南市	重度心身障害者 (児) 市単独事業	47	1. 身体障害者手帳3級所持者 2. 知的障害中度および軽度のもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごと に計算) *低所得者(市町村民税 非課税者(本人ならびに 配偶者およびその他の 扶養義務者で主として生 計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500 円 *調剤レセプトには適用し ない *低所得者(市町村民税 非課税者(本人ならびに 配偶者およびその他の 扶養義務者で主として生 計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関 等及び岐阜県内の対 象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	湖南市	精神障害者(児) 市単独事業	71	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の 支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、精神障害の程度が3 級に該当する者 *所得制限あり	助成対象外	なし *自立支援医療費(精神 通院医療)の自己負担分 ＜精神疾患にかかる通 院医療＞を助成	対象外	県内の保険医療機関 等及び岐阜県内の対 象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	甲賀市	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)	なし		対象外	県内の保険医療機関 等及び岐阜県内の対 象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	甲賀市	子育て応援医療	40	小学校1年生から小学校6年生年度末(12歳到達後の最初の3月31日)まで	なし		対象外	県内の保険医療機関 等及び岐阜県内の対 象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	甲賀市	中学生通院医療	40	中学校1年生から中学校3年生年度末(15歳到達後の最初の3月31日)まで *所得制限あり	なし		対象外	県内の保険医療機関 等及び岐阜県内の対 象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
 ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。
 ※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	甲賀市	重度心身障害者(児)	41	1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	甲賀市	65～74歳老人	42	・「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *「高額長期疾病(特定疾病)」に係る高額療養費の特例」に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	甲賀市	母子家庭	43	次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	甲賀市	父子家庭	44	5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり					令和3年4月診療分※1
滋賀県	甲賀市	ひとり暮らし寡婦	45	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
 ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。
 ※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
滋賀県	甲賀市	ひとり暮らし高齢 寡婦	46	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示 した場合は下記自己負 担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 57,600円 (多数回該当 44,400円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度 額が上記よりも低い場合 は、各保健法に定める額 を限度額とする。 *「高額長期疾病(特定疾 病)」に係る高額療養費の 特例」に該当する場合の 自己負担限度額は月額 10,000円。(慢性腎不全 のうち70歳未満の上位所 得者については20,000 円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示 した場合は下記自己負 担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度 額が上記よりも低い場合 は、各保健法に定める額 を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関 等及び岐阜県内の対 象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	甲賀市	重度心身障害者 (児) (県の事業の上乗 せ分)	47	滋賀県の基準の所得制限を拡大し助成	なし		対象外	県内の保険医療機関 等及び岐阜県内の対 象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	甲賀市	重度心身障害者 (児)	47	身体障害者手帳所持者で身体障害者3級のもの	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごと に計算)	レセプト1件あたり 500 円 *調剤レセプトには適用し ない	対象外	県内の保険医療機関 等及び岐阜県内の対 象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	甲賀市	母子家庭等(県の 事業の上乗せ分)	49	滋賀県の基準の所得制限を拡大し助成	なし		対象外	県内の保険医療機関 等及び岐阜県内の対 象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	甲賀市	精神障害者(児)	70	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の 支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当 する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり	助成対象外	なし *自立支援医療費(精神 通院医療)の自己負担分 ＜精神疾患にかかる通 院医療＞を助成	対象外	県内の保険医療機関 等及び岐阜県内の対 象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	高島市	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)	なし		対象外	県内の保険医療機関 等及び岐阜県内の対 象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	高島市	子ども	40	小・中学生(15歳未満)	なし		対象外	県内の保険医療機関 等及び岐阜県内の対 象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。
※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	高島市	重度心身障害者(児)	41	1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *小・中学生を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *小・中学生を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	高島市	65～74歳老人	42	・「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *人工透析を受けている人、いわゆる血友病の治療を受けている人の入院時一部負担金相当額は1月につき10,000円(上位所得者20,000円)を限度とする。	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	高島市	母子家庭	43	次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *小・中学生を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *小・中学生を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	高島市	父子家庭	44	5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *小・中学生を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *小・中学生を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	高島市	ひとり暮らし寡婦	45	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
 ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。
 ※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	高島市	ひとり暮らし高齢寡婦	46	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 57,600円 (多数回該当 44,400円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *人工透析を受けている人、いわゆる血友病の治療を受けている人の入院時一部負担金相当額は1月につき10,000円(上位所得者20,000円)を限度とする。	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	高島市	精神障害者(児)	70	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり	助成対象外	なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	米原市	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	米原市	児童・生徒	40	小学生から中学生まで(15歳未満)	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	米原市	重度心身障害者(児)	41	1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *6～15歳の対象の方は自己負担なし	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *6～15歳の対象の方は自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。
※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	米原市	65～74歳老人	42	・「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *人工透析を受けている人、いわゆる血友病の治療を受けている人の入院時一部負担金相当額は1月につき10,000円(上位所得者20,000円)を限度とする。	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	米原市	母子家庭	43	次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *6～15歳の対象の方は自己負担なし	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *6～15歳の対象の方は自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	米原市	父子家庭	44	次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *6～15歳の対象の方は自己負担なし	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *6～15歳の対象の方は自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	米原市	ひとり暮らし寡婦	45	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *6～15歳の対象の方は自己負担なし	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *6～15歳の対象の方は自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	米原市	ひとり暮らし高齢寡婦	46	次のいずれにも該当するもの (1)母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること (2)ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること (3)65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 57,600円 (多数回該当 44,400円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *人工透析を受けている人、いわゆる血友病の治療を受けている人の入院時一部負担金相当額は1月につき10,000円(上位所得者20,000円)を限度とする。	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
 ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。
 ※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	米原市	重度心身障害者(児)3級拡大	47	・身体障害者手帳所持者 身体障害3級のもの	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *6～15歳の対象の方は自己負担なし	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *6～15歳の対象の方は自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	米原市	精神障害者(児)	70	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり	助成対象外	なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	日野町	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	日野町	小中学生	40	小学生、中学生	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	日野町	重度心身障害者(児)	41	1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *小中学生はなし(自己負担金を町が負担)	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *小中学生はなし(自己負担金を町が負担)	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	日野町	65～74歳老人	42	・「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 ※限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 ※各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 ※高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 ※限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 ※各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
 ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。
 ※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	日野町	母子家庭	43	次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *小中学生はなし(自己負担金を町が負担)	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *小中学生はなし(自己負担金を町が負担)	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	日野町	父子家庭	44	次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *小中学生はなし(自己負担金を町が負担)	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *小中学生はなし(自己負担金を町が負担)	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	日野町	ひとり暮らし寡婦	45	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *小中学生はなし(自己負担金を町が負担)	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *小中学生はなし(自己負担金を町が負担)	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	日野町	ひとり暮らし高齢寡婦	46	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:一般】 ひと月あたり 57,600円(多数回該当 44,400円) 【区分:低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:一般】 ひと月あたり 18,000円(年間14.4万円) 【区分:低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	日野町	重度心身障害者(児)(県の事業の上乗せ分)	47	1. 身体障害3～6級のもの 2. 知的障害中度、軽度のもの 3. 精神障害1～3級のもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算)	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	日野町	母子家庭・父子家庭(県の上乗せ分)	49	次のいずれかに該当する者が18歳以上20歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算)	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
 ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。
 ※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	日野町	精神障害者(児)	70	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり	助成対象外	なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	竜王町	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	竜王町	子ども医療	40	小学校1年生～中学校3年生(15歳到達後最初の3月末日まで)	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	竜王町	重度心身障害者(児)	41	1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度(B1)のもの 2. 知的障害重度のもの(A1・A2) 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *子ども医療該当者は自己負担なし	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *子ども医療該当者は自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	竜王町	65～74歳老人	42	・「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	竜王町	母子家庭	43	次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *子ども医療該当者は自己負担なし	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *子ども医療該当者は自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	竜王町	父子家庭	44	6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり					令和3年 4月診療分 ※1

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
 ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。
 ※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	竜王町	ひとり暮らし寡婦	45	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	竜王町	ひとり暮らし高齢寡婦	46	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:一般】 ひと月あたり 57,600円(多数回該当 44,400円) 【区分:低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:一般】 ひと月あたり 18,000円(年間14.4万円) 【区分:低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	竜王町	心身障害者(児)	47	1. 身体障害者手帳4・5・6級所持者 2. 知的障害中度、軽度のもの(B1・B2) 3. 精神障害の程度が1・2・3級に該当する者 *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *対象者3に該当する者のうち、法別番号70の条件に該当するレセプトおよび調剤レセプトについては助成を行わない。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	竜王町	精神障害者(児)	70	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり	助成対象外	なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分＜精神疾患にかかる通院医療＞を助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	愛荘町	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
 ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。
 ※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	愛荘町	あんしん子育て	40	小学校～中学校(15歳到達後の3月31日まで)	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	愛荘町	重度心身障害者(児)	41	1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *あんしん子育て医療対象年齢の者は自己負担なし	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *あんしん子育て医療対象年齢の者は自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	愛荘町	重度心身障害者(児)	47	・身体障害者手帳所持者 身体障害3級	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *あんしん子育て医療対象年齢の者は自己負担なし	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *あんしん子育て医療対象年齢の者は自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	愛荘町	65～74歳老人	42	・「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *「高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例」に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	愛荘町	母子家庭	43	次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *あんしん子育て医療対象年齢の者は自己負担なし(子のみ)	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *あんしん子育て医療対象年齢の者は自己負担なし(子のみ)	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	愛荘町	父子家庭	44	5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり					令和3年4月診療分※1

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。
※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	愛荘町	ひとり暮らし寡婦	45	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	愛荘町	ひとり暮らし高齢寡婦	46	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:一般】 ひと月あたり 57,600円(多数回該当 44,400円) 【区分:低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *「高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例」に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:一般】 ひと月あたり 18,000円(年間14.4万円) 【区分:低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	愛荘町	精神障害者(児)	70	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり	助成対象外	なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	豊郷町	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	豊郷町	子育て応援医療(町単)	40	小学生～高校生世代	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。
※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	豊郷町	重度心身障害者(児)	41	1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害最重度、重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	豊郷町	65～74歳老人	42	・「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	豊郷町	母子家庭	43	次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) ※低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 ※調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	豊郷町	父子家庭	44	5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり	※低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	※低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	豊郷町	ひとり暮らし寡婦	45	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。
※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
滋賀県	豊郷町	ひとり暮らし高齢 寡婦	46	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 57,600円 (多数回該当 44,400円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	豊郷町	重度心身障害者 (児)(町単)	47	1. 身体障害手帳3級のもの 2. 知的障害B1、B2のもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	豊郷町	精神障害者(児)	70	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり	助成対象外	なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	甲良町	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	甲良町	小中学生	40	義務教育期間を対象	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	甲良町	重度心身障害者 (児)	41	1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
 ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。
 ※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	甲良町	65～74歳老人	42	・「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *人工透析を受けている人、いわゆる血友病の治療を受けている人の入院時一部負担金相当額は1月につき10,000円(上位所得者20,000円)を限度とする。	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	甲良町	母子家庭	43	次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	甲良町	父子家庭	44	6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	甲良町	ひとり暮らし寡婦	45	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
 ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。
 ※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	甲良町	ひとり暮らし高齢寡婦	46	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:一般】 ひと月あたり 57,600円 (多数回該当 44,400円) 【区分:低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *人工透析を受けている人、いわゆる血友病の治療を受けている人の入院時一部負担金相当額は1月につき10,000円(上位所得者20,000円)を限度とする。	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分:一般】 ひと月あたり 18,000円 (年間14.4万円) 【区分:低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	甲良町	重度心身障害者(児)	47	身体障害者手帳所持者 身体障害3級のもの	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算)	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	甲良町	精神障害者(児)	70	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり	助成対象外	なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成 *自立支援医療費(精神通院医療)の適用がある医療費について生じる高齢者の医療確保に関する法律の規定による一部負担金から、自立支援医療費を控除した額	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	多賀町	乳幼児	40	未就学児(6歳未満)	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	多賀町	子育て応援医療	40	町内在住の小・中学生	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	多賀町	子育て応援医療(重心)	41	町内在住の小・中学生	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
 ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。
 ※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	多賀町	子育て応援医療(母子)	43	町内在住の小・中学生	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	多賀町	子育て応援医療(父子)	44	町内在住の小・中学生	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	多賀町	重度心身障害者(児)	41	1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	多賀町	重度心身障害者(3級)	47	・身体障害者手帳所持者 身体障害3級	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	多賀町	65～74歳老人	42	・「低所得老人」 市町村民税を課せられている者がいない世帯に属する人。ただし、この「者」の範囲は対象老人、その配偶者および対象老人の民法877条第1項に定める扶養義務者で主として対象老人の生計を維持するものをいう	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 *限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1
滋賀県	多賀町								令和3年4月診療分※1
滋賀県	多賀町	母子家庭	43	次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年4月診療分※1

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。
※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	多賀町	父子家庭	44	5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり	非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	*低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く		等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	多賀町	ひとり暮らし寡婦	45	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳未満の者であること *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	多賀町	ひとり暮らし高齢寡婦	46	次のいずれにも該当するもの 1. 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項に規定する寡婦であること 2. ひとり暮らしの状態がおおむね1年以上継続しており今後もその状態が継続すると見込まれる者であること 3. 65歳以上75歳未満の者であること *所得制限あり	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 ※限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 57,600円(多数回該当 44,400円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 24,600円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。 *高額長期疾病(特定疾病)に係る高額療養費の特例に該当する場合の自己負担限度額は月額10,000円。(慢性腎不全のうち70歳未満の上位所得者については20,000円)	【65～69歳】 定率2割 【70～74歳】 定率1割 ※限度額認定証等を提示した場合は下記自己負担限度額まで 【区分：一般】 ひと月あたり 18,000円(年間14.4万円) 【区分：低所得Ⅱ】 ひと月あたり 8,000円 *各保健法に基づく限度額が上記よりも低い場合は、各保健法に定める額を限度額とする。	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	多賀町	精神障害者(児)	70	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(精神通院医療)の支給認定を受けている者で精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、次のいずれかに該当する者 1. 精神障害の程度が1級に該当する者 2. 精神障害の程度が2級に該当する者 *所得制限あり	助成対象外	なし *自立支援医療費(精神通院医療)の自己負担分<精神疾患にかかる通院医療>を助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 4月診療分 ※1
滋賀県	湖南市	小中学生	40	小中学生(6歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者)	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
滋賀県	湖南市	重度心身障害者(児)	41	1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの ※所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))および小中学生を除く	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))および小中学生を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和3年 9月診療分 ※2

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
 ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。
 ※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	湖南市	母子家庭	43	次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算)	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
滋賀県	湖南市	父子家庭	44	5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの ※所得制限あり	*低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))および小中学生を除く	*低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))および小中学生を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	
滋賀県	長浜市	子ども医療	40	*義務教育期間の子ども(6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以降の最初の3月31日まで)	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和4年 10月診療分
滋賀県	草津市 (*)	子ども医療	40	*令和3年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学1年生から小学3年生→小学1年生から小学6年生に拡大) *6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から12歳に達する日以降の最初の3月31日の間にある者	なし	レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和4年 10月診療分
滋賀県	草津市 (*)	重度心身障害者 (児)	41	*令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、除外する対象者を拡大 (小学1年生から小学3年生→小学1年生から小学6年生) 1.身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級の者 (2)身体障害3級かつ知的障害中度の者 2.知的障害重度のもの 3.特別児童扶養手当支給対象自児童で1級の者 4.市町村民税課税対象世帯に属する者で小学1年生～6年生でない者 *所得制限有 *法別41 100番台	1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算)	レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和4年 10月診療分
滋賀県	草津市 (*)	重度心身障害者 (児)	41	*令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象者を拡大 (小学3年生→小学6年生に拡大) 1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの 4. 市町村民税課税対象世帯に属する者で小学1年生～6年生 *所得制限あり *法別41 300番台(市独自分)	なし	レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和4年 10月診療分

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。
※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	草津市（＊）	母子家庭	43	*令和3年4月診療分から受託している母子家庭医療について、除外する対象者を拡大（小学1年生から小学3年生→小学1年生から小学6年生に拡大） 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭に属する者 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの 9. 市町村民税課税対象世帯に属する者で小学1年生～6年生でない者 *所得制限あり *法別43 100番台	1日1,000円 月額14,000円（病院ごとに計算）	レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和4年 10月診療分
滋賀県	草津市（＊）	母子家庭	43	*令和3年4月診療分から受託している母子家庭医療について、対象者を拡大（小学1年生から小学3年生→小学1年生から小学6年生に拡大） 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭に属する者 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの 9. 市町村民税課税対象世帯に属する者で小学1年生～6年生 *所得制限あり 法別43 300番台（市独自分）	なし	レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和4年 10月診療分
滋賀県	草津市（＊）	父子家庭	44	*令和3年4月診療分から受託している父子家庭医療について、除外する対象者を拡大（小学1年生から小学3年生→小学1年生から小学6年生に拡大） 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭に属する者 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの 9. 市町村民税課税対象世帯に属する者で小学1年生～6年生でない者 *所得制限あり 法別44 100番台	1日1,000円 月額14,000円（病院ごとに計算）	レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和4年 10月診療分
滋賀県	草津市（＊）	父子家庭	44	*令和3年4月診療分から受託している父子家庭医療について、対象者を拡大（小学1年生から小学3年生→小学1年生から小学6年生に拡大） 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭に属する者 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの 9. 市町村民税課税対象世帯に属する者で小学1年生～6年生 *所得制限あり 法別44 300番台（市独自分）	なし	レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和4年 10月診療分

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
※1 令和3年4月診療分提出月（令和3年5月受付分）から、月遅れ請求分（令和3年3月診療分以前）についても支払基金へ請求する。
※2 令和3年9月診療分提出月（令和3年10月受付分）から、月遅れ請求分（令和3年8月診療分以前）についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	草津市（＊）	重度心身障害者（児）	47	＊令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者（児）医療について、除外する対象者を拡大（小学1年生から小学3年生→小学1年生から小学6年生に拡大） 1. 身体障害者手帳所持者 （1）身体障害1～3級のもの （2）身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害軽度から最重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの 4. 市町村民税課税対象世帯に属する者で小学1年生～6年生でない者 ＊所得制限なし ＊法別番号41に該当する者を除く 法別47 300番台	1日1,000円 月額14,000円（病院ごとに計算）	レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和4年10月診療分
滋賀県	草津市（＊）	重度心身障害者（児）	47	＊令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者（児）医療について、対象者を拡大（小学1年生から小学3年生→小学1年生から小学6年生に拡大） 1. 身体障害者手帳所持者 （1）身体障害1～3級のもの （2）身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害軽度から最重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの 4. 市町村民税課税対象世帯に属する者で小学1年生～6年生 ＊所得制限なし ＊法別番号41に該当する者を除く 法別47 400番台	なし	レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和4年10月診療分
滋賀県	守山市（＊）	子ども	40	＊令和3年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大（小学1年生から小学3年生→小学1年生から小学6年生に拡大）	なし	レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和4年10月診療分
滋賀県	守山市（＊）	母子家庭	43	＊令和3年4月診療分から受託している母子及び父子家庭医療について、対象年齢を拡大（小学3年生→小学6年生） 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの	【（低所得者（市町村民税非課税者（本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者）の場合）なし 【本人が市独自の自己負担金判定表の額を超える場合】 1日1,000円 月額14,000円（病院ごとに計算）	【（低所得者（市町村民税非課税者（本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者）の場合）なし 【本人が市独自の自己負担金判定表の額を超える場合】 レセプト1件あたり 500円 ＊調剤レセプトには適用しない 【本人が市独自の自己負担	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和4年10月診療分

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
 ※1 令和3年4月診療分提出月（令和3年5月受付分）から、月遅れ請求分（令和3年3月診療分以前）についても支払基金へ請求する。
 ※2 令和3年9月診療分提出月（令和3年10月受付分）から、月遅れ請求分（令和3年8月診療分以前）についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	守山市（＊）	父子家庭	44	5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり *43・44・49の対象者のうち、自己負担「有」かつ小学1年生から6年生までの者	【本人が市独自の自己負担判定表の額を超えないまたは同額で、本人または扶養義務者が課税の場合】 なし *自己負担分を市が助成。 【43・44・49の対象者のうち、自己負担「有」かつ小学1年生から6年生までの場合】 なし	担判定表の額を超えないまたは同額で、本人または扶養義務者が課税の場合】 なし *自己負担分を市が助成。 【43・44・49の対象者のうち、自己負担「有」かつ小学1年生から6年生までの場合】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和4年 10月診療分
滋賀県	守山市（＊）	母子家庭等	49	*令和3年4月診療分から受託している母子及び父子家庭医療について、対象年齢を拡大（小学3年生→小学6年生） 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり *43・44・49の対象者のうち、自己負担「有」かつ小学1年生から6年生までの者 *本人・配偶者・扶養義務者の所得制限判定が県基準を超過しているが、本人の所得が市基準以内の場合の者	【本人が市独自の自己負担判定表の額を超えない、または同額の場合】 なし 【本人が市独自の自己負担金判定表の額を超える場合】 1日 1,000円 月額 14,000円（病院ごとに計算） 【43・44・49の対象者のうち、自己負担「有」かつ小学1年生から6年生までの者の場合】 なし	【本人が市独自の自己負担判定表の額を超えない、または同額の場合】 なし 【本人が市独自の自己負担金判定表の額を超える場合】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない 【43・44・49の対象者のうち、自己負担「有」かつ小学1年生から6年生までの者の場合】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和4年 10月診療分
滋賀県	栗東市（＊）	子ども	40	*令和3年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大（小学1年生から小学3年生→小学1年生から小学6年生に拡大） 小学校1年生から小学校6年生まで（6歳到達後の最初の4月1日から12歳到達後の最初の3月31日まで）	なし	レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和4年 10月診療分
滋賀県	栗東市（＊）	重度心身障害者（児）	41	*令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者（児）医療について、入院自己負担除外対象者を拡大（小学1年生～小学3年生→小学1年生～小学6年生に拡大） 1. 身体障害者手帳所持者 （1）身体障害1・2級のもの （2）身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり	1日1,000円 月額14,000円（病院ごとに計算） ※低所得者および小学校1年生～小学校6年生を除く	レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない ※低所得者を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和4年 10月診療分

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
※1 令和3年4月診療分提出月（令和3年5月受付分）から、月遅れ請求分（令和3年3月診療分以前）についても支払基金へ請求する。
※2 令和3年9月診療分提出月（令和3年10月受付分）から、月遅れ請求分（令和3年8月診療分以前）についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	栗東市（＊）	母子家庭	43	＊令和3年4月診療分から受託している母子家庭医療について、入院自己負担除外対象者を拡大（小学1年生～小学3年生→小学1年生～小学6年生に拡大） 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの ＊所得制限あり	1日1,000円 月額14,000円（病院ごとに計算） ※低所得者および小学校1年生～小学校6年生を除く	レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない ※低所得者を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和4年10月診療分
滋賀県	栗東市（＊）	父子家庭	44	＊令和3年4月診療分から受託している父子家庭医療について、入院自己負担除外対象者を拡大（小学1年生～小学3年生→小学1年生～小学6年生に拡大） 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの ＊所得制限あり	1日1,000円 月額14,000円（病院ごとに計算） ※低所得者および小学校1年生～小学校6年生を除く	レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない ※低所得者を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和4年10月診療分
滋賀県	栗東市（＊）	心身障害者（児）	47	＊令和3年4月診療分から受託している心身障害者（児）医療について、入院自己負担除外対象者を拡大（小学1年生～小学3年生→小学1年生～小学6年生に拡大） 1. 身体障害者手帳3級所持者 2. 知的障害中程度のもの ＊所得制限あり ＊居住要件あり	1日1,000円 月額14,000円（病院ごとに計算） ※低所得者および小学校1年生～小学校6年生を除く	レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない ※低所得者を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和4年10月診療分
滋賀県	野洲市（＊）	こども医療	40	＊令和3年4月診療分から受託しているこども医療について、対象年齢を拡大（小学1年生から小学3年生→小学1年生から小学6年生に拡大） 小学校1年生から小学6年生	なし	レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和4年10月診療分
滋賀県	甲賀市（＊）	子育て応援医療	40	＊令和3年4月診療分から受託している子育て応援医療について、対象年齢を拡大（小学1年生から小学6年生→小学1年生から中学3年生に拡大） 小学校1年生から中学3年生年度末（15歳到達後の最初の3月31日）まで	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和4年10月診療分
滋賀県	甲良町（＊）	小中学生・高校生世代	40	＊令和3年4月診療分から受託している小中学生医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大（小中学生医療→小中学生・高校生世代医療） （義務教育機関を対象→小学1年生から高校生世代に拡大） 小学1年生から高校生世代（18歳到達以後の3月31日）まで	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和4年10月診療分
滋賀県	甲賀市	中学生通院医療	40	＊令和3年4月診療分から受託している中学生通院医療について、実施機関番号「40.25.911.1」の取扱いは令和4年9月30日まで					令和4年9月診療分までの取扱い
滋賀県	彦根市（＊）	子ども医療	40	＊令和3年4月診療分から受託している子ども医療について、小学3年生まで→小学6年生までに拡大 小学校（1年生から小学校6年生までの児童（12歳到達後最初の3月31日）までの子ども）	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和5年4月診療分
滋賀県	近江八幡市（＊）	子ども医療	40	＊令和3年4月診療分から受託している子ども医療について、15歳まで→18歳までに拡大 小学1年生から18歳到達後最初の3月31日まで（高校生世代まで）	対象外（償還払）	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和5年4月診療分
滋賀県	草津市（＊）	子ども医療	40	＊令和4年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（小学1年生から小学6年生→小中学生および高校生等に拡大） ・6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から18歳に達する日以降の最初の3月31日の間にある者	なし	レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和5年10月診療分

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
 ※1 令和3年4月診療分提出月（令和3年5月受付分）から、月遅れ請求分（令和3年3月診療分以前）についても支払基金へ請求する。
 ※2 令和3年9月診療分提出月（令和3年10月受付分）から、月遅れ請求分（令和3年8月診療分以前）についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	草津市（＊）	重度心身障害者（児）	41	＊令和4年10月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者（児）医療について、除外する対象者を拡大（小学1年生から小学6年生一小学生および高校生等に拡大） 1.身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級の者 (2)身体障害3級かつ知的障害中度の者 2.知的障害重度のもの 3.特別児童扶養手当支給対象自児童で1級の者 4.市町村民税課税対象世帯に属する者で小学生および高校生等でない者 ＊所得制限有 ＊法別41 100番台	1日1,000円 月額14,000円（病院ごとに計算）	レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和5年 10月診療分
滋賀県	草津市（＊）	重度心身障害者（児）	41	＊令和4年10月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者医療について、対象者を拡大（小学6年生一小学生および高校生等に拡大） 1.身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2.知的障害重度のもの 3.特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの 4.市町村民税課税対象世帯に属する者で小学生および高校生等 ＊所得制限あり ＊法別41 300番台（市独自分）	なし	レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和5年 10月診療分
滋賀県	草津市（＊）	母子家庭	43	＊令和4年10月診療分から助成内容を変更した母子家庭医療について、除外する対象者を拡大（小学1年生から小学6年生一小学生及び高校生等に拡大） 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭に属する者 1.配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2.離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3.配偶者の生死が明らかでないもの 4.配偶者から遺棄されているもの 5.配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6.配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7.配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8.婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの 9.市町村民税課税対象世帯に属する者で小学生及び高校生等でない者 ＊所得制限あり ＊法別43 100番台	1日1,000円 月額14,000円（病院ごとに計算）	レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和5年 10月診療分
滋賀県	草津市（＊）	母子家庭	43	＊令和4年10月診療分から助成内容を変更した母子家庭医療について、対象者を拡大（小学1年生から小学6年生一小学生及び高校生等に拡大） 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭に属する者 1.配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2.離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3.配偶者の生死が明らかでないもの 4.配偶者から遺棄されているもの 5.配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6.配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7.配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8.婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの 9.市町村民税課税対象世帯に属する者で小学生及び高校生等 ＊所得制限あり 法別43 300番台（市独自分）	なし	レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和5年 10月診療分
滋賀県	草津市（＊）	父子家庭	44	＊令和4年10月診療分から助成内容を変更した父子家庭医療について、除外する対象者を拡大（小学1年生から小学6年生一小学生及び高校生等に拡大） 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭に属する者 1.配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2.離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3.配偶者の生死が明らかでないもの 4.配偶者から遺棄されているもの 5.配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6.配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7.配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8.婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの 9.市町村民税課税対象世帯に属する者で小学生及び高校生等でない者 ＊所得制限あり 法別44 100番台	1日1,000円 月額14,000円（病院ごとに計算）	レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和5年 10月診療分

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

※1 令和3年4月診療分提出月（令和3年5月受付分）から、月遅れ請求分（令和3年3月診療分以前）についても支払基金へ請求する。

※2 令和3年9月診療分提出月（令和3年10月受付分）から、月遅れ請求分（令和3年8月診療分以前）についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	草津市（＊）	父子家庭	44	*令和4年10月診療分から助成内容を変更した父子家庭医療について、対象者を拡大（小学1年生から小学6年生→小中学生及び高校生等に拡大） 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭に属する者 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの 9. 市町村民税課税対象世帯に属する者で小中学生及び高校生等 *所得制限あり 法別44 300番台（市独自分）	なし	レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和5年10月診療分
滋賀県	草津市（＊）	重度心身障害者（児）	47	*令和4年10月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者（児）医療について、除外する対象者を拡大（小学1年生から小学6年生→小中学生及び高校生等に拡大） 1. 身体障害者手帳所持者 （1）身体障害1～3級のもの （2）身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害軽度から最重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの 4. 市町村民税課税対象世帯に属する者で小中学生及び高校生等でない者 *所得制限なし *法別番号41 100番台に該当する者を除く 法別47 300番台	1日1,000円 月額14,000円（病院ごとに計算）	レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和5年10月診療分
滋賀県	草津市（＊）	重度心身障害者（児）	47	*令和4年10月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者（児）医療について、対象者を拡大（小学1年生から小学6年生→小中学生及び高校生等に拡大） 1. 身体障害者手帳所持者 （1）身体障害1～3級のもの （2）身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害軽度から最重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの 4. 市町村民税課税対象世帯に属する者で小中学生及び高校生等 *所得制限なし *法別番号41 300番台に該当する者を除く 法別47 400番台	なし	レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等	令和5年10月診療分
滋賀県	大津市（＊）	子ども	40	*令和3年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大（小学校1年生から小学校6年生→小学校1年生から中学校3年生に拡大） ・15歳に達する日以後最初の3月31日を経過していない者	1日1,000円 月額14,000円（病院ごとに計算）	レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和5年10月診療分
滋賀県	野洲市（＊）	子ども医療	40	*令和4年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（小学1年生から小学6年生→小学1年生から中学3年生に拡大） 小学1年生から中学3年生 ・6歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし	レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和5年10月診療分
滋賀県	米原市（＊）	児童・生徒等	40	*令和3年4月診療分から受託している児童・生徒医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大（制度名：「児童・生徒」→「児童・生徒等」に変更） （小学1年生から中学生まで（15歳未満）→小学校1年生から高校3年生世代（18歳年度末）に拡大） ・6歳に達した日以後の最初の3月31日を経過している者で、18歳に達した日以後の最初の3月31日を経過していない者	なし		対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和5年10月診療分
滋賀県	米原市（＊）	重度心身障害者（児）	41	*令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者（児）医療について、対象者を拡大（義務教育期間→小学校1年生から高校3年生世代（18歳年度末）に拡大） 1. 身体障害者手帳所持者 （1）身体障害1・2級のもの （2）身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円（病院ごとに計算） *低所得者（市町村民税非課税者（本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者））を除く *6～18歳の対象の方は自己負担なし	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者（市町村民税非課税者（本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者））を除く *6～18歳の対象の方は自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和5年10月診療分

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
※1 令和3年4月診療分提出月（令和3年5月受付分）から、月遅れ請求分（令和3年3月診療分以前）についても支払基金へ請求する。
※2 令和3年9月診療分提出月（令和3年10月受付分）から、月遅れ請求分（令和3年8月診療分以前）についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	米原市 (*)	母子家庭	43	*令和3年4月診療分から受託している母子家庭医療及び父子家庭医療について、対象者を拡大(義務教育期間→小学校1年生から高校3年生世代(18歳年度末)に拡大) 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *6～18歳の対象の方は自己負担なし	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *6～18歳の対象の方は自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和5年 10月診療分
滋賀県	米原市 (*)	父子家庭	44	*令和3年4月診療分から受託している母子家庭医療及び父子家庭医療について、対象者を拡大(義務教育期間→小学校1年生から高校3年生世代(18歳年度末)に拡大) 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *6～18歳の対象の方は自己負担なし	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *6～18歳の対象の方は自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和5年 10月診療分
滋賀県	米原市 (*)	重度心身障害者(児)3級拡大	47	*令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)3級拡大医療について、対象者を拡大(義務教育期間→小学校1年生から高校3年生世代(18歳年度末)に拡大) ・身体障害者手帳所持者 身体障害3級のもの	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *6～18歳の対象の方は自己負担なし	レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *6～18歳の対象の方は自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和5年 10月診療分
滋賀県	守山市 (*)	子ども	40	*令和4年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(小学6年生まで→中学3年生までに拡大) (15歳に達する日以後の最初の3月31日の間にある者)	なし	レセプト1件当たり500円 ※調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和5年 10月診療分
滋賀県	守山市 (*)	母子家庭	43	*令和4年10月診療分から助成内容を変更した母子及び父子家庭医療について、対象年齢を拡大(小学6年生→中学3年生) 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり *43・44・49の対象者のうち、自己負担「有」かつ小学1年生から中学3年生までの者	【(低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))の場合)】 なし 【本人が市独自の自己負担判定表の額を超える場合】 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) 【本人が市独自の自己負担判定表の額を超えないまたは同額で、本人または扶養義務者が課税の場合】 なし *自己負担分を市が助成。 【43・44・49の対象者のうち、自己負担「有」かつ小学1年生から中学3年生までの場合】 なし	【(低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))の場合)】 なし 【本人が市独自の自己負担判定表の額を超える場合】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない 【本人が市独自の自己負担判定表の額を超えないまたは同額で、本人または扶養義務者が課税の場合】 なし *自己負担分を市が助成。 【43・44・49の対象者のうち、自己負担「有」かつ小学1年生から中学3年生までの場合】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和5年 10月診療分
滋賀県	守山市 (*)	父子家庭	44	*令和4年10月診療分から助成内容を変更した母子及び父子家庭医療について、対象年齢を拡大(小学6年生→中学3年生) 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり *43・44・49の対象者のうち、自己負担「有」かつ小学1年生から中学3年生までの者	【(低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))の場合)】 なし 【本人が市独自の自己負担判定表の額を超える場合】 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) 【本人が市独自の自己負担判定表の額を超えないまたは同額で、本人または扶養義務者が課税の場合】 なし *自己負担分を市が助成。 【43・44・49の対象者のうち、自己負担「有」かつ小学1年生から中学3年生までの場合】 なし	【(低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))の場合)】 なし 【本人が市独自の自己負担判定表の額を超える場合】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない 【本人が市独自の自己負担判定表の額を超えないまたは同額で、本人または扶養義務者が課税の場合】 なし *自己負担分を市が助成。 【43・44・49の対象者のうち、自己負担「有」かつ小学1年生から中学3年生までの場合】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和5年 10月診療分

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。
※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	守山市 (*)	母子家庭等	49	*令和4年10月診療分から助成内容を変更した母子及び父子家庭医療について、対象年齢を拡大(小学6年生→中学3年生) 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり *43・44・49の対象者のうち、自己負担「有」かつ小学1年生から中学3年生までの者の場合 *本人・配偶者・扶養義務者の所得制限判定が県基準を超過しているが、本人の所得が市基準以内の場合の者	【本人が市独自の自己負担判定表の額を超えない、または同額の場合】なし 【本人が市独自の自己負担金判定表の額を超える場合】 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) 【43・44・49の対象者のうち、自己負担「有」かつ小学1年生から中学3年生までの者の場合】なし	【本人が市独自の自己負担判定表の額を超えない、または同額の場合】なし 【本人が市独自の自己負担金判定表の額を超える場合】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない 【43・44・49の対象者のうち、自己負担「有」かつ小学1年生から中学3年生までの者の場合】 レセプト1件あたり 500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和5年 10月診療分
滋賀県	大津市	子ども医療(高校生世代)	40	高校生世代(義務教育終了翌日から18歳に到達する年度の末日まで) 法別40、実施機関番号100番台	1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算)	レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
滋賀県	大津市 (*)	重度障害者(児)	41	*令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更し、対象者を拡大(制度名:「重度心身障害者(児)」→「重度障害者(児)」に変更) (「精神保健福祉手帳所持者で1級の者」及び「精神保健福祉手帳所持者で2級の者」を追加拡大し項番を変更) 1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)精神障害1級のもの (3)精神障害2級かつ身体障害3級の20歳以上のもの (4)精神障害2級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 身体障害3級かつ知的障害中度のもの 4. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり	1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) 市民税非課税世帯はなし	レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *市民税非課税世帯はなし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
滋賀県	大津市 (*)	重度障害者(児)	47	*令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更し、対象者を拡大(制度名:「重度心身障害者(児)」→「重度障害者(児)」に変更) (「精神保健福祉手帳所持者で1級の者」及び「精神保健福祉手帳所持者で2級の者」を追加拡大し項番を変更) 1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)精神障害1級のもの (3)精神障害2級かつ身体障害3級の20歳以上のもの (4)精神障害2級かつ知的障害中度のもの (5)身体障害3級の20歳未満のもの (6)身体障害4級かつ知的障害軽度で6歳年度末経過後20歳未満のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 知的障害中度のもの 4. 身体障害3級かつ知的障害中度のもの 5. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり	1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) 市民税非課税世帯はなし	レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *市民税非課税世帯はなし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。
※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	彦根市	子ども医療(高校生世代)	40	15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者 法別40、実施機関番号200番台	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年4月診療分
滋賀県	彦根市(※)	子ども	40	*令和3年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象者の文言を変更 (制度名:「乳幼児」→「子ども」に変更) (未就学児(6歳未満)→出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者) 出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者 法別40 実施機関番号500番台	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年4月診療分
滋賀県	彦根市(※)	子ども医療	40	*令和5年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象者を拡大 (小学校1年生から小学校6年生までの児童(12歳到達最初の3月31日までの子ども)→6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者) 6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 法別40 実施機関番号900番台	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年4月診療分
滋賀県	長浜市	子ども医療(高校生世代)	40	高校生世代(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 法別40、実施機関番号200番台	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年4月診療分
滋賀県	長浜市(※)	子ども医療	40	*令和4年10月診療分から受託している子ども医療について、対象者の文言を変更 (義務教育期間の子ども(6歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以降の最初の3月31日まで)→小学生・中学生世代(6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)) 小学生・中学生世代(6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年4月診療分

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
滋賀県	長浜市 (*)	重度しょうがい者	41	*令和3年4月診療分から受託している重度心身しょうがい者(児)医療について、制度名を変更し、対象者を拡大 (制度名:「重度心身しょうがい者(児)」→「重度しょうがい者」に変更) (「精神保健福祉手帳所持者で1級の者」及び「精神保健福祉手帳所持者で2級の者」を追加拡大し項番を変更) 1. 身体障害者手帳所持者で1・2級の者 2. 療育手帳重度(A)の者 3. 特別児童扶養手当1級に該当する者 4. 精神障害者保健福祉手帳1級の者 5. 療養手帳中度(B1)、精神障害者保健福祉手帳2級、身体障害者手帳3級のうち、いずれか2点該当する者 *所得制限あり(低所得者:市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持するもの))	【県】 (低所得者) 自己負担なし 【県+市】 *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持するもの))以外 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) 【市】 上記負担額を市が負担するため自己負担なし	【県】 (低所得者) 自己負担なし 【県+市】 *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持するもの))以外 レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない 【市】 上記負担額を市が負担するため自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
滋賀県	長浜市 (*)	市 重度しょうがい者	47	*令和3年4月診療分から受託している重度心身しょうがい者医療について、制度名を変更 (制度名:「重度心身しょうがい者」→「市 重度しょうがい者」に変更) ・身体障害者手帳所持者で3・4級の者 ただし、4級は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第1項第2号に定める被保険者に該当する程度の者 *法別番号41の対象者を除く *所得制限あり(低所得者:市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持するもの))	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
滋賀県	近江八幡市	子ども医療(高校生世代)	40	令和5年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を変更し、高校生世代に係る実施機関番号を新たに設定 15歳到達後最初の4月1日から18歳到達後最初の3月31日まで 法別40、実施機関番号200番台	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
滋賀県	近江八幡市	重度障害者(児)	41	*令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更し、対象者を拡大し、入院の自己負担を変更したことに伴い、実施機関番号を新たに設定 (制度名:「重度心身障害者(児)」→「重度障害者(児)」に変更) (「精神障害者保健福祉手帳所持者で1級のもの」及び「精神障害者保健福祉手帳所持者で2級のもの」を追加拡大し項番を変更) (入院の自己負担に「子ども医療助成の併用者は自己負担なし」を追加) 1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの 4. 精神障害者保健福祉手帳所持者 (1)精神障害の程度が1級に該当する者 (2)精神障害の程度が2級かつ身体障害3級のもの (3)精神障害の程度が2級かつ知的障害中程度のもの *所得制限あり 法別41、実施機関番号200番台	1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *子ども医療費助成の併用者は自己負担なし	レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *子ども医療費助成の併用者は自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
滋賀県	近江八幡市	母子家庭	43	*令和3年4月診療分から受託している母子家庭医療について、入院の自己負担を変更したことに伴い、実施機関番号を新たに設定 (入院の自己負担に「子ども医療費助成の併用者は自己負担なし」を追加) 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり 法別43、実施機関番号200番台	1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *子ども医療費助成の併用者は自己負担なし	レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *子ども医療費助成の併用者は自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
滋賀県	近江八幡市	父子家庭	44	*令和3年4月診療分から受託している父子家庭医療について、入院の自己負担を変更したことに伴い、実施機関番号を新たに設定 (入院の自己負担に「子ども医療費助成の併用者は自己負担なし」を追加) 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり 法別44、実施機関番号200番台	1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *子ども医療費助成の併用者は自己負担なし	レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *子ども医療費助成の併用者は自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
滋賀県	近江八幡市 (*)	子ども医療(小・中学生)	40	*令和5年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象者を変更し入院の自己負担を変更 (「小学校1年生から18歳到達後最初の3月31日まで」→「小学校1年生から15歳到達後最初の3月31日まで(中学卒業まで)」に変更) (入院の自己負担:「対象外(償還払)」→「なし」に変更) 小学校1年生から15歳到達後最初の3月31日まで(中学卒業まで) 法別40、実施機関番号900番台	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
滋賀県	近江八幡市 (*)	重度障害者(児)	47	*令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更し、対象者を拡大し、入院の自己負担を変更 (制度名:「重度心身障害者(児)」→「重度障害者(児)」に変更) (「精神障害者保健福祉手帳所持者で1級のもの」及び「精神障害者保健福祉手帳所持者で2級のもの」を追加拡大し項番を変更) (入院の自己負担に「子ども医療費助成の併用者は自己負担なし」を追加) 1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの 4. 精神障害者保健福祉手帳所持者 (1)精神障害の程度が1級に該当する者 (2)精神障害の程度が2級かつ身体障害3級のもの (3)精神障害の程度が2級かつ知的障害中程度のもの 法別47、実施機関番号400番台	1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *子ども医療費助成の併用者は自己負担なし	レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *子ども医療費助成の併用者は自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。
※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	近江八幡市（＊）	障害者（児）（Ｙ）	47	＊令和3年4月診療分から受託している心身障害者（児）（Ｙ）医療について、制度名を変更し、入院の自己負担を変更 （制度名：「心身障害者（児）（Ｙ）→「障害者（児）（Ｙ）」に変更） （入院の自己負担に「子ども医療費助成の併用者は自己負担なし」を追加） 1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害3級のもの (2)身体障害4級かつ知的障害中度のもの 2. 特別児童扶養手当支給対象児童で2級のもの 法別47、実施機関番号400番台	1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) ＊低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く ＊子ども医療費助成の併用者は自己負担なし	レセプト1件あたり500円 ＊調剤レセプトには適用しない ＊低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く ＊子ども医療費助成の併用者は自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年4月診療分
滋賀県	近江八幡市（＊）	母子家庭	49	＊令和3年4月診療分から受託している母子家庭医療について、入院の自己負担を変更 （入院の自己負担に「子ども医療費助成の併用者は自己負担なし」を追加） 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの ＊所得制限なし 法別49、実施機関番号400番台	1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) ＊低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く ＊子ども医療費助成の併用者は自己負担なし	レセプト1件あたり500円 ＊調剤レセプトには適用しない ＊低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く ＊子ども医療費助成の併用者は自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年4月診療分
滋賀県	近江八幡市	重度心身障害者（児）	41	令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者（児）医療について、実施機関番号「41.25.204.0」（負担金なし）の新設に伴い、実施機関番号「41.25.304.8」（負担金あり）の取扱い は令和6年3月31日まで					令和6年3月診療分までの取扱い
滋賀県	近江八幡市	母子家庭	43	令和3年4月診療分から受託している母子家庭医療について、実施機関番号「43.25.204.8」（負担金なし）の新設に伴い、実施機関番号「43.25.304.6」（負担金あり）の取扱いは令和6年3月31日まで					令和6年3月診療分までの取扱い

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
 ※1 令和3年4月診療分提出月（令和3年5月受付分）から、月遅れ請求分（令和3年3月診療分以前）についても支払基金へ請求する。
 ※2 令和3年9月診療分提出月（令和3年10月受付分）から、月遅れ請求分（令和3年8月診療分以前）についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	近江八幡市	父子家庭	44	令和3年4月診療分から受託している父子家庭医療について、実施機関番号「44.25.204.7」(負担金なし)の新設に伴い、実施機関番号「44.25.304.5」(負担金あり)の取扱いは令和6年3月31日まで				令和6年3月診療分までの取扱い	
滋賀県	東近江市	子ども医療(高校生世代)	40	高校生世代(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 法別40、実施機関番号100番台	1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算)	レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年4月診療分
滋賀県	東近江市(*)	子ども	40	*令和3年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更(制度名:「乳幼児」→「子ども」に変更) 未就学児(6歳未満)	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年4月診療分
滋賀県	東近江市(*)	重度障害者(児)	41	*令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更し、対象者を拡大(制度名:「重度心身障害者(児)」→「重度障害者(児)」に変更) (「精神保健福祉手帳所持者で1級の者」及び「精神保健福祉手帳所持者で2級の者」を追加拡大し項番を変更) 1. 身体障害者手帳所持者で1・2級の者 2. 知的障害重度のもの 3. 精神保健福祉手帳所持者で1級の者 4. 次の(1)から(3)までのうち2以上該当する者 (1)身体障害手帳所持者で3級の者 (2)知的障害中度の者 (3)精神保健福祉手帳所持者で2級の者 5. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり	1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年4月診療分
滋賀県	東近江市(*)	障害者(児)	47	*令和3年4月診療分から受託している心身障害者(児)医療について、制度名を変更(制度名:「心身障害者(児)」→「障害者(児)」に変更) 1. 身体障害者手帳所持者で3・4級の者 2. 知的障害中軽度の者 *所得制限あり	助成対象外	レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年4月診療分

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
 ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。
 ※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	草津市	子ども医療(高校生世代)	40	令和5年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を変更し、高校生世代に係る実施機関番号を新たに設定 高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日の間にある者) 法別40、実施機関番号400番台	なし	レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年4月診療分
滋賀県	草津市(※)	子ども医療	40	*令和5年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を変更(「小中学生および高校生等」→「小中学生」に変更) ・6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日の間にある者 法別40、実施機関番号900番台	なし	レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年4月診療分
滋賀県	草津市(※)	障害者(児)	41	*令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更し、対象者を拡大(制度名:「重度心身障害者(児)」→「障害者(児)」に変更) (「精神障害者保健福祉手帳所持者で1級の者」及び「精神障害者保健福祉手帳所持者で2級の者」を追加拡大し項番を変更) 1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級の者 (2)身体障害3級かつ知的障害中度の者 2. 知的障害重度の者 3. 精神障害者保健福祉手帳所持者 (1)精神障害の程度が1級に該当する者 (2)精神障害の程度が2級に該当する者かつ身体障害3級の者 (3)精神障害の程度が2級に該当する者かつ知的障害中度の者 4. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級の者 *所得制限あり 法別番号41、実施機関番号0番台	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年4月診療分
滋賀県	草津市(※)	障害者(児)	41	*令和5年10月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更し、対象者を拡大(制度名:「重度心身障害者(児)」→「障害者(児)」に変更) (「精神障害者保健福祉手帳所持者で1級の者」及び「精神障害者保健福祉手帳所持者で2級の者」を追加拡大し項番を変更) 1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級の者 (2)身体障害3級かつ知的障害中度の者 2. 知的障害重度の者 3. 精神障害者保健福祉手帳所持者 (1)精神障害の程度が1級に該当する者 (2)精神障害の程度が2級に該当する者かつ身体障害3級の者 (3)精神障害の程度が2級に該当する者かつ知的障害中度の者 4. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級の者 5. 市町村民税課税対象世帯に属する者で小中学生及び高校生等でない者 *所得制限あり 法別番号41、実施機関番号100番台	1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算)	レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年4月診療分

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。
※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	草津市（＊）	障害者（児）	41	*令和5年10月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者（児）医療について、制度名を変更し、対象者を拡大 （制度名：「重度心身障害者（児）」→「障害者（児）」に変更） （「精神障害者保健福祉手帳所持者で1級の者」及び「精神障害者保健福祉手帳所持者で2級の者」を追加拡大し項番を変更） 1. 身体障害者手帳所持者 （1）身体障害1・2級の者 （2）身体障害3級かつ知的障害中度の者 2. 知的障害重度の者 3. 精神障害者保健福祉手帳所持者 （1）精神障害の程度が1級に該当する者 （2）精神障害の程度が2級に該当する者かつ身体障害3級の者 （3）精神障害の程度が2級に該当する者かつ知的障害中度の者 4. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級の者 5. 市町村民税課税対象世帯に属する者で小中学生及び高校生等 *所得制限あり 法別番号41、実施機関番号300番台	なし	レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年4月診療分
滋賀県	草津市（＊）	障害者（児）	47	*令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者（児）医療について、制度名を変更し、対象者を拡大 （制度名：「重度心身障害者（児）」→「障害者（児）」に変更） （「精神障害者保健福祉手帳所持者で1級の者」及び「精神障害者保健福祉手帳所持者で2級の者」を追加拡大し項番を変更） 1. 身体障害者手帳所持者 （1）身体障害3級の者 2. 知的障害軽度から中度の者 3. 精神障害者保健福祉手帳所持者 （1）精神障害の程度が1級に該当する者 （2）精神障害の程度が2級に該当する者かつ身体障害3級の者 （3）精神障害の程度が2級に該当する者かつ知的障害中度の者 4. 市町村民税非課税対象世帯に属する者 *所得制限なし *法別番号41に該当する者を除く 法別番号47、実施機関番号0番台	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年4月診療分
滋賀県	草津市（＊）	障害者（児）	47	*令和5年10月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者（児）医療について、制度名を変更し、対象者を拡大 （制度名：「重度心身障害者（児）」→「障害者（児）」に変更） （「精神障害者保健福祉手帳所持者で1級の者」及び「精神障害者保健福祉手帳所持者で2級の者」を追加拡大し項番を変更） 1. 身体障害者手帳所持者 （1）身体障害1～3級の者 （2）身体障害3級かつ知的障害中度の者 2. 知的障害軽度から最重度の者 3. 精神障害者保健福祉手帳所持者 （1）精神障害の程度が1級に該当する者 （2）精神障害の程度が2級に該当する者かつ身体障害3級の者 （3）精神障害の程度が2級に該当する者かつ知的障害中度の者 4. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級の者 5. 市町村民税課税対象世帯に属する者で小中学生及び高校生等でない者 *所得制限なし *法別番号41に該当する者を除く 法別番号47、実施機関番号300番台	1日1,000円 月額14,000円（病院ごとに計算）	レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年4月診療分

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
※1 令和3年4月診療分提出月（令和3年5月受付分）から、月遅れ請求分（令和3年3月診療分以前）についても支払基金へ請求する。
※2 令和3年9月診療分提出月（令和3年10月受付分）から、月遅れ請求分（令和3年8月診療分以前）についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	草津市 (*)	障害者(児)	47	*令和5年10月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更し、対象者を拡大 (制度名:「重度心身障害者(児)」→「障害者(児)」に変更) (「精神障害者保健福祉手帳所持者で1級の者」及び「精神障害者保健福祉手帳所持者で2級の者」を追加拡大し項番を変更) 1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1～3級の者 (2)身体障害3級かつ知的障害中度の者 2. 知的障害軽度から最重度の者 3. 精神障害者保健福祉手帳所持者 (1)精神障害の程度が1級に該当する者 (2)精神障害の程度が2級に該当する者かつ身体障害3級の者 (3)精神障害の程度が2級に該当する者かつ知的障害中度の者 4. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級の者 5. 市町村民税課税対象世帯に属する者で小中学生及び高校生等 *所得制限なし *法別番号41に該当する者を除く 法別番号47、実施機関番号400番台	なし	レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
滋賀県	守山市	子ども医療(高校生世代)	40	15歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日の間にあるもの 法別40、実施機関番号100番台	1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算)	レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
滋賀県	守山市 (*)	重度障害者(児)	41	*令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更し、対象者を拡大 (制度名:「重度心身障害者(児)」→「重度障害者(児)」に変更) (「精神保健福祉手帳所持者で1級の者」及び「精神保健福祉手帳所持者で2級の者」を追加拡大し項番を変更) 1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級または知的障害中度または精神障害2級のいずれか2以上に該当するもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの 4. 精神障害1級のもの *所得制限あり	【低所得者*1の場合】 なし 【低所得者*1を除く】 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *1 本人住民税非課税かつ配偶者または扶養義務者が課税の場合、自己負担分を市が助成	【低所得者*1の場合】 なし 【低所得者*1を除く】 レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *1 本人住民税非課税かつ配偶者または扶養義務者が課税の場合、自己負担分を市が助成	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。
※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	守山市 (*)	重度障害者(児)	47	*令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更し、対象者を拡大(制度名:「重度心身障害者(児)」→「重度障害者(児)」に変更) (「精神保健福祉手帳所持者で1級の者」及び「精神保健福祉手帳所持者で2級の者」を追加拡大し項番を変更) 1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級または知的障害中度または精神障害2級のいずれか2以上に該当するもの (3)身体障害3級のもの 2. 知的障害重度または中度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1・2級のもの 4. 精神障害1級のもの *所得制限あり *本人・配偶者・扶養義務者の所得制限判定が県基準を超過しているが、本人の所得が市基準以内の場合の者	【本人住民税非課税の場合】 なし 【本人住民税課税の場合】 1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算)	【本人住民税非課税の場合】 なし 【本人住民税課税の場合】 レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
滋賀県	栗東市	子ども医療(高校生世代)	40	高校1年生から高校3年生まで(15歳到達後の最初4月1日から18歳到達後の最初の3月31日まで) *学校等への在学、就労、婚姻は問わない。 法別40、実施機関番号100番台	1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算)	レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
滋賀県	栗東市 (*)	子ども	40	*令和4年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(小学校1年生から小学校6年生→小学校1年生から中学校3年生に拡大) 小学校1年生から中学校3年生まで(6歳到達後の最初の4月1日から15歳到達後の最初の3月31日まで) 法別40 実施機関番号900番台	なし	レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
滋賀県	栗東市 (*)	重度障害者(児)	41	*令和4年10月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更し、対象者及び入院自己負担除外対象者を拡大(小学校1年生から小学校6年生→小学校1年生から中学校3年生に拡大) (制度名:「重度心身障害者(児)」→「重度障害者(児)」に変更) (「精神障害者保健福祉手帳所持者で1級のもの」及び「精神障害者保健福祉手帳所持者で2級」を追加拡大し項番を変更) 1. 身体障害者手帳所持者で1・2級のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 精神障害者保健福祉手帳1級のもの 4. 次の(1)から(3)までのうち2以上該当するもの (1)身体障害者手帳所持者で3級 (2)知的障害中度 (3)精神障害者保健福祉手帳所持者で2級 5. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり	1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))及び小学校1年生～中学校3年生を除く	レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。
※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	栗東市（＊）	母子家庭	43	*令和4年10月診療分から助成内容を変更した母子家庭医療について、入院自己負担除外対象者を拡大（小学1年生から小学校6年生→小学校1年生から中学校3年生に拡大） 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり	1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))及び小学校1年生～中学校3年生を除く	レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年4月診療分
滋賀県	栗東市（＊）	父子家庭	44	*令和4年10月診療分から助成内容を変更した父子家庭医療について、入院自己負担除外対象者を拡大（小学1年生から小学校6年生→小学校1年生から中学校3年生に拡大） 次のいずれかに該当する者が18歳未満の者を扶養している家庭 1. 配偶者と死別した者であって現に婚姻をしていないもの 2. 離婚した者であって、現に婚姻をしていないもの 3. 配偶者の生死が明らかでないもの 4. 配偶者から遺棄されているもの 5. 配偶者が海外にあるため、その扶養を受けることができないもの 6. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの 7. 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができないもの 8. 婚姻によらないで、母又は父となった者であって、現に婚姻をしていないもの *所得制限あり	1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))及び小学校1年生～中学校3年生を除く	レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年4月診療分
滋賀県	栗東市（＊）	障害者(児)	47	*令和4年10月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者(児)医療について制度名を変更し、入院自己負担除外対象者を拡大（小学校1年生から小学校6年生→小学校1年生から中学校3年生に拡大） *令和4年10月診療分から助成内容を変更した心身障害者(児)医療について、制度名を変更（制度名:「重度心身障害者(児)」→「障害者(児)」に変更） 1. 身体障害者手帳3級のもの 2. 知的障害者中度のもの *所得制限あり *居住要件あり	1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))及び小学校1年生～中学校3年生を除く	レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年4月診療分
滋賀県	野洲市	子ども医療(高校生世代)	40	15歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 法別40、実施機関番号100番台	1日1,000円 上限月14,000円	レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年4月診療分
滋賀県	野洲市（＊）	子ども医療	40	*令和3年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象者の文言を変更（制度名:「乳幼児」→「子ども医療」に変更） （「未就学児(6歳未満)」→「出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者」に変更） ・出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 法別40 実施機関番号500番台	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年4月診療分

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
滋賀県	野洲市 (＊)	重度障害者(児)	41	*令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更し、対象者を拡大(制度名:「重度心身障害者(児)」→「重度障害者(児)」に変更) (「精神障害者保健福祉手帳所持者で1級」及び「精神障害者保健福祉手帳所持者で2級」を追加拡大し項番を変更) 1. 身体障害者手帳所持者で1級、2級 2. 知的障害重度(A1、A2) 3. 精神障害者保健福祉手帳所持者で1級 4. 次の(1)から(3)までのうちいずれか2種所持 (1)身体障害手帳所持者で3級 (2)知的障害中度(B1) (3)精神障害者保健福祉手帳所持者で2級 5. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級 *所得制限あり	【県＋市制度】 1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) ただし、市が負担のため自己負担はなし 【県制度】 自己負担なし	【県＋市制度】 レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない ただし、市が負担のため自己負担はなし 【県制度】 自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
滋賀県	野洲市 (＊)	市・重度障害者(児)	47	*令和3年4月診療分から受託している市・重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更(制度名:「市・重度心身障害者(児)」→「市・重度障害者(児)」に変更) 1. 身体障害者手帳所持者であり、身体障害3級のもの 2. 県の所得制限額を超えるもの	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
滋賀県	湖南市	子ども医療(高校生世代)	40	15歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者 法別40、実施機関番号200番台	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
滋賀県	湖南市 (＊)	重度障害者(児)	41	*令和3年9月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更し、対象者を拡大(制度名:「重度心身障害者(児)」→「重度障害者(児)」に変更) (「精神障害者保健福祉手帳1級所持者」及び「精神障害者保健福祉手帳2級所持者」を追加拡大し項番を変更) 1. 身体障害者手帳所持者で1級または2級所持者 2. 療育手帳A1又はA2所持者 3. 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1所持者 4. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 5. 精神障害者保健福祉手帳2級かつ身体障害者手帳3級所持者 6. 精神障害者保健福祉手帳2級かつ療育手帳B1所持者 7. 特別児童扶養手当1級所持者 *所得制限あり	1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
滋賀県	湖南市 (＊)	重度障害者(児)	47	*令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更(制度名:「重度心身障害者(児)市単独事業」→「重度障害者(児)」に変更) ・身体障害者手帳3級又は療育手帳B所持者 *所得制限あり	1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。
※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	甲賀市	子ども医療(高校生世代)	40	15歳到達後、最初の4月1日から18歳到達後最初に迎える3月31日まで 法別40、実施機関番号200番台	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年4月診療分
滋賀県	甲賀市(※)	重度障害者(児)	41	*令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更し、対象者を拡大(制度名:「重度心身障害者(児)」→「重度障害者(児)」に変更) (「精神保健福祉手帳所持者で1級の者」及び「精神保健福祉手帳所持者で2級の者」を追加拡大し項番を変更) 1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級かつ知的障害中程度のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの 4. 精神障害者手帳所持者 (1)精神障害1級のもの (2)精神障害2級かつ知的障害中程度もしくは身体障害3級のもの *所得制限あり	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年4月診療分
滋賀県	甲賀市(※)	重度障害者(児)(県の事業の上乗せ分)	47	*令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更(制度名:「重度心身障害者(児)(県の事業の上乗せ分)」→「重度障害者(児)(県の事業の上乗せ分)」に変更) 滋賀県の基準の所得制限を拡大し助成 法別47 実施機関番号0番台	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年4月診療分
滋賀県	甲賀市(※)	重度障害者(児)	47	*令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更(制度名:「重度心身障害者(児)」→「重度障害者(児)」に変更) 身体障害者手帳所持者で身体障害者3級のみ所持するもの 法別47 実施機関番号300番台	1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算)	レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年4月診療分
滋賀県	高島市	子ども医療(高校生世代)	40	15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していないもの 法別40、実施機関番号200番台	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年4月診療分
滋賀県	高島市(※)	重度障害者(児)	41	*令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更し、対象者を拡大(制度名:「重度心身障害者(児)」→「重度障害者(児)」に変更) (「精神障害1級のもの」及び「精神障害2級のうち2種所持のもの」を追加拡大し項番を変更) 1. 身体障害1・2級のもの 2. 精神障害1級のもの 3. 身体障害3級、知的障害中度、精神障害2級のうち2種所持のもの 4. 知的障害重度のもの 5. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり	1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *小・中学生を除く	レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *小・中学生を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年4月診療分

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	米原市	子ども医療(高校生世代)	40	令和5年10月診療分から助成内容を変更した児童・生徒等医療について、対象年齢を変更し、高校生世代に係る実施機関番号を新たに設定 高校1年生から高校3年生世代(18歳年度末)まで(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者) 法別40、実施機関番号200番台	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年4月診療分
滋賀県	米原市(*)	小・中学生	40	*令和5年10月診療分から助成内容を変更した児童・生徒等医療について、制度名を変更し、対象年齢を変更(制度名:「児童・生徒等」→「小・中学生」に変更) (対象者:「小学校1年生から高校3年生世代(18歳年度末)」→小学校1年生から中学校3年生(15歳年度末)までに変更) 6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者) 法別40 実施機関番号900番台	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年4月診療分
滋賀県	米原市(*)	重度障害者(児)	41	*令和5年10月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更し、対象者を拡大 (制度名:「重度心身障害者(児)」→「重度障害者(児)」に変更) (「精神障害者」を追加拡大し項番を変更) 1. 障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級のもの (2)身体障害3級、知的障害中度または精神障害2級のうち2種該当のもの 2. 知的障害重度のもの 3. 特別児童扶養手当支給対象事で1級のもの 4. 精神障害1級のもの *所得制限あり 法別40 実施機関番号0番台、100番台	1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *6～18歳の対象者は自己負担なし	レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *6～18歳の対象者は自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年4月診療分
滋賀県	米原市(*)	重度障害者(児)3級拡大	47	*令和5年10月診療分から助成内容を変更した重度心身障害者(児)3級拡大医療について、制度名を変更(制度名:「重度心身障害者(児)3級拡大」→「重度障害者(児)3級拡大」に変更) ・身体障害者手帳所持者 身体障害3級のもの	1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *6～18歳の対象者は自己負担なし	レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く *6～18歳の対象者は自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年4月診療分
滋賀県	日野町	子ども医療(高校生世代)	40	高校生等(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者) 法別40、実施機関番号200番台	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年4月診療分

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。
※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	日野町（＊）	重度障害者（児）	41	*令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者（児）医療について、制度名を変更し、対象者を拡大（制度名：「重度心身障害者（児）」→「重度障害者（児）」に変更） （「精神障害者福祉手帳所持者で1級」及び「精神障害者福祉手帳所持者で2級」を追加拡大し項番を変更） 1. 身体障害者手帳1級または2級 2. 療育手帳A1またはA2 3. 精神障害者福祉手帳1級 4. 身体障害者手帳3級、療育手帳B1、精神障害者保健福祉手帳2級のうち2種類以上の該当者 5. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級	1日1,000円 月額14,000円（病院ごとに計算） *低所得者（市町村民税非課税者（本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者））を除く *小中学生はなし（自己負担金を町が負担）	レセプト1件あたり500円 *低所得者（市町村民税非課税者（本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者））を除く *小中学生はなし（自己負担金を町が負担）	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年4月診療分
滋賀県	日野町（＊）	障害者（児）（町）	47	*令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者（児）医療について、制度名を変更（制度名：「重度心身障害者（児）（県の事業の上乗せ分）」→「障害者（児）（町）」に変更） 1. 身体障害者手帳3級または4級 2. 療育手帳B1 3. 精神障害者福祉手帳2級 *所得制限あり 4. 身体障害者手帳5級または6級 5. 療育手帳B2 6. 精神障害者福祉手帳3級 *非課税世帯のみ	1日1,000円 月額14,000円（病院ごとに計算）	レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年4月診療分
滋賀県	竜王町	子ども医療（高校生世代）	40	高校1年生世代から高校3年生世代（18歳年度末） 法別40、実施機関番号200番台	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年4月診療分
滋賀県	竜王町（＊）	重度障害者（児）	41	*令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者（児）医療について、制度名を変更（制度名：「重度心身障害者（児）」→「重度障害者（児）」に変更） 1. 身体障害者手帳所持者 （1）身体障害1・2級のもの （2）身体障害3級かつ知的障害中度（B1）のもの 2. 知的障害重度のもの（A1・A2） 3. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり	1日1,000円 月額14,000円（病院ごとに計算） *低所得者（市町村民税非課税者（本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者））を除く *子ども医療該当者は自己負担なし	レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者（市町村民税非課税者（本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者））を除く *子ども医療該当者は自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年4月診療分
滋賀県	竜王町（＊）	障害者（児）	47	*令和3年4月診療分から受託している心身障害者（児）医療について、制度名を変更（制度名：「心身障害者（児）」→「障害者（児）」に変更） 1. 身体障害者手帳4・5・6級所持者 2. 知的障害中度、軽度のもの（B1・B2） 3. 精神障害の程度が1・2・3級に該当する者 *所得制限あり	1日1,000円 月額14,000円（病院ごとに計算） *低所得者（市町村民税非課税者（本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者））を除く	レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者（市町村民税非課税者（本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者））を除く *対象者3に該当する者のうち、法別番号70の条件に該当するレセプト及び調剤レセプトについては助成を行わない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年4月診療分

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
※1 令和3年4月診療分提出月（令和3年5月受付分）から、月遅れ請求分（令和3年3月診療分以前）についても支払基金へ請求する。
※2 令和3年9月診療分提出月（令和3年10月受付分）から、月遅れ請求分（令和3年8月診療分以前）についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
滋賀県	愛荘町	子ども医療(高校生世代)	40	高校生世代(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 法別40、実施機関番号200番台	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
滋賀県	愛荘町 (*)	重度障害者(児)	41	*令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更し、対象者を拡大(制度名:「重度心身障害者(児)」→「重度障害者(児)」に変更) (「精神保健福祉手帳所持者で1級の者」及び「精神保健福祉手帳所持者で2級の者」を追加拡大し項番を変更) 1. 身体障害者手帳所持者で1・2級の者 2. 知的障害重度の者 3. 精神保健福祉手帳所持者で1級の者 4. 次の(1)から(3)までのうち2以上該当する者 (1)身体障害手帳所持者で3級の者 (2)知的障害中度の者 (3)精神保健福祉手帳所持者で2級の者 5. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり	1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
滋賀県	愛荘町 (*)	重度障害者(3級)	47	*令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更(制度名:「重度心身障害者(児)」→「重度障害者(3級)」に変更) ・身体障害者手帳所持者 身体障害3級	1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
滋賀県	豊郷町	子ども医療(高校生世代)	40	令和3年4月診療分から受託している子育て支援応援医療(町単)について、対象年齢を変更し、高校生世代に係る実施機関番号を新たに設定 15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者 法別40、実施機関番号200番台	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
滋賀県	豊郷町 (*)	子ども(乳幼児)	40	*令和3年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象者の文言を変更(制度名:「乳幼児」→「子ども(乳幼児)」に変更) (「未就学児(6歳未満)」→「出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者」) 出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者 法別40 実施機関番号500番台	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
 ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。
 ※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
滋賀県	豊郷町 (＊)	子ども(小中学生) (町単)	40	*令和3年4月診療分から受託している子育て応援医療(町単)医療について、制度名を変更し、対象年齢を変更 (制度名:「子育て応援医療(町単)」→「子ども(小中学生)(町単)」に変更) (「小学生～高校生世代」→「6歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者」) 6歳に達した日の翌日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者 法別40 実施機関番号900番台	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
滋賀県	豊郷町 (＊)	重度障害者(児)	41	*令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更し、対象者を拡大 (制度名:「重度心身障害者(児)」→「重度障害者(児)」に変更) (「精神障害者保健福祉手帳所持者で1級の者」及び「精神障害者保健福祉手帳所持者で2級の者」を追加拡大し項番を変更) 1. 身体障害で1級・2級のもの 2. 知的障害最重度、重度のもの 3. 精神障害1級のもの 4. 下記の(1)～(3)のうち2以上該当するもの (1)身体障害3級 (2)知的障害中度 (3)精神障害2級 5. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級のもの *所得制限あり	1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
滋賀県	豊郷町 (＊)	重度障害者(児) (町単)	47	*令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)(町単)医療について、制度名を変更し、対象者を拡大 (制度名:「重度心身障害者(児)(町単)」→「重度障害者(児)(町単)」に変更) (「精神障害者保健福祉手帳所持者で2級の者」を追加拡大し項番を変更) 1. 身体障害者手帳3級のもの 2. 知的障害B1、B2のもの 3. 精神障害2級のもの *所得制限あり	1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
滋賀県	甲良町	子ども医療(高校生世代)	40	令和4年10月診療分から助成内容を変更した小中学生・高校生世代医療について、対象年齢を変更し、高校生世代に係る実施機関番号を新たに設定 高校1年生から高校3年生世代(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 法別40、実施機関番号200番台	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
滋賀県	甲良町 (＊)	小中学生	40	*令和4年10月診療分から助成内容を変更した小中学生・高校生世代医療について、制度名を変更し、対象者を変更 (制度名:「小中学生・高校生世代」→「小中学生」に変更) (「小学1年生から高校生世代を対象」→「小学1年生から中学校3年生」に変更) 小学校1年生から中学校3年生	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。
※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
滋賀県	甲良町 (*)	重度障害者(児)	41	*令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更し、対象者を拡大(制度名:「重度心身障害者(児)」→「重度障害者(児)」に変更) (「精神障害者保健福祉手帳所持者で1級の者」及び「精神障害者保健福祉手帳所持者で2級の者」を追加拡大し項番を変更) 1. 身体障害者手帳所持者で1・2級の者 2. 知的障害重度のもの 3. 精神障害者保健福祉手帳所持者で1級の者 4. 次の(1)から(3)までのうち2以上該当する者 (1)身体障害手帳所持者で3級の者 (2)知的障害中度の者 (3)精神障害者保健福祉手帳所持者で2級の者 5. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級の者 *所得制限あり	1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びならびに配偶者及びおよびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
滋賀県	甲良町 (*)	重度障害者(児)	47	*令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更(制度名:「重度心身障害者(児)」→「重度障害者(児)」に変更) (「精神障害者保健福祉手帳所持者で2級の者」を追加拡大し項番を変更) 1. 身体障害者手帳所持者で身体障害3級の者 2. 知的障害中程度の者 3. 精神障害者保健福祉手帳所持者で2級の者	1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びならびに配偶者及びおよびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
滋賀県	多賀町	子ども医療(高校生世代)	40	高校生世代(15歳に達する日の翌日以降の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 法別40、実施機関番号200番台	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
滋賀県	多賀町 (*)	子ども	40	*令和3年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更(制度名:「乳幼児」→「子ども」に変更) 未就学児(6歳未満)	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
滋賀県	多賀町 (*)	重度障害者(児)	41	*令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更し、対象者を拡大(制度名:「重度心身障害者(児)」→「重度障害者(児)」に変更) (「精神保健福祉手帳所持者で1級の者」及び「精神保健福祉手帳所持者で2級の者」を追加拡大し項番を変更) 1. 身体障害者手帳所持者で1・2級の者 2. 知的障害重度のもの 3. 精神保健福祉手帳所持者で1級の者 4. 次の(1)から(3)までのうち2以上該当する者 (1)身体障害手帳所持者で3級以上の者 (2)知的障害中度の者 (3)精神保健福祉手帳所持者で2級の者 5. 特別児童扶養手当支給対象児童で1級の者 *所得制限あり	1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びならびに配偶者及びおよびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分
滋賀県	多賀町 (*)	重度障害者(3級)	47	*令和3年4月診療分から受託している重度心身障害者(3級)医療について、制度名を変更(制度名:「重度心身障害者(3級)」→「重度障害者(3級)」に変更) ・身体障害者手帳所持者 身体障害3級	1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり500円 *調剤レセプトには適用しない *低所得者(市町村民税非課税者(本人並びならびに配偶者及びおよびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等	令和6年 4月診療分

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。
※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
滋賀県	栗東市(※)	障害者(児)	47	＊令和6年4月診療分から助成内容を変更した障害者(児)医療について、居住要件を変更(居住要件あり⇒なし) 1. 身体障害者手帳3級の者 2. 知的障害者中度の者 ＊所得制限あり	1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) ＊低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))及び小学校1年生～中学校3年生を除く	レセプト1件あたり500円 ＊調剤レセプトには適用しない ＊低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 ※3	令和6年8月診療分
滋賀県	竜王町(※)	重度障害者(児)	41	＊令和6年4月診療分から助成内容を変更した重度障害者(児)医療について、対象者を変更(「身体障害3級かつ知的障害中度(B1)の者及び精神障害の程度が2級の者」及び「精神障害の程度が1級の者」を追加拡大し、項番を変更) 1. 身体障害者手帳所持者 (1)身体障害1・2級の者 (2)身体障害3級かつ知的障害中度(B1)の者及び精神障害の程度が2級の者 (3)精神障害の程度が1級の者 (4)知的障害重度の者(A1・A2) (5)特別児童扶養手当支給対象児童で1級の者 ＊所得制限あり	1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) ＊低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く ＊子ども医療該当者は自己負担なし	レセプト1件あたり500円 ＊調剤レセプトには適用しない ＊低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く ＊子ども医療該当者は自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 ※3	令和6年8月診療分
滋賀県	竜王町(※)	障害者(児)	47	＊令和6年4月診療分から助成内容を変更した障害者(児)医療について、対象者を変更(身体障害者手帳4・5・6級→3・4・5・6級)(精神障害の程度が1・2・3級→2・3級) 1. 身体障害者手帳3・4・5・6級所持者 2. 知的障害中度、軽度の者(B1・B2) 3. 精神障害の程度が2・3級に該当する者 ＊所得制限あり	1日1,000円 月額14,000円(病院ごとに計算) ＊低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く	レセプト1件あたり500円 ＊調剤レセプトには適用しない ＊低所得者(市町村民税非課税者(本人並びに配偶者及びその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く ＊対象者3に該当する者のうち、法別番号70の条件に該当するレセプト及び調剤レセプトについては助成を行わない	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 ※3	令和6年8月診療分
滋賀県	彦根市(※)	重度障害者(児)	41	＊令和3年4月診療分から受託した重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更し、対象者を拡大(重度心身障害者(児)→重度障害者(児)) 1. 身体障害者福祉法に定める障害の程度が1級、2級又は3級に該当するもの 2. 児童福祉法又は知的障害者福祉法第12上に規定する知的障害者厚生相談所において、知的障害の程度が重度と判断されたもの 3. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第2条第1項に規定する特別児童扶養手当の支給対象児童で、障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3に定める1級に該当するもの 4. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級の1級に該当するもの 5. 児童相談所又は厚生相談所において、知的障害の程度が低度と判断された者で、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、障害の程度が障害等級の2級に該当するもの ＊所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) ＊低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く ＊18歳到達後最初の3月31日までの助成対象者はなし	レセプト1件あたり 500円 ＊調剤レセプトには適用しない ＊低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く ＊18歳到達後最初の3月31日までの助成対象者はなし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 ※3	令和6年8月診療分
滋賀県	彦根市(※)	重度障害者(児)	47	＊令和3年4月診療分から受託した重度心身障害者(児)医療について、制度名を変更し、対象者を拡大(重度心身障害者(児)→重度障害者(児)) 1. 身体障害者福祉法に定める障害の程度が1級、2級又は3級に該当するもの 2. 児童福祉法又は知的障害者福祉法第12上に規定する知的障害者厚生相談所において、知的障害の程度が重度と判断されたもの 3. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第2条第1項に規定する特別児童扶養手当の支給対象児童で、障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3に定める1級に該当するもの 4. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級の1級に該当するもの 5. 児童相談所又は厚生相談所において、知的障害の程度が低度と判断された者で、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもののうち、障害の程度が障害等級の2級に該当するもの ＊県制度では所得超過だが、市制度では所得限度額未満のもの ＊所得制限あり	1日 1,000円 月額 14,000円(病院ごとに計算) ＊低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く ＊18歳到達後最初の3月31日までの助成対象者はなし	レセプト1件あたり 500円 ＊調剤レセプトには適用しない ＊低所得者(市町村民税非課税者(本人ならびに配偶者およびその他の扶養義務者で主として生計を維持する者))を除く ＊18歳到達後最初の3月31日までの助成対象者はなし	対象外	県内の保険医療機関等及び岐阜県内の対象保険医療機関等 ※3	令和6年8月診療分
※3 令和3年4月診療分から受託している全ての医療費助成事業について、対象医療機関等の拡大(岐阜県の一部の医療機関等が追加)(医科 5医→6医、薬局 2薬局→3薬局、訪問看護 1ステーション(変更なし)) 岐阜県内の指定医療機関等において診療を受けた際の自己負担分について現物給付									

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。
 ※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。
 ※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
滋賀県	野洲市	市・母子家庭等	49	母子家庭で、県・母子家庭(課)の所得制限を超過した世帯に属する母と18歳未満の子 → 令和6年8月1日 廃止 令和3年4月診療分から受託している市・母子家庭等医療について、県の規定にあわせた所得制限限度額を設けるよう変更したことから、市独自の基準で助成していた実施機関番号「49250095」の取扱いは令和6年7月31日まで					令和6年7月診療分までの取扱い

※ 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

※1 令和3年4月診療分提出月(令和3年5月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年3月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

※2 令和3年9月診療分提出月(令和3年10月受付分)から、月遅れ請求分(令和3年8月診療分以前)についても支払基金へ請求する。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
京都府	府内各市町村	小児慢性特定疾患治療	52	*国が行う小児慢性特定疾患治療研究事業の制度を拡大(対象範囲・年齢の拡大) 18歳未満の者 引き続き治療が必要であると認められる場合には疾患により、20歳又は30歳まで延長可能(知事が必要と認めた場合、更に延長される)	所得に応じて負担上限を設定 ただし、重症認定者等は自己負担なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	平成13年4月診療分
京都府	京都市	小児慢性特定疾患治療	52	*国が行う小児慢性特定疾患治療研究事業の制度を拡大(対象範囲・年齢の拡大) 18歳未満の者 引き続き治療が必要であると認められる場合には疾患により、20歳又は30歳まで延長可能	所得に応じて負担上限を設定 ただし、重症認定者等は自己負担なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	平成12年4月診療分
京都府	府内各市町村	障害者自立支援医療	15	身体障害者福祉法第4条に規定する身体上の障害を有すると認められる者であつて、保険診療の対象となる医療のうち、国制度の更生医療の対象とならない以下の対象者及び対象医療に限定 なお、生活保護受給者は対象外とする 1. 呼吸器の機能障害で身体障害者手帳3級所持者 在宅酸素療法等に係る医療 2. ぼうこう又は直腸の機能障害で身体障害者手帳3級所持者 ぼうこう又は直腸の機能障害となった原因疾患及びストマ(人工肛門、人工ぼうこう)周辺の感染防止等の治療 *公費負担者番号及び受給者番号の取扱い 国制度の更生医療と同じ番号を使用し、受給者番号において、次のとおり地方単独事業を区別する ① 呼吸器の機能障害・・・・・・受給者番号の上2桁を「91」で設定 ② ぼうこう又は直腸の機能障害・・・受給者番号の上2桁を「92」で設定	原則、医療費の1割負担 ただし、所得に応じた負担上限を設定 ○住民税非課税 ・1,250円 ※京都市については、負担上限額は「0円」となること。 (障害基礎年金1級2級相当) ・2,500円 (上記以外) ○住民税課税 ・2,500円 (所得割3万3千円未満) ・5,000円 (所得割3万3千円以上23万5千円未満) ・20,000円 (所得割23万5千円以上)		対象外	府内の医療機関等	平成20年1月診療分
京都府	府内各市町村(*)	老人医療	41	*昭和58年2月診療分から受託している老人医療助成制度について、対象範囲を拡大 (訪問看護療養費は対象外→訪問看護療養費も対象とする) 1 医療保険に加入している65歳から69歳で、次の (1)、(2)のいずれかに該当する世帯の者が対象となる。 (1)所得税非課税世帯 (2)本人、配偶者及び扶養義務者の所得が制限額内で①～④のいずれかに該当する者 ①国民年金法別表に該当する障害者 ②寝たきり ③一人暮らし ④60歳以上、18歳未満又は一定の障害のある親族だけで生活している者のみの世帯(老人世帯) ただし、次の者は除外される。 (1)他の公費負担制度で給付の対象となる者 (2)一定の障害を有し、後期高齢者医療の障害認定を受けた者 (3)生活保護受給者 (4)いずれの保険にも加入していない者	・医療機関の窓口で、医療費の1割(現役並み所得者は3割)を徴収する。 ただし、それぞれの医療機関において、個人ごとに自己負担限度額までが窓口での支払いの上限となる。 【自己負担限度額】 現役並み所得者・・・80,100円+(医療費-267,000円)×1% (多数該当の限度額44,400円) 一般・・・44,400円 低所得者Ⅱ・・・24,600円 低所得者Ⅰ・・・15,000円	・一部負担金は後期高齢者医療に準じる。 ・医療機関の窓口で、医療費の1割(現役並み所得者は3割)を徴収する。 ただし、それぞれの医療機関において、個人ごとに自己負担限度額までが窓口での支払いの上限となる。 【自己負担限度額】 現役並み所得者・・・44,400円 一般・・・12,000円 低所得者Ⅱ・Ⅰ・・・8,000円	対象外	府内の医療機関等	平成24年9月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
京都府	府内各市町村（＊）	老人医療	41	*平成24年9月診療分から助成内容を変更した老人医療について、対象年齢を拡大（65歳から69歳まで→平成26年度に新たに70歳となる者（生年月日が昭和19年4月2日から昭和20年3月1日までの者）までに拡大） 医療保険に加入している65歳から69歳及び平成26年度に新たに70歳となる者（生年月日が昭和19年4月2日から昭和20年3月1日までの者）であって、次の（1）、（2）のいずれかに該当する世帯の者が対象となる。ただし、平成26年度に新たに70歳となる者（生年月日が昭和19年4月2日から昭和20年3月1日までの者）については、平成26年5月診療分から平成27年3月診療分に限り、同制度を適用する。 （1）所得税非課税世帯 （2）本人、配偶者及び扶養義務者の所得が制限額内で①～④のいずれかに該当する者 ①国民年金法別表に該当する障害者 ②寝たきり ③一人暮らし ④60歳以上、18歳未満又は一定の障害のある親族だけで生活している者のみの世帯 ただし、次の者は除外される。 （1）他の公費負担制度で給付の対象となる者 （2）一定の障害を有し、後期高齢者医療の障害認定を受けた者 （3）生活保護受給者 （4）いずれの保険にも加入していない者	・医療機関の窓口で、医療費の1割（現役並み所得者は3割）を徴収する。ただし、それぞれの医療機関において、個人ごとに自己負担限度額までが窓口での支払いの上限となる。 【自己負担限度額】 現役並み所得者・・・80,100円＋（医療費－267,000円）×1％ （多数該当の限度額44,400円） 一般・・・44,400円 低所得者Ⅱ・・・24,600円 低所得者Ⅰ・・・15,000円	・一部負担金は後期高齢者医療に準じる。 ・医療機関の窓口で、医療費の1割（現役並み所得者は3割）を徴収する。ただし、それぞれの医療機関において、個人ごとに自己負担限度額までが窓口での支払いの上限となる。 【自己負担限度額】 現役並み所得者・・・44,400円 一般・・・12,000円 低所得者Ⅱ・Ⅰ・・・8,000円	対象外	府内の医療機関等	平成26年5月診療分
京都府	京都府	小児慢性	52	児童福祉法の一部を改正する法律の制定に伴い、小児慢性（国が行う小児慢性特定疾患治療研究事業の制度拡大分）については、平成26年12月診療分までの取扱い。					平成26年12月診療分までの取扱い
京都府	京都市	小児慢性	52						
京都府	府内各市町村（＊）	老人医療	41	*平成26年5月診療分から助成内容を変更した老人医療について、対象者及び自己負担割合を変更（医療保険に加入している65歳から69歳の（1）所得税非課税世帯、（2）本人、配偶者及び扶養義務者の所得が制限額内で①国民年金法別表に該当する障害者、②寝たきり、③一人暮らし、④60歳以上、18歳未満又は一定の障害のある親族だけで生活している者のみの世帯のいずれかに該当する者→医療保険に加入している65歳～69歳で、世帯全員が所得税非課税世帯の者に変更） （医療費の1割（現役並み所得者は3割）→医療費の2割又3割に変更）	2割又は3割 ただし、それぞれの医療機関において、個人ごとに自己負担限度額までが窓口での支払いの上限となる。 【自己負担限度額】 現役並み所得者・・・80,100円＋（医療費－267,000円）×1％ （多数該当の限度額44,400円） 一般・・・44,400円 低所得者Ⅱ・・・24,600円 低所得者Ⅰ・・・15,000円	2割又は3割 ただし、それぞれの医療機関において、個人ごとに自己負担限度額までが窓口での支払いの上限となる。 【自己負担限度額】 現役並み所得者・・・44,400円 一般・・・12,000円 低所得者Ⅱ・Ⅰ・・・8,000円	対象外	府内の医療機関等	平成27年4月診療分
京都府	府内各市町村（＊）	老人医療		医療保険に加入している65歳～69歳で、世帯全員が所得税非課税世帯の者 ただし、①後期高齢者医療制度の被保険者、②生活保護法の受給者は除外					
京都府	京都市	京都市学童う歯対策	64	小学校等に通学する京都市内に住所がある児童（新1年生は入学月の4月1日以降、6年生は卒業月の3月31日までの治療が対象） *入院治療は対象外 *給付対象範囲あり		なし		府内の医療機関等	令和2年4月診療分
京都府	京都市（＊）	京都市学童う歯対策	64	*令和2年4月診療分から受託している京都市学童う歯対策について、対象医療機関等を変更（医療機関及び調剤薬局→医療機関） 小学校等に通学する京都市内に住所がある児童（新1年生は入学月の4月1日以降、6年生は卒業月の3月31日までの治療が対象） *入院治療は対象外 *調剤薬局は対象外 *給付対象範囲あり		なし		府内の医療機関	令和5年9月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	府内各市町村	小児慢性特定疾患治療	52	*国が行う小児慢性特定疾患治療研究事業の制度を拡大(対象範囲・年齢の拡大) 18歳未満の者(治療が必要な場合は20歳到達まで延長)	所得に応じて負担上限を設定 ただし、重症認定患者等は自己負担なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	平成12年 8月診療分
大阪府	府内各市町村	身体及び知的障がい者医療	80	1. 1、2級身体障がい者手帳所持者 2. 重度知的障がい者 3. 中度知的障がい者で身体障がい者手帳所持者 *所得制限あり	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		○食事標準負担額を助成する6市(大阪市、吹田市、高槻市、八尾市、箕面市、大阪狭山市)それ以外は対象外	府内の医療機関等	平成20年 4月診療分
大阪府	府内各市町村	ひとり親家庭医療	82	18歳(年度末日)までの子とその子を監視するひとり親家庭の親または養育者 *所得制限あり	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		○食事標準負担額を助成する6市(大阪市、吹田市、高槻市、八尾市、箕面市、大阪狭山市)それ以外は対象外	府内の医療機関等	平成20年 4月診療分
大阪府	府内各市町村	乳幼児医療	86	入 院:就学前まで 入院外:3歳未満 *所得制限あり *市町村によって年齢拡大あり、所得制限なし	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成20年 4月診療分
大阪府	府内各市町村	老人医療	87	*65歳以上 *大阪府の身体及び知的障がい者医療(法別『80』)の資格要件に該当する者 *大阪府のひとり親家庭医療(法別『82』)の資格要件に該当する者	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の医療機関等	平成20年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	府内各市町村	老人医療	88	・65歳以上 ・特定疾患治療研究事業実施要綱(昭和48年厚生省衛発第242号)に規定する疾患(法別『51』)を有する者 *所得制限あり	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の医療機関等	平成20年4月診療分
大阪府	府内各市町村	老人医療	89	・65歳以上 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づく結核に係る医療(法別『10』)を受けている者 *所得制限あり	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の医療機関等	平成20年4月診療分
大阪府	府内各市町村	老人医療	90	・65歳以上 ・障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第1条第3号に基づく精神通院医療(法別『21』)を受けている者 *所得制限あり	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の医療機関等	平成20年4月診療分
大阪府	吹田市	ひとり親家庭医療(府の事業の上乗せ分)	83	大阪府の基準の所得制限を拡大し助成		・自己負担は府の基準(法別『82』)と同様。	食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成20年4月診療分
大阪府	交野市	ひとり親家庭医療(府の事業の上乗せ分)	83	大阪府の基準の対象年齢を拡大し助成		・自己負担は府の基準(法別『82』)と同様。	対象外	府内の医療機関等	平成20年4月診療分
大阪府	茨木市(*)	乳幼児(府の事業の上乗せ)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢の拡大(小学校1年生まで→小学校2年生までに拡大) 0歳～小学校2年生年度末(8歳到達後の最初の3月31日)まで		○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額 *薬局での自己負担なし ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還	食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成21年11月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	箕面市 (*)	身体及び知的障がい者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、食事療養費の負担額変更(食事標準負担額を助成→助成対象外) 1. 1、2級身体障がい者手帳所持者 2. 重度知的障がい者 3. 中度知的障がい者で身体障がい者手帳所持者 *所得制限あり	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額 *薬局での自己負担なし ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還		対象外	府内の医療機関等	平成21年11月診療分
大阪府	箕面市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、食事療養費の負担額変更(食事標準負担額を助成→助成対象外) 18歳(年度末日)までの子とその子を監視するひとり親家庭の親または養育者 *所得制限あり	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額 *薬局での自己負担なし ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還		対象外	府内の医療機関等	平成21年11月診療分
大阪府	能勢町 (*)	乳幼児(府の事業の上乗せ)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大(就学前まで→小学校3年生までに拡大) 0歳～小学校3年生まで(9歳到達後の最初の3月末日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成22年4月診療分
大阪府	堺市 (*)	乳幼児(府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大(就学前まで→中学校3年生までに拡大) 0歳～中学校3年生まで(15歳到達後の最初の3月末日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成22年7月診療分
大阪府	阪南市 (*)	乳幼児(府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、入院の所得制限の撤廃(所得制限あり→所得制限なし) *平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、入院外の対象年齢の拡大(3歳未満→小学校就学前まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成23年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	岬町 (*)	乳幼児 (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、入院外の対象年齢の拡大(3歳未満→小学校就学前まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成23年4月診療分
大阪府	河南町 (*)	乳幼児 (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、入院の対象年齢の拡大(中学校就学前まで→中学校3年生まで(15歳に達した日以降最初の3月31日まで)) *平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、入院外の対象年齢の拡大(小学校就学前まで→小学校6年生まで(12歳に達した日以降最初の3月31日まで))	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成23年4月診療分
大阪府	千早赤阪村 (*)	乳幼児 (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢の拡大(小学校就学前→小学校6年生まで(12歳に達した日以降最初の3月31日まで))	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成23年4月診療分
大阪府	東大阪市 (*)	乳幼児・こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、入院の対象年齢を拡大(小学校就学前まで→15歳到達後の最初の3月末日(中学校卒業)まで) 入 院: 15歳到達後の最初の3月末日(中学校卒業)まで 入院外: 0歳から6歳到達後の最初の3月末日(小学校就学前)まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成23年7月診療分
大阪府	富田林市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大) 0歳～12歳到達後最初の3月31日まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成23年9月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	寝屋川市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→小学校6年生までに拡大) 12歳に達した日以降最初の3月末日まで	〇1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 〇1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成23年9月診療分
大阪府	能勢町 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 15歳に達した日以降最初の3月末日まで	〇1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 〇1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成23年10月診療分
大阪府	茨木市 (*)	乳幼児	86	*平成21年11月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (小学校2年生まで→小学校3年生までに拡大) 9歳到達後の最初の3月31日まで	〇1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 〇1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成23年11月診療分
大阪府	泉佐野市 (*)	乳幼児 (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大 (4歳まで→6歳までに拡大) ・6歳に達した日以後の最初の3月31日(小学校就学前)までの間にある者	〇1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 〇1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成24年1月診療分
大阪府	枚方市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、入院の対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→小学校卒業年度末までに拡大) 入 院:0歳から小学校卒業年度末まで 入院外:0歳から小学校就学前まで	〇1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 〇1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成24年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	大東市 大阪狭山市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(小学校就学前まで→小学校3年生修了前までに拡大) 入院・入院外ともに小学校3年生修了前まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成24年4月診療分
大阪府	高石市 (*)	乳幼児等 (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(入院:4歳未満まで→就学前までに拡大、入院外:4歳未満まで→就学前までに拡大) 入 院:小学校就学前まで 入院外:小学校就学前まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成24年4月診療分
大阪府	交野市 (*)	乳幼児等 (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、入院の対象年齢を拡大(就学前まで→中学校就学前までに拡大) 入 院:満12歳になった日以後最初の3月31日まで 入院外:満6歳になった日以後最初の3月31日まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成24年4月診療分
大阪府	泉大津市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(5歳まで→7歳までに拡大) 7歳に達した日以後最初の3月31日まで(小学1年生修了まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成24年7月診療分
大阪府	高槻市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大、また所得制限の撤廃(6歳まで→12歳までに拡大) (所得制限あり→所得制限なし) 0歳から12歳到達後最初の3月31日まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成24年7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	和泉市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(6歳まで→7歳までに拡大) 0歳から小学1年生まで(7歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成24年7月診療分
大阪府	門真市 (*)	乳幼児等 (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(小学校就学前まで→小学校3年生までに拡大) 小学校3年生年度末まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成24年7月診療分
大阪府	岬町 (*)	乳幼児等 (府の事業の上乗せ分)	86	*平成23年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、制度名を変更し、入院の対象年齢を拡大(小学校就学前まで→小学校卒業までに拡大) 入院:満12歳に達した日以降における最初の3月末日を経過するまでの者 入院外:満6歳に達した日以降における最初の3月末日を経過するまでの者	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成24年7月診療分
大阪府	河内長野市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、入院外の対象年齢を拡大(小学校就学前まで→小学校3年生までに拡大) 0歳～小学校3年生(9歳到達後の最初の3月31日)まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成24年7月診療分
大阪府	八尾市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、入院の対象年齢を拡大(入院:就学前児童→中学校卒業年度末までに拡大) 入院:中学校卒業年度末まで 入院外:就学前児童	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成24年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	大阪市(*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、入院外の対象年齢を拡大(6歳まで→15歳(中学校修了)までに拡大) 入院・入院外ともに15歳(中学校修了)までの者 *0～2歳は所得制限なし、3歳以上は所得制限あり	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成24年11月診療分
大阪府	太子町(*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児等医療について、制度名を変更し、入院外の対象年齢を拡大(入院外：満6歳→満15歳(中学3年生修了)までに拡大) 入院・入院外ともに満15歳に達した日以降、最初の3月31日(中学3年生修了)までの者 *所得制限なし	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成24年11月診療分
大阪府	大阪市	小児ぜん息等	91	*市内に居住する15歳に達した日以後における、最初の3月31日を経過していない者であって、次の疾病に罹っている者で、他の公的医療給付の対象でない者 気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、慢性気管支炎、肺炎しゅ及びこれらの続発症	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成25年3月診療分
大阪府	大阪市	こども難病	92	*市内に居住し、当市の定める疾患に罹っている満18歳未満の者で、他の医療費助成制度の対象でない者 ただし、18歳以降も引き続き治療が必要と認められる場合は20歳到達まで延長可	○小児慢性特定疾患治療研究事業における自己負担限度額と同様。 ○薬局、訪問看護における自己負担なし。		食事標準負担額を助成	大阪市長が指定する医療機関等	平成25年3月診療分
大阪府	箕面市(*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(入院：中学校入学前まで→中学校卒業までに拡大) (入院外：小学校入学前まで→中学校卒業までに拡大) 入院・入院外ともに中学校卒業まで(15歳に達する日以降の最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額 *薬局での自己負担なし ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成25年4月診療分
大阪府	河南町(*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大(小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校卒業まで(15歳に達する日以降の最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額 *薬局での自己負担なし ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成25年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	千早赤阪村 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校卒業まで(15歳に達する日以降の最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額 *薬局での自己負担なし ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成25年4月診療分
大阪府	茨木市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成23年11月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大) 小学校6年生生年度末(12歳到達後の最初の3月31日)まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成25年7月診療分
大阪府	和泉市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成24年7月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大(小学校1年生学年末まで→小学校3年生学年末までに拡大) 0歳から小学校3年生学年末まで(9歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成25年7月診療分
大阪府	四條畷市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(小学校就学前まで→小学校3年生生年度末までに拡大) 小学校3年生生年度末まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成25年7月診療分
大阪府	岬町 (*)	乳幼児等 (府の事業の上乗せ分)	86	*平成24年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、入院の対象年齢を拡大(小学校卒業年度末まで→中学校卒業年度末までに拡大) 入院: 中学校卒業年度末まで(満15歳に達した日以降における最初の3月末日を経過するまでの者) 入院外: 小学校就学前まで(満6歳に達した日以降における最初の3月末日を経過するまでの者)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成25年7月診療分
大阪府	泉大津市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成24年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(7歳まで→8歳までに拡大) 入院・入院外ともに8歳に達した日以後最初の3月31日まで(小学2年生修了まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成25年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	門真市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成24年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について制度名を変更 小学校3年生年度末まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成25年10月診療分
大阪府	大東市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成24年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→中学校卒業までに拡大) ・入院・入院外ともに中学校卒業(15歳到達年度末)まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成26年3月診療分
大阪府	河内長野市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成24年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学3年生まで→小学6年生までに拡大) 入院・入院外ともに小学6年生(12歳到達後の最初の3月末日)まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成26年4月診療分
大阪府	大阪狭山市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成24年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校第3学年修了前まで→小学校第6学年修了前までに拡大) 入院・入院外ともに小学校第6学年修了前(12歳に達する日以後の最初の3月31日)まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成26年4月診療分
大阪府	松原市 (*)	乳幼児 (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、入院の対象年齢を拡大 (就学前まで→小学校6年生までに拡大) 入 院: 小学6年生まで(12歳到達後の最初の3月31日まで) 入院外: 6歳到達後の最初の3月31日まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成26年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	泉大津市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成25年10月診療分から助成内容を変更している子ども医療について、対象年齢を拡大 (8歳まで→9歳までに拡大) 9歳に達した日以後最初の3月31日まで(小学校3年生修了まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成26年7月診療分
大阪府	高槻市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成24年7月診療分から助成内容を変更している子ども医療について、対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 0歳から15歳到達後最初の3月31日まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成26年7月診療分
大阪府	羽曳野市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (就学前まで→小学校3年生年度末までに拡大) 入院・入院外ともに小学校3年生年度末まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成26年7月診療分
大阪府	高石市 (*)	乳幼児等 (府の事業の上乗せ分)	86	*平成24年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、対象年齢を拡大 (就学前まで→小学校3年生年度末までに拡大) 入院・入院外ともに小学校3年生年度末まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成26年7月診療分
大阪府	交野市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成24年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児等医療について、制度名を変更 入 院: 満12歳になった日以後最初の3月31日まで 入院外: 満6歳になった日以後最初の3月31日まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成26年7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	岬町 (*)	乳幼児等 (府の事業の上乗せ分)	86	*平成25年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、入院外の対象年齢を拡大 (6歳まで→小学校卒業年度末までに拡大) 入 院: 中学校卒業年度末まで 入院外: 小学校卒業年度末まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成26年7月診療分
大阪府	羽曳野市 (*)	老人	87	*平成20年4月診療分から受託している老人医療について、食事標準負担額の助成内容を変更 (助成対象外→食事標準負担額を助成に変更) ・65歳以上 ・大阪府の身体及び知的障がい者医療(法別『80』)の資格要件に該当する者 ・大阪府のひとり親家庭医療(法別『82』)の資格要件に該当する者	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成26年8月診療分
大阪府	摂津市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大し、制度名を変更 (小学校就学前まで→小学校6年生までに拡大) 小学校6年生(12歳に達する日以後最初の3月31日)まで (入院外の小学校1年生から小学校6年生は、所得制限あり)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成26年9月診療分
大阪府	富田林市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成23年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 15歳到達後最初の3月31日まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成26年10月診療分
大阪府	柏原市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大し、制度名を変更 (小学校就学前まで→小学校卒業年度末までに拡大) 小学校卒業年度末まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成26年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	藤井寺市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大し、制度名を変更 (小学校就学前まで→12歳までに拡大) 12歳到達後最初の3月31日まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成26年10月診療分
大阪府	枚方市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成24年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (就学前まで→小学校3年生までに拡大) 入院:0歳から小学校6年生年度末まで 入院外:0歳から小学校3年生年度末まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成26年10月診療分
大阪府	八尾市 (*)	ひとり親家庭	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、食事標準負担額の助成内容を変更 (食事標準負担額を助成→助成対象外に変更) 18歳(年度末日)までの子とその子を監視するひとり親家庭の親または養育者 *所得制限あり	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の医療機関等	平成26年11月診療分
大阪府	羽曳野市 (*)	障害者	80	*平成20年4月診療分から受託している障害者医療について、食事標準負担額の助成内容を変更 (助成対象外→食事標準負担額を助成に変更) 1. 1、2級身体障がい者手帳所持者 2. 重度知的障がい者 3. 中度知的障がい者身体障がい者手帳所持者 *所得制限あり	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成26年11月診療分
大阪府	羽曳野市 (*)	ひとり親家庭	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、食事標準負担額の助成内容を変更 (助成対象外→食事標準負担額を助成に変更) 18歳(年度末日)までの子とその子を監視するひとり親家庭の親または養育者 *所得制限あり	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成26年11月診療分
大阪府	松原市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成26年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、入院外の対象年齢を拡大 (6歳まで→12歳までに拡大) 出生の日から12歳に達する日以後における最初の3月末日までの間にある者	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成26年12月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	豊中市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、入院外の対象年齢を拡大 (就学前まで→小学校6年生までに拡大) 小学校6年生まで(12歳到達後最初の3月31日) 小学生入院の所得制限を廃止	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成26年12月診療分
大阪府	東大阪市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成23年7月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (就学前まで→15歳までに拡大) 15歳到達後の最初の3月末日(中学校卒業)まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成27年1月診療分
大阪府	大阪市	こども難病 (既認定者)	92	平成25年3月診療分から受託しているこども難病について、既認定者(92.27.400.0)は平成26年12月診療分までとし、平成27年1月制度改正により、経過措置分(92.27.401.8)及び原則適用分(92.27.402.6)については、助成内容及び実施機関番号の変更 ※市内に居住し、当市の定める疾患に罹っている満18歳未満の者で、他の医療費助成制度の対象でない者。ただし、18歳以降も引き続き治療が必要と認められる場合は満20歳到達まで延長可	○小児慢性特定疾患治療研究事業における自己限度負担額と同様。 ○薬局、訪問看護における自己負担なし		食事標準負担額を助成	大阪市長が指定する医療機関等	平成27年1月診療分
大阪府	大阪市	こども難病 (経過措置)	92	平成25年3月診療分から受託しているこども難病について、既認定者(92.27.400.0)は平成26年12月診療分までとし、平成27年1月制度改正により、経過措置分(92.27.401.8)及び原則適用分(92.27.402.6)については、助成内容及び実施機関番号の変更 ※市内に居住し、当市の定める疾患に罹っている満18歳未満の者で、他の医療費助成制度の対象でない者。ただし、18歳以降も引き続き治療が必要と認められる場合は満20歳到達まで延長可	○小児慢性特定疾病医療支援における自己限度負担額と同様。 ○薬局、訪問看護における自己負担あり		食事標準負担額を助成	大阪市長が指定する医療機関等	平成27年1月診療分
大阪府	大阪市	こども難病 (原則)	92	平成25年3月診療分から受託しているこども難病について、既認定者(92.27.400.0)は平成26年12月診療分までとし、平成27年1月制度改正により、経過措置分(92.27.401.8)及び原則適用分(92.27.402.6)については、助成内容及び実施機関番号の変更 ※市内に居住し、当市の定める疾患に罹っている満18歳未満の者で、他の医療費助成制度の対象でない者。ただし、18歳以降も引き続き治療が必要と認められる場合は満20歳到達まで延長可	○小児慢性特定疾病医療支援における自己限度負担額と同様。 ○薬局、訪問看護における自己負担あり		食事標準負担額の1/2を助成	大阪市長が指定する医療機関等	平成27年1月診療分
大阪府	府内各市町村 (*)	小児慢性特定疾患治療	52	*児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、小児慢性特定疾患治療(国が行う小児慢性特定疾患治療研究事業の制度拡大分)については、平成26年12月診療分までの取扱い。				平成26年12月診療分までの取扱い	
大阪府	泉大津市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成26年7月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校3年生修了まで→小学校6年生修了までに拡大) 小学校6年生修了まで(12歳に達した日以後の最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成27年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	貝塚市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→小学校6年生修了までに拡大) 小学校6年生修了まで(12歳に達した日以後の最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成27年4月診療分
大阪府	河内長野市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成26年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢の拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 中学校3年生まで(15歳に到達後の最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成27年4月診療分
大阪府	箕面市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、食事標準負担額の助成内容を変更 (食事標準負担額を助成→助成対象外に変更) 入院・入院外ともに中学校卒業まで(15歳に達する日以降の最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の医療機関等	平成27年4月診療分
大阪府	高石市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成26年7月診療分から助成内容を変更し乳幼児等医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大) 小学校6年生年度末まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成27年4月診療分
大阪府	高石市 (*)	障害者 (府の事業の上乗せ分)	80	*平成20年4月診療分から受託している障害者医療について、助成対象者を追加 (対象者に中度・軽度の知的障がい者(児)を追加) 1.1、2級の身体障がい者手帳所持者(児) 2.重度の知的障がい者(児) 3.中度の知的障がい者で身体障がい者手帳所持者(児) 4.中度・軽度の知的障がい者(児)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の医療機関等	平成27年4月診療分
大阪府	熊取町 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→中学校3年生までに拡大) 中学校3年生まで(15歳に達した日以降における最初の3月末日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成27年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	大阪狭山市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成26年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢の拡大 (小学校第6学年修了前まで→中学校第3学年修了前までに拡大) 中学校第3学年修了前まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	〇1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 〇1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成27年4月診療分
大阪府	泉佐野市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成24年1月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (就学前まで→小学校4年生までに拡大) 小学校4年生年度末まで	〇1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 〇1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成27年4月診療分
大阪府	岸和田市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学1年生まで→小学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに小学校3年生年度末まで	〇1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 〇1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成27年4月診療分
大阪府	寝屋川市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成23年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (12歳まで→18歳までに拡大) 入院・入院外ともに18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	〇1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 〇1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成27年7月診療分
大阪府	和泉市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成25年7月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (小学3年生まで→小学校6年生までに拡大) 入院・入院外ともに小学校6年生年度末まで	〇1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 〇1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成27年7月診療分
大阪府	四條畷市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成25年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生年度末まで	〇1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 〇1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成27年7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	阪南市（*）	乳幼児（府の事業の上乗せ分）	86	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大（就学前まで→小学校6年生までに拡大） 入院・入院外ともに12歳小学校卒業年度末日まで	○1医療機関あたり、1日につき500円（月2回を限度） *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成27年7月診療分
大阪府	岬町（*）	乳幼児等（府の事業の上乗せ分）	86	*平成26年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大（12歳まで→中学校卒業年度末までに拡大） 入院・入院外ともに中学校卒業年度末まで（15歳に達する日以降における最初の3月末日）	○1医療機関あたり、1日につき500円（月2回を限度） *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成27年7月診療分
大阪府	豊能町（*）	乳幼児（府の事業の上乗せ分）	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大し食事標準負担額の助成内容を変更（就学前まで→高校3年生までに拡大） （食事標準負担額を助成→助成対象外に変更） 入院・入院外ともに高校3年生まで（18歳到達後の最初の3月31日まで） ※所得制限あり	○1医療機関あたり、1日につき500円（月2回を限度） *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の医療機関等	平成27年7月診療分
大阪府	茨木市（*）	こども（府の事業の上乗せ分）	86	*平成25年7月診療分から助成内容を変更したこども医療について、所得制限を一部撤廃（所得制限あり→2歳まで所得制限なし） 入院・入院外ともに小学校6年生年度末まで *0から2歳までは所得制限なし	○1医療機関あたり、1日につき500円（月2回を限度） *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成27年10月診療分
大阪府	羽曳野市（*）	子ども（府の事業の上乗せ分）	86	*平成26年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（小学3年生まで→小学校6年生までに拡大） 入院・入院外ともに小学校6年生年度末まで	○1医療機関あたり、1日につき500円（月2回を限度） *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成27年10月診療分
大阪府	門真市（*）	こども（府の事業の上乗せ分）	86	*平成25年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大（小学3年生まで→小学校6年生までに拡大） 入院・入院外ともに小学校6年生年度末まで	○1医療機関あたり、1日につき500円（月2回を限度） *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成27年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	大阪市(*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成24年11月診療分から助成内容を変更したこども医療について、所得制限を一部撤廃及び緩和し、食事標準負担額の助成内容を変更 (2歳まで所得制限なし→12歳まで所得制限なし) *0歳から12歳(小学校修了)までは所得制限なし 13歳(中学校就学)から15歳(中学校修了)までの所得制限を緩和	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の医療機関等	平成27年11月診療分
大阪府	枚方市(*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成26年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (入院:小学校6年生→中学校3年生まで 入院外:小学校3年生→中学校3年生まで、に拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成27年12月診療分
大阪府	高槻市(*)	身体及び知的障がい者医療	80	*平成20年4月診療分から助成内容を受託している身体及び知的障がい者医療について、食事標準負担額の助成内容を変更 (食事標準負担額を助成一対象外) 1. 1、2級身体障がい者手帳所持者 2. 重度知的障がい者 3. 中度知的障がい者で身体障がい者手帳所持者 *所得制限あり	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の医療機関等	平成28年4月診療分
大阪府	高槻市(*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から助成内容を受託しているひとり親家庭医療について、食事標準負担額の助成内容を変更 (食事標準負担額を助成一対象外) 18歳(年度末日)までの子とその子を監視するひとり親家庭の親または養育者 *所得制限あり	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の医療機関等	平成28年4月診療分
大阪府	高槻市(*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成26年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、食事標準負担額の助成内容を変更 (食事標準負担額を助成一対象外) 0歳から15歳到達後最初の3月31日まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の医療機関等	平成28年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	泉佐野市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成27年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (小学校4年生→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成28年4月診療分
大阪府	羽曳野市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成27年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校6年生→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成28年4月診療分
大阪府	摂津市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成26年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大し、所得制限を撤廃、食事標準負担額の助成内容を変更 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) (入院外の小学校1年生から小学校6年生は、所得制限あり→所得制限なし) 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで) 所得制限なし	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の医療機関等	平成28年4月診療分
大阪府	岸和田市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成28年4月診療分
大阪府	松原市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成26年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院の対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院: 中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで) 入院外: 小学校6年生まで(12歳に達した最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成28年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	藤井寺市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成26年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成28年7月診療分
大阪府	河内長野市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、食事標準負担額の助成内容を変更 (食事標準負担額を助成→助成対象外に変更) 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の医療機関等	平成28年7月診療分
大阪府	阪南市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成27年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校6年生→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成28年7月診療分
大阪府	田尻町 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成23年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 入院・入院外ともに18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成28年7月診療分
大阪府	柏原市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成26年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (小学校卒業年度末まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成28年10月診療分
大阪府	茨木市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成27年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、所得制限を撤廃 (2歳まで所得制限なし→所得制限なし) 入院・入院外ともに小学校6年生年度末まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成28年12月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	大阪市	小児ぜん息等	91	*子ども医療費助成制度の対象者拡充に伴い、小児ぜん息等医療の「91.27.***」の取扱いを終了（一部、経過措置として平成29年3月31日まで取扱い）				平成29年3月診療分までの取扱い	
大阪府	貝塚市（＊）	子ども（府の事業の上乗せ分）	86	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（小学校6年生修了まで→中学校3年生修了までに拡大） 中学校3年生修了まで（15歳に達した日以後の最初の3月31日まで）	○1医療機関あたり、1日につき500円（月2回を限度） *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成29年4月診療分
大阪府	松原市（＊）	子ども（府の事業の上乗せ分）	86	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大（小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 入院・入院外ともに中学校3年生まで（15歳に達した最初の3月31日まで）	○1医療機関あたり、1日につき500円（月2回を限度） *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成29年4月診療分
大阪府	四條畷市（＊）	身体及び知的障がい者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、対象医療機関等を拡大（府内の医療機関等→府内の医療機関等及び奈良県内（主に奈良市と生駒市）の協力医療機関等） 1. 1、2級身体障がい者手帳所持者 2. 重度知的障がい者 3. 中度知的障がい者で身体障がい者手帳所持者 *所得制限あり	○1医療機関あたり、1日につき500円（月2回を限度） *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の医療機関等及び奈良県内（主に奈良市と生駒市）の協力医療機関等	平成29年4月診療分
大阪府	四條畷市（＊）	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、対象医療機関等を拡大（府内の医療機関等→府内の医療機関等及び奈良県内（主に奈良市と生駒市）の協力医療機関等） 18歳（年度末日）までの子とその子を監視するひとり親家庭の親または養育者 *所得制限あり	○1医療機関あたり、1日につき500円（月2回を限度） *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の医療機関等及び奈良県内（主に奈良市と生駒市）の協力医療機関等	平成29年4月診療分
大阪府	四條畷市（＊）	子ども（府の事業の上乗せ分）	86	*平成27年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療機関等を拡大（府内の医療機関等→府内の医療機関等及び奈良県内（主に奈良市と生駒市）の協力医療機関等） 入院・入院外ともに中学校3年生年度末まで	○1医療機関あたり、1日につき500円（月2回を限度） *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等及び奈良県内（主に奈良市と生駒市）の協力医療機関等	平成29年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	四條畷市(*)	老人医療	87	*平成20年4月診療分から受託している老人医療について、対象医療機関等を拡大 (府内の医療機関等→府内の医療機関等及び奈良県内(主に奈良市と生駒市)の協力医療機関等) ・65歳以上 ・大阪府の身体及び知的障がい者医療(法別『80』)の資格要件に該当する者 ・大阪府のひとり親家庭医療(法別『82』)の資格要件に該当する者	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の医療機関等及び奈良県内(主に奈良市と生駒市)の協力医療機関等	平成29年4月診療分
大阪府	四條畷市(*)	老人医療	88	*平成20年4月診療分から受託している老人医療について、対象医療機関等を拡大 (府内の医療機関等→府内の医療機関等及び奈良県内(主に奈良市と生駒市)の協力医療機関等) ・65歳以上 ・特定疾患治療研究事業実施要綱(昭和48年厚生省衛発第242号)に規定する疾患(法別『51』)を有する者 *所得制限あり	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の医療機関等及び奈良県内(主に奈良市と生駒市)の協力医療機関等	平成29年4月診療分
大阪府	四條畷市(*)	老人医療	89	*平成20年4月診療分から受託している老人医療について、対象医療機関等を拡大 (府内の医療機関等→府内の医療機関等及び奈良県内(主に奈良市と生駒市)の協力医療機関等) ・65歳以上 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づく結核に係る医療(法別『10』)を受けている者 *所得制限あり	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の医療機関等及び奈良県内(主に奈良市と生駒市)の協力医療機関等	平成29年4月診療分
大阪府	四條畷市(*)	老人医療	90	*平成20年4月診療分から受託している老人医療について、対象医療機関等を拡大 (府内の医療機関等→府内の医療機関等及び奈良県内(主に奈良市と生駒市)の協力医療機関等) ・65歳以上 ・障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第1条第3号に基づく精神通院医療(法別『21』)を受けている者 *所得制限あり	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の医療機関等及び奈良県内(主に奈良市と生駒市)の協力医療機関等	平成29年4月診療分
大阪府	能勢町(*)	子ども(府の事業の上乗せ分)	86	*平成23年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大し、食事標準負担額の助成内容を変更 (15歳まで→18歳までに拡大) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (食事標準負担額を助成→助成対象外に変更)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の医療機関等	平成29年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	吹田市	ひとり親家庭 (府の事業の上乗せ分)	83	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療(府の事業の上乗せ分)について、所得制限の変更に伴い実施機関番号「83.27.006.6」の取扱いを終了			平成29年2月診療分までの取扱い		
大阪府	交野市	ひとり親家庭 (府の事業の上乗せ分)	83	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療(府の事業の上乗せ分)について、実施機関番号「83.27.031.4」取扱いを終了			平成22年3月診療分までの取扱い		
大阪府	吹田市 (*)	子ども医療 (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで) *所得制限あり	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成27年2月診療分
大阪府	松原市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成29年4月診療分
大阪府	和泉市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成27年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成29年7月診療分
大阪府	門真市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成27年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→18歳までに拡大) 入院・入院外ともに18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成29年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	大阪市(*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成27年11月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大(15歳(中学校修了)まで→18歳(18歳に達した日以後における最初の3月31日)までに拡大) 入院・入院外ともに、0歳から18歳(18歳に達した日以後における最初の3月31日)まで 0歳から12歳(小学校修了)までは所得制限なし 12歳(中学校就学)から18歳(18歳に達した日以後における最初の3月31日)までは所得制限あり	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の医療機関等	平成29年11月診療分
大阪府	箕面市(*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(中学校3年生まで→18歳までに拡大) 入院、入院外ともに18歳に達した日以後の最初の3月31日まで	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		対象外	府内の医療機関等	平成29年4月診療分
大阪府	泉南市(*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成20年4月診療分から受託している子ども医療について、入院の対象年齢を拡大(就学前児童→中学校3年生までに拡大) 入院:中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで) 入院外:就学前児童	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成26年4月診療分
大阪府	八尾市(*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大(入院外・就学前児童→中学校卒業年度末までに拡大) 入院・入院外ともに中学校卒業年度末まで *0歳は所得制限なし、1歳以上は所得制限あり	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成26年12月診療分
大阪府	泉南市(*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成26年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大(就学前児童→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成29年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	豊中市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成26年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校6年生まで一中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) *同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,501円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成29年11月診療分
大阪府	府内各市町村 (*)	重度障がい者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名、自己負担及び食事療養費を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	府内各市町村 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、食事療養費を変更し、助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・乳幼児医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	府内各市町村 (*)	乳幼児医療	86	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、食事療養費を変更し、対象年齢を拡大 就学前児童 *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・乳幼児医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	府内各市町村 (茨木市、羽曳野市、四條畷市を除く) (*)	老人医療 (経過措置)	87	*平成20年4月診療分から受託している老人医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、自己負担及び助成対象者を変更 身体及び知的障がい医療・ひとり親家庭医療と整理・統合し、重度以外の精神障がい者・難病患者と結核患者は助成対象外。 *ただし、平成30年3月31日時点での老人医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日まで引き続き助成対象(毎年医療証の更新は必要)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での老人医療対象者(法別90を除く)については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	府内各市町村 (四條畷市を除く) (*)	老人医療 (経過措置)	88	*平成20年4月診療分から受託している老人医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、自己負担及び助成対象者を変更 身体及び知的障がい医療・ひとり親家庭医療と整理・統合し、重度以外の精神障がい者・難病患者と結核患者は助成対象外。 *ただし、平成30年3月31日時点での老人医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日まで引き続き助成対象(毎年医療証の更新は必要)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での老人医療対象者(法別90を除く)については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	府内各市町村(四條畷市を除く)(*)	老人医療(経過措置)	89	*平成20年4月診療分から受託している老人医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、自己負担及び助成対象者を変更 身体及び知的障がい医療・ひとり親家庭医療と整理・統合し、重度以外の精神障がい者・難病患者と結核患者は助成対象外。 *ただし、平成30年3月31日時点での老人医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日まで引き続き助成対象(毎年医療証の更新は必要)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での老人医療対象者(法別90を除く)については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	府内各市町村(四條畷市を除く)(*)	老人医療(経過措置)	90	*平成20年4月診療分から受託している老人医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、自己負担及び助成対象者を変更 身体及び知的障がい医療・ひとり親家庭医療と整理・統合し、重度以外の精神障がい者・難病患者と結核患者は助成対象外。 *ただし、平成30年3月31日時点での老人医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日まで引き続き助成対象(毎年医療証の更新は必要)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での老人医療対象者(法別90を除く)については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	大阪市(*)	重度障がい者医療(府の事業の上乗せ分)	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名、自己負担及び食事療養費を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり1日につき500円 *同一医療機関でも入院と外来がある場合は、それぞれ徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、3,000円を超えるものは償還。		食事標準負担額及び生活標準負担額(食費部分のみ)を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	大阪市(*)	ひとり親家庭医療(府の事業の上乗せ分)	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、食事療養費を変更し、助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり1日につき500円(月2日を限度) *同一医療機関でも、入院と外来がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額額及び生活標準負担額(食費部分のみ)を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	大阪市(*)	こども(府の事業の上乗せ分)	86	*平成29年11月診療分から助成内容を変更したこども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、食事療養費を変更 入院・入院外ともに、0歳から18歳(18歳に達した日以後における最初の3月31日)まで 0歳から12歳(小学校修了)までは所得制限なし 12歳(中学校就学)から18歳(18歳に達した日以後における最初の3月31日)までは所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり1日につき500円(月2日を限度) *同一医療機関でも、入院と外来がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		重度の身体又は知的障がいがあるこどもの場合、食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	堺市 (*)	重度障害者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	堺市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	堺市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成22年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、助成内容を変更 0歳～中学校3年生まで(15歳到達後の最初の3月末日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	岸和田市 (*)	重度障害者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	岸和田市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	岸和田市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、助成内容を変更 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	豊中市 (*)	重度障害者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	豊中市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	豊中市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成29年11月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、助成内容を変更 中学校3年生(15歳到達後最初の3月31日)までの児童	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	池田市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	池田市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・児童医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	池田市 (*)	児童医療	86	*平成27年7月診療分から助成内容を変更した児童医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、助成内容を変更 満15歳に到達した日以降最初の3月31日までの児童	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・児童医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	吹田市 (*)	重度障害者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外 *ただし、平成30年3月31日時点の対象者で継続して「吹田市重度障害者の医療費の助成」の対象となる者は、平成30年10月31日まで助成する。	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	吹田市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	吹田市 (*)	子ども医療 (府の事業の上乗せ分)	86	*平成27年2月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、食事療養費を変更 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで) *所得制限なし	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	泉大津市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	泉大津市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	泉大津市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い対象年齢を拡大 中学3年生修了(15歳に達した日以後最初の3月31日)まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	高槻市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	高槻市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成28年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	高槻市 (*)	子ども(府の事業の上乗せ分)	86	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成内容を変更 0歳から15歳到達後最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	貝塚市 (*)	重度障害者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	貝塚市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	貝塚市 (*)	子ども(府の事業の上乗せ分)	86	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成内容を変更 中学校3年生修了まで(15歳に達した日以後の最初の3月31日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	守口市 (*)	重度障害者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名、自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	守口市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を変更 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	守口市 (*)	子ども医療	86	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成内容を変更 中学校卒業まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	枚方市 (*)	重度障害者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	枚方市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	枚方市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成27年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成内容を変更 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	茨木市 (*)	重度障害者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	茨木市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	茨木市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	平成28年12月診療分から助成内容を変更したこども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を拡大 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・こども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	茨木市 (*)	老人医療 (経過措置)	87	*平成20年4月診療分から受託している老人医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、自己負担及び助成対象者を変更 身体及び知的障がい医療・ひとり親家庭医療と整理・統合し、重度以外の精神障がい者・難病患者と結核患者は助成対象外。 ○精神障害者保健福祉手帳2級を所持する60歳以上の方(市民税非課税世帯) ○身体障害者手帳3級・4級(一部)を所持する60歳以上の方(市民税非課税世帯) ○障害年金1・2級を受けている60歳以上の方(市民税非課税世帯) *ただし、平成30年3月31日時点での老人医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日まで引き続き助成対象(毎年医療証の更新は必要) また、平成33年3月31日時点で65歳未満である老人医療対象者については、65歳に達する日(65歳の誕生日の前日)まで助成対象	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での老人医療対象者(法別90を除く)については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	八尾市 (*)	重度障害者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名、自己負担及び食事療養費を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	八尾市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成26年11月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	八尾市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成26年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成内容を変更 入院・入院外ともに中学校卒業年度末まで *0歳は所得制限なし、1歳以上は所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	泉佐野市 (*)	重度障害者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	泉佐野市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・こども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	泉佐野市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成28年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成内容を変更 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・こども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	富田林市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限なし	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	富田林市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を変更 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	富田林市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成26年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成内容を変更 15歳到達後最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	寝屋川市 (*)	重度障害者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	寝屋川市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	寝屋川市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成27年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成内容を変更 *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	河内長野市 (*)	重度障害者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	河内長野市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	河内長野市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成28年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い 助成内容変更 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	松原市 (*)	重度障害者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	松原市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い 助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	松原市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い 助成内容を変更 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	大東市 (*)	重度障害者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	大東市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い 助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	大東市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成26年3月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成内容を変更 ・入院・入院外ともに中学校卒業(15歳到達年度末)まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	和泉市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	和泉市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	和泉市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成29年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成内容を変更 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	箕面市 (*)	重度障害者医療	80	*平成21年11月診療分から助成内容を変更した身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	箕面市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成21年11月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を変更 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	箕面市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成内容を変更 *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	柏原市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名、自己負担及び食事療養費を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		食事標準負担額を助成(20歳未満のみ)	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	柏原市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・こども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	柏原市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成28年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成内容を変更 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・こども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	羽曳野市 (*)	重度障害者	80	*平成26年11月診療分から助成内容を変更した身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名、食事療養費及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外 (*ただし、平成30年3月31日時点での障害者医療対象者については、経過措置として平成30年10月31日まで引き続き助成対象。)	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	羽曳野市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成26年11月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	羽曳野市（*）	子ども（府の事業の上乗せ分）	86	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成内容を変更入院・入院外ともに中学校3年生まで（15歳に達した最初の3月31日まで）	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	羽曳野市（*）	老人医療（経過措置）	87	*平成26年8月診療分から助成内容を変更した老人医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、自己負担、食事療養費及び助成対象者を変更身体及び知的障がい医療・ひとり親家庭医療と整理・統合し、重度以外の精神障がい者・難病患者と結核患者は助成対象外。 *ただし、平成30年3月31日時点での老人医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日まで引き続き助成対象（毎年医療証の更新は必要）	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での老人医療対象者（法別90を除く）については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外（*ただし、平成30年3月31日時点での老人医療対象者については、経過措置として平成30年10月31日まで引き続き助成対象。）	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	門真市（*）	重度障がい者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金（または特別児童扶養手当）1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	門真市（*）	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者（裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む） *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	門真市（*）	こども（府の事業の上乗せ分）	86	*平成29年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い食事療養費を変更 *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・こども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	摂津市（*）	重度障害者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金（または特別児童扶養手当）1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	摂津市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	摂津市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い対象年齢を拡大 18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	高石市 (*)	障がい者医療	80	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度、中度又は軽度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	高石市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	高石市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成27年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成内容を変更 小学校6年生年度末まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・こども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	藤井寺市 (*)	重度障害者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	藤井寺市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	藤井寺市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成28年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、助成内容を変更 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	東大阪市 (*)	重度障害者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	東大阪市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、助成対象者を変更 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	東大阪市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成27年1月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、助成内容を変更 15歳到達後の最初の3月末日(中学校卒業)まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	泉南市 (*)	重度障害者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	泉南市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	泉南市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、助成内容を変更 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	四條畷市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等及び奈良県内(主に奈良市と生駒市)の協力医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	四條畷市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成29年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等及び奈良県内(主に奈良市と生駒市)の協力医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	四條畷市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、食事療養費を変更 入院・入院外ともに中学校3生年度末まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等及び奈良県内(主に奈良市と生駒市)の協力医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	四條畷市 (*)	老人医療 (経過措置)	87	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した老人医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、自己負担及び助成対象者を変更 身体及び知的障がい医療・ひとり親家庭医療と整理・統合し、重度以外の精神障がい者・難病患者と結核患者は助成対象外。 *ただし、平成30年3月31日時点での老人医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日まで引き続き助成対象(毎年医療証の更新は必要)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での老人医療対象者(法別90を除く)については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等及び奈良県内(主に奈良市と生駒市)の協力医療機関等	平成30年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	四條畷市（*）	老人医療（経過措置）	88	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した老人医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、自己負担及び助成対象者を変更 身体及び知的障がい医療・ひとり親家庭医療と整理・統合し、重度以外の精神障がい者・難病患者と結核患者は助成対象外。 *ただし、平成30年3月31日時点での老人医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日まで引き続き助成対象（毎年医療証の更新は必要）	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での老人医療対象者（法別90を除く）については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等及び奈良県内（主に奈良市と生駒市）の協力医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	四條畷市（*）	老人医療（経過措置）	89	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した老人医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、自己負担及び助成対象者を変更 身体及び知的障がい医療・ひとり親家庭医療と整理・統合し、重度以外の精神障がい者・難病患者と結核患者は助成対象外。 *ただし、平成30年3月31日時点での老人医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日まで引き続き助成対象（毎年医療証の更新は必要）	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での老人医療対象者（法別90を除く）については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等及び奈良県内（主に奈良市と生駒市）の協力医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	四條畷市（*）	老人医療（経過措置）	90	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した老人医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、自己負担及び助成対象者を変更 身体及び知的障がい医療・ひとり親家庭医療と整理・統合し、重度以外の精神障がい者・難病患者と結核患者は助成対象外。 *ただし、平成30年3月31日時点での老人医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日まで引き続き助成対象（毎年医療証の更新は必要）	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での老人医療対象者（法別90を除く）については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等及び奈良県内（主に奈良市と生駒市）の協力医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	交野市（*）	重度障がい者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金（または特別児童扶養手当）1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	交野市（*）	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者（裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む） *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・こども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	交野市（*）	こども（府の事業の上乗せ分）	86	*平成26年7月診療分から助成内容を変更しているこども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成内容を変更 入 院：満12歳になった日以後最初の3月31日まで 入院外：満6歳になった日以後最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・こども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	島本町 (*)	障害者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 6. 【町制度】精神障害者保健福祉手帳2・3級所持者(後期高齢者医療受給者の方を除く) *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	島本町 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	島本町 (*)	子ども医療	86	*平成27年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、助成内容を変更 小学校卒業年度末までの児童 *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	豊能町 (*)	重度障害者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	豊能町 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・乳幼児医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	豊能町 (*)	子ども(府の事業の上乗せ分)	86	*平成27年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成内容を変更 *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・乳幼児医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	能勢町 (*)	重度障がい者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	能勢町 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・乳幼児医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	能勢町 (*)	子ども(府の事業の上乗せ分)	86	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成内容を変更 *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *所得制限なし	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・乳幼児医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	忠岡町 (*)	重度障害者等医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	忠岡町 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	忠岡町 (*)	子ども医療	86	*平成26年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、対象年齢を拡大 0歳～15歳の中学校修了まで(15歳に達した日以後最初の3月31日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	熊取町 (*)	重度障がい者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	熊取町 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	熊取町 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、助成内容を変更 中学校3年生まで(15歳に達した日以降における最初の3月末日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	田尻町 (*)	重度障害者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	田尻町 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	田尻町 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成28年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、助成内容を変更 *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	阪南市 (*)	重度障害者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	阪南市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	阪南市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成28年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成内容を変更 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	岬町 (*)	重度障害者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	岬町 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・乳幼児医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	岬町 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成27年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名、助成内容を変更入院・入院外ともに中学校卒業年度末まで(15歳に達する日以降における最初の3月末日)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・乳幼児医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	太子町 (*)	重度障がい者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	太子町 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	太子町 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成24年11月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成内容を変更入院・入院外ともに満15歳に達した日以降、最初の3月31日(中学3年生修了)までの者 *所得制限なし	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	河南町 (*)	重度障がい者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	河南町 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	河南町 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、助成内容を変更 入院・入院外ともに中学校卒業まで(15歳に達する日以降の最初の3月31日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	千早赤阪村 (*)	重度障がい者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	千早赤阪村 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	千早赤阪村 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、助成内容を変更 入院・入院外ともに中学校卒業まで(15歳に達する日以降の最初の3月31日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	大阪狭山市 (*)	重度障害者医療	80	*平成20年4月診療分から受託している身体及び知的障がい者医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、制度名及び自己負担を変更し、助成対象者を拡大 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	大阪狭山市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成20年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い、助成対象者を拡大 ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	大阪狭山市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い助成内容を変更 中学校第3学年修了前まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年4月診療分
大阪府	高石市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大(小学校6年生年度末まで→中学校卒業年度末までに拡大) 中学校卒業年度末まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・こども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年6月診療分
大阪府	八尾市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、所得制限を撤廃、食事標準負担額の助成内容を変更 (1歳以上は所得制限あり→所得制限なし) 入院・入院外ともに中学校卒業年度末まで *所得制限なし	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	平成30年7月診療分
大阪府	大阪市 (*)	重度障がい者医療 (府の事業の上乗せ分)	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、食事療養費の助成対象者を変更 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり1日につき500円 *同一医療機関でも入院と外来がある場合は、それぞれ徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、3,000円を超えるものは償還。		重度の身体又は知的障がいがあり、かつ、食事療養標準負担額減額認定証の交付を受けている場合、食事標準負担額及び生活標準負担額(食費部分のみ)を助成	府内の医療機関等	平成30年11月診療分
大阪府	大阪市 (*)	重度障がい者医療 (府の事業の上乗せ分)	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、食事療養費の助成対象者を変更 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり1日につき500円 *同一医療機関でも入院と外来がある場合は、それぞれ徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、3,000円を超えるものは償還。		重度の身体又は知的障がいがあり、かつ、食事療養標準負担額減額認定証の交付を受けている場合、食事標準負担額及び生活標準負担額(食費部分のみ)を助成	府内の医療機関等	平成30年11月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	大阪市（*）	こども（府の事業の上乗せ分）	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、食事療養費の助成対象者を変更 入院・入院外ともに、0歳から18歳（18歳に達した日以後における最初の3月31日）まで 0歳から12歳（小学校修了）までは所得制限なし 12歳（中学校就学）から18歳（18歳に達した日以後における最初の3月31日）までは所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり1日につき500円（月2日を限度） *同一医療機関でも、入院と外来がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 *保険薬局での自己負担なし。 1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		重度の身体又は知的障がいがあり、かつ、食事療養標準負担額減額認定証の交付を受けているこどもの場合、食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成30年11月診療分
大阪府	枚方市（*）	重度障害者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障害者医療について、食事療養費の助成対象者を変更（対象外→15歳に達する日以降の最初の3月31日まで助成） 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金（または特別児童扶養手当）1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での身体及び知的障がい者医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		15歳に達する日以降の最初の3月31日まで助成	府内の医療機関等	平成31年1月診療分
大阪府	枚方市（*）	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療について、食事療養費の助成対象者を変更（対象外→15歳に達する日以降の最初の3月31日まで助成） ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者（裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む） *所得制限あり	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		15歳に達する日以降の最初の3月31日まで助成	府内の医療機関等	平成31年1月診療分
大阪府	堺市（*）	子ども（府の事業の上乗せ分）	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（0歳～中学校3年生まで（15歳到達後の最初の3月末日まで）→18歳に達した日以後における最初の3月31日まで） *18歳に達した日以後における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	平成31年4月診療分
大阪府	岬町（*）	子ども（府の事業の上乗せ分）	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（入院・入院外ともに中学校卒業年度末まで（15歳に達する日以降における最初の3月末日）→18歳に達した日以後における最初の3月31日まで） *18歳に達した日以後における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・乳幼児医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和元年7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	池田市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した児童医療について、制度名及び助成内容を変更し、対象年齢を拡大 (食事標準負担額を助成→対象外に変更) (満15歳に到達した日以降最初の3月31日までの児童→満18歳に到達した日以降最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和元年 10月診療分
大阪府	河南町 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (満15歳に到達した日以降最初の3月31日まで→満18歳に到達した日以降最初の3月31日まで) 18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和元年 10月診療分
大阪府	豊中市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学校3年生(15歳到達後最初の3月31日)までの児童→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和元年 11月診療分
大阪府	八尾市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年7月診療分から、助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (入院・入院外ともに中学校卒業年度末まで→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和2年 1月診療分
大阪府	島本町 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校卒業年度末までの児童→15歳到達後最初の3月31日まで) *15歳到達後最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和2年 1月診療分
大阪府	高槻市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳到達後最初の3月31日まで→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) 18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和2年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	吹田市 (*)	子ども医療 (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳到達後最初の3月31日まで→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *所得制限なし	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点での子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和2年 4月診療分
大阪府	門真市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、食事療養費の助成内容を変更 (食事標準負担額を助成→対象外) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのこども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和2年 4月診療分
大阪府	柏原市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から、助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳到達後最初の3月31日まで→18歳到達後最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・こども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和2年 10月診療分
大阪府	大阪狭山市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、大阪府の医療費助成制度の改正に伴い 対象年齢を拡大 (中学校第3学年修了前まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)→18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・こども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和2年 10月診療分
大阪府	太子町 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (入院・入院外ともに満15歳に達した日以降、最初の3月31日(中学3年生修了)までの者→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年 1月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	池田市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	池田市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	池田市 (*)	子ども(府の事業の上乗せ分)	86	*令和元年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	泉大津市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	泉大津市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	泉大津市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *中学3年生修了(15歳に達した日以後最初の3月31日)まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	泉佐野市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	泉佐野市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	泉佐野市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで) *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	和泉市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	和泉市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	和泉市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大、食事療養費を変更(入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) (食事標準負担額を助成→助成対象外) 18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	茨木市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	茨木市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	茨木市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで) *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	大阪狭山市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	大阪狭山市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	大阪狭山市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和2年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	大阪市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年11月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり1日につき500円 *同一医療機関でも入院と外来がある場合は、それぞれ徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、3,000円を超えるものは償還。		重度の身体又は知的障がいがあり、かつ、食事療養標準負担額減額認定証の交付を受けている場合、食事標準負担額及び生活標準負担額(食費部分のみ)を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	大阪市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり1日につき500円(月2日を限度) *同一医療機関でも、入院と外来がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額額及び生活標準負担額(食費部分のみ)を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	大阪市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年11月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで 0歳から12歳(小学校修了)までは所得制限なし 12歳(中学校就学)から18歳(18歳に達した日以後における最初の3月31日)までは所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり1日につき500円(月2日を限度) *同一医療機関でも、入院と外来がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		重度の身体又は知的障がいがあり、かつ、食事療養標準負担額減額認定証の交付を受けているこどもの場合、食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	貝塚市（*）	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大（精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象） 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金（または特別児童扶養手当）1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。）	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	貝塚市（*）	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大（精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象） ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者（裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む） *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。）	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	貝塚市（*）	子ども（府の事業の上乗せ分）	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢及び拡大対象医療を拡大（精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象）（中学校3年生修了まで（15歳に達した日以後の最初の3月31日まで）→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで） *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。）	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	柏原市（*）	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大（精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象） 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金（または特別児童扶養手当）1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。）	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		食事標準負担額を助成（20歳未満のみ）	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	柏原市（*）	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大（精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象） ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者（裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む） *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。）	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	柏原市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和2年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	交野市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	交野市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	交野市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *入院:満12歳になった日以後最初の3月31日まで 入院外:満6歳になった日以後最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	門真市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	門真市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	門真市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和2年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	河南町 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 *複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	河南町 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	河南町 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和元年10診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	河内長野市（*）	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大（精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象） 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金（または特別児童扶養手当）1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。）	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	河内長野市（*）	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大（精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象） ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者（裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む） *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。）	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	河内長野市（*）	子ども（府の事業の上乗せ分）	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大（精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象） *入院・入院外ともに中学校3年生まで（15歳に達した最初の3月31日まで） *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。）	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	岸和田市（*）	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大（精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象） 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金（または特別児童扶養手当）1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。）	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	岸和田市（*）	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大（精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象） ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者（裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む） *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。）	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	岸和田市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで) *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	熊取町 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	熊取町 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	熊取町 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 中学校3年生まで(15歳に達した日以降における最初の3月末日まで) *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	堺市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	堺市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	堺市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成31年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	四條畷市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	四條畷市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	四條畷市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *入院・入院外ともに中学校3年生年度末まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	島本町（*）	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大（精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象） 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金（または特別児童扶養手当）1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 6. 【町制度】精神障害者保健福祉手帳2・3級所持者（後期高齢者医療受給者の方を除く） *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。）	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	島本町（*）	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大（精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象） ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者（裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む） *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。）	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	島本町（*）	子ども（府の事業の上乗せ分）	86	*令和2年1月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大（精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象） *15歳到達後最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。）	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	吹田市（*）	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大（精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象） 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金（または特別児童扶養手当）1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。）	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	吹田市（*）	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大（精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象） ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者（裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む） *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。（平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。）	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内（月2日を限度） *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	吹田市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和2年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	摂津市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	摂津市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	摂津市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	泉南市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	泉南市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	泉南市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで) *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	千早赤阪村 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	千早赤阪村 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	千早赤阪村 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *中学校卒業まで(15歳に達する日以降の最初の3月31日まで) *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	大東市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	大東市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	大東市 (*)	子ども(府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *中学校卒業(15歳到達年度末)まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	高石市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	高石市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	高石市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年6月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *中学校卒業年度末まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	高槻市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	高槻市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	高槻市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和2年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	太子町 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	太子町 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	太子町 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和3年1月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	田尻町 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	田尻町 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	田尻町 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	忠岡町 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	忠岡町 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	忠岡町 (*)	子ども(府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *0歳～15歳の中学校修了まで(15歳に達した日以後最初の3月31日まで) *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	豊中市 (*)	子ども(府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(中学校3年生(15歳到達後最初の3月31日)までの児童→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和元年11月診療分
大阪府	豊中市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	豊中市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	豊中市 (*)	子ども(府の事業の上乗せ分)	86	*令和元年11月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	豊能町 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	豊能町 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	豊能町 (*)	子ども(府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	富田林市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	富田林市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	富田林市 (*)	子ども(府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *15歳到達後最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	寝屋川市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	寝屋川市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	寝屋川市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	能勢町 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	能勢町 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	能勢町 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	羽曳野市(*)	重度障害者	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外 (*ただし、令和3年3月31日時点で資格のある方は、経過措置期間として令和3年10月31日まで助成対象)	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	羽曳野市(*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		18歳に達する日以後の最初の3月末までの受給者 (*ただし、令和3年3月31日時点で資格のある方は、経過措置期間として令和3年10月31日まで助成対象)	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	羽曳野市(*)	子ども(府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大、対象医療を拡大(入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	阪南市(*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	阪南市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	阪南市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで) *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	東大阪市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	東大阪市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	東大阪市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 15歳到達後の最初の3月末日(中学校卒業)まで *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	枚方市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成31年1月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		15歳に達する日以降の最初の3月31日まで助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	枚方市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成31年1月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		15歳に達する日以降の最初の3月31日まで助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	枚方市 (*)	子ども(府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで) *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	藤井寺市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	藤井寺市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	藤井寺市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大、対象医療を拡大 (入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	府内各市町村	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	府内各市町村	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	府内各市町村	乳幼児医療	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 就学前児童 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	松原市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	松原市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	松原市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで) *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	岬町 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	岬町 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	岬町 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和元年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	箕面市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	箕面市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	箕面市 (*)	子ども(府の事業の上乗せ分)	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	守口市 (*)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	守口市 (*)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大(精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者(裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	守口市 (＊)	子ども医療	86	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *中学校卒業まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	八尾市 (＊)	重度障がい者医療	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級相当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	八尾市 (＊)	ひとり親家庭医療	82	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	八尾市 (＊)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和2年1月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療を拡大 (精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年4月診療分
大阪府	府内 各市町村 (茨木市、羽曳野市、四條畷市を含む)	老人医療 (経過措置)	87	*平成30年4月診療分から受託内容を変更した老人医療について、経過措置期間の終了に伴い老人保健法別番号「87」の取り扱いを終了				令和3年3月診療分までの取扱い	
大阪府	府内 各市町村 (四條畷市を含む)	老人医療 (経過措置)	88	*平成30年4月診療分から受託内容を変更した老人医療について、経過措置期間の終了に伴い老人保健法別番号「88」・「89」・「90」の取り扱いを終了				令和3年3月診療分までの取扱い	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	府内各市町村 (四條畷市を含む)	老人医療 (経過措置)	89	*平成30年4月診療分から受託内容を変更した老人医療について、経過措置期間の終了に伴い老人保健法別番号「88」・「89」・「90」の取り扱いを終了				令和3年3月診療分までの取扱い	
大阪府	府内各市町村 (四條畷市を含む)	老人医療 (経過措置)	90	*平成30年4月診療分から受託内容を変更した老人医療について、経過措置期間の終了に伴い老人保健法別番号「88」・「89」・「90」の取り扱いを終了				令和3年3月診療分までの取扱い	
大阪府	富田林市 (＊)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳到達後最初の3月31日まで→18歳に達した以後の最初の3月31日まで) *18歳に達した以後の最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和3年10月診療分
大阪府	茨木市 (＊)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大、入院時食事療養費を変更 (中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)→18歳到達後の最初の3月31日まで) (食事標準負担額を助成→対象外) 18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500		対象外	府内の医療機関等	令和3年10月診療分
大阪府	大阪狭山市 (＊)	重度障害者医療	80	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、入院食事療養費の助成を変更。 (食事標準負担額を助成→対象外) 1. 身体障害者手帳1・2級所持者 2. 重度の知的障がい者 3. 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 4. 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級該当者 5. 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・薬局・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3,000円		対象外	府内の医療機関等	令和3年11月診療分
大阪府	大阪狭山市 (＊)	ひとり親家庭医療	82	*令和3年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭医療について、入院食事療養費の助成を変更。 (食事標準負担額を助成→対象外) ○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年11月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	大阪狭山市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院食事療養費の助成を変更。 (食事標準負担額を助成→対象外) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和3年11月診療分
大阪府	東大阪市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、助成内容を変更 (15歳到達後の最初の3月末日(中学校卒業)まで→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和4年1月診療分
大阪府	千早赤阪村 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (入院・入院外ともに中学校卒業まで(15歳に達する日以降の最初の3月31日まで)→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和4年4月診療分
大阪府	富田林市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和3年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院食事療養費の助成を変更。 (食事標準負担額を助成→対象外) 18歳に達した以後の最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和4年4月診療分
大阪府	守口市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (中学校卒業まで → 18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和4年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	交野市 (*)	こども医療 (府の事業の上乗せ分)	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更しているこども医療について、助成内容を変更 (入院:満12歳になった日以後最初の3月31日まで、入院外:満6歳になった日以後最初の3月31日まで→18歳到達後最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和4年10月診療分
大阪府	泉大津市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学3年生修了→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和4年10月診療分
大阪府	熊取町 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳に達した日以降における最初の3月末日まで→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和4年10月診療分
大阪府	高石市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (中学校卒業年度末まで→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和4年10月診療分
大阪府	泉佐野市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (15歳に達した最初の3月31日まで→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和4年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	忠岡町 (*)	子ども医療	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (0歳～15歳の中学校修了まで(15歳に達した日以後最初の3月31日まで)→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和4年10月診療分
大阪府	四條畷市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、医療費助成制度の改正に伴い対象年齢を拡大 (入院・入院外ともに中学校3年生年度末まで→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等及び奈良県内(主に奈良市と生駒市)の協力医療機関等	令和5年4月診療分
大阪府	泉南市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和5年4月診療分
大阪府	大東市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学校卒業(15歳到達年度末)まで→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和5年4月診療分
大阪府	枚方市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○1医療機関あたり、1日につき500円(月2回を限度) * 同一医療機関でも、入院と入院外がある場合は、それぞれ月2回徴収。 * 同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 * 1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 * 保険薬局での自己負担なし。 ○1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和5年8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	岸和田市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(中学校3年生まで→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで拡大) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和5年10月診療分
大阪府	松原市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和6年1月診療分
大阪府	大阪市 (*)	こども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、所得制限を撤廃(12歳(中学校就学)から18歳(18歳に達した日以後における最初の3月31日)までは所得制限ありー所得制限なし) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり1日につき500円(月2日を限度) *同一医療機関でも、入院と外来がある場合は、それぞれ月2回徴収。 *同一医療機関の歯科とそれ以外の診療科もそれぞれ月2回徴収。 *1回の負担額が500円に満たない場合はその額。 *保険薬局での自己負担なし。 1月あたり、複数の医療機関を受診した場合、2,500円を超えるものは償還。		重度の身体又は知的障がいがあり、かつ、食事療養標準負担額減額認定証の交付を受けているこどもの場合、食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和6年4月診療分
大阪府	河内長野市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(中学3年生まで→18歳までに拡大) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし *精神病床への入院は助成対象外。ただし、平成30年3月31日時点でのひとり親家庭医療・子ども医療対象者については、経過措置として平成33年3月31日までに引き続き助成対象。 ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		対象外	府内の医療機関等	令和6年4月診療分
大阪府	島本町 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(15歳到達後最初の3月31日まで→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和6年7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大阪府	阪南市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (入院・入院外ともに中学校3年生まで(15歳に達した最初の3月31日まで)→18歳に達した日以降における最初の3月31日まで) *18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。)	○一つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし ○複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2,500円		食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和6年10月診療分
大阪府	高槻市 (*)	ひとり親家庭	82	○ひとり親家庭の18歳に到達した年度末日までの子 ○上記の子を監護する父又は母 ○上記の子を養育する養育者 (裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者を含む) *所得制限あり *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。) (子の自己負担額:入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度)→なし) (子の食事療養費:対象外→食事標準負担額を助成)	○子 …なし ○親 …1つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度)	○子 …なし ○親 …1つの医療機関・訪問看護ステーションあたり入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度) *保険薬局での自己負担なし	○子 …食事標準負担額を助成 ○親 …対象外	府内の医療機関等	令和7年4月診療分
大阪府	高槻市 (*)	子ども (府の事業の上乗せ分)	86	*18歳に達した日以降における最初の3月31日まで *精神病床に係る入院費用について、令和3年4月診療分から助成対象。(平成30年4月診療分から令和3年3月診療分までについては、平成30年3月31日時点での助成対象者を除き助成対象外。) (自己負担額:入院・入院外1日につき500円以内(月2日を限度)→なし) (食事療養費:対象外→食事標準負担額を助成)	なし	なし	食事標準負担額を助成	府内の医療機関等	令和7年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	県内各市町	特定疾患治療	86	*国が行う特定疾患治療研究事業の制度を拡大(対象疾病の拡大)	所得に応じて負担上限を設定 ただし、重症認定者等は自己負担なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成12年 4月診療分
兵庫県	県内各市町	特定疾患治療	86	*小児慢性特定疾患治療研究事業の制度を拡大(年齢の拡大) 18歳未満の者(治療が必要な場合は20歳到達まで延長)					
兵庫県	神戸市 姫路市 尼崎市 明石市 洲本市 芦屋市 伊丹市 相生市 加古川市 赤穂市 西脇市 宝塚市 三木市 川西市 小野市 三田市 加西市 猪名川町 加東市 多可町 稲美町 播磨町 市川町 福崎町 神河町 たつの市 上郡町 佐用町 宍粟市 香美町 新温泉町 養父市 朝来市 丹波市 篠山市 淡路市 南あわじ市 豊岡市	高齢期移行	41	後期高齢者医療制度に加入していない65歳以上69歳以下の者で、身体的理由等により日常生活に支障がある特別な配慮が必要な者 *自立支援、指定難病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率2割負担 《負担限度額※》 ※外来を含み、超えた額は償還 区分Ⅱ 35,400円/月 区分Ⅰ 15,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担(区分Ⅰは1割負担) 《負担限度額》 区分Ⅱ 24,600円/月 区分Ⅰ 15,000円/月	定率2割負担 《外来限度額》 区分Ⅱ 12,000円/月 区分Ⅰ 8,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担(区分Ⅰは1割負担) 外来限度額 8,000円/月	対象外	県内の 医療機関等	平成31年 3月診療分
兵庫県	神戸市	重度心身障害者	82	・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度(療育手帳A判定)の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円(低所得者及び高校生以下1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者及び高校生以下400円)を限度に月2回 ※長期特定疾病療養(マル長)の場合、1日目では本来の医療保険の自己負担額(3割)が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額(3割)と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の 医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	神戸市	重度心身障害者	83	・内部障害による障害程度が3級の身体障害者 ・障害程度が3級と中度（療育手帳B1判定）の知的障害との重複障害者 ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化 ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	・定率1割負担 - 負担限度額月額2,400円（低所得者及び高校生以下1,600円） ・重障心身障害者は、負担なし ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	・1医療機関等あたり1日600円（低所得者及び高校生以下400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マール長）の場合、1日目では本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。 ・重障心身障害者は負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成31年3月診療分
兵庫県	神戸市	重度精神障害者	43	- 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 ＊後期高齢者医療に加入する者を除く ＊70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ＊精神疾患の入院・通院の治療は対象外	- 定率1割負担 - 負担限度額月額2,400円（低所得者及び高校生以下1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者及び高校生以下400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	神戸市	乳幼児等	81	- 小学3年生まで ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ＊学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	・0歳～3歳の誕生日の属する月の月末まで：なし ・上記以外：1医療機関等あたり2割負担（1日400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	神戸市	こども	48	- 小学4年生から中学3年生 ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ＊学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	1医療機関等あたり2割負担（1日400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	神戸市	母子家庭等	85	・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ＊70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化	- 定率1割負担 - 負担限度額月額1,600円 ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日400円を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	神戸市	母子家庭等	84	- 県助成制度の対象とならない以下の者 ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ＊70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化	- 定率1割負担 - 負担限度額月額1,600円 ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日400円を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	姫路市 明石市 洲本市 芦屋市 伊丹市 相生市 加古川市 赤穂市 西脇市 宝塚市 三木市 三田市 猪名川町 加東市 多可町 稲美町 播磨町 市川町 神河町 香美町 新温泉町 養父市 朝来市 篠山市 淡路市 南あわじ市 豊岡市	重度 心身障害者	82	・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度(療育手帳A判定)の知的障害者 ・いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ・*70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 ・*自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 ・*訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回 ※長期特定疾病療養(マール長)の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額(3割)が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額(3割)と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	平成31年 3月診療分
				精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 ・*後期高齢者医療に加入する者を除く ・*70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 ・*自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 ・*訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ・*精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回			
兵庫県	姫路市 明石市 洲本市 芦屋市 伊丹市 相生市 赤穂市 西脇市 三木市 猪名川町 加東市 多可町 稲美町 播磨町 市川町 神河町 香美町 養父市 朝来市 篠山市 川西市 三田市 淡路市 南あわじ市 豊岡市	重度 精神障害者	43	精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 ・*後期高齢者医療に加入する者を除く ・*70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 ・*自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 ・*訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ・*精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	平成31年 3月診療分
				精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 ・*後期高齢者医療に加入する者を除く ・*70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 ・*自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 ・*訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ・*精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	姫路市 芦屋市 相生市 加古川市 宝塚市 小野市 加西市 猪名川町 加東市 稲美町 播磨町 市川町 福崎町 太子町 たつの市 養父市 丹波市 篠山市	乳幼児等	81	小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成31年 3月診療分
兵庫県	姫路市	こども	47	小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	姫路市 明石市 洲本市 芦屋市 伊丹市 西脇市 宝塚市 三木市 川西市 三田市 猪名川町 加東市 多可町 稲美町 播磨町 たつの市 新温泉町 養父市 朝来市 丹波市 篠山市 淡路市 南あわじ市	母子家庭等	85	・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	相生市	母子家庭等	85	・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	姫路市 西脇市	母子家庭等	84	県助成制度の対象とならない以下の者 ・母子家庭又は父子家庭において監護されている18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童 ・遺児（年齢は同上） ※自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ※訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	尼崎市	乳幼児等	80	小学3年生までの乳幼児等 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 *所得制限あり	なし	1医療機関等あたり1日800円（低所得者600円）を限度に月2回 ※就学前は無料。	対象外	県内の医療機関等	平成31年 3月診療分
兵庫県	尼崎市	こども	47	小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	医療保険における自己負担額の2/3	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	尼崎市	重度心身障害者	82	・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。 ※18歳未満は無料	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	尼崎市		83	・障害程度が3級の身体障害者 ・中度（療育手帳B1判定）の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。 ※18歳未満は無料	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	尼崎市	重度精神障害者	43	精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。 ※18歳未満は無料	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	尼崎市	重度精神障害者	44	精神障害者保健福祉手帳2級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。 ※18歳未満は無料	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	尼崎市	母子家庭等	85	18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母、又は父子家庭の父及びその単身養育者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	尼崎市		84	県助成制度の対象とならない以下の者 ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父、単身養育者及びその児童 ・遺児（年齢は同上） ※自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ※訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。 ※児童は無料	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	明石市	重度心身障害者	83	・障害程度が3級の身体障害者 ・中度（療育手帳B1判定）の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目では本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	平成31年3月診療分
兵庫県	明石市	重度精神障害者	44	精神障害者保健福祉手帳2級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	明石市	こども	81	中学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	明石市	母子家庭等	84	県助成制度の対象とならない以下の者 ・母子家庭又は父子家庭において監護されている18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童 ・遺児（年齢は同上） ※自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ※訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	西宮市	高齢期移行	41	後期高齢者医療制度に加入していない65歳以上69歳以下の者で、以下の要件を満たす者 市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下であり、かつ要介護2以上の者 但し、S27.6.30以前生まれの者は市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下の者 *自立支援、指定難病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率2割負担 《負担限度額※》 ※外来を含み、超えた額は償還 区分Ⅱ 35,400円/月 区分Ⅰ 15,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担（区分Ⅰは1割負担） 《負担限度額》 区分Ⅱ 24,600円/月 区分Ⅰ 15,000円/月	定率2割負担 《外来限度額》 区分Ⅱ 12,000円/月 区分Ⅰ 8,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担（区分Ⅰは1割負担） 外来限度額 8,000円/月	対象外	県内の医療機関等	平成31年 3月診療分
兵庫県	西宮市		42	後期高齢者医療制度に加入していない65歳以上69歳以下の者で、以下の要件を満たす者 区分Ⅱ 市町村民税非課税世帯で、要介護2以上の者 但し、S27.6.30以前生まれの者は市町村民税非課税世帯の者 ※自立支援、指定難病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ※訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率2割負担 《負担限度額※》 ※外来を含み、超えた額は償還 区分Ⅱ 35,400円/月 区分Ⅰ 15,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担（区分Ⅰは1割負担） 《負担限度額》 区分Ⅱ 24,600円/月 区分Ⅰ 15,000円/月	定率2割負担 《外来限度額》 区分Ⅱ 12,000円/月 区分Ⅰ 8,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担（区分Ⅰは1割負担） 外来限度額 8,000円/月	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	西宮市	障害者（心身）	82	・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化。 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	西宮市		83	・障害程度が3級の身体障害者 ・中度（療育手帳B1判定）の知的障害者 ・軽度（療育手帳B2判定のうちIQ・DQ60以下かつIQ・DQ61以上で自閉症）の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化。 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	西宮市	障害者 (精神)	43	精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化。 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	平成31年 3月診療分
兵庫県	西宮市		44	精神障害者保健福祉手帳2級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	西宮市	乳幼児等	80	0歳児及び1歳の誕生月の翌月1日から小学3年生までの、所得基準(扶養義務者等全員の市町村民税所得割額の合計が23万5千円)未満の者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	西宮市		81	1歳の誕生月の翌月1日から6歳到達後の3月31日までの、所得基準(扶養義務者等全員の市町村民税所得割額の合計が23万5千円)以上の者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	西宮市	こども	47	小学4年生から中学3年生までの、所得基準(扶養義務者等全員の市町村民税所得割額の合計が23万5千円)未満の者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	西宮市	母子家庭等	85	・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児(年齢は同上) 所得基準は児童扶養手当の全部支給基準以下 *70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	西宮市		84	・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児(年齢は同上) 所得基準(扶養義務者等全員の市町村民税所得割額の合計が23万5千円)未満 *70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化。 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	洲本市 西脇市 川西市 上郡町 香美町 新温泉町 朝来市 淡路市	乳幼児等	80	小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成31年 3月診療分
兵庫県	洲本市 西脇市 上郡町 香美町 朝来市 淡路市 南あわじ市	こども	47	小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	芦屋市	重度心身障害者	83	・障害程度が3級の身体障害者 ・療育手帳B1判定の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化 *法別82の対象者要件について世帯合算オーバー対象 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	芦屋市	重度精神障害者	44	精神障害者保健福祉手帳2級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 *法別43の対象者要件について世帯合算オーバー対象 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	芦屋市 相生市 加古川市 宝塚市 加西市 猪名川町 加東市 稲美町 播磨町 市川町 福崎町 太子町 たつの市 養父市 丹波市 篠山市	こども	48	小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	芦屋市 宝塚市 加西市 市川町 神河町 丹波市 篠山市	母子家庭等	84	県助成制度の対象とならない以下の者 ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児(年齢は同上) *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	平成31年 3月診療分
兵庫県	相生市	母子家庭等	84	県助成制度の対象とならない以下の者 ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児(年齢は同上) *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	伊丹市	乳幼児等	80	小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	未就学児:自己負担なし 就学児:1医療機関等あたり医療保険における自己負担額の2/3【1日800円(低所得者600円)を限度に月2回】	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	伊丹市	こども	47	小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	1医療機関等あたり医療保険における自己負担額の2/3【1日800円(低所得者600円)を限度に月2回】	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	相生市	高齢期移行	42	県助成制度の対象とならない以下の者 ・後期高齢者医療制度に加入していない65歳以上69歳以下の者で、身体的理由等により日常生活に支障がある特別な配慮が必要な者 *自立支援、指定難病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率2割負担 《負担限度額※》 ※外来を含み、超えた額は償還 区分Ⅱ 35,400円/月 区分Ⅰ 15,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担(区分Ⅰは1割負担) 《負担限度額》 区分Ⅱ 24,600円/月 区分Ⅰ 15,000円/月	定率2割負担 《外来限度額》 区分Ⅱ 12,000円/月 区分Ⅰ 8,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担(区分Ⅰは1割負担) 外来限度額 8,000円/月	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	相生市 赤穂市	重度心身障害者	83	県助成制度の対象とならない以下の者 ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度(療育手帳A判定)の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回 ※長期特定疾病療養(マル長)の場合、1日目では本来の医療保険の自己負担額(3割)が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額(3割)と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	相生市 赤穂市 篠山市	重度精神障害者	44	県助成制度の対象とならない以下の者 ・精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	加古川市	心身障害者	83	・60歳以上で障害程度が3級及び4級の身体障害者 ・障害程度が心臓機能障害3級の身体障害者 ・中度(療育手帳B1判定)の知的障害者 ・いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ・*70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化 ・*自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 ・*訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回 ※長期特定疾病療養(マル長)の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額(3割)が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額(3割)と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	平成31年3月診療分
兵庫県	加古川市 新温泉町	重度精神障害者	43	精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回 ※長期特定疾病療養(マル長)の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額(3割)が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額(3割)と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	加古川市	精神障害者	44	精神障害者保健福祉手帳2級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回 ※長期特定疾病療養(マル長)の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額(3割)が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額(3割)と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	加古川市	母子家庭等	85	・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳到達月の末日までの高校在学中の児童を監護する母子家庭・母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児(年齢は同上) ・*70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化 ・*自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 ・*訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円(低所得者400円)を限度に月2回 ※長期特定疾病療養(マル長)の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額(3割)が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額(3割)と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	赤穂市 佐用町 宍粟市	乳幼児等	81	中学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	赤穂市 香美町 豊岡市	母子家庭等	85	・18歳に達した年度の未までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児(年齢は同上) *70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	赤穂市	母子家庭等	84	県助成制度の対象とならない以下の者 ・満20歳の誕生日の属する月の末日を経過していない児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児(年齢は同上) *70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化。 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	宝塚市	重度心身障害者	83	・障害程度が1級～4級の身体障害者 ・重度(療育手帳A判定)及び中度(療育手帳B1判定)の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回 ※長期特定疾病療養(マル長)の場合、1日目以来の医療保険の自己負担額(3割)が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額(3割)と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	平成31年 3月診療分
兵庫県	宝塚市	重度精神障害者	44	精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	宝塚市	高齢期移行	42	県助成制度の対象とならない以下の者 ・後期高齢者医療制度に加入していない65歳以上69歳以下の者で、身体的理由等により日常生活に支障がある特別な配慮が必要な者 *自立支援、指定難病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率2割負担 《負担限度額※》 ※外来を含み、超えた額は償還 区分Ⅱ 35,400円/月 区分Ⅰ 15,000円/月	定率2割負担 《外来限度額》 区分Ⅱ 12,000円/月 区分Ⅰ 8,000円/月	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	三木市	乳幼児等	80	中学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成31年 3月診療分
兵庫県	三木市		81	県助成制度の対象とならない以下の者 中学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	高砂市	高齢期移行	41	後期高齢者医療制度に加入していない65歳以上69歳以下の者で、身体的理由等により日常生活に支障がある特別な配慮が必要な者 (ただし、生活保護法の適用者は除外) *自立支援、指定難病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率2割負担 《負担限度額※》 ※外来を含み、超えた額は償還 区分Ⅱ 35,400円/月 区分Ⅰ 15,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担(区分Ⅰは1割負担) 《負担限度額》 区分Ⅱ 24,600円/月 区分Ⅰ 15,000円/月	定率2割負担 《外来限度額》 区分Ⅱ 12,000円/月 区分Ⅰ 8,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担(区分Ⅰは1割負担) 外来限度額 8,000円/月	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	高砂市		42	後期高齢者医療制度に加入していない65歳以上69歳以下の者で、市町村民税非課税世帯の者 (ただし、生活保護法の適用者は除外) *昭和24年7月1日以降生まれの者は対象外 *自立支援、指定難病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率2割負担 《負担限度額※》 ※外来を含み、超えた額は償還 区分Ⅱ 24,600円/月	定率2割負担 《外来限度額》 外来限度額 8,000円/月	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	高砂市	乳幼児等	81	小学3年生までの乳幼児等 (ただし、生活保護法の適用者は除外) *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	高砂市	こども	48	小学4年生から中学3年生 (ただし、生活保護法の適用者は除外) *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	高砂市	重度心身障害者	82	・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度(療育手帳A判定)の知的障害者(ただし、生活保護法の適用者は除外) ・いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ・70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 ・自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 ・訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円(低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回 ※長期特定疾病療養(マル長)の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額(3割)が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額(3割)と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	平成31年3月診療分
兵庫県	高砂市		83	・障害程度が心臓機能障害3級の身体障害者 ・重度(療育手帳B1判定)の知的障害者(ただし、生活保護法の適用者は除外) ・いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ・70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化。 ・自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 ・訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円(低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回 ※長期特定疾病療養(マル長)の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額(3割)が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額(3割)と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	高砂市	重度精神障害者	43	精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 ・後期高齢者医療に加入する者と生活保護法の適用者は除外 ・70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 ・自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 ・訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ・精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円(低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	高砂市		44	精神障害者保健福祉手帳2級の精神障害者 ・後期高齢者医療に加入する者と生活保護法の適用者は除外 ・70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 ・自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 ・訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ・精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円(低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	高砂市	母子家庭等	85	・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童(遺児(年齢は同上)) (ただし、生活保護法の適用者は除外) ・70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化。 ・自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 ・訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円(低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	高砂市		84	県助成制度の対象とならない以下の者 ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童(遺児(年齢は同上)) (ただし、生活保護法の適用者は除外) ・70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化。 ・自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 ・訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円(低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	川西市	こども	47	小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	医療保険における自己負担額の1/3	対象外	県内の医療機関等	平成31年 3月診療分
兵庫県	小野市 福崎町	重度 心身障害者	83	・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度(療育手帳A判定)の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	小野市 福崎町	重度 精神障害者	44	精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	小野市	こども	48	小学4年生から高校3年生(高校在籍の有無に関係なく18歳到達の年度末まで) *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	小野市	母子家庭等	84	・18歳に達した年度の未までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児(年齢は同上) *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	三田市	乳幼児等	81	小学3年生までの乳幼児等 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	未就学児0円 小1～小3 1医療機関等あたり2割負担上限1日400円(低所得者0円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	三田市	こども	48	小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	1医療機関等あたり2割負担上限1日400円(低所得者0円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	三田市	重度心身障害者	83	・障害程度が3級の身体障害者 ・障害程度が1級及び2級の身体障害者世帯合算超過者 ・重度(療育手帳A判定)の知的障害者世帯合算超過者 ※いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ※70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化 ※自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 ※訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回 ※長期特定疾病療養(マル長)の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額(3割)が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額(3割)と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	平成31年3月診療分
兵庫県	三田市	重度精神障害者	44	精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者世帯合算超過者 ※後期高齢者医療に加入する者を除く ※70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 ※自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 ※訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ※精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	三田市	母子家庭等	84	・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児(年齢は同上) (県制度所得制限額を超過するが、児童扶養手当一部支給基準を満たす者) ※自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 ※訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	加西市	重度精神障害者	44	精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の精神障害者 ※後期高齢者医療に加入する者を除く ※70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 ※自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 ※訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ※精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	加東市	母子家庭等	84	県助成制度の対象とならない以下の者 ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童 ・遺児(年齢は同上) ※自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 ※訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	加東市	高齢期移行	42	県助成制度の対象とならない以下の者 ・後期高齢者医療制度に加入していない65歳以上69歳以下の者 *自立支援、指定難病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率2割負担 《負担限度額※》 ※外来を含み、超えた額は償還 区分Ⅱ 35,400円/月 区分Ⅰ 15,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担（区分Ⅰは1割負担） 《負担限度額》 区分Ⅱ 24,600円/月 区分Ⅰ 15,000円/月	定率2割負担 《外来限度額》 区分Ⅱ 12,000円/月 区分Ⅰ 8,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担（区分Ⅰは1割負担） 外来限度額 8,000円/月	対象外	県内の医療機関等	平成31年 3月診療分
兵庫県	多可町	乳幼児等	80	小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）対象外としている。（償還払いのみ対応） *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	多可町	こども	47	小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）対象外としている。（償還払いのみ対応） *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	多可町	重度心身障害者	83	・障害程度が3級の身体障害者 ・中軽度（療育手帳B1・B2）の知的障害者 ・いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	多可町	母子家庭等	84	県助成制度の対象とならない以下の者 ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童 ・遺児（年齢は同上） *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	播磨町	重度心身障害者	83	・内部障害による障害程度が3級の身体障害者 ・中度（療育手帳B1判定）の知的障害者 ・いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	播磨町	母子家庭等	84	県助成制度の対象とならない以下の者 ・18歳に達した年度末以降20歳未満の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児(年齢は同上) ・自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 ・訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	平成31年3月診療分
兵庫県	福崎町	母子家庭等	84	・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児(年齢は同上) ・70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化 ・自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 ・訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	神河町	乳幼児等	81	高校等3年生まで ・自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 ・訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ・学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	太子町	重度心身障害者	82	・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度(療育手帳A判定)の知的障害者 ・いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ・70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 ・自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 ・訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	負担限度額月額2,400円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	太子町	重度精神障害者	43	精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 ・後期高齢者医療に加入する者を除く ・70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 ・自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 ・訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ・精神疾患の入院・通院の治療は対象外	負担限度額月額2,400円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	太子町	母子家庭等	85	・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児(年齢は同上) ・自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 ・訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	負担限度額月額3,200円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	太子町	高齢期移行	41	後期高齢者医療制度に加入していない65歳以上69歳以下の者 ・自立支援、指定難病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ・訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率2割負担 《負担限度額※》 ※外来を含み、超えた額は償還 区分Ⅱ 35,400円/月 区分Ⅰ 15,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担（区分Ⅰは1割負担） 《負担限度額》 区分Ⅱ 24,600円/月 区分Ⅰ 15,000円/月	定率2割負担 《外来限度額》 区分Ⅱ 12,000円/月 区分Ⅰ 8,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担（区分Ⅰは1割負担） 外来限度額 8,000円/月	対象外	県内の医療機関等	平成31年 3月診療分
兵庫県	たつの市 佐用町 宍粟市 加西市	重度心身障害者	83	・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ※いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	たつの市 佐用町 宍粟市	重度精神障害者	44	精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	上郡町	重度心身障害者	82	・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ・上記障害者のうち高校1年生以上の者 ※いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	上郡町		83	・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ・上記障害者のうち中学3年生までの者 ※いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	上郡町		43	精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者で高校1年生以上の者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	上郡町	重度精神障害者	44	精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者で中学3年生までの者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成31年 3月診療分
兵庫県	上郡町	母子家庭等	85	・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童で高校1年生以上の者 ・遺児（年齢は同上） *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	上郡町		84	・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母又は父の児童で中学3年生までの者 ・遺児（年齢は同上） *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	佐用町	母子家庭等	84	・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） *70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	宍粟市	母子家庭等	84	・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	香美町	こども	48	高校1年生から高校3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	新温泉町	こども	81	小学4年生から中学3年生又は1歳到達月の翌月から小学3年生までの幼児で法別番号80対象者以外の者（1歳の誕生日の属する月の翌月から9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者で法別番号80以外の者） *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	新温泉町	重度心身障害者	83	県助成制度の対象とならない以下の者 ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ※いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ※70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化 ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,600円 ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日900円を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目では本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	平成31年 3月診療分
兵庫県	新温泉町	重度精神障害者	44	県助成制度の対象とならない以下の者 ・精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 ＊後期高齢者医療に加入する者を除く ※70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ＊精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,600円 ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日900円を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目では本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	新温泉町	母子家庭等	84	県助成制度の対象とならない以下の者 ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	新温泉町	高齢期移行	42	県助成制度の対象とならない以下の者 ・後期高齢者医療制度に加入していない65歳以上69歳以下の者 ＊自立支援、指定難病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率2割負担 《負担限度額※》 ※外来を含み、超えた額は償還 負担限度額 44,400円/月	定率2割負担 《外来限度額》 外来限度額12,000円/月	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	丹波市	重度心身障害者	83	・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ※いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ※70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化 ・自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ・訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	なし	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目では本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	丹波市	重度精神障害者	44	精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	なし	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	平成31年 3月診療分
兵庫県	南あわじ市	乳幼児等	81	小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	豊岡市	乳幼児等	80	小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	1医療機関等あたり1日400円を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	豊岡市	こども	47	小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	医療保険における自己負担額の2/3かつ1医療機関等ごとに月上限1,600円	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	尼崎市	乳幼児等	81	就学前の乳幼児等（ただし0歳児は除く。） *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 *所得制限による県の「乳幼児等医療給付事業」の非該当者	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	令和元年 7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	神戸市（＊）	重度心身障害者	82	*平成31年3月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者及び高校生以下1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者及び高校生以下400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	神戸市（＊）	重度心身障害者	83	*平成31年3月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） ・内部障害による障害程度が3級の身体障害者 ・障害程度が3級と中度（療育手帳B1判定）の知的障害との重複障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	・定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者及び高校生以下1,600円） ・重障心身障害者は、負担なし ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	・1医療機関等あたり1日600円（低所得者及び高校生以下400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。 ・重障心身障害者は負担なし	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	神戸市（＊）	重度精神障害者	43	*平成31年3月診療分から受託している重度精神障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者及び高校生以下1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者及び高校生以下400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	令和元年7月診療分
兵庫県	姫路市 明石市 洲本市 芦屋市 伊丹市 相生市 加古川市 赤穂市 西脇市 宝塚市 三木市 三田市 猪名川町 加東市 多可町 福美町 播磨町 市川町 神河町 香美町 新温泉町 養父市 朝来市 丹波篠山市 淡路市 南あわじ市 豊岡市（＊）	重度心身障害者	82	*平成31年3月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	姫路市 明石市 洲本市 芦屋市 伊丹市 相生市 赤穂市 西脇市 三木市 猪名川町 加東市 多可町 稲美町 播磨町 市川町 神河町 香美町 養父市 朝来市 丹波篠山市 川西市 三田市 淡路市 南あわじ市 豊岡市（＊）	重度精神障害者	43	*平成31年3月診療分から受託している重度精神障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
	兵庫県	尼崎市（＊）	82	*平成31年3月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。 ※18歳未満は無料	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	令和元年7月診療分
	兵庫県	尼崎市（＊）	83	*平成31年3月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） ・障害程度が3級の身体障害者 ・中度（療育手帳B1判定）の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。 ※18歳未満は無料	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
	兵庫県	尼崎市（＊）	43	*平成31年3月診療分から受託している重度精神障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。 ※18歳未満は無料	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	尼崎市（＊）	重度精神障害者	44	＊平成31年3月診療分から受託している重度精神障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） 精神障害者保健福祉手帳2級の精神障害者 ＊後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ＊精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。 ※18歳未満は無料	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	令和元年7月診療分
兵庫県	明石市（＊）	重度心身障害者	83	＊平成31年3月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） ・障害程度が3級の身体障害者 ・中度（療育手帳B1判定）の知的障害者 ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	明石市（＊）	重度精神障害者	44	＊平成31年3月診療分から受託している重度精神障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） 精神障害者保健福祉手帳2級の精神障害者 ＊後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ＊精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	西宮市（＊）	障害者（心身）	82	＊平成31年3月診療分から受託している障害者（心身）医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	西宮市（＊）		83	＊平成31年3月診療分から受託している障害者（心身）医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） ・障害程度が3級の身体障害者 ・中度（療育手帳B1判定）の知的障害者 ・軽度（療育手帳B2判定のうちIQ・DQ60以下かIQ・DQ61以上で自閉症）の知的障害者 ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	西宮市（＊）	障害者（精神）	43	*平成31年3月診療分から受託している障害者（精神）医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	令和元年7月診療分
兵庫県	西宮市（＊）		44	*平成31年3月診療分から受託している障害者（精神）医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） 精神障害者保健福祉手帳2級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	西宮市（＊）	母子家庭等	85	*平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） 所得基準は児童扶養手当の全部支給基準以下 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	西宮市（＊）		84	*平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） 所得基準（扶養義務者等全員の市町村民税所得割額の合計が23万5千円）未満 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	芦屋市（＊）	重度心身障害者	83	*平成31年3月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） ・障害程度が3級の身体障害者 ・療育手帳B1判定の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *法別82の対象者要件について世帯合算オーバー対象 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目では本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	芦屋市（＊）	重度精神障害者	44	*平成31年3月診療分から受託している重度精神障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） 精神障害者保健福祉手帳2級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *法別43の対象者要件について世帯合算オーバー対象 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	相生市 赤穂市 （＊）	重度 心身障害者	83	*平成31年3月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） 県助成制度の対象とならない以下の者 ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	令和元年 7月診療分
兵庫県	相生市 丹波篠山市 （＊）	重度 精神障害者	44	*平成31年3月診療分から受託している重度精神障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） 県助成制度の対象とならない以下の者 ・精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	加古川市 （＊）	心身障害者	83	*平成31年3月診療分から受託している心身障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） ・60歳以上で障害程度が3級及び4級の身体障害者 ・障害程度が心臓機能障害3級の身体障害者 ・中度（療育手帳B1判定）の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	加古川市 新温泉町 （＊）	重度 精神障害者	43	*平成31年3月診療分から受託している重度精神障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	加古川市（＊）	精神障害者	44	＊平成31年3月診療分から受託している精神障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） 精神障害者保健福祉手帳2級の精神障害者 ＊後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ＊精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目では本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	令和元年7月診療分
兵庫県	加古川市（＊）	母子家庭等	85	＊平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳到達月の末日までの高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目では本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	赤穂市 香美町 豊岡市（＊）	母子家庭等	85	＊平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	赤穂市（＊）	母子家庭等	84	＊平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） 県助成制度の対象とならない以下の者 ・満20歳の誕生日の属する月の末日を経過していない児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	宝塚市（＊）	重度心身障害者	83	＊平成31年3月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） ・障害程度が1級～4級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）及び中度（療育手帳B1判定）の知的障害者 ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目では本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	宝塚市（＊）	重度精神障害者	44	＊平成31年3月診療分から受託している重度精神障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） 精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の精神障害者 ＊後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	高砂市（＊）	重度心身障害者	82	＊平成31年3月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者（ただし、生活保護法の適用者は除外） ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	令和元年7月診療分
兵庫県	高砂市（＊）		83	＊平成31年3月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） ・障害程度が心臓機能障害3級の身体障害者 ・重度（療育手帳B1判定）の知的障害者（ただし、生活保護法の適用者は除外） ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	高砂市（＊）	重度精神障害者	43	＊平成31年3月診療分から受託している重度精神障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 ＊後期高齢者医療に加入する者と生活保護法の適用者は除外 ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ＊精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	高砂市（＊）		44	＊平成31年3月診療分から受託している重度精神障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） 精神障害者保健福祉手帳2級の精神障害者 ＊後期高齢者医療に加入する者と生活保護法の適用者は除外 ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ＊精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	高砂市（＊）		85	＊平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上）（ただし、生活保護法の適用者は除外） ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	高砂市（＊）	母子家庭等	84	＊平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） 県助成制度の対象とならない以下の者 ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上）（ただし、生活保護法の適用者は除外） ・自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	小野市 福崎町 (*)	重度 心身障害者	83	*平成31年3月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大 (70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉) ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度(療育手帳A判定)の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和元年 7月診療分
兵庫県	小野市 福崎町 (*)	重度 精神障害者	44	*平成31年3月診療分から受託している重度精神障害者医療について、対象年齢を拡大 (70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉) 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	
兵庫県	三田市 (*)	重度 心身障害者	83	*平成31年3月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大 (70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉) ・障害程度が3級の身体障害者 ・障害程度が1級及び2級の身体障害者世帯合算超過者 ・重度(療育手帳A判定)の知的障害者世帯合算超過者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える 入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日 600円(低所得者400円) を限度に月2回 ※長期特定疾病療養(マル長)の場合、1日目で 本来の医療保険の自己 負担額(3割)が1万円を 超えた場合においても、2 日目は本来の医療保険 の自己負担額(3割)と福 祉医療の一部負担額を 比較して少ない方の額を 徴収する。	対象外	県内の 医療機関等	
兵庫県	三田市 (*)	重度 精神障害者	44	*平成31年3月診療分から受託している重度精神障害者医療について、対象年齢を拡大 (70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉) 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者世帯合算超過者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える 入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日 600円(低所得者400円) を限度に月2回	対象外	県内の 医療機関等	
兵庫県	加西市 (*)	重度 精神障害者	44	*平成31年3月診療分から受託している重度精神障害者医療について、対象年齢を拡大 (70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉) 精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える 入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日 600円(低所得者400円) を限度に月2回	対象外	県内の 医療機関等	
兵庫県	多可町 (*)	重度 心身障害者	83	*平成31年3月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大 (70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉) ・障害程度が3級の身体障害者 ・中軽度(療育手帳B1・B2)の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える 入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日 600円(低所得者400円) を限度に月2回 ※長期特定疾病療養(マル長)の場合、1日目 で本来の医療保険の自己 負担額(3割)が1万円を 超えた場合においても、2 日目は本来の医療保険 の自己負担額(3割)と福 祉医療の一部負担額を 比較して少ない方の額を 徴収する。	対象外	県内の 医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	播磨町（＊）	重度心身障害者	83	＊平成31年3月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） ・内部障害による障害程度が3級の身体障害者 ・中度（療育手帳B1判定）の知的障害者 ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目では本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	令和元年7月診療分
兵庫県	福崎町（＊）	母子家庭等	84	＊平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	太子町（＊）	重度心身障害者	82	＊平成31年3月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	太子町（＊）	重度精神障害者	43	＊平成31年3月診療分から受託している重度精神障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 ＊後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ＊精神疾患の入院・通院の治療は対象外	負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	たつの市 佐用町 加西市（＊）	重度心身障害者	83	＊平成31年3月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目では本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	たつの市 佐用町（＊）	重度精神障害者	44	＊平成31年3月診療分から受託している重度精神障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 ＊後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ＊精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	上郡町（＊）	重度心身障害者	82	＊平成31年3月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→（記述消去）） ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ・上記障害者のうち高校1年生以上の者 ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	令和元年7月診療分
兵庫県	上郡町（＊）		83	＊平成31年3月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→（記述消去）） ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ・上記障害者のうち中学3年生までの者 ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	上郡町（＊）	重度精神障害者	43	＊平成31年3月診療分から受託している重度精神障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→（記述消去）） 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者で高校1年生以上の者 ＊後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ＊精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	上郡町（＊）	重度精神障害者	44	＊平成31年3月診療分から受託している重度精神障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→（記述消去）） 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者で中学3年生までの者 ＊後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ＊精神疾患の入院・通院の治療は対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	佐用町（＊）	母子家庭等	84	＊平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→（記述消去）） ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	新温泉町（＊）	重度心身障害者	83	＊平成31年3月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→（記述消去）） 県助成制度の対象とならない以下の者 ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,600円 ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日900円を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	新温泉町（＊）	重度精神障害者	44	*平成31年3月診療分から受託している重度精神障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） 県助成制度の対象とならない以下の者 ・精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 ・後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,600円 ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日900円を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	令和元年7月診療分
兵庫県	丹波市（＊）	重度心身障害者	83	*平成31年3月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ※いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ・自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ・訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	なし	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	丹波市（＊）	重度精神障害者	44	*平成31年3月診療分から受託している重度精神障害者医療について、対象年齢を拡大（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	なし	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	宍粟市（＊）	乳幼児等	81	*平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象年齢を拡大（中学3年生まで→18歳までに拡大） 18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	宍粟市（＊）	重度心身障害者	83	*平成31年3月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象年齢を拡大し、自己負担を変更（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→〈記述消去〉） ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ※いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。 ※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者は無料	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。 ※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者は無料	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	宍粟市（＊）	重度精神障害者	44	＊平成31年3月診療分から受託している重度精神障害者医療について、対象年齢を拡大し、自己負担を変更（70～74歳については現物助成なし。ただし、令和元年7月診療分から現物化→（記述消去）） ＊精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 ＊後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ＊精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。 ※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者は無料	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者は無料	対象外	県内の医療機関等	令和元年7月診療分
兵庫県	宍粟市（＊）	母子家庭等	84	＊平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、自己負担を変更 ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。 ※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者は無料	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回 ※18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者は無料	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	川西市	乳幼児等	81	小学3年生までの乳幼児等 ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ＊学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 ＊市単独制度（1歳以上の未就学児に限り、両親等の市（町村）民税所得割税額の合計が23.5万円以上でも対象）	なし	なし	対象外	県内の医療機関	令和2年7月診療分
兵庫県	三田市（＊）	こども	48	＊平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、外来自己負担の変更（所得制限超過者3割負担800円） 小学4年生から中学3年生 ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ＊学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	1医療機関等あたり2割負担上限1日400円（低所得者0円・所得制限超過者3割負担1日上限800円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関	令和2年7月診療分
兵庫県	三田市（＊）								
兵庫県	三田市（＊）	乳幼児等	81	＊平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、外来自己負担の変更（小1～小3・所得制限超過者3割負担800円） 小学3年生までの乳幼児等 ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ＊学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	未就学児0円 小1～小3 1医療機関等あたり2割負担上限1日400円（低所得者0円・所得制限超過者3割負担1日上限800円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関	令和2年7月診療分
兵庫県	三田市（＊）								

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	佐用町（＊）	乳幼児等	81	*平成31年3月診療分から受託している乳幼児医療費助成について、現物助成の対象年齢を拡大（中学3年生→高校3年生） 高校3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関	令和2年7月診療分
兵庫県	新温泉町（＊）	こども	81	*平成31年3月診療分から受託している乳幼児医療費助成について、対象年齢を拡大（中学3年生→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） 小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者又は1歳到達月の翌月から小学3年生までの幼児で法別番号80対象者以外の者（1歳の誕生日の属する月の翌月から9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者で法別番号80以外の者） *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関	令和2年7月診療分
兵庫県	西宮市（＊）	障害者（心身）	83	*令和元年7月診療分から助成内容を変更している障害者（心身）医療について、現物助成対象者を拡大、備考を追加 （障害程度が3級の身体障害者→障害程度が3級及び4級の身体障害者）（備考：*身体障害者4級は入院のみ助成） ・障害程度が3級及び4級の身体障害者 ・中度（療育手帳B1判定）の知的障害者 ・軽度（療育手帳B2判定のうちIQ・DQ60以下かIQ・DQ61以上で自閉症）の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入するものを除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾患、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *身体障害者4級は入院のみ助成	定率1割負担 負担限度額月額2400円（低所得者1600円） ※連続して3か月を超える入院の場合、4か月目以降は一部負担金額を徴収しない。	1医療機関あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関	令和2年7月診療分
兵庫県	西宮市（＊）								
兵庫県	淡路市	こども	48	小学4年生から中学3年生まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分
兵庫県	淡路市	乳幼児等	81	小学3年生まで（9歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の乳幼児等	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分
兵庫県	神戸市	重度精神障害者	44	精神障害者保険福祉手帳1級の精神障害者	定率1割負担 負担限度額1600円 *連続して3か月を超える入院の場合、4か月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関あたり1日400円を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	神戸市 姫路市 尼崎市 明石市 洲本市 芦屋市 伊丹市 相生市 加古川市 赤穂市 西脇市 宝塚市 三木市 川西市 小野市 三田市 加西市 猪名川町 加東市 多可町 稲美町 播磨町 市川町 福崎町 神河町 たつの市 上郡町 佐用町 宍粟市 香美町 新温泉町 養父市 朝来市 丹波市 丹波篠山市 淡路市 南あわじ市 豊岡市 (*)	高齢期移行	41	*平成31年3月診療分から受託している高齢期以降医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) 後期高齢者医療制度に加入していない65歳以上69歳以下の者で、身体的理由等により日常生活に支障がある特別な配慮が必要な者 *自立支援、指定難病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外	定率2割負担 《負担限度額※》 ※外来を含み、超えた額は償還 区分Ⅱ 35,400円/月 区分Ⅰ 15,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担(区分Ⅰは1割負担) 《負担限度額》 区分Ⅱ 24,600円/月 区分Ⅰ 15,000円/月	定率2割負担 《外来限度額》 区分Ⅱ 12,000円/月 区分Ⅰ 8,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担(区分Ⅰは1割負担) 外来限度額 8,000円/月	対象外	県内の医療機関等	令和3年 7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	神戸市（＊）	重度心身障害者	82	＊令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化 ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者及び高校生以下1,600円） ＊連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者及び高校生以下400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分
兵庫県	神戸市（＊）	重度心身障害者	83	＊令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・内部障害による障害程度が3級の身体障害者 ・障害程度が3級と中度（療育手帳B1判定）の知的障害との重複障害者 ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	・定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者及び高校生以下1,600円） ・重障心身障害者は、負担なし ＊連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	・1医療機関等あたり1日600円（低所得者及び高校生以下400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。 ・重障心身障害者は負担なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	神戸市（＊）	重度精神障害者	43	＊令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度精神障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 ＊後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者及び高校生以下1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者及び高校生以下400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分
兵庫県	神戸市（＊）	乳幼児等	81	＊平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 小学3年生まで ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	・0歳～3歳の誕生日の属する月の月末まで：なし ・上記以外：1医療機関等あたり2割負担（1日400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	神戸市（＊）	こども	48	＊平成31年3月診療分から受託しているこども医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 小学4年生から中学3年生 ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	1医療機関等あたり2割負担（1日400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	神戸市（＊）	母子家庭等	85	＊平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額1,600円 ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日400円を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	神戸市（＊）		84	＊平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 県助成制度の対象とならない以下の者 ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額1,600円 ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日400円を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	姫路市 明石市 洲本市 芦屋市 伊丹市 相生市 加古川市 赤穂市 西脇市 宝塚市 三木市 三田市 猪名川町 加東市 多可町 稲美町 播磨町 市川町 神河町 香美町 新温泉町 養父市 朝来市 丹波篠山市 淡路市 南あわじ市 豊岡市 (*)	重度 心身障害者	82	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加(訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→<記述消去>) ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度(療育手帳A判定)の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回 ※長期特定疾病療養(マル長)の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額(3割)が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額(3割)と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	令和3年 7月診療分
	姫路市 明石市 洲本市 芦屋市 伊丹市 相生市 赤穂市 西脇市 三木市 猪名川町 加東市 多可町 稲美町 播磨町 市川町 神河町 香美町 養父市 朝来市 丹波篠山市 川西市 三田市 淡路市 南あわじ市 豊岡市 (*)			*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度精神障害者医療について、対象に訪問看護を追加(訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→<記述消去>) 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	姫路市 芦屋市 相生市 加古川市 宝塚市 小野市 加西市 猪名川町 加東市 稲美町 播磨町 市川町 福崎町 太子町 たつの市 養父市 丹波市 丹波篠山市 (*)	乳幼児等	81	*平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) 小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 7月診療分
兵庫県	姫路市 (*)	こども	47	*平成31年3月診療分から受託しているこども医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) 小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	
兵庫県	姫路市 明石市 洲本市 芦屋市 伊丹市 西脇市 宝塚市 三木市 川西市 三田市 猪名川町 加東市 多可町 稲美町 播磨町 たつの市 新温泉町 養父市 朝来市 丹波市 丹波篠山市 淡路市 南あわじ市 (*)	母子家庭等	85	*平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子 家庭の父及びその児童 ・遺児(年齢は同上) *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える 入院の場合、4ヶ月目以 降は一部負担金を徴収し ない。	1医療機関等あたり1日 800円(低所得者400円) を限度に月2回	対象外	県内の 医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	相生市 (*)	母子家庭等	85	*平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児(年齢は同上) *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	令和3年 7月診療分
兵庫県	姫路市 西脇市 (*)	母子家庭等	84	*平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) 県助成制度の対象とならない以下の者 ・母子家庭又は父子家庭において監護されている18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童 ・遺児(年齢は同上) ※自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	尼崎市 (*)	乳幼児等	80	*平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) 小学3年生までの乳幼児等 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 *所得制限あり	なし	1医療機関等あたり1日800円(低所得者600円)を限度に月2回 ※就学前は無料。	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	尼崎市 (*)	こども	47	*平成31年3月診療分から受託しているこども医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) 小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	医療保険における自己負担額の2/3	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	尼崎市（＊）	重度心身障害者	82	＊令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。 ※18歳未満は無料	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分
兵庫県	尼崎市（＊）		83	＊令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・障害程度が3級の身体障害者 ・中度（療育手帳B1判定）の知的障害者 ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。 ※18歳未満は無料	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	尼崎市（＊）	重度精神障害者	43	＊令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度精神障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 ＊後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。 ※18歳未満は無料	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	尼崎市（＊）	重度精神障害者	44	＊令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度精神障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 精神障害者保健福祉手帳2級の精神障害者 ＊後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。 ※18歳未満は無料	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	尼崎市（＊）	母子家庭等	85	＊平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母、又は父子家庭の父及びその単身養育者 ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分
兵庫県	尼崎市（＊）		84	＊平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 県助成制度の対象とならない以下の者 ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父、単身養育者及びその児童 ・遺児（年齢は同上） ※自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。 ※児童は無料	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	明石市（＊）	重度心身障害者	83	＊令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・障害程度が3級の身体障害者 ・中度（療育手帳B1判定）の知的障害者 ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	明石市（＊）	重度精神障害者	44	＊令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度精神障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 精神障害者保健福祉手帳2級の精神障害者 ＊後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	明石市（＊）	こども	81	＊平成31年3月診療分から受託しているこども医療について、対象に訪問看護を追加、対象年齢を拡大（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） （中学3年生まで→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	明石市 (*)	母子家庭等	84	*平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 県助成制度の対象とならない以下の者 ・母子家庭又は父子家庭において監護されている18歳に達した年度末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童 ・遺児（年齢は同上） ※自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分
兵庫県	西宮市 (*)	高齢期移行	41	*平成31年3月診療分から受託している高齢期移行医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 後期高齢者医療制度に加入していない65歳以上69歳以下の者で、以下の要件を満たす者 市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下であり、かつ要介護2以上の者 但し、S27.6.30以前生まれの者は市町村民税非課税世帯で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下の者 *自立支援、指定難病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率2割負担 《負担限度額※》 ※外来を含み、超えた額は償還 区分Ⅱ 35,400円/月 区分Ⅰ 15,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担（区分Ⅰは1割負担） 《負担限度額》 区分Ⅱ 24,600円/月 区分Ⅰ 15,000円/月	定率2割負担 《外来限度額》 区分Ⅱ 12,000円/月 区分Ⅰ 8,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担（区分Ⅰは1割負担） 外来限度額 8,000円/月	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	西宮市 (*)		42	*平成31年3月診療分から受託している高齢期移行医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 後期高齢者医療制度に加入していない65歳以上69歳以下の者で、以下の要件を満たす者 区分Ⅱ 市町村民税非課税世帯で、要介護2以上の者 但し、S27.6.30以前生まれの者は市町村民税非課税世帯の者 ※自立支援、指定難病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率2割負担 《負担限度額※》 ※外来を含み、超えた額は償還 区分Ⅱ 35,400円/月 区分Ⅰ 15,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担（区分Ⅰは1割負担） 《負担限度額》 区分Ⅱ 24,600円/月 区分Ⅰ 15,000円/月	定率2割負担 《外来限度額》 区分Ⅱ 12,000円/月 区分Ⅰ 8,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担（区分Ⅰは1割負担） 外来限度額 8,000円/月	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	西宮市（＊）	障害者（心身）	82	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している障害者（心身）医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分
兵庫県	西宮市（＊）		83	*令和2年7月診療分から受託内容を変更している障害者（心身）医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・障害程度が3級及び4級の身体障害者 ・中度（療育手帳B1判定）の知的障害者 ・軽度（療育手帳B2判定のうちIQ・DQ60以下かIQ・DQ61以上で自閉症）の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入するものを除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾患、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *身体障害者4級は入院のみ助成	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	西宮市（＊）	障害者（精神）	43	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している障害者（精神）医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化。 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	西宮市（＊）		44	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している障害者（精神）医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 精神障害者保健福祉手帳2級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	西宮市（＊）	乳幼児等	80	*平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 0歳児及び1歳の誕生月の翌月1日から小学3年生までの、所得基準(扶養義務者等全員の市町村民税所得割額の合計が23万5千円)未満の者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 7月診療分
兵庫県	西宮市（＊）		81	*平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加、対象年齢を拡大（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） (6歳到達後の3月31日まで→小学3年生まで) 1歳の誕生月の翌月1日から小学3年生までの、所得基準(扶養義務者等全員の市町村民税所得割額の合計が23万5千円)以上の者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	西宮市（＊）	こども	47	*平成31年3月診療分から受託しているこども医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 小学4年生から中学3年生までの、所得基準(扶養義務者等全員の市町村民税所得割額の合計が23万5千円)未満の者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	西宮市（＊）	母子家庭等	85	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児(年齢は同上) 所得基準は児童扶養手当の全部支給基準以下 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円(低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	西宮市（＊）		84	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児(年齢は同上) 所得基準(扶養義務者等全員の市町村民税所得割額の合計が23万5千円)未満 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円(低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	洲本市 西脇市 川西市 上郡町 香美町 新温泉町 朝来市 淡路市 (*)	乳幼児等	80	*平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) 小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 7月診療分
兵庫県	洲本市 西脇市 上郡町 香美町 朝来市 淡路市 南あわじ市 (*)	こども	47	*平成31年3月診療分から受託しているこども医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) 小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	
兵庫県	芦屋市 (*)	重度 心身障害者	83	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) ・障害程度が3級の身体障害者 ・療育手帳B1判定の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *法別82の対象者要件について世帯合算オーバー対象 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回 ※長期特定疾病療養(マール長)の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額(3割)が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額(3割)と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の 医療機関等	
兵庫県	芦屋市 (*)	重度 精神障害者	44	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) 精神障害者保健福祉手帳2級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *法別43の対象者要件について世帯合算オーバー対象 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の 医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	芦屋市 相生市 加古川市 宝塚市 猪名川町 加東市 稲美町 播磨町 市川町 福崎町 太子町 たつの市 養父市 丹波市 丹波篠山市 (*)	こども	48	*平成31年3月診療分から受託しているこども医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) 小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 7月診療分
兵庫県	加西市 (*)	こども	48	*平成31年3月診療分から受託しているこども医療について、対象に訪問看護を追加、対象年齢を拡大 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) (中学3年生→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) 小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	芦屋市 宝塚市 市川町 神河町 丹波市 丹波篠山市 (*)	母子家庭等	84	*平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) 県助成制度の対象とならない以下の者 ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児(年齢は同上) *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	加西市 (*)	母子家庭等	84	*平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加、自己負担額を変更 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) (自己負担備考に「18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者については自己負担なし」を追加) 県助成制度の対象とならない以下の者 ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児(年齢は同上) *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者については自己負担なし	1医療機関等あたり1日800円(低所得者400円)を限度に月2回 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者については自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	相生市（＊）	母子家庭等	84	*平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 県助成制度の対象とならない以下の者 ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度月額3,200円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分
兵庫県	伊丹市（＊）	乳幼児等	80	*平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	未就学児：自己負担なし 就学児：1医療機関等あたり医療保険における自己負担額の2/3【1日800円（低所得者600円）を限度に月2回】	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	伊丹市（＊）	こども	47	*平成31年3月診療分から受託しているこども医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	1医療機関等あたり医療保険における自己負担額の2/3【1日800円（低所得者600円）を限度に月2回】	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	相生市 (*)	高齢期移行	42	*平成31年3月診療分から受託している高齢期移行医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 県助成制度の対象とならない以下の者 ・後期高齢者医療制度に加入していない65歳以上69歳以下の者で、身体的理由等により日常生活に支障がある特別な配慮が必要な者 *自立支援、指定難病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率2割負担 《負担限度額※》 ※外来を含み、超えた額は償還 区分Ⅱ 35,400円/月 区分Ⅰ 15,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担（区分Ⅰは1割負担） 《負担限度額》 区分Ⅱ 24,600円/月 区分Ⅰ 15,000円/月	定率2割負担 《外来限度額》 区分Ⅱ 12,000円/月 区分Ⅰ 8,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担（区分Ⅰは1割負担） 外来限度額 8,000円/月	対象外	県内の医療機関等	令和3年 7月診療分
兵庫県	相生市 赤穂市 (*)	重度心身障害者	83	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 県助成制度の対象とならない以下の者 ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	相生市 赤穂市 丹波篠山市 (*)	重度精神障害者	44	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度精神障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 県助成制度の対象とならない以下の者 ・精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	加古川市 (*)	心身障害者	83	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・60歳以上で障害程度が3級及び4級の身体障害者 ・障害程度が心臓機能障害3級の身体障害者 ・中度（療育手帳B1判定）の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	加古川市 新温泉町 (*)	重度 精神障害者	43	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度精神障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目以来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	令和3年 7月診療分
兵庫県	加古川市 (*)	精神障害者	44	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度精神障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 精神障害者保健福祉手帳2級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目以来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	加古川市 (*)	母子家庭等	85	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳到達月の末日までの高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） *70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目以来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	赤穂市 (*)	乳幼児等	81	*平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 中学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	佐用町（＊）	乳幼児等	81	＊令和2年7月診療分から受託内容を変更している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 高校3年生まで ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ＊学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分
兵庫県	宍粟市（＊）	乳幼児等	81	＊令和2年7月診療分から受託内容を変更している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者 ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外 ＊学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	赤穂市 香美町 豊岡市（＊）	母子家庭等	85	＊令和元年7月診療分から受託内容を変更している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	赤穂市（＊）	母子家庭等	84	＊令和元年7月診療分から受託内容を変更している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 県助成制度の対象とならない以下の者 ・満20歳の誕生日の属する月の末日を経過していない児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	宝塚市（＊）	重度心身障害者	83	＊令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・障害程度が1級～4級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）及び中度（療育手帳B1判定）の知的障害者 ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分
兵庫県	宝塚市（＊）	重度精神障害者	44	＊令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度精神障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の精神障害者 ＊後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	宝塚市（＊）	高齢期移行	42	＊平成31年3月診療分から受託している高齢期移行医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 県助成制度の対象とならない以下の者 ・後期高齢者医療制度に加入していない65歳以上69歳以下の者で、身体的理由等により日常生活に支障がある特別な配慮が必要な者 ＊自立支援、指定難病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率2割負担 《負担限度額※》 ※外来を含み、超えた額は償還 区分Ⅱ 35,400円/月 区分Ⅰ 15,000円/月	定率2割負担 《外来限度額》 区分Ⅱ 12,000円/月 区分Ⅰ 8,000円/月	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	三木市（＊）	乳幼児等	80	＊平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 中学3年生まで ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	三木市（＊）		81	＊平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 県助成制度の対象とならない以下の者 中学3年生まで ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	高砂市（＊）	高齢期移行	41	*平成31年3月診療分から受託している高齢期移行医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 後期高齢者医療制度に加入していない65歳以上69歳以下の者で、身体的理由等により日常生活に支障がある特別な配慮が必要な者（ただし、生活保護法の適用者は除外） *自立支援、指定難病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率2割負担 《負担限度額※》 ※外来を含み、超えた額は償還 区分Ⅱ 35,400円/月 区分Ⅰ 15,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担（区分Ⅰは1割負担） 《負担限度額》 区分Ⅱ 24,600円/月 区分Ⅰ 15,000円/月	定率2割負担 《外来限度額》 区分Ⅱ 12,000円/月 区分Ⅰ 8,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担（区分Ⅰは1割負担） 外来限度額 8,000円/月	対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分
兵庫県	高砂市（＊）		42	*平成31年3月診療分から受託している高齢期移行医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 後期高齢者医療制度に加入していない65歳以上69歳以下の者で、市町村民税非課税世帯の者（ただし、生活保護法の適用者は除外） *昭和24年7月1日以降生まれの者は対象外 *自立支援、指定難病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率2割負担 《負担限度額※》 ※外来を含み、超えた額は償還 区分Ⅱ 24,600円/月	定率2割負担 《外来限度額》 外来限度額 8,000円/月	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	高砂市（＊）		81	*平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 小学3年生までの乳幼児等（ただし、生活保護法の適用者は除外） *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	高砂市 (*)	こども	48	*平成31年3月診療分から受託しているこども医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 小学4年生から中学3年生 （ただし、生活保護法の適用者は除外） *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 7月診療分
兵庫県	高砂市 (*)	重度 心身障害者	82	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 （ただし、生活保護法の適用者は除外） *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	高砂市 (*)		83	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・障害程度が心臓機能障害3級の身体障害者 ・重度（療育手帳B1判定）の知的障害者 （ただし、生活保護法の適用者は除外） *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	高砂市（＊）	重度精神障害者	43	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度重度障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者と生活保護法の適用者は除外 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分
兵庫県	高砂市（＊）		44	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度重度障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 精神障害者保健福祉手帳2級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者と生活保護法の適用者は除外 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	高砂市（＊）	母子家庭等	85	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） （ただし、生活保護法の適用者は除外） *70～74歳については現物助成なし。ただし、31年7月診療分から現物化。 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	高砂市（＊）		84	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 県助成制度の対象とならない以下の者 ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） （ただし、生活保護法の適用者は除外） ・自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	川西市（＊）	こども	47	＊平成31年3月診療分から受託しているこども医療について、対象に訪問看護を追加、自己負担額を変更（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） （入院外：医療保険における自己負担額の1/3→なし） 小学4年生から中学3年生 ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分
兵庫県	小野市福崎町（＊）	重度心身障害者	83	＊令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	小野市福崎町（＊）	重度精神障害者	44	＊令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 ＊後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊精神疾患の入院・通院の治療は対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	小野市（＊）	こども	48	＊平成31年3月診療分から受託しているこども医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 小学4年生から高校3年生（高校在籍の有無に関係なく18歳到達の年度末まで） ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	小野市（＊）	母子家庭等	84	＊平成31年3月診療分から受託しているこども医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	三田市（＊）	乳幼児等	81	＊令和2年7月診療分から受託内容を変更している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 小学3年生までの乳幼児等 ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	未就学児0円 小1～小3 1医療機関等あたり2割負担上限1日400円（低所得者0円・所得制限超過者3割負担1日上限800円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分
兵庫県	三田市（＊）	こども	48	＊令和2年7月診療分から受託内容を変更しているこども医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 小学4年生から中学3年生 ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	1医療機関等あたり2割負担上限1日400円（低所得者0円・所得制限超過者3割負担1日上限800円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	三田市（＊）	重度心身障害者	83	＊令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・障害程度が3級の身体障害者 ・障害程度が1級及び2級の身体障害者世帯合算超過者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者世帯合算超過者 ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目では本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	三田市（＊）	重度精神障害者	44	＊令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度精神障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者世帯合算超過者 ＊後期高齢者医療に加入する者を除く ＊70～74歳については現物助成なし。ただし、平成31年7月診療分から現物化 ＊精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	三田市（＊）	母子家庭等	84	＊平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） （県制度所得制限額を超過するが、児童扶養手当一部支給基準を満たす者） ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	加西市（＊）	重度精神障害者	44	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度精神障害者医療について、対象に訪問看護を追加、自己負担額を変更 （訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） （自己負担備考「18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者については自己負担なし」を追加） 精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円 （低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者については自己負担なし	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者については自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分
兵庫県	加東市（＊）	母子家庭等	84	*平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加 （訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 県助成制度の対象とならない以下の者 ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童 ・遺児（年齢は同上） *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	加東市（＊）	高齢期移行	42	*平成31年3月診療分から受託している高齢期移行医療について、対象に訪問看護を追加 （訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 県助成制度の対象とならない以下の者 ・後期高齢者医療制度に加入していない65歳以上69歳以下の者 *自立支援、指定難病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率2割負担 《負担限度額※》 ※外来を含み、超えた額は償還 区分Ⅱ 35,400円/月 区分Ⅰ 15,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担（区分Ⅰは1割負担） 《負担限度額》 区分Ⅱ 24,600円/月 区分Ⅰ 15,000円/月	定率2割負担 《外来限度額》 区分Ⅱ 12,000円/月 区分Ⅰ 8,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担（区分Ⅰは1割負担） 外来限度額 8,000円/月	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	多可町（＊）	乳幼児等	80	*平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加、所得制限を撤廃 （訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）対象外としている。（償還払いのみ対応） *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	多可町（＊）	こども	47	＊平成31年3月診療分から受託しているこども医療について、対象に訪問看護を追加、対象年齢を拡大及び所得制限を撤廃 （訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） （小学4年生から中学3年生→小学4年生から高校3年生まで） 小学4年生から高校3年生まで ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）対象外としている。（償還払いのみ対応） ＊学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 ＊20歳までの高校3年生について助成	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分
兵庫県	多可町（＊）	重度心身障害者	83	＊令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・障害程度が3級の身体障害者 ・中軽度（療育手帳B1・B2）の知的障害者 ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	多可町（＊）	母子家庭等	84	＊平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 県助成制度の対象とならない以下の者 ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童 ・遺児（年齢は同上） ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	播磨町（＊）	重度心身障害者	83	＊令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・内部障害による障害程度が3級の身体障害者 ・中度（療育手帳B1判定）の知的障害者 ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	播磨町（＊）	母子家庭等	84	＊平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・県助成制度の対象とならない以下の者 ・18歳に達した年度末以降20歳未満の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ＊遺児（年齢は同上） ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分
兵庫県	福崎町（＊）	母子家庭等	84	＊令和元年7月診療分から受託内容を変更している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	神河町（＊）	乳幼児等	81	＊平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・高校等3年生まで ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	太子町（＊）	重度心身障害者	82	＊令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	太子町（＊）	重度精神障害者	43	＊令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度精神障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 ＊後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊精神疾患の入院・通院の治療は対象外	負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	太子町（＊）	母子家庭等	85	＊平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	負担限度額月額3,200円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	太子町 (*)	高齢期移行	41	*平成31年3月診療分から受託している高齢期移行医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 後期高齢者医療制度に加入していない65歳以上69歳以下の者 ・自立支援、指定難病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率2割負担 《負担限度額※》 ※外来を含み、超えた額は償還 区分Ⅱ 35,400円/月 区分Ⅰ 15,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担（区分Ⅰは1割負担） 《負担限度額》 区分Ⅱ 24,600円/月 区分Ⅰ 15,000円/月	定率2割負担 《外来限度額》 区分Ⅱ 12,000円/月 区分Ⅰ 8,000円/月 但し、S24.6.30以前生まれの者は定率2割負担（区分Ⅰは1割負担） 外来限度額 8,000円/月	対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分
兵庫県	たつの市 佐用町 (*)	重度心身障害者	83	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目では本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	宍粟市 (*)	重度心身障害者	83	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者については自己負担なし	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目では本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者については自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	宍粟市 (*)	重度心身障害者							

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	加西市（＊）	重度心身障害者	83	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加、自己負担を変更 （訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） （自己負担備考「18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者については自己負担なし」を追加） ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者については自己負担なし	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者については自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	加西市（＊）	重度心身障害者							
兵庫県	たつの市佐用町（＊）	重度精神障害者	44	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度精神障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分
兵庫県	宍粟市（＊）	重度精神障害者	44	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度精神障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者については自己負担なし	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者については自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	上郡町（＊）	重度心身障害者	82	＊令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ・上記障害者のうち高校1年生以上の者 ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分
兵庫県	上郡町（＊）	重度心身障害者	83	＊令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度精神障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ・上記障害者のうち中学3年生までの者 ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	上郡町（＊）	重度精神障害者	43	＊令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者で高校1年生以上の者 ＊後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	上郡町（＊）	重度精神障害者	44	＊令和元年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者で中学3年生までの者 ＊後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊精神疾患の入院・通院の治療は対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	上郡町 (*)	母子家庭等	85	*平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童で高校1年生以上の者 ・遺児(年齢は同上) *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分
兵庫県	上郡町 (*)	母子家庭等	84	*平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母又は父の児童で中学3年生までの者 ・遺児(年齢は同上) *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	佐用町 (*)	母子家庭等	84	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児(年齢は同上) *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	宍粟市 (*)	母子家庭等	84	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児(年齢は同上) *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者については自己負担なし	1医療機関等あたり1日800円(低所得者400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	香美町 (*)	こども	48	*平成31年3月診療分から受託しているこども医療について、対象に訪問看護を追加 (訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞) 高校1年生から高校3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	新温泉町（＊）	こども	81	*令和2年7月診療分から受託内容を変更しているこども医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者又は1歳到達月の翌月から小学3年生までの幼児で法別番号80対象者以外の者（1歳の誕生日の属する月の翌月から9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者で法別番号80以外の者） *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分
兵庫県	新温泉町（＊）	重度心身障害者	83	*令和元年7月診療分から受託内容を変更してい重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 県助成制度の対象とならない以下の者 ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,600円 ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日900円を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目では本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	新温泉町（＊）	重度精神障害者	44	*令和元年7月診療分から受託内容を変更してい重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 県助成制度の対象とならない以下の者 ・精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,600円 ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日900円を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目では本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	新温泉町（＊）	母子家庭等	84	*平成31年3月診療分から受託している母子家庭等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 県助成制度の対象とならない以下の者 ・18歳に達した年度の未までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	新温泉町（＊）	高齢期移行	42	*平成31年3月診療分から受託している高齢期移行医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 県助成制度の対象とならない以下の者 ・後期高齢者医療制度に加入していない65歳以上69歳以下の者 *自立支援、指定難病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率2割負担 《負担限度額※》 ※外来を含み、超えた額は償還 負担限度額 44,400円/月	定率2割負担 《外来限度額》 外来限度額12,000円/月	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	丹波市（＊）	重度心身障害者	83	＊令和元年7月診療分から受託内容を変更してい重度心身障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ※いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ・自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	なし	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目では本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分
兵庫県	丹波市（＊）	重度精神障害者	44	＊令和元年7月診療分から受託内容を変更してい重度精神障害者医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 ＊後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊精神疾患の入院・通院の治療は対象外	なし	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	南あわじ市（＊）	乳幼児等	81	＊平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 小学3年生まで ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	豊岡市（＊）	乳幼児等	80	*平成31年3月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加、自己負担を変更（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） （外来自己負担備考「非課税世帯は無料」追加） 小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	1医療機関等あたり1日400円を限度に月2回 非課税世帯は無料	対象外	県内の医療機関等	令和3年 7月診療分
兵庫県	豊岡市（＊）	こども	47	*平成31年3月診療分から受託しているこども医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） （外来自己負担備考「非課税世帯は無料」追加） 小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	医療保険における自己負担額の2/3かつ1医療機関等ごとに月上限1,600円 非課税世帯は無料	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	尼崎市（＊）	乳幼児等	81	*令和元年7月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 就学前の乳幼児等（ただし0歳児は除く。） *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 *所得制限による県の「乳幼児等医療給付事業」の非該当者	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	
兵庫県	川西市（＊）	乳幼児等	81	*令和2年7月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象に訪問看護を追加（訪問看護ステーションによる訪問看護は対象外→＜記述消去＞） 小学3年生までの乳幼児等 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 *市単独制度（1歳以上の未就学児に限り、両親等の市（町村）民税所得割税額の合計が23.5万円以上でも対象）	なし	なし	対象外	県内の医療機関	
兵庫県	三田市（＊）	こども	48	*令和3年7月診療分から受託内容を変更したこども医療について、入院の対象年齢を拡大、備考を追加（小学4年生から中学3年生→入院：小学4年生から高校3年生※ ※高等学校等への在学の有無を問わず、15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない市民） 入院：小学4年生から高校3年生※ 外来：小学4年生から中学3年生 ※高等学校等への在学の有無を問わず、15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない市民 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	1医療機関等あたり2割負担上限1日400円（低所得者0円・所得制限超過者3割負担800円）を限度に月2回（高校生は対象外）	対象外	県内の医療機関等	令和3年 10月診療分
兵庫県	神戸市（＊）	重度精神障害者	43	*令和3年7月診療分から受託内容を変更した重度心身障害者医療について、入院自己負担額を変更。（高校生世代以下0円を追加） 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外 ※「高校生世代以下」とは18歳到達後の最初の3月31日までの方を指す	・定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円、高校生世代以下0円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者及び高校生以下400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	令和3年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	神戸市（＊）	重度精神障害者	44	＊令和3年7月診療分から受託した重度精神障害者医療について、入院自己負担額を変更。 （高校生世代以下0円を追加） 精神障害者保険福祉手帳1級の精神障害者 ※「高校生世代以下」とは18歳到達後の最初の3月31日までの方を指す	・定率1割負担 負担限度額月額2,400円 （低所得者1,600円、高校生世代以下0円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日400円を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	令和3年10月診療分
兵庫県	神戸市（＊）	こども	48	＊令和3年7月診療分から受託内容を変更したこども医療について、入院の対象年齢を拡大 （中学3年生→18歳到達後の最初の3月31日） 入院：小学4年生から18歳到達後の最初の3月31日までにある者 外来：小学4年生から中学3年生 ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ＊学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	1医療機関等あたり2割負担（1日400円）を限度に月2回（高校生世代は助成なし）	対象外	県内の医療機関等	令和3年10月診療分
兵庫県	神戸市（＊）	重度心身障害者	82	＊令和3年7月診療分から受託内容を変更した重度心身障害者医療について、入院の自己負担額を変更。 （高校生世代以下0円を追加） ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ※「高校生世代以下」とは18歳到達後の最初の3月31日までの方を指す	・定率1割負担 負担限度額月額2,400円 （低所得者1,600円、高校生世代以下0円） ・重障心身障害者は、負担なし ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者及び高校生以下400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。	対象外	県内の医療機関等	令和3年10月診療分
兵庫県	神戸市（＊）	重度心身障害者	83	＊令和3年7月診療分から受託内容を変更した重度心身障害者医療について、入院の自己負担額を変更。 （高校生世代以下0円を追加） ・内部障害による障害程度が3級の身体障害者 ・障害程度が3級と中度（療育手帳B1判定）の知的障害との重複障害者 ＊いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く ＊自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 ※「高校生世代以下」とは18歳到達後の最初の3月31日までの方を指す	・定率1割負担 負担限度額月額2,400円 （低所得者1,600円、高校生世代以下0円） ・重障心身障害者は、負担なし ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	・1医療機関等あたり1日600円（低所得者及び高校生以下400円）を限度に月2回 ※長期特定疾病療養（マル長）の場合、1日目で本来の医療保険の自己負担額（3割）が1万円を超えた場合においても、2日目は本来の医療保険の自己負担額（3割）と福祉医療の一部負担額を比較して少ない方の額を徴収する。 ・重障心身障害者は負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年10月診療分
兵庫県	神戸市（＊）								

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	神戸市（＊）	母子家庭等	84	*令和3年7月診療分から受託内容を変更した母子家庭等医療について、入院の自己負担額を変更。 (高校生世代以下0円を追加) 県助成制度の対象とならない以下の者 ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児(年齢は同上) *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 ※「高校生世代以下」とは18歳到達後の最初の3月31日までの方を指す	定率1割負担 負担限度額月額1,600円 (高校生世代以下は0円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日400円を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	令和3年10月診療分
兵庫県	神戸市（＊）	母子家庭等	85	*令和3年7月診療分から受託内容を変更した母子家庭等医療について、入院の自己負担額を変更。 (高校生世代以下0円を追加) ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児(年齢は同上) *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 ※「高校生世代以下」とは18歳到達後の最初の3月31日までの方を指す	定率1割負担 負担限度額月額1,600円 (高校生世代以下は0円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日400円を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	令和3年10月診療分
兵庫県	尼崎市	こども	48	入院:小学4年生から、高校3年生まで 外来:小学4年生から、中学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	1医療機関等あたり1日800円、月2回まで	対象外	県内の医療機関等	令和4年7月診療分
兵庫県	西脇市	乳幼児	81	小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 県制度の所得制限を超過した者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年7月診療分
兵庫県	西脇市	こども	48	小学4年生から高校3年生 (18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 県制度の所得制限を超過した者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年7月診療分
兵庫県	たつの市	母子	84	・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児(年齢は同上) *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 (令和4年7月から制度拡充対象者分(一部支給基準対象者))	1割負担 負担限度額月額3200円 3か月を超える場合、続く4か月目以降はなし	1医療機関等あたり1日800円、月2回まで	対象外	県内の医療機関等	令和4年7月診療分
兵庫県	尼崎市（＊）	乳幼児等	80	*令和3年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、自己負担を変更 (就学児の入院外を1日800円(低所得者600円)→1日400円(低所得者は無料)に変更) 小学3年生までの乳幼児等 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 *所得制限あり	なし	1医療機関等あたり1日400円(低所得者は無料)を限度に月2回 ※就学前は無料	対象外	県内の医療機関等	令和4年7月診療分
兵庫県	尼崎市（＊）	乳幼児等	81	*令和3年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、対象年齢を拡大し、入院自己負担額を変更 (就学前の乳幼児等(ただし0歳児は除く。)-小学校3年生まで) (定率1割負担 負担限度額月額3,200円 ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない→なし) 小学校3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 *所得制限による県の「乳幼児等医療給付事業」の非該当者	なし	1医療機関等あたり1日800円を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	令和4年7月診療分
兵庫県	尼崎市（＊）	こども	47	*令和3年7月診療分から助成内容を変更したこども医療について、自己負担を変更 (医療保険における自己負担額の2/3→1医療機関等あたり1日400円又は2割のうち、どちらか少ない額を限度に月2回(低所得世帯は無料)) 小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	1医療機関等あたり1日400円又は2割のうち、どちらか少ない額を限度に月2回(低所得世帯は無料)	対象外	県内の医療機関等	令和4年7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	伊丹市（＊）	乳幼児等	80	*令和3年7月診療分から助成内容を変更している乳幼児等医療について、自己負担を変更（未就学児：自己負担なし、就学児：1医療機関等あたり医療保険における自己負担額の2/3【1日800円（低所得者600円）を限度に月2回→なし） *小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年7月診療分
兵庫県	伊丹市（＊）	こども	47	*令和3年7月診療分から助成内容を変更しているこども医療について、自己負担を変更（1医療機関等あたり医療保険における自己負担額の2/3【1日800円（低所得者600円）を限度に月2回】→なし） *小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年7月診療分
兵庫県	加古川市（＊）	こども	48	*令和3年7月診療分から助成内容を変更しているこども医療について、対象年齢を拡大（小学4年生から中学3年生→小学4年生から18歳に達する日以降最初の3月31日までにある者） *小学4年生から18歳に達する日以降最初の3月31日までにある者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年7月診療分
兵庫県	西脇市（＊）	母子家庭等	85	*令和3年7月診療分から助成内容を変更している母子家庭等医療について、自己負担を変更する。（入院：定率1割負担 負担限度額月額3,200円（低所得者1,600円）※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない→なし、入院外：1医療機関等あたり1日800円（低所得者400円）を限度に月2回→なし） ・18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童を監護する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童 ・遺児（年齢は同上） *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年7月診療分
兵庫県	三木市（＊）	乳幼児等	81	*令和3年7月診療分から助成内容を変更している乳幼児等医療について、対象年齢を拡大（中学3年生まで→入院：0歳から高校3年生まで（18歳に到達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）、入院外：0歳から中学3年生まで） *県助成制度の対象とならない以下の者 入院：0歳から高校3年生まで（18歳に到達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） 入院外：0歳から中学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし ※高校生は助成対象外	対象外	県内の医療機関等	令和4年7月診療分
兵庫県	加西市（＊）	重度精神障害者	44	*令和3年7月診療分から受託内容を変更している重度精神障害者医療について、対象者を拡大（精神障害者保健福祉手帳1級及び2級⇒1級、2級及び3級の精神障害者） *精神障害者保健福祉手帳1級、2級及び3級 *後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	定率1割負担 負担限度額月額2,400円（低所得者1,600円） ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日600円（低所得者400円）を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	令和4年7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	加東市（＊）	乳幼児	81	*令和3年7月診療分から、助成内容を変更している乳幼児等医療について、所得制限を撤廃する。（備考*所得制限なしを追加） 小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 *所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年7月診療分
兵庫県	加東市（＊）	こども	48	*令和3年7月診療分から、助成内容を変更しているこども医療について、所得制限を撤廃するとともに、助成対象年齢を拡大する。 （小学4年生から中学3年生→小学4年生から18歳の年度末、備考*所得制限なしを追加） 小学4年生から18歳の年度末 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 *所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年7月診療分
兵庫県	加東市（＊）	重度精神障害	43	*令和3年7月診療分から受託内容を変更している重度心身障害者医療について、高校生に相当する年齢の者についてはこども医療に移管。 ・障害程度が1級及び2級の身体障害者 ・重度（療育手帳A判定）の知的障害者 *いずれも、後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *高校生に相当する年齢の者についてはこども医療に移管しこども医療で助成	1割負担 限度額 月2400円（低所得は月1600円）	1日600円、月2回まで （低所得は1日400円、月2回まで）	対象外	県内の医療機関等	令和4年7月診療分
兵庫県	加東市（＊）	重度心身障害	82	*令和3年7月診療分から受託内容を変更している重度精神障害者医療について、高校生に相当する年齢の者についてはこども医療に移管。 精神障害者保健福祉手帳1級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外 *高校生に相当する年齢の者についてはこども医療に移管しこども医療で助成	1割負担 限度額 月2400円（低所得は月1600円）	1日600円、月2回まで （低所得は1日400円、月2回まで）	対象外	県内の医療機関等	令和4年7月診療分
兵庫県	加東市（＊）	母子家庭等	84	*令和3年7月診療分から助成内容を変更している母子家庭等医療について、一部対象者をこども医療へ移管。 （18歳に達した年度の末までの児童、又は20歳未満の高校在学中の児童→20歳未満の高校在学中の児童（18歳に達した年度の末までの児童はこども医療に移管）） 県助成制度の対象とならない以下の者 ・20歳未満の高校在学中の児童（18歳に達した年度の末までの児童はこども医療に移管） ・遺児（年齢は同上） *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外	定率1割負担 負担限度額月額3,200円 ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	令和4年7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	稲美町（＊）	こども	48	*令和3年7月診療分から助成内容を変更しているこども医療について、対象年齢を拡大（小学4年生から中学3年生→小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある者） 小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年7月診療分
兵庫県	播磨町（＊）	こども	48	*令和3年7月診療分から助成内容を変更しているこども医療について、対象年齢を拡大（小学4年生から中学3年生→小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある者） 小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年7月診療分
兵庫県	福崎町（＊）	こども	48	*令和3年7月診療分から助成内容を変更しているこども医療について、対象年齢を拡大（小学4年生から中学3年生→小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある者） 小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年7月診療分
兵庫県	たつの市（＊）	こども	48	*令和3年7月診療分から助成内容を変更しているこども医療について、対象年齢を拡大（小学4年生から中学3年生→小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある者） 小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年7月診療分
兵庫県	豊岡市（＊）	乳幼児等	80	*令和3年7月診療分から助成内容を変更している乳幼児等医療について、自己負担を変更（外来：非課税世帯は無料→非課税世帯・0～3歳児は無料） 小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 ※3歳児とは、4歳の誕生日の属する月の末日までをいう	なし	1医療機関等あたり1日400円を限度に月2回 非課税世帯・0～3歳児は無料	対象外	県内の医療機関等	令和4年7月診療分
兵庫県	西脇市（＊）	母子家庭等	84	*令和3年7月診療分から受託内容を変更した母子家庭等医療について、実施機関番号「85.28.014.7」への移行に伴い、実施機関番号「84.28.014.8」の取り扱いは令和4年6月30日まで					令和4年6月診療分までの取扱い
兵庫県	洲本市	こども	48	16歳から18歳 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年1月診療分
兵庫県	西宮市	こども	48	小学4年生から中学3年生 所得基準（扶養義務者等全員の市町村民税所得割額の合計が23万5千円）以上 高校1年生から高校3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療（現物）の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	定率1割 負担限度額月額3,200円 ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり1日800円を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	令和5年1月診療分
兵庫県	伊丹市	こども	48	入院・入院外とも、9歳に達する日の翌日以後最初の4月1日から満15歳に達する日以後の最初の3月31までの者 ※生活保護の適用を受けている者は対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年7月診療分
兵庫県	伊丹市	乳幼児	81	入院・入院外とも、出生の日から9歳に達する日以降最初の3月31までの者 ※生活保護の適用を受けている者は対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年7月診療分
兵庫県	川西市	こども	48	入 院：18歳到達後最初の3月31日までの者（所得超過の者） 入院外：15歳到達後最初の3月31日までの者（所得超過の者） （ただし、生活保護の適用を受けている者は対象外）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	南あわじ市	こども	48	小学4年生～18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童・生徒等 所得制限あり(県制度に準ずる) 生活保護法の適用を受けている者は対象外	負担なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年7月診療分
兵庫県	高砂市(＊)	こども	48	*令和3年7月診療分から助成内容を変更しているこども医療について、対象年齢を拡大 小学4年生から中学3年生⇒小学4年生から18歳に達する日以降最初の3月31日まで (ただし、生活保護法の適用者は除外)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年7月診療分
兵庫県	市川町(＊)	こども	48	*令和3年7月診療分から助成内容を変更しているこども医療について、対象年齢を拡大 小学4年生から中学3年生 ⇒ 小学4年生から18歳に達する日の最初の3月31日までの間にある者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年7月診療分
兵庫県	丹波市(＊)	こども	48	*令和3年7月から助成内容を変更しているこども医療について、対象年齢を拡大 小学4年生から中学3年生 →小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年7月診療分
兵庫県	丹波市(＊)	乳幼児等	81	*令和3年7月から助成内容を変更している乳幼児等医療について、所得制限を撤廃 ・小学3年生まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年7月診療分
兵庫県	淡路市(＊)	こども	48	*令和3年7月診療分から助成内容を変更しているこども医療について、対象年齢を拡大 小学4年生から中学3年生まで ⇒小学4年生から高校3年生(18歳到達後の最初の3月末)まで	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年7月診療分
兵庫県	朝来市(＊)	こども	47	*令和3年7月診療分に助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 小学4年生から中学3年生⇒小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年7月診療分
兵庫県	尼崎市(＊)	乳幼児	81	*令和4年7月診療分から助成内容を変更している乳幼児等医療について、入院外の負担金を変更 小学校3年生まで(ただし0歳児は除く。) *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 *所得制限による県の「乳幼児等医療給付事業」の非該当者	なし	1医療機関等あたり1日800円を限度に月2回(就学前は無料)	対象外	県内の医療機関等	令和5年7月診療分
兵庫県	豊岡市(＊)	乳幼児等	80	*令和4年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、入院外の負担金を変更 小学3年生まで ・1医療機関等あたり1日 400円を限度に月2回非課税世帯・0～3歳児は無料⇒小学3年生まで無料	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年7月診療分
兵庫県	養父市(＊)	こども	48	*令和3年7月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 小学校4年生から中学3年生まで→小学校4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年7月診療分
兵庫県	川西市(＊)	乳幼児	81	* 令和2年7月診療分から受託している乳幼児医療について、小学校1年生～小学校3年生の所得制限を撤廃 ・小学校3年生までの乳幼児等 ※市単独制度(1歳以上の未就学児に限り、両親等の市(町村)民税所得割税額の合計が23.5万円以上でも対象) ⇒小学校1年生～小学校3年生についても、両親等の市(町村)民税所得割税額の合計が23.5万円以上でも対象に変更	なし	なし	対象外	県内の医療機関	令和5年7月診療分
兵庫県	神戸市(＊)	こども	48	*令和3年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、外来の対象年齢を拡大 小学4年生から中学3年生 → 小学4年生から高校生世代(※) ※18歳到達後、最初の3月31日までの者。高等学校などに通っていない者も対象。 ・小学4年生から18歳到達後の最初の3月31日までにある者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	1医療機関等あたり2割負担(1日400円)を限度に月2回	対象外	県内の医療機関等	令和5年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	相生市 (*)	こども	48	*令和3年7月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 小学4年生から中学3年生 →小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 12月診療分
兵庫県	三田市 (*)	こども	48	*令和3年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、外来の対象年齢を拡大(中学生まで→高校生期までに拡大) 入院、外来共に:小学4年生から高校3年生※ ※高等学校等への在学の有無を問わず、15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない市民 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	低所得 0円 一般 1日2割400円 3日目以降0円 所得超過 1日3割800円 3日目以降0円	対象外	県内の医療機関等	令和6年 1月診療分
兵庫県	太子町 (*)	こども	48	*令和3年7月診療分から助成内容を変更したこども医療について、入院の対象年齢を拡大(15歳まで→18歳までに拡大) 入院:小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 外来:小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 1月診療分
兵庫県	姫路市 (*)	こども	47	*令和3年7月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を一部拡大及び所得制限を一部撤廃 (子どもを3人以上養育している世帯について所得制限を撤廃し、15歳まで→18歳までに拡大) ○2人以下の子どもを養育している世帯 小学4年生から中学3年生※ (※中学校卒業後(16歳)から18歳までの入院は償還払い) *所得制限あり ○3人以上の子どもを養育している世帯 小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで *所得制限なし *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 1月診療分
兵庫県	姫路市 (*)	乳幼児	81	*令和3年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、所得制限を一部撤廃 (子どもを3人以上養育している世帯について所得制限を撤廃) 小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 *3人以上の子どもを養育している世帯は所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 1月診療分
兵庫県	宝塚市 (*)	こども	48	*令和3年7月診療分から助成内容を変更したこども医療について、所得制限を撤廃し、対象者を拡大(扶養者及び扶養者の配偶者の市民税課税所得額235,000円→所得制限なしに変更) 小学4年生から中学3年生 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 1月診療分
兵庫県	宝塚市 (*)	乳幼児等	81	*令和3年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、所得制限を撤廃し、対象者を拡大(扶養者及び扶養者の配偶者の市民税課税所得額235,000円→所得制限なしに変更) 小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 1月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	姫路市	こども	48	15歳に達する日以降の最初の4月1日から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで(所得制限なし) *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年7月診療分
兵庫県	稲美町	重度精神障害	44	精神障害者保健福祉手帳2級の精神障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *精神疾患の入院・通院の治療は対象外	1医療機関等あたり 定率1割負担 負担限度額月額2,400円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり 1日600円(低所得者400円)を限度に月2回(3回目以降負担なし)	対象外	県内の医療機関等	令和6年7月診療分
兵庫県	稲美町	重度心身障害	83	・身体障害者手帳3級(心臓疾患に限る)の身体障害者 ・療育手帳B1判定の知的障害者 *後期高齢者医療に加入する者を除く *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外	1医療機関等あたり 定率1割負担 負担限度額月額2,400円 (低所得者1,600円) ※連続して3ヶ月を超える入院の場合、4ヶ月目以降は一部負担金を徴収しない。	1医療機関等あたり 1日600円(低所得者400円)を限度に月2回(3回目以降負担なし)	対象外	県内の医療機関等	令和6年7月診療分
兵庫県	朝来市	こども	48	小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 *所得基準(扶養義務者の市町村民税(所得割)額の合計が23万5千円)以上	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年7月診療分
兵庫県	朝来市	乳幼児等	81	小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外 *1歳児からは所得基準(扶養義務者の市町村民税(所得割)額の合計が23万5千円)以上	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年7月診療分
兵庫県	芦屋市(*)	こども	48	*令和3年7月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大し、所得制限を撤廃(15歳まで→18歳までに拡大) 小学4年生から高校生相当まで(15歳到達後最初の4月1日から18歳到達後最初の3月31日までの者。)*高等学校等の在学有無は問われない *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	所得基準額(※)未満:なし 所得基準額(※)以上及び高校生相当: 1医療機関等あたり1日上限800円まで(3回目以降負担なし) ※保護者・扶養義務者(父母等)のいずれかが、市(区)町村民税所得割額23万5千円以上の場合	対象外	県内の医療機関等	令和6年7月診療分
兵庫県	芦屋市(*)	乳幼児	81	*令和3年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、所得制限を撤廃 小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	0歳児(出生日から1歳の誕生日の末日まで)及び所得基準額(※)未満:なし 1歳以上で所得基準額(※)以上: 1医療機関等あたり1日上限800円まで(3回目以降負担なし) ※保護者・扶養義務者(父母等)のいずれかが、市(区)町村民税所得割額23万5千円以上の場合	対象外	県内の医療機関等	令和6年7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
兵庫県	姫路市 (*)	こども	47	*令和6年1月診療分から助成内容を変更したこども医療について、所得制限を撤廃し、対象年齢を変更 (18歳に達する日以降の最初の3月31日まで→15歳に達する日以降の最初の3月31日までに変更) 小学4年生から15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 7月診療分
兵庫県	姫路市 (*)	乳幼児	81	*令和6年1月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、所得制限を撤廃 (子どもを3人以上養育している世帯について所得制限を撤廃⇒全ての世帯の所得制限を撤廃に変更) 小学3年生まで *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 7月診療分
兵庫県	三木市 (*)	子ども	81	*令和4年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大及び入院外の 自己負担金を変更 (0歳から中学3年生まで⇒0歳から高校生世代までに拡大) (自己負担(入院外) なし※高校生は助成対象外)⇒(自己負担 なし) ・18歳に到達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 *自立支援、指定難病、小児慢性特定疾病等、他公費の適用になる場合は福祉医療(現物)の対象外 *学校管理下における怪我等、災害共済給付の対象になる場合は福祉医療の対象外	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
奈良県	奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 五條市 御所市 生駒市 香芝市 葛城市	子ども	73	6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ※生活保護受給者を除く	・入院日数14日以上… 1000円 ・入院日数13日以下… 500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和元年 8月診療分
奈良県	山添村 安堵町 川西町 三宅町 田原本町 高取町 明日香村 上牧町 王寺町 広陵町 河合町 大淀町 下市町 下北山村 上北山村								
奈良県	十津川村	子ども	73	6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ※生活保護受給者を除く	・入院日数14日以上… 1000円 ・入院日数13日以下… 500円 ※レセプト単位 ※歯科での負担なし	500円 ※レセプト単位 ※歯科、薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
奈良県	宇陀市	子ども	73	6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ※生活保護受給者を除く	負担なし	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
奈良県	平群町 三郷町 斑鳩町 曾爾村 御杖村 吉野町 黒滝村 天川村 野迫川村 川上村 東吉野村	子ども	73	6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ※生活保護受給者を除く	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
奈良県	大和郡山市 天理市 葛城市 川西町 三宅町 田原本町 王寺町 広陵町	心身障害者	83	・身障手帳1・2級所持者 ・療育手帳A1・A2所持者 (6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) ※生活保護受給者を除く	・入院日数14日以上… 1000円 ・入院日数13日以下… 500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
奈良県	大和高田市 桜井市 五條市 御所市 山添村 安堵町 高取町 上牧町 河合町 下北山村 上北山村	心身障害者	83	・身障手帳1・2級所持者 ・療育手帳A1・A2所持者 (6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) *所得制限あり ※生活保護受給者を除く	・入院日数14日以上… 1000円 ・入院日数13日以下… 500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和元年 8月診療分
奈良県	橿原市	心身障害者	83	・身障手帳1・2級所持者 ・療育手帳A1・A2・B1所持者 (6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) ※生活保護受給者を除く	・入院日数14日以上… 1000円 ・入院日数13日以下… 500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
奈良県	香芝市	心身障害者	83	・身障手帳1・2級所持者 ・療育手帳A1・A2・B1・B2所持者 (6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) ※生活保護受給者を除く	・入院日数14日以上… 1000円 ・入院日数13日以下… 500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
奈良県	明日香村	心身障害者	83	・身障手帳1・2級所持者 ・療育手帳A1・A2所持者 ・身障1種3・4級所持者 (6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) ※生活保護受給者を除く	・入院日数14日以上… 1000円 ・入院日数13日以下… 500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
奈良県	下市町	心身障害者	83	・身障手帳1・2級所持者 ・療育手帳A1・A2所持者 ・身障1種3・4級所持者 (6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) *所得制限あり ※生活保護受給者を除く	・入院日数14日以上… 1000円 ・入院日数13日以下… 500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
奈良県	奈良市	心身障害者	83	・身障手帳1・2級所持者 ・療育手帳A1・A2・B1・B2所持者 (6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) ※生活保護受給者を除く	・入院日数14日以上… 1000円 ・入院日数13日以下… 500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし ※上限1,500円/月	対象外	県内の 医療機関等	
奈良県	大淀町	心身障害者	83	・身障手帳1・2・3級所持者 ・療育手帳A1・A2所持者 (6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) *所得制限あり ※生活保護受給者を除く	・入院日数14日以上… 1000円 ・入院日数13日以下… 500円 ※レセプト単位 ただし、身障手帳3級所持者は上記の一部負担金に一部負担金控除後の1/2を加えた金額	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし ※薬局での負担なし ただし、身障手帳3級所持者は上記の一部負担金に一部負担金控除後の1/2を加えた金額	対象外	県内の 医療機関等	
奈良県	十津川村	心身障害者	83	・身障手帳1・2級所持者 ・療育手帳A1・A2所持者 (6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) ※生活保護受給者を除く	・入院日数14日以上… 1000円 ・入院日数13日以下… 500円 ※レセプト単位 ※歯科での負担なし	500円 ※レセプト単位 ※歯科、薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
奈良県	宇陀市	心身障害者	83	・身障手帳1・2級所持者 ・療育手帳A1・A2所持者 (6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) ※生活保護受給者を除く	負担なし	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
奈良県	曽爾村 御杖村	心身障害者	83	・身障手帳1・2級所持者 ・療育手帳A1・A2所持者 (6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) ※生活保護受給者を除く	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和元年 8月診療分
奈良県	生駒市 吉野町 黒滝村 天川村 野迫川村 川上村 東吉野村	心身障害者	83	・身障手帳1・2級所持者 ・療育手帳A1・A2所持者 (6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) *所得制限あり ※生活保護受給者を除く	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
奈良県	平群町	心身障害者	83	・身障手帳1・2・3・4級所持者 ・療育手帳A1・A2・B1・B2所持者 (6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) *所得制限あり ※生活保護受給者を除く	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
奈良県	三郷町 斑鳩町	心身障害者	83	・身障手帳1・2・3級所持者 ・療育手帳A1・A2・B1・B2所持者 (6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) *所得制限あり ※生活保護受給者を除く	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
奈良県	奈良市 橿原市 桜井市 葛城市 川西町 三宅町 田原本町 明日香村 王寺町 広陵町	ひとり親家庭等	93	ひとり親家庭の子 (6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) ※生活保護受給者を除く	・入院日数14日以上… 1000円 ・入院日数13日以下… 500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
奈良県	大和高田市 大和郡山市 天理市 五條市 御所市 生駒市 香芝市 山添村 安堵町 高取町 上牧町 河合町 大淀町 下市町 下北山村 上北山村	ひとり親家庭等	93	ひとり親家庭の子 (6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) *所得制限あり ※生活保護受給者を除く	・入院日数14日以上… 1000円 ・入院日数13日以下… 500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
奈良県	十津川村	ひとり親家庭等	93	ひとり親家庭の子 (6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) ※生活保護受給者を除く	・入院日数14日以上… 1000円 ・入院日数13日以下… 500円 ※レセプト単位 ※歯科での負担なし	500円 ※レセプト単位 ※歯科、薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
奈良県	宇陀市	ひとり親家庭等	93	ひとり親家庭の子 (6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) ※生活保護受給者を除く	負担なし	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
奈良県	三郷町 曾爾村 御杖村	ひとり親家庭等	93	ひとり親家庭の子 (6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) ※生活保護受給者を除く	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和元年 8月診療分
奈良県	平群町 斑鳩町 吉野町 黒滝村 天川村 野迫川村 川上村 東吉野村	ひとり親家庭等	93	ひとり親家庭の子 (6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者) *所得制限あり ※生活保護受給者を除く	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
奈良県	生駒市 (*)	乳幼児	73	令和元年8月診療分から受託している乳幼児医療について、未就学児の一部負担金額を無償化 (外来500円→なし) (入院13日以下…500円→なし 14日以上…1000円→なし)	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
奈良県	生駒市 (*)	ひとり親	93	令和元年8月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、未就学児の一部負担金額を無償化 (外来500円→なし) (入院13日以下…500円→なし 14日以上…1000円→なし)	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
奈良県	奈良市	子ども	73	令和元年8月診療分から助成を開始した子ども医療について、対象年齢を拡大し、小中学生における公費負担者番号について新設 7歳到達年度初め(小学校入学)から15歳年度末(中学校卒業)までの者	14日以上…1000円/レセ プト 13日以下…500円/レセ プト	1000円/レセプト	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 6月診療分
奈良県	奈良市	心身障害者	83	令和元年8月診療分から助成を開始した心身障害者医療について、対象年齢を拡大し、小中学生における公費負担者番号について新設 7歳到達年度初め(小学校入学)から15歳年度末(中学校卒業)までの者	14日以上…1000円/レセ プト 13日以下…500円/レセ プト	500円/レセプト	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 6月診療分
奈良県	奈良市	ひとり親	93	令和元年8月診療分から助成を開始した子ども医療について、対象年齢を拡大し、小中学生における公費負担者番号について新設 7歳到達年度初め(小学校入学)から15歳年度末(中学校卒業)までの者	14日以上…1000円/レセ プト 13日以下…500円/レセ プト	500円/レセプト	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 6月診療分
奈良県	上北山村 (*)	乳幼児	73	*令和元年8月診療分から受託している乳幼児医療について、未就学児の一部負担金額を無償化 (外来500円→なし) (入院13日以下…500円→なし 14日以上…1000円→なし)	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
奈良県	上北山村 (*)	心身障害者	83	*令和元年8月診療分から受託している乳幼児医療について、未就学児の一部負担金額を無償化 (外来500円→なし) (入院13日以下…500円→なし 14日以上…1000円→なし)	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
奈良県	上北山村 (*)	ひとり親	93	*令和元年8月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、未就学児の一部負担金額を無償化 (外来500円→なし) (入院13日以下…500円→なし 14日以上…1000円→なし)	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
奈良県	下市町 （＊）	乳幼児	73	*令和元年8月診療分から受託している乳幼児医療について、未就学児の一部負担金額を無償化 （外来500円→なし） （入院13日以下…500円→なし 14日以上…1000円→なし）	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
奈良県	下市町 （＊）	心身障害者	83	*令和元年8月診療分から受託している乳幼児医療について、未就学児の一部負担金額を無償化 （外来500円→なし） （入院13日以下…500円→なし 14日以上…1000円→なし）	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
奈良県	下市町 （＊）	ひとり親	93	*令和元年8月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、未就学児の一部負担金額を無償化 （外来500円→なし） （入院13日以下…500円→なし 14日以上…1000円→なし）	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
奈良県	十津川村 （＊）	乳幼児	73	*令和元年8月診療分から受託している乳幼児医療について、医科レセプトに係る未就学児の一部負担金額を無償化 （外来500円→なし） （入院13日以下…500円→なし 14日以上…1000円→なし）	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
奈良県	十津川村 （＊）	心身障害者	83	*令和元年8月診療分から受託している乳幼児医療について、医科レセプトに係る未就学児の一部負担金額を無償化 （外来500円→なし） （入院13日以下…500円→なし 14日以上…1000円→なし）	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
奈良県	十津川村 （＊）	ひとり親	93	*令和元年8月診療分から受託している乳幼児医療について、医科レセプトに係る未就学児の一部負担金額を無償化 （外来500円→なし） （入院13日以下…500円→なし 14日以上…1000円→なし）	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
奈良県	橿原市 （＊）	乳幼児	73	*令和元年8月診療分から受託している乳幼児医療について、未就学児の一部負担金額を無償化 （外来500円→なし） （入院13日以下…500円→なし 14日以上…1000円→なし）	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
奈良県	橿原市 （＊）	心身障害者	83	*令和元年8月診療分から受託している乳幼児医療について、未就学児の一部負担金額を無償化 （外来500円→なし） （入院13日以下…500円→なし 14日以上…1000円→なし）	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
奈良県	橿原市 （＊）	ひとり親	93	*令和元年8月診療分から受託している乳幼児医療について、未就学児の一部負担金額を無償化 （外来500円→なし） （入院13日以下…500円→なし 14日以上…1000円→なし）	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
奈良県	下北山村 （＊）	乳幼児	73	*令和元年8月診療分から受託している乳幼児医療について、未就学児の一部負担金額を無償化 （外来500円→なし） （入院13日以下…500円→なし 14日以上…1000円→なし）	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
奈良県	下北山村 （＊）	心身障害者	83	*令和元年8月診療分から受託している乳幼児医療について、未就学児の一部負担金額を無償化 （外来500円→なし） （入院13日以下…500円→なし 14日以上…1000円→なし）	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
奈良県	下北山村（＊）	ひとり親	93	*令和元年8月診療分から受託している乳幼児医療について、未就学児の一部負担金額を無償化（外来500円→なし） （入院13日以下…500円→なし 14日以上…1000円→なし）	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
奈良県	五條市（＊）	乳幼児	73	*令和元年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象医療機関等を拡大（県内の医療機関等→県内の医療機関及び県外の医療機関等に拡大） 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上…1000円 ・入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の医療機関等及び和歌山県伊都医療圏内（1市3町）の医療機関等 「和歌山県橋本市、和歌山県伊都郡（かつらぎ町・九度山町・高野町）」	令和5年10月診療分
奈良県	五條市（＊）	ひとり親	93	*令和元年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大（県内の医療機関等→県内の医療機関及び県外の医療機関等に拡大） 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上…1000円 ・入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の医療機関等及び和歌山県伊都医療圏内（1市3町）の医療機関等 「和歌山県橋本市、和歌山県伊都郡（かつらぎ町・九度山町・高野町）」	令和5年10月診療分
奈良県	桜井市	子ども	73	小学1年生から高校生世代（7歳到達年度初めから18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）	・入院日数14日以上…1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	1000円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
奈良県	桜井市	心身障害者	83	小学1年生から高校生世代（7歳到達年度初めから18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）	・入院日数14日以上…1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
奈良県	桜井市	ひとり親家庭等	93	小学1年生から高校生世代（7歳到達年度初めから18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）	・入院日数14日以上…1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
奈良県	川西町	子ども	73	小学1年生から高校生世代（7歳到達年度初めから18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）	・入院日数14日以上…1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
奈良県	川西町	心身障害者	83	小学1年生から高校生世代（7歳到達年度初めから18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）	・入院日数14日以上…1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
奈良県	川西町	ひとり親家庭等	93	小学1年生から高校生世代(7歳到達年度初めから18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	奈良市 (※)	子ども	73	※令和5年6月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (7歳到達年度初め(小学校入学)から15歳年度末(中学校卒業)までの者→7歳到達年度初め(小学校入学)から18歳年度末(高校生世代)までの者に拡大) ・7歳到達年度初め(小学校入学)から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	1000円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	奈良市 (※)	心身障害者	83	※令和5年6月診療分から助成内容を変更した心身障害者医療について、対象年齢を拡大 (7歳到達年度初め(小学校入学)から15歳年度末(中学校卒業)までの者→7歳到達年度初め(小学校入学)から18歳年度末(高校生世代)までの者に拡大) ・7歳到達年度初め(小学校入学)から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし ※通院上限1,500円／月	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	奈良市 (※)	ひとり親家庭等	93	※令和5年6月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大 (7歳到達年度初め(小学校入学)から15歳年度末(中学校卒業)までの者→7歳到達年度初め(小学校入学)から18歳年度末(高校生世代)までの者に拡大) ・7歳到達年度初め(小学校入学)から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	大和高田市 (※)	子ども	73	※令和元年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	・0歳から6歳まで500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし ・7歳から18歳まで 1,000円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	大和高田市 (※)	心身障害者	83	※令和元年8月診療分から受託している心身障害者医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・1歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	大和高田市 (※)	ひとり親家庭等	93	※令和元年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	大和郡山市 (※)	子ども	73	※令和元年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
奈良県	大和郡山市 (※)	心身障害者	83	※令和元年8月診療分から受託している心身障害者医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・1歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	大和郡山市 (※)	ひとり親家庭等	93	※令和元年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	天理市	子ども	73	令和元年8月診療分から受託している子ども医療について実施機関番号(73291049)を新設し、(73290041)の自己負担額を変更 (外来500円→なし) (入院13日以下…500円→なし 14日以上…1,000円→なし) *0番台は、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *100番台は、小学1年生から高校生世代(7歳到達年度初めから18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	負担なし	・0番台…なし ・100番台…1000円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	天理市 (※)	心身障害者	83	※令和元年8月診療分から受託している心身障害者医療について、対象年齢を拡大し、自己負担額を変更 (6歳まで→18歳までに拡大) ・1歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (外来500円→なし) (入院13日以下…500円→なし 14日以上…1,000円→なし)	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	天理市 (※)	ひとり親家庭等	93	※令和元年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大し、自己負担額を変更 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (外来500円→なし) (入院13日以下…500円→なし 14日以上…1,000円→なし)	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	橿原市 (※)	子ども	73	※令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	橿原市 (※)	心身障害者	83	※令和5年8月診療分から助成内容を変更した心身障害者医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・1歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	橿原市 (※)	ひとり親家庭等	93	※令和5年8月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
奈良県	五條市 (※)	子ども	73	令和5年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大し、事業名を変更 (6歳まで→18歳までに拡大) (乳幼児→子ども) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の医療機関等及び 和歌山県伊都医療圏内(1市3町)の医療機関等 「和歌山県橋本市、和歌山県伊都郡(かつらぎ町・九度山町・高野町)」	令和6年 8月診療分
奈良県	五條市 (※)	心身障害者	83	※令和元年8月診療分から受託している心身障害者医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・1歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	五條市 (※)	ひとり親家庭等	93	令和5年10月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の医療機関等及び 和歌山県伊都医療圏内(1市3町)の医療機関等 「和歌山県橋本市、和歌山県伊都郡(かつらぎ町・九度山町・高野町)」	令和6年 8月診療分
奈良県	御所市 (※)	子ども	73	※令和元年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	御所市 (※)	心身障害者	83	※令和元年8月診療分から受託している心身障害者医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・1歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	御所市 (※)	ひとり親家庭等	93	※令和元年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
奈良県	生駒市	子ども	73	小学1年生から高校生世代(7歳到達年度初めから18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	・入院日数14日以上…1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
奈良県	生駒市	ひとり親家庭等	93	小学1年生から高校生世代(7歳到達年度初めから18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	・入院日数14日以上…1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
奈良県	生駒市(※)	心身障害者	83	※令和元年8月診療分から受託している心身障害者医療について、対象年齢を拡大(6歳まで→18歳までに拡大) ・1歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
奈良県	香芝市	子ども	73	小学1年生から高校生世代(7歳到達年度初めから18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	・入院日数14日以上…1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	1000円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
奈良県	香芝市(※)	心身障害者	83	※令和元年8月診療分から受託している心身障害者医療について、対象年齢を拡大(6歳まで→18歳までに拡大) ・1歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上…1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
奈良県	香芝市(※)	ひとり親家庭等	93	※令和元年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大(6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上…1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
奈良県	葛城市(※)	子ども	73	令和元年8月診療分から受託している子ども医療について実施機関番号(73291106)を新設し、(73290108)の自己負担額を変更(外来500円→なし) (入院13日以下…500円→なし 14日以上…1,000円→なし) *0番台は、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *100番台は、小学1年生から高校生世代(7歳到達年度初めから18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	負担なし	負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
奈良県	葛城市(※)	心身障害者	83	※令和元年8月診療分から受託している心身障害者医療について、自己負担額を変更し、対象年齢を拡大(6歳まで→18歳までに拡大) (外来500円→なし) (入院13日以下…500円→なし 14日以上…1,000円→なし) ・1歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
奈良県	葛城市 (※)	ひとり親家庭等	93	※令和元年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大し、自己負担額を変更(6歳まで→18歳までに拡大) (外来500円→なし) (入院13日以下…500円→なし 14日以上…1,000円→なし) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
奈良県	宇陀市 (※)	子ども	73	※令和元年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大し、自己負担額を変更(6歳まで→18歳までに拡大) (外来 7歳から18歳まで1,000円を追加) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	・0歳から6歳まで500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし ・7歳から18歳まで1,000円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
奈良県	宇陀市 (※)	心身障害者	83	※令和元年8月診療分から受託している心身障害者医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・1歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
奈良県	宇陀市 (※)	ひとり親家庭等	93	※令和元年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
奈良県	山添村 (※)	子ども	73	※令和元年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上…1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
奈良県	山添村 (※)	心身障害者	83	※令和元年8月診療分から受託している心身障害者医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・1歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上…1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
奈良県	山添村 (※)	ひとり親家庭等	93	※令和元年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上…1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
奈良県	平群町 (※)	子ども	73	※令和元年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	平群町 (※)	心身障害者	83	※令和元年8月診療分から受託している心身障害者医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・1歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	平群町 (※)	ひとり親家庭等	93	※令和元年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	三郷町 (※)	子ども	73	※令和元年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	三郷町 (※)	心身障害者	83	※令和元年8月診療分から受託している心身障害者医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・1歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	三郷町 (※)	ひとり親家庭等	93	※令和元年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	斑鳩町 (※)	子ども	73	※令和元年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	斑鳩町 (※)	心身障害者	83	※令和元年8月診療分から受託している心身障害者医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
奈良県	斑鳩町 (※)	ひとり親家庭等	93	※令和元年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	安堵町 (※)	子ども	73	※令和元年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500 円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	安堵町 (※)	心身障害者	83	※令和元年8月診療分から受託している心身障害者医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・1歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500 円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	安堵町 (※)	ひとり親家庭等	93	※令和元年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500 円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	三宅町 (※)	子ども	73	※令和元年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500 円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	三宅町 (※)	心身障害者	83	※令和元年8月診療分から受託している心身障害者医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・1歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500 円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
奈良県	三宅町 (※)	ひとり親家庭等	93	※令和元年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	田原本町	子ども	73	小学1年生から高校生世代(7歳到達年度初めから18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	田原本町 (※)	心身障害者	83	※令和元年8月診療分から受託している心身障害者医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・1歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	田原本町 (※)	ひとり親家庭等	93	※令和元年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	曽爾村 (※)	子ども	73	※令和元年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	曽爾村 (※)	心身障害者	83	※令和元年8月診療分から受託している心身障害者医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・1歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	曽爾村 (※)	ひとり親家庭等	93	※令和元年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
奈良県	御杖村 (※)	子ども	73	※令和元年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	御杖村 (※)	心身障害者	83	※令和元年8月診療分から受託している心身障害者医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・1歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	御杖村 (※)	ひとり親家庭等	93	※令和元年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	高取町 (※)	子ども	73	※令和元年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	高取町 (※)	心身障害者	83	※令和元年8月診療分から受託している心身障害者医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・1歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	高取町 (※)	ひとり親家庭等	93	※令和元年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	明日香村 (※)	子ども	73	※令和元年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	明日香村 (※)	心身障害者	83	※令和元年8月診療分から受託している心身障害者医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・1歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
奈良県	明日香村 (※)	ひとり親家庭等	93	※令和元年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	上牧町	子ども	73	小学1年生から高校生世代(7歳到達年度初めから18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	上牧町 (※)	心身障害者	83	※令和元年8月診療分から受託している心身障害者医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・1歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	上牧町 (※)	ひとり親家庭等	93	※令和元年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	王寺町 (※)	子ども	73	※令和元年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	王寺町 (※)	心身障害者	83	※令和元年8月診療分から受託している心身障害者医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・1歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	王寺町 (※)	ひとり親家庭等	93	※令和元年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
奈良県	広陵町	子ども	73	小学1年生から高校生世代(7歳到達年度初めから18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	・入院日数14日以上…1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
奈良県	広陵町(※)	心身障害者	83	※令和元年8月診療分から受託している心身障害者医療について、対象年齢を拡大(6歳まで→18歳までに拡大) ・1歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上…1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
奈良県	広陵町(※)	ひとり親家庭等	93	※令和元年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大(6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上…1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
奈良県	河合町	子ども	73	小学1年生から高校生世代(7歳到達年度初めから18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	・入院日数14日以上…1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
奈良県	河合町(※)	心身障害者	83	※令和元年8月診療分から受託している心身障害者医療について、対象年齢を拡大(6歳まで→18歳までに拡大) ・1歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上…1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
奈良県	河合町(※)	ひとり親家庭等	93	※令和元年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大(6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
奈良県	吉野町(※)	子ども	73	※令和元年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大(6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
奈良県	吉野町(※)	心身障害者	83	※令和元年8月診療分から受託している心身障害者医療について、対象年齢を拡大(6歳まで→18歳までに拡大) ・1歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
奈良県	吉野町 (※)	ひとり親家庭等	93	※令和元年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	大淀町 (※)	子ども	73	※令和元年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大し、自己負担額を変更 (6歳まで→18歳までに拡大) (外来 7歳から18歳まで1,000円を追加) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	・0歳から6歳まで500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし ・7歳から18歳まで 1,000円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	大淀町 (※)	心身障害者	83	※令和元年8月診療分から受託している心身障害者医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・1歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	・入院日数14日以上… 1000円 入院日数13日以下…500円 ※レセプト単位	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	大淀町 (※)	ひとり親家庭等	93	※令和元年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	500円 ※レセプト単位 ※薬局での負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	下市町 (※)	子ども	73	※令和5年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、事業名を変更し対象年齢を拡大 (乳幼児→子ども) (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	下市町 (※)	心身障害者	83	※令和5年8月診療分から助成内容を変更した心身障害者医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・1歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	下市町 (※)	ひとり親家庭等	93	※令和5年8月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	黒滝村 (※)	子ども	73	※令和元年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
奈良県	黒滝村 (※)	心身障害者	83	※令和元年8月診療分から受託している心身障害者医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・1歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	黒滝村 (※)	ひとり親家庭等	93	※令和元年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	天川村 (※)	子ども	73	※令和元年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	天川村 (※)	心身障害者	83	※令和元年8月診療分から受託している心身障害者医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・1歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	天川村 (※)	ひとり親家庭等	93	※令和元年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	野迫川村	子ども	73	小学1年生から高校生世代(7歳到達年度初めから18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	野迫川村 (※)	心身障害者	83	※令和元年8月診療分から受託している心身障害者医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・1歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	野迫川村 (※)	ひとり親家庭等	93	※令和元年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	十津川村	子ども	73	小学1年生から高校生世代(7歳到達年度初めから18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	十津川村 (※)	心身障害者	83	※令和5年8月診療分から助成内容を変更した心身障害者医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・1歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
奈良県	十津川村（※）	ひとり親家庭等	93	※令和5年8月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大（6歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
奈良県	下北山村	子ども	73	小学1年生から高校生世代（7歳到達年度初めから18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）	負担なし	負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
奈良県	下北山村（※）	心身障害者	83	※令和5年8月診療分から助成内容を変更した心身障害者医療について、対象年齢を拡大（6歳まで→18歳までに拡大） ・1歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
奈良県	下北山村（※）	ひとり親家庭等	93	※令和5年8月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大（6歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
奈良県	上北山村	子ども	73	小学1年生から高校生世代（7歳到達年度初めから18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）	負担なし	負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
奈良県	上北山村（※）	心身障害者	83	※令和5年8月診療分から助成内容を変更した心身障害者医療について、対象年齢を拡大（6歳まで→18歳までに拡大） ・1歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
奈良県	上北山村（※）	ひとり親家庭等	93	※令和5年8月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大（6歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
奈良県	川上村（※）	子ども	73	※令和元年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大（6歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
奈良県	川上村 (※)	心身障害者	83	※令和元年8月診療分から受託している心身障害者医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・1歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	川上村 (※)	ひとり親家庭等	93	※令和元年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	東吉野村 (※)	子ども	73	※令和元年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	東吉野村 (※)	心身障害者	83	※令和元年8月診療分から受託している心身障害者医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・1歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	負担なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分
奈良県	東吉野村 (※)	ひとり親家庭等	93	※令和元年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし	負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
和歌山県	県内各市町村	特定疾患治療	51	*国が行う特定疾患治療研究事業の制度を拡大(対象疾病の拡大)	所得に応じて負担上限を設定 ただし、重症認定者等は自己負担なし		食事標準 負担額を助成	全国の 医療機関等	平成12年 4月診療分
和歌山県	24市町※1	乳幼児	81	義務教育就学前まで	なし		対象外 ※3	県内の 医療機関等	平成18年 10月診療分
和歌山県	和歌山市 新宮市 九度山町 那智勝浦町 太地町	乳幼児		義務教育就学前まで	なし		対象外 ※3	県内の 医療機関等	平成19年 8月診療分
和歌山県	27市町※2	ひとり親		1. ひとり親家庭の母又は父及び児童 2. 養育者に扶養されている父母のない児童 (18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成20年 4月診療分
和歌山県	県内各市町村	重度心身障害者	80	入 院…身体障害者手帳1級・2級、3級、療育手帳A所持者、特別児童扶養手当1級該当者 及び身体障害者手帳3級所持者で市町村民税非課税世帯に属する者 入院外…身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A所持者及び特別児童扶養手当1級該当者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成20年 4月診療分
和歌山県	和歌山市	ひとり親	82	1. ひとり親家庭の母又は父及び児童 2. 養育者に扶養されている父母のない児童 (18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし		対象外 (償還払い による助成)	県内の 医療機関等	平成20年 8月診療分
和歌山県	由良町 (*)	子ども医療	81	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢の拡大 (6歳まで→12歳までに拡大) 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成20年 10月診療分
和歌山県	日高川町 (*)	子ども医療	81	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (6歳まで→15歳までに拡大) 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成21年 10月診療分
和歌山県	紀の川市 広川町 (*)	子ども	81	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢の拡大 (6歳まで→12歳までに拡大) 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成22年 4月診療分
和歌山県	岩出市 (*)	子ども	81	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、入院の対象年齢を拡大 (6歳まで→12歳までに拡大) 入 院:12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 入院外:義務教育就学前まで	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成22年 4月診療分
和歌山県	日高町 印南町 (*)	子ども	81	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (6歳まで→15歳までに拡大) 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成22年 9月診療分
和歌山県	有田川町 (*)	乳幼児・ 子ども	81	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (6歳まで→12歳までに拡大) 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成22年 9月診療分
和歌山県	紀美野町 (*)	子ども	81	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢の拡大 (6歳まで→15歳までに拡大) ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成22年 10月診療分
和歌山県	白浜町 (*)	子ども	81	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢の拡大 (6歳まで→9歳までに拡大) ・9歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成22年 10月診療分
※1 19年8月から委託する5市町及び北山村を除く									
※2 和歌山県内30市町村中、和歌山市、橋本市、北山村を除く									
※3 一部市町村において償還払いによる助成									

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
和歌山県	橋本市 (*)	乳幼児医療 及び 小学生医療	81	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (6歳まで→12歳までに拡大) ・12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 *所得制限あり	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成23年 1月診療分
和歌山県	かつらぎ町 (*)	子ども	81	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (6歳まで→12歳までに拡大) ・12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成23年 4月診療分
和歌山県	湯浅町 (*)	乳幼児 ・ 子ども	81	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (6歳まで→15歳までに拡大) ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者					
和歌山県	印南町 (*)	乳幼児 ・ 子ども	81	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児・子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者					
和歌山県	由良町 (*)	子ども	81	*平成20年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者					
和歌山県	白浜町 (*)	子ども	81	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (9歳まで→10歳までに拡大) ・10歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成23年 7月診療分
和歌山県	白浜町 (*)	子ども	81	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (10歳まで→12歳までに拡大) ・12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者					
和歌山県	美浜町 (*)	子ども	81	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大、また、所得制限の撤廃 (6歳まで→12歳までに拡大) ・12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※所得制限あり→なし	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成23年 8月診療分
和歌山県	御坊市 (*)	乳幼児 及び子ども	81	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (6歳まで→12歳までに拡大) ・12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 ※所得制限あり					
和歌山県	九度山町 (*)	乳幼児 及び就学児	81	*平成19年8月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (6歳まで→15歳までに拡大) ・15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 ※所得制限あり					
和歌山県	みなべ町 (*)	子ども	81	*平成18年10月診療分から受託済みの乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (6歳まで→15歳までに拡大) ・15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 ※所得制限なし	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成24年 1月診療分
和歌山県	広川町 (*)	乳幼児・子ども	81	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療・子ども医療について、対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳に拡大) ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成24年 4月診療分
和歌山県	古座川町 (*)	子ども	81	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (6歳まで→15歳までに拡大) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成24年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
和歌山県	すさみ町（＊）	子ども	81	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大（6歳まで→12歳までに拡大） ・12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成24年8月診療分
和歌山県	那智勝浦町（＊）	子ども	81	*平成18年10月診療分から受託済みの乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大（6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成24年8月診療分
和歌山県	有田川町（＊）	乳幼児 子ども	81	*平成22年9月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療・子ども医療について、対象年齢を拡大（12歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成24年9月診療分
和歌山県	美浜町（＊）	子ども	81	*平成23年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（12歳まで→15歳までに拡大） 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成25年4月診療分
和歌山県	すさみ町（＊）	子ども	81	*平成24年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療費について、対象年齢を拡大（12歳まで→15歳までに拡大） 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成25年8月診療分
和歌山県	海南市（＊）	子ども	81	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、入院の対象年齢を拡大（6歳まで→15歳までに拡大） 入 院：15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 入院外：6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成25年9月診療分
和歌山県	田辺市（＊）	子ども	81	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、入院の対象年齢を拡大（6歳まで→12歳までに拡大） 入 院：12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 入院外：6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし				
和歌山県	日高川町（＊）	子ども	81	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成26年4月診療分
和歌山県	紀の川市（＊）	子ども	81	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院の対象年齢を拡大（12歳まで→15歳までに拡大） 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	
和歌山県	橋本市	ひとり親家庭	82	1.ひとり親家庭の母又は父及び児童 2.養育者に扶養されている父母のない児童 （18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成26年11月診療分
和歌山県	和歌山県（＊）	特定疾患治療	51	*平成12年4月診療分から受託している県指定疾患について、難病の患者に対する医療等に関する法律施行に伴い、対象医療機関等を変更（全国の医療機関等→県内の医療機関等に変更）	所得区分に応じて負担上限を設定 ただし、重症認定者等は自己負担なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成27年1月診療分
和歌山県	美浜町（＊）	乳幼児・子ども	81	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、制度名を変更 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成27年3月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
和歌山県	橋本市（＊）	乳幼児及び小中学生	81	*平成23年1月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療及び小学生医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（所得制限あり）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成27年4月診療分
和歌山県	日高町（＊）	子ども	81	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし				
和歌山県	和歌山市（＊）	こども	81	*平成19年8月診療分から受託している乳幼児等医療について、制度名を変更し、入院の対象年齢を拡大 (6歳まで→15歳までに拡大) 入院：15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 外来：6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外 （償還払いによる助成）	県内の医療機関等	平成27年4月診療分
和歌山県	有田市（＊）	乳幼児・子ども	81	*平成19年4月診療分から受託している乳幼児等医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 （入院6歳まで→15歳まで、外来12歳まで→15歳までに拡大） 入院：15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 外来：15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし				
和歌山県	田辺市（＊）	子ども	81	*平成25年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療費について、入院の対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 入院：15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 外来：6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし				
和歌山県	県内各市町村（＊）	老人医療	41	*受託している老人医療費について訪問看護を対象とする 67歳の誕生日の属する月の初日から70歳の誕生日の属する月の末日まで（ただし、70歳の誕生日が月の初日であるときは、その前日まで）		高齢者の医療の確保に関する法律で定める一部負担金		県内の医療機関等	平成27年8月診療分
和歌山県	県内各市町村（＊）	重度心身障害者	80	*平成20年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、訪問看護を対象とする 入 院・・・身体障害者手帳1級・2級、3級、療育手帳A所持者、特別児童扶養手当1級該当者及び身体障害者手帳3級所持者で市町村民税非課税世帯に属する者 入院外・・・身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A所持者及び特別児童扶養手当1級該当者		なし			
和歌山県	県内各市町村（北山村除く）（＊）	乳幼児医療	81	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、訪問看護を対象とする 対象者については、各市町村の対象者を参照		なし			
和歌山県	県内各市町村（北山村除く）（＊）	ひとり親	82	*平成19年8月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、訪問看護を対象とする 対象者については、各市町村の対象者を参照		なし			
和歌山県	御坊市（＊）	乳幼児及び子ども	81	*平成23年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児及び子ども医療について、所得制限を廃止 ・12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 ※所得制限あり→なし	なし		対象外		
和歌山県	岩出市（＊）	子ども	81	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療費について、入院の対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 入 院：15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 入院外：義務教育就学前まで	なし		対象外		
和歌山県	みなべ町（＊）	子ども	81	*平成24年1月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※所得制限なし	なし		対象外		

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
和歌山県	和歌山県（＊）	特定疾患治療	51	＊難病の患者に対する医療等に関する法律施行に伴い、平成12年4月診療分から受託している県指定疾患については、平成27年9月診療分までの取扱い					平成27年9月診療分までの取扱い
和歌山県	和歌山県	特定疾患治療	83	県指定特定疾患により認定する者	難病法に基づく指定難病に準ずる			県内の医療機関等	平成27年10月診療分
和歌山県	白浜町（＊）	子ども	81	＊平成23年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（12歳まで→15歳までに拡大） 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成27年10月診療分
和歌山県	太地町（＊）	乳幼児 就学児	81	＊平成19年8月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大（6歳まで→15歳までに拡大） 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※所得制限なし					
和歌山県	海南市（＊）	子ども	81	＊平成25年9月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大（6歳まで→15歳までに拡大） 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年4月診療分
和歌山県	上富田町（＊）	子ども	81	＊平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、入院の対象年齢を拡大（6歳まで→15歳までに拡大） 入院：15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 入院外：義務教育就学前まで					
和歌山県	かつらぎ町（＊）	子ども	81	＊平成23年8月診療分から助成内容を変更している子ども医療について、対象年齢を拡大（12歳まで→15歳に拡大） 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者					
和歌山県	北山村	子ども	81	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成28年8月診療分
和歌山県		ひとり親家庭	82	ひとり親家庭の母又は父及び児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）			対象外		
和歌山県	和歌山市（＊）	こども	81	＊平成27年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、入院外の対象年齢を拡大（6歳まで→15歳までに拡大） 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外		
和歌山県	紀の川市（＊）	子ども	81	＊平成26年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大（12歳まで→15歳までに拡大） 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者					
和歌山県	串本町（＊）	子ども	81	＊平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大（6歳まで→15歳までに拡大） 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者					
和歌山県	紀美野町（＊）	子ども	81	＊平成22年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳に拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年10月診療分
和歌山県	御坊市	乳幼児 及び子ども	81	＊平成27年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児及び子ども医療について、対象年齢を拡大（12歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年12月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
和歌山県	太地町（＊）	乳幼児・就学児	81	*平成27年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児・就学児医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※所得制限なし	なし		対象外	県内の医療機関等	平成29年4月診療分
和歌山県	古座川町（＊）	子ども	81	*平成24年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者					
和歌山県	新宮市（＊）	子ども	81	*平成19年8月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大（6歳まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※所得制限なし	なし		対象外	県内の医療機関等	平成29年8月診療分
和歌山県	岩出市（＊）	子ども	81	*平成27年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大し、小学生以上の自己負担限度額を設定（入院外・義務教育就学前まで→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者		義務教育就学前まで：負担金なし 小学生以上：定率1割（限度額26,700円/月まで）	対象外	岩出市の医療機関等	平成29年8月診療分
和歌山県	田辺市（＊）	子ども	81	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大（入院外：6歳→15歳までに拡大） ・15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者		なし	対象外	県内の医療機関等	平成29年10月診療分
和歌山県	高野町（＊）	乳幼児	81	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（6歳まで→15歳までに拡大） 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成30年1月診療分
和歌山県	広川町（＊）	乳幼児・子ども	81	*平成24年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療・子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳に拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成30年4月診療分
和歌山県	有田川町（＊）	乳幼児・子ども	81	*平成24年9月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（婚姻している者及び婚姻の届け出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者、離婚した者は除く。）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成30年9月診療分
和歌山県	上富田町（＊）	子ども	81	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大（6歳→15歳に拡大） 15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成31年4月診療分
和歌山県	湯浅町（＊）	乳幼児・子ども	81	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児・子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳→18歳に拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	
和歌山県	かつらぎ町（＊）	子ども	81	*平成28年4月診療分から助成内容を変更している子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳→18歳に拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	
和歌山県	美浜町（＊）	乳幼児・子ども	81	*平成27年3月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和元年8月診療分
和歌山県	有田川町（＊）	重度心身障害者	80	*平成27年8月診療分から助成内容を変更している重度心身障害者医療について、対象者を拡大（→精神障害者保健福祉手帳1級所持者） 入 院・・・身体障害者手帳1級・2級、3級、療育手帳A所持者、特別児童扶養手当1級該当者、精神障害者保健福祉手帳1級所持者及び身体障害者手帳3級所持者で市町村民税非課税世帯に属する者 入院外・・・身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A所持者、特別児童扶養手当1級該当者及び精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ・65歳の誕生日以降に新たに手帳を取得された者は助成対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
和歌山県	由良町 (*)	子ども	81	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳に達する日以後の最初の3月31日まで→18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 4月診療分
和歌山県	有田市 (*)	子ども	81	*平成27年4月診療分から受託している乳幼児・子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳に拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
和歌山県	橋本市 (*)	乳幼児医療及び子ども	81	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (乳幼児及び小学生→乳幼児及び子ども) (15歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ・所得制限あり	—	—	対象外	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
和歌山県	九度山町 (*)	子ども	81	*平成23年8月診療分から受託している乳幼児及び就学児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳に拡大) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 4月診療分
和歌山県	高野町 (*)	こども	81	*平成30年1月診療分から受託している就学児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳に拡大) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 8月診療分
和歌山県	和歌山市 (*)	こども	81	*平成28年8月診療分から受託しているこども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳に拡大) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 8月診療分
和歌山県	白浜町 (*)	こども	81	*平成27年10月診療分から助成内容を変更したこども医療費について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳に拡大) ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 10月診療分
和歌山県	海南市 (*)	子ども	81	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
和歌山県	那智勝浦町 (*)	子ども	81	*平成24年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
和歌山県	新宮市 (*)	子ども	81	*平成29年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 ※所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
和歌山県	岩出市 (*)	子ども	81	*平成29年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担額(入院外)を変更し、対象年齢を拡大 (小学生以上：定率1割→なし) (15歳まで→18歳に拡大) ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 1月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
和歌山県	串本町（＊）	子ども	81	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （年齢；15歳まで→18歳までに拡大）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分
和歌山県	上富田町（＊）	子ども	81	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （年齢；15歳まで→18歳までに拡大）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
鳥取県	県内 各市町村	身体障害者	81	1～2級身体障害者手帳の所持者	原則、医療費の一割負担。 なお、本人所得に応じ次のとおり月額上限負担とする。 ○一般 入 院：10,000円 入院外： 2,000円 ○低所得(※) 入 院： 5,000円 入院外： 1,000円 (*本人が市町村民税非課税者) ただし、次の①～③の場合は自己負担額なし ①市町村民税非課税世帯の者 ②人工透析や統合失調症など自立支援医療の高額治療継続者(重度かつ継続)に係る医療に該当する場合 ③障害者自立支援法等の「境界層」 *薬局での自己負担なし		対象外	県内の 医療機関等	平成20年 4月診療分
鳥取県	県内 各市町村	知的障害者	82	1. IQ35以下の者 2. IQ50以下で3～4級身体障害者手帳の所持者					
鳥取県	県内 各市町村	精神障害者	83	1級精神保健福祉手帳の所持者					
鳥取県	県内 各市町村	特定疾病	84	1. 20歳未満の国が定める慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患等の患者 2. 20歳以上の先天性代謝異常(先天性クレチン病、フェニルケトン尿症等)の患者	医療機関ごとに1日1,200円(月37,200円まで)	医療機関ごとに1日530円 (上限4日の2,120円) *薬局での自己負担なし			
鳥取県	県内 各市町村	小児医療	85	小学校就学前までの者(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	*低所得者世帯：上限15日/月まで(18,000円/月) (低所得者世帯とは、市町村民税非課税世帯で『限度額適用・標準負担額減額認定証』の交付を受けた方)				
鳥取県	県内 各市町村	ひとり親家庭	87	18歳の年度末までの児童及びその養育者					
鳥取県	県内 各市町村 (*)	小児医療	85	*平成20年4月診療分から受託している小児医療について、対象年齢の拡大(小学校就学前→中学校卒業まで) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	医療機関ごとに1日1,200円(月37,200円まで) *低所得者世帯：上限15日/月まで(18,000円/月) (低所得者世帯とは、市町村民税非課税世帯で『限度額適用・標準負担額減額認定証』の交付を受けた方)	医療機関ごとに1日530円 (上限4日の2,120円) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成23年 4月診療分
鳥取県	県内 各市町村 (*)	小児医療	85	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した小児医療について対象年齢を拡大(中学校卒業まで→18歳まで) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	医療機関ごとに1日1,200円(月37,200円まで) *低所得者世帯：上限15日/月まで(18,000円/月) (低所得者世帯とは、市町村民税非課税世帯で『限度額適用・標準負担額減額認定証』の交付を受けた方)	医療機関ごとに1日530円 (上限4日の2,120円) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成28年 4月診療分
鳥取県	県内 各市町村 (*)	小児医療	85	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した小児医療について、患者負担額を無償化 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
島根県	浜田市	三隅自治区 ウイルス性 肝炎疾患医療	98	ウイルス性肝炎(C型)に罹患した者 (旧三隅町に住所を有していた浜田市民)	○ 自己負担限度額 入院外・・・20,000円(8,000円) 入 院・・・32,000円(15,000円) ()は市町村民税非課税世帯 *ただし、保険薬局での自己負担なし		対象外	県内の 指定医療機関	平成19年 8月診療分
島根県	浜田市 (*)	三隅自治区 ウイルス性 肝炎疾患医療	98	*平成19年8月診療分から受託しているウイルス性肝炎疾患医療の患者負担額の変更 ウイルス性肝炎(C型)に罹患した者 (旧三隅町に住所を有していた浜田市民)	○市町村民税の階層区分 ・非課税世帯・・・6,000円 課税世帯の市町村民税(所得割合) ・課税年額が65,000円未満の場合・・・8,000円 ・課税年額が65,000円以上の場合・・・20,000円		対象外	県内の 指定医療機関	平成20年 4月診療分
島根県	浜田市 (*)	三隅自治区 ウイルス性 肝炎疾患医療	98	*平成20年4月診療分から助成内容を変更したウイルス性肝炎疾患医療の患者負担額の変更 ウイルス性肝炎(C型)に罹患した者 (旧三隅町に住所を有していた浜田市民)	○市町村民税の階層区分 ・非課税世帯・・・1,000円 課税世帯の市町村民税(所得割合) ・課税年額が235,000円未満の場合・・・2,000円 ・課税年額が235,000円以上の場合・・・4,000円		対象外	県内の 指定医療機関	平成22年 4月診療分
島根県	大田市	子ども	90	小学校就学後から中学校卒業の3月末までの者	3割負担 1医療機関 2,000円/月を限度	3割負担 1医療機関 1,000円/月を限度 *薬局・訪問での自己負担なし	対象外	大田市内の医療機関 等及び特定の県内医療機関等	平成22年 7月診療分
島根県	大田市 (*)	子ども	90	*平成22年7月診療分から受託している子ども医療について、自己負担額を変更 (自己負担3割 1医療機関の上限が入院2,000円/月、入院外1,000円/月→自己負担なしに変更) 小学校就学後から中学校卒業の3月末までの者	なし		対象外	大田市内の医療機関 等及び特定の県内医療機関等	平成25年 10月診療分
島根県	浜田市	三隅自治区 ウイルス性 肝炎疾患医療	98	*三隅自治区ウイルス性肝炎疾患医療費助成事業の廃止に伴い、実施機関番号「98.32.002.1」の取扱いを終了				平成28年9月診療分までの取扱い	
島根県	大田市 (*)	子ども	90	*平成25年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (満15歳→満18歳に拡大) 満6歳に達する日の翌日以後最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの	なし	なし	対象外	大田市内の医療機関 等及び特定の県内医療機関等	令和6年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
岡山県	県内各市町村	心身障害者	80	1. 重度身体障害者 身体障害者手帳1級又は2級所持者 2. 重度知的障害者 (IQ35以下で日常生活に常時介護を必要とする程度の重度と判定された者) 3. 知的障害・身体障害合併障害者 (IQ36～50以内と判定され、かつ、身体障害者手帳3級所持の合併障害者) 4. 前1・2・3に該当する場合でも、65歳以上で新たに該当した者は対象外	原則定率1割負担 ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで		対象外	県内の医療機関等	平成18年10月診療分
岡山県		乳幼児	85	1. 県の基準 入院・入院外＝義務教育就学前までの乳幼児 2. 市町村 県の基準に上乗せ(市町村により異なる)	義務教育就学前までは、全市町村自己負担なし ただし、赤磐市の小学1年生～3年生までは、定率1割負担(1割部分が自己負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで)				
岡山県		ひとり親家庭	86	1. ひとり親家庭の親及び児童 2. 父母のいない児童 3. 父母のいない児童を養育している配偶者のない者	原則定率1割負担 ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで				
岡山県	奈義町(＊)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (就学前まで→小学校6年生までに拡大) 入院・入院外ともに小学校6年生まで	なし		対象外	県内の医療機関等	平成19年4月診療分
岡山県	総社市(＊)	子ども (県の事業の上乗せ分)	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (就学前まで→小学校6年生までに拡大) 入院・入院外ともに小学校6年生まで	なし		対象外	県内の医療機関等	平成20年4月診療分
岡山県	奈義町(＊)	子ども (県の事業の上乗せ分)	85	*平成19年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで					
岡山県	新見市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢の拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 中学校3年生まで(ただし、今回の対象年齢の拡大(中学校1年生～3年生)については、平成21年4月診療分に遡るため、平成21年4・5・6月診療分については償還払いにより助成)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成21年7月診療分
岡山県	赤磐市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢の拡大 (小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大) 小学校6年生まで	義務教育就学前までは負担なし ただし、小学1年生～6年生までは、定率1割負担(1割部分が自己負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで)				
岡山県	真庭市(＊)	子ども (県の事業の上乗せ分)	85	*平成18年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学6年生まで→中学3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学3年生まで	なし		対象外	県内の医療機関等	平成21年10月診療分
岡山県	赤磐市(＊)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	85	*平成21年7月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について対象年齢を拡大し、患者負担額を変更 (年齢: 小学校6年生まで → 中学校3年生までに拡大) (負担額: 小学校1年生から6年生まで1割負担→なし) 中学校3年生まで	なし		対象外	県内の医療機関等	平成21年12月診療分
岡山県	玉野市 矢掛町(＊)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 中学校3年生まで	なし		対象外	県内の医療機関等	平成22年4月診療分
岡山県	井原市(＊)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について入院の対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入 院: 中学校3年生まで 入院外: 小学校3年生まで					
岡山県	里庄町(＊)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢を拡大 (10歳未満まで→小学校6年生までに拡大) 小学校6年生まで	なし		対象外	県内の医療機関等	平成22年4月診療分
岡山県	鏡野町(＊)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 中学校3年生まで					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
岡山県	県内各市町村（＊）	乳幼児（県の基準）	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、入院の対象年齢を拡大（義務教育就学前まで→小学6年生までに拡大） 入 院：小学6年生まで 入院外：義務教育就学前までの乳幼児	なし		対象外	県内の医療機関等	平成22年10月診療分
岡山県	津山市早島町（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について入院の対象年齢を拡大（就学前まで→中学校3年生までに拡大） 入 院：中学校3年生まで 入院外：就学前まで					
岡山県	笠岡市（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について入院の対象年齢を拡大（小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大） 入 院：中学校3年生まで 入院外：小学校3年生まで					
岡山県	高梁市（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢を拡大（小学校6年生まで→18歳までに拡大） 入院、入院外とも満18歳に達した以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者、被保険者を除く。					
岡山県	備前市瀬戸内市西栗倉村（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について入院の対象年齢を拡大（就学前まで→小学校6年生までに拡大） 入 院：小学校6年生まで 入院外：就学前まで					
岡山県	浅口市（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢を拡大（10歳未満まで→中学校3年生までに拡大） 入院、入院外とも中学校3年生まで					
岡山県	岡山市（＊）	心身障害者	80	*平成18年10月診療分から受託している心身障害者医療について、65歳以上の新規手帳取得者の年齢制限を撤廃	原則定率1割負担 ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで		対象外	県内の医療機関等	平成22年10月診療分
岡山県	岡山市（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について入院の対象年齢を拡大（就学前まで→中学3年生までに拡大） 入 院：中学校3年生まで 入院外：就学前まで	なし		対象外	県内の医療機関等	平成23年4月診療分
岡山県	倉敷市（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について入院外の対象年齢を拡大（就学前まで→小学校6年生までに拡大） 入院・入院外ともに小学校6年生まで					
岡山県	井原市（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	85	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について入院外の対象年齢を拡大（小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで					
岡山県	早島町（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	85	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について入院外の対象年齢を拡大（就学前まで→小学校3年生までに拡大） 入 院：中学校3年生まで 入院外：小学校3年生まで					
岡山県	吉備中央町（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢を拡大（就学前まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで					
岡山県	津山市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	85	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について入院外の対象年齢を拡大し、患者負担額を変更（就学前まで→小学校3年生までに拡大、自己負担なし→小1～3年生は1割負担） 入 院：中学校3年生まで（満15歳に達する日以降の最初の3月31日まで） 入院外：小学校3年生まで（満9歳に達する日以降の最初の3月31日まで）	なし	義務教育就学前までは負担なし ただし、小学1～3年生までは、1割負担（限度44,400円/月）	対象外	県内の医療機関等	平成23年7月診療分
岡山県	瀬戸内市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	85	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（入 院：小学校6年生まで→中学3年生までに拡大） （入院外：義務教育就学前まで→中学3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学3年生まで	なし		対象外	県内の医療機関等	平成23年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
岡山県	津山市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	85	*平成23年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 （小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大） 入 院：中学校3年生まで 入院外：小学校6年生まで	なし	義務教育就学前までは 負担なし ただし、小学1～6年生ま では、1割負担（限度 44,400円/月）	対象外	県内の 医療機関等	平成24年 4月診療分
岡山県	早島町 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	85	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 （小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大） 入 院：中学校3年生まで 入院外：小学校6年生まで	なし				
岡山県	里庄町 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	85	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで	なし				
岡山県	西栗倉村 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	85	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （入院：小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大、入院外：就学前まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで	なし				
岡山県	備前市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	85	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院の対象年齢を拡大 （小学6年生まで→中学3年生までに拡大） 入 院：中学3年生まで 入院外：義務教育就学前まで	なし				
岡山県	奈義町 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	85	*平成20年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （中学校3年生まで→高校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに高校3年生まで	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成24年 7月診療分
岡山県	備前市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	85	*平成24年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 （義務教育就学前まで→中学3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学3年生まで	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成24年 10月診療分
岡山県	岡山市 （＊）	心身障害者	80	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した心身障害者医療について、身体障害者の手帳要件を拡大 （1級又は2級所持者→1級、2級又は3級所持者）	原則定率1割負担 ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたとき は、一部負担限度額まで		対象外	県内の 医療機関等	平成24年 10月診療分
岡山県	津山市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	85	*平成24年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 （小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで	なし	義務教育就学前までは 負担なし ただし、小学生以上は1 割負担（限度44,400円/ 月）	対象外	県内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
岡山県	笠岡市 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	85	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 （小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで	なし				
岡山県	早島町 （＊）	子ども （県の事業の 上乗せ分）	85	*平成24年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 （小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで					
岡山県	県内 各市町村 （＊）	心身障害者	80	*平成18年10月診療分から受託している心身障害者医療について、訪問看護を対象とする *対象者については、各市町村の対象者を参照		原則定率1割負担 ただし、1割部分が一部 負担金限度額を超えたとき は、一部負担限度額まで		県内の 指定訪問看護 ステーション	平成26年 10月診療分
岡山県		子ども	85	*平成18年10月診療分から受託している子ども医療について、訪問看護を対象とする *対象者については、各市町村の対象者を参照		全市町村自己負担なし ただし、津山市の小学生 以上については自己負担1割（限度額44,400円/ 月）			
岡山県		ひとり親家庭	86	*平成18年10月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、訪問看護を対象とする *対象者については、各市町村の対象者を参照		原則定率1割負担 ただし、1割部分が一部 負担金限度額を超えたとき は、一部負担限度額まで			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
岡山県	倉敷市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	85	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について入院の対象年齢を拡大（小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 入 院：中学校3年生まで 入院外：小学校6年生まで	なし		対象外	県内の医療機関等	平成27年4月診療分
岡山県	和気町（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	85	*平成18年10月診療分から受託している子ども医療についての対象年齢を拡大（中学校3年生まで→18歳までに拡大） 入院・入院外ともに18歳まで（満18歳に達した以後の最初の3月31日まで）	なし				
岡山県	吉備中央町（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	85	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について対象年齢を拡大（中学校3年生まで→18歳までに拡大） 入院・入院外ともに18歳まで（満18歳に達した以後の最初の3月31日まで） ただし、婚姻している者（事実婚を含む）、被保険者を除く	なし				
岡山県	岡山市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	85	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大し、患者負担額を変更（就学前まで→小学校6年生までに拡大） 入 院：中学校3年生まで 入院外：小学校6年生まで	なし	義務教育就学前までは負担なし ただし、小学1年生～6年生までは、定率1割負担（1割部分が自己負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで）	対象外	県内の医療機関等	平成28年4月診療分
岡山県	矢掛町（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	85	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（中学校3年生まで→18歳までに拡大） 入院・入院外ともに18歳まで（満18歳に達した以後の最初の3月31日まで） ただし、婚姻している者（事実婚を含む）、被保険者を除く	なし				
岡山県	新庄村（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	85	*平成18年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大（中学校3年生まで→18歳までに拡大） 入院・入院外ともに18歳まで（満18歳に達した以後の最初の3月31日まで）					
岡山県	久米南町（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	85	*平成20年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大（中学校3年生まで→18歳までに拡大） 入院・入院外ともに18歳まで（満18歳に達した以後の最初の3月31日まで） ただし、婚姻している者（事実婚を含む）、被保険者を除く					
岡山県	備前市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	85	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（中学校3年生まで→18歳までに拡大） 入院・入院外ともに18歳まで（満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成29年1月診療分
岡山県	津山市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	85	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の自己負担額を変更（小学生以上1割負担→なし）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成29年7月診療分
岡山県	勝央町（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	85	*平成18年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大（中学校3年生まで→18歳までに拡大） 入院・入院外ともに18歳まで（満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成30年4月診療分
岡山県	美咲町（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	85	平成18年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大（中学3年生まで→18歳までに拡大） 入院・入院外ともに18歳まで（満18歳に達した日以降の最初の3月31日まで） ただし、婚姻している者（事実婚を含む）、被保険者を除く	なし				
岡山県	赤磐市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	85	*平成21年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢及び患者負担額を変更（中学校3年生まで→18歳までに拡大） 入院・入院外ともに18歳まで（満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで） ただし、婚姻している者（事実婚を含む）、被保険者を除く	中学校3年生までは負担なし ただし、高校生等は1割負担				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
岡山県	総社市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	85	平成20年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大） 入院・入院外ともに中学校3年生まで	なし	小学6年生までは負担なし ただし、中学1年生～3年生までは1割負担	対象外	県内の医療機関等	平成30年7月診療分
岡山県	井原市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	85	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（中学校3年生→18歳に達した日以後の最初の3月31日までに拡大） 18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ・社会保険本人は除く ・所得税法上の扶養親族の要件に当てはまらない人は除く	なし		対象外	県内の医療機関等	平成31年4月診療分
岡山県	岡山市（＊）	心身障害者	80	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した心身障害者医療について、対象となる障害を拡大（精神障害者保健福祉手帳1級かつ自立支援医療受給者証（精神通院）の両方を所持する者を追加）	原則定率1割負担 ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで また、精神障害を主因とする疾患による入院の場合は、入院起算日から1年を経過する日が属する月の末日までに限る	原則定率1割負担 ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで	対象外	県内の医療機関等	令和元年12月診療分
岡山県	鏡野町（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	85	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について対象年齢を拡大（中学校3年生まで→満18歳に達した日以降後の最初の3月31日まで） 満18歳に達した日以降後の最初の3月31日まで	なし		対象外	県内の医療機関等	令和2年4月診療分
岡山県	新見市（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	85	*平成21年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について対象年齢を拡大（中学校3年生まで→満18歳に達した日以降の最初の3月31日まで） 満18歳に達した日以降の最初の3月31日まで *社会保険被保険者本人は除く。 *満15歳に達した日以降の最初の4月1日からの者の現物給付扱いは令和2年6月診療分から、償還給付扱いは令和2年4月診療分から	なし		対象外	県内の医療機関等	令和2年4月診療分
岡山県	瀬戸内市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	85	*平成23年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（入院・入院外ともに中学3年生まで→満18歳まで） 入院・入院外ともに満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
岡山県	美作市（＊）	若年者（県の事業の上乗せ分）	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大（満15歳まで→満18歳までに拡大） ・満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分
岡山県	西栗倉村（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	85	*平成24年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（入院・入院外ともに中学3年生まで→満18歳までに拡大） 満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （4月1日が誕生日の方は満17歳の最初の3月31日まで） ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分
岡山県	里庄町（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	85	*平成24年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（入院・入院外ともに中学3年生まで→満18歳までに拡大） ・満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
岡山県	浅口市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	85	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（入院・入院外ともに中学3年生まで→満18歳までに拡大） ・満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
岡山県	総社市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	85	*平成30年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（入院外 小学生まで→中学生までに拡大） ・満15歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
岡山県	真庭市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	85	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（入院・入院外ともに中学3年生まで→満18歳までに拡大） ・満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年6月診療分
岡山県	倉敷市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	85	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大（入院外 小学生まで→中学生までに拡大） ・満15歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年7月診療分
岡山県	早島町（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	85	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（入院・入院外ともに中学3年生まで→満18歳までに拡大） ・満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある者 ・婚姻している者及び社会保険被保険者本人は除く	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年7月診療分
岡山県	岡山市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	85	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院の対象年齢を拡大（中学校3年生まで→高校生等まで拡大） 入 院：高校生等まで（高校生等とは、在学、婚姻の有無にかかわらず満18歳に達した日移行の最初の3月31日までの者） 入院外：小学校6年生まで	なし	義務教育就学前までは負担なし ただし、小学1年生～6年生までは、定率1割負担（1割部分が自己負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで）	対象外	県内の医療機関等	令和5年10月診療分
岡山県	玉野市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	85	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（入院・外来ともに中学3年生まで→満18歳までに拡大） ・満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある者 ・婚姻している者、社会保険本人を含む	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年10月診療分
岡山県	岡山市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	85	*令和5年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大し、患者負担額を変更（入院外：小学校6年生まで→高校生等までに拡大） （入院外 小学生 自己負担1割→自己負担なし） ・満12歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある者 （入院外 中学生 自己負担3割→自己負担1割） ・満15歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある者 （入院外 高校生等 自己負担3割→自己負担1割） （中学生及び高校生等が小児慢性特定疾病・自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）・指定難病の治療を受ける場合は、当該治療にかかる通院医療費の自己負担額が無料） ・高校生等まで※ ※高校生等とは在学、婚姻の有無にかかわらず満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	小学生までは負担なし 中学生～高校生等までは、定率1割負担（1割部分が自己負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで） ※中学生及び高校生等の通院医療費の月額上限額は44,400円 ※中学生及び高校生等が小児慢性特定疾病・自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）・指定難病の治療を受ける場合は、当該治療にかかる通院医療費の自己負担額が無料	対象外	県内の医療機関等	令和6年1月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
岡山県	岡山市（＊）	心身障害者	80	*令和元年12月診療分から助成内容を変更した心身障害者医療について、入院外の患者負担額を変更（中学生及び高校生等が小児慢性特定疾病・自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）・指定難病の治療を受ける場合は、当該治療にかかる通院医療費の自己負担額が無料） 1 重度身体障害者 身体障害者手帳1級、2級又は3級所持者 2 重度知的障害者 （IQ35以下で日常生活に常時介護を必要とする程度の重度と判定された者） 3 知的障害・身体障害合併障害者 （IQ36～50以内と判定され、かつ、身体障害者手帳3級所持の合併障害者） 4 精神障害者保健福祉手帳1級かつ自立支援医療受給者証（精神通院）の両方を所持する者	原則定率1割負担 ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで	原則定率1割負担 ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで ※中学生及び高校生等が小児慢性特定疾病・自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）・指定難病の治療を受ける場合は、当該治療にかかる通院医療費の自己負担が無料	対象外	県内の医療機関等	令和6年1月診療分
岡山県	岡山市（＊）	ひとり親家庭	86	*平成18年10月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、入院外の患者負担額を変更（中学生及び高校生等が小児慢性特定疾病・自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）・指定難病の治療を受ける場合は、当該治療にかかる通院医療費の自己負担額が無料） 1 ひとり親家庭の親及び児童 2 父母のない児童 3 父母のない児童を養育している配偶者のない者	原則1割負担 ただし、1割部分が一部負担金限度額を超えたときは、一部負担限度額まで	原則1割負担 ただし、1割部分が一部負担金限度額を超えたときは、一部負担限度額まで ※中学生及び高校生等が小児慢性特定疾病・自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）・指定難病の治療を受ける場合は、当該治療にかかる通院医療費の自己負担額が無料	対象外	県内の医療機関等	令和6年1月診療分
岡山県	津山市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	85	*平成29年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（入院・入院外ともに中学3年生まで→満18歳までに拡大） 入院・入院外ともに満18歳まで ・18歳までとは、18歳に達した日以降の最初の3月31日までを指す ・婚姻している者、社会保険本人も対象に含む	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年1月診療分
岡山県	赤磐市（＊）	子ども（県の事業の上乗せ分）	85	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象者を変更し、患者負担額を変更（入院・外来ともに満18歳まで） ・満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある者 ・「婚姻している者及び婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を除く」を削除 ・高校生等 1割負担→自己負担なし	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
岡山県	県内各市町村（倉敷市を除く）（＊）	障害者	80	1. 県の基準 ①重度身体障害者 身体障害者手帳1級又は2級所持者 ②重度知的障害者 （おおむねIQ35以下で日常生活に常時介護を必要とする程度の重度と判定された者） ③知的障害・身体障害合併障害者 （おおむねIQ36～50と判定され、かつ、身体障害者手帳3級所持の合併障害者） ④精神障害者保健福祉手帳1級かつ自立支援医療（精神）受給者証所持者 上記①・②・③に該当する場合でも、65歳以上で新たに該当した者は対象としない 上記④に該当する場合でも、65歳以上で初めて精神障害者保健福祉手帳を取得した者は対象としない ④に該当する者の精神疾患による入院は、入院から3か月を経過する月の月末までが助成対象 2. 市町村 県の基準に上乗せ（市町村により異なる）	原則定率1割負担 ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで	原則定率1割負担 ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで	対象外	県内の医療機関等	令和7年4月診療分
岡山県	備前市（＊）	障害者（県の事業の上乗せ分）	80	・④の自立支援医療（精神）受給者証の所持は不要 ・④に該当する者の精神疾患による入院への期間制限なし	原則定率1割負担 ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで	原則定率1割負担 ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで	対象外	県内の医療機関等	令和7年4月診療分
岡山県	瀬戸内市（＊）	障害者（県の事業の上乗せ分）	80	・身体障害者手帳3級所持者 ・療養手帳B所持者	原則定率1割負担 ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで	原則定率1割負担 ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで	対象外	県内の医療機関等	令和7年4月診療分
岡山県	美作市（＊）	障害者（県の事業の上乗せ分）	80	・④に該当する者の精神疾患による入院への期間制限なし	原則定率1割負担 ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで	原則定率1割負担 ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで	対象外	県内の医療機関等	令和7年4月診療分
岡山県	和気町（＊）	障害者（県の事業の上乗せ分）	80	・療養手帳B所持者 ・④に該当する者の精神疾患による入院への期間制限なし	原則定率1割負担 ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで	原則定率1割負担 ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで	対象外	県内の医療機関等	令和7年4月診療分
岡山県	奈義町（＊）	障害者（県の事業の上乗せ分）	80	・身体障害者手帳3級所持者	原則定率1割負担 ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで	原則定率1割負担 ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで	対象外	県内の医療機関等	令和7年4月診療分
岡山県	美咲町（＊）	障害者（県の事業の上乗せ分）	80	・④に該当する者の精神疾患による入院への期間制限なし	原則定率1割負担 ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで	原則定率1割負担 ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで	対象外	県内の医療機関等	令和7年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
広島県	県内各市町	特定疾患及び小児特定疾患治療	52	*国が行う小児慢性特定疾患治療研究事業の制度を拡大(対象範囲・年齢の拡大) 20歳未満の者	所得に応じて負担上限を設定 ただし、重症認定者等は自己負担なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	平成12年 4月診療分
広島県	広島市	精神障害者通院医療	93	自立支援医療(精神通院)による公費負担を受けている者の自己負担の給付	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
広島県	広島市	乳幼児	90	1.就学前まで 2.発達障害(*)と診断された小学校1・2年生 (*発達障害者支援法に規定する発達障害をいう)	乳児(0歳児)及び乳児健康相談受診者等は自己負担なし その他の者は、医療機関等ごとに月14日を限度に1日500円	乳児(0歳児)及び乳児健康相談受診者等は、医療機関等ごとに月4日を限度として初診料算定時1日500円 その他の者は、医療機関等ごとに月4日を限度として1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成22年 4月診療分
広島県	廿日市市	乳幼児	90	就学前まで	なし				
広島県	熊野町	乳幼児	90	入 院:中学校3年生まで 入院外:就学前まで					
広島県	府中町	乳幼児	90	入 院:小学校6年生まで 入院外:就学前まで					
広島県	三次市 世羅町 神石高原町	乳幼児	90	中学校3年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし			
広島県	三原市 庄原市 大竹市 安芸高田市 安芸太田町	乳幼児	90	小学校6年生まで					
広島県	竹原市 尾道市	乳幼児	90	入 院:小学校6年生まで 入院外:小学校3年生まで					
広島県	呉市 福山市 府中市 東広島市 海田町 坂町 北広島町	乳幼児	90	入 院:小学校6年生まで 入院外:就学前まで					
広島県	江田島市	乳幼児	90	小学校3年生まで					
広島県	大崎上島町	乳幼児	90	就学前まで					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
広島県	19市町※1	重度心身障害者	91	身体障害者1～3級所持者 療育手帳 OA A OB 所持者 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としないと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	月14日を限度に 1日200円	月4日を限度に 1日200円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成22年 4月診療分
広島県	広島市 府中町 海田町	重度心身障害者	91	身体障害者1～3級所持者 療育手帳 OA A OB 所持者 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としないと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	なし				
広島県	福山市	重度心身障害者	91	身体障害者1～3級所持者 療育手帳 OA A OB 所持者 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としないと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	1医療機関につき1日200円 (同一医療機関での支払いは、入院・入院外それぞれ月4日まで)*薬局での自己負担なし				
広島県	20市町※2	ひとり親家庭等	92	1. 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(以下「対象児童」という。)を現に扶養している配偶者のいない女子 2. 1に準じると知事が認めた女子 3. 配偶者と死別又は離婚し、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ)をしていない男子で、対象児童を現に扶養している者 4. 3に準じると知事が認めた男子 5. 1～4に掲げる配偶者のない者に現に扶養されている対象児童 6. 父母のない児童のうち対象児童	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし			
広島県	広島市 府中町	ひとり親家庭等	92		なし				
広島県	福山市	ひとり親家庭等	92		月4日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし			
広島県	海田町	精神障害者 通院医療	93	精神障害者(広島県知事発行の自立支援医療受給者証(精神通院)所持者) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない) *入院は対象外		なし		県内の 指定自立支援 医療機関等	平成22年 6月診療分
広島県	竹原市 (*)	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大) 入院・入院外とも小学校6年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
広島県	海田町 (*)	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について入院の対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入 院:中学校3年生まで 入院外:就学前まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	
広島県									
広島県									

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
広島県	坂町 (*)	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について自己負担額の変更 (1日500円→1日200円に変更) 入 院: 小学校6年生まで 入院外: 就学前まで	月14日を限度に 1日200円	月4日を限度に 1日200円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成24年 4月診療分
広島県		重度心身障害者	91	*平成22年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について自己負担額の変更 (1日200円→1日100円に変更) 身体障害者1～3級所持者 療育手帳 OA A OB 所持者 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としないと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	月14日を限度に 1日100円	月4日を限度に 1日100円 *薬局での自己負担なし			
広島県		ひとり親家庭等	92	*平成22年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について自己負担額の変更 (1日500円→1日200円に変更) 1. 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(以下「対象児童」という。)を現に扶養している配偶者のいない女子 2. 1に準じると知事が認めた女子 3. 配偶者と死別又は離婚し、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ)をしていない男子で、対象児童を現に扶養している者 4. 3に準じると知事が認めた男子 5. 1～4に掲げる配偶者のない者に現に扶養されている対象児童 6. 父母のない児童のうち対象児童	月14日を限度に 1日200円	月4日を限度に 1日200円 *薬局での自己負担なし			
広島県	安芸高田市 (*)	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに: 中学校3年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成25年 4月診療分
広島県	安芸太田町 (*)	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→18歳到達後最初の3月31日までに拡大) 18歳到達後最初の3月31日まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成25年 8月診療分
広島県	北広島町 (*)	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (入 院: 小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) (入院外: 就学前まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成26年 4月診療分
広島県	庄原市 (*)	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 中学校3年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成26年 8月診療分
広島県	尾道市 (*)	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、入院の対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入 院: 中学校3年生まで 入院外: 小学校6年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成27年 4月診療分
広島県	神石高原町 (*)	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (中学校3年生まで→18歳までに拡大) 18歳到達後最初の3月31日まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし			
広島県	三原市 (*)	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入 院: 中学校3年生まで 入院外: 中学校3年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成27年 7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
広島県	府中市 (＊)	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (入 院:小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) (入院外:就学前まで→中学校3年生までに拡大) 中学校3年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成28年 4月診療分
広島県	東広島市 (＊)	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、入院の対象年齢を拡大 (入 院:小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入 院:中学校3年生まで 入院外:就学前まで					
広島県	大崎上島町 (＊)	乳幼児	90	平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (就学前まで→中学校3年生までに拡大) 中学校3年生まで					
広島県	尾道市 (＊)	乳幼児	90	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大 (入院外:小学校3年生まで→小学校6年生まで) 入 院:中学校3年生まで 入院外:小学校6年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成28年 6月診療分
広島県	三次市 (＊)	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (中学3年生まで→18歳までに拡大) 18歳到達後最初の3月31日まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成28年 7月診療分
広島県	大竹市 (＊)	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 中学校3年生まで					
広島県	江田島市 (＊)	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大) 小学校6年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成28年 8月診療分
広島県	廿日市市 (＊)	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢を拡大し、自己負担額の変更 (入 院:就学前まで→中学校3年生までに拡大) (入院外:就学前まで→小学校3年生までに拡大) 入 院:中学校3年生まで 入院外:小学校3年生まで	未就学児は 自己負担なし 小学生以上は 月14日を限度に 1日500円	未就学児は 自己負担なし 小学生以上は 月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし			
広島県	北広島町 (＊)	乳幼児	90	*平成26年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について対象年齢を拡大 (入院・入院外ともに中学校3年生まで→18歳までに拡大) 18歳到達後最初の3月31日まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし			
広島県	安芸高田市 (＊)	乳幼児	90	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について対象年齢を拡大 (入院・入院外ともに中学校3年生まで→18歳までに拡大) 18歳到達後最初の3月31日まで					
広島県	世羅町 (＊)	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢を拡大 (中学校3年生まで→18歳までに拡大) 18歳到達後最初の3月31日まで					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
広島県	広島市 (*)	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢を拡大し、自己負担額の変更 (入院:就学前まで→中学校3年生までに拡大) (入院外:就学前まで→小学校3年生までに拡大) 入院:中学校3年生 入院外:小学校3年生	なし	1 保護者の所得額が基準額未満 月4日を限度に 初診料算定時1日500円 2 保護者の所得額が基準額以上 (1)未就学児 月2日を限度に 1日1,000円 (2)小学校1年生から小学校3年生 月2日を限度に 1日1,500円 (3)第三子以降の子ども 月4日を限度に 初診料算定時1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成29年 1月診療分
広島県									
広島県	府中町 (*)	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大し、自己負担額の変更 (入院:小学校6年生まで→中学校3年生まで) (入院外:就学前まで→小学校6年生まで)	月4日を限度に 1日500円 (住民税非課税世帯は自己負担なし)	月4日を限度に 1日500円 (住民税非課税世帯は自己負担なし) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成29年 4月診療分
広島県	東広島市 (*)	乳幼児	90	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大 (入院外:就学前まで→小学校3年生までに拡大) 入院:中学校3年生まで 入院外:小学校3年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に1日500円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成29年 8月診療分
広島県	呉市 (*)	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (入院:小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) (入院外:就学前まで→小学校6年生までに拡大) 入院:中学校3年生まで 入院外:小学校6年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成29年 10月診療分
広島県	尾道市 (*)	乳幼児	90	*平成28年6月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大 (入院外:小学校6年生まで→中学校3年生まで) 中学校3年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし			
広島県	海田町 (*)	乳幼児	90	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、入院外の対象年齢を拡大 (入院外:就学前まで→小学校3年生まで) 入院:中学校3年生まで 入院外:小学校3年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成30年 1月診療分
広島県	福山市 (*)	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、名称を変更し対象年齢を拡大 (入院:小学校6年生、通院:就学前→入院・通院とも中学校3年生に拡大) 中学校3年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成31年 4月診療分
広島県	坂町 (*)	乳幼児	90	*平成24年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大し自己負担を変更 (入院:小学校6年生→中学校3年生、通院:就学前まで→小学校6年生に拡大、自己負担:200円→500円に変更) 入院:中学校3年生まで 通院:小学校6年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
広島県	坂町（＊）	ひとり親家庭	92	＊平成24年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、自己負担を変更（200円→500円に変更） 1. 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（以下「対象児童」という。）を現に扶養している配偶者のいない女子 2. 1に準じると知事が認めた女子 3. 配偶者と死別又は離婚し、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ）をしていない男子で、対象児童を現に扶養している者 4. 3に準じると知事が認めた男子 5. 1～4に掲げる配偶者のない者に現に扶養されている対象児童 6. 父母のいない児童のうち対象児童	月14日を限度に1日500円	月4日を限度に1日500円 ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成31年4月診療分
広島県	竹原市（＊）	乳幼児	90	＊平成22年6月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大（入 院：小学校6年生まで→中学校3年生まで） 入 院：中学校3年生まで 通 院：小学校6年生まで	月14日を限度に1日500円	月4日を限度に1日500円 ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年7月診療分
広島県	廿日市市（＊）	子ども	90	＊平成28年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名称を変更し対象年齢を拡大（制度名称：乳幼児等医療費→子ども医療費） （通 院：小学校3年生まで → 小学校6年生まで） 入 院：中学校3年生まで 通 院：小学校6年生まで	未就学児は自己負担なし 小学生以上は月14日を限度に1日500円	未就学児は無料 小学生以上は月4日を限度に1日500円 ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年8月診療分
広島県	呉市（＊）	重度心身障害者	91	＊平成22年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、従来の重度障害者医療に加え精神障害者を対象として追加（重度心身障害者医療） 身体障害者1～3級所持者 療育手帳 ○Ａ Ａ ○Ｂ 所持者 精神障害者保健福祉手帳1級 所持者 通院のみ適用 《自立支援医療受給者証（精神通院）所持者に限る》 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としないと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	（重度心身障害者） 月14日を限度に1日200円 （精神障害者） 対象外	月4日を限度に1日200円 ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
広島県	竹原市（＊）	重度心身障害者及び精神障害者医療	91	＊平成22年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、従来の重度障害者医療に加え精神障害者医療を新設（重度心身障害者医療） 身体障害者1～3級所持者 療育手帳 ○Ａ Ａ ○Ｂ 所持者 （精神障害者医療）通院のみ適用 精神障害者保健福祉手帳1級 所持者 《自立支援医療受給者証（精神通院）所持者に限る》 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としないと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	（重度心身障害者） 月14日を限度に1日200円 （精神障害者） 対象外	月4日を限度に1日200円 ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
広島県	三原市（＊）	重度心身障害者	91	＊平成22年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、従来の重度障害者医療に加え精神障害者を対象として追加（重度心身障害者医療） 身体障害者1～3級所持者 療育手帳 ○Ａ Ａ ○Ｂ 所持者 精神障害者保健福祉手帳1級 所持者 通院のみ適用 《自立支援医療受給者証（精神通院）所持者に限る》 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としないと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	（重度心身障害者） 月14日を限度に1日200円 （精神障害者） 対象外	月4日を限度に1日200円 ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
広島県	尾道市（＊）	重度心身障害者	91	＊平成22年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、従来の重度障害者医療に加え精神障害者を対象として追加（重度心身障害者医療） 身体障害者1～3級所持者 療育手帳 ○Ａ Ａ ○Ｂ 所持者 精神障害者保健福祉手帳1級 所持者 通院のみ適用 《自立支援医療受給者証（精神通院）所持者に限る》 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としないと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	（重度心身障害者） 月14日を限度に1日200円 （精神障害者） 対象外	月4日を限度に1日200円 ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
広島県	福山市（＊）	重度心身障害者	91	＊平成22年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、従来の重度障害者医療に加え精神障害者を対象として追加（重度心身障害者医療） 身体障害者1～3級所持者 療育手帳 ○Ａ Ａ ○Ｂ 所持者 精神障害者保健福祉手帳1級 所持者 通院のみ適用 《自立支援医療受給者証（精神通院）所持者に限る》 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としないと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	（重度心身障害者） 月14日を限度に1日200円 （精神障害者） 対象外	月4日を限度に1日200円 ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
広島県	府中市（＊）	重度心身障害者及び精神障害者医療	91	＊平成22年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、従来の重度障害者医療に加え精神障害者医療を新設（重度心身障害者医療） 身体障害者1～3級所持者 療育手帳 ○Ａ Ａ ○Ｂ 所持者（精神障害者医療）通院のみ適用 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 《自立支援医療受給者証（精神通院）所持者に限る》 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としないと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	（重度心身障害者） 月14日を限度に1日200円 （精神障害者） 対象外	月4日を限度に1日200円 ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
広島県	三次市（＊）	重度心身障害者及び精神障害者医療	91	＊平成22年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、従来の重度障害者医療に加え精神障害者医療を新設（重度心身障害者医療） 身体障害者1～3級所持者 療育手帳 ○Ａ Ａ ○Ｂ 所持者（精神障害者医療）通院のみ適用 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 《自立支援医療受給者証（精神通院）所持者に限る》 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としないと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	（重度心身障害者） 月14日を限度に1日200円 （精神障害者） 対象外	月4日を限度に1日200円 ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
広島県	庄原市（＊）	重度心身障害者	91	＊平成22年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、従来の重度障害者医療に加え精神障害者を対象として追加（重度心身障害者医療） 身体障害者1～3級所持者 療育手帳 ○Ａ Ａ ○Ｂ 所持者 精神障害者保健福祉手帳1級 所持者 通院のみ適用 《自立支援医療受給者証（精神通院）所持者に限る》 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としないと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	（重度心身障害者） 月14日を限度に1日200円 （精神障害者） 対象外	月4日を限度に1日200円 ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
広島県	大竹市 (*)	重度心身障害者 及び精神障害者医療	91	*平成22年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、従来の重度障害者医療に加え精神障害者医療を新設 (重度心身障害者医療) 身体障害者1～3級所持者 療育手帳 ○A A ○B 所持者 (精神障害者医療)通院のみ適用 精神障害者保健福祉手帳1級 所持者 《自立支援医療受給者証(精神通院)所持者に限る》 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としな いと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	(重度心身障害者) 月14日を限度に 1日200円 (精神障害者) 対象外	月4日を限度に1日200円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
広島県	府中町 (*)	重度心身障害者 及び精神障害者医療	91	*平成22年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、従来の重度障害者医療に加え精神障害者医療を新設 (重度心身障害者医療) 身体障害者1～3級所持者 療育手帳 ○A A ○B 所持者 (精神障害者医療)通院のみ適用 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 《自立支援医療受給者証(精神通院)所持者に限る》 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としな いと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	(重度心身障害者)なし (精神障害者)対象外	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
広島県	熊野町 (*)	重度心身障害者 及び精神障害者医療	91	*平成22年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、従来の重度障害者医療に加え精神障害者医療を新設 (重度心身障害者医療) 身体障害者1～3級所持者 療育手帳 ○A A ○B 所持者 (精神障害者医療)通院のみ適用 精神障害者保健福祉手帳1級 所持者 《自立支援医療受給者証(精神通院)所持者に限る》 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としな いと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	(重度心身障害者) 月14日を限度に 1日200円 (精神障害者) 対象外	月4日を限度に1日200円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
広島県	坂町 (*)	重度心身障害者	91	*平成22年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、従来の重度障害者医療に加え精神障害者を対象として追加 (重度心身障害者医療) 身体障害者1～3級所持者 療育手帳 ○A A ○B 所持者 通院のみ適用 《自立支援医療受給者証(精神通院)所持者に限る》 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としな いと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	(重度心身障害者) 月14日を限度に 1日100円 (精神障害者) 対象外	月4日を限度に1日100円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
広島県	江田島市 (*)	重度心身障害者	91	*平成22年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、従来の重度障害者医療に加え精神障害者を対象として追加 (重度心身障害者医療) 身体障害者1～3級所持者 療育手帳 ○A A ○B 所持者 通院のみ適用 《自立支援医療受給者証(精神通院)所持者に限る》 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としな いと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	(重度心身障害者) 月14日を限度に 1日200円 (精神障害者) 対象外	月4日を限度に1日200円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
広島県	廿日市市 (*)	重度心身障害者	91	*平成22年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、従来の重度障害者医療に加え精神障害者を対象として追加 (重度心身障害者医療) 身体障害者1～3級所持者 療育手帳 ○A A ○B 所持者 精神障害者保健福祉手帳1級 所持者 通院のみ適用 《自立支援医療受給者証(精神通院)所持者に限る》 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としな いと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	(重度心身障害者) 月14日を限度に 1日200円 (精神障害者) 対象外	月4日を限度に1日200円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
広島県	安芸太田町 (*)	重度心身障害者	91	*平成22年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、従来の重度障害者医療に加え精神障害者を対象として追加 (重度心身障害者医療) 身体障害者1～3級所持者 療育手帳 ○A A ○B 所持者 精神障害者保健福祉手帳1級 所持者 通院のみ適用 《自立支援医療受給者証(精神通院)所持者に限る》 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としな いと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	(重度心身障害者) 月14日を限度に 1日200円 (精神障害者) 対象外	月4日を限度に1日200円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
広島県	北広島町 (*)	重度心身障害者 及び精神障害者医 療	91	*平成22年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、従来の重度障害者医療に加え精神障害者医療を新設 (重度心身障害者医療) 身体障害者1～3級所持者 療育手帳 ○A A ○B 所持者 (精神障害者医療)通院のみ適用 精神障害者保健福祉手帳1級 所持者 《自立支援医療受給者証(精神通院)所持者に限る》 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としな いと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	(重度心身障害者) 月14日を限度に 1日200円 (精神障害者) 対象外	月4日を限度に1日200円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
広島県	安芸高田市 (*)	重度心身障害者 及び精神障害者医 療	91	*平成22年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、従来の重度障害者医療に加え精神障害者医療を新設 (重度心身障害者医療) 身体障害者1～3級所持者 療育手帳 ○A A ○B 所持者 (精神障害者医療)通院のみ適用 精神障害者保健福祉手帳1級 所持者 《自立支援医療受給者証(精神通院)所持者に限る》 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としな いと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	(重度心身障害者) 月14日を限度に 1日200円 (精神障害者) 対象外	月4日を限度に1日200円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
広島県	東広島市（＊）	重度心身障害者	91	＊平成22年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、従来の重度障害者医療に加え精神障害者を対象として追加（重度心身障害者医療） 身体障害者1～3級所持者 療育手帳 ○A A ○B 所持者 精神障害者保健福祉手帳1級 所持者 通院のみ適用 《自立支援医療受給者証（精神通院）所持者に限る》 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としな いと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	（重度心身障害者） 月14日を限度に1日200円 （精神障害者） 対象外	月4日を限度に1日200円 ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
広島県	大崎上島町（＊）	重度心身障害者及び精神障害者医療	91	＊平成22年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、従来の重度障害者医療と別に加え精神障害者医療を新設（重度心身障害者医療） 身体障害者1～3級所持者 療育手帳 ○A A ○B 所持者 （精神障害者医療）通院のみ適用 精神障害者保健福祉手帳1級 所持者 《自立支援医療受給者証（精神通院）所持者に限る》 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としな いと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	（重度心身障害者） 月14日を限度に1日200円 （精神障害者） 対象外	月4日を限度に1日200円 ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
広島県	世羅町（＊）	重度心身障害者	91	＊平成22年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、従来の重度障害者医療に加え精神障害者を対象として追加（重度心身障害者医療） 身体障害者1～3級所持者 療育手帳 ○A A ○B 所持者 精神障害者保健福祉手帳1級 所持者 通院のみ適用 《自立支援医療受給者証（精神通院）所持者に限る》 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としな いと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	（重度心身障害者） 月14日を限度に1日200円 （精神障害者） 対象外	月4日を限度に1日200円 ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
広島県	神石高原町（＊）	重度心身障害者	91	＊平成22年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、従来の重度障害者医療に加え精神障害者を対象として追加（重度心身障害者医療） 身体障害者1～3級所持者 療育手帳 ○A A ○B 所持者 精神障害者保健福祉手帳1級 所持者 通院のみ適用 《自立支援医療受給者証（精神通院）所持者に限る》 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としな いと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	（重度心身障害者） 月14日を限度に1日200円 （精神障害者） 対象外	月4日を限度に1日200円 ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
広島県	東広島市	乳幼児	90	＊平成29年8月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について対象年齢を拡大（入院外：小学校3年生まで→小学校6年生まで） 入 院：中学校3年生まで 入院外：小学校6年生まで	月14日を限度に1日500円	月4日を限度に1日500円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
広島県	海田町（＊）	重度心身障害者及び精神障害者医療	91	*平成22年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、従来の重度障害者医療に加え精神障害者医療を新設（重度心身障害者医療） 身体障害者1～3級所持者 療育手帳 ○A A ○B 所持者 （精神障害者医療）通院のみ適用 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 《自立支援医療受給者証（精神通院）所持者に限る》 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としないと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	（重度心身障害者）なし （精神障害者）対象外	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年8月診療分
広島県	海田町（＊）	乳幼児	90	*平成30年1月診療分から受託内容を変更している乳幼児医療について対象年齢を拡大 （通 院：小学校3年生まで→小学校6年生まで） 入 院：中学校3年生まで 通 院：小学校6年生まで	月14日を限度に1日500円	月4日を限度に1日500円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年1月診療分
広島県	広島市（＊）	乳幼児	90	*平成29年1月診療分から受託内容を変更している乳幼児医療について対象年齢を拡大及び自己負担額の変更 （通院：小学校3年生まで → 小学校6年生まで） （1）未就学児 月2日を限度に1日1,000円→初診料算定時1日1,000円を限度（月2回まで） 入院：中学校3年生まで 通院：小学校6年生まで	自己負担なし	1 保護者の所得額が基準額未満 初診料算定時1日500円を限度（月4日まで） 2 保護者の所得額が基準額以上 （1）未就学児 初診料算定時1日1,000円を限度（月2回まで） （2）小学校1～6年生 1日1,500円を限度（月2日まで） ※初診料算定時に限らない。 （3）第三子以降の子ども 初診料算定時1日500円を限度（月4日まで） ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年1月診療分
広島県									
広島県	広島市（＊）	重度心身障害者	91	*平成22年4月診療分から受託している重度心身障害者医療について、従来の重度障害者医療に加え精神障害者医療を追加（重度心身障害者医療） 身体障害者1～3級所持者 療育手帳 ○A A ○B 所持者 （精神障害者医療）通院のみ適用 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 《自立支援医療受給者証（精神通院）所持者に限る》 ※後期高齢者医療制度の被保険者でない人 市町の条例等により、「65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号に規定する政令で定める程度の状態であり、かつ、同号に規定する後期高齢者医療広域連合の認定を受けていないもの」を受給者としないと規定している場合、その規定に該当する人は対象にならない。	（重度心身障害者）なし （精神障害者）対象外	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年2月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
広島県	大崎上島町（＊）	乳幼児	90	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について対象年齢を拡大（中学校3年生まで→18歳までに拡大） 18歳到達後最初の3月31日まで	月14日を限度に1日500円	月4日を限度に1日500円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分
広島県	尾道市（＊）	乳幼児	90	*平成29年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について対象年齢を拡大（中学校3年生まで→18歳まで） 18歳到達後最初の3月31日まで	月14日を限度に1日500円	月4日を限度に1日500円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
広島県	熊野町（＊）	乳幼児	90	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について対象年齢を拡大 通院：未就学児まで→中学校3年生まで	なし（無料）→ 月14回を限度に1日500円	なし（無料）→ 月4回を限度に1日500円	対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
広島県	江田島市（＊）	乳幼児	90	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について対象年齢を拡大 通院：小学校6年生まで→中学校3年生まで	月14日を限度に1日500円	月4日を限度に1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
広島県	坂町（＊）	乳幼児	90	*平成31年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について対象年齢を拡大 通院：小学校6年生まで→中学校3年生まで	月14日を限度に1日500円→ （住民税課税世帯） 月14回を限度に1日500円 （住民税非課税世帯） なし（無料）	月4日を限度に1日500円 ※薬局での自己負担なし→ （住民税課税世帯） 月4回を限度に1日500円 （住民税非課税世帯） なし（無料）	対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
広島県	庄原市（＊）	乳幼児	90	*平成26年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について対象年齢を拡大 （中学校3年生まで→18歳までに拡大） 18歳到達後最初の3月31日まで	月14日を限度に1日500円	月14日を限度に1日500円	対象外	県内の医療機関等	令和5年7月診療分
広島県	東広島市（＊）	乳幼児	90	*令和3年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について対象年齢を拡大 入院（中学校3年生まで→18歳到達の年度末までに拡大） 外来（小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大）	月14日を限度に1日500円	月4日を限度に1日500円	対象外	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
広島県	呉市（＊）	乳幼児	90	*平成29年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について制度名の変更及び対象年齢を拡大（制度名：乳幼児等医療費助成制度→こども医療費助成制度） 入院（中学校3年生まで→18歳到達の年度末までに拡大） 外来（小学校6年生まで→18歳到達の年度末までに拡大） 18歳到達後最初の3月31日まで	月14日を限度に1日500円	月4日を限度に1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年10月診療分
広島県	竹原市（＊）	乳幼児	90	*平成2年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について対象年齢を拡大 入院（中学校3年生まで→18歳到達の年度末までに拡大） 外来（小学校6年生まで→18歳到達の年度末までに拡大） 18歳到達後最初の3月31日まで	月14日を限度に1日500円	月4日を限度に1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年10月診療分
広島県	三原市（＊）	乳幼児	90	*平成27年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について対象年齢を拡大（中学校3年生まで→18歳到達の年度末までに拡大） 18歳到達後最初の3月31日まで	月14日を限度に1日500円	月4日を限度に1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年10月診療分
広島県	府中市（＊）	乳幼児	90	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について対象年齢を拡大（中学校3年生まで→18歳到達の年度末までに拡大） 18歳到達後最初の3月31日まで	月14日を限度に1日500円	月4日を限度に1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年10月診療分
広島県	大竹市（＊）	乳幼児	90	*平成28年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について対象年齢を拡大（中学校3年生まで→18歳到達の年度末までに拡大） 18歳到達後最初の3月31日まで	月14日を限度に1日500円	月4日を限度に1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
広島県	大崎上島町（＊）	こども	90	*令和4年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について制度名を変更 (制度名:乳幼児等医療費助成制度→こども医療費助成制度) 18歳到達後最初の3月31日まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
広島県	海田町（＊）	乳幼児	90	*令和4年1月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、通院の対象年齢を拡大 (通院:小学校6年生まで→中学校3年生まで) 中学校3年生まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 1月診療分
広島県	府中町（＊）	乳幼児	90	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、通院の対象年齢を拡大 (通院:小学校6年生まで→中学校3年生まで) 中学校3年生まで	月4日を限度に 1日500円 (住民税非課税世帯は自己負担なし)	月4日を限度に 1日500円 (住民税非課税世帯は自己負担なし) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 1月診療分
広島県	坂町（＊）	こども医療費	90	*令和5年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について対象年齢を拡大 (中学校3年生まで→18歳到達の年度末までに拡大) 18歳到達後最初の3月31日まで	(住民税課税世帯) 月14日を限度に 1日500円 (住民税非課税世帯) なし(無料)	(住民税課税世帯) 月4日を限度に 1日500円 (住民税非課税世帯) なし(無料) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
広島県	江田島市（＊）	こども	90	*令和5年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について制度名の変更及び対象年齢を拡大 (制度名:乳幼児等医療費支給制度→こども医療費支給制度) (中学校3年生まで→18歳到達の年度末までに拡大) 18歳到達後最初の3月31日まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
広島県	神石高原町（＊）	乳幼児	90	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について一部負担金を変更 (自己負担 500円→なし) 18歳到達後最初の3月31日まで	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
広島県	神石高原町（＊）	ひとり親	92	*平成22年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について一部負担金を変更 (自己負担 500円→なし) 1. 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(以下「対象児童」という。)を現に扶養している配偶者のいない女子 2. 1に準じると知事が認めた女子 3. 配偶者と死別又は離婚し、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ)をしていない男子で、対象児童を現に扶養している者 4. 3に準じると知事が認めた男子 5. 1～4に掲げる配偶者のない者に現に扶養されている対象児童 6. 父母のない児童のうち対象児童	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
広島県	廿日市市（＊）	こども	90	*令和2年8月診療分から助成内容を変更したこども医療について対象年齢を拡大 (入院:中学3年生まで、通院:小学校6年生まで→入院・通院とも18歳までに拡大) 出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	未就学児は無料 小学生以上は1医療機関につき1日500円 同一医療機関月14日を限度	未就学児は無料 小学生以上は1医療機関につき1日500円 同一医療機関月4日を限度 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 9月診療分
広島県	東広島市（＊）	こども	90	*令和5年8月診療分から受託している乳幼児医療について制度名の変更及び対象年齢を拡大 (制度名:乳幼児等医療→こども医療) 0歳～18歳になる年度の3月31日まで	月14日を限度に 1日500円	月4日を限度に 1日500円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
広島県	広島市（＊）	こども	90	*令和4年1月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大（通院：小学6年生まで→中学3年生までに拡大）	なし	1 保護者の所得額が基準額未満 初診料算定時1日500円を限度（月4日まで） 2 保護者の所得額が基準額以上 未就学児は初診算定時1日1,000円を限度（月2回まで） 小学1年から中学3年生は1日1,500円を限度（月2回まで） 第三子以降の子どもは初診料算定時1日500円を限度（月4回まで） *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年1月診療分
広島県	熊野町（＊）	こども	90	*令和5年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大（入院・通院：小学6年生まで→18歳到達後最初の3月31日までに拡大）	月14日を限度に1日500円	月4日を限度に1日500円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年1月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
徳島県	県内各市町村	乳幼児	45	満7歳に達する日の属する月の末日までにある者 (ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者を除く)	・なし(5歳まで) ・600円(6歳以上※2)	・なし(2歳まで) ・600円(3歳以上※3) *薬局での自己負担なし	対象外 ※1	県内の医療機関等	平成20年 2月診療分
徳島県	阿南市 阿波市 佐那河内村 神山町	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	47	県の対象者年齢を拡大 阿南市…満9歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 阿南市以外…満9歳の誕生日の前日の属する月の末日までの者	なし				
徳島県	阿南市 阿波市 勝浦町 上勝町 佐那河内村 神山町	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	48	県の基準の患者負担額600円を助成 入院:6歳に達する日の属する月の翌月の初日から7歳に達する日の属する月の月末までの間にある者 入院外:3歳に達する日の属する月の翌月の初日から7歳に達する日の属する月の月末までの間にある者	なし				
徳島県	県内各市町村	重度心身障害者	46	・身体障害者手帳1級所持者 ・身体障害者手帳2級所持者であって、引き続き3ヵ月以上、食事、入浴、排便等の日常生活に常に介護を要し、かつ、その状態が継続すると認められる者 ・知的障害者で知能指数が概ねIQ35以下の者 (身体障害者手帳2級所持者のうち上記に該当する者を除いた者及び身体障害者手帳3、4級かつ知的障害者で知能指数が概ねIQ50以下の者については償還払いにより助成)	なし		対象外		
徳島県	県内各市町村	母子家庭等	46	母子家庭の母とその児童及び父母のいない児童 (義務教育修了前の児童及び義務教育修了前の児童を扶養している母に限る) *入院外は対象外 *義務教育修了後から18歳に達する日以降の3月31日までの間にある者については、償還払いにより助成	なし				
徳島県	上勝町	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	47	満12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成20年 4月診療分
徳島県	石井町	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	47	満9歳の誕生日の前日の属する月の末日までの者	入院・入院外ともに患者負担額600円 *薬局での自己負担なし				
徳島県	佐那河内村 (*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	47	*平成20年2月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (9歳まで→15歳までに拡大) 満15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者(中学校修了までの者)	なし				
徳島県	神山町 (*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	47	*平成20年2月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (9歳まで→12歳までに拡大) 満12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者(小学校修了までの者)	なし				
徳島県	那賀町 (*)	乳幼児 (県の基準)	45	*平成20年2月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 *償還払いとしていた、3歳以上の者について、今回、現物給付へ拡大する 満7歳に達する日の属する月の末日までにある者 (ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者を除く)	・なし(5歳まで) ・600円(6歳以上※2)	・なし(2歳まで) ・600円(3歳以上※3) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成20年 9月診療分
徳島県		乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	48	*県の基準の患者負担額600円を助成 入院:6歳に達する日の属する月の翌月の初日から7歳に達する日の属する月の月末までの間にある者 入院外:3歳に達する日の属する月の翌月の初日から7歳に達する日の属する月の月末までの間にある者	なし				
徳島県	阿波市 (*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	47	*平成20年2月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢を拡大 (9歳まで→12歳までに拡大) 満12歳の誕生日の前日の属する月の月末までの者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成20年 10月診療分
徳島県	勝浦町	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	47	満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (小学校修了までの者)	入院・入院外ともに患者負担額600円 *薬局での自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	平成21年 4月診療分
徳島県	美波町	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	47	満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (小学校修了までの者)					
徳島県	神山町 (*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	47	*平成20年2月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢を拡大 (12歳まで→15歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者(中学校修了までの者)	なし				

※1 一部市町村において償還払いによる助成

※2 入院:6歳に達する日の属する月の翌月の初日から7歳に達する日の属する月の月末までの間にある者は600円とする。

※3 入院外:3歳に達する日の属する月の翌月の初日から7歳に達する日の属する月の月末までの間にある者は600円とする。

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
徳島県	美馬市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	47	満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者(小学校修了までの者)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成21年 9月診療分
徳島県		乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	48	*県の基準の患者負担額600円を助成 入 院:満6歳の誕生日の前日の属する月の翌月の初日から満7歳の誕生日の前日の属する月の 末日までの間にある者 入院外:満3歳の誕生日の前日の属する月の翌月の初日から満7歳の誕生日の前日の属する月の 末日までの間にある者					
徳島県	県内 各市町村 (*)	乳幼児 (対象年齢 の拡大)	45	*平成20年2月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (満7歳まで→小学校3年生修了までに拡大) 小学校3年生修了まで (ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者を除く)	*なし(5歳まで) *600円(6歳以上※4)	*なし(2歳まで) *600円(3歳以上※5) ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成21年 11月診療分
徳島県	阿波市 (*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	47	*平成21年9月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (満12歳の誕生日の前日の属する月の月末まで→小学校6年生修了までに拡大) 小学校6年生修了まで	なし				
徳島県	上板町 吉野川市 海陽町	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	47	小学校4年生から小学校修了まで	*600円	*600円 ※薬局での自己負担なし			
徳島県	つるぎ町	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	47	小学校4年生から小学校修了まで	なし				
徳島県			48	県の基準の患者負担額600円を助成 入 院:6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校3年生修了までの間にある者 入院外:3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校3年生修了までの間にある者	なし				
徳島県	阿南市 阿波市 上勝町 佐那河内村 神山町 (*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	48	*平成20年2月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (入院・入院外:満7歳まで→小学校3年生修了までに拡大) 県の基準の患者負担額600円を助成 入 院:6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校3年生修了までの間にある者 入院外:3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校3年生修了までの間にある者	なし				
徳島県	那賀町 (*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	48	*平成20年9月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (入院・入院外:満7歳まで→小学校3年生修了までに拡大) 県の基準の患者負担額600円を助成 入 院:6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校3年生修了までの間にある者 入院外:3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校3年生修了までの間にある者	なし				
徳島県	美馬市 (*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	48	*平成21年9月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (入院・入院外:満7歳まで→小学校3年生修了までに拡大) 県の基準の患者負担額600円を助成 入 院:6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校3年生修了までの間にある者 入院外:3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校3年生修了までの間にある者	なし				
徳島県	石井町 牟岐町	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	47	小学校4年生から小学校修了まで	*600円	*600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成22年 4月診療分
徳島県	板野町	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	47	小学校4年生から中学校修了まで	なし				
徳島県	板野町	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	48	県の基準の患者負担額600円を助成 入 院:6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校3年生修了までの間にある者 入院外:3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校3年生修了までの間にある者	なし				
徳島県	北島町	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	47	小学校4年生から小学校修了まで	*600円	*600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成22年 7月診療分
徳島県	藍住町	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	47	小学校4年生から中学校修了まで					
徳島県	県内 各市町村 (*)	ひとり親家庭等	46	*平成20年2月診療分から受託している母子家庭等医療について制度名を変更し、対象者を拡大 (母子家庭の母とその児童→ひとり親家庭の親とその児童) ひとり親家庭の親とその児童及び父母のいない児童 (義務教育修了前の児童及び義務教育修了前の児童を扶養している親に限る) *入院外は対象外 *義務教育修了後から18歳に達する日以降の3月31日までの間にある者については、償還払いにより助成	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成22年 10月診療分

※4 入 院:6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校3年生修了までの間にある者は600円とする。

※5 入院外:3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校3年生修了までの間にある者は600円とする。

※4 入院:6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校3年生修了までの間にある者は600円とする。
※5 入院外:3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校3年生修了までの間にある者は600円とする。

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
徳島県	東みよし町	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	47	小学校4年生から小学校修了まで	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成23年 4月診療分
徳島県	石井町 (＊)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	47	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (小学校修了まで→中学校修了まで) 小学校4年生から中学校修了まで	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし			
徳島県	阿南市 (＊)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	47	*平成20年2月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (小学校3年生修了まで→小学校修了まで) 小学校4年生から小学校修了まで	なし				
徳島県	上勝町 (＊)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	47	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (小学校修了まで→中学校修了まで) 小学校4年生から中学校修了まで	なし				
徳島県	那賀町 (＊)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	47	小学校4年生から小学校修了まで	なし		対象外	県内の 医療機関等	平成23年 7月診療分
徳島県	勝浦町 (＊)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	47	*平成21年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (小学校修了まで→中学校修了までに拡大) 小学校4年生から中学校修了まで	入院・入院外ともに患者負担額600円 *薬局での自己負担なし		対象外	県内の 医療機関等	平成24年 4月診療分
徳島県	松茂町	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	47	小学校4年生から小学校修了までの者	600円	600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成24年 7月診療分
徳島県	海陽町 (＊)	子どもあゆみ医療 (県の事業の上乗せ分)	47	*平成21年11月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校修了までの者→中学校修了までの者に拡大) 小学校4年生から中学校修了まで	600円	600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成24年 8月診療分
徳島県	徳島市 阿南市 阿波市 吉野川市 三好市 上勝町 佐那河内村 牟岐町 松茂町 北島町 板野町 つるぎ町 東みよし町 (＊)	乳幼児等	45	*平成21年11月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、対象年齢を拡大 (小学校3年生修了まで→小学校修了までに拡大) 小学校修了までの者 (ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者を除く)	・なし(5歳まで) ・600円(6歳以上※6)	・なし(2歳まで) ・600円(3歳以上※7) ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成24年 10月診療分
徳島県	海陽町 (＊)	子どもあゆみ	45	*平成21年11月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、対象年齢を拡大 (小学校3年生修了まで→小学校修了までに拡大) 小学校修了までの者 (ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者を除く)					
※6 入院:6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者は600円とする。									
※7 入院外:3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者は600円とする。									

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
徳島県	鳴門市 小松島市 勝浦町 石井町 神山町 藍住町 上板町 美波町 (＊)	子どもはぐくみ	45	*平成21年11月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について制度名を変更し、対象年齢を拡大(小学校3年生修了まで→小学校修了までに拡大) 小学校修了までの者 (ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者を除く)	なし(5歳まで) ・600円(6歳以上※6)	・なし(2歳まで) ・600円(3歳以上※7) ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成24年10月診療分
徳島県	那賀町(＊)	こどもはぐくみ	45	*平成21年11月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について制度名を変更し、対象年齢を拡大(小学校3年生修了まで→小学校修了までに拡大) 小学校修了までの者 (ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者を除く)					
徳島県	美馬市(＊)	美馬市みまっこ	45	*平成21年11月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について制度名を変更し、対象年齢を拡大(小学校3年生修了まで→小学校修了までに拡大) 小学校修了までの者 (ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者を除く)					
徳島県	美波町(＊)	子どもはぐくみ(県の事業の上乗せ分)	47	*平成21年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について制度名を変更し、対象年齢を拡大(満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者(小学校修了までの者)→中学校修了までに拡大) 中学校修了までの者	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし			
徳島県	上板町(＊)	子どもはぐくみ(県の事業の上乗せ分)	47	*平成21年11月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について制度名を変更し、対象年齢を拡大(小学校4年生から小学校修了まで→中学校修了までに拡大) 中学校修了までの者					
徳島県	勝浦町(＊)	子どもはぐくみ(県の事業の上乗せ分)	47	*平成24年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について制度名を変更 小学校4年生から中学校修了まで					
徳島県	石井町(＊)	子どもはぐくみ(県の事業の上乗せ分)	47	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について制度名を変更 小学校4年生から中学校修了まで					
徳島県	神山町(＊)	子どもはぐくみ(県の事業の上乗せ分)	47	*平成21年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について制度名を変更 小学校4年生から中学校修了まで	なし				
徳島県	藍住町(＊)	子どもはぐくみ(県の事業の上乗せ分)	47	*平成22年7月診療分から受託している乳幼児等医療について制度名を変更 小学校4年生から中学校修了まで	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし			
徳島県	阿南市 阿波市 上勝町 佐那河内村 板野町 (＊)	乳幼児等(県の事業の上乗せ分)	48	*平成21年11月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、対象年齢を拡大(入院・入院外:3年生修了まで→小学校修了までに拡大) 県の基準の患者負担額600円を助成 入 院:6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者 入院外:3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者	なし				
徳島県	勝浦町(＊)	子どもはぐくみ(県の事業の上乗せ分)	48	*平成20年2月診療分から受託している乳幼児等医療について制度名を変更 入 院:6歳に達する日の属する月の翌月の初日から7歳に達する日の属する月の月末までの間にある者 入院外:3歳に達する日の属する月の翌月の初日から7歳に達する日の属する月の月末までの間にある者					
徳島県	つるぎ町(＊)	乳幼児等(県の事業の上乗せ分)	48	*平成21年11月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象年齢を拡大(入院・入院外:小学校3年生修了まで→小学校修了までに拡大) 県の基準の患者負担額600円を助成 入 院:6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者 入院外:3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者					

※6 入院:6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者は600円とする。
※7 入院外:3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者は600円とする。

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
徳島県	神山町（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	48	*平成21年11月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について制度名を変更し、対象年齢を拡大（入院・入院外：小学校3年生修了まで→小学校修了までに拡大） 県の基準の患者負担額600円を助成 入院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成24年10月診療分
徳島県	那賀町（＊）	こどもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	48	*平成21年11月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について制度名を変更し、対象年齢を拡大（入院・入院外：小学校3年生修了まで→小学校修了までに拡大） 県の基準の患者負担額600円を助成 入院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者					
徳島県	美馬市（＊）	美馬市みまっこ（県の事業の上乗せ分）	48	*平成21年11月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について制度名を変更し、対象年齢を拡大（入院・入院外：小学校3年生修了まで→小学校修了までに拡大） 県の基準の患者負担額600円を助成 入院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者					
徳島県	吉野川市（＊）	子どもはぐくみ	45	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、制度名を変更 小学校修了までの者 （ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く）	*なし（5歳まで） *600円（6歳以上※6）	*なし（2歳まで） *600円（3歳以上※7） ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成24年11月診療分
徳島県		子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成21年11月診療分から受託している乳幼児等医療について制度名を変更し、対象年齢を拡大（小学校修了まで→中学校修了までに拡大） 中学校修了までの者	*600円	*600円 ※薬局での自己負担なし			
徳島県	牟岐町（＊）	子どもはぐくみ	45	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、制度名を変更 小学校修了までの者 （ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く）	*なし（5歳まで） *600円（6歳以上※6）	*なし（2歳まで） *600円（3歳以上※7） ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成25年1月診療分
徳島県		子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児等医療について制度名を変更し、対象年齢を拡大（小学校修了まで→中学校修了までに拡大） 中学校修了までの者	*600円	*600円 ※薬局での自己負担なし			
徳島県	阿南市（＊）	こどもの医療	45	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、制度名を変更 小学校修了までの者 （ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く）	*なし（5歳まで） *600円（6歳以上※8）	*なし（2歳まで） *600円（3歳以上※9） ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成25年4月診療分
徳島県		こどもの医療（県の事業の上乗せ分）	48	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、制度名を変更 入院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者	なし				
徳島県		こどもの医療（県の事業の上乗せ分）	47	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大（小学校修了まで→中学校修了までに拡大） 中学校修了までの者	なし				
徳島県	板野町（＊）	子どもはぐくみ	45	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、制度名を変更 小学校修了までの者 （ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く）	*なし（5歳まで） *600円（6歳以上※8）	*なし（2歳まで） *600円（3歳以上※9） ※薬局での自己負担なし			
徳島県		子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	48	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、制度名を変更 小学校修了までの者	なし				
徳島県		子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成22年4月診療分から受託している乳幼児等医療について、制度名を変更 中学校修了までの者					

※6 入院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者は600円とする。
※7 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者は600円とする。
※8 入院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者は600円とする。
※9 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者は600円とする。

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
徳島県	美馬市（＊）	美馬市みまっこ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成21年9月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（小学校修了まで→中学校修了までに拡大） 中学校修了までの者	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成25年4月診療分
徳島県	つるぎ町（＊）	乳幼児等（県の事業の上乗せ分）	47	*平成21年11月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象年齢を拡大（小学校修了まで→中学校修了までに拡大） 中学校修了までの者	なし				
徳島県	東みよし町（＊）	子どもはぐくみ	45	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、制度名を変更 小学校修了までの者 （ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く）	・なし（5歳まで） ・600円（6歳以上※8）	・なし（2歳まで） ・600円（3歳以上※9） ※薬局での自己負担なし			
徳島県		子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成23年4月診療分から受託している乳幼児等医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大（小学校修了まで→中学校修了までに拡大） 中学校修了までの者	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし			
徳島県	勝浦町（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成24年10月診療分から制度名を変更した子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大（中学校修了まで→18歳に達する日以降の最初の3月31日までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子ども（婚姻している者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は社会保険各法による被保険者で勤労者を除く）	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成25年9月診療分
徳島県	三好市	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	中学校修了まで（所得制限あり）	・600円	・600円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成26年4月診療分
徳島県	三好市（＊）	子どもはぐくみ	45	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、制度名を変更 小学校修了までの者 （ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く）	・なし（5歳まで） ・600円（6歳以上※10）	・なし（2歳まで） ・600円（3歳以上※11） *薬局での自己負担なし			
徳島県	佐那河内村（＊）	乳幼児（県の事業の上乗せ分）	47	*平成20年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大（中学校修了まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子ども（婚姻している者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は社会保険各法による被保険者で勤労者を除く）	なし				
徳島県	北島町（＊）	北島町子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成22年7月診療分から受託している乳幼児等医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 中学校修了までの者	・600円	・600円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成27年7月診療分

※8 入院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者は600円とする。
※9 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者は600円とする。
※10 入院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者は600円とする。
※11 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者は600円とする。

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
徳島県	阿波市（＊）	あわっ子はぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成21年11月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大（小学校6年生修了まで→中学校修了までに拡大） 中学校修了まで	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年4月診療分
徳島県	神山町（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大（中学校修了まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（婚姻している者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は社会保険各法による被保険者で勤労者を除く）					
徳島県	那賀町（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成23年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し対象年齢を拡大（小学校修了まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（婚姻している者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は社会保険各法による被保険者で勤労者を除く）					
徳島県	美波町（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大（中学校修了まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（婚姻している者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の者、社会保険各法による被保険者で勤労者を除く）	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし			
徳島県	海陽町（＊）	子どもあゆみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成24年8月診療分から助成内容を変更した子どもあゆみ医療について、対象年齢を拡大（中学校修了まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者					
徳島県	阿南市（＊）	こどもの医療（県の事業の上乗せ分）	47	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、対象年齢を拡大（中学校修了まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年7月診療分
徳島県	牟岐町（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成25年1月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、対象年齢を拡大（中学校修了まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	
徳島県	県内各市町村	ひとり親家庭等	46	対象範囲を児童の入院外にまで拡大したことに伴い、新たな実施機関（法別49）を設定したため、ひとり親家庭等の「46.36.***.」の取扱いを終了			平成28年9月診療分までの取扱い		
徳島県	徳島市 鳴門市 小松島市 阿南市 勝浦町 佐那河内村 神山町 松茂町 北島町 藍住町 板野町 上板町 吉野川市 阿波市 美馬市 つるぎ町 那賀町 美波町 海陽町	ひとり親家庭等	49	ひとり親家庭の親とその児童及び父母のいない児童 *児童は18歳に達する日以降の最初の3月31日までのもの *入院外は児童のみ対象	なし	・1000円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年10月診療分
徳島県	上勝町 石井町 牟岐町 三好市 東みよし町								

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
徳島県	徳島市 小松島市	子どもはぐくみ (県の事業の上乗せ分)	47	中学校修了まで (15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成29年 4月診療分
徳島県	佐那河内村 (＊)	ひとり親家庭等	49	平成28年10月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象年齢を変更 (18歳に達する日以降の最初の3月31日までのもの→中学校修了までに変更) ひとり親家庭の親とその児童及び父母のいない児童 (義務教育修了前の児童及び義務教育修了前の児童を扶養している父母に限る) *入院外は児童のみ対象 *義務教育修了後から18歳に達する日以降の3月31日までの間にある者及びその父母については、償還払いにより助成	なし	・1000円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 10月診療分
徳島県	鳴門市	子どもはぐくみ (県の事業の上乗せ分)	47	中学校修了までの者	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成29年 4月診療分
徳島県	松茂町 (＊)	子どもはぐくみ (県の事業の上乗せ分)	47	*平成24年7月診療分から受託している子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大 (小学校修了まで→中学校修了までに拡大) 中学校修了まで					
徳島県	三好市 (＊)	子どもはぐくみ (県の事業の上乗せ分)	47	*平成26年4月診療分から受託している子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大し、所得制限を廃止 (中学校修了まで→18歳までに拡大) (所得制限あり→所得制限なし) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者を除く)					
徳島県	つるぎ町 (＊)	子どもはぐくみ (県の事業の上乗せ分)	47	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大 (中学校修了まで→18歳までに拡大) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、婚姻している者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者又は社会保険各法による被保険者で勤労者を除く)	なし				
徳島県	東みよし町 (＊)	子どもはぐくみ (県の事業の上乗せ分)	47	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大 (中学校修了まで→18歳までに拡大) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者を除く)	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし			
徳島県	佐那河内村 (＊)	子どもはぐくみ	45	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、制度名を変更 (乳幼児等医療→子どもはぐくみ医療に変更) 小学校修了までの者 (ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者を除く)	5歳まで(6歳に達する日の属する月まで) なし 6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者 600円	2歳まで(3歳に達する日の属する月まで) なし 3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者 600円 ※薬局での自己負担なし			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
徳島県	佐那河内村（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成26年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、制度名を変更（乳幼児等医療→子どもはぐくみ医療に変更） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者（婚姻している者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は社会保険各法による被保険者で勤労者を除く）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成29年4月診療分
徳島県		子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	48	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、制度名を変更（乳幼児等医療→子どもはぐくみ医療に変更） 県の基準の患者負担額600円を助成 入院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から小学校修了までの間にある者	なし				
徳島県	阿波市（＊）	あわっ子はぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成28年4月診療分から助成内容を変更したあわっ子はぐくみ医療について、対象年齢を拡大（中学校修了まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成29年10月診療分
徳島県	上板町（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大（中学校修了まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成30年4月診療分
徳島県	阿南市（＊）	こどもの医療（県の事業の上乗せ分）	48	*平成25年4月診療分から助成内容を変更したこどもの医療について、対象年齢を拡大（小学校修了まで→中学校修了までに拡大） 県の基準の患者負担額600円を助成 入院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者	なし				
徳島県	阿波市上勝町つるぎ町（＊）	乳幼児等（県の事業の上乗せ分）	48	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、対象年齢を拡大（小学校修了まで→中学校修了までに拡大） 県の基準の患者負担額600円を助成 入院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者					
徳島県	佐那河内村（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	48	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大（小学校修了まで→中学校修了までに拡大） 県の基準の患者負担額600円を助成 入院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者					
徳島県	神山町（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	48	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大（小学校修了まで→中学校修了までに拡大） 県の基準の患者負担額600円を助成 入院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者					
徳島県	那賀町（＊）	こどもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	48	*平成24年10月診療分から助成内容を変更したこどもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大（小学校修了まで→中学校修了までに拡大） 県の基準の患者負担額600円を助成 入院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者					
徳島県	板野町（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	48	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大（小学校修了まで→中学校修了までに拡大） 県の基準の患者負担額600円を助成 入院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者					
徳島県	藍住町（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成24年10月診療分から制度名を変更した子どもはぐくみ医療について対象年齢を拡大（中学校修了まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（婚姻している者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は社会保険各法による被保険者で勤労者を除く）	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成30年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
徳島県	板野町（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成25年4月診療分から制度名を変更した子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大し自己負担を変更（対象年齢：中学校修了まで→18歳に達する日以降の最初の3月31日までに拡大、自己負担：なし→15歳に達する日以降最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日まで者1レセプト600円に変更）18歳に達する日以降の最初の3月31日までの者	・15歳に達する日以後最初の3月31日までの者自己負担なし ・15歳に達する日以降最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日まで者1レセプト600円	・15歳に達する日以後最初の3月31日までの者自己負担なし ・15歳に達する日以降最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日まで者1レセプト600円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成31年4月診療分
徳島県	美馬市（＊）	美馬市みまっこ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した子どもはぐくみ医療について対象年齢を拡大（中学校修了まで→18歳に達する日以降の最初の3月31日までに拡大）18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者又は社会保険各法による被保険者で勤労者を除く）	12歳に達する日以降最初の3月31日までの者自己負担なし 12歳に達する日以降最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日までの者1レセプト600円	12歳に達する日以降最初の3月31日までの者自己負担なし 12歳に達する日以降最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日までの者1レセプト600円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和元年9月診療分
徳島県	石井町（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成24年10月診療分から制度名を変更した子どもはぐくみ医療について対象年齢を拡大（中学校修了まで→18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者）中学校1年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年4月診療分
徳島県	石井町（＊）	ひとり親家庭等	49	平成28年10月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、現物給付対象者を拡大、備考を追加（対象者：（義務教育修了前の児童及び義務教育修了前の児童を扶養している父母に限る）→削除）（備考：義務教育終了後から18歳に達する日以降の3月31日までの間にある者及びその父母については、償還払いにより助成→削除、児童は18歳に達する日以降の最初の3月31日までのものを追加） ひとり親家庭の親とその児童及び父母のいない児童 *入院外は児童のみ対象 *児童は18歳に達する日以降の最初の3月31日までのもの	なし	・1000円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年11月診療分
徳島県	上勝町（＊）	ひとり親家庭等	49	*平成28年10月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、現物給付範囲を拡大し、備考を変更（義務教育修了前の児童及び義務教育修了前の児童を扶養している父母に限る→削除、義務教育終了後から18歳に達する日以降の3月31日までの間にある者及びその父母については、償還払いにより助成→削除、児童は18歳に達する日以降の最初の3月31日までのものを追加） ひとり親家庭の親とその児童及び父母のいない児童 *入院外は児童のみ対象 *児童は18歳に達する日以降の最初の3月31日までのもの	なし	・1000円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
徳島県	上勝町（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成23年4月診療分から受託内容を変更した子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大（中学校修了まで→18歳までに拡大）18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（婚姻している者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は社会保険各法による被保険者で勤労者を除く）	なし		対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
徳島県	牟岐町	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	48	県の基準の患者負担額600円を助成 入 院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分
徳島県	美波町	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	48	県の基準の患者負担額600円を助成 入 院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分
徳島県	牟岐町（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成28年7月診療分から助成内容を変更した子どもはぐくみ医療について、自己負担額を変更（600円→なし） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分
徳島県	美波町（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した子どもはぐくみ医療について、自己負担額を変更（600円→なし）18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（婚姻している者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の者、社会保険各法による被保険者で勤労者を除く）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
徳島県	吉野川市（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成24年11月診療分から制度名を変更した子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大（中学校修了まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く）	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年10月診療分
徳島県	上板町	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	48	県の基準の患者負担額600円を助成 入 院：6歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分
徳島県	上板町（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成30年4月診療分から受託内容を変更した子どもはぐくみ医療について、自己負担額を変更（600円→15歳に達する日以降最初の3月31日までの者 自己負担なし、15歳に達する日以降最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日までの者 1レセプト600円に変更） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	・15歳に達する日以降最初の3月31日までの者 自己負担なし ・15歳に達する日以降最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日までの者 1レセプト600円	・15歳に達する日以降最初の3月31日までの者 自己負担なし ・15歳に達する日以降最初の4月1日から18歳に達する最初の3月31日までの者 1レセプト600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分
徳島県	松茂町（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	平成29年4月診療分から受託内容を変更した子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大（中学校修了まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く）	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分
徳島県	北島町（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	平成27年7月診療分から受託内容を変更した子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大（中学校修了まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く）	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分
徳島県	小松島市（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大（中学校修了まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者（ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く）	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
徳島県	徳島市（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	*平成29年4月診療分から受託している子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大（中学校修了まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く）	・600円	・600円 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年1月診療分
徳島県	小松島市	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	48	県の基準の患者負担額600円を助成 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者		なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年4月診療分
徳島県	松茂町	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	48	県の基準の患者負担額600円を助成 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者		なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年4月診療分
徳島県	東みよし町	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	48	県の基準の患者負担額600円を助成 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者		なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年4月診療分
徳島県	海陽町	子どもあゆみ（県の事業の上乗せ分）	48	県の基準の患者負担額600円を助成 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者		なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年4月診療分
徳島県	県内各市町村（＊）	子どもはぐくみ	45	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大、入院の自己負担額を変更、所得制限を撤廃（小学校修了までの者→18歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大） （入院自己負担 600円→なし） （所得制限あり→所得制限なし） 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者を除く）	なし	・なし（2歳まで） ・600円（3歳以上） ※薬局での自己負担なし	対象外 ※1	県内の医療機関等	令和6年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
徳島県	阿南市（＊）	こどもの医療（県の事業の上乗せ分）	48	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したこどもの医療について、対象年齢を拡大（中学校修了までの間にある者→18歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大） 県の基準の患者負担額600円（入院外のみ）を助成 入 院：徳島県（法別45）の助成対象範囲の拡大に伴い、市町村の上乗せ分の取扱いを終了 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者		なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年4月診療分
徳島県	勝浦町（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	48	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大（7歳に達する日の属する月の月末までの間にある者→18歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大） 県の基準の患者負担額600円（入院外のみ）を助成 入 院：徳島県（法別45）の助成対象範囲の拡大に伴い、市町村の上乗せ分の取扱いを終了 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者		なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年4月診療分
徳島県	上勝町 佐那河内村 神山町 板野町 阿波市 つるぎ町 那賀町（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	48	*平成30年4月診療分から助成内容を変更した子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大（中学校修了までの間にある者→18歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大） 県の基準の患者負担額600円（入院外のみ）を助成 入 院：徳島県（法別45）の助成対象範囲の拡大に伴い、各市町村の上乗せ分の取扱いを終了 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者		なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年4月診療分
徳島県	牟岐町 美波町（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	48	*令和3年7月診療分から受託している子どもはぐくみ医療について、対象年齢を拡大（中学校修了までの間にある者→18歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大） 県の基準の患者負担額600円（入院外のみ）を助成 入 院：徳島県（法別45）の助成対象範囲の拡大に伴い、各市町村の上乗せ分の取扱いを終了 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者		なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年4月診療分
徳島県	上板町（＊）	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	48	*令和4年4月診療分から受託している子どもはぐくみ医療について、助成内容を変更 県の基準の患者負担額600円（入院外のみ）を助成 入 院：徳島県（法別45）の助成対象範囲の拡大に伴い、市町村の上乗せ分の取扱いを終了 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から中学校修了までの間にある者		なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年4月診療分
徳島県	美馬市（＊）	美馬市みまっこ（県の事業の上乗せ分）	48	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した美馬市みまっこ医療について、対象年齢を拡大（小学校修了までの間にある者→18歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大） 県の基準の患者負担額600円（入院外のみ）を助成 入 院：徳島県（法別45）の助成対象範囲の拡大に伴い、市町村の上乗せ分の取扱いを終了 入院外：3歳に達する日の属する月の翌月の初日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者		なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年4月診療分
徳島県	県内各市町村	子どもはぐくみ（県の事業の上乗せ分）	47	徳島県（法別45）の助成対象範囲を入院・通院とも18歳に達する日以後の最初の3月31日まで拡大したことに伴い、各市町村の上乗せ分「47.36.***」の取扱いを終了			令和6年3月診療分までの取扱い		
徳島県	つるぎ町（＊）	重度心身障がい	46	*平成20年2月診療分から受託した重度心身障がい者等医療について、入院食事療養費の助成を変更（食事標準負担額助成対象外→償還払いによる助成に拡大） ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 ・身体障がい者手帳1級または2級所持者 ・IQ35以下の知的障がい者 ・IQ50以下で身体障がい者手帳3級または4級所持者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
香川県	県内各市町村	特定疾患治療	51	*国が行う特定疾患治療研究事業の制度を拡大(対象病名の拡大)	所得に応じて負担上限を設定 ただし、重症認定者等は自己負担なし		食事標準負担額を助成	全国の医療機関等	平成12年4月診療分
香川県	13市町※1	乳幼児	80	6歳に達した日の属する月の末日まで	なし		対象外	県内の医療機関等	平成20年8月診療分
香川県	高松市 善通寺市	乳幼児	80	小学校就学前までの者					
香川県	三豊市	乳幼児	80	9歳に達した日の属する月の末日まで					
香川県	多度津町	乳幼児	80	7歳に達した日の属する月の末日まで					
香川県	綾川町 (*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*平成20年8月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢の拡大 (6歳まで→7歳までに拡大) 満7歳に達する日の属する月の末日までの者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成21年4月診療分
香川県	丸亀市 (*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*平成20年8月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢の拡大 (満6歳未満→満7歳未満までに拡大) 満7歳に達した日の属する月末までの者(1日生まれは誕生月の前月末日まで)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成21年8月診療分
香川県	坂出市 (*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*平成20年8月診療分から受託している乳幼児医療について対象者の拡大 年齢6歳に達した日の属する月の末日(誕生した日が月の初日であるときはその前日)までの者 →6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成22年4月診療分
香川県	三豊市 (*)	子ども	80	*平成20年8月診療分から受託している乳幼児医療について制度名を変更し、対象者を拡大 (9歳誕生月末まで→15歳年度末までに拡大) ・15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成22年10月診療分
香川県	土庄町 (*)	乳幼児	80	平成20年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (6歳に達した日の属する月の末日→6歳に達した日以後の最初の3月31日まで拡大) 6歳に達した日以後の最初の3月31日まで	なし		対象外	県内の医療機関等	平成23年4月診療分
香川県	直島町 小豆島町 (*)	乳幼児	80	平成20年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (6歳に達した日の属する月の末日→小学校就学前までの者に拡大) 小学校就学前までの者					
香川県	観音寺市 さぬき市 東かがわ市 三木町 宇多津町 琴平町 まんのう町 (*)	乳幼児	80	平成20年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (6歳に達した日の属する月の末日→小学校就学前までの者に拡大) 小学校就学前までの者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成23年8月診療分
香川県	綾川町 (*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	*平成21年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について対象者の変更 (満7歳に達する日の属する月の末日までの者→満6歳に達した日以降の最初の3月31日までの者に変更) 満6歳に達した日以降の最初の3月31日までの者 ※小学校就学から中学校卒業までの者は償還払いで助成					

※1 香川県内17市町中、高松市・善通寺市・三豊市・多度津町を除く

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
香川県	坂出市（＊）	子ども	80	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、入院の対象年齢を拡大 （満6歳到達後の最初の3月31日まで→満15歳到達後の最初の3月31日までに拡大） 入 院：満15歳到達後の最初の3月31日（中学校3年生修了）までにある者（所得制限なし） 入院外：満6歳到達後の最初の3月31日（小学校就学前）までにある者（所得制限なし）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成25年 8月診療分
香川県	三木町（＊）	子育て支援	80	*平成23年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 （満6歳に達した以後の最初の3月31日まで→満15歳に達した以後の最初の3月31日までに拡大） 満15歳に達した以後の最初の3月31日（中学校卒業）までの間にある者（所得制限なし）	なし		対象外	県内の医療機関等	
香川県	丸亀市（＊）	こども （県の事業の上乗せ分）	80	*平成21年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 （満7歳未満まで→満15歳までに拡大） 満15歳に達する日以降の最初の3月31日（中学校卒業）までの間にある者（所得制限なし）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成26年 4月診療分
香川県	高松市	小児	81	入院：小学1年生（6歳就学後）から中学3年生（15歳誕生日後最初の3月31日まで4月1日生まれは誕生日の前日）まで *生活保護受給者を除く	なし		対象外	県内の医療機関	平成26年 8月診療分
香川県	高松市	ひとり親家庭等	83	1.18歳の年度末に達していない児童を扶養するひとり親家庭の父母及びその児童 2.両親のいない18歳の年度末に達していない児童 3.両親のいない18歳の年度末に達していない児童を扶養する配偶者のいない扶養義務者（障害がある子どもを養育する父・母又は扶養義務者は子どもが20歳未満まで） *生活保護受給者を除く	なし		対象外	県内の医療機関等	
香川県	高松市	障害者	86	1.身体障害者手帳1級から4級 2.療育手帳A、○A、B、○B 3.戦傷病者手帳全項症に該当するもの （平成20年8月1日以降、新たに上記の手帳を取得する者は、65歳未満の者に限る。） *生活保護受給者を除く					
香川県	丸亀市	ひとり親家庭等	83	原則18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（乳幼児を除く）及びその児童を扶養している母、父又は養育者					
香川県	善通寺市	ひとり親家庭等	83	1.18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童（障害がある方は20歳未満）とその児童を養育している者 *父か母が死亡するか離婚し、現在婚姻（内縁を含む）していない家庭の父または母と児童 *両親のいない児童と、その児童を扶養している配偶者のいない者 《適用除外者》 生活保護法による保護を受けている者、所得制限該当者、他の医療費支給制度の対象者（乳幼児医療、重度心身医療など）	なし				
香川県	直島町	子ども	81	15歳に到達した年度の末日までの児童	なし				
香川県	直島町	ひとり親家庭等	83	18歳に到達した年度の末日までの児童及び母又は父又は養育者	なし				
香川県	直島町		84		医療機関毎に 月1,000円限度	医療機関毎に 月500円限度 *薬局での自己負担なし			
香川県	直島町	重度心身障害者等	86	1.身体障害者手帳1・2・3・4級又は療育手帳 ○A・A・○B・B所持者 2.戦傷病者手帳第4項症以上及び身障者手帳4級所持者の方で、取得時の年齢が65歳未満の者 3.身障者手帳4級・療育手帳B所有者については75歳到達月末日まで	なし				
香川県	直島町		87		医療機関毎に 月1,000円限度	医療機関毎に 月500円限度 *薬局での自己負担なし			

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
香川県	宇多津町	ひとり親家庭等	83	1.配偶者のいない者が扶養している児童 2.配偶者のいない者で児童を扶養している者 3.父母のいない児童 4.父母のいない児童を扶養する20歳以上の婚姻していない者 *児童の対象年齢:満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 *所得制限あり	なし		対象外	県内の医療機関等	平成26年 8月診療分
香川県	宇多津町	重度心身障害者等	86	1.1～4級の身体障害者手帳の交付を受けている者 2.療養手帳(○A・A・○B)の交付を受けている者 3.戦傷病者手帳の障害の程度が恩給法別表第1号表の2に掲げる項症及び別表第1号表の3第1款症から第4款症までの障害がある者 *手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満であること *所得制限あり					
香川県	坂出市(＊)	子ども	80	*平成25年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大(6歳まで→15歳までに拡大) 満15歳到達後の最初の3月31日(中学校修了)までの者(所得制限なし)					
香川県	土庄町(＊)	子ども	80	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(6歳まで→15歳までに拡大) 満15歳に達する日以降の最初の3月31日(中学校卒業)までの者					
香川県	小豆島町(＊)	子ども	80	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(小学校就学前まで→中学校卒業までに拡大) 中学校卒業(満15歳に達した日以降の最初の3月31日)までの者					
香川県	香川県	特定疾患(自己負担なし)	91	特定疾患医療受給者証(香川県)所持者 ※メニエール病の既認定受給者の一部 最長平成28年9月30日まで	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成27年 1月診療分
香川県	香川県	特定疾患(自己負担あり)	91	特定疾患医療受給者証(香川県)所持者 ※メニエール病の既認定受給者の一部 最長平成28年9月30日まで	医療機関毎に、月額で負担限度額を設定 ※薬局、訪問看護は自己負担なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	
香川県	香川県	難病(経過措置)	94	特定医療費(香川県指定難病)受給者証所持者 ※既認定者対象の経過措置は、平成29年12月31日まで	所得に応じて負担上限額を設定(0～20,000円) ※負担上限額までは2割		食事標準負担額の1/2を助成	県内の難病の指定医療機関等	
香川県	香川県	難病(原則)	94	特定医療費(香川県指定難病)受給者証所持者	所得に応じて負担上限額を設定(0～30,000円) ※負担上限額までは2割		対象外	県内の難病の指定医療機関等	
香川県	県内各市町村(＊)	特定疾患治療	51	*難病の患者に対する医療等に関する法律の制定に伴い、特定疾患(国が行う特定疾患治療研究事業の制度拡大部分)については、平成26年12月診療分までの取扱い。				平成26年12月診療分までの取扱い	
香川県	高松市(＊)	子ども	80	*平成20年8月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(小学校就学前まで→12歳までに拡大) 満12歳到達後の最初の3月31日(小学校修了)までの者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成27年 4月診療分
香川県	高松市(＊)		81	*平成26年8月診療分から受託している小児医療について、制度名を変更し、対象年齢を変更(小学校1年生から中学校3年生まで→中学生に変更) 入院:中学生 ※生活保護受給者を除く	なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
香川県	観音寺市（＊）	子ども	80	*平成23年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大（満6歳に達した日以降の最初の3月31日までの者→満15歳に達した日以降の最初の3月31日までの者に拡大） 満15歳に達した日以降の最初の3月31日までの者	なし		対象外	県内の医療機関等	平成27年8月診療分
香川県	観音寺市	ひとり親家庭等	83	1.配偶者のいない者で現に児童を扶養している者 2.配偶者のいない者が現に扶養している児童 3.父母のいない児童 4.婚姻をしていない者が現に児童を扶養している場合であって、配偶者のいない者で現に児童を扶養している者に準ずるものと市町が認める者	なし		対象外		
香川県	観音寺市	重度心身障害者等	86	1.身体障害者手帳 1級～4級 2.療育手帳○A、A、○B、B 3.戦傷病者手帳 特別項症～第4項症かつ身体障害者手帳4級（平成20年8月1日以降、新たに上記の手帳を取得するものは、65歳未満の者に限る）	なし		対象外		
香川県	土庄町	ひとり親家庭等	83	1.健康保険加入者 2.原則18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童（乳幼児を除く）及びその児童を扶養している母、父又は養育者	なし		対象外		
香川県	三木町	ひとり親家庭等	83	1.配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの 2.配偶者のない者が現に扶養している児童 3.父母のいない児童 4.父母のいない児童を扶養する者で現に婚姻をしていないもの ※児童の対象年齢・・・満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※所得制限あり	なし		対象外		
香川県	三木町	重度心身障害者等	86	1.1～4級の身体障害者手帳の交付を受けている者 2.療育手帳（○A、A、○B、B）の交付を受けている者 3.戦傷病者手帳の障害の程度が恩給法別表第1号表の2に該当する者として記載されているもの ※手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満であること ※所得制限あり	なし		対象外		
香川県	小豆島町	ひとり親家庭等	83	1.18歳に到達した年度の末日までの児童を扶養するひとり親家庭の父母及び児童 2.両親のいない18歳に到達した年度の末日までの児童 3.両親のいない18歳に到達した年度の末日までの児童を扶養する配偶者のいない扶養義務者（障害がある子どもを養育する父・母又は扶養義務者は、子どもが20歳未満まで） ※適用除外者：生活保護受給者、所得制限該当者、他の医療費支給制度の対象者（子ども医療、重度心身障害者等医療など）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年4月診療分
香川県	善通寺市（＊）	子育て支援	80	*平成20年8月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大（小学校就学前まで→中学校卒業まで） 満15歳に達する日以降の最初の3月31日（中学校卒業）までの者	なし		対象外		
香川県	宇多津町（＊）	子ども	80	*平成23年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大（小学校就学前まで→中学校卒業まで） 満15歳に達する日以降の最初の3月31日（中学校卒業）までの者	なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
香川県	三豊市	ひとり親家庭等	83	1.配偶者のいない者が扶養している児童 2.配偶者のいない者で児童を扶養している者 3.父母のいない児童 4.父母のいない児童を扶養する者で現に婚姻をしていない者 ※児童の対象年齢・・・満18歳に達する以降の最初の3月31日までの間にある者 ※所得制限あり	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年 8月診療分
香川県	三豊市	重度心身障害者等	86	1.1級～4級の身体障害者手帳の交付を受けている者 2.療育手帳(○A・A・○B・B)の交付を受けている者 3.戦傷病手帳の障害の程度が恩給法別表第1号表の2に掲げる項症及び別表第1号表の3第1款症から第4款症までの障害がある者 ※手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満であること ※所得制限あり					
香川県	琴平町	ひとり親家庭等	83	1.配偶者のいない者が扶養している児童 2.配偶者のいない者で児童を扶養している者 3.父母のいない児童 ※対象年齢・・・18歳(一定の障害者は20歳)に達する日以降の最初の3月31日までの児童及び母、父または保護者 ※適用除外者:生活保護受給者、所得制限該当者、他の医療費支給制度の対象者(子ども医療)					
香川県	琴平町	重度心身障害者等	86	1.1～4級の身体障害者手帳の交付を受けている者 2.療育手帳(○A、A、○B)の交付を受けている者 3.戦傷病者手帳の障害の程度が恩給法別表第1号表の2に掲げる項症及び別表第1号表の3第1款症から第4款症までの障害がある者でかつ、身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が4級として記載されている者 ※手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満であること ※生活保護受給者を除く ※未就学児は乳幼児を優先 ※所得制限あり					
香川県	多度津町	ひとり親家庭等	83	1.配偶者のいない者が扶養している児童 2.配偶者のいない者で児童を扶養している者 3.父母のいない児童 4.その他対象要件に準じると町長が認める者 ※児童の対象年齢・・・満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※所得制限あり					
香川県	多度津町	重度心身障害者等	86	1.身体障害者手帳1～4級の交付を受けている者 2.療育手帳○A、Aまたは○Bと記載のある者 3.戦傷病者手帳に項症および款症と記載のある者 ※手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満であること(平成20年8月以降)					
香川県	まんのう町	ひとり親家庭等	83	1.配偶者のいない者が扶養している児童 2.配偶者のいない者で児童を扶養している者 3.父母のいない児童 ※対象年齢・・・18歳(一定の障害者は20歳)に達する日以降の最初の3月31日までの児童及び母、父または保護者 ※適用除外者:生活保護受給者、所得制限該当者、他の医療費支給制度の対象者(子ども医療)					
香川県	まんのう町	重度心身障害者等	86	1.1～4級の身体障害者手帳の交付を受けている者 2.療育手帳(○A、A、○B)の交付を受けている者 3.戦傷病者手帳の障害の程度が恩給法別表第1号表の2に掲げる項症及び別表第1号表の3第1款症から第4款症までの障害がある者でかつ、身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が4級として記載されている者 ※手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満であること ※生活保護受給者を除く ※未就学児は乳幼児を優先 ※所得制限あり					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
香川県	綾川町	ひとり親家庭等	83	1.配偶者のいない者が扶養している児童 2.配偶者のいない者で児童を扶養している者 3.父母のない児童 4.父母のない児童(弟、妹)を扶養する姉兄など ※児童の対象年齢・・・満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの者 ※所得制限あり	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年8月診療分
香川県	綾川町	重度心身障害者等	86	1.身体障害者手帳1級～4級の交付を受けている者 2.療育手帳(○A、A、○B)の交付を受けている者 3.戦傷病者手帳特別項症から第5款症の交付を受けている者 ※手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満であること(平成20年8月以降) ※所得制限あり					
香川県	直島町(＊)	子ども	81	*平成26年8月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大(15歳まで→18歳までに拡大) 満18歳に達する日以降の最初の3月31日(高校卒業)までの者 (所得制限なし)					
香川県	琴平町(＊)	子ども	80	*平成23年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(6歳まで→15歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日(中学校卒業)までの者 ・就学後は①重度心身障害者等医療、②ひとり親家庭等医療を優先 (所得制限なし)					
香川県	多度津町(＊)	乳幼児	80	*平成20年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大(7歳まで→15歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日(中学校卒業)までの者 (所得制限なし)					
香川県	まんのう町(＊)	子ども	80	*平成23年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(6歳まで→15歳までに拡大) 15歳に達する日以後の最初の3月31日(中学校卒業)までの者 ・就学後は①重度心身障害者等医療、②ひとり親家庭等医療を優先 (所得制限なし)					
香川県	綾川町(＊)	子育て支援	80	*平成23年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(6歳まで→15歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日(中学校卒業)までの者 (所得制限なし)					
香川県	香川県	特定疾患(自己負担なし)	91	*メニエール病の特定疾患医療受給者証(香川県)所持者の実施機関番号「94.37.***.＊」への移行完了に伴い実施番号「91.37.601.2」の取扱いを終了			平成28年9月診療分までの取扱い		
香川県	香川県	特定疾患(自己負担あり)		*メニエール病の特定疾患医療受給者証(香川県)所持者の実施機関番号「94.37.***.＊」への移行完了に伴い実施番号「91.37.602.0」の取扱いを終了					
香川県	直島町	ひとり親家庭等	84	平成26年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、自己負担額の変更に伴い、実施機関番号「84.37.068.3」の取扱いを終了			平成29年7月診療分までの取扱い		
香川県	直島町	重度心身障害者等	87	平成26年8月診療分から受託している重度心身障害者等医療について、自己負担額の変更に伴い、実施機関番号「87.37.068.0」の取扱いを終了					

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
香川県	坂出市	ひとり親家庭等	83	1.配偶者のいない者が扶養している児童 2.配偶者のいない者で児童を扶養している者 3.父母のいない児童 4.父母のいない児童を扶養する20歳以上の婚姻をしていない者 ※児童の対象年齢:満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※所得制限あり	なし		対象外	県内の医療機関等	平成30年 8月診療分
香川県	坂出市	重度心身障害者等	86	1.1～4級の身体障害者手帳の交付を受けている者 2.療育手帳(○A・A・○B)の交付を受けている者 ※手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満であること(平成20年8月以降) ※所得制限あり	なし		対象外	県内の医療機関等	
香川県	善通寺市	重度心身障害者等	86	1.1級～4級の身体障害者手帳の交付を受けている者 2.療育手帳(○A・A・○B)の交付を受けている者 ※所得制限あり ※生活保護受給者を除く ※他の医療費支給制度(子育て医療等)の対象者を除く ※手帳の交付を受けた時の年齢による取得制限なし	なし		対象外	県内の医療機関等	令和元年 8月診療分
香川県	丸亀市	重度心身障害者等	86	1.1級～4級の身体障害者手帳の交付を受けている者 2.療育手帳(○A・A・○B)の交付を受けている者 ※手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満であること(平成20年8月以降) ※所得制限あり ※生活保護受給者を除く	なし		対象外	県内の医療機関等	
香川県	小豆島町	重度心身障害者等	86	1.1級～4級の身体障害者手帳の交付を受けている者 2.療育手帳の交付を受けている者 ※手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満であること ※所得制限あり ※生活保護受給者を除く	なし		対象外	県内の医療機関等	
香川県	土庄町	重度心身障害者等	86	1.1級～4級の身体障害者手帳の交付を受けている者 2.療育手帳の交付を受けている者 ※手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満であること(平成20年8月以降) ※身体障害者手帳4級または療育手帳Bの交付を受けている者は70歳の誕生日の属する月まで該当 ※所得制限あり ※生活保護受給者を除く	なし		対象外	県内の医療機関等	
香川県	高松市(*)	子ども	80	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(12歳に到達する日以降の最初の3月31日までの間にある者→15歳に到達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) 15歳に到達する日以降の最初の3月31日(中学校修了)までの間にある者 *所得制限なし	なし		対象外	県内の医療機関等	令和2年 4月診療分
香川県	高松市	子ども	81	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、実施機関番号「80.37.0018」への移行に伴い実施機関番号「81.37.0017」の取扱いを終了				令和2年3月診療分までの取扱い	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
香川県	さぬき市	子ども	81	1.6歳に到達する日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31までの間にある者 *重度心身障害者等医療及びひとり親家庭等医療の受給資格者を除く	なし		対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
香川県	さぬき市	ひとり親家庭等	83	1.配偶者のいない者が扶養している児童 2.配偶者のいない者で児童を扶養している者 3.父母のいない児童 4.父母のいない児童を扶養する20歳以上の婚姻をしていない者 ※児童の対象年齢:18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※所得制限あり	なし		対象外	県内の医療機関等	
香川県	さぬき市	重度心身障害者等	86	1. 1級～4級の身体障害者手帳の交付を受けている者 2. 療育手帳(マルA・A・マルB・B)の交付を受けている者 ※手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満であること (平成20年8月以降) ※所得制限あり	なし		対象外	県内の医療機関等	
香川県	東かがわ市	子ども	81	1. 6歳に到達する日以降の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
香川県	東かがわ市	ひとり親家庭等	83	1.ひとり親家庭等の児童を扶養している父または母とその児童 2.両親のいない児童 3.両親のいない児童を扶養する配偶者のいない者 ※児童の対象年齢:満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ※所得制限あり	なし		対象外	県内の医療機関等	
香川県	東かがわ市	重度心身障害者等	86	1. 1級～4級の身体障害者手帳の交付を受けている者 2. 療育手帳の交付を受けている者 ※手帳の交付を受けた時の年齢が65歳未満であること (平成20年8月以降) ※所得制限あり	なし		対象外	県内の医療機関等	
香川県	琴平町(※)	子ども	80	*平成28年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(15歳まで→18歳まで) *18歳に到達する日以降の最初の3月31日(高等学校卒業)までの間にある者(ただし、就職し保護者の扶養を外れた場合は除く) *就学後は①重度心身障害者等医療、②ひとり親家庭等医療を優先 *所得制限なし	なし		対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
香川県	善通寺市(※)	子育て支援	80	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した子育て支援医療について、対象年齢を拡大(15歳→18歳) *満18歳に到達する日以降の最初の3月31日(高等学校卒業)までの間にある者 *所得制限なし	なし		対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
香川県	綾川町(※)	子育て支援	80	*平成28年8月診療分から助成内容を変更した子育て支援医療について、対象年齢を拡大(15歳まで→18歳までに拡大) *18歳に到達する日以降の最初の3月31日(高等学校卒業)までの者 *所得制限なし	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
香川県	小豆島町 (*)	子ども	80	*平成26年8月診療分から助成内容を変更している子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学校卒業(満15歳に達した日以降の最初の3月31日)までの者→満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの者) 満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 8月診療分
香川県	土庄町 (*)	子ども	80	*平成26年8月診療分から助成内容を変更している子ども医療について、対象年齢を拡大 (満15歳到達後の最初の3月31日(中学校修了)までの者→満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの者) 満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年 8月診療分
香川県	まんのう町 (*)	子ども	80	*平成28年8月診療分から助成内容及び制度名を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 15歳に達する日以後の最初の3月31日(中学校卒業)までの者 →満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ・就学後は①重度心身障害者等医療、②ひとり親家庭等医療を優先 (所得制限なし)	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
香川県	宇多津町 (*)	子ども	80	*平成28年4月診療分から助成内容及び制度名を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→中学校卒業まで) 満15歳に達する日以降の最初の3月31日(中学校卒業)までの者→満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
香川県	三豊市 (*)	子ども	80	*平成28年4月診療分から助成内容及び制度名を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (9歳誕生日末まで→15歳年度末までに拡大) ・15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者→ 満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの者	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
香川県	観音寺市 (*)	子ども	80	*平成27年8月診療分から助成内容及び制度名を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 満15歳に達した日以降の最初の3月31日までの者→ 満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年 4月診療分
香川県	多度津町 (*)	乳幼児	80	*令和5年4月平成28年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 満15歳に達する日以後の最初の3月31日(中学校卒業)までの者 →満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの者 (所得制限なし)	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年 4月診療分
香川県	丸亀市 (*)	こども	80	*平成26年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 ・満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年 4月診療分
香川県	坂出市 (*)	子ども	80	*平成26年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、令和5年8月診療分から助成内容を変更し、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳に拡大) ・満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの者	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
香川県	高松市 (*)	子ども	80	*令和2年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳に拡大) ・満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
香川県	さぬき市 (*)	子ども	80	*平成23年8月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更のうえ、子ども医療費助成と一本化し、併せて対象年齢を拡大 (小学校就学前の者→満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ・満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分
香川県	東かがわ市 (*)	子ども	81	*令和2年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳に拡大) ・満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和5年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
香川県	三木町（＊）	子育て支援	80	*平成25年8月診療分から助成内容を変更した子育て支援医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳に拡大） ・満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年8月診療分
香川県	さぬき市	子ども	81	*令和2年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、実施機関番号「80370067」への移行に伴い実施機関番号「81370066」の取扱いを終了。				令和5年7月診療分までの取扱い	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
高知県	高知市	ひとり親家庭	43	母子家庭の母及びその児童 父子家庭の父及びその児童 父母のいない児童 ※児童は0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで ※所得制限あり	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 10月診療分
高知県	高知市	重度心身障害児・者	46	以下の手帳を所持している方 ・身体障害者手帳1級、2級 ・療育手帳A1、A2 ・18歳未満で身体障害者手帳3級、4級と療育手帳B1合併障害 ※65歳以上で新たに受給資格を取得した方については、県市民税非課税世帯の方のみ対象	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 10月診療分
高知県	高知市	子ども	73	・未就学児童(0歳) * 県市民税非課税世帯 * 所得制限なし ・未就学児童(1歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日まで) ※県市民税非課税世帯 ※所得制限あり	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 10月診療分
高知県	高知市	子ども	74	未就学児童(1歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日まで) ※県市民税課税世帯の第1子及び第2子 ※所得制限あり	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 10月診療分
高知県	高知市	子ども	75	・未就学児童(1歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日まで) ※所得制限超過世帯 ・小学校入学から小学6年生まで(12歳に達する日以後の最初の3月31日まで) ※所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 10月診療分
高知県	高知市	子ども	76	未就学児童(1歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日まで) ※県市民税課税世帯の第3子以降 ※所得制限あり	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 10月診療分
高知県	高知市 (*)	子ども	75	*令和2年10月診療分から受託した子ども医療について、対象年齢を拡大 ・未就学児童(1歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日まで) * 所得制限超過世帯 ・小学校入学から中学3年生まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) * 所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	福岡市	重度障がい者	80	・身体障害者手帳1・2級 ・療育手帳重度(A)判定 ・精神障害者保健福祉手帳1級 (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限あり	なし		対象外	県内の医療機関等	平成24年4月診療分
福岡県	福岡市	子ども	81	入 院:小学校6年生まで(12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外:小学校就学前まで(6歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし	なし		対象外	県内の医療機関等	平成24年4月診療分
福岡県	福岡市	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及び児童 ・父子家庭の父及び児童 ・父母のいない児童 児童は小学校就学後から18歳の誕生日前日以後最初の3月31日まで (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限あり	500円/日 (1医療機関あたり月7日まで) *小学生は自己負担なし	800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成24年4月診療分
福岡県	久留米市	乳幼児等(こども)	81	入院:小学校就学前まで(6歳到達後の最初の3月31日まで) 通院:小学校3年生まで(9歳到達後の最初の3月31日まで) *就学後は重度障害者医療、ひとり親家庭等医療を優先 (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上就学前まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上就学前まで 600円/月 小学1年生から3年生まで 1,000円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年1月診療分
福岡県	久留米市	重度障害者	80	6歳就学後65歳未満の者又は65歳以上で後期高齢者医療を保有している者のうち、次のいずれかに該当する者 ・身体障害者手帳1級又は2級 ・児童相談所又は障害者更生相談所において重度の知的障害者と判定された者 ・身体障害者手帳3級を保有し、児童相談所又は障害者更生相談所において中等度の知的障害者と判定された者 ・精神障害者保健福祉手帳1級 *65歳未満とは65歳の誕生日(1日生まれの場合は65歳の誕生日の前日)まで、それ以降は65歳以上 (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	500円/日 低所得の場合300円/日 (1医療機関あたり月10日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年1月診療分
福岡県	久留米市	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及び児童 ・父子家庭の父及び児童 ・父母のいない児童 児童は小学校就学後から18歳の誕生日前日以後最初の3月31日まで (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年1月診療分
福岡県	八女市	乳幼児・こども	81	小学校就学前まで(6歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年1月診療分
福岡県	八女市	重度障害者	80	・身体障害者手帳1級又は2級 ・重度の知的障害者(療育手帳A) ・中等度の知的障害者かつ身体障害者手帳3級 ・精神障害者保健福祉手帳1級(精神病床への入院は対象外) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *未就学児は乳幼児医療を優先	500円/日 低所得の場合300円/日 (1医療機関あたり月20日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年1月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	八女市	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及び児童 ・父子家庭の父及び児童 ・父母のいない児童 児童は小学校就学後から18歳の誕生日前日以後最初の3月31日まで (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年1月診療分
福岡県	筑後市	乳幼児・子ども	81	小学校就学前まで(6歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年1月診療分
福岡県	筑後市	重度障害者	80	・身体障害者(身体障害者手帳1級又は2級) ・知的障害者(療育手帳A) ・重複障害者(身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1) ・精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1級) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *未就学児は乳幼児医療を優先	500円/日 低所得の場合 300円/日 (1医療機関あたり月20日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年1月診療分
福岡県	筑後市	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及び児童 ・父子家庭の父及び児童 ・父母のいない児童 児童は小学校就学後から18歳の誕生日前日以後最初の3月31日まで (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年1月診療分
福岡県	小郡市	乳幼児・子ども	81	小学校就学前まで(6歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	なし	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上就学前まで 600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年1月診療分
福岡県	小郡市	重度障害者	80	・身体障害者手帳1級又は2級 ・療育手帳A ・精神障害者保健福祉手帳1級 (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *未就学児は乳幼児医療を優先	500円/日 低所得の場合 300円/日 (1医療機関あたり月20日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年1月診療分
福岡県	小郡市	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及び児童 ・父子家庭の父及び児童 ・父母のいない児童 児童は小学校就学後から18歳の誕生日前日以後最初の3月31日まで (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年1月診療分
福岡県	うきは市	乳幼児・子ども	81	小学校就学前まで(6歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	なし	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上就学前まで 600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年1月診療分
福岡県	うきは市	重度障害者	80	・身体障害者手帳1級又は2級 ・療育手帳A ・身体障害者手帳3級かつ療育手帳B ・精神障害者保健福祉手帳1級 (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *未就学児は乳幼児医療を優先	500円/日 低所得の場合 300円/日 (1医療機関あたり月20日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年1月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	うきは市	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及び児童 ・父子家庭の父及び児童 ・父母のいない児童 児童は小学校就学後から18歳の誕生日前日以後最初の3月31日まで (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年1月診療分
福岡県	嘉麻市	子ども	81	中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) *就学後は重度障害者医療、ひとり親家庭等医療を優先	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年1月診療分
福岡県	嘉麻市	重度障がい者	80	・身体障害者手帳1級又は2級 ・療育手帳判定(A) ・精神障害者保健福祉手帳1級(精神病床への入院は対象外) ・療育手帳判定(B)かつ身体障害者手帳3級	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年1月診療分
福岡県	嘉麻市	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及び児童 ・父子家庭の父及び児童 ・父母のいない児童 児童は18歳の誕生日前日以後最初の3月31日まで (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	中学校3年生まで(15歳の誕生日以後の最初の3月31日までにある者)自己負担なし)		対象外	県内の医療機関等	平成28年1月診療分
福岡県	嘉麻市				500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年1月診療分
福岡県	広川町	乳幼児等	81	小学校就学前まで(6歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年1月診療分
福岡県	広川町	重度障害者	80	・身体障害者手帳1級又は2級 ・療育手帳重度(A)判定 ・精神障害者保健福祉手帳1級(精神病床への入院は対象外) ・身体障害者手帳3級かつ療育手帳(B1)判定 (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *未就学児は乳幼児医療を優先	500円/日 低所得の場合 300円/日 (1医療機関あたり月20日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年1月診療分
福岡県	広川町	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及び児童 ・父子家庭の父及び児童 ・父母のいない児童 児童は小学校就学後から18歳の誕生日前日以後最初の3月31日まで (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年1月診療分
福岡県	福岡市(*)	子ども	81	*平成24年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (入院:小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院外:中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外:小学校就学前まで(6歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年1月診療分
福岡県	福岡市(*)	ひとり親家庭等	90	*平成24年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、入院の自己負担なしの対象年齢を拡大 (入院:小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) ・母子家庭の母及び児童 ・父子家庭の父及び児童 ・父母のいない児童 児童は小学校就学後から18歳の誕生日前日以後最初の3月31日まで (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限あり	入院500円/日 (1医療機関あたり月7日まで) *中学生までは自己負担なし	800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年1月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	朝倉市	子ども	81	小学校就学前まで(6歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年 2月診療分
福岡県	朝倉市	重度障害者	80	・身体障害者手帳の1級、2級 ・障害基礎年金1級(知的障害・精神遅滞) ・特別児童扶養手当1級(知的障害・精神遅滞) ・療育手帳A判定 ・重複障害(身障3級かつ療育手帳B判定) ・精神障害者保健福祉手帳1級 *未就学児は乳幼児医療を優先 (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	500円/日 低所得の場合 300円/日 (1医療機関あたり月20日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 2月診療分
福岡県	朝倉市	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 *児童は小学校就学後から18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日までの者 *未就学児は乳幼児医療を優先 (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 2月診療分
福岡県	大木町	こども	81	・小学校3年生まで(9歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上から小学校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上から小学校3年生まで 600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 2月診療分
福岡県	大木町	重度障害者	80	・身体障害者手帳の1級または2級を保有の者 ・療育手帳A判定 ・身体障害者手帳の3級を保有し、かつ療育手帳A、B ・精神障害者保健福祉手帳の1級を保有の者 *精神病床への入院医療費は対象外 (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	500円/日 低所得の場合 300円/日 (1医療機関あたり月20日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 2月診療分
福岡県	大木町	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母とその児童 ・父子家庭の父とその児童 ・父母のいない児童 *児童は小学校4年生から18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日までの者 *小学校3年生までは乳幼児医療を優先 (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 2月診療分
福岡県	筑前町	子ども	81	小学校就学前まで(6歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年 2月診療分
福岡県	筑前町	重度障害者	80	・身体障害者手帳の1級及び2級 ・療育手帳のA判定 ・療育手帳のB判定かつ身体障害者手帳3級 ・精神障害者保健福祉手帳1級 *未就学児は乳幼児医療を優先 (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	500円/日 低所得の場合 300円/日 (1医療機関あたり月20日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 2月診療分
福岡県	筑前町	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 *児童は小学校就学後から18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日までの者 *未就学児は乳幼児医療を優先 (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 2月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	東峰村	乳幼児	81	・小学校就学前まで(6歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年2月診療分
福岡県	東峰村	重度障害者	80	・身体障害者手帳1、2級 ・障害基礎年金1級(知的障害・精神遅滞) ・特別児童扶養手当1級(知的障害・精神遅滞) ・療育手帳A判定 ・重複障害(身障3級かつ療育手帳B判定) ・未就学児は乳幼児医療を優先 (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	500円/日 低所得の場合 300円/日 (1医療機関あたり月20日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年2月診療分
福岡県	東峰村	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 ・児童は小学校就学後から18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日までの者 ・未就学児は乳幼児医療を優先 (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年2月診療分
福岡県	豊前市	乳幼児・こども	81	・中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	自己負担なし	就学前まで自己負担なし 就学後から中学校3年生まで 800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	大分県中津市の医療機関等	平成28年2月診療分
福岡県	豊前市	重度障害者	80	・身体障害者(手帳1・2級) ・知的障害者(手帳A又はIQ35以下) ・重複障害者(身体手帳3級でIQ50以下) ・精神障害者(手帳1級) ・精神障害者(手帳1級)の者は精神病床への入院は対象外 ・未就学児は乳幼児医療を優先 (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	500円/日 低所得の場合 300円/日 (1医療機関あたり月20日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	大分県中津市の医療機関等	平成28年2月診療分
福岡県	豊前市	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 ・父母のいない児童を養育している配偶者のいない者 ・児童は18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日までの者 ・未就学児は乳幼児医療を優先 (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	大分県中津市の医療機関等	平成28年2月診療分
福岡県	吉富町	乳幼児・子ども	81	中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	就学前まで自己負担なし 就学後から中学校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月10日まで)	就学前まで自己負担なし 就学後から中学校3年生まで 800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	大分県中津市の医療機関等	平成28年2月診療分
福岡県	吉富町	重度障害者	80	・身体障害者手帳1,2級 ・療育手帳A判定 ・身体障害者手帳3級で知能指数が36以上50以下の知的障害者 ・精神障害者保健福祉手帳1級 (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	500円/日 低所得の場合 300円/日 (1医療機関あたり月10日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	大分県中津市の医療機関等	平成28年2月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	吉富町	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及び児童 ・父子家庭の父及び児童 ・父母のいない児童 *児童は18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日までの者 *未就学児は乳幼児医療を優先 (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	大分県中津市の医療機関等	平成28年 2月診療分
福岡県	上毛町	乳幼児・こども	81	・中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	自己負担なし	就学前まで 自己負担なし 就学後から中学校3年生まで 800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	大分県中津市の医療機関等	平成28年 2月診療分
福岡県	上毛町	重度障害者	80	・身体障害者手帳1、2級 ・療育手帳A判定 ・重複障がい(身体障害者手帳3級で療育手帳B判定) ・精神障害者保健福祉手帳で1級 (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	500円/日 低所得の場合 300円/日 (小学校6年生までは1医療機関あたり月7日限度) (中学1年生以上は1医療機関あたり月20日限度)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	大分県中津市の医療機関等	平成28年 2月診療分
福岡県	上毛町	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 *児童は18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日までの者 *未就学児は乳幼児医療を優先 (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	大分県中津市の医療機関等	平成28年 2月診療分
福岡県	築上町	乳幼児・こども	81	・中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上から中学校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上から中学校3年生まで 600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	大分県中津市の医療機関等	平成28年 2月診療分
福岡県	築上町	重度障害者	80	・身体障害者(身障手帳1、2、3級) ・知的障害者(IQ35以下) ・重複障害者(身障手帳3級かつIQ50以下) ・精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1級) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	500円/日 低所得の場合 300円/日 (1医療機関あたり月20日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	大分県中津市の医療機関等	平成28年 2月診療分
福岡県	築上町	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・養育家庭 ・父母のどちらかが障害要件に該当する者 *児童は18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日までの者 *未就学児は乳幼児医療を優先 (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	大分県中津市の医療機関等	平成28年 2月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	大川市	子ども	81	・小学校就学前まで(6歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	0歳から3歳までに達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上から小学校就学前まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	0歳から3歳までに達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上から小学校就学前まで 600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
福岡県	大川市	重度障害者	80	・身体障害者(身障手帳1・2級) ・療育手帳A ・重複障害者(身障手帳3級かつ療育手帳B) ・精神障害者(精神手帳1級) *精神病棟への入院医療費は助成対象外 *未就学児は乳幼児医療を優先 (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	500円/日 低所得の場合 300円/日 (1医療機関あたり月20日まで)	65歳に達する月の末日まで 500円/月 65歳以上 自己負担なし *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
福岡県	大川市	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 *児童は18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日までの者 *未就学児は乳幼児医療を優先 (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 3月診療分
福岡県	豊前市 (*)	乳幼児・こども	81	*平成28年2月診療分から受託している乳幼児・こども医療について、対象医療機関等を拡大 (大分県中津市の医療機関等→県内の医療機関等及び大分県中津市の医療機関等) ・中学3年生まで(15歳誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	自己負担なし	就学前まで 自己負担なし 就学後から中学3年生まで 800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等 及び大分県中津市の医療機関等	平成28年 4月診療分
福岡県	豊前市 (*)	重度障害者	80	*平成28年2月診療分から受託している重度障害者医療について、対象医療機関等を拡大 (大分県中津市の医療機関等→県内の医療機関等及び大分県中津市の医療機関等) ・身体障害者(手帳1・2級) ・知的障害者(手帳A又はIQ35以下) ・重複障害者(身体手帳3級でIQ50以下) ・精神障害者(手帳1級) ※精神障害者(手帳1級)の方は、精神病床への入院は対象外 ※未就学児は乳幼児医療を優先 (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	500円/日 低所得の場合 300円/日 (1医療機関あたり月20日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等 及び大分県中津市の医療機関等	平成28年 4月診療分
福岡県	豊前市 (*)	ひとり親家庭等	90	*平成28年2月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大 (大分県中津市の医療機関等→県内の医療機関等及び大分県中津市の医療機関等) ・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 ・父母のいない児童を養育している配偶者のいない者 *児童は18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日までの者 *未就学児は乳幼児医療を優先 (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等 及び大分県中津市の医療機関等	平成28年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	吉富町（＊）	乳幼児・子ども	81	*平成28年2月診療分から受託している乳幼児・子ども医療について、対象医療機関等を拡大（大分県中津市の医療機関等→県内の医療機関等及び大分県中津市の医療機関等） ・中学校3年生まで（15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで） （ただし、生活保護を受けている者は対象外）	就学前まで自己負担なし 就学後から中学校3年生まで 500円/日 （1医療機関あたり月10日まで）	就学前まで自己負担なし 就学後から中学校3年生まで 800円/月 （1医療機関あたり） *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等 及び大分県中津市の医療機関等	平成28年4月診療分
福岡県	吉富町（＊）	重度障害者	80	*平成28年2月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象医療機関等を拡大（大分県中津市の医療機関等→県内の医療機関等及び大分県中津市の医療機関等） ・身体障害者手帳1,2級 ・療育手帳A判定 ・身体障害者手帳3級で知能指数が36以上50以下の知的障害者 ・精神障害者保健福祉手帳1級 （ただし、生活保護を受けている者は対象外）	500円/日 低所得の場合 300円/日 （1医療機関あたり月10日まで）	500円/月 （1医療機関あたり） *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等 及び大分県中津市の医療機関等	平成28年4月診療分
福岡県	吉富町（＊）	ひとり親家庭等	90	*平成28年2月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大（大分県中津市の医療機関等→県内の医療機関等及び大分県中津市の医療機関等） ・母子家庭の母及び児童 ・父子家庭の父及び児童 ・父母のいない児童 *児童は18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日までの者 *未就学児は乳幼児医療を優先 （ただし、生活保護を受けている者は対象外）	500円/日 （1医療機関あたり月7日まで）	800円/月 （1医療機関あたり） *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等 及び大分県中津市の医療機関等	平成28年4月診療分
福岡県	上毛町（＊）	乳幼児・子ども	81	*平成28年2月診療分から受託している乳幼児・子ども医療について、対象医療機関等を拡大（大分県中津市の医療機関等→県内の医療機関等及び大分県中津市の医療機関等） ・中学校3年生まで（15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで） （ただし、生活保護を受けている者は対象外）	自己負担なし	就学前まで自己負担なし 就学後から中学校3年生まで 800円/月 （1医療機関あたり） *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等 及び大分県中津市の医療機関等	平成28年4月診療分
福岡県	上毛町（＊）	重度障害者	80	*平成28年2月診療分から受託している重度心身障害者医療について、対象医療機関等を拡大（大分県中津市の医療機関等→県内の医療機関等及び大分県中津市の医療機関等） ・身体障害者手帳1、2級 ・療育手帳A判定 ・重複障がい（身体障害者手帳3級で療育手帳B判定） ・精神障害者保健福祉手帳で1級 （ただし、生活保護を受けている者は対象外）	500円/日 低所得の場合 300円/日 （小学校6年生までは1医療機関あたり月7日限度） （中学1年生以上は1医療機関あたり月20日限度）	500円/月 （1医療機関あたり） *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等 及び大分県中津市の医療機関等	平成28年4月診療分
福岡県	上毛町（＊）	ひとり親家庭等	90	*平成28年2月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大（大分県中津市の医療機関等→県内の医療機関等及び大分県中津市の医療機関等） ・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 *児童は18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日までの者 *未就学児は乳幼児医療を優先 （ただし、生活保護を受けている者は対象外）	500円/日 （1医療機関あたり月7日まで）	800円/月 （1医療機関あたり） *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等 及び大分県中津市の医療機関等	平成28年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	築上町（＊）	乳幼児・こども	81	＊平成28年2月診療分から受託している乳幼児・こども医療について、自己負担額を変更し、対象医療機関等を拡大 （入院：3歳以上から中学校3年生まで500円/日→自己負担なし、入院外：3歳以上から中学校3年生まで600円/日→就学前まで自己負担なし、就学後から中学校3年生まで600円/日） （大分県中津市の医療機関等→県内の医療機関等及び大分県中津市の医療機関等） ＊中学校3年生まで（15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで） （ただし、生活保護を受けている者は対象外）	自己負担なし	就学前まで自己負担なし 就学後から中学校3年生まで600円/月 （1医療機関あたり） ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等及び大分県中津市の医療機関等	平成28年4月診療分
福岡県	築上町（＊）	重度障害者	80	＊平成28年2月診療分から受託している重度障害者医療について、対象医療機関等を拡大 （大分県中津市の医療機関等→県内の医療機関等及び大分県中津市の医療機関等） ＊身体障害者（身障手帳1、2、3級） ＊知的障害者（IQ35以下） ＊重複障害者（身障手帳3級かつIQ50以下） ＊精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級） （ただし、生活保護を受けている者は対象外）	500円/日 低所得の場合300円/日 （1医療機関あたり月20日まで）	500円/月 （1医療機関あたり） ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等及び大分県中津市の医療機関等	平成28年4月診療分
福岡県	築上町（＊）	ひとり親家庭等	90	＊平成28年2月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大 （大分県中津市の医療機関等→県内の医療機関等及び大分県中津市の医療機関等） ＊母子家庭の母及びその児童 ＊父子家庭の父及びその児童 ＊養育家庭 ＊父母のどちらかが障害要件に該当する者 ＊児童は18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日までの者 ＊未就学児は乳幼児医療を優先 （ただし、生活保護を受けている者は対象外）	500円/日 （1医療機関あたり月7日まで）	800円/月 （1医療機関あたり） ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等及び大分県中津市の医療機関等	平成28年4月診療分
福岡県	田川市	子ども	81	＊中学校3年生まで（15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで） （ただし、生活保護を受けているものは対象外）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年7月診療分
福岡県	田川市	重度障害者	80	＊身体障害者（身体障害者手帳1・2級） ＊知的障害者（IQ35以下） ＊重複障害者（身体障害者手帳3級かつIQ50以下） ＊精神障害者（精神障害者手帳1級） ＊未就学児は乳幼児医療を優先 （ただし、生活保護を受けているものは対象外）	500円/日 低所得の場合300円/日 （1医療機関あたり月10日まで）	500円/月 （1医療機関あたり） ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年7月診療分
福岡県	田川市	ひとり親家庭等	90	＊母子家庭の母及びその児童 ＊父子家庭の父及びその児童 ＊父母のいない児童 ＊児童は18歳の誕生日以後最初の3月31日までの者 ＊未就学児は乳幼児医療を優先 （ただし、生活保護を受けているものは対象外）	500円/日 （1医療機関あたり月7日まで）	800円/月 （1医療機関あたり） ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年7月診療分
福岡県	柳川市	子ども	81	＊入 院：中学校3年生まで（15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで） ＊入院外：小学校6年生まで（12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで） ＊中学生の入院については、償還払い （ただし、生活保護を受けている者は対象外）	0歳から3歳までに達する月の末日までの者自己負担なし 3歳以上中学校3年生まで500円/日 （1医療機関あたり月7日まで）	0歳から3歳までに達する月の末日までの者自己負担なし 3歳以上就学前まで600円/月 小学校1年生以上小学校6年生まで1,200円/月 （1医療機関あたり） ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年10月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	柳川市	重度障害者	80	3歳以上の者のうち次のいずれかに該当する者 ・身体障害者(身体障害者手帳1・2級) ・知的障害者(IQ35以下) ・重複障害者(身体障害者手帳3級かつIQ50以下) ・精神障害者(保健福祉手帳1級) *中学生以上の精神病棟への入院は対象外 (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	500円/日 低所得の場合 300円/日 (3歳以上小学校6年生までは1医療機関あたり月7日まで) (中学生以上は1医療機関あたり月20日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし 65歳以上の者 自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 10月診療分
福岡県	柳川市	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 *児童は18歳の誕生日前日以後最初の3月31日までの者 *未就学児は乳幼児医療を優先 (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 10月診療分
福岡県	みやま市	子ども	81	・中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	0歳から3歳までに達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	0歳から3歳までに達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上就学前まで 600円/月 小学校1年生以上中学校3年生まで 800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 10月診療分
福岡県	みやま市	重度障害者	80	3歳以上の者のうち次のいずれかに該当する者 ・身体障害者(身体障害者手帳1・2級) ・知的障害者(IQ35以下) ・重複障害者(身体障害者手帳3級かつIQ50以下) ・精神障害者(保健福祉手帳1級) *中学生以上の精神病棟への入院は対象外 (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	500円/日 低所得の場合 300円/日 (3歳以上小学校6年生までは1医療機関あたり月7日まで) (中学生以上は1医療機関あたり月20日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし 65歳以上の者 自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 10月診療分
福岡県	みやま市	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 *児童は18歳の誕生日前日以後最初の3月31日までの者 *未就学児は乳幼児医療を優先 (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 10月診療分
福岡県	吉富町	乳幼児・子ども	81	平成28年2月診療分から受託している乳幼児・子ども医療について、実施機関番号「81.40.125.9」への統一に伴い、「81.40.825.4」と「81.40.925.2」の取扱いを終了			平成28年9月診療分までの取扱い		
福岡県	福岡市 (*)	子ども	81	*平成28年1月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大し、入院外の自己負担額を変更 (入院外:小学校就学前まで→小学校6年生までに拡大) 入 院:中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外:小学校6年生まで(12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし *3歳以上は重度障害者医療を優先	なし	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上就学前まで 600円/月 小学校1年生以上小学校6年生まで 1200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
福岡県	久留米市 (*)	子ども	81	*平成28年1月診療分から受託している乳幼児等医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (入 院:小学校就学前まで→中学校3年生までに拡大) (入院外:小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *3歳以上は重度障害者医療を優先、また就学後はひとり親家庭等医療優先	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学校3年生ま で 500円/日 (1医療機関あたり月7日 まで)	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上就学前まで 600円/月 小学校1年生以上小学校 6年生まで 1,000円/月 中学校1年生以上中学 校3年生まで 3,500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成28年 10月診療分
福岡県	久留米市 (*)	重度障害者	80	平成28年1月診療分から受託している重度障害者医療について、対象年齢を拡大 (6歳就学後→3歳以上に拡大) 3歳以上65歳未満の者又は65歳以上で後期高齢者医療を保有している者のうち、次のいずれかに該当する者 ・身体障害者手帳1級又は2級 ・児童相談所又は障害者更生相談所において重度の知的障害者と判定された者 ・身体障害者手帳3級を保有し、児童相談所又は障害者更生相談所において中等度の知的障害者と判定された者 ・精神障害者保健福祉手帳1級 (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *高校生以上の精神病床への入院は対象外 *65歳未満とは65歳の誕生日(1日生まれの者は65歳の誕生日の前日)まで、それ以降は65歳以上	500円/日 低所得の場合 300円/日 (3歳以上中学校3年生ま で1医療機関あたり月7 日まで) (高校生以上は1医療機 関あたり月10日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成28年 10月診療分
福岡県	八女市 (*)	子ども	81	*平成28年1月診療分から受託している乳幼児・子ども医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→小学校6年生までに拡大) 小学校6年生まで(12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	なし	就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上小学 校6年生まで 1200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成28年 10月診療分
福岡県	八女市 (*)	重度障害者	80	*平成28年1月診療分から受託している重度障害者医療について、入院の自己負担を変更 ・身体障害者手帳1級又は2級 ・重度の知的障害者(療育手帳A) ・中等度の知的障害者かつ身体障害者手帳3級 ・精神障害者保健福祉手帳1級 (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *中学生以上の精神病床への入院は対象外 *未就学児は乳幼児医療を優先	500円/日 低所得の場合 300円/日 (小学校1年生以上小学 校6年生まで1医療機関 あたり月7日まで) (中学校1年生以上は1 医療機関あたり月20日 まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成28年 10月診療分
福岡県	筑後市 (*)	子ども	81	平成28年1月診療分から受託している乳幼児・子ども医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→小学校6年生までに拡大) 小学校6年生まで(12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上小学 校6年生まで 500円/日 (1医療機関あたり 7日ま で)	就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上小学 校6年生まで 1200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成28年 10月診療分
福岡県	筑後市 (*)	重度障害者	80	*平成28年1月診療分から受託している重度障害者医療について、入院の自己負担を変更 ・身体障害者(身体障害者手帳1級又は2級) ・知的障害者(療育手帳A) ・重複障害者(身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1) ・精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1級) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *中学生以上の精神病床への入院は対象外 *未就学児は乳幼児医療を優先	500円/日 低所得の場合 300円/日 (小学校1年生以上小学 校6年生まで1医療機関 あたり月7日まで) (中学校1年生以上は1 医療機関あたり月20日 まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成28年 10月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	大川市 (*)	子ども	81	平成28年3月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (入 院: 小学校就学前まで→中学校3年生までに拡大) (入院外: 小学校就学前まで→小学校6年生までに拡大) ・入 院: 中学校3年生まで(15歳の誕生日以後の最初の3月31日まで) ・入院外: 小学校6年生まで(12歳の誕生日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	0歳から3歳までに達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	0歳から3歳までに達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上小学校就学前まで 600円/月 小学校1年生以上小学校6年生まで 1200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 10月診療分
福岡県	大川市 (*)	重度障害者	80	平成28年3月診療分から受託している重度障害者医療について、対象者を拡大し、自己負担を変更 (精神病床への入院は対象外→中学生以上の精神病床への入院は対象外に拡大) (未就学児は乳幼児医療を優先→3歳未満は乳幼児医療を優先に拡大) ・身体障害者(身障手帳1・2級) ・療育手帳A ・重複障害者(身体障害者手帳3級かつ療育手帳B) ・精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1級) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *中学生以上の精神病床への入院は対象外 *3歳未満は乳幼児医療を優先	500円/日 低所得者の場合 300円/日 (3歳以上小学校6年生まで1医療機関あたり月7日まで) (中学生以上は1医療機関あたり月20日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) 65歳以上 自己負担なし *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 10月診療分
福岡県	豊前市 (*)	子ども	81	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児・こども医療について、対象者を変更 ・中学3年生まで(15歳誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *小学校1年生以上の入院外については、重度障害者医療、ひとり親家庭等医療を優先	自己負担なし	就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上中学校3年生まで 800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等 及び大分県 中津市の 医療機関等	平成28年 10月診療分
福岡県	小郡市 (*)	子ども	81	*平成28年1月診療分から受託している乳幼児・子ども医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大し、自己負担額を変更 (小学校就学前まで→小学校6年生までに拡大) 小学校6年生まで(12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上小学校6年生まで 500円/日 (1医療機関あたり7日まで)	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上就学前まで 800円/月 小学校1年生以上小学校6年生まで 1,200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 10月診療分
福岡県	小郡市 (*)	重度障害者	80	*平成28年1月診療分から受託している重度障害者医療について、対象者を拡大し、入院の自己負担を変更 (未就学児は乳幼児医療を優先→3歳未満は乳幼児医療を優先に拡大) ・身体障害者手帳1級又は2級 ・療育手帳A ・身体障害者手帳3級かつ療育手帳B ・精神障害者保健福祉手帳1級 (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *中学生以上の精神病床への入院は対象外 *3歳未満は乳幼児医療を優先	500円/日 低所得者の場合 300円/日 (3歳以上小学校6年生まで1医療機関あたり月7日まで) (中学生以上は1医療機関あたり月20日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 10月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	うきは市 (*)	子ども	81	*平成28年1月診療分から受託している乳幼児・子ども医療について、制度名を変更し、対象年齢の拡大 (小学校就学前まで→小学校6年生までに拡大) 小学校6年生まで(12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上6年生まで 500円/日 (1医療機関あたり7日まで)	0歳から3歳に達する月の末日まで 自己負担なし 3歳以上就学前まで 600円/月 小学校1年生以上6年生まで 1,200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 10月診療分
福岡県	うきは市 (*)	重度障害者	80	*平成28年1月診療分から受託している重度障害者医療について、対象者を拡大し、入院の自己負担を変更 (未就学児は乳幼児医療を優先→3歳未満は乳幼児医療を優先に拡大) ・身体障害者手帳1級又は2級 ・療育手帳A ・身体障害者手帳3級かつ療育手帳B ・精神障害者保健福祉手帳1級 (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *中学生以上の精神病床への入院は対象外 *3歳未満は乳幼児医療を優先	500円/日 低所得の場合 300円/日 (小学校1年生以上小学校6年生まで1医療機関あたり月7日まで) (中学校1年生以上は1医療機関あたり月20日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 10月診療分
福岡県	朝倉市 (*)	子ども	81	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校就学前までまで→小学校6年生までに拡大) 小学校6年生まで(12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上小学校6年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上小学校6年生まで 1200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 10月診療分
福岡県	朝倉市 (*)	重度障害者	80	*平成28年2月診療分から受託している重度障害者医療について、入院の自己負担を変更 ・身体障害者手帳の1級、2級 ・障害基礎年金1級(知的障害・精神遅滞) ・特別児童扶養手当1級(知的障害・精神遅滞) ・療育手帳A判定 ・重複障害(身障3級かつ療育手帳B判定) ・精神障害者保健福祉手帳1級 (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *中学生以上の精神病床への入院は対象外 *未就学児は乳幼児医療を優先	500円/日 低所得の場合 300円/日 (小学校1年生以上小学校6年生まで1医療機関あたり月7日まで) (中学校1年生以上は1医療機関あたり月20日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 10月診療分
福岡県	大木町 (*)	こども	81	*平成28年2月診療分から受託しているこども医療について、対象年齢を拡大し、自己負担額を変更 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上就学前まで 600円/月 小学1年生以上小学校6年生まで 1000円/月 中学校1年生以上中学校3年生まで 3500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 10月診療分
福岡県	大木町 (*)	重度障害者	80	*平成28年2月診療分から受託している重度障害者医療について、対象者を拡大し、入院の自己負担を変更 (精神病床への入院は対象外→中学生以上の精神病床への入院は対象外に拡大) ・身体障害者手帳の1級または2級を保有の者 ・療育手帳A判定 ・身体障害者手帳の3級を保有し、かつ療育手帳B ・精神障害者保健福祉手帳の1級を保有の者 (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *中学生以上の精神病床への入院医療費は対象外 *3歳未満は乳幼児医療を優先	500円/日 低所得の場合 300円/日 (3歳以上中学校3年生まで1医療機関あたり月7日まで) (高校生以上は1医療機関あたり月20日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 10月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	大木町 (*)	ひとり親家庭等	90	*平成28年2月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象者を拡大 (小学校3年生までは乳幼児医療を優先→未就学児は乳幼児医療を優先に拡大) ・母子家庭の母とその児童 ・父子家庭の父とその児童 ・父母のいない児童 (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *児童は18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日までの者 *未就学児は乳幼児医療を優先	500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 10月診療分
福岡県	広川町 (*)	乳幼児・子ども	81	*平成28年1月診療分から受託している乳幼児等医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→小学校6年生までに拡大) 小学校6年生まで(12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	なし	就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上小学校6年生まで 1200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 10月診療分
福岡県	広川町 (*)	重度障害者	80	*平成28年1月診療分から受託している重度障害者医療について、対象者を拡大し、入院の自己負担を変更 (精神病床への入院は対象外→中学生以上の精神病床への入院は対象外に拡大) ・身体障害者手帳1級又は2級 ・療育手帳重度(A)判定 ・精神障害者保健福祉手帳1級 ・身体障害者手帳3級かつ療育手帳(B1)判定 (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *中学生以上の精神病床への入院は対象外 *未就学児は乳幼児医療を優先	500円/日 低所得の場合 300円/日 (小学校1年生以上小学校6年生まで1医療機関あたり月7日まで) (中学校1年生以上は1医療機関あたり月20日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 10月診療分
福岡県	吉富町 (*)	子ども	81	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児・子ども医療について、制度名を変更し、入院の自己負担額を変更 中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	自己負担なし	就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上中学校3年生まで 800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等 及び大分県 中津市の 医療機関等	平成28年 10月診療分
福岡県	吉富町 (*)	重度障害者	80	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した重度障害者医療について、入院の自己負担額を変更 ・身体障害者手帳1,2級 ・療育手帳A判定 ・身体障害者手帳3級で知能指数が36以上50以下の知的障害者 ・精神障害者保健福祉手帳1級 (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *中学生以上の精神病床への入院は対象外 *未就学児は乳幼児医療優先	小学生1年生以上中学校3年生まで 自己負担なし 高校生以上は 500円/日 低所得の場合 300円/日 (1医療機関あたり月10日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等 及び大分県 中津市の 医療機関等	平成28年 10月診療分
福岡県	吉富町 (*)	ひとり親家庭等	90	*平成28年4月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、入院の自己負担額の変更 ・母子家庭の母及び児童 ・父子家庭の父及び児童 ・父母のいない児童 (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *児童は18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日までの者 *未就学児は乳幼児医療を優先	自己負担なし	800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等 及び大分県 中津市の 医療機関等	平成28年 10月診療分
福岡県	筑前町 (*)	子ども	81	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (入院:小学校就学前まで→中学校3年生までに拡大) (入院外:小学校就学前まで→小学校6年生までに拡大) 入 院:中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外:小学校6年生まで(12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上中学校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上小学校6年生まで 1200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年 10月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	筑前町 (*)	重度障害者	80	*平成28年2月診療分から受託している重度障害者医療について、対象者を拡大し、入院の自己負担を変更 (未就学児は乳幼児医療を優先→3歳未満は乳幼児医療を優先に拡大) ・身体障害者手帳の1級及び2級 ・療育手帳のA判定 ・療育手帳のB判定かつ身体障害者手帳3級 ・精神障害者保健福祉手帳1級 (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *中学生以上の精神病床への入院は対象外 *3歳未満は乳幼児医療を優先	500円/日 低所得者の場合 300円/日 (3歳以上小学校6年生まで1医療機関あたり月7日まで) (中学生以上は1医療機関あたり月20日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年10月診療分
福岡県	東峰村 (*)	子ども	81	*平成28年2月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→中学校3年生までに拡大) ・中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年10月診療分
福岡県	東峰村 (*)	重度障害者	80	*平成28年2月診療分から受託している重度障害者医療について、対象者の変更 (未就学児まで→15歳までに変更) ・身体障害者手帳1、2級 ・障害基礎年金1級(知的障害・精神遅滞) ・特別児童扶養手当1級(知的障害・精神遅滞) ・療育手帳A判定 ・重複障害(身障3級かつ療育手帳B判定) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者は乳幼児医療を優先 *精神病床への入院は対象外	500円/日 低所得の場合 300円/日 (1医療機関あたり月20日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年10月診療分
福岡県	東峰村 (*)	ひとり親家庭等	90	*平成28年2月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象者を変更 (小学校就学後まで→15歳までに変更) ・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *児童は18歳に達する日以後の年度末までにある者 *15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者は乳幼児医療を優先	500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年10月診療分
福岡県	築上町 (*)	子ども	81	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児・こども医療の制度名を変更 ・中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	自己負担なし	就学前まで自己負担なし 小学校1年生以上中学校3年生まで 600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等及び大分県中津市の医療機関等	平成28年10月診療分
福岡県	豊前市 (*)	重度障害者	80	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した重度障害者医療について、対象者を変更 ・身体障害者(手帳1・2級) ・知的障害者(手帳A又はIQ35以下) ・重複障害者(身体障害者手帳3級でIQ50以下) ・精神障害者(手帳1級) *精神障害者(手帳1級)の方は、精神病床への入院は対象外 *未就学児の入院及び入院外並びに中学校3年生までの入院は乳幼児医療を優先 (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	500円/日 低所得の場合 300円/日 (1医療機関あたり月20日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等及び大分県中津市の医療機関等	平成28年10月診療分
福岡県	豊前市 (*)	ひとり親家庭等	90	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した重度障害者医療について、対象者を変更 ・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 ・父母のいない児童を養育している配偶者のいない者 *児童は18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日までの者 *未就学児の入院及び入院外並びに中学校3年生までの入院は乳幼児医療を優先 (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等及び大分県中津市の医療機関等	平成28年10月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	築上町 (*)	重度障害者	80	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した重度障害者医療について、対象者を変更し、入院の自己負担を変更 ・身体障害者(身体障害者手帳1, 2, 3級) ・知的障害者(IQ35以下) ・重複障害者(身体障害者3級かつIQ50以下) ・精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1級) ・高校生以上の精神病床への入院は対象外 *就学前までは乳幼児医療を優先 (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	500円/日 低所得の場合 300円/日 (小学校1年生以上中学校3年生まで1医療機関あたり月7日まで) (高校生以上は1医療機関あたり月20日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等及び大分県中津市の医療機関等	平成28年10月診療分
福岡県	大牟田市	子ども	81	中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者、重度障害者医療、ひとり親家庭等医療の受給者は対象外)	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上就学前まで 800円/月 小学校1年生から中学校3年生まで 1,200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成29年7月診療分
福岡県	大牟田市	重度障害者	80	3歳以上65歳未満の者又は65歳以上で後期高齢者医療を保有している者のうち、次のいずれかに該当する者 ・身体障害者(身体障害者手帳1・2級) ・知的障害者(IQ35以下) ・重複障害者(身体障害者手帳3級かつIQ50以下) ・精神障害(保健福祉手帳1級) *所得制限有り *中学生以上の精神病床への入院は対象外 (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	500円/日 低所得の場合 300円/日 (3歳以上小学校6年生までは1医療機関あたり月7日まで) (中学生以上は1医療機関あたり月20日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成29年7月診療分
福岡県	大牟田市	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 *児童は小学校就学後から18歳の誕生日前日以後最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *未就学児は子ども医療優先 *所得制限有り	500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成29年7月診療分
福岡県	飯塚市	子ども	81	入 院:18歳まで(18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外:小学校6年生まで(12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (生活保護を受けている者は対象外) *小学校1年生以上については、重度障がい者医療、ひとり親家庭等医療を優先	就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上18歳まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上6年生まで 1,200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成29年7月診療分
福岡県	飯塚市	重度障がい者	80	小学校就学後から65歳未満の者又は65歳以上で後期高齢者医療を保有している者のうち、次のいずれかに該当する者 ・身体障がい者(身体障がい者手帳1・2級) ・知的障がい者(療育手帳A) ・精神障がい者(精神障がい者保健福祉手帳1級) *所得制限有り *精神病床入院に係る費用は対象外(18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日までの者を除く) (ただし、生活保護を受けているものは対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成29年7月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	飯塚市	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 ＊児童は18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日までの者 ＊未就学児は子ども医療優先 ＊所得制限有り (ただし、生活保護を受けているものは対象外)	500円/日 (1医療機関あたり月7回を限度)	800円/月 (1医療機関あたり) ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成29年7月診療分
福岡県	行橋市	重度障害者	80	・3歳以上65歳未満の者 ・身体障害者(身障手帳1・2級) ・療育手帳A(重度)の方 ・重複障害者(身体障害者手帳3級かつIQ36以上50以下) ・精神障害(保健福祉手帳1級) (ただし、生活保護を受けているものは対象外) ＊子ども医療優先 ＊所得制限有り ＊中学生以上の精神病棟への入院は対象外	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上 500円/日 低所得の場合 300円/日 (3歳以上小学校6年生までは1医療機関あたり月7日まで) (中学生以上は1医療機関あたり月20日まで)	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上 500円/月 (1医療機関あたり) ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成29年10月診療分
福岡県	行橋市	子ども	81	中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者、重度障害者医療の受給者は対象外)	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳から中学校3年生まで 600円/月 (1医療機関あたり) ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成29年10月診療分
福岡県	行橋市	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 ＊児童は小学校就学後から18歳の誕生日以後最初の3月31日まで (ただし、生活保護を受けているものは対象外) ＊子ども医療優先 ＊所得制限有り	500円/日 (1医療機関あたり月7回を限度)	800円/月 (1医療機関あたり) ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成29年10月診療分
福岡県	東峰村(＊)	子ども	81	＊平成28年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療機関等を拡大 (福岡県内の医療機関等→福岡県内の医療機関等及び大分県日田市の医療機関等) ・中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	なし		対象外	県内の医療機関等及び大分県日田市の医療機関等	平成29年10月診療分
福岡県	東峰村(＊)	重度障害者	80	＊平成28年10月診療分から助成内容を変更した重度障害者医療について、対象医療機関等を拡大 (福岡県内の医療機関等→福岡県内の医療機関等及び大分県日田市の医療機関等) ・身体障害者手帳1、2級 ・障害基礎年金1級(知的障害・精神遅滞) ・特別児童扶養手当1級(知的障害・精神遅滞) ・療育手帳A判定 ・重複障害(身障3級かつ療育手帳B判定) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) ＊15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者は乳幼児医療を優先 ＊精神病床への入院は対象外	500円/日 低所得の場合 300円/日 (1医療機関あたり月20日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等及び大分県日田市の医療機関等	平成29年10月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	東峰村 (*)	ひとり親家庭等	90	*平成28年10月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、対象医療機関等を拡大 (福岡県内の医療機関等→福岡県内の医療機関等及び大分県日田市の医療機関等) ・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *児童は18歳に達する日以後の年度末までにある者 *15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者は乳幼児医療を優先	500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等 及び大分県日田市の医療機関等	平成29年 10月診療分
福岡県	田川市 (*)	重度障害者	80	*平成28年7月診療分から受託している重度障害者医療について、入院の自己負担上限日数を変更 (1医療機関あたり月10日まで→月7日まで) ・身体障害者(身体障害者手帳1・2級) ・知的障害者(IQ35以下) ・重複障害者(身体障害者手帳3級かつIQ50以下) ・精神障害者(精神障害者手帳1級) *未就学児は乳幼児医療を優先 (ただし、生活保護を受けているものは対象外)	500円/日 低所得の場合 300円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成29年 10月診療分
福岡県	北九州市	子ども	81	・入 院: 中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) ・入院外: 小学校6年生まで(12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし *3歳以上については、重度障害者医療を優先	なし	0歳から3歳に達する月の末日までの者の自己負担なし 3歳以上就学前まで 500円/月 小学校1年生から小学校6年生まで 1,200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成30年 4月診療分
福岡県	北九州市	重度障害者	80	・3歳以上 ・身体障害者(身障手帳1・2級) ・療育手帳A ・精神障害者(保健福祉手帳1級) *所得制限有り *中学生以上の精神病棟への入院は対象外 (生活保護を受けているものは対象外)		なし (ただし、訪問看護ステーションは1割負担)	対象外	県内の医療機関等	平成30年 4月診療分
福岡県	北九州市	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 *児童は小学校就学後から18歳の誕生日以後最初の3月31日まで (ただし、生活保護を受けているものは対象外) *就学前は子ども医療優先 *所得制限有り	500円/日 (1医療機関あたり月7回を限度) *小学生・中学生は自己負担なし	800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成30年 4月診療分
福岡県	築上町 (*)	重度障害者	80	*平成28年10月診療分から助成内容を変更した重度障害者医療について、対象年齢を拡大 (精神病棟へ入院の者の対象年齢: 中学校3年生まで→高校3年生まで) ・身体障害者(身障手帳1, 2, 3級) ・知的障害者(IQ35以下) ・重複障害者(身障手帳3級かつIQ50以下) ・精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1級) ・精神病棟へ入院の者の対象は小学校1年生から高校3年生(18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで)まで (ただし、生活保護を受けている者は対象外) 未就学児は子ども医療を優先	500円/日 低所得者の場合 300円/日 (小学校1年生から高校3年生(18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで)まで) 1医療機関あたり月7日まで) (18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日以降の者は1医療機関あたり月20日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等 及び大分県中津市の医療機関等	平成30年 4月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	築上町 (*)	子ども	81	*平成28年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(中学校3年生まで→高校3年生まで) *高校3年生まで(18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	なし	就学前まで自己負担なし 小学校1年生以上高校3年生(18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで)まで 600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等 及び大分県中津市の医療機関等	平成30年 4月診療分
福岡県	苅田町	子ども	81	*中学校3年生まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳から中学校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳から中学校3年生まで 600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成30年 7月診療分
福岡県	苅田町	重度障害者	80	*3歳以上 *身体障害者(身障手帳1・2級) *知的障害者(IQ35以下) *重複障害者(身障手帳3級かつIQ50以下) *精神障害者(精神手帳1級) *所得制限有り (ただし、生活保護を受けているものは対象外) *精神病棟への入院は対象外	500円/日 低所得の場合 300円/日 (3歳から小学校6年生までは1医療機関あたり月7日まで) (中学生以上は1医療機関あたり月20日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成30年 7月診療分
福岡県	苅田町	ひとり親家庭等	90	*母子家庭の母及びその児童 *父子家庭の父及びその児童 *父母のいない児童 *児童は15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳の誕生日以後最初の3月31日まで (ただし、生活保護を受けているものは対象外) *子ども医療優先 *所得制限有り	500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	800円/月 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成30年 7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	筑紫野市	子ども	81	入 院：中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外：小学校6年生まで(12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) *所得制限なし *3歳以上は重度障害者医療を優先 *小学校1年生以上はひとり親家庭等医療を優先	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上小学校就学前まで 600円/月 小学校1年生から小学校6年生まで 1,200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成30年 10月診療分
福岡県	筑紫野市	重度障害者	80	・3歳以上 ・身体障害者(身障手帳1・2級) ・知的障害者(IQ35以下) ・重複障害者(身障手帳3級かつIQ50以下) ・精神障害者(保健福祉手帳1級) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限あり *精神病棟への入院は対象外	500円/日 低所得の場合 300円/日 (3歳以上小学校6年生までは1医療機関あたり月7日まで) (中学生以上は1医療機関あたり月20日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成30年 10月診療分
福岡県	筑紫野市	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *児童は小学校就学後から18歳の誕生日前日以後最初の3月31日までの者 *所得制限あり	500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成30年 10月診療分
福岡県	春日市	こども	81	入 院：中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外：小学校6年生まで(12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) *所得制限あり(3歳以上は児童手当準拠) *3歳以上から小学校6年生までは重度障害者医療との選択可。中学生は重度障害者医療が優先	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳から小学校就学前 800円/月 小学生 1,200円/月 (いずれも1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成30年 10月診療分
福岡県	春日市	重度障害者	80	・身体障害者(身障手帳1・2級) ・知的障害者(IQ35以下) ・重複障害者(身障手帳3級かつIQ50以下) ・精神障害者(保健福祉手帳1級) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限あり(小学校6年生までは児童手当、中学生以上は特別障害者手当準拠) *中学生以上の精神病棟への入院は対象外	500円/日 低所得者の場合 300円/日 (3歳以上小学校6年生までは1医療機関あたり月7日まで) (中学生以上は1医療機関あたり月20日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成30年 10月診療分
福岡県	春日市	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *児童は小学校就学後から18歳の誕生日前日以後最初の3月31日までの者 *所得制限あり(児童扶養手当準拠) *就学前は子ども医療優先	500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	800円/月 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成30年 10月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	大野城市	子ども	81	入 院: 中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外: 小学校6年生まで(12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし *3歳以上は重度障害者医療を優先	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳から小学校就学前まで 600円/月 (1医療機関あたり) 小学生 1,200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳から小学校就学前まで 600円/月 (1医療機関あたり) 小学生 1,200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成30年 10月診療分
福岡県	大野城市	重度障害者	80	・身体障害者(身障手帳1・2級) ・療育手帳A ・身体障害者手帳3級かつIQ36～50以下(療育手帳B1)の人 ・精神障害者(保健福祉手帳1級) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限あり *中学生以上の精神病棟への入院は対象外	500円/日 低所得の場合 300円/日 (3歳以上小学校6年生までは1医療機関あたり月7日まで) (中学生以上は1医療機関あたり月20日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成30年 10月診療分
福岡県	大野城市	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *児童は小学校就学後から18歳の誕生日前日以後最初の3月31日までの者 *所得制限あり *配偶者が障がいにより長期にわたり労働力を失っている場合もひとり親家庭とみなす	500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成30年 10月診療分
福岡県	太宰府市	子ども	81	入 院: 中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外: 小学校6年生まで(12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし *3歳以上は重度障害者医療を優先	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳から小学校就学前まで 600円/月 (1医療機関あたり) 小学生 1,200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成30年 10月診療分
福岡県	太宰府市	重度障害者	80	・3歳に達する日の属する月の翌月からの者 ・身体障害者(身障手帳1・2級) ・知的障害者(IQ35以下) ・重複障害者(身障手帳3級かつIQ50以下) ・精神障害者(保健福祉手帳1級) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限あり *精神病棟への入院は対象外	500円/日 低所得の場合 300円/日 (3歳以上小学校6年生までは1医療機関あたり月7日まで) (中学生以上は1医療機関あたり月20日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成30年 10月診療分
福岡県	太宰府市	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *児童は小学校就学後から18歳の誕生日前日以後最初の3月31日までの者 *所得制限あり *就学前は、子ども医療を優先	500円/日 (1医療機関あたり月7日限度)	800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成30年 10月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	糸島市	子ども	81	入 院: 中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外: 小学校6年生まで(12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限あり(3歳以上) *3歳以上は重度障害者医療を優先	入院500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上就学前まで 800円/月 小学生 1200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成30年 10月診療分
福岡県	糸島市	重度障害者	80	・3歳以上 ・身体障害者(身障手帳1・2級) ・療育手帳A ・精神障害者(保健福祉手帳1級) ・障害基礎年金1級かつ傷病名が知的障害又は精神遅滞 (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限あり *高校生以上の精神病棟への入院は対象外	500円/日 低所得者の場合 300円/日 (1医療機関あたり月10日まで) (3歳以上中学生まで1医療機関あたり月7日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成30年 10月診療分
福岡県	糸島市	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *児童は小学校就学後から18歳の誕生日前日以後最初の3月31日までの者 *所得制限あり *就学前は子ども医療優先	500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成30年 10月診療分
福岡県	那珂川市	子ども	81	入 院: 中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外: 小学校6年生まで(12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし *小学生以上は、重度障害者医療、ひとり親家庭等医療を優先	(中学校3年生まで) 自己負担なし	(0歳から小学校就学前まで) 自己負担なし (小学生) 1,200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成30年 10月診療分
福岡県	那珂川市	重度障害者	80	・身体障害者(身障手帳1・2級) ・療育手帳A ・重複障害者の人(身体障害者手帳3級かつ知能指数(IQ)50以下) ・精神障害者(保健福祉手帳1級) ・障害基礎年金1級を受給している人(一部) ・特別児童扶養手当1級を受給している人(一部) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限あり *小学校就学前は、子ども医療を優先 *精神病床への入院は対象外	500円/日 低所得の場合 300円/日 (3歳以上小学校6年生までは1医療機関あたり月7日まで) (中学生以上は1医療機関あたり月20日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成30年 10月診療分
福岡県	那珂川市	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *児童は小学校就学後から18歳の誕生日前日以後最初の3月31日までの者 *所得制限あり *就学前は子ども医療を優先	500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成30年 10月診療分
福岡県	八女市 (*)	子ども	81	*平成28年10月診療分から受託しているこども医療について、対象年齢を拡大 (小学校6年生→中学校3年生までに拡大) 中学校3年生まで(15歳の誕生日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	なし	就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上中学校3年生まで 1200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成30年 10月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	みやこ町	子ども	81	小学校6年生まで(12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし *3歳以上は重度障害者医療とどちらか1つを選択	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上小学校6年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上小学校6年生まで 600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成31年2月診療分
福岡県	みやこ町	青少年	81	中学校1年生から高校3年生まで(18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし *重度障害者医療・ひとり親家庭等医療対象者は非該当	中学校1年生以上高校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	中学校1年生以上高校3年生まで 600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成31年2月診療分
福岡県	みやこ町	重度障害者	80	・3歳以上 ・身体障害者(身障手帳1・2級) ・知的障害者(療育手帳A) ・重複障害者(身障手帳3級かつIQ50以下) ・精神障害者(保健福祉手帳1級) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限あり *精神病棟への入院は対象外	500円/日 低所得者の場合 300円/日 (3歳以上小学校6年生までは1医療機関あたり月7日まで) (中学生以上は1医療機関あたり月20日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成31年2月診療分
福岡県	みやこ町	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *児童は小学校就学後から18歳の誕生日前日以後最初の3月31日までの者 *小学校1年生から小学校6年生までは子ども医療とどちらか1つを選択 *所得制限あり	500円/日 (1医療機関あたり月7日限度)	800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成31年2月診療分
福岡県	粕屋町	子ども	81	入 院:中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外:小学校6年生まで(12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし *3歳以上は重度障害者医療を優先	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上就学前まで 800円/月 小学校1年生以上小学校6年生まで 1200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成31年4月診療分
福岡県	粕屋町	重度障害者	80	・3歳以上 ・身体障害者(身障手帳1・2級) ・療育手帳A ・精神障害者(保健福祉手帳1級) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし *中学生以上の精神病棟への入院は対象外	500円/日 低所得者の場合 300円/日 (1医療機関あたり月10日まで) (3歳以上中学生まで1医療機関あたり月7日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成31年4月診療分
福岡県	粕屋町	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *児童は小学校就学後から18歳の誕生日以後最初の3月31日までの者 *所得制限有り *就学前は子ども医療優先	500円/日 (1医療機関あたり月7日限度)	800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成31年4月診療分
福岡県	北九州市(*)	子ども	81	*平成30年4月診療分から受託している子ども医療について、自己負担を変更(500円→600円に変更) 入 院:中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外:小学校6年生まで(12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) ・所得制限なし ・3歳以上は重度障害者医療を優先	なし	0歳から3歳に達する月の末日まで 自己負担なし 3歳以上就学前まで 600円/月 小学校1年生以上小学校6年生まで 1200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成31年4月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	大木町（＊）	子ども	81	*平成28年10月診療分から助成内容を変更したことも医療について、自己負担額を変更（3歳未満まで自己負担なし→中学校3年生まで自己負担なし） 中学校3年生まで（15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで） （ただし、生活保護を受けている者は対象外）	自己負担なし	自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和元年7月診療分
福岡県	大木町（＊）	重度障害者	80	*平成28年10月診療分から助成内容を変更した重度障害者医療について、自己負担を変更（→3歳から中学校3年生まで自己負担なし） ・身体障害者手帳の1級または2級を保有の者 ・療育手帳A判定 ・身体障害者手帳の3級を保有し、かつ療育手帳B ・精神障害者保健福祉手帳の1級を保有の者 （ただし、生活保護を受けている者は対象外） *中学生以上の精神病床への入院医療費は対象外 *3歳未満は乳幼児医療を優先	3歳以上中学校3年生まで 自己負担なし 高校生1年から500円/日 低所得の場合300円/日 （高校生以上は1医療機関あたり月20日まで）	3歳以上中学校3年生まで 自己負担なし 高校生1年から500円/月 （1医療機関あたり） *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和元年7月診療分
福岡県	大木町（＊）	ひとり親家庭等	90	*平成28年10月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、自己負担を変更（→小学校1年生から中学校3年生まで自己負担なし） ・母子家庭の母とその児童 ・父子家庭の父とその児童 ・父母のいない児童 （ただし、生活保護を受けている者は対象外） *児童は18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで *未就学児は乳幼児医療を優先	小学校1年生から中学校3年生まで 自己負担なし 高校生1年生から3年生及びその保護者500円/日 （1医療機関あたり月7日まで）	小学校1年生から中学校3年生まで 自己負担なし 高校生1年生から3年生及びその保護者800円/月 （1医療機関あたり） *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和元年7月診療分
福岡県	新宮町	子ども	81	入 院：中学校3年生まで（15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで） 入院外：小学校6年生まで（12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで） （ただし、生活保護を受けている者は対象外） *所得制限なし *重度障害者医療・ひとり親家庭等医療の受給者は、子ども医療との併用不可	0歳から就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上中学校3年生まで500円/日 （1医療機関あたり月7日まで）	0歳から就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上小学校6年生まで1200円/月 （1医療機関あたり） *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和元年10月診療分
福岡県	新宮町	重度障害者	80	・身体障害者（身障手帳1・2級） ・知的障害者（療育手帳A・IQ35以下） ・重複障害者（身障手帳3級かつIQ50以下） ・精神障害者（精神障害者手帳1級） （ただし、生活保護を受けている者は対象外） *所得制限なし *精神病床への入院は対象外	なし	500円/月 （1医療機関あたり） *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和元年10月診療分
福岡県	新宮町	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 （ただし、生活保護を受けている者は対象外） *所得制限有り *就学前は子ども医療優先	500円/日 （1医療機関あたり月7日限度）	800円/月 （1医療機関あたり） *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和元年10月診療分
福岡県	中間市	子ども	81	入 院：中学校3年生まで（15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで） 入院外：小学校6年生まで（12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで） （ただし、生活保護を受けている者は対象外） *所得制限なし *3歳以上は重度障害者医療との選択により1つの医療証を保持	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学校3年生まで500円/日 （1医療機関あたり月7日限度）	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上小学校6年生まで600円/月 （1医療機関あたり） *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和元年10月診療分
福岡県	中間市	重度障害者	80	・3歳以上 ・身体障害者（身障手帳1・2級） ・知的障害者（療育手帳A） ・重複障害者（身障手帳3級かつ療育手帳B以上） ・精神障害者（保健福祉手帳1級） （ただし、生活保護を受けている者は対象外） *所得制限有り *中学生以上の精神病床への入院は対象外	500円/日 低所得者の場合300円/日 （3歳以上小学校6年生までは1医療機関あたり月7日まで） （中学生以上は1医療機関あたり月20日まで）	500円/月 （1医療機関あたり） *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和元年10月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	中間市	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *児童は12歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで *0歳から12歳までは子ども医療優先 *重度障害者医療の保持可 *所得制限有り	500円/日 (1医療機関あたり月7日限度)	800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和元年 10月診療分
福岡県	糸島市 (*)	子ども	81	*平成30年10月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大し、所得制限を廃止 (所得制限あり→所得制限なし) (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 中学校3年生まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし *3歳以上は重度障害者医療を優先	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上就学前まで 800円/月 小学校1年生から中学校3年生まで 1200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和元年 10月診療分
福岡県	大野城市 (*)	子ども	81	*平成30年10月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 中学校3年生まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし *3歳以上は重度障害者医療を優先	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳から小学校就学前まで 600円/月 (1医療機関あたり) 小学校1年生から中学校3年生まで 1,200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和元年 10月診療分
福岡県	那珂川市 (*)	子ども	81	*平成30年10月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 中学校3年生まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし *小学生以上は、重度障害者医療、ひとり親家庭等医療を優先	中学校3年生まで 自己負担なし	(0歳から小学校就学前まで) 自己負担なし 小学校1年生から中学校3年生まで 1,200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和元年 10月診療分
福岡県	広川町 (*)	子ども	81	*平成28年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大し、自己負担を変更 (12歳の誕生日前日以降の最初の3月31日まで→15歳の誕生日前日以降の最初の3月31日まで、就学前まで自己負担なし→なし) 中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けているものは対象外) *所得制限なし *3歳以上は重度障害者医療との選択により1つの医療証を保持	なし		対象外	県内の医療機関等	令和元年 11月診療分
福岡県	直方市	子ども	81	入 院: 中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外: 小学校6年生まで(12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし	0歳から就学前まで自己負担なし 小学1年生以上中学校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	0歳から就学前まで自己負担なし 小学校1年生以上小学校3年生まで 800円/月 小学校4年生以上小学校6年生まで 1200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 4月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	直方市	重度障害者	80	・身体障害者(身障手帳1・2級) ・知的障害者IQ35以下(療育手帳A) ・精神障害者(保健福祉手帳1級) (ただし、生活保護を受けているものは対象外) *所得制限有り(特別障害者手当準拠(3歳～小学6年生:児童手当準拠)) *中学生以上の精神病棟への入院は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	令和2年 4月診療分
福岡県	直方市	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 (ただし、生活保護を受けているものは対象外) *18歳の誕生日以後最初の3月31日まで *所得制限有り(児童扶養手当準拠)	500円/日 (1医療機関あたり月7日 限度)	800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 4月診療分
福岡県	宗像市	子ども	81	入 院:中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外:小学校6年生まで(12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けているものは対象外) *所得制限なし	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日 まで)	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上小学校6年生まで 800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 4月診療分
福岡県	宗像市	重度障害者	80	・3歳以上 ・知的障害者(療育手帳A) ・身体障害者(身障手帳1・2級) ・精神障害者(保健福祉手帳1級) ・重複障害者(療育B1かつ身障手帳3級) (ただし、生活保護を受けているものは対象外) *所得制限有り *中学生以上の精神病棟への入院は対象外	500円/日 低所得者の場合 300円/日 (1医療機関あたり月20日 まで) (3歳以上小学生まで1医 療機関あたり月7日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 4月診療分
福岡県	宗像市	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 (ただし、生活保護を受けているものは対象外) *所得制限有り *児童は小学校就学後から18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで	500円/日 (1医療機関あたり月7日 限度)	800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 4月診療分
福岡県	福津市	子ども	81	入 院:中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外:小学校6年生まで(12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日 まで)	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上小学校6年生まで 600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 4月診療分
福岡県	福津市	重度障害者	80	・3歳以上 ・身体障害者(身障手帳1・2級) ・知的障害者IQ35以下(療育手帳A1、A2) ・重複障害IQ36以上IQ50以下(療育手帳A3かつ身障手帳3級) ・精神障害者(保健福祉手帳1級) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし *中学生以上の精神病棟への入院は対象外	500円/日 低所得者の場合 300円/日 (1医療機関あたり月20日 まで) (3歳以上小学生まで1医 療機関あたり月7日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 4月診療分
福岡県	福津市	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *児童は中学1年生から18歳の誕生日以後最初の3月31日まで *小学6年生までは子ども医療優先 *所得制限有り	500円/日 (1医療機関あたり月7日 限度)	800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 4月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	大刀洗町	子ども	81	入 院:中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外:小学校6年生まで(12歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし	0歳から就学前まで自己負担なし 小学校1年生以上中学校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	0歳から就学前まで自己負担なし 小学校1年生以上小学校6年生まで 1200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 4月診療分
福岡県	大刀洗町	重度障害者	80	・3歳以上 ・身体障害者(身障手帳1・2級) ・知的障害者(療育手帳A) ・重複障害者(身障手帳3級かつIQ50以下) ・障害基礎年金1級(知的障害・精神遅滞) ・特別児童扶養手当1級(知的障害・精神遅滞) ・精神障害者(保健福祉手帳1級) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限有り *中学生以上の精神病棟への入院は対象外	500円/日 低所得者の場合 300円/日 (1医療機関あたり月20日まで) (3歳以上小学生まで 1医療機関あたり月7日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 4月診療分
福岡県	大刀洗町	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *児童は小学校就学後から18歳の誕生日以後最初の3月31日まで *所得制限有り	500円/日 (1医療機関あたり月7日 限度)	800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 4月診療分
福岡県	飯塚市 (*)	子ども	81	*平成29年7月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (12歳→15歳) 入 院:18歳まで(18歳の誕生日前日以後の以後の最初の3月31日まで) 入院外:中学3年生まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) (生活保護を受けている者は対象外) *小学校1年生以上については、重度障がい者医療、ひとり親家庭等医療を優先	就学前まで自己負担なし 小学校1年生以上18歳に達する年度末まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	就学前まで自己負担なし 小学校1年以上中学生まで (15歳に達する以後の最初の3月31日まで) 1,200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 10月診療分
福岡県	宮若市	子ども	81	入 院:就学前まで(6歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) *小学1年生～中学3年生までは償還払い 入院外:中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし	就学前までの者自己負担なし	就学前までの者自己負担なし 小学1年生以上中学3年生まで 1,200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 1月診療分
福岡県	宮若市	重度障害者	80	小学校就学後の重度障がい者 ・身体障害者(身障手帳1・2級) ・精神障害者(保健福祉手帳1級) ・知的障害者(IQ35以下) ・重複障害者(身障手帳3級かつIQ50以下) *小学校就学前の者は子ども医療費の対象 *福祉施設入所中の人は対象外(医療費が措置される施設) *生活保護を受けているものは対象外 *保健福祉手帳1級該当者の精神病床への入院は小学1年生から中学3年生までは対象、中学卒業からは対象外	500円/日 低所得者の場合: 300円/日 (1医療機関あたり月20日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 1月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	宮若市	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 ・養育者家庭 ＊児童は小学校就学後から18歳の誕生日前日以後最初の3月31日まで ＊生活保護を受けているものは対象外 ＊福祉施設(医療費が措置される施設)の入所者は対象外 ＊所得制限有り	500円/日 (1医療機関あたり月7日限度)	800円/月 (1医療機関あたり) ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 1月診療分
福岡県	鞍手町	子ども	81	入 院: 中学3年生まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外: 中学3年生まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) ＊生活保護を受けているものは対象外 ＊福祉施設(医療費が措置される施設)に入所者は対象外 ＊所得制限なし	自己負担なし	自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
福岡県	鞍手町	重度障害者	80	3歳以上の者で ・身体障がい者(身障手帳1・2級) ・精神障がい者(保健福祉手帳1級) ・知的障がい者(療育手帳Aの認定) ・重複障がい者(身障手帳3級かつ療育手帳B) ＊生活保護を受けているものは対象外 ＊中国残留邦人等に関する法律により医療支援給付を受けているものは対象外 ＊福祉施設(医療費が措置される施設)に入所者は対象外 ＊所得制限有り	3歳から中学3年生まで自己負担なし 中学卒業後65歳未満 500円/日(月20日を限度) ＊低所得者の場合 300円/日 65歳以上 500円/日(月10日を限度) ＊低所得者の場合 300円/日	3歳から中学3年生まで自己負担なし 中学卒業後 500円/月 (1医療機関あたり) ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
福岡県	鞍手町	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 ・養育者家庭 ＊児童は小学校就学後から18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで ＊生活保護を受けているものは対象外 ＊福祉施設(医療費が措置される施設)に入所者は対象外 ＊所得制限有り	小学生から中学3年生まで自己負担なし 高校生以上500/日 (1医療機関あたり月7日限度)	小学生から中学3年生まで自己負担なし 高校生以上800/月 (1医療機関あたり) ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
福岡県	桂川町	子ども	81	入 院: 高校3年生まで(18歳到達以後最初の3月31日まで) 入院外: 中学3年生まで(15歳到達以後最初の3月31日まで) ＊生活保護を受けているものは対象外 ＊児童福祉施設(医療費が措置される施設)に入所者は対象外 ＊所得制限なし	0歳から就学前までの者自己負担なし 小学1年生以上高校3年生までの者 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	0歳から就学前までの者自己負担なし 小学1年生以上中学3年生までの者 600円/月 (1医療機関あたり) ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
福岡県	桂川町	重度障害者	80	6歳以上の者で ・身体障がい者(身障手帳1・2級) ・精神障がい者(保健福祉手帳1級) ・知的障がい者(療育手帳Aの認定) ・重複障がい者(身障手帳3級かつ療育手帳B1) ＊生活保護を受けているものは対象外 ＊中国残留邦人等に関する法律により医療支援給付を受けているものは対象外 ＊医療費が措置される施設は対象外 ※精神病床への入院は18歳到達以後最初の3月31日までの対象	自己負担なし	自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
福岡県	桂川町	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 ・養育者家庭 ＊児童は15歳到達以後最初の4月1日から18歳到達以後最初の年度末まで ＊生活保護を受けているものは対象外 ＊福祉施設(医療費が措置される施設)に入所者は対象外 ＊所得制限有り	500円/日 (1医療機関あたり月7日限度)	800円/月 (1医療機関あたり) ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	久山町	子ども	81	入 院: 中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外: 中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上就学前まで 800円/月 小学1年生以上小学6年生まで 1,200円/月 中学1年生以上中学3年生まで 1,600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上就学前まで 800円/月 小学1年生以上小学6年生まで 1,200円/月 中学1年生以上中学3年生まで 1,600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
福岡県	久山町	重度障がい者	80	3歳以上の者で ・身体障がい者(身障手帳1・2級) ・精神障がい者(精神手帳1級) ・知的障がい者(療育手帳Aの認定) ・重複障がい者(知能指数36以上50以下かつ身障手帳3級) *生活保護を受けているものは対象外 *所得制限なし	3歳から中学3年生まで 500円/日(月7日を限度) 中学卒業後から 500円/日(月10日を限度) ※低所得者の場合 300円/日	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
福岡県	久山町	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 *児童は小学校就学後から18歳の誕生日以後最初の3月31日まで *生活保護を受けているものは対象外 *所得制限有り	500円/日 (1医療機関あたり月7日限度)	800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
福岡県	志免町	子ども	81	入 院: 中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外: 中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし	0歳から3歳に達する月の末日まで 自己負担なし 3歳以上就学前まで 800円/月 小学1年生以上小学6年生まで 1,200円/月 中学1年生以上中学3年生まで 1,600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	0歳から3歳に達する月の末日まで 自己負担なし 3歳以上就学前まで 800円/月 小学1年生以上小学6年生まで 1,200円/月 中学1年生以上中学3年生まで 1,600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
福岡県	志免町	重度障害者	80	3歳以上の者で ・身体障害者(身障手帳1・2級) ・精神障害者(保健福祉手帳1級) ・知的障害者(療育手帳Aの認定) ・重複障害者(身障手帳3級かつ療育手帳B1) *生活保護を受けているものは対象外 *中国残留邦人等に関する法律により医療支援給付を受けているものは対象外 *医療費が措置される施設は対象外	3歳から中学3年生まで 500円/日(月7日を限度) 中学卒業後から 500円/日(月10日を限度) ※低所得者の場合 300円/日	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
福岡県	志免町	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 ・養育者家庭 *児童は小学校就学後から18歳の誕生日前日まで *生活保護を受けているものは対象外 *福祉施設(医療費が措置される施設)に入所者は対象外 *所得制限有り	500円/日 (1医療機関あたり月7日限度)	800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	朝倉市 (*)	子ども	81	*平成28年10月診療分から受託内容を変更している子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上中学校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上小学校6年生まで 1200円/月 中学校1年生から中学校3年生まで 1,600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
福岡県	朝倉市 (*)	重度障がい者	80	*平成28年10月診療分から受託内容を変更している重度障害者医療について、対象者及び入院自己負担を変更 (*中学生以上の精神病床への入院医療費は対象外→高校生以上の精神病床への入院費は対象外) (入院自己負担(小学校1年生以上小学校6年生まで1医療機関あたり月7日まで)→(小学校1年生以上中学校3年生まで1医療機関あたり月7日まで)、 (中学校1年生以上は1医療機関あたり月20日まで)→(高校生以上は1医療機関あたり月20日まで))	500円/日 低所得の場合 300円/日 (小学校1年生以上中学校3年生まで1医療機関あたり月7日まで) (高校生以上は1医療機関あたり月20日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
福岡県				・身体障害者手帳の1級、2級 ・障害基礎年金1級(知的障害・精神遅滞) ・特別児童扶養手当1級(知的障害・精神遅滞) ・療育手帳A判定 ・重複障害(身障3級かつ療育手帳B判定) ・精神障害者保健福祉手帳1級 (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *高校生以上の精神病床への入院は対象外 *未就学児は子ども医療を優先					
福岡県	うきは市 (*)	子ども	81	*平成28年10月診療分から受託している子ども医療について対象年齢の拡大、中学生入院外負担金を追加 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) (中学校1年生から3年生1,600円/月を追加) 中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上中学校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	0歳から3歳に達する月の末日まで 自己負担なし 3歳以上就学前まで 600円/月 小学校1年生以上6年生まで 1,200円/月 中学校1年生から3年生 1,600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
福岡県	うきは市 (*)	重度障がい者	80	*平成28年10月診療分から受託している重度障害者医療について、制度名を変更し、対象年齢拡大及び入院の自己負担を変更 (中学生以上の精神病床への入院は対象外→高校生以上の精神病床への入院は対象外) ・身体障害者手帳1級又は2級 ・療育手帳A ・身体障害者手帳3級かつ療育手帳B ・精神障害者保健福祉手帳1級 (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *高校生以上の精神病床への入院は対象外 *3歳未満は乳幼児医療を優先	500円/日 低所得の場合 300円/日 (小学校1年生以上中学校3年生まで1医療機関あたり月7日まで) (高校生以上は1医療機関あたり月20日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
福岡県	みやこ町 (*)	子ども	81	*平成31年2月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を変更 (小学校6年生まで→中学校3年生まで) 中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし *3歳以上は重度障害者医療とどちらか1つを選択	【子ども】 0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	【子ども】 0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学校3年生まで 600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
福岡県	みやこ町 (*)	青少年	81	*平成31年2月診療分から受託している子ども医療・青少年医療について対象年齢を変更 (中学1年生から→高校1年生から) 【青少年医療証】 高校1年生から高校3年生まで(18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし *重度障害者医療・ひとり親家庭等医療対象者は非該当	【青少年】 高校1年生以上高校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	【青少年】 高校1年生以上高校3年生まで 600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	みやま市 (*)	重度障がい者	80	*平成28年10月診療分から受託した重度障がい者医療について、対象者を拡大し、自己負担を変更 (中学生以上の精神病床への入院は対象外→高校生以上の精神病床への入院は対象外) 3歳以上の者のうち次のいずれかに該当する者 ・身体障害者(身障障害者手帳1・2級) ・知的障害者(IQ35以下) ・重複障害者(身障障害者手帳3級かつIQ50以下) ・精神障害者(保健福祉手帳1級) *高校生以上の精神病床への入院は対象外 (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	500円/日 低所得者の場合 300円/日 (3歳以上中学校3年生までは1医療機関あたり月7日まで) (高校生以上は1医療機関あたり月20日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし 65歳以上の者 自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
福岡県	久留米市 (*)	子ども	81	*平成28年10月診療分から受託している乳幼児等医療について、入院外の自己負担を変更 (入 院:小学校就学前まで→中学校3年生まで) (入院外:小学校3年生まで→中学校3年生まで、3500円/月→1600円/月) 中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *3歳以上は重度障害者医療を優先、また就学後はひとり親家庭等医療優先	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上就学前まで 600円/月 小学校1年生以上小学校6年生まで 1,000円/月 中学校1年生以上中学校3年生まで 1,600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
福岡県	宗像市 (*)	子ども	81	*令和2年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大、中学生入院外負担金額を追加 (入院外:小学校6年生まで→中学校3年生まで) 入 院:中学校3年生まで(15歳の誕生日以後の最初の3月31日まで) 入院外:中学校3年生まで(15歳の誕生日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上小学校6年生まで 800円/月 中学生 1,600円/月 (いずれも1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
福岡県	宗像市 (*)	重度障害者	80	*令和2年4月診療分から受託している重度障害者医療について、対象者及びを拡大し、自己負担を変更 (中学生以上の精神病床への入院は対象外→高校生以上の精神病床への入院は対象外) ・3歳以上 ・知的障害者(療育手帳A) ・身体障害者(身障手帳1・2級) ・精神障害者(精神手帳1級) ・重複障害者(療育B1かつ身障手帳3級) (ただし、生活保護を受けているものは対象外) *所得制限あり *高校生以上の精神病床への入院は対象外	500円/日 低所得者の場合 300円/日 (高校生以上は1医療機関あたり月20日まで) (3歳以上中学3年生までは1医療機関あたり月7日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
福岡県	春日市 (*)	子ども	81	*平成30年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大、中学生自己負担を追加 (12歳→15歳) 入 院:中学校3年生まで(15歳の誕生日以後の最初の3月31日まで) 入院外:中学校3年生まで(15歳の誕生日以後の最初の3月31日まで) *3歳以上所得制限あり(児童手当準拠)。 *3歳以上から小学校6年生までは重度障害者医療との選択可。中学生は重度障害者医療が優先。	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上小学校就学前 800円/月 小学生 1,200円/月 中学生 1,600円/月 (いずれも1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	春日市 (*)	重度障害者	80	*平成30年10月診療分から受託している重度障害者医療について、対象者及び自己負担を変更 (保険福祉手帳1級→精神手帳1級) (中学生以上の精神病床への入院は対象外→高校生以上の精神病床への入院は対象外) ・身体障害者(身障手帳1・2級) ・知的障害者(IQ35以下) ・重複障害者(身障手帳3級かつIQ50以下) ・精神障害者(精神手帳1級) (ただし、生活保護を受けているものは対象外) *所得制限あり(小学校6年生までは児童手当、中学生以上は特別障害者手当準拠) *高校生以上の精神病床への入院は対象外	500円/日 低所得者の場合 300円/日 (3歳以上中学生までは1医療機関あたり月7日まで) (高校生以上は1医療機関あたり月20日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
福岡県	小郡市 (*)	子ども	81	*平成28年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大し、入院外中学生自己負担額を追加 (12歳→15歳) (小学校6年生まで→中学校3年生まで、入院外負担金:中学校1年生から中学校3年生まで1,600円/月を追加) 中学校3年生(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	就学前まで自己負担なし 小学校1年生以上中学校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり7日まで)	0歳から3歳に達する月の末日までの者自己負担なし 3歳以上就学前まで800円/月 小学校1年生以上小学校6年生まで1,200円/月 中学校1年生から中学校3年生まで1,600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
福岡県	小郡市 (*)	重度障害者	80	*平成28年10月診療分から助成内容を変更した重度障害者医療について、対象者を拡大し、及び自己負担を変更 (中学生以上の精神病床への入院は対象外→高校生以上の精神病床への入院は対象外) (未就学児は乳幼児医療を優先→3歳未満は乳幼児医療を優先に拡大) ・身体障害者手帳1級又は2級 ・療育手帳A ・身体障害者手帳3級かつ療育手帳B ・精神障害者保健福祉手帳1級 (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *高校生以上の精神病床への入院は対象外 *3歳未満は乳幼児医療を優先	500円/日 低所得者の場合 300円/日 (3歳以上中学校3年生まで1医療機関あたり月7日まで) (高校生以上は1医療機関あたり月20日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
福岡県	新宮町 (*)	子ども	81	*令和元年10月診療分から受託した子ども医療について、対象年齢を拡大、中学生入院外負担金を追加 (入院外:小学校6年生まで→中学校3年生まで、中学校1年生以上中学校3年生まで1600円/月を追加) 入院:中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外:中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けているものは対象外) *所得制限なし *重度障害者医療・ひとり親家庭等医療の受給者は、子ども医療との併用不可	0歳から就学前まで自己負担なし 小学校1年生以上中学校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	0歳から就学前まで自己負担なし 小学校1年生以上小学校6年生まで1200円/月 中学校1年生以上中学校3年生まで1600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
福岡県	太宰府市 (*)	子ども	81	*平成30年10月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大、中学生入院外負担金を追加 (入院外:小学校6年生まで→中学校3年生まで、中学校1年生以上中学校3年生まで1600円/月を追加) 入院:中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外:中学校3年生(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし *3歳以上は重度障害者医療を優先	0歳から3歳に達する月の末日までの者自己負担なし 3歳以上中学校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	0歳から3歳に達する月の末日までの者自己負担なし 3歳から小学校就学前まで600円/月 (1医療機関あたり) 小学生1,200円/月 (1医療機関あたり) 中学校1年生から中学校3年生まで1,600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	大川市 (*)	子ども	81	*平成28年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大、入院外負担金を変更 (入院外：小学6年生まで→中学3年生まで) (小学生1,200円/月→小学校1年生以上中学校3年生まで1,200円/月) 入 院：中学校3年生まで(15歳の誕生日以後の最初の3月31日まで) 入院外：中学校3年生まで(15歳の誕生日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上小学校就学前600円/月 小学校1年生以上中学校3年生まで 1,200円/月 (いずれも1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
福岡県	大川市 (*)	重度障害者	80	*平成28年10月診療分から助成内容を変更した重度障害者医療について、対象者及びを拡大し、自己負担を変更 (中学生以上の精神病床への入院は対象外→高校生以上の精神病床への入院は対象外) ・身体障害者(身障手帳1・2級) ・療育手帳A ・重複障害者(身障手帳3級かつ療育手帳B) ・精神障害(精神手帳1級) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *高校生以上の精神病床への入院は対象外 *3歳未満は乳幼児医療を優先	500円/日 低所得者の場合 300円/日 (3歳以上中学生までは1医療機関あたり月7日まで) (高校生以上は1医療機関あたり月20日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) 65歳以上 自己負担なし *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
福岡県	大刀洗町 (*)	子ども	81	*令和2年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大し、外来自己負担を変更 (入院外：小学6年生まで→中学3年生まで) (小学校1年生以上中学校6年生まで1200円/月→小学校1年生以上中学校3年生まで1000円/月) 入 院：中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外：中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし	0歳から小学校就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上中学校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	0歳から小学校就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上中学校3年生まで 1000円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
福岡県	大刀洗町 (*)	重度障害者	80	*令和2年4月診療分から受託している重度障害者医療について、対象者を拡大し、入院の自己負担を変更 (中学生以上の精神病床への入院は対象外→精神病床への入院は中学生までのみ対象) ・3歳以上 ・身体障害者(身障手帳1・2級) ・知的障害者(療育手帳A) ・重複障害者(身障手帳3級かつIQ50以下) ・障害基礎年金1級(知的障害・精神遅滞) ・特別児童扶養手当1級(知的障害・精神遅滞) ・精神障害者(保健福祉手帳1級) *所得制限有り *生活保護を受けているものは対象外 *精神病床への入院は中学生までのみ対象	500円/日 低所得者の場合 300円/日 (1医療機関あたり月20日まで) (3歳以上中学生まで1医療機関あたり月7日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
福岡県	筑後市 (*)	子ども	81	*平成28年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大し、自己負担を変更 (小学6年生まで→中学3年生まで) 中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上中学3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり7日まで)	就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上中学3年生まで 1200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
福岡県	筑後市 (*)	重度障害者	80	*平成28年10月診療分から助成内容を変更した重度障害者医療について、対象者を拡大し自己負担を変更 (中学生以上の精神病床への入院は対象外→高校生以上の精神病床への入院は対象外) ・身体障害者(身体障害者手帳1級又は2級) ・知的障害者(療育手帳A) ・重複障害者(身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1) ・精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1級) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *高校生以上の精神病床への入院は対象外 *未就学児は乳幼児医療を優先	500円/日 低所得の場合 300円/日 (小学校1年生以上中学校3年生まで1医療機関あたり月7日まで) (高校1年生以上は1医療機関あたり月20日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	筑紫野市（＊）	子ども	81	*平成30年10月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大、入院外中学生自己負担を追加 （入院外：小学6年生まで→中学3年生まで、中学校1年生から中学校3年生まで1,600円/月を追加） 入院：中学校3年生まで（15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで） 入院外：中学校3年生まで（15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで） *所得制限なし *3歳以上は重度障害者医療を優先 *小学校1年生以上はひとり親家庭等医療を優先	0歳から3歳に達する月の末日までの者自己負担なし 3歳以上中学校3年生まで500円/日 （1医療機関あたり月7日まで）	0歳から3歳に達する月の末日までの者自己負担なし 3歳以上小学校就学前まで600円/月 小学校1年生から小学校6年生まで1,200円/月 中学校1年生から中学校3年生まで1,600円/月 （1医療機関あたり） *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
福岡県	筑紫野市（＊）	重度障がい者	80	*平成30年10月診療分から受託している重度障がい者について、入院の自己負担を変更 ・3歳以上 ・身体障害者（身障手帳1・2級） ・知的障害者（IQ35以下） ・重複障害者（身障手帳3級かつIQ50以下） ・精神障害者（保健福祉手帳1級） （ただし、生活保護を受けている者は対象外） *所得制限あり *精神病棟への入院は対象外	500円/日 低所得の場合300円/日 （3歳以上中学校3年生までは1医療機関あたり月7日まで） （高校生相当以上（15歳到達後最初の4月1日から）は1医療機関あたり月20日まで）	500円/月 （1医療機関あたり） *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
福岡県	筑前町（＊）	子ども	81	*平成28年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大、入院外中学生自己負担を追加 （入院外：小学校6年生まで→中学校3年生まで、中学校1年生から中学校3年生まで1600円/月を追加） 入院：中学校3年生まで（15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで） 入院外：中学校3年生まで（15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで） （ただし、生活保護を受けている者は対象外）	就学前まで自己負担なし 小学校1年生以上中学校3年生まで500円/日 （1医療機関あたり月7日まで）	就学前まで自己負担なし 小学校1年生以上小学校6年生まで1200円/月 中学校1年生から中学校3年生まで1600円/月 （1医療機関あたり） *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
福岡県	筑前町（＊）	重度障害者	80	*平成28年10月診療分から受託している重度障害者医療について、対象者を拡大し、入院の自己負担を変更 （中学生以上の精神病床への入院は対象外→高校生以上の精神病床への入院は対象外） ・身体障害者手帳の1級及び2級 ・療育手帳のA判定 ・療育手帳のB判定かつ身体障害者手帳3級 ・精神障害者保健福祉手帳1級 （ただし、生活保護を受けている者は対象外） *高校生以上の精神病床への入院は対象外 *3歳未満は乳幼児医療を優先	500円/日 低所得者の場合300円/日 （3歳以上中学校3年生まで1医療機関あたり月7日まで） （高校生以上は1医療機関あたり月20日まで）	500円/月 （1医療機関あたり） *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
福岡県	上毛町（＊）	重度障害者	80	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、入院の自己負担額を変更 （入院 小学6年生までは1医療機関あたり月7日まで→中学3年生までは1医療機関あたり月7日まで） ・身体障害者手帳1、2級 ・療育手帳A判定 ・重複障がい（身体障害者手帳3級で療育手帳B判定） ・精神障害者保健福祉手帳で1級 （ただし、生活保護を受けている者は対象外）	500円/日 低所得者の場合300円/日 （中学3年生までは1医療機関あたり月7日限度） （高校生以上は1医療機関あたり月20日限度）	500円/月 （1医療機関あたり） *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等及び大分県中津市の医療機関等	令和3年4月診療分
福岡県	中間市（＊）	子ども	81	*令和元年10月診療分から受託した子ども医療について、対象年齢を拡大、入院自己負担を撤廃、外来中学生自己負担を追加 （入院外：小学校6年生まで→中学3年生まで） （入院：0歳から3歳に達する月の末日までの者自己負担なし3歳以上中学校3年生まで500円/日→0歳から中学校3年生まで自己負担なし、入院外：中学校1年生から中学校3年生まで1,600円/月を追加） ・中学校3年生まで（15歳の誕生日以後の最初の3月31日まで） （ただし、生活保護を受けている者は対象外） *所得制限なし *3歳以上は重度障がい者医療との選択により1つの医療証を保持	0歳から中学校3年生まで自己負担なし	0歳から3歳に達する月の末日までの者自己負担なし 3歳以上小学校6年生まで600円/月 中学校1年生から中学校3年生まで1,600円/月 （1医療機関あたり） *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	北九州市 (*)	子ども	81	*平成31年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大、入院外中学生自己負担を追加 (入院外:小学校6年生まで→中学校3年生まで、中学校1年生以上中学校3年生まで1600円/月を追加) 入院:中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外:中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし *生活保護を受けているものは対象外 *3歳以上は重度障害者医療を優先	なし	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上小学校就学前まで 600円/月 小学校1年生から小学校6年生まで 1,200円/月 中学校1年生から中学校3年生まで 1,600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
福岡県	北九州市 (*)	重度障害者	80	*平成30年4月診療分から受託している重度障害者医療について対象者を変更 (中学生以上の精神病床への入院は対象外→高校生以上の精神病床への入院は対象外) ・3歳以上 ・身体障害者(身障手帳1・2級) ・療育手帳A ・精神障害者(保健福祉手帳1級) *所得制限有り *生活保護を受けているものは対象外 *高校生以上の精神病床への入院は対象外	なし	なし (訪問看護ステーションについては1割負担。※未就学児は子ども医療優先) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
福岡県	柳川市 (*)	子ども	81	*平成28年10月診療分から受託しているこども医療について、対象年齢を拡大 (入院外:小学校6年生まで→中学校3年生まで) ・入院:中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) ・入院外:中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) *中学生の入院については、償還払い (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	0歳から3歳までに達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	0歳から3歳までに達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上就学前まで 600円/月 小学校1年生以上中学校3年生まで 1,200円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
福岡県	柳川市 (*)	重度障がい者	80	*平成28年10月診療分から受託している重度障害者医療について対象者を拡大し、入院の自己負担を変更 (中学生以上の精神病床への入院は対象外→高校生以上の精神病床への入院は対象外) 3歳以上の者のうち次のいずれかに該当する者 ・身体障害者(身体障害者手帳1・2級) ・知的障害者(IQ35以下) ・重複障害者(身体障害者手帳3級かつIQ50以下) ・精神障害者(保健福祉手帳1級) *高校生以上の精神病床への入院は対象外 (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	500円/日 低所得の場合 300円/日 (3歳以上中学校3年生までは1医療機関あたり月7日まで) (高校生以上は1医療機関あたり月20日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし 65歳以上の者 自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
福岡県	福岡市 (*)	子ども	81	*平成28年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外対象年齢を拡大し、入院外の自己負担額を変更 (入院外:小学校6年生まで→中学校3年生まで) (入院外自己負担:3歳以上就学前まで600円/月 小学校1年生以上小学校6年生まで1200円/月→3歳以上中学生まで 500円/月) 入院:中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外:中学生3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし *3歳以上は重度障害者医療を優先	なし	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学生まで 500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 7月診療分
福岡県	福岡市 (*)	ひとり親家庭等	90	*平成28年1月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、入院外の自己負担額を変更 (800円/月→小学生以上中学生まで500円/月 高校生以上800円/月) ・母子家庭の母及び児童 ・父子家庭の父及び児童 ・父母のいない児童 児童は小学校就学後から18歳の誕生日前日以後最初の3月31日まで (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限あり	入院500円/日 (1医療機関あたり月7日まで) *中学生までは自己負担なし	小学生以上中学生まで 500円/月 高校生以上 800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	苅田町 (*)	子ども	81	*平成30年7月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大し、自己負担を変更 (入院：中学校3年生まで→高校3年生までへ拡大) (入院外：中学校3年生まで→高校3年生までへ拡大) ・高校3年生まで(18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者、重度障害者医療の受給者は対象外) ※所得制限なし	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上高校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上高校3年生まで 600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 8月診療分
福岡県	北九州市 (*)	子ども	81	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大、18歳まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)に自己負担を変更 (入院：中学校3年生まで→18歳まで、入院外：中学校3年生まで→18歳まで、中学校1年生以上18歳まで1600円/月を追加) 入院：18歳まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外：18歳まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし *生活保護を受けているものは対象外 *3歳以上は重度障害者医療を優先 *高等学校等に在籍していなくても助成対象	なし	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上小学校就学前まで 600円/月 小学校1年生から小学校6年生まで 1,200円/月 中学校1年生から18歳まで 1,600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 1月診療分
福岡県	北九州市 (*)	重度障害者	80	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した重度障害者医療について対象者を変更 (高校生以上の精神病床への入院は対象外→精神病床への入院は18歳まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)対象) ・3歳以上 ・身体障害者(身障手帳1・2級) ・療育手帳A ・精神障害者(保健福祉手帳1級) *所得制限有り *生活保護を受けているものは対象外 *精神障害者保健福祉手帳1級の人の精神病床への入院医療費が18歳まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)対象	なし	なし (訪問看護ステーションについては1割負担。※未就学児は子ども医療優先) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 1月診療分
福岡県	北九州市 (*)	ひとり親家庭等	90	*平成30年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、18歳まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の子どもにの入院自己負担を変更 (※18歳まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の子どもは自己負担なしへ変更) ・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 *児童は小学校就学後から18歳の誕生日以後最初の3月31日まで *生活保護を受けているものは対象外 *就学前は子ども医療優先 *所得制限有り	入院500円/日 (1医療機関あたり月7日まで) *18歳まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の子どもは自己負担なし	800円/月 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 1月診療分
福岡県	古賀市	子ども	81	入院：高校3年生まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外：中学3年生まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) ※所得制限なし	0歳から3歳に達する月の末日までのもの 自己負担なし 3歳以上高校3年生まで 500円/日(1医療機関あたり月7日まで)	0歳から3歳に達する月の末日までのもの 自己負担なし 3歳以上就学前まで 800円/月 小学1年生以上小学6年生まで 1,200円/月 中学1年生以上中学3年生まで 1,600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 4月診療分
福岡県	古賀市	重度障がい者	80	・3歳以上 ・身体障がい者(身障手帳1・2級) ・精神障がい者(保健福祉手帳1級) ・知的障がい者(療育手帳Aの認定) ・重複障がい者(身障手帳3級かつ療育手帳B1) *生活保護を受けているものは対象外 *中国残留邦人等に関する法律により医療支援給付を受けているものは対象外 *医療費が措置される施設は対象外	3歳から高校3年生まで 500円/日(月7日を限度) 高校卒業後から 500円/日(月20日を限度) ※低所得者の場合 300円/日	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 4月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	古賀市	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 ・養育者家庭 ＊児童は小学校就学後から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで ＊生活保護を受けているものは対象外 ＊福祉施設(医療費が措置される施設)に入所者は対象外 ＊所得制限有り	500円/日 (1医療機関あたり月7日限度)	800円/月 (1医療機関あたり) ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年4月診療分
福岡県	須恵町	子ども医療費支給制度	81	入院: 中学3年生まで(15歳の誕生日前日以降の最初の3月31日まで) 入院外: 中学3年生まで(15歳の誕生日前日以降の最初の3月31日まで) ＊生活保護を受けている者は対象外	・0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし ・3歳以上中学3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日を限度)	・0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし ・3歳以上就学前 800円/月 ・小学1年生以上小学6年生まで 1,200円/月 ・中学生 1,600円/月 (1医療機関あたり) ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
福岡県	須恵町	重度障がい者医療費支給制度	80	・3歳以上 ・身体障害者(身障手帳1級、2級) ・精神障害者(精神手帳1級) ・知的障害者(療育手帳A) ・重複障害者(身障手帳3級かつ療育手帳B) ＊生活保護を受けている者は対象外 ＊中国残留邦人等に関する法律により医療支援給付を受けている者は対象外 ＊医療費が措置される施設は対象外	・3歳から中学3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日を限度) ・中学卒業後から 500円/日 (1医療機関あたり月10日を限度) ＊低所得者の場合 300円/日	500円/月 (1医療機関あたり) ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
福岡県	須恵町	ひとり親家庭等医療費支給制度	90	・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 子: 小学校就学後～18歳の年度末まで 親: 子が18歳の年度末になるまで ・父母のいない児童 ・配偶者が障害により労働能力を喪失している家庭(児童扶養手当法に該当する場合のみ) ＊生活保護を受けている者は対象外 ＊中国残留邦人等に関する法律により医療支援給付を受けている者は対象外 ＊福祉施設(医療費が措置される施設)に入所者は対象外	500円/日 (1医療機関あたり月7日を限度)	800円/月 (1医療機関あたり) ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
福岡県	北九州市(*)	重度障害者医療費支給制度	80	＊令和4年1月診療分から助成内容を変更した重度障害者医療について、入院外自己負担額を変更(訪問看護ステーションについては1割負担。＊未就学児は子ども医療優先→なし) ・3歳以上 ・身体障害者(身障手帳1・2級) ・療育手帳A ・精神障害者(保健福祉手帳1級) ・所得制限あり ＊生活保護を受けているものは対象外 ＊精神障害者保健福祉手帳1級の人の精神病床への入院医療費が18歳まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)対象	なし	なし ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等	令和4年10月診療分
福岡県	川崎町	子ども	81	入院: 中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外: 中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) ＊所得制限なし	0歳から中学卒業年度の3月31日まで自己負担なし	0歳から中学卒業年度の3月31日まで自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年11月診療分
福岡県	川崎町	重度障がい者	80	・小学生以上 ・身体障害者(身障手帳1級・2級) ・精神障害者(保健福祉手帳1級) ・知的障害者(療育手帳Aの認定) ・重複障害者(身障手帳3級かつ療育手帳B1) ＊生活保護を受けている者は対象外 ＊中国残留邦人等に関する法律により医療支援給付を受けているものは対象外 ＊医療費が措置される施設は対象外	小学生から中学卒業年度の3月31日まで自己負担なし 中学卒業後から 500円/日(月20日を限度) ＊低所得者の場合 300円/日(月20日を限度)	小学生から中学卒業年度の3月31日まで自己負担なし 中学卒業後から 500円/月(1医療機関あたり) ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年11月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	川崎町	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 ・養育者家庭 ＊児童は小学校就学後から18歳の誕生日前日まで ＊生活保護を受けている者は対象外 ＊福祉施設(医療費が措置される施設)に入所者は対象外 ＊所得制限あり	小学生から中学卒業年度の3月31日まで自己負担なし 中学卒業後から500円/日(1医療機関あたり月7日を限度)	小学生から中学卒業年度の3月31日まで自己負担なし 中学卒業後から800円/月(1医療機関あたり) ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年11月診療分
福岡県	うきは市(＊)	子ども	81	＊令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担なしの対象年齢の拡大(0歳から3歳に達する月の末日まで→小学校就学前までに拡大。) 中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	就学前まで自己負担なし 小学校1年生以上中学校3年生まで500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	小学校就学前まで自己負担なし 小学校1年生以上6年生まで1,200円/月 中学校1年生から3年生1,600円/月(1医療機関あたり) ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年1月診療分
福岡県	嘉麻市(＊)	重度障がい者	80	＊平成28年1月診療分から受託している重度障がい者医療について、対象外としていた精神病床への入院について、6歳に達する日以降の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの精神障がい者を対象とする ・身体障害者手帳1級又は2級 ・療育手帳判定(A) ・精神障害者保健福祉手帳1級(精神病床への入院は対象外。ただし、6歳に達する日以降の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの精神障がい者を除く) ・療育手帳判定(B)かつ身体障害者手帳3級	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年1月診療分
福岡県	嘉麻市(＊)	子ども	81	＊平成28年1月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大(中学校3年生まで(15歳の誕生日以後の最初の3月31日まで)→18歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大) 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで ＊就学後は重度障害者医療、ひとり親家庭等医療を優先	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年1月診療分
福岡県	嘉麻市(＊)	ひとり親	90	＊平成28年1月診療分から受託しているひとり親医療について、自己負担なしの対象年齢を拡大(中学校3年生まで(15歳の誕生日以後の最初の3月31日までにある者)→18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子に拡大) ・母子家庭の母及び児童 ・父子家庭の父及び児童 ・父母のいない児童 児童は18歳の誕生日前日以後最初の3月31日まで (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子は自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年1月診療分
福岡県					500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	800円/月 (1医療機関あたり) ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年1月診療分
福岡県	小竹町	重度障害者	80	・6歳以上(小学校就学前までは子ども医療を適用) ・身体障害者(身障手帳1・2級) ・精神障害者(保健福祉手帳1級) ・知的障害者(療育手帳Aの認定) ・重複障害者(身障手帳3級かつ療育手帳B1) ※生活保護を受けているものは対象外 ※中国残留邦人等に関する法律により医療支援給付を受けているものは対象外 ※医療費が措置される施設は対象外 ※所得制限あり	小学1年生から中学3年生まで500円/日(月7日を限度) 中学卒業後から500円/日(月20日を限度) ※低所得者の場合300円/日	500円/月 (1医療機関あたり) ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
福岡県	小竹町	子ども	81	入院:高校3年生まで(18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外:高校3年生まで(18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで)(ただし、生活保護を受けている者は対象外) ※所得制限なし	0歳から小学校就学前まで自己負担なし 小学1年生以上高校3年生まで500円/日(1医療機関あたり月7日まで)	0歳から小学校就学前まで自己負担なし 小学1年生以上小学6年生まで1,200円/月(1医療機関あたり) 中学1年生以上高校3年生まで1,600円/月(1医療機関あたり) ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
福岡県	小竹町	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 ・養育者家庭 ※児童は小学校就学後から18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで ※生活保護を受けているものは対象外 ※福祉施設(医療費が措置される施設)に入所者は対象外 ※所得制限あり	500円/日 (1医療機関あたり月7日限度)	800円/月 (1医療機関あたり) ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	行橋市 (*)	子ども	81	*平成29年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) ・18歳に達する日の前日以後の最初の3月31日まで (ただし、生活保護を受けている者、重度障害者医療の受給者は対象外)	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上18歳まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日 まで)	0歳から3歳に達する月の 末日までの者 自己負担なし 3歳以上18歳まで 600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
福岡県	糸田町	子ども	81	入 院: 中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外: 中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) ※所得制限なし	なし		対象外	県内の 保険医療機関等	令和5年 5月診療分
福岡県	糸田町	重度障害者	80	・身体障害者(身障手帳1・2級) ・精神障害者(保健福祉手帳1級) ・知的障害者(療育手帳Aの認定) ・重複障害者(身障手帳3級かつ療育手帳B1) ※生活保護を受けているものは対象外 ※中国残留邦人等に関する法律により医療支援給付を受けているものは対象外 ※医療費が措置される施設は対象外	500円/日(月20日を限度) ※低所得者の場合 300円/日(月20日を限度) ※中学3年生までの子どもは自己負担なし	500円/月 (1医療機関あたり) ※薬局での自己負担なし ※中学3年生までの子どもは自己負担なし	対象外	県内の 保険医療機関等	令和5年 5月診療分
福岡県	糸田町	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 ・養育者家庭 ※児童は小学校就学後から18歳に達する日以後の年度末まで ※生活保護を受けているものは対象外 ※福祉施設(医療費が措置される施設)に入所者は対象外 ※所得制限有り	500円/日 (1医療機関あたり月7日 限度) ※中学校3年生までの子どもは自己負担なし	800円/月 (1医療機関あたり) ※薬局での自己負担なし ※中学校3年生までの子どもは自己負担なし	対象外	県内の 保険医療機関等	令和5年 5月診療分
福岡県	大任町	子ども	81	入 院: 中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外: 中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) ※生活保護を受けている者は対象外 ※所得制限なし	なし		対象外	県内の 保険医療機関等	令和5年 5月診療分
福岡県	大任町	重度障害者	80	・3歳以上 ・身体障害者(身障手帳1・2級) ・精神障害者(保健福祉手帳1級) ・知的障害者(療育手帳A) ・重複障害者(身障手帳3級かつ療育手帳B1) ※生活保護を受けているものは対象外 ※中国残留邦人等に関する法律により医療支援給付を受けているものは対象外 ※福祉施設(医療費が措置される施設)に入所者は対象外 ※所得制限有り	・3歳から中学3年生まで自己負担なし ・中学卒業後から500円/日(月20日を限度) ※低所得者の場合300円/日(月20日を限度)	・3歳から中学3年生まで自己負担なし ・中学卒業後から500円/月 (1医療機関あたり) ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 保険医療機関等	令和5年 5月診療分
福岡県	大任町	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 ・養育者家庭 子: 小学校就学後～18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで 親: 子が18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで ※生活保護を受けているものは対象外 ※福祉施設(医療費が措置される施設)に入所者は対象外 ※所得制限有り	・小学生から中学3年生まで自己負担なし ・中学卒業後から500円/日(月7日を限度)	・小学生から中学3年生まで自己負担なし ・中学卒業後から800円/月 (1医療機関あたり) ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 保険医療機関等	令和5年 5月診療分
福岡県	福智町	子ども	81	対象者: 中学3年生まで(15歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) ※所得制限なし	なし		対象外	県内の 保険医療機関等	令和5年 5月診療分
福岡県	福智町	重度障害者	80	・3歳以上 ・身体障害者(身障手帳1・2級) ・精神障害者(保健福祉手帳1級) ・知的障害者(療育手帳Aの認定 IQ35以下) ・重複障害者(身障手帳3級かつIQ50以下) ※生活保護を受けているものは対象外 ※中国残留邦人等に関する法律により医療支援給付を受けているものは対象外 ※医療費が措置される施設は対象外	・3歳から中学3年生まで自己負担なし ・中学卒業後から500円/日(月20日を限度) ※低所得者の場合300円/日(月20日を限度)	自己負担なし	対象外	県内の 保険医療機関等	令和5年 5月診療分
福岡県	福智町	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 ・養育者家庭 ※児童は小学校就学後から18歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで ※生活保護を受けているものは対象外 ※福祉施設(医療費が措置される施設)に入所者は対象外 ※所得制限有り	・小学生から中学生まで自己負担なし ・中学卒業後から500円/日(1医療機関月7日限度)	・小学生から中学生まで自己負担なし ・中学卒業後から800円/月(1医療機関あたり) ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 保険医療機関等	令和5年 5月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	赤村	子ども	81	18歳まで(18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) ※ただし、生活保護を受けている者は対象外 ※所得制限なし	自己負担なし		対象外	県内の 保険医療機関等	令和5年 6月診療分
福岡県	赤村	重度障害者	80	・3歳以上 ・身体障害者(身障手帳1・2級) ・精神障害者(保健福祉手帳1級) ・知的障害者(療育手帳Aの認定) ・重複障害者(身障手帳3級かつ療育手帳B1) ※生活保護を受けているものは対象外 ※中国残留邦人等に関する法律により医療支援給付を受けているものは対象外 ※医療費が措置される施設は対象外 ※所得制限有り	3歳から18歳まで 自己負担なし 18歳から 500円/日(月20日を限度) ※低所得者の場合 300円/日	3歳から18歳まで 自己負担なし 18歳から 500円/月 (1医療機関あたり) ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 保険医療機関等	令和5年 6月診療分
福岡県	赤村	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 ・養育者家庭 ※児童は小学校就学後から18歳まで(18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) ※生活保護を受けているものは対象外 ※中国残留邦人等に関する法律により医療支援給付を受けているものは対象外 ※福祉施設(医療費が措置される施設)に入所者は対象外 ※所得制限有り	小学校就学から18歳まで 自己負担なし 18歳から 500円/日(月7日を限度)	小学校就学から18歳まで 自己負担なし 18歳から 800円/月 (1医療機関あたり) ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 保険医療機関等	令和5年 6月診療分
福岡県	宇美町	子ども	81	入院: 中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 入院外: 中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) ※所得制限なし	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上中学3年生まで 500円/日(1医療機関あたり月7日まで)	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上就学前まで 800円/月 小学1年生以上小学6年生まで 1,200円/月 中学1年生以上中学3年生まで 1,600円/月 (1医療機関あたり) ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 保険医療機関等	令和5年 8月診療分
福岡県	宇美町	重度障がい者	80	・3歳以上 ・身体障害者(身障手帳1・2級) ・精神障害者(保健福祉手帳1級) ・知的障害者(療育手帳Aの認定) ・重複障害者(身障手帳3級かつ療育手帳B1) ※生活保護を受けているものは対象外 ※中国残留邦人等に関する法律により医療支援給付を受けているものは対象外 ※医療費が措置される施設は対象外	3歳から中学3年生まで 500円/日(月7日を限度) 中学卒業後から 500円/日(月10日を限度) ※低所得者の場合 300円/日	500円/月 (1医療機関あたり) ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 保険医療機関等	令和5年 8月診療分
福岡県	宇美町	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 ・養育者家庭 ※児童は小学校就学後から18歳の誕生日前日まで ※生活保護を受けているものは対象外 ※福祉施設(医療費が措置される施設)に入所者は対象外 ※所得制限有り	500円/日 (1医療機関あたり月7日限度)	800円/月 (1医療機関あたり) ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 保険医療機関等	令和5年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	篠栗町	子ども	81	入院：中学3年生まで（15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで） 入院外：中学3年生まで（15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで） ※生活保護を受けている者は対象外 ※所得制限なし	【0歳から3歳に達する月の末日までの者】 自己負担なし 【3歳以上中学校3年生まで】 500円/日（1医療機関あたり7日限度）	【0歳から3歳に達する月の末日までの者】 自己負担なし 【3歳以上小学校就学前まで】 800円/月 【小学1年生以上小学6年生まで】 1,200円/月 【中学1年生以上中学3年生まで】 1,600円/月 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 保険医療機関等	令和5年 8月診療分
福岡県	篠栗町	重度障がい者	80	・3歳以上 ・身体障害者（身障手帳1・2級） ・精神障害者（保健福祉手帳1級） ・知的障害者（療育手帳Aの認定） ・重複障害者（身障手帳3級かつIQ36以上50以下） ※生活保護を受けているものは対象外 ※中国残留邦人等に関する法律により医療支援給付を受けているものは対象外 ※医療費が措置される施設は対象外	【3歳から中学3年生まで】 500円/日（月7日を限度） 【中学校卒業後から】 500円/日（月10日を限度） ※低所得者の場合 300円/日 ※3歳から中学3年生までを除き、精神病棟入院に係る費用は助成対象外	500円/月 （1医療機関あたり） ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 保険医療機関等	令和5年 8月診療分
福岡県	篠栗町	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 ・養育者家庭 ・障害要件を満たす家庭 ※児童は小学校就学後から18歳の誕生日前日まで ※生活保護を受けているものは対象外 ※福祉施設（医療費が措置される施設）に入所者は対象外 ※所得制限有り	500円/日 （1医療機関あたり7日限度）	800円/月 （1医療機関あたり） ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 保険医療機関等	令和5年 8月診療分
福岡県	吉富町（*）	子ども	81	*平成28年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（中学校3年生まで（15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで） →高校3年生まで（18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで） 高校3年生まで（18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで） （ただし、生活保護を受けている者は対象外）	自己負担なし	就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上 高校3年生まで 800円/月 （1医療機関あたり） *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等及び 大分県中津市の医療機関等	令和5年 10月診療分
福岡県	みやま市（*）	子ども	81	*平成28年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ・18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで（高校3年生の年度末まで） （ただし、生活保護を受けている者は対象外）	0歳から3歳までに達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上高校3年生まで 500円/日 （1医療機関あたり7日まで）	0歳から3歳までに達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上就学前まで 600円/月 小学校1年生以上高校3年生まで 800円/月 （1医療機関あたり） *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 保険医療機関等	令和5年 10月診療分
福岡県	鞍手町（*）	子ども	81	*令和3年4月診療分から受託している子ども医療について対象年齢を拡大（中学3年生まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）→18歳に達する日以後の最初の3月31までに拡大） 入 院：18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外：18歳に達する日以後の最初の3月31日まで *生活保護を受けているものは対象外 *福祉施設（医療費が措置される施設）に入所者は対象外 *所得制限なし	自己負担なし	自己負担なし	対象外	県内の 保険医療機関等	令和5年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	鞍手町 (*)	重度障がい者	80	* 令和3年4月診療分から受託している重度障がい者医療について、自己負担なしの対象年齢を拡大(中学3年生まで→18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)に拡大) 3歳以上の者で ・身体障がい者(身障手帳1・2級) ・精神障がい者(保健福祉手帳1級) ・知的障がい者(療育手帳Aの認定) ・重複障がい者(身障手帳3級かつ療育手帳B) *生活保護を受けているものは対象外 *中国残留邦人等に関する法律により医療支援給付を受けているものは対象外 *福祉施設(医療費が措置される施設)に入所者は対象外 *所得制限有り	3歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 自己負担なし 18歳に達する日以後の最初の4月1日から65歳未満 500円/日(月20日を限度) *低所得者の場合 300円/日 65歳以上 500円/日(月10日を限度) *低所得者の場合 300円/日	3歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 自己負担なし 18歳に達する日以後の最初の4月1日から500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 保険医療機関等	令和5年 10月診療分
福岡県	鞍手町 (*)	ひとり親家庭等	90	* 令和3年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、自己負担なしの対象年齢を拡大(中学3年生まで→18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)に拡大) ・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 ・養育者家庭 *児童は小学校就学後から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで *生活保護を受けているものは対象外 *福祉施設(医療費が措置される施設)に入所者は対象外 *所得制限有り	小学生から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 自己負担なし 18歳に達する日以後の最初の4月1日から500/日 (1医療機関当たり月7日限度)	小学生から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 自己負担なし 18歳に達する日以後の最初の4月1日から800/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 保険医療機関等	令和5年 10月診療分
福岡県	久留米市 (*)	子ども	81	* 令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担なしの年齢を拡大(入院:未就学児(3歳から6歳)から中学生まで 500円/日→自己負担なし) (入院外:未就学児(3歳から6歳) 月600円限度→自己負担なし) 中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *小学生以上は重度障害者医療、ひとり親家庭等医療優先	自己負担なし	0歳から就学前までの者 自己負担なし 小学校1年生以上小学校6年生まで 1,000円/月 中学校1年生以上中学校3年生まで 1,600円/月 (1医療機関あたり) ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 保険医療機関等	令和5年 10月診療分
福岡県	久留米市 (*)	重度障害者	80	* 平成28年10月診療分から助成内容を変更した重度障害者医療について、対象者年齢の変更及び入院の自己負担額を変更(3歳から→小学生から) (小学生から中学生までの入院自己負担額 月500円(月3500円)限度→自己負担なし) 小学生以上65歳未満の者又は65歳以上で後期高齢者医療を保有している者のうち、次のいずれかに該当する者 ・身体障害者手帳1級又は2級 ・児童相談所又は障害者更生相談所において重度の知的障害者と判定された者 ・身体障害者手帳3級を保有し、児童相談所又は障害者更生相談所において中等度の知的障害者と判定された者 ・精神障害者保健福祉手帳1級(ただし、生活保護を受けている者は対象外) *高校生以上の精神病床への入院は対象外 *65歳未満とは65歳の誕生日(1日生まれの場合は65歳の誕生日の前日)まで、それ以降は65歳以上	小学生から中学生までの者 自己負担なし 高校生以上の者 500円/日 低所得者の場合 300円/日 (1医療機関あたり月10日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 保険医療機関等	令和5年 10月診療分
福岡県	久留米市 (*)	ひとり親家庭等	90	* 平成28年1月診療分から受託したひとり親家庭等医療について、入院の自己負担額を変更(500円/日(1医療機関あたり月7日まで)→小学生から中学生まで 自己負担なし) ・母子家庭の母及び児童 ・父子家庭の父及び児童 ・父母のいない児童 - 児童は小学校就学後から18歳の誕生日前日以後最初の3月31日まで (ただし、生活保護を受けている者は対象外)	小学生から中学生までの者 自己負担なし 高校生以上の者 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	800円/月 (1医療機関あたり) ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 保険医療機関等	令和5年 10月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	古賀市 (*)	子ども	81	* 令和4年4月診療分より受託している子ども医療について、自己負担なしの年齢を拡大 (0歳から3歳に達する月の末日までのもの→就学前までのものに拡大) 入 院: 高校3年生まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外: 中学3年生まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) ※所得制限なし	0歳から就学前までのもの 自己負担なし 小学1年生以上高校3年生まで 500円/日(1医療機関あたり月7日まで)	0歳から就学前までのもの 自己負担なし 小学1年生以上小学6年生まで 1,200円/月 中学1年生以上中学3年生まで 1,600円/月 (1医療機関あたり) ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 保険医療機関等	令和5年 10月診療分
福岡県	古賀市 (*)	重度障がい者	80	* 令和4年4月診療分より受託している重度障がい者医療について、対象年齢を変更及び条件の追加 (3歳以上→小学1年生以上) ・小学1年生以上 ・身体障がい者(身障手帳1・2級) ・精神障がい者(保健福祉手帳1級) ・知的障がい者(療育手帳Aの認定) ・重複障がい者(身障手帳3級かつ療育手帳B1) *生活保護を受けているものは対象外 *中国残留邦人等に関する法律により医療支援給付を受けているものは対象外 *医療費が措置される施設は対象外 *所得制限なし *精神病床への入院にかかる費用は、助成対象外(但し、小学生から18歳までは助成対象)	小学1年生から高校3年生まで 500円/日(1医療機関あたり月7日まで) 高校卒業後から 500円/日(1医療機関あたり月20日まで) ※低所得者の場合 300円/日	500円/月 (1医療機関あたり) ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 保険医療機関等	令和5年 10月診療分
福岡県	大刀洗町 (*)	子ども	81	* 令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学3年生まで→18歳年度末までに拡大) 入 院: 18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで 入院外: 18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし	0歳から小学校就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上18歳まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	0歳から小学校就学前まで 自己負担なし 小学校1年生以上18歳まで 1000円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 保険医療機関等	令和5年 10月診療分
福岡県	大刀洗町 (*)	重度障害者	80	* 令和3年4月診療分から助成内容を変更した重度障害者医療について、対象年齢を拡大し、入院の自己負担を変更 (入院自己負担限度日数: 月7日まで(中学生まで→18歳年度末まで) 月20日まで(高校生以上→高校卒業後から)) (精神病棟への入院は中学生までのみ対象→精神病棟への入院は18歳年度末まで対象) ・3歳以上 ・身体障害者(身障手帳1・2級) ・知的障害者(療育手帳A) ・重複障害者(身障手帳3級かつIQ50以下) ・障害基礎年金1級(知的障害・精神遅滞) ・特別児童扶養手当1級(知的障害・精神遅滞) ・精神障害者(保健福祉手帳1級) *所得制限有り *生活保護を受けているものは対象外 *精神病棟への入院は18歳年度末まで対象	500円/日 低所得者の場合 300円/日 (1医療機関あたり月20日まで) (3歳以上18歳年度末まで1医療機関あたり月7日まで)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 保険医療機関等	令和5年 10月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	中間市（＊）	子ども	81	* 令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（中学校3年生まで→高校3年生までに拡大） * 高校3年生まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）（ただし、生活保護を受けている者は対象外） * 所得制限なし * 3歳以上は重度障がい者医療との選択により1つの医療証を保持	自己負担なし	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上小学校6年生まで 600円/月 中学校1年生から高校3年生まで 1,600円/月 （1医療機関あたり） *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年10月診療分
福岡県	中間市（＊）	重度障がい者	80	* 令和3年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、入院自己負担なしの年齢を拡大（3歳に達する日の翌月から中学3年生まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の者 自己負担1日500円（月7日限度）低所得世帯1日300円（月7日上限）→自己負担なし） （高校1年生から（15歳に達する日以後の最初の4月1日から）高校3年生まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の者 自己負担1日500円（月20日上限）低所得世帯1日300円（月20日上限）→自己負担なし） * 3歳以上 * 身体障害者手帳（身障手帳1・2級） * 知的障害者（療育手帳A） * 重複障害者（身障手帳3級かつ療育手帳B以上） * 精神障害者（保健福祉手帳1級） （ただし、生活保護を受けている者は対象外） * 所得制限有り	3歳から高校3年生まで自己負担なし 高校生年齢超500円/日 低所得者の場合300円/日 （1医療機関あたり月20日まで）	500円/月 （1医療機関あたり） *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年10月診療分
福岡県	中間市（＊）	ひとり親家庭等	90	* 令和元年10月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、入院自己負担なしの年齢を拡大（中学1年生から（12歳に達する日以後の最初の4月1日から）の者 自己負担1日500円（月7日上限）→中学1年生から（12歳に達する日以後の最初の4月1日から）高校3年生まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の者 自己負担なし） * 母子家庭の母及びその児童 * 父子家庭の父及びその児童 * 父母のいない児童 （ただし、生活保護を受けている者は対象外） * 児童は12歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで * 0歳から12歳までは子ども医療優先 * 重度障害者医療の保持可 * 所得制限有り	中学校1年生から高校3年生まで自己負担なし 高校生年齢超500円/日 （1医療機関あたり月7日限度）	800円/月 （1医療機関あたり） *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年10月診療分
福岡県	芦屋町	子ども	81	0歳から高校生世代まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者） ※生活保護を受けている者は対象外 ※重度障がい者・ひとり親家庭等医療を受けている者は対象外 ※所得制限なし	自己負担なし		対象外	県内の保険医療機関等	令和6年1月診療分
福岡県	芦屋町	重度障がい者	80	* 身体障がい者：身障手帳1・2級 * 精神障がい者：精神手帳1級 * 知的障がい者：IQ35以下（療育手帳A） * 重複障がい者：身障手帳3級かつIQ36～50以下（療育手帳B1） ※生活保護を受けている者は対象外 ※中国残留邦人等に関する法律により医療支援給付を受けている者は対象外 ※特定配偶者の自立の支援に関する法律による医支援給付受給者は対象外 ※高校生以上は所得制限あり	* 中学1年生から高校生世代まで自己負担なし * 18歳以上 入院：〔一般〕 500円/日（月20日限度） 〔低所得〕 300円/日（月20日限度）	* 中学1年生から高校生世代まで自己負担なし * 18歳以上 500円/月（1医療機関あたり） * 薬局での自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等	令和6年1月診療分
福岡県	芦屋町	ひとり親家庭等	90	* 母子家庭の母及びその児童 * 父子家庭の父及びその児童 * 父母のいない児童 ※児童は小学校就学後から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 ※生活保護を受けている者は対象外 ※中国残留邦人等に関する法律により医療支援給付を受けている者は対象外 ※特定配偶者の自立の支援に関する法律による医支援給付受給者は対象外 ※福祉施設（医療費が措置される施設）に入所者は対象外 ※所得制限あり	* 児童（小学生から高校生世代まで）自己負担なし * 親 500円/日（1医療機関あたり月7日限度）	* 児童（小学生から高校生世代まで）自己負担なし * 親 800円/月（1医療機関あたり） * 薬局での自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等	令和6年1月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	水巻町	子ども	81	0歳から高校生世代まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者) ※生活保護を受けている者は対象外 ※重度障がい者・ひとり親家庭等医療を受けている者は対象外 ※所得制限なし	自己負担なし		対象外	県内の 保険医療機関等	令和6年 1月診療分
福岡県	水巻町	重度障がい者	80	・3歳以上 ・身体障がい者:身障手帳1・2級 ・精神障がい者:精神手帳1級 ・知的障がい者:IQ35以下(療育手帳A) ・重複障がい者:身障手帳3級かつIQ36～50(療育手帳B1) ※生活保護を受けている者は対象外 ※中国残留邦人等に関する法律により医療支援給付を受けている者は対象外 ※特定配偶者の自立の支援に関する法律による医支援給付受給者は対象外 ※医療費が措置される施設は対象外 ※所得制限なし	・3歳から高校生世代まで 自己負担なし ・18歳以上 入院:〔一般〕500円/日 (月7日限度) 〔低所得〕300円/日 (月7日限度)	・3歳から高校生世代まで 自己負担なし ・18歳以上 500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 保険医療機関等	令和6年 1月診療分
福岡県	水巻町	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 ※児童は小学校就学後から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 ※生活保護を受けている者は対象外 ※中国残留邦人等に関する法律により医療支援給付を受けている者は対象外 ※特定配偶者の自立の支援に関する法律による医支援給付受給者は対象外 ※福祉施設(医療費が措置される施設)に入所者は対象外 ※所得制限あり	・小学生から高校生世代まで 自己負担なし ・18歳以上 500円/日 (1医療機関あたり月7日限度)	・小学生から高校生世代まで 自己負担なし ・18歳以上 800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 保険医療機関等	令和6年 1月診療分
福岡県	岡垣町	子ども	81	0歳から高校生世代まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者) ※生活保護を受けている者は対象外 ※重度障がい者・ひとり親家庭等医療を受けている者は対象外 ※所得制限なし	自己負担なし		対象外	県内の 保険医療機関等	令和6年 1月診療分
福岡県	岡垣町	重度障がい者	80	・身体障がい者:身障手帳1・2級 ・精神障がい者:精神手帳1級 ・知的障がい者:IQ35以下(療育手帳A) ・重複障がい者:身障手帳3級かつIQ36～50以下(療育手帳B1) ※生活保護を受けている者は対象外 ※中国残留邦人等に関する法律により医療支援給付を受けている者は対象外 ※特定配偶者の自立の支援に関する法律による医支援給付受給者は対象外 ※高校生以上は所得制限あり	・小学校1年生から18歳の年度末まで 自己負担なし ・18歳以上 入院:〔一般〕500円/日 (月20日限度) 〔低所得〕300円/日(月20日限度)	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 保険医療機関等	令和6年 1月診療分
福岡県	岡垣町	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 ※児童は小学校就学後から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 ※生活保護を受けている者は対象外 ※中国残留邦人等に関する法律により医療支援給付を受けている者は対象外 ※特定配偶者の自立の支援に関する法律による医支援給付受給者は対象外 ※福祉施設(医療費が措置される施設)に入所者は対象外 ※所得制限あり	・児童(小学生から18歳の年度末)まで 自己負担なし ・親 500円/日 (1医療機関あたり月7日限度)	・児童(小学生から18歳の年度末)まで 800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし ・親 800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 保険医療機関等	令和6年 1月診療分
福岡県	遠賀町	子ども	81	0歳から18歳まで(18歳に達する日以後最初に迎える3月31日まで) ※生活保護を受けている者は対象外 ※重度障がい者・ひとり親家庭等医療を受けている者は対象外 ※所得制限なし	・0歳～中学生まで無料 ・中学校卒業後～18歳まで 500円/日(月7日限度) 医療機関ごとに負担	・0歳～中学生まで無料 ・中学校卒業後～18歳まで 1,600円/月 医療機関ごとに負担、薬局は無料	対象外	県内の 保険医療機関等	令和6年 1月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	遠賀町	重度障がい者	80	3歳以上で下記に該当する者 ・身体障がい者:身障手帳1・2級 ・精神障がい者:精神手帳1級 ・知的障がい者:IQ35以下(療育手帳A) ・重複障がい者:身障手帳3級かつIQ36～50以下(療育手帳B1) ※生活保護を受けている者は対象外 ※中国残留邦人等に関する法律により医療支援給付を受けている者は対象外 ※特定配偶者の自立の支援に関する法律による医支援給付受給者は対象外 ※所得制限あり ※18歳・18歳に達した日以後最初に迎える3月31日まで	・3歳～中学生まで無料 ・中学校卒業後～18歳まで [一般] 500円/日(月7日限度) [低所得] 300円/日(月7日限度) ・上記以外 [一般] 500円/日(月20日限度) [低所得] 300円/日(月20日限度) 医療機関ごとに負担 *精神病床への入院は18歳まで助成	・3歳～中学生まで無料 ・中学校卒業以降 500円/月 医療機関ごとに負担、薬局は無料	対象外	県内の保険医療機関等	令和6年1月診療分
福岡県	遠賀町	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 ※児童は小学校就学後から18歳に達する日以後最初に迎える3月31日までの者 ※生活保護を受けている者は対象外 ※中国残留邦人等に関する法律により医療支援給付を受けている者は対象外 ※特定配偶者の自立の支援に関する法律による医支援給付受給者は対象外 ※福祉施設(医療費が措置される施設)に入所者は対象外 ※所得制限あり	・中学生まで無料 ・中学校卒業以降 500円/日(月7日限度) 医療機関ごとに負担	・中学生まで無料 ・中学校卒業以降 800円/月 医療機関ごとに負担、薬局は無料	対象外	県内の保険医療機関等	令和6年1月診療分
福岡県	福岡市(*)	子ども	81	* 令和3年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(中学生まで→高校生世代まで) 入 院:高校生世代まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外:高校生世代まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限なし *3歳以上は重度障害者医療を優先	なし	0歳から3歳に達する月の末日までの者 自己負担なし 3歳以上高校生世代まで 500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等	令和6年1月診療分
福岡県	福岡市(*)	重度障がい者	80	* 平成24年4月診療分から受託している重度障がい者医療について、精神障がい者の精神病床への入院費助成の対象年齢を拡大(中学生まで→高校生世代まで) ・身体障害者手帳1・2級 ・療育手帳重度(A)判定 ・精神障害者保健福祉手帳1級 ・精神障がい者(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。)の精神病床への入院にかかる費用は助成対象外。 (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限あり	なし	なし	対象外	県内の保険医療機関等	令和6年1月診療分
福岡県	福岡市(*)	ひとり親家庭等	90	* 令和3年7月診療分から助成内容を変更したひとり親家庭等医療について、高校生世代の自己負担額を変更(高校生世代 入院:500円/日→自己負担なし 入院外:月800円→月500円) ・母子家庭の母及び児童 ・父子家庭の父及び児童 ・父母のいない児童 児童は小学校就学後から18歳の誕生日前日以後最初の3月31日まで (ただし、生活保護を受けている者は対象外) *所得制限あり	入院500円/日 (1医療機関あたり月7日まで) *高校生世代までは自己負担なし	小学生以上高校生世代まで 500円/月 高校生世代終了後から 800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等	令和6年1月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	香春町	子ども	81	中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) ※所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の 保険医療機関等	令和6年 2月診療分
福岡県	香春町	重度障がい者	80	・身体障がい者(身障手帳1・2級) ・精神障がい者(保健福祉手帳1級) ・知的障がい者(療育手帳Aの認定) ・重複障がい者(身障手帳3級かつ療育手帳B1) ※生活保護を受けているものは対象外 ※中国残留邦人等に関する法律により医療支援給付を受けているものは対象外 ※医療費が措置される施設は対象外 ※子ども医療費助成制度対象者は、子ども医療費助成制度を優先	中学卒業後から 500円/日 (10,000円/月まで) ※低所得者の場合 300円/日 (6,000円/月まで) ※1医療機関あたり	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 保険医療機関等	令和6年 2月診療分
福岡県	香春町	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 ・養育者家庭 ※児童は中学校卒業後から18歳の誕生日前日まで ※生活保護を受けているものは対象外 ※福祉施設(医療費が措置される施設)に入所者は対象外 ※所得制限あり ※子ども医療費助成制度対象者は、子ども医療費助成制度を優先	500円/日 (3,500円/月まで) ※1医療機関あたり	800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 保険医療機関等	令和6年 2月診療分
福岡県	添田町	子ども	81	中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) (ただし、生活保護を受けている者は対象外) ※所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の 保険医療機関等	令和6年 2月診療分
福岡県	添田町	重度障がい者	80	・3歳以上 ・身体障害者(身障手帳1・2級) ・精神障害者(保健福祉手帳1級) ・知的障害者(療育手帳Aの認定) ・重複障害者(身障手帳3級かつ療育手帳B1) ※生活保護を受けているものは対象外 ※中国残留邦人等に関する法律により医療支援給付を受けているものは対象外 ※医療費が措置される施設は対象外	中学3年生まで 自己負担なし 中学卒業後から 500円/日(1医療機関あ たり月20日を限度) ※低所得者の場合 300円/日	中学3年生まで 自己負担なし 中学卒業後から 500円/月 (1医療機関あたり) ※薬局での自己負担な し	対象外	県内の 保険医療機関等	令和6年 2月診療分
福岡県	添田町	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 ・養育者家庭 ※児童は小学校就学後から18歳の誕生日前日まで ※生活保護を受けているものは対象外 ※福祉施設(医療費が措置される施設)に入所者は対象外 ※所得制限あり	中学3年生まで 自己負担なし 中学卒業後から 500円/日(1医療機関あ たり月7日を限度)	中学3年生まで 自己負担なし 中学卒業後から 800円/月 (1医療機関あたり) ※薬局での自己負担な し	対象外	県内の 保険医療機関等	令和6年 2月診療分
福岡県	篠栗町 (*)	子ども	81	* 令和5年8月診療分から受託している子ども医療について、自己負担額を変更 (入院:3歳から中学3年生まで 1日500円→自己負担なし 入院外:3歳から小学校就学前まで 月800円→自己負担なし 小学1年生から小学6年生まで 月1,200円→月500円 中学1年生から中学3年生まで 月1,600円→月500円) ・中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) ※生活保護を受けている者は対象外 ※所得制限なし	自己負担なし	・0歳から小学校就学前 まで 自己負担なし ・小学1年生から中学3年 生まで 500円/月 (1医療機関あたり) ※薬局での自己負担な し	対象外	県内の 保険医療機関等	令和6年 4月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	篠栗町（＊）	重度障がい者	80	＊ 令和5年8月診療分から受託している重度障がい者医療について、自己負担額を変更 （入院：3歳から中学3年生まで〔一般〕1日500円（月7日限度）〔低所得〕1日300円（月7日限度）→自己負担なし 入院外：3歳から小学校就学前まで 月500円→自己負担なし） ・3歳以上 ・身体障害者（身障手帳1・2級） ・精神障害者（保健福祉手帳1級） ・知的障害者（療育手帳Aの認定） ・重複障害者（身障手帳3級かつIQ36以上50以下） ※生活保護を受けているものは対象外 ※中国残留邦人等に関する法律により医療支援給付を受けているものは対象外 ※医療費が措置される施設は対象外	・3歳から中学3年生まで自己負担なし ・中学卒業後から500円/日（月10日を限度） ※低所得者の場合300円/日 ※3歳から中学3年生までを除き、精神病棟入院に係る費用は助成対象外	・3歳から小学校就学前まで自己負担なし ・小学1年生以上500円/月（1医療機関あたり） ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等	令和6年4月診療分
福岡県	篠栗町（＊）	ひとり親家庭等	90	＊ 令和5年8月診療分から受託しているひとり親家庭等者医療について、自己負担額を変更 （入院：小学1年生から中学3年生まで 1日500円→自己負担なし 入院外：小学1年生から中学3年生まで 月800円→月500円） ・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 ・養育者家庭 ・障害要件を満たす家庭 ※児童は小学校就学後から18歳の誕生日前日まで ※生活保護を受けているものは対象外 ※福祉施設（医療費が措置される施設）に入所者は対象外 ※所得制限有り	・小学1年生から中学3年生まで自己負担なし ・中学卒業後から500円/日（1医療機関あたり月7日限度）	・小学1年生から中学3年生まで500円/月 ・中学卒業後から800円/月（1医療機関あたり） ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等	令和6年4月診療分
福岡県	須恵町（＊）	子ども	81	＊ 令和4年10月診療分から受託している子ども医療について、自己負担額を変更 （入院：3歳から中学3年生まで 1日500円→自己負担なし 入院外：3歳から小学校就学前まで 月800円→自己負担なし 小学1年生から小学6年生まで 月1,200円→月500円 中学1年生から中学3年生まで 月1,600円→月500円） ・中学3年生まで（15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで） ＊生活保護を受けている者は対象外	自己負担なし	・0歳から小学校就学前まで自己負担なし ・小学1年生から中学3年生まで500円/月（1医療機関あたり） ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年4月診療分
福岡県	須恵町（＊）	重度障がい者	80	＊ 令和4年10月診療分から受託している重度障がい者医療について、対象年齢を変更 （3歳以上→高校生以上 ※3歳から中学3年生までは「子ども医療」に移行） ・高校生以上 ・身体障害者（身障手帳1級、2級） ・精神障害者（精神手帳1級） ・知的障害者（療育手帳A） ・重複障害者（身障手帳3級かつ療育手帳B） ＊生活保護を受けている者は対象外 ＊中国残留邦人等に関する法律により医療支援給付を受けている者は対象外 ＊医療費が措置される施設は対象外 ＊3歳から中学3年生までは「子ども医療」優先	500円/日（1医療機関あたり月10日を限度） ＊低所得者の場合300円/日	500円/月（1医療機関あたり） ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年4月診療分
福岡県	須恵町（＊）	ひとり親家庭等	90	＊ 令和4年10月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、自己負担額を変更 （入院：小学1年生から中学3年生まで 1日500円→自己負担なし 入院外：小学1年生から中学3年生まで 月800円→月500円） ・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 子：小学校就学後から18歳の年度末まで 親：子が18歳の年度末になるまで ・父母のいない児童 ・配偶者が障害により労働能力を喪失している家庭（児童扶養手当法に該当する場合のみ） ＊生活保護を受けている者は対象外 ＊中国残留邦人等に関する法律により医療支援給付を受けている者は対象外 ＊福祉施設（医療費が措置される施設）に入所者は対象外	・小学1年生から中学3年生まで自己負担なし ・高校生以上500円/日（1医療機関あたり月7日を限度）	・小学1年生から中学3年生まで500円/月 ・高校生以上800円/月（1医療機関あたり） ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年4月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	久山町 (*)	子ども	81	* 令和3年4月診療分から受託している子ども医療について、自己負担額を変更 (入院:3歳から中学3年生まで 1日500円→自己負担なし 入院外:3歳から小学校就学前まで 月800円→自己負担なし 小学1年生から小学6年生まで 月1,200円→月500円 中学1年生から中学3年生まで 月1,600円→月500円) ・中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) *生活保護を受けている者は対象外 *所得制限なし	自己負担なし	・0歳から小学校就学前まで 自己負担なし ・小学1年生から中学3年生まで 500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
福岡県	久山町 (*)	重度障がい者	80	* 令和3年4月診療分から受託している重度障害者医療について、自己負担額を変更 (入院:3歳から中学3年生まで[一般]1日500円(月7日限度)[低所得]1日300円(月7日限度)→自己負担なし 入院外:3歳から小学校就学前まで 月500円→自己負担なし) ・3歳以上 ・身体障がい者(身障手帳1・2級) ・精神障がい者(精神手帳1級) ・知的障がい者(療育手帳Aの認定) ・重複障がい者(知能指数36以上50以下かつ身障手帳3級) *生活保護を受けているものは対象外 *所得制限なし	・3歳から中学3年生まで 自己負担なし ・高校生世代以上 500円/日(月10日を限度) ※低所得者の場合 300円/日	・3歳から小学校就学前まで 自己負担なし ・小学1年生以上 500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
福岡県	久山町 (*)	ひとり親家庭等	90	* 令和3年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、自己負担額を変更 (入院:小学1年生から中学3年生まで 1日500円→自己負担なし 入院外:小学1年生から中学3年生まで 月800円→月500円) ・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 *児童は小学校就学後から18歳の誕生日以後最初の3月31日まで *生活保護を受けているものは対象外 *所得制限有り	・小学1年生から中学3年生まで 自己負担なし ・高校生世代以上 500円/日 (1医療機関あたり月7日限度)	・小学1年生から中学3年生まで 500円/月 ・高校生世代以上 800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
福岡県	直方市 (*)	子ども	81	* 令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院の対象年齢を拡大 (*高校生世代の入院については償還払い) ・中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) *生活保護を受けているものは対象外 *所得制限なし *高校生世代の入院については償還払い	・0歳から小学校就学前まで なし ・小学1年生以上中学校3年生まで 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	・0歳から小学校就学前まで なし ・小学校1年生以上小学校3年生まで 800円/月 ・小学校4年生以上小学校6年生まで 1200円/月 ・中学校1年生から中学校3年生まで 1600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等	令和6年 4月診療分
福岡県	宇美町 (*)	子ども	81	* 令和5年8月診療分から受託している子ども医療について、自己負担額を変更 (入院:3歳から中学3年生まで 1日500円→自己負担なし 入院外:3歳から小学校就学前まで 月800円→自己負担なし 小学1年生から小学6年生まで 月1,200円→月500円 中学1年生から中学3年生まで 月1,600円→月500円) ・中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) *生活保護を受けているものは対象外 *所得制限なし	なし	・0歳から小学校就学前まで なし ・小学1年生から中学3年生まで 500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等	令和6年 4月診療分
福岡県	宇美町 (*)	重度障がい者	80	* 令和5年8月診療分から受託している重度障がい者医療について対象年齢を変更 (3歳以上→高校生世代以上 *中学3年生までは子ども医療適用) ・高校生世代以上 ・身体障害者(身障手帳1・2級) ・精神障害者(保健福祉手帳1級) ・知的障害者(療育手帳Aの認定) ・重複障害者(身障手帳3級かつ療育手帳B1) *生活保護を受けているものは対象外 *中国残留邦人等に関する法律により医療支援給付を受けているものは対象外 *医療費が措置される施設は対象外 *中学3年生までは子ども医療適用	500円/日 (1医療機関あたり月10日限度) *低所得者の場合 300円/日	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の保険医療機関等	令和6年 4月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	宇美町 (*)	ひとり親家庭等	90	* 令和5年8月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について対象年齢を変更 (*児童は小学校就学後から18歳の誕生日前日まで→*児童は中学校卒業後から18歳の誕生日前日まで * 中学3年生までは子ども医療適用) ・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 ・養育者家庭 *児童は中学校卒業後から18歳の誕生日前日まで *生活保護を受けているものは対象外 *福祉施設(医療費が措置される施設)に入所者は対象外 *所得制限有り *中学3年生までは子ども医療適用	500円/日 (1医療機関あたり月7日 限度)	800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 保険医療機関等	令和6年 4月診療分
福岡県	志免町 (*)	子ども	81	* 令和3年4月診療分から受託している子ども医療について、自己負担額を変更 (入院:3歳から中学3年生まで 1日500円→自己負担なし 入院外:3歳から小学校就学前まで 月800円→自己負担なし 小学1年生から小学6年生まで 月1,200円→月500円 中学1年生から中学3年生まで 月1,600円→月500円) 中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) *生活保護を受けているものは対象外 *所得制限なし	なし	・0歳から 小学校就学前まで なし ・小学1年生から 中学3年生まで 500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
福岡県	志免町 (*)	重度障がい者	80	* 令和3年4月診療分から受託している重度障がい者医療について対象年齢を変更 (3歳以上の者で→高校生世代以上の者で *3歳から中学3年生まで子ども医療に移行) 高校生世代以上の者で ・身体障害者(身障手帳1・2級) ・精神障害者(保健福祉手帳1級) ・知的障害者(療育手帳Aの認定) ・重複障害者(身障手帳3級かつ療育手帳B1) *生活保護を受けているものは対象外 *中国残留邦人等に関する法律により医療支援給付を受けているものは対象外 *医療費が措置される施設は対象外 *3歳から中学3年生まで子ども医療に移行	500円/日 (1医療機関あたり月10 日限度) *低所得者の場合 300円 /日	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
福岡県	志免町 (*)	ひとり親家庭等	90	* 令和3年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、自己負担額を変更 (入院:小学1年生から中学3年生まで 1日500円→自己負担なし 入院外:小学1年生から中学3年生まで 月800円→月500円) ・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 ・養育者家庭 *児童は小学校就学後から18歳の誕生日前日まで *生活保護を受けているものは対象外 *福祉施設(医療費が措置される施設)に入所者は対象外 *所得制限有り	・小学1年生から 中学3年生まで なし ・高校生世代以上 500円/日 (1医療機関あたり月7日 限度)	・小学1年生から 中学3年生まで 500円/月 ・高校生世代以上 800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
福岡県	新宮町 (*)	子ども	81	* 令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢の拡大及び自己負担額の変更 (中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで)→高校生世代まで(18歳の誕生日前日 以後の最初の3月31日まで) (入院:小学校1年生以上中学校3年生まで 1日500円→自己負担なし 入院外:小学校1年生以上小学校6年生まで 月1,200円→月500円 中学校1年生以上中学校3年生まで 月1,600円→月500円 高校生世代 月500円) 高校生世代まで(18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) *生活保護を受けているものは対象外 *所得制限なし *重度障害者医療・ひとり親家庭等医療の受給者は、子ども医療との併用不可	なし	・0歳から就学前まで なし ・小学校1年生以上高校 生世代まで 500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	新宮町 (*)	ひとり親家庭等	90	* 令和元年10月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、自己負担額を変更 (入院: 小学1年生以上高校生世代まで(18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 1日500円→自己負担なし 入院外: 小学1年生以上高校生世代まで(18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) 月800円→月500円) ・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 *生活保護を受けているものは対象外 *所得制限有り *就学前は子ども医療優先	・小学1年生以上高校生世代まで なし ・高校生世代終了後から500円/日 (1医療機関あたり月7日限度)	・小学1年生以上高校生世代まで500円/月 ・高校生世代終了後から800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
福岡県	古賀市 (*)	子ども	81	* 令和5年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担額の変更及び入院外の対象年齢を拡大 (入院: 小学1年生から高校3年生まで 1日500円→自己負担なし 入院外: 中学3年生まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)→高校3年生まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 小学1年生から小学6年生まで 月1,200円→自己負担なし 中学1年生から中学3年生まで 月1,600円→自己負担なし) 高校3年生まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) *生活保護を受けているものは対象外 *所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の 保険医療機関等	令和6年 4月診療分
福岡県	古賀市 (*)	重度障がい者	80	* 令和5年10月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、対象者条件を追加 (*高校3年生まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)は子ども医療証が優先適用) ・小学1年生以上 ・身体障がい者(身障手帳1・2級) ・精神障がい者(保健福祉手帳1級) ・知的障がい者(療育手帳Aの認定) ・重複障がい者(身障手帳3級かつ療育手帳B1) *生活保護を受けているものは対象外 *中国残留邦人等に関する法律により医療支援給付を受けているものは対象外 *医療費が措置される施設は対象外 *所得制限なし *高校3年生まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)は子ども医療証が優先適用 *精神障がい者保健福祉手帳1級所持者で精神病証への入院がある月は、その医療機関で受けた全ての入院の医療費は対象外(18歳に達する日以後の最初の3月31日までのものを除く)	・小学1年生から高校3年生まで500円/日 (1医療機関あたり月7日まで) ・高校卒業後から500円/日 (1医療機関あたり月20日まで) *低所得者の場合300円/日	500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 保険医療機関等	令和6年 4月診療分
福岡県	古賀市 (*)	ひとり親家庭等	90	* 令和4年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象者条件を追加 (*高校3年生まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)は子ども医療証が優先適用) ・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 ・養育者家庭 *児童は小学校就学後から18歳に達する日以後の最初の3月31日まで *生活保護を受けているものは対象外 *福祉施設(医療費が措置される施設)に入所者は対象外 *所得制限有り *高校3年生まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)は子ども医療証が優先適用	500円/日 (1医療機関あたり月7日限度)	800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 保険医療機関等	令和6年 4月診療分
福岡県	粕屋町 (*)	子ども	81	* 令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担額を変更 (入院: 3歳から中学3年生まで 1日500円→自己負担なし 入院外: 3歳から小学校就学前まで 月800円→自己負担なし 小学1年生以上小学6年生まで 月1200円→月500円 中学1年生から中学3年生まで 月1,600円→月500円) 中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) *所得制限なし *生活保護を受けているものは対象外	なし	・0歳から小学校就学前までなし ・小学1年生から中学3年生まで500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	粕屋町 (*)	重度障がい者	80	＊平成31年4月診療分から受託している重度障がい者医療について、対象年齢を変更 (3歳以上→高校生世代以上 ＊3歳から中学3年生まで子ども医療に移行) ・高校生世代以上 ・身体障害者(身障手帳1・2級) ・知的障がい者(療育手帳A判定) ・精神障害者(精神保健福祉手帳1級) ＊所得制限なし ＊生活保護を受けているものは対象外 ＊精神病棟への入院は対象外 ＊3歳から中学3年生まで子ども医療に移行	500円/日 低所得者の場合 300円/日 (1医療機関あたり月10日限度)	500円/月 (1医療機関あたり) ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
福岡県	粕屋町 (*)	ひとり親家庭等	90	＊平成31年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、自己負担額を変更 (入院:小学1年生から中学3年生まで 1日500円→自己負担なし 入院外:小学1年生から中学3年生まで 月800円→月500円) ・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 ＊児童は小学校就学後から18歳の誕生日以後最初の3月31日まで ＊生活保護を受けているものは対象外 ＊就学前は子ども医療優先 ＊所得制限有り	・小学1年生から 中学3年生まで なし ・高校生世代以上 500円/日 (1医療機関あたり月7日限度)	・小学1年生から 中学3年生まで 500円/月 ・高校生世代以上 800円/月 (1医療機関あたり) ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
福岡県	筑紫野市 (*)	子ども	81	＊令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担額を変更 (入院:3歳から中学3年生まで 1日500円→自己負担なし) (入院外:3歳から小学校就学前まで 月600円→自己負担なし 小学1年生から小学6年生まで 月1,200円→自己負担なし 中学1年生から中学3年生まで 月1,600円→月1,200円) 中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) ＊所得制限なし ＊3歳以上は重度障がい者医療を優先 ＊小学1年生以上はひとり親家庭等医療を優先	なし	・0歳から 小学6年生まで なし ・中学1年生から中学3年生まで 1,200円/月 (1医療機関あたり) ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 10月診療分
福岡県	筑紫野市 (*)	重度障がい者	80	＊令和3年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、自己負担額を変更 (入院:3歳から中学3年生まで 1日500円(月7日限度)低所得世帯1日300円(月7日限度)→自己負担なし) (入院外:3歳から小学校6年生まで 月500円→自己負担なし) ・3歳以上 ・身体障害者(身障手帳1・2級) ・知的障害者(IQ35以下) ・重複障害者(身障手帳3級かつIQ50以下) ・精神障害者(保健福祉手帳1級) ＊生活保護を受けているものは対象外 ＊所得制限あり ＊精神病棟への入院は対象外	・3歳から中学3年生まで なし ・高校生以上 500円/日 低所得世帯の場合 300円/日 (1医療機関あたり月20日まで)	・3歳から 小学6年生まで なし ・中学1年生以上 500円/月 (1医療機関あたり) ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 10月診療分
福岡県	筑紫野市 (*)	ひとり親家庭等	90	＊平成30年10月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、自己負担額を変更 (入院:小学1年生から中学3年生まで 1日500円→自己負担なし) (入院外:小学1年生から小学6年生まで 月800円→自己負担なし) ・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 ＊生活保護を受けているものは対象外 ＊児童は小学校就学後から18歳の誕生日前日以後最初の3月31日までの者 ＊所得制限あり	・小学1年生から中学3年生まで なし ・高校生相当以上 500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	・小学1年生から小学6年生まで なし ・中学1年生以上 800円/月 (1医療機関あたり) ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	春日市 (*)	子ども	81	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢の拡大及び自己負担額の変更 (中学3年生まで→高校生世代まで) (入院:3歳から中学校3年生まで 1日500円→自己負担なし 高校生世代 自己負担なし) (入院外:3歳から小学校就学前まで 月800円→自己負担なし 小学1年生から小学6年生まで 月1,200円→自己負担なし 中学1年生から中学3年生まで 月1,600円→自己負担なし 高校生世代 自己負担なし) 高校生世代まで(18歳の誕生日以後の最初の3月31日まで) *3歳以上所得制限あり(児童手当準拠)。 *3歳以上から小学校6年生までは重度障害者医療との選択可。中学生は重度障害者医療が優先。	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 10月診療分
福岡県	春日市 (*)	重度障害者	80	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した重度障害者医療について、自己負担額を変更 (入院:3歳から中学3年生まで 1日500円(月7日限度)低所得世帯1日300円(月7日限度)→自己負担なし 高校生世代 1日500円(月20日限度)低所得世帯1日300円(月20日限度)→自己負担なし) (入院外:3歳から高校生世代まで 月500円→自己負担なし) *高校生以上の精神病棟への入院は対象外→高校生世代終了後の精神病棟への入院は対象外) *身体障害者(身障手帳1・2級) *知的障害者(IQ35以下) *重複障害者(身障手帳3級かつIQ50以下) *精神障害者(精神手帳1級) *生活保護を受けているものは対象外 *所得制限あり(小学校6年生までは児童手当、中学生以上は特別障害者手当準拠) *高校生世代終了後の精神病棟への入院は対象外	・3歳から高校生世代まで なし ・高校生世代終了後から500円/日 低所得世帯の場合 300円/日 (1医療機関あたり月20日まで)	・3歳から高校生世代まで なし ・高校生世代終了後から500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 10月診療分
福岡県	春日市 (*)	ひとり親家庭等	90	*平成30年10月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、自己負担額を変更 (入院:小学校就学後から高校生世代まで 1日500円→自己負担なし) (入院外:小学校就学後から高校生世代まで 月800円→自己負担なし) ・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 *生活保護を受けているものは対象外 *児童は小学校就学後から18歳の誕生日前日以後最初の3月31日までの者 *所得制限あり(児童扶養手当準拠) *就学前は子ども医療優先	・小学校就学後から高校生世代まで なし ・高校生世代終了後から500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	・小学校就学後から高校生世代まで なし ・高校生世代終了後から800円/月 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 10月診療分
福岡県	太宰府市 (*)	子ども	81	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢の拡大及び自己負担額の変更 (中学3年生まで→高校生世代まで) (入院:3歳から中学3年生まで 1日500円→自己負担なし 高校生世代 自己負担なし) (入院外:3歳から小学校就学前まで 月600円→自己負担なし 小学1年生から小学6年生まで 月1,200円→自己負担なし 中学1年生から中学3年生まで 月1,600円→月1,200円 高校生世代 月1,600円) 高校生世代まで(18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) *生活保護を受けているものは対象外 *所得制限なし *中学生及び高校生世代の入院外は重度障がい者医療・ひとり親家庭等医療を優先	なし	・0歳から小学6年生まで なし ・中学校1年生から中学校3年生まで 1,200円/月 ・高校生世代 1,600円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 10月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	大野城市 (*)	子ども	81	*令和元年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担額を変更 (入院:3歳から中学3年生まで 1日500円→自己負担なし) (入院外:3歳から小学校就学前まで 月600円→自己負担なし) 小学1年生から小学6年生まで 月1,200円→自己負担なし) - 中学校3年生まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) *生活保護を受けているものは対象外 *所得制限なし *3歳以上は重度障がい者医療を優先	なし	・0歳から小学6年生までなし ・中学1年生から中学3年生まで1,200円/月(1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年10月診療分
福岡県	大野城市 (*)	重度障がい者	80	*平成30年10月診療分から受託している重度障がい者医療について、自己負担額を変更 (入院:3歳から小学6年生まで 1日500円(月7日限度)低所得世帯1日300円(月7日限度)→自己負担なし) 中学1年生から中学3年生まで 1日500円(月20日限度)低所得世帯1日300円(月20日限度)→自己負担なし) (入院外:3歳から小学6年生まで 月500円→自己負担なし) ・身体障害者(身障手帳1・2級) ・療育手帳A ・身体障害者手帳3級かつIQ36～50以下(療育手帳B1)の人 ・精神障害者(保健福祉手帳1級) *生活保護を受けているものは対象外 *所得制限あり *高校生以上の精神病棟への入院は対象外	・3歳から中学3年生までなし ・高校生世代以上500円/日 - 低所得世帯の場合300円/日(1医療機関あたり月20日まで)	・3歳から小学6年生までなし ・中学1年生以上500円/月(1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年10月診療分
福岡県	大野城市 (*)	ひとり親家庭等	90	*平成30年10月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、自己負担額を変更 (入院:小学1年生から中学3年生まで 1日500円→自己負担なし) (入院外:小学1年生から小学6年生まで 月800円→自己負担なし) ・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 *生活保護を受けているものは対象外 *児童は小学校就学後から18歳の誕生日前日以後最初の3月31日までの者 *所得制限あり *配偶者が障がいにより長期にわたり労働力を失っている場合もひとり親家庭とみなす	・小学1年生から中学3年生までなし ・高校生世代以上500円/日(1医療機関あたり月7日まで)	・小学1年生から小学6年生までなし ・中学1年生以上800円/月(1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年10月診療分
福岡県	那珂川市 (*)	子ども	81	*令和元年10月診療分から受託内容を変更した子ども医療について、入院外の自己負担額を変更 (小学1年生から小学6年生まで 月1,200円→自己負担なし) - 中学校3年生まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) *生活保護を受けているものは対象外 *所得制限なし *小学生以上は、重度障害者医療、ひとり親家庭等医療を優先	なし	・0歳から小学6年生までなし ・中学1年生から中学3年生まで1,200円/月(1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年10月診療分
福岡県	岡垣町 (*)	子ども	81	*令和6年1月診療分から受託している子ども医療について、自己負担額を変更 (入院外:小学1年生から高校生世代まで 月1,200円→月500円) - 高校生世代まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者) *生活保護を受けているものは対象外 *重度障がい者・ひとり親家庭等医療を受けている者は対象外 *所得制限なし	なし	・0歳から小学校就学前までなし ・小学1年生から高校生世代まで500円/月(1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年10月診療分
福岡県	岡垣町 (*)	ひとり親家庭等	90	*令和6年1月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、自己負担額を変更 (入院外:小学1年生から高校生世代まで 月800円→月500円) ・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 *児童は小学校就学後から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 *生活保護を受けているものは対象外 *中国残留邦人等に関する法律により医療支援給付を受けている者は対象外 *特定配偶者の自立の支援に関する法律による医支援給付受給者は対象外 *福祉施設(医療費が措置される施設)に入所者は対象外 *所得制限あり	・小学1年生から高校生世代までなし ・高校生世代終了後から500円/日(1医療機関あたり月7日限度)	・小学1年生から高校生世代まで500円/月 ・高校生世代終了後から800円/月(1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年10月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	広川町（＊）	子ども	81	＊令和元年11月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（中学校3年生まで（15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで））→高校生世代まで（18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで） 高校生世代 自己負担なし 高校生世代まで（18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで） ＊生活保護を受けているものは対象外 ＊所得制限なし ＊3歳以上は重度障害者医療との選択により1つの医療証を保持	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年10月診療分
福岡県	広川町（＊）	重度障害者	80	＊平成28年10月診療分から助成内容を変更した重度障害者医療について、自己負担額を変更（入院：高校生世代 1日500円（月20日限度） 低所得世帯1日300円（月20日限度）） →自己負担なし 入院外：高校生世代 月500円→自己負担なし） ・高校生世代以上 ・身体障害者手帳1級又は2級 ・療育手帳重度（A）判定 ・精神障害者保健福祉手帳1級 ・身体障害者手帳3級かつ療育手帳（B1）判定 ＊生活保護を受けているものは対象外 ＊精神病床への入院は対象外 ＊中学3年生までは子ども医療を優先	・高校生世代なし ・高校生世代終了後から500円/日 低所得世帯の場合300円/日 （1医療機関あたり月20日まで）	・高校生世代なし ・高校生世代終了後から500円/月 （1医療機関あたり） ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年10月診療分
福岡県	広川町（＊）	ひとり親家庭等	90	＊平成28年1月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、自己負担額を変更（入院：高校生世代 1日500円→自己負担なし） （入院外：高校生世代 月800円→自己負担なし） ・母子家庭の母及び児童 ・父子家庭の父及び児童 ・父母のいない児童 児童は中学校卒業後から18歳の誕生日前日以後最初の3月31日まで ＊生活保護を受けているものは対象外 ＊中学3年生までは子ども医療を優先	・高校生世代なし ・高校生世代終了後から500円/日 （1医療機関あたり月7日まで）	・高校生世代なし ・高校生世代終了後から800円/月 （1医療機関あたり） ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年10月診療分
福岡県	上毛町（＊）	子ども	81	＊平成28年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢の拡大及び自己負担額の変更（中学校3年生まで（15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで）→高校生世代まで（18歳の誕生日以後の最初の3月31日まで）） （入院：高校生世代 自己負担なし） （入院外：小学1年生から中学3年生まで 月800円→月500円 高校生世代 月500円） 高校生世代まで（18歳の誕生日以後の最初の3月31日まで） ＊生活保護を受けているものは対象外 ＊高校生等が扶養から外れたとき、または婚姻をしたときは助成対象外 ＊重度障害者医療・ひとり親家庭等医療を優先	なし	・0歳から小学校就学前までなし ・小学1年生から高校生世代まで500円/月 （1医療機関あたり） ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等及び大分県中津市の医療機関等	令和6年10月診療分
福岡県	大任町（＊）	子ども	81	＊令和5年5月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大（中学3年生まで（15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで）→高校生世代まで（18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで）） 高校生世代 自己負担なし 高校生世代（18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで） ＊生活保護を受けているものは対象外 ＊所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	大任町（＊）	重度障害者	80	＊令和5年5月診療分から受託している重度障害者医療について、自己負担額を変更 （入院：高校生世代 1日500円 低所得世帯1日300円→自己負担なし） （入院外：高校生世代 月500円→自己負担なし） ・3歳以上 ・身体障害者（身障手帳1・2級） ・精神障害者（保健福祉手帳1級） ・知的障害者（療育手帳A） ・重複障害者（身障手帳3級かつ療育手帳B1） ＊生活保護を受けているものは対象外 ＊中国残留邦人等に関する法律により医療支援給付を受けているものは対象外 ＊福祉施設（医療費が措置される施設）に入所者は対象外 ＊所得制限有り	・3歳から高校生世代までなし ・高校生世代終了後から500円/日（月20日を限度） ＊低所得世帯の場合300円/日（月20日を限度） （1医療機関あたり）	・3歳から高校生世代までなし ・高校生世代終了後から500円/月（1医療機関あたり） ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年10月診療分
福岡県	大任町（＊）	ひとり親家庭等	90	＊令和5年5月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、自己負担額を変更 （入院：高校生世代 1日500円→自己負担なし） （入院外：高校生世代 月800円→自己負担なし） ・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 ・養育者家庭 子：小学校就学後～18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで 親：子が18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで ＊生活保護を受けているものは対象外 ＊福祉施設（医療費が措置される施設）に入所者は対象外 ＊所得制限有り	・小学1年生から高校生世代までなし ・高校生世代終了後から500円/日（月7日を限度） （1医療機関あたり）	・小学1年生から高校生世代までなし ・高校生世代終了後から800円/月（1医療機関あたり） ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年10月診療分
福岡県	筑後市（＊）	子ども	81	＊令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢の拡大及び自己負担額の変更 （中学3年生まで→高校生世代まで） （入院：小学1年生から中学3年生まで 1日500円→自己負担なし 高校生世代 自己負担なし） （入院外：小学1年生から中学3年生まで 月1,200円→月1,000円 高校生世代 月1,000円） 高校生世代まで（18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで） ＊生活保護を受けているものは対象外	なし	・0歳から小学校就学前までなし ・小学1年生から高校生世代まで1,000円/月（1医療機関あたり） ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年10月診療分
福岡県	筑後市（＊）	重度障害者	80	＊令和3年4月診療分から助成内容を変更した重度障害者医療について、入院の自己負担額を変更 （入院：小学1年生から中学3年生まで 1日500円（月7日限度）低所得世帯1日300円（月7日限度）→自己負担なし 高校生世代 1日500円（月20日限度）低所得世帯1日300円（月20日限度）→自己負担なし） ・身体障害者（身体障害者手帳1級又は2級） ・知的障害者（療育手帳A） ・重複障害者（身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1） ・精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級） ＊生活保護を受けているものは対象外 ＊高校生以上の精神病床への入院は対象外 ＊未就学児は子ども医療を優先 ＊所得制限あり	・小学1年生から高校生世代までなし ・高校生世代終了後から500円/日 低所得の場合300円/日 （1医療機関あたり月20日まで）	500円/月（1医療機関あたり） ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年10月診療分
福岡県	筑後市（＊）	ひとり親家庭等	90	＊平成28年1月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、入院の自己負担額を変更 （入院：小学1年生から高校生世代まで 1日500円→自己負担なし） ・母子家庭の母及び児童 ・父子家庭の父及び児童 ・父母のいない児童 児童は小学校就学後から18歳の誕生日前日以後最初の3月31日まで ＊生活保護を受けているものは対象外 ＊所得制限あり	・小学1年生から高校生世代までなし ・高校生世代終了後から500円/日 （1医療機関あたり月7日まで）	800円/月（1医療機関あたり） ＊薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年10月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	田川市 (*)	子ども	81	*平成28年7月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学校3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで)→高校生世代まで(18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで)) 高校生世代 自己負担なし 高校生世代まで(18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) *生活保護を受けているものは対象外 *所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 10月診療分
福岡県	八女市 (*)	こども	81	*平成30年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、自己負担額を変更 (入院外:小学1年生から中学3年生まで 月1,200円→自己負担なし) 中学校3年生まで(15歳の誕生日以後の最初の3月31日まで) *生活保護を受けているものは対象外	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 10月診療分
福岡県	八女市 (*)	重度障害者	80	*平成28年10月診療分から助成内容を変更した重度障害者医療について、対象年齢の拡大及び自己負担額の変更 (小学1年生以上→3歳以上) (入院:3歳から小学校就学前まで 自己負担なし 小学1年生から小学6年生まで 1日500円(月7日限度)低所得世帯1日300円(月7日限度)→自己負担なし 中学1年生から中学3年生まで 1日500円(月207日限度)低所得世帯1日300円(月207日限度)→自己負担なし) (入院外:3歳から小学校就学前まで 自己負担なし 小学1年生から中学3年生まで 月500円→自己負担なし) ・3歳以上 ・身体障害者手帳1級又は2級 ・重度の知的障害者(療育手帳A) ・中等度の知的障害者かつ身体障害者手帳3級 ・精神障害者保健福祉手帳1級 *生活保護を受けているものは対象外 *高校生世代以上の精神病床への入院は対象外 *3歳未満はこども医療を優先	・3歳から 中学3年生まで なし ・高校生世代以上 500円/日 低所得世帯の場合 300円/日 (1医療機関あたり月20日まで)	・3歳から 中学3年生まで なし ・高校生世代以上 500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 10月診療分
福岡県	八女市 (*)	ひとり親家庭等	90	*平成28年1月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、自己負担額を変更 (入院:小学1年生から中学3年生まで 1日500円→自己負担なし) (入院外:小学1年生から中学3年生まで 月800円→自己負担なし) ・母子家庭の母及び児童 ・父子家庭の父及び児童 ・父母のいない児童 児童は小学校就学後から18歳の誕生日前日以後最初の3月31日まで *生活保護を受けているものは対象外	・小学1年生から 中学3年生まで なし ・高校生世代以上 500円/日 (1医療機関あたり 月7日まで)	・小学1年生から 中学3年生まで なし ・高校生世代以上 800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 10月診療分
福岡県	柳川市 (*)	子ども	81	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担額を変更 (入院:3歳から中学3年生まで 1日500円→自己負担なし) (入院外:3歳から小学校就学前まで 月600円→自己負担なし 小学1年生から中学3年生まで 月1,200円→月500円) 0歳から中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) *生活保護を受けているものは対象外	なし	・小学1年生から 中学3年生まで 500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 10月診療分
福岡県	柳川市 (*)	重度障がい者	80	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した重度障がい者医療について、自己負担額を変更 (入院:3歳から中学3年生まで 1日500円(月7日限度)低所得世帯 1日300円(月7日限度)→自己負担なし) (入院外:3歳から小学校就学前まで 月500円→自己負担なし) 3歳以上の者のうち次のいずれかに該当する者 ・身体障害者(身体障害者手帳1・2級) ・知的障害者(IQ35以下) ・重複障害者(身体障害者手帳3級かつIQ50以下) ・精神障害者(保健福祉手帳1級) *高校生世代以上の精神病床への入院は対象外 *生活保護を受けているものは対象外	・3歳から中学3年生まで なし ・高校生世代以上 500円/日 低所得世帯の場合 300円/日 (1医療機関あたり月20日まで)	・3歳から 小学校就学前まで なし ・小学1年生以上 500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし 65歳以上の者 自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 10月診療分

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	柳川市 (*)	ひとり親家庭等	90	*平成28年10月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、自己負担額を変更 (入院: 小学1年生から中学3年生まで 1日500円→自己負担なし) (入院外: 小学1年生から中学3年生まで 月800円→月500円) ・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 *児童は18歳の誕生日前日以後最初の3月31日までの者 *未就学児は子ども医療を優先 *生活保護を受けているものは対象外	・小学1年生から中学3年生までなし ・高校生世代以上500円/日 (1医療機関あたり月7日まで)	・小学1年生から中学3年生まで500円/月 ・高校生世代以上800円/月 (1医療機関あたり)*薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年10月診療分
福岡県	東峰村 (*)	子ども	81	*平成29年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学3年生まで→高校生世代まで) ・0歳から高校生世代まで(18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) *生活保護を受けているものは対象外 *ひとり親家庭等医療費助成受給者は対象外 *就業しているもの(子ども自身が就職などにより、保護者の扶養から外れている場合)、結婚しているものは対象外 *所得制限なし	なし	なし	対象外	県内の医療機関等及び大分県日田市の医療機関等	令和6年10月診療分
福岡県	中間市 (*)	重度障がい者	80	・3歳以上 ・身体障害者手帳(身障手帳1・2級) ・知的障害者(療育手帳A) ・重複障害者(身障手帳3級かつ療育手帳B以上) ・精神障害者(保健福祉手帳1級) ・生活保護を受けているものは対象外 ・所得制限なし (所得制限有り→所得制限なし)	・3歳から高校生世代までなし ・高校生世代終了後から500円/日 低所得世帯の場合300円/日 (1医療機関あたり月20日限度)	500円/月 (1医療機関あたり)*薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年10月診療分
福岡県	大牟田市 (*)	子ども	81	*平成29年7月診療分から受託している子ども医療について、自己負担額を変更 (入院: 3歳から中学3年生 1日500円(月7日限度)→自己負担なし) (入院外: 3歳から就学前 月800円→自己負担なし 小学1年生から中学3年生 月1200円→月500円) 0歳から中学3年生まで(15歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) *生活保護を受けているものは対象外 *重度障害者医療、ひとり親家庭等医療の受給者は対象外 *福祉施設(医療費が措置される施設)に入所者は対象外 *所得制限なし	なし	・0歳から小学校就学前までなし ・小学1年生から中学3年生まで500円/月 (1医療機関あたり)*薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年1月診療分
福岡県	宗像市 (*)	子ども	81	0歳から高校生世代まで(18歳の誕生日以後の最初の3月31日まで) (中学3年生まで→高校生世代まで) *生活保護を受けているものは対象外 *所得制限なし *重度障害者医療、ひとり親家庭等医療の対象者を除く	なし	・0歳から3歳に達する月の末日までの者なし ・3歳から高校生世代まで500円/月 (1医療機関あたり)*薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年4月診療分
福岡県	宗像市 (*)	重度障害者	80	・3歳以上 ・知的障害者(療育手帳A) ・身体障害者(身障手帳1・2級) ・精神障害者(精神手帳1級) ・重複障害者(療育B1かつ身障手帳3級) *生活保護を受けているものは対象外 *所得制限なし *高校生世代終了後の精神病棟床への入院は対象外	・3歳から高校生世代までなし ・高校生世代終了後から500円/日 低所得者の場合300円/日 (1医療機関あたり月20日まで)	500円/月 (1医療機関あたり)*薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年4月診療分
福岡県	宗像市 (*)	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 *生活保護を受けているものは対象外 *所得制限有り *児童は小学生世代から18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで	・小学生世代から高校生世代までなし ・高校生世代終了後から500円/日 (1医療機関あたり月7日限度)	・小学生世代から高校生世代まで500円/月 ・高校生世代終了後から800円/月 (1医療機関あたり)*薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
福岡県	うきは市 (*)	子ども	81	・高校生世代(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)まで ・生活保護を受けているものは対象外 (中学校3年生まで→高校生世代までに拡大) (入院 500円/日→自己負担なし、 入院外 小学生1,200円/月→自己負担なし、入院外 中学生1,600円/月→自己負担なし)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分
福岡県	うきは市 (*)	重度障がい者	80	・身体障害者手帳1級又は2級 ・療育手帳A ・身体障害者手帳3級かつ療育手帳B ・精神障害者保健福祉手帳1級 ・生活保護を受けているものは対象外 ・就学前(3歳以上)から高校生世代以外の精神病床への入院は対象外 ・3歳未満は子ども医療を優先 (入院 500円/日・低所得の場合 300円/日→高校生世代まで自己負担なし 入院外 500円/月→高校生世代まで自己負担なし) (高校生以上の精神病床への入院は対象外→就学前(3歳以上)から高校生世代以外の精神病床への入院は対象外)	・高校生世代まで なし ・高校生世代終了後から 500円/日 低所得の場合 300円/日 (1医療機関あたり月20 日限度)	・高校生世代まで なし ・高校生世代終了後から 500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分
福岡県	うきは市 (*)	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及び児童 ・父子家庭の父及び児童 ・父母のいない児童 ・児童は小学校就学後から18歳の誕生日前日以後最初の3月31日まで ・生活保護を受けているものは対象外 (入院 500円/日→高校生世代まで自己負担なし 入院外 800円/月→高校生世代まで自己負担なし)	・高校生世代まで なし ・高校生世代終了後から 500円/日 (1医療機関あたり月7日 限度)	・高校生世代まで なし ・高校生世代終了後から 800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分
福岡県	久山町 (*)	子ども	81	・高校生世代まで(18歳の誕生日前日以後の最初の3月31日まで) ・生活保護を受けているものは対象外 ・所得制限なし (中学生世代まで→高校生世代までに拡大) (入院外 小学生世代から中学生世代まで 500円/月→小学生世代から高校生世代まで 500円/月)	なし	・0歳から 小学校就学前まで なし ・小学生世代から 高校生世代まで 500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分
福岡県	久山町 (*)	重度障がい者	80	・3歳以上 ・身体障がい者(身障手帳1・2級) ・精神障がい者(精神手帳1級) ・知的障がい者(療育手帳Aの認定) ・重複障がい者(知能指数36以上50以下かつ身障手帳3級) ・生活保護を受けているものは対象外 ・所得制限なし (入院 3歳から中学生世代まで自己負担なし→3歳から高校生世代まで自己負担なし)	・3歳から 高校生世代まで なし ・高校生世代終了後から 500円/日 (1医療機関あたり月10 日を限度) *低所得世帯の場合 300円/日	・3歳から 小学校就学前まで なし ・小学生世代以上 500円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分
福岡県	久山町 (*)	ひとり親家庭等	90	・母子家庭の母及びその児童 ・父子家庭の父及びその児童 ・父母のいない児童 ・児童は小学校就学後から18歳の誕生日以後最初の3月31日まで ・生活保護を受けているものは対象外 ・所得制限有り (入院 小学生世代から中学生世代まで自己負担なし→小学生世代から高校生世代まで自己負担なし) (入院外 小学生世代から中学生世代まで 500円/月→小学生世代から高校生世代まで 500円/月 高校生世代以上 800円/月→高校生世代終了後から 800円/月)	・小学生世代から 高校生世代まで なし ・高校生世代終了後から 500円/日 (1医療機関あたり月7日 限度)	・小学生世代から 高校生世代まで 500円/月 ・高校生世代終了後から 800円/月 (1医療機関あたり) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月	
					入院	入院外				
佐賀県	県内各市町	子ども	81	入院・入院外ともに就学前まで	レセプト単位に 上限1,000円/月まで	レセプト単位に 上限500円/日を月2回まで *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成24年 4月診療分	
佐賀県	佐賀市 (*)	子ども	81	*平成24年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大し、小学校就学後の入院外の自己負担額を変更 (小学校就学前まで→小学校卒業までに拡大) 入院・入院外ともに小学校卒業まで	レセプト単位に 上限1,000円/月まで	レセプト単位に 上限500円/日を月2回まで 薬局 小学校就学前まで: 自己負担なし 小学校就学後: 薬局単位に 上限500円/日を月2回まで	対象外	県内の医療機関等	平成29年 4月診療分	
佐賀県	唐津市 (*)			*平成24年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大し、小学校就学後の入院外の自己負担額を変更 (小学校就学前まで→中学校卒業までに拡大) 入院・入院外ともに中学校卒業まで		レセプト単位に 上限500円/日を月2回まで 薬局 小学校就学前まで: 自己負担なし 小学校就学後: レセプト単位に 上限500円/日を月2回まで				
佐賀県	鳥栖市 (*)			*平成24年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (入院:小学校就学前まで→18歳まで、入院外:小学校就学前まで→小学校卒業までに拡大) 入院:18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 入院外:小学校卒業まで	レセプト単位に 上限1,000円/月まで	レセプト単位に 上限500円/日を月2回まで *薬局での自己負担なし				
佐賀県	多久市 鹿島市 小城市 江北町 白石町 吉野ヶ里町 (*)			*平成24年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→中学校卒業までに拡大) 入院・入院外ともに中学校卒業まで						
佐賀県	伊万里市 武雄市 有田町 (*)			*平成24年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→中学校卒業までに拡大) 入院・入院外ともに中学校卒業まで	レセプト単位に 上限1,000円/月まで	小学校就学前まで: レセプト単位に 上限500円/日を月2回まで 小学校就学後: レセプト単位に 上限1,000円/月まで *薬局での自己負担なし				

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
佐賀県	嬉野市 神埼市 上峰町 大町町 太良町 みやき町 (*)	子ども	81	*平成24年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→18歳までに拡大) 入院・入院外ともに18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	レセプト単位に 上限1,000円/月まで	レセプト単位に 上限500円/日を 月2回まで *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	平成29年 4月診療分
佐賀県	基山町 (*)			*平成24年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (入院:小学校就学前まで→18歳まで、入院外:小学校就学前まで→中学校卒業までに拡大) 入院:18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 入院外:中学校卒業まで					
佐賀県	玄海町 (*)			*平成24年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→中学校卒業までに拡大) 入院・入院外ともに中学校卒業まで	小学校就学前まで: レセプト単位に 上限1,000円/月まで 小学校就学後: 自己負担なし	小学校就学前まで: レセプト単位に 上限500円/日を 月2回まで *薬局での自己負担なし 小学校就学後: 自己負担なし			
佐賀県	吉野ヶ里町 (*)	子ども	81	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学校卒業まで→18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者に拡大) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	レセプト単位に上限1,000 円/月まで	レセプト単位に上限500 円/日を月2回まで *薬局での自己負担なし	対象外	県内 医療機関等	平成31年 4月診療分
佐賀県	玄海町 (*)	子ども	81	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学校卒業まで→18歳までに拡大) ・入院・入院外ともに18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	小学校就学前まで: レセプト単位に 上限1,000円/月まで 小学校就学後: 自己負担なし	小学校就学前まで: レセプト単位に 上限500円/日を 月2回まで *薬局での自己負担なし 自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和元年 10月診療分
佐賀県	鳥栖市 (*)	子ども	81	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者→15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) ・入院:18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ・入院外:15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	レセプト単位に 上限1,000円/月まで	レセプト単位に 上限500円/日を 月2回まで *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和2年 4月診療分
佐賀県	基山町 (*)	子ども	81	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者→18歳に達する日以後における最初の3月31日までにある者に拡大) ・入院:18歳に達する日以後における最初の3月31日までにある者 ・外来:18歳に達する日以後における最初の3月31日までにある者	レセプト単位に 上限1,000円/月まで	レセプト単位に 上限500円/日を月2回ま で ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 4月診療分
佐賀県	武雄市 (*)	子ども	81	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳に達する日以後の最初の3月31日まで→18歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大) 入院・入院外ともに18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	レセプト単位に 上限1,000円/月まで	小学校就学前まで: レセプト単位に 上限500円/日を 月2回まで 小学校就学後: レセプト単位に 上限1,000円/月まで *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和3年 7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
佐賀県	佐賀市 (*)	子ども	81	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校卒業まで→中学校卒業まで(15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるもの)に拡大) 入院・入院外ともに中学校卒業まで(15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるもの)	レセプト単位に 上限1,000円/月まで	レセプト単位に 上限500円/日を 月2回まで 薬局 小学校就学前まで: 自己負担なし 小学校就学後: 薬局単位に 上限500円/日を 月2回まで	対象外	県内の 医療機関等	令和4年 1月診療分
佐賀県	基山町 (*)	子ども	81	*令和3年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担額の撤廃 (入院レセプト単位に上限1,000円/月まで→なし、入院外レセプト単位に上限500円/日を月2回まで→なし) ・入院:18歳に達する日以後における最初の3月31日までにある者 ・外来:18歳に達する日以後における最初の3月31日までにある者	なし		対象外	県内の 医療機関等	令和4年 4月診療分
佐賀県	上峰町 (*)	子ども	81	*平成29年4月診療分から受託内容及び名称を変更している子ども医療について、助成内容を拡大 (小学校就学前まで→18歳までに拡大) 入院・入院外ともに18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	レセプト単位に 上限1,000円/月まで →全額補助	レセプト単位に 上限500円/日を月2回ま で →全額補助 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
佐賀県	鹿島市 (*)	子ども	81	*平成29年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学校卒業まで→高校卒業まで) 入院・入院外ともに高校卒業まで	レセプト単位に 上限1,000円/月まで	レセプト単位に 上限500円/日を月2回ま で *薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 4月診療分
佐賀県	有田町 (*)	子ども	81	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学校卒業まで→18歳までに拡大) ・入院・入院外ともに18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者	レセプト単位に 上限1,000円/月まで	小学校就学前まで: レセプト単位に 上限500円/日を 月2回まで 小学校就学後: レセプト単位に 上限1,000円/月まで ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
佐賀県	白石町 (*)	子ども	81	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学校卒業まで→18歳までに拡大) ・入院・入院外ともに18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者	レセプト単位に 上限1,000円/月まで	レセプト単位に 上限500円/日を月2回ま で ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和5年 10月診療分
佐賀県	伊万里市 (*)	子ども	81	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、小学校就学前の自己負担額を変更 (入院:レセプト単位に上限1,000円/月まで→小学校就学前までは自己負担なし) (入院外:小学校就学前まではレセプト単位に上限500円/日を月2回まで→小学校就学前までは自己負担なし) ・入院・入院外ともに中学校卒業まで	小学校就学前まで: 自己負担なし 小学校就学後: レセプト単位に 上限1,000円/月まで	小学校就学前まで: 自己負担なし 小学校就学後:レセプト 単位に 上限1,000円/月まで ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 4月診療分
佐賀県	唐津市 (*)	子ども	81	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学校卒業まで→18歳までに拡大) ・入院・入院外ともに18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者	レセプト単位に 上限1,000円/月まで	レセプト単位に 上限500円/日を月2回ま で 薬局 小学校就学前まで: 自己負担なし 小学校就学後: レセプト単位に 上限500円/日を月2回ま で	対象外	県内の 医療機関等	令和6年 7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
佐賀県	小城市 (*)	子ども	81	入院・入院外ともに18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者 (年齢: 中学校卒業まで→18歳までに拡大)	レセプト単位に 上限1,000円/月まで	レセプト単位に 上限500円/日を月2回まで ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分
佐賀県	江北町 (*)	子ども	81	入院・入院外ともに18歳に達した日以後における最初の3月31日までの間にある者 (年齢: 中学校卒業まで→18歳までに拡大) (自己負担額: 入院 レセプト単位に上限1,000円/月まで→なし、入院外 レセプト単位に上限500円/日を月2回まで→なし)	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象 医療機関等	受託開始 年月
					入院	入院外			
長崎県	県内 各市町村	被爆体験者 精神影響等 調査研究	86	被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する特定の精神疾患又は関連する身体症状・心身症に 対する医療費の自己負担分の給付	なし		食事標準 負担額を助成	県内の 医療機関等	平成14年 6月診療分
長崎県	長崎市								
長崎県	長崎市	乳幼児	80	1. 小学校就学前まで(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) 2. 国の公費負担医療制度が適用される場合は、償還払いとする (国公費の3者併用分はなし)	保険医療機関ごとに、1日上限800円 (月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし		対象外	市内の 医療機関等	平成19年 4月診療分
長崎県	佐世保市	乳幼児	80	1. 小学校就学前まで(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) 2. 国の公費負担医療制度が適用される場合は、償還払いとする(国公費の3者併用分はなし)	保険医療機関ごとに、1日上限800円 (月額上限1,600円) ※保険薬局での自己負担なし		対象外	原則として、市内の医 療機関等	平成22年 10月診療分
長崎県	諫早市	乳幼児	80	1. 小学校就学前まで(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) 2. 国の公費負担医療制度が適用される場合は、償還払いとする(国公費の3者併用分はなし)			対象外	市内の医療機関等及び市外の医療機関等 のうち諫早市と協定を 締結した医療機関等	
長崎県	長崎市	ひとり親	81	1. 20歳未満の子を現に監護する母子家庭の母及び父子家庭の父 2. 母子家庭の子、父子家庭の子及び父母のいない子で、小学校就学児から18歳未満(高校在学中は、20歳 未満)の者	保険医療機関ごとに、1日上限800円 (月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし		対象外	原則として、市内の医 療機関等	平成22年 12月診療分
長崎県		寡婦	82	60歳から70歳未満のひとり暮らしの者 (入院のみ)	保険医療機関ごとに 1日1,200円				
長崎県		重度 心身障害者	87	重度心身障害者(身体障害者手帳1級、2級又は療育手帳A1、A2所持者) (中度心身障害者(身体障害者手帳3級又は療育手帳B1所持者)は償還払いのみ)	保険医療機関ごとに、1日上限800円 (月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし				
長崎県	長崎市 (*)	乳幼児	80	*平成19年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象者を拡大 国の公費負担医療制度が適用される場合は、償還払いとする→現物給付となる (国公費の3者併用分はなし)→(国公費の3者併用分あり) ・小学校就学前まで(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	保険医療機関ごとに、1日上限800円 (月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし		対象外	市内の 医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
長崎県	17市町※1	乳幼児	80	・小学校就学前まで(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	【医科・歯科分】 保険医療機関ごとに、1日上限800円 (月額上限1,600円) ・ただし、保険薬局での自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	平成23年 4月診療分
長崎県	杓岐市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	県の基準の自己負担額を助成 ・0歳から3歳未満の時間内(通常時間内に受診したもの)	なし		対象外	杓岐市内の医療機関等	
長崎県	五島市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	80	県の基準の自己負担額を助成 ・0歳から3歳未満の時間内(通常時間内に受診したもの)	なし		対象外	五島市内の医療機関等	
長崎県	長崎市(＊)	乳幼児	80	*平成22年12月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、対象医療機関を拡大 (市内の医療機関等→県内の医療機関等に拡大) ・小学校就学前まで(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	保険医療機関ごとに、 1日上限800円 (月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	
長崎県	佐世保市(＊)	乳幼児	80	*平成22年10月診療分から受託している乳幼児医療について、対象者及び対象医療機関を拡大 国の公費負担医療制度が適用される場合は、償還払いとする→現物給付となる (国公費の3者併用分はなし)→(国公費の3者併用分あり) (市内の医療機関等→県内の医療機関等に拡大) ・小学校就学前まで(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)					
長崎県	諫早市(＊)	乳幼児	80	*平成22年10月診療分から受託している乳幼児医療について、対象者及び対象医療機関を拡大 国の公費負担医療制度が適用される場合は、償還払いとする→現物給付となる (国公費の3者併用分はなし)→(国公費の3者併用分あり) (市内の医療機関等及び諫早市と協定を締結した市外の医療機関等→県内の医療機関等に拡大) ・小学校就学前まで(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)					
長崎県	長崎市	重度心身障害者 (精神通院)	88	重度心身障害者(精神障害者保健福祉手帳1級所持者) (入院外のみ)		保険医療機関ごとに、1 日上限800円(月額上限 1,600円) *保険薬局での自己負担 なし		原則として、市内 の医療機関等	平成25年 10月診療分
長崎県	長崎市(＊)	子ども	80	*平成23年4月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→小学校卒業まで) ・小学校卒業まで(満12歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	保険医療機関ごとに 1日上限800円 (月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児： 県内の医療機関等 小学生： 市内の医療機関等	平成28年 4月診療分
長崎県	対馬市(＊)	こども	80	*平成23年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→中学校卒業までに拡大) ・中学校卒業まで(満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	【医科・歯科分】 保険医療機関ごとに、1日上限800円 (月額上限1,600円) ・ただし、保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児： 県内の医療機関等 小学生及び中学生： 市内の医療機関等	平成28年 10月診療分

※1 島原市、平戸市、松浦市、対馬市、杓岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、川棚町、波佐見町、東彼杓町、小値賀町、佐々町、新上五島町

※1 島原市、平戸市、松浦市、対馬市、杵岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、川棚町、波佐見町、東彼杵町、小値賀町、佐々町、新上五島町

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
長崎県	平戸市 (*)	乳幼児及び子ども	80	*平成23年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→中学校卒業までに拡大) ・中学校卒業まで(満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	保険医療機関ごとに、1日上限800円 (月額上限1,600円) ・ただし、保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児： 県内の医療機関等 小学生及び中学生： 市内の医療機関等	平成29年 4月診療分
長崎県									
長崎県	長崎市 (*)	子ども	80	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院の対象年齢を拡大 (入院：小学校卒業まで→中学校卒業まで) 入 院：中学校卒業まで(15歳到達後の最初の3月31日受診分まで) 入院外：小学校卒業まで(12歳到達後の最初の3月31日受診分まで)	保険医療機関ごとに 1日上限800円 (月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児： 県内の医療機関等 小学生及び中学生： 市内の医療機関等	平成29年 10月診療分
長崎県	長崎市 (*)	子ども	80	*平成29年10月診療分から助成内容を変更している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (入院外：小学校卒業まで→中学校卒業までに拡大) ・中学校卒業まで(満15歳到達後の最初の3月31日受診分まで)	保険医療機関ごとに 1日上限800円 (月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児： 県内の医療機関等 小学生及び中学生： 市内の医療機関等	平成30年 10月診療分
長崎県	佐々町 (*)	乳幼児・子ども	80	*平成23年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→高校卒業等までに拡大) ・高校卒業等まで(満18歳到達後の最初の3月31日受診分まで。)	保険医療機関ごとに 1日上限800円 (月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児： 県内の医療機関等 小学生、中学生及び 高校生等： 佐々町・松浦市・平戸市・小値賀町の医療機関等	
長崎県	大村市	乳幼児	80	・小学校就学前まで(満6歳到達後の最初の3月31日受診分まで)	保険医療機関ごとに 1日上限800円 (月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし		対象外	県内の 医療機関等	平成31年 1月診療分
長崎県	長与町 (*)	乳幼児・こども	80	*平成23年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→中学校卒業まで) 中学校卒業まで(満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	保険医療機関ごとに、1日上限800円 (月額上限1,600円) ・保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児： 県内の医療機関等 小学生及び中学生： 長与町、時津町、長崎市及び西海市の医療機関等	令和2年 4月診療分
長崎県	時津町 (*)	乳幼児・子ども	80	*平成23年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→中学校卒業まで) 中学校卒業まで(満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	保険医療機関ごとに1日上限800円 (月額上限1,600円) ・保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児： 県内の医療機関等 小学生及び中学生： 長与町、時津町、長崎市及び西海市の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
長崎県	長崎市 (*)	子ども	80	*平成30年10月診療分から助成内容を変更している子ども医療について、小学生及び中学生の対象医療機関等を拡大 (小学生及び中学生:市内の医療機関等→長崎市、諫早市、西海市、長与町及び時津町の医療機関等) ・中学校卒業まで(満15歳到達後の最初の3月31日受診分まで)	保険医療機関ごとに 1日上限800円 (月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児: 県内の医療機関等 小学生及び中学生: 長崎市、諫早市、西海市、長与町及び時津町の医療機関等	令和3年 10月診療分
長崎県		ひとり親	81	*平成22年12月診療分から受託しているひとり親医療について、対象医療機関等を拡大 (原則として、市内の医療機関等→長崎市、諫早市、西海市、長与町及び時津町の医療機関等) 1.20歳未満の子を現に監護する母子家庭の母及び父子家庭の父 2.母子家庭の子、父子家庭の子及び父母のいない子で、小学校就学児から18歳未満(高校在学中は、20歳未満)の者	保険医療機関ごとに 1日上限800円 (月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし		対象外	長崎市、諫早市、西海市、長与町及び時津町の医療機関等	令和3年 10月診療分
長崎県	西海市 (*)	乳幼児・こども	80	*平成23年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大及び対象医療機関を変更 (乳幼児医療→乳幼児・こども医療) (小学校就学前まで→高校生相当までに拡大) (県内の医療機関等→未就学児:県内の医療機関等 小学生、中学生及び高校生においては西海市・長与町及び時津町の医療機関等が対象) ・高校生相当まで(満18歳の誕生日以後最初に到来する3月31日までの者)	保険医療機関ごとに 1日上限800円 (月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児: 県内の医療機関等 小学生、中学生及び高校生: 西海市・長与町及び時津町の医療機関等	令和4年 4月診療分
長崎県	佐世保市	ひとり親	81	1.20歳未満の子を現に監護する母子家庭の母及び父子家庭の父 2.母子家庭の子、父子家庭の子及び父母のいない子で、小学校就学児から18歳未満(高校在学中は、20歳未満)の者	保険医療機関ごとに、 1日上限800円 (月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし		対象外	市内の 医療機関等	令和4年 10月診療分
長崎県	佐世保市 (*)	小中学生	80	*令和4年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→中学校卒業まで) ・中学校卒業まで(満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	保険医療機関ごとに 1日上限800円 (月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児: 県内の医療機関等 小中学生: 市内の医療機関等	令和4年 10月診療分
長崎県	諫早市 (*)	小中学生	80	*令和4年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→中学校卒業まで) ・中学校卒業まで(満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	保険医療機関ごとに 1日上限800円 (月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児: 県内の医療機関等 小中学生: 市内の医療機関等	令和4年 10月診療分
長崎県	諫早市 (*)	乳幼児・小中学生	80	*令和4年10月診療分から助成内容を変更した小中学生福祉医療について、対象医療機関を拡大 (小中学生:市内の医療機関等→諫早市・長崎市・大村市・雲仙市・島原市・南島原市・西海市・時津町・長与町・東彼杵町・川棚町及び波佐見町の医療機関等が対象) ・中学校卒業まで(満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	保険医療機関ごとに 1日上限800円 (月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児: 県内の医療機関等 小中学生: 諫早市・長崎市・大村市・雲仙市・島原市・南島原市・西海市・時津町・長与町・東彼杵町・川棚町及び波佐見町の医療機関等	令和4年 12月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
長崎県	西海市 (*)	乳幼児・こども	80	*令和4年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児・こども福祉医療について、対象医療機関を拡大 (小学生、中学生及び高校生において、西海市・長与町及び時津町の医療機関等→西海市・長与町・時津町・長崎市及び佐世保市の医療機関等が対象)	保険医療機関ごとに 1日上限800円 (月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児： 県内の医療機関等 小学生、中学生及び高校生： 西海市・長与町・時津町・長崎市及び佐世保市の医療機関等	令和5年 4月診療分
長崎県	時津町 (*)	乳幼児・子ども	80	*令和2年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児・子ども福祉医療について、対象年齢を拡大 (中学校卒業まで→高校卒業までに拡大) ・高校卒業まで(満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	保険医療機関ごとに 1日上限800円 (月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児： 県内の医療機関等 小学生、中学生及び高校生： 長与町・時津町・長崎市及び西海市の医療機関等	令和5年 4月診療分
長崎県	佐々町 (*)	乳幼児・子ども	80	*平成30年10月診療分から助成内容及び名称を変更した乳幼児・子ども福祉医療について、対象医療機関を拡大 (小学生、中学生及び高校生において、佐々町・松浦市・平戸市・小値賀町の医療機関等→佐々町・松浦市・平戸市・小値賀町及び佐世保市の医療機関等が対象)	保険医療機関ごとに 1日上限800円 (月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児： 県内の医療機関等 小学生・中学生及び高校生等： 佐々町・松浦市・平戸市・小値賀町及び佐世保市の医療機関等	令和5年 4月診療分
長崎県	松浦市	ひとり親	81	1. 20歳未満の子を現に監護する母子家庭の母及び父子家庭の父 2. 母子家庭の子、父子家庭の子及び父母のいない子で、小学校就学児から18歳未満(高校在学中は、20歳未満)の者	保険医療機関ごとに、1日上限800円 (月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし		対象外	原則として、 市内の医療機関等	令和5年 10月診療分
長崎県	大村市	障害者	87	特別児童扶養手当の所得制限に準じ対象となる小中学生 (中学校卒業まで(満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)) ※ 高校生以上は償還払い	保険医療機関ごとに、1日上限800円 (月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし		対象外	大村市、諫早市、東彼杵町、川棚町及び波佐見町の医療機関等	令和5年 10月診療分
長崎県	島原市 (*)	乳幼児及び子ども	80	*平成23年4月診療分から受託している乳幼児医療において、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前→中学校卒業までに拡大) 中学校卒業まで(満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	保険医療機関ごとに 1日上限800円 (月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児： 県内の医療機関等 小中学生： 島原市、雲仙市、南島原市、長崎市、諫早市、大村市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、長与町及び時津町の医療機関等	令和5年 10月診療分
長崎県	大村市 (*)	子ども	80	*平成31年1月診療分から受託している乳幼児医療において、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前→中学校卒業までに拡大) 中学校卒業まで(満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	保険医療機関ごとに 1日上限800円 (月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児： 県内の医療機関等 小中学生： 大村市、諫早市、東彼杵町、川棚町及び波佐見町医療機関等	令和5年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
長崎県	松浦市 (*)	子ども	80	*平成23年4月診療分から受託している乳幼児医療において、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前 → 中学校卒業までに拡大) 中学校卒業まで(満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	保険医療機関ごとに 1日上限800円 (月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児： 県内の医療機関等 小中学生： 市内の医療機関等	令和5年 10月診療分
長崎県	雲仙市 (*)	乳幼児及び子ども	80	*平成23年4月診療分から受託している乳幼児医療において、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前 → 中学校卒業までに拡大) 中学校卒業まで(満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	保険医療機関ごとに 1日上限800円 (月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児： 県内の医療機関等 小中学生： 雲仙市、島原市、南島原市、長崎市、諫早市、大村市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、長与町及び時津町の医療機関等	令和5年 10月診療分
長崎県	南島原市 (*)	乳幼児及び子ども	80	*平成23年4月診療分から受託している乳幼児医療において、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前 → 中学校卒業までに拡大) 中学校卒業まで(満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	保険医療機関ごとに 1日上限800円 (月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児： 県内の医療機関等 小中学生： 南島原市、島原市、雲仙市、長崎市、諫早市、大村市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、長与町及び時津町の医療機関等	令和5年 10月診療分
長崎県	波佐見町 (*)	乳幼児・こども	80	*平成23年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)→高校卒業まで(満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)) ・高校卒業まで(満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	保険医療機関ごとに 1日上限800円 (月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児： 県内の医療機関等 小学生、中学生及び高校生： 大村市、東彼杵町、川棚町及び波佐見町の医療機関等	令和6年 1月診療分
長崎県	松浦市 (*)	子ども	80	*令和5年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療機関を拡大 (小学生及び中学生：市内の医療機関等→松浦市、佐世保市、平戸市及び佐々町の医療機関等が対象) 中学校卒業まで(満15歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	保険医療機関ごとに 1日上限800円 (月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児： 県内の医療機関等 小中学生： 松浦市、佐世保市、平戸市及び佐々町の医療機関等	令和6年 3月診療分
長崎県	松浦市 (*)	ひとり親	81	*令和5年10月診療分から受託しているひとり親医療について、対象医療機関を拡大 (原則：市内の医療機関等→松浦市、佐世保市、平戸市及び佐々町の医療機関等が対象) 1. 20歳未満の子を現に監護する母子家庭の母、父子家庭の父及び父母のいない児童を監護する養育者 2. 母子家庭の子、父子家庭の子及び父母のいない子で、小学校就学児から18歳未満(高校在学中は、20歳未満)の者	保険医療機関ごとに、1日上限800円 (月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし		対象外	原則として、 松浦市、佐世保市、平戸市及び佐々町の医療機関等	令和6年 3月診療分
長崎県	東彼杵町 (*)	乳幼児・こども	80	*平成23年4月診療分から受託している乳幼児医療において、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (小学校就学前(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)→高校生相当(満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)) ・高校生相当(満18歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで)	保険医療機関ごとに 1日上限800円 (月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし	保険医療機関ごとに 1日上限800円 (月額上限1,600円) *保険薬局での自己負担なし	対象外	未就学児： 県内の医療機関等 小学生、中学生及び高校生： 大村市、東彼杵町、川棚町及び波佐見町の医療機関等	令和6年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
長崎県	佐世保市（＊）	小中学生	80	* 令和4年10月診療分から助成内容を変更した小中学生福祉医療において、対象医療機関等を拡大（小学生及び中学生においては、市内の医療機関等→佐世保市、平戸市、松浦市、北松浦郡小値賀町及び北松浦郡佐々町の医療機関等に拡大）	保険医療機関ごとに 1日上限800円 （月額上限1,600円） * 保険薬局での自己負担なし		対象外	未就学児：県内の医療機関等 小中学生：佐世保市、平戸市、松浦市、北松浦郡小値賀町及び北松浦郡佐々町の医療機関等	令和6年 10月診療分
長崎県	佐世保市（＊）	ひとり親	81	* 令和4年10月診療分から受託しているひとり親家庭等福祉医療において、対象医療機関等を拡大（市内の医療機関等→佐世保市、平戸市、松浦市、北松浦郡小値賀町及び北松浦郡佐々町の医療機関等に拡大）	保険医療機関ごとに、1日上限800円 （月額上限1,600円） * 保険薬局での自己負担なし		対象外	佐世保市、平戸市、松浦市、北松浦郡小値賀町及び北松浦郡佐々町の医療機関等	令和6年 10月診療分
長崎県	県内各市町村	第二種健康診断 特例区域治療支援事業	86	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律附則第17条の規定により、原子爆弾が投下された際、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令別表第4に掲げる区域に在り、法第7条の規定の適用について被爆者とみなされた者であって、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則附則第2条の規定により第二種健康診断受診者証の交付を受けた者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（一般疾病医療）に準ずる）	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年 12月診療分
長崎県	長崎市	第二種健康診断 特例区域治療支援事業	86	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律附則第17条の規定により、原子爆弾が投下された際、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令別表第4に掲げる区域に在り、法第7条の規定の適用について被爆者とみなされた者であって、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則附則第2条の規定により第二種健康診断受診者証の交付を受けた者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（一般疾病医療）に準ずる）	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年 12月診療分
長崎県	雲仙市（＊）	子ども	80	* 令和5年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児及び小中学生医療において、制度名を変更し、対象年齢を拡大（中学校卒業まで → 高校生世代までに拡大） （高等学校卒業まで（満18歳になった日以後の最初の3月31日まで）	保険医療機関ごとに 1日上限800円 （月額上限1,600円） * 保険薬局での自己負担なし	保険医療機関ごとに 1日上限800円 （月額上限1,600円） * 保険薬局での自己負担なし	対象外	未就学児：県内の医療機関等 小中学生及び高校生世代：雲仙市、島原市、南島原市、長崎市、諫早市、大村市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、長与町及び時津町の医療機関等	令和7年 1月診療分
長崎県	松浦市（＊）	子ども	80	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （年齢：15歳まで→18歳までに拡大）	保険医療機関ごとに 1日上限800円 （月額上限1,600円）	保険医療機関ごとに 1日上限800円 （月額上限1,600円） * 保険薬局での自己負担なし	対象外	未就学児：県内の医療機関等 小中学生：松浦市、佐世保市、平戸市及び佐々町の医療機関等 高校生：市内の医療機関等	令和7年 4月診療分
長崎県	杵岐市（＊）	乳幼児・こども	80	15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （年齢：6歳まで→15歳までに拡大） （制度名：乳幼児→乳幼児・こども（小・中学生））	0歳から3歳未満：なし 3歳から15歳：保険医療機関ごとに 1日上限800円 （月額上限1,600円）	保険医療機関ごとに 1日上限800円 （月額上限1,600円） * 保険薬局での自己負担なし * 0歳から3歳未満は市内の医療機関を受診した場合、自己負担なし	対象外	未就学児：県内の医療機関等 小中学生：市内の医療機関等	令和7年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
熊本県	上天草市	乳幼児	80	小学校就学前まで(満6歳の誕生日後の最初の3月31日受診分まで) (ただし、生活保護法の適用を受けている者は、対象としない)	なし		対象外	市内の医療機関等	平成19年4月診療分
熊本県	湯前町							人吉・球磨地域の医療機関等	
熊本県	水上村	乳幼児	80	満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (共済組合及び自衛官等に係る医療保険の者については、対象外とする。)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成20年4月診療分
熊本県	和水町	乳幼児等	80	・満9歳の誕生日以後の最初の3月31日までの者 ・多子世帯(子供3人以上)の家族については、12歳の誕生日後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者等一部対象としない)	なし		対象外	熊本市、荒尾市、玉名市、山鹿市、玉東町、和水町、南関町、長洲町及び植木町の保険医療機関等	平成20年5月診療分
熊本県	大津町	こども医療費	80	満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない) *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の医療機関等	平成20年6月診療分
熊本県	長洲町	乳幼児	80	満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない) *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の医療機関等	平成20年11月診療分
熊本県	湯前町(*)	乳幼児等	80	*平成19年4月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢の拡大 (6歳まで→9歳までに拡大) 小学校3年生までの乳幼児等(満9歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者)	なし		対象外	人吉・球磨地域の医療機関等	平成21年4月診療分
熊本県	益城町	こども医療	80	満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の医療機関等	平成21年6月診療分
熊本県	和水町(*)	乳幼児等 (県の事業の上乗せ分)	80	*平成20年5月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢の拡大 (9歳まで→15歳までに拡大) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者等一部対象としない)	なし		対象外	熊本市、荒尾市、玉名市、山鹿市、玉東町、和水町、南関町、長洲町及び植木町の保険医療機関等	
熊本県	長洲町(*)	子ども医療費	80	*平成20年11月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢の拡大 (6歳まで→9歳までに拡大) 満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない) *入院は対象外(償還払い) *対象年齢の拡大は7月から。7月分については、原則、償還払いにより助成。		なし		県内の医療機関等	平成21年8月診療分
熊本県	宇城市	乳幼児	80	満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の医療機関等	平成22年4月診療分
熊本県	嘉島町	乳幼児・児童	80	満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の医療機関等	
熊本県	多良木町	乳幼児等	80	満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *入院は対象外(償還払い)		なし		多良木町内の医療機関等	
熊本県	益城町(*)	子ども	80	*平成21年6月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院は対象外(償還払い) ・中学校3年生まで(満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)		なし		県内の医療機関等	
熊本県	上天草市(*)	子ども	80	*平成19年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (小学校就学前まで→小学校3年生までに拡大) ・小学校3年生まで(満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの者)	なし		対象外	上天草市内の医療機関等	
熊本県	西原村	子ども	80	満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *入院は対象外(償還払い)		なし	対象外	県内の医療機関等	平成22年7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
熊本県	宇土市	乳幼児及びこども	80	乳幼児医療 ・0歳から満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、入院は対象外とする。) こども医療 ・満6歳に達する日以後の最初の4月1日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの者(ただし、入院は対象外とする。)		乳幼児医療: 自己負担なし こども医療: 1月1医療機関・薬局毎に上限1,000円の自己負担		乳幼児医療: 県内の医療機関等 こども医療: 宇土市内の医療機関等	平成23年 4月診療分
熊本県	嘉島町 (*)	子ども	80	平成22年4月診療分から受託している乳幼児・児童医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (12歳→15歳まで拡大) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の医療機関等	
熊本県	湯前町 (*)	乳幼児等	80	*平成21年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、対象年齢の拡大 (9歳→12歳まで拡大) 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	人吉・球磨地域の保険医療機関等	
熊本県	西原村 (*)	子ども	80	*平成22年7月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢の拡大 (9歳→12歳まで拡大) 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の医療機関等	
熊本県	南関町	こども	80	満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 ただし、生活保護法による保護を受けている者を除く *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の医療機関等	平成23年 9月診療分
熊本県	和水町 (*)	乳幼児	80	*平成21年6月診療分から助成内容を変更した乳幼児について、対象年齢及び対象医療機関を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) (一部市町村※の医療機関等※→県内の医療機関等に拡大) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までにいるもの ※旧対象市町村(熊本市・荒尾市・玉名市・山鹿市・玉東町・和水町・南関町・長洲町及び植木町の医療機関等) ただし、1医療機関等における同一月内の一部負担金が21,000円以上の場合には対象外(償還払い)とする。	なし		対象外		
熊本県	玉東町	子ども	80	満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者 ただし、生活保護法による保護を受けている者を除く *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の医療機関等	平成23年 10月診療分
熊本県	長洲町 (*)	子ども	80	*平成21年8月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (9歳→12歳までに拡大) 12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者		なし		県内の医療機関等	平成24年 4月診療分
熊本県	荒尾市	乳幼児	80	満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法による保護を受けている者を除く) *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の医療機関等	平成24年 10月診療分
熊本県	八代市	乳幼児	80	満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法による保護を受けている者を除く) *入院は対象外(償還払い) *1医療機関における月の一部負担金が21,000円以上は、対象外(償還払い)		なし			
熊本県	宇城市 (*)	こども	80	乳幼児: 満6歳に達する日以後の最初の3月31日までにいる者 (ただし、入院は対象外とする。)		なし		県内の医療機関等	
熊本県				児童: *平成22年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(6歳まで→9歳までに拡大) 満6歳に達する以後の最初の3月31日の翌日から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までにいる者 (ただし、入院は対象外とする。)		1月1医療機関・薬局毎に上限1,000円の自己負担		宇城市内の医療機関等	
熊本県	氷川町	児童	80	満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない) *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の医療機関等	平成25年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
熊本県	西原村（＊）	子ども	80	平成23年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（12歳まで→15歳までに拡大） 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者（中学3年生まで） ＊入院は対象外（償還払い）		なし		県内の医療機関等	平成25年 4月診療分
熊本県	多良木町（＊）	乳幼児等	80	平成22年4月診療分から受託している乳幼児等医療について、対象年齢を拡大（12歳まで→15歳までに拡大） 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ＊入院は対象外（償還払い）		なし		多良木町内の医療機関等	
熊本県	山鹿市	子ども	80	満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象外。） ＊入院は対象外（償還払い）		なし		県内の医療機関等	平成25年 10月診療分
熊本県	宇土市（＊）	乳幼児及びこども	80	＊平成23年4月診療分から受託しててこども医療について、対象年齢を拡大（9歳まで→12歳までに拡大） 乳幼児医療 満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、入院は対象外とする。） こども医療 ・満6歳に達する日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者（ただし、入院は対象外とする。）		乳幼児医療： 自己負担なし こども医療： 1月1医療機関・薬局毎に上限1,000円の自己負担		乳幼児医療： 県内の医療機関等 こども医療： 宇土市内の医療機関等	
熊本県	八代市（＊）	こども	80	＊平成24年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大（6歳まで→9歳までに拡大） 満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ＊1医療機関における月の一部負担金が21,000円以上は対象外（償還払い） ＊入院は対象外（償還払い）		なし		県内の医療機関等	
熊本県	大津町（＊）	こども	80	＊平成20年6月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大（満12歳まで→満15歳までに拡大） ・満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者（中学校3年生まで） （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない） ＊入院は対象外（償還払い）		なし		県内の医療機関等	平成25年 12月診療分
熊本県	宇城市（＊）	こども	80	乳幼児： 満6歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者 （ただし、入院は対象外とする。）		なし		県内の医療機関等	平成26年 4月診療分
熊本県				児童： 平成24年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大（9歳まで→12歳までに拡大） 満6歳に達する以後の最初の3月31日の翌日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者 （ただし、入院は対象外とする。）		1月1医療機関・薬局毎に上限1,000円の自己負担		宇城市内の医療機関等	
熊本県	産山村	乳幼児・子ども	80	満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない） ＊入院は対象外（償還払い）		なし		県内の医療機関等	平成26年 7月診療分
熊本県	御船町	子ども	80	満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関における月の一部負担金が21,000円を超える場合は、対象外（償還払い）とする。 ＊入院は対象外（償還払い） ＊生活保護法の適用を受けている者は対象外		なし		県内の医療機関等	平成26年 8月診療分
熊本県				満6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関における月の一部負担金が21,000円を超える場合は、対象外（償還払い）とする。 ＊入院は対象外（償還払い） ＊生活保護法の適用を受けている者は対象外		1月1医療機関毎に上限1,000円 ＊薬局での自己負担なし			
熊本県	荒尾市（＊）	子ども	80	＊平成24年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大（満6歳まで→満9歳までに拡大） 満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、入院は対象外とする。）		なし		県内の医療機関等	平成26年 11月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
熊本県	相良村	子ども	80	満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない) *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の医療機関等	平成27年1月診療分
熊本県	山鹿市 (*)	子ども	80	*平成25年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (満12歳まで→満18歳までに拡大) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、入院は対象外とする。) *1医療機関における月の一部負担金が21,000円を超える場合は、対象外(償還払い)		なし		県内の医療機関等	平成27年1月診療分
熊本県	八代市 (*)	こども	80	*平成25年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大 (9歳まで→12歳までに拡大) 満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *1医療機関における月の一部負担金が21,000円以上は対象外(償還払い) *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の医療機関等	平成27年4月診療分
熊本県	玉東町 (*)	子ども	80	*平成23年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法による保護を受けている者を除く) *1医療機関における月の一部負担金が21,000円以上は対象外(償還払い) *入院は対象外(償還払い)		なし			
熊本県	長洲町 (*)	子ども	80	*平成27年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (満12歳まで→満15歳までに拡大) ・満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、生活保護法による保護を受けている者を除く *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の医療機関等	平成27年4月診療分
熊本県	上天草市 (*)	子ども	80	*平成19年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (満9歳まで→満12歳までに拡大) ・満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない	なし			上天草市内の医療機関等	平成27年6月診療分
熊本県	産山村 (*)	乳幼児・児童・生徒	80	*平成26年7月診療分から受託している乳幼児・子ども医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (満15歳まで→満18歳までに拡大) ・満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 (ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない) *入院は対象外(償還払い)		なし		県内の医療機関等	
熊本県	湯前町 (*)	子ども	80	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (満12歳まで→満15歳までに拡大) ・満15歳に達する日以降の最初の3月31日までの者	なし		対象外	人吉・球磨地域の医療機関等	平成27年9月診療分
熊本県	菊池市	子ども	80	満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関における月の一部負担金が21,000円を超える場合は対象外(償還払い)とする。 *入院は対象外(償還払い) *生活保護法の適用を受けている者は対象外		なし		県内の医療機関等	平成27年10月診療分
熊本県	菊陽町	子ども	80	満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関における月の一部負担金が20,000円を超える場合は対象外(償還払い)とする。 *入院は対象外(償還払い)		0歳から3歳までの者： 自己負担なし 4歳の誕生日月の翌月から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者： 1月1医療機関毎に上限500円 の自己負担 (調剤薬局を除く)		県内の医療機関等	平成28年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
熊本県	美里町	こども	80	満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、入院・外来ごとに1医療機関における月の一部負担金が21,000円を超える場合は対象外（償還払い）とする。 *生活保護法の適用を受けている者は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年 4月診療分
熊本県	荒尾市（*）	子ども	80	*平成26年11月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大し、自己負担額を変更（満9歳まで→満12歳までに拡大） （満9歳に達する日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者：1月1医療機関・薬局毎に上限500円の自己負担） 満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、入院は対象外とする。）		満9歳に達する日以後の最初の3月31日まで： 自己負担なし 満9歳に達する日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで： 1月1医療機関・薬局毎に上限500円の自己負担			
熊本県	水上村（*）	こども	80	*平成20年4月診療分から受託している乳幼児医療について制度名を変更し、対象年齢を拡大（満15歳まで→満18歳までに拡大） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、共済組合及び自衛官等に係る医療保険の者については、対象外とする。）	なし		対象外		
熊本県	八代市（*）	こども	80	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（満12歳まで→満15歳までに拡大） 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *1医療機関における月の一部負担金が21,000円以上は対象外（償還払い）とする。 *入院は対象外（償還払い）		なし			
熊本県	宇城市（*）	こども	80	*平成26年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（満12歳まで→満15歳までに拡大） 乳幼児：満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 児童：満6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者 *入院は対象外（償還払い）		乳幼児：自己負担なし 児童：1月1医療機関・薬局毎に上限1,000円の自己負担		乳幼児： 県内の医療機関等 児童： 宇城市内の医療機関等	平成28年 10月診療分
熊本県	相良村（*）	子ども	80	*平成27年1月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大（満15歳まで→満18歳までに拡大） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない） *入院は対象外（償還払い）		なし		県内の医療機関等	
熊本県	宇土市（*）	乳幼児及びこども	80	*平成25年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢及び対象医療機関等を拡大（満12歳まで→満15歳までに拡大） （宇土市内の医療機関等→県内の医療機関等に拡大） 乳幼児医療 ・満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 こども医療 ・満6歳に達する日以後の最初の4月1日から、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 （ただし、入院は償還払いとする。）		乳幼児医療：自己負担なし こども医療： 1月1医療機関・薬局毎に上限1,000円の自己負担		県内の医療機関等	平成29年 1月診療分
熊本県	甲佐町	子ども	80	満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、入院・外来ごとに1医療機関における月の一部負担金が21,000円を超える場合は対象外（償還払い）とする。 *生活保護法の適用を受けている者は対象外	なし		対象外	県内の医療機関等	平成29年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
熊本県	多良木町（＊）	子ども	80	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大（満15歳まで→満18歳までに拡大） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *入院は対象外（償還払い）		なし		多良木町内の医療機関等	平成29年4月診療分
熊本県	上天草市（＊）	子ども	80	*平成27年6月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（満12歳まで→満15歳までに拡大） 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない	なし		対象外	上天草市内の医療機関等	平成29年6月診療分
熊本県	菊池市（＊）	子ども	80	*平成27年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大（満12歳まで→満15歳までに拡大） 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関における月の一部負担金が21,000円を超える場合は対象外（償還払い）とする。 *入院は対象外（償還払い） *生活保護法の適用を受けている者は対象外		なし		県内の医療機関等	平成29年12月診療分
熊本県	南阿蘇村	子ども	80	満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関における月の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外（償還払い）とする。 *入院は対象外（償還払い） *生活保護法の適用を受けている者は対象外		なし		県内の医療機関等	平成30年4月診療分
熊本県	宇城市（＊）	こども	80	*平成28年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象医療機関等を拡大（児童：市内の医療機関等→県内の医療機関等に拡大） 乳幼児：満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 児童：満6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者 *入院は対象外（償還払い）		乳幼児：自己負担なし 児童：1月1医療機関・薬局毎に上限1,000円の自己負担		県内の医療機関等	
熊本県	玉名市	子ども	80	満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関における月の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外（償還払い）とする。 *入院は対象外（償還払い）		なし		県内の医療機関等	平成30年10月診療分
熊本県	荒尾市（＊）	子ども	80	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療機関等を拡大（県内の医療機関等→県内の医療機関等及び福岡県大牟田市の医療機関等） 満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *入院は対象外（償還払い）		満9歳に達する日以後の最初の3月31日まで：自己負担なし 満9歳に達する日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで：1月1医療機関・薬局毎に上限500円の自己負担		熊本県内の医療機関等及び福岡県大牟田市の医療機関等	
熊本県	菊陽町（＊）	子ども	80	*平成28年4月診療分から受託している子ども医療について、自己負担額を変更（4歳の誕生日の翌月から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者：1月1医療機関毎に上限500円の自己負担→自己負担なし） 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関における月の一部負担金が20,000円を超える場合は対象外（償還払い）とする。 *入院は対象外（償還払い）		なし		県内の医療機関等	平成31年1月診療分
熊本県	氷川町（＊）	こども	80	*平成25年4月診療分から受託している児童医療について、名称を変更し対象年齢を拡大（15歳→18歳に拡大） 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者（生活保護法の適用を受けている者は対象としない） ・入院は対象外（償還払い）		なし		県内の医療機関等	平成31年4月診療分
熊本県	上天草市（＊）	子ども	80	*平成29年6月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳→18歳に拡大） 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、生活保護法の適用を受けている者は対象としない	なし		対象外	上天草市内の医療機関等	令和元年6月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
熊本県	湯前町（＊）	子ども	80	*平成27年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（満15歳まで→満18歳までに拡大） ・満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	なし		対象外	人吉・球磨地域の医療機関等	令和元年9月診療分
熊本県	八代市（＊）	こども	80	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（満15歳まで→満18歳までに拡大） ・満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ※1医療機関における月の一部負担金が21,000円以上の場合は、対象外（償還払い） ※入院は対象外（償還払い）とする		なし		県内の医療機関等	令和元年10月診療分
熊本県	錦町	子ども	80	満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関等における月の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外（償還払い）とする。 *入院は対象外（償還払い）		なし		県内の医療機関等	令和2年2月診療分
熊本県	水俣市	子ども	80	満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関等における月の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外（償還払い）とする。 *入院は対象外（償還払い）		なし		県内の医療機関等	令和2年4月診療分
熊本県	多良木町（＊）	子ども	80	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療費助成事業について、対象医療機関等を拡大（多良木町内の医療機関等→球磨郡・人吉市内の医療機関等） 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 *入院は対象外（償還払い）		なし		球磨郡・人吉市内の医療機関等	令和2年4月診療分
熊本県	合志市	こども	80	満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関等における月の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外（償還払い）とする。 *入院は対象外（償還払い）		なし		県内の医療機関等	令和2年10月診療分
熊本県	五木村	健やか子供	80	満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関等における月の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外（償還払い）とする。 *入院は対象外（償還払い）		なし		県内の医療機関等	令和2年10月診療分
熊本県	荒尾市（＊）	子ども	80	*平成30年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大し、入院外の一部負担金を変更（12歳→15歳まで） （一部負担金外来：満9歳に達する日以後の最初の3月31日まで：自己負担なし満9歳に達する日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで：1月1医療機関・薬局毎に上限500円の自己負担→なし） ・15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 *入院は対象外（償還払い）		なし	対象外	県内及び福岡県大牟田市所在医療機関	令和3年1月診療分
熊本県	南関町（＊）	子ども	80	*平成23年9月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大（15歳→18歳） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者		なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
熊本県	大津町（＊）	子ども	80	*平成25年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	対象外	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
熊本県	津奈木町	子ども	80	入 院:対象外 入院外:満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関等における月の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外(償還払い)とする。	対象外	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 4月診療分
熊本県	菊陽町 (*)	子ども	80	*平成31年1月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 日以降の最初の3月31日までの間にある者 ただし、1医療機関等における月の一部負担金が20,000円を超える場合は対象外(償還払い)とする。 *入院は対象外(償還払い)	対象外	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 4月診療分
熊本県	嘉島町 (*)	子ども	80	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 日以降の最初の3月31日までの間にある者	対象外	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 4月診療分
熊本県	御船町 (*)	子ども	80	*平成26年8月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大、自己負担の変更 (15歳まで→18歳までに拡大) (1医療機関ごとに1,000円に達するまで3割を負担→全額助成) *18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ただし、1医療機関等における月の一部負担金が21,000円を超える場合は対象外(償還払い)とする。	対象外	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 4月診療分
熊本県	甲佐町 (*)	子ども	80	*平成29年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) 日以降の最初の3月31日までの間にある者 ただし、1医療機関等における月の一部負担金が21,000円を超える場合は対象外(償還払い)とする。	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 4月診療分
熊本県	高森町	子ども	80	入 院:対象外 入院外:満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者	対象外	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
熊本県	益城町 (*)	子ども	80	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) *18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 *入院は対象外(償還払い)		なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
熊本県	多良木町 (*)	子ども	80	*令和2年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、対象地域を拡大 (球磨郡及び人吉市の医療機関等→県内の医療機関等に拡大) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関等における月の一部負担金が21,000円以上は対象外(償還払い)とする *入院は対象外(償還払い)		なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
熊本県	宇土市 (*)	子ども	80	*平成29年1月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療及び子ども医療について、制度を一本化し、自己負担額を全額助成 (小学生から中学生まで、1医療機関・薬局ごとに1,000円に達するまで3割を負担(1円単位)→なし *0歳から中学生まで	対象外	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 1月診療分
熊本県	合志市 (*)	子ども	80	*令和2年10月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (15歳まで→18歳までに拡大) *18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	対象外	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 1月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
熊本県	宇城市（＊）	こども	80	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ただし、1医療機関等における同一月内の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外（償還払い）とする。	対象外	1医療機関・薬局ごとに1,000円に達するまで3割を負担（1円単位）	対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
熊本県	菊池市（＊）	子ども	80	*平成29年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	対象外	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
熊本県	玉名市（＊）	子ども	80	*平成30年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	対象外	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
熊本県	西原村（＊）	子ども	80	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	対象外	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
熊本県	長洲町（＊）	子ども	80	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ただし、1医療機関等における同一月内の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外（償還払い）とする。	対象外	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
熊本県	球磨村	乳幼児	80	入 院: 対象外 入院外: 満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関等における月の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外（償還払い）とする。	対象外	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年10月診療分
熊本県	荒尾市（＊）	子ども	80	*令和3年1月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳まで→18歳までに拡大） ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ・入院は対象外（償還払い）	対象外	なし	対象外	県内及び福岡県大牟田市所在医療機関等	令和5年10月診療分
熊本県	宇城市	重度心身障がい者	85	身体障害者手帳1から2級の交付を受けている者 療育手帳A1からA2の交付を受けている者 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者	1医療機関毎に月2,040円を上限	1医療機関・薬局及び訪問看護ステーション毎に1,020円を上限	対象外	県内の医療機関等	令和6年1月診療分
熊本県	天草市	子ども	80	満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関等における月の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外（償還払い）とする。	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年1月診療分
熊本県	天草市	ひとり親家族等	83	ひとり親家庭などの父または母（扶養する児童が20歳に達する誕生日まで）や児童（18歳に到達した日以降の最初の3月31日まで） ただし、1医療機関等における月の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外（償還払い）とする。	保険診療における一部負担金の3分の1		対象外	県内の医療機関等	令和6年1月診療分
熊本県	あさぎり町	子ども	80	入 院: 対象外 入院外: 満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関等における月の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外（償還払い）とする。	対象外	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年1月診療分
熊本県	宇土市（＊）	子ども	80	*令和5年1月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（15歳到達後の年度末まで→18歳までに拡大） 入 院: 対象外 入院外: 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 ただし、1医療機関等における同一月内の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外（償還払い）とする。	対象外	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年1月診療分
熊本県	苓北町	子ども	80	満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関等における同一月内の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外（償還払い）とする。	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年6月診療分
熊本県	苓北町	重度心身障がい者	85	満18歳以上 身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている者 療育手帳A1・A2の交付を受けている者 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者 福祉手当受給資格に相当する者 1医療機関等における同一月内の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外（償還払い）とする。	1医療機関毎に月2,040円を上限	1医療機関・薬局及び訪問看護ステーション毎に月1,020円を上限	対象外	県内の医療機関等	令和6年6月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
熊本県	大津町	重度心身障害者	85	・満1歳以上 ・身体障害者手帳1・2級の交付を受けている者 ・療育手帳A1・A2の交付を受けている者 ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者 ・福祉手当受給資格に相当する者 ただし、70歳以上及び1医療機関等における同一月内の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外(償還払い)とする。	1医療機関毎に月2,000円を上限	1医療機関・薬局及び訪問看護ステーション毎に月1,000円を上限	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
熊本県	益城町	重度心身障がい者	85	・満1歳以上 ・身体障害者手帳1・2級の交付を受けている者 ・療育手帳A1・A2の交付を受けている者 ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者 ・福祉手当受給資格に相当する者 ただし、70歳以上及び1医療機関等における同一月内の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外(償還払い)とする。	1医療機関毎に月2,000円を上限	1医療機関・薬局及び訪問看護ステーション毎に月1,000円を上限	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
熊本県	熊本市	重度心身障がい者	85	・3歳以上 ・身体障害者手帳1級の交付を受けている者 ・療育手帳A1の交付を受けている者 ・精神保健福祉手帳1級(連続入院15年以上)の交付を受けている者 ただし、20歳未満の障がい児は障がいの程度を問わず全額助成の対象とする。	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
熊本県	熊本市	重度心身障がい者	86	・3歳以上 ・身体障害者手帳2級の交付を受けている者 ・療育手帳A2の交付を受けている者 ・精神保健福祉手帳1級(連続入院15年未満)の交付を受けている者	保険診療における医療費の一部負担金の3分の1	保険診療における医療費の一部負担金の3分の1	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
熊本県	山都町	子ども	80	満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関等における同一月内の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外(償還払い)とする。	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
熊本県	上天草市(※)	子ども	80	* 令和元年6月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象医療機関を拡大(上天草市内の医療機関等→県内の医療機関等に拡大) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、生活保護の適用を受けている者は対象としない 1医療機関等における同一月内の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外(償還払い)とする	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
熊本県	宇城市(※)	重度心身障がい者	85	* 令和6年1月診療分から受託している重度心身障がい者医療について、自己負担上限額を変更 身体障害者手帳1から2級の交付を受けている者 療育手帳A1からA2の交付を受けている者 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者	1医療機関毎に月2,000円を上限	1医療機関・薬局及び訪問看護ステーション毎に月1,000円を上限	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分
熊本県	苓北町(※)	重度心身障がい者	85	* 令和6年6月診療分から受託している重度心身障がい者医療について、自己負担上限額を変更 満1歳以上 身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている者 療育手帳A1・A2の交付を受けている者 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者 福祉手当受給資格に相当する者 1医療機関等における同一月内の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外(償還払い)とする。	1医療機関毎に月2,000円を上限	1医療機関・薬局及び訪問看護ステーション毎に月1,000円を上限	対象外	県内の医療機関等	令和6年8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
熊本県	上天草市	重度心身障害者	85	・満1歳以上 ・身体障害者手帳1・2級の交付を受けている者 ・療育手帳A1・A2の交付を受けている者 ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者 ・福祉手当受給資格に相当する者	1医療機関毎に月2,000円を上限	1医療機関・薬局及び訪問看護ステーション毎に月1,000円を上限	対象外	県内の医療機関等	令和6年10月診療分
熊本県	山都町	ひとり親家庭等	83	ひとり親家庭などの父または母(扶養する児童が20歳に達する誕生日まで)や児童(18歳に到達した日以降の最初の3月31日まで) ただし、70歳以上、1医療機関等における同一月内の一部負担金が21,000円以上及び他公費との併用の場合は対象外(償還払い)とする	保険診療における医療費の一部負担金の3分の1	保険診療における医療費の一部負担金の3分の1	対象外	県内の医療機関等	令和6年11月診療分
熊本県	大津町	ひとり親家庭等	83	ひとり親家庭などの父または母(扶養する児童が20歳に達する誕生日まで)や児童(18歳に到達した日以降の最初の3月31日まで) ただし、70歳以上、1医療機関等における同一月内の一部負担金が21,000円以上及び他公費との併用の場合は対象外(償還払い)とする	保険診療における医療費の一部負担金の3分の1	保険診療における医療費の一部負担金の3分の1	対象外	県内の医療機関等	令和6年11月診療分
熊本県	菊陽町	ひとり親家庭等	83	ひとり親家庭などの父または母(扶養する児童が20歳に達する誕生日まで)や児童(18歳に到達した日以降の最初の3月31日まで) ただし、70歳以上、1医療機関等における同一月内の一部負担金が21,000円以上及び他公費との併用の場合は対象外(償還払い)とする	保険診療における医療費の一部負担金の3分の1	保険診療における医療費の一部負担金の3分の1	対象外	県内の医療機関等	令和6年11月診療分
熊本県	熊本市	こども	80	満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者	なし	0歳から2歳 なし 3歳～小6 700円/月中1～高3 1,200円/月 ※1医療機関及び訪問看護ステーション毎 ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等 (医科、保険薬局及び訪問看護ステーション)	令和6年12月診療分
熊本県	熊本市	こども	81	満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者	なし	0歳から4歳 なし 5歳～小6 700円/月中1～高3 1,200円/月 ※1医療機関毎	対象外	県内の医療機関 (歯科)	令和6年12月診療分
熊本県	熊本市	ひとり親家庭等	83	ひとり親家庭などの父又は母(扶養する児童が20歳に達する誕生日まで)や児童(18歳に到達した日以降の最初の3月31日まで)	保険診療における医療費の一部負担金の3分の1	保険診療における医療費の一部負担金の3分の1	対象外	県内の医療機関等	令和6年12月診療分
熊本県	菊陽町	重度心身障害者	85	・満1歳以上 ・身体障害者手帳1・2級の交付を受けている者 ・療育手帳A1・A2の交付を受けている者 ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者 ・福祉手当受給資格に相当する者 ただし、70歳以上及び1医療機関等における同一月内の一部負担金 が21,000円以上の場合は対象外(償還払い)とする	1医療機関毎に月2,000円を上限	1医療機関・薬局及び訪問看護ステーション毎に月1,000円を上限	対象外	県内の医療機関等	令和6年12月診療分
熊本県	阿蘇市	子ども	80	満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年1月診療分
熊本県	山江村	すこやか子ども	80	入 院:対象外 入院外:満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者 ただし、1医療機関等における同一月内の一部負担金が21,000円以上の場合は対象外(償還払い)とする	対象外	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年1月診療分
熊本県	南阿蘇村	母子父子	83	ひとり親家庭などの父または母(扶養する児童が20歳に達する誕生日まで)や児童(18歳に到達した日以降の最初の3月31日まで) ただし、入院、70歳以上、1医療機関等における同一月内の一部負担金が21,000円以上及び他公費との併用の場合は対象外(償還払い)とする	対象外	保険診療における医療費の一部負担金の3分の1	対象外	県内の医療機関等	令和7年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大分県	県内各市町村	ひとり親家庭等	82	*ひとり親家庭の親(父、母)及び18歳到達後年度末までの児童 父母のいない18歳到達後年度末までの児童 *所得制限あり	子:自己負担なし 親:医療機関毎に500円/日(月14日、最大7,000円まで)	子:自己負担なし 親:医療機関毎に500円/回(月4回、最大2,000円まで) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成24年12月診療分
大分県	大分市 由布市	子ども	83	入 院:中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者) 入院外:未就学児まで(満6歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者)	小中学生:医療機関毎に500円/日(月14日、最大7,000円まで)	なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年2月診療分
大分県	別府市 中津市 日田市 豊後高田市 杵築市 宇佐市 国東市 日出町 豊後大野市 九重町 玖珠町	子ども	83	入 院:中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者) 入院外:未就学児まで(満6歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者)	なし		対象外	県内の医療機関等 ※中津市については、大分県内の医療機関等及び福岡県(豊前市・吉富町・上毛町・築上町)の医療機関等	平成28年2月診療分
大分県	佐伯市 姫島村	子ども	83	中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年2月診療分
大分県	臼杵市	子ども	83	中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者)	なし	小中学生:医療機関毎に500円/日(月4回、最大2,000円まで) *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成28年2月診療分
大分県	津久見市 竹田市	子ども	83	入 院:中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者) 入院外:未就学児まで(満6歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者)	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成28年2月診療分
大分県	日田市(*)	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (入院外:未就学児まで→中学校卒業まで) 中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者) (入院外:小中学生においては市内の医療機関等が対象)	なし		対象外	県内の医療機関等 (小中学生の入院外は市内の医療機関等)	平成28年4月診療分
大分県	由布市	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、自己負担額の変更による実施機関番号「83.44.825.8」の新規設定に伴い、旧実施機関番号「83.44.125.3」を廃止				平成29年3月診療分までの取扱い	
大分県		子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、実施機関番号(800番台)を新規設定し、入院外の対象年齢を拡大 中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成29年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大分県	日出町（＊）	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大し、自己負担額を変更（未就学児まで→中学校卒業まで） 中学校卒業まで（満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者）	なし	小中学生：医療機関毎に500円／日（月4回、最大2,000円まで） *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成29年6月診療分
大分県	玖珠町（＊）	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大（未就学児まで→中学校卒業まで） 中学校卒業まで（満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者）	なし				
大分県	津久見市（＊）	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大（入院外：未就学児まで→中学校卒業までに拡大） 中学校卒業まで（満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者）	なし		食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成29年7月診療分
大分県	杵築市（＊）	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大（入院外：未就学児まで→中学校卒業までに拡大） 中学校卒業まで（満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成29年9月診療分
大分県	大分市	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、自己負担金の廃止による実施機関番号「83.44.801.9」の新規認定に伴い、実施機関番号「83.44.101.4」を廃止				平成29年9月診療分までの取扱い	
大分県	大分市	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、実施機関番号（800番台）を新規設定し、入院の一部自己負担金（500円／日）を廃止 入 院：中学校卒業まで（満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者） 入院外：未就学児まで（満6歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成29年10月診療分
大分県	豊後高田市由布市	子ども	83	平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、実施機関番号（700番台）を新規設定し、対象年齢を拡大 高校卒業まで（満18歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成30年4月診療分
大分県	竹田市（＊）	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大（入院外：未就学児まで→中学校卒業まで） 中学校卒業まで（満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者）	なし		食事標準負担額を助成		
大分県	豊後高田市豊後大野市（＊）	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大（入院外：未就学児まで→中学校卒業まで） 中学校卒業まで（満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外		
大分県	国東市	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、実施機関番号（700番台）を新規設定し、対象年齢を拡大 入院：満15歳に達する日以後における最初の4月1日から満18歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者	なし	－	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	平成30年6月診療分
大分県	国東市（＊）	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、助成内容を変更し対象区分を拡大（入院外：未就学児まで→中学校卒業まで） 中学校卒業まで（満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者）	なし		食事標準負担額を助成		
大分県	中津市（＊）	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大し、自己負担額を変更（未就学児まで→中学校卒業までに拡大） 中学校卒業まで（満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者）	なし	未就学児：自己負担なし 小中学生：医療機関毎に500円／日（月4回、最大2,000円まで） *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等及び福岡県（豊前市・吉富町・上毛町・築上町）の医療機関等	令和元年7月診療分
大分県	宇佐市（＊）	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大し、自己負担額を変更（未就学児まで→中学校卒業までに拡大） 中学校卒業まで（満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者）	なし	未就学児：自己負担なし 小中学生：医療機関毎に500円／日（月4回、最大2,000円まで） *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大分県	九重町（＊）	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大（未就学児まで→中学校卒業までに拡大） 中学校卒業まで（満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内の医療機関等	令和元年10月診療分
大分県	大分市	子ども	83	入院外：小学校入学から中学校卒業まで（満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者） ※所得制限あり	-	なし	-	県内の医療機関等	令和2年10月診療分
大分県	別府市（＊）	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大（未就学児まで→中学校卒業まで） 中学校卒業まで（満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者） ※小・中学生については所得制限あり	なし		対象外	県内の医療機関等	令和2年10月診療分
大分県	宇佐市（＊）	子ども	83	*令和元年7月診療分から受託内容を変更している子ども医療について、実施機関番号（700番台）を新規設定し、対象年齢を拡大（中学校卒業まで→高校生まで） 高校生まで	なし	500円/日（1医療機関毎） 月4回まで 調剤は0円	対象外	県内の医療機関等	令和3年10月診療分
大分県	臼杵市（＊）	子ども	83	*平成28年2月診療分から受託している子ども医療について、小中学生の通院にかかる自己負担を変更（医療機関毎に500円/日（月4回、最大2,000円まで）→なし） 中学校卒業まで（満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者）	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年7月診療分
大分県	別府市	子ども	83	*令和2年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、小中学生（市町村民税課税世帯）に係る実施機関番号「83.44.852.2」を新設 小中学生（市町村民税課税世帯）（15歳に到達する日以後、最初の3月31日まで） *小・中学生市町村民税課税世帯:852番台	なし	医療機関毎に500円/回（月4回、最大2,000円まで）	対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
大分県	玖珠町	子ども	83	高校生等（満15歳に達する日以降の最初の4月1日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで） *高校生:700番台	なし		対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
大分県	大分市（＊）	子ども	83	*令和2年10月診療分から受託内容を変更した子ども医療について、小中学生（市町村民税課税世帯）に係る実施機関番号を801番台に、小中学生（市町村民税非課税世帯）に係る実施機関番号を851番台に統一し、小中学生（市町村民税課税世帯）に対する助成対象を拡大 中学校卒業まで（満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者） *小中学生（市町村民税非課税世帯）:851番台 *小中学生（市町村民税課税世帯）:801番台 *未就学児:900番台	なし	*未就学児及び小中学生（市町村民税課税非世帯）:なし *小中学生（市町村民税課税世帯）:医療機関毎に500円/日（月4回、最大2,000円まで）	対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
大分県	別府市（＊）	子ども	83	*令和2年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、小中学生（市町村民税課税世帯）に係る実施機関番号の新設に伴い、従前の802番台の助成対象を変更（※小・中学生については所得制限あり→市町村民税非課税世帯:802番台） 中学校卒業まで（満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者） *小・中学生市町村民税非課税世帯:802番台 *未就学児:900番台	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年10月診療分
大分県	佐伯市	子ども	83	平成28年2月診療分から受託している子ども医療費助成事業について、対象年齢を拡大し、公費負担者番号を新設 ・助成内容 小中学生のみ ↓ 高校生等（満15歳に達する日以降の最初の4月1日以降から満18歳に達する日以降の3月31日まで） 就労している者、結婚している者も対象	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
大分県	杵築市	子ども	83	平成28年2月診療分から受託している子ども医療費助成事業について、対象年齢を拡大し、公費負担者番号を新設 ・助成内容 小中学生のみ ↓ 高校生等（満15歳に達する日以降の最初の4月1日以降から満18歳に達する日以降の3月31日まで）	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
大分県	姫島村	子ども	83	平成28年2月診療分から受託している子ども医療費助成事業について、対象年齢を拡大し、公費負担者番号を新設 ・助成内容 小中学生のみ ↓ 高校生等（満15歳に達する日以降の最初の4月1日以降から満18歳に達する日以降の3月31日まで）	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大分県	日出町	子ども	83	平成29年6月診療分から受託している子ども医療費助成事業について、対象年齢を拡大し、公費負担者番号を新設 ・助成内容 高校生等(満15歳に達する日以降の最初の4月1日以降から満18歳に達する日以降の3月31日まで)	なし	医療機関毎に500円/回 (月4回限度)	対象外	県内の医療機関等	令和5年 6月診療分
大分県	国東市 (*)	子ども	83	*平成30年6月診療分から受託している国東市子ども医療費助成事業(高校生等)について、助成対象を拡大 (入院外については助成対象外→助成対象(無料)) 満15歳に達する日以後における最初の4月1日から満18歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和5年 10月診療分
大分県	津久見市	子ども	83	市内に住民票のある高校1年生から3年生相当年齢までの者(満15歳に達する日以降の最初の4月1日以降から満18歳に達する日以降の3月31日まで) ※ 就労している者も対象	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年 1月診療分
大分県	大分市	子ども	83	平成28年2月診療分から受託している子ども医療費助成事業について、対象年齢を拡大し、公費負担者番号を新設 高校生等(満15歳に達する日以降の最初の4月1日以降から満18歳に達する日以降の3月31日まで) 高校生:700番台	なし	医療機関毎に500円/回 (月4回、最大2,000円まで) ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
大分県	別府市	子ども	83	市内に住民票のある高校1年生から3年生相当年齢までの者(満15歳に達する日以降の最初の4月1日以降から満18歳に達する日以降の3月31日まで) ※ 就労している者も対象 高校生:700番台	なし	医療機関毎に500円/回 (月4回、最大2,000円まで) ※薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
大分県	中津市	子ども	83	市内に住民票のある高校1年生から3年生相当年齢までの者(満15歳に達する日以降の最初の4月1日以降から満18歳に達する日以降の3月31日まで) ※ 被扶養者のみ、区分「本人」は対象外 高校生:700番台	なし	医療機関毎に500円/回 (月4回、最大2,000円まで) ※薬局での自己負担なし	対象外	大分県内・福岡県(豊前市・吉富町・上毛町・築上町)の医療機関等	令和6年 4月診療分
大分県	臼杵市	子ども	83	市内に住民票のある高校1年生から3年生相当年齢までの者(満15歳に達する日以降の最初の4月1日以降から満18歳に達する日以降の3月31日まで) ※ 就労している者も対象 高校生:700番台	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
大分県	竹田市	子ども	83	市内に住民票のある高校1年生から3年生相当年齢までの者(満15歳に達する日以降の最初の4月1日以降から満18歳に達する日以降の3月31日まで) ※ 子どもが生活保護受給者である場合、本人が婚姻している場合、就労者(被扶養者を除く)である場合は助成対象外 高校生:700番台	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
大分県	豊後大野市	子ども	83	市内に住民票のある高校1年生から3年生相当年齢までの者(満15歳に達する日以降の最初の4月1日以降から満18歳に達する日以降の3月31日まで) ※以下の者は対象外 ・保護者から扶養されていない者 ・就職をしている者 ・婚姻をしている者 ・生活保護・重度心身障がい者医療、ひとり親医療など他の医療費助成の対象となっている者 高校生:700番台	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
大分県	九重町	子ども	83	市内に住民票のある高校1年生から3年生相当年齢までの者(満15歳に達する日以降の最初の4月1日以降から満18歳に達する日以降の3月31日まで) ※以下の者は対象外 ・保護者から扶養されていない者 ・就職をしている者 ・生活保護受給世帯の者 ・ひとり親家庭等医療費助成資格のある者 高校生:700番台	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
大分県	日田市 (＊)	子ども	83	平成28年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、小中学生の通院に係る対象医療機関等を拡大 (市内の医療機関等→県内の医療機関等に拡大) 中学校卒業まで(満15歳に達する日以後における最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
大分県	玖珠町 (＊)	子ども	83	令和4年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、高校生等(満15歳に達する日以降最初の4月1日から満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで) 高校生:700番台 ・就業している方(子ども自身が就職などし、保護者の扶養から外れている場合) ・結婚している方	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
大分県	由布市 (＊)	子ども	83	平成30年4月診療分から受託している子ども医療について、実施機関番号(700番台)を新規設定し、対象年齢を拡大 高校卒業まで(満18歳に達する日以降における最初の3月31日までの間にある者) ・保護者の保険扶養になっている方 ・就職していない方 ・婚姻をしていない方	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年 4月診療分
大分県	豊後高田市 (＊)	ひとり親	82	平成24年12月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、入院時食事療養費の助成内容を変更 養育者及び養育者が養育する児童(養育者とは、父母が死亡した児童を養育する者等)に係る入院時食事療養費について助成対象外→児童について全額助成対象へ変更 ※ ひとり親家庭の親(父、母)については変更なし	子: 自己負担なし 親: 医療機関毎に500円/日(月14日、最大7,000円まで)	医療機関毎に500円/回 (月4回、最大2,000円まで) ※薬局での自己負担なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年 7月診療分
大分県	豊後高田市 (＊)	子ども	83	平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院時食事療養の助成内容を変更(食事標準負担額の助成対象外→助成対象へ変更)	なし	なし	食事標準負担額を助成	県内の医療機関等	令和6年 7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
宮崎県	宮崎市	乳幼児	81	小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成25年4月診療分
宮崎県		ひとり親家庭等	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のいない児童 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円／月			県内の医療機関等	平成25年4月診療分
宮崎県		重度心身障がい者(児)	95	1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円／月			県内の医療機関等	平成25年4月診療分
宮崎県	都城市	乳幼児	81	小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	350円	5歳未満 350円 5歳以上 800円 *薬局における自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成25年4月診療分
宮崎県		ひとり親家庭	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のいない児童 4.父母のいない児童を養育する者 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円／月			県内の医療機関等	平成25年4月診療分
宮崎県		重度心身障害者(児)	95	1.身体障害者手帳1級・2級・3級 2.療育手帳A・B1・B2 3.身体障害者手帳4級かつ療育手帳B2 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円／月			県内の医療機関等	平成25年4月診療分
宮崎県	延岡市	乳幼児	81	小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	350円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	平成25年4月診療分
宮崎県		ひとり親家庭等	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のいない児童 4.父又は母に障害がある場合の、父又は母及び子 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円／月			県内の医療機関等	平成25年4月診療分
宮崎県		重度心身障がい者(児)	95	1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円／月			県内の医療機関等	平成25年4月診療分
宮崎県	日南市	乳幼児	81	小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	1歳未満 なし 1歳以上 350円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	平成25年4月診療分
宮崎県		ひとり親家庭	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のいない児童 4.父又は母に障害がある場合の、父又は母及び子 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円／月			県内の医療機関等	平成25年4月診療分
宮崎県		重度心身障がい者(児)	95	1.身体障害者手帳1級・2級・3級 2.重度の知的障害者 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円／月			県内の医療機関等	平成25年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
宮崎県	小林市	乳幼児	81	小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	350円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	平成25年 4月診療分
宮崎県		ひとり親家庭	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のいない児童 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円／月			県内の医療機関等	平成25年 4月診療分
宮崎県		重度心身障がい者(児)	95	1.身体障害者手帳1級・2級・3級 2.養育手帳の交付を受けている者 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円／月			県内の医療機関等	平成25年 4月診療分
宮崎県	日向市	乳幼児	81	小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	350円 薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	平成25年 4月診療分
宮崎県		ひとり親家庭	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のいない児童 4.父母のいない児童を養育する者 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円／月			県内の医療機関等	平成25年 4月診療分
宮崎県		重度心身障がい者(児)	95	1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 4.精神障害者手帳1級 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円／月			県内の医療機関等	平成25年 4月診療分
宮崎県	串間市	子ども	81	入 院: 中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外: 小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	未就学児 350円 小・中学生 1,000円	3歳未満 350円 3歳以上 800円 *薬局における自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成25年 4月診療分
宮崎県		母子及び父子家庭	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のいない児童 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円／月			県内の医療機関等	平成25年 4月診療分
宮崎県		重度心身障害者(児)	95	1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円／月			県内の医療機関等	平成25年 4月診療分
宮崎県	西都市	乳幼児	81	小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	350円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	平成25年 4月診療分
宮崎県		ひとり親家庭等	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のいない児童 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円／月			県内の医療機関等	平成25年 4月診療分
宮崎県		重度障害者	95	1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円／月			県内の医療機関等	平成25年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
宮崎県	えびの市	子ども	81	小学校卒業まで(12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし	3歳未満 350円 3歳以上 800円 *薬局における自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成25年 4月診療分
宮崎県		ひとり親家庭	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のいない児童 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円／月		対象外	県内の医療機関等	平成25年 4月診療分
宮崎県		重度心身障がい者(児)	95	1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円／月		対象外	県内の医療機関等	平成25年 4月診療分
宮崎県	三股町	乳幼児	81	小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成25年 4月診療分
宮崎県		ひとり親家庭	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のいない児童 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円／月		対象外	県内の医療機関等	平成25年 4月診療分
宮崎県		重度心身障がい者(児)	95	1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円／月		対象外	県内の医療機関等	平成25年 4月診療分
宮崎県	高原町	乳幼児	81	小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成25年 4月診療分
宮崎県		ひとり親家庭	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のいない児童 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円／月		対象外	県内の医療機関等	平成25年 4月診療分
宮崎県		重度心身障害者(児)	95	1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円／月		対象外	県内の医療機関等	平成25年 4月診療分
宮崎県	国富町	子ども	81	小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成25年 4月診療分
宮崎県		ひとり親家庭	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のいない児童 *入院外は対象外(償還払い)	病院窓口で月1,000円を支払った後、負担した1,000円については償還払い		対象外	県内の医療機関等	平成25年 4月診療分
宮崎県		重度心身障がい者(児)	95	1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円／月		対象外	県内の医療機関等	平成25年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
宮崎県	綾町	乳幼児	81	小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成25年4月診療分
宮崎県		ひとり親家庭	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のいない児童 *入院外は対象外(償還払い)	病院窓口で月1,000円を支払った後、負担した1,000円については償還払い		対象外	県内の医療機関等	平成25年4月診療分
宮崎県		重度心身障がい者(児)	95	1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *入院外は対象外(償還払い)	病院窓口で月1,000円を支払った後、負担した1,000円については償還払い		対象外	県内の医療機関等	平成25年4月診療分
宮崎県	高鍋町	乳幼児	81	小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	350円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	平成25年4月診療分
宮崎県		ひとり親家庭	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のいない児童 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月		対象外	県内の医療機関等	平成25年4月診療分
宮崎県		重度心身障がい者(児)	95	1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月		対象外	県内の医療機関等	平成25年4月診療分
宮崎県	新富町	乳幼児及び児童生徒	81	中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	未就学児 350円 小・中学生 500円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	平成25年4月診療分
宮崎県		ひとり親家庭	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のいない児童 *入院外は対象外(償還払い)	病院窓口で月1,000円を支払った後、負担した1,000円については償還払い		対象外	県内の医療機関等	平成25年4月診療分
宮崎県		重度心身障がい者(児)	95	1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *入院外は対象外(償還払い)	病院窓口で月1,000円を支払った後、負担した1,000円については償還払い		対象外	県内の医療機関等	平成25年4月診療分
宮崎県	西米良村	乳幼児	81	小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成25年4月診療分
宮崎県		母子家庭等	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のいない児童 *入院外は対象外(償還払い)	病院窓口で月1,000円を支払った後、負担した1,000円については償還払い		対象外	県内の医療機関等	平成25年4月診療分
宮崎県		重度心身障がい者(児)	95	1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *入院外は対象外(償還払い)	病院窓口で月1,000円を支払った後、負担した1,000円については償還払い		対象外	県内の医療機関等	平成25年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
宮崎県	木城町	乳幼児	81	中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	未就学児 なし 小・中学生 820円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	平成25年 4月診療分
宮崎県		ひとり親家庭	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のいない児童 *入院外は対象外(償還払い)	病院窓口で月1,000円を支払った後、負担した1,000円については償還払い		対象外	県内の医療機関等	平成25年 4月診療分
宮崎県		重度心身障がい者(児)	95	1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 4.精神障害者手帳1級・2級 *入院外は対象外(償還払い)	病院窓口で月1,000円を支払った後、負担した1,000円については償還払い		対象外	県内の医療機関等	平成25年 4月診療分
宮崎県	川南町	乳幼児	81	6歳到達後最初の3月31日まで ※4月1日生まれの場合、6歳到達後(小学校入学後)の最初の3月31日まで	300円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	平成25年 4月診療分
宮崎県		ひとり親家庭	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のいない児童 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月		対象外	県内の医療機関等	平成25年 4月診療分
宮崎県		重度心身障がい者(児)	95	1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月		対象外	県内の医療機関等	平成25年 4月診療分
宮崎県	都農町	乳幼児	81	小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	350円	3歳未満 350円 3歳以上 800円 *薬局における自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成25年 4月診療分
宮崎県		ひとり親家庭	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のいない児童 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月		対象外	県内の医療機関等	平成25年 4月診療分
宮崎県		重度心身障がい者(児)	95	1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月		対象外	県内の医療機関等	平成25年 4月診療分
宮崎県	門川町	乳幼児	81	小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	1歳未満 なし 1歳以上 350円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	平成25年 4月診療分
宮崎県		ひとり親家庭	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のいない児童 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月		対象外	県内の医療機関等	平成25年 4月診療分
宮崎県		重度心身障がい者(児)	95	1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月		対象外	県内の医療機関等	平成25年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
宮崎県	諸塚村	乳幼児	81	小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	350円	3歳未満 350円 3歳以上 800円 *薬局における自己負担なし	対象外	県内の医療機関等及び熊本県の指定医療機関等	平成25年4月診療分
宮崎県		ひとり親家庭	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のいない児童 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月		対象外	県内の医療機関等	平成25年4月診療分
宮崎県		重度心身障がい者(児)	95	1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月		対象外	県内の医療機関等	平成25年4月診療分
宮崎県	椎葉村	子ども	81	中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし		対象外	県内の医療機関等及び熊本県の指定医療機関等	平成25年4月診療分
宮崎県		ひとり親家庭	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のいない児童 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月		対象外	県内の医療機関等	平成25年4月診療分
宮崎県		重度心身障がい者(児)	95	1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月		対象外	県内の医療機関等	平成25年4月診療分
宮崎県	高千穂町	こども	81	中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	1歳未満 なし 1歳以上小学校入学前まで 350円 小・中学生 1,000円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等及び熊本県の指定医療機関等	平成25年4月診療分
宮崎県		ひとり親家庭	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のいない児童 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月		対象外	県内の医療機関等	平成25年4月診療分
宮崎県		重度心身障害者	95	1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月		対象外	県内の医療機関等	平成25年4月診療分
宮崎県	日之影町	子ども	81	中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	未就学児 350円 小・中学生 1,000円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等及び熊本県の指定医療機関等	平成25年4月診療分
宮崎県		ひとり親家庭	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のいない児童 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月		対象外	県内の医療機関等	平成25年4月診療分
宮崎県		重度心身障がい者(児)	95	1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月		対象外	県内の医療機関等	平成25年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
宮崎県	五ヶ瀬町	こども	81	中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	未就学児 350円 小・中学生 1,000円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等及び熊本県の指定医療機関等	平成25年4月診療分
宮崎県		ひとり親	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のいない児童 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月		対象外	県内の医療機関等	平成25年4月診療分
宮崎県		重度心身障害者(児)	95	1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月			県内の医療機関等	平成25年4月診療分
宮崎県	美郷町	こども	81	中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	未就学児 350円 小・中学生 1,000円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	平成25年4月診療分
宮崎県		ひとり親家庭	88	1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のいない児童 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月		対象外	県内の医療機関等	平成25年4月診療分
宮崎県		重度心身障がい者(児)	95	1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A(重度) 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *入院外は対象外(償還払い)	1,000円/月		対象外	県内の医療機関等	平成25年4月診療分
宮崎県	国富町(＊)	子ども	81	*平成25年4月診療分から受託している子ども医療について、入院の対象年齢を拡大(小学校入学前まで→中学校修了までに拡大) 入 院: 中学校修了まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院外: 小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成25年6月診療分
宮崎県	日南市(＊)	こども	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大し、さらに自己負担額を変更(小学校入学前まで→小学校6年生修了までに拡大) 小学校6年生までの児童 (満12歳となる誕生日の前日に属する年度の年度末までの者)	1歳未満 なし 1歳以上 350円 小学1年生以上 1,000円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	平成25年10月診療分
宮崎県	日向市(＊)	子ども	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(小学校入学前まで→小学校修了までに拡大) 小学校卒業まで(12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	350円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	平成25年10月診療分
宮崎県	都農町(＊)	乳幼児	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、自己負担額を変更(入院: 350円→自己負担なしに変更) (入院外: 3歳未満350円、3歳以上800円→自己負担なしに変更) 小学校入学前まで(6歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成25年10月診療分
宮崎県	西都市(＊)	子ども	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大(小学校入学前まで→小学校卒業までに拡大) 小学校卒業までの者	①小学校未就学児 1レセプトあたり350円 *薬局における自己負担なし ②小学生 1レセプトあたり1,000円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	平成26年4月診療分
宮崎県	えびの市(＊)	子ども	81	*平成25年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大(小学校卒業まで→中学校卒業までに拡大) 中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし	3歳未満 350円 3歳以上 800円 *薬局における自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成26年7月診療分
宮崎県	門川町(＊)	子ども	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大し、制度名を変更(小学校入学前まで→小学校卒業までに拡大) 小学校卒業まで(12歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	1歳未満 なし 1歳以上 350円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	平成26年10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
宮崎県	都城市（＊）	乳幼児	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、自己負担額を変更（入院:350円→自己負担なしに変更） （入院外:5歳以上800円→350円に変更） 小学校入学前まで（6歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	なし	350円 *薬局における自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成27年4月診療分
宮崎県	延岡市（＊）	乳幼児等	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、入院の対象年齢を拡大及び入院の自己負担額を変更（小学校入学前まで→小学校卒業までに拡大） （入院:350円→未就学児350円、小学生1,000円に変更） 入 院:小学校卒業まで（12歳に達する日以後の最初の3月31日まで） 入院外:小学校入学前まで（6歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	未就学児 350円 小学生 1,000円	350円 *薬局における自己負担なし			
宮崎県	新富町（＊）	乳幼児、児童生徒及び高校生等	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児及び児童生徒医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大（中学校卒業まで→高校生までに拡大） 高校生（18歳に到達した最初の3月31日）まで	（1診療報酬明細書ごとに） 未就学児:350円 小・中学生:500円 高校生:650円 *薬局における自己負担なし				
宮崎県	串間市（＊）	子ども	81	*平成25年4月診療分から受託している子ども医療について、自己負担額を変更（入院:未就学児350円、小・中学生1,000円→自己負担なしに変更） （入院外:3歳未満350円、3歳以上800円→自己負担なしに変更） 入 院:中学校卒業まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで） 入院外:小学校入学前まで（6歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成27年6月診療分
宮崎県	高千穂町（＊）	こども	81	*平成25年4月診療分から受託しているこども医療について、自己負担額を変更（1歳未満 なし） （1歳以上小学校入学前まで 350円→自己負担なしに変更） （小・中学生 1,000円→自己負担なしに変更） 中学校卒業前まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	なし		対象外	県内の医療機関等及び熊本県の指定医療機関等	平成27年7月診療分
宮崎県	川南町（＊）	子ども	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大（6歳まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	（1診療報酬明細書ごとに） 未就学児:300円 小学生から高校生等まで:1,000円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	平成27年9月診療分
宮崎県	高鍋町（＊）	子ども	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大（6歳まで→12歳までに拡大） 小学校卒業まで（12歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	（1診療報酬明細書ごとに） 未就学児 350円 小学生 1,000円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	平成27年10月診療分
宮崎県	都農町（＊）	子ども	81	*平成25年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大（小学校入学前まで→中学校修了までに拡大） 中学校卒業まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	なし				
宮崎県	日向市（＊）	子ども	81	*平成25年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（小学校修了まで→中学校修了までに拡大） 中学校卒業まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで） ただし、中学生の時間外診療分は償還払い（保険薬局を含む）	350円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年1月診療分
宮崎県	木城町（＊）	乳幼児	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大し、自己負担額の変更（15歳まで→18歳までに拡大） 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	（1診療報酬明細書ごとに） 未就学児 なし 小学生から高校生等まで 800円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
宮崎県	串間市（＊）	子ども	81	*平成27年6月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大（小学校入学前まで→中学校卒業までに拡大） ・中学校卒業まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年6月診療分
宮崎県	高原町（＊）	乳幼児 子ども	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大し、さらに自己負担額の変更（小学校入学前まで→中学校卒業までに拡大） ・中学校卒業まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	（1診療報酬明細書ごとに） 未就学児：なし 小・中学生：1,000円 *薬局における自己負担なし				平成28年7月診療分
宮崎県	小林市（＊）	子育て支援子ども	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大し、さらに自己負担額の変更（小学校入学前まで→小学校卒業までに拡大） ・小学校卒業まで（12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）	未就学児：350円 小学生：800円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年10月診療分
宮崎県	綾町（＊）	乳幼児	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大し、自己負担額の変更（小学校入学前まで→中学校卒業までに拡大） ・中学校卒業まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者） *小学生から中学生の入院は対象外（償還払い）	未就学児：なし	未就学児：なし 小・中学生：1,000円 （1医療機関・薬局ごとに）			
宮崎県	綾町（＊）	子ども	81	*平成28年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、自己負担額の変更（入院外：1,000円 → 自己負担なしに変更） ・中学校卒業まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者） *小学生から中学生の入院は対象外（償還払い）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成29年4月診療分
宮崎県	諸塚村（＊）	子ども	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、入院の対象年齢を拡大し、自己負担額の変更（入院：小学校入学前まで→中学校卒業までに拡大） 入院：中学校卒業まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで） 入院外：小学校入学前まで（6歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	未就学児 350円 小・中学生 1,000円	3歳未満350円 3歳以上800円 *薬局における自己負担なし	対象外	県内の医療機関等 及び熊本県の指定医療機関等	
宮崎県	都城市（＊）	乳幼児	81	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、自己負担額を変更（入院外：350円 → 自己負担なしに変更） 小学校入学前まで（6歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	なし		対象外	県内の医療機関等	
宮崎県	西都市（＊）	子ども	81	*平成26年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（小学校卒業まで→中学校卒業までに拡大） ・中学校卒業までの者（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）	（1診療報酬明細書ごとに） 未就学児：350円 小・中学生：1,000円 *薬局における自己負担なし				
宮崎県	国富町（＊）	子ども	81	*平成25年6月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大（入院外：小学校入学前まで→中学校卒業までに拡大） 中学校卒業まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）	なし		対象外	県内の医療機関等	平成29年7月診療分
宮崎県	日南市（＊）	こども	81	*平成25年10月診療分から助成内容を変更したこども医療について、対象年齢を拡大（小学校卒業まで→中学校卒業までに拡大） 中学校卒業まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	1歳未満 なし 1歳以上 350円 小学1年生以上 1,000円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	平成29年10月診療分
宮崎県	高鍋町（＊）	子ども	81	*平成27年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大し、自己負担額を撤廃（12歳まで→15歳までに拡大） 中学校卒業まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	なし				
宮崎県	延岡市（＊）	乳幼児等	81	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、入院の対象年齢を拡大（小学校卒業まで→中学校卒業までに拡大） 入院：中学校卒業まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで） 入院外：小学校入学前まで（6歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	未就学児：350円 小・中学生：1,000円	350円 *薬局における自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成29年12月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
宮崎県	美郷町（＊）	こども	81	*平成25年4月診療分から受託しているこども医療について、小中学生の自己負担金の徴収方法を変更（小中学生:2回目以降差額徴収なし→2回目以降限度額まで徴収） 小学校入学前まで（6歳に達する日以後の最初の3月31日まで） 小学校以上中学校卒業まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	未就学児 350円 （2回目以降差額徴収なし） 小・中学生 1,000円 （2回目以降限度額まで徴収） *薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	平成30年4月診療分
宮崎県	三股町（＊）	子ども	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大し、自己負担額の変更 （小学校入学前まで→小学校卒業までに拡大） 小学校卒業まで（12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）	なし	（1診療（調剤）報酬明細書ごとに） 未就学児:なし 小学生:1,000円	対象外	県内の医療機関等	平成30年10月診療分
宮崎県	門川町（＊）	子ども	81	*平成26年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大（小学校卒業まで→中学校卒業までに拡大） 中学校卒業まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで） ただし、中学生の時間外診療分は償還払い（保険薬局を含む）	1歳未満 なし 1歳以上 350円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	平成30年11月診療分
宮崎県	小林市（＊）	子育て支援子ども	81	*平成28年10月診療分から助成内容を変更した子育て支援子ども医療について、対象年齢を拡大（小学校卒業まで→中学校卒業までに拡大） 中学校卒業まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者）	（1診療報酬明細書ごとに） 未就学児:350円 小・中学生:800円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	平成31年1月診療分
宮崎県	延岡市（＊）	乳幼児等	81	*平成29年12月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、対象年齢を拡大（入院外:6歳に達する日以後の最初の3月31日まで→6歳に達する日以後の最初の3月31日まで（歯科については15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）） 入院:15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:6歳に達する日以後の最初の3月31日まで（歯科については15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	乳幼児 350円 小・中学生 1,000円	350円 *薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	平成31年4月診療分
宮崎県	西都市（＊）	子ども	81	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担を変更（未就学児:350円→0円） 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの者	（1診療報酬明細書ごとに） 未就学児:0円 小・中学生:1,000円 *薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	
宮崎県	宮崎市（＊）	子ども	81	*平成25年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大するとともに、自己負担を変更 （小学校入学前まで→中学校卒業まで） 中学校卒業まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	なし	（1医療機関あたり） 未就学児 なし 小・中学生 200円/月 （初回の受診で自己負担額が200円に満たない場合でも、2回目以降、差額徴収なし） *薬局における自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年4月診療分
宮崎県		ひとり親家庭等	88	*平成25年4月診療分から受託しているひとり親家庭等医療について、対象者を拡大し、自己負担を変更（対象者:入院外は対象外（償還払い）→入院外は小・中学生のみ現物給付、自己負担:入院 1000円/月→小・中学生なし 高校生以上1,000円/月 外来 償還払い→なし） 1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.1の扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のいない児童 *未就学児については、子ども医療優先のため対象外 *入院外は小中学生のみ現物給付	小・中学生 なし 高校生以上 1,000円/月	なし	対象外	県内の医療機関等	
宮崎県		重度心身障がい者（児）	95	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障がい者（児）医療について、対象者を拡大し、自己負担額を変更 （対象者:入院外は対象外（償還払い）→入院外は小・中学生のみ現物給付、自己負担:入院 1000円/月→小・中学生なし 高校生以上1,000円/月 外来 償還払い→なし） 1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A（重度） 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *未就学児については、子ども医療優先のため対象外 *入院外は小中学生のみ現物給付	小・中学生 なし 高校生以上 1,000円/月	なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
宮崎県	都城市 (＊)	子ども	81	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大するとともに、自己負担額を変更 (小学校入学前まで→中学校卒業まで) 中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし	(1医療機関あたり) 未就学児 なし 小・中学生 200円 (初回の受診で自己負担額が200円に満たない場合でも、2回目以降、差額徴収なし) *薬局における自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 4月診療分
宮崎県		ひとり親家庭等	88	*平成25年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、対象者を拡大し、自己負担額を変更 (対象者:入院外は対象外(償還払い)→入院外は小・中学生のみ現物給付) 1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のない児童 4.父母のいない児童を養育する者 *未就学児については、子ども医療優先のため対象外 *入院外は小中学生のみ現物給付	小・中学生 なし 高校生以上 1,000円/月	なし	対象外	県内の医療機関等	
宮崎県		重度心身障がい者 (児)	95	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障がい者(児)医療について、助成内容を変更し、自己負担額を変更 (対象者:1.身体障害者手帳1級・2級・3級 2.療育手帳A・B1・B2 3.身体障害者手帳4級かつ療育手帳B2 *入院外は対象外(償還払い) → 1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *小中学生の中度医療については子ども医療優先のため対象外) *入院外は小中学生のみ現物給付) 1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *小中学生の中度医療については子ども医療優先のため対象外 *入院外は小中学生のみ現物給付	小・中学生 なし 高校生以上 1,000円/月	なし	対象外	県内の医療機関等	
宮崎県		乳幼児等	81	*平成31年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、入院外の対象年齢を拡大 (入院外:6歳に達する日以後の最初の3月31日まで(歯科については15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)→【医科】12歳に達する日以後の最初の3月31日まで(小学生は診療時間内の受診に限る)【歯科】15歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入院:15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外:【医科】12歳に達する日以後の最初の3月31日まで(小学生は診療時間内の受診に限る)【歯科】15歳に達する日以後の最初の3月31日まで	乳幼児 350円 小・中学生 1,000円	350円 *薬局における自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
宮崎県	宮崎市（＊）	重度心身障がい者（児）	95	＊令和2年4月診療分から助成内容を変更した重度心身障がい者（児）医療について、入院外を現物給付に変更し、自己負担額を変更、備考を追加 （対象者：入院外は小中学生のみ現物給付→入院外現物給付） （自己負担：（入院）小・中学生なし・高校生以上1000円/1レセ→20歳未満 なし 20歳以上 1000円/1レセ、（外来）小・中学生なし→20歳未満 なし 20歳以上 500円/1レセ ＊薬局における自己負担なし） （備考：月途中で20歳に達した場合（1日生まれを除く）、到達月の次月から自己負担が発生する） 1. 身体障害者手帳1級・2級 2. 療育手帳A（重度） 3. 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 ＊未就学児については、子供医療優先のため対象外 ＊月途中で20歳に達した場合（1日生まれを除く）、到達月の次月から自己負担が発生する	20歳未満 なし 20歳以上 1,000円/1レセ	20歳未満 なし 20歳以上 500円/1レセ ＊薬局における自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年8月診療分
宮崎県									
宮崎県	都城市（＊）	重度心身障がい者（児）	95	＊令和2年4月診療分から助成内容を変更した重度心身障がい者（児）医療について、入院外を現物給付に変更し、自己負担額を変更、備考を追加 （対象者：入院外は小中学生のみ現物給付→入院外現物給付） （自己負担：（入院）小・中学生なし・高校生以上1000円/1レセ→20歳未満なし 20歳以上 1000円/1レセ、（外来）小・中学生なし→20歳未満なし 20歳以上500円/1レセ ＊薬局における自己負担なし） （備考：月途中で20歳に達した場合（1日生まれを除く）、到達月の次月から自己負担が発生する） 1. 身体障害者手帳1級・2級 2. 療育手帳A（重度） 3. 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 ＊小中学生の中度医療については子ども医療優先のため対象外 ＊月途中で20歳に達した場合（1日生まれを除く）、到達月の次月から自己負担が発生する	20歳未満 なし 20歳以上 1,000円/1レセ	20歳未満 なし 20歳以上 500円/1レセ ＊薬局における自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年8月診療分
宮崎県									
宮崎県	延岡市（＊）	重度心身障がい者（児）	95	＊平成25年4月診療分から受託している重度心身障がい者（児）医療について、入院外を現物給付し、自己負担額を変更、備考を追加 （入院外：対象外（償還払い）→対象（現物給付）） （自己負担：（入院）1000円/1レセ→18歳未満 なし 18歳以上 1000円/1レセ（外来）対象外→18歳未満 なし 18歳以上 500円/1レセ ＊薬局における自己負担なし） （備考：月途中で18歳に達した場合（1日生まれを除く）、到達月の次月から自己負担が発生する） 1. 身体障害者手帳1級・2級 2. 療育手帳A（重度） 3. 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 ＊月途中で18歳に達した場合（1日生まれを除く）、到達月の次月から自己負担が発生する	18歳未満 なし 18歳以上 1,000円/1レセ	18歳未満 なし 18歳以上 500円/1レセ ＊薬局における自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年8月診療分
宮崎県	日南市（＊）	重度心身障がい者（児）	95	＊平成25年4月診療分から受託している重度心身障がい者（児）医療について、入院外を現物給付に変更し、対象者の名称変更、外来自己負担額の変更、備考の追加 （入院外：対象外（償還払い）→対象（現物給付）） （対象者：重度の知的障害者→療育手帳A） （外来自己負担額：対象外→500円/月） （備考：未就学児については、子ども医療優先のため対象外） 1.身体障害者手帳1級・2級・3級 2.療育手帳A ＊未就学児については、子ども医療優先のため対象外	1,000円/月	500円/月	対象外	県内の医療機関等	令和2年8月診療分
宮崎県	小林市（＊）	重度心身障がい者（児）	95	＊平成25年4月診療分から受託している重度心身障がい者（児）医療について、入院外を現物給付に変更し、対象者を変更、自己負担額を変更 （入院外：対象外（償還払い）→対象（現物給付）） （対象者：1.身体障害者手帳1級・2級・3級 2.療育手帳の交付を受けている者→1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A（重度） 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 4.療育手帳B1またはB2（入院のみ）） （自己負担額：（入院）療育手帳B1、B2のみ 3000円/月、（外来）対象外→500円/月） 1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A（重度） 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 4.療育手帳B1またはB2（入院のみ）	1,000円/月 3,000円/月（療育手帳B1またはB2のみ）	500円/月	対象外	県内の医療機関等	令和2年8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
宮崎県	日向市（＊）	重度心身障がい者（児）	95	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障がい者（児）医療について、入院外を現物給付に変更し、対象者を変更、外来自己負担額を変更 （入院外：対象外（償還払い）→対象（現物給付）） （対象者：精神障害者手帳1級→障害年金1級10号または1級11号） （外来自己負担額：なし→500円/月） 1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A（重度） 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 4.障害年金1級10号または1級11号	1,000円/月	500円/月	対象外	県内の医療機関等	令和2年8月診療分
宮崎県	串間市（＊）	重度心身障害者（児）	95	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障害者（児）医療について、入院外を現物給付に変更し、外来自己負担額を変更、備考を追加（入院外：対象外（償還払い）→対象（現物給付）） （外来自己負担額：対象外→500円/月） （備考：中学校卒業前までについては、子ども医療優先のため対象外） 1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A（重度） 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *中学校卒業前までについては、子ども医療優先のため対象外	1,000円/月	500円/月	対象外	県内の医療機関等	令和2年8月診療分
宮崎県	西都市（＊）	重度障害者	95	*平成25年4月診療分から受託している重度障害者医療について、入院外を現物給付に変更し、外来自己負担額を変更 （入院外：対象外（償還払い）→対象（現物給付）） （外来自己負担額：対象外→500円/月） 1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A（重度） 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1	1,000円/月	500円/月	対象外	県内の医療機関等	令和2年8月診療分
宮崎県	えびの市（＊）	重度心身障がい者（児）	95	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障がい者（児）医療について、入院外を現物給付に変更し、外来自己負担額を変更 （入院外：対象外（償還払い）→対象（現物給付）） （外来自己負担額：対象外→500円/月） 1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A（重度） 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1	1,000円/月	500円/月	対象外	県内の医療機関等	令和2年8月診療分
宮崎県	三股町（＊）	重度心身障がい者（児）	95	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障がい者（児）医療について、入院外を現物給付に変更し、外来自己負担額を変更 （入院外：対象外（償還払い）→対象（現物給付）） （外来自己負担額：対象外→500円/月） 1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A（重度） 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1	1,000円/月	500円/月	対象外	県内の医療機関等	令和2年8月診療分
宮崎県	高原町（＊）	重度心身障害者（児）	95	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障がい者（児）医療について、入院外を現物給付に変更し、外来自己負担額を変更 （入院外：対象外（償還払い）→対象（現物給付）） （外来自己負担額：対象外→500円/月） 1.身体障害者手帳1級・2級 2.療育手帳A（重度） 3.身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1	1,000円/月	500円/月	対象外	県内の医療機関等	令和2年8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
宮崎県	国富町（＊）	重度心身障がい者（児）	95	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障がい者（児）医療について、入院外を現物給付に変更し、外来自己負担額を変更 （入院外：対象外（償還払い）→対象（現物給付）） （外来自己負担額：対象外→500円/月） 1. 身体障害者手帳1級・2級 2. 療育手帳A（重度） 3. 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *中学校卒業前までについては、子ども医療優先のため対象外	1,000円/月	500円/月	対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
宮崎県	綾町（＊）	重度心身障がい者（児）	95	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障がい者（児）医療について、入院外を現物給付に変更し、外来自己負担額を変更 （入院外：対象外（償還払い）→対象（現物給付）） （外来自己負担額：対象外→500円/月） 1. 身体障害者手帳1級・2級 2. 療育手帳A（重度） 3. 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1	病院窓口で月1,000円を支払った後、負担した1,000円については償還払い	500円/月	対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
宮崎県	高鍋町（＊）	重度心身障がい者（児）	95	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障がい者（児）医療について、入院外を現物給付に変更し、外来自己負担額を変更 （入院外：対象外（償還払い）→対象（現物給付）） （外来自己負担額：対象外→500円/月） 1. 身体障害者手帳1級・2級 2. 療育手帳A（重度） 3. 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1	1,000円/月	500円/月	対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
宮崎県	新富町（＊）	重度心身障がい者（児）	95	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障がい者（児）医療について、入院外を現物給付に変更し、自己負担額を変更、備考を追加 （入院外：対象外（償還払い）→対象（現物給付）） （自己負担額：（入院）病院窓口で月1000円を支払った後、負担した1000円については償還払い→1000円/月、（外来）対象外→500円/月） （備考：高校卒業前までについては、子ども医療優先のため対象外） 1. 身体障害者手帳1級・2級 2. 療育手帳A（重度） 3. 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *高校卒業前までについては、子ども医療優先のため対象外	1,000円/月	500円/月	対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
宮崎県	西米良村（＊）	重度心身障がい者（児）	95	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障がい者（児）医療について、入院外を現物給付に変更し、自己負担額を変更 （入院外：対象外（償還払い）→対象（現物給付）） （自己負担額：（入院）病院窓口で月1000円を支払った後、負担した1000円については償還払い→なし、（外来）対象外→なし） 1. 身体障害者手帳1級・2級 2. 療育手帳A（重度） 3. 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1	なし		対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
宮崎県	木城町（＊）	重度心身障がい者（児）	95	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障がい者（児）医療について、入院外を現物給付に変更し、自己負担額を変更、備考を追加 入院外：対象外（償還払い）→対象（現物給付）） （自己負担額：（入院）病院窓口で月1000円を支払った後、負担した1000円については償還払い→なし、（外来）対象外→なし） （備考：未就学児については、子ども医療優先） 1. 身体障害者手帳1級・2級 2. 療育手帳A（重度） 3. 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 4. 精神障害者手帳1級・2級 *未就学児については、子ども医療優先	なし		対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
宮崎県	川南町（＊）	重度心身障がい者（児）	95	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障がい者（児）医療について、入院外を現物給付に変更し、外来自己負担額を変更（入院外：対象外（償還払い）→対象（現物給付））（外来自己負担額：対象外→500円/月） 1. 身体障害者手帳1級・2級 2. 療育手帳A（重度） 3. 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1	1,000円/月	500円/月	対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
宮崎県	都農町（＊）	重度心身障がい者（児）	95	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障がい者（児）医療について、入院外を現物給付に変更し、外来自己負担額を変更（入院外：対象外（償還払い）→対象（現物給付））（外来自己負担額：対象外→500円/月） 1. 身体障害者手帳1級・2級 2. 療育手帳A（重度） 3. 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1	1,000円/月	500円/月	対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
宮崎県	門川町（＊）	重度心身障がい者（児）	95	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障がい者（児）医療について、入院外を現物給付に変更し、外来自己負担額を変更（入院外：対象外（償還払い）→対象（現物給付））（外来自己負担額：対象外→500円/月） 1. 身体障害者手帳1級・2級 2. 療育手帳A（重度） 3. 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1	1,000円/月	500円/月	対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
宮崎県	諸塚村（＊）	重度心身障がい者（児）	95	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障がい者（児）医療について、入院外を現物給付に変更し、外来自己負担額を変更（入院外：対象外（償還払い）→対象（現物給付））（外来自己負担額：対象外→500円/月） 1. 身体障害者手帳1級・2級 2. 療育手帳A（重度） 3. 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1	1,000円/月	500円/月	対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
宮崎県	椎葉村（＊）	重度心身障がい者（児）	95	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障がい者（児）医療について、入院外を現物給付に変更し、自己負担額を変更、備考を追加（入院外：対象外（償還払い）→対象（現物給付））（自己負担額：（入院）非課税世帯：なし（外来）対象外→500円/月・非課税世帯：なし）（備考：中学校卒業前までについては、子ども医療優先） 1. 身体障害者手帳1級・2級 2. 療育手帳A（重度） 3. 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1 *中学校卒業前までについては、子ども医療優先	1,000円/月 *非課税世帯 なし	500円/月 *非課税世帯 なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
宮崎県	美郷町（＊）	重度心身障がい者（児）	95	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障がい者（児）医療について、入院外を現物給付に変更し、外来自己負担額を変更（入院外：対象外（償還払い）→対象（現物給付））（外来自己負担額：対象外→500円/月） 1. 身体障害者手帳1級・2級 2. 療育手帳A（重度） 3. 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1	1,000円/月	500円/月	対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
宮崎県	高千穂町（＊）	重度心身障害者医療費助成	95	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障がい者（児）医療について、入院外を現物給付に変更し、外来自己負担額を変更（入院外：対象外（償還払い）→対象（現物給付））（外来自己負担額：対象外→500円/月） 1. 身体障害者手帳1級・2級 2. 療育手帳A（重度） 3. 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1	1,000円/月	500円/月	対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
宮崎県	日之影町（＊）	重度心身障がい者（児）	95	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障がい者（児）医療について、入院外を現物給付に変更し、外来自己負担額を変更 （入院外：対象外（償還払い）→対象（現物給付）） （外来自己負担額：対象外→500円/月） 1. 身体障害者手帳1級・2級 2. 療育手帳A（重度） 3. 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1	1,000円/月	500円/月	対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
宮崎県	五ヶ瀬町（＊）	重度心身障害者（児）	95	*平成25年4月診療分から受託している重度心身障がい者（児）医療について、入院外を現物給付に変更し、外来自己負担額を変更 （入院外：対象外（償還払い）→対象（現物給付）） （外来自己負担額：対象外→500円/月） 1. 身体障害者手帳1級・2級 2. 療育手帳A（重度） 3. 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1	1,000円/月	500円/月	対象外	県内の医療機関等	令和2年 8月診療分
宮崎県		子ども	81	*平成30年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大し、自己負担額を変更 （小学校卒業まで→中学校卒業まで） （小学生：1000円→小・中学生：200円、薬局における自己負担なしを追加） 中学校卒業まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	なし	（1診療（調剤）報酬明細書あたり） 未就学児：なし 小・中学生：200円 *薬局における自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 11月診療分
宮崎県	三股町（＊）	ひとり親家庭	88	*平成25年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、入院外の小・中学生を現物給付化し、入院及び入院外の小中学生の自己負担額を変更、備考を追加 （入院外は対象外（償還払い）→入院外は小中学生のみ現物給付） （自己負担：入院1000円/月→小・中学生なし高校生以上1,000円/月、入院外：対象外→小・中学生 なし） 1.母子及び寡婦福祉法に定める配偶者のない女子又は男子で、20歳未満の子を扶養している人 2.その扶養を受けている18歳に達する年度末までにある児童 3.18歳に達する年度末までの父母のいない児童 *未就学児については、子ども医療優先のため対象外 *入院外小中学生のみ現物給付	小・中学生 なし 高校生以上 1,000円/月	小・中学生 なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 11月診療分
宮崎県	延岡市（＊）	子ども	81	*令和2年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児等医療について、制度名を変更し、入院外の対象年齢を拡大 （乳幼児等医療→子ども医療） （入院外：12歳に達する日以後の最初の3月31日まで（歯科については15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）→15歳に達する日以後の最初の3月31日まで〔〔医科〕小・中学生は診療時間内の受診に限る〕） 入 院：15歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外：15歳に達する日以後の最初の3月31日まで〔〔医科〕小・中学生は診療時間内の受診に限る〕	乳幼児 350円 小・中学生 1,000円	350円 *薬局における自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
宮崎県	川南町（＊）	子ども	81	*平成27年9月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担額を変更 （（1診療報酬明細書ごとに）未就学児：300円→なし） 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	（1診療報酬明細書ごとに） 未就学児：なし 小学生から高校生等まで：1,000円 ※薬局における自己負担なし		対象外	県内の医療機関等	令和3年 10月診療分
宮崎県	美郷町（＊）	こども	81	*平成30年4月診療分から助成内容を変更したこども医療について、自己負担額を変更 （未就学児 350円、小・中学生 1,000円→なし） 中学校卒業まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	なし		対象外	県内の医療機関等	令和3年 10月診療分
宮崎県	諸塚村（＊）	子ども	81	*平成29年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大し、自己負担額を変更 （入院外：小学校入学前まで→中学校卒業までに拡大） （入院：未就学児350円 小・中学生1,000円 入院外：3歳未満350円 3歳以上800円→なし） 中学校卒業まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	なし		対象外	県内の医療機関等及び熊本県の指定医療機関等	令和4年 4月診療分
宮崎県	日之影町（＊）	子ども	81	*平成25年4月診療分から受託している子ども医療について、自己負担額を変更 （未就学児 350円、小・中学生 1,000円→なし） 中学校卒業まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	なし		対象外	県内の医療機関等及び熊本県の指定医療機関等	令和4年 4月診療分
宮崎県	新富町（＊）	乳幼児、児童生徒及び高校生等	81	*平成27年4月診療分から受託している乳幼児、児童生徒及び高校生等医療について、自己負担額を変更 高校卒業まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年 1月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
宮崎県	都城市（＊）	子ども	81	*令和2年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担額を変更 入院: 自己負担なし 外来: 未就学児は自己負担なし。小中学生は200円→自己負担なし。 (中学校卒業まで(15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
宮崎県	高鍋町（＊）	子ども	81	*平成29年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢の拡大 (中学校卒業まで→高校卒業までに変更) 高校卒業まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
宮崎県	高鍋町（＊）	ひとり親家庭	88	*平成25年4月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、自己負担額を変更 (入院: 月1,000円→自己負担なし) *入院外は対象外(償還払い)	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
宮崎県	川南町（＊）	子ども	81	*令和3年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、自己負担額を変更 未就学児: 自己負担なし。 小学生から高校生等まで: 1,000円→自己負担なし。 (18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
宮崎県	五ヶ瀬町（＊）	こども	81	*平成25年4月診療分から受託しているこども医療について、自己負担額を変更 未就学児: 350円→自己負担なし 小学生から中学校卒業まで: 1,000円→自己負担なし (15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
宮崎県	日南市（＊）	こども	81	*平成29年10月診療分から受託しているこども医療について、自己負担額を変更 (0歳なし) (1歳から小学校入学前まで 350円→自己負担なしに変更) (小学生から中学生まで 1,000円→入院 自己負担なし 外来 200円に自己負担を変更)	なし	(1診療報酬明細あたり) 未就学児 なし 小・中学生 200円 (2回目以降限度額まで徴収) *薬局における自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
宮崎県	諸塚村（＊）	子ども	81	*令和4年4月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢の拡大 (中学校卒業まで→高校卒業までに拡大) 15歳に達する日以後の最初の3月31日まで→18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
宮崎県	都農町（＊）	子ども	81	*平成27年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢の拡大 (中学校卒業まで→高校卒業までに拡大) 15歳に達する日以後の最初の3月31日まで→18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
宮崎県	延岡市（＊）	子ども	81	* 令和3年4月診療分から受託している子ども医療について、自己負担額を変更 (小学校入学前まで 350円→入院 自己負担なし 外来 200円に自己負担額を変更) (小学生から中学生まで 入院 1,000円 外来 350円→入院 自己負担なし 外来 200円に自己負担額を変更) ⇒小中学生については、時間内診療のみ対象(歯科を除く)	なし	(1診療報酬明細あたり) 200円 * 薬局における自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
宮崎県	木城町（＊）	子ども	81	*平成28年4月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、自己負担額を変更 (未就学児なし) (小学生から高校生等まで 800円→自己負担なしに変更)	なし		対象外	県内の医療機関等	令和5年4月診療分
宮崎県	延岡市（＊）	子ども	81	* 令和5年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (中学校卒業まで→高校生年代: 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで) 入 院: 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで 入院外: 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(小・中学生・高校生世代は診療時間内の受診に限る(歯科を除く))	なし	200円 (1診療報酬明細あたり) * 薬局における自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
宮崎県	西都市（＊）	こども	81	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （制度名：子ども→こども） （年齢：中学校卒業まで→高校生年代までに拡大） （自己負担額：小・中学生 1,000円/月→なし）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分
宮崎県	門川町（＊）	子ども	81	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （年齢：15歳まで→18歳までに拡大） ただし、中学生から高校生年代の時間外診療等については対象外	・0歳…なし ・1歳以上…医療機関毎 350円/月	・0歳…なし ・1歳以上…医療機関毎 350円/月 ・薬局での自己負担なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年 4月診療分
宮崎県	日之影町（＊）	子ども	81	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 （年齢：中学校卒業まで→高校生卒業までに拡大）	なし	なし	対象外	県内の医療機関等 及び熊本県の指定医療機関等	令和7年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和7年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
鹿児島県	全市町村	乳幼児	80	6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者 ただし、生活保護法の適用を受けている者は除く。 *住民税非課税世帯の未就学児に限る。	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	平成30年10月診療分
鹿児島県	全市町村 (*)	子ども	80	*平成30年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (6歳まで→18歳までに拡大) ・住民税非課税世帯の18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年4月診療分
鹿児島県	鹿児島市 指宿市 日置市 霧島市 始良市 徳之島町	子ども	80	住民税非課税世帯の中学生から高校生(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者)	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年4月診療分
鹿児島県	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 西之表市 垂水市 薩摩川内市 曾於市 いちき串木野市 南さつま市 志布志市 奄美市 南九州市 伊佐市 三島村 十島村 さつま町 長島町 湧水町 大崎町 東串良町 錦江町 南大隅町 肝付町 中種子町 南種子町 屋久島町 大和村 宇検村 瀬戸内町 龍郷町 喜界町 天城町 伊仙町 和泊町 知名町 与論町 (*)	子ども	80	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (住民税非課税世帯→全世帯(住民税非課税・住民税課税))	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年4月診療分
鹿児島県	鹿児島市 指宿市 日置市 霧島市 始良市 (*)	子ども	80	中学生まで(15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者) (住民税非課税世帯の18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 →中学生まで(15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者))	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和7年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

鹿児島	徳之島町 （＊）	子ども	80	未就学児まで（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者） （住民税非課税世帯の18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 →未就学児まで（6歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者））	なし	なし	対象外	県内の 医療機関等	令和7年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。